

2006（平成 18）年度
点検・評価報告書

龍谷大学

【凡例】

1. 大学基準協会の点検・評価項目との対応関係

大学基準協会の評価項目を基本にして、本学の到達点と課題が体系的に把握できるよう評価項目を設定した。「点検・評価報告書」と大学基準協会の評価項目との対応関係は、概ね次のとおりである。

【対応関係の事例】

大学基準協会の点検・評価項目		本学の「点検・評価報告書」の標題
1. 大学・学部等の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標	大項目	第1章 大学の理念・目標等
(理念・目的等)	中項目	第1節 建学の精神と教学理念
A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性	細項目 (点検評価の視点)	1. 建学の精神とその現代化の試み —人間・科学・宗教— ＜以下、現状と評価、今後の課題と改善方策等を記述＞ ＜記述に当たっては、必要に応じて、1.の下位に1)、(1)の番号を付して標題を設けた＞ ＜本文は、箇条書きを原則とし、①、イ)等の順番を付した＞

2. 前回「相互評価」申請時（1997年）の課題への対応

本学は、1997年に大学基準協会の相互評価を受けた。このとき提出した「点検・評価報告書」には、自己点検・評価の結果導き出された「今後の課題」が記載されている。この「今後の課題」に対する1997年以降の取り組み状況についても自己点検・評価を行った。その評価結果は、今回提出した「点検・評価報告書」の中に、次のように記述されている。

【記載事例】

6. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①建学の精神は、各学部教学に共通する本学における普遍的な教学理念である。
- ・・・＜中略＞・・・、今後の改革を行う場合にも、常に根本問題に立ち返り、両者の関わり合い方を深めていく必要がある。

2) その改善状況

- ①本学のカリキュラム改革は、社会の動きに迎合する人材を育成するためのものではなく、また社会から隔絶した教育を行うものでもない。それは、自らの使命感に基づき主体的に行動し社会の発展に尽くす人材の育成をめざすものであり、常に建学の精神を如何に・・・

3. キャンパス毎の教学組織

- ① 本学は「深草キャンパス（京都市）」、「大宮キャンパス（京都市）」、「瀬田キャンパス（大津市）」の3つのキャンパスを擁しているが、各キャンパスに置かれている教学組織は次のとおりである。なお、文脈等によって「キャンパス」を「学舎」と記述している箇所もある（例えば、「共同開講科目（京都学舎）」）。

【京都キャンパス】

<深草キャンパス>

- 文学部（1・2年生）
- 経済学部・経済学研究科
- 経営学部・経営学研究科
- 法学部・法学研究科
- 法務研究科（法科大学院）
- 社会科学研究所
- 人間・科学・宗教総合研究センター
 - ・矯正・保護研究センター
 - ・人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター
 - ・地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター
 - ・里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター
 - ・アフガニスタン新発見仏教遺跡学術研究調査プロジェクト
- 学術情報センター（深草図書館）
- 大学教育開発センター
- 龍谷ボランティア・NPO 活動センター

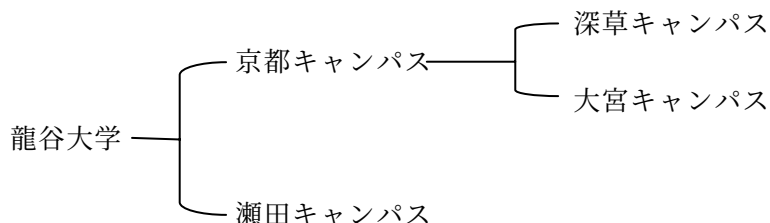
<大宮キャンパス>

- 文学部（3年生以上）・文学研究科
- 仏教文化研究所
- 学術情報センター（大宮図書館）

【瀬田キャンパス】

- 理工学部・理工学研究科
- 社会学部・社会学研究科
- 国際文化学部・国際文化学研究科
- 科学技術共同センター
- 国際社会文化研究所
- Ryukoku Extension Center (REC)
- 人間・科学・宗教総合研究センター
 - ・ハイテク・リサーチ・センター
 - ・古典籍デジタルアーカイブ研究センター
 - ・アフラシア平和開発研究センター
- 学術情報センター（瀬田図書館）

- ② 「深草キャンパス」と「大宮キャンパス」を併せて「京都キャンパス」と呼称している。



目 次

序章 認証評価（相互評価）の申請にあたって	Prologue
第1節 本学にとっての意義	Prologue, Page 1
第2節 認証評価（相互評価）申請に向けての取り組み	Prologue, Page 2
第3節 自己点検・評価の体制	Prologue, Page 4
第1章 大学の理念・目標等	Chapter 1
第1節 建学の精神と教学理念	Chapter 1, Page 1
第2節 第4次長期計画	Chapter 1, Page 3
第3節 龍谷大学のあゆみとその特徴	Chapter 1, Page 8
第4節 建学の精神・教学理念の周知方法等	Chapter 1, Page 16
第2章 各学部理念・教育目標等	Chapter 2
第1節 文学部	Chapter 2, Page 1
第2節 経済学部	Chapter 2, Page 4
第3節 経営学部	Chapter 2, Page 6
第4節 法学部	Chapter 2, Page 7
第5節 理工学部	Chapter 2, Page 9
第6節 社会学部	Chapter 2, Page 15
第7節 国際文化学部	Chapter 2, Page 18
第3章 教学組織	Chapter 3
第1節 教学組織等の拡充目標	Chapter 3, Page 1
第2節 教学組織	Chapter 3, Page 2
第4章－1 カリキュラム改革	Chapter 4-1
第4章－2 共同開講科目（京都学舎）	Chapter 4-2
第1節 理念・目標等	Chapter 4-2, Page 1
第2節 教育課程	Chapter 4-2, Page 3
第3節 学部教育課程と外国語教育	Chapter 4-2, Page 16
第4節 倫理性を培う教育	Chapter 4-2, Page 18
第5節 開設授業科目における専・兼比率等	Chapter 4-2, Page 19
第6節 教養教育の実施・運営体制	Chapter 4-2, Page 21
第4章－3 共同開講科目（瀬田学舎）	Chapter 4-3
第1節 理念・目標等	Chapter 4-3, Page 1
第2節 教育課程	Chapter 4-3, Page 3
第3節 開設授業科目における専・兼比率等	Chapter 4-3, Page 6
第4節 教養教育の実施・運営体制	Chapter 4-3, Page 8
第5章－1 文学部の教育内容・方法等	Chapter 5-1
第1節 理念・目標	Chapter 5-1, Page 1
第2節 教育課程	Chapter 5-1, Page 2
第3節 カリキュラムにおける高・大の接続	Chapter 5-1, Page 12
第4節 インターンシップ・ボランティア	Chapter 5-1, Page 15
第5節 履修科目の区分	Chapter 5-1, Page 17
第6節 授業形態と単位計算	Chapter 5-1, Page 18
第7節 単位互換・単位認定等	Chapter 5-1, Page 20
第8節 開設授業科目における専・兼比率等	Chapter 5-1, Page 22
第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮	Chapter 5-1, Page 23
第10節 教育効果の測定	Chapter 5-1, Page 25
第11節 厳格な成績評価の仕組み	Chapter 5-1, Page 28
第12節 履修指導と自主的学修の活性化	Chapter 5-1, Page 32
第13節 授業形態区分と授業方法の関係	Chapter 5-1, Page 36

第5章－2 経済学部教育内容・方法等	Chapter 5-2
第1節 理念・目標	Chapter 5-2, Page 1
第2節 教育課程	Chapter 5-2, Page 2
第3節 カリキュラムにおける高・大の接続	Chapter 5-2, Page 16
第4節 インターンシップ・ボランティア	Chapter 5-2, Page 19
第5節 履修科目の区分	Chapter 5-2, Page 22
第6節 授業形態と単位計算	Chapter 5-2, Page 23
第7節 単位互換・単位認定等	Chapter 5-2, Page 25
第8節 開設授業科目における専・兼比率等	Chapter 5-2, Page 28
第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮	Chapter 5-2, Page 29
第10節 教育効果の測定	Chapter 5-2, Page 31
第11節 厳格な成績評価の仕組み	Chapter 5-2, Page 33
第12節 履修指導と自主的学修の活性化	Chapter 5-2, Page 37
第13節 授業形態区分と授業方法の関係	Chapter 5-2, Page 40
第14節 新学科の概要（参考）	Chapter 5-2, Page 44
第5章－3 経営学部教育内容・方法等	Chapter 5-3
第1節 理念・目標	Chapter 5-3, Page 1
第2節 教育課程	Chapter 5-3, Page 2
第3節 カリキュラムにおける高・大の接続	Chapter 5-3, Page 13
第4節 インターンシップ	Chapter 5-3, Page 16
第5節 履修科目の区分	Chapter 5-3, Page 17
第6節 授業形態と単位計算	Chapter 5-3, Page 18
第7節 単位互換・単位認定等	Chapter 5-3, Page 20
第8節 開設授業科目における専・兼比率等	Chapter 5-3, Page 23
第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮	Chapter 5-3, Page 24
第10節 教育効果の測定	Chapter 5-3, Page 25
第11節 厳格な成績評価の仕組み	Chapter 5-3, Page 27
第12節 履修指導と自主的学修の活性化	Chapter 5-3, Page 30
第13節 授業形態区分と授業方法の関係	Chapter 5-3, Page 33
第5章－4 法学部教育内容・方法等	Chapter 5-4
第1節 理念・目標	Chapter 5-4, Page 1
第2節 教育課程	Chapter 5-4, Page 2
第3節 カリキュラムにおける高・大の接続	Chapter 5-4, Page 14
第4節 インターンシップ・ボランティア	Chapter 5-4, Page 17
第5節 履修科目の区分	Chapter 5-4, Page 20
第6節 授業形態と単位計算	Chapter 5-4, Page 21
第7節 単位互換・単位認定等	Chapter 5-4, Page 23
第8節 開設授業科目における専・兼比率等	Chapter 5-4, Page 26
第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮	Chapter 5-4, Page 28
第10節 教育効果の測定	Chapter 5-4, Page 29
第11節 厳格な成績評価の仕組み	Chapter 5-4, Page 31
第12節 履修指導と自主的学修の活性化	Chapter 5-4, Page 35
第13節 授業形態区分と授業方法の関係	Chapter 5-4, Page 39
第5章－5 理工学部教育内容・方法等	Chapter 5-5
第1節 理念・目標	Chapter 5-5, Page 1
第2節 教育課程	Chapter 5-5, Page 2
第3節 カリキュラムにおける高・大の接続	Chapter 5-5, Page 14
第4節 インターンシップ	Chapter 5-5, Page 20
第5節 履修科目の区分	Chapter 5-5, Page 23
第6節 授業形態と単位計算	Chapter 5-5, Page 25

第7節	単位互換・単位認定等	Chapter 5-5, Page 27
第8節	開設授業科目における専・兼比率等	Chapter 5-5, Page 29
第9節	社会人、外国人留学生等への教育上の配慮	Chapter 5-5, Page 30
第10節	教育効果の測定	Chapter 5-5, Page 31
第11節	厳格な成績評価の仕組み	Chapter 5-5, Page 35
第12節	履修指導と自主的学修の活性化	Chapter 5-5, Page 40
第13節	授業形態区分と授業方法の関係	Chapter 5-5, Page 45
第5章－6	社会学部の教育内容・方法等	Chapter 5-6
第1節	理念・目標	Chapter 5-6, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 5-6, Page 2
第3節	カリキュラムにおける高・大の接続	Chapter 5-6, Page 24
第4節	インターンシップ・ボランティア	Chapter 5-6, Page 28
第5節	履修科目の区分	Chapter 5-6, Page 30
第6節	授業形態と単位計算	Chapter 5-6, Page 32
第7節	単位互換・単位認定等	Chapter 5-6, Page 34
第8節	開設授業科目における専・兼比率等	Chapter 5-6, Page 37
第9節	社会人、外国人留学生等への教育上の配慮	Chapter 5-6, Page 38
第10節	教育効果の測定	Chapter 5-6, Page 39
第11節	厳格な成績評価の仕組み	Chapter 5-6, Page 42
第12節	履修指導と自主的学修の活性化	Chapter 5-6, Page 46
第13節	授業形態区分と授業方法の関係	Chapter 5-6, Page 50
第5章－7	国際文化学部教育内容・方法等	Chapter 5-7
第1節	理念・目標	Chapter 5-7, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 5-7, Page 2
第3節	カリキュラムにおける高・大の接続	Chapter 5-7, Page 17
第4節	インターンシップ	Chapter 5-7, Page 19
第5節	履修科目の区分	Chapter 5-7, Page 21
第6節	授業形態と単位計算	Chapter 5-7, Page 22
第7節	単位互換・単位認定等	Chapter 5-7, Page 24
第8節	開設授業科目における専・兼比率等	Chapter 5-7, Page 28
第9節	社会人、外国人留学生等への教育上の配慮	Chapter 5-7, Page 29
第10節	教育効果の測定	Chapter 5-7, Page 31
第11節	厳格な成績評価の仕組み	Chapter 5-7, Page 34
第12節	履修指導と自主的学修の活性化	Chapter 5-7, Page 38
第13節	授業形態区分と授業方法の関係	Chapter 5-7, Page 41
第5章－8	学部共通コース（京都学舎）	Chapter 5-8
第1節	理念・目標と教育課程	Chapter 5-8, Page 1
第2節	国際関係コース	Chapter 5-8, Page 4
第3節	英語コミュニケーションコース	Chapter 5-8, Page 8
第4節	スポーツサイエンスコース	Chapter 5-8, Page 13
第5節	環境サイエンスコース	Chapter 5-8, Page 17
第6節	学部共通コースの授業科目の専・兼比率等	Chapter 5-8, Page 20
第7節	受講者の状況と実績等	Chapter 5-8, Page 21
第5章－9	国際交流（学部・大学院）	Chapter 5-9
第1節	理念・目標（全学）	Chapter 5-9, Page 1
第2節	国際交流の緊密化（全学）	Chapter 5-9, Page 5
第3節	教員交換交流協定（全学）	Chapter 5-9, Page 14
第4節	海外語学研修講座（全学）	Chapter 5-9, Page 15
第5節	留学生への支援政策（全学）	Chapter 5-9, Page 17
第6節	留学生別科（全学）	Chapter 5-9, Page 19

第7節	文学部・文学研究科	Chapter 5-9, Page 25
第8節	経済学部・経済学研究科	Chapter 5-9, Page 27
第9節	経営学部・経営学研究科	Chapter 5-9, Page 28
第10節	法学部・法学研究科	Chapter 5-9, Page 29
第11節	理工学部・理工学研究科	Chapter 5-9, Page 30
第12節	社会学部・社会学研究科	Chapter 5-9, Page 31
第13節	国際文化学部・国際文化学研究科	Chapter 5-9, Page 32
第5章－10	教育改善への組織的取り組み	Chapter 5-10
第1節	理念・目標(全学)	Chapter 5-10, Page 1
第2節	大学教育開発センターの取り組み(全学)	Chapter 5-10, Page 2
第3節	シラバスの作成(全学)	Chapter 5-10, Page 10
第4節	文学部	Chapter 5-10, Page 12
第5節	経済学部	Chapter 5-10, Page 15
第6節	経営学部	Chapter 5-10, Page 17
第7節	法学部	Chapter 5-10, Page 19
第8節	理工学部	Chapter 5-10, Page 21
第9節	社会学部	Chapter 5-10, Page 23
第10節	国際文化学部	Chapter 5-10, Page 26
第5章－11	教育・学修支援	Chapter 5-11
第1節	理念・目標	Chapter 5-11, Page 1
第2節	学生の自主的な学修の促進措置	Chapter 5-11, Page 2
第3節	教育補助費	Chapter 5-11, Page 4
第4節	教育補助費の各学部の使用状況	Chapter 5-11, Page 6
第5節	学修奨励制度等	Chapter 5-11, Page 13
第6節	諸課程等	Chapter 5-11, Page 16
第6章	大学院各研究科の理念・教育目標等	Chapter 6
第1節	文学研究科	Chapter 6, Page 1
第2節	経済学研究科	Chapter 6, Page 3
第3節	経営学研究科	Chapter 6, Page 5
第4節	法学研究科	Chapter 6, Page 7
第5節	理工学研究科	Chapter 6, Page 9
第6節	社会学研究科	Chapter 6, Page 12
第7節	国際文化学研究科	Chapter 6, Page 14
第7章－1	文学研究科の教育内容・方法等	Chapter 7-1
第1節	理念・目標	Chapter 7-1, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 7-1, Page 2
第3節	単位互換・単位認定	Chapter 7-1, Page 9
第4節	社会人院生・外国人留学生への教育上の配慮	Chapter 7-1, Page 11
第5節	研究指導等	Chapter 7-1, Page 13
第6節	教育効果の測定	Chapter 7-1, Page 15
第7節	成績評価法	Chapter 7-1, Page 16
第8節	教育・研究指導の改善	Chapter 7-1, Page 17
第9節	学位授与	Chapter 7-1, Page 18
第7章－2	経済学研究科の教育内容・方法等	Chapter 7-2
第1節	理念・目標	Chapter 7-2, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 7-2, Page 2
第3節	単位互換・単位認定	Chapter 7-2, Page 8
第4節	社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮...	Chapter 7-2, Page 9
第5節	研究指導等	Chapter 7-2, Page 11
第6節	教育効果の測定	Chapter 7-2, Page 15

第7節	成績評価法	Chapter 7-2, Page 16
第8節	教育・研究指導の改善	Chapter 7-2, Page 17
第9節	学位授与	Chapter 7-2, Page 19
第7章－3	経営学研究科の教育内容・方法等	Chapter 7-3
第1節	理念・目標	Chapter 7-3, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 7-3, Page 2
第3節	単位互換・単位認定	Chapter 7-3, Page 8
第4節	社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮...	Chapter 7-3, Page 9
第5節	研究指導等	Chapter 7-3, Page 11
第6節	教育効果の測定	Chapter 7-3, Page 14
第7節	成績評価法	Chapter 7-3, Page 15
第8節	教育・研究指導の改善	Chapter 7-3, Page 16
第9節	学位授与	Chapter 7-3, Page 17
第7章－4	法学研究科の教育内容・方法等	Chapter 7-4
第1節	理念・目標	Chapter 7-4, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 7-4, Page 2
第3節	単位互換・単位認定	Chapter 7-4, Page 11
第4節	社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮...	Chapter 7-4, Page 12
第5節	研究指導等	Chapter 7-4, Page 14
第6節	教育効果の測定	Chapter 7-4, Page 16
第7節	成績評価法	Chapter 7-4, Page 17
第8節	教育・研究指導の改善	Chapter 7-4, Page 18
第9節	学位授与	Chapter 7-4, Page 19
第7章－5	理工学研究科の教育内容・方法等	Chapter 7-5
第1節	理念・目標	Chapter 7-5, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 7-5, Page 2
第3節	単位互換・単位認定	Chapter 7-5, Page 11
第4節	社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮...	Chapter 7-5, Page 13
第5節	研究指導等	Chapter 7-5, Page 15
第6節	教育効果の測定	Chapter 7-5, Page 19
第7節	成績評価法	Chapter 7-5, Page 20
第8節	教育・研究指導の改善	Chapter 7-5, Page 21
第9節	学位授与	Chapter 7-5, Page 23
第7章－6	社会学研究科の教育内容・方法等	Chapter 7-6
第1節	理念・目標	Chapter 7-6, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 7-6, Page 2
第3節	単位互換・単位認定	Chapter 7-6, Page 7
第4節	社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮...	Chapter 7-6, Page 8
第5節	研究指導等	Chapter 7-6, Page 10
第6節	教育効果の測定	Chapter 7-6, Page 12
第7節	成績評価法	Chapter 7-6, Page 13
第8節	教育・研究指導の改善	Chapter 7-6, Page 14
第9節	学位授与	Chapter 7-6, Page 15
第7章－7	国際文化学研究科の教育内容・方法等	Chapter 7-7
第1節	理念・目標	Chapter 7-7, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 7-7, Page 2
第3節	単位互換・単位認定	Chapter 7-7, Page 7
第4節	社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮...	Chapter 7-7, Page 8
第5節	研究指導等	Chapter 7-7, Page 9
第6節	教育効果の測定	Chapter 7-7, Page 11

第7節	成績評価法	Chapter 7-7, Page 12
第8節	教育・研究指導の改善	Chapter 7-7, Page 13
第9節	学位授与	Chapter 7-7, Page 14
第7章－8	法務研究科の教育内容・方法等	Chapter 7-8
第1節	理念・目標	Chapter 7-8, Page 1
第2節	教育課程	Chapter 7-8, Page 2
第3節	教育内容・方法を維持するための方途	Chapter 7-8, Page 5
第7章－9	院生の学修・研究への支援措置	Chapter 7-9
第1節	理念・目標等	Chapter 7-9, Page 1
第2節	支援措置の概要	Chapter 7-9, Page 2
第3節	大学の支援措置	Chapter 7-9, Page 4
第4節	関係団体等の支援措置	Chapter 7-9, Page 12
第8章－1	学生の受け入れ	Chapter 8-1
第1節	理念・目標（全学）	Chapter 8-1, Page 1
第2節	学生募集方法等（全学）	Chapter 8-1, Page 2
第3節	入学者選抜方法（全学）	Chapter 8-1, Page 7
第4節	入学者受け入れ方針等（全学）	Chapter 8-1, Page 13
第5節	入学者選抜の仕組み等（全学）	Chapter 8-1, Page 15
第6節	入学者選抜方法の検証（全学）	Chapter 8-1, Page 17
第7節	定員管理（全学）	Chapter 8-1, Page 19
第8節	退学者・編入学者（全学）	Chapter 8-1, Page 21
第9節	文学部	Chapter 8-1, Page 23
第10節	経済学部	Chapter 8-1, Page 27
第11節	経営学部	Chapter 8-1, Page 30
第12節	法学部	Chapter 8-1, Page 33
第13節	理工学部	Chapter 8-1, Page 39
第14節	社会学部	Chapter 8-1, Page 43
第15節	国際文化学部	Chapter 8-1, Page 46
第8章－2	院生の受け入れ	Chapter 8-2
第1節	理念・目標（全学）	Chapter 8-2, Page 1
第2節	学生募集方法（全学）	Chapter 8-2, Page 2
第3節	門戸開放（全学）	Chapter 8-2, Page 4
第4節	社会人院生の受け入れ状況（全学）	Chapter 8-2, Page 5
第5節	文学研究科	Chapter 8-2, Page 6
第6節	経済学研究科	Chapter 8-2, Page 11
第7節	経営学研究科	Chapter 8-2, Page 17
第8節	法学研究科	Chapter 8-2, Page 21
第9節	理工学研究科	Chapter 8-2, Page 26
第10節	社会学研究科	Chapter 8-2, Page 31
第11節	国際文化学研究科	Chapter 8-2, Page 35
第9章	教員組織（学部・大学院）	Chapter 9
第1節	理念・目標（全学）	Chapter 9, Page 1
第2節	教養教育（共同開講科目）の教員組織（全学）	Chapter 9, Page 5
第3節	教員間の連絡調整（全学）	Chapter 9, Page 7
第4節	教育研究支援職員・研究支援職員（全学）	Chapter 9, Page 10
第5節	教員の募集・任免・昇格等の基準・手続（全学）	Chapter 9, Page 14
第6節	教育研究活動の評価（全学）	Chapter 9, Page 16
第7節	大学と併設短大との関係（全学）	Chapter 9, Page 18
第8節	文学部・文学研究科	Chapter 9, Page 19
第9節	経済学部・経済学研究科	Chapter 9, Page 24

第10節	経営学部・経営学研究科	Chapter 9, Page 30
第11節	法学部・法学研究科	Chapter 9, Page 35
第12節	理工学部・理工学研究科	Chapter 9, Page 43
第13節	社会学部・社会学研究科	Chapter 9, Page 51
第14節	国際文化学部・国際文化学研究科	Chapter 9, Page 57
第10章	研究活動と研究環境(学部・大学院)	Chapter 10
第1節	理念・目標等(全学)	Chapter 10, Page 1
第2節	教育研究組織単位間の研究上の連携(全学)	Chapter 10, Page 3
第3節	仏教文化研究所(主に文学部)	Chapter 10, Page 5
第4節	社会科学研究所(主に経済学部・経営学部・法学部)	Chapter 10, Page 14
第5節	科学技術共同研究センター(主に理工学部)	Chapter 10, Page 20
第6節	国際社会文化研究所(主に社会学部・国際文化学部)	Chapter 10, Page 25
第7節	人間・科学・宗教総合研究センター(全学)	Chapter 10, Page 29
第8節	ハイテク・リサーチ・センター	Chapter 10, Page 30
第9節	古典籍デジタルアーカイブ研究センター	Chapter 10, Page 32
第10節	矯正・保護研究センター	Chapter 10, Page 34
第11節	アフラシア平和開発研究センター	Chapter 10, Page 37
第12節	人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター	Chapter 10, Page 39
第13節	地域人材・公共政策開発システム・オープン・リサーチ・センター	Chapter 10, Page 41
第14節	里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター	Chapter 10, Page 43
第15節	アフガニスタン新発見仏教遺跡学術研究調査プロジェクト	Chapter 10, Page 45
第16節	人間総研全体の今後の課題と改善方策	Chapter 10, Page 46
第17節	学内研究助成制度(全学)	Chapter 10, Page 47
第18節	競争的研究環境の創出等(全学)	Chapter 10, Page 55
第19節	博士研究員制度(全学)	Chapter 10, Page 60
第20節	研究施設・研究時間(全学)	Chapter 10, Page 62
第21節	文学部・文学研究科	Chapter 10, Page 64
第22節	経済学部・経済学研究科	Chapter 10, Page 67
第23節	経営学部・経営研究科	Chapter 10, Page 69
第24節	法学部・法学研究科	Chapter 10, Page 71
第25節	理工学部・理工学研究科	Chapter 10, Page 74
第26節	社会学部・社会学研究科	Chapter 10, Page 79
第27節	国際文化学部・国際文化学研究科	Chapter 10, Page 81
第11章	施設・設備等(学部・大学院)	Chapter 11
第1節	理念・目標(全学)	Chapter 11, Page 1
第2節	基本施設・設備の整備(全学)	Chapter 11, Page 2
第3節	キャンパス・アメニティ等(全学)	Chapter 11, Page 9
第4節	利用上の配慮(全学)	Chapter 11, Page 12
第5節	組織・管理体制(全学)	Chapter 11, Page 14
第6節	深草キャンパス	Chapter 11, Page 16
第7節	大宮キャンパス	Chapter 11, Page 22
第8節	瀬田キャンパス	Chapter 11, Page 27
第9節	情報インフラ	Chapter 11, Page 33
第12章	学術情報センター(学部・大学院)	Chapter 12
第1節	理念・目標	Chapter 12, Page 1
第2節	図書および学術資料等の収集方針	Chapter 12, Page 2
第3節	図書等の整備状況等	Chapter 12, Page 6
第4節	図書館施設の規模・機器・備品	Chapter 12, Page 11
第5節	図書館利用者に対する利用上の配慮	Chapter 12, Page 14

第6節	学術情報へのアクセス	Chapter 12, Page 23
第7節	地域への開放の状況	Chapter 12, Page 25
第13章	社会貢献（学部・大学院）	Chapter 13
第1節	理念・目標	Chapter 13, Page 1
第2節	Ryukoku Extension Center (REC)	Chapter 13, Page 2
第3節	REC事業（生涯学習・リカレント教育・相談事業等） ...	Chapter 13, Page 5
第4節	REC事業（産官学連携事業）	Chapter 13, Page 9
第5節	REC事業（学生ベンチャー育成事業）	Chapter 13, Page 19
第6節	知的財産センター	Chapter 13, Page 21
第7節	龍谷ボランティア・NPO活動センターの事業 ...	Chapter 13, Page 22
第8節	各部署における取り組み	Chapter 13, Page 24
第14章	学生生活（学部・大学院）	Chapter 14
第1節	理念・目標	Chapter 14, Page 1
第2節	学生への経済的支援	Chapter 14, Page 2
第3節	学生の福利厚生	Chapter 14, Page 6
第4節	学生相談の体制等	Chapter 14, Page 8
第5節	課外（サークル）活動	Chapter 14, Page 11
第6節	学生の自治活動	Chapter 14, Page 17
第7節	就職・進路支援活動	Chapter 14, Page 19
第8節	進路指導・支援活動（大学院）	Chapter 14, Page 29
第15章	人権・健康管理等（学部・大学院）	Chapter 15
第1節	理念・目標	Chapter 15, Page 1
第2節	人権に関わる研究・教育・啓発	Chapter 15, Page 2
第3節	身体障がい者への教育援助	Chapter 15, Page 4
第4節	男女共同参画	Chapter 15, Page 10
第5節	ハラスメントの防止等	Chapter 15, Page 15
第6節	健康管理センター（診療所）	Chapter 15, Page 17
第16章	管理運営（学部・大学院）	Chapter 16
第1節	法人と大学の管理運営の原則	Chapter 16, Page 1
第2節	法人と大学の管理運営	Chapter 16, Page 3
第3節	大学の審議決定機関等と意思決定プロセス	Chapter 16, Page 9
第4節	学長の選任と権限	Chapter 16, Page 13
第5節	副学長および学長補佐の選任と権限	Chapter 16, Page 15
第6節	学部長の選任と権限	Chapter 16, Page 18
第7節	教授会	Chapter 16, Page 20
第8節	大学院の管理運営	Chapter 16, Page 24
第17章	財務（学部・大学院）	Chapter 17
第1節	財政の理念・目標	Chapter 17, Page 1
第2節	財政の基本計画	Chapter 17, Page 2
第3節	外部資金の獲得等	Chapter 17, Page 6
第4節	予算の配分と執行	Chapter 17, Page 7
第5節	財務監査	Chapter 17, Page 10
第6節	私立大学財政の財務比率	Chapter 17, Page 11
第7節	財務全体の評価と課題	Chapter 17, Page 15
第18章	事務組織（学部・大学院）	Chapter 18
第1節	事務組織編成の基本方針（理念・目標）	Chapter 18, Page 1
第2節	事務組織と教学組織との連携	Chapter 18, Page 2
第3節	事務組織の役割	Chapter 18, Page 5
第4節	事務職員育成制度	Chapter 18, Page 10
第19章	自己点検・評価（学部・大学院）	Chapter 19

第1節	理念・目標	Chapter 19, Page 1
第2節	自己点検・評価制度等の整備	Chapter 19, Page 2
第3節	自己点検・評価と改善・改革システム	Chapter 19, Page 6
第4節	指摘事項への対応	Chapter 19, Page 8
第20章	情報公開・説明責任（学部・大学院）	Chapter 20
第1節	理念・目標	Chapter 20, Page 1
第2節	財政公開	Chapter 20, Page 2
第3節	自己点検・評価の公表	Chapter 20, Page 4
第4節	大学関係者の情報公開請求等への対応	Chapter 20, Page 5
終章	自己点検・評価のまとめ	Epilogue

序章 認証評価（相互評価）の申請にあたって

第1節 本学にとっての意義

本学の建学の精神は、「真実を求め、真実に生き、真実を顕らかにする」という親鸞聖人の教えに拠るものである。第2次長期計画によって理工学部が創設（1989年）された以降は、この建学の精神を「人間・科学・宗教」というキーワードに集約している。本学は、この建学の精神を、大学の教学として具体化することを根本的な経営理念として大学改革を進めてきた。この本学の大学改革は、1975年以降は、「長期計画方式」によって進められている。現在は、第4次長期計画（2000～2009年）の中間点にある。この本学の長期計画策定過程には次のような特徴がある。

- ①従前の長期計画の到達点を踏まえ、大学を取り巻く情勢の変化に対応して、建学の精神に基づく教学をどのように展開すべきか、という視点を常に根本に置いて検討していること。その際、教学と経営を統合した政策課題を戦略的観点から設定するべく努めてきたこと。
- ②長期計画の立案過程においては、本学教職員の総意を結集することを重視し、学長の諮問機関である「企画委員会」等で策定された長期計画（案）を全学的な討議に付したうえで、その基本的な方向性を決定していること。

このような長期計画の策定過程においては、旧課題の総括と新課題の設定という作業が必ず含まれており、その意味ではこの過程は本学の総合的な自己点検・評価の過程でもあった。こうした自己点検・評価の過程があったからこそ、新たな大学創造の方向性が明確になり、紆余曲折を経ながらも、それに成功してきたといえることができる。

第4次長期計画による新たな教学政策の遂行により、本学の教学分野の多様化は、過去最高の水準に到達しているといえる。今後は、その質的充実（高度化）が、より重要な課題となってくると予測される。

しかし、教学分野が多様化するにつれて、教育、研究、社会貢献、意思決定機関、事務組織等、各分野に係わる問題点は複雑化しており、その問題点と改善・改革課題をより客観的・総合的に把握する必要性が高まっている。現在、本学は、第4次長期計画の前半期の中間総括を行い、後半期計画の策定を進めており、そのいくつかは実施段階に入っている。

この時点において、本学全体を総合的に自己点検・評価し、それを認証評価機関による第三者評価に付して、本学の大学改革の問題点と課題をより客観的・総合的に把握することが適切であると判断した。本学が、大学基準協会に対して行う認証評価（相互評価）申請の意義はここにある。

第2節 認証評価（相互評価）申請に向けての取り組み

本学は、前述した認証評価（相互評価）申請の意義を踏まえつつ、学校教育法を遵守し、大学基準協会の維持会員としての責務をも果たすために、全学的な自己点検・評価体制を整備し、それを全学的に進めてきた。その主な経過は次のとおりである。

<2004 年度>

- ①第1回大学評価委員会（2004年4月28日）
 - イ）大学評価をめぐる動向について
 - ロ）自己点検評価の全学体制（人員配置等）について
 - ハ）自己点検評価項目について
 - ニ）自己点検評価の試行的開始（文学部等）について
※点検・評価項目の柱だて等を検討するために、文学部で試行的に自己点検評価を開始した。
- ②第1回全学大学評価会議（2004年5月10日）
 - イ）「認証評価機関への認証評価申請に関する基本方針」について
※本学の「認証評価機関」は「大学基準協会」とする旨を決定した。
- ③第2回大学評価委員会（2004年10月1日）
 - イ）大学評価をめぐる動向について
 - ロ）大学基礎データ表24「専任教員の教育・研究業績」の作成方法について
- ④第2回全学大学評価会議（2004年10月14日）
 - イ）大学基礎データ表24「専任教員の教育・研究業績」の作成の各学部長への依頼
- ⑤第3回大学評価委員会（2004年11月12日）
 - イ）大学評価をめぐる動向について
 - ロ）「点検・評価報告書（第1次草案）」の作成方法等について
- ⑥第4回大学評価委員会（2005年1月14日）
 - イ）大学評価をめぐる動向について
 - ロ）学内向け大学評価ニュース紙の発行について
 - ハ）自己点検評価にともなう改善課題について
 - ニ）各学部における自己点検評価体制の整備について
- ⑦第3回全学大学評価会議（2005年1月20日）
 - イ）大学基礎データ表24「専任教員の教育・研究業績」の作成状況について
 - ロ）自己点検評価にともなう各学部の改善課題について
- ⑧自己点検評価に関する全学部説明会（2005年1月21日）
 - イ）自己点検評価にともなう改善課題の実施について
 - ロ）各学部における自己点検評価体制の整備について

<2005 年度>

- ⑨「点検・評価報告書（第1次草案）」の概ね完成（2005年5月下旬）
- ⑩第1回大学評価委員会（2005年5月20日）
 - イ）大学評価をめぐる動向について
 - ロ）認証評価申請に向けた作業日程等について
 - ハ）「点検・評価報告書（第2次草案）」の作成方法について
- ⑪第1回全学大学評価会議（2005年5月26日）
 - イ）認証評価申請に向けた作業日程等について
 - ロ）「点検・評価報告書（第2次草案）」の作成方法について
- ⑫各部署へ「点検・評価報告書（第2次草案）」の作成依頼（2005年6～7月）
- ⑬「点検・評価報告書（第2次草案）」の概ね完成（2006年1月下旬）
- ⑭第2回全学大学評価会議（2006年1月26日）
 - イ）「点検・評価報告書（最終草案）」の点検について
 - ロ）2006年度認証評価申請の決定

※2006 年度、大学基準協会へ認証評価申請する旨を決定。

ハ) 認証評価申請にともなう各学部の対応体制の整備について

⑮第 2 回大学評価委員会 (2006 年 1 月 27 日)

イ) 「点検・評価報告書 (最終草案)」の点検について (全学大学評価会議決定事項の報告・承認)

ロ) 認証評価申請にともなう各学部の対応体制の整備について (全学大学評価会議決定事項の報告・承認)

⑯自己点検評価に関する全学部説明会 (2006 年 2 月 2 日)

イ) 「点検・評価報告書 (最終草案)」の点検依頼

ロ) 認証評価申請にともなう各学部の対応体制の整備について

⑰各部署へ「点検・評価報告書 (最終草案)」の点検依頼 (2006 年 1~2 月)

⑱第 3 回大学評価委員会 (2006 年 3 月) <持ち回り>

イ) 「点検・評価報告書」を承認

ロ) 2006 年度大学評価委員について

⑲第 3 回全学大学評価会議 (2006 年 3 月 23 日)

イ) 「点検・評価報告書」を承認

第3節 自己点検・評価の体制

本学は、自己点検・評価を日常的に遂行するために、「大学評価に関する規程」等に基づいてその体制を整備している。それに基づいて、本学の自己点検・評価を推進する主な組織とその構成員は次のとおりである。

【全学大学評価会議：16名】＜2005年度＞

議長	神子上 惠群（学長）
副議長	武久 征 治（副学長／大学評価委員会委員長）
委員	若原 道 昭（副学長）
	中 川 法 城（文学部長）
	西 垣 泰 幸（経済学部長）
	由 井 浩（経営学部長）
	石 田 徹（法学部長）
	四ッ谷 晶二（理工学部長）
	亀 山 佳 明（社会学部長：2005年12月7日まで）
	金子 龍太郎（社会学部長代行：2005年12月8日から）
	（社会学部長：2006年1月19日から）
	須 藤 護（国際文化学部長）
	加 藤 博 史（短期大学部長）
	萬 井 隆 令（法務研究科長）
	村 永 行 善（事務局長）
	小 川 信 正（総務局長）
	平 野 武（大学評価委員会副委員長／法学部教授）
	櫻 井 昇（大学評価委員会副委員長／大学評価・内部監査室長）

【大学評価委員会：14名】＜2005年度＞

委員長	武久 征 治（担当副学長）
副委員長	平 野 武（法学部教授）
〃	櫻 井 昇（大学評価・内部監査室長）
委員	西 山 龍 吉（文学部教授）
	伊 藤 敏 和（経済学部教授）
	三 島 倫 八（経営学部教授）
	堂 下 修 司（理工学部教授）
	時 本 義 昭（社会学部助教授）
	二 葉 晃 文（国際文化学部教授）
	阪 口 春 彦（短期大学部助教授）
	室 住 賢 一（教学部事務部長）
	井野谷文 三（学生部次長）
	橋 本 正 義（キャリア開発部事務部長）
	辻 川 淳 一（研究部次長）

【担当事務部署】

大学評価・内部監査室

第1章 大学の理念・目標等

第1節 建学の精神と教学理念

【理念・目的等】

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

1. 建学の精神とその現代化の試み－人間・科学・宗教－

1) 建学の精神

本学の建学の精神は、「真実を求め、真実に生き、真実を顕らかにする」という親鸞聖人の教えに拠るものであり、絶対平等の普遍的根拠に立脚することによって人間の総てを相対的に捉えてその有限性を自覚し、人間至上主義・自己中心性を脱却して、普遍的に思考し、かつ自立的に行動することを志向する人格主体を形成するところにある。

本学は、すべての人間は人間を超える絶対無限の根拠より真実を与えられていることを絶えず自覚して深く学問を追究し、広い知識を蓄え、高い教養を身につけ、絶えず普遍的真理を求め、真に人間たるに相応しい世界を切り拓くために、社会の一員として努力する人間の育成をめざすものである。これは、浄土真宗の精神を建学の拠所としてさまざまな教学活動を展開している本学の基本的な教学理念でもあり、総ての教学活動の基調として位置づけられている。

2) 人間・科学・宗教

本学は第2次長期計画によって、理工学部を擁する総合大学となったことを契機として、現代および未来社会における新たな龍谷大学像を創造する基本理念を「人間・科学・宗教」というキーワードに集約した(1991年)。人文・社会・自然科学に代表される近代の科学的学問は、現象の構造や法則性を明らかにしつつ、それを科学技術や社会政策に応用することによって文明を築いてきた。これは人類の輝かしい成果であると同時に、それが“いのち”の尊厳と平和とを希求する人類共通の願いに逆行する結果を惹起してきたこともまた事実である。

この反省に立つ時、人類が新たにめざすべきものは、一切の“いのち”が絶対無限の平等に生かされて存在することを現わす「共生(ともいき)」の世界である。今後の学問においては、これを可能にすべき方途が模索され、構築されていかなねばならない。

その際に忘れてはならないことは、「人間とは何か」を問い、明らかにしていかなければならないという点である。しかし、それは人間個人にとって極めて困難である。なぜなら、人間の本性としての自己中心性、加えて近代の所産である自我偏重・人間至上主義の思潮が、その内省を妨げているからに他ならない。思えば戦争や自然破壊など、20世紀において人類が経験した惨禍は、自らへの反省を忘却した人間至上主義の驕りに由来するものであったといえよう。このような人間の自己中心性と限りない欲望を指摘し、これが争いを生み、幸福を奪うという根本的構造を明らかにする宗教こそ仏教に他ならない。

本学の建学の精神は、浄土真宗が顕わす価値観、世界観、そして人間観にあり、「人間(自分)とは何なのか」、「人間はどのように生きるべきか」ということを問い、明らかにしていくものである。親鸞聖人を祖と仰ぐ浄土真宗の伝統に連なって、これを学問し、その蓄積を有する本学が、「人間」と「科学」のみで構成されてきた学問体系に「宗教(仏教)」を加えることによって、これらが相互に連携し合えば、21世紀における新しい知を創造する可能性が開かれるであろう。本学が、学問・研究の基本理念として「人間・科学・宗教」を掲げる所以である。

本学は、このような視点に立脚して、現代社会の調和的発展のために尽力する人材の養成をめざしている。人間社会の高度化と自然破壊や紛争等が同時進行している現代社会の諸問題を勘案するならば、このような本学の建学の精神・教学理念は、仏教系私立総合大学とし

ての教学理念にふさわしい特色を備えているといえる。

2．今後の課題と改善方策

本学の教学活動をとおして、さらに建学の精神を深めていく。

第2節 第4次長期計画

【理念・目的等の検証】

C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

1. 第4次長期計画の基本理念

本学は、建学の精神を21世紀において実現するために、第4次長期計画（計画期間2000～2009年）を策定し、現在、それに基づいた諸事業を推進している。この長期計画においては、「共生（ともいき）をめざすグローバル*大学」を大学創造の基本理念として掲げている。

1) 「共生（ともいき）」について

本学は、20世紀の「科学至上主義」や「もの中心の考え方」に対する反省に立ち返り、「私のいのちが他のいのちによって生かされており、また私が生きる意味は他のいのちを生かすことによって実現する」という共生（ともいき）の理念を追求することを目的とした大学の創造を第一に掲げた。

本学はこの理念をもって、他を生かすことが自らを生かすことになるという考え方で生きる人間像を求めるべきであると考え、このような学生を育成すること、またこのような視点をもって21世紀の文化や科学を創造していくことをめざす。

2) 「グローバル大学」について

21世紀における大学を取り巻く環境変化のひとつとして、グローバリゼーションがあげられる。日本社会そのものがボーダレス化し諸外国社会との融和が進む中で、世界との交流のあり方が国家対国家の関係から地域対地域の関係へと変容しつつある。大学教育も、国家の枠組みの中のみでなく、世界を意識し諸外国の競合と協調が求められている。

研究においても、世界を意識した展開が求められる。諸外国においては大学における研究がその国の産業力に直結する状況にある。そして、日本でも大学の研究成果を産業に直接還元することが求められており、その対応に取り組むことが必要となっている。また研究そのものは、さらにグローバル化が進んでおり、世界に伍する研究活動・研究成果が求められるようになってきた。

本学はこのように世界を意識した教学を展開していく。その基盤となるものを「地域」におき、また「特定・特化」されたものに求め、これを世界水準で展開することをめざしている。このような社会的状況と本学の建学の精神を融合させ、本学の教学のグローバル化とローカル化を統一的に推進し得る大学像として「グローバル大学」という理念を掲げている。

2. 教学改革の基本方向

前述の基本理念に基づく教学創造を促進するため、教学の「高度化」、「多様化」、「流動化」、「個性化」を改革の基本方向として定めている。

- ①高度化：グローバル大学の創造を掲げる本学は、本学の理念・資源に見合う選択的分野を定め、この分野における国際的通用性のある教学を展開し、本学における教育・研究活動とその成果が世界に認知されることをめざして「高度化」に取り組んでいく。また、次世代の文化や科学技術の創造に寄与する研究の推進と、このような研究に寄与する人材の養成にも取り組んでいく。さらに、このような世界水準の研究を支える基礎的な研究についても推進していく。

*グローバル[glocal]：ローカル[local]とグローバル[global]との合成語であり、ローカル（地域・特定・具体的事象）を実体として捉え、グローバル（地球・世界・全体・普遍性）を見据えるもの。本学のめざすべきあり方を示すとともに、本学が取り組む教学の主題・対象・手法となりうるものである。

- ②多様化：今後、本学は、ますます多様な人たちが学ぶ“場”となっていく。高等学校を卒業し、本学に入学してきた学生だけでなく、社会人や主婦、高齢者など、様々なライフステージにおいて、自らの知的関心を究めようとする人々に対しても広く門戸を開いていく。社会そのものが多様化していく中で、本学の教学体系を多様化することによって社会的使命を果たしていく。
- ③流動化：教学の高度化・多様化をはかるためには、学外への発信や社会還元、学外から評価や支援を獲得していくという双方向の流動化が不可欠である。例えば、教育の一環として、本学の学生を産業界（実社会）に派遣することにより、その経験を通じて、学生自身が大学で学ぶ意味を再発見することができる。大学は社会の知的基盤を構築していく重要な役割を担っている。本学の教学がさらなる発展を遂げるために、社会との相互交流が重要であることを常に認識して、教学創造に取り組んでいく。
- ④個性化：高度化・多様化・流動化という改革方向を追求し、本学独自の教学の特色を明確にしていく。社会に認知される個性的な教学の創造に努め、そのことによって本学の社会的支持基盤を広げていく。

3．第4次長期計画の基本目標

第4次長期計画の基本理念と改革の基本方向に基づいて、次のような大学を創造することを基本目標としている。

- ①建学の精神に基づき、真実を求め自分の生きる意味について考えることができる、豊かな人間性を持ち、かつ、主体的に思考し、行動する人材を輩出する大学。
- ②世界的水準において「この分野については『龍谷大学』を外すことができない」といわれる教育・研究分野を確立し、それを担っていく次世代の人材を育成することによって、世界から期待される大学。
- ③地域社会の教学の拠点として地域社会の発展に寄与しつつ、その取り組みを教学に還元することにより大学の発展を実現し、地域社会とともにさらなる発展を遂げる大学。
- ④本学が世界水準に達する高度な教学を有する総合大学として、多様な学修主体者に対して多様な教育を提供する大学。
- ⑤多様な教育システムを構築し、本学で学んだ者が「龍谷大学で学び、自らを磨き上げた」ことに誇りを感じる大学。
- ⑥受験生はもとより、国内外からその個性が認知され、発展が期待される大学。

4．第4次長期計画の中間到達点

基本目標を達成するために長期計画に基づいて具体的な事業を遂行してきたが、計画期間半ばにして到達した政策は、主に次のとおりである。

1) カリキュラム改革

1988年に抜本的なカリキュラム改革（第1次カリキュラム改革）を行い、さらに大学設置基準の大綱化を受け1994年に行ったカリキュラム改革（第2次カリキュラム改革）の成果を継承しつつ、現在は、21世紀を展望した新たな教育システムを構築するためにカリキュラム改革を進めている（第3次カリキュラム改革）。

- ①京都学舎：学部教育（学士課程）4年間一貫教育システムを実現させるために、系統的・体系的な教育課程を編成し、専門的素養を身につけた教養人の養成を目標にした教育課程の改革を検討し、次のような改革を行った。
 - イ）外国語教育の改革（履修方法の弾力化、必修単位を2単位増加し12単位に）。
 - ロ）経済学部・経営学部・法学部の学部共通コースに「環境サイエンスコース」を開設。
- ②瀬田学舎：3学部（理工学部、社会学部、国際文化学部）の人文・社会・自然科学系の教学分野を有しているという総合性を活かした教養教育の改革を進めた。その際、次の

視点を設定した。

- イ) 社会の変化に主体的に対応し、自らの将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力（課題探求能力）の育成を重視する。
- ロ) そのために、学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることのできる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置づけることのできる人材を育てる。
- ハ) このような人材養成を促す教養教育を展開するにあたり、瀬田学舎の人文・社会・自然3つの学問分野にバランスよく科目を配置するとともに、瀬田学舎の知的資源を活かすために、「情報」、「福祉」、「国際」、「環境」を主なキーワードとして、今日的テーマ・問題・ニーズに対応した科目を配置し、これらの科目を系統的に履修できるカリキュラム体系を構築する。

2) 高大接続教育の新展開

平安高等学校との教育連携の強化：本学は、浄土真宗本願寺派立関係の高等学校のうち、特に北陸高校、崇徳高校、平安高校との間で教育連携を行っているが、平安高校に「プログラムコース（龍谷大学特進コース）」を開設した（2003年）。

3) 教育組織の拡充等

- ①理工学部「情報メディア学科」、「環境ソリューション工学科」の開設（2003年）
- ②社会学部コミュニティマネジメント学科の開設（2004年）
- ③NPO・地方行政研究コースの開設（法学研究科・経済学研究科共同運営コース）（2003年）
- ④経営学研究科ビジネスコースの改革
- ⑤国際文化学研究科博士課程の開設（2002年）
- ⑥専門職大学院＜大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）＞の開設（2005年）

上記の他に、現在、経済学部経済学科を現代経済学科と国際経済学科の2学科に改組する準備を進めている。2006年4月には発足する予定である。

4) 研究組織の拡充

「人間・科学・宗教総合研究センター」を世界水準の研究推進のための拠点として開設した（2001年）。多様な学術研究の視点から、領域を横断・融合する選択的な研究分野を創出し、この活動や成果を世界に発信する母体としてこれを位置づけた。現在、学外資金を活用して高度化推進事業のプロジェクトが進行している。

- ①第2期ハイテク・リサーチ・センター
- ②古典籍デジタルアーカイブ研究センター
- ③矯正・保護研究センター
- ④人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター
- ⑤地域人材・公共政策開発システム・オープン・リサーチ・センター
- ⑥里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター
- ⑦アフラシア平和開発研究センター
- ⑧アフガニスタン新発見仏教遺跡学術調査研究プロジェクト

5) 教育改善推進組織および社会貢献活動推進組織の拡充

- ①大学教育開発センターの開設（2001年）
- ②REC京都の開設（2001年）
- ③龍谷ボランティア・NPO活動センターの開設（2001年）

以上1)～5)のとおり、新たに多様な事業展開を開始したことにより、グローバル大学の創造へ向けた基盤整備が進み、貴重な成果があがりつつある。今後は、これらの基盤や成果

をもとに、その質的充実をはかり、如何にして実績をあげていくかが課題となる。しかし、教育改革については、その成果は必ずしも十分であるとはいえず、この面での改革を推進する必要がある。

5. 長期計画に基づく大学経営

本学の大学経営の特徴は、第1次長期計画（1975～1984年）以来、新たな社会的・時代的要請に応えるために、①大学構成員の全学合意を基本として、②長期計画に基づいて改革を推進してきたことの2点にある。

- ①第1次長期計画（1975～1984年）：キャンパス整備など教育環境の充実をはかるとともに、マスプロ教育を是正し財政基盤を確立する。
 - イ）学生数漸減と教員の増員
 - ロ）教育施設の整備・拡充
 - ハ）スライド制学費導入と教学改善による国庫助成の増額獲得
- ②第2次長期計画（1985～1990年）：教育改革を最重要課題とし、教育の質的充実をはかるとともに総合大学への躍進をめざす。
 - イ）セメスター制、コース制、グレード制の導入
 - ロ）自治体の積極的支援による瀬田学舎開設（理工学部・社会学部の設置）
- ③第3次長期計画（1991～1999年）：総合大学としての基盤整備とエクステンション事業の新展開。教学の開放化・国際化・多様化。
 - イ）国際文化学部の開設。
 - ロ）Ryukoku Extension Center（REC）の開設。
 - ハ）大学院における社会人教育の拡充
- ④現在は、第4次長期計画に基づき、高度化・多様化・流動化・個性化をめざす事業に取り組んでいる。

こうした長期計画に基づく大学の経営方式は、社会の変化を的確に把握し、その要請に根底的に応える教学を創造していく上で極めて有効であった。本学を発展させる教学課題を発見し、その目標に向かって全学的な取り組みを組織し、期限内の達成に努めてきたこの経営方式は、本学独自のものとして定着している。全学合意に基づく大学運営に関する事項は、「第16章 管理運営（大学・大学院）」で述べる。

なお、今後の長期計画の諸事業を推進するにあたっては、大学経営者（理事会）による指導性、機動性、継続性が求められるが、この視点から本学の大学経営のあり方についても検討していく必要がある。

6. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①建学の精神は、各学部教学に共通する本学における普遍的な教学理念である。各学部の教学理念は、これを根底にして、各学問分野の独自性を踏まえて、どのような人材を育成すべきかを示した基本的な教育コンセプトである。カリキュラムは、社会的な変化とともに常にその在り方を検討していく必要があるが、今後の改革を行う場合にも、常に根本問題に立ち返り、両者の関わり合い方を深めていく必要がある。
- ②正課教育課程におかれている「仏教学4単位必修」は継続すべきであるが、この授業を通して現代の学生に人間の真のあり方を深く考えるための動機づけとなるよう、担当教員の間で、今後もより一層、その授業内容を十分検討し、さらに充実していくことが求められている。

2) その改善状況

- ①本学のカリキュラム改革は、社会の動きに迎合する人材を育成するためのものではなく、

また社会から隔絶した教育を行うものでもない。それは、自らの使命感に基づき主体的に行動し社会の発展に尽くす人材の育成をめざすものであり、常に建学の精神を如何にその時代に活かしていくかという視点から取り組まれてきたと言ってもよい。ただし、その道程は、真剣な議論と模索の連続であり、決して楽な道ではない。この立場を堅持して引き続き改革に努めている。

- ②第3次カリキュラム改革の重点課題の1つとして検討を進め、新たにその教育内容を検討し、全学部必修の「仏教の思想（4単位）」として教育課程に位置づけた。

7. 今後の課題と改善方策

- ①建学の精神は、本学の全教学活動をとおして実現していくものである。したがってそのための具体的計画である第4次長期計画の諸課題を実現することが最大の課題であり、本計画の後半期部分の達成を全学的にめざしていく。
- ②特に第4次長期計画における研究高度化政策によって立ち上げられている「人間・科学・宗教総合研究センター」の多様な研究プロジェクトについては、その研究成果を教育に還元していきたい。
- ③今日の高等教育を取り巻く環境変化はめまぐるしいものがあり、長期のレンジでの計画推進では対応しきれない状況もある。今後は、本学が果たすべき現代的使命（ミッション）について全学合意した上で、この使命に沿った中短期的将来計画を策定し、これを完遂していく方式へ転換していく必要もあろう。この際、大学の発展に資する機会を逃すことがないよう臨機応変な対応ができる柔軟性も具備させる必要がある。

第3節 龍谷大学のあゆみとその特徴

本学は1639（寛永16）年、西本願寺僧侶の養成機関として設けられた学寮に起源する。その後、幕末に至るまで真宗・仏教の研究を主たる目的として、その伝統は受け継がれてきた。

- ①本願寺教団は、明治初期において、全国に亘って体系的な独自の学校（教校）制度を創設し、その頂点として大教校（本学の前身）を位置づけた。これは仏教の教義学に加えて「普通学」（一般諸学科）を教授し、時代の変化に対処すべき学僧の養成を目的として教育制度の近代化をはかったものである。これら時代の趨勢を先取する改革姿勢は、今日においても継承されているところであり、明治初期の本願寺教団の学制改革は本学における大学改革の黎明をなすものである。
- ②これ以後、本学は、大学林、仏教専門学校、仏教大学、龍谷大学と制度・名称を変更するとともに発展を遂げ、現在、7学部（文学部・経済学部・経営学部・法学部・理工学部・社会学部・国際文化学部）1短大を擁する「私立総合大学」となった。
- ③本学の伝統は、親鸞聖人の信念と、その志願をそれぞれの時代に活かし、独自の教学理念を実現するために一貫して教学改革に努めてきたところにある。時代に対峙し、自らのあり方を厳しく見つめてきた親鸞聖人を建学の礎とする本学にとって、このような教学改革の行程は当然の帰結でもある。
- ④本学は、今日もなおこの精神を教学に具現することを目的として、長期計画を策定し、大学改革を積極的に推し進めている。
- ⑤本学の建学の精神・教学理念を評価するためには、本学の発展過程を歴史的に見る必要がある。以下、この発展過程を時代区分して概観したい（次頁から年表掲載）。

第1期 ― 創設から文学部単科大学時代 ―

西暦	設 置・教 学 関 係	施 設・設 備 関 係
1639	西本願寺学寮を創設（後に学林と改称）	寮舎（惣集会所・所化寮）完成
1876	学制更改により大教校となる	
1879		大宮学舎本館（大教校校舎）・南北両翼・正門落成
1887	『反省会雑誌』（『中央公論』の前身）発刊	
1888	学制更改により大学林となる	
1900	三宝章を徽章とし、学制更改により仏教大学となる	
1902	学制更改により仏教専門大学となる	
1905	専門学校令により仏教大学となる	
1922	旧制大学令により龍谷大学となる 研究科・文学部・予科・専門部を設置	
1928	男女共学となる	
1933	学歌制定	
1934	学位規程が認可される	
1936		大宮図書館落成
1937		本館（大宮学舎）史蹟指定
1939		樹徳寮（唐橋）開設
1949	新制大学令により新制大学文学部となる	
1950	短期大学部仏教科を開設	
1953	大学院文学研究科修士課程を開設 真宗学真宗史専攻 仏教学仏教史専攻 「李柏尺牘稿」重要文化財に指定	
1955	大学院文学研究科博士課程を開設 真宗学真宗史専攻 仏教学仏教史専攻 総合大学への方向を提案	
1958	大谷探検隊資料による『西域文化研究』刊行 仏典翻訳部発足	

第2期 — 経済学部開設から法学部開設（第1次長期計画策定前）・長計策定前史の時代 —

西暦	設 置・教 学 関 係	施 設・設 備 関 係
1960		深草学舎開設 (親鸞聖人 700 回大遠忌記念)
1961	経済学部経済学科を開設 仏教文化研究所開設	
1962	短期大学部に社会福祉科を増設	
1963	経済学部経営学科を増設	1号館(旧13号館)第1期落成(深草学舎)
1964		大宮学舎本館・正門・旧守衛所重要文化財に指定
1965		1号館(旧13号館)増築竣工(深草学舎)
1966	経営学部経営学科を開設 (経済学部経営学科の学生募集停止) 大学院文学研究科(修士・博士) 真宗学真宗史専攻を真宗学専攻に改称 仏教学仏教史専攻を仏教学専攻に改称 哲学・国史学・東洋史学・国文学の各専攻を増設	
1967	大学院文学研究科(修士・博士) 英文学専攻を増設	14号館落成(深草学舎) 大学本部を大宮から深草へ移転
1968	法学部法律学科を開設 文学部に学科の増設及び専攻の設置 仏教学科：真宗学専攻、仏教学専攻 哲 学 科：哲学専攻、教育学専攻 史 学 科：国史学専攻、東洋史学専攻 仏教史学専攻 文 学 科：国文学専攻、英文学専攻 社会学科：社会学専攻、社会福祉学専攻 (哲学科より分離増設) 入学志願者初めて1万人を突破	15号館落成(深草学舎)
1969	社会科学研究所開設 「龍谷改革の基本姿勢」(12項目)発表 一般教育部発足	東麓(第1期)落成(大宮学舎)
1970		東麓(第2期)落成(大宮学舎) 2号館(旧16号館)落成(深草学舎) 学友会館落成(深草学舎)
1971	大学院文学研究科(修士課程) 社会学・社会福祉学専攻開設	体育館落成(深草学舎)
1972	大学院法学研究科(修士課程) 法律学専攻を開設 法学部による巡回無料法律相談を開始	
1973	創立330周年記念式典開催 新入生フレッシュマン・キャンプ開始	深草図書館落成(深草学舎)
1974	大学院法学研究科(博士課程)法律学専攻開設	

第3期 — 第1次長期計画時代 — 財政と教学条件改善のための基盤整備／文科系総合大学化

西暦	設置・教学関係	施設・設備関係
1975	第1次長期計画（12年計画）策定 （1975～1987） 学費スライド制の導入 指定校推薦入学実施	西麓落成（大宮学舎） 清和館落成（大宮学舎）
1976	学生定員増申請	紫朋館落成（クラブ・ボックス棟）（深草学舎）
1977	特別研修講座を開講 龍谷講座（公開講座）を開講 入学志願者3万人突破 国際交流委員会発足	
1979	「一般教育部」を改組し、各学部に分属 学生交換協定締結 カルガリー大学（カナダ） カリフォルニア大学サンタバーバラ校 パシフィック大学、ハワイ大学マノア校（以上アメリカ）	紫英館落成（研究室・事務室棟）（深草学舎）
1980	交換研究員協定締結 ワルシャワ計画統計中央大学	
1981	課外活動選抜入試を実施（文学部） 1988年度から全学部実施	
1982	大学院経済学研究科（修士課程） 経済学専攻を開設 大学院経営学研究科（修士課程） 経営学専攻を開設	
1983	全学部（短大を含む）定員増 （定員の実員化） 海外英語研修講座開講 ハワイ大学夏期集中講義 「長尾文庫」取得（社史の一大コレクション） 大学院文学研究科（修士課程） 社会学・社会福祉学専攻を社会学専攻と社会福祉学専攻に分離 大学院文学研究科（博士課程） 社会学専攻、社会福祉学専攻を開設	南大日山グラウンド完成
1984	顕真館竣工特別記念講演会を開催 以降、公開講演会として継続開講 研究員交換協定締結 中山大学（中国）	顕真館（礼拝堂）落成（深草学舎） 紫明館（特別教室棟）落成（深草学舎） 西麓（研究棟）落成（大宮学舎）

第4期—第2次長期計画時代—教学の国際化・多様化と総合大学化へ向けた基盤整備等

西暦	設置・教学関係	施設・設備関係
1985	大学院経済学研究科（博士課程） 経済学専攻を開設 大学院経営学研究科（博士課程） 経営学専攻を開設 留学生別科を開設 短期大学部専攻科仏教専攻を開設 第2次長期計画策定（1986～1992年度） 論文入試実施（1985～1988年度） 龍谷洋上セミナーの実施（1985～1987年度） 以降、次のように継承 1988～1990年度：日中友好セミナー 1991～現在に至る：中国、ニュージーランド	
1986	臨時学生定員増受け入れ（第1回） 合計520名 サマーセッション（夏期集中授業）開講	
1987	理工学研究所開設	2号館新館（語学棟）落成（深草学舎） 紫陽館（クラブ・ボックス）落成（深草学舎）
1988	第1次カリキュラム改革（京都学舎） ①セメスター制、グレード制、コース制を実施 ②経済学部・経営学部・法学部に跨る学部共通コース（国際関係・情報・英語）の開設 ③経済学部・経営学部・法学部に学部内コースを開設 ④スポーツ技術学IB（集中講義）を実施 スキー・テニス・ゴルフ・水泳・スケート	3号館落成（深草学舎）
1989	理工学部を開設 数理情報学科・電子情報学科・機械システム工学科・物質化学科 社会学部を開設 社会学科・社会福祉学科 （文学部社会学科社会学専攻・社会福祉学専攻の学生募集停止） 入学志願者5万人を突破	瀬田学舎を開設 瀬田1号館・図書館・体育館・厚生棟・実験棟落成（瀬田学舎）
1990	臨時学生定員増受け入れ（第2回） 短期大学部で100名 入学志願者6万人を突破	瀬田2号館、3号館落成（瀬田学舎）

第5期—第3次長期計画時代—仏教系私立総合大学としての教学体系の拡充／第1段階

西暦	設置・教学関係	施設・設備関係
1991	大学院社会学研究科（修士・博士）開設 文学研究科社会学専攻、社会福祉学専攻を改組・転換 臨時学生定員増受け入れ（第3回） 全学部で895名 第3次長期計画策定（1991年度～1999年度） 入学志願者7万人を突破 Ryukoku Extension Center 設立	4号館（ゼミ棟）落成（深草学舎）
1992	文学部 真宗学科を開設（仏教学科真宗学専攻募集停止） 仏教学科仏教学専攻が仏教学科となる 日本語日本文学科を開設（文学科国文学専攻募集停止） 英語英米文学科を開設（文学科英文学専攻募集停止） 法学部 政治学科を開設 短期大学部専攻科福祉専攻を開設	8号館（図書館、研究室棟）落成（深草学舎）
1993	大学院理工学研究科（修士課程）を開設 数理情報学専攻・電子情報学専攻・機械システム工学専攻・物質化学専攻 カリキュラム改革（瀬田学舎） ①一般教育・外国語教育・保健体育・専門教育の科目履修区分の廃止 ②共通科目・固有科目に分類し、共通科目にコース制の導入	瀬田5号館落成
1994	大学院文学研究科（修士課程）教育学専攻を増設 大学院設置基準第14条特例による昼夜開講制を実施（理工学研究科を除く各研究科修士課程） 北陸高等学校と教育連携校としての協定締結 第2次カリキュラム改革（京都学舎） ①一般教育・外国語教育・保健体育・専門教育の科目履修区分の廃止 ②共通科目・固有科目に分類し、共通科目にプログラム・科目群を設置	瀬田4号館、RECホール、青志館落成
1995	大学院理工学研究科（博士課程）を開設 数理情報学専攻・電子情報学専攻・機械システム工学専攻・物質化学専攻 平安高等学校と教育連携校としての協定締結 崇徳高等学校と教育連携校としての協定締結	
1996	国際文化学部を開設 国際文化学科 文学部固有科目カリキュラム改革（コース制の導入） 大学院理工学研究科、ハイテク・リサーチ・センターの指定を受ける	瀬田新3号館、新図書館増設竣工
1997	文学部・経済学部・経営学部昼夜開講制の導入（夜間主コース入学定員435名）	深草学舎21号館落成

	龍谷大学本館改修工事竣工・記念式典の挙行 瀬田学舎にハイテク・リサーチ・センターを開設 社会学部 地域福祉学科・臨床福祉学科を開設 （社会福祉学科からの改組）	
1998	龍谷大学福祉フォーラム設立	
1999	瀬田学舎開設 10 周年記念事業	瀬田学舎 6 号館（福祉実習棟）落成

第6期—第4次長期計画時代—仏教系私立総合大学としての個性化・特色化／第2段階

西暦	設置・教 学 関 係	施 設・設 備 関 係
2000	大学院文学研究科（博士後期課程） 教育学専攻を開設 大学院国際文化学研究科（修士課程）を開設	深草学舎に大型 LED を設置 Ryukoku University's Vision (RUV) 紫光館（事務棟）開館（深草学舎）
2001	経営学部夜間主コースの廃止決定（学生募集の停止） カリキュラム改革（教養課程） 環境サイエンスコースの開設（学部共通コース） 人間・科学・宗教総合研究センター設立 大谷探検隊派遣100周年記念学術企画開催（～2003年度） 龍谷ボランティア・NPO 活動センター開設 姉妹友好関係を締結 中国・大連図書館 古典籍デジタルアーカイブ研究センター開設 REC を再編し、REC 滋賀に加え、REC 京都を開設 大学教育開発センターを開設	
2002	大学院国際文化学研究科 博士後期課程を開設 人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センターを開設 矯正・保護研究センターを開設	瀬田学舎に瑞光館（古典籍デジタル アーカイブ研究センター棟）落成
2003	経済学部夜間主コースの廃止決定（学生募集の停止） 理工学部情報メディア学科・環境ソリューション工 学科を開設 大学院法科学研究科と経済学研究科の共同運営による 「NPO・地方行政研究コース」を開設	瀬田学舎7号館落成 深草学舎至心館（人間・科学・宗教 オープン・リサーチ・センター棟）落 成
2004	社会学部コミュニティマネジメント学科を開設 文学研究科附属臨床心理相談室開設 専門職大学院法務研究科認可	瀬田学舎学生交流会館落成 瀬田学舎瀬田ドーム落成 大宮学舎隣接地購入 瀬田学舎青朋館落成
2005	専門職大学院＜大学院法務研究科法務専攻（法科大 学院）＞開設 東京オフィス（東京都千代田区）を開設	

以上概観したように、本学の歴史は、建学の精神に拠りつつ時代の要請に応えることを目的として、絶えず教学の拡充とその改善をはかってきた歴史である。特に1975年以降の長期計画方式による大学経営は、本学の建学の精神・教学理念を現代社会において具現し、特色ある仏教系私立総合大学としての教学体系を計画的・段階的に整備する上で有効であった。

現在は、第4次長期計画が進行中であり、本計画においては「共生（ともいき）をめざすグローバル大学の創造」を21世紀の龍谷大学像としている。これを具体化するために教学の高度化・多様化・流動化・個性化をフレームワークとし、教学の拡充をめざしてさまざまな政策を展開している。

第4節 建学の精神・教学理念の周知方法等

【理念・目的等】

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

1. 大学の教学理念の周知方法等の現状と評価

1) 建学の精神の学内浸透のための工夫—5つのことば—

本学は、前述のとおり総合大学となって学問分野や領域が大きく広がり、その結果、教職員や学生数も増加し、教育や研究に取り組む意識も多様化した。このような学内の変化を踏まえて「建学の精神」の内容を、教職員や学生に解りやすく示し、誰にでも理解できるよう平易な「ことば」にして、次の5項目にまとめて表現している。

- ・すべてのいのちを大切にする「平等」の精神
- ・真実を求め真実に生きる「自立」の精神
- ・常にわが身をかえりみる「内省」の精神
- ・生かされていることへの「感謝」の精神
- ・人類の対話と共存を願う「平和」の精神

2) 建学の精神の普及のための活動

(1) 大学案内誌

- ①主に受験生を対象にして、毎年、約100,000部を発行している。その中の学長メッセージは、21世紀のあり方と関連した本学の教学理念・教学目標を示し、未来社会の担い手として本学で学ぶ意義を示している（「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY—」156～157頁）。
- ②本学の366年にわたる歴史を概観する年表を掲げ、創立以来の先取的な教学への取り組みや建学の精神（教学理念）を解りやすく表現し、前述の5項目を掲げている。

(2) オープンキャンパス

受験生を対象に広く情報を発信し、大学と学部教学理念およびこれに基づく教育内容等の理解を広めるよう努めている。

(3) ホームページ

- ①Web上に載せた「学長の挨拶^{*}」で、建学の精神（教学理念）を学生に周知している。
- ②本学の建学の精神に基づいた、「人間・科学・宗教」の意義^{**}、ならびに第4次長期計画推進の中核的理念である「共生（ともいき）をめざすグローバル大学」創造の意義^{***}等を簡潔に表現している。

以上1)～2)のとおり、建学の精神（教学理念）等の周知のために多様な方法がとられている。特に教学活動とリンクした形で、ホームページに掲載することは、本学への社会的理解を広げ受験生への浸透をはかる方法としては有効であり、効果はあがっていると考えられる。

2. 宗教部の設置と宗教行事の現状と評価

本学における建学の精神（教学理念）に対する学内外での理解は、次章から述べる具体的

^{*}学長の挨拶 : <http://www.ryukoku.ac.jp/university/gakucho/index.html>

^{**}「人間・科学・宗教」の意義 : <http://www.ryukoku.ac.jp/university/tokushoku/index.html>

^{***}「共生（ともいき）をめざすグローバル大学」創造の意義 : <http://www.ryukoku.ac.jp/university/tokushoku/project.html>

な教学活動の実践を通して、これを深めていくことが基本とされている。建学の精神を学内に普及・醸成するためには、独自の宗教行事や出版等の活動が必要となる。そのために形式（礼拝施設の設置）・論理（活動テーマの設定）・実践（宗教教育活動）という3点に基づいて教育・研究を行っている。そこでは、教職員・学生・地域社会に対して即時的に宗教的関心と呼び起こさせるだけでなく、人生における継続的・長期的な宗教情操の涵養を目的としている。次にこの点について概要を述べる。

1) 宗教部の設置と活動状況

本学は、建学の精神を学内外へ普及・醸成するための組織として宗教部を置いている。

①本学が創立された当初において建学の精神は、その構成員の間で本学の拠所として、相応の認識や理解がなされていた。それは本学が元来僧侶の学問機関としての役割を担っていたからであり、学内で研究・修得した者が、それぞれの現場や社会において何らかの形で宗教に携わってきたところからも明らかである。したがってこれまでは、特に建学の精神の普及・醸成・具現化を云々せずとも、自ずと宗教心が養われていたといえることができる。

しかし、長期計画により学部等の増設を行ってきた結果として、学生数も漸次増加した。現在は7学部1短期大学部を擁する総合大学として、各学部の特徴を活かした教学を展開している。一方、その間、本学の構成員の意識も変化してきた。今日の本学においては、すでに創立当初のような建学の精神への意識・宗教的色彩が希薄化しつつあることを認識せざるを得ない。本学の構成員である以上、建学の基盤である仏教に関心を持ち、自らが生きる上での指針を得ることが望ましい。

②この認識に立って、本学では宗教部を置き、独自の宗教行事や講演会等を開催することによって、学内構成員および地域社会に対して宗教的関心・情操、倫理観の育成と普及をめざしている。

建学の精神を普及する独自の部署を設けたことにより、次に述べるような多様な宗教行事を通して建学の精神の普及活動の展開が可能となった。

2) 宗教行事

本学では、具体的に次のような宗教行事を実施している。これには建学の精神への理解を促すという教育的意義が込められており、その実施については、学年暦で定め、全学に浸透させている。

(1) 勤行（月～金の毎朝）

- ①勤行とは仏の恩徳を讃え、感謝の心を表す行為である。授業前の朝の礼拝において今日の命のあることに感謝し、心を新たにして一日の生活を始めるという意味がある。授業期間中の毎朝、3キャンパスの礼拝施設において行っている。
- ②勤行については、開始時間（8時30分頃）との関係もあり、参加者が限られている傾向がある。

(2) 月例法要－キャンパスごとの月例法要－

法 要	学 舎	実施日	法要の意味
めいにち ご命日法要	大宮学舎	毎月 16 日	親鸞聖人のご命日を機縁とする法要
たいや お逮夜法要	深草学舎	毎月 15 日	親鸞聖人のご命日前夜（前日）を機縁とする法要
しょうたん ご生誕法要	瀬田学舎	毎月 21 日	親鸞聖人のお誕生日を機縁とする法要

- ①法要においては、学部の違いや僧籍の有無を問わず学内の教育職員による法話が行われており、仏教に限らず、人文科学はもとより社会科学、自然科学分野の教育職員も、自らの専門と関連させて、通常の講義とは異なる形態・内容で、その人間観、生命観、世界観等について講じている。
- ②出席者は、毎年延べ数で約 2,000 名を超えており、宗教行事が持つ教育的意義は一定浸透していると評価できる。

（３）創立記念・親鸞聖人^{ごうたんえ}降誕会法要

親鸞聖人の誕生日であり、また、本学の創立記念日である毎年 5 月 21 日に、これを記念して各キャンパスで法要を勤修している。法要では学長法話（大宮学舎）、あるいは学内外の講師による記念講演（深草・瀬田学舎）を行い、式場はいずれも教職員・学生の参加によって満堂となる（2004 年度参加者総計は約 1,400 名）。

（４）報恩講法要

浄土真宗各派の寺院では親鸞聖人の祥月命日（旧暦 11 月 28 日、新暦 1 月 16 日）に勤修する法要であるが、本学では特に創立の淵源である学寮を創設された西本願寺第 13 代宗主良如上人の祥月命日である 10 月 18 日に勤修している。上記降誕会法要と同じく、各キャンパスの法要では法話、あるいは記念講演を行っており、同じく教職員・学生の参加によって式場は満堂となる（2004 年度参加者総計は約 1,400 名）。

（５）公開講座

深草キャンパスの礼拝堂（顕真館）を主会場として毎年数回、学外の各界から著名人を招いて、宗教に限らず社会問題や世界情勢、さらには最先端科学技術等についての講演会を開催している（2004 年度は 5 回開催し、延べ参加者は約 600 名を超えている）。

（６）小冊子の発行

次のような小冊子を発行して建学の精神の普及・醸成をはかっている。

- ①「りゅうこくブックス」：年 4～5 回、1 回当たり 5,000 部を発行。主に上記法要等宗教行事の際に行われた法話や講演等を収録したもので、既に 107 号を数える（2005 年 5 月現在）。学内外に配布しており、建学の精神と大学の教学理念の浸透に一定の役割を果たしている。
- ②宗教部報「りゅうこく」：年 2 回、1 回当たり 5,000 部を発行し、現在では 76 号を数える。執筆は学内の教育職員、事務職員、学生の大学構成員全てに亘っており、人生、社会、趣味、教育等の諸問題についての率直な所感を掲載している。建学の精神の現代社会への関わり等、学内の問題意識の啓発に役立っている。
- ③「建学の精神—共に学び共に実践するために—」：建学の精神を解りやすく示すために 5 つの「ことば」を説明した冊子である。毎年 1 回、5,000 部発行し、学生や教職員の理解を深めるために役立てている。新任の教職員や新入生等にも配付している。

（７）新入生の西本願寺参拝

新入生オリエンテーション時の「フレッシュャーズキャンプ」において、宗教部ガイダンスとして「顕真タイム」を設け、新入生全員（約 4,000 名）を対象として本学の創設基盤である西本願寺への参拝を促し、建学の精神に親しむ機会を設けている。

以上（１）～（７）のように、学内では多種多様な宗教行事や宗教教育を通して建学の精神を広め、かつ深めるよう努めている。この点は本学の特質を示すもので、個性ある大学創りをめざす意思の現れである。

3. キャンパスツアーの現状と評価

学外の一般を対象としたキャンパスツアーを開催し、本学の大宮キャンパス（重要文化財：本館、西齋、南齋等）および深草キャンパス（学生サークルによるコンサート等）の見学ならびに本学の設立母体である西本願寺（国宝：飛雲閣、書院等）の見学を行い、本学の特色および建学の精神の広報・普及に努めている（2004年度は12回、延べ約270名参加）。

4. 礼拝施設の整備の現状と評価

本学は3キャンパスを擁し、各々連携しつつ独自の教学を展開しているが、建学の精神を施設の面においても具現するため、それぞれに礼拝堂が設置されている。この施設は開放されており、誰でも自由に入って宗教的雰囲気を感じられるようになっている。

- ①本館（重要文化財）……………大宮キャンパス
- ②顕真館……………深草キャンパス
- ③樹心館……………瀬田キャンパス

礼拝施設で行われる宗教行事については、朝の勤行を除いては概ね多くの参加者を得ており、建学の精神の醸成・普及に貢献しているといえる。

5. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①宗教行事は、本学の伝統として長く継承しているが、宗教の現代的展開という観点から、宗教行事について伝統を継承しつつ、その新たなあり方を検討することも必要であろう。
- ②お逮夜法要、ご命日法要、ご生誕法要等は、授業を休講として、これを勤めてきた。建学の精神の具現化のために最も重要な方法の1つであると考えられる。総合大学の歩みの中で、種々の意見はあるが、各法要形式の充実と工夫で、今後も継承していく必要がある。

2) その改善状況

- ①「現代的展開」の内容をどのように捉えるのかという視点・視野によって、その後の具体的な展開が異なってくる。現在は、現実社会が抱える諸問題について、宗教行事の法話、講演等において取り上げることにより、宗教の持つ意義等について理解の促進に努めている。
- ②最大の問題は、個々の授業実施回数の確保と宗教行事の両立である。各キャンパスの法要については、単位数に見合う授業時間を実際に確保するために、昼休み時間に法要を行う等の工夫・改善に努めている。

6. 今後の課題と改善方策

- ①5つの「ことば」に集約することについては、学内外から批判があることも事実である。しかし、すべての本学の構成員に分かりやすく表現された「ことば」が、親鸞聖人の深遠なる教えの中でどのように位置づけられるのかを問いつつ、学生生活の中でそれをどのように体現していくかを議論することにも大きな意義がある。あらゆる機会を通じて建学の精神について問い続けることは、学問研究や人間形成の礎ともなるはずである。この5つの「ことば」で表現された「建学の精神」を今後さらに深化させるとともに大学構成員による議論を重ねていきたい。
- ②現在、建学の精神を教学面において具体化する上で種々の問題が提起されているが、整理すると次のとおりである。

- イ) 建学の精神は、本学の各学部に通ずる普遍的な教育理念である。これを根底にして各学問分野の独自性を踏まえ、どのような人材を育成すべきかを示した基本的な教育コンセプトが各学部の教育理念である。カリキュラムは、社会的な変化とともに常にそのあり方を検討していく必要があるが、今後の改革を行う場合にも、常にその根本に立ち返って両者の関わり合いを深めていく必要がある。
- ロ) 正課教育課程に置かれている「仏教の思想」(4単位必修)は、当然継続すべきであるが、この授業を通して現代の学生に人間の真のあり方を深く考えるための動機付けとなるよう、今後も担当教員の間でその授業内容を十分に検討し、さらに充実させていくことが求められる。
- ハ) 宗教行事は、本学の性格上、伝統として長く継承されているが、宗教の現代的展開という観点から、その新たなあり方を検討することも必要である。
- ニ) 現在、総合大学となった本学にあって、教職員の建学の精神に対する否定的な考え方や教育理念と建学の精神との乖離が少なからず見られる状況において、いかに本学の使命を果たしていくのか、そして単に教条主義に終わらせることのないように、例えば学年暦の策定における宗教行事と正課授業の授業回数確保の学内議論の中で、建学の精神が具体的にどのように活かされているかについての確認、あるいは毎年度の新規採用時、新人の教職員に対して建学の精神への理解度・帰属意識を確かめ、啓蒙していく方法等の検討が喫緊の課題である。

これらの課題を解決することは容易ではなく種々の困難を伴うが、本学の存在意義を考える時、決して等閑視されてはならない問題である。さまざまな解決方法を探りつつ、より良い教学環境を創造していくことが必要である。

第2章 各学部理念・教育目標等

第1節 文学部

【理念・目的等】

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

1. 理念・目標

1) 仏教を根源とした教育理念・教育目標

仏教を根源とする本学のめざすところは、時代を越えて変わらぬ問いかけである「人間とは何か、人間はどうあるべきか」に答えていく学問であると同時に、時代との関わり合いの中で人間のあり方をも究明していく学問の追求である。本学の文学部は、この両面から、「人間」を深く理解し、豊かな人間性を備えた人材の育成を基本的な教育理念としてきた。さらに最近では、生命や情報に関わる科学の急速な進歩、グローバル化の進展等世界が急速に変わりつつある状況を踏まえて、教育理念を次のように発展させてきた。

- ① 人間社会の問題状況を根本から理解し、人間への幅広い洞察を通じて豊かな人間性と教養を身につけ、広く社会に貢献できる人材の育成をめざす。
- ② 人文学に対する探究の姿勢や方法を修得し、現代社会の複雑な変化に対しても、自己を見失わず、社会の諸課題に対して、積極的・主体的に対応できる「課題探求力・発見力・追究力・解決力」、「価値判断力」、「創造力」を備えた人材の育成をめざす。

2) 歴史的財産を活かした教学の特色

文学部の歴史は、本学創設時（1639年）から始まる。本学は、西本願寺の僧侶養成機関である「学寮」を起源とし、爾来365年余りの歴史と伝統をもち今日に至っている。それは、時代の先駆者として生きてきた親鸞聖人の「真実を求め、真実に生き、真実を顕らかにする」という精神（建学の精神）を体現してきた過程でもある。明治初期の改革では、大・中・小の教校を全国に配置して体系的な独自の学校制度を創設し、その頂点に大教校（本学＜文学部＞の前身）を置いた。大教校は、浄土真宗の教義に加えて「普通学（数学・地理等）」をも教授し、時代に即した人材を養成してきた。明治初期のこの改革は、本学における大学改革の黎明をなすものであった。

こうした伝統的な教学を継承し発展させるとともに、社会的変化に対応した教育・研究体制を構築しようとするのが本学の伝統であり、それは今日まで受け継がれている。

- ① 大宮学舎には、西本願寺歴代門主の蔵書を収めた「写字台文庫」、世界の注目を集める大谷探検隊の中央アジア調査で発見された古文書等、数万点のコレクションをはじめ、世界的にも貴重な約63万点の蔵書や資料を所蔵する大宮図書館がある。これらの蔵書や資料は、仏教研究を中核とした国内外の諸科学研究に不可欠なものである。これらを教学に活用することによって、独創性に富み広く社会に貢献できる人材の育成をはかっている。
- ② 上述のように豊富な蔵書を擁する文学部では、これら貴重な資料や、古い版本、原典資料等を授業の中で手にとって学ぶ機会に恵まれている。こうした実証的な研究とその教育の伝統を継承し、人文諸科学の発展と文化の向上に貢献していくことは、本学の伝統であり責務でもあると自負している。

先人の偉業に触発されて自分を見つめ直すことは、自分らしさを磨くことにつながっていく。また、1人ひとりの個性と想像力を伸ばすことで、独自の新しい表現力を身につけていくことができる。なお、大谷探検隊のコレクションについては、文理融合の研究センターである「古典籍デジタルアーカイブ研究センター」（アカデミック・フロンティア・センター＜

AFC>の研究事業)において、研究が展開されている(「第10章 研究活動と研究環境(学部・大学院)」を参照)。

2. 教育の基本体系

- ①21世紀には、より多面的・総合的な人間理解が求められているが、その要請に応えるために文学部の教育の基本体系は、「言語(ことば)」を主たる拠り所に、仏教、哲学、史学、文学などを学ぶ次の6学科5専攻で、構成されている。

真宗学科

仏教学科

哲学科(哲学専攻・教育学専攻)

史学科(国史学専攻・東洋史学専攻・仏教史学専攻)

日本語日本文学科

英語英米文学科

- ②文学部の教育課程には、学生の多様な学びのニーズに応じて、各学科・専攻の領域を深く学ぶ方法と、各学科・専攻の領域を越えて総合的な人間理解を深めていく方法の2つの履修方法がある。それらは現代の多様な人材養成のニーズに応える教育体制として機能している。

以上のとおり、文学部の教育は、伝統的な人文学を継承し発展させる側面と、学科・専攻の枠を越えた幅広い教育といった側面とを融合させる教育体系を構築しており、現代社会の多様な課題に対して主体的に対応できる人材の育成をめざすものとして、適切性を有すると評価できる。

現代社会は、科学技術の高度化にともなう豊かな社会の実現という肯定的側面と、「環境破壊」、「南北問題」、「地域紛争とテロ」等深刻な否定的側面とを併せ持っている。このような社会状況の中で、前述のような対応能力と資質を備えた人材の育成をめざす文学部の教育理念は、社会的要請の面からも適切性を有するものと評価できる。

3. 理念の学内外への周知方法

- ①受験生に対しては、「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY—」(80～101頁)に記載することにより周知をはかっている。また、大学のホームページ上にも明示^{*}し、学内外への周知に努めている。なお、2006年度からは、「学びのポイント」を示す等、内容を改善し「2006 RYUKOKU Univ. マナビゲーションブック」と改称し受験生への周知に努めていきたい。
- ②「履修要項」に理念を掲載し、毎年全員に配布している。
- ③新入生に対しては、「履修要項」に明示するとともに、新入生のオリエンテーション時の履修説明会において、教務主任から説明している。さらに各学科・専攻の「基礎演習Ⅰ」(1年次)の最初の講義時に、担当教員が各学科・専攻の特性を踏まえて説明している。

以上のとおり、文学部の理念・目標の学内外への周知は行われており、一定の有効性があるといえる。

4. 今後の課題と改善方策

- ①文学部は、仏教を根源とする本学独自の人文学の理念を達成するために、人文学の主な領域を包摂した教育課程を擁している。人文学の全体像を見据えつつ本学の建学の精神に立脚して、文学部独自の人文学の発展に引き続き努め、現行の教育課程をその内容に

^{*}大学のホームページ上にも明示 : <http://www.ryukoku.ac.jp/kyouiku/gakubu/bungaku/index.html>

においてさらに充実していくことが課題となる。

- ②本学独自の視点（人間・科学・宗教の共同）から異なる学問領域との協同も進め、現代に生きるものの意味を探究し、新たな人文学の発展をもめざす。
- ③そのためには、大学院の拡充が求められるが、長期計画の中で検討していく。

第2節 経済学部

【理念・目的等】

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

1. 理念・目標

経済学部の理念は、「真実を求め、真実に生き、真実を顕らかにする」（親鸞聖人）という建学の精神と学問の自由を基軸とするリベラリズムに支えられた「豊かな教養と経済学の専門的知識を持ち、グローバル時代の国際地域経済・社会において活躍できる人材の育成」ということができよう。

1995 年以来、経済学部では将来計画を策定して、教学改革、学部・大学院教育の充実を推進してきた。世界に発信できる研究分野をもち、情報・地域・学際に対応した高等教育をめざすべく、現在、次のような人材の育成を教育目標として設定し、その達成に努力している。

- ①国際化社会における「地域の時代」を担える人材の育成
- ②情報社会に柔軟に対応できる人材の育成
- ③政策立案能力や起業家精神をもつ人材の育成
- ④学部と大学院との教育的連携による高度職業人の育成

なお、これらの教育目標をよりよく実現させるため、2006 年度新しい学部学科体制を申請していく予定である。

2. 経済学部のカリキュラムの特徴

経済学部の理念・目標を達成するためのカリキュラムには、次のような特徴がある。

- ①大学生として身につけるべき豊かな教養と専門分野の基礎学力を徹底して身につける。
明確に学修の動機付けをして専門教育への導入をはかるために、充実した導入教育科目を用意している。
- ②専門教育の核として少人数ゼミを中心とした経済学の専門性の積み重ねを支援していく。
- ③初年次から情報リテラシー関連の科目をほぼ全員が履修し、データ処理、情報分析能力を高める。
- ④問題発見・政策提言能力を身につけるため、フィールドワーク型授業等の学外体験実習を用意している。
- ⑤セメスター制によって半期ごとに積み重ねができ、グレード制によって系統的履修を容易にしている。
- ⑥6 つの経済学部専攻コースと 4 つの学部共通コースを設置し、学生の多様なニーズに応えられるように工夫している。

3. 理念の学内外への周知方法

- ①主に受験生に対しては、「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY—」（60～67 頁）に記載することにより周知をはかっている。また、大学のホームページ上にも明示^{*}し、学内外への周知に努めている。なお、2006 年度からは、2 学科へ改組（現代経済学科・国際経済学科）するため、内容を改善して「2006 RYUKOKU Univ. マナビゲーションブック」と改称し、受験生への周知に努めていきたい。
- ②履修要項の巻頭部分に理念・教育目標を掲載し、年度はじめのオリエンテーション時に全員に配布している。
- ③新入生に対しては、履修要項に明示するとともに、新入生オリエンテーション時の履修

^{*}大学のホームページ上にも明示 : <http://www.ryukoku.ac.jp/kyouiku/gakubu/keizai/index.html>

説明会において教務主任から説明もしている。また、約 20 名を 1 クラスとした「フレッシュマン・ゼミ」の最初の時間に、各担当者から大学入門の一部として経済学部での学修について、具体的に説明している。

以上のとおり、経済学部の理念・目標の学内外への周知努力は実践されており、その方法については一定の有効性があるといえる。

4. 今後の課題と改善方策

経済学部における教育をより一層充実させるために、学科改組と 2006 年度入学生を対象とする新カリキュラムにおいて次のような改革を行う。

- ① 現行では 1 年次に配当された導入科目からの積み上げが十分とはいえない。そこで、従来の導入科目を「経済学の基礎Ⅰ」科目群として位置づけ、その上に、12 科目の専攻科目を「経済学の基礎Ⅱ」科目群として置き、4 科目（16 単位）を選択必修科目として、専門知識の基礎学力を徹底して身につける。
- ② これまでの経済学部のカリキュラムでは、1 年次後期、2 年次前期にゼミが配置されておらず、少人数教育が空白の期間となっていた。そこで、1 年次から 4 年次までの全セメスターにゼミを配置することにより徹底した少人数教育を進める。
- ③ 社会の情報化が進むにつれ、文科系学生にとってもコンピュータを十分に活用することが重要になってきている。情報化社会のさらなる高度化に対応するため、引き続き、1 年次に設置されている経済学のための情報リテラシー科目を全員に履修させる。そこで修得したデータ処理、情報分析能力をさらに高めるために、ユビキタス環境を利用しながら、さまざまな実習授業などで活用していく。
- ④ 問題発見・政策提言能力を身につけるために、ボランティア、サービスマーケティング、インターンシップ、フィールドワーク型授業等の参画型授業のさらなる充実をはかる。
- ⑤ 現行のコース制には、明確な目標を立て将来の進路を見据えた学修を展開させる点で脆弱な面がある。この点を克服するため、6 つの経済学部専攻コースを現代経済学科と国際経済学科の 2 学科に改組し、「計画立案ができる人材の育成」、「国際舞台で活躍できる人材の育成」を教育目標の 2 本柱とし、新しく開設する 2 学科にそれぞれ 5 つのプログラム群を設けるカリキュラムにすることで、現在調整を進めている。

第3節 経営学部

【理念・目的等】

A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

1. 理念・目標

経営学はその学問的特性からして、現実の社会との関わりの深い学問分野である。経営学部は企業や組織における現実的な課題解決能力の涵養という社会的要請に応えなければならない。そのため、経営学部における教育は、理論だけでなく実践的、実学的素養を身につけさせることを理念として展開されている。

経営学部では、低学年次においては経営学に関する基礎的学力の強化をめざし、「基礎的事項について多重に、多段階に」学修できるようカリキュラムを整備している。もちろん、一般教養に関する知識や語学力についても、経営学の基礎の学修と並ぶ学修の両輪と位置付け、バランスの良い履修を指導している。さらに、高学年次にはそれぞれの学修目標に照らした多様な学修機会を提供し、特に2年次後期からの演習において、卒業後の進路をイメージさせながら、系統的な履修を指導している。

一方、経営学部では、卒業後の実社会においてそれぞれの組織においてリーダーとなりうる素養を持った人材を養成していくことを目的としている。そのため自らの頭で考え、解決の糸口を見つけ出す力を育成することとあわせて、コミュニケーション能力を高めさせることも重要な教育目標として設定している。

2. 理念の学内外への周知方法

- ①主に受験生に対しては、「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY—」(52～59頁)に記載することにより周知をはかっている。なお、2006年度からは、「学びのポイント」を示す等、内容を改善して「2006 RYUKOKU Univ. マナビゲーションブック」と改称し、受験生への周知に努めていきたい。また、大学のホームページ上にも明示^{*}し、学内外への周知に努めている。
- ②履修要項に理念・目標を掲載し、毎年全学生に配布している。
- ③新入生に対しては、履修要項に明示するとともに、新入生のオリエンテーション時の履修説明会において、教務主任から説明している。さらに「フレッシューズゼミ」(1セメスター)の最初の講義時においても説明している。

経営学部の理念・目標の学内外への周知は、以上のような方法で行われている。それぞれの対象に応じた周知の方法には、一定の有効性があるといえる。

3. 今後の課題と改善方策

- ①社会に求められる人材を輩出するという理念は普遍的なものである。求められるスキルや受け入れる学生の資質の変化という教学環境の変化に対応したカリキュラムを提供し続けることが、今後に向けての変わらぬ方策である。
- ②今日では、学生の労働に対する意識が大きく変化しており、この点では、低学年次から働くことについて自覚と関心を持つようなプログラムが必要となっている。また、社会性や市民性を身につけさせるような教学上の具体的な取り組みも欠かせない。本学の建学の精神からして、一般企業のみならず広く多様な組織で活躍できる人材の養成にむけて、カリキュラム改革を進めていく。

^{*}大学のホームページ上にも明示 : <http://www.ryukoku.ac.jp/kyouiku/gakubu/keiei/index.html>

第4節 法学部

【理念・目的等】

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

1. 理念・目標

法学部は1968年に創設され、以来「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」を3つの柱とする日本国憲法の精神に立脚して、法学の教育と研究を展開してきた。1972年には大学院法学研究科修士課程、1974年には同博士課程を設置し、学部から博士後期課程までの法学教育体制を整えるとともに、1992年には政治学科を創設した。さらに法学部を実質的母体にして2005年4月には独立の専門職大学院として法科大学院を設置した。

法学部では本学の建学の精神と「憲法を守り、人権感覚に鋭敏な人材の育成」という学部の理念に基づいて次のような能力を備えた自律的、能動的な「市民」の育成を教育目標に掲げている。

- ①鋭い人権感覚と正義感をもち、論理的に分析できる能力（リーガルマインド）。
- ②幅広い教養と法律学や政治学に関する基礎知識を兼ね備え、自分の頭で考え、行動できる能力。
- ③自ら発見した問題を学問的に分析し、地域社会の市民と連帯して建設的な改革案を構築できる能力。

2. 法学部の教育体系

法学部の理念・教育目標を実現するために、その教育課程は、仏教の思想・プログラム科目、外国語科目からなる共同開講科目と、専攻科目によって構成されている。

- ①「仏教の思想」は本学の建学の精神を体现する科目であり、4単位必修とされている。
- ②社会の問題を敏感に感じ取り、的確に分析して解決の道を探るためには幅広い教養が不可欠である。教育課程においては、人類の今日的課題をテーマとする6つのプログラムに開設された諸科目（プログラム科目）を系統的に学修することによって、幅広い教養と総合的な判断力、豊かな人間性を養えるようにしている。
- ③国際化時代におけるコミュニケーション手段として、外国語の運用能力の修得は必須である。また、「市民」の育成において、異文化理解の重要性はますます高まってきている。そのため英語の他、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語等を開設し、12単位を必修としている。英語専修から初修外国語専修まで多様な履修パターンから選択できるようにしている。
- ④法学・政治学の専攻科目は基礎的・導入的な科目から専門性の高い科目まで段階的に学べるように配置されている。
 - イ) 1年次よりいろいろな入門の科目で法学・政治学各分野の大きな見取り図を作ると同時に、法や政治が現実の諸問題にどのようにかかわっているのか、具体的な事例などを通して学ぶ。
 - ロ) その後、法学・政治学各分野の基本的な科目を学び、3年次からはかなり専門性の高い科目も含めて多様な科目の中から履修する。
 - ハ) 法律学科と政治学科の2学科制をとっているが、法律と政治は密接に関連していることから、学科の壁を越えて法律、政治の諸科目を多様に履修できるようにしている。

以上のような教育体系は、幅広い教養と法律・政治の基礎知識を備えるとともに、リーガルマインドをもち、地域社会の中で建設的な政策提起ができるような能力の養成に適したものであり、自律的、能動的な「市民」の育成という教育目標の実現を可能とするものである。

3. 理念の学内外への周知方法

- ①主に受験生に対して「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY—」(42～51 頁)に記載することにより周知をはかっている。また、大学のホームページ上にも明示*し、学内外への周知に努めている。なお、2006 年度からは、「学びのポイント」、「学科・コースと進路」を示す等、内容を改善するとともに、「2006 RYUKOKU Univ. マナビゲーションブック」と改称し、受験生への周知に努めていきたい。
- ②履修要項に理念・目標を掲載し、毎年全員に配布している。
- ③新入生に対しては、履修要項に明示するとともに、新入生のオリエンテーション時の履修説明会において、教務主任から説明している。さらに「基礎演習Ⅰ」(1 年次)の最初の講義時においても説明している。
- ④法学部ホームページ**において掲載し、在学生、受験生等に公開している。

以上のとおり、法学部の理念・目標の学内外への周知は多様な方法で行われており、その方法については一定の有効性があると思われる。

4. 今後の課題と改善方策

- ①建学の精神に基づく法学部の理念は引き続き堅持していくことが重要であるが、国内外の変化に対応し、発展させていくことも求められる。特に、情報化、グローバル化が進む中で法学部の教育目標をより明確にすること、入学してくる多様な学生に対してより明確な目標を示すこと等を引き続き検討していく。
- ②2005 年度から法科大学院が開設された。法曹養成の仕組みが変わったことに対して、学部段階の法学教育をどのような教育目標とカリキュラムに基づいて再編していくかがこれからの大きな課題である。法学の基礎的素養を持った人材育成の社会的要請は今後も高まっていくと考えられるが、法科大学院との関連を含めて学部教育のあり方を再検討していく必要がある。

*大学のホームページ上にも明示 : <http://www.ryukoku.ac.jp/kyouiku/gakubu/hougaku/index.html>

**法学部ホームページ : <http://www.law.ryukoku.ac.jp/>

第5節 理工学部

【理念・目的等】

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

1. 理念・目標

— 仏教系総合大学初の「理系学部」としての理念 —

本学は1989年に350周年記念事業の一環として理工学部を創設し、仏教系総合大学としては初めての、文系・理系学部を備えた大学となった。したがって、文系学部と同様、理工学部も仏教（浄土真宗）の教えを教育・学問の支柱とする。そのことは、仏教的視点に立って常に人間とは何か、如何に生きるのが真実かを問い続けることを教学の基本におくことであるともいえる。仏教は、本来的に、人間やその生命を離れての単なる知識や技術の追求を批判し、それらを人間・生命の問題に収斂していこうとする性格をもつものであるが、そのことは科学・技術の陥った今日的課題を解決する有効な視点として注目されているところである。

20世紀の科学の進歩は目覚ましかった。それは、科学の進歩がすなわち人類の幸福につながるという科学至上主義と、すべてはその構成単位まで遡れば理解できるという要素還元論の楽観的な考えを疑うことなく技術開発を推し進めてきた人類の熱意と努力による。しかし、20世紀末に到り、オゾン層破壊・地球温暖化・ダイオキシン・放射性廃棄物・環境ホルモン問題や人口の増加にともなう食糧増産と先進国の贅沢を賄うための森林破壊などの問題が深刻になり、人類を幸福にするはずの科学が必ずしも人類を幸福にしていない現実、また、漠然と信じていた未来への持続可能性がこのまま進むと化石燃料・希少鉱物の払底などにより数十年中に挫折することが顕在化した現実、に我々は直面してしまった。

環境問題が、かつての公害問題のように地域局所的なものから、地球全域的なものに移り変わり、多くの要因が絡み合って相互に関連していることが認識されるようになって、要素還元的な取り組み方では発生した問題の後追い解決に終始し、安定した安全な社会にいたることができないことが認識されるに至った。時代は科学研究・教育のパラダイムのシフトを求めている。

新たなパラダイムのキーワードのひとつは本学部創設にも多大な貢献をされた故山口昌哉教授の提唱された「ことの科学」であろう。すなわち、20世紀を支えてきた理・工学の主たる部分「ものの科学」と人文・社会科学の主たる部分「こころの科学」の分離した状態を越えて、「もの」と「こころ」を融合したトータルな科学である。宗教の側からの関わりとしては、「死」の苦悩を克服することに対応して「生」を見つめ、地球の、宇宙の一部分としての人間の存在を見つめ直すことである。この視点を宗教の世界のみにとどめることなく、広く社会を考える基点に据えることが時代の要請であり、仏教系大学初の理系学部としての本学部に課せられた使命である。

本学部は、理工学部としての理念の見直しの必要性の有無から点検にあたった。その結果、学部の創設当初からの理念の方向性を維持すべきとの結論に達し、それを次のようにまとめた。

- ① 人間性豊かでグローバルな視野を持ちチャレンジ精神に富んだ技術者・研究者を育成する。
- ② 琵琶湖周辺の変化等にも即応できる機能を具備した研究体制の構築により、研究のグローバル化をはかる。
- ③ 後期中等教育、大学院教育との連関の中に学部教育を位置づけ直すことにより、時代の変化に対応した学部規模と教学内容を創造する。

2. 建学の精神の具現化としての教学展開と新学科の設置

現代は西欧型の思考に主導された文明発展のあり方が行き詰まりを見せ、地球生命体の危機を招いている。この危機を止揚するためには、パラダイムの変換が不可避であることは既に述べた。「大自然の一部に人間とその諸活動が組み込まれている。人間の活動が悠久の継続性を保つためには大自然との調和が保たなければならない。」という東洋的或いは仏教的発想、本学の第4次長期計画における基本理念「共生（ともいき）」の精神に立ち返り、文明発展のあり方とその具現である社会活動を改めなければならない。この新パラダイムに則って具体的に社会の中で問題提起し、解決の方向を見出し、実行できる人材を育成することは、本理工学部への使命である。

本学部はこれらの観点から、既存4学科（数理情報学科、電子情報学科、機械システム工学科、物質化学科）の教育課程改革と並行して、「情報メディア学科」と「環境ソリューション工学科」を設置するに至った。

1) 情報メディア学科の設置の目的

目まぐるしく変転するメディア社会は、しっかりした技術的・人間学的未来予測をもって広く目配りして展開していかなければ、国家・地域、階層、年齢層間の格差を極端に増大させ、社会を不安定にしかねない。予想外の弊害のために新しいメディアが有効性を発揮する前に放棄せざるを得なくなる恐れもある。変転していくメディア社会に対応していくためには、物質としてのハードウェア・方法としてのソフトウェアを正確に作りさえすれば機能するという、いわば要素還元型思考では極めて不十分であり、メディアをメディアとしてとらえて技術開発を考えていかなければならない。人間・社会と密接に関わるから、どんな技術をどこまで考えて開発をするのかということが、メディア社会の展開に大きく影響する。本学科はこの社会的意味の重い技術を扱う学科として設置された。

2) 環境ソリューション工学科の設置の目的

本学科は、生態学的ものの見方から環境問題を含めた持続可能な社会の構築をめざす。基礎に生態学やフィールドワークを置くが、その上に観測・分析・環境修復の生物学的あるいは化学的技術やシミュレーション・将来予測・設計などの技術をあわせて教授することにより、単に考え方に留まらず、人間の生産の場における人類生存環境の保持・持続可能な社会の構築の実践のための技術を持って産業界で活躍できる人材を養成することを目的とした。

バイオテクノロジーのうち、遺伝子操作の関係技術は発想が要素還元的な旧来のパラダイムに強く捕われて過熱状態であり、人間の心に重きを置く本学部としては取り組まないとの結論に至った。旧来の土木・建築・衛生工学などのカバーしていた未来予測や問題解決の部分を含めて、時代の要請する新しいパラダイムを再編成・再構築する。

以上の新2学科の共通点は、ともに、対象をトータルで把握することが必要であり、人間と自然科学・工学技術の相互交流が重要な要素である、とする点にある。これは本学の建学の精神「人間・科学・宗教」の工学分野における具現化である。他方、両者を流れる時間は、情報メディアの秒を争うような超高速の時間と、生態学の悠久から目に見える変化までの幅広い時間と、既存4学科の時間感覚を挟んでバランスしている。この多様な6学科で自然科学の主な分野をカバーして、理工系中規模学部の陣容が整うこととなった。

2005年度の現在、この新2学科の最初の入学生が3年次であり、総合的な評価は卒業生を送り出した後に行う必要があるが、その年次計画の履行状況等から評価するに大過なく推移しているといえる。

3. 各学科の理念・目標

理工学部への教育においては、「理学と工学の融合」という視点に立ち、「将来の科学技術の進展に柔軟に対応しうる実践力のある技術者・研究者」になるための基礎を修得させること

を教育目標としている。理工学部では、次に示す教育目標をそれぞれに実現するため、実験、実習、演習、セミナー、学外実習、特別研究（卒業研究）などの少人数の教育環境を重視し、また学生の学修ペースに合わせた考察や思考を重視したカリキュラムを構築している。こうしたカリキュラムの下で、幅広い分野の基礎と技術としての理工学が、細目の専門分野に偏ることなく教育されている。次に各学科の人材育成の目標を示す。

1) 数理情報学科

個別指導や実習・演習の重視により、自然科学の領域の論理的思考力の基礎の上に、情報科学の基本的考え方と技術やコンピュータを駆使したシミュレーション技術などの解析方法を身につけた人材を育成する。

- ①複雑な自然・生命・社会現象の謎を解明するためには、抽象的な理論の探求と同時に、物理現象としての考察やコンピュータを使った解析ができなければならない。このため、数理・数学と情報科学の両分野に足場をもち多角的な視点から問題を解決できる技術者が求められている。
- ②教員には、数理・数学分野、物理学、コンピュータ科学、システム工学などの最前線で活躍する研究者が揃っており、学生は様々な分野の基礎から最先端まで体系的な教育・指導を受けることができる。また、少人数制で行う演習・実習などを通じてエンジニアとしての実践的な能力を身につけることも重視しており、知識や論理的思考力とともに、情報科学の基本的考え方と技術やコンピュータを駆使したシミュレーション技術などの解析方法を身につけた人材を育成する。
- ③学科には3つの専門分野の柱があり、これらが互いに融合して特徴あるカリキュラムを形成している。

イ) 数理解析分野：自然、社会の現象を数理的に解析するための論理と数学の新しい地平を切り拓く。

ロ) 応用解析分野：自然、社会の複雑な現象をコンピュータで解明し、実世界への応用をめざす。

ハ) 情報科学分野：現代社会の要である IT 技術を根本から革新する新しいコンピューティング原理を探る。

これら3つの分野を融合したカリキュラムによって、数学や情報などの知識を単に個別に修得するだけでなく、実践的な演習・実習を通じてそれらを総合しバランスよく修得することで、将来にわたって応用可能な数理情報の考え方が身につき、複雑な現象を多角的にとらえ幅広い問題を総合的に解決することのできる人材が育成できる。

- ④変化の激しい 21 世紀の世界には、脳と心の科学、自ら学ぶコンピュータ、ユビキタスコンピューティングなどこれから大きく発展していく分野がある一方、歴史を持つフィールドの中にも消えていくものが少なくない。もはや、特定の1つのフィールドのみに精通しているだけでは、21 世紀の世界で活躍するには十分とは言えない。

数理情報学科では、柔軟な数学的論理的思考力と数理的分析力、そして自在にコンピュータを操る力を基盤に、複数の異なるフィールドのスピリットを身につけ、今後生まれてくる新しいフィールドにもいつでも飛び込んでいけるマルチなサイエンティスト、マルチなエンジニアの養成を目標としている。

2) 電子情報学科

電子工学と情報学の融合的な教育を基礎として広い視野を重視することにより、電子・情報・通信の分野に適応できる応用能力を身につけた人材を育成する。

- ①今や携帯電話は必需品となり、ブロードバンドの普及によってインターネットへのアクセスもどんどん高速化するなど、情報通信環境はずいぶん進化しているが、そのような IT 進化の恩恵を受けるだけでなく、その仕組みを学んで自分自身でハードづくりに携わり、あるいは情報通信システムの開発に取り組みたいという学生の期待に応える。
- ②1 年次で全体的な基礎を学び、2 年次から部分的に選択科目を取り入れ、3 年次からは学生の希望に応じ電子工学・電子通信工学・情報通信工学の3つの中から履修コースが選

択でき、4 年次でその集大成としての特別研究（卒業研究）に取り組む、というように各自の興味や適性を活かしつつ、基礎から応用まで学修・研究ができるように配慮している。

- ③最新の実験設備を活用した少人数制の実践的な教育体制のもと、次世代の電子・情報、通信界を担う優れた技術者の育成に努めている。
- ④次の 3 点を重視したカリキュラムを編成し、電子回路・通信システムやネットワークシステムの開発も手がけることのできる開発・利用のシステムエンジニア・スペシャリストや研究者を育成する。
 - イ) 通信分野の教育を充実、IT の進化に対応できる学修・研究活動を推進
 - ロ) 最新の実験設備を活用した少人数制による実践的な教育体制を構築
 - ハ) ハード（電子）からソフト（情報通信）まで系統的な履修コースを設定
- ⑤セミナーや特別研究では、専門性の高い研究活動に長期にわたって携わることにより、自発的に問題設定・問題解決をすることのできる、自立した研究者・技術者となることをめざす。

3) 機械システム工学科

従来の機械工学をベースとし、材料物性、制御、メカトロニクス、情報に関する知識を総合的に身につけた人材を育成する。

- ①現代の科学技術の高度化と情報化にはめざましいものがあるが、一方精神や文化の豊かさが求められている。技術と人間の調和を最も重視しながら、H³:頭脳(Head)、心(Heart)、手(Hands)を通じた新しい技術の創造と高度化ができる技術者の育成を教学の理念とする。
- ②機械システム技術者として必要な幅広い教養と機械工学分野およびシステム工学分野の専門知識を縦横無尽に駆使することで新たな問題を発見・解決し、複雑に多様化しながら変化していく社会に柔軟に対応しうる実践的技術者を育成することを目標とする。
 - イ) まず、人文社会や自然科学からなる基礎的教養と情報処理手段の活用能力を身につけ、幅広い視野と倫理観を修得する。
 - ロ) 次に、機械工学およびシステム工学をバランスよく学修することにより、“ものづくり”のできる創造的思考能力を体得することを目標とする。
 - ハ) 特に、演習や実験などの実学を重視し、実践的、体験的に学べる施設を用いて、五感を駆使した学修を実践することで、感動と臨場感のある理解を達成する。
- ③また、学生の人格を尊重し、密度の濃い少人数教育で、教員と学生間の人格的接触を緊密にし、モラルを身につけ、積極的な人格形成や勉学に対する動機付けを促すとともに、相互のコミュニケーションによる創造精神の涵養に努める。
- ④さらに、自主的な問題発見・解決能力、設計・創造能力を持った地域社会の活性化に貢献できる機械システム技術者を育成することを目標とする。

4) 物質化学科

- ①地球環境や人間を視野に、物理学や化学を基礎として新物質の合成や新材料の創製とその評価までの一貫教育により、21 世紀が求める人材を育成する。
- ②「グリーンケミストリー21」を合言葉に、地球環境を視野に入れた化学の基礎および専門知識を修得し、それを応用できる力を養えるようにカリキュラムが設定されている。これを修了したときに身につく学修・教育目標を次のように設定している。
 - イ) 地球上における“もの”の共生や循環の考え方を身につける。(共生・循環)
 - ロ) 地球にやさしい「グリーンケミストリー」の考え方や手法を身につける。
 - ハ) 物質化学の知識・能力を「何のために、どのように使うか」を判断するための高い倫理観と健全な常識を身につける。(技術者倫理)
 - ニ) 数学、物理学、物理化学、無機化学、有機化学などの科学的基礎知識をバランスよく学修し、論理的思考・柔軟な発想を身につける。(化学の基礎)
 - ホ) 「物質評価」、「無機・金属」、「有機・高分子」のうち、いずれか 1 つの分野におい

- て高度な専門知識と応用能力を身につける。(化学の応用)
- へ) 自分の知識を正確に相手に伝えると同時に、相手の意見を十分聞き、尊重する。
(コミュニケーション能力)

5) 情報メディア学科

人や環境にやさしい高度情報化社会の創成をめざして、情報システム、メディア工学、ソフトウェア科学の3コースで、次代に求められる実践力を身につけた人材を育成する。

- ①現在の産業構造や技術に対応するだけでなく、将来出現する情報メディア技術・情報産業にも適合できるよう、基盤的能力の開発を目指した人材育成に取り組んでいる。
- ②情報科学を理学と工学の融合した領域として捉え、人文科学・社会科学・情報学・認知科学・計算機科学・システム科学・言語学などのさまざまな学問を取り入れた学際的科学であると考え。このために、それぞれの多様な学問領域についての「基礎的教育」と高度情報化社会自体を対象とする「実践的教育」との融合をはかる。
- ③情報・メディア技術は、「コンピュータシステムとソフトウェア科学」、「マルチメディアとして表現された情報の原理」、およびこのようなシステムや科学・原理を「知的システムや情報システムに適用する技術」の3つで構成される。理・工学の両領域に立脚した情報スペシャリストの養成をめざし、情報科学・工学全般の知識習得から情報・データ・メディアそのものにわたる教育・研究を展開する。
- ④従来は工学的に取り扱う対象でしかなかった情報・データ・メディア自体を教育・研究の対象とし、これらによって、社会の要請に応える情報メディア技術に関する専門技術者・研究者を育成する。

6) 環境ソリューション工学科

環境工学と生態学の2つの領域を横断的に学ぶ斬新なカリキュラムによって、生態学の知識を持った環境工学のエンジニアと、工学的なセンスを備えた生態学のエキスパートを育成する。

- ①生態学についての深い理解を基盤におき、理工学の専門的な知識を活かすことにより、環境の保全と持続可能な社会の構築に貢献する人材を育成することが環境ソリューション工学科の目的である。
- ②これまで、環境問題は生命財産に直接被害を及ぼす公害問題であり、工場や都市域から発生する汚染物質をいかに工学的に処理するかが課題であった。しかし、現在の環境問題は地球規模の広がりを持ち、野生生物の保全といった自然環境、さらに人間生活においてはアメニティの確保といった広範囲な分野を対象とするようになった。
- ③広範な環境問題への対応をはかるには、森林や湖沼といった自然環境や生態学に関する広い知識と、廃棄物処理や廃水処理などの目的解決型の基礎的な知識との融合が求められている。工学的な手法で人間生活の改善をはかる場合も、その行為が生態学的にどのような影響を与えるかを十分に理解していなくてはならない。また開発行為の是非についての判断や開発方法の選択にあたっては、森林や湖沼に関する生態学的なデータの調査分析・蓄積とともに、廃棄物等の処理技術など具体的な問題を解決するための工学的センスを身につけた総合的な知性が重要である。
- ④本学科には、これまでの都市環境工学を基礎とした「エコロジー工学」と生態学を基礎とした「生態環境マネジメント」の2分野を置く。両分野とも既存の都市環境工学や生態学ではなく、都市環境工学は自然生態系を取り込んだ形で新たに編成され、生態学も人間社会を取り込んだ形で新たな展開をはかり、さらに両分野を統合していくことを目標としている。
- ⑤生態学と都市環境工学の両方の知識と技術を修得し、環境問題に対処するための方法論を学び、さらにプレゼンテーション能力、企画提言能力を身につけることで、種々の環境問題の解決に貢献できる人材を育成していく。

4. 理念の学内外への周知方法

- ①主に受験生に対しては、「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY —」(26～41 頁)に記載することにより周知をはかっている。なお、2006 年度からは、「学びのポイント」、「4 年間の学修フロー」を示す等、内容を改善して「2006 RYUKOKU Univ. マナビゲーションブック」と改称し、受験生への周知に努めていきたい。
- ②大学のホームページ上にも理工学部全体としての理念や人材育成の目標を明示^{*}し、また、各学科についても当該学科のトップページ^{**}において学内外への周知に努めている。特に最近は多くの受験生や在学生がインターネットを活用するようになっており、今後は最も重要な周知方法となると考えられる。
- ③履修要項には、学科毎に理念・目標を詳しく説明し、毎年全員に配布している。学生が読み易くなるように、2005 年度より履修要項は各学科ごとの分冊とし、「教育課程」の冒頭に、理工学部としての理念と目標を掲げ、その後に各学科の特色に基づき具体的に記述した理念と目標を掲げた。そこには理念や目標とともに、それを実現するためのカリキュラム編成の考え方が示されている。
「2005 年度履修要項（理工学部＜学科毎に別冊＞）」を参照。

イ) 数理情報学科	18～21 頁
ロ) 電子情報学科	18～21 頁
ハ) 機械システム工学科	18～21 頁
ニ) 物質化学科	18～21 頁
ホ) 情報メディア学科	19～22 頁
ヘ) 環境ソリューション工学科	19～22 頁
- ④新入生に対しては、履修要項に明示するとともに、オリエンテーション時の履修説明会において、各学科の教務委員から説明している。

以上のとおり、理工学部の理念・目標の学内外への周知は行われており、その方法については一定の有効性があるといえる。

5. 今後の課題と改善方策

- ①理工学部は、6 学科を擁し多様な教育体系を入学者に提供している。しかし、限られた卒業単位数の中で、教育目標を実現するためには困難な側面もある。現在、高等学校の学習指導要領の改変に伴う 2006 年度入学生の学力変化に対応し、また学生の勉学意欲の向上など多くの教育的課題に対応する抜本的なカリキュラムの改変を 2006 年度および 2007 年度を目標に検討しており、今後とも、教育理念に沿った人材育成を効果的に実現できるよう教育目標との関連で、教育課程全体を検討していく。
- ②現在物質化学科が JABEE^{***}の認定を受けているが、学部教育の目標と教育課程の質を維持するために、全学科で JABEE の技術者教育の目標を具体化した教育課程を構築し、その認定を受ける。

^{*}理工学部全体としての理念や人材育成の目標を明示

: <http://www.ryukoku.ac.jp/kyouiku/gakubu/rikou/index.html>

^{**}当該学科のトップページ : <http://www.rikou.ryukoku.ac.jp/>

^{***} JABEE 日本技術者教育認定機構 : (Japan Accreditation Board for Engineering Education) 技術系学協会と密接に連携しながら技術者教育プログラムの審査・認定を行う非政府団体。ここでは、高等教育機関で実施されている技術者養成プログラムが社会の要求水準を満たしているかを評価し、満たしているプログラムを機構が認定する専門認定制度(Professional Accreditation)を指している。

第6節 社会学部

【理念・目的等】

A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

1. 理念・目標

社会学部は、第4次長期計画の基本理念である「共生（ともいき）」と「グローバル大学」の2つを率先して展開していくことを担う学部である。まず「共生」については、人と人との関係だけではなく人と自然・環境との良好な関係をつくること、また、「グローバル大学」については、大学・学部と地域社会との密接な関係を育成し、それをさらに世界中の地域との結びつきにまで展開していくことをめざしている。

21世紀は、経済・情報・文化という多領域において多様化・高度化がさらに求められる時代である。このために、地域社会・家族・個人の各々の次元において、社会生活のあり方に大きな変化が予測され、その結果、様々な社会的問題の発生が懸念される。このような状況にあっては社会や生活についての従来の理論的知識だけでは対応しきれなくなり、新しい知識に加えてより実践的な知識が求められることになる。

社会学部はこのような予想のもとに、先の理念を実現するための方法として「現場主義」をキーワードにして、各領域のフィールド（現場）に実際に臨み、そこから、実践的な知識や態度を学修することを目標にしている。さらに、この現場主義を通して次のような学生たちを育成することをめざしている。

- ①臨床現場の各々の領域において、共感し理解することを介して、現実を生きた形でとらえる能力を身につけるとともに、そこに生じた問題に働きかけて、いかに問題を解決するかを探究する。
- ②このような能力とともに、必要とされる理論的知識、実践的知識を学修し、これらの能力・知識を基盤にして、社会調査士・社会福祉士・精神保健福祉士などの資格を取得することができる人材を育成する。

2. 各学科の理念・目標

前述の学部の理念・目標を踏まえた、学科の理念・目標は次のとおりである。

1) 社会学科

社会学という学問分野は、人と人との関係とまとまり（凝集性）をとらえる領域である。このために、個人・集団・社会という三次元にかかわる相互の関係と作用を考察することを目的とする。これらの三次元に加えて、近年では自然という次元がつけ加わる。これらの四次元の関係とまとまりが近年、機能的な不全を起こし、社会的な問題として生起してきている。社会学科では、このように多元化と流動化の進行する4つの次元を見わたすために4つの履修モデルコース（社会意識・メディア・臨床社会・環境）を設け、それらの領域にかかわる社会問題を理論的に把握しようとする。さらに、その理論に基づいて、実際に各領域の調査を行い、直面している問題の性格を明らかにしようとする。

以上のように、社会を理論的・実践的に把握することを通して、社会学的なものの見方や調査の技法を身につけ、問題解決の能力を持った、新しい時代の要請に応えることのできる人材の育成をめざしている。

2) コミュニティマネジメント学科

高度産業社会は人々の生活を豊かにしている反面、多様な社会的問題を生み出してきた。とりわけ、地域社会および家族の統合力の疲弊には顕著なものがある。地域社会は解体に瀕し、家族もその凝集力を失いつつあり、社会問題や犯罪の大きな要因となりつつある。

コミュニティマネジメント学科は、このような状況を認識し、上記の社会学科の理念・目標を踏まえつつ、さらにより実践化した教育を行うところに特徴がある。すなわち、学生を、地域や公共団体という現場に送り出し、学部・現場・学生の3者のコーオペレィティブ教育を行うことによって、「地域社会を元気にする」地域のリーダーを育成することを目標にしている。

地域社会を活性化するには、地域社会に入り込み、そこで人々と共感しながら状況を分析し、問題を解明できる能力が必要とされる。そのためには、マネジメント能力・ネットワーク構築能力・情報発信能力の育成が要求される。このような能力を持った、地域社会を担うリーダーを育てることが目標となる。

3) 地域福祉学科

人間は誰であれ、その人固有の生きる権利を有している。この権利を実現することに困難をきたすとき、その人は支援を必要とすることになる。地域・臨床の両福祉学科は、このような人たちの社会的・精神的・身体的なニーズを明確に把握し、サービスを提供できる人材を育成することを目的にしている。

とくに地域福祉は、当人の生活問題を地域の側からとらえ、支援することに力点を置いている。現代社会は、社会福祉法人だけでなく、NPO・行政から一般企業にいたるまで、多様な場面において、福祉の専門家を必要としてきている。このようなニーズに応えるため、地域福祉は、人々はどんな福祉の課題に直面しているのか、住民とともにどのように福祉の対応を改革すればよいのか、などの問題に就いていかなければならない。

本学科では、これらの問題に対する福祉のあり方の論理と方法を学び、社会福祉に関する企画の立案や制度の構築、さらに援助や支援などにかかわる専門的な技術・サービスを提供するコミュニティ・ソーシャルワーカーの育成をめざしている。

4) 臨床福祉学科

複雑化する現代社会の中であって、生起する生活上の問題は多様であるが、私たちは、社会福祉が対象とする課題を明らかにするだけでなく、社会福祉の仕組み自体を考察することも必要とされている。

人々は通常その個性や境遇に適合して生活を送っているが、何らかの原因によって生活上の問題を抱え込むことになった場合、それぞれの状況に応じた支援や援助が求められることになる。この場合、対象者の1人ひとりの社会的・心理的・身体上のニーズを明確に把握し、その人にとっての最善の支援や援助を提供できる人材が不可欠となるが、臨床福祉学科はそのような人材を育成することをその目標としている。

生活の困難とかかわる個人や家族のあり方は多様であり、その多様なあり方に適合した支援・援助が求められる。臨床福祉では、それら対象者との相互作用を通して、彼らにふさわしい対応を提供することがめざされる。そのような対象者を中心とした、専門的な支援・援助を提供できる知識や技術を有する臨床ソーシャル・ワーカーを育成することが目標となる。

3. 理念の学内外への周知方法

社会学部の理念・目標の周知は、次の3通りに分けて学内外に対して行っており、これによって周知できていると評価している。

- ①学外への周知方法には次の2つがとられている。1つは受験生に向けたものであり、それは「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY—」(102～113 頁)に記載され

ている。もう1つは大学のホームページ上への掲載*であり、これによって、理念を広く学外の人々にも知ってもらうように配慮している。なお、2006年度からは、「学びのポイント」、「4年間の学修フロー」を示す等、内容を改善して「2006 RYUKOKU Univ. マナビゲーションブック」と改称し、受験生への周知に努めていきたい。

- ②在学生に対しては、履修要項に掲載された理念・目標を通して、彼らに内容を理解してもらい、それを介して周知している。
- ③とくに新入生には、履修要項に明示するとともに、特別に新入生オリエンテーションの時間を設け、そこで履修説明を行うだけでなく、教育の理念・目標を説明し、理解してもらうべく周知をはかっている。

社会学部の理念・目標の学内外への周知は、上記のような方法で行われており、その方法については一定の有効性があると判断できる。

4. 今後の課題と改善方策

- ①社会変化は年ごとに激しさを増していく観があり、そのような状況の変化を見越しながら、学部の教育理念・目標・方法の見直しと修正を常に心がけ努力していく必要がある。
- ②本学は、第4次長期計画において「共生をめざすグローバル大学」という大学像をかかげ、地域から世界へと結びつきとまとまりを広げることをめざしているが、現時点では世界の次元にはとどいていない。この目標を今後いかに実現していくかが重要な課題となる。
- ③理念・目標を学内外に周知するにはさらなる努力が必要と考える。学部のホームページの絶えざる更新を心がけ、常に新しい情報とともにこれらを学内外に周知する。

*大学のホームページ上への掲載 : <http://www.ryukoku.ac.jp/kyouiku/gakubu/shakai/index.html>

第7節 国際文化学部

【理念・目的等】

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A 群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

1. 理念・目標

1) 国際社会で活躍する実践的能力を備えた人材の育成

グローバル化が急速に進展する現代社会は、複雑に入り組んだ国際的な関係のなかに存在している。その意味で、日本やその他の国々においては多様性が増え、それに対応できる能力と柔軟性のある人材が求められている。このような時代の要請を踏まえて、国際的な視野をもち、国境を越えて活躍する人材を養成するために、国際文化学部は次のような能力を備えた人材の育成をめざしている。

- ①専門分野で活躍するための基本的なスキルを身につけている人材の育成。
- ②自国の文化と海外の文化を理解・尊重し、語学能力を高め、外国語という手段をとおし、さらに文化を深く理解しつつ、多様で国際的な社会において求められる柔軟な対応力とコミュニケーション能力と人格を備えた人材の育成。
- ③さまざまな国や地域における文化の多様な側面を理解し、自分の問題発見に応じた専門的知識を身につけ、物事を国際的に捉え、考察できる人材の育成。

2) 文化の多様性に接する学内環境の整備

国際文化学部は、その目標を実現するために、常に文化の多様性と複雑さに接することができる環境を整備している。

- ①教員の3分の1は外国籍で、日本人教員の多くもバイカルチュラル・バイリンガルである。外国籍教員の出身地は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、韓国、シンガポール、中国、ニュージーランド、ハンガリー、フィリピン、フランスと国際色豊かであり、学生が、教員と日常的・意識的に接する機会を増やし、国際的な視野を身につけることができるような環境の整備に努めている。
- ②国際文化学部における海外からの留学生は約200名在籍(2005年度)しており、日本人学生もキャンパスに居ながらにして、国際交流できる好環境にある。留学生の苦労を理解した上で、留学生に積極的にアプローチし、サポートすることは学部内の重要な国際交流になっている。身近なところから国際交流を始めることは、本格的な国際人への道につながる。また、海外からの留学生のための日本語教育や大学生活を支える事務体制、さらに学生交流の場所として留学生ラウンジを設置している。
- ③国際文化学部では短期留学や長期留学などの留学制度を充実させており、学生は学部で身につけた知識やスキルを海外で試し、高めることができる。ちなみに2003年度は短期127名、長期102名、2004年度は短期141名、長期107名が留学している。また留学中に取得した単位を学部の卒業要件単位としての認定を受けることができ、4年間での卒業も可能である。
- ④毎年度、いくつかの授業科目を英語で行っており、英語での理解力を高めることができる。
- ⑤専門性を育成するゼミの選択肢を多く用意している。現地調査やフィールドワークに基づき卒業研究を進めていくゼミや、英語で受講、英語で卒業研究をまとめるゼミ等、さまざまな分野と地域にわたるゼミがある。学生は、自分の研究スタイルと研究対象を早めに見つけ、有意義な卒業研究に取り組むために、方法論的な授業と知識中心の授業を系統的に履修できる教育課程を編成している。

3) 国際社会で活躍する実践的能力の育成

グローバル化が急速に進む現代においては、多様な文化や地域の実情を良く理解し、国際的なコミュニケーション力等実践的能力を備えた（国際性と文化の影響力を意識する）人材の要請が強く求められている。このような時代の要請を踏まえて、国際文化学部は、国際文化学の基本であるさまざまな国や地域の文化を理解し、幅広い分野の知識を身につけ、多角的な視点から教育・研究を行うこと。そして物事を広く国際的・文化的に捉え、考察できる人材の育成をめざしている。

自国の文化と外国の文化を理解し尊重し、多様な国際的コミュニケーションのできる能力と人格を備えた人材を育成することが本学部の基本的な目標である。

前述した国際文化学部の理念と目標は、このような人材の育成をめざすものであり、時代の要請に応える適切性を持っているといえる。

2. 理念の学内外への周知方法

- ①主に受験生に対して「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY—」（72～79 頁）に記載することにより周知をはかっている。また、大学のホームページ上にも明示*し、学内外への周知に努めている。なお、2006 年度からは、「POINT OF STUDY」、「4 年間の学修ステップ」を示す等内容を改善して「2006 RYUKOKU Univ. マナビゲーションブック」と改称し、受験生への周知に努めていきたい。
- ②履修要項に理念・目標を掲載し、毎年全員に配布している。
- ③新入生に対しては、履修要項に明示するとともに、新入生のオリエンテーション時の履修説明会において教務主任から説明している。

以上のとおり、国際文化学部の理念・教育目標の学内外への周知は行われており、その方法については一定の有効性がある。

3. 今後の課題と改善方策

国際文化学は学際的な学問である。その対象となる教育・研究領域は多岐にわたる。したがって、入学志望者には、常に学部の教育目標を具体的に明確にしていく努力が求められる。特に教育目標と関連したカリキュラムの系統性・体系性を検討し、本学部に入学すればどのような能力が身に付くのか、それを一層明確にしていきたい。

*大学のホームページ上にも明示 : <http://www.ryukoku.ac.jp/kyouiku/gakubu/world/index.html>

第3章 教学組織

第1節 教学組織等の拡充目標

第4次長期計画においては、本学の教学理念を実現するために、特に教学活動の拡充に重点を置いている。そのために次のような教学組織等の拡充目標を掲げて、その実現に努めている。

- ①総合大学としての特色を活かし、自立と思いやりの精神を身につけ、基本的知識と専門性のバランスがとれた、社会貢献のできる人材の育成機能の充実に取り組む。
 - イ) 創造性能力育成を中心とした教育を展開するために、学部横断的なカリキュラムの改革、学部毎に入学から卒業までを意識したカリキュラムの改革に取り組む。
 - ロ) 時代の要請に対応した人材育成をはかるために教育組織（学科）の改組および新設に取り組む。
 - ハ) 学部間、大学院研究科間の共同による履修コースを設置する。
- ②研究活動の高度化、研究者の養成、専門職業人の養成をはかる。本学の特色を活かし、特定の分野において高度化を促進する。
 - イ) 国際文化学部に大学院博士課程（修士課程・博士後期課程）を設置する。
 - ロ) 研究の高度化をはかるため、先端領域の研究活動を展開する全学的な共同研究センターを設ける。併せて外部資金を積極的に獲得していく。
 - ハ) 法科大学院を設置する。
- ③教育内容と授業方法等の改善を促進し、その活動の組織的な取り組みを促進するための体制を整備する。
 - イ) 大学教育に関する改善・改革を主体的に推進する組織を設ける。
 - ロ) 学生の自主的な学修意欲を促進させるため、情報教育システムの基盤整備をはかる。それを推進するための組織を再編する。
- ④地域貢献の拡充をはかるための組織を整備する。
 - イ) Ryukoku Extension Center (REC)の京都学舎における活動拠点を設ける。
 - ロ) ボランティア活動を全学的に推進する活動拠点を設ける。
- ⑤上記の他、第4次長期計画の改革理念に基づいて、既存組織の改革や新設等を検討し、具体化する。

本学は、1975年以降、長期計画に基づいて計画的・段階的に教学組織を拡充してきた。第1次～第4次長期計画は、各時代の大学教学に対する社会的要請を踏まえて、本学の教学理念を教学組織として具体化してきた過程でもある。新たな教学創造を促進する上でこのような目標と計画を立て、それを確実に実行していくことは、改革目標が全学的に明らかになり、教学目標を達成する上で有効な手段であった。

第2節 教学組織

【教育研究組織】

A 群・当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性…（表1、表2）

1. 第4次長期計画に基づく新たな教学分野の創設と評価

前述の「教学組織等の拡充目標」に基づいて、計画的に教学組織を拡充してきた（新設・発展的解消・既存組織内の履修コースの新設を含む）。その主なものは次のとおりである（2005年5月現在）。

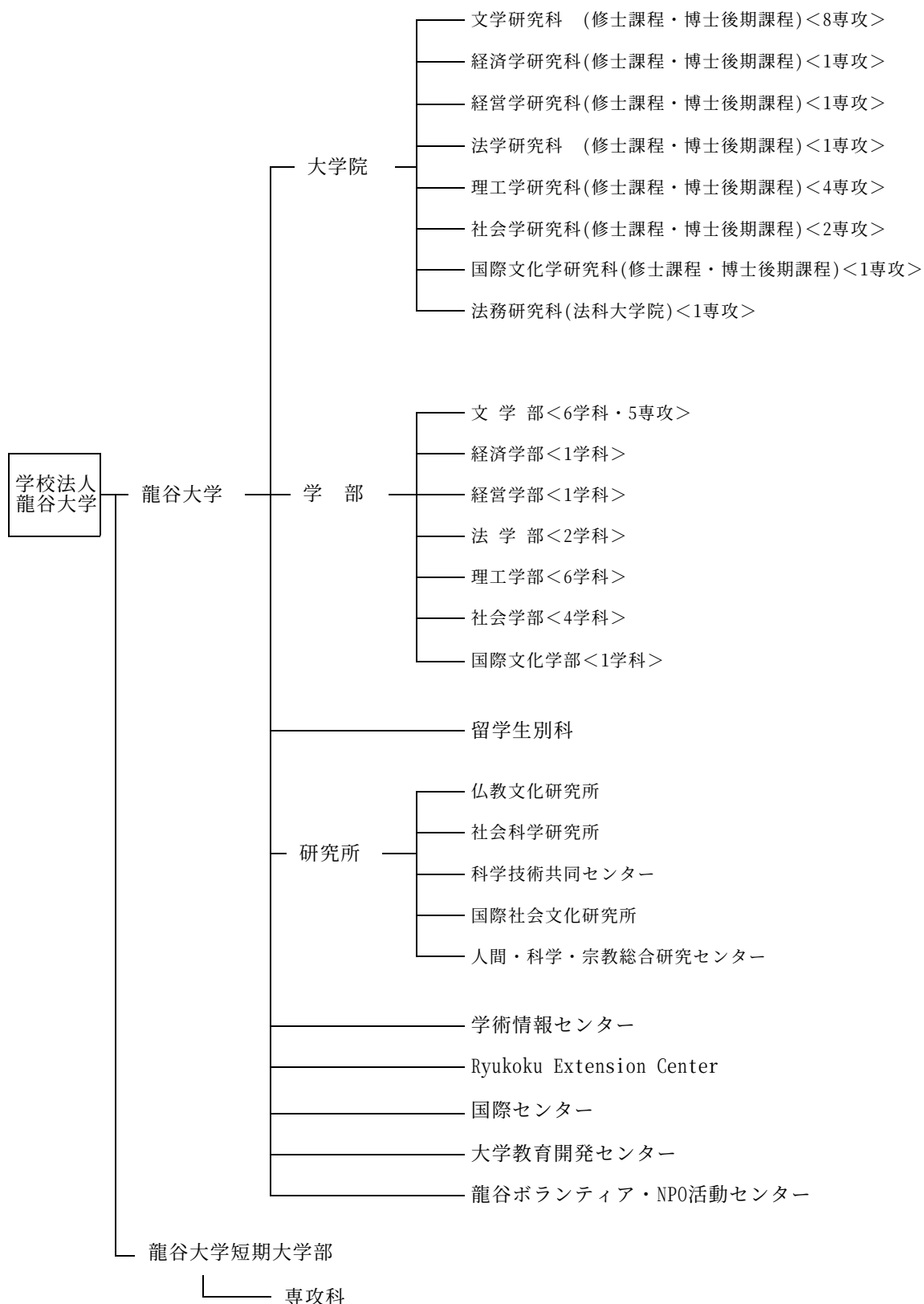
- ①国際文化学研究科博士後期課程の設置（2002年）：既存の研究科すべてに、修士課程と博士後期課程の学位課程を設置し、教学の高度化をめざす。
- ②理工学部情報メディア学科／環境ソリューション工学科（2003年）、社会学部コミュニティマネジメント学科（2004年）の増設：情報メディア、環境問題、地域問題についての新たな教学分野を開き、共生理念の具体化と新分野の人材養成をめざす。
- ③大学教育開発センターの設置（2001年）：個々のFD活動を全学的に集約するとともに、その活動を積極的に援助・促進し、全学の教育活動に反映させていく。
- ④龍谷ボランティア・NPO活動センターの設置（2001年）：本学構成員の社会参加を推進し、地域と大学を結ぶ核となることをめざす。教育・研究活動への還元もめざす。活動の拠点を深草キャンパスと瀬田キャンパスに設ける。
- ⑤人間・科学・宗教総合研究センターの設置（2001年）：特定の研究分野（選択的分野）における研究の高度化をはかる。外部資金を導入した多様な研究センターを設置し、異領域分野の共同研究による先端的研究活動を推進する。
 - イ）アカデミック・フロンティア・センター（AFC）：矯正・保護研究センター／古典籍デジタルアーカイブ研究センター
 - ロ）オープン・リサーチ・センター（ORC）：人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター、地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター、里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター
 - ハ）ハイテク・リサーチ・センター（HRC）
 - ニ）アフラシア平和開発研究センター
- ⑥Ryukoku Extension Center（REC）を再編し、REC滋賀に加え「REC京都」を開設（2001年）：社会貢献活動の京都の拠点として、龍谷講座、生涯教育講座（REC講座）等多様な活動を展開している。
- ⑦専門職大学院＜大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）＞を開設（2005年）：「国民のための司法」をめざす司法制度改革のなかで、「市民のために働く法律家」の養成をめざす。

以上のような教学組織の拡充の結果、本学は、7学部21学科、8研究科19専攻（修士課程、博士後期課程）、5研究所および先端的研究活動を推進する各種の研究センターならびに1短大を擁し、人文科学、社会科学、自然科学の3分野を含む仏教系私立総合大学としての教学体制を整備してきた。次頁の「2005年度学校法人龍谷大学教学関係組織図」を参照。

本学は、伝統的な3分野（人文・社会・自然）にわたる教学組織を拡充しつつ、学際領域の教学組織も計画的に整備してきた。特に第3次長期計画以降は、教育・研究活動に加え社会貢献活動も大学の使命として位置づけ、教育・研究・社会貢献の3つの分野において教学組織を整備してきた。現在進行中の第4次長期計画においては、学際領域と社会貢献活動分野の教学組織を重点的に拡充してきたことに特徴がある。

このように本学の教学組織は、本学の教学理念と各時代の要請を踏まえて適切に組織されているといえる。

【2005 年度龍谷大学教学組織図】



※大学の学術情報センター、Ryukoku Extension Center、国際センター、大学教育開発センター、龍谷ボランティア・NPO 活動センターは、短期大学部と共同の教学組織

2. キャンパスコンセプトと教学組織

本学のキャンパスは3つに分かれているが、各キャンパス開設時の歴史的背景と特色をも踏まえながら教学組織の拡充に努めてきた。

1) 深草キャンパス

本学は、人文系の単科大学（文学部、大宮キャンパスのみ）から社会科学領域をも含めた教学体制を整備するために、1961年に経済学部を深草キャンパスに開設した。以後、経営学部、法学部等を設置し、深草キャンパスは本学における文系の総合的な教学活動を展開する拠点として今日に至っている。2001年にREC京都を開設したことにより京都市南部地域における生涯教育等社会貢献活動の拠点としての位置づけも明確になってきた。設置されている主な教学組織は次のとおりである。

- ①文学部（1. 2 年生）
- ②経済学部・大学院経済学研究科（修士課程・博士後期課程）
- ③経営学部・大学院経営学研究科（修士課程・博士後期課程）
- ④法 学 部・大学院法学研究科（修士課程・博士後期課程）
- ⑤大学院法務研究科（法科大学院）
- ⑥短期大学部
- ⑦留学生別科
- ⑧社会科学研究所
- ⑨人間・科学・宗教総合研究センター
 - ・矯正・保護研究センター
 - ・人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター
 - ・地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター
 - ・里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター
 - ・アフガニスタン新発見仏教遺跡学術研究調査プロジェクト
- ⑩学術情報センター（深草図書館）
- ⑪国際センター
- ⑫Ryukoku Extension Center（REC 京都）
- ⑬大学教育開発センター
- ⑭龍谷ボランティア・NPO 活動センター（京都）

2) 大宮キャンパス

本学の設立母体である浄土真宗本願寺派（西本願寺）は、1876年に独自の学校制度として、大教校・中教校・小教校の各教校を創設し、その体系的な学校制度の頂点に大教校を位置づけた。大宮学舎はその大教校の教育施設として1879年に開設され、以来、本学の伝統あるキャンパスとして今日まで続いている。大宮キャンパスは、主に文学部の各専攻教育とともに大学院文学研究科を設置する本学の人文系教学活動の拠点である。設置されている主な教学組織は次のとおりである。

- ①文学部（3. 4 年生）・大学院文学研究科（修士課程・博士後期課程）
- ②仏教文化研究所
- ③学術情報センター（大宮図書館）

3) 瀬田キャンパス

瀬田キャンパスは、科学技術が一層進展する20世紀末から21世紀への社会的変化を踏まえ、建学の精神の現代的意義を明確にし、それを教学活動へ反映させることを目的として開設された。本学の建学の精神を現代化した「人間・科学・宗教」の理念は、理工学部を含む瀬田キャンパスを開設し、総合大学としての基盤整備を行ったからこそ発想できたものである。

瀬田キャンパスは、地元自治体の積極的な支援を得て開設されたキャンパスでもあり、教

育研究活動に加えて地域連携キャンパスとしても位置づけており、本学における教学の新展開をめざす拠点でもある。設置されている主な教学組織は次のとおりである。

- ①理工学部・大学院理工学研究科（修士課程・博士後期課程）
- ②社会学部・大学院社会学研究科（修士課程・博士後期課程）
- ③国際文化学部・大学院国際文化学研究科（修士課程・博士後期課程）
- ④科学技術共同研究センター
- ⑤国際社会文化研究所
- ⑥学術情報センター（瀬田図書館）
- ⑦人間・科学・宗教総合研究センター
 - ・ハイテク・リサーチ・センター
 - ・古典籍デジタルアーカイブ研究センター
 - ・アフラシア平和開発研究センター
- ⑧Ryukoku Extension Center（REC 滋賀）
- ⑨龍谷ボランティア・NPO 活動センター（瀬田）

以上 1)～3) のような各キャンパスの教学資源を踏まえたコンセプトを明確にすることによって、各キャンパスの特色化を促進するとともに、キャンパスが異なる学部・研究科間の連携による新たな教学創造も可能にしている。近年では、デジタル技術と人文系の知識を融合した「古典籍デジタルアーカイブ研究センター」をはじめ、「矯正・保護研究センター」、「人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター」、「里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター」、「アフラシア平和開発研究センター」の設立等、外部資金を獲得した研究分野の高度化の推進の面では効果があがりつつある。今後とも、キャンパスの教学資源の活用とキャンパス連携による教学創造をさらに推進していきたい。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①社会科学系 3 学部（経済学部・経営学部・法学部）では、カリキュラム改革や社会科学研究所における研究活動を通して相互の協力・共同関係について一定の成果をあげているが、3 分野（人文・社会・自然）の学部間、4 つの研究所間の連携については現段階では不十分といわざるを得ない。本学の教学を質的に充実させるためには、現代社会の諸問題に対応する共同研究や新たな教学体系を創造するための協力・共同関係を築きあげることが求められる。
- ②福祉の多様化に対する社会的要請に応えるため、社会学部の社会福祉学科を「地域福祉学科」「臨床福祉学科」に改組する。
- ③国際文化学部大学院を設置することについて検討する。
- ④多様化・高度化する大学の管理運営および教学を支援するための事務組織の整備と事務職員能力の一層の向上が求められる。

2) その改善状況

- ①学部共通コース（「第 5 章－8 学部共通コース（京都学舎）」で詳述）については、3 学部（経済学部、経営学部、法学部）の共同関係を維持しつつ、新たに「環境サイエンスコース」を開設した。大学院では、法学研究科と経済学研究科の連携により、両研究科共通の履修コースである「NPO・地方行政研究コース」を開設した。しかし、学部連携による教学創造はまだ不十分である。
- ②社会学部社会福祉学科を改組し、地域福祉学科および臨床福祉学科を設置した(1998 年)。
- ③国際文化研究科(修士課程)を開設(2000 年)、その後、博士後期課程を開設した(2002 年)。
- ④教学組織の拡充にともないそれに対応した事務組織を整備した。同時に事務職員の研修体制の整備をはかり、計画的に事務職員能力養成に努めているが、まだ不十分である。

4. 今後の課題と改善方策

- ① 拡充した各教学組織の内容を充実させることが最も大きな課題である。既存の教学組織はもとより、特に新設の教学組織は、その設置目的に沿った成果をあげることが重要である。そのためには、各組織が達成すべき目標を明らかにして取り組むことが必要である。大学全体としては長期計画によりその目標が明らかにされているが、各部署においても主体的に改革目標を立てて取り組むことが求められる。この点については、第4次長期計画の中に、そうした組織運営の定着をめざす。
- ② 第4次長期計画が開始されてから、仏教系私立総合大学という特色を活かして学部・研究科を越える教学活動が展開され始めた。今後は、社会的に求められている人材養成の課題とリンクした教育課程を創造していくことも検討する必要がある。
- ③ 経済学部は、今日の時代において、その教育目標（人材養成の目標）をよりの確に果たすために、既存の学科（経済学科）を改組して、現代経済学科、国際経済学科の2学科に改組するための準備作業を行っている。
- ④ 教学改革の新展開のためには、語学力、コンピュータ等の技能、各部署の業務に関わる専門的な知識および組織の運営力量等総合的な業務力を持った職員の支援が不可欠である。現在、そのための事務組織、人事制度の改革が検討され、順次実施されているが、特に、教員と共同して教学改革を積極的に推進できる事務職員の育成が急務である。

第4章－1 カリキュラム改革

本学は、「第1章 大学の理念・目標等」で述べた大学の教学理念を実現するため、積極的かつ計画的に、カリキュラム改革を進めてきた。各学部教育改革も、このような全学的改革方針の一環として位置づけられる。したがって、各学部における教育を点検・評価する前に、全体的な教育改革の流れをふり返しておく。

1. 第1次カリキュラム改革（1988年度）

第1次カリキュラム改革においては、大衆化した大学における教育のあり方を検討し、本学における教育改革の目標を、「それぞれの学部に見合う専門性を身につけた教養人の育成」と定めた。そして、この目標のもとに、京都学舎4学部（文学部・経済学部・経営学部・法学部）は教育改革への足並みをそろえた（瀬田学舎は当時未開設）。改革の主な方針は、次のようなものであった。

- ①大衆化した大学では、専門教育への動機付けが薄れる傾向が見られるので、専門分野の学修を初年次から開始し、同時に履修科目選択および4年間の学修内容の多様化をはかる。
- ②学生の関心や必要に沿う系統的・段階的な履修を入学時から開始する。そのような履修のための新たな枠組みを用意する。
- ③全学的な連携のもとに、それぞれの学部においても、カリキュラム改革を進める。

以上の改革方針に基づいて、全学カリキュラム改革委員会（1985年度に発足）を中心に、2年半にわたる検討が行われた。それをうけて1988年度からは、主に経済学部・経営学部・法学部の社会科学系3学部において、新カリキュラムがスタートした。改革の主な内容は、次のとおりである。

- ①専門教育に入るための初期教育を重視し、専門分野の学修の動機付けを強める目的で、1年次に「基礎演習」を置く。1クラスの規模も、それまでの50人から25人程度におさえて、少人数クラス編成とする。
- ②学生を系統的・段階的学修へ誘導するため、また学修体系の多様化をはかるため、セメスター制、コース制、グレード制という新たな制度を導入する。

イ) セメスター制

- ・4年間の修業期間を8セメスターに分けることにより、科目選択の組み合わせを多様化する（このことは同時に、学生による科目選択が、系統的・段階的学修という趣旨に沿って行われるための指導を必要とした）。
- ・セメスターごとに必修・選択必修・選択の各授業科目を配当することによって、学生の希望に沿った系統的・段階的学修を可能にする。
- ・週1回学期完結授業（2単位科目）が開設可能となったため、それまでより多彩でかつ具体的な内容をもった科目が開講されるようになった。さらに、科目の特性に応じ、週2回型授業（4単位科目）による集中的学修を採用して教育効果を上げることも可能となり、多数開講された。

【学年と各セメスター】

1年		2年		3年		4年	
第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター

ロ) コース制

- ・学部の違いをこえた新たな学修領域、履修体系を設けることを目的として、「学部共通コース制」を導入した。これは、学生の多様な学修ニーズに対応して、

一定数の学生に学部専門とは異なる一定のテーマ、一定の目標のもとでの新たな学修の動機付けをあたえようとするものであった。全体としては、学生の多方面にわたる能力を、新たな教育課程の中で伸ばそうとするものであった。

- ・具体的に実現したのは、深草学舎の社会科学系3学部(経済学部・経営学部・法学部)を横断する「学部共通コース」の開設であった。これは、所属学部の専門的学修の基本的部分に加え、幅広い領域にわたる3通りの内容を用意したものであった。

- ・同時に、各学部においては「学部内コース」を設けた。「学部内コース」は、「学部共通コース」が所属学部の専門的学修をその基本的部分にとどめたのとは対照的に、むしろ専門性、系統性を高めることを目的とするものである。

(1)「学部共通コース」は国際関係コース・英語コース・情報科学コースの3つ

(2)専攻制を採っていない社会科学系3学部内に、学生の履修目的に応じた系統的学修を強めるよう設けた「学部内コース」は、次のとおり。

- ・経済学部（産業経済コース）
- ・経営学部（経営管理コース／企業・経済コース／国際経営コース／会計コース／経営情報コース）
- ・法学部（司法コース／法政文化コース／ガバメントコース／ビジネスローコース）

(3)コースへの所属とコース別の専門的学修の開始は、学部共通コースに加わらない文学部をふくめた4学部の履修システムが整合するよう、第4セメスターから統一した。

ハ) グレード制

- ・学生が、学修計画を設計するための目安として、開講される授業科目に科目内容の水準を表わすグレードナンバーを付した。

グレード番号	グレードの基準
100	その学問分野の学修における入門的内容の科目
200	標準的レベルの一般教育等科目 学部・学科における基礎的内容を持つ専門科目
300	やや高いレベルの一般教育等科目 学部・学科における基本となる内容を持つ専門科目
400	中級レベルの専門科目
500	応用レベルの専門科目

- ・一般教育科目に関していえば、セメスター制への移行に加えて、それまでの学部別開講方式を全学開講方式に切り換えたことが、大きな変化であった。

「宗教学」(通年4単位)を例にあげると、それまでは文学部・経済学部・経営学部・法学部に各1コマの4コマ開講であった。それを、同じ4コマ開講ではあるが、4学部共通で4種類の科目にして、科目内容を多様化した。あわせて、単位数、開講形態も多様化をはかった。

- ・宗教学ⅠA(2単位、1・2セメスター、グレード200番)
- ・宗教学ⅠB(2単位、1・2セメスター、グレード200番)
- ・宗教学Ⅱ(4単位、3・4セメスターもしくは3セメスター週2回開講、グレード300番)
- ・宗教学ゼミナール(4単位、3・4セメスター、グレード300番)
- ・また、この時、学際科目としてチェーンレクチャー方式で行われる「総合科目」、および一般教育科目担当者が少人数で行う「教養ゼミナール」を新設した。1986

年に開設された「人権論」につづき、1988 年度には「比較文化論」、「女性学」、「平和学」、「環境論」、1989 年度には「情報科学入門Ⅰ」、「情報科学入門Ⅱ」、「人間とスポーツ」が総合科目として開設された。

以上のとおり、第 1 次カリキュラム改革は、旧大学設置基準の一定の緩和措置を最大限活用したもので、後の「大綱化」の趣旨を先取りする形で実施された。それは、とりあえず社会科学系 3 学部を中心に実施されたが、この流れは「設置基準大綱化」後の第 2 次カリキュラム改革にも継承された。第 1 次カリキュラム改革は、学生の能力の多様化や社会の変化に対応して大学教育の新たなあり方を模索する上での方向性を示した点において、本学の教育改革上大きな意味をもつものであった。

2. 第 2 次カリキュラム改革（1994 年度）

1) 京都学舎のカリキュラム改革

(1) 改革のフレームワーク

1992～1993 年度に、全学カリキュラム改革委員会でまとめられた改革案が、1994 年度から実施に移された。この第 2 次カリキュラム改革においては、大学設置基準が大綱化された状況の下で、第 1 次カリキュラム改革の方向性をさらに徹底した。その改革のフレームワークは次のとおりである。

①京都学舎では、「一般教育科目・外国語科目・保健体育科目・専門教育科目」という内面からの科目区分を、「共通科目・学部固有科目」という開設形態に基づく科目区分に変えた（実際には 1 年前の 1993 年度に先行実施されている）。内容的には「共通科目」は従来の「一般教育科目・外国語科目・保健体育科目」を継承し、「学部固有科目」は従来の専門教育科目を継承している。

②共通科目においては、一般教育科目にあった人文・社会・自然という 3 分野の科目区分が廃止され、多様なテーマに基づき、様々な具体的内容をもった新たな科目が開設された。そのことによって学生の多様な関心に応えると同時に、科目名称が科目内容を正確に表わすことで学生が的確な科目選択を行えるようにした。

それまでの一般教育科目は、選択必修制のもとで、「生物学」、「文学」、「経済学」などのように具体的な科目内容をあらわさない一般的な科目名が付けられていたため、ややもすると、高校までの教育と同等ではないかといった誤解を招きがちであった。例えば、生物学の場合、現在では「生物学のすすめ」のほか、「環境と生物」、「植物の自然誌」、「生命と進化」などとなっている。

③これら多様な科目は 3 分野区分に代わって、5 つの「プログラム」と 2 つの科目群に整理された。

④各学部においては、旧来の学部や学部内の学科・専攻間の壁を低くする方向性を模索した。他方、情報化・国際化・多様化という社会変化が進む中で、学生の新たな学修ニーズに応えようとした。その結果、第 2 次カリキュラム改革は、文学部を含む京都学舎全体にわたるカリキュラム改革となった。

⑤「共通科目」の運営体制については、それまでの一般教育委員会（分野別 7 運営委員会委員長と 4 学部教務主任とにより構成、教務部長が委員長を務める）を廃止し、仏教学、必修外国語（英語）、選択必修外国語（第二外国語）、スポーツ関係科目、人間発達プログラム、環境プログラム、人権と平和プログラム、情報と社会プログラム、世界の歴史と文化プログラム、教養科目群、選択外国語科目群（上級外国語）の各科目担当者代表で構成する共通科目運営委員会（委員長は互選）を設置した。なお、瀬田学舎の場合、瀬田学舎共通科目担当者全体で構成された。

これは、各学部教授会も専門教育科目だけでなく、共通科目についての教学上の責任をも共同で負うことを明確化する機構改革であった。例えば、非常勤講師の人事についても共通科目運営委員会で確認した後、その人事を全学部の教授会で審議する手続をと

った。共通科目運営委員会は、カリキュラムの編成、科目運営、授業担当者に関する事項など、共通科目の運営に必要な事項について審議する機関として運営されている。

（２）改革の主な内容

前述のフレームワークを基にして、主に次のような改革が実施された。

- ①「一般教育科目」（人文分野・社会分野・自然分野）・「外国語科目」・「保健体育科目」・「専門教育科目」という科目区分を、「共通科目」（プログラム科目〔選択〕・スポーツ科学〔必修〕・外国語科目〔必修・選択必修〕）と「学部固有科目」という科目区分に変えた。
- ②従来の「人文・社会・自然」分野の科目を、学問分野別でなくテーマや学修内容に基づく５つのプログラム（人間発達プログラム／環境プログラム／人権と平和プログラム／情報と社会プログラム／世界の歴史と文化プログラム）および２つの科目群（教養科目群／選択外国語科目群）からなる履修体系に再編した。
 - イ）プログラム科目は、学生の学修の多様性を許容するよう、履修上の制約（例えば選択したプログラム・科目群以外の修得単位を卒業要件単位として認定しない、など）は設けないことになった。
 - ロ）なお、このとき分野をなくしたことに伴う必然の結果として、複数分野にまたがる「総合科目」という概念を廃止した。これに併せて、チェーンレクチャー形式の科目（人権論、環境論、平和学、女性学、人間とスポーツ）が人権論、環境論の２つへと減少した。
- ③共通科目と学部固有科目の卒業要件単位数にフリーゾーンを設定（認定される履修単位数は学部ごとに異なる）し、卒業要件単位における履修区分の弾力化をはかった。これは、幅広い知識の修得のための学修から、専門性の高い知識の修得のための学修まで学生が主体的に選択できるよう自由度を高めたものである。
- ④経済学部には３つの学部内コースを増設し、文学部にも新たに４つの学部内コースを導入した。
- ⑤学部共通コースの内、「情報科学コース」は情報教育が一定程度整備された学内状況等を踏まえて廃止し、経済学部および経営学部の学部内コースに再編した。その上で、学生の多様なニーズに対応して、スポーツ科学に関する基礎的知識、スポーツ文化の教授という視点から、新たに「スポーツサイエンスコース」を開設した。これは入試の多様化（推薦入試の展開）に対応するものでもあった。
- ⑥必修外国語（英語）の卒業単位数を従来の８単位から６単位に縮小した。また、それを機に、必修の英語科目を半期１単位科目に統一することにより、段階的学修の体系をより一層明確にした。
 - イ）さらに、英語科目の教育目標を、英語によるコミュニケーション能力の向上と位置づけることにより明確化した。そして１年次の授業ではインプットを重視し、リーディング、とりわけ速読を主体にした科目（英語ⅠＡ、ⅠＢ）とリスニングを主体にした科目（英語ⅠＣ、ⅠＤ）とを設定した。
 - ロ）２年次の英語ⅡＡ、ⅡＢでは、１年次の積み上げに加えてアウトプットにも配慮した。リーディング、リスニング、ライティング、ＬＬから１つを種目選択させることにした。
 - ハ）これら必修科目の発展科目として、ネイティブ・スピーカーによる英会話科目（英語ⅡＳ１、ⅡＳ２ 各１単位）を２年次に、英語ⅢＳ、ⅢＬ、ⅢＲ、ⅢＷを通年４単位科目として３・４年次に、さらに、海外英語研修講座および英語資格試験セミナー（各２単位科目）を夏期休暇中に、それぞれ配置し、選択外国語群の充実をはかった。
- ⑦選択必修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）の単位数を６単位から４単位に縮小した。これにともない発展科目として、各外国語とも外国語セミナーＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ計４科目を選択外国語科目として開設した。

2) 瀬田学舎のカリキュラム改革

瀬田学舎(1989 年度に理工学部・社会学部の 2 学部で新キャンパスを開設)については、その完成年度を待ち、1993 年度から一般教育科目と社会学部の専門教育科目のカリキュラム改革を実施した。その際、京都学舎におけるカリキュラム改革を参考にし、理工学部と社会学部に共通した領域として「共通科目」を、また学部別に「固有科目」を設定した。さらに社会学部においても、その両科目共用の卒業要件単位枠として、フリーゾーンを設定した。なお、社会学部の 2 学科(社会学科・社会福祉学科)にコースを導入した。

3. 第 3 次カリキュラム改革 (2001 年度)

第 3 次カリキュラム改革は、グローバル化が進展する 21 世紀の世界を見据えて、第 2 次カリキュラム改革の成果を発展的に引き継ぎ、京都学舎における学士課程教育の充実をめざすものとして、1997 年度に検討を開始した。その内容は、2000 年度から順次、実施に移されている。改革の主な内容は、次のとおりである。

- ①全学必修科目である「仏教学」のあり方を検討した。その中で、この科目は人間中心の「科学主義」から脱却して、あらゆる「いのち」を見つめる科目であり、また、そのための基礎的な素養を育成する科目であることを明確にした。それに伴い科目の名称も、建学の精神である仏教と親鸞の精神を通して 21 世紀における人間と人間社会のあり方を学ぶという視点を明確にして、「仏教の思想」とした。これは同時に、専門科目としての「仏教学」とは内容の点で異なることをあらわしている。
- ②第 2 次カリキュラム改革においては、深草学舎における学部間の垣根を低くし、学生の問題関心に基づいて幅広く学修できるよう「学部共通コース」(国際関係コース、英語コース、スポーツサイエンスコース)を設置したが、新たに「環境サイエンスコース」を開設し、深草学舎 3 学部の学修体系を一層多様化した。
- ③従来の「共通科目・固有科目」という科目区分を、「共同開講科目・専攻科目」という科目区分に再編し、両科目を担当する教員の「担当者区分の廃止」をより実質化する方策をとった。「共同開講科目」とは京都学舎の 4 学部に通じて開講している科目という意味であり、その開講形態から見た呼称である。
- ④プログラム科目についての全体的検討を行い、再編・統合を行った。その結果、「教養科目群」を「思想と科学プログラム」へ、「世界の歴史と文化プログラム」を「歴史と文化プログラム」にそれぞれ名称変更した。同時に、ほかのプログラムに比して科目数が多かった「歴史と文化プログラム」の科目については、科目の整理統合を行った。また 3・4 セメスターに配当されている「共通科目ゼミナール」は系統的履修の締めくくりとしては機能していないので、原則廃止した。ただし廃止された「共通科目ゼミナール」のなかで一部の授業は、担当者の意向を受けて少人数科目として存続することになった。また必修であったスポーツ科学については、その内容の継続性や開講形態を検討し、各プログラムのコンセプトに応じた選択科目として開講することとした。
- ⑤外国語教育を全体的に充実させるため、必修単位数を 10 単位から 12 単位に増やした。同時に学生の多様なニーズに対応できるよう、2 カ国語履修を基本に、外国語の学修に 4 つの履修パターンを導入した。

イ)「英語専修型」：英語 12 単位

ロ)「英語重視型」：英語 8 単位＋ 初修外国語 4 単位 (4 言語の内、1 つ)

ハ)「初修重視型」：英語 4 単位＋ 初修外国語 8 単位 (4 言語の内、1 つ)

ニ)「初修専修型」：初修外国語 12 単位 (4 言語の内、1 つ)

注) 初修外国語としてドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語の 4 言語を開設。

上記のうち、イ)は入学時に、英語専修型を希望する学生の中から、各学部 70 名程度を選抜する。

ロ)、ハ)、ニ)は、1 年次の 7 月(2004 年度のみ 10 月に実施)に学生の希望調査を行い、決定する。

- ⑥以上のような改編に伴い、共通科目運営委員会は廃止され、新たに「科目運営委員会」と「共同開講科目会議」とが設けられた。科目運営委員会としては「仏教の思想」、人

文科学系、社会科学系、自然科学系、英語、初修外国語、スポーツ系の7つが設けられた。また、共同開講科目会議は、これら7運営委員会委員長および4学部教務主任、4学部共通コース運営委員会委員長、教学部長によって構成され、教学部長が委員長を務める。

現在、全学教育改革検討委員会を設置して、カリキュラムを含む教育改革が進行中である。本学は、長期計画に基づいて引き続き学士課程教育の充実・改善に努めている。

第4章－2 共同開講科目（京都学舎）

京都学舎の4学部（文学部・経済学部・経営学部・法学部）における「共同開講科目」は、主に京都学舎の教養教育を担うものと位置づけられ、4学部共通で開講されている。

第1節 理念・目標等

【学部・学科等の教育課程】

B群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

B群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

1. 理念・目標

京都学舎においては、数次にわたるカリキュラム改革のなかで、“専門性をそなえた教養人の育成”を京都学舎4学部共通の教育の基本目標としてきた。

人間は、諸問題に直面したときそれぞれの価値観に基づいて判断し行動するが、その価値観は何らかの世界観の上に成立している。したがって、21世紀の知識基盤社会における市民にふさわしい学生を育てるには、自然観、社会観、人間観の全体を広く、深く、かつ正確な知識の上につくりあげることが求められる。

京都学舎における教養教育は、建学の精神を具現化する人間教育として長い歴史と伝統を有する。それは、幅広い諸科学への学びや体験を通し、学生が学ぶ喜びと感動をもって主体的に自分の内部に世界の全体像（知的コスモロジー）をつくりあげる場と位置づけられてきた。こうした教育体系は、学部、学科ごとに展開される専門教育とならんで、人間としてのあり方や生き方に関する洞察を通した豊かな人間性の育成をはかるものである。また、それは、現実を正しく理解する力や幅広い知識とともに思考力・論理力などのほか、知的な諸技法の獲得など、総合的な判断力をそなえた幅広い教養人を育てるための、“普遍教育”ともいべき領域をなしている。

京都学舎における教養教育は、以上のような理念に立脚して、次のような能力を持つ人材の育成をめざしている。

- ①グローバル化が進行し、激しく変化する現代においては、異文化、あるいは自分と異なる考え方の人間を理解する能力、それを尊重する思想と態度が求められている。また、自然と人間の関係についての正しい認識の上に立って総合的に判断する能力、あるいは現状のあり方を相対化し自らを反省する態度などが求められている。このような思想や態度を基に、主体的にたくましく生きる力を身につけた人材を育成する。
- ②仏教の思想を学ぶことを通して、人間としてのあり方や生き方に関する深い洞察力を養うとともに、他者との関係、自己の行為の意味を深く自覚するなど、高い倫理性や豊かな人間性を身につけた人材を育成する。
- ③現代社会の複雑な諸問題に関心を寄せ、専門教育の学修に必要となる幅広い知識を学ぶほか、大学教育を受ける際に必要となる各種の技能を身につけた人材を育成する。
- ④国際化が進み世界各地との往来、交流が進む中で、外国語の基本を身につけ、コミュニケーション能力の高い人材を育成する。
- ⑤カリキュラムの中だけでなく、部活動やサークル活動を通して協調性や指導力を培い、また留学やボランティア活動、インターンシップなどの体験から国際性や自己と社会の関わりについての深い考え方を身につけた人材を育成する。

2. 共同開講科目の編成の現状と評価

1) 共同開講科目の基本体系と履修方法

前述の教養教育の理念・目標を達成するために、京都学舎においては、多様な授業科目を「共同開講科目」として体系的に配置している。共同開講科目は、「仏教の思想」、「外国語科目」、「プログラム科目」の3つの領域から成っている。

①仏教の思想：本学の建学の精神を教育課程に位置づけるため、「仏教の思想 A (2 単位)」、「仏教の思想 B (2 単位)」の計 4 単位が全学生の必修科目として配置されている。

②プログラム科目：学生の多様な関心に基づく自発的・主体的かつ計画的な学修を促すため、多様な科目が「プログラム科目」として配置されている。

イ) プログラムは、「人間発達プログラム」、「環境プログラム」、「人権と平和プログラム」、「情報と社会プログラム」、「歴史と文化プログラム」、「思想と科学プログラム」の 6 つのテーマあるいは領域に分類されている。

ロ) プログラムは、学生の履修モデルとして提供されている。学生は、履修モデルとしての各プログラムの科目の中から、各学部で定められた履修方法にしたがって履修する。

③外国語科目：英語圏以外の地域との往来や各種の国際交流が進展する状況を踏まえて、多様な学生のニーズに応えるために「外国語科目」である英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語の各外国語科目を選択必修科目として配置している。

イ) 学生の多様な学びのニーズに見合うよう 4 つの履修パターンがあり、12 単位以上を履修する。

ロ) 外国語能力の一層の向上を希望する学生のためには、「選択外国語科目」として「外国語発展科目」も開設している。

「こころの時代」ともいわれる現代社会においては、幅広いものの見方・考え方、学際分野の理解につとめ、豊かな人間性を涵養することが求められている。

京都学舎における「共同開講科目」は、人文科学系、社会科学系、自然科学系、スポーツ系にわたって幅広く配置されており、さらに 5 つの外国語科目を配置している。これらは全体として見れば、バランスのとれた教養教育の体系を構成していると評価できる。また、建学の精神を活かした仏教系私立総合大学としての特色をも備えているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

①本学は、仏教系私立総合大学として多様な学術分野にわたる知的資源を擁している。しかし、京都学舎（深草・大宮学舎）と瀬田学舎と 2 つに分かれて共同開講科目を開講しているため、その資源を十分には活用できていない面もある。今後は、教学に関わる情報基盤をさらに整備して、大学全体として多様な教養教育を展開していくことも検討していく必要がある。

②学生の履修実態調査、授業評価等の調査結果を踏まえ、学生の立場から見た教養教育の問題点を具体的に把握することが必要である。3 つの領域（仏教の思想、外国語科目、プログラム科目）の教育目標がどの程度学生に浸透しているのかも十分には把握できていない。今後は、大学教育開発センターのアンケート調査等を活かしながら、理論と授業実践の結果を踏まえて、両面から学士課程としての「教養教育の在り方」をさらに検討し、改善策を具体化していく。

第2節 教育課程

【学部・学科等の教育課程】

- B 群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B 群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

1. 「仏教の思想」の現状と評価

1) 「仏教の思想」の教育目標

- ①「仏教の思想」は、建学の精神を具現化するという意義をもった本学の基幹的科目であり、全学部の必修科目として位置づけられ、1 年次に全学生がクラス単位で履修している。「仏教の思想」の講義内容は「仏教を学ぶ」と同時に、「仏教から学ぶ」という視点をもつものである。特に、現代の諸問題、例えば戦争・平和の問題、脳死・臓器移植・遺伝子操作といった生命倫理の課題、あるいは自然環境・エコロジーといった問題について、仏教はどのように考え、またそれは如何なる現代的意義を持つのか、そして学生自身が主体的にどのように考えればいいのかといった問題も取り入れるよう努めている。これによって、「仏教の思想」は、共同開講科目の他の科目と有機的な関連をもっている。
- ②「仏教の思想」は、建学の精神の根幹をなす仏教、ことに親鸞の精神を、アカデミックな主題として学ぶことを通して自己と現実世界を見つめる眼を養い、さらに心の豊かさを育て、倫理性を培う科目である。このような教育目標と講義の主要テーマは、全学部共通のシラバスを作成することによって明確にしている。
- ③「仏教の思想」の教育目標は、大きく次のような7つの意義を持つ。
 - イ) 人間にとっての宗教の意義を明らかにし、真実の宗教を見極める目を育てる。
 - ロ) 倫理・歴史として、「仏教の思想」を学ぶ。
 - ハ) 人間学として、「仏教の思想」を学ぶ。
 - ニ) 広い視野を育てるために、「仏教の思想」を学ぶ。
 - ホ) 現在世界のあり方を考える思想として、「仏教の思想」を学ぶ。
 - ヘ) いのちのかけがえのなさに目覚め、異なる意見と対話・交流しあえるような姿勢を培うために、「仏教の思想」を学ぶ。
 - ト) 「仏教の思想」を必修科目として受講することを通して、龍谷大学の建学の精神を学ぶ。
- ④担当者毎の授業の進め方、成績評価方法、担当者からのコメント（一言）等については、「2005 年度 共同開講科目（共通科目）Syllabus 講義概要・授業計画」（4～39 頁）を参照。

部分的ではあるが、2003 年度の「仏教の思想」授業アンケートでは、「今まで思いもよらなかった見方があることに気づいた」、「本学で学ぶことの意義が確認できた」などの意見が寄せられた。

2) 今後の課題と改善方策

- ①前述のように、全学共通のシラバスを作製し、毎年第1回目の講義時に、シラバスに記述されている本科目の目標と講義内容の主要テーマを学生に説明してから、講義を始めている。これによって各クラスでの講義内容の差はなくなった。しかしながら、シラバスが共通であるにもかかわらず、現在、テキストについては教員各自が指定したものをを用いている。共通のテキストを作製してはどうかという意見も科目担当の教員の間に

あり、今後の課題となると考えられる。併せて、本科目の講義ではビデオテープ・DVD教材等を積極的に利用するよう努めているが、これらについてもテキスト同様に、教員共通のものとなるよう考えていきたい。

- ②大人数の授業とはなっていないが、クラスによっては100人を超えるところもある。必修科目であることを考えると、100人までが適正規模であると考えられる。
- ③「学生は何を学んだのか」、「学生は授業の内容をどのように受け止めているのか」等、「仏教の思想」の教育目標がどの程度達成されているのか、その検証が十分にできていない。今後は、独自の授業評価を行う等、成果と問題点を学生の視点から具体的に把握し、授業内容の改善をはかりたい。

2. 「プログラム科目」の現状と評価

1) 「プログラム科目」の教育目標

大学での学修においては高校までのような標準化された内容の学習とちがい、学生1人ひとりが自らの学問的関心に沿い自由意思によって、多様な科目群の中から学ぶべき内容と道筋を主体的に選択して、幅広く学んでいくことが望まれる。京都学舎においては、専門教育と並ぶ体系である教養教育を、どのような学問的関心に基づき、どのように学んでいくか、学生自らが主体的に選んで履修計画を立てるよう配慮されている。

- ①教養科目のすべては選択科目として配置されているが、その全体は、科目間の関連によって6つのグループに分類されている。各グループは、それぞれのテーマや領域を表わす名称を付して「プログラム」と呼ばれている。6つのプログラムは、科目の内容と位置づけを理解し、ある目的と方向性をもって主体的に学ぼうとする学生に、あるいはその反対に幅広い領域にわたって体系だった学問をバランスよく学ぼうとする学生に、それぞれ系統的な履修計画を組み立てるための指針として提供されているものである。
- ②プログラム科目は、現代社会に生起する諸問題を取り入れながら、幅広い学修を通して、自分なりのものの考え方を確立することをめざしている。そのため、次のような視点に立って編成されている。
 - イ) 履修のメニューとして「人間発達」、「環境」、「人権と平和」、「情報と社会」、「歴史と文化」、「思想と科学」の6つのテーマあるいは領域を設定し、そのテーマ・領域に相応する科目を配置する。
 - ロ) プログラムに沿って系統的に履修することで、学生は自分の専攻と並ぶ教養の体系について学修計画を自ら組み立てる。
 - ハ) 学生は、それぞれの考えに基づいて、複数プログラムにわたる諸科目を幅広く履修してもよい。

2) 各プログラムの概要

6つのプログラムの概要は次のとおりである。

- ①人間発達プログラム：“発達する存在”である人間を、心理学・教育学・自然科学・スポーツ科学など異なった視点から多面的に学ぶ。
- ②環境プログラム：“環境の世紀”ともいわれる21世紀に入り、自然・人間・社会の全体、さらに自分との関係を理解する力を養う。その上で、環境問題を幅広く、奥行きをもって学ぶ。
- ③人権と平和プログラム：戦争・地域紛争・民族差別・性差別など現代が抱える諸問題を、人権・平和という観点から総合的・学際的に学ぶ。
- ④情報と社会プログラム：現代文明をささえるコンピュータのはたらきと機能を理解し、情報の活用の仕方、現代社会における情報のあり方などを学ぶ。
- ⑤歴史と文化プログラム：世界のさまざまな地域と多くの国を、歴史・文学・芸術・民族・宗教・社会文化などにわたり多面的かつ総合的に学ぶ。
- ⑥思想と科学プログラム：人類が蓄積してきた知的財産、さまざまな思想と科学を、自らが養うべき教養の基本として学ぶ。そのため、多岐にわたって「学問のすすめ」的科目

が配置されている。

各プログラムに配置されている授業科目と配当セメスターは、「2005 年度 共同開講科目 (共通科目) Syllabus 講義概要・授業計画」(56～347 頁)を参照。

以上 1)、2) に述べたようなプログラム科目を開講することによって、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するために、適切な一般教養的授業科目の編成がなされているといえる。

文科系学生の理科系離れが一般に指摘されている現状において、自然科学系の科目履修者の減少傾向が懸念されていたが、本学での教養科目の履修において、その問題が顕著に見られないことは、プログラム科目において履修モデルを示した措置の妥当性が確かめられたともいえる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①教養科目をプログラム科目として設定し提供している趣旨を、現時点であらためて明確にする必要がある。教養教育においてどの科目を履修するのがよいかは、学生 1 人ひとり異なるものと考えられる。したがって、自らの関心、自らの必要に基づき、自らの意思、自らの判断、自らの選択を通して決定すべきもの、と考えられる。

このように、プログラム科目を改めて、学生が自分で組み立ててプログラムする学修領域としてとらえなおすことも考えられる。その際、ただ単に履修モデルを提示するだけでなく、かつての人文・社会・自然の 3 分野のように、それぞれの学修領域に必修単位を設定したり、あるいは必修選択制と自由選択制を組み合わせた複合的な形態を採用することも視野に入れて検討する必要があるだろう。なお、必修選択制の一部あるいは全面的な導入は、学生の自主性、自発性を尊重するのか、学問分野に偏らないバランスのとれた学修を推奨するのか、という学生の履修指導のあり方と連動し、ひいては教養教育全体のあり方と関わる問題なので、慎重に議論を深めていく必要がある。

- ②プログラムは、時代の要請、学生の関心などにしたがってたえず変化していくものであり、現在の 6 つのプログラムも、生成、消滅、再編をくり返すものとして設定されている。ただし、そうするには、各プログラムを横断して全体を見渡す点検・総括の作業が必要となる。
- ③現行のプログラム科目はすべて、いずれか 1 つのプログラムに属するものとして分類されているが、その中には、内容的に見て複数のプログラムに関連するものがある。プログラムを科目の分類としてではなく、科目に関連付けるものと考えれば、同一科目を複数プログラムに配置することも考えられる。
- ④6 つのプログラムを設定した目的の教育効果がどの程度上がっているか、系統的学修の実態を把握し、履修実態の統計を取り、改革の検討を進めたい。
- ⑤必修科目が初年次に多数存在し、かつ登録制限単位数を設定していることから、選択科目であるプログラム科目が減少してきている。

3. 外国語科目の現状と評価

1) 外国語科目の教育目標

国際化が一層進展する今日にあって、すべての学生が語学能力を身につけることは時代の要請でもあり、教養人として身につけておくべき基礎的な能力でもある。この視点から、本学は、語学教育を共同開講科目の中に位置づけて授業科目の編成を行っている。

- ①共同開講科目中に、「選択必修外国語科目」として英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語を、「選択外国語科目」として英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ロシア語・コリア語・ラテン語・ギリシア語を開設している。
- ②英語の場合、教育の到達目標として「英語を媒介とした知的情報の受信、選択、分析、

発信、を基本とするコミュニケーション能力の実現」を掲げ、最終的には自律的な学修者（オートノマスラーナー）を育成することを教育の目的としている。

イ) 「外国語科目の編成における学部・学科の理念・目的の実現への配慮」については、各学部の専門教育に特化した内容の英語を読み、聴き、書き、話すための教育を受ける場合の基礎となる英語力、すなわち英語教育学の用語でいう English for General Purposes を内容としたカリキュラムを展開している。このことは、過去、本学で実施した学内外の各種試験および担当教員の教室現場での経験から判断して、本学の学生については、下位レベルでは英語の文法構造の理解や語彙力といった基本的な事項の定着が不十分な段階にあり、上位レベルではパラグラフ・リーディングや速読など、英文を読みこなすための基礎的な訓練を必要とする段階にある、という学生像を認識して決定されたものである。

ロ) 「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力育成のための措置の適切性」については、選択外国語部分において、基礎力養成の必修外国語部分では不足している発信（書く、話す）と英語圏の国々でのいわば体験学修である「海外英語研修講座」、および海外で活躍するための英語力の証明となる英語資格試験の受験指導である「英語資格試験セミナー」を開講する等の措置をとっている。

③初修外国語の教育目標は次のとおりである。

「外国語がわかり、外国語で表現することができ、外国語でコミュニケーションをはかることができる基礎的能力を養成するとともに、自国および外国の言語や文化に対する理解を深め、国際社会において広い視野から公正で確固とした判断・主張・行動ができるようになるための素地を育成する。」

2) 必修外国語の教育課程

(1) 必修外国語の履修方法等

外国語科目の教育目標を実現するために、次のような教育課程を編成している。

①必修外国語（12単位必修）の履修は、次の4つの履修パターンに基づいて、学生が自主的に選択する。

- イ) 英語専修型（英語 12 単位必修）
- ロ) 英語重視型（英語 8 単位＋初修外国語 4 単位）
- ハ) 初修外国語重視型（英語 4 単位＋初修外国語 8 単位）
- ニ) 初修外国語専修型（初修外国語 12 単位）

【必修外国語履修の4パターン】

	1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ
①英語専修型 英語12単位	<英 語 8単位>		<英 語 4単位>	
	I A(週1回:1単位)	I B(週1回:1単位)	II A (週1回: 1 単位)	II B (週1回: 1 単位)
	I C(週1回:1単位)	I D(週1回:1単位)	II C (週1回: 1 単位)	II D (週1回: 1 単位)
	I E(週1回:1単位)	I F(週1回:1単位)		
	I G(週1回:1単位)	I H(週1回:1単位)		

	1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ
②英語重視型 英語8単位 初修外国語 4単位	<英 語 4単位>		<英 語 4単位>	
	I A(週1回:1単位)	I B(週1回:1単位)	II A (週1回: 1 単位)	II B (週1回: 1 単位)
	I C(週1回:1単位)	I D(週1回:1単位)	II C (週1回: 1 単位)	II D (週1回: 1 単位)
	<初修外国語 4単位>			
	I (週2回:2単位)	II (週2回:2単位)		

	1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ
③初修重視型 英語4単位 初修外国語 8単位	<英 語 4単位> I A(週1回:1単位) I B(週1回:1単位) I C(週1回:1単位) I D(週1回:1単位)			
	<初修外国語 4単位> I (週2回:2単位) II (週2回:2単位)		<初修外国語 4単位> IIIA (週1回: 1 単位) IIIB (週1回: 1 単位) IIIC (週1回: 1 単位) IIID (週1回: 1 単位)	

	1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ
④初修専修型 初修外国語 12単位 (※)	<英 語 4単位> I A(週1回:1単位) I B(週1回:1単位) I C(週1回:1単位) I D(週1回:1単位)			
	<初修外国語 4単位> I (週2回:2単位) II (週2回:2単位)		<初修外国語 8単位> IIIA (週1回: 1 単位) IIIB (週1回: 1 単位) IIIC (週1回: 1 単位) IIID (週1回: 1 単位) IIIE (週1回: 1 単位) IIIF (週1回: 1 単位) IIIG (週1回: 1 単位) IIIH (週1回: 1 単位)	

※ 「初修専修型」を選択した場合の注意事項:「初修専修型」を選択した場合でも、「英語 I A・I B・I C・I D」(計 4 単位)は履修しなければならない。この修得単位はフリーゾーンの卒業単位として算入されるが、「必修外国語科目(12 単位)」には算入されない。

②過去 4 年間(2001~2004 年度)における学生の履修パターンの選択状況を見ると次のとおりである。

【外国語科目の履修パターンの状況：年度別の必修外国語履修パターン選択率】

年度 履修パターン	2001		2002		2003		2004	
	人数	選択率%	人数	選択率%	人数	選択率%	人数	選択率%
英語専修	279	12.7	310	13.1	274	11.7	271	11.4
英語重視	1,456	66.1	1,396	59.0	1,556	66.6	1,554	65.4
初修重視	434	19.7	604	25.5	441	18.9	490	20.6
初修専修	34	1.5	55	2.3	64	2.7	60	2.5
合 計	2,203	100.0	2,365	100.0	2,335	100.0	2,375	100.0

英語重視型が最も多く、6 割を超えている。学生の外国語に対する意識実態としては、英語を中心にしつつ(8 単位必修)、他の初修外国語にも触れておきたいという傾向がうかがわれる。

- ③英語は、新入生全員が入学時に実施されるプレイスメントテストを受け、それに基づいて習熟度別クラスに編成される。それにより、より効果的な英語教育をめざしている。
- ④必修外国語 12 単位を修得後、さらに学修を継続したいと希望する学生に対しては、「外国語発展科目」を開講している。
- ⑤英語および初修外国語の他、選択外国語としてポルトガル語、ロシア語、コリア語、ラテン語、ギリシア語も開設されており、その言語が用いられている国・地域の文化的、社会的事情についての理解を深め、学生の多様な興味・関心に応えるよう配慮されている。

る。

- ⑥各授業科目の概要については、「2005 年度 共同開講科目(共通科目)Syllabus 講義概要・授業計画」(40～54 頁)を参照。

2001 年度のカリキュラム改革により、外国語能力を高めるため必修外国語単位は、10 単位(英語 6 単位+初修外国語 4 単位)から 12 単位(履修パターンにより修得科目数は変化)に増加した。結果として、学修時間は確実に増加し、留学など継続的学修を志す学生も生まれてきており一定の効果があがっている。

(2) 学生の実感

学びの主体者である学生は、2001 年度に実施したカリキュラム改革をどのように実感しているのだろうか。それを見るために 2004 年度前期に行った「学生による授業評価調査(授業アンケート)」を参考にして、京都学舎 4 学部の学生の実感を評価する。

【主な設問項目に対する学生の回答】

- ①「この授業にどの程度出席していますか」の設問に対しては次のとおりである。

	文学部		経済学部		経営学部		法学部	
毎回出席	1,972	50.79%	1,652	54.34%	1,385	54.31%	1,650	58.14%
ほぼ毎回出席	1,530	39.40%	1,141	37.53%	961	37.69%	976	34.39%
半分以上は出席	336	8.65%	223	7.34%	182	7.14%	191	6.73%
半分以下の出席	30	0.77%	9	0.30%	10	0.39%	14	0.49%
たまに出席	10	0.26%	8	0.26%	6	0.24%	5	0.18%
無回答	5	0.13%	7	0.23%	6	0.24%	2	0.07%
合 計	3,883	100.00%	3040	100.00%	2,550	100.00%	2,838	100.00%

「毎回出席・ほぼ毎回出席」が各学部いずれも 90%以上であり、かなり高い。卒業のために必修となる授業には出席率が高くなるのは当然であろう。

- ②「この授業科目で授業時間外に勉強(予習・復習・レポート等)をしていますか」の設問に対しては、次のとおりである。

	文学部		経済学部		経営学部		法学部	
よくしている	280	7.21%	209	6.88%	224	8.78%	242	8.53%
ほぼしている	1,093	28.15%	749	24.64%	730	28.63%	881	31.04%
あまりしていない	1,841	47.41%	1,546	50.86%	1,212	47.53%	1,284	45.24%
全くしていない	656	16.89%	532	17.50%	373	14.63%	423	14.90%
無回答	13	0.33%	4	0.13%	11	0.43%	8	0.28%
合 計	3,883	100.00%	3,040	100.00%	2,550	100.00%	2,838	100.00%

「よくしている・ほぼしている」が 31～39%であり、「あまりしていない・全くしていない」がいずれの学部も 60%以上となっている。語学力の向上をめざすために必須の予習・復習を行っていない学生が多く見受けられる。

- ③「この授業を受けて、あなたの外国語に対する興味・関心は深まっていますか」の設問に対しては次のとおりである。

	文学部		経済学部		経営学部		法学部	
深まっている	613	15.79%	446	14.67%	392	15.37%	398	14.02%
どちらかと言えば深まっている	1,597	41.13%	1,237	40.69%	1,081	42.39%	1,197	42.18%
どちらかと言えば深まっていない	489	12.59%	447	14.70%	362	14.20%	374	13.18%
深まっていない	445	11.46%	352	11.58%	281	11.02%	403	14.20%
どちらとも言えない	737	18.98%	552	18.16%	428	16.78%	461	16.24%
無回答	2	0.05%	6	0.20%	6	0.24%	5	0.18%
合 計	3,883	100.00%	3,040	100.00%	2,550	100.00%	2,838	100.00%

外国語に対する興味・関心は、「深まっている・どちらかと言えば深まっている」という肯定的な実感が4学部とも約55%である。一方、「どちらかと言えば深まっていない・深まっていない」という否定的な実感は4学部とも概ね25%前後である。

- ④「あなたの外国語を使う能力は向上していると感じますか」の設問に対しては次のとおりである。

	文学部		経済学部		経営学部		法学部	
強く感じる	105	2.70%	83	2.73%	72	2.82%	70	2.47%
感じる	895	23.05%	762	25.07%	642	25.18%	620	21.85%
あまり感じない	1,750	45.07%	1,305	42.93%	1,158	45.41%	1,335	47.04%
全く感じない	443	11.41%	386	12.70%	329	12.90%	421	14.83%
わからない	688	17.72%	499	16.41%	347	13.61%	387	13.64%
無回答	2	0.05%	5	0.16%	2	0.08%	5	0.18%
合 計	3,883	100.00%	3,040	100.00%	2,550	100.00%	2,838	100.00%

「あまり感じない・全く感じない」が55～60%である。

以上の①～④を総合するならば、次のように評価できる。

- ①予習・復習をしていない学生の割合が60%を超えているにもかかわらず、外国語に対する興味・関心は深まったと答えている学生が約55%である。一見する限りは矛盾した回答のように思えるが、ここに本学の学生の語学に対する意識実態が潜在しているといえる。

イ) 必修科目(12単位)であるため、学生は義務的に授業には出席する。そして、授業出席を通して外国語に対する一定の興味関心も持ち始めている。このことは「深まっている」という回答は14～15%であるが、「どちらかと言えば深まっている」という回答が概ね41%にのぼることからも推測できる。

ロ) 肯定的実感の方が高いという傾向からは、外国語能力を高めるに必要な一定の潜在的な能力をそなえつつある学生層も少なからず存在するといえることができる。

ハ) これらのことは、必修科目としての外国語教育がその役割を一定果たしているといえる評価できる。

- ②しかし、語学に対する予習・復習という学生の主体的な努力が不十分な学生が多い(66%)

ため、興味・関心が必ずしも外国語を使う能力の向上に直結していない側面も目立つ。外国語の使用能力の向上を実感している学生は、概ね 25%前後である。外国語能力向上のためには授業時間以外の予習・復習による継続的な学修が重要であるが、それを行う学生の割合が低いことが、外国語を使う能力の向上につながっていないといえる。潜在的な能力を自覚できず、卒業単位の修得が自己目的化してしまっている学生も少なくないと推測される。「自律的な学修者（オートノマスラーナー）を育成する」ためには、何らかの継続的な教育コース（必ずしも正規課程に限らない）の拡充・新設等、その仕組みを検討することも一案であろう。

- ③授業を行った教員の実感として、意欲的に学修する学生もおり、その学生は、海外語学研修や留学を志す等、積極的な自己向上努力につなげているが、こうした学生層が薄くなってきたとの報告がある。入学してくる多様な学生実態との関係で、さらに授業の内容や方法の工夫に努めたい。

（３）今後の課題と改善方策

<英語>

- ①英語は、毎年、「英語科目運営委員会」プログラムの評価を行い、目下の問題点を洗い出し、検討課題として取り組んでいる。「2004 年度英語プログラム総合評価」から導き出された課題を次のとおりあげる。

- イ）テスト：効果的な英語教育を行うために、1・2 年次を対象にテストを行い、到達段階を確かめながら能力別のクラス編成を行っている。そのテストの実施時期、種類、目的および成績評価に占める割合等は次のとおりである。成績評価は、これに各担当教員が独自に実施する期末試験が加わる。

回 数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
実施時期	1 年次					2 年次	
	4 月	前期末		学年末		前期末	学年末
テストの種類	共通テスト第1バージョン	第1回課題確認クイズ	共通テスト第2バージョン	第2回課題確認クイズ	共通テスト第1バージョン	共通テスト第2バージョン	共通テスト第1バージョン
目 的	1年次のプレイスメント並びにプログラム評価		成績調整用		2年次のプレイスメント並びにプログラム評価	成績調整用	プログラム評価
成績評価に占める比率	0%	前期成績の10%	前期成績の20%	後期成績の10%	後期成績の20%	ⅡC/D(前期)の20%	ⅡC/D(後期)の20%

- ロ）共通テスト（回数①③⑤⑥⑦）：このテストは、学生の英語力を試す実力テストで、特に範囲は指定していない。1 年次の 4 月に行っている第 1 バージョン(①)は、2006 年問題に対応するために、現在、新バージョンを作成中である。このバージョンはプレイスメントテスト用として特化しているため、プログラム評価には使用しない予定である。また他の共通テスト(③⑤⑥⑦)については、「共通」という名が示すとおり、各レベルで行われている授業内容を鑑みず実施されており、成績調整用*という性格上仕方ない面があるものの、授業を通じて何を教え

*成績調整用：例えばレベル D で 80 点の評価を得た学生とレベル A で 70 点の評価を得た学生を比べた場合、期末の成績表には所属レベルが記載されないため単純に点数だけを比較し、前者の方が英語力が高いという印象を受ける。このような弊害をなくすために同一の試験で取った得点を最終成績の一部に加えるというもの。

たいのか、という焦点がぼやけてしまう結果を招いている。またテスト期間中ではなく通常の授業時間に行われる関係上、たまたま試験日にやむを得ない理由から担当教員が休講した場合、組織的な対処法が確立していないのが現状である。

ハ) 課題確認クイズ(回数②④)：学生に主に語彙力、文法知識を増強する目的で行っている。自主学修用として学生に持たせている教材(自主教材)から出題される。学年当初に試験範囲と試験日を学生に周知し実施している。インプット量の適否について、さらに調査が必要である。

- ②テキスト：新教育課程を受けた高校生の入学を来年度に控え、テキストの難易度を引き下げる必要があると思われる。現在、プレイスメントテスト(上の表の①⑤)の結果により、学生を4つのレベルに分けて能力別クラスを編成しており、レベル毎に推奨テキストを決めている(これを一覧表にして非常勤講師の参考に供している)。来年度までに、この一覧表にあげられているテキストの難易度をもう一度精査し、新入生の実力に合ったものにすべく、検討中である。
- ③クラス規模：全学的に少人数教育の必要が声高に叫ばれている中、受講生が40人を越えるクラスもあり、これを改善していく必要がある。ただし、この問題については、例えばリーディングのクラスではスピーキングのクラスよりも若干受講者数が多くとも許容される等、当該種目が何であるかを考え合わせなければならない。
- ④部屋：現在、ビデオや教材の見本を置く部屋がない。上述のように英語科では毎年推奨テキスト・リストを作成し、授業の質の向上をはかっているが、非常勤講師がリストに名があがっているテキストの現物(リスニング用テキストであれば、付属のCDやテープ)を検分する場所がないため、せっかく作成したリストの有効性が半減している。
- ⑤2年次の種目：現在、木、金曜日にはリーディングとリスニングの総合クラスを展開しているが、このことの妥当性も再検討されるべきであろう。また月、火曜日には種目選択クラスを置いている。具体的には、リーディング(フィクション)、リーディング(ノン・フィクション)、L&S(リスニングとスピーキング)、資格試験対策、CALL*の5種類用意されているが、この種目についても再検討する必要がある。例えばリーディング(フィクション)、リーディング(ノン・フィクション)は、あくまで扱うテキストの違いであって、フィクション用の英語、ノン・フィクション用の英語があるわけではない、CALLとはあくまで学修手段であって種目ではない、等の疑問がある。

＜初修外国語＞

各履修パターンにおいて、次のような点が指摘できる。

- ①初修専修型：専修型では、週4コマを集中的に学修するが、うち2コマが時間割マットの制約から、水曜3・4限の連続履修となっており、学生に負担を強いている上に、長時間の連続学修という外国語教育には適しているとはいえない形態になっている。今後、教育効果が見込める、短時間の反復学修という形態への移行を考えていきたい。また、英語嫌いの裏返しとして、初修専修型を選択する逃避的学修者ともいえるべき学生が、少数ながら存在する。初修専修型を設置した本来の意図からは外れる事態であり、履修パターンの際、ガイダンスを徹底するなど、このような事態を防ぐ対策を講じたい。
- ②英語重視型および初修重視型：履修パターンを学生の自由意思で選択できるようになっているため、前述のとおり英語重視型を選択する学生が多い(2002年度以外は、毎年65%を超えている)。英語を重視したいという学生の意志を尊重するとしても、英語以外の外国語を1年間(4単位)の学修で終了させてしまってもよいのか、という疑問の声もある。一方、初修外国語重視型を選択した学生は、2001年度カリキュラム改革以前(初修外国語は4単位のみであった)に比べ、確実に学修効果を上げている。初修外国語重視型を選択する学生が少ないという状況は変えたい。具体的には、第3セメスター以降も、初修外国語と英語をともに学修できる形態を創設すべきであろう(英語重視型履修パターンのあり方については継続的に議論していく)。

* CALL : Computer Assisted Language Learning. コンピュータを用いた言語学習のこと。

3) 外国語発展科目

(1) 外国語発展科目の設置状況

英語、初修外国語のいずれにおいても、必修外国語に加えて、より高度な外国語運用能力を養うための「発展科目」が開講されている。

	1 年次		2 年次		3 年次	
	1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ	5 セメ	6 セメ
英語発展科目			英語Ⅱ R 1 (2 単位)	英語Ⅱ R 2 (2 単位)	英語Ⅲ R 1 (2 単位)	英語Ⅲ R 2 (2 単位)
			英語Ⅱ S 1 (2 単位)	英語Ⅱ S 2 (2 単位)	英語Ⅲ S 1 (2 単位)	英語Ⅲ S 2 (2 単位)
	海外英語研修講座 (2 単位／サマーセッション)		海外英語研修講座 (2 単位／サマーセッション)		英語Ⅲ G 1 (2 単位)	英語Ⅲ G 2 (2 単位)
					英語Ⅲ W 1 (2 単位)	英語Ⅲ W 2 (2 単位)
初修外国語発展科目 ・ドイツ語 ・フランス語 ・中国語 ・スペイン語			セミナー A (2 単位)	セミナー B (2 単位)		
			セミナー C (2 単位)	セミナー D (2 単位)		
			海外中国語研修講座 (2 単位／サマーセッション)			
ポルトガル語 ロシア語 コリア語			I (2 単位)	II (2 単位)	III A (2 単位)	III B (2 単位)
ラテン語 ギリシア語			ラテン語(2 単位／通年) ギリシア語(2 単位／通年)			

(2) 英語の発展科目

- ①「ⅡR1」、「ⅢR1」はリーディングを中心とした授業で、「ⅡR2」、「ⅢR2」はさらに発展させた内容である。
- ②「ⅡS1」、「ⅢS1」は、ネイティブ・スピーカーによって展開され、オーラル・コミュニケーションの能力の向上をめざす。「ⅡS2」、「ⅢS2」はさらに発展させた内容である。
- ③「ⅢG1」は資格試験対策を中心にした英語運用能力の向上をめざす。「ⅢG2」はこれをさらに発展させた内容である。
- ④「ⅢW1」はエッセイライティングを中心にした英語運用能力の向上をめざす。「ⅢW2」はこれを発展させた内容である。

(3) 初修外国語の発展科目

「ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語セミナーA・B・C・D」はいずれも、選択必修外国語である「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」、「フランス語Ⅰ・Ⅱ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ」、「スペイン語Ⅰ・Ⅱ」を修得していることを先修条件とした科目であり、上記科目から発展した学修内容を展開している。

(4) 履修状況

①2004 年度における各外国語発展科目の、4 学部の学生の履修状況は次のとおりである。

【2004 年度外国語発展科目の開講状況と履修状況】

授業科目名	開講コマ数	受講登録者数(A)	合格者数(B)	合格者率(B/A)%
英語Ⅱ R 1	2	41	35	85.4
英語Ⅱ R 2	2	25	22	88.0
英語Ⅱ S 1	4	71	63	88.7
英語Ⅱ S 2	4	44	40	90.9
英語Ⅲ R 1	2	21	16	76.2
英語Ⅲ R 2	2	10	6	60.0
英語Ⅲ S 1	2	17	11	64.7
英語Ⅲ S 2	2	16	9	56.3
英語Ⅲ G 1	2	16	12	75.0
英語Ⅲ G 2	2	10	7	70.0
英語Ⅲ W 1	1	12	5	41.7
英語Ⅲ W 2	1	8	4	50.0
ドイツ語セミナー A	2	24	18	75.0
ドイツ語セミナー B	2	14	10	71.4
ドイツ語セミナー C	1	4	2	50.0
ドイツ語セミナー D	1	5	4	80.0
フランス語セミナー A	2	18	13	72.2
フランス語セミナー B	2	17	14	82.4
フランス語セミナー C	2	11	9	81.8
フランス語セミナー D	2	9	7	77.8
中国語セミナー A	2	28	23	82.1
中国語セミナー B	2	15	14	93.3
中国語セミナー C	1	7	6	85.7
中国語セミナー D	1	4	3	75.0
スペイン語セミナー A	1	18	12	66.7
スペイン語セミナー B	1	11	6	54.5
スペイン語セミナー C	1	12	11	91.7
スペイン語セミナー D	1	5	2	40.0
ポルトガル語Ⅰ	1	27	21	77.8
ポルトガル語Ⅱ	1	7	5	71.4
ポルトガル語Ⅲ A	1	3	2	66.7
ポルトガル語Ⅲ B	1	2	2	100.0
ロシア語Ⅰ	1	26	25	96.2
ロシア語Ⅱ	1	12	12	100.0
ロシア語Ⅲ A	1	0	0	0.0
ロシア語Ⅲ B	1	0	0	0.0
コリア語Ⅰ	2	46	30	65.2
コリア語Ⅱ	2	8	6	75.0
コリア語Ⅲ A	1	6	5	83.3
コリア語Ⅲ B	1	2	2	100.0
ラテン語	1	18	7	38.9
ギリシア語(大宮開講)	1	8	4	50.0

②必修の外国語の学修に加えて、さらにその能力を伸ばすために外国語の継続的な学修に

勤しむ学生層が一定程度存在する。その数は多いとはいえないが、外国語発展科目の設置は、そうした学生層のニーズに応じているといえる。概して受講登録に対する単位修得者の率は高い傾向が見られる。

(5) 今後の課題と改善方策

必修外国語の配置は4セメスターまでであり、5セメスター以降の発展的科目が、量的には十分とはいえない。学修意欲のある学生を支援するためには、継続学修のための条件を整備する必要がある。外国語に関しては卒業まで右肩上がり、学力が伸長していくことが望ましい。自律的な学修者（オートノマスラーナー）の育成をめざし、卒業後も外国語を勉強していきたいと望む学生を生み出すことが肝要と考える。5セメスター以降での発展的科目の拡充を検討する必要がある。

4. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況（教養教育全体）

1) 前回相互評価申請当時の課題

現行カリキュラムが実施に移されてから既に4年目に入り、いくつかの問題点が明らかになりつつある。

- ①学生の自主的・主体的学修を促すカリキュラム編成をしているが、大学教育になじめない学生も少なからず存在する。固有科目で実施されている大学入門的科目が、共通科目においても必要と考えられる。
- ②4 学部横断的に開講しているため、クラス規模の問題もあり、予備登録をして履修者数を制限せざるを得ない状況が一部にはある。履修希望者の多い科目は複数クラスの開講等で対処しているが、希望した科目をすべて履修できる体制にはなっておらず、学生の多様な履修計画に十分には応じ切れていない。
- ③学生の科目選択が安易なものとならないように、プログラムおよび科目群の設定の実効性を高めていく必要がある。プログラムおよび科目群を意識した履修を促進すると同時に、その系統的学修から学生が得ることのできる成果を明確化しなければならない。
- ④夜間主コースの開講科目と、昼間主コースの開講科目との調整等、学生の動向を分析した対応が必要となっている。

大きな課題としては、共通科目と学部固有科目との有機的関係をどのように作っていくかという問題である。各学部の固有科目（専門科目）を教授するために必要となる基礎的科目を学部固有科目として展開するのか、共通科目に位置づけて展開するのか、後者の場合は、共通科目の独自の課題（幅広い教養と総合的思考力の養成）との調和をどのようにはかるかが課題となる。

共通科目のカリキュラムの今後のあり方については、学長の諮問機関である「京都学舎教学総合検討委員会」で検討され、1997年6月に答申が出されている。現行カリキュラムの総括をし、上記のような問題点と課題を含め、共通科目のあり方に関する根本的な検討を続ける必要がある。今後は、全学的な討議を踏まえて、高校教育との関連性・継続性、教養教育のあり方、学際教育のあり方、そして学部基礎教育との関係等を勘案しながら、共通科目の開講方法（理念・目的、内容・方法）を総合的に改革していくことになる。

2) その改善状況

「京都学舎教学総合検討委員会」の答申（1997年6月）等に基づいて、仏教の思想、プログラム科目、外国語科目等については、前述のような改革を進めてきた。それを踏まえて次のような認識を得ている。

- ①どの学部においても導入教育的講義科目を設置したので、共同開講科目（旧共通科目）として大学入門的科目を設置する必要はないと判断する。
- ②4 学部の共同開講形態を採っているために、受講者数を予測することが困難であり、しばしば受講生が数百名に達している。そのため、プログラム科目および外国語科目のう

ちの選択外国語については、講義の質を保てない状況がある。そこで、講義の質を保証できるよう予備登録を実施し、クラスの適正規模を保つよう努力している。

しかしながら、単位登録制限のため、1、2年次で履修できなかったプログラム科目を履修する場合は、3年次に登録せざるを得ず、現段階では、3年生の登録の動向が大きく影響している。したがって、3年次生を含まない現在の予備登録は、機能しなくなりつつある実情がある。

- ③学生の科目選択が安易にならないよう、プログラムを意識した履修を促進するとともに、その系統的学修から学生が得ることのできる成果を明確にしなければならない。そのためには、予備登録の仕方（同一科目を多数の学生が予備登録した場合、その学生に対する受講許可の優先順位のつけ方）を、プログラム選択と関連づけることが考えられる。
- ④経済学部、経営学部においては夜間主コースの募集が取りやめられ、学生の卒業を待つて廃止することになった。文学部における社会人特別コースの人文・社会・自然科学の教養教育については、共同開講科目会議あるいは科目運営委員会が責任をもって運営している。

5. 教養教育全般に関わる今後の課題と改善方策

教養教育の理念および本学における教養教育の位置づけについて、あらためて検討することが必要である。

なお、教養教育の現状と改革の方向を検討するためには、学生の登録状況、単位履修状況を集計したデータを系統的に蓄積していく必要がある。また、学生による授業評価、卒業生による評価等も蓄積し、その傾向を分析して改善方向と改善課題をより具体的に把握していく必要がある。

第3節 学部教育課程と外国語教育

【学部・学科等の教育課程】

B群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

1. 学部教育課程における外国語教育の現状と評価

1) 外国語発展科目

共同開講科目の外国語科目は、教養科目であると同時に、学部ごとの専攻科目を学ぶのに必要な基礎的学力を養成する科目としても位置づけられている。特に外国語の「発展科目」は、より明確にそのような要素をもっている。

2) 各学部の固有の外国語授業科目

深草学舎3学部（経済学部・経営学部・法学部）においては、専攻科目としての独自の外国語科目が置かれている。

学 部	授 業 科 目 名	単位数	グレード	配当年次
経済学部	経済英語Ⅰ・Ⅱ	2	300	1
	原典研究Ⅰ・Ⅱ	2	500	2
	上級英語	2	400	2
経営学部	ビジネス英語A・B	2	300	3
法 学 部	時事英語(Journalism English)入門	2	300	3
	時事英語(Journalism English)発展	2	300	3
	法政応用英語入門A	2	300	3
	法政応用英語入門B	2	300	3
	法政応用英語発展A	2	300	3
	法政応用英語発展B	2	300	3

(1) 経済学部

①経済学部においては、経済学部の専攻科目（第7部門経済英語・外国語）として、外国語科目が置かれている。その2004年度の履修実態は次のとおりである。

【2004年度の履修状況】

授業科目名	受講登録者数(A)	合格者数(B)	合格率(B/A)%
経済英語Ⅰ	186	148	79.6
経済英語Ⅱ	157	120	76.4
原典研究Ⅰ	68	61	89.7
原典研究Ⅱ	50	44	88.0
上級英語	14	13	92.9
合 計	475	386	81.3

②2004年度は、経済英語Ⅰは8コマ、経済英語Ⅱは6コマ、原典研究Ⅰは4コマ、原典研究Ⅱは2コマ、上級英語1コマを開講した。その結果、一定数の受講者を確保し、その合格率も高い。このことから、経済の専門領域に関わる語学力を高める教育として、一定の効果があがっているといえる。

(2) 経営学部

- ①経営学部においては、「情報とコミュニケーション群」の専攻科目として、「ビジネス英語 A・B」が置かれている（2005 年度は休講）。その 2004 年度の履修実態は次のとおりである。

【2004 年度の履修状況】

授業科目名	受講登録者数(A)	合格者数(B)	合格率(B/A)%
ビジネス英語 A	12	10	83.3
ビジネス英語 B	5	5	100.0
合 計	17	15	88.2

- ②受講登録者はかなり少ないが、合格率は高く、受講者の積極的な学修がうかがわれる。

(3) 法学部

- ①法学部においては、専攻科目として、独自の外国語科目が置かれている。その 2004 年度の履修実態は次のとおりである。

【2004 年度の履修状況】

授業科目名	受講登録者数(A)	合格者数(B)	合格率(B/A)%
時事英語(Journalism English)入門	2004 年度休講		
時事英語(Journalism English)発展	2004 年度休講		
法政応用英語入門 A	26	19	73.1
法政応用英語入門 B	2004 年度休講		
法政応用英語発展 A	9	6	66.7
法政応用英語発展 B	2004 年度休講		
合 計	35	25	71.4

- ②法政応用英語（入門・発展）は、「TOEIC®演習と法律をテーマにした英語に触れる」ことを目的として開講している。入門・発展の A と B は隔年で開講しており、B は A よりレベルがやや高く、英文の契約書を読んだり、法廷を舞台にした映画の英語にトライすることも行っている。2005 年度は B を開講している。時事英語(Journalism English)（入門・発展）も 2005 年度は開講している。
- ③受講者はあまり多くはないが、多くの受講者は熱心に学修している。

2. 今後の課題と改善方策

学部固有の外国語科目を受講する学生は比較的熱心に学修をする。数は多くはないが、引き続き授業内容の充実をはかりたい。

第4節 倫理性を培う教育

【学部・学科等の教育課程】

A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

1. 倫理性を培う教育の現状と評価

グローバル化・ボーダレス化が急速に進展する現代世界では、複雑な要因が絡み合った地球規模での諸問題が生起すると考えられる。そうした諸問題に対処していくためには、自ら諸問題に向き合って課題を探究し、解決できる専門的知識と実践的な解決能力が必要とされる。そして、その根底には生命の尊厳と広く深い生命観の理解、さらに自らの行為とその結果に対する深い倫理的判断と責任の自覚が要求される。

- ① 仏教、ことに親鸞の思想を建学の精神とする本学では、こうした倫理性を培う教育の基礎は、全学部の必修科目として1年次に開設されている「仏教の思想」が担っている。人間の生き方の根本を見つめようとする仏教思想を学ぶことを通して、自己と現実世界のあり方を見つめ、そして生命の尊厳、他者の尊重、寛容、感謝という人として生きていく上で必要な基本的な考え方や姿勢を学ぶものとする。「仏教の思想」は単に仏教の思想を教義的に学ぶものではなく、現代における生命倫理や環境問題、また宗教と戦争（紛争）といった諸課題を仏教の視点から積極的に取り上げ、共に考え学ぶ科目として設置されている。
- ② また一方で、生命倫理、環境倫理等の現代的課題の具体的な解決には、従来の学問領域を超えた学際的・複合的なアプローチが必要不可欠であるといわれる。本学の共同開講科目には6つのプログラム科目があり、そのうち「人権と平和プログラム」では「人権論」、「ジェンダー論」をはじめ19科目を設置し、主に1・2年次において、民族差別、男女差別等、人権問題を学際的に学ぶことによって社会的な倫理性をも高めていく教育課程が用意されている。
- ③ さらに、現代の諸課題を実践的に学ぶためには、フィールドワークを取り入れた事例的研究が有効であるともいわれる。本学では法学部・経営学部・経済学部の3学部の枠を超えた学部共通コースがあるが、その中の「環境サイエンスコース」では環境倫理学を入門として、自然環境と人間との倫理的あり方を多角的に探究し、問題解決に寄与できる人材の育成に努めている。

以上のとおり、本学では倫理性を培う教育は、必修科目である「仏教の思想」をはじめ、共同開講科目の中のプログラム科目、学部共通コースの中において幅広く適正に展開されている。

2. 今後の課題と改善方策

- ① 倫理性を培う教育は、初等・中等教育、高等教育、職業人・社会人等の生涯にわたって必要なものである。本学は建学の精神に基づいて、仏教的倫理観を「仏教の思想」において学んでいるが、科目の性格上、現代の倫理的諸課題について取り上げる時間は必ずしも十分であるといえない。さらに応用的な科目の設定が2年次以降に必要であるように思われる。
- ② また、今日では倫理的課題を扱わない学問はないといってもよく、本学のプログラム科目には多くのそうした科目が開かれているが、今後は講義にプレゼンテーションや討論を積極的に取り入れる等の教育内容・方法の改善をはかる必要がある。これは、JABEEの要件に「職業倫理」が要請されていることに象徴されるように、時代の新しい要請でもあると考えられる。

第5節 開設授業科目における専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表3）

B群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 専・兼比率と授業規模等の現状と評価

1) 専・兼比率と授業規模等

共同開講科目（仏教の思想、外国語科目、プログラム科目）の専・兼比率は「**大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率（京都学舎）**」、授業規模等については「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表（京都学舎共同開講科目）**」のとおりである。

（1）仏教の思想

- ① 仏教の思想は、本学の建学の精神を具現化する基幹的な科目として全学必修（「仏教の思想 A」〈2単位〉、「仏教の思想 B」〈2単位〉）であり、各学部には仏教学を専門とする専任教員を配置している。授業科目はすべて学部指定で開講されている。
- ② 「仏教の思想 A」（2単位）と「仏教の思想 B」（2単位）は、それぞれ学部指定で31コマ（計62コマ）開講している。なるべく、少人数の授業で専任者が担当するよう努めているが、開講コマ数との関係で兼任講師も担当している。約60%（59.5%）の専任比率であり、概ね妥当と考える。

（2）外国語科目

- ① 京都学舎の外国語科目は、前述した4つの履修タイプに基づく選択必修科目であり、いずれも小規模授業で開講する必要がある。そのため、開講する授業コマ数も多くなり、専任教員だけではまかないきれないので、多人数の兼任講師にも担当をお願いせざるを得ない。
- ② 専任比率が全開設授業科目では約30%（29.9%）と低いのは、前述の理由によるためであり、小規模授業により教育効果を高めようとしている努力の反映でもある。

（3）プログラム科目

- ① 6つの履修コースを参考にしながら、各学部で決められた単位を履修する。
- ② コースに見合う開設授業科目の多様化に努めており、開講する授業科目は多くなる。また、授業規模の適正化のために、前年度の受講登録者数等を参考にしながら、開設授業科目数の増減等を行っている。その結果、専任比率（全開設授業科目）は50.7%であり、過半数を超えている。

京都学舎の共同開講科目の専任比率等は以上の（1）～（3）のとおりであるが、専任比率や授業規模については、その数字のみから教育上の効果を評価することは難しい。しかし、財政上の制約もあり、専任教員の増員が困難の中でもその改善に努めており、一定の水準は確保しているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

開設授業科目の専任比率を高めることについては引き続き努力をしていくが、財政上の制約もあり、困難な課題である。「職員（教員・事務職員）人件費枠」政策（「第9章 教員組織（学部・大学院）」を参照）に基づいて、長期的な改善課題として取り組まざるを得ない。当面、英語については、英語教育に専念する「英語教育特任講師」制度を3年間の試行期間を設けて実施している。

2．兼任教員等の教育課程への関与の状況と評価

1) 兼任教員の関与状況

授業科目の担当依頼、テキストの選定、採点の調整等、必要に応じて兼任教員との打ち合わせを行っているが、教育課程そのものの編成等に関して意見を聴取することは行っていない。

2) 今後の課題と改善方策

今後も専任教員で構成される会議体等で責任を持って運営していくべきであるが、教育課程の評価等に関わって、兼任講師の意見等を聴取することも検討していく。

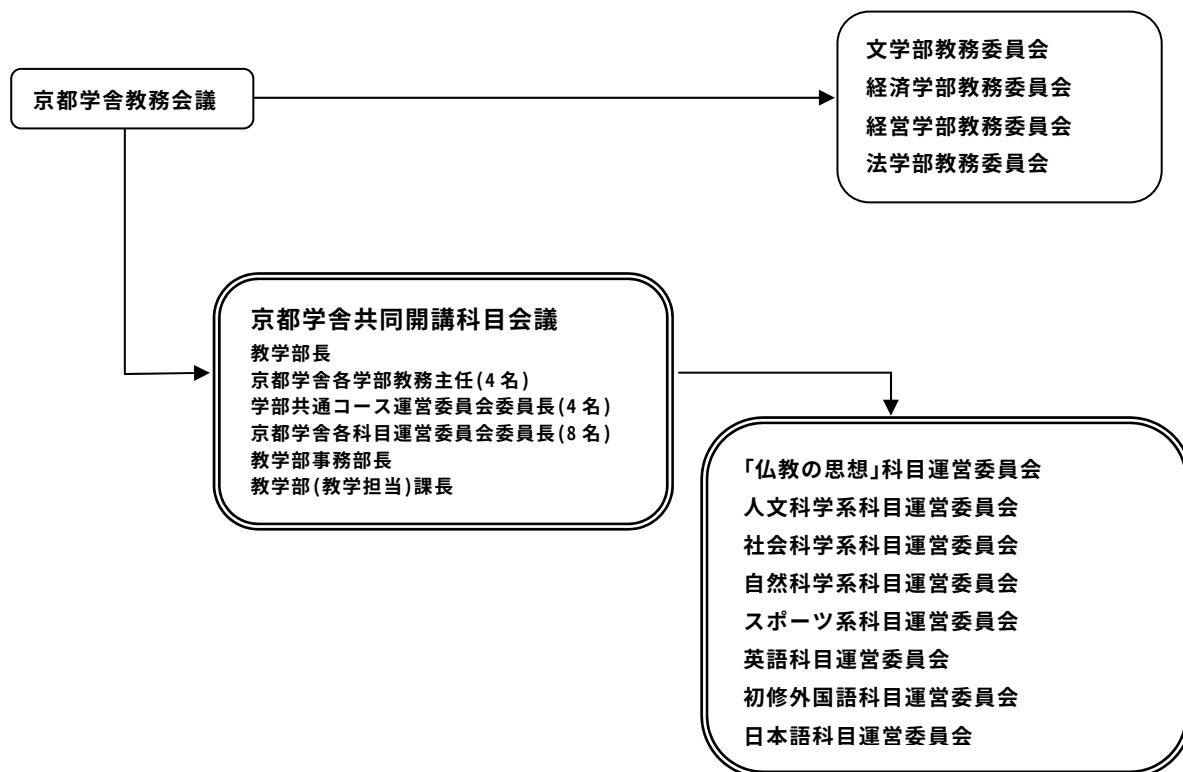
第6節 教養教育の実施・運営体制

【学部・学科等の教育課程】

B群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 教養教育の実施・運営体制の現状と評価

京都学舎における教養教育の実施・運営にかかわる全体的組織図は下図のとおりである。



これらの会議体は、相互に連携を保ち、京都学舎各学部のカリキュラムの有機的な関連がとれるよう配慮されており、教養教育運営の責任体制は確立されている。

①教養教育全体の運営を担い責任を負う会議体として「京都学舎共同開講科目会議」が置かれており、次の事項を審議している。

- イ) カリキュラム編成に関する事
- ロ) 履修方法に関する事
- ハ) 運営・管理に必要な事項
- ニ) 授業担当者（非常勤採用人事を含む）に関する事
- ホ) 時間割に関する事
- ヘ) その他委任を受けた事項

②共同開講科目会議のもとに科目群「科目運営委員会」が置かれている。仏教の思想、人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目、スポーツ系科目、英語科目、初修外国語科目の各科目運営委員会がそれぞれ適宜会合をもち、適切な運営に努めている。

③主に「共同開講科目」を担当する教員は、各学部に分属している。また、各学部の教務委員会には一定数の「共同開講科目」を担当する教員が含まれており、所属学部では教務主任を通して共同開講科目の教学上の問題が処理されるシステムとなっている。

④「科目運営委員会」では、当該科目に関する専任教員の人事について意見具申などを行うが、学部長会で採用分野、人数、所属学部等を決めた後、部局長会の審議決定を経て、当該学部で人事を取り扱う。

以上のとおり、京都学舎における教養教育の運営のための責任体制は、確立されており、適宜会合を開き全学的な確認を経ながら運営されている。

2. 今後の課題と改善方策

- ①京都学舎共同開講科目会議は、日常的にカリキュラム等の運営・遂行に追われているのが実状であり、主要かつ重要な任務であるカリキュラム論議を十分には行い得ない状況にある。今後は、各科目運営委員会での検討を活かしながら、教養教育の充実に努める必要がある。そのためには、共同開講科目会議の運営に工夫が必要である。
- ②プログラム科目は、モデル履修コースとして6つのプログラムが用意されているが、特に「プログラム運営委員会」は設けていない。しかし、6つの履修モデルを設けている以上、学生の履修実態を把握してプログラムごとの点検・総括を行う必要がある。
- ③専任教員が、教育研究とともに膨大な事務作業の一部に関わらざるを得ない状況がある。今後は、事務支援体制のさらなる改善に努めていく必要がある。

第4章－3 共同開講科目（瀬田学舎）

瀬田学舎の3つの学部（理工学部・社会学部・国際文化学部）の教養教育は、主に共同開講科目として3学部共通で開講している。ただし、共同開講科目のすべてを教養科目として履修させる硬直的な位置づけはしていない。各学部の多様な教育目的を尊重しつつ、学生の自発的な問題関心に基づく多様な学修ニーズに応えるよう柔軟に位置づけている。

第1節 理念・目標等

【学部・学科等の教育課程】

B群・一般教養の授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

B群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

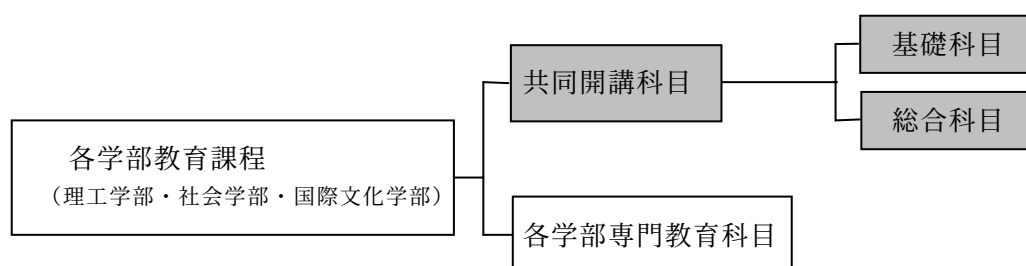
1. 理念・目標

1) 理念

- ① 瀬田学舎の共同開講科目は、学生の学修のすそ野を広げ、様々な角度から物事をみることのできる能力や、自主的・総合的に考え、自分の知識や人生を社会との関係で位置づけて行動できる能力の育成をめざしている。
- ② 共同開講科目は、瀬田学舎に設置されている理工学部（自然科学系）、社会学部（社会科学系）、国際文化学部（人文科学系）の専任教員が授業を担当している。それぞれ特色ある3学部の知的資源を共有化し、バランス感覚に優れた学生を育成することをめざしている。

2) 教育目標と基本体系

- ① 瀬田学舎においては、各学部の教育理念・目標を踏まえたうえで、「教養教育重視、教養教育と専門教育の有機的連携の確保」を基本方針としてカリキュラム改革を行った。その結果、瀬田学舎における共同開講科目は、各学部の専門教育と並ぶ独自の教育体系を維持しつつ、各学部の教育課程に次のように位置づけている。



- イ) 基礎科目は、仏教の思想、スポーツ技術学、外国語科目、人文科学、社会科学、自然科学の各分野の科目からなる。幅広く社会全体を見渡すに必要な知識や教養を深めるとともに、大学における学修の基礎となる知識を身につけることを目的としている。
 - ロ) 総合科目は、21世紀のキーワードである「情報」・「福祉」・「国際」・「環境」を中心として、幅広い視野に立脚しつつ、現代的視野を広げることを目的としている。
- ② 以上のような教育目標に基づいて共同開講科目の教育課程が設けられているが、それは次のような履修体系を基本としている。
 - イ) 分野（人文・社会・自然）とテーマという両面から科目を捉え、系統的履修が可能となるようなカリキュラム体系である。

ロ) 英語については、習熟度別のクラス編成を行うとともに、さらに特化型授業として様々なテーマを持つ「英語セミナーA」～「英語セミナーF」を開設し、多様な学生の学修意欲に対応している。

ハ) 初修外国語については、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「コリア語」を共同開講科目として開設している。

これらの共同開講科目群は、各学部の4年間の教育課程に位置づけられ、系統的・体系的に編成することにより、教養教育と専門教育の有機的連携を確保している。

また、共同開講科目のうち仏教の思想、スポーツ、外国語分野を除く総開講コマ数の50%以上を専任教員が担当することを原則として、教養教育と専門教育の連携に努めている。

2. 今後の課題と改善方策

本学は総合大学として、多様な研究分野の教員を多数擁している。しかし、瀬田学舎では、大学設置基準に基づいて、京都学舎とは別に科目を設置・運営しており、せっかくの全学の知的資源が活用されていない面がある。現在、遠隔授業のための情報基盤を整備中であるが、今後は、全学的な知的資源を活かした教育にも取り組んでいく必要がある。

第2節 教育課程

【学部・学科等の教育課程】

- B 群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B 群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

1. 共同開講科目の教育課程の現状と評価

1) 基礎科目

(1) 仏教の思想

- ①「仏教の思想」は、本学の建学の精神を具現化するという意義をもった本学の基幹的科目である。そのため、「仏教の思想」は、全学生の必修科目として位置づけられ、1年次（1～2セメスター）に履修する。この講義は、仏教の思想を通じて自己をふり返し、幅広い物の見方と心の豊かさを育て、倫理性を培うとともに、本学の建学の精神を学ぶことを目的としている。教育目標および講義内容は京都学舎と共通である。詳細は、「第4章－2 共同開講科目（京都学舎） 第2節 教育課程 1.『仏教の思想』の現状と評価」を参照。
- ②担当者毎の授業の進め方、成績評価方法、担当者からのコメント（一言）等については、各学部（各学科）の「2005 年度履修要項・Syllabus」（各学部／各学科の該当ページ）を参照。

(2) スポーツ技術学

- ①スポーツを生活習慣化していくためのファーストステップとして、次の内容で授業を展開している。
- イ) スポーツの本質に迫り、独自の面白さを認識する。
 - ロ) スポーツの本質との関連でスポーツ技術を系統的に獲得する。
 - ハ) 自己の体力を分析し、改善策を探る。
 - ニ) スポーツ活動を通して社会生活全体を視野に入れた健康の維持・増進をはかる。
- ②理工学部と社会学部は必修科目（2単位）、国際文化学部は選択科目（2単位）である。

(3) 外国語

<理工学部・社会学部>

- ①共同開講科目としての外国語科目は、次のような目的がある。
- イ) 国際化時代に対応できる外国語の運用能力を養う。
 - ロ) 母語とは異質の言語に接することにより、各民族の思考様式を反映している言語に対する認識を深め、外国の芸術、文化をより深く理解するための基礎的能力を養う。
- ②上記の目的を達成するために、英語と初修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語）を開講している。
- ③社会学部は8単位（英語6単位、初修外国語2単位）必修、理工学部は英語6単位必修である。
- ④英語は、教育効果を高めるために習熟度別クラス編成を行っている。これは、既修の英語の知識・能力を踏まえつつ、学生の実態により即した教育を行い、英語圏の文化に対する理解および情報伝達のための英語力（読む、書く、聴く、話す）の総合的向上をはかることを目的としている。

＜科目概要＞

「英語ⅠA・ⅠB」：基礎的な英語力の見直し

「英語ⅡA・ⅡB」：「Ⅰ」を発展させた基礎力の強化

「英語Ⅲ、Ⅳ」：「Ⅰ、Ⅱ」をもとに4技能（Reading、Writing、Speaking、Listening）のさらなる養成

- ⑤初修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、コリア語）ⅠA・ⅠB（各1単位）を履修する。

＜国際文化学部＞

国際文化学部は、その学部教育の特性から、独自の5言語（英語、フランス語、中国語、コリア語、日本語）の教育課程を設けている。卒業要件としては、5言語の科目のうちから母語を除く1言語24単位必修。詳細は、「第5章－7 国際文化学部の教育内容・方法等」を参照。

（4）その他の基礎科目

- ①人文分野の科目として、「文学入門」、「哲学入門」、「心理学入門」等を含め11科目開講。
- ②社会分野の科目として、「法学入門」、「日本国憲法」、「政治学入門」、「統計学入門」、「経済学入門」等を含め、6科目開講。
- ③自然分野の科目として、「生活の中の数学」、「生活の中の物理」、「生活の中の化学」等を含め5科目開講。
- ④各分野の入門的科目を多く開講（合計22科目）し、各分野の学修に関心を持つよう配慮している。

2）総合科目

- ①総合科目は、「情報社会とメディア」、「現代社会と福祉」、「国際社会と日本」、「日本の文化」、「アジアの文化」、「環境と倫理」、「自然観察法」、「平和学入門」等33科目開講している。
- ②これらの授業科目は、現代社会に生起する様々な問題に触れ特定領域の時事的課題を学修することによって、幅広い教養を身につけるとともに、各学部の専門学修に必要な基礎的な力を身につける意味をも持つ。
- ③前述の3分野（仏教の思想、スポーツ技術学、外国語）に比較して、より多くの科目を開講することで選択の幅を広げ、学生が知的関心を満たすことができるよう配慮している。

以上のとおり、瀬田学舎における「共同開講科目」は、専門教育科目と対をなす教養的科目の中で、人文科学系（仏教の思想を含む）、社会科学系、自然科学系、スポーツ系、語学系の授業科目を各科目群として配置し、全体としてバランスのとれた科目編成となっている。その特徴は次のようにいえる。

- ①現代社会において求められている物の見方・考え方、学際領域、実践的な語学能力等幅広い分野において必要な多様な能力を養うことで、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことに配慮して適切に編成している。
- ②人文科学系、社会科学系、自然科学系、スポーツ系、語学系科目から成る教養的科目の編成は、各分野の専門教育を受けるために必要な基礎的な思考能力と技能を培うことを目的として、仏教系総合大学としての特色を活かし体系的に編成している。
- ③外国語科目については、英語において特化型授業を開講し、また初修外国語科目を開講することにより、多様化する国際社会の進展に対応した外国語能力を育成するために適切な措置をとっている。

2. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

瀬田学舎においては、共通科目担当の専任教員が少数であるために、共通科目全体の組織運営が弱い。そのため恒常的・長期的問題点を検討する体制が不十分であり、その体制の強化が今後の課題である。

（2）その改善状況

2003 年度までは、「瀬田学舎教務会議」のもとに「瀬田学舎共同開講科目運営委員会」を設置していたが、決定権をもたない調整機関としての会議体であった。このため 2004 年度に瀬田学舎共同開講科目に関わる全般的な事項について審議し決定権を有する「瀬田学舎共同開講科目会議」に改組し、責任を明確にした効率的な運営をはかってきている。また、「瀬田学舎共同開講科目会議」のもとに、瀬田学舎における 5 つ（仏教の思想、スポーツ系、英語、初修外国語、基礎・総合）の科目運営委員会を別途設置している。

3. 今後の課題と改善方策

カリキュラム編成については、学生の履修動向や実態を定期的に検証する等により、学生にとって履修しやすい環境を整備したい。

第3節 開設授業科目における専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表3）

B群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 専・兼比率と授業規模等の現状と評価

1) 専・兼比率と授業規模等

瀬田学舎の共同開講科目は、基礎科目（仏教の思想、スポーツ技術学、外国語科目、人文・社会・自然の各分野）と総合科目に分かれて開講されている。これを京都学舎に準じて、仏教の思想、外国語科目、その他の科目に分類した専・兼比率は「**大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率（瀬田学舎）**」のとおりである。授業規模等については「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表（瀬田学舎共同開講科目）**」のとおりである。

（1）仏教の思想

- ①「仏教の思想」は、本学の建学の精神を具現化する基幹的な科目として全学必修（「仏教の思想 A(2)」、「仏教の思想 B(2)」／4単位）であり、各学部には仏教学を専門とする専任教員を配置している。授業はすべて学部指定で開講されている。
- ②「仏教の思想 A(2)」と「仏教の思想 B(2)」は、それぞれ学部指定で17コマ（計34コマ）開講している。なるべく、専任者が担当するよう努めているが、少人数教育を実施している関係で兼任講師も担当している。専任比率は50%である。

（2）外国語科目

- ①瀬田学舎の外国語科目については、英語と初修外国語が開講されており、その履修方法は、前述のとおり学部毎に定められている。いずれも小規模で開講しており、そのため、開講する授業コマ数が多くなっている。専任者だけではまかないきれない現状にあり、兼任講師も多数担当している。
- ②専任比率が全開設授業科目で22.4%とかなり低い。その理由は前述のとおりである。小規模クラス編成により教育効果を高めようとしている努力の反映でもある。

（3）スポーツ技術学、人文・社会・自然の各分野の科目、総合科目

多様な授業科目を開設しているため、開講コマ数も多い。また、クラス規模の適正化のために、前年度の受講登録者数等を参考にしながら、授業科目開講数の増減等を行っている。その結果、専任比率（全開設授業科目）は63.4%である。

瀬田学舎の共同開講科目の専任比率は以上のとおりである。一方、瀬田学舎共同開講科目全体で、64人以下の収容人員の教室で開講されている授業は、約6割（59.2%）である。専任比率や授業規模については、財政上の制約がある中で、一定の水準は確保しているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①開設授業科目の専任比率を高めることについては引きつづき努力をしていく。財政上の制約もあり、困難な課題であるが、「職員（教員・事務職員）人件費枠」政策（「第9章 教員組織（学部・大学院）」を参照）に沿って、長期的な課題として取り組む。
- ②外国語については、前述のとおり専任比率はかなり低いので改善に努めたい。しかし、専任者の大幅な採用は困難であるため、開講方法の工夫や開講コマ数の見直し等、効率化をはかりながら、専任比率を高めていくよう努めていきたい。なお長期的には上記①を踏まえながら、取り組んでいきたい。

2．兼任教員等の教育課程への関与の状況と評価

1）兼任教員の関与状況

授業科目の担当依頼、テキストの選定、採点の調整等、必要に応じて兼任教員との打ち合わせを行っている。また、教育課程そのものの編成等について関与するまでには至っていないが、本学の英語教育について理解してもらう場として、年 1 回、英語担当の専任者と兼任教員による懇談会を開催している。

2）今後の課題と改善方策

今後も専任者で構成される会議体等で責任を持って運営していくべきであるが、教育課程の評価等に関わって、兼任講師の意見等を聴取することも検討していく。

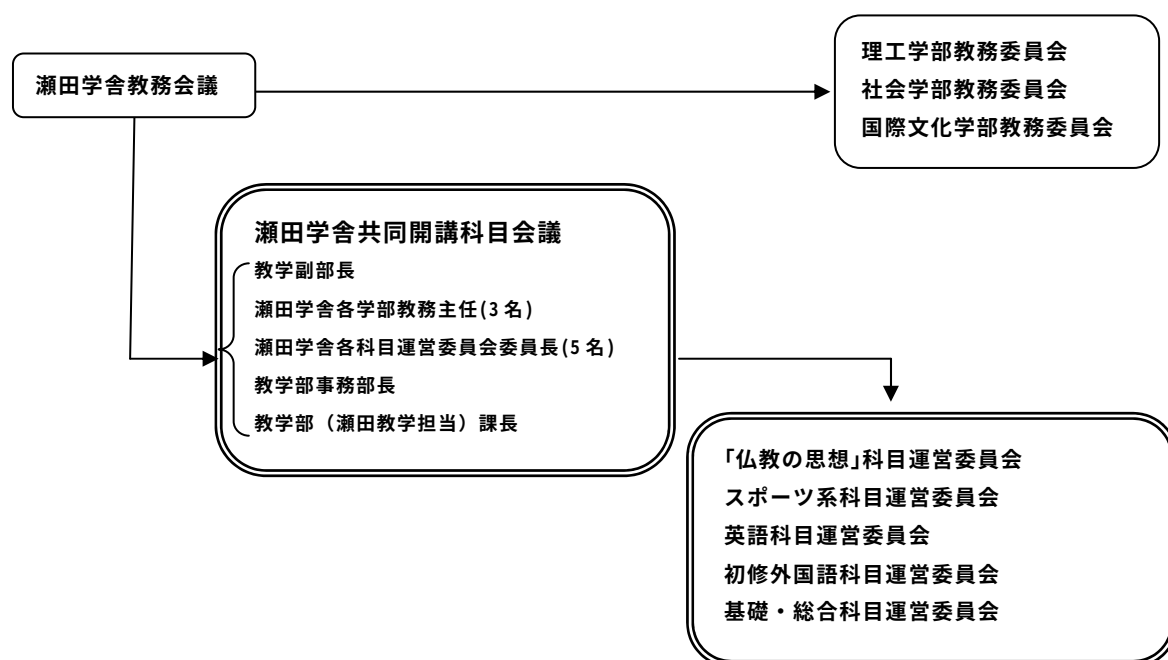
第4節 教養教育の実施・運営体制

【学部・学科等の教育課程】

B 群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 教養教育の実施・運営体制の現状と評価

- ①教養教育の実施・運営を円滑に行うために、瀬田学舎教務会議の下に「瀬田学舎共同開講科目会議」がおかれている。この会議体は、瀬田学舎3学部（理工学部・社会学部・国際文化学部）の委員で構成し、バランスをはかっている。主体的な取り組みを進めることができるよう、本会議は決定権をもっている。
- ②瀬田学舎共同開講科目会議の下に、瀬田学舎における5つの「科目運営委員会」（仏教の思想、スポーツ系、英語、初修外国語、基礎・総合）を設置している。
- ③日常的なカリキュラム運営等を審議するために「瀬田学舎教務会議」が置かれている。



これらの会議体は、相互に連携を保ち、瀬田学舎各学部のカリキュラムと有機的な関連がとれるよう配慮されており、教養教育運営の責任体制は確立されている。

2. 今後の課題と改善方策

- ①調整機関としての役割を担ってきた「瀬田学舎共同開講科目運営委員会」を改組し、決定権を有する組織体として「瀬田学舎共同開講科目会議」を2004年度から設置した。この構成員に各学部教務主任を含んだことから瀬田学舎全体のカリキュラムを見据えて共同開講科目について議論する環境が整った。反面、瀬田学舎教務会議を兼ねる構成員が多いため、両会議体の位置づけについて整理する必要性が生じている。
 - ②瀬田学舎共同開講科目会議のもとに設置された5つの科目運営委員会については、組織を細分化したため各委員の運営意識が低下し、開催が停滞ぎみである。
 - ③瀬田学舎の各学部が相応に分担している共同開講科目ではあるが、各学部の分担の割合が均等ではなく、不公平感が生じている。
- 以上①～③の課題については、既に検討を開始している。次期カリキュラム改革時を目処にして、改善をはかりたいと考えている。

第5章－1 文学部の教育内容・方法等

第1節 理念・目標

本学は、人間そのものを見つめ人間の多様な営みに関わる諸問題をより広くより深く究明してきた長い歴史を経て、発展を遂げてきた。文学部は、人文学の知の体系を継承・発展させ、科学技術の高度化、社会の国際化、さらには価値観の多様化が一層進展する現代社会の変化に主体的に対応できる人材を育成するとともに、人文学領域の新たな知の体系の創造をめざしており、それを実現するために、次のような改革を進めている。

- ①学科・専攻の縦割りの教育課程を一層緩和し、学生の多様な学びのニーズに応えるために、履修体系の多様化をはかる。
- ②社会に役立つ実践的なスキルや知識をも学べる科目を開設する。
- ③全学年次にわたって少人数教育の科目とクラス担任を配置し、学生に対する個別の教育指導の機能を高める。

第2節 教育課程

【学部・学科等の教育課程】

- A 群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連
- A 群・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系的性
- A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B 群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的性並びに学校教育法第 52 条との適合性
- B 群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B 群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B 群・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- B 群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 教育課程の現状と評価

1) カリキュラムの基本構成

前述の教育課程編成の理念・目標を具体化するために、文学部は 6 学科 5 専攻を設け、次のようなカリキュラムの基本構成と履修体系を構築している。なお、本学においては主に教養教育を担う科目を「共同開講科目」と称している。

- ①文学部は、この「共同開講科目」と文学部各学科・専攻の学問領域を学ぶための「専攻科目」の 2 つの分野に分け、幅広い教養を身につけるとともに各学科・専攻の人文学を深めるための教育課程を用意している。これらは、学校教育法第 52 条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び应用能力を展開させること」である大学の目的と合致するものである。
- ②共同開講科目を「仏教の思想」、「プログラム科目」および「外国語科目」に区分して開設している。
 - イ)「仏教の思想」4 単位必修。
 - ロ) プログラム科目は、6 つのプログラムに分けて人文、社会、自然の各分野の科目や学際領域の科目を多数開設している（2005 年度は 159 科目）。
 - ハ)「外国語科目」は、選択必修外国語として、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語を開講し、選択外国語として、それらに加えて、ポルトガル語、ロシア語、コリア語、ラテン語、ギリシア語を開講している。
- ③共同開講科目の具体的な開設授業科目は、「2005 年度授業科目履修要項（文学部）」（44～52 頁）を参照。
- ④文学部の専攻科目を、「普通講義」、「特殊講義」、「講読」、「基礎演習」、「演習」、「卒業論文」と分類・体系化し、各々の授業科目をバランスよく配置している。
- ⑤文学部専攻科目の具体的な開設授業科目は、「2005 年度授業科目履修要項（文学部）」を参照。

イ) 真宗学科	66 頁
ロ) 仏教学科	67 頁
ハ) 哲学科（哲学専攻・教育学専攻）	68～69 頁
ニ) 史学科（国史学専攻・東洋史学専攻・仏教史学専攻）	70～72 頁
ホ) 日本語日本文学科	73 頁
ヘ) 英語英米文学科	74 頁

以上のとおり、文学部においては、その教育理念・目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成している。文学部の各学科・専攻領域に係る授業科目とともに、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する授業科目により適切に編成されており、大学設置基準第19条との適合性も有している。

2) 学士課程としての体系的な授業科目の配置

前述のとおり、文学部は、すべての学科・専攻に共通する共同開講科目（仏教の思想、プログラム科目、外国語科目）と各学科・専攻の専攻科目を体系的に配置している。文学部の専攻科目を中心とした教育課程の概要は、次のとおりである。

- ①普通講義(A・B)は、各学科・専攻の学修を進める上での全般的な知識を教授する。
- ②特殊講義は各専攻分野の特定のテーマについて、講読は各専攻分野の基礎的な文献について、それぞれ学修することにより各専攻分野の学修の深化をはかる。
- ③普通講義・特殊講義・講読の履修成果を各専攻分野の中核的科目である演習に反映させ、学生は卒業論文として学修の成果を集大成する。
- ④基礎演習は、高大教育の接続と入門的・基礎教育的意味を持つ。
- ⑤演習は、各学科・専攻の学修の総括的意味を持つ。各自の学修テーマに関して担当教員からの指導が行われると同時に、学生同士が議論をすることによって、卒業論文を完成させる重要な授業になっている。

以上 1)、2) のとおり、文学部の教育課程は、学部教育目標を実現させるための学士課程としてのカリキュラムの体系性を有している。

3) 一般教養的授業科目と外国語科目の編成

- ①文学部は、前述のとおり京都学舎4学部共同で、共同開講科目として、「仏教の思想」、一般教養的授業科目としての「プログラム科目」、「外国語科目」の編成を行っている。
- ②具体的には、「第4章-2 共同開講科目（京都学舎）」を参照。

4) 教育課程の特色

(1) 全年次にわたる必修の少人数授業科目(演習)の設置とクラス担任(指導教員)の配置

1年次「基礎演習Ⅰ(4単位)」、2年次「基礎演習Ⅱ(4単位)」の基礎教育的意味を持つ授業科目、3年次「演習Ⅰ(4単位)」、4年次「卒業論文(演習Ⅱを含む)(8単位)」の応用・発展教育的意味を持つ授業科目を少人数授業科目(クラス)として設置した。各年次の演習にはクラス担任(指導教員)を置き、指導教員による学修の系統的指導により、4年次には「卒業論文」として学修の成果が集大成できる指導体制を整備した。

【少人数授業科目(演習)の学年配当体系図】

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年	
学 期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
セメスター	1	2	3	4	5	6	7	8
少人数授業科目	基礎演習Ⅰ		基礎演習Ⅱ		演習Ⅰ		卒業論文(演習Ⅱ)	

- ①1年次「基礎演習Ⅰ」(1クラス約25名)：各学科・専攻の学問領域の「基礎的知識」と学問の方法入門としての「読むこと」、「書くこと」、「発表すること」等を学び、主体的に学修課題を「探求」できる基礎的な学修能力を養成する。
- ②2年次「基礎演習Ⅱ」(1クラス約25名)：「基礎演習Ⅰ」の学びの成果に立って、各学科・専攻領域に関する文献の学修等を通じて、自ら取り組む学修テーマを「発見」できる学修能力を養う。
- ③専攻を置かない次の4学科と、哲学科教育学専攻においては、各学科・専攻内コースを

設けている。学生は3年次からは各コースの演習に所属し、同一の学修領域に集まった学生間の討議を通して関心のある専門領域の学修を深めることができるよう配慮している（コース名等については、後述の「文学部学修イメージ・フロー」参照）。

- イ）真宗学科（教理史、教学史、教義学、伝道学の4コース）
 - ロ）仏教学科（仏教教学、仏教文化学、インド学の3コース）
 - ハ）哲学科教育学専攻（教育学、教育臨床心理学の2コース）
 - ニ）日本語日本文学科（古典文学、近代文学、情報出版学、日本語学の4コース）
 - ホ）英語英米文学科（英文学、米文学、英語学、英米文化の4コース）
- ④また、コースを設けていない学科・専攻においても同様に、学生は3年次から演習に所属し、同一の学修領域に集まった学生間の討議を通して関心のある専門領域の学修を深めることができるよう配慮している。
- イ）哲学科哲学専攻（実践哲学(倫理学)、社会哲学、宗教哲学、科学哲学、芸術哲学など）
 - ロ）史学科国史学専攻（日本の歴史を古代、中世、近世、近・現代、考古学に分けて研究）
 - ハ）史学科東洋史学専攻（アジア全域の歴史を時代別、地域別に細分化した演習で研究）
 - ニ）史学科仏教史学専攻（日本仏教史、中国とインドなどのアジア仏教史に分けて研究）
- ⑤3年次「演習Ⅰ」：学生が自主的に設定した学修テーマに基づく発表、討論等を通して各学科・専攻の専門領域に関わる知識や方法論を身につけ、主体的・意欲的な学修を進め、「追究」することのできる能力を養う。学年末までには4年次の「卒業論文（演習Ⅱを含む）」につながる「研究テーマ」をしぼる。
- ⑥4年次「卒業論文（演習Ⅱを含む）」：3年次からの学修課題を継続させ、発表や討議を通じて研究テーマの深化をはかり、課題の「解決」へと至る。そうした研究の成果をまとめ、「卒業論文」に集大成する。
- ⑦全学年次において、各演習を中心にした指導教員による系統的指導により、学修を進める。

（2）学生の問題関心に基づく自主的な学修を促進するための履修方法の柔軟化

- ①学生が明確な目標をもって、最も関心のある専門分野を総合的、専門的に学ぶことができるように柔軟な履修方法を整備した（次表は哲学科教育学専攻の例）。

卒業要件 124 単位					
必修専攻科目 44 単位	選択専攻科目 24 単位以上	フリーゾーン 24 単位	プログラム科目 16 単位以上	外国語科目 12 単位以上	仏教の思想 4 単位
真 宗 学 科 開設科目	真 宗 学 関 係 科 目	←-----	-----	必修外国語科目	仏教の思想 A
仏 教 学 科 開設科目	仏 教 学 関 係 科 目	←-----	-----		仏教の思想 B
哲 学 専 攻 開設科目	哲 学 関 係 科 目	←-----	-----	選択外国語科目	
教 育 学 専 攻 開設科目	教 育 学 関 係 科 目				
国 史 学 専 攻 開設科目	国 史 学 関 係 科 目				
東 洋 史 学 専 攻 開設科目	東 洋 史 学 関 係 科 目				
仏 教 史 学 専 攻 開設科目	仏 教 史 学 関 係 科 目				
日 本 語 日 本 文 学 科 開設科目	日 本 語 日 本 文 学 関 係 科 目				
英 語 英 米 文 学 科 開設科目	英 語 英 米 文 学 関 係 科 目				

フリーゾーンは、選択専攻科目およびプログラム科目、選択外国語科目、必修外国語科目の一部から自由に選択して24単位まで修得できる。このゾーンを利用し、以下のよう履修が可能となる。

- イ）専攻分野の専門性を深く追究したい場合は、卒業単位数（124単位）中、最大92単位まで専門領域の専攻科目を修得できる。
- ロ）専門領域を基礎に幅広い人文学の教養を身につけたい場合は、卒業単位数（124単位）中、最大48単位まで、他の学科・専攻の専攻科目を修得できる。

ハ) 現代社会に求められている幅広い知識や教養、見識を系統立てて学びたい場合は、共同開講科目（プログラム科目）16単位とフリーゾーン24単位のあわせて最大40単位まで卒業要件単位として修得することができる。

②選択専攻科目の履修範囲（24単位）とフリーゾーンの履修範囲（24単位）の計48単位を利用して、文学部内の自由選択コースである以下のコース（32単位以上）も履修できる。コースに配置されている授業科目や履修方法等については「2005年度文学部履修要項」（89～93頁）を参照。

イ) 比較思想・宗教コース：本学の建学の精神を活かしたコースである。国際化が進展する現代において、思想・宗教・文化を比較研究することで、人類の文化を理解する。昨今必要性が認識されている宗教教育にも目を向ける。

ロ) 文化財コース：歴史的遺産である文化財への高い関心に応えるコースである。大宮図書館に所蔵されている歴史的に価値の高い文献や典籍を、京都各地の文化遺産とともに、調査研究の対象とし、実習科目によって調査・研究の技能を修得する。

ハ) 実用英語コース：実際に使える英語を学ぶためのコースである。英米の文化・風土・習慣を学びながら英語能力を身につける。海外での自主研修も単位認定科目として開設し、英語を話す技術と英語圏の文化的背景を学ぶ。

ニ) 心とからだの科学コース：多様な角度から「人」について考えることを目的としたコースである。課外活動を活発に行う学生は、このコースで学んだことやスポーツ活動に関する知識を、その課外活動に活かすこともできる。

（３）卒業論文（必修）作成に向けた体系的学修

①文学部の教育課程の特色は、人文学としての学問上の特性を押さえながら、教養的授業科目を含め、学生の多様な学びのニーズに応えるためにカリキュラムの柔軟性を高めることにある（フリーゾーンの設定等）。これにより、人文学の専攻分野を中心としつつ、学生は自らの問題意識や関心に沿って主体的に学ぶことができるよう配慮されており、学士課程としての文学部の教育理念を体現する体系的な教育課程となっている。

②さらに、卒業論文（必修）の作成を最終目的にして各学科・専攻のコアとなる科目群を配置し、人文学の各分野の専攻領域を体系的に学べるよう考慮されている。

（４）人文学分野での情報活用能力を育成するための情報教育科目の設置

パソコン等情報機器を活用した調査、データの収集と整理、画像処理、情報発信、文献検索等のスキルを教授し、人文学の学修の多様化・高度化を支援するために次のような授業科目を設置した。

①「人文科学情報処理実習」（1年次以上／2単位）：Webページ作成の基礎、IT活用の基礎等の情報技術の修得、アンケート調査・質問紙調査法の基礎等を学ぶ。

②「文書伝道論」（3年生以上／2単位）：真宗教典や大蔵経のデータを活用した論文の作成、「親鸞伝絵」等の画像処理により親鸞教義の理解を視覚的側面から補う。それらをホームページ等で公開し、伝道の新たな方法とその意義を身につける。

③「仏教文献情報学」（3年生以上／2単位）：サンスクリット語・チベット語・パーリ語・漢文・英語等の文献検索とその利用、仏典の電子データの活用方法を学ぶ。

④「情報処理法」（2年生以上／2単位）：文書作成、表計算ソフトを利用した文書作成、インターネット上の検索と情報収集方法、パワーポイントを活用したプレゼンテーションの構成方法・演出法、ホームページ作成演習等、情報を適切に収集・処理・発信する方法を学ぶ。

⑤「画像映像処理法」（2年生以上／2単位）：画像編集ソフトを使ってデジタル画像の仕組みを理解し、その加工の仕方等についても学ぶ。

（５）豊富な重要文献や歴史的資料の蓄積

365 年以上にわたる歴史を有する本学の大宮学舎には、仏教、哲学、史学、文学等に関するコレクションや古典籍等、豊富な重要文献や歴史的資料がある（大宮図書館所蔵）。これらの中には国宝や重要文化財も含まれている。こうした文献・資料を活用した「学問」を追究している。

（６）キャリア開発支援科目の開設

文学部では、すでに 1997 年度より文学部短期大学部同窓会寄付講座として「マスコミ論」を開設し、2005 年度には同寄付講座「教育学特殊講義（a）ーキャリア開発論」（3 年次生対象、前期、2 単位）を、さらには「キャリア形成論」（1・2 年次生対象、後期、2 単位）を新設した。

（７）合同研究室体制による学び

文学部は、3 年次になると深草学舎から大宮学舎に移り学修することになる。大宮学舎には大学院文学研究科が設置されており、学生は、学科・専攻毎に設けられている合同研究室を活用して学修を進めることができる。

- ①この合同研究室は、学部学生・大学院生の交流の場でもあり、学修に必要な資料・参考文献・検索方法・研究方法等に関して、大学院生が学部学生を指導することによって、相互啓発的な人間関係の中での学問形成に大きな役割を果たしている。
- ②教育課程の中にこのような合同研究室体制があることは重要であり、貴重な伝統として評価できる。今後とも継承・発展させていきたい。

以上(1)～(7)のような文学部の教育課程の特色をまとめると、次のようになる。

- ①仏教を根源とする本学の独自の人文学としての学問上の特性を押さえながら、学生の多様な学びのニーズに応えるためにカリキュラムの柔軟性を高めた。これにより、人文学の専攻分野を中心としつつ、学生は自らの問題意識と関心に沿って主体的に学ぶことができるよう配慮されており、学部教育としての文学部の教育理念を体現する体系的な教育課程となっている。
- ②学生の知的関心と自発的な意志に基づいて、フリーゾーンを活用し、124 単位以上（各学科・専攻に関わる専攻科目は 44 単位以上）を履修することによって、幅広い知識と専門的な知識およびそれに基づく応用能力の育成をめざす柔軟な教育体系を整備している。さらに、卒業論文の作成を最終目的に、各学科・専攻の科目群を配置し、人文学の各分野の専攻領域を体系的に学べるよう考慮されている。
- ③「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習Ⅰ」、「卒業論文（演習Ⅱを含む）」とつながる少人数の個別指導を重視したクラス編成を基軸として、問題を探求・発見・追究・解決する能力、自己表現力、コミュニケーション能力などの育成に力を注いでいる。

5）前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（１）前回相互評価申請当時の課題

1996 年度に実施したカリキュラム改革は、文学部 6 学科 5 専攻体制を総合的にとらえ、全体のバランスを重視するとともに各学科・専攻の独創性をも尊重することを趣旨としている。そうしたカリキュラムの趣旨は、長期の教学運営の中で活かされるものであり、実施 2 年目の現在においては、学生及び教職員がこのカリキュラムの趣旨を理解し、その特長を最大限に活かすことができるように環境を整えていくことが課題となっている。

また、1997 年度より開設した昼夜開講制（夜間主コース）については、学年進行するにしたがって生じるであろう社会人学生の多様な要望に関して、さらにその対応を検討していく必要がある。

(2) その改善状況

- ①1996年度のカリキュラム改革以後、コース制に適合した基礎演習の内容の再編成、普通講義の再編成等を進めるとともに、教室等の改修（1997年）や情報教室の拡充（2000～2001年度にかけて）等カリキュラム改革の趣旨を活かすための環境整備に努めてきている。
- ②昼夜開講制については、2002年度から、その実態に即して、完全昼夜一体型の履修体系とし、1～7講時の授業を受講できるようにした。また、同年より6～7講時と土曜日開講の科目だけで卒業所要総単位（124単位）を満たすことのできる「社会人特別コース」を各学科・専攻に開設した。

6) 今後の課題と改善方策

- ①幅広い知識と人文学の専門性を備えた人材の育成は、概ね目標を達成してきたといえる。さらに本学独自の人文学の構成という理念と目標に近づくためには、単にカリキュラムの枠組み問題だけでなく、現代社会の問題状況と課題に対して本学の人文学がどのように取り組んでいくのかという展望を明らかにして、大学院まで含めた教育・研究体制の整備が必要である。
- ②学生の学修意欲を呼び起こすためのシステム、学生のキャリア開発等を支援する教育をさらに推進する必要もある。

【文学部学修イメージ・フロー】

学びの中心・ゼミナール

1 年生

2 年生

3 年生

4 年生

課題探求

課題発見

課題追究

課題解決

基礎演習Ⅰ、Ⅱ

演習Ⅰ

卒業論文(演習Ⅱを含む)

学科・専攻体系図

専門性を追究する

親鸞と蓮如の思想を学び、「生きる」ことを探究

真 宗 学 科

⇒

- 教義学コース ……親鸞聖人の教えそのものを学ぶ
- 教理史コース ……浄土思想を歴史学の観点から学ぶ
- 教学史コース ……親鸞の思想がどのように展開されたかを学ぶ
- 伝道学コース ……親鸞の思想を現代にどのように生かすかを考える

仏教を通して「人間とは」「私とは」何かを探究

仏 教 学 科

⇒

- 仏教教学コース ……アジアにおける仏教思想を広く深く学ぶ
- 仏教文化学コース ……仏教と各地・各時代の文化とのかかわりを学ぶ
- インド学コース ……仏教の源流となるインド哲学を重点的に学ぶ

哲学の論理的思考と人間の教育を学ぶ

哲 学 科

哲学専攻

⇒

哲学の基礎から実践哲学(倫理学)、社会哲学、宗教哲学、科学哲学、芸術哲学を広く深く学ぶ

教育学専攻

⇒

- 教育学コース ……教育の内容・歴史・方法・経営などの理論と実際に学ぶ
- 教育臨床心理学コース ……心理学的観点から子どもや親の心の問題、発達過程を学ぶ

歴史的視点から国家・社会・地域・文化を考える

史 学 科

国史学専攻

⇒

古代史、中世史、近世史、近・現代史、考古学に分かれて研究

東洋史学専攻

⇒

時代別(古代史、中世史、近世史、近代史) 地域別(アジア全域)に分かれて研究

仏教史学専攻

⇒

日本仏教史 アジア仏教史(中国、チベット、インドなど)に分かれて研究

日本語・日本文学の特質や価値を学ぶ

日 本 語 日 本 文 学 科

⇒

- 古典文学コース ……江戸時代までの古典文学作品を研究
- 近代文学コース ……明治から現代までの文学作品を研究
- 情報出版学コース ……言語・記号・イメージ(画像・映像)による情報とそれを生み出した社会や文化を研究
- 日本語学コース ……古代語から現代語まで日本語そのものを研究

英語を主に、異文化を理解し、国際的な視野を広げる

英 語 英 米 文 学 科

⇒

- 英文学コース ……古英語の時代から現代までのイギリス・アイルランドの文学作品を研究
- 米文学コース ……植民地時代から現在までのアメリカの文学作品を研究
- 英語学コース ……コミュニケーション・ツールとしての英語の「ことば」を多角的に考察
- 英米文化コース ……英米文化への理解を深め、現代社会の諸問題を複眼的に考察

学科・専攻の枠を越えて自由に学べる
自由選択コース

■比較思想・宗教コース ■文化財コース ■実用英語コース ■心とからだの科学コース

2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価

1) 基礎教育

- ①文学部における基礎教育は、大学における主体的な学びの方法を身につけ、各学科・専攻の学問領域を学ぶために必要な基礎的な知識の修得をめざす教育と位置づけ、主に「基礎演習Ⅰ」（4単位必修／1年次）および「基礎演習Ⅱ」（4単位必修／2年次）において行っている。したがって、「基礎演習Ⅰ」においては学修課題を「探求」する能力、「基礎演習Ⅱ」において学修課題を「発見」できる能力の養成を主な目的としており、上級年次において効果的な学修を進めるに必要な基礎的な知識や学修の方法を身につけることをめざしている。
- ②『学問と私－龍谷大学文学部スタディーガイドー』（文庫版）の発行：単に単位修得の方法という技術的な案内だけでなく、各専攻分野の学問的関心を深めてもらうために、1年次生全員に配布している。
- ③『文学部入門ガイド』（A4版）の発行：各学科・専攻ごとに編集しており、各教科への基礎入門を念頭において執筆したガイドブックである。そのため、参考図書やWebサイトの説明等、それぞれの学科・専攻と関連する具体的な内容を多く取り込んでおり、ほぼ毎年改訂版を作成し、主に導入教育の教材として活用している。

以上のとおり、文学部においては、大学における学修入門的な側面と各専攻分野の学修を進めるに必要な基礎的な知識と技能の修得の2つを含めた基礎教育を、1・2年次の必須の学修として課しており、これらを教育課程の中に適切に位置づけている。また、各専攻分野の学修のためのガイドブック『文学部入門ガイド』を配布する等、学問の楽しさを学生に知ってもらい、学生の自主的な学修を支援する配慮もしている。

2) 基礎教育の運営体制

「基礎演習ⅠおよびⅡ」の運営は、文学部の各学科・専攻から選ばれた教務委員で構成されている文学部教務委員会によって進められている。この委員会は、毎年度の開講科目の編成時等において、担当者や教育内容等を検討し調整しており、適切な運営がなされている。

3) 倫理性を培う教育

- ①正課教育課程と正課外教育課程をとおして行われている倫理性を培う教育は、「第4章－2 共同開講科目（京都学舎） 第4節 倫理性を培う教育」を参照。
- ②文学部の倫理性を培う教育は、共同開講科目においては「仏教の思想」、「人権論」、「ジェンダー論」等、専攻科目においては「倫理学概論」、「宗教学概論」、「人権教育論」等を開設して行っている。

文学部の教育課程において、倫理性を培う教育はいくつかの授業科目の授業をとおして適切に行われている。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

「読書法（Reading）」、「文書表現法（Writing）」、「口頭表現法（Presentation）」等の文書作成技術や口頭発表技術を取り扱う科目の新設が望まれる。

（2）その改善状況

「読書法（Reading）」等を科目としては開設していないが、「基礎演習」等の1年次の教育の中で、学生の実態を踏まえながら実質的にそのような内容を含む指導が行われている。「基礎演習Ⅰ」（1年次）は基礎教育・導入教育の役割をも果たすものとして位置づけられている。

5) 今後の課題と改善方策

すでに、大学において学修を進めるための学修の技法（ライティング、情報機器の活用法、図書館等の活用法等）の教授は、学部共通で行っているが、文学部の教育の特性を踏まえ、さらに充実させる必要があると考えている。

3. 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数の現状と評価

1) 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数

文学部の教育課程における卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目である専攻科目、主に教養教育を担う共同開講科目（仏教の思想・プログラム科目・外国語科目）等の単位数の量的配分は次表のとおりである。

科目区分 履修単位数区分	卒業所要総単位数 124 単位					
	専攻科目 必修単位数		フリーゾーン 単位数	共同開講科目必修単位数		
	必修	選択		仏教の思想	プログラム 科目	外国語科目
基本履修単位数 (124 単位)	44	24	24	4	16	12
	68		24	32		
履修区分別単位数の割合 (%)	54.8		19.4	25.8		

上記のような量的配分状況であるが、学生は、文学部の専攻領域の学修を中心に、フリーゾーンの単位数を活用して学修ができるようになっており、文学部の教育理念を実現する上で、適正な単位の配分になっている。

- ①必修専攻科目には各学科・専攻の教育に必須の科目を配置し、選択必修専攻科目には各学科・専攻内の履修に重要な専攻科目を配置して、合計で最低 68 単位（54.8%）は修得する必要がある。
- ②フリーゾーン（24 単位）を活用すれば、学生は自己の関心に沿って、専攻科目または共同開講科目（プログラム科目）を弾力的に履修できる仕組みになっている。

専攻科目の必修単位数 68 単位（54.8%）と共同開講科目の必修単位数 32 単位（25.8%）を基本とし、さらにフリーゾーン（19.4%）の活用によって、学生の問題関心を広げることも、深めることもできる履修単位数の区分になっている。これは、人文学の学士の教育課程として、学生が目的意識をもって、バランスよく教養分野と各専攻分野の学修ができるよう配慮した措置であり、学生の学修ニーズが多様化してきた状況に対して履修単位の柔軟な量的配分を行ったものである。文学部の教育理念を実現するための適切な制度といえる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①初期教育科目・キャリア開発支援科目の設置と位置づけについては、文学部だけの問題ではなく全学的な問題として検討していく必要があるが、文学部としても自らに相応しい科目のあり方について模索していく。
- ②各学科・専攻の専攻科目においても、初期教育やキャリア開発支援教育を意識した指導が求められる。

4. 学生による授業評価

1) 学生による授業評価

2000 年度および 2004 年度に卒業年次生を対象に実施したカリキュラムアンケートによれば、次のとおりである。

- ①「必修・選択必修科目と選択科目の卒業要件単位数のバランスについてどのように思いますか」の設問に対する文学部全体の集計結果は、「ちょうどよい」が、2000年度 67.86%、2004年度 61.54%となっている。
- ②「専攻科目と共同開講科目の卒業要件単位数のバランスについてどのように思いますか」の設問に対する同集計結果は、「ちょうどよい」が、2000年度 60.18%、2004年度 60.94%となっている。
- ③「あなたは所属学部・学科・専攻の専攻科目のカリキュラムにどれ位満足していますか」の設問に対する同集計結果は、2000年度においては、「大変満足している」2.14%、「満足している」37.14%となっており、「大変不満である」4.29%、「不満である」18.93%を大きく上回っている。さらに2004年度には「大変満足している」3.35%、「満足している」40.43%と満足度のポイントが増えるとともに、「大変不満である」1.78%、「不満である」14.60%と不満度のポイントが下がる結果となっている。

以上のとおり、カリキュラムアンケートにおいて、肯定的な意見が否定的な意見を上回っており、学生の授業評価等から見た文学部教育課程については、適切との評価を得ているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

上述のアンケート結果において、概ね適切との評価を得ていると考えられるが、否定的な意見を看過することはできない。これらのアンケート結果を踏まえて、現行カリキュラムの問題点を探るべく、2年生以上の在学生すべてを対象に、文学部独自の、より細やかなアンケートを実施し、よりよい改善に向けて検討することとしたい。アンケートの詳細については、現在教務委員会において検討中である。

第3節 カリキュラムにおける高・大の接続

【カリキュラムにおける高・大の接続】

A 群・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

進学率の上昇、高等教育の大衆化の影響による学修の関心や進学目的の多様化等の変化を背景として、学生の学修意欲の低下等が指摘され、「導入教育により学ぶ力をつけること」が、大学教育の初期段階における重要課題の1つとなっている。また、本学の教育を理解し、入学時において積極的な学びの姿勢を持った学生を確保することも本学の教育目的を達成するために必要な課題である。このような視点から、本学における高・大の接続教育に関しては、主に次の2つの形態をとっている。

- ①入学した学生のカリキュラム上における導入教育としての授業科目を1年次に配置している。
- ②教育連携協定を結ぶ高等学校に対する入学前教育を高大一貫教育として実施している。

1. 授業科目による導入教育の実施状況と評価

1) 「基礎演習Ⅰ」

- ①文学部のカリキュラム上に位置づけられている導入教育は、主として「基礎演習Ⅰ（1年次）」で行っている。前節で述べたとおり、この授業で、各学科・専攻領域の「基礎的知識」と学問の方法入門としての「読むこと」、「書くこと」、「発表すること」等を学び、高校と大学との学びの違いを自覚し、主体的に学修課題を「探求」できる基礎的な学修能力を養成する。ここでの教育を通して、文学部の各専攻分野を中心とした知的探求心をのばすことを目的にしている。
- ②文学部における学修の最終目標は、学業の成果を「卒業論文」としてまとめることにある。1年次において、アカデミック・ライティングを含む基礎的な学修方法を学ぶことは、その後の学修を継続させる上でも重要であり、導入教育のカリキュラムとして適切である。

2) 今後の課題と改善方策

- ①「基礎演習Ⅰ」の授業内容は、各学科・専攻の基礎教育として入門的テーマとなっており、その授業をとおしてアカデミック・ライティングも学ぶことになっている。ただ、学生の中にはその技法が十分に身につけていない者もいるため、授業の内容や方法について工夫する必要がある。新入生が円滑に大学教育に取り組めるよう、インセンティブ教育の一環として教材の作成を検討していく。
- ②導入教育としての教育課程は整備されているが、授業の目標どおりの能力が養われているかどうか十分には把握できていない。学生へのアンケートや担当者の懇談会等を行い、実態を適切に把握する必要がある。

2. 高等学校との連携による入学前教育の現状と評価

本学は、本願寺派立関係の高等学校のうち、特に北陸高等学校、崇徳高等学校、平安高等学校との間で教育連携協定を締結している。

1) 教育連携校推薦入試合格者に対する入学前教育の実施

教育連携に基づく平安高等学校、北陸高等学校、崇徳高等学校の3校からの入学者は、入学前年度の11月に決定する。このため教育連携事業の一環として、入学決定者を対象に学習課題を設定し、高校教諭の指導の下で、小論文（レポート）の作成等を課し、入学前の教育を行っている。

2005年度入学者に対する学習課題は、次のとおりである。

学科・専攻	学 習 課 題
真宗学科	・ 遠藤周作 著『深い河(ディープ・リバー)』講談社 ・ 阿満利磨 著『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書 ・ 阿満利磨 著『人はなぜ宗教を必要とするのか』ちくま新書 ・ 梯實圓 著『精読・仏教の言葉 親鸞』大法輪閣 以上4冊の内、2冊を選んで読み、それぞれ400字詰原稿用紙5枚に感想文を書いて提出してください。
仏教学科	・ 早島鏡正 著『ゴータマ・ブッダ』講談社学術文庫922 ・ 松尾剛次 著『仏教入門』岩波ジュニア新書322 以上2冊の内、1冊を選んで読み、400字詰原稿用紙5枚に感想文を書いて提出してください。
哲学科 哲学専攻	教育連携校推薦入学試験による入学者なし
哲学科 教育学専攻	・ 大田堯 著『教育とは何か』岩波新書 この本を読み、400字詰原稿用紙5枚に感想文を書いて提出してください。
史学科 国史学専攻	・ 尾藤正英 著『日本文化の歴史』岩波新書 ・ 田中彰 著『明治維新と西洋文明』岩波新書 ・ 溪内謙 著『現代史を学ぶ』岩波新書 以上の3冊の内、1冊を選んで読み、400字詰原稿用紙5枚に感想文を書いて提出してください。
史学科 東洋史学専攻	・ 阿辻哲次 著『漢字の字源』講談社現代新書1193 ・ 荒井利明 著『中国反逆者列伝』平凡社新書160 ・ 後藤明 著『マホメットとアラブ』朝日文庫ご1-1 ・ 杉山正明 著『遊牧民から見た世界史』日経ビジネス文庫 ・ 森谷公俊 著『アレクサンドロス大王―「世界征服者」の虚像と実像―』講談社選書メチエ197 ・ 目加田誠 著『洛神の賦』講談社学術文庫887 ・ 吉川忠夫 著『侯景の乱始末記―南朝貴族社会の命運―』中公新書357 以上7冊の内、2冊を選んで読み、それぞれ400字詰原稿用紙2枚に感想文を書いて提出してください。
史学科 仏教史学専攻	教育連携校推薦入学試験による入学者なし
日本語日本文学科	・ 鈴木日出男 著『万葉集入門』岩波ジュニア新書 ・ 今井源衛 著『源氏物語への招待』小学館ライブラリー ・ 永積安明 著『平家物語を読む』岩波ジュニア新書 ・ 長島弘明 著『雨月物語の世界』ちくま学芸文庫 ・ 金井景子 他編『文学がもっと面白くなる』ダイヤモンド社 ・ 小森陽一 著『漱石を読みなおす』ちくま新書 ・ 岸本重陳 著『新聞の読み方』岩波ジュニア新書 ・ 岩波書店編集部編『カラー版 本ができるまで』岩波ジュニア新書 ・ 柴田武 著『日本語はおもしろい』岩波新書 ・ 金田一春彦 著『日本語 新版(上)(下)』岩波新書 以上10点(11冊)の内、3冊を選んで読み、それぞれ400字程度の感想文を書いて提出してください。 ※ワープロが使えるのなら、その方が望ましい。
英語英米文学科	・ ウィリアム・ゴールディング 著『蠅の王』 ・ J.D.サリンジャー 著『ライ麦畑でつかまえて』 ・ 瀬戸賢一 著『メタファー思考』講談社現代新書 ・ 上野俊哉・毛利嘉孝 著『カルチュラル・スタディーズ入門』ちくま新書 ・ 外山滋比古 著『英語辞書の使い方』岩波ジュニア新書 ・ 天野元 他著『オレゴン・トレイル物語』英宝社 ・ 川上忠雄 編『アメリカ文化を学ぶ人のために』世界思想社 ・ 村上春樹・柴田元幸 著『翻訳夜話2サリンジャー戦記』文春新書 ・ 村上春樹・柴田元幸 著『翻訳夜話』文春新書 ・ フィッツジェラルド 著『偉大なギャツビー』集英社文庫 以上10冊の内、1冊を選んで読み、400字詰原稿用紙10枚に感想文を書いて提出してください。

以上のとおり、教育連携を締結している高校とは、後期中等教育から高等教育への移行を円滑にするために必要な入学前教育を行うシステムを整えている。

各学科・専攻に関連する読書と感想文の提出を求めており、入学が決定した生徒は高校の

担当教員の指導を受けながら課題を作成する。こうした指導過程を通して、当該生徒が入学後の所属する各学科・専攻に関連する学問への関心を深め、かつ文章の書き方を身につけること等をねらっている。課題は、入学時（4月）に提出されるが、概ね「文章の読解力もあり、感想文も課題図書の意図に沿ったものである」という評価ができる。

推薦入学者は、一般入試より比較的早く入学が決定する（入学前年度の11月）ため、高校での学習に対する姿勢が弛緩するおそれがあるが、こうした学習課題を与えることによって、大学で学ぶことの期待を高め、その心構えを養う一定の効果がある。

2) 今後の課題と改善方策

- ①小論文（レポート）の中には、要点の整理や文章表現力の不足、複眼的なものの見方・考え方が不十分と評価されるケースもあり、本学のこうした評価は、高校側にも伝えている。入学決定者（入学前年度の11月の決定）への指導は、事実上、当該高校任せになっており、改善のためには生徒に対する指導等の連携作業をより緻密にしていく必要がある。どのように事前教育を行って行くべきか、今後、検討する。
- ②入学者の追跡調査等を行い、事前教育の効果と問題点等を具体的に把握し、その改善に努めていく。

3) 平安高等学校との教育連携の強化

- ①平安高等学校とは、高等学校と大学間の一貫教育のあり方を模索すべく、一層の教育連携強化をはかることとなった。「建学の精神を一にする教育機関として、一貫した理念に基づき人材育成をはかる」、「大学が求める基礎・素養となる科目を幅広く、かつバランスよく学ぶ環境を整える」、「ゆとり学習を通じ多様な学習経験を生徒に提供する」など、大学と高等学校が密接に関わることにより、両校の理念に見合った人材の養成に取り組もうとするものである。そのため、この趣旨に見合った教育を展開すべく、本学と平安高等学校が協力してカリキュラムを検討している。
- ②このような取り組みをもとにして、平安高等学校では2003年4月、新たに「プログレスコース」が開設され、2006年3月に第一期生が卒業することになっている。卒業生の希望者に対しては、適正に定められた一定の入試形態ならびに推薦基準により、本学への入学が許可されることになった。
- ③本制度による連携教育は開始されたばかりであり、本学への入学が開始されるのは2006年度からである。したがって学年進行にともない、適宜、本制度の評価を行っていくことになる。

3. 補助的教育（リメディアル授業）の現状と評価

1) リメディアル教育

2005年度現在、文学部においては特にリメディアル教育のための授業科目は開設していないが、2006年度から新学習指導要領で学んだ生徒が入学することに対応するため、従来からの入門基礎教育を補完強化する体制をすでに整えている。

- ①1年次生を対象とした基礎演習の授業等を中心に、各教科の入門に必要な基礎知識や参考図書・情報等をまとめた冊子『文学部入門ガイド』を学科・専攻ごとに用意し、この内容を授業中に解説し、各教科の学修に必要な基礎教養の養成に役立てている。
- ②この冊子は2002年度から各学科・専攻でまとめてきたもので、ほぼ毎年改訂を積み重ね、学生の学修状況と時代の要請に応じた最新のデータを盛り込むことに努めている。今後とも年ごとに改訂刷新を継続する予定である。

2) 今後の課題と改善方策

近年、基礎学力がやや不十分な学生が目立ちつつある。加えて、いわゆる「2006年問題」に直面している実態を考慮して、「補助的教育」の導入を検討している。

第4節 インターンシップ・ボランティア

【インターンシップ、ボランティア】

C群・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

C群・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

1. インターンシップによる単位認定の現状と評価

「大学コンソーシアム京都」が行っている「インターンシップ・プログラム」の紹介を行っているが、卒業単位としては認めていない。「キャリア開発部」を中心にして、全学部でインターンシップ関連科目の設置を検討中（2005年度）であるが、目下のところ、文学部としてインターンシップは実施していない。

2. ボランティア活動による単位認定の現状と評価

1) 「社会活動ボランティア」の仕組み

文学部では、「社会活動ボランティア」を1992年度より授業科目として行っている。目的、内容等を学生自身で計画して実行することができるボランティア活動を選択専攻科目として位置づけ、卒業単位として認定している。認定基準は、次のとおりである。

2単位：3週間程度のボランティア活動期間で、4000字程度の「社会活動ボランティア報告書」を提出し、認められた場合。

4単位：5週間程度のボランティア活動期間で、8000字程度の「社会活動ボランティア報告書」を提出し、認められた場合。

4単位または2単位：4か月以上にわたって週末および課外時間等に定期的に行うボランティア活動で、8000字程度の「社会活動ボランティア報告書」を提出し、認められた場合。

4単位以内であれば、単位を分割して複数同科目を履修登録することができる。ただし、在学中に修得できるのは4単位が上限である。

2) 「社会活動ボランティア」の実績

過去5年間の実績は、次のとおりである。

(単位：人)

年度	登録者	4単位修得者	2単位修得者	報告書未提出者
2000	12	4	3	5
2001	9	4	1	4
2002	11	2	6	3
2003	6	3	1	2
2004	7	1	2	4

①学生が立てた事前の計画書に基づき担当教員が指導し、その認定を受けた学生をボランティアとして受け入れ先に派遣している。また、その結果をまとめた報告書を提出させ、学生がボランティアを通して学んだことを活かせるような助言をしている。

②指導教員が採点の上単位認定を行っている。このように学生の積極性を尊重しつつ、事前指導、派遣先での実習、採点、事後指導等のプロセスを設定して教育効果があがるよう配慮されており、実施システムは適切に機能しているといえる。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各学部教育目標の観点から、在学中に一定期間、社会人経験を積む「インターンシップ制度」を導入することも意義があり、検討すべき事項である。教室外の学修を評価し、多様な単位認定方法を模索することも今後の課題である。

2) その改善状況

文学部は卒業単位としては認めていないが、「大学コンソーシアム京都」のインターンシップを利用することは認めている。

4. 今後の課題と改善方策

- ① インターンシップのあり方については今後さらに検討する必要がある。「キャリア開発部」を中心としてなされる検討内容を参考に、文学部として相応しいインターンシップを模索していく。その際、文学部で学んだことが社会でどのように活かされるのか、その視点から関連のあるインターンシップ先を開拓することも必要であろう。例えば、歴史と観光のテーマで、博物館施設、地方自治体の観光課、外国領事館、観光企業等を開拓することも可能であるだろう。
- ② 学部としてインターンシップの教育的意義を具体的に検討するとともに、「キャリア開発部」をはじめとする全学的体制との連携のあり方を教務委員会等で検討していく。

第5節 履修科目の区分

【履修科目の区分】

B群・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

1. 履修科目区分（必修・選択）の量的配分の現状と評価

履修科目区分（必修・選択）の量的配分は、前述した卒業所要総単位数中の授業科目群（教養・外国語・専門）の区分別単位数と密接に関連している。文学部における履修科目区分（必修・選択）による配分単位数は、次のとおりである。

履修科目区分 履修単位数区分	必修・選択の区分（卒業所要総単位数 124 単位）					
	専攻科目 必修単位数		フリーゾーン 単位数	共同開講科目必修単位数		
	必修	選択		仏教の思想	プログラム 科目	外国語科目
基本履修単位数の区分 （124 単位）	44	24	24	4	16	12
	68		24	32		
履修区分別単位数の割合(%)	54.8		19.4	25.8		

- ①必修専攻科目は各学科・専攻の教育に必須の科目を配置し、選択必修専攻科目には各学科・専攻内の履修に重要な専攻科目を配置し、最低 68 単位（54.8%）は修得する必要がある。
- ②フリーゾーン（24 単位）を活用すれば、学生は自己の問題意識と関心に沿って、専攻科目または共同開講科目（プログラム科目、外国語科目）を弾力的に履修できる仕組みになっている。

専攻科目の最低要卒単位数 68 単位（54.8%）と「仏教の思想」「外国語科目」を含む共同開講科目の最低要卒単位数 32 単位（25.8%）を基本とし、さらにフリーゾーンの活用によって学生の問題関心を広げること、深めることもできる履修単位数の区分になっている。人文系の学士の教育課程として、学生が目的意識をもって、バランスよく教養と各専攻分野の学修ができるようになっているとともに、必修と選択の単位数も適切に配置されているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

「フリーゾーン」について、その設置趣旨を無視して、卒業所要総単位数を確保するためにのみ利用する学生がいることが問題点としてあげられる。設置主旨の理解を徹底したい。

第6節 授業形態と単位計算

【授業形態と単位の関係】

A 群・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

1. 授業形態と単位計算の全学的基準の現状と評価

本学は、学則に次の2つの基準を設けて、各学部が開講されている授業科目の特徴等を考慮して単位計算を行っている。

- ①1単位につき45時間の学修を必要とする内容を持つものとして構成している。その計算基準は次のとおりである。ただし、教授会が教育上必要と認める場合は、下記の単位の計算方法を変更することができる。

単 位 数	学 修 時 間 (h)					
	講義・演習			実技・実習		
	授業時間	自主学修時間	合計学修時間	授業時間	自主学修時間	合計学修時間
1				30	15	45
2	30	60	90	60	30	90
4	60	120	180			

- ②卒業論文、卒業研究、特別研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を認定することが適切と教授会が認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

この全学的基準は、各授業科目の教育効果を高め、かつ適正な成績評価を行うための目安となる学修時間数を制度として定めたものである。各学部が、この基準に基づいて、各授業科目の授業形態や授業方法に創意・工夫をこらして教育に当たることを期待する意味も含まれており、適正な基準であるといえる。

2. 文学部における授業形態と単位計算の現状と評価

1) 授業形態と単位計算

- ①文学部の授業科目は、それぞれの授業目的を実現するために、講義科目、講読科目、演習科目、実習科目、実技科目、外国語科目の授業形態に区分されて開講されており、その単位計算は学則の基準に則っており妥当なものである。
- ②単位制度には、授業時間の他に学生の自主学修を促す意味があることから、妥当な制度といえる。

2) 「卒業論文（演習Ⅱを含む）」（8単位）

「卒業論文（演習Ⅱを含む）」は、卒業論文作成のための科目であり、演習時における研究テーマに関する発表と討論は、論文の質を高める上で大変効果的である。「卒業論文」と「演習Ⅱ」は密接に関わるものであるため、文学部においては、別科目としてではなく総合的な科目として設置している。この卒業論文作成および演習時における発表と討論のためには、教室外における事前準備が必要であることはいうまでもない。学生自身が学術情報センター等の学内外の施設を活用するとともに、研究室における教員の指導を受けることも重要である。

したがって、この「演習Ⅱ」の単位計算については、上記の基準どおり、授業60時間、自主学修120時間をもって4単位とし、「卒業論文」については、研究室等において教員の指導を受ける時間60時間、自主学修120時間をもって4単位としている。

これらを合わせると「卒業論文（演習Ⅱを含む）」の科目としては8単位となり、専攻科目必修単位数に占める割合は非常に高いものとなる。このことは「卒業論文」が学部での学修の集大成に位置づけられていることの現れであると同時に、学生の研究意欲を喚起することにもつながっている。

3. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

学生指導をきめ細かく行うためには、ティーチング・アシスタント等の教育補助員の充実も課題である。

2) その改善状況

①ティーチング・アシスタントについては、1997年度より情報教育科目に配置され、その後、他の科目においても必要に応じて配置されるようになった。

2005年度では、「人文科学情報処理実習」、「仏教文献情報学」、「画像映像処理法」、「情報処理法」などの情報教育科目以外にも、「仏教教学特殊講義」の実習や「教育学基礎演習Ⅰ」、「仏教史学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「英語英米文学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」などの基礎演習においても配置され、22科目、延べ31名のティーチング・アシスタントが配置されている。

②教育補助員については、1998年度より多人数講義における受講生の出欠調査とその整理、レポート等の提出物の整理、教室における配布物の配付、学外授業の引率・指導補助などに本学の学部生・院生を採用している。文学部では当初300人以上の受講生が登録している科目に教育補助員を配置していたが、以前に比べ多人数講義科目が少なくなってきたこともあり、さらなる授業担当者の負担軽減をはかるため、2004年度に150人以上の受講生が登録している科目に教育補助員を配置できるようにした。

4. 今後の課題と改善方策

①実態として、基準どおりの自主学修時間を確保している学生は、あまり多くないと思われる。このことに関しては、1大学1学部だけで解決できない問題が背景にある。単位の実質化は、長期的な課題であり、教育の質的充実をめざす総合的な取り組み中で、漸次、改善をはかっていきたい。

②ハッピー・マンデーによって、月曜日の休日が多くなった。このため、祝日に授業を実施する等によって授業時間を確保する努力は行っているが、大学単独では解決できない面もある。

③前述の問題点は、授業内容・方法、教育効果等の側面から引き続き検討していく。

第7節 単位互換・単位認定等

【単位互換、単位認定等】

- B 群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性…（表 4）
B 群・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性…（表 5）
B 群・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

1. 他大学等の学修による単位認定方法の全学的な現状と評価

本学においては、学生が他の大学等（外国の大学を含む）で修得した授業科目の単位と入学前に大学（短期大学を含む）で修得した単位を併せて 60 単位まで、本学で修得したものと見なすことができる（学則第 37 条および第 38 条）。この学則の規定に基づいて、次の区分により各学部において単位認定を行っている。

- ①単位互換協定に基づく単位認定
 - イ）海外の大学との学生交換協定（「第 5 章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照）
 - ロ）大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
 - ハ）放送大学（瀬田学舎および大学コンソーシアム京都内に設置されている放送大学との互換協定）
 - ニ）滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度（滋賀県にある大学間の単位互換）
- ②単位互換協定以外で学部が独自に行っている単位認定
 - イ）私費による海外の大学における学修の単位（私費留学＜自己応募＞による単位認定）
 - ロ）大学以外の教育施設での学修の単位（主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラム）
 - ハ）入学前の大学または短期大学で履修した授業科目の単位

2. 文学部における単位互換協定（国内・国外）による単位認定方法の現状と評価

1) 単位互換協定締結の状況

文学部は、大学が国内外の大学等教育機関と締結した協定に基づいて、次のとおり単位互換を行っている。なお、文学部独自に締結している海外の大学として西安交通大学（中国）があるが、まだ一般的な交流協定の段階であり、具体的な互換協定は締結されていない（「**大学基礎データ表 11 国別国際交流協定締結先機関**」の文学部の欄「中国 1」を指す）。

- ①海外の大学との学生交換留学協定
- ②大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ③放送大学との互換協定

2) 単位認定の方法

- ①「大学コンソーシアム京都」との協定に基づいて、専攻科目または共同開講科目として履修登録し（単年度 4 単位まで）、在学中 12 単位まで修得できる。ただし、共同開講科目として単位修得できる科目は 4 単位のみ（毎年指定する科目）。
- ②放送大学との協定に基づいて、毎年度履修できる科目を指定した上で、専攻科目として 8 単位まで卒業単位として認定する。
- ③上記の 20 単位は、卒業所要総単位 124 単位に対して 16.1%である。
- ④2004 年度の状況は、「**大学基礎データ表 4 単位互換協定に基づく単位認定の状況**」のとおり、57 名の学生に対して合計 223 単位（1 人当たり約 3.9 単位）を認定している。他大学における学修の効果を認め積極的に単位認定を行っている。
- ⑤本学には開講されていない授業科目の受講が可能となり、学生にとっては幅広い学修と、

新たな知識を広げる機会になっている。

- ⑥海外を含む他大学との単位互換は、留学経験や本学に開講されていない多様な講義を主体的に選択し、履修することができるため、その教育的効果は高いと考えられる。

3. 単位互換協定以外の単位認定方法の現状と評価

単位互換協定以外で、私費留学等により他大学で履修した授業科目の単位認定の状況(2004年度)については「**大学基礎データ表 5 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況**」を参照。2004年度においては、13名の学生に対して合計316単位(1人当たり約24.3単位)を認定している。他大学における学修の効果を認め積極的に単位認定を行っている。

4. 卒業所要総単位中の認定単位数の割合と評価

前述の60単位を認定した場合、制度上は、卒業要件単位数(124単位)の48.4%となる。したがって、自大学による認定単位数の割合は、51.6%となる。

5. 前回相互評価申請時(1997年)にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①前述の積極的な意義を踏まえつつも、ただ学生の興味だけで履修させるのではなく、本学にない他大学の開講科目を学部教育の目標との関係でどのように位置づけるのかという視点からの検討を深める必要がある。
- ②授業科目を「京都・大学センター」(現「大学コンソーシアム京都」)に提供していない学部もあるが、大学間交流の積極的意義を認め、前向きな検討が求められる。
- ③その運営に際して、大学間における煩雑な事務手続きが生じているため、正確かつ迅速な処理が可能となるように、一定の簡略化及び標準化が図られなければならない。
- ④「放送大学」との単位互換協定は1997年7月3日に締結されたばかりであり、1998年度からの実施に向けて作業が進行中である。

2) その改善状況

- ①本学部にはない他大学等の開講科目を選択し、幅広く履修するよう指導している。
- ②数科目しか提供していない時期もあったが、2005年度は、大学31科目、短期大学部3科目を提供しており改善は進んだ。
- ③「大学コンソーシアム京都」においては、統一的な対応措置がはかられ、事務処理の一定の合理化が進んだ。
- ④「放送大学」との単位互換は、1997年度後期より文学部の教育方針に基づいて適切に実施されている。

6. 今後の課題と改善方策

2004年度より、韓国の東國大學校と交換講義を行っている。東國大學校佛教大学からは、1名の教授が派遣されて、本学で「仏教教学特殊講義(C) 韓国禅思想」(学部開講科目名)・「仏教教学特殊研究」(大学院開講科目名)(前期集中講義と後期集中講義で4単位のうちの前期集中講義、3年次生以上・大学院生)を講義し、文学部からは2名の教授を派遣して、東國大學校で「大乘仏教の特色―浄土真宗の教えとその成立背景―」(3単位、2年次生以上4年次生まで)を講義した。双方とも通訳つきであったが、好評であった。引き続き2005年度も実施することになっている。

今後とも、文学部の教育課程に応じた外国の大学との交流を促進することが重要である。

第8節 開設授業科目における専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表3）

B群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合と評価

- ①文学部（専攻科目）における全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合については、「**大学基礎データ表3 開設授業科目における専兼比率**」のとおりである。
- ②「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習Ⅰ」、「卒業論文(演習Ⅱを含む)」を中心とした「必修科目」においては、専任比率が全ての学科・専攻で70%を超え、中には100%の学科・専攻もある。平均では84.3%となり、適切に専任教員が配置されていると考えられる。
- ③「選択必修科目」およびその他の「全開設授業科目」においても、概論系の科目は専任教員が中心となって担当するなど、学生の基礎学力の確保に配慮している。なお、本学所属教員で補えない分野に関しては兼任教員をあて、学生がより広くより深く学修できるよう適切に科目を開設している。

2. 兼任教員の教育課程への関与の状況と評価

前述のとおり、兼任教員は「選択必修科目」およびその他の「全開設授業科目」において授業科目を担当しているが、それは本学所属教員で補えない分野についても学生がより広くより深く学修できるようにするためであり、そのような措置の教育効果は極めて高いといえる。

3. 今後の課題と改善方策

- ①前述したとおり「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習Ⅰ」、「卒業論文(演習Ⅱを含む)」を中心とした「必修科目」においては、専任比率が平均で85.2%と、現在においても高い水準であるといえるが、さらに充実した指導が行えるよう専任比率の向上に努めていく。
- ②2005年度から、多くの学生に対して、よりきめ細やかな教育指導を徹底するため、新たに「オフィスアワー」を文学部全体の制度として設けた。この制度を大いに利用し、兼任教員が担当する授業に関しても、専任教員が的確に学生に対してアドバイスを行うなど、学生に対する教育効果を上げることができるよう配慮する必要がある。

第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

C 群・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

1. 社会人学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

1) 教育課程編成上の配慮

文学部は、昼夜開講制を実施しており、独自の教育課程である「社会人特別コース」を設ける等の配慮をしている。

- ①社会人特別コース生は、多様な学修歴と問題関心を持っており、それに対応できるよう柔軟な履修体系をとっている。卒業要件単位数（124 単位）の履修方法は次表のとおりである。（次表は哲学科教育学専攻の例）

卒業所要総単位数 124 単位				
必修専攻科目 20 単位	選択専攻科目 24 単位以上	フリーゾーン 64 単位	選択基礎科目 12 単位以上	仏教の思想 4 単位
真 宗 学 科 開設科目	真 宗 学 関 係 科 目			・ 仏教の思想 A ・ 仏教の思想 B
仏 教 学 科 開設科目	仏 教 学 関 係 科 目			
哲 学 専 攻 開設科目	哲 学 関 係 科 目			
教 育 学 専 攻 開設科目	教 育 学 関 係 科 目			
国 史 学 専 攻 開設科目	国 史 学 関 係 科 目			
東 洋 史 学 専 攻 開設科目	東 洋 史 学 関 係 科 目			
仏 教 史 学 専 攻 開設科目	仏 教 史 学 関 係 科 目			
日 本 語 日 本 文 学 科 開設科目	日 本 語 日 本 文 学 関 係 科 目			
英 語 英 米 文 学 科 開設科目	英 語 英 米 文 学 関 係 科 目			

（注）

- イ）必修専攻科目は、所属する学科・専攻の開設科目の中から、履修規定にしたがって、20 単位修得。
ロ）選択専攻科目は、所属する学科・専攻にかかわらず、文学部 6 学科 5 専攻の全関係科目の中から選択して 24 単位以上を修得。
ハ）フリーゾーンとは、選択専攻科目と選択基礎科目のどちらを履修してもよい領域で、選択して 64 単位までを修得。例えば、教育学専攻の学生の場合、網かけ部分を履修し、必修専攻科目 20 単位・選択専攻科目 24 単位以上を修得してください。

- ②フリーゾーンの履修単位を 64 単位（卒業要件単位に対して 48.4%）まで設定している。これは、社会人特別コース生の多くが高い学修意欲を持っていることから、自己の関心に従って学修できるよう配慮したものであり、社会人の学修意欲を支援する履修システムとして有効である。

- ③1～7 講時に開講されている文学部専攻科目は年次指定にかかわらず登録履修できる（「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「演習Ⅰ」、「卒業論文（演習Ⅱを含む）」、2 年次指定の「講読」は除く）。

2) 授業時間割上の配慮

- ①1～5 講時に加え、6 講時（18:25～19:55）、7 講時（20:05～21:35）および土曜日の 1～4 講時に授業を行っている。
②文学部は深草（1、2 年次）・大宮（3、4 年次／大学院）の 2 つの学舎で講義を行っているが、「社会人特別コース」は大宮学舎で開講し、通学上の便宜をはかっている。
③大宮図書館は 9 時に開館し、平日は 21 時 45 分まで、土曜日は 17 時まで利用でき、社会

人特別コース生の自習を支援している。

以上 1)、2) のような配慮を行っている。その結果、2005 年度における社会人特別コース生の在籍者数は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」のとおり 114 名となり、年齢や学修歴の異なる多様な層の学生が入学している。文学部は社会人教育に積極的な役割を果たしていると評価できる。

2. 外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①文学部に在籍する外国人留学生数は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」のとおりである（2005 年度は 19 名在籍。ただし、本学の学籍を持たない交換留学生は除く）。
- ②2004 年度からは、留学生の必修外国語科目の履修方法について次のような改善を行った。「英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、日本語の計 6 つの言語から、1 つまたは 2 つの言語を選んで履修すること。ただし、母語は除く」を基本骨子とする。この基本骨子にしたがって適切に指導している。
- ③留学生の英語履修については、2005 年度から、「英語履修経験を持たない」留学生を受講資格者とする「留学生の英語入門」科目が深草学舎で開設され、文学部所属の留学生も受講資格を有することになった。
- ④文学部の外国人留学生は 19 名であるが、学科・専攻別にするとそう多くはない。そのため、文学部の専攻科目については、外国人留学生のための特別な科目の開設等教育課程編成上の配慮は特に行っていない。
- ⑤実態としては、相応の日本語能力を持った外国人留学生を確保している面もあり、個々の教員の個別指導で対応しているが、大きな問題はない。
- ⑥留学生には学費の半額を奨学金として給付している（学費援助奨学金）。

3. 帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①文学部の帰国生徒数は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」のとおりである。
- ②現状では在籍者も少なく（2005 年度在籍者 4 名）、実情に応じた対応が可能である。

4. 今後の課題と改善方策

- ①社会人学生は、年齢・経歴・学修歴・学問的関心が多様であり、それに対応したカリキュラムと教育指導を如何に行うかが常に問題となる。学部で引き続き改善のために努める。
- ②国際センターで、留学生の履修相談態勢を一定整えてはいるが不十分な面もある。また、学部の国際化に向けて、英語による講義、外国人用の授業科目の開設、履修方法の弾力化等も検討すべき項目としてあげる必要があろう。

第10節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B 群・教育上の効果を測定するための方法の適切性

B 群・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B 群・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

B 群・卒業生の進路状況

1. 教育効果の測定方法の現状と評価

文学部における教育効果の測定方法としては、主に次の2つの方法によって行われている。

- ①授業科目を担当する教員によって、授業経過中または終了直後に多様な形態で行われる試験による方法
- ②学生の授業評価による方法

1) 授業科目担当者による試験

基本的には、学期末試験、レポート、平常点（出席、発表、質疑応答、小テスト、課題等）等による「成績評価」をもって、教育効果を測定する。各教員は、その成績評価をもとに学生の到達度を確認し、必要に応じて、その結果を授業改善に役立てている。成績評価の方法については、シラバスや最初の講義において、学生に周知徹底して学修を促している。さらに講義（演習、実習を除く）については、定期的に学生による授業評価を行い、教員各人の授業改善の資料として提供している。

2) 学生による授業評価

- ①全学的な取り組みについては「第5章－10 教育改善への組織的取り組み」を参照。この学生の授業評価（講義科目／2004 年度前期）によれば、「この授業を受けてあなたの科目に対する興味・関心は深まっていますか」の設問では、学部全体で「深まっている 26.5%」、「どちらかと言えば深まっている 42.2%」の計 68.7%である。7 割近くが肯定的な回答を寄せており、多様な形態で授業を行っている文学部の教育は、効果があがっているといえる。

- ②文学部においては、次のような独自の取り組みが行われている。

イ) 各演習（ゼミ）および各授業単位での個別アンケートの実施も相当数あり、独自の効果をあげている。例えば東洋史学専攻では、学修に際しての IT 機器の習熟度調査、使用参考図書資料・ホームページ利用の有無および習熟度の調査等を行っている。アンケート結果に応じて、利用できる特殊辞書類および海外のインターネットのサイト、さらには特定の言語や機器等が明確化できるのが特色で、場合によっては、特定の教材ソフトの多面的な活用が可能となる。

ロ) 「学生による授業評価調査（授業アンケート）」など、各種のアンケートが実施されるとともに、その集計データは担当教員に手渡され、教務委員会等の関連の会議体においても論議検討の対象とされている他、さらに、その実効性に関する教員に対してのアンケート調査の実施を予定している。

以上、1)、2) のような方法で、教育効果を測定している。「**大学基礎データ表 6 卒業判定**」によれば、卒業予定者（5 年次生以上も含む）に対する文学部全体の卒業率は 70%を超えている（4 年次卒業率はこれより高い）。学科・専攻間にアンバランス（60%台と 80%台）が目立つが、これは、卒業にふさわしい学力を判定して社会に送り出しているためである。

3) 今後の課題と改善方策

- ①各授業科目の成績評価による教育効果の測定は、一定の成果をあげていると評価できる。教育効果のさらなる向上のため、教員同士で講義内容や教育改善の取り組みについて、情報交換が可能な体制を整えていかなければならない。また、在学生だけでなく、卒業生にもアンケート調査をして長期的な教育効果を測定することも、検討する必要がある。
- ②授業科目の成績評価による教育効果測定の方法は確立されているが、学生が学修の積み重ねにより全体としてどのような到達度にあるのかをはかる指標が必要である。様々な教育実践を通してその指標を見出し、より有効な成績評価方法を導入実施するために、討議検討を行ったが、文学部では2005年度以降も平均点による成績評価方法を実施することになった。
- ③教育効果の測定法としては、前述のような学修の結果としての学力試験だけではなく、インターンシップや資格取得等の面から学生個人を総合的に見ていく必要がある。
- ④学生による授業評価の結果を有効に活用する方策が、現段階ではまだ十分ではない。この点については、現在、「大学教育開発センター」において鋭意検討中である。

2. 教育効果測定方法等に関する教員間の合意の状況と評価

1) 教員間の合意の状況

前述の教育効果の測定方法については、教授会や学部教務委員会等で審議されており、全学的な合意に基づいて実施されている。

- ①教育効果の測定方法としての個々の授業科目の成績評価は、各々の授業科目の特徴やそれを担当する教員の教育方針によって、評価方法に多様性を帯びてくることは当然のことであり、複数の要素を加えて評価する教員も多い。
- ②学生への授業評価や成績評価の基準は、教授会をはじめ教務会議等においては全学的な合意・了承を得ながら進めている。ただし、その実施にあたっては、教育における教員の主体性・積極性を考慮して、理解を求める方向で進めている。

以上のとおり、教育効果の測定方法に関しては、特に大きな問題点はなく、全学的に教員間の合意は確立されており、適切に機能している。

2) 今後の課題と改善方策

学修の到達度としての個々の授業科目の成績評価については、特に問題はない。

3. 教育効果測定システム全体を検証する仕組みの現状と評価

現状では、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を明確に検証できる仕組みに関しては検討中であり、授業評価等の実践を通じて模索の状況にある。

全学的には「大学教育開発センター」において、授業評価の結果等を参考にしながら検証システムの開発に着手した段階である。

文学部においては、学生や卒業生に対する学部単位での各種アンケートの実施についても検討している。前述のとおり、個別の授業に関してはすでに各種のアンケート調査が実施に移されている。

4. 卒業生の進路の現状と評価

1) 卒業生の進路の状況

- ①最近の文学部の就職状況は、「大学基礎データ表 8 就職・大学院進学状況」のとおりである。文学部では卒業年次生に対して演習ごとに「(就職)活動状況一覧表」の記入を呼びかけるなど、つねに進路状況の把握に努めている。
- ②大学院への進学率が高いことは、文学部の学生の学問への継続性が高いと評価できる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①文学部は、社会科学系や理工系の学部生と比較して、就職等の進路をあまり意識しないで学生生活をおくる者がやや多いように思われる。今後、キャリア形成に関する指導をどうするのか、検討していく。ひとつの改善策として、企業の人事担当者等を招き、キャリア開発に向けての講演会を開催し、学生および教職員の意識を高める等の方法をとってきた。
- ②文学部では、すでに 1997 年度より文学部短期大学部同窓会寄付講座として「マスコミ論」を開設しているが、2005 年度より「キャリア形成論」(1・2 年次生対象、後期、2 単位)と文学部短期大学部同窓会寄付講座による「教育学特殊講義(a)ーキャリア開発論」(3 年次生対象、前期、2 単位)を新設した。このことにより、専門教育と関連した内容を学修しながらも、自らのキャリア形成を早期から意識することができるようになった。今後これらの科目を継続して開講し、キャリア形成に関する指導により一層結びつけることができればと考える。

第 1 1 節 厳格な成績評価の仕組み

【厳格な成績評価の仕組み】

A 群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

A 群・成績評価法、成績評価基準の適切性

B 群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

B 群・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性…（表 6）

1. 履修科目登録の上限設定とその運用の現状と評価

1) 履修科目登録の上限設定

履修科目登録の上限設定は、単位制度の適切な運用と密接な関係がある。その点を踏まえて、次のような上限を学期毎に設定している。

年次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次以上	合計
(セメスター)	前期	後期	前期	後期	前期	後期	通年	206
登録制限単位数	24	24	24	24	前・後期通算で 60		50	

①通年科目の学期毎の履修登録上の単位計算は、前・後期に等分して計算する。

②3 年次は通年で 60 単位を上限としているが、各学期いずれかの上限は 34 単位とする。したがって前期 34 単位とした場合は、後期は 26 単位が上限となる。3 年次は、60 単位と多くなっているが、その背景には、学舎が 1・2 年次生の深草学舎と 3・4 年次生の大宮学舎に分かれており、主に共同開講科目の開講が深草学舎、専攻科目の開講が大宮学舎に分かれていることがある。また、4 年次における卒業論文の作成に重点を置いた学修ができるように配慮したものでもある。

2) 運用の現状

①学生は 3 年次までは、この上限に沿って登録しているが、4 年次になると、3 年次までの要卒単位の修得状況を反映して、登録単位数にばらつきが出てくる実態がある。

②上記の基準は、履修登録手続きが終了した後すべて点検し、上限を超えて登録した学生については個別に履修指導を行う等厳格に運用されている。

3) 今後の課題と改善方策

3 年次(60 単位)、4 年次以上(50 単位)の通年の単位登録の上限が高いという指摘がある。履修方法等とカリキュラムのあり方を合わせて改善する方向で検討していくが、学舎が分かれている状況と、卒業論文を重視する観点に立てば、止むを得ない面もある。

2. 成績評価法、成績評価基準の現状と評価

1) 成績評価の方法

文学部における個々の授業科目の成績評価は、概ね次のような方法で行われている。

①教室内筆記試験：主に学期末試験時の解答用紙による評価。

イ) 学期完結型科目(セメスター科目)は、第 1 学期の試験期間(7 月下旬～8 月初旬)または第 2 学期の試験期間(1 月下旬)に行われる教室内の筆記試験の解答を教員が採点する。

ロ) 通年型科目(通年科目)は、第 2 学期の試験期間に行われる教室内の筆記試験に基づいて行われる。

②レポート試験：課題レポートや、授業後のミニレポートによる評価で、字数や枚数等に条件(上限または下限)を加える場合もある。

イ) 授業内容を踏まえて、ある課題を提出し、参考書の学修や実地調査等の学修を通してレポートを期限内に提出させ、それを採点する。夏期休暇等の長期休暇期間

の学修課題として提出を求めることもある。

ロ) 学期期間中に小レポートを 2～3 回程度提出することを求め、授業理解度等を確認しながら評価する。

- ③実技試験：実技自体を担当教員の前で演じたり、技能の成果物を展示したりしてそのでき具合を評価する。スポーツ関連科目や博物館実習等で行われている。
- ④平常点：授業への出席状況や授業中に行われる小テストを参考にして行う評価。学期試験等の受験資格に授業回数の 3 分の 2 以上の出席回数を義務づけたり、出席回数自体を採点の一定の割合（例えば 10-20%）で反映させる等、総合評価の一環として活用する。
- ⑤教室内での発表・発言等による評価：演習等において、学生の学修課題に対する論点の明確さや要約のでき具合、発言の内容や学修姿勢の積極性等を加味して、演習の課題研究等を評価する。
- ⑥口述試問：卒業論文の内容に対して、口述試問の主審（指導教授）および副審から試問を行い、学修の研究テーマに関する到達度を評価する。

成績評価は、以上の方法を単独または組み合わせて、それぞれの授業科目を担当する教員の創意・工夫に基づいて行われている。それは、シラバス上に「成績評価の方法」として学生に明示されている。授業科目の特性や担当者によって評価方法は多様であるが、各教員が責任を持って厳正に評価している。文学部の各授業科目の成績評価法等については、「2005 年 SYLLABUS—講義計画—（文学部）」の各学科該当頁を参照。

2) 成績評価の全学的基準

本学においては、適切な成績評価基準について全学的に検討した結果、2005 年度からその基準を次のように変更した。

【成績評価基準】

評価の判断基準	素点評価	ランク
授業内容の理解が特に優れ、目標とする到達度をを超えて一段と高い水準にある。	100～90	S
授業内容を良く理解しており、目標とする到達度をを超えて高い水準にある。	89～80	A
授業内容を理解しており、目標とする水準に到達している。	79～70	B
授業内容の理解にやや不十分さはみられるが、目標とする水準には一応到達している。	69～60	C
授業内容の理解度が低く、目標とする水準に達していない。評価資料が提出されていない	59～0	なし

- ①新成績評価は、旧成績評価基準の A・B・C の 3 段階評価に、最上級の S 評価を加え、4 段階評価とした。
- ②平均点評価または GPA の評価の分母を、これまでの合格科目から登録科目へ変更し、より厳密な評価になるようにした。
- ③試験欠席を示す「K」の表記を廃止し、すべて点数評価とした。
- ④履修辞退制度を新設した。
- ⑤この評価基準に基づいて、各授業科目を担当する教員の責任で、評価が行われている。
- ⑥この評価基準および各授業科目の成績評価の方法は公開されており、透明性も高い。
- ⑦成績を学生各自に発表した後においても、質問または疑義がある場合はそれを受け付ける制度も整備されており、全体として公平な評価が行われているといえる。

2005 年度に導入した新成績評価方法では、新たに「S」評価が加わり、旧来の「K」評価を廃止した。また、「K」評価の廃止にともなって「履修辞退制度」を新設した。このことによって、教員にとってはシラバス上の成績評価方法の明記が一層重要視され、より積極的な成績評価の姿勢を促すことになった。それに対応して、学生においても積極的な受講が求められることになり、従来の成績評価に勝る教育効果がうまれると期待される。

3) 今後の課題と改善方策

- ①厳格な成績評価は、各授業科目を担当する教員の責任によって行われている。そのため成績評価の基準が定められている。今後は、成績評価結果について統計的処理を行い、成績評価のばらつきの有無等の全体状況を把握し、厳格な成績評価のあり方等についてさらに検討していく。
- ②成績評価に関しては、シラバスへの記載をより詳細に行う努力を続けた結果、極めて分かり易い内容に改善された。今後も、より一層詳細で適切な「成績評価の方法」の明示に努めていく。

3. 厳格な成績評価の仕組みの導入状況と評価

1) 各教員による厳格な成績評価

学生が学びの過程で自己の学力に確信を持つことは、卒業後の学生の人生を切り拓いていく上で重要なことである。文学部においては、各教員は、このことを自覚して成績評価を行っている。

- ①成績評価は、前述した評価基準と授業科目の担当者の教育方針により、厳格に行われている。
- ②成績評価をめぐって、学生との間で誤解を生じさせないためにも、シラバス等で評価基準を可能な限り具体的に示している。

2) 成績疑義の申出制度

文学部においては、学生からの成績疑義制度を設けている。授業に出席して学期末試験を受験したにもかかわらず「0」と評価された場合や、素点評価に疑義のある場合に学生は、定められた期間内に合理的根拠を明確に示した「成績疑義申出書」を提出し、それに対して当該担当教員は回答することになっている。このため教員が客観的基準に著しく反するような評価をすることは困難となっており、担当教員にある程度の客観的基準を意識させる効果はあるようである。

以上 1)、2) のような仕組みを導入することによって、文学部の成績評価は厳格に行われている。

3) 今後の課題と改善方策

前述のような努力が行われているが、なお科目間の成績評価にアンバランスがあることは否定できない。学生が納得できるような成績評価を如何に行っていくかが課題であるが、これは恒常的な課題であり、より適正な成績評価が行われるよう FD 活動等を通じて改善をはかっていきたい。

4. 各年次・卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の現状と評価

1) 卒業論文による卒業時の質の確保

卒業論文は、文学部における学修の成果を集大成させる意義を持っている。この意義を踏まえて、学生の学修過程（研究テーマの設定、演習授業時の発表と学生相互の討論、論文草稿の添削等）においては、指導教授による個別指導が行われている。最終的には口述試問（主審・副審）によってその合否判定が行われている。

文学部は、このような過程を経て卒業判定を行っており、卒業論文の作成指導は、文学部の卒業時の学生の質を検証・確認するための方途として適切性を有している。

2) 今後の課題と改善方策

各年次および卒業時の学生の質の検証等の方策として、GPA の導入も考えられる。GPA が実質的な意味を持つためには、学期制度や履修登録制限の設定、自習環境の整備等教育システ

ム全体と関連させて検討する必要がある。この点を踏まえつつ、教授会において継続的にその導入の適否と活用方策の検討を行いたい。

第12節 履修指導と自主的学修の活性化

【履修指導】

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・オフィスアワーの制度化の状況

B 群・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

1. 履修登録指導の現状と評価

1) 全学年を対象とした履修登録指導

毎年、学年初めにオリエンテーションを行っている。特に新入生に対して「履修要項」、「シラバス」、「時間割」の説明を丁寧に行い、適切な履修ができるように指導している。

- ①各学期（前期・後期）の初めに、学年ごとに「履修登録説明会」を実施し、履修方法や学修計画等の基本的事項について説明を行っている。その後は、履修相談期間（4～5日間）を設けて、教学部（文学部担当）の窓口において学生からの個別の質問等に対応しながら指導を行っている。
- ②全年次生に対する教学部（文学部担当）等事務ラインを通した履修指導には、学生の正確な履修登録手続きを促すという実務面での効果がある。さらに、3年次生以上に対しては、学科・専攻ごとに教員による履修指導を行っているので、より細やかな指導ができています。
- ③学生に分かり易い「履修要項」や「シラバス」の作成に心がけ、「履修方法」や「講義概要」「授業の計画・進め方」「成績評価の方法」「テキスト」「参考文献」等の内容等を毎年検討し、より充実した内容を提供している。
- ④科目等履修生、編転入生、留学生に対しても、個別的に履修相談を受け付け、履修指導を行っている。

以上のとおり、学生に対する履修指導は、履修登録前における全体の説明会、履修指導期間の設定による学生の個別指導、履修要項やシラバスの内容の改善等により、適切に行われていると評価できる。

2) フレッシュアップキャンプ

本学は、新入生オリエンテーションの一環として、入学後の新入生全員を対象としたフレッシュアップキャンプ（1泊2日）を実施している。合宿期間中の様々なプログラムをとおして、学生には建学の精神に触れる機会と学生生活を有意義に送るための助言・指導が与えられる。

- ①ホテル等全館を借りて、学部単位で実施している。
- ②クラス会、親睦会、在学生のアトラクション、キャンパスライフ相談会等を行っている。
- ③特にキャンパスライフ相談会では、2日間にわたり各学部の教員や職員が相談に応じている。この中で、予備登録制度などの履修方法等に関する説明や履修登録科目選択を含む個別相談にも応じている。
- ④打解けた雰囲気の中で行われるため新入生も気軽に相談ができ、かつ、一定の時間をとることができるので、より効果的にキャンパスライフの中に履修計画を位置づけることができる効果がある。同時に、入学後間もない時期に寝食を共にすることは、友達作りに役立っているほか、クラス全体の一体感（仲間意識）を醸成する効果もあり、クラス単位の授業を進める上でも大変有益といえる。このことは、学生部が行っている「学生生活実態調査（2003年度版）」によっても「大変よかった」、「まあまあよかった」と回答したものが、約8割いることから裏付けられている。

3) 登録確認書類の配付による確認

文学部は学科・専攻に分かれていることや継続的なカリキュラム改革により、入学年度に

より履修方法が異なる等、履修登録が複雑になっている面もあり、全体説明会や個別の窓口指導で丁寧に説明している。ただ、それでも登録ミスが起こることがある。そこで、次のような措置をとっている。

- ①学生の履修登録後、速やかに電算処理を行い、「受講登録確認表」を全学生に配付し、学生に受講登録科目の確認を求めている。登録ミスがあれば、事務室の窓口で指導の上、修正を行っている。
- ②この確認表は、履修方法と関連させてシステム化されており、「既得科目」「登録講時ダブリ」等のエラーメッセージが表示されており、学生にとっては確認しやすいようになっている。
- ③これにより、学生の履修方法の思い違いや事務的ミスによる受講不可、卒業延期等の不利益を事前に防止することができる。

4) 合同研究室における指導

本章第2節で述べたとおり、文学部の大宮学舎には、学科・専攻（大学院を含む）ごとに「合同研究室」がある。この場所は、大学院生と学部学生（主に3年次生以上）の交流の場所でもあり、学生の学修計画と関連した授業科目の選択等学修内容と関連した履修指導が上級年次生をとおして行われており、大変有益である。

以上1)～4)のとおり、文学部における履修指導は多様な形態で行われており、学生の目的に沿った学修計画が適切に立てられるよう支援している。全体として、学生に対する履修指導は適切に行われているといえる。

5) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①履修登録説明会は、高年次になるほど出席率が悪くなり、履修登録のミスによる問題も生じている。
- ②将来的にはコンピュータネットワークを用いて学生が自らの操作で履修登録ができるようなシステムを採用できるよう検討する。それが実現すれば、履修制限、時間帯の重複チェック等が即時にでき、学生本人の初歩的な人為的ミスの防止にもつながり、さらに事務処理が簡素化される。

(2) その改善状況

- ①履修説明会に参加する学生が高年次になるほど少なくなるのはやむを得ないところであるが、カリキュラムの改革に伴う移行措置などの情報が十分伝わるよう、さらに配慮が必要である。
- ②コンピュータネットワークを用いた履修登録については、実施には至っていないものの、早期に採用できるよう鋭意検討している。

6) 今後の課題と改善方策

- ①履修指導は、制度としての受講登録手続きと学生の学修計画に関連した学修内容（履修科目の選択）の指導に分かれるが、高学年になると後者の重要性が増してくる。この面の指導は演習（ゼミ）担当者や「合同研究室」等で行っているが、ティーチング・アシスタント制度の活用やオフィスアワーと関連させてさらに検討していく。
- ②受講者の人数制限のための予備登録や英語の習熟度別クラス編成などにより、登録にあたっての事務作業に時間がとられている現状があり、教学部(文学部担当)職員による履修指導を充実させるうえで、事務処理の一層の機械化、簡素化が必要である。その方策の一環として、Webを利用した学生自身による履修登録システムの全学的導入を早急に検討していく必要がある。
- ③「受講登録確認表」による登録授業科目の再確認を学生には呼びかけているが、それで

も再確認をせず修正のタイミングを逸し、不利益を被ってしまう学生がいることは残念である。個別の呼び出し指導等、引き続き努力をしていく。

- ④2005年度から、新たな履修辞退制度が導入された。その実態調査等を行い、履修指導をより充実させることをめざす。
- ⑤深草学舎で学修する文学部の1・2年次生については、同学舎内に学科・専攻ごとの「合同研究室」がないため、個人的な学修指導という面では、十全な体制が整えられているとは言い難い。そのため、今後は時間を設定したオフィスアワーを実施する方向で検討する必要がある。3年次生以上は、次項で述べるように大宮学舎の「合同研究室」や教員の個人研究室で、随時、指導が適切に行われている。この実情を踏まえ、さらに一定の時間をオフィスアワーに定めて学生の学修指導に当てれば、より万全の指導体制が構築できると判断し、実際、2005年度からこの試みを始めた。

2. オフィスアワーの現状と評価

1) オフィスアワーの制度化

2004年度以前の状況は、以下のようにまとめられる。

- ①2004年度まで、文学部全体では、オフィスアワーとして共通の時間帯を制度として設定していなかったが、各教員が独自の時間設定または随時の学修指導を行い、オフィスアワーに求められる教育効果はほぼ達成されていた。
- ②文学部の学生は、2年次生まで深草学舎で学修し、3年次生以降は大宮学舎で学修することになっている。その大宮学舎では各学科・専攻の「合同研究室」がオフィスアワーを補完する大きな役割を担ってきた。各教員の個人研究室における随時の指導に加えて、「合同研究室」において上級年次生または大学院生による下級年次生に対する履修相談や指導が行われていた。
- ③各分野の参考図書やコンピュータ機器等を完備した「合同研究室」では、ほぼ日常的に上級年次生が自己の学修経験等を踏まえて下級年次生の各種の相談に当たっており、下級年次生の学修の動機付けを促進する上で大変大きな教育効果を上げている。また、教員の個人研究室も各学科・専攻の「合同研究室」に隣接しており、学生との随時の対応が行われている。

以上のように、2004年度以前はオフィスアワーという名称はとくに用いていなかったが、教員の研究室在室時には随時に個別指導を実施しており、加えて「合同研究室」における上級年次生の下級年次生に対する相談・指導という間接的な履修指導体制は、文学部の長年にわたる良き慣習として定着していた。すなわち事務室窓口による履修登録という事務手続まで含めた指導、上級年次生の学修経験に基づく履修指導、教員による学修計画まで含めた綿密な履修指導等が有機的に関連しあっており、文学部では全体として学生にとって有益な履修指導が行われていたと評価できる。

2005年度からは、多くの学生に対してよりの確な教育指導を徹底するため、従前の体制に加え、新たにオフィスアワーを文学部全体の制度として設け、履修要項にも記載し、運用方法を年度初めにガイダンス等において説明している。

2) 今後の課題と改善方策

2005年度から新たに導入したオフィスアワーの実施状況を見守り、教員・学生双方から意見を聴取し、教育指導体制のさらなる改善をはかることに努める。

3. 留年者等に対する教育上の配慮措置等の現状と評価

1) 履修指導

留年者に対しての指導は年度の初めを主とするが、必要に応じて随時行われている。

2) 学費の減額

教育上の配慮措置とは異なるが、間接的な配慮措置として、留年者に対しては、次のような学費の減額を行っている。

(1) 授業料の減額

- ①授業料（731,000 円）の半額を基本授業料（365,500 円）とする。
- ②基本授業料(365,500 円)÷38 単位を 1 単位当たりの登録料（9,620 円）とする。
- ③365,500 円+（9,620 円×登録単位数）が留年者の授業料（学則に定める授業料が上限）となる。

(2) 施設費の減額

施設費（250,000 円）－50,000 円＝200,000 円

以上 1)、2) のような措置により留年者への配慮を行っている。特に、未修得単位が 38 単位以下の場合は、その単位数が減るに従って学費負担が軽減できる仕組みになっている。2004 年度文学部においては 261 名の学生が、この学費減額の措置を受けており、学修を継続したい学生にとっては適切な配慮として機能している。

3) 単位修得僅少者への指導

単位修得僅少者は、学年毎にその基準を定め、毎年 6 月～7 月にかけて保護者へ通知するとともに、単位修得僅少者本人に対してもクラス担当教員による個別面談指導を実施している。

このような指導により、単位の修得率が改善されるなどの効果があがっている。また、保護者に通知することは保護者の関心を喚起するという意義もあるので、今後とも継続していきたい。

4) 今後の課題と改善方策

- ①留年者や単位修得僅少者にとっては、再履修クラスが有効に機能していると思われるが、教育課程上（履修方法等）の配慮は特に行っていない。
- ②今後も前述のような個別面談等を行い、これを継続する。

第13節 授業形態区分と授業方法の関係

【授業形態と授業方法の関係】

B群・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B群・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

B群・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

1. 授業形態・方法の現状と評価

本学は、各学部の実現するための基本的な授業形態として、講義、演習、実験、実習および実技に区分して単位計算の基礎を定めている（学則第26条）。各学部は、これを基礎に、個別授業科目の形態等を定めている。

1) 授業形態と授業方法

文学部の教育課程の内容を学生に効果的に教授するためには、授業内容に則した適切な授業形態と授業方法で行うことが肝要である。この立場から、文学部の授業科目は概ね次のような形態と方法によって行われている。

①講義形式

イ) 概論・概説として開講されているもの：各学科・専攻の基礎的な内容、包括的な内容を教える普通講義。教科書、参考書を中心として行われることが多い（真宗学概論、史学概論、東洋史概説等）。

ロ) 講読：文学部には、学科・専攻領域ごとに、それぞれの分野の基礎的な文献を学ぶ必要があり、テキストに基づいて講義を進める（仏教学講読、国史学講読、古典文学講読等）。

ハ) 特殊講義：各学科・専攻分野の特定の分野を取り上げて講義を行う。学生は、問題関心に基づいて授業科目の選択を行う。

②演習形式：1～4年次まで小集団で行われる演習の授業。研究発表に基づく質疑討論や専門分野の講義が基本だが、文献を講読する場合もある。

③外国語：メディア教室で教材ソフトを活用するなどして行われる。「読む・聴く・話す・書く・訳す」という外国語の実践的技能のレベルアップをはかり、国際社会で活躍できる素地を養う。教室内の集中した授業が重視される。

④実習形式：スポーツ技術学、臨床心理学実習、博物館実習等、その分野の学問的手法を修得するために行う授業。実習現場での授業が重要である。

文学部では、以上のような授業形態・方法を基準にして、授業科目が区分されているが、授業の内容によっては、それらの形態を一部複合させながら行うこともある。この授業形態によって、授業を中心に教育指導が適切に行われている。

2) 多様な授業形態・方法を支援する体制の整備

授業に用いられる教材は、従来型のプリント教材以外に、近年、新たにコンピュータの教材ソフト・プレゼンテーション用ソフト、AV教材等も活用され、一段と多様化した。また、成果発表会や集中的・自主的学修目的の合宿等を実施し、通常の教室での授業以外でも学修指導を行っている。こうした多様な授業形態・方法を支えるためには、その支援体制の整備が肝要であり、そのため大宮学舎においては、次のような体制を整備している。

①教材印刷室を設置し、用紙代等経費は全額大学で負担している。

②コンピュータを使用する場合は、補助者を配置して授業をサポートしている。

③授業形態・方法に則した多様な施設を整備（メディア教材作成室、教育情報処理実習室、臨床心理プレイルーム、教職課程教室、考古学資料室、考古学実験実習室、博物館実習室等）している。

- ④ゼミ合宿等による集中的・自主的学修の経費支援をはじめ、各教員による多様な授業方法を支援するために「教育補助費」（ゼミ教育補助費、学生教育指導費、教学促進費）を設けている（「第5章－11 教育・学修支援」を参照）。
- ⑤ゼミ合宿等のために学外者と契約した指定合宿施設を68カ所設けている。

3) 授業規模

文学部の授業規模（専攻科目）を評価する目安として、「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」を活用する。

- ①深草学舎（1・2年次）においては、64人以下は39.4%、65～200人は47.1%で合計86.5%である。大宮学舎（3年次以上）においては、64人以下は40.3%、65～200人は43.7%で合計84.0%である。
- ②専攻・学科に分かれている文学部としては、64人以下の規模の授業の割合がやや低いように思われるが、実際は、65～200人の欄においても、100人以下で行っている授業が多い。したがって、全体としては、文学部の専攻科目の授業は適正な規模で行われているといえる。
- ③受講者数が150名を越えている授業に関しては、担当教員の希望により教育補助員を配置して、授業遂行に関わる補助的業務を遂行し、担当教員の負担の軽減をはかる等の配慮をしている。教育補助員は、学生の出欠調査、レポート等提出物の整理、教室における資料の配付、視聴覚教育機材の操作等を行っている。
- ④受講登録者が多い場合の試験（専任300名以上、兼任講師200名以上）の答案用紙については、担当者が回収後、直ちにそれを学籍番号順に整理する等のサービスを行い、担当者の採点の負担軽減と効率化をはかっている。

以上1)～3)のとおり、文学部における授業科目は、個々の授業内容に適した形態と方法で行われており、それを支える体制（授業援助に係わる費用の計上、施設・設備の整備等）も概ね効果的に機能しているといえる。また、授業規模も概ね適切である。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①少人数科目を増加させると、必然的に必要とする教室数が増え、講義科目との関連もあり、適正規模の教室の確保が難しくなっており、解決の方策を検討する必要がある。
- ②授業形態や開設科目の多様化によって必要教員数が増え、専任教員だけでは担当しきれなくなりつつある。
- ③また最近では、少人数という良好なゼミ運営の条件を満たしているにもかかわらず、活発な討論を促しても学生が十分な反応を見せない場合もある。
- ④講義科目の中には、400名以上となる科目があり、学舎別の開講科目数は次表のとおりである。授業規模は、学生の理解度や満足度と密接に関係しているとともに、過大な授業規模は、教員の授業改善意欲を減退させる場合もある。歩留まり率を十分に分析した上での入試判定、学期毎の履修制限、授業分割等、改善策を総合的に検討する必要がある。

	96年度	97年度
深草学舎	58	55
大宮学舎	3	3
瀬田学舎	3	1
合 計	64科目	59科目

- ⑤ティーチング・アシスタント（T・A）の活用方法を検討する余地がある。

- ⑥少人数教育の実践経験を教員間で交流させる場の設定について、検討する必要がある。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、動機付けの面でも非常に効果的であり、今後も継続していくのが望ましい。
- ⑧教室等の照明機器を改善し、視聴覚教育機器等を充実する。
- ⑨自習環境をさらに整備する。

(2) その改善状況

- ①キャンパスごとの物理的制約もあり、授業形態や方法に合わせた教室を整備するには困難もあるが、今後とも3キャンパスで連携をはかりながら引き続き改善に努めていく。
- ②教員数の増員問題は、財政上の問題とも密接に関係し、個別学部への対応のみでは解決ができない。本学では、教学と財政の両立の視点から、全学的に長期財政計画を策定した（教員人件費は学生納付金収入に対して40%、上限を42%）。この基本方針の下で、教育改革との連動をはかりながら検討している。
- ③および⑥：少人数教育の経験交流の場について、各学部独自で行っているケースもあるが、不十分であり、大学教育開発センターにおいて授業改善の一環として取り組むことを検討する必要がある。
- ④2005年度、文学部（深草学舎・大宮学舎）において400名以上の開講科目はない。多人数講義は着実に少なくなっており、全体として適切な人数で教育が行われているといえる。
- ⑤ティーチング・アシスタントは、大学の制度として整備した。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、実施している学部（経済学部、法学部）があるが、今後、各学部の特性を踏まえ、全学的に実施していくことが望ましい。
- ⑧教室等の照明・空調機器の改善に努めるとともに、メディア関係機器についても拡充とその活用支援部署（情報メディアセンター）を設けた。引き続き改善に努める。
- ⑨自習施設としての大宮図書館の改修、瀬田図書館の拡充および深草キャンパスにおける「Learning Crossroads」（自習施設）の拡充を行った。

<文学部大宮学舎における改善状況>

①について：

少人数授業は教室の手配や担当教員の確保等、多くの困難に直面していたが、「基礎演習」や「演習」については平均20名程度、「講読」・「特殊講義」などについては平均25名程度をひとつの目安として実現しつつあり、その規模をより適正な数値に近づけるよう努力が払われている。また、こうした少人数クラスでの授業方法もさまざまなメディア機器の利用とティーチング・アシスタントやラーニング・アシスタントの配置によってかなり改善している。

④について：

多人数クラスも以前にくらべて激減し(2005年度、受講生300人以上の授業は1授業のみ)、より適正な授業規模に定着しつつある。

⑧について：

教室の照明・空調機器や視聴覚教育機器は、大幅な改善が進んでおり、かなり多くの教室で各種の機器を活用できる環境が整いつつある。教職員・学生ともどもコンピュータ機器に習熟したことが、これを後押ししている。

⑨について：

大宮学舎の大宮図書館では、現在、2005年度末に改修終了予定でIT関連を中心に工事が進捗しているが、その改修が成った時点で、学生の自習環境は格段に高まるはずである。

5) 今後の課題と改善方策

- ①教育指導は、授業形態に則して適切に行われている。ただし、授業方法については、教員個人に任せられている。今後は、教員同士の授業参観等の範囲を拡大する等、学部内

のFD活動の一層の促進をはかり、授業改善を進めていきたい。

- ②多人数授業では、対話型等の双方向性を持った授業方法や小テスト等授業の進行過程で学生の理解度を測定する方法をとることが困難であり、受講生数の適正化が必要である。近年、是正はされつつあるが、今後も授業形態に合致した受講生規模に配慮し、受講者数の一層の適正化に向けて努力したい。

2. マルチメディアを活用した教育の導入状況と評価

1) 個別の授業科目による活用

マルチメディアを活用した授業は、学生の授業理解を促進するためにも、また授業の効率化をはかるためにも極めて有効である。さらに、学生の積極的な自習を支援する上でも効果的である。こうした点を考慮し、文学部ではマルチメディアを活用した主な授業科目を、次のとおり開設している。

①プログラム科目の「情報と社会プログラム」科目群

イ)「情報科学実習」：プログラミングの基礎を実習指導している。

ロ)「情報科学入門」：コンピュータの使用方法等を実習指導している。

②外国語科目（特に英語）

「英語IC・ID」：視聴覚教材またはコンピュータ教材（CALL：Computer-Assisted Language Learning）を用いて、基礎的な聴解能力を身につけるよう学ぶ。

③文学部専攻科目

イ)「人文科学情報処理実習Ⅰ・Ⅱ」：アンケート調査等の準備・実施・集計・解析などの基礎的事項についてExcel®とWord®を活用して学ぶ。

ロ)「文書伝道論Ⅰ・Ⅱ」：「浄土真宗聖典」のデータ検索ソフトを活用した学修、「親鸞伝絵」の画像データを活用した伝道の方法や寺院ホームページの作成のポイントも学ぶ。

ハ)「教義学講読」：コンピュータを用いて、検索の仕方を習得しながら進めている。

ニ)「仏教文献情報学Ⅰ・Ⅱ」：各種仏典（サンスクリット語等の外国語も含む）の電子データを活用した仏教学の学び方を学ぶ。

ホ)「史科学（日本）」「史科学（アジア）」「史科学（仏教）」等：ビデオ・DVD等の視聴覚教材を適宜用いて授業を行っている。また、Web検索の方法についても外国語のサイトを中心に指導している。

ヘ)「情報処理法Ⅰ・Ⅱ」：パソコンとインターネットを活用し、情報を適切に収集・処理・加工し、発信できる方法を学ぶ。

ト)「画像映像処理法Ⅰ・Ⅱ」：画像編集ソフトを使って、デジタル画像の仕組みの理解とその加工方法を学ぶ。

チ)「中級英作文」：インターネット上に資料を求め、その内容の一部をテキストとして利用している。

リ)その他、「基礎演習」や「演習」などいくつかの授業科目においても、コンピュータやビデオ等の視聴覚教材を適宜用いて授業を行っている。

2) マルチメディア教育を促進するための環境整備

全学的な整備方針に基づき、深草学舎および大宮学舎に、メディア教育環境を整備している（「第11章 施設・設備等（学部・大学院）」を参照）。

また、メディア教育と施設・設備を担当する事務部署として「情報メディアセンター」を設置してその支援に当たっている。

以上1)、2)のとおり文学部においては、マルチメディアを活用した教育をすすめてきた。また、全学的には、「メディア教育委員会」を設置し、情報教育・視聴覚教育等のメディア教育に関して授業担当者等の創意工夫を支援し、それに必要な環境整備をはかっている。さらに、「情報メディアセンター」を設置して、その支援等を行っており、全体として適切な運用

がなされていると評価できる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①「大学教育開発センター」を中心に、マルチメディアを活用した教育、学生の学修実態を踏まえた教授法の改善を行い、さらに学内外の教育実践例の報告会等の啓蒙活動を推進し、授業改善の支援活動を進捗させる。
- ②2002年度以後、メディア機材を備えた教室の整備が順次進められている。今後とも、講義科目や外国語科目、講読科目等において、OHP、DVD、CD、VCD、PC等、各種教材機器の有効活用をより一層進めたい。
- ③メディア機材や教材の利用は今後も不可欠であるが、同時に、文学部固有の授業内容と融合させる努力が重要であり、そうした側面からの教材開発や授業改善が必要となろう。

3. 遠隔授業による単位認定の現状と評価

1) 遠隔授業による単位認定

現段階では、文学部において、遠隔授業は行っていない。

2) 今後の課題と改善方策

現在、大学では学生が、パソコンを利用していつでもどこでも学べるようユビキタス環境を整備している。その基盤整備の上にたって、文学部でも遠隔授業の導入を含めたマルチメディア教育を促進させる。

第5章－2 経済学部教育内容・方法等

第1節 理念・目標

経済学部の理念・目標を実現するために教育課程の編成にあたっては、次のような目標を掲げている。

- ①「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ために必要な授業科目を開設し、カリキュラム編成に基本的な枠組みである「 Semester制」、「グレード制」、「コース制」を堅持し、その質的充実をめざす。
- ②人格を形成し経済学の基礎的・専門的学力を身につけることができるよう、一般教養的授業科目と経済学専攻科目を体系的に開設する。
- ③大学教育開発センターと連携して、教育効果を高めるための教授法を開発しその浸透をはかる。
- ④新たな人材養成の社会的要請に応えるために学科増を行う。

第2節 教育課程

【学部・学科等の教育課程】

- A 群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連
- A 群・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系的性
- A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B 群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第 52 条との適合性
- B 群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B 群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B 群・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- B 群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 教育課程の現状と評価

前述の教育課程編成の理念・目標を具体化するために、経済学部は、次のような基本方針の下に教育課程を構成している。

1) カリキュラム編成の基本方針

経済学の分野は多様性に富み、学ぶべき方向性の適切な示唆がなければ現象に表面的に触れるだけで終わる危険性もある。そのような危険を避け、経済について深い理解をもち多様な現代社会の要請に対応できる人材養成をめざすために、今日までカリキュラム改革を重ね、次のような基本方針の下でカリキュラムを編成してきた。

- ①学部内に履修コースを設定して、経済学への学問的動機付けをはかる。
- ②グレードナンバーにより科目のレベルを簡明に示し、学生の学修計画の一助となるようにする。
- ③科目のグレード制、開講のセメスター制に基づいて 1 年次から体系的・段階的に科目を配置する。
- ④1 年次の導入教育として経済学を学ぶに必要な技法を教授する授業科目を開く。
- ⑤卒業要件単位数を 124 単位とし、共同開講科目・経済学部専攻科目の科目区分を問わない単位認定区分（フリーゾーン／12 単位）を設け、学生の多様な学修希望に応え得るようにする。

2) 学士課程としての体系的な授業科目の配置等

- ①経済学部における教育課程は、大きくは「共同開講科目」、「経済学部専攻科目」から編成されている。さらに、共同開講科目は「仏教の思想」、「外国語科目」、「プログラム科目」に、専攻科目は「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」に区分されて体系的に編成されている。
- ②共同開講科目は、京都学舎 4 学部共同で開講し、一般教養的授業科目と外国語科目から編成されている。詳細は「第 4 章－2 共同開講科目(京都学舎)」を参照。
 - イ) 共同開講科目は、幅広い知識を身につけ、総合的判断力を養うこと、国際化時代における必要な語学能力・コミュニケーション能力を養うことを目的として開講されており、学生は主に 1・2 年次（第 1～第 4 セメスター）に履修する。
 - ロ) 仏教の思想（4 単位必修）、外国語科目（12 単位必修）、プログラム科目（28 単位

必修)、合計 44 単位以上を必修とする。

③専攻科目は、経済学部専門領域に関する授業科目であり、各自の学修目標にしたがってコース別のカリキュラムによって学修を進める。

イ) 履修コースは、学部共通コース (4 コース)、学部専攻コース (6 コース) の計 10 のコースが用意されている。

ロ) 学部専攻コースは、コアとなる科目群を配置し、経済学の専攻領域を体系的に学べるよう考慮されている。学生は、最終的には演習論文の執筆により学修の成果を集大成することをめざす。

ハ) 必修専攻科目 (8 単位)、選択専攻科目 (60 単位以上) の合計 68 単位以上を必修とし、コース選択に基づく学生の自発的な意志により履修する。

ニ) 学部共通コースは、学生の主体的な問題意識や関心に沿って、経済学を含む幅広い視点を身につけることをめざしている。

④授業科目のグレードに応じた系統的な年次配置によって、学生は、開講セメスター毎に、計画的・段階的な学修を進めることができるようになっている。

以上のとおり、経済学部の教育課程は、一般教養的授業科目を含め、学生の多様な学びのニーズに応え、学生が自らの関心に沿って一般教養的授業科目と専攻科目を主体的に選択のうえ学ぶことができるよう配慮されており、学士課程としての体系性を備えている。

【授業科目の配置と履修年次フロー等】

学年	1 年		2 年		3 年		4 年	
セメスター	1	2	3	4	5	6	7	8
共同開講 科目	必修科目							
	仏教の思想 A 2 単位	仏教の思想 B 2 単位						
	必修外国語（4 通りの履修パターン）							
	4 科目 4 単位分配当	4 科目 4 単位分配当	2 科目 2 単位分配当	2 科目 2 単位分配当				
			選択外国語					
			プログラム科目 「人間発達プログラム」「環境プログラム」「人権と平和プログラム」 「情報と社会プログラム」「歴史と文化プログラム」「思想と科学プログラム」					
専攻科目	必修科目							
	マクロ経済学入門 4 単位	ミクロ経済学入門 4 単位						
			選択科目 (基礎科目・コア科目・隣接科目)					
	現代と経済 2 単位	経済学の技法Ⅱ 2 単位			学部共通コース科目（4 セメでコース選択） 学部専攻コース（4 セメでコース選択）			
	経済学の技法Ⅰ 2 単位				演習Ⅰ		演習Ⅱ・演習論文	
	フレッシュマン・ゼミ 2 単位				産業経済コース 応用政策コース 経済情報コース ファイナンスコース 総合経済コース 異文化理解と経済コース			
学部共通コース								
				国際関係コース 英語コミュニケーションコース スポーツサイエンスコース 環境サイエンスコース				

3) 教育課程の特色

(1) コース制による学修目標の明確化

①経済学部履修コースは、大きく分けて学部内コースと学部共通コースがあり、それぞれに次のようなコースを設けている。

イ) 学部専攻コース：総合経済コース、産業経済コース、応用政策コース、経済情報コース、ファイナンスコース、異文化理解と経済コース

ロ) 学部共通コース（経済学部・経営学部・法学部）：国際関係コース、英語コミュニケーションコース、スポーツサイエンスコース、環境サイエンスコース。なお、学部共通コースについては「第5章－8 学部共通コース(京都学舎)」を参照。

②現代社会を包括する世界の経済活動を科学的に捉え、さらに私たちの社会がどの方向に進むべきなのかを解明するのが「経済学」である。その広範で多様性に富む「経済学」を4年間という限られた期間に学ぶことは表面的な現象に触れるだけに終わるという危険性をはらむ。そこで経済学部では、2年次生後期より学部専攻コースを設けて、学生が、コースに設定されている基礎科目、コア科目、隣接科目を効率よく受講していくことで、各コースで深い知識を修得することをめざしている。学生は、前述の10コースのうち、必ずいずれか1つのコースに所属することとなる。このうち学部専攻コースの目的等は次のとおりである。

イ) 総合経済コース：経済学の幅広い知識を授け、環境問題、国際地域問題なども包括的に学修することを目的とし、経済学の基本的知識を身につけたビジネス・マインドを修得し、実社会に輩出することを目的としている。

【2005年度開講ゼミナールテーマ】

- ・「サービス化」と経済社会の変化
- ・社会政策の歴史と現状
- ・「食」と「農」の連携を求めて
- ・相互依存の世界経済システムを求めて
- ・これからの仕事、これからの労働 ―現代の労働問題を考える―
- ・アジア・市場・ネットワークグローバリズムと地域―
- ・ケインズ「一般理論」と現代
- ・復刻史料でたどる近代日本経済史
- ・日本経済・日本的市場経済システムの分析
- ・マクロ経済理論の研究
- ・少子・高齢社会と社会政策
- ・グローバリゼーションは各国資本主義をどのように変容させるか
- ・歴史と現在―われわれはどのような時代にきているのか?―
- ・経済学と現代思想
- ・地域活性化の研究

ロ) 産業経済コース：日本の産業の現状、経済政策、産業組織、大企業の行動、日本経済を取り巻く国内外の環境等を総合的に捉えることによって、その普遍性と特殊性を析出すると同時に、それらの今後のあるべき姿を浮き彫りにしようとするを目的に設置されている。特別講義やワークショップとして開講される各産業事情に関する授業では、総合重工業会社、生命保険・損害保険会社、銀行や証券会社などのトップや元国会議員などによって、それぞれの分野で活躍する講師陣の経験と、生のデータを取り入れたユニークな内容が展開されている。これらの授業は、専任教員によって行われる経済学に関するアカデミックな授業から得られる知識と、各分野の第一線で活躍している業界人などによる経済事情の真相、現実性とを直接結びつけることを目標としている。

【2005年度開講ゼミナールテーマ】

- ・産業組織論を基盤として、京都の経済を分析する
- ・地域・仕事・学校

・新エネルギーと技術開発

- ハ) 応用政策コース：21 世紀を展望してわが国の社会に生じる問題を分析し、それらの問題を解決する政策を探究する新しいアプローチを展開することが、応用政策コースの目的である。このようなアプローチを展開するためには、経済学だけではなく他の学問分野の知識や分析方法に精通することが必要とされるため、経済学の学問体系を可能な限り政策系の科目を中心に再編成し、その上に新しく開発されつつある政策関連の科目を履修することによって、このコースの目的を完遂することとしている。

【2005 年度開講ゼミナールテーマ】

- ・ 少子高齢社会・経済の国際化時代における税制
- ・ 財政理論および財政政策論の研究
- ・ 現代の公共部門と公共政策
- ・ 高齢社会における財政の役割

- ニ) 経済情報コース：現在、世は情報社会と呼ばれ、社会全体が膨大な情報の波にさらされている。このような社会において最も重要なのは、個々の情報のもつ意味を正しく理解し、大量の情報を取捨選択し活用する能力である。このような能力は「情報リテラシー教育」によってはじめて身につくものである。経済情報コースは、このような経済学における「情報リテラシー教育」を基礎として、経済学や現実経済問題の統計的分析を行うコースである。

【2005 年度開講ゼミナールテーマ】

- ・ 日本経済の実証研究
- ・ 社会情報データベースの構築－インターネット・ソフトウェア開発と経済学分野への応用－
- ・ 統計学的手法による様々な経済事象の実証分析

- ホ) ファイナンスコース：経済学の研究の中で、特にその金融的な側面、貨幣的な側面を重点的に学ぶコースとして設置され、経済理論・経済政策・経済制度・経済史を貨幣・金融の面から広く考察することを目的としている。

経済現象や経済活動には、必ず「資金の流れ」が伴うということを理解することは、広く経済界で活躍する人材に必要な「ものの見方・考え方」と基本的な知識（実学）を身につけることである。ファイナンスコースは、その理解を促すことを目標に設定されている。

【2005 年度開講ゼミナールテーマ】

- ・ 構造改革－情報化時代の金融・組織・教育－
- ・ ファイナンスの研究

- ヘ) 異文化理解と経済コース：従来の経済学は、需要、供給、消費、貯蓄、投資、財政などをめぐる国民経済内の諸問題や、外国貿易、海外投資、国際金融などをめぐる国民経済間の諸問題をその中心的な研究対象としてきた。しかし、合併企業、技術移転、移住労働者、国際結婚、NGO の活動などから発生する問題をめぐって同じ経済システムの中でも、様々な異なる言語や文化の理解と交流を重視しなければならなくなっている。そのことをうけて、このコースでは、異文化理解を踏まえた上で、広く経済界で活躍する人材を養成することを目的としている。

【2005 年度開講ゼミナールテーマ】

- ・ 開発協力と南北問題
- ・ グローバリゼーションは各国資本主義をどのように変容させるか

③各専攻コースの所属状況と演習論文の提出状況：

- イ) 2004 年度卒業生（4 年次）の学部専攻コース別所属人数と演習論文の提出状況は次のとおりである。

人数等 コース名		所属人数(A)	演習論文 提出者数(B)	論文提出率 (B/A)%
学 部 専 攻 コース	総合経済	218	104	47.71
	産業経済	70	37	52.86
	応用政策	20	13	65.00
	経済情報	29	18	62.07
	ファイナンス	66	32	48.48
	異文化理解と経済	11	7	63.64
	小 計	414	211	50.97

演習論文の作成は、経済学部教育課程の重点目標の1つであるが、その提出による4年次卒業生は約半数である。

ロ) 経済学部では、例年学部専攻コースと学部共通コースの所属率が7:3で推移している。学部共通コースは、経済・経営・法学の3学部横断的なコースではあるが、このコースを履修する学生には経済学部生が比較的多い。

(2) 系統的履修・段階的履修をめざす科目配置とグレード制

① 系統的履修のために専攻科目を次の9部門に区分して体系的に配置している。

- ・ 第1部門：経済理論に関する科目
- ・ 第2部門：経済史に関する科目
- ・ 第3部門：経済政策・社会政策に関する科目
- ・ 第4部門：計量分析に関する科目
- ・ 第5部門：国際マクロ経済政策に関する科目
- ・ 第6部門：演習に関する科目
- ・ 第7部門：経済英語・外国語に関する科目
- ・ 第8部門：経営・法律に関する科目
- ・ 第9部門：特別講義

② 段階的・系統的履修のために、各部門の授業科目にグレードを設け、科目のレベルを数値化（グレードナンバー）し、学生へはこのグレードナンバーを参考に学修計画を立てるよう指導を行っている。グレードナンバーは基礎・入門科目（100～200番台）、基本科目（300番台）、発展科目（400番台）、応用科目（500番台）に分類している。

基礎・入門科目		基本科目	発展科目	応用科目
100	200	300	400	500

③ 学部専攻コースにおいては、各コースにおける系統的な科目履修を考え、時間割編成ができるよう、各コースにおけるコア科目、基礎科目、隣接科目を履修要項の中で明示している。これによって、学生は、学修課題（テーマ）を具体的に定め、それに基づく受講科目の選択ができるように誘導している。

イ) コア科目：各コースで必須となる知識を身につける科目であり、コース所属者全員の履修を推奨している。

ロ) 基礎科目：各コースの学修において基礎となる科目で、選択履修を推奨している。

ハ) 隣接科目：各コースの関連科目であり、必要に応じて履修することを推奨している。

④ 各コースの履修モデルを提示し、「各コースで履修が望ましい科目」をあげ、学生が段階的・系統的に学修できるよう支援している（コースごとの履修モデルは、「2005 年度経済学部履修要項（117～120 頁）」の「経済学部専攻（固有）科目 開設科目」の一覧表を参照）。

(3) 少人数授業科目の配置

経済学部においては、演習による少人数教育が、1 年次からカリキュラムの中心に位置づけられている。この少人数教育においては、学生の発表・討議、ゼミ担当者からの課題提起等による学生の問題意識の触発、プレゼンテーション能力、ディスカッション（ディベート）能力、問題発見・分析、政策提案能力の涵養、コンピュータの活用による学修の技法の修得等をめざしている。その教育プロセスを通じて学生の学修意欲を高めるよう努めている。

- ①フレッシュマン・ゼミ（2 単位／1 年次＜前期＞）
- ②演習Ⅰ（4 単位／2 年次＜後期＞～3 年次＜前期＞）
- ③演習Ⅱ（4 単位／3 年次＜後期＞～4 年次＜前期＞）
- ④応用演習Ⅰ（2 単位／3 年次＜前期＞）
- ⑤応用演習Ⅱ（4 単位／3 年次＜後期＞～4 年次＜前期＞）

なお、④、⑤は演習を補完するサブゼミナールとして、他の担当者の演習を受講可能とする制度である。

【履修指導科目の学年配当体系】

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年	
学 期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
セメスター	1	2	3	4	5	6	7	8
少人数授業 科 目	フレッシュ マン・ゼミ			演習Ⅰ	演習Ⅱ			
				応用演習Ⅰ	応用演習Ⅱ			

(4) 学生の問題関心に基づく自主的な学修を促進するための履修方法の柔軟化

各コースの卒業単位の履修区分枠にフリーゾーンを設け、学生が自己の問題関心に基づいて学修を積極的に進めることができるよう柔軟な履修体系を整備した。学部内コースの卒業要件単位の取得方法は次のとおりである。

コース 区分		学部専攻コース					
		総合経済	産業経済	応用政策	経済情報	ファイナンス	異文化理解と経済
共同開講科目	必修 (16)	仏教の思想(4 単位) 必修外国語(12 単位)					
	プログラム科目	28 単位					
専攻科目	必修 (8)	ミクロ経済学入門（4 単位）・マクロ経済学入門（4 単位） 計 8 単位					
	選択	60 単位					
フリーゾーン		12 単位					
合 計		124 単位					

- ①フリーゾーン（12 単位）を活用し、最高 80 単位まで学部の専攻領域の学修を進め、専門分野の学修をより広く・深く進めることができる。
- ②フリーゾーン（12 単位）を活用し、共同開講科目で開講している外国語の発展科目やプログラム科目を学修し、より幅広い知識や技能も修得できる。

(5) 演習論文による学修成果の集約

- ①演習論文の提出は 12 月初旬に行っており、製本の後、演習担当者の手元に渡って採点が行われる。演習論文はこれまで演習Ⅰ・演習Ⅱで積み上げてきた学修成果の集大成として評価されるべきものではあるが、提出することを必修として義務づけてはいないため、提出率はあまり高いとはいえない。演習論文提出率は、卒業年次生の約 50%である。提

出期限の4年次12月の時点までには卒業要件単位をすべて取得しており、演習論文の単位を取得する必要がない学生が、演習論文の執筆を放棄してしまう傾向も見られる。しかし、演習論文を提出しない学生のすべてについてそういえるのか、現時点では、そうした学生の意識実態等の把握はできていない。反対に、演習論文を提出しないと卒業に必要な単位を取得できないために提出する者もいると考えられる。

- ②演習論文は手書きによる提出でも受理しているが、2004年度、実際に提出されたものは全てワープロで作成されている。「経済学の技法」で情報リテラシー教育を徹底した成果である。
- ③経済学会刊行による「経済学論集」（学生論集）へ寄稿のあった優秀な演習論文については、全文を掲載している。また、提出された演習論文の題目も同誌に掲載している。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

21世紀に向け社会・経済が急激に変化すると予想し、本学部においては次の教育目標を設定している。

- ①情報社会に柔軟に対応できるリーダーの育成。
- ②国内外における「地域の時代」を担えるリーダーの育成。
- ③学内外（海外での活動研修、地域活動等）の自主的研修の支援と単位認定。
- ④経済政策作成能力や起業家精神をもつ人材の育成。

この目標を達成するためには、さらに次の事項を検討する必要がある。

- ①情報教育のあり方と施設の整備：高度情報化社会を生きていくために不可欠な技術を修得させなければならない。1997年度経済学部入学生には全員がノート型パソコンを所有するようはたらきかけた。しかし、学生にそうした要請をするにとどまらず、より適切な人的配置と、情報教育機器の充実を実現していかなければならない。
- ②学際的教育の充実：経営学部・法学部との3学部で共有する学部共通コースを、経済学との学際においてさらに有機的に結びつけ、多様かつ高度な教育を実現することを課題としたい。
- ③国際化への対応：世界の共通の価値観に立って様々な活動を営むことのできる国際人を育成するために、海外での研修や経験を支援する教育システムを構築したい。
- ④昼夜開講制の充実：学修意欲の高い者に等しく学ぶ機会を与えることが、これからの大学教育の使命でもあろう。昼夜開講制の導入は、そうした使命を果たすものである。しかしながら、多様な社会人学生の受入体制は十分な状況とは言えず、学生からの要望に耳を傾け、充実策を検討していかなければならない。
- ⑤創造性を育てる教育の充実：その方策として、少人数教育の徹底、新入生ゼミナールの充実、段階的教育の徹底、社会参画活動の奨励、学生・教員間の意思疎通の重視等を、課題として取り組みたい。

（2）その改善状況

- ①情報教育のあり方と施設の整備：5号館総合情報棟におけるメディア情報実習室の充実により、経済学部入学生全員に行っていたノート型パソコンの購入（所有）の指導は、2002年度入学生を最後に廃止した。5号館総合情報棟におけるメディア情報実習室の拡充とインターネットを中心としたネットワーク環境の変化にともない、コンピュータやネットワークを利用する際の情報倫理やコンピュータ・リテラシーに関わる教育の必要性が掲げられ、入学時に「共通情報基礎」講習を、経済学部を含む文科系学生全員対象に実施している。他の文科系学部が情報教育の様々な取り組みを始める前より、経済学部では積極的に専攻科目（固有科目）の中にコンピュータを利用し統計分析を中心とした科目を数多く開講しており、さらにはユビキタス環境の整備を目指し、情報教育の充実をはかっている。

- ②学際的教育の充実（学部共通コース）：2001 年度入学生より環境サイエンスコースが開設され、また他の 3 コース（国際関係コース、英語コミュニケーションコース、スポーツサイエンスコース）を含め、経済学部学生は自発的にコースを選択できるように配慮している。
- ③国際化への対応：大学全体の方針として、海外留学をより積極的に行えるよう海外の大学等との協定を増やしている（協定は大学として締結している）。留学の形態は大別して、学生交換協定による留学と、希望する海外の大学に自ら願書を提出し入学許可を取りつける自己応募留学（私費留学）の 2 つである。これらの留学については、留学期間中における学費の減免措置が適用され、経費面における支援がなされている。経済学部においては、英語コミュニケーションコースや国際関係コースに所属している学生のみならず、経済学部内コースに所属している学生からも積極的な参加があり、海外留学者数は、2003 年に交換留学 1 名、自己応募留学 2 名の計 3 名、2004 年度には交換留学 4 名、自己応募留学 5 名の計 9 名と増加傾向にある。
- また、2004 年度の現代的教育プログラム（現代 GP）に応募した「サイバー・グローバル・エコノミー教育の実践－海外双方向パートナーズシップ・ラーニング」などの教育システムを構築し、世界の共通の価値観に立って様々な活動を営むことのできる国際人を育成するための教育を実践し始めている。
- ④昼夜開講制の充実：1997 年度より昼夜開講制夜間主コース生を募集し、社会人学生の受け入れ体制を整えた。当初社会人学生の応募も好調であり、一定限の成果を達成したが、2000 年度以降開設した趣旨に沿う学生の応募が急減したため、2003 年度入学生より夜間主コース生の募集を停止した。2002 年度に経済学部では夜間主コース定員の返上を決議し、従来の「社会人教育」「生涯教育」のコンセプトを再検討し、その新たな展開の可能性を追求している。しかしながら、2002 年度までに入学している昼間主コース生ならびに夜間主コース生が在籍している期間は、時間割編成の上で昼夜開講制となるため、夜間主コース時間帯科目（6 講時、7 講時開講科目）に適切な専攻科目ならびに共通科目を開講し、当該学生が卒業するまで履修環境を整えておくことが責務である。
- ⑤創造性を育てる教育の充実：社会参画活動の奨励に関しては、経済学部産業経済コースを中心として 2001（平成 13）年度からプロジェクト型授業（門前町総合調査プロジェクト、新・京都学プロジェクト、商店街活性化プロジェクト、地域産業活性化プロジェクト等）を導入し、フィールドワークを実施して、地域社会に密着した授業を展開している。

5) 今後の課題と改善方策

- ①コース制と学科・プログラム制：経済学部内に学部専攻の 6 コース、経済学部・経営学部・法学部の 3 つの学部を横断した学部共通の 4 コースが設置されている。学部専攻のコースのうち、総合経済コースは一般経済コースであり、他は特化したコースという位置づけになっている。

経済学部の特徴を出すために、2006 年度から現在の経済学科の 1 学科制から、現代経済学科と国際経済学科の 2 学科制に改組し、学部専攻コースは廃止することにした（詳細「第 14 節 新学科の概要（参考）」を参照）。そして、各学科にはプログラム科目群を配置し、演習での指導とともに、問題意識を明確にさせ、質の高い卒業研究をほぼ全員の学生が完成させて卒業するように指導する。各学科の人材養成の目標およびプログラムと科目例は次のとおりである。

【現代経済学科】

<人材養成の目標>

- ・企業・組織の中で、最新の経済動向を説明でき、客観的データ分析と計画・立案・提言できる人材の育成
- ・豊かな発想を持ち、人や環境への優しさ、安全な生活への提言ができる人材の育成

＜プログラムと主な科目群＞

- ・現代経済学プログラム：数理経済学、経済成長と循環、経済動学、不確実性と情報の経済学等
- ・産業経済プログラム：産業経済論、地域産業論、観光経済論
地域活性化プロジェクトⅠ・Ⅱ 等
- ・ファイナンスプログラム：ファイナンス理論、企業金融論 等
- ・応用政策プログラム：公共経済学、社会政策、環境経済学、租税論、NP0 論 等
- ・経済情報プログラム：経済統計学、計量経済学、IT 社会と情報管理、情報システム論 等

【国際経済学科】

＜人材養成の目標＞

- ・世界経済のリアルタイムな動きが説明でき、国際的な企業人や NGO・NP0、国際公務員として柔軟で積極的な仕事ができる人材の育成
- ・コミュニケーション能力に優れ、世界の様々な地域の人々と協力しながら、迅速に問題解決できる人材の育成

＜プログラムと主な科目群＞

- ・国際経済学プログラム：国際金融論、国際貿易政策、比較経済論、国際ビジネス論 等
- ・開発経済プログラム：開発経済学、国際協力論、農業・資源経済学、地域経済論 等
- ・経済史プログラム：日本経済史、アジア経済史、ヨーロッパ経済史、経済思想史 等
- ・世界経済プログラム：アジア経済論、中国経済論、ヨーロッパ経済論、アメリカ経済論 等
- ・フィールドワーキングプログラム：フィールドワーク実習Ⅰ・Ⅱ

NP0・ボランティア活動実習Ⅰ・Ⅱ等

- ②セメスター制：1988 年度以来、経済学部ではセメスター制を採っており、講義 4 単位科目は週 2 コマ開講を原則としている。しかし、一部通年開講としているものがある。これらの科目単位数の設定、各セメスターへの配置について適正なものとなるよう改善していく。
- ③グレード制：グレードナンバーはすべての科目に符番されているが、学生の履修プロセスや実際の登録状況はそれを無視していることがある。グレード制を有効に機能させるためには、先修条件を整備し、プログラムを効果的に学修できるようにすることが必要である。この点については、演習クラスにおいて指導していく。
- ④少人数教育：フレッシュマン・ゼミで始まる少人数教育は、1 年次は前期のみであり、演習Ⅰと演習Ⅱが 2 年次後期から 4 年次前期までとなっており、1 年次後期、2 年次前期の 2 セメスター期間（1 年間）における少人数教育プログラムが必要と考えている。
- 2006 年度からの新学科のカリキュラムでは、1 年次前期から 2 年次前期までの各セメスターに、入門ゼミとして、入門演習、基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱを設け、少人数教育の徹底をはかり、2 年次後期から開始される演習への円滑な導入と徹底的な少人数教育を行う予定である。
- なお、より専門的な学修のために設置されている応用演習Ⅰ、応用演習Ⅱは廃止し、参画型授業や大学院との合同で行う科目をもって代えることとする。
- ⑤演習論文提出率：演習論文の提出率を上げる工夫も必要である。1 年次から 4 年次までの演習科目を全員履修とし、その中で、①で述べたように、質の高い卒業研究をほぼ全員が提出するように指導する。

【経済学部学修イメージフロー】

1 年次～

問題発見期

経済学の基礎論を学び、経済社会の問題点を発見できる力を身につける

2 年次後期～

問題探究期

経済政策や金融・財政などの応用の分野で、経済社会の諸問題を探究できる力を身につける

3 年次後期～

学びの中心・演習フロー&実践的な学修制度

フレッシュマンゼミ ▶ ▶ ▶ ▶ ▶

演習 I ▶

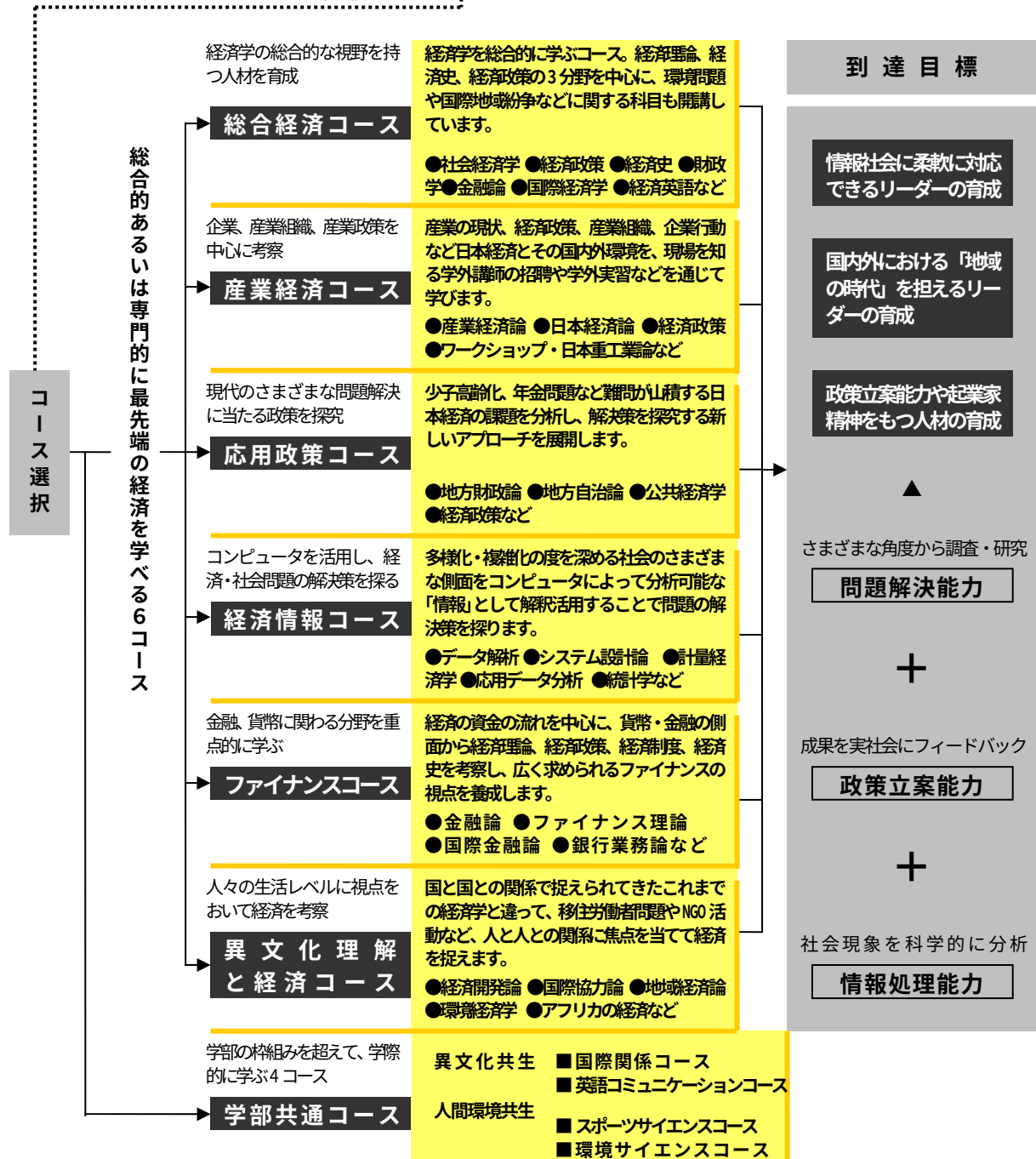
演習 II ▶

演習論文

情報処理教育 プロジェクト型授業 フィールドワーク 海外留学制度 インターンシップ制度 特別講義 飛び級制度(大学院進学)

多彩な学修ニーズに応える 10 コース

2 年次後期から選択



2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価

1) 基礎教育

①経済学部においては基礎教育的授業科目として、次のような科目を配置している。授業科目の内容については「2005年度 Syllabus 経済学部」を参照。

- イ) 現代と経済 (2単位/1年次前期<グレード100>) (5クラス)
- ロ) マクロ経済学入門 (4単位/1年次前期<グレード200>) (5クラス)
- ハ) ミクロ経済学入門 (4単位/1年次後期<グレード200>) (5クラス)
- ニ) 社会経済システム入門 A (2単位/1年次後期<グレード200>) (1クラス)
(2単位/2年次前期<グレード200>) (1クラス)
- ホ) 社会経済システム入門 B (2単位/2年次前期<グレード200>) (1クラス)
(2単位/2年次後期<グレード200>) (1クラス)
- ヘ) 経済学の技法 I (2単位/1年次前期<グレード100>) (16クラス)
- ト) 経済学の技法 II (2単位/1年次後期<グレード200>) (16クラス)
- チ) フレッシュマン・ゼミ (2単位/1年次前期<グレード100>) (37クラス)
- リ) 経済数学 (2単位/1年次後期<グレード100>) (1クラス)
(2単位/2年次前期<グレード100>) (1クラス)
- ヌ) 統計学 (2単位/1年次後期<グレード100>) (1クラス)

②基礎教育はいずれも複数のクラスで開講している。ただし、社会経済システム入門、経済数学については、開講時間割マットの都合上、1年次後期(第2セメスター)、2年次前期(第3セメスター)に分けて開講し、どちらかのセメスターで履修するよう指導している。また、統計学については、開講時間割マットの都合上、2005年度については1クラスのみ開講となっている。

以上のとおり、経済学の基礎理論や問題分析の技法(ツールの活用も含む)の修得のための授業科目を1年次・2年次に配置しており、経済学部における基礎教育は、教育課程の中に適切に位置づけられている。また、経済学の学修ガイダンスとして「経済学への道」という小冊子を配付して学問の楽しさを知ってもらい、そのことにより学生が自主的な学修を進めることができるように配慮している。

2) 基礎教育の運営体制

- ①専門基礎科目の運営は、経済学部教務委員会が担っている。毎年度の開講科目の編成時等において担当者や教育内容を連絡・調整する等適切に運営されている。
- ②特に、マクロ経済学入門、ミクロ経済学入門、経済学の技法 I・II の3科目は、シラバスを共有化するため担当者会議を開催し、講義時に使用テキスト、講義の進め方、評価方法について一定の調整をはかる努力を学部内で進めている。また、担当者の教授方法によって授業進度が遅れることもあるため、これらの科目では最低到達点(レベル)を確認するようにしている。
- ③他の科目について、例えば経済数学、統計学では経済学の分析手法の科目として、範囲を明確にしている。また、フレッシュマン・ゼミでは、開講前に担当者会議を開催し、教育内容や教育目標を確認しているが、一部は担当者の裁量となっている。現代と経済では、担当者間で講義内容を報告しあい、運営している。また、社会システム入門については、科目の必要性について検討している。

3) 倫理性を培う教育

- ①倫理性を培う教育は、正課教育と課外教育の課程全体をとおして行われているといえるが、そのような役割を意識的に担っている授業科目としては、「仏教の思想」(共同開講科目)があげられる。「第4章-2 共同開講科目(京都学舎)」を参照。
- ②情報教育体系とこれらのネットワークを利用する上で必要な情報倫理と知識の涵養に努めている。社会における情報化が進むにつれ、コンピュータを活用することが重要にな

ってきている。本学においても正課授業での利用、学術情報センターでの利用、就職活動での利用等コンピュータの使用が一般化している。このことから入学時に一定の時間数の情報倫理教育とマナー講習を実施し、これらを受講することを条件に学内のネットワーク施設の利用を認める措置を採っている。経済学部では、1 年次に開講される「経済学の技法」をはじめ、コンピュータ等情報教育施設・設備を利用する科目が非常に多いことから、前述の講習等を受講させることは重要な意味をもっている。

- ③企業倫理・職業倫理について、経済学部では特定の科目を設置していないが、民法、商法、労働法などの法律科目や、各種業界論において適宜指導している。

以上のとおり、経済学部の教育課程においては、倫理性を培う教育は適正に位置づけられている。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

1 年生ゼミ（基礎ゼミ）をフレッシュマンゼミとして、通年科目から半期開講科目へ科目変更がなされた。半期ではあるが、大学で学修を進めるための基礎的な学修方法や表現方法等を修得するための「大学入門」的要素を備えた科目で、ここでの学修が経済学だけでなく、あらゆる分野の勉強に役立つことを期待している。

「読書法（Reading）」、「文書表現法（Writing）」、「口頭表現法（Presentation）」等の文書作成技術や口頭発表技術を取り扱う科目の新設が望まれる。

(2) その改善状況

文章表現やプレゼンテーションなどのコミュニケーション能力の育成については、1 年次前期に行っている「フレッシュマン・ゼミ」、および 1 年次前期および後期に行っている「経済学の技法Ⅰ、Ⅱ」（1997 年度から開設）において指導している。フレッシュマン・ゼミでは、テーマを設定して、情報（データ、文献の検索、収集）を集め分析し、発表・討論し、レポートにまとめるという作業を行わせている。そして、「経済学の技法」では、その助けとなる情報リテラシーの涵養につとめている。その結果、ワープロによる報告書、レポートの作成ができるようになり、プレゼンテーション能力も向上したといえる。ただし、そのような作業を実習するのは 1 年次前期のフレッシュマン・ゼミだけであり、さらなる徹底が必要である。

5) 今後の課題と改善方策

経済学部の基礎教育科目として 1) に示したような科目を 1 年次を中心に配置したが、学生が十分に知識や考え方を身につけているとはいえない状況がある。基礎理論であるミクロ経済学入門・マクロ経済学入門の知識を前提とする科目の担当者から、そのような指摘を受けることがある。また、情報リテラシーについては、ワープロやプレゼンテーションソフトの操作などは、ほとんどの学生がマスターしたが、経済分析を行う上で必要不可欠な表計算ソフトなどについては、満足のいくレベルに到達しているとはいえない。したがって、2006 年 4 月から改組する新学科のカリキュラム編成では次のような方策により、基礎的な能力が身につくように改善していきたい。

- ①経済理論の基礎科目群を充実させる。「経済学の基礎Ⅰ」として、従来の基礎科目を置き、「経済学の基礎Ⅱ」として 12 科目のうち、4 科目を選択必修とする。
- ②基礎科目の内容・評価の標準化を徹底する。

3. 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数の現状と評価

1) 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数

経済学部教育課程における卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目である専攻科目、主に教養教育を担う共同開講科目（仏教の思想、プログラム科目、外国語科目）等の単位数の量的配分は次表のとおりである。

科目区分 履修単位数区分	所要卒業総単位数 124 単位					
	専攻科目単位数		フリーゾーン 単位数	共同開講科目必修単位数		
	必修	選択		仏教の思想	プログラム科目	外国語科目
基本履修単位数の区分 (124 単位)	8	60	12	4	28	12
				32		
履修分別単位数の割合 (%)	6.4%	48.4%	9.7%	25.8%		9.7%

上記のような量的配分状況であるが、学生は、経済学部の専攻領域の学修を中心に、フリーゾーンの単位数を活用して学修ができるようになっており、経済学部教育理念を実現する上で、適正な単位の配分となっている。

- ①教養的授業科目と外国語科目の必修単位数は 35.5%である。専門教育的授業科目（専攻科目）の必修単位数は 6.4%と低いが、これにはコース制のカリキュラムを編成し、学生の主体的な科目選択によって学修を促進するねらいがある。専攻科目の最低履修単位数としては、必修・選択の合計は 54.8%であり、学士課程のカリキュラムとしてのバランスはとれている。
- ②フリーゾーン（12 単位）を活用すれば、学生は自己の問題意識と関心に沿って、専門的授業科目（専攻科目）または教養的科目（プログラム科目）を弾力的に履修できる仕組みになっている。

専攻科目の最低要卒単位数を 68 単位（54.8%）と外国語を含む教養的授業科目の最低要卒単位数 36 単位（35.5%）を基本とし、さらにフリーゾーン（9.7%）の活用によって学生がその関心に沿って学修を深めることができる履修単位数の区分を整備している。これは、学士課程の教育として、学生が目的意識をもって、バランスよく教養と専攻の各分野の学修をすることを促すための措置であり、かつ学生の学修ニーズが多様化してきた現状をも踏まえて履修単位の柔軟な量的配分を行ったものであり、経済学部教育理念を実現するための適切な制度といえる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①専門的教育科目（専攻科目）と教養的授業科目の配分について、学生の学修目標の多様化にあわせる必要があり、フリーゾーンを増やすことを検討する。2006 年 4 月から改組する新学科におけるカリキュラム編成ではフリーゾーンを 20 単位にする予定をしている。
- ②専攻科目の必修科目は「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」の 8 単位だけであり、学生の履修科目選択の自由度が極めて高く、学生の履修実態が適切なものであるかどうかについて、疑問が生じている。2006 年度からは 2 学科制に移行するが、その際、学生が経済学部の教育目標により適合した学修が進められよう選択必修科目を導入し、次のように卒業要件の履修方法（配分単位数）を改める予定である（次頁参照）。

区 分		科目群	単位数	必修・選択	科目例
共同開講 科 目	仏教の思想		4	必修	
	プログラム科目		20	選択	
	外国語科目		12	必修	
	小計		36		
専攻科目	基礎科目	経済学の基礎Ⅰ	10	選択必修	※マクロ経済学入門(4) ※ミクロ経済学入門(4) 現代と経済(2)、社会経済学入門(2) ※は必修科目
		経済学の基礎Ⅱ	16	選択必修	経済数学(4)、ミクロ経済学(4) マクロ経済学(4)、社会経済学(4) 現代資本主義(4)、財政学(4) 金融論(4)、経済政策(4) 国際経済学(4)、日本経済論(4) 経済史(4)、経済学史(4)
	所属学科科目	現代経済学科科目 または 国際経済学科科目	20	選択必修	演習Ⅰ(4)、演習Ⅱ(4) 卒業研究(4) ※以上の3科目を含めて、所属学科科目 の中から20単位を履修
	選択科目		22	選択	経済学の基礎Ⅰ・Ⅱの科目群 演習科目群(入門演習、基礎演習Ⅰ・Ⅱ) 所属学科科目以外の科目群 基礎力育成科目群(コミュニケーション 能力育成、データを読む能力の育成、会計・ 法律の科目群) キャリア形成科目 特別講義 ※以上の科目群の中から22単位選択履 修
	小計		68		
フリーゾーン			20		
合 計			124		

第3節 カリキュラムにおける高・大の接続

【カリキュラムにおける高・大の接続】

A 群・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

進学率の上昇、高等教育の大衆化等の影響による進学目的の多様化等の変化を背景として、学生の学修意欲や学力の低下等が指摘され、「導入教育により大学で学ぶ力をつける」という課題は、大学教育の初期段階における重要課題の1つになっている。また、本学の教育を理解し、積極的な学びの姿勢を持った学生を入学時において確保することも本学の教育目的を達成するために必要な課題である。このような視点から、経済学部における導入教育は、主に次の2つの形態をとっている。

- ①導入教育としての授業科目を、1年次を中心に配置（「フレッシュマン・ゼミ」、「現代と経済」、「経済学の技法Ⅰ、Ⅱ」など）。
- ②入試制度と関連した高等学校との教育連携協定による入学前教育、高大一貫教育。

1. 授業科目による導入教育の実施状況と評価

1) フレッシュマン・ゼミ

- ①経済学部における導入教育の中心は、フレッシュマン・ゼミ（2単位／1年次＜前期＞）である。1クラス20名程度の小規模クラスで、1年次の前期にのみ開講される科目である。新生が全員受講するように、開講時間帯には他の科目が全く設定されていない。
- ②この科目では、新生ができるだけ早く大学教育に慣れ、自主的学修の重要性を認識し、有意義な学生生活が送れるように、さまざまな角度から授業が進められている。各ゼミは、それぞれ異なった1テーマで進められるが、どのゼミにおいても共通しているのは、入学時に配付される「経済学への道」等を教材にして、新聞・雑誌・書物の読み方、レジュメ・レポート・論文の書き方、資料の検索や整理方法、プレゼンテーションやディスカッションの方法などを学ぶことである。

2) 「数学入門」、「確率・統計入門」

- ①共同開講科目の思想と科学プログラムで開講されている「数学入門」（グレード100）、情報と社会プログラムで開講されている「確率・統計入門」（グレード100）を履修するよう、履修説明会の中で指導を行っている。
- ②2005年度前期ならびに後期におけるこれらの科目の合格状況等から数学の理解度を調査する等、今後の対応を検討していく。

【2005年度前期における数学関連科目履修登録者】

- ・数学入門（前期2クラス開講／1年生92名）
- ・確率・統計入門（前期1クラス開講／1年生29名）

以上1)～2)のとおり、経済学部における高校教育から大学教育へ円滑に移行するための導入教育は、カリキュラム上、適切に位置づけられて行われている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①フレッシュマン・ゼミの運営方針については担当学会議で確認しているが、具体的な授業内容は担当者に任せられている。今後、担当者の独自性も活かしつつ内容についても標準化していく必要がある。また現在、入門ゼミが1年次前期に配置されているだけであるが、2006年度の新カリキュラムでは、入門ゼミを1年次後期、2年次前期にも配置し、2年次後期から始まる演習Ⅰへ円滑に移行できるよう、また選択が適切なものになるようにする予定である。
- ②共同開講科目で開講している「数学入門」等の受講により、マクロ経済学入門、ミクロ経済学入門等で必要とされる数学関連知識がカバーされることを期待している。今後、

導入科目としてリメディアル教育とその内容を検討するのであれば、必要最低限の内容にとどめ、ミクロ経済学入門、マクロ経済学入門、統計学等の関連科目の中で、補習形式でリメディアル教育が行えるようシラバスを再考する必要がある。

- ③日本語、英語、歴史等でもリメディアル教育が必要であるとの声も教授会であがっている。専攻科目とは異なる分野では、共同開講科目の中で、リメディアルの内容を加えていくことも検討しなければならない。さらに、今後は、入学してくる学生の学力実態を把握し検討することも必要である。

2. 高等学校との連携による入学前教育の現状と評価

本学は、本願寺派立関係の高等学校のうち、特に北陸高等学校、崇徳高等学校、平安高等学校との間で教育連携協定を締結している。

1) 教育連携校推薦入試合格者に対する入学前教育の実施

教育連携に基づく平安高等学校、北陸高等学校、崇徳高等学校の3校からの入学者は、入学前年度の11月に決定する。このため教育連携事業の一環として、入学決定者を対象に学習課題を設定し、高校教諭の指導の下で、小論文（レポート）の作成等を課し、入学前の教育を行っている。

- ①2004年度の入学者に対しては、次のような学習を課した。

【学習課題】

興味を引かれている現代の社会・経済問題について、1日1件以上新聞記事(雑誌記事やホームページ、TV解説等のメモでもよい)を選択し、スクラップ・ブックを作成すること。また、その記事に関するコメント(感想・意見・何故その記事を選んだか等)を50～100字程度でつけること。

【努力目標(学習結果の報告は不要)】

英語、数学、世界史の学力アップに重点を置いて、残された高校学習に励んでください。

- ②提出されたレポートの評価：経済・社会・文化等、広範囲の記事をとりあげ、それに対するコメントも自分の言葉による感想・意見となっており、学習の成果が見られる。約2カ月間、1日も欠かさず簡潔なコメントを加えたスクラップ・ブックを完成させている。毎日、新聞を読み、記事をスクラップするだけでも社会問題や経済問題を考える良い機会となっている等々、概ね前向きな評価がなされている。

2) 平安高等学校との教育連携の強化

- ①平安高等学校とは、高等学校と大学間の一貫教育のあり方を模索すべく、一層の教育連携強化をはかることとなった。「建学の精神を一にする教育機関として、一貫した理念に基づき人材育成をはかる」、「大学が求める基礎・素養となる科目を幅広く、かつバランス良く学ぶ環境を整える」、「ゆとり学修を通じ多様な学修経験を生徒に提供する」など、大学と高等学校が密接に関わることにより、両校の理念に見合った人材の養成に取り組もうとするものである。そのため、この趣旨に見合った教育を展開すべく、大学と高等学校が協力してカリキュラムを検討している。
- ②このような取り組みをもとにして、平安高等学校では2003年4月、新たに「プログレスコース」が開設され、2006年3月に第一期生が卒業することになっている。卒業生の希望者に対しては、適正に定められた一定の入試形態ならびに推薦基準により、本学への入学が許可されることになった。
- ③本制度による連携教育は開始されたばかりであり、本学への入学が開始されるのは2006年度からである。したがって学年進行にともない、適宜、本制度の評価を行っていくことになる。

以上1)、2)のとおり、高等学校との連携教育によって、学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために教育システムが設けられており、学修の動機付けに一定の効果があがっている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①高校の担当教員が赤ペンでメモを入れる等、与えられた課題に熱心に取り組んでいる高校側の姿勢が見られた。しかし、内容は多岐に亘っているが、テーマを絞りきれず、何を主張したいのか不明確なもの、記事の出典（新聞名）や日付の明記が不十分なもの等の問題のあるレポートも見られた。高校での学習内容に関連した記事の選び方、学習内容を踏まえた分析的・批判的コメント、レポートの書き方等の指導が必要と思われるケースもあった。

入学決定者への事前教育は、事実上、当該高校任せになっており、改善のためには生徒に対する指導等の連携作業をより緻密にしていく必要がある。どのように事前教育を行っていくべきか、今後検討する。

- ②入学後の追跡調査と評価が不十分である。成績調査、卒業後の進路調査等を行い、問題点等を具体的に把握し、その改善に努めたい。

第4節 インターンシップ・ボランティア

【インターンシップ、ボランティア】

C群・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

C群・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

1. インターンシップによる単位認定の現状と評価

経済学部には、大学コンソーシアム京都が実施する「インターンシップ・プログラム」による単位認定、自己応募による「インターンシップ活動」の単位認定、ならびに「伏見インターンシップ・プログラム」の単位認定の3種類がある。

1) 大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラムの活用

①大学コンソーシアム京都が実施する「インターンシップ・プログラム」には、次のようなプログラムが用意されている。

イ) 夏期インターンシップ（ビジネスコース・パブリックコース）は、夏期休暇を中心としたインターンシップを、企業や行政機関およびNPO・NGO団体等において2週間～1カ月行っている。

ロ) 長期・プロジェクト型インターンシップ（プログレスコース）は、3カ月～6カ月の長期にわたり企業、NPO等で実際に1つのプロジェクトを担当するものである。

②2004年度経済学部実績としては、29名エントリーを行い、プログレスコース1名、ビジネスコース8名が派遣され、いずれも最終評価として合格評価を得ている。

【ビジネスコース派遣先の事例】

大阪企業家ミュージアム（大阪商工会議所）、税理士法人山崎事務所、
京都シティ開発株式会社、税理士早川嘉美事務所、三共製版株式会社、
ワールドビジネスセンター株式会社、TMC Japan Auto INC、京都信用金庫

【プログレスコース派遣先の事例】

株式会社京都パープルサンガ

③2005年度経済学部からは、31名エントリーを行い、ビジネスコースに16名派遣が決定している。派遣先は、地方自治体、金融機関、ホテル等多彩である。

【ビジネスコース派遣先の事例】

京都府庁、京都市役所、長岡京市役所、株式会社びわこ銀行、尼崎信用金庫、
京都宝ヶ池プリンスホテル、大阪社労士事務所、京都生活協同組合、
社団法人システム科学研究所、日本通運株式会社大阪旅行支店、
株式会社京都パープルサンガ、株式会社S.R.M、株式会社トーホー、
アデコ株式会社、大阪企業家ミュージアム（大阪商工会議所）

2) 自己応募によるインターンシップ活動

①自己応募によるインターンシップ活動については、インターンシップの内容、期間などを教授会で確認の上、単位認定に相応しい内容判断を行っている。

②企業が募集しているインターンシップ・プログラムを修了し、事後学修報告書を受けて、専攻科目として単位を認定している。2004年度には「伏見区まちづくりプロジェクト」に参画する学生の各種活動を自己応募によるインターンシップとして認定している。結果的には、この「伏見区まちづくりプロジェクト」応募者のみが2004年度の自己応募インターンシップ対象者であった。

自己応募インターンシップには、自ら情報を収集して受け入れ先を選定していく地道な活動が求められるが、この点については学生の積極的な姿勢と大学側がどこまで手を差し伸べて情報を提供するのか、課題が残るところである。

	2004 年度	2005 年度
自己応募インターンシップ申請者	6 名	0 名
自己応募インターンシップ合格者	6 名	

3) 伏見インターンシップ・プログラム

- ①2004 年度から自己応募インターンシップとして「伏見区まちづくりプロジェクト」を開始した。2005 年度からは、京都市伏見区と協定を締結し、経済学部独自の「伏見インターンシップ・プログラム」を開設し、応募者を募った。
- ②このインターンシップ・プログラムの参加者は、一般公募による区民ボランティアとの連携をはかりながら、事業を主体的に企画・運営するキーパーソンとしての役割を担っている。2005 年度は 21 名の申請があり、事前学修・準備に取り組んでいる。

4) 単位認定等のシステム

- ①「事前学習」→「実習(中間指導)」→「事後学習」をひとつの枠組みとした評価を行い、単位認定にふさわしいものかどうか判定の上、その認定を行っている。単位は、専攻科目として 12 単位 (1 コース 4 単位) まで認定している。
- ②単位認定に至るまでの手続きが制度化されており、そのシステムは適切に実施されている。

以上の 1)～4) のようなかたちで経済学部ではインターンシップを行っている。受講者はまだ少ないが、受講学生からの報告書によれば、在学中に貴重な経験ができた満足度は高い。

2005 年度から伏見インターンシップ・プログラムが始まったが、現段階では、インターンシップ受講者のほとんどは、大学コンソーシアム京都のプログラムを活用している。学生のキャリア支援という視点からすれば、大学独自の取り組みにより受講者が増えることが望ましい。

2. ボランティア活動による単位認定の現状と評価

経済学部においては、ボランティア活動による単位認定を行っていない。しかしながら専攻科目でかつ本学の龍谷ボランティア・NP0 活動センターのコーディネート科目として、特別講義「国際 NGO 論」(4 単位)、特別講義「ボランティア・NP0 活動論」(4 単位)を開講し、ボランティア活動・NP0 活動や NGO 活動に対する理解を深める支援を実施している。

3. 前回相互評価申請時 (1997 年) にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各学部の教育目標の観点から、在学中に一定期間、社会人経験を積む「インターンシップ制度」を導入することも意義があり、検討すべき事項である。教室外の学修を評価し、多様な単位認定方法を模索することも今後の課題である。

2) その改善状況

経済学部は「大学コンソーシアム京都」等のインターンシップ・プログラムを利用することを認め、卒業単位として認めている。

4. 今後の課題と改善方策

- ①経済学部では、フィールドワーク、情報の実習授業の中で、コーポラティブ・スタディを積極的に行い、コミュニケーション能力の向上をはかっている。そのようなプログラムの充実をはかる上で、インターンシップは重要な位置を占めている。また、インターンシップは、学修の動機付け、将来のキャリアを見据えた学修の支援に資するところが大きいと思われるので充実をはかっていく。
- ②2006年度から始まる新カリキュラムでは、キャリア形成科目群が重要な位置づけを担っている。インターンシップはその中の中核を成す。成果を上げるためには、インターンシップ受講者数を増加させることが第1の課題である。現在、大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラムに依存している比重が大きく、今後大学独自の受け入れ先を開拓する必要がある。このためには、学部単独では限界があるので、現在、全学的な取り組み体制を整えていくための検討が行われている。
- ③2004年度に経済学部にはアドバイザーボードが設けられた。産官民の機関から、経済学部の将来構想などを評価し、アドバイスを受けるシステムである。これら関係機関との連携により、系統的キャリア形成教育の中で本学独自のインターンシップを展開することを検討している。
- ④NPO 関係の科目として、単位認定を視野に入れ、コーポラティブ・スタディ分野で、ボランティア・サービスラーニングのことを考えて行く必要がある。

第5節 履修科目の区分

【履修科目の区分】

B群・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

1. 履修科目区分（必修・選択）の量的配分の現状と評価

履修科目区分（必修・選択）の量的配分は、前述した卒業所要総単位数中の授業科目群（教養・外国語・専門）の配分単位数と密接に関連しているが、経済学部におけるその基本的な区分は次のとおりである。

必修・選択の 履修区分 基本履修 単位数の区分	所要卒業総単位数 124 単位					
	専攻科目履修単位数		フリーゾーン 活用単位数	教養的科目必修単位数		
				プログラム 科 目	外国語 科 目	仏教の 思 想
	必修科目	選択科目				
基本履修 単 位 数 の 区 分 (124 単位)	マクロ経済学入門(4)	60 単位	12 単位	28	12	4
	ミクロ経済学入門(4)			44 単位		
	8 単位必修					
履修分別単数 の割合(%)	6.4	48.4	9.7	35.5		

- ①学部各コースの専攻科目には、そのコースの学修にとって必要な授業科目（コース科目）を配置している。そのコース科目を含めて、各コースの履修に必要な履修単位数は 68 単位（54.8%）である。教養的授業科目の必修単位数は、44 単位（35.5%）である。
- ②フリーゾーン（12 単位／9.7%）を活用すれば、学生は自己の問題関心に基づいて、専攻科目または教養的科目（プログラム科目、外国語科目、仏教の思想）を弾力的に履修できる仕組みになっている。フリーゾーンの活用によって学生は、専攻科目を 80 単位まで学修できる。
- ③経済学部専攻科目の中で必修科目は「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」の 2 科目（8 単位）である。コースの必修科目または選択必修科目を設定せず、コース毎に履修モデルを提示し、「各コースで履修が望ましい科目」をあげ、学生が段階的・系統的に学修ができるよう支援している（「第2節 教育課程」を参照）。

2. 今後の課題と改善方策

2 学科設置に伴い必修科目の他に、選択必修科目を導入する予定である。2006 年度以降、この履修状況を見て、学生の系統的履修について実態を把握し、課題を把握したい。当面は、演習等の指導をとおして徹底することを考えている。

第6節 授業形態と単位計算

【授業形態と単位の関係】

A 群・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

1. 授業形態と単位計算の全学的基準の現状と評価

本学は、次の2つの基準を設けて、各学部が開講されている授業科目の特徴等を考慮して計算を行っている（学則第26条）。

- ①1単位につき45時間の学修を必要とする内容を持つものとして構成し、その計算基準は次のとおりである。ただし、教授会が教育上必要と認める場合は、上記の単位の計算方法を変更することができる。

単 位 数	学 修 時 間 (h)					
	講義・演習			実技・実習		
	授業時間	自主学修時間	合計学習時間	授業時間	自主学修時間	合計学習時間
1				30	15	45
2	30	60	90	60	30	90
4	60	120	180			

- ②卒業論文、卒業研究、特別研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を認定することが適切と教授会が認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

この全学的基準に基づいて学部においては、教育効果を高めるために、授業形態等に創意・工夫をこらして教育に当たっている。例えば、講義にフィールド実習を加える、課題レポートの提出を求め自主学修を促進する等の事例がある。学生の自主性・自律性に重きを置く伝統から、学生の自主的学修時間を考慮した単位計算方式となっている。

2. 経済学部における授業形態と単位計算の現状と評価

- ①経済学部の授業科目は、それぞれの授業目的を実現するために講義科目、外国語科目、演習科目、実習科目の授業形態に区分されて開講されており、その単位計算は学則の基準に則っており妥当なものである。
- ②単位制度の下においては、授業時間とともに学生の自主学修を促進し、その単位制度の実質化をはかることが重要である。この点については、フレッシュマン・ゼミや演習などの少人数クラスの授業で適切な指導がなされている。

3. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

学生指導をきめ細かく行うためには、ティーチング・アシスタント等の教育補助員の充実も課題である。

2) その改善状況

必修科目である「マクロ経済学入門」と「ミクロ経済学入門」に、ティーチング・アシスタントを配置した。

4. 今後の課題と改善方策

- ①単位制度の実質化をはかるためには学修指導をきめ細かく行う必要がある。そのためには FD 活動、教育支援策の充実が求められる。
- ②講義科目でも、ティーチング・アシスタント・セッションなどを導入して学生の理解をフォローする必要がある。また、コミュニケーション能力の向上のための教育をフレッシュマン・ゼミで行っているが、2 単位では徹底できていないこともある。したがって、2006 年度から始まる新カリキュラムでは、入門演習を 1 年次前期から 2 年次前期まで配置し、履修、学修の指導を徹底させる。

第7節 単位互換・単位認定等

【単位互換、単位認定等】

B 群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性…（表4）

B 群・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性…（表5）

B 群・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

1. 他大学等の学修による単位認定方法の全学的な現状と評価

本学においては、学生が他の大学等（外国の大学を含む）で修得した授業科目の単位と入学前に大学（短期大学を含む）で修得した単位を併せて60単位まで、本学で修得したものと見なすことができる（学則第37条および第38条）。この学則の規定に基づいて、次の区分により各学部において単位認定を行っている。

①単位互換協定に基づく単位認定

- イ）海外の大学との学生交換協定（「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照）
- ロ）大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ハ）放送大学（瀬田学舎および大学コンソーシアム京都内に設置されている放送大学との協定）
- ニ）環びわ湖大学連携単位互換制度（滋賀県にある大学間の単位互換）

②単位互換協定以外で学部が独自に行っている単位認定

- イ）私費による海外の大学における学修の単位（私費留学＜自己応募＞による単位認定）
- ロ）大学以外の教育施設での学修の単位（主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラム）
- ハ）入学前の大学または短期大学で履修した授業科目の単位

2. 経済学部における単位互換協定（国内・国外）による単位認定方法の現状と評価

1）単位互換協定締結の状況

経済学部は、大学が国内外の大学等教育機関と締結した協定に基づいて、次のとおり単位互換を行っている。なお、経済学部が独自に締結している協定はない。

- ①海外の大学との学生交換留学協定
- ②大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ③放送大学との互換協定

2）単位認定の方法

- ①大学コンソーシアム京都との協定に基づいて、専攻科目（12単位まで）および共同開講科目（4単位まで）の合計16単位まで卒業単位として認定している。ただし、経済学部教授会が指定した科目のみが卒業単位として認定され、指定以外の科目は卒業要件に含まない随意科目として履修をすることになる。また、単位認定時期が3月上旬となることから、卒業年次生については指定科目を含め履修はできるが、卒業要件としての単位認定対象とはしていない。なお、2004年度の履修状況は次のとおりであった。

科目区分	受講者数	科目数	合格（単位認定）者数	科目数	合格率(%)
専攻科目	31	12	21	10	
延べ科目数		47		34	72.3
共同開講科目	27	13	16	11	
延べ科目数		27		16	59.3
随意科目	7	8	3	3	
延べ科目数		8		3	37.5

- ②放送大学との協定に基づいて、専攻科目として8単位まで修得できる。なお、2003年度後期～2004年度前期にかけて20人が61科目（122単位）の登録を行い、33科目（66単位）が認定された（合格率54.1%）。2004年度の履修状況は次のとおりであった。

科目区分	受講者数	科目数	合格（単位認定）者数	科目数	合格率(%)
専攻科目	9	8	7	6	
延べ科目数		27		11	40.7

- ③単位互換協定に基づく単位認定の経済学部全体の状況（2004年度）は、「**大学基礎データ表4 単位互換協定に基づく単位認定の状況**」のとおり、43人150単位（1人当たり3.5単位）である。
- ④大学コンソーシアム京都（上限16単位）と放送大学（上限8単位）との協定に基づいて行う単位認定数の上限は24単位であり、卒業要件単位124単位に対して19.4%である。
- ⑤大学コンソーシアム京都単位互換科目、放送大学科目を単位認定する制度は、本学に開講されていない科目の受講を可能とするため、学生の多様な学問的関心を喚起しており、その教育的効果は高い。また、科目によっては他大学のキャンパスに自ら出向き、他大学の学生や教員とのコミュニケーションを生むことが期待され、教科の学修以外の人間的成長をはかる上でも一定の効果がある。

3. 単位互換協定以外の単位認定方法の現状と評価

- ①単位互換協定以外で、履修した授業科目の単位認定の状況（2004年度）については「**大学基礎データ表5 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況**」のとおり、2004年度においては、17名の学生に対して合計78単位（1人当たり約4.6単位）を認定している。主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラムと私費留学（自己応募）によるものである。大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラムの単位認定方法は、「第4節 インターンシップ・ボランティア」を参照。
- ②私費留学による場合も、学部長による書類審査および面接等により、留学先および学修方法等が厳密に審査された上で、有益と判断された場合にかぎり、教授会の審査を経て留学の可否を決定している。さらに留学先で履修した授業科目については、最終的には教授会での議を経て単位認定される。以上のとおり、単位互換協定以外の単位認定についても、適切に行っている。なお、2004年度は、入学以前の学修を単位認定した事例はない。

4. 卒業所要総単位中の認定単位数の割合と評価

学則に基づき60単位を認定した場合は、制度上は、卒業要件単位数（124単位）の48.4%となる。したがって、自大学による認定単位数の割合は、51.6%となる。

5. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①前述の積極的な意義を踏まえつつも、ただ学生の興味だけで履修させるのではなく、本学にない他大学の開講科目を学部教育の目標との関係でどのように位置づけるのかという視点からの検討を深める必要がある。
- ②授業科目を京都・大学センター（現「大学コンソーシアム京都」）に提供していない学部もあるが、大学間交流の積極的意義を認め、前向きな検討が求められる。
- ③その運営に際して、大学間における煩雑な事務手続きが生じているため、正確かつ迅速な処理が可能となるように、一定の簡略化および標準化が図られなければならない。
- ④放送大学との単位互換協定は 1997 年 7 月 3 日に締結されたばかりであり、1998 年度からの実施に向けて作業が進行中である。

2) その改善状況

- ①経済学部の教育課程との関連を検討しながら、単位互換制度に相応しい他大学の開講科目を選択している。
- ②大学コンソーシアム京都における単位互換制度への科目提供については、他大学の動向を見る必要があるとの意見もあり数科目しか提供していない時期もあったが、2005 年度は、経済学部からは 12 科目提供しており改善は進んだ。なお全学では、大学 31 科目、短期大学部 3 科目を提供している。
- ③大学コンソーシアム京都の単位互換制度については、科目の情報提供、科目概要の公開方法、申込方法、合否報告、評価体系においては、統一的な事務処理がはかれるようになった。
- ④放送大学の履修については、教育目標に基づいて実施されている。

6. 今後の課題と改善方策

- ①大学コンソーシアム京都、放送大学との単位互換では、引き続き系統的履修や学部教育の目標との関連を重視して、履修科目を指導していく。
- ②大学コンソーシアム京都との単位互換制度、放送大学を利用した科目履修制度は、今後も学修機会の多様化を実践できる教育課程の 1 つとして活用されることが望まれる。
- ③留学は、語学学修の目的だけでなく、経済学分野の学修を目的とした留学も奨励したい。2006 年度からの新カリキュラムでは、留学プログラムを充実させていく。同年度開設予定の海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）*を利用して、短期・長期の留学プログラムを実施し、語学学修だけでなく、経済学分野の学修を目的としたプログラムも実行する予定である。

*海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）： 後に Ryukoku University Berkley Center(RUBeC)と称することとなった。

第8節 開設授業科目における専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B 群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表 3）

B 群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合と評価

経済学部専攻科目において、必修科目の専任比率は 33.3%、全開設科目では 49.3%となっている。「大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率」を参照。

2. 兼任教員の教育課程への関与の状況と評価

カリキュラムの編成に関わる議論は、専任教員が行っている。経済学部の基礎科目で複数コマ開講し、複数担当者がいる授業科目については、科目担当者会議に出席し、意見交換をしている（ミクロ経済学入門、マクロ経済学入門、経済学の技法 I・II、フレッシュマン・ゼミ）。

また、やむなく兼任教員に講義等を依頼する場合には、教務主任がその主旨、目的等を説明し、教育内容の均一化がはかれるように努めている。

3. 今後の課題と改善方策

- ①開講されている授業科目は、原則としてすべて専任教員が担当するのが理想であろう。設置科目を厳選し、長期的な視野で改善努力をしていく。
- ②担当者会議は、各授業開始前に行われ、授業方針を確認している。さらに兼任教員との連絡調整を緊密にしていく必要がある。

第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

C 群・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

1. 社会人学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

1) 社会人学生の数等

- ①経済学部和社会人学生の数、「大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数」のとおりで、2005 年度にはいない。
- ②社会人学生の受け入れを目的として、1997 年度から夜間主コース（定員 100 名）を開設した。ところが、実質的な社会人の入学者数は少なく、定員充足が困難になったことから、2003 年度から夜間主コース生の募集を停止した。今後、社会人学生の受け入れについては学部ではなく、大学院で進めていくことが望ましいと判断したためである。現在、社会人学生については、入試形態として受け入れを行っていない。

2) 教育課程編成上の配慮

特に行っていない。

2. 外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①経済学部の外国人留学生数は、「大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数」のとおり、69 名が在籍している。
- ②日本語能力への配慮から「留学生のための経済学入門Ⅰ・Ⅱ」（各 4 単位）を開講している。
- ③留学生のほとんどが中国からの学生である。最近、留学生の英語学修についての需要が高まっている。しかしながら、留学生は本国でほとんど英語を学んでいないため、日本人と同じクラスでは授業についていけない。そこで、2003 年度にリメディアル教育として初級英語クラスを設置した。2004 年度には専攻科目の特別講義として「留学生のための経済英語入門」を設置した。さらに、2005 年度より共同開講科目として「留学生のための英語」を開講している。なお、この科目は「留学生のための英語 A」と「留学生のための英語 B」に分かれ、難易度が異なっている。
- ④低学年の留学生の、日本語能力に対しての配慮を各担当教員に依頼している。
- ⑤留学生のための履修説明会を開き、大学生活を円滑に送ることができるようにしている。さらに、留学生パーティーを開催し、留学生と教職員の親睦を深める努力も行っている。
- ⑥留学生には学費（入学金・授業料・施設費・実験実習料）の 50 パーセントの額を減額し（学費援助奨学金）、それ以外にも外国人留学生を対象とした複数の給付奨学金制度を設けている。

3. 帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①経済学部の帰国生徒数は、「大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数」のとおり、2 名が在籍している。
- ②入学者が少なく、実情に応じて対応している。
- ③秋期入学（9 月入学）にも対応している。

4. 今後の課題と改善方策

- ①経済学部として社会人の受け入れ政策について、今後検討していく。
- ②留学生への教育上の配慮については、満足のいく水準に達していると考えられる。ただ

し、9 月入学の制度を持っているため、授業科目配置、演習履修の時期が現状で適切かどうかについては、検討しなければならない。この点は、帰国生徒の受け入れに関しても同様である。

第10節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B 群・教育上の効果を測定するための方法の適切性

B 群・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B 群・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

B 群・卒業生の進路状況

1. 教育効果の測定方法の現状と評価

大学教育における教育効果については明確な定義がむずかしいが、個別の授業科目履修による内容の理解度、卒業後の応用能力度に分けることができよう。前者は通常、担当教員の授業による教育効果を試験等で測り、後者は実社会における通用力を測ることによって求められる。後者の測定の場合は卒業生や企業に対するアンケートが考えられる。前者の教育効果測定方法としては、主に次の2つの方法によって行われている。

①授業科目を担当する教員によって、授業経過中または終了直後に多様な形態で行われる試験による方法

②学生の授業評価による方法

1) 授業科目担当者による試験

基本的には、学期末試験、レポート、平常点（課題、発表、小テスト、質疑応答等）等による「成績評価」をもって、教育効果を測定する。各教員は、その成績評価を基に学生の到達度を確認している。それを必要に応じて授業改善に役立てている。成績評価の方法については、シラバスや最初の講義において、学生に周知徹底して学修を促している。さらに講義科目（演習、実習を除く）については、定期的に学生による授業評価を行い、教員各人の授業改善の資料としている。

2) 学生による授業評価

①経済学部独自の授業評価は行っていない。大学教育開発センターによる全学的な取り組みの中で行われている。その具体的な取り組みについては、「第5章－10 教育改善への組織的取り組み」を参照。

②学生の授業評価（講義科目／2004 年度前期）によれば、「この授業を受けてあなたの科目に対する興味・関心は深まっていますか」の設問では、学部全体で「深まっている 20.9%」、「どちらかと言えば深まっている 41.7%」の計 62.6%である。

以上の 1)、2) の方法による教育効果の測定によれば、経済学部における教育は、一定の成果をあげていると評価できる。「大学基礎データ表 6 卒業判定」によれば、卒業予定者（5 年次生以上も含む）に対する経済学部の卒業率は、毎年、75～80%であり（4 年次卒業率はこれより高い）、順調に人材を社会に送り出している。2006 年度からは、経済学部は、現代経済学科と国際経済学科に改組されるが、新しい教育体制の下で、さらなる教育効果の向上に取り組んでいく。

3) 今後の課題と改善方策

①授業科目の成績評価という教育効果測定方法は確立されているが、学生が学修の積み重ねにより全体としてどのような到達度にあるのかをはかる指標が必要である。様々な教育実践を通してその指標を検討したいが、当面は GPA の活用について、第4次長期計画期間中に検討したい。

②学生による授業評価の結果を有効に活用する方策が十分でない。この点については、現在、「大学教育開発センター」において検討中である。

③在学生だけでなく、卒業生にもアンケート調査をして、長期的な教育効果を測定する必

要があり、経済学部では1994年度入学生から卒業時にアンケートを行っている。以後、継続して毎年度実施しており、大学生活の実態と満足度の調査結果が蓄積されている。これらを活用して今後改善に役立てていく必要がある。

2. 教育効果測定方法等に関する教員間の合意の状況と評価

1) 教員間の合意の状況

前述の教育効果の測定方法については、教授会や学部教務委員会等で審議されており、全学的な合意に基づき実施されている。

- ①教育効果の測定方法としての個々の授業科目の成績評価に関しては、各々の授業科目の特徴やそれを担当する教員の教育方針によって、評価方法に多様性を帯びてくることは当然のことであり、評価方法も複数の要素を加えて評価する教員も多い。
- ②学生による授業評価や成績評価の基準の設定は、教授会をはじめ教務会議等において全学的な了承を得ながら議論を進めている。ただし、その実施にあたっては、教育における教員の主体性を尊重して、強制ではなく理解を求める方向で進めている。

以上のとおり、教育効果の測定方法に関しては、特に問題はなく、全学的に教員間の合意は確立されているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

学修の到達度としての個々の授業科目の成績評価方法の教員間の合意状況については、特に問題はない。今後は、シラバスに示された個々の授業科目の目標に則した授業評価を行い、教育効果の測定をする方法を検討する必要がある。

3. 教育効果測定システム全体を検証する仕組みの現状と評価

- ①現状では、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を明確に検証できる仕組みは導入されておらず、授業評価等の実践を通じて模索の状況にある。全学的には大学教育開発センターにおいて、授業評価結果等を参考にしながら検証システムの開発に着手したばかりである。
- ②学生の学修達成度を確認するために、外部のERE 経済学検定試験・英語・情報処理の試験などを利用することも今後検討していく。

4. 卒業生の進路の現状と評価

1) 卒業生の進路の状況

最近の経済学部の就職状況は、「大学基礎データ表 8 就職・大学院進学状況」のとおりである。

2) 今後の課題と改善方策

- ①2006年度から、2学科に改組されるので、それに対応した学生のキャリア形成の支援(キャリア形成科目の開設)や、キャリア開発部と連動した学生の進路選択の支援に努める。
- ②2学科導入に際しては、それぞれの学科卒業にふさわしい進路をより明確にしていきたい。今後は、卒業生をも交えた検討の場を設けていきたい。

第1 1 節 厳格な成績評価の仕組み

【厳格な成績評価の仕組み】

A 群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

A 群・成績評価法、成績評価基準の適切性

B 群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

B 群・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性…（表 6）

1. 履修科目登録の上限設定とその運用の現状と評価

1) 履修科目登録の上限設定

①経済学部卒業要件単位数は124単位である。その学修に際しては、単位制度の趣旨および教育効果等の観点から、次のような履修登録制限を行っている。

年次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次以上	合計
学期(セメスター)	1	2	3	4	5	6	7・8	
登録制限単位数	22	22	22	22	22	22	48	180

②履修制限の上限どおり履修し単位を修得した場合には、3 年次で卒業要件単位数（124 単位）を超える 132 単位が修得できるようになっている。しかし、ただ制限を厳しくしても、卒業延期者が増えるだけで学生の学修の促進には直結しない。課題レポートの提出等による自主的な学修時間の確保等単位制度の実質化へ向けた努力等を総合的に検討していく中で、改善をはかっていくべきであろう。

2) 運用の現状

- ①学生は3 年次までは、この上限に沿って登録しているが、4 年次になると、それまでの卒業要件単位の修得状況を反映して、登録単位数にばらつきが出てくる実態がある。
- ②先の上限は、履修登録手続きが完了次第、点検を行い、上限を超えて登録した学生については、個別に登録修正を求め、厳格な運用に努めている。しかしながら、資格取得を目的としたもの、学外における学修となるものなど以下の科目は、履修制限対象外科目として位置づけられている。ただし、単位制度の趣旨、自主的な学修時間の確保、教育効果の観点から著しく履修制限を超えた登録については、一定の指導を行っている。

随意科目（教職課程科目、本願寺派教師資格課程科目）

サマーセッション開講科目

演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習論文

国際関係コース、スポーツサイエンスコース、環境サイエンスコースにおける演習英語コミュニケーションコースにおける卒業研究

大学コンソーシアム京都提供単位互換科目

放送大学科目

3) 今後の課題と改善方策

大学においては、4 年間の大学教育として充実したものを提供すべく努力しているが、近時の就職活動の初動時期の早まりが4 年次の履修に否定的影響を及ぼしている。1 学部 1 大学の努力だけでは改善が難しい。

2. 成績評価法・成績評価基準の現状と評価

1) 成績評価の方法

経済学部における個々の授業科目の成績評価は、概ね次のような方法で行われている。

- ①教室内筆記試験：主に学期末試験時の解答用紙による評価。

- イ) 学期完結型科目（セメスター科目）は、前期の試験期間（7月下旬～8月初旬）または後期の試験期間（1月下旬）に行われる教室内の筆記試験の解答を教員が採点する。
- ロ) 通年型科目（通年科目）は、第2学期の試験期間に行われる教室内の筆記試験に基づいて行われる。
- ハ) 通年科目で実施される夏期休暇期間や冬期休暇期間の課題提出による評価。
- ②レポート試験：課題レポートや、授業後のミニレポートによる評価で、字数や枚数等に条件（上限または下限）を加える場合もある。
 - イ) 授業内容を踏まえて、ある課題を提出し、参考書の学修や実地調査等の学修を通してレポートを期限内に提出させ、それを採点する。夏期休暇等の長期休暇期間の学修課題として提出を求めることもある。
 - ロ) 学期中に2～3回程度のレポートの提出を求め、授業理解度等を確認しながら評価する。
- ③実技試験：実技それ自体を担当教員の前で演じたり、技能の成果物を展示したりしてそれを評価する。スポーツ関連科目等で行われている。
- ④平常点：授業への出席状況等を参考にして行う評価。学期末試験等の受験資格に授業回数の3分の2以上の出席を義務づけたり、採点にあたって、出席回数自体を一定の割合（例えば10～20%）で成績評価に反映させる等、総合評価の一環として活用する。
- ⑤教室内での発表・発言等による評価：演習等において、学生の学修課題に対する論点の明確さや要約の出来具合、発言の内容や学修姿勢の積極性等を加味して、演習の課題研究等を評価する。

成績評価は、以上の方法を単独または組み合わせてそれぞれの授業科目を担当する教員の創意・工夫に基づいて行われている。それは、シラバス上に「成績評価の方法」として学生に明示している。授業科目の特性や担当者によって評価方法は多様であり、各教員が責任を持って厳正に評価している。経済学部各授業科目の成績評価法等については、「2005年 Syllabus—講義概要・授業計画—（経済学部）」の該当頁を参照。

2) 成績評価の全学的基準

本学においては、適切な成績評価基準について全学的に検討した結果、2005年度からその基準を次のように変更した。

【成績評価基準】

評価の判断基準	素点評価	ランク
授業内容の理解も特に優れ、目標とする到達度を超えて一段と高い水準にある	100～90	S
授業内容を良く理解しており、目標とする到達度を超えて高い水準にある	89～80	A
授業内容を理解しており、目標とする水準に到達している	79～70	B
授業内容の理解にやや不十分さはみられるが、目標とする水準には一応は到達している	69～60	C
授業内容の理解度が低く、目標とする水準に達していない。評価資料が提出されていない	59～0	なし

- ①新成績評価は、旧成績評価基準の成績評価のA・B・Cの3段階評価に、最上級のS評価を加え、4段階評価とした。
- ②平均点評価またはGPA評価の分母を、これまでの合格科目から登録科目へ変更し、より厳密な評価になるようにした。
- ③試験欠席を示す「K」の表記を廃止し、すべて点数評価とした。
- ④履修辞退制度を新設した。
- ⑤この評価基準に基づいて、各授業科目を担当する教員の責任で、評価が行われている。
- ⑥この評価基準および各授業科目の成績評価の方法は公開されており、透明性も高い。
- ⑦成績を学生各自に公表した後においても、成績に疑義がある場合はそれを受け付ける制

度も整備されており、全体として公平な評価が行われているといえる。

2005 年度に導入した新成績評価方法では、新たに「S」評価が加わり、旧来の「K」評価を廃止した。また、「K」評価の廃止にともなって「履修辞退制度」を新設した。このことによって、シラバス上の成績評価方法の明記が一層重要視されることとなり、教員に対してより積極的な成績評価の姿勢を促すことになった。それに対応して、学生には積極的な受講が求められることになり、従来の成績評価に勝る教育効果が期待される。

3) 今後の課題と改善方策

- ①成績評価は、各授業科目を担当する教員の責任によって行われているため、評価にあたっての基準が定められている。今後は、成績評価結果について統計的な処理を行い、成績評価のばらつきの有無等の全体状況を把握し、それを踏まえてより客観的で厳格な成績評価のあり方等について検討していく。
- ②「成績評価の方法」に関しては、シラバスへの記載をより詳細に行う努力を続けた結果、かなりわかりやすい内容に改善された。今後も、より一層詳細で適切な「成績評価の方法」の明示に努めていく。

3. 厳格な成績評価の仕組みの導入状況と評価

1) 各教員による厳格な成績評価

成績評価は、前述した成績評価の基準に基づき、授業科目担当者の責任で厳格に行われている。

2) 成績疑義の申出制度

本学では、学生からの成績疑義制度を設けている。評価に疑義のある場合に学生は、定められた期間内に合理的根拠を明確に示した「成績疑義申出用紙」を提出し、それに対して当該担当教員が回答することになっている。このため担当教員にある程度の客観的基準を意識させる効果がある。

以上の 1)、2) のような仕組みで、経済学部における成績評価は厳格に行われている。

3) 今後の課題と改善方策

特に問題はないと思われるが、より適正な成績評価が行われるよう FD 活動等を通じて改善をしていく。

4. 各年次・卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の現状と評価

1) 演習論文による卒業時の質の確保

- ①演習論文は、2 年間の演習の成果だけでなく、経済学部における学修の成果を集大成させる意義を持っている。この意義を踏まえて、学生の学修過程（研究テーマの設定、演習時の発表と学生相互の討論、論文草稿の添削等）においては、演習担当教員による個別指導が行われており、演習論文の作成指導は、経済学部の卒業時の学生の質を検証・確認するための方途としては適切である。
- ②経済学部専攻コースにおける 2004 年度 4 年次卒業年次生演習論文提出対象者 329 名のうち、211 名（64.13%）が演習論文を提出している。
- ③演習論文については、毎年『龍谷大学経済学論集（学生論集）』に掲載される機会があり、意欲ある学生は競って投稿している。2003 年度は 12 件、2004 年度は 14 件提出している。

2) 今後の課題と改善方策

各年次および卒業時の学生の質の検証等の方策として、GPA (Grade Point Average／成績加重平均値) を 1988 年度より導入している。しかしながら GPA が実体的な意味を持つためには、学期制度や履修登録制限の設定、自習環境の整備等教育システム全体と関連させて検討する必要がある。この点を踏まえつつ、教授会において活用方策をさらに検討したい。

第12節 履修指導と自主的学修の活性化

【履修指導】

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・オフィスアワーの制度化の状況

B 群・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

1. 履修指導の現状と評価

1) 全学年を対象とした履修指導

学生に対する履修指導は教育上極めて重要であることから、毎年、学年初めにオリエンテーションを行っている。特に新入生に対しては約1週間設定しているオリエンテーション期間の中で履修要項、シラバス、時間割の説明を行い、適切な履修ができるように指導している。

- ①各学期（前期・後期）開始前に、学年毎に「履修登録説明会」を実施し、履修方法や学修計画等の基本的事項について説明を行っている。その後は、履修相談期間（4～5日間）を設けて、教学部（経済学部担当）の窓口において学生の個別の質問等に応じて指導を行っている。
- ②学生にわかりやすい「履修要項」や「シラバス」の作成に心がけ、「概要」や「進め方」、「成績評価の方法」、「教科書」、「参考文献」、「系統的履修」、「担当者からの一言」等の内容を毎年検討し、より充実した内容を提供している。
- ③科目等履修生、編転入生、留学生に対しても、個別的に履修相談を受け付け、履修指導を行っている。

以上のとおり、学生に対する履修指導は、履修登録前における全体の説明会、履修指導期間の設定による学生の個別指導、履修要項やシラバスの内容の改善等により、適切に行われている。

2) コース履修モデルを示した指導

毎年度配付する履修要項において、各コースで履修が望ましい科目を図表で示し、学生がコースの目的に則した学修ができるように履修指導している（「2005年度 履修要項（経済学部）」117～120頁を参照）。

3) フレッシューズキャンプ

本学は、新入生オリエンテーションの一環として、入学後の新入生全員を対象としたフレッシューズキャンプ（1泊2日）を実施している。この期間中の様々なプログラムをとおし、学生生活を有意義に送るための助言・指導が行われている。

- ①ホテル等全館を借りて、学部単位で実施している。
- ②クラス親睦会、在学生のアトラクション、キャンパスライフ相談会等を行っている。
- ③特にキャンパスライフ相談会では、2日間にわたり各学部の教員や職員が相談に応じている。この中で、予備登録制度などの履修方法等に関する説明や履修登録科目選択を含む個別相談にも応じている。
- ④打解けた雰囲気の中で行われるため新入生も気軽に相談ができ、かつ、一定の時間を共に過ごすことから、効果的な手段であるといえる。同時に、入学後間もない時期に寝食を共にすることによって、クラス全体の一体感（仲間意識）を醸成する効果もあり、その後クラス単位の授業を進める上でも有益といえる。このことは、学生部が行っている「学生生活実態調査（2003年度版）」に「大変よかった」、「まあまあよかった」と回答したものが、約80%いることから裏付けられている。

4) 登録確認書類の配付による確認

経済学部は、1997 年度昼夜開講制にともなうカリキュラム改革を実施し、その後、教養的授業科目にあたる共同開講科目のカリキュラム改革を実施した。入学年度により履修方法が異なる等複雑化した時期もあったが、全体説明会や個別の窓口指導で履修説明を行い、受講登録表の提出、登録確認表によるチェック作業まではシステム化された事務手続で登録作業が進められる。以下は登録が完了するまでの行程である。

- ① 学生の履修登録後、速やかに電算処理を行い、「受講登録確認表」を全学年に配付し、学生に受講登録科目の確認を求めている。登録ミスがあれば、事務室の窓口で指導の上、修正を行っている。
- ② この確認表は、履修方法と関連させてシステム化されており、「既得科目」、「登録講時ダブリ」等のエラーメッセージが表示されており、学生にとっては確認しやすいようになっている。
- ③ これにより、学生の履修方法の思い違いや事務的ミスによる受講不可、卒業延期等の不利益の発生を未然に防止している。

以上の 1) ～4) の方法によって、学生が自己の学修目的に沿って授業科目の選択が適切にできるよう支援しており、履修指導は適切に行われている。

5) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ① 履修登録説明会は、高年次になるほど出席率が悪くなり、履修登録のミスによる問題も生じている。
- ② 将来的にはコンピュータネットワークを用いて学生が自らの操作で履修登録ができるようなシステムを採用できるよう検討する。それが実現すれば、履修制限、時間帯の重複チェック等が即時にでき、学生本人の初歩的な人為的ミスの防止にもつながり、さらに事務処理が簡素化される。

（2）その改善状況

- ① 履修説明会に参加する学生が高年次になるほど少なくなるのはやむを得ないところであるが、カリキュラムの改変に伴う移行措置などの情報が十分伝わるようさらなる配慮が必要である。経済学部では 2002 年度より隣接する教室を組み合わせて成績配付会場と履修説明会会場とを設定するなどして、履修説明会への出席率を高める努力を行っている。
- ② コンピュータネットワークの活用による Web 登録は、実施には至っていないものの、早期に開発運用できるよう鋭意検討している。

6) 今後の課題と改善方策

- ① 事務上の登録ミスを少なくするための履修指導をさらに徹底するとともに、履修相談期間中はオフィスアワーの時間帯を設置する等、教員による学生への履修指導も充実させなければならない。
- ② フレッシュヤーズキャンプでのクラス指導に各クラス教員も参加し、4 年間の経済学部での学修について学生と真摯に話し合う場として活用されることが望まれる。

2. オフィスアワーの現状と評価

1) オフィスアワーの制度化

2005 年度からオフィスアワーを制度として実施し、専任教員の開催時間や場所等を履修要項に明示した（「2005 年度 履修要項（経済学部）」45～46 頁を参照）。

2) 今後の課題と改善方策

今年度から制度化したので、実施状況や効果・問題点等を把握し、改善をはかっていきたい。

3. 留年者等に対する教育上の配慮等の現状と評価

1) 履修指導

- ①留年者と修得単位僅少者をリストアップ（2 年次以上）して、年度明けのなるべく早い時期に、教務委員またはゼミ担当教員が個別指導を実施している。
- ②特に、留年生や修得単位僅少者が相対的に多い課外活動選抜入試による入学者に対して、1 年次に早期の指導を実施している。多様な入試形態に対応するために、関係校入試では、入学生に対して、1 年次の 5 月頃に懇談会を開催し、問題点を把握した上で、指導を実施している。

2) 学費の減額

教育上の配慮とは異なるが間接的な配慮として、留年者に対して次のような学費の減額を行っている。

(1) 授業料の減額

- ①授業料（731,000 円）の半額を基本授業料（365,500 円）とする。
- ②基本授業料（365,500 円）÷38 単位を 1 単位当たりの登録料（9,620 円）とする。
- ③ $365,500 \text{ 円} + (9,620 \text{ 円} \times \text{登録単位数})$ が授業料（学則に定める授業料が上限）となる。

(2) 施設費の減額

施設費(250,000 円)－50,000 円＝200,000 円

以上 1)、2) のような措置により留年者への配慮を行っている。特に、未修得単位が 38 単位以下の場合は、その単位数が減るにしたがって学費負担が軽減できる仕組みになっている。2004 年度経済学部においては、65 名の学生がこの学費減額の措置を受けており、学修の継続を望む学生にとって有用な制度として機能している。

3) 今後の課題と改善方策

- ①指導に応ずる留年者については特に問題はないが、面談の連絡を個別に行っても来ない者がいる。それらの留年生に対する指導をどうするかが課題である。
- ②留年後の履修状況は決して良好な事例ばかりではなく、受講登録はするものの授業への出席率は低く、単位修得ができないケースが多い。その結果、在学 5 年でも卒業できず、6 年、7 年と留年を重ねるケースもある。結果として、学年末に進路変更や修学意欲の喪失により退学するケースが多い。留年に至った理由を把握し対象学生の意志を尊重しながら、卒業へ導くよう引き続き指導に努めていく。

第 1 3 節 授業形態区分と授業方法の関係

【授業形態と授業方法の関係】

B 群・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B 群・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

B 群・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

1. 授業形態・方法の現状と評価

本学は、各学部教育目標を実現するための基本的な授業形態として、講義、演習、実験、実習および実技に区分して単位計算の基礎を定めている（学則第 26 条）。経済学部は、これにより個別授業科目の形態等を定めている。

1) 授業形態と授業方法

経済学部の教育課程の内容を学生に効果的に教授するためには、授業内容に則した適切な授業形態と授業方法で行うことが肝要である。経済学部は、概ね次のような形態と方法によって行っている。

- ①講義形式：経済学の知識を教授する授業科目は基本的にこの講義形式をとっている。経済学の各分野における基礎理論をしっかりと身につけることを重視しているため、この授業形態が多い。テキストや参考書等に基づいて授業が展開されている。
- ②演習形式：1～4 年次まで少人数で行われる演習の授業。
- ③外国語：メディア教室で教材ソフトを活用等して行われる。「読む・聴く・話す・書く・訳す」という外国語の実践的スキルレベルアップをはかり、国際社会で活躍できる素地を養う。教室内の学修が重視される。
- ④実習形式：スポーツ技術学その他、特別講義「データ解析」等でコンピュータを用いて、経済学分野の学問的手法を修得するために行う授業。

経済学部では、以上のような授業形態・方法を基準にして、授業科目が区分されているが、内容によっては、それらの形態を一部複合させながら行うこともある。この授業形態によって教育指導が適切に行われている。

2) 多様な授業形態・方法を支援する体制の整備

授業方法は、教材ソフト（コンピュータ）の活用、プリントの配付、ビデオ教材の視聴、プレゼンテーション・ソフトの使用等多様である。また、成果発表会や補習目的の合宿等も実施されている。こうした多様な授業方法を支えるためにはその支援体制の整備が肝要であり、そのため、次のような体制を整備している。

- ①教材印刷室を設置し、用紙代等経費は全額大学で負担している。
- ②コンピュータを使用する場合は、教育補助員を配置して授業をサポートしている。
- ③授業形態・方法に則した多様な施設（計算室、電算実習準備室・演習室等）を整備している。
- ④ゼミ教育補助費等を設け、ゼミ合宿等による集中的・自主的学修の経費を支援している（「第 5 章－11 教育・学修支援」を参照）。
- ⑤ゼミ合宿等で利用できる指定合宿施設を 68 カ所設けている。

3) 授業規模

- ①経済学部（専攻科目）の授業規模を評価する目安としては「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」がある。これによれば、64 人以下の教室で行っている授業は 64.7%、65～200 人規模の教室使用は 14.3%であり、概ね適切な規模で授業が行われているといえる。

- ②講義に関しては、学生数が150名を越えている講義に関しては、教育補助員を配置し、授業運営に関わる補助的業務（授業出欠調査・視聴覚用機材の操作等）を行い、担当教員の負担軽減をはかる等の配慮をしている。
- ③受講登録者が多い場合の試験（専任教員の場合受講者300名以上、兼任講師の場合受講者200名以上）の答案用紙については、担当者が試験場から「解答用紙」を持ち帰った後、直ちにそれを学籍番号順に整理する等の作業を全学一斉に行い、担当者の採点の負担軽減と効率化をはかっている。
- ④経済学部は、9部門にわたる開設授業科目を、コース制に基づいて履修体系を編成しているが、各授業科目は前述のような授業形態で体系づけられ、教育課程に則した内容で授業が行われており、それを支える体制も効果的に機能している。

以上1)～3)のとおり、経済学部における授業形態と授業方法は、教育課程に則して個々の授業内容に適した内容で行われており、それを支える体制も効果的に機能しているといえる。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①少人数科目を増加させると、必然的に必要とする教室数が増え、講義科目との関連もあり、適正規模の教室の確保が難しくなっており、解決の方策を検討する必要がある。
- ②授業形態や開設科目の多様化によって必要教員数が増え、専任教員だけでは担当しきれなくなりつつある。
- ③また最近では、少人数という良好なゼミ運営の条件を満たしているにもかかわらず、活発な討論を促しても学生が十分な反応を見せない場合もある。
- ④講義科目の中には、400名以上となる科目があり、学舎別の開講科目数は次表のとおりである。授業規模は、学生の理解度や満足度と密接に関係しているとともに、過大な授業規模は、教員の授業改善意欲を減退させる場合もある。歩留まり率を十分に分析した上で入試判定、学期毎の履修制限、授業分割等、改善策を総合的に検討する必要がある。

	96年度	97年度
深草学舎	58	55
大宮学舎	3	3
瀬田学舎	3	1
合 計	64科目	59科目

- ⑤ティーチング・アシスタント(T・A)の活用方法を検討する余地がある。
- ⑥少人数教育の実践経験を教員間で交流させる場の設定について、検討する必要がある。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、動機づけの面でも非常に効果的であり、今後も継続していくのが望ましい。
- ⑧教室等の照明機器を改善し、視聴覚教育機器等を充実する。
- ⑨自習環境をさらに整備する。

(2) その改善状況

- ①キャンパスの物理的制約もあり、授業形態や方法に合わせた教室を整備するには困難もあるが、引き続き改善に努めていく。
- ②教員数については、財政上の問題もあり、個別学部の対応のみでは解決できない。本学では、教学と財政の両立の視点から、全学的に長期財政計画を策定した（教員人件費枠は附属収入に対して40%とし、上限を42%とする）。この基本方針の下で、教育改革との連動をはかりながら検討している。

- ③および⑥：少人数教育の経験交流の場について、各学部独自で行っているケースもあるが不十分であり、大学教育開発センターにおいて授業改善の一環として取り組むことを検討する必要がある。
- ④2005年度における受講生が400人以上の経済学部専攻科目は1科目である。引き続き解消に向けて、努力していく。
- ⑤ティーチング・アシスタントは、大学の制度として整備した。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、実施している学部がある（経済学部、法学部）が、今後、各学部の特性を踏まえ、全学的に実施していくことが望ましい。
- ⑧教室等の照明設備の改善に努めるとともに、DVDやCD・MDプレーヤーなどの機器についても拡充をはかる。その活用支援部署として情報メディアセンターを設けた。引き続き改善に努める。
- ⑨自習施設としての大宮図書館の改修、瀬田図書館の拡充および深草キャンパスにおける「Learning Crossroads」（自習施設）の拡充を行った。

5) 今後の課題と改善方策

- ①教育指導は、授業形態に則して適切に行われている。ただし、授業方法については、教員個人に任せられている。今後は、学部内のFD活動を促進させ、授業方法について改善を進めていきたい。
- ②大人数授業は、対話型等の双方向性を持った授業方法や授業の進行過程で学生の理解度を測定するために小テスト等を行うことが困難であり、受講生の人数抑制が必要である。

2. マルチメディアを活用した教育の導入状況と評価

マルチメディアの活用は、学生の授業理解の促進、効率的な授業の進行、学生の復習の補助等、学生の積極的・効果的な学修を支援する上で有効であり、その効果も高い。経済学部におけるマルチメディアを活用した主な授業科目は、次のとおりである。

1) 個別の授業科目による活用

次の授業で、ビデオ、DVD教材を活用している。

- ①「環境経済学」：さまざまな環境の実態を示すためにビデオを活用している。
- ②「アジア経済史」、「西洋経済史」、「経済学史」：歴史の場面を想像させるために、その時代を背景とした映画を活用する。
- ③「中国経済論」：現在の経済状況を映し出す映画やドキュメンタリーを活用する。
- ④ゼミ報告会：OHCやプロジェクターの利用できる教室で、プレゼンテーション・ソフトなどを利用して報告会を行うゼミもある。

2) マルチメディア教育を促進するための環境整備

全学的な整備方針に基づき、深草学舎および大宮学舎に、マルチメディア教育環境を整備している。「第11章 施設・設備等（学部・大学院）」を参照。また、マルチメディア教育と施設・設備を担当する事務部署として、情報メディアセンターを設置してその支援にあたっている。

以上 1)、2) のとおり経済学部においては、マルチメディアを活用した教育を一部において展開してきたが、その活用事例はまだ少ない。マルチメディア教育の運営については、「メディア教育委員会」を設置し、情報教育・視聴覚教育等のマルチメディア教育に関して授業担当者等の創意工夫を支援し、それに必要な環境整備をはかっている。さらに、大学として情報メディアセンターを設置して、その支援等を行っており、全体として適切な運用がなされていると評価できる。

3) 今後の課題と改善方策

経済学部では学部プロジェクトとしてのサイバーグローバル・エコノミー・プロジェクトを推進する中で、全学的なユビキタス環境の整備と併せて検討していく方向である。

3. 遠隔授業による単位認定の現状と評価

1) 遠隔授業による単位認定

現段階では、経済学部においては、「遠隔授業」は行っていない。

2) 今後の課題と改善方策

現在、全学的方針に基づき、パソコン等を利用していつでもどこでも学べるようユビキタス環境の整備を検討しているが、遠隔授業の導入も含めたマルチメディア教育を促進するための新たな基盤整備を進めていく。

第14節 新学科の概要（参考）

経済学部は、2006年度から2学科（現代経済学科、国際経済学科）に改組される予定である。この改組は、現行の学科（経済学科）における教育目標（人材養成の目的）を、現在の社会状況においてより的確に実現することをめざして行われる。

2学科制へ移行するに際し、改善すべき課題については、前節までの「今後の課題と改善方策」の該当箇所に記述してきた。しかし、それは、各節に対応した部分的な記述にとどまっており、2学科の教育課程全体の中でそれを把握することは困難である。そこで、改善課題のより体系的な理解を促すために、参考までに2学科の設置計画の概要（2005年5月現在）を以下に示す。

1. 学科の名称および入学定員等

①現代経済学科

学生定員：入学定員 300 名 編入学定員 7 名 収容定員 1,214 名

②国際経済学科

学生定員：入学定員 200 名 編入学定員 5 名 収容定員 810 名

2. 現代経済学科・国際経済学科の理念・目標等

1) 理念・目標

近年、日本と世界の経済構造の大きな変化の中で、経済学部では、伝統的な経済学教育に加えて、経済の国際化、情報化、地域経済の役割の増大など、経済学部が直面する現代的な高等教育ニーズを満たすべく、以下のような教育目標を設定した。

- ①国際化された経済・社会にあって、「地域の時代」を担える人材の育成
- ②情報社会に柔軟に対応できる人材の育成
- ③政策立案能力や起業家精神を持つ人材の育成
- ④高度職業人養成を目的とした学部と大学院の教育連携の確立

今般、以上の教育目標をより一層達成すべく、経済学科を発展的に改組し、現代経済学科と国際経済学科を設置することとする。すなわち、経済学教育を通じた専門的な知見や分析能力、幅広い教養教育による総合的な視野に加え、以下に示すような人材の育成をめざす。

【現代経済学科】

最新の経済動向を説明でき、客観的なデータ分析と計画、立案、提言の能力を備えるとともに、豊かな発想力を持ち、人や環境への「やさしさ」、快適な生活への提言ができる人材の育成をめざす。

【国際経済学科】

世界経済の最新動向を説明することができ、コミュニケーション能力に優れ、豊かな国際感覚を持ち、国際化されたビジネスシーンで活躍するとともに、世界のさまざまな地域の人々と協力しながら、迅速に問題解決できる人材の育成をめざす。

2) 現代経済学科、国際経済学科設置の必要性

(1) 社会的要請

21世紀初頭に当たり、日本と世界の経済は大きな転換期を迎えている。東西の国際的市場統合、経済・社会の急速な情報化が進展しており、グローバルかつ即時的な各国間の相互依存関係や国際的市場競争が顕著になっている。また、長期化する不況の中で、国内産業の急速な構造変化と、人口構造の少子高齢化が進展し、かつて経験したことのない複雑化した経済問題が顕在化するにいたっている。

社会全般において、このような日本と世界の経済・社会の課題に対応しうるカリキュラム

を配した経済学教育の確立が求められている。

①新たな経済学教育への要請

多くの高校生アンケート調査によると、大学進学に対し、社会で役に立つ学修内容、資格に直結する学修内容を期待する声が多い。経済学の基礎の徹底と、それをバックボーンとするさまざまな実践的問題解決シーンの提供を実現できる“使える経済学”教育のプログラム構築が求められている。

②企業・実業界からの要請

龍谷大学経済学部では、2004年12月、実務家から構成された学部アドバイザーボードを設置し、経済学教育に関する総合的な諮問を行ってきた。そこにおいて、現在の大学卒業新入社員に不足しているものは、問題解決能力、忍耐力、チャレンジ精神等であるとの指摘があった。このことから学外体験をもとにしたキャリア形成科目の導入により、長期間に及ぶ実体験や就業の経験を通して、問題解決能力を育成するカリキュラムが求められているものと強く認識するにいたった。

③現代経済学科の必要性

イ) 地域社会からの要請

今日、地域社会にはさまざまな課題があり、また、多様な期待が寄せられている状況にある。このような中で地域社会は、大学との連携や、政策立案などを担いうる人材を求めている。「地域から学び、地域へ貢献する」という姿勢を特徴としてきた本学経済学部は、今後さらに、これらの要請に応えていく必要がある。

ロ) 生涯設計、癒しを重視する社会からの要請

これからの経済活動は、単にお金やモノの流れだけでは説明できない。さまざまなライフスタイルやライフステージに応じて生涯設計をサポートする人材や、人や環境への優しさを理解し、安全な社会をめざす人材の養成が重要となっている。経済学教育においても生涯設計や、ホスピタリティ、医療経済、サービス経済、観光学などの癒しや医療にも目を向けた、社会福祉型、サービス指向の経済活動に関する知識の教授が求められている。

④国際経済学科の必要性

グローバル社会からの要請：ボーダーレス社会の到来で、コミュニケーション能力や異文化の理解に優れた国際人の養成が必要となっている。各国のビジネスマンや要人と気軽に話せ、さまざまな現象の歴史的背景をも説明できる人材の育成ができるよう外国語教育と国際・地域に関するカリキュラムが求められている。

(2) 教育上の必要性

- ①教育機能の充実・強化は、日本の大学共通の課題ともいえるが、経済学教育においても、経済学の理論や経済に関する知見を基礎から応用まで修得するという伝統的な目標に加え、課題設定と問題解決・政策提案能力、起業家精神を涵養することが求められている。さらに、国際的な経済・社会で活躍するための豊かな教養、国際感覚、グローバル経済に関する知識、コミュニケーション能力等が求められるにいたっている。
- ②現代経済学科、国際経済学科では、そのような社会・経済の要請に応じて、国際経済・社会で活躍できる卒業生を養成するために、伝統的な教養教育、経済学の専門教育の徹底に併せて、留学、フィールドワーク、インターンシップ、ボランティア・サービ斯拉ーニングなどの現場型・実習型の教育手法を重視する。さらに、IT技術を駆使した海外との連携教育など、新しい教育手法を実現し、社会の要請に応える。
- ③また、学生の大学教育に対するモチベーションを高め、自発的な学修への参画、卒業後に向けた積極的な自己形成を支援するため、まず教養科目、経済学の基礎科目を重点的に学ばせ、2年生後期（第4セメスター）以降、各自の進路目標にあった学科選択を行う。

3. 現代経済学科、国際経済学科の特色－教育目標、教育手法、教育内容－

1) 教育目標の特色

①現代経済学科

現代経済学科は、複雑化・多様化する現代経済・社会の諸問題を解明し、経済学の専門的、総合的な視野から社会・経済の諸問題の解決、アメニティの高い経済生活実現のための政策を提案することができ、情報化社会において軽快な情報発信ができる人材の育成を目標とする。

そのような人材に求められている能力とは、深い経済的思考力と戦略的思考力、政策立案能力を兼ね備え、優れた情報収集・分析・情報発信能力を持ち、さまざまなビジネスシーンや地域社会において政策立案、政策提言を成し得る能力、人や環境への「やさしさ」を理解し、安全で快適な生活を提案できる能力である。

②国際経済学科

国際経済学科は、国際的な経済・社会のさまざまなビジネスシーンや政策形成・実践の場において活躍できる人材の育成を目標とする。国際人としての豊かな教養と国際感覚、グローバル経済に関する知識、国際的コミュニケーション能力を兼ね備えた人材を育成する。

そのような人材に求められている能力とは、深い経済的思考力、戦略的思考力、政策立案能力を兼ね備え、国際的な経済知識、豊かな国際感覚を背景とする、国際的コミュニケーション能力や、さまざまな国際的ビジネスの現場においてリーダーシップを発揮できる能力である。

2) 教育手法の特色

現代経済学科、国際経済学科では、国際化・情報化された国内外のさまざまなビジネスシーンで活躍するための能力を育成するために、導入教育から基本科目、発展科目にわたる積上型経済学教育、1年生から4年生にわたる演習を核とする少人数制教育に加えて、さまざまな社会参画型教育を活用した体系的な学習の機会を提供する。大学での講義に加え、国内外のフィールドワーク、インターンシップ、留学制度などの参画型・体験型教育を活用し、従前の経済学教育を補完、充実させる。

【経済学部が重視する参画型教育】

〔インターンシップ〕

- ・伏見「まちづくりインターンシップ」
- ・大学コンソーシアム京都 インターンシップ・プログラム
- ・自己応募インターンシップ
- ・学外体験をもとにしたキャリア育成科目*

【特に現代経済学科が重視する参画型教育】

〔フィールドワーク〕

地域活性化プロジェクト**

- | | |
|----------|----------|
| ・新京都学 | ・伏見学 |
| ・西本願寺門前町 | ・京都ものづくり |

*学外体験をもとにしたキャリア育成科目：龍谷大学経済学部アドバイザーボードとの連携によるキャリア形成科目と長期間の学外体験を基礎とするキャリア形成プログラム。目標設定・問題解決・公開と評価の各ステージを含む、長期成長型リレー講義。

**地域活性化プロジェクト：地域の活性化や京都の伝統産業に関する講義と、本学の立地する京都市を対象とした地域の歴史・社会、産業活動や商店街などのフィールドワークを行い、地域活性化のための調査・分析、政策提言を行う。

【特に国際経済学科が重視する参画型教育】

〔グローバルスタディー〕

短期語学研修

長期交換留学

自己応募留学

龍谷大学パークレー・キャンパス（仮称）留学プログラム****

4. 教育内容の特色

現代経済学科、国際経済学科では、幅広い教養、経済学の専門的知識に加え、社会において活躍するための問題発見・解決能力、政策提案能力、コミュニケーション能力を育成する。

①現代経済学科の教育内容

- イ) 幅広い教養教育に加え経済学の専門教育により現代経済の仕組みや動きを理解、分析するための能力を身につける。
- ロ) 現代経済の諸問題を解決するために、問題を発見し、因果関係を分析し、問題解決のための政策提言ができる能力を身につける。
- ハ) アメニティの高い社会生活を実現するため、人や環境にやさしく、地域経済・社会の活性化のために提案できる能力を身につける。

②国際経済学科の教育内容

- イ) 幅広い教養教育に加え、経済学の専門教育により、現代経済の仕組みや動きを理解、分析するための能力を身につける。
- ロ) 世界経済の最新の動きが説明でき、国際的な企業、政策形成・実施のさまざまなビジネスシーンで積極的に活動する能力を身につける。
- ハ) 豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を兼ね備え、世界のさまざまな地域の人々と協力しながら問題を解決する能力を身につける。

5. 教育課程の編成の考え方および特色

1) 教育課程の編成の考え方

(1) 教育体系

教育課程は、①龍谷大学京都学舎を構成する文学部、経済学部、経営学部、法学部が共同して開講する教養的授業科目群である「共同開講科目」と②経済学部固有の専門教育に関する「専攻科目」に区分し、幅広い教養教育と積上型の専門教育を展開する。

(2) 卒業要件単位数

共同開講科目	36 単位（必修 16 単位、選択 20 単位）
専攻科目	68 単位（必修 8 単位、選択 60 単位）
フリーゾーン	20 単位
合計単位数	124 単位

*** 特別講義「ボランティア・NPO 活動論」：ボランティアやNPO活動の現状や役割に関する講義に加え、ボランティア参加型NPO活動の計画立案、ボランティア体験を有機的に組み合わせた社会参画型講義。

**** 龍谷大学パークレー・キャンパス留学プログラム：龍谷大学パークレー・キャンパス（仮称）（2006年度中の開設に向けて準備中）において短期、長期の留学プログラムを展開する。後に Berkeley Internship and English Program(BIE Program)と呼称することとなった。

(3) 科目区分

①共同開講科目群

- イ) 必修科目群：建学の精神にかかわる科目である「仏教の思想」、外国語（英語、初修外国語）が必修科目となっている。
- ロ) プログラム科目群：人文、社会、自然分野にわたり幅広い知識と教養を総合的・系統的に学習するプログラムからなる。

②専攻科目

- イ) 経済学の基礎Ⅰ：現代経済の諸問題を通して経済学の導入をはかる「現代と経済」、経済学の基礎理論の導入科目である「ミクロ経済学入門（必修）」、「マクロ経済学入門（必修）」、「社会経済学入門」など経済学教育のための導入をはかる科目群である。
- ロ) 経済学の基礎Ⅱ：中級程度までの理論経済学である、ミクロ経済学、マクロ経済学、社会経済学に加え、経済数学、財政学、金融論、国際経済学、経済政策、日本経済論、経済史、経済学史、現代資本主義などの経済学を学ぶ上で中心となる科目群である。
- ハ) 経済学コア科目群：両学科に関する発展的な経済理論、国内外の経済に関する知識や歴史などを学ぶ科目群である。

〔現代経済学科の主な科目群〕

- A. 現代経済学プログラム：数理経済学、経済成長と循環、経済動学、不確実性と情報の経済学等
- B. 産業経済プログラム：産業経済論、地域産業論、観光経済論、地域活性化プロジェクトⅠ・Ⅱ等
- C. ファイナンスプログラム：ファイナンス理論、企業金融論等
- D. 応用政策プログラム：公共経済学、社会政策、環境経済学、租税論、NP0 論 等
- E. 経済情報プログラム：経済統計学、計量経済学、IT 社会と情報管理、情報システム論等

〔国際経済学科の主な科目群〕

- A. 国際経済学プログラム：国際金融論、国際貿易政策、比較経済論、国際ビジネス論等
- B. 開発経済プログラム：開発経済学、国際協力論、農業・資源経済学、地域経済論等
- C. 経済史プログラム：日本経済史、アジア経済史、ヨーロッパ経済史、経済思想史等
- D. 世界経済プログラム：アジア経済論、中国経済論、ヨーロッパ経済論、アメリカ経済論等
- E. フィールドワーキングプログラム：フィールドワーク実習Ⅰ・Ⅱ、NP0・ボランティア活動実習Ⅰ・Ⅱ等

ニ) 基礎力育成科目群

- A. コミュニケーション能力の育成：国際コミュニケーション能力育成のために、共同開講科目の英語および初修外国語、経済学部が開講する英語科目などを履修することが可能である。さらに、ユビキタス環境において海外の大学などから配信される講義等を活用し、コミュニケーション能力を高める。
- B. データを読む能力の育成：情報の収集、分析するための基礎となる科目群。経済学の技法Ⅰ・Ⅱ、統計学、社会調査の技法、フィールドワークの技法等
- C. 会計・法律プログラム：社会において活躍するために必要となる経営・会計・法律に関する科目群。簿記論、経営学総論、民法、商法、経済法等

- ホ) キャリア形成科目群：職業意識を啓発するためのキャリア啓発科目群、学外体験

をもとにしたキャリア育成科目、各界のビジネスマンを講師とする金融業、製造業、サービス業、地方自治体などの業界論等の科目群。

2) 教育課程の特色

(1) 少人数制ゼミナール教育

学生の体系的、系統的な学修を可能にするため、大学教育への導入をはかる入門演習（第1セメスター）、幅広い視野から経済学への導入をはかる基礎演習（第2セメスター）・基礎演習Ⅱ（第3セメスター）、経済学の専門教育を学ぶ演習Ⅰ（第4・5セメスター）・演習Ⅱ（第6・7セメスター）、卒業研究（第8セメスター）に及ぶ系統的な少人数制ゼミナールを配置する。ゼミナール教育を4年間の学修の根幹と位置づけ、知識の伝授にとどまらず、学生の主体的、積極的な取り組みを促し、経済・社会に関する諸問題の分析、解決へ向けての諸提言を行う能力をも培う。また、学生と指導教員、学生間の連携を緊密にし、履修指導やさまざまな実習を通じたキャリア形成、自己実現のためのきめ細かなサポートを行う。

(2) 参画型現場学習

大学において学んだ経済学の理論、現実経済の知見を総合化し、現実問題の分析力、問題解決、政策提言能力を涵養するために、海外留学、国内外のフィールドワーク、インターンシップなどの現場主義的教育手法を活用する。実習支援のためのコーディネーターを配置し、オリエンテーション、実習準備のための事前学習と、総合化のための事後ミーティングなど、体系的な実習の機会を提供する。

- ①地域連携フィールドワーク
- ②海外フィールドワーク
- ③長期・短期海外留学
- ④ボランティア・サービスラーニング
- ⑤インターンシップ

(3) 学部一括入試と2年次における学科配属

経済学部に入学者が、入学後に学ぶ学科・専攻の内容を必ずしも理解できているとは言いがたい現状を踏まえ、現代経済学科、国際経済学科を一括して募集する、学部一括型入学試験を行う。経済学部生として教養科目や経済学の基礎科目を一通り修得し、専門分野に対する関心を持ち、自分の将来像が描けるようになった後、2年次後期（第4セメスター）から、現代経済学科と国際経済学科のいずれかを選択し、所属学科を決定する。大学教育を一度経験してから、学びたい分野や自分の将来像を決定する機会を提供することにより、大学教育への主体的取り組みと効果的な学習活動を実現することができる。

志望学科の選択に当たっては、1年次より始まる経済学の基礎科目群において、経済学の主要な分野を概観させるとともに、1年次後期（第2セメスター）から始まる基礎演習において、指導教員が個別指導・相談を行うなど、学生の希望を最優先としながら、学生にとって最も有効な選択が実現するよう指導していく。

なお、学生募集の段階から、このような学科選択についての方針を周知徹底させ、学生本位の選択を優先するが完全に希望どおりとはならないことを明確に説明していく。

6. 卒業後の進路、資格取得、就職の見通し

1) 卒業後の進路

各学科においては、次のような進路を想定し、カリキュラム科目群を設計している。

- ①現代経済学科：企画立案型人材、国家・地方公務員、生涯設計支援者、観光・ホスピタリティビジネスマン、情報アナリストなど。
- ②国際経済学科：国際ビジネスマン、地域リーダー、国際機関の職員、非営利団体(NGO・NPO等)、海外大学院への留学など。

2) 就職の見通し

次のような就職政策によって、学生が自ら設定した進路・就職先への実現努力をサポートし、これまでにない就職支援態勢を確立している。

- ①学ぶ目標づくり：社会の要請に応えた新しい経済学基本科目構成と、学生の進路シーズを早期に育成するキャリア形成科目を配し、低学年から就職に対する目標設定と長期履修計画の設定を指導する。
- ②実現へのステップ：進路決定時や就職活動で評価の対象となる資格・検定試験への取り組みや挑戦を推奨し、これを推進するために学部内対策会やキャリアポイント制を導入し、直接の支援やインセンティブ環境を整備する。
- ③現場を知り参加する：学外体験をもとにしたキャリア育成科目の導入により、就業の経験、問題発見、問題解決、提示のプロセスを現場で学ばせることが可能となっている。
- ④個々の学生を支援：演習科目（ゼミナール）は、1年次から4年次まで、全員受講を前提に時間割配置し、常に指導教員が個々の学生の成長度を認識し、個別支援を行うことができる態勢となっている。
- ⑤実業界と共に設計：これらの科目設計やカリキュラムコンセプトは、14名の実務家からなるアドバイザリーボードとの協働で設計したものであり、今後も就職現場からの直の声を教育に反映させることができる。

3) 資格・検定

各学科は、次のような資格・検定試験の取得をターゲットに、対策会や様々なインセンティブ環境を整えている。

- ①現代経済学科：ERE（経済学検定試験）、初級システムアドミニストレーター、旅行業務取扱管理者、公務員試験など。
- ②国際経済学科：TOEIC®、TOEFL®、国連英検、ボランティア通訳検定、国際機関等の試験など。

第1節 理念・目標

入学してくる学生の資質、基礎的な学力、また、大学における学修に対する意識といったものの格差が大きくなっている。入学段階から学修に関して明確な目標を描けている学生がいる一方で、なぜ龍谷大学を選んだのか、何を目的として経営学部に入學したのかについて、明確な答えを持ち合わせていない学生も多数存在している。まさに100人の学生がいれば100の個性があり、それぞれの学修目標、指導が必要であるというのが学部教学の基本的認識である。こうした基本認識をどのようなカリキュラムないし指導体制で実現していくのか、また、結果としてどのような学生を育成していこうとするのかという点について、次のような考え方でのぞんでいる。

- ①カリキュラム体系については、個々の学生の学修目標に応じて、それぞれに異なる系統的学修を実現しうる柔軟な仕組みを提供すること。
- ②学修目標が明確であり、積極的な学修意欲を持っている学生に対しては、早い段階から、目標の達成に向けた体系的な履修のサポートを行う。また、学修目標を自覚できていない学生には、卒業後の進路を含めた自身のあり方について考えさせると同時に、経営学の基礎的事項をできるだけ多重に、多段階に学ばせる仕組みを提供する。
- ③指導のあり方については、ゼミ等の少人数の機会にきめ細かい指導を行っていくことを基本とする。目標とする学生像については、指導していく教員が共有すると同時に、学生に対しても4年間の学修で自分なりの達成感を実感できるような目標を明示する。
- ④大学教育開発センターと連携して、教育効果を高めるための教授法の開発とその浸透をはかる。

第2節 教育課程

【学部・学科等の教育課程】

- A 群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連
- A 群・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性
- A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B 群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性
- B 群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B 群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B 群・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- B 群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 教育課程の現状と評価

1) カリキュラム編成の基本方針

経営学部では、2001 年度にカリキュラム改革を行った。それは、次のような基本方針に基づいており、その後もこの方針に基づき必要な改革を進めている。

〈カリキュラム改革の基本的認識〉

- ①大学全入時代を迎え、学生間の学力のばらつきが大きいこと。
- ②低学力の学生の指導は困難な課題であるが、それに対処しなければならないこと。
- ③差別化をはかり、「選ばれる大学、学部」になるために、独自の教育研究や FD を含む教学システムの確立が急がれること。

〈カリキュラム改革の方向性〉

- ①社会人として求められる素養の基礎となる教養教育の充実をはかる。
- ②時代の求める専門性のある教育機会を学生個々の学修目標に即して充実をはかる。
- ③外国語教育の一層の充実をはかる。
- ④複線的な教学システムの構築をはかる。
- ⑤このような教学システムを運用していくために、次のように努める。
 - イ) 経営学部の全教員が等しく役割を分担する。
 - ロ) 入学してくる学生像を正しく把握し、彼らに学修目標を自覚させ、その目標を達成できる教学システムを提供する。
 - ハ) 他大学との差別化をはかるため、全教員が学生の入学時から卒業時まで積極的に関与していく。

〈最低到達目標〉

- ①建学の精神を理解し、社会人として通用する素養と倫理観をもつ。
- ②自分の考えを文章で表現し、それを発表し討議する能力を身につける。
- ③基本的な財務諸表類を読み、会社の概要を説明できる。
- ④広く国際感覚を持った社会人としての素養と語学力を身につける。
- ⑤学修した専門領域での知識を切り口に現代企業の特徴を説明できる。

学部における教育目標は、学生の資質、意欲、学修目標等に則した柔軟なカリキュラムを提供し、学生個々人がそれぞれに達成感のある大学生活を送れるような学修環境を提供することである。明確な目標を持った学生には、その目標の達成に向けての体系的学修をサポートし、まだ十分に目標の定まらない学生には、卒業後の進路をイメージさせながら、学修目標を明確にさせていくための系統的学修をサポートしている。同時に、経営学に関する基礎的事項についての学修を多重に提供することで経営学の基礎を幅広く理解させる。加えて、教養的科目についてもバランス良く学修できるよう指導しており、学部の定めた最低到達目標を実現し、4年間の学修について達成感を味わえるよう指導を行っている。

2) カリキュラムの基本構成

経営学部においては、前述の教育課程編成の理念・目標とカリキュラム編成の基本方針に基づいて、次のようなカリキュラムを構成している。

- ①教養的内容を持つ授業科目を、京都学舎4学部共同で、共同開講科目として「仏教の思想」、「外国語科目」、「プログラム科目」に区分し、人文、社会、自然および複合領域に関わる授業科目ならびに外国語科目を開講している。このことによって、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう教育内容を展開する。これらの科目は主に1・2年次において学修する。
- ②経営学部の専攻科目は、大学入門、経営学の基礎、経営学の各専攻領域に関する授業科目を段階的・体系的に開設する。
- ③段階的・系統的な学修を支援するために、授業内容にグレードを持たせ、授業科目にグレード番号を示している。さらに、集中学修により、段階的・系統的学修の効果を高めるために4年間で各2学期に分け、各授業科目を開講している（セメスター制の採用）。

基礎 ← ————— → 応用

グレード	100	200	300	400	500
------	-----	-----	-----	-----	-----

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年	
学 期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
セメスター	1	2	3	4	5	6	7	8

- ④専攻科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目等に分けて各セメスターに配置し、履修方法のモデル化・柔軟化をはかり、学生が問題意識と目標を持って主体的・集中的・段階的に学修を進めることができるよう配慮している。1年次においては、経営学を学ぶための、基礎的な専攻科目を必修として配置している〔4科目8単位必修と他に（2年次前期の開講科目を含め）2科目4単位選択必修〕。専攻科目の開設状況については、「2005年度履修要項（経営学部）」（45～47頁）参照。

以上 1)、2) のとおり、経営学部のカリキュラムは、共同開講科目（仏教の思想、外国語科目、プログラム科目）と専攻科目に区分し、1・2年次から共同開講科目と専攻科目を併せて履修し、学年が進むにつれて、経営学の専門領域をより広く学ぶことができるよう配慮されている。学校教育法第52条および大学設置基準第19条の趣旨に沿った体系的な学士課程としての教育課程となっている。共同開講科目については、「第4章-2 共同開講科目（京都学舎）」を参照。

3) 教育課程の特色

(1) 経営学の各分野を網羅する専攻科目カリキュラム

経営学の基礎から各専門領域の学修を幅広く系統立てて学修をすすめるために、専攻科目については、次の科目群に区分して開講している。

- ①専攻基礎科目群：経営学を学ぶにあたっての全般的な基礎知識を学ぶ。科目グレードは

100～200 であり、1～2 年次前期にかけて学修する。

- ②企業のマネジメント群：企業マネジメントの多様な課題に関する知識を学ぶ。科目グレードは 300 であり、2 年次前期～3 年次後期にかけて開講する。
- ③会計と金融群：会計および金融に関する知識や技術を学ぶ。科目グレードは 300 であり、2 年次前期～3 年次後期にかけて開講する。
- ④経営と社会群：企業を社会との関わりで幅広く学ぶ。科目グレードは 300 であり、2 年次前期～3 年次後期にかけて開講する（一部、法学系の科目を含んでおり、これらについては、グレードは 400 となっている）。
- ⑤情報とコミュニケーション群：経営情報や情報処理、コミュニケーションについて学ぶ。科目グレードは 300 であり、2 年次前期～3 年次後期にかけて開講する。
- ⑥外書購読科目：共同開講科目（外国語科目）で英語を履修した学生は、3 年次に上級英語を、また英語以外の初修外国語を履修した学生は、2 年次に上級外国語を発展科目として履修できる。科目グレードは 300 である。
- ⑦履修指導科目：1 年次前期に「大学入門」としてフレッシュャーズゼミ（グレード 100）を、1 年次後期～2 年次前期に「入門ゼミ」として基礎演習（グレード 200）を、2 年次後期以降は、総合演習Ⅰ（2 年次後期～3 年次前期、グレード 300）、総合演習Ⅱ（3 年次後期～4 年次前期、グレード 400）、専攻演習Ⅰ・Ⅱ（2 年次後期～4 年次前期、グレード 400）をそれぞれ開講している。

【履修指導科目の学年配当体系】

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年	
学 期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
セメスター	1	2	3	4	5	6	7	8
履 修 指 導 科 目	フレッ シャーズ ゼミ	基礎演習		総合演習Ⅰ	総合演習Ⅱ			
				専攻演習Ⅰ	専攻演習Ⅱ			

- ⑧経営学特別講義・実践講座：恒常的な開講科目とは別に、そのときどきのトピックや発展的なテーマについて、2 年次前期～3 年次後期にかけて開講する（年度ごとに開講）。グレードは 200～500 である。
- ⑨留学生科目：1 年次に、導入科目として「留学生のための経営学」を開講する。

以上のように専攻科目を区分したのは、学生の系統的履修を促進するためである。すなわち、専攻科目のカリキュラムは、「学生個々の学修目標、意欲、将来の進路等を勘案して、それぞれの目標を達成させるべく複線的な指導体制を整備する」ことや、「専門科目の選択は基本的には個々の学生の自主性に委ねるが、到達目標ないし進路を想定した『系統的履修モデル』を提示し、系統性のある履修を指導していく」ことを基本にして、次のような視点から編成されている。

- ①前述した学生実態を踏まえ、基礎教育を重視する。
- ②進路を想定した「系統的履修モデル」を参考に、各教員が学生の主体性を生かしつつ、きめ細かい指導を行う。
- ③すべての教員が 1 年次から 4 年次までの学生指導にかかわり、5 つの最低到達目標の達成に取り組む。

（２）専攻科目の段階的・系統的履修

経営学部は、前述のように教養教育と専門教育を担う授業科目を段階的・体系的に配置している。特に専攻科目については、第１・２セメスター（１年次）～第３セメスター（２年次前期）にかけて、学修の動機付けをはかるとともに、経営学の基礎的な知識を習得できる専攻基礎科目を配置し、学年進行に伴って学生が経営学の各領域のより高いレベルを学修できるよう配慮されている。

①第１セメスターの必修専攻基礎科目

経営学に親しんでもらうことを目的とし、経営学はどのようなテーマを扱うのかをできるだけ具体的にイメージさせる。

イ）現代のビジネス（２単位／１年次＜１セメスター＞）

経営学が扱う問題範囲を理解する。できるだけ事例を取り上げながら、現代社会におけるビジネスの実態を学ぶ。

ロ）経営と情報（２単位／１年次＜１セメスター＞）

現代の企業活動において求められる情報処理活動の基本的な仕組みと、最新の動向を紹介するなかで、経営の情報化に関する基礎知識を学ぶ。

ハ）簿記入門（２単位／１年次＜１セメスター＞）

商業簿記のごく基礎的な事柄について理解する。経営学部生として最低限知るべき簿記の知識を身につける。

②第２セメスターの必修専攻基礎科目・選択必修専攻基礎科目

第２セメスターに入ると、経営学の基礎的な知識の修得が大きな目標になる。経営学には多様な学問分野があるが、それぞれの分野ごとに専攻基礎科目を配置している。

イ）現代の企業会計（必修科目）（２単位／１年次＜２セメスター＞）

企業会計のごく基礎的な事柄について理解する。経営学部生として最低限知るべき会計学の知識を身につける。

ロ）現代社会と企業（選択必修科目）（２単位／１年次＜２セメスター＞）

企業は社会環境と無関係ではいられない。社会環境が変化すれば当然、企業に求められる機能や役割も変化してくる。こうした社会環境と企業との関係、特に現代社会におけるそれらのあり方について学ぶ。

ハ）経営とコンピュータ利用（選択必修科目）（２単位／１年次＜２セメスター＞）

今日の企業経営では、さまざまな業務にコンピュータや通信ネットワーク・システムが活用されている。コンピュータがどのように活用され、情報が企業においてどのように扱われているのかを学ぶ。

ニ）企業の国際化（選択必修科目）（２単位／１年次＜２セメスター＞）

企業の国際化を発展段階的にみていく。また、国際化に伴い、多国籍企業などの新しい企業形態が登場してくるが、こうした問題も取り上げる。

ホ）企業経営の管理（選択必修科目）（２単位／１年次＜２セメスター＞）

企業経営をどのように管理していくのか、企業全体に係る管理（全般的管理）や分野別の管理等、その特質について学ぶ。経営環境の変化を踏まえながらも、経営管理の基礎的な理論についても学ぶ。

③第３セメスターの選択必修専攻基礎科目

第３セメスターでは、そろそろ卒業までの学修目標を意識してもらうことが必要となる（第４セメスターに入ると各自が学修領域を絞り込み、それぞれの学修目標を意識した系統的な科目履修へ進むことになる）。このセメスターでは、多様な学問領域の中から自分に適した方向を探していくために、選択必修の専攻基礎科目に加えて選択科目の専攻科目の一部が配当されている。選択必修の専攻基礎科目としては、次の２科目が開設されている。

イ）現代企業の成り立ち（選択必修科目）（２単位／２年次＜３セメスター＞）

「会社」とはいつ頃、どんな経緯で誕生したのか。時代の変化の中で「会社」の機能や社会的な役割がどのように変化してきたのかを歴史的に理解する。

ロ）マーケティングの基礎（選択必修科目）（２単位／２年次＜３セメスター＞）

ビジネスの世界でよく使われる「マーケティング」について、商品売る仕組みとしてのマーケティングの基礎的な部分を学ぶ。

④第4セメスター以降の選択科目

イ) 2年次(4セメスター)から、「演習Ⅰ」が開講され、演習は3年次(5, 6セメスター)、4年次(7セメスター)へと発展していく。

ロ) 選択専攻科目を「企業のマネジメント群」、「会計と金融群」、「経営と社会群」、「情報とコミュニケーション群」、「外書講読科目」、「履修指導科目(演習科目)」等に類別し、2年次(4セメスター)から、学生各自の学修目標に従って履修を進めていくことができるよう10種類の系統的履修モデルを示している。系統的履修モデルについては、「2005年度履修要項 経営学部」(45～47頁)を参照。

(3) コース制による学修目標の明確化

経営学部では、コース制の履修方法をとっている。コース制の目的は、各コースにおける一定の専門性を活かした学生の学修と、進路選択につながるような学修機会を提供することにある。経営学部の履修コースは、大きく分けて学部内コースと学部共通コースがあり、それぞれに次のようなコースを設けている。

①学部内コース：経営総合コース、経営専攻コース

②学部共通コース(経済学部・経営学部・法学部)：国際関係コース、英語コミュニケーションコース、スポーツサイエンスコース、環境サイエンスコース

学生は、以上6つのコースのうち、必ず1つのコースに所属する必要がある。なお、学部共通コースのカリキュラムについては、「第5章-8 学部共通コース(京都学舎)」を参照。

(4) 各学部内コースの趣旨

コース制は、学修の目標を明確にすることと、系統的な科目履修を積極的に進めていくことを目的とした制度である。学生は、第2年次後期(4セメスター)からいずれかのコースに所属する。

コースは大きく分けて「学部内コース」と「学部共通コース」がある。このうち、学部内コースには、「経営総合コース」と「経営専攻コース」の2つのコースがある。経営学に係る分野について、学生各自の学修目標に照らしてコースを選択して学んでいくことになる。

①経営総合コース：経営学に係るいろいろなテーマについて広く学修したいという学修目標をもつ学生のためのコースである。特定の研究領域について深く突っ込んだ研究をするには明確な目標設定が不可欠であるが、経営総合コースでは、いろいろな学修を積み重ねながら、卒業後の進路(就職先)なども考慮して学修目標を明確化し、系統的な学修を指向していく。

②経営専攻コース：経営学の特定の領域について明確な学修目標を持って深く突っ込んだ学修を継続することを目的とするコースである。演習を中心に、各自の学修目標に応じた系統的な科目履修を指導教員のもとで行う。

【2004年度コース選択の状況】

コース名	コース別人数	コース間の比率(%)	備考
経営総合コース	333	86.9	募集ゼミ数：21
経営専攻コース	50	13.1	募集ゼミ数：4

※他に、学部共通コース 89人、ゼミ未登録 29人。

（５）小集団教育を基軸としたカリキュラム

経営学部は、前述のとおり、1 年次から小集団教育をカリキュラムの中に位置づけ、学生の学修目標を達成するために、4 年次まで段階的・体系的な開講を行っている。

①フレッシューズゼミ（2 単位／1 年次前期＜1 セメスター＞）

②基礎演習（4 単位／1 年次後期＜2 セメスター＞、2 年次前期＜3 セメスター＞）

③演 習

イ）経営総合コースⅠ・Ⅱ（2 年次後期＜4 セメスター＞～4 年次前期＜7 セメスター＞）
経営総合コースの演習は「演習Ⅰ」と「演習Ⅱ（演習論文を含む）」からなり、「演習Ⅰ」だけの履修も可能である。また、許可されれば異なる担当者の「演習Ⅰ」を履修することもできる。演習Ⅰは 4 単位、演習Ⅱは 8 単位となっており、それぞれ別々に単位認定する。

ロ）経営専攻コースⅠ・Ⅱ（2 年次後期＜4 セメスター＞～4 年次前期＜7 セメスター＞）
コースに開講される同一担当者の「演習Ⅰ」と「演習Ⅱ」を継続して履修し、「演習論文」を提出し、その評価で 12 単位を一括して認定する。

これらの授業科目は必修ではないが、「履修指導科目」として、学生に履修登録を勧めている。

（６）学生の問題関心に基づく自主的な学修を促進するための履修方法の柔軟化

各コースの卒業単位の履修区分枠にフリーゾーンを設け、学生が自己の問題関心に基づいて学修を積極的に進めることができるよう柔軟な履修体系を整備した。学部内コースの卒業単位の履修方法は次のとおりである。

分 野		卒 業 要 件		
共同開講科目 32 単位		仏教の思想 4 単位	必修外国語科目 12 単位	プログラム科目 16 単位
フリーゾーン／24 単位		24 単位		
学部専攻 科 目 68 単位	必修科目 8 単位	「現代のビジネス」(2) 「簿記入門」(2) 「現代の企業会計」(2) 「経営と情報」(2)		
	選択必修科目 4 単位	6 科目中 2 科目 4 単位必修（※） 「現代社会と企業」(2) 「現代企業の成り立ち」(2) 「マーケティングの基礎」(2) 「経営とコンピュータ利用」(2) 「企業経営の管理」(2) 「企業の国際化」(2)		
	選択科目 56 単位	専攻科目一覧を参照		
合 計		124 単位		

（※）4 単位を超えて履修した単位は選択科目として認定する。

- ①フリーゾーン（24 単位）を活用し、最高 92 単位まで学部の専攻領域の学修を進め、専門分野の学修をより広く・深く学ぶことができる。
- ②フリーゾーン（24 単位）を活用し、外国語の発展科目やプログラム科目を学修し、より幅広い知識や技能も修得できる。
- ③さらに学生各自の学修目標に従って、共同開講科目と学部専攻科目をバランス良く履修することもできる。

以上のとおり、経営学部においては、最低到達目標を踏まえ、学生個々の学修目標・意欲を勘案しながら、専門的基礎学力の確立、専門学修を促進させる段階的・系統的なカリキュラムの体系が提供されている。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①今日の社会情勢の急激な変化および情報技術の飛躍的な進歩により、経営学や企業経営そのものが大きく変化しているため、具体的な科目開設の点では、現実のダイナミックな変化に十分対応し切れていない部分もある。個々の既設科目が時代の要請に適合しているか否かについて、常に点検する姿勢を崩さないことが今後とも必要である。
 - イ）開講科目だけでなく、コースの改廃等を社会的要請に基づいて継続的に検討することが今後とも必要である。
 - ロ）専任教員の充実のみならず、実務家や学外研究者等を積極的に活用した講義あるいは実習の増設を検討し、両者を有機的に結合する教育を模索する。
- ②企業・経済コースの科目配置は、他コースに比して、やや拡散的であり、系統的学修の観点から、さらに検討を深めたい。
- ③情報機器の開発速度に、施設、機器の整備が十分に対応できていないため、講義が有効に展開できないこともある。ただし、現在改築中の総合情報棟が完成すれば事情は大幅に改善される。

（2）その改善状況

- ①および②：学生の学修目標が多様化しているなかで、学問系列を基準としたコース制だけでは学生のニーズを十分に満たすことができないのではないかという議論から、学生に提示する学修目標の視点に「卒業後の進路」という尺度を付け加えた。その結果、柔軟なカリキュラム選択が可能となり、学生のニーズにも対応することができた。学問系列を基準とした学部内コース制を廃止し、卒業後の進路を想定した系統的履修モデルを提示することで、学生の多様なニーズに応え、同時に、系統的学修ができるしくみに変更した。
- ③情報基盤の整備は全学的に進んでおり、現在は、ユビキタス環境の整備に取り組んでいる。

5) 今後の課題と改善方策

この間のカリキュラム改革によって一定の仕組みができたとはいえ、その趣旨に沿って学生が履修しているかどうか、把握する必要がある。そのこととあわせて、次のような点での確認が必要である。

- ①まず、教員自身がカリキュラム改革の趣旨に沿って、1 人ひとりの学生に即して、履修指導をより丁寧に行うということである。今後明確な目標を持たない学生の入学がますます増えてくるであろうことは、想像するに難くない。したがって、履修指導は今後一層重要となってくる。履修指導を制度的に位置づける必要がある。
- ②そして、カリキュラムのありようを、これまで進めてきた「学生実態にいかに対応し、教育内容を高めていくか」という視点から、一層深化、発展させることである。この間必ずしも十分視野に入れることができなかった共同開講科目も含め、入学から卒業までの教育を通じて、学生の成長を支援していくためのシステムをどのようにつくっていくかが課題となっている。
- ③今後のカリキュラム改革の進め方について教授会において、次の点を確認した。
 - イ）2006 年 3 月までに、教授会において「長期的・総合的観点からの経営学部のカリキュラム構築」についての結論を得る。経営学部の 40 周年（2006 年）を経て、次のスタートとなる 2007 年 4 月から経営学部における教育の新展開をはかる。
 - ロ）「長期的・総合的観点からの経営学部のカリキュラム構築」についての議論を、拡大教務委員会において行う。今後、この確認にしたがって、具体的な改善策の検討を進めていく。

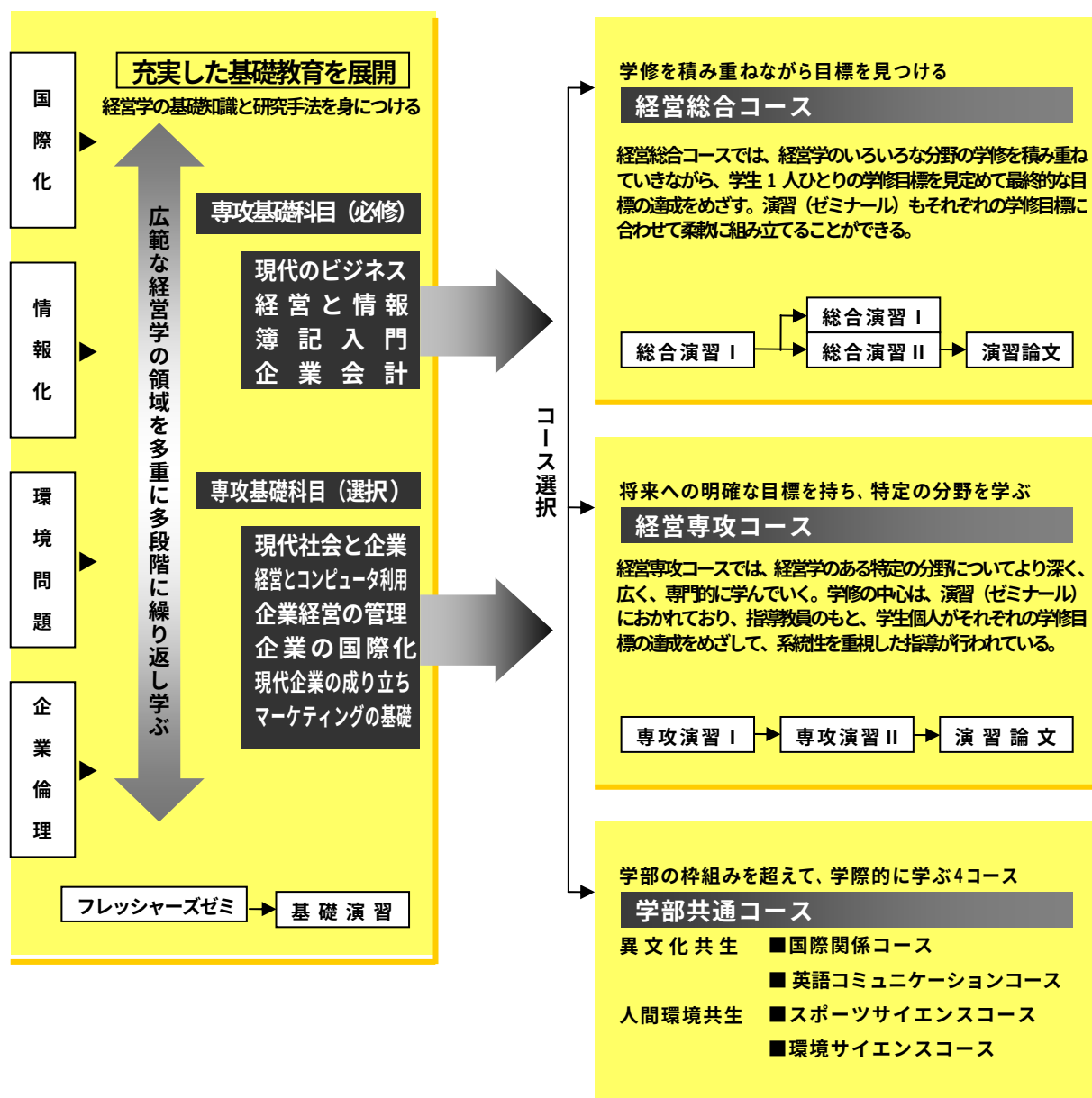
【経営学部学修イメージフロー】

1 年次～

経営学とは何か、何を学ぶのかをマスターする時期

2 年次後期～

自らのめざす方向に向けて、学びの世界を広げる時



2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価

1) 基礎教育

経営学部は、少人数（クラス制）によるフレッシューズゼミと基礎演習、さらに専攻基礎科目を開講し、この3本柱で基礎教育を行っている。

①フレッシューズゼミ（1年次前期＜1セメスター＞）

1年次の前期においてクラス制の小集団による教育として開講している。学生にとって「大学入門」としての意義をもつ。到達目標は、大学で学ぶことの意義を理解すること、情報リテラシー、コミュニケーション・スキル等を修得することにある。

②基礎演習（4単位／1年次後期＜2セメスター＞～2年次前期＜3セメスター＞）

フレッシューズゼミに引き続く少人数教育として基礎演習を開講している。これは、広く人文科学・社会科学・自然科学を学ぶ基礎的な演習（入門ゼミ）と位置付けており、学生が入学して初めて自分でテーマを選ぶことができる演習科目である。

③専攻基礎科目群の必修科目として、「現代のビジネス」、「簿記入門」、「経営と情報」、「現代の企業会計」の4科目を1年次＜1セメスター＞に開講している。

経営学に初めて触れる学生を対象に、現代の社会経済の大きな動向とそこでの企業の役割・機能を理解する。到達目標は、経済社会の動向とそこでの経営に関する関心とインセンティブを高めることにある。経営学とはどのような学問なのか、どのようなテーマを扱うのかを出来るだけ具体的にイメージしてもらう。

④専攻基礎科目群の選択必修科目として、「現代企業の成り立ち」、「現代社会と企業」、「経営とコンピュータ利用」、「マーケティングの基礎」、「企業の国際化」、「企業経営の管理」の6科目を開講し、このうち2科目を選択必修としている。到達目標は、さまざまなテーマを切り口にして経営学の基礎を理解させることにある。

経営学部では、経営学の基礎的な知識の修得を目的とした必修科目を1年次に配置することによって、経営学への動機付けをはかっている。これらの大学における学修入門的な科目と、各コースの演習を中心とした学修を進めるのに必要な基礎的な知識と技能の修得という2つを含めた教育を経営学部における基礎教育として展開し、教育課程の中に適切に位置づけている。

経営学部における基礎教育（入門科目および専攻基礎科目）は、経営学部の専任教員全員が担当することを原則としている。経営学専攻の教員のみが担当するのではなく、全教員のローテーションによって運営している。フレッシューズゼミや基礎演習は、共同開講科目担当教員も担当し、専攻科目・共同開講科目の区別なく、経営学部の基礎教育に参加している。

2) 基礎教育の運営体制

①基礎教育の運営は、経営学部教務委員会が進めている。毎年度の開講科目の編成に際し、担当者や教育内容についての連絡・調整を行うなど、適切に運営されている。

②専攻基礎科目は、スタッフ制で対応している。つまり、特定の教員が特定の科目を担当するのではなく、複数の教員がローテーションによって運営している。フレッシューズゼミや基礎演習についても共同開講科目担当者にも担当してもらい、専攻科目・共同開講科目の区別なく、経営学部の基礎教育に参加している。

スタッフ制（複数の教員がローテーションで担当）ゆえに、教授法および成績評価の平準化が課題となっている。スタッフ科目には、コーディネーターをおき、年度間あるいは教員間の調整を行い、平準化の問題について取り組んでいる。

3) 倫理性を培う教育

経営学部における倫理性を培う教育は、主に「仏教の思想」を中心とした共同開講科目をとおして行っている。「第4章-2 共同開講科目（京都学舎）」を参照。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

「読書法（Reading）」、「文書表現法（Writing）」、「口頭表現法（Presentation）」等の文書作成技術や口頭発表技術を取り扱う科目の新設が望まれる。

（2）その改善状況

フレッシューズゼミ（1 年次）において、各担当者が必要に応じて行っている。なお、フレッシューズゼミで使用する共通教材において、これらの技術についてとりあげている。

5) 今後の課題と改善方策

- ①課題としては、前述のとおり、全教員の担当（ローテーションで担当）であるがゆえに、授業方法や成績評価の方法の標準化の問題がある。改善策としては、コーディネーターをおき、年度間あるいは教員間の調整を行い、標準化の問題について取り組んでいる。専攻基礎科目については現在、カリキュラム評価を行っており、その成果を標準化に活かしていく。また、教材開発をすすめ、授業内容の標準化を進めていくことも検討している。このような取り組みをすすめるため、コーディネーターについては、単年度ごとに代わるのではなく、数年は続けてもらう必要がある。
- ②基礎学力の評価について、どのような測定が可能か、議論をすすめている。到達度の測定に学外の評価システムの活用を一部検討しているが、基礎学力の定義がまず必要と考える。

3. 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数の現状と評価

1) 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数

経営学部教育課程における卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目である専攻科目、主に教養教育を担う共同開講科目（仏教の思想・プログラム科目・外国語科目）等の単位数の量的配分は次表のとおりである。

科目区分 履修単位数区分	所要卒業総単位数 124 単位					
	専攻科目単位数		フリーゾーン 単位数	共同開講科目必修単位数		
	必修	選択		仏教の思想	プログラム科目	外国語科目
基本履修単位数の区分 (124 単位)	12	56	24	4	16	12
	68			20		
履修分別単位数の割合(%)	54.8		19.4	16.1		9.7

上記のような量的配分状況であるが、学生は、経営学部の専攻領域の学修を中心に、フリーゾーンの単位数を活用して学修ができるようになっており、経営学部の教育理念を実現する上で、適正な単位の配分となっている。

- ①必修専攻科目として経営学部教育に必須の基礎的科目を配置し、選択専攻科目として学生が学科内コースの履修に必要な専攻科目を配置している。学生は、最低 68 単位（54.8%）修得する必要がある。
- ②フリーゾーン（24 単位）を活用すれば、学生は自己の問題関心に基づいて、専攻科目または教養的授業科目である共同開講科目（プログラム科目）を弾力的に履修できる仕組みになっている。

専攻科目の最低要卒単位数 68 単位（54.8%）と外国語を含む共同開講科目の最低要卒単位数 32 単位（25.8%）を基本とし、さらにフリーゾーン（19.4%）の活用によって学生の問題関心を深めることができるよう履修単位数の区分を整備している。これは、学士教育課程と

して、学生が目的意識をもって、バランスよく教養と専攻の各分野を学修するよう促すための措置である。学生の学修ニーズが多様化してきた現状をも踏まえて履修単位の柔軟な量的配分を行ったものであり、経営学部教育理念を実現するための適切な制度といえる。

2) 今後の課題と改善方策

共同開講科目を含め安易な履修登録を抑制し、学生自身の興味や関心を育て、将来の進路とも関わっていくような履修を実現していくことが課題である。そのためには、学生の履修実態が、配分単位数の趣旨に沿ったものとなっているかどうか、把握する必要がある。その上で改善課題を明確にしていく必要がある。

第3節 カリキュラムにおける高・大の接続

【カリキュラムにおける高・大の接続】

A 群・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

進学率が上昇し、高等教育のユニバーサル化が進む中で、学生の学修意欲の低下等が指摘され、「導入教育により学ぶ力をつける」課題は、大学教育の初期段階における重要課題の1つとなっている。また、本学の教育を理解し、積極的な学びの姿勢を持った学生を入学時において確保することも本学の教育目的を達成するためにも必要な課題である。このような視点から、本学における高・大の接続教育は、主に次の2つの形態をとっている。

- ①入学した学生のカリキュラム上における導入教育としての授業科目の配置（主に1年次に配置）。
- ②入試制度と関連した高等学校との教育連携協定による入学前教育、高大一貫教育。

1. 授業科目による導入教育の実施状況と評価

1) フレッシュャーズゼミと基礎演習による導入教育

経営学部における導入教育は、前述した「フレッシュャーズゼミ」（1年次前期<1セメスター>）、と「基礎演習」（1年次後期<2セメスター>～2年次前期<3セメスター>）において実施している。この2つは、基礎教育とともに、高校までの学習から大学における主体的な学修へ導く、導入教育の役割も担っている。

- ①フレッシュャーズゼミは、1クラス20名程度の小規模クラスであり、新入生を受け入れる最初の少人数教育として開講している。学生にとって「大学入門」としての意義をもっている。大学で学ぶことの意義を理解すること、情報リテラシー、コミュニケーション・スキル等を修得することを目的としている。
- ②基礎演習は、フレッシュャーズゼミに引き続く少人数教育として開講している。広く人文科学・社会科学・自然科学を学ぶ基礎的な演習（入門ゼミ）と位置付けており、学生が入学して初めて自分でテーマを選ぶことができる演習科目である。学生の主体性を引き出し、社会への関心を喚起することによって、経営学の学修を動機付けるものである。

2) 入門講義科目による導入教育

前述した基礎教育科目は、高校までの暗記型教育から大学の思考型教育へと切り換えるための導入教育としての役割も担っている。必修の講義科目として、「現代のビジネス」、「簿記入門」、「経営と情報」、「現代の企業会計」の4科目を開講している。経営学に初めて触れる学生を対象に、現代の社会経済の大きな動向とそこでの企業の役割・機能を理解してもらう。到達目標は、経済社会の動向とそこでの経営に関する関心とインセンティブを高めることにある。

以上 1)、2) のように、経営学部においては、専攻科目として高・大接続教育を担う授業科目が開講されている。高校教育から大学教育へ円滑に移行するための導入教育は、カリキュラム上、適切に位置づけられている。

3) 今後の課題と改善方策

リメディアルのような基礎学力を補うための教育について必要性は感じているが、現在のところ、テーマと方法について適切なものが見出せていない。引き続き検討していく。

2. 高等学校との連携による入学前教育の現状と評価

1) 教育連携校推薦入試合格者に対する入学前教育の実施

教育連携に基づく平安高等学校、北陸高等学校、崇徳高等学校の3校からの入学者は、入

学前年度の11月に決定する。このため教育連携事業の一環として、入学決定者を対象に学習課題を設定し、高校教諭の指導の下で、小論文（レポート）の作成等を課し、入学前の教育を行っている。

①2004年度の入学者に対しては、次のような学習を課した。

【学習課題】

- 1) 次の用語《ベンチャービジネス、外資系企業、携帯電話》のうち、2つを選び、それに関する資料を集めてください。(資料の提出は不要。2つの用語が困難な場合は1つの用語のみで可。)
 - 2) 集めた資料を読み、先生と相談のうえで論述テーマを設定してください。
 - ・選んだ2つの用語を関連付けて、1つの論述テーマを設定すること。(困難な場合は1つの用語のみで可)。
 - ・論述テーマは、論述内容と合致したものを掲げること。
 - ・「携帯電話について」などのように、漠然としたテーマは避けること。
 - 3) 設定したテーマにそった論述をおこなってください。(400字×8～10枚)
 - ・用語《ベンチャービジネス、外資系企業、携帯電話》選択の理由を書くこと。
 - ・用語の意味を書くこと。
 - ・集めた資料を読んで得た「事実」について書くこと。
 - ・集めた資料を読んで得た「他人の見解」などを書くこと。
 - ・「自分の見解」を書く。
 - ・具体的な会社名を記すこと。
 - ・先生から、論述内容にかかる助言(文章表現にかかわる助言はもちろん)を得ること。
 - 4) 論述にあたって参考にした資料はすべて明記してください。
 - ・本の場合: 著者名、書名を記すこと。
 - ・雑誌の場合: 雑誌名、巻号を記すこと。
 - ・新聞の場合: 新聞紙名、発行年月日を記すこと。
 - 5) 先生から、どのような論述内容にかかわる助言を得たのかを付記してください。
- ②提出されたレポートの評価: 問題意識が、現状分析を通して、結論まで一貫して流れていることが良い。テーマ設定した業界の動向に対して自分の見解を示している。文献をしっかりと調べ、努力の跡が見られるレポートである。専門的な書籍も参考にしながら意欲的に取り組んでいる。指導者の助言を受け、まとまりのあるレポートに仕上がっている。レポートの書き方、資料の参照、引用の仕方は適切に指導がなされている。等々、概ね積極的な評価ができる。

2) 平安高等学校との教育連携の強化

- ①平安高等学校とは、高等学校と大学間の一貫教育のあり方を模索すべく、一層の教育連携強化をはかることとなった。「建学の精神を一にする教育機関として、一貫した理念に基づき人材育成をはかる」、「大学が求める基礎・素養となる科目を幅広く、かつバランス良く学ぶ環境を整える」、「ゆとり学修を通じ多様な学修経験を生徒に提供する」など、大学と高等学校が密接に関わることにより、両校の理念に見合った人材の養成に取り組もうとするものである。そのため、この趣旨に見合った教育を展開すべく、大学と高等学校が協力してカリキュラムを検討している。
- ②このような取り組みをもとにして、平安高等学校では2003年4月、新たに「プログレスコース」が開設され、2006年3月に第一期生が卒業することになっている。卒業生の希望者に対しては、適正に定められた一定の入試形態ならびに推薦基準により、本学への入学が許可されることになった。
- ③本制度による連携教育は開始されたばかりであり、本学への入学が開始されるのは2006年度からである。したがって学年進行にともない、適宜、本制度の評価を行っていくことになる。

以上 1)、2) のとおり、高等学校との連携教育によって、学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために教育システムが設けられており、学修の動機付けに一定の効果が

あがっている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①与えられた課題に対する問題意識や探求心が不足しているため、何について調べよう(知ろう、または考えよう)としているのか不明確なものも見られた。また、自分の意見の推敲や原稿用紙の正しい表記法が不十分なものもあった。高校側も熱心な指導を行っているが、問題が残っている。入学前までは、高校側に指導が任されているが、生徒に対する指導等の連携作業をより緻密にしていく必要がある。
- ②入学後の追跡調査と評価が不十分である。この点は、全学的に統一した形で、成績調査、卒業後の進路調査等を行い、問題点等を具体的に把握して改善に努めていく必要がある。

第4節 インターンシップ

【インターンシップ、ボランティア】

C群・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

1. インターンシップによる単位認定の現状と評価

- ①大学コンソーシアム京都が行う「インターンシップ・プログラム」制度を利用している。
この制度は、「ビジネスコース」、「パブリックコース」、「プログレスコース」の3つのコースからなる。このコースのプログラムに参加した学生の単位認定を行っている。1コース4単位とし、専攻科目の選択科目として8単位を上限に認定している。
- ②「事前学習」→「実習(中間指導)」→「事後学習」をひとつの枠組みとした評価を行い、単位認定にふさわしいものかどうか判定の上、単位認定を行っている。
- ③2004年度には23名の学生がこのプログラムに参加し、単位認定を受けた(合計88単位認定)。学生の学修意欲を引き出すうえで、一定の効果がある。

2. 前回相互評価申請時(1997年)にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各学部の教育目標の観点から、在学中に一定期間、社会人経験を積む「インターンシップ制度」を導入することも意義があり、検討すべき事項である。教室外の学修を評価し、多様な単位認定方法を模索することも今後の課題である。

2) その改善状況

経営学部は「大学コンソーシアム京都」のインターンシップを利用することを認め、卒業単位として認めている。

3. 今後の課題と改善方策

経営学部独自にインターンシップを行うことについては、今後検討していく。

第5節 履修科目の区分

【履修科目の区分】

B群・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

1. 履修科目区分（必修・選択）の量的配分の現状と評価

履修科目区分（必修・選択）の量的配分は、卒業所要総単位数中の授業科目群（教養・外国語・専門）の配分単位数と密接に関連しているが、その基本的な区分は次のとおりである。

必修・選択の 履修区分 履修単位数区分	所要卒業総単位数 124 単位					外国語科目 必修単位数
	専門的授業科目単位数		フリーゾーン 単 位 数	教養的科目必修単位数		
	必 修	選 択		仏教の思想	プログラム科目	
基本履修単位数の区分 (124 単位)	12	56	24	4	16	12
				20		
履修区分別単位数の割合(%)	9.7	45.1	19.4	16.1		9.7

- ①教養的授業科目と外国語教育の基本的な教育内容は 32 単位 (25.8%)、経営学の基礎的な教育内容は専攻基礎科目として必修 8 単位＋選択必修 4 単位 (9.7%) で構成され、それぞれ必修としている。カリキュラム編成における必修の単位数は、合計 44 単位 (35.5%) である。
- ②必修単位数がやや少ないように見えるが、これは、コース制の履修方法を取り、学生の学修目標に基づく自主的・主体的学修を促すために、専攻科目の選択履修単位数を 56 単位 (45.1%)、フリーゾーン (24 単位・19.4%) を設けていることによる。
- ③こうした選択の幅を広げた (64.5%) ことにより、学生が易きにつく学修を防止するために「2005 年度 履修要項（経営学部）」(45～47 頁) に「系統的履修モデル」を示している。

以上のとおり、経営学部のカリキュラム編成における必修・選択の量的配分は、経営学部の教育目標を実現させるために適切性・妥当性を備えているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

必修・選択の量的配分が、経営学部の教育目標を実現するための制度上の適切性・妥当性を備えているとしても、学生の履修実態がそれに沿っているか否か調査する必要がある。今後、学部内 FD の一環として、アンケート等により学生の意見を把握したり、履修実態を調査したりし、改善課題をより具体的に把握したい。

第6節 授業形態と単位計算

【授業形態と単位の関係】

A 群・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

1. 授業形態と単位計算の全学的基準の現状と評価

本学は、次の2つの基準を設けて、各学部が開講されている授業科目の特徴等を考慮して計算を行っている（学則第26条）。

- ①1単位につき45時間の学修を必要とする内容を持つものとして構成し、その計算基準は次のとおりである。ただし、教授会が教育上必要と認める場合は、上記の単位の計算方法を変更することができる。

単位 数	学 修 時 間 (h)					
	講義・演習			実技・実習		
	授業時間	自主学修時間	合計学習時間	授業時間	自主学修時間	合計学習時間
1				30	15	45
2	30	60	90	60	30	90
4	60	120	180			

- ②卒業論文、卒業研究、特別研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を認定することが適切と教授会が認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

この全学的基準は、一定の柔軟性を持っており、これは各学部が、教育効果を高めるために、授業方法等に創意・工夫をこらして教育に当たることを期待する意味も含まれており、適正な基準といえる。学生の自主性・自律性に重きを置く伝統から、学生の自主的学修時間を考慮した単位計算方式となっている。

2. 経営学部における授業形態と単位計算の現状と評価

経営学部の専攻科目は、授業形態により「講義科目」と「演習科目」に分かれている。この授業科目の単位計算は全学的な基準に沿って、経営学部の教育目標を実現させるための授業形態を検討した結果であり、単位計算方法としては妥当性を持っている。

授業科目の単位数は、規定上、問題はないとしても、単位の実質を確保することが重要であり、そのために、次のような措置をとっている。

- ①実質の授業時間を確保するために、やむを得ず休講とした場合は、必ず補講をすること（学年暦に補講期間を設けている）。
- ②教室外の自習を支援するために、個人・集団等の形態で自主学習が行えるようラーニングクロスロードやコンピュータ教室を設けている。
- ③多人数講義等については、減らすよう努める。

単位の実質化に向けて多くの教員が出席状況の把握を行っているのをはじめ、授業以外の学修時間についても学生に課題を与えて、予習・復習時間の確保に努めている教員も少なくない。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

学生指導をきめ細かく行うためには、ティーチング・アシスタント等の教育補助員の充実も課題である。

2) その改善状況

ティーチング・アシスタントは大学の制度としては存在するが、経営学部においては、大学院生の数も少ないこともあって、現段階では導入されていない。今後それぞれの科目の性格に応じて、導入することを検討していく。

4. 今後の課題と改善方策

- ①単位制度を文字通り実質化するためには、物理的・人的な制約があり、すぐには達成できないが、授業形態を工夫する等して引き続き実質化へ向けて努めたい。
- ②特に、授業以外の学修時間については、学生の学修課題に対する指導等（小レポートの採点等）を支援するティーチング・アシスタント制度の充実が求められている。

第7節 単位互換・単位認定等

【単位互換、単位認定等】

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性…（表4）

B群・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性…（表5）

B群・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

1. 他大学等の学修による単位認定方法の全学的な現状と評価

本学においては、学生が他の大学等（外国の大学を含む）で修得した授業科目の単位と入学前に大学（短期大学を含む）で修得した単位を併せて60単位まで、本学で修得したものと見なすことができる（学則第37条および第38条）。この学則の規定に基づいて、次の区分に基づいて、各学部において単位認定を行っている。

①単位互換協定に基づく単位認定

- イ）海外の大学との学生交換協定（「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照）
- ロ）大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ハ）放送大学（瀬田学舎および大学コンソーシアム京都内に設置されている放送大学との協定）
- ニ）滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度（滋賀県にある大学間の単位互換）

②単位互換協定以外で学部が独自に行っている単位認定

- イ）私費による海外の大学における学修の単位（私費留学＜自己応募＞による単位認定）
- ロ）大学以外の教育施設での学修の単位（主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラム）
- ハ）入学前の大学または短期大学で履修した授業科目の単位

2. 経営学部における単位互換協定（国内・国外）による単位認定方法の現状と評価

1）単位互換協定締結の状況

経営学部は、大学が国内外の大学等教育機関と締結した協定に基づいて、次のとおり単位互換を行っている。経営学部独自に締結している協定としては、東洋大学との学生交流に関する協定がある。

- ①海外の大学との学生交換留学協定
- ②大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ③龍谷大学と東洋大学との学生交流に関する協定

2）単位認定の方法

（1）海外の大学との協定に基づく単位認定

学生外国留学規程に基づき、単位認定を行う。2004年度には、交換協定校および非協定校（私費留学）で学んだ学生の単位認定を行っている。留学制度は、学生の学修を刺激する有意義な制度として機能している。

（2）大学コンソーシアム京都との協定に基づく単位認定

各大学からは「単位互換科目」の提供が行われており、「大学コンソーシアム京都」を介して、学生は希望する授業科目を受講でき、「単位互換履修生」として扱われることになる。

経営学部においては、教授会で認定対象科目として認めた他大学の科目を「単位互換履修生」として受講し、試験に合格すれば、次のとおり単位を認定している。

- ①共同開講科目の「プログラム科目」として4単位まで
- ②経営学部専攻科目（選択科目）として4単位まで

（3）東洋大学との協定に基づく単位認定

- ①経営学部では、1999年4月から東洋大学経営学部との間で単位互換のための相互学生交流プログラム（Inter College Academic Alliance Program）を実施している。協定により詳細を取り決めており、派遣・受入期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間となっている。本学から派遣する場合の対象学年は、2、3年次である。
- ②また、派遣・受入期間の学費は、本来所属する大学へ納入することによって、派遣先大学への納入は免除している。次の表のとおり、本学は、2000年度と翌年度に1名ずつ東洋大学に派遣した。東洋大学からは2001年度に1名、2003年度に2名を受け入れている。昨年は派遣、受け入れとも実績がないが、これまで派遣および受け入れした学生は積極的な履修を行い、それぞれの大学において高い評価を得ている。

年 度	2000		2001		2002		2003		2004		合 計	
人数・認定単数	人	単位	人	単位	人	単位	人	単位	人	単位	人	単位
龍谷大学	1	44	1	36							2	80
東洋大学			1	46			2	82			3	128

以上の(1)～(3)のとおり、経営学部においては、国内外の大学と単位互換協定に基づいて適切に単位認定を行っている。2004年度経営学部全体の単位認定の状況は、「**大学基礎データ表4 単位互換協定に基づく単位認定の状況**」のとおり、26人109単位（1人当たり4.2単位）である。

大学コンソーシアム京都による単位互換は、本学に開講されていない講義を聴くことができるため、学生の多様な学問的関心を喚起しており、その教育的効果は高い。また、他大学の学生や教員とのコミュニケーションも生まれており、教科の学修以外の人間的成長をはかる上でも一定の効果がある。

留学は語学修得を目的とすることが多い。そのため、留学の間、本学における他の授業科目の履修が放棄されることになり、4年間で卒業できない場合も生じている。しかしながら、海外での学修経験は勉学意欲を促進する効果が高い。

3．単位互換協定以外の単位認定方法の現状と評価

- ①単位互換協定以外で、履修した授業科目の単位認定の状況（2004年度）については「**大学基礎データ表5 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況**」を参照。2004年度においては、26名の学生に対して合計114単位（1人当たり約4.4単位）を認定している。主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラムや私費留学（自己応募）によるものであり、本学以外の学修の効果を認め積極的に単位認定を行っている。
- ②大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラムの単位認定方法は、「第4節 インターンシップ」を参照。私費留学（自己応募）による場合も、留学先の作成した授業時間、単位数、成績を証明する書類および講義概要の提出を求め、教授会の審査を経て単位を認定している。以上のとおり、単位互換協定以外の単位認定についても、適切に行っている。なお、2004年度は、入学以前の学修を認定した事例はない。

4．卒業所要総単位中の認定単位数の割合と評価

- ①本学においては、制度上、学生が他の大学（外国の大学を含む）で修得した授業科目の単位と入学前に大学（短期大学を含む）で修得した単位を併せて60単位まで、本学で修得したものと見なすことができる（学則第37条および第38条）。この基準に基づいて、

各学部において単位認定を行っている。

- ②経営学部では、単位互換協定に基づく認定単位数は、認定対象となる授業科目を精査する等の教育的視点を踏まえて、学則の 60 単位を上限として認定している（卒業単位数 124 単位に対して 48.4%）。

5. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①前述の積極的な意義を踏まえつつも、ただ学生の興味だけで履修させるのではなく、本学にない他大学の開講科目を学部教育の目標との関係でどのように位置づけるのかという視点からの検討を深める必要がある。
- ②授業科目を京都・大学センター（現「大学コンソーシアム京都」）に提供していない学部もあるが、大学間交流の積極的意義を認め、前向きな検討が求められる。
- ③その運営に際して、大学間における煩雑な事務手続きが生じているため、正確かつ迅速な処理が可能となるように、一定の簡略化および標準化がはからなければならない。
- ④放送大学との単位互換協定は 1997 年 7 月 3 日に締結されたばかりであり、1998 年度からの実施に向けて作業が進行中である。

2) その改善状況

- ①学部教育の目標との関係を踏まえて、協定による授業科目の受講を認めてきており、この点については特に問題はない。
- ②経営学部では、専攻科目から「国際経営戦略論」と「国際会計論」を大学コンソーシアム京都の提供科目として提供している（2005 年度）。全学では、大学 31 科目、短期大学部 3 科目を提供しており改善は進んだ。
- ③学生の事務処理に一定の負担がかかるが、大学間の事務取り扱いを統一してきたことにより、漸次、改善されつつある。
- ④放送大学とは大学として協定を締結した。

6. 今後の課題と改善方策

- ①単位互換制度を利用するにあたって、物理的困難がある。通常の授業を本学で受け、その合間にコンソーシアム科目を履修するには、時間的距離的に不都合が多い。各大学が、大学コンソーシアム京都への提供科目を開講する曜日を統一するなど、学生の通学の利便性を高める必要がある。
- ②本学の学生が東洋大学への派遣を躊躇する理由として、生活環境へのフォローができないことがあげられる。東京での生活が経済的負担となり、応募者が少ない（またはいない）原因となっている。協定先の大学を増やすことを含め、改善策を検討する。

第8節 開設授業科目における専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表3）

B群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合と評価

経営学部全授業科目（専攻科目）における専任教員と兼任教員の担当割合は、「**大学基礎データ表3 開設授業科目における専兼比率**」のとおりである。

- ①専攻基礎科目については、複数クラス開講している必修科目（4科目）については、専任教員と兼任教員がほぼ同じ割合になっている（専任比率は、51%）。選択必修科目については、かなりの部分を専任教員でまかなえている（専任比率は、91.7%）。経営学部は基礎教育を重視し、スタッフ制で対応しているが、実態としては兼任教員にも依存せざるを得ない現状がある。
- ②各群（企業とマネジメント、会計と金融、経営と社会、情報とコミュニケーション）については、専任教員の比率が高い群と、兼任教員の比率が高い群とに分かれている。経営学以外の科目を含んでいる（経営と社会）、退職者が続いた（会計と金融）などが、兼任教員の比率を高める理由となっている。
- ③外書講読科目や経営学特別講義、実践講座については、科目の性格からして、兼任教員の比率が高くなっている。
- ④履修指導科目のうち専攻演習・総合演習については、中途退職者以外は、極力専任教員で担当するようにしている。少人数教育を実現させるため、本来ならば、履修指導科目の全てを専任教員でカバーするべきであるが、一部そうっていない部分がある。フレッシューズゼミについては、全て専任教員が担当している。

2. 兼任教員の教育課程への関与の状況と評価

兼任教員への委嘱は、該当する群の教務委員（履修指導科目については、教務主任）を通じて行っている。その際に、各科目の趣旨等を伝えている。複数クラス開講する専攻基礎科目については、コーディネーターを置き、兼任教員を含め、連絡、調整を行っている。一方、兼任教員の方からのフィードバックを行うなどの点について、不十分さを残している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①専任教員の補充は、経営学部が早急に対応すべき課題となっている。専攻科目の教員数は2005年4月と1999年4月とを比較すると6名の減となっている。長期的・総合的な視点からの教員補充をすすめていく必要がある。
- ②専任教員の補充を進めるだけでなく、共同開講科目担当教員を含め、科目担当のあり方等も検討課題となっている。また、兼任教員等との連携は、系統的履修を促進していく上で不可欠であり、具体的な手だてを講じていく必要がある。

第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

C群・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

1. 社会人学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

1) 社会人学生の数等

- ①経営学部 of 社会人学生 の数は、「大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数」のとおりである。
- ②社会人学生 については、入試形態としては受け入れを行っていない。

2) 教育課程編成上の配慮

特に行っていない。

2. 外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①経営学部 of 外国人留学生 は、「大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数」のとおり、28 名が在籍している。
- ②外国人留学生 向けの導入科目として、「留学生のための経営学」を開講している。
- ③中国人および韓国人留学生 から、英語を履修したいとの要望が多く、2005 年度から、4 単位を上限として、履修を認めることになった。
- ④留学生 には学費の半分の額を奨学金として給付している（学費援助奨学金）。

3. 帰国生徒に対する教育課程編成上等の配慮の現状と評価

- ①経営学部 of 帰国生徒 数は、「大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数」のとおり、帰国生徒 は、2002 年度以降 2 名が入学している（2003 年度、2004 年度については、合格者を出したが、入学手続きを行った者はいない）。
- ②教育課程編成上と教育指導上、制度的に特別な対応は行っていない。個別の履修指導で対応している。

4. 今後の課題と改善方策

外国人留学生、帰国生徒ともに、入学初年度における履修とスムーズな大学生活への移行が重要と認識している。入学時の丁寧な履修指導を強めていきたい。

第10節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B群・教育上の効果を測定するための方法の適切性

B群・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B群・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

B群・卒業生の進路状況

1. 教育効果の測定方法の現状と評価

経営学部における教育効果の測定は現在、主に次の2つの方法によって行われている。

- ①授業科目を担当する教員によって、授業経過中または終了直後に多様な形態で行われる試験による方法
- ②学生の授業評価による方法

1) 授業科目担当者による試験

基本的には、学期末試験、レポート、平常点（課題、発表、小テスト、質疑応答等）等による「成績評価」をもって、教育効果を測定する。各教員は、その成績評価を基に学生の到達度を確認している。それは、必要に応じて授業改善に役立てられている。成績評価の方法については、シラバスや最初の講義において学生に周知徹底し、学修を促している。

さらに授業（演習、実習を除く）については、全学的・定期的に学生による授業評価を行い、教員各人の授業改善の資料としている。演習や実習等の少人数においては日常的に学生との距離が近く、各教員が効果そのものについても把握している。

2) 学生による授業評価

- ①経営学部は、大学教育開発センターが全学的に取り組んでいる学生の授業評価活動の中で行っている。その具体的な取り組みについては、「第5章－10 教育改善への組織的取り組み」を参照。
- ②学生の授業評価（講義科目／2004年度前期）によれば、「この授業を受けてあなたの科目に対する興味・関心は深まっていますか」の設問では、学部全体で「深まっている17.3%」、「どちらかと言えば深まっている40.2%」の計57.5%である。

以上の1)、2)により教育効果の測定が行われている。各授業科目の試験による教育効果の測定は、授業科目を担当する教員の責任で厳格に行われており、学生に対しては、それを成績という形で通知している。その成績の累積（認定単位の積算）をもって学生を卒業させている。「大学基礎データ表6 卒業判定」によれば、卒業予定者（5年次生以上も含む）に対する経営学部の卒業率は、毎年、約80%であり（4年次卒業率はこれより高い）、順調に人材を社会に送り出している。

3) 今後の課題と改善方策

- ①教員の成績評価による教育効果の測定は、一定の成果をあげていると評価できるが、学生による授業評価によれば、学生の学びへの関心・興味をもっている割合は、やや低いと言わざるを得ない。はっきりした原因はわからないが、最近の学力の低下傾向も背景にあるかもしれない。教育効果の向上のためには、この問題の背景を探る必要がある。2004年度からは、新たなカリキュラムの下での教育が始まっているので、その点検の過程で検討していきたい。
- ②授業評価に関しては、在学生だけでなく、卒業生にもアンケート調査等をして、長期的な教育効果を測定する必要がある。
- ③同一科目を複数の教員が担当する専攻基礎科目のような場合には、評価の標準化が課題となっている。

2. 教育効果測定方法等に関する教員間の合意の状況と評価

1) 教員間の合意の状況

前述の教育効果の測定方法については、教授会や学部教務委員会等で審議されており、全学的な合意に基づいて実施されている。

- ①教育効果の測定法としての個々の授業科目の成績評価は、各々の授業科目の特徴やそれを担当する教員の教育方針によって、評価方法に多様性を帯びてくることは当然のことである。評価に際しては、複数の要素を加味して評価する教員も多い。
- ②学生への授業評価、教員の授業に関する意識実態調査等についても、教授会や教務会議等には全学的な承を得ながら進めている。ただし、その実施に当たっては、教育における教員の主体性・積極性を考慮して、強制ではなく理解を求める方向で進めている。従って、実施できていない授業科目等も生じている。

以上のとおり、教育効果の測定方法に関しては、特に問題はなく、全学的に教員間の合意は確立されており、適切に機能している。

2) 今後の課題と改善方策

学修の到達度としての個々の授業科目の成績評価方法の教員間における合意状況については、特に問題はない。

3. 教育効果測定システム全体を検証する仕組みの現状と評価

現状では、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を明確に検証できる仕組みは導入されておらず、授業評価等の実践を通じて模索の状況にある。

全学的には「大学教育開発センター」において、授業評価結果等を参考にしながら検証システムの開発が緒についたばかりの段階である。

4. 卒業生の進路の現状と評価

1) 卒業生の進路

最近の経営学部の就職状況は、「大学基礎データ表 8 就職・大学院進学状況」のとおりである。

2) 今後の課題と改善方策

学生に対して、いかに進路意識を形成させていくかが、最も重要な課題と認識している。2005年度から1年次後期<2セメスター>に「マイキャリアデザイン」を開講した。さらに、2006年度からこの発展科目として「キャリア形式論Ⅰ」を2年次前期<3セメスター>に、「キャリア形成論Ⅱ」を2年次後期<4セメスター>に開講する。このようなキャリア関係の科目の充実とあわせて、2、3年次生を対象とした学部独自のキャリア講演会を開催していく。

第 1 1 節 厳格な成績評価の仕組み

【厳格な成績評価の仕組み】

A 群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

A 群・成績評価法、成績評価基準の適切性

B 群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

B 群・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性…（表 6）

1. 履修科目登録の上限設定とその運用の現状と評価

1) 履修科目登録の上限設定と運用

経営学部卒業要件単位数は 124 単位である。その学修に際しては、単位制度の趣旨および教育効果や健康管理等の視点から、次のような履修登録制限を行っている。

年次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次以上	合 計
学期(セメスター)	1	2	3	4	5	6	7・8	180
登録制限単位数	22	22	22	22	22	22	48	

①履修登録制限があるとはいえ、全ての登録単位を修得した場合、数字の上では 4 年次には履修登録しなくてよいことになるが、ほとんどの学生が 4 年次以降も履修登録をしている。経営学部においては、4 年間の大学教育として充実したものを提供すべく努力しているが、近年における就職活動の初動時期の早まりの影響を無視するわけにいかないという事情がある。

②上記の基準は、履修登録手続きが終了した後すべて点検し、上限を超えて登録した学生については個別に履修指導を行う等厳格に運用されている。

2) 今後の課題と改善方策

3 年次までに単位を取得し終えた場合、演習論文を執筆しない学生も増えている。進路が決定してしまえば、実質的に学修が軽視されてしまうことになる。4 年次における学修をどうデザインするか、3 年次までの履修指導においても、十分学生と話しておく必要がある。

2. 成績評価法・成績評価基準の現状と評価

1) 成績評価の方法

経営学部における個々の授業科目の成績評価は、概ね次のような方法で行われている。

①教室内筆記試験：主に学期末試験時の解答用紙による評価。

イ) 学期完結型科目（セメスター科目）は、第 1 学期の試験期間（7 月下旬～8 月初旬）または第 2 学期の試験期間（1 月下旬）に行われる教室内の筆記試験の解答を教員が採点する。なお、経営学部においては、専攻科目のうち、講義科目は基本的に 2 単位化されており、教室内筆記試験の場合、ほぼ全ての科目が、このイ）タイプで成績評価が行われることになる。

ロ) 通年型科目（通年科目）は、第 2 学期の試験期間に行われる教室内の筆記試験に基づいて行われる。

ハ) 長期休暇中の課題提出による評価

②レポート試験：課題レポートや、授業後のミニレポートによる評価で、字数や枚数等に条件（上限または下限）を加える場合もある。

イ) 授業内容を踏まえて、ある課題を提出し、参考書の学修や実地調査等の学修を通してレポートを期限内に提出させ、それを採点する。夏期休暇等の長期休暇期間の学修課題として提出を求めることもある。

ロ) 学期期間中に小レポートを 2 回～3 回程度提出を求め、授業理解度等を確認しな

から評価する。

- ③実技試験：実技それ自体を担当教員の前で演じたり、技能の成果物を展示したりしてその出来具合を評価する。スポーツ関連科目等で行われている。
- ④平常点：授業への出席状況を参考にして行う評価。学期試験等の受験資格に授業回数の3分2以上の出席を義務づけたり、出席回数自体を採点の一定の割合（例えば10～20%）を反映させたり等総合評価の一環として活用する。
- ⑤教室内での発表・発言等による評価：演習等において、学生の学修課題に対する論点の明確さや要約の出来具合、発言の内容や学修姿勢の積極性等を加味して、演習の課題研究等を評価する。

成績評価は、以上の方法を単独または組み合わせてそれぞれの授業科目を担当する教員の創意・工夫に基づいて行われている。それは、シラバス上に「成績評価の方法」として明示されている。授業科目の特性や担当者によって評価方法は多様であり、各教員が責任を持って厳正に評価している。経営学部の各授業科目の成績評価法等については、「2005年 Syllabus 一講義概要・授業計画」（経営学部）」の該当頁を参照。

2) 成績評価の全学的基準

本学においては、適切な成績評価基準について全学的に検討した結果、2005年度からその基準を次のように変更した。

【成績評価基準】

評価の判断基準	素点評価	ランク
授業内容の理解も特に優れ、目標とする到達度を超えて一段と高い水準にある	100～90	S
授業内容を良く理解しており、目標とする到達度を超えて高い水準にある	89～80	A
授業内容を理解しており、目標とする水準に到達している	79～70	B
授業内容の理解にやや不十分さはみられるが、目標とする水準には一応は到達している	69～60	C
授業内容の理解度が低く、目標とする水準に達していない。評価資料が提出されていない	59～ 0	なし

- ①新成績評価は、旧成績評価基準の成績評価のA・B・Cの3段階評価に、最上級のS評価を加え、4段階評価とした。
- ②平均点評価またはGPA評価の分母を、これまでの合格科目から登録科目へ変更し、より厳密な評価になるようにした。
- ③試験欠席を示す「K」の表記を廃止し、すべて点数評価とした。
- ④履修辞退制度を新設した。
- ⑤この評価基準に基づいて、各授業科目を担当する教員の責任で、評価が行われている。
- ⑥この評価基準および各授業科目の成績評価の方法は公開されており、透明性も高い。
- ⑦成績を学生各自に公表した後においても、成績に質問または疑義がある場合はそれを受け付ける制度も整備されており、全体として公平な評価が行われているといえる。

2005年度以後に導入した新成績評価方法では、新たに「S」評価が加わり、旧来の「K」評価を廃止した。また、「K」評価の廃止にともなって「履修辞退制度」を新設した。このことによって、教員にとってはシラバス上の成績評価方法の明記が一層重要視され、より積極的な成績評価の姿勢を促すことになった。それに対応して、学生においても積極的な受講が求められることになり、従来の成績評価に勝る教育効果がうまれると期待される。

3) 今後の課題と改善方策

- ①厳格な成績評価は、各授業科目を担当する教員の責任によって行われている。そのため成績評価の基準が定められている。今後は、成績評価結果について統計的処理を行い、成績評価のばらつきの有無等の全体状況を把握し、厳格な成績評価のあり方等について

検討していく。

- ②「成績評価」に関しては、シラバスへの記載をより詳細に行う努力を続けた結果、かなり分かり易い内容に改善された。今後も、より一層詳細で適切な「成績評価の方法」の明示に努めていく。
- ③授業科目間に成績評価基準のばらつきがあり、学生の目には単位を修得しやすい科目・修得しにくい科目、というふうに映っている。難しい課題であるが、成績評価および成績評価基準についての実際の運用実態を把握して、検討していく必要がある。

3. 厳格な成績評価の仕組みの導入状況と評価

1) 各教員による厳格な成績評価

成績評価は、個別の授業科目の担当者が、前述した方法と各教員の教育方針に基づいて厳格に行っている。

2) 成績疑義の申出制度

経営学部においては、学生からの成績疑義制度を設けている。授業に出席して学期末試験を受験したにもかかわらず「K」と評価されたり、素点評価に疑義があったりする学生は、定められた期間内に合理的根拠を明確に示した「成績疑義申出書」を提出し、それに対して当該担当教員が回答することになっている。このため教員が客観的基準に著しく反するような評価をすることは困難となっており、担当教員にある程度の客観的基準を意識させる効果はあるようである。

以上 1)、2) のような仕組みによって、経営学部の成績評価は厳格に行われている。

3) 今後の課題と改善方策

全学的な成績評価基準（S～C<素点 100～0>）に基づいて行われているが、授業の担当者間でアンバランスが見られる場合もある。学生の学力をより正しく評価できるよう、FD 活動等を通じて努力していく。

4. 各年次・卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の現状と評価

1) 演習論文等による卒業時の質の確保

- ①演習論文は、経営学部における学修の成果を集大成させる意義を持っている。経営専攻コースを履修する学生は、演習論文の作成は必須の課題であり、授業中の討論、演習担当者の添削等による個別指導が行われている。このような学修指導を行い、学生の質を保証している。
- ②演習論文を書かない学生に対しては、定められた履修方法で集約した総単位数の取得（124 単位）で卒業判定している。

2) 今後の課題と改善方策

基本的には評価基準は到達度評価が必要と考えるが、合格率や成績優秀者（例えば 80 点以上）の率が科目や担当者によって異なっていることも事実である。直ちにばらつきをなくすのではなく、まずはどういった状況であるのかを教員が相互に理解しあうことが重要である。しかし、いわゆる「楽勝科目」をなくしていく努力は必要である。

第12節 履修指導と自主的学修の活性化

【履修指導】

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・オフィスアワーの制度化の状況

B 群・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

1. 履修登録指導の現状と評価

1) 全学年を対象とした履修登録指導

学生に対する履修指導は教育上極めて大切であることから、毎年学年初めに行われるオリエンテーションを重視している。特に新入生に対して履修要項、シラバス、時間割についての説明を丁寧に行い、適切な履修ができるように指導している。

- ①各学期（前期・後期）の初めに、学年毎に「履修登録説明会」を実施し、履修方法や学修計画等の基本的事項について説明を行っている。その後は、履修相談期間（4～5日間）を設けて、教務課の窓口において学生の個別の質問等に応じて指導を行っている。
- ②学生に解りやすい「履修要項」や「シラバス」の作成に心がけ、「概要」や「進め方」、「評価方法」、「成績評価の方法」、「教科書」、「参考文献」、「系統的履修」、「担当者からの一言」等の内容を毎年検討し、より充実した内容を提供している。
- ③科目等履修生、編転入生、留学生に対しても、個別的に履修相談を受け付け、履修指導を行っている。

以上のとおり、学生に対する履修指導は、履修登録前における全体の説明会、履修指導期間の設定による学生の個別指導、履修要項やシラバスの内容の改善等により、適切に行われていると評価できる。

2) フレッシューズキャンプ

本学は、新入生オリエンテーションの一環として、入学後の新入生全員を対象としたフレッシューズキャンプ（1泊2日）を実施している。合宿期間中の様々なプログラムをとおして、建学の精神の醸成がはかられ、学生生活を有意義に送るための助言・指導が行われている。

- ①ホテル等を全館借りて、学部単位で実施している。
- ②クラス親睦会、在学生のアトラクション、キャンパスライフ相談会等を行っている。
- ③特にキャンパスライフ相談会では、2日間にわたり各学部の教員等が相談に応じている。この中で、予備登録制度等に関する説明や受講登録科目選択等を含む個別相談に応じている。

新入生は、入学後のオリエンテーションやクラス単位の行動等を通して様々な情報を入手することになる。このような時期に、合宿を通して行われる助言・指導では、新入生も気軽に相談ができ、かつ、一定の時間をあてることができることから、効果的な手段といえる。同時に、入学後間もない時期に寝食を共にして過ごすことで、クラス全体の一体感（仲間意識）を醸成する効果もあり、クラス単位の授業を進める上でも有益といえる。このことは、学生部が行っている「学生生活実態調査（2003年度版）」によっても「大変よかった」、「まあまあよかった」と回答したものが、約8割いることから裏付けられている。

3) 登録確認書類の配付による確認

経営学部では、継続的なカリキュラム改革を進めており、入学年度により履修方法が異なる等、カリキュラムが複雑になっている面もある。全体説明会や個別の窓口指導で丁寧に説明しているが、それでも登録ミスが生じている。そこで、次のような措置をとっている。

- ①学生の履修登録科目届出後速やかに電算処理を行い、「受講登録確認表」を全学年に配布

し、学生に受講登録科目の確認を求めている。登録ミスがあれば、事務室の窓口で指導の上、修正を行っている。

- ②この確認表は、履修方法と関連させてシステム化されており、「既得科目」、「登録講時ダブル」等のエラーメッセージが表示されており、学生にとっては確認しやすいようになっている。
- ③これにより、学生の履修方法についての思い違いや、事務的ミスによる受講不可や卒業延期等の不利益を未然に防止することができ、学生の利益にもなっている。

以上の1)～3)のような方法で学生に対する履修指導を行い、学生が適切な学修計画が立てられるよう指導している。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①履修登録説明会には、高年次になるほど出席率が悪くなり、履修登録のミスによる問題も生じている。
- ②将来的にはコンピュータネットワークを用いて学生が自らの操作で履修登録ができるようなシステムを採用できるよう検討する。それが実現すれば、履修制限、時間帯の重複チェック等が即時にでき、学生本人の初歩的な人為的ミスの防止にもつながり、さらに事務処理が簡素化される。

（2）その改善状況

- ①履修説明会に参加する学生が高年次になるほど少なくなるのはやむを得ないところであるが、カリキュラムの改変に伴う移行措置などの情報が十分伝わるようにしなければならない。窓口指導で対応しているが、さらに工夫が求められている。
- ②Web登録を取り入れる段階には至っていない。今後さらに検討を進める必要がある。

5) 今後の課題と改善方策

履修登録について、学生から登録前の受講の要望が大変強い。授業日数を確保するため、履修登録の日程がタイトになっている中、授業を受ける前に履修登録しなければならない。このことについて、学生からの不満が大きい。履修登録については、経営学部だけでなく大学全体の問題であるので、履修登録の制度について検討が必要であると考えている。

2. オフィスアワーの現状と評価

1) オフィスアワーの制度化

本年度からオフィスアワーを制度として発足させた。全教員の時間帯、予約方法を一覧表にし、学生に提示した。

2) 今後の課題と改善方策

今年度から制度化したので、実施状況や効果・問題点等を把握し、改善をはかっていきたい。学生の意見も聴きたい。

3. 留年者等に対する教育上の配慮等の現状と評価

1) 履修指導

経営学部においては、特に実施していない。

2) 学費の減額

教育上の配慮措置とは異なるが、間接的な配慮措置として、留年者に対しては、次のよう

な学費の減額を行っている。

(1) 授業料の減免

- ①授業料（731,000 円）の半額を基本授業料（365,500 円）とする。
- ②基本授業料（365,500 円）÷38 単位を 1 単位当たりの登録料（9,620 円）とする。
- ③365,500 円＋（9,620 円×登録単位数）が授業料（学則に定める授業料が上限）となる。

(2) 施設費の減額

施設費（250,000 円）－50,000 円＝200,000 円

以上 1)、2) のような措置により留年者への配慮を行っている。特に、未修得単位が 38 単位以下の場合は、その単位数が減るにしたがって学費負担が軽減できる仕組みになっている。2004 年度（経営学部）においては、67 名の学生が学費減額の措置を受けており、学修を継続したい学生にとっては適切な制度として機能している。

3) 今後の課題と改善方策

（目的があり、自ら望んでの場合は別にして）留年を生まないような履修指導等を行っていくということが基本になるべきであろう。4 年間でしっかりと単位を修得し、進路も決定し、卒業していくことが何よりである。

4. 単位修得僅少者への指導の現状と評価

1) 単位修得僅少者への指導

- ①ゼミ所属の単位修得僅少者には、ゼミ担当者が面談を行い、単位修得計画および生活指導等を行う。ゼミに所属していない単位修得僅少者には、教務委員が面談にあたる。また、学生の履修状況の把握をしてもらうため、保護者宛にも成績表を送付している。
- ②教員と学生の面談を通して、学生が授業に出て来られない理由やその後の履修計画等について話し合い、学生のやる気を引き出すことができる。

2) 今後の課題と改善方策

引き続き、単位修得僅少者への丁寧な指導を行っていく。その際、当該学生が直面している問題に応じて、適切な対応ができるよう心がけていきたい。

第 1 3 節 授業形態区分と授業方法の関係

【授業形態と授業方法の関係】

B 群・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B 群・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

B 群・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

1. 授業形態・方法の現状と評価

本学は、各学部教育目標を実現するための基本的な授業形態として、講義、演習、実験、実習および実技に区分して単位計算の基礎を定めている（学則第 26 条）。経営学部は、これを基礎に、個別授業科目の形態等を定めている。

1) 授業形態と授業方法

経営学部の教育課程に従って学生に教授し、学生の学修効果をあげるためには、授業内容に則した適切な授業形態と授業方法で行うことが肝要である。経営学部は、概ね次のような形態と方法によって授業を行っている。

- ①講義形式：経営学の基本的な知識を学ぶ授業科目は、この講義形式をとっている。本学部においては、経営学の各分野における基礎理論をしっかり身につけることを重視しているからである。テキストや参考書等に基づいて授業が展開されている。
- ②演習形式：1～4 年次まで小集団で行われる演習の授業。
- ③外国語：メディア教室で教材ソフトを活用等して行われる。「読む・聴く・話す・書く・訳す」という外国語の実践的スキルレベルアップをはかり、国際社会で活躍できる素地を養う。教室内の授業が重視される。
- ④実習形式：スポーツ技術学その他、情報とコミュニケーション科目群（「プログラミングおよび実習」等）で行われており、経営学の学修を進めるために必要な情報技術を習得するために行う。

経営学部では、以上のような授業形態・方法を基準にして、授業科目が区分されているが、授業の内容によっては、それらの形態を一部複合させながら行うこともある。この授業形態によって、授業を中心に教育指導が適切に行われている。

2) 多様な授業形態・方法を支援する体制の整備

授業方法は、教科書中心、教材ソフト（コンピュータ）の活用、プリントの配付、ビデオ教材、Power Point®の使用等多様である。また、演習においては、成果発表会や研究合宿等も実施されている。こうした多様な授業方法を支えるためにはその支援体制の整備が肝要であり、そのため、深草学舎においては、次のような体制を整備している。

- ①教材印刷室を設置し、用紙代等経費は全額大学で負担している。
- ②コンピュータを使用する場合は、ティーチング・アシスタントを配置して授業をサポートしている。
- ③授業形態・方法に則した多様な施設を整備（セルフラーニング室、メディアラボ、情報処理演習教室、情報処理実習室、メディア機器設置教室の拡充等）している。
- ④ゼミ合宿等による集中的・自主的学修の経費支援をはじめ、各教員による多様な授業方法を支援するために「教育補助費」（ゼミ教育補助費、学生教育指導費、教学促進費）を設けている（「第 5 章－11 教育・学修支援」を参照）。
- ⑤ゼミ合宿等のために学外者と契約した指定合宿施設を 68 カ所設けている。

3) 授業規模

- ①経営学部においては、小集団授業科目（フレッシューズゼミ、基礎演習、総合演習Ⅰ、

総合演習Ⅱ、専攻演習Ⅰ、専攻演習Ⅱ)を1年次～4年次生まで配置し、学生同士および教員との双方向の授業を行っており、基礎的学修の段階から応用的な学修に発展させる教育指導を行っている。その効果は演習論文に結実されており、効果を上げていると評価できる。

- ②「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」は経営学部（専攻科目）の授業規模を評価する目安となる。これによれば、2005年度においては、64人以下の教室で行われている授業は70.8%、65～200人規模の教室で行われている授業は9.3%であり、概ね適正な規模で授業は行われているといえる。
- ③受講者数が150名を越えている授業に関しては、担当教員の希望により教育補助員を配置して、担当教員の負担の軽減をはかる等の配慮をしている。教育補助員は、学生の出欠調査、レポート等提出物の整理、教室における配布物の配布、視聴覚教育機材の操作等の授業遂行に関わる補助的業務を行っている。
- ④受講登録者が多い場合の試験（専任300名以上、兼任講師200名以上）の答案用紙については、担当者が試験場から「解答用紙」を持ち帰った後、直ちにそれを学籍番号順に整理する等のサービスを全学一斉に行い、担当者の採点の負担軽減と効率化をはかっている。

以上1)～3)のとおり、個々の授業科目の内容に則した形で授業形態・方法がとられている。また、各授業に対する支援体制も、一定、整備されていること、経営学部（専攻科目）の授業の70.8%、が64人以下の教室で行われていることから概ね適切な授業形態・方法がとられていると評価できる。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①少人数科目を増加させると、必然的に必要とする教室数が増え、講義科目との関連もあり、適正規模の教室の確保が難しくなっており、解決の方策を検討する必要がある。
- ②授業形態や開設科目の多様化によって必要教員数が増え、専任教員だけでは担当しきれなくなりつつある。
- ③また最近では、少人数という良好なゼミ運営の条件を満たしているにもかかわらず、活発な討論を促しても学生が十分な反応を見せない場合もある。
- ④講義科目の中には、400名以上となる科目があり、学舎別の開講科目数は次表のとおりである。授業規模は、学生の理解度や満足度と密接に関係しているとともに、過大な授業規模は、教員の授業改善意欲を減退させる場合もある。歩留まり率を十分に分析した上で入試判定、学期毎の履修制限、授業分割等、改善策を総合的に検討する必要がある。

	96年度	97年度
深草学舎	58	55
大宮学舎	3	3
瀬田学舎	3	1
合 計	64科目	59科目

- ⑤ティーチング・アシスタント（T・A）の活用方法を検討する余地がある。
- ⑥少人数教育の実践経験を教員間で交流させる場の設定について、検討する必要がある。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、動機づけの面でも非常に効果的であり、今後も継続していくのが望ましい。
- ⑧教室等の照明機器を改善し、視聴覚教育機器等を充実する。
- ⑨自習環境をさらに整備する。

(2) その改善状況

- ①キャンパスの物理的制約もあり、授業形態や方法に合わせた教室を整備することには困難が伴うが、今後とも、引き続き改善に努めていく。
- ②教員数の増員問題は、財政上の問題とも密接に関係し、個別学部の対応のみでは解決ができない。本学では、教学と財政の両立の視点から、全学的に長期財政計画を策定した（教員人件費は学生納付金収入に対して 40%、上限を 42%）。この基本方針の下で、教育改革との連動をはかりながら検討している。
- ③および⑥：少人数教育の経験交流については、フレッシュャーズゼミや基礎演習の担当学会議において行っているが、十分とは言えない。
- ④2005 年度においても経営学部では、400 人以上の授業が少なからず残っている。引き続き改善に努めていく。
- ⑤ティーチング・アシスタントは、大学の制度として整備した。
- ⑦ゼミ相互の討論会については、経営学部では、ゼミナール連合会主催のゼミナール大会という形で開催されている。
- ⑧教室等の照明・空調機器の改善に努めるとともに、メディア関係機器についても拡充とその活用を支援する部署（情報メディアセンター）を設けた。引き続き改善に努める。
- ⑨自習施設としての大宮図書館の改修、瀬田図書館の拡充および深草キャンパスにおける「Learning Crossroads」（自習室）の拡充を行った。

5) 今後の課題と改善方策

- ①教育指導は、授業形態に則して多様な形をとるであろう。ただし、授業方法については、教員相互の意見交換等を通じて共通認識をもちうる部分もある。現在は教員個人に任せられているが、今後は、学部内の FD 活動を促進させ、授業方法の改善を進めていきたい。
- ②大人数授業は、対話型等の双方向性を持った授業方法や授業の進行過程で学生の理解度を測定するために小テスト等を行うことが困難であり、受講生の人数抑制が必要である。特に、受講生 300 名以上の授業はクラス分けを行いたいが、履修登録後しか受講生数が確定せず、教員の手配が間に合わない。あらかじめ前年度までの実績を考慮し、複数クラス開講するなどの手だても必要であろう。大人数講義の解消のために引き続き努める。

2. マルチメディアを活用した教育の導入状況と評価

マルチメディアを活用した授業は、視聴覚による立体的な講義による学生の授業理解の促進、効率的な授業の進行、学生の復習の補助等、学生の積極的・効果的な学修を支援する上で有効であり、その効果も高い。経営学部におけるマルチメディアを活用した主な授業科目は、次のとおりである（2005 年度）。

1) 個別の授業科目による活用

- ①経営データ分析：Excel®を用いて、経営に関するデータの入手、加工、分析等の活用に関する技術と知識の基本を習得する。
- ②経営数学：自習時間を課し、表計算ソフト Excel®や Mathematica®を学修する。
- ③特講・Java プログラミング入門：基礎知識をテキストで学修し、それにそったサンプルプログラムを PC で動作させ検証する。

以上のとおり経営学部においては、マルチメディアを活用した教育を導入している。また、全学的にはメディア教育委員会を設置し、情報教育・視聴覚教育等のメディア教育に関して授業担当者等の創意工夫を支援し、それに必要な環境整備をはかっている。

2) マルチメディア教育を促進するための環境整備

全学的な整備方針に基づき、深草キャンパスおよび大宮キャンパスに、メディア教育環境を整備している。「第 11 章 施設・設備等（学部・大学院）」を参照。また、メディア教育と

施設・設備を担当する事務部署として、情報メディアセンターを設置してその支援に当たっている。

以上 1)、2) のとおり、マルチメディアを活用した教育が行われている。経営学部においては、授業を行う上でマルチメディア機材の使用が不可欠な授業科目がいくつかある。しかし、その他の授業科目においてはその活用は少ない。メディア教育の運営については、「メディア教育委員会」を設置し、情報教育・視聴覚教育等のメディア教育に関して授業担当者等の創意工夫を支援し、それに必要な環境整備をはかっている。さらに、「情報メディアセンター」を設置して、その支援等を行っており、全体として適切な運用がなされていると評価できる。

3) 今後の課題と改善方策

- ① 学生が、パソコンを利用していつでもどこでも学べるようユビキタス環境を整備しているが、遠隔地授業の導入も含めたマルチメディア教育を促進するための基盤整備を促進させる。
- ② マルチメディアを使った教育は、多くはその授業科目の必要性からなされているにとどまっている。マルチメディアをより広く活用するためには、教員の教材作成等に向けた努力とその支援体制の整備が求められている。

3. 遠隔授業による単位認定の現状と評価

1) 遠隔授業による単位認定

経営学部においては、「遠隔授業」は行っていない。

2) 今後の課題と改善方策

- ① 現在、全学的に、学生がパソコンを利用していつでもどこでも学べるよう、ユビキタス環境の整備がめざされている。あわせて、遠隔授業の導入も含めたマルチメディア教育を促進するための基盤整備が促進されている。
- ② 遠隔授業を実施するには、大学が環境を整備する必要があるので、全学的な課題として検討していく。

第5章－4 法学部の教育内容・方法等

第1節 理念・目標

法学部では、次のような方向でカリキュラム改革を進め、「幅広い教養と法学的・政治学的素養を兼ね備えた、自律的で能動的な市民」の育成をめざしている。

- ①学生の自主性を尊重するとともに、学生自らの選択による、学問的興味や希望する職業に応じた系統的履修を可能とするカリキュラム。
- ②学修の初期段階において、整理された入門・基礎科目を配置し、わかりやすい学修プロセスにより法学・政治学の基礎的知識の獲得と思考能力の錬成をはかるとともに、教養と外国語をじっくり学ぶことができる、「基礎力重視のカリキュラム」。
- ③1年次の基礎演習から卒業研究までの充実した少人数教育を実現するカリキュラム。クラスサポーター制などの学生同士の学び合いも重視する。
- ④学生の意欲と能力に応じ、専門性の高い教育への需要にも対応し、大学院法学研究科や法科大学院での高度専門教育への橋渡しを可能とするカリキュラム。
- ⑤「ワークショップ司法実務」や「法律実務論」など、実務家と連携したプログラムにより、実務や現実社会の問題についての明確な理解に基づく学修への強い動機付けと、法学・政治学の専門を生かしたキャリアの育成を実現する、「実務と現実社会に学ぶカリキュラム」。

第2節 教育課程

【学部・学科等の教育課程】

- A 群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連
- A 群・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系的性
- A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B 群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第 52 条との適合性
- B 群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B 群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B 群・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- B 群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 教育課程の現状と評価

1) カリキュラム編成の基本方針

前述の理念・目標等を具体化するために、法学部においては、次のような基本方針の下でカリキュラムを編成している。

- ① 本学部では、学生の関心と将来の進路に応じた学生自身の主体的で系統的な学修を可能にするためコース制をとる。
- ② 本学部の授業科目は、いわゆる教養教育を主目的とする「共同開講科目」と法学・政治学についての専門的素養を育成することを目的とする「学部専攻科目」により構成されている。共同開講科目、学部専攻科目それぞれについての適切な内容設定と系統的で体系づけられた配置、両者の間でのバランスのとれた卒業要件単位数の設定等により、広い教養と法学・政治学の専門的な素養を有する自律的、能動的市民の育成という本学部の教育目標の実現をめざす。このことは、学校教育法第 52 条および大学設置基準第 19 条の趣旨にも適合するものである。なお、学生の主体的な履修を尊重する趣旨から、共同開講科目と学部専攻科目の履修比率についても、学生の選択によって一定程度柔軟化が可能となる措置をとる。
- ③ 共同開講科目は、「仏教の思想」、「外国語科目」、「プログラム科目」から構成されている。それぞれの科目は、次のような目的のものとして、以下に示すような単位数の履修を求める。
 - イ) 「仏教の思想」は、仏教の思想を通じて幅広いものの見方と心の豊かさを育てることを目的とする科目であり、本学の建学の精神を体現する科目であると同時に、本学部における倫理教育の中核をなす科目として、4 単位を必修とする。
 - ロ) 「外国語科目」としては、「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「スペイン語」、「中国語」、「ポルトガル語」、「ロシア語」、「コリア語」、「ラテン語」、「ギリシア語」を開設している。国際化の進展のなかで、職業人としての、および市民としての活動の場が国際的になり、コミュニケーション手段としての外国語の修得と異文化理解が必須のものとなってきた状況に鑑み、英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語の中から 12 単位を必修とする。
 - ハ) 「プログラム科目」は多様な幅広い知識・教養、総合的判断力、基本的考察法を養うことを目的とするものであり、学際的な科目も含め多様な科目を開設している。

そのなかから所属コースによって 16～20 単位を選択必修とする。また、6 つのテーマに分類されたプログラムを設定することにより、系統的な履修をも可能にする。

以上の共同開講科目は京都学舎各学部が共同で設置・運営しており、詳細については「第 4 章－2 共同開講科目（京都学舎）」を参照。

④学部専攻科目は「法律学科専攻科目」と「政治学科専攻科目」からなる。学部専攻科目にはいわゆる専門基礎科目も含まれる。

イ) 専攻科目において必修科目は置かないが、履修指導科目として基本科目の履修を実質的に強く促す。また、入門科目等の基礎科目や基本科目を低学年に配置するとともに、グレード制やコア科目制（後述）により、基礎科目・基本科目から専門性の強い科目、発展的科目への段階的履修を促す。

ロ) 本学部生の多くが所属する学部内コース（後述）については、法学部専攻科目についての卒業要件単位を 72 単位とし、法学・政治学についての基礎的な素養を身につけるについて十分な学修を可能とする。学部共通コース（「第 5 章－8 学部共通コース（京都学舎）」を参照）については、法学部専攻科目についての卒業要件単位 36 単位の履修により、法学・政治学についての最低限の基礎的素養を身につけることを求める。なお、学部共通コースでは、36 単位の法学部専攻科目に加えて、それぞれのコース専攻科目を 40～48 単位履修することを求めている。

⑤法律・政治両学科にまたがるコースの設定も含め、法律学科と政治学科の壁をできるだけ低くし、両学科に開設されている多様な授業科目を学生の関心に基づいて主体的に学修できるカリキュラムを組む。

⑥少人数の演習科目を重視し、基礎演習Ⅰ（1 セメ）、基礎演習Ⅱ（2 セメ）、演習Ⅰ（4～5 セメ）、演習Ⅱ（6～7 セメ＋8 セメの卒業研究指導）を置く。いずれも必修科目とはしないが、履修指導等においてできる限り履修するように促す。卒業研究についても、本学部での学修の総まとめとして、できるだけ多くの学生が執筆するように促す。

このような方針に基づいた法学部のカリキュラムは次のような特色を持っている。

2) 教育課程の特色

（1）コース制による学修目標の明確化

法学部（法律学科・政治学科）では、コース制の履修方法がとられている。コース制の目的は、学生の主体的・体系的な学修を促進するとともに、一定程度の専門性を備えた学修の機会および進路選択につながるような学修機会を提供することにある。後述するコア科目制と連動して、コースごとに設定された基本科目の履修を促している。

法学部の履修コースは、大きく分けて学部内コースと学部共通コースからなり、それぞれに次のようなコースを設けている。学生は、以下の 7 つのコースのうち、必ず 1 つのコースに所属する必要がある。4 セメに入る際にいずれかのコースを選択する。

①学部内コース：法学コース、法政総合コース、政策科学コース

②学部共通コース（経済学部・経営学部・法学部）：国際関係コース、英語コミュニケーションコース、スポーツサイエンスコース、環境サイエンスコース

（2）学部内コース

＜各コースの趣旨とそれぞれのコア科目＞

法学部における各学部内コースの趣旨と、それぞれのコースで設定されているコア科目は以下のようなものである。なお、学部共通コースについての詳細は「第 5 章－8 学部共通コース（京都学舎）」を参照。

①法学コース

イ) コースの趣旨：豊かなリーガルマインドと一定の専門的法知識を身につけた学生

を育てることを目標とし、六法科目を中心に、法律学の基本科目を系統的かつ重点的に学修する。

将来、法律学の専門的能力を活かせる分野（例、弁護士、検察官、裁判官、裁判所書記官・事務官、国家公務員Ⅰ種・Ⅱ種（法律関係分野）、司法書士、企業法務担当者等）で活躍することを志望する学生を主な対象としている。

ロ）コア科目：六法科目を中心とした法律学の基本科目がコアとなる。

②法政総合コース

イ）コースの趣旨：複雑な現代社会の諸問題に、意欲的かつ行動的に対応できる、複合的な（multiple）能力を身につけた学生を育てることを目標としている。法律学、政治学および行政学の基本的知識の修得とともに、プログラム科目や外国語科目の系統的な学修を通じて、総合的でバランスのとれた学修を行う。

このコースの到達目標は、八ヶ岳のように、どの峰をめざすかによって個人ごとに異なるが、家庭裁判所調査官、法務教官、心理カウンセラー、学校教員等、社会学・心理学・教育学等の人間関係諸科学の基礎的知識が求められる職種、パラリーガルやリーガルアシスタントなどと呼ばれる法律事務の専門家、警察官・捜査専門官・刑務官などの公的職務者のような比較的専門性の強い職種から、法律関係職種以外の公務員や一般企業で働く会社員のような総合的能力を要求される職種、さらには、マスコミ関係に至るまで、多様な進路が考えられる。

ロ）コア科目：法律学、政治学および行政学の基礎科目を中心に、各人の関心に合わせて、幅広い科目群の中から選択履修する。

③政策科学コース

イ）コースの趣旨：現代日本と世界の諸課題を解決する政策提起のできる能力を身につけた学生を育てることを目標とし、政治、行政、政策および地域・国際政治に関する科目を幅広くかつ系統的に学修する。

地方公務員、NPO、NGO、国際機関やマスコミ・情報関係企業、一般企業の様々な企画・政策分野、地方議員等の進路を考える学生を主な対象とする。

ロ）コア科目：政治学、行政学の基礎科目とともに多くの政策関係科目がコアである。

<コースの所属状況>

①2004年度の各コースの卒業生（4年次）の状況は次のとおりである。

コース名		人数(名)	各コースの所属率(%)
学部内 コース	法 学	144	35.2
	法 政 総 合	207	50.6
	政 策 科 学	27	6.6
	小 計	378	92.4
学 部 共 通 コース	国 際 関 係	15	3.7
	英語コミュニケーション	1	0.2
	ス ポ ー ツ サ イ エ ン ス	13	3.2
	環 境 サ イ エ ン ス	2	0.5
	小 計	31	7.6
合 計		409	100.0

②約半数の学生が、総合的でかつ様々な目標に対応できる法政総合コースを選択し、約45%の学生が、より専門性の高い、法律系の法学コースならびに政治系の政策科学コースおよび国際関係コース（学部共通コース）を選択している。これはコース設計の際の予想にほぼ合致しており、制度設計の趣旨が生かされた選択がなされているものと評価でき

る。

(3) コア科目制

- ①法学部では学生の自発的で自律的な学修を最大限尊重しようとの趣旨から、専攻科目については必修科目を置かず、様々な制度や履修指導によって、側面から、基本的な科目を中心とする系統的な履修を促している。そのうちの1つとして、先に見たコース制と結びつきながら基本科目の履修を促す制度としてコア科目制を導入している。
- ②コア科目制とは、コースごとにそれぞれのコースの基本になると思われる科目をそのコースのコア科目として指定し、卒業要件として一定単位数以上のコア科目の履修を求めるものである。科目の指定については「2005年度履修要項（法学部）」（86～95頁）を参照。

(4) グレード制

法学部の専攻科目については、大学入門科目、法学・政治学の基礎科目、法学・政治学の各専門領域に関する授業科目を段階的・体系的に開設する。このため、授業内容にグレードを持たせ、授業科目にグレード番号を示す。

基礎←-----→応用						
グレード	100	200	300	400	500	600

(5) 学生の問題関心に基づく自主的な学修を促進するための履修方法の柔軟化

各コースの卒業単位の履修区分枠にフリーゾーンを設け、学生が自己の問題関心に基づいて学修を積極的に進めることができるよう柔軟な履修体系を整備した。例えば学部内コースの卒業単位の履修方法は次のとおりである。

法学コース		法政総合コース		政策科学コース	
履修区分	単位数	履修区分	単位数	履修区分	単位数
仏教の思想	4	仏教の思想	4	仏教の思想	4
外国語科目	12	外国語科目	12	外国語科目	12
プログラム科目	20	プログラム科目	20	プログラム科目	20
フリーゾーン	16	フリーゾーン	16	フリーゾーン	16
法学部専攻科目(法学コースのコア科目から48)	72	法学部専攻科目(法政総合コースのコア科目から48)	72	法学部専攻科目(政策科学コースのコア科目から48)	72
合 計	124	合 計	124	合 計	124

- ①フリーゾーン（16単位）を活用し、最高88単位まで学部の専攻領域の学修を進め、専門分野の学修をより広く、深く学ぶことができる。
- ②フリーゾーン（16単位）を活用し、外国語の発展科目やプログラム科目を学修し、より幅広い知識や技能も修得できる。

(6) 小集団授業科目の充実

法学部においては、演習による少人数教育が、1年次から一貫してカリキュラムの中心に位置づけられている。

- ・基礎演習Ⅰ（2単位／1年次＜前期＞）
- ・基礎演習Ⅱ（2単位／1年次＜後期＞）
- ・演習Ⅰ（4単位／2年次後期～3年次前期）
- ・演習Ⅱ（6単位／3年次後期～4年次）

【小集団授業科目の学年配当体系】

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年	
学 期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
セメスター	1	2	3	4	5	6	7	8
小集団授業科目	基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ		演習Ⅰ		演習Ⅱ		

①基礎演習Ⅰ：いわば「大学入門」の科目である。調査、研究、発表、討論のトレーニング等を通じて大学での学修に必要なノウハウを身につけることが共通目標である。自発性・創造性を重視し、暗記型から思考型へと切り替えて、大学で学ぶ楽しさ、学問や科学の面白さを感じとってもらう。

各クラスには、上級生の「クラスサポーター」が付き、学生はクラスの運営、大学生活、大学での学修についていろいろな面で手ほどきを受けることができる。クラス運営の事例を以下に示す。

- イ) クラス・ミーティング(自己紹介、クラスの役員の選出・連絡網の作成など)
- ロ) コンピュータリテラシー(情報処理の基礎の学修)
- ハ) 文献の調べ方(具体的なテーマに即した文献検索方法の学修)
- ニ) プレゼンテーションのトレーニング(レジュメの書き方やプレゼンテーションの仕方を学修)
- ホ) 講演会「法学・政治学のススメ」(裁判官や弁護士、政治家や市民運動家等の講演)
- ヘ) 文章作成の学修(レポートの書き方等の学修)

②基礎演習Ⅱ：基礎演習Ⅰと同クラスで実質的に連続して行われる。クラスサポーターも配置されている。前期の学修を踏まえ、より発展的な議論の場を提供する。合同討論会等の最終目標に照準を合わせて主体的に学修を進めていく。クラス運営の事例を以下に示す。

- イ) 個別またはグループ報告
- ロ) 「基礎演習合同討論会」への参加

③基礎演習合同討論会：1年次後期(2セメスター)において基礎演習合同討論会を開催し、1年間の成果を発表している。この取り組みによって、学生自らの課題発見と学修意欲の喚起、ディベートやプレゼンテーションのスキルアップ、学生間の学問的な交流を増進することに成果をあげている。

④演習Ⅰ：法学・政治学の専門的なテーマのもとに、一定の人数制限のもとで基本的には学生の選択により所属ゼミを決定する。各ゼミにおいては、教員の指導のもとに、一般的には学生による報告とそれに基づく議論という形で学修が進められる。ゼミによっては、学外から講師を招いて講演会を行ったり、他大学のゼミとの討論会を行ったりと、工夫を凝らした運営が行われている。また、ゼミのなかで履修指導や就職に関する指導なども行われる。

演習Ⅰは演習Ⅱとともに、必修科目ではないが、本学部での学修を進める上で特に重要な科目として位置づけられ、そのようなものとして学生に履修指導されており、9割以上の学生が登録している。また、このようなこの科目の位置づけから、原則として専任教員が担当している。

⑤演習Ⅱ：演習Ⅱも演習Ⅰとほぼ同様の形で運営されるが、演習Ⅱは卒業研究指導をも含む科目とされており、3年後期から4年前期にかけてのゼミナールが終了した後も、12月の卒業研究提出まで指導が継続される。そして演習Ⅱは卒業研究と一体のものとして6単位が認定される。

このような単位認定の仕組みは、法学部における学修の総まとめである「卒業研究」の提出を促すという意味をも有している。

(7) 専門基礎教育の重視

- ①法学部では、入門科目等の専門基礎教育を充実させている。これは、学生の社会的な問題への関心が薄れてきている状況に対応して学生の社会への関心を高めるとともに、入学後早い時期に法学・政治学の主要な分野についての基礎的な知識と学修の見取り図を与え、大学での自律的な学修の基礎を育成しようとするもので、内容の詳細については、本節の「2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価」を参照。
- ②これらの科目のうち法律学科学生については「憲法・行政法入門」、「刑事法入門」、「民法入門」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、政治学科学生については「憲法・行政法入門」、「現代日本の政治」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」を履修指導科目と位置づけ、必修科目ではないものの、学生に必ず履修するように指導している。

(8) 発展ゼミ、実務インターンシップ科目の展開

- ①法学・政治学の基本的な科目を履修した学生のうち、法学研究科や法科大学院での高度な専門教育を受けることをめざすものや、法律や政治に関連する専門職をめざすもののために、「刑法発展ゼミ」、「刑事訴訟法発展ゼミ」、「民事法発展ゼミⅠ～Ⅳ」、「地域研究発展ゼミⅠ～Ⅳ」、「国際研究発展ゼミⅠ～Ⅳ」を開講している。
- ②これらの科目は、一般のゼミ（「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」）に加えて履修することができるものとし、意欲ある学生のための学修機会を提供している。また、履修にあたっては科目ごと選考を行って一定水準の力量を持つ学生に履修を限定することにより、上記の設置の趣旨に見合った内容の水準を確保している。
- ③法学部独特のインターンシップ科目として、「法律実務論」を開講するとともに、「特別講義Ⅱ（法律事務実務Ⅰ）」「特別講義Ⅲ（法律事務実務Ⅱ）」受講者のため実地研修を実施している。法律実務論は、弁護士事務所で3週間程度、弁護士の指導のもとに、現場の体験を通じて法制度の実際の運用や現在の司法が抱える問題点を学ぶというもので、周到的な事前事後の指導も行われている。法曹をめざす学生を中心に10名程度が選考の上履修するが、大きな学修効果が上がっている。法律事務実務受講者のための実地研修は、法律事務所で法律秘書の指導のもとに法律秘書業務を研修するもので、法律秘書業務のインターンシップとして学生の人気も高い。詳細は、本章の「第4節 インターンシップ・ボランティア 1. インターンシップによる単位認定の現状と評価 2) 法律実務論」を参照。
- ④以上のような発展ゼミや、法学部独自のインターンシップにより、法学・政治学系の専門職をめざす意欲と力量をもった学生への高度な内容の学修や体験の機会を提供している。

(9) 教員と学生のパートナーシップ（クラスサポーター制度）

- ①学生間の学び合いは学生の自主的な学修意欲を高め、学修の動機付けとして強い効果がある。法学部ではこれを教員と学生のパートナーシップという形で正課のなかにも取り入れる制度を設けた。基礎演習で用いられている「クラスサポーター制度」がそれである（「第12節 履修指導と自主的な学修の活性化 1. 履修登録指導の現状と評価 4) 上級生による指導、自主的な学修の活性化」を参照）。
- ②これは、法学部2～4回生の希望者が、ボランティアで、教員とパートナーシップを組んでクラスを運営し、教員と新入生の間の潤滑油の役割を果たすとともに、新入生の学修面や生活面における相談相手にもなるというもので、これにより新入生への教育効果が上がるだけでなく、クラスサポーター自身が自律的な学修者として成長し、担当教員も教育力を磨く、ということを視野に入れて導入された。
- ③クラスサポーター間、そしてクラスサポーターと新入生の間に学修や大学生活の面での良好なネットワークが形成され、また、クラスサポーターとしての実践のなかでクラスサポーター自身が強い充実感を得られることから、クラスサポーターを希望する学生も増え、現在では基礎演習の各クラス2名のクラスサポーターを安定的に確保できるまでになった。

- ④基礎演習Ⅱの登録率が、この制度の導入前は 90%程度だったのに対し、この制度が導入されてからは 99%以上になっているなど、新生が大学での学修に入りやすい環境を作り出すことにも成功している。

(10) まとめ

- ① (1)～(6) が示すように、法学部の教育課程の大きな特色は、教養的授業科目を含め、学生の多様な学びのニーズに応えるためにカリキュラムの柔軟性を高めた点、そして様々な制度や履修指導により、基礎科目・基本科目の履修や、学生の興味や希望する進路に応じた段階的系統的履修を側面からソフトに促している点にある。これにより、法学部が教育課程等に関して「理念・目標」としてめざすカリキュラム改革のうち「①学生の自主性を尊重するとともに、学生自らの選択による、学問的興味や希望する職業に応じた系統的履修を可能とするカリキュラム」は基本的に実現されている。
- ② (6)、(7)、(9) が示すように、学生同士の学び合いなども取り入れながら少人数教育を充実させるとともに、適切な入門科目を低学年に開設して、しっかりとした基礎、基本の教育を行っているのも大きな特色となっている。これにより、「理念・目標」としてめざすカリキュラム改革のうち「②学修の初期段階において、整理された入門・基礎科目を配置し、わかりやすい学修プロセスにより法学・政治学の基礎的知識の獲得と思考能力の錬成をはかるとともに、教養と外国語をじっくり学ぶことができる、『基礎力重視のカリキュラム』と、「③1年次の基礎演習から卒業研究までの充実した少人数教育を実現するカリキュラム」は、入門科目として置くべき科目の選択やそこで教育すべき内容等については今後も検討が必要であるものの、カリキュラムの基本的方向としては確立されているものと評価できる。
- ③さらに、「理念・目標」としてめざすカリキュラム改革のうちの「④学生の意欲と能力に応じ、専門性の高い教育への需要にも対応し、大学院法学研究科や法科大学院での高度専門教育への橋渡しを可能とするカリキュラム」と、「⑤実務家と連携したプログラムにより、実務や現実社会の問題についての明確な理解に基づく学修への強い動機付けと、法学・政治学の専門を生かしたキャリアの育成を実現する、『実務と現実社会に学ぶカリキュラム』については、上記(8)が示すように、その実現のため、「法律実務論」などの伝統ある科目を生かしながらも）新たな取り組みに着手したところである。今後、これらの新たな取り組みの評価、そしてそれに基づく改善をしていく。
- ④法学部においては、共同開講科目(仏教の思想・外国語科目・プログラム科目)と専攻科目を体系的に配置し、学生の自発的な意志に基づいて、最低 124 単位以上、そのうち共同開講科目については 36 単位以上の履修をすることが卒業要件とされている。また、専攻科目としては約 120 科目が開設されており、学部内コース学生については卒業要件単位として最低 72 単位の履修が課せられ、法学・政治学について法学部の学士課程として十分な学修が課せられている。

これらにより、幅広い教養と専門的な知識およびそれに基づく応用能力の育成をめざす教育体系を整備しているということができ、学校教育法第 52 条や大学設置基準第 19 条に適合するとともに、法学部の教育目標とも対応している。

また、基礎科目として 1 年次に「裁判と人権」を開設するとともに、憲法Ⅰ・憲法Ⅱをどのコースにおいてもコア科目に指定してその履修を促しており、その他の専攻科目全体によって広い意味で人権と正義への鋭敏な感覚が養われることともあわせ、「憲法を守り、人権感覚に鋭敏な人材の育成」をめざすという本学部の教育理念を実現するカリキュラムともなっている。

3) 前回相互評価申請時(1997 年)にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①科目の年次配当については、固有科目を低年次に配置して学生の要望に応じてきたが、他方でそのことにより幅広い教養をどのように身につけさせるのか、そしてそのことと

関わって固有科目と共通科目の有機的関連はどうあるべきか、さらにはそれらの科目区分は現状のままでよいのか、学部教育目標との関連で、今後その在り方について十分な検討が必要である。また、学部主体の一元的カリキュラムの構築という観点から固有科目と共通科目の現在のあり方を再検討する必要もある。

- ②セメスター制については、非常勤講師担当科目が通年開講となっているため、授業時間帯の重複が起こり、学生の履修を拘束し、不利益を与えているケースもある。科目の性格や学修効果に基づいた通年またはセメスターの選択は重要な検討課題である。
- ③科目の年次配当については、グレード制のあり方、大学院教育との関連等の視点からさらに検討する必要がある。特にグレード制については、「授業の実態とグレードナンバーに隔たりを感じた」と思った学生が約 63%にのぼっており、その意味をよく検討の上、グレード制の在り方を再検討する必要がある。

(2) その改善状況

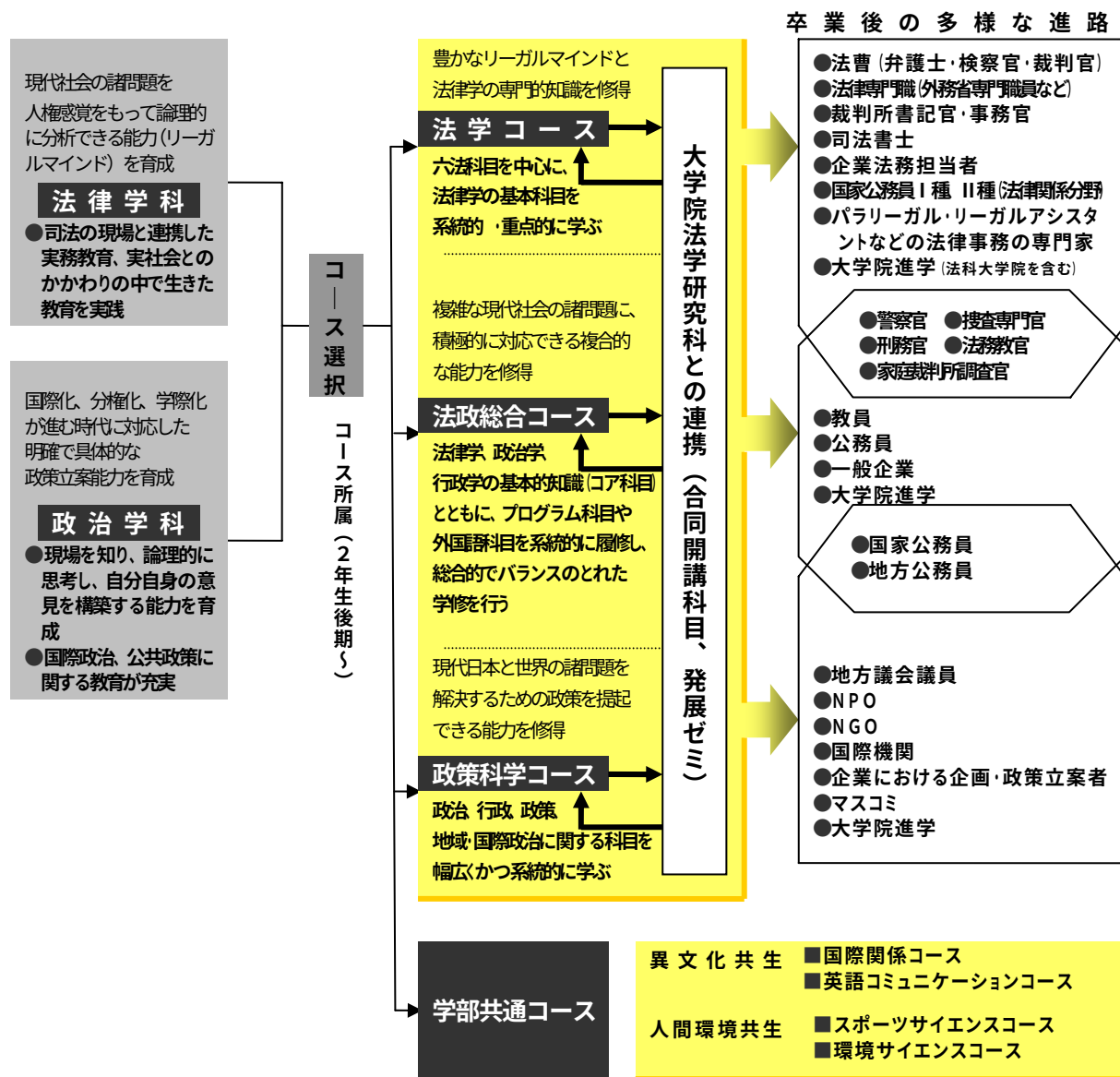
- ①科目の年次配置については、2001 年改革において、専攻科目の時間割配置において重複がおこらないようにすることによって、すべての学生が基礎・入門科目をとれるようにした。同時に入門科目の数を削減することによって、外国語科目、プログラム科目の低年次における履修を促すようにした。
- ②科目区分については、固有科目、共通科目という区分は廃止され、専攻科目と共同開講科目（仏教の思想、外国語科目、プログラム科目）に変えられた。共通科目という区分に基づく履修要件もなくなった。
- ③セメスター制については、科目の 2 単位化や 2 時間連続授業などの措置によって通年科目が減らされ、セメスターの完結性がより強められた。
- ④グレード制については、2001 年改革において大学院科目も含めて 100 から 600 のグレードに科目を位置づけ直すことによって制度趣旨がより明確にされた。

4) 今後の課題と改善方策

2) の (10) で述べたように、本学部が「理念・目標」としてめざすカリキュラム改革は、少なくとも基本的な枠組みについてはすでに実現されている。しかしながら、2004 年の法科大学院制度の創設や、2006 年入学生問題が象徴する入学生の学力低下や多様化により、カリキュラムのあり方についてのかなり根本的な再検討が必要になっている。当面次のような方向で検討を進める。

- ①学生の学力・資質についてできるだけ正確に把握する。
- ②初年次教育を中心に、学生が大学で自律的に学修していく意欲、そして自律的に学修していけるだけの「読み、書き、話し、聴く」能力を育成していくためのカリキュラム改革に取り組む必要がある。本学部の「基礎力重視のカリキュラム」をこのような方向で一層充実させる方向で検討する。
- ③上記のような観点から、初年次教育のあり方を考える場合、教養科目と専門科目（専門入門科目）のカリキュラム編成上および科目内容上の有機的な関係を構築する必要がある。
- ④法科大学院制度が導入されて学士課程としての法学部が担うべき教育の内容は教養教育や専門の基礎的な教育を重視する方向へ進むことが予想されるが、社会的にみて未だ流動的な状況にある。教養と法学・政治学の専門的素養を身につけた能動的・自律的市民の育成という本学部の教育目標を大事にしつつも、社会の動向を見据えながら、本学部における教育目標、教育方法、カリキュラムのあり方等についての検討を継続する。

【法学部学修イメージフロー】



2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価

1) 基礎教育Ⅰ・Ⅱ

基礎演習ⅠおよびⅡは法学部における基礎教育は、少人数（クラス制）による基礎演習Ⅰ・Ⅱと多彩な入門講義科目の2本柱で行っている。

(1) 基礎演習

いわば「大学入門」の科目として、調査、研究、発表、討論のトレーニング等を通じて大学での学修に必要なノウハウを身につけることを共通目標に掲げている。自発性・創造性を重視し、暗記型から思考型へと切り替えて、大学で学ぶ楽しさ、学問や科学の面白さを感じてもらうことに重きを置いている。基礎演習Ⅱにおいてはゼミ対抗の討論会も実施している。基礎演習Ⅰ・Ⅱの授業の概要については「2005年度 SYLLABUS（法学部）」（19～20頁）を参照。

(2) 入門講義科目

①学生の社会的な問題への関心が薄れてきている状況に対応して学生の社会への関心を喚起するとともに、社会の中での法や政治の働きについての興味を広げる。さらに、入学後早い時期に法学・政治学の主要な分野についての基礎的な知識と学修の見取り図を与え、大学での自律的な学修の基礎を育成するという目的で、専門基礎科目として、以下の科目を開設している。

裁判と人権、憲法・行政法入門、刑事法入門、民法入門、労働と法、商法入門、現代日本の政治、現代日本の地域社会、現代世界の政治、現代世界の地域紛争。

②上記科目のうち、商法入門以外の科目は1年次に配当し、そのうち、法律学科学生については「憲法・行政法入門」、「刑事法入門」、「民法入門」、政治学科学生については「憲法・行政法入門」、「現代日本の政治」を履修指導科目と位置づけ、学生に強く履修を促している。

③履修指導科目以外の入門講義科目についても、学生が履修しやすいように時間割マトリクスにおいて配慮を行っている。

④上記科目のほかに、法哲学Ⅰ、日本法制史A、西洋法制史Aについては、近代社会と法との関係を扱う基礎的な科目として位置づけられている。

以上のとおり、法学部においては、大学における学修への入門と各専門分野での学修への入門の2つの柱からなる基礎教育を、基本的に1年次（一部の科目は2年次）の学修として課しており、基礎教育は教育課程の中に適切に位置づけられている。

2) 基礎教育の運営体制

①基礎演習Ⅰ・Ⅱおよび入門講義科目の位置づけについては2001年からのカリキュラム改革の際に教授会で議論され、合意されている。そして、その合意に基づき、基礎演習Ⅰ・Ⅱについては統一したシラバスを作成している。

②基礎演習ⅠおよびⅡの運営は最終的には各クラスの担当教員の責任に属するが、基礎演習Ⅰの開始時における基礎演習の教育目標の確認および運営の調整のための会議や、基礎演習Ⅱの開始時における合同討論会に関する調整会議など、法学部教務委員会が主導する基礎演習担当者の会議により適宜必要な連絡・調整を行いながら運営されている。

また、基礎演習は、その重要性に鑑み、基本的に専任教員が担当するようにしている。

③入門科目については、各分野での担当者会議において担当者や講義内容について調整している。

以上のとおり、法学部においては、基礎教育の適切な運営体制が確立している。

3) 倫理性を培う教育

- ①正課教育課程と課外教育課程をとおして行われている倫理性を培う教育は、「第4章－2 共同開講科目（京大学舎） 第4節 倫理性を培う教育」を参照。
- ②法学部の専攻科目の中で特に倫理性を培うことを主目的とする科目はないが、「法律実務論」においては弁護士事務所でインターンシップを行う準備教育として法曹倫理について教育しており、職業倫理教育としての意味を持つということができよう。

法学部の教育課程においては、本学の建学の精神を体現する科目として必修とされている「仏教の思想」が倫理性を培う教育の中核的な役割を担っている。これに一部の教養科目と法学部の課程全体で行われる人権教育により、学生の倫理性を培う基本的な体制が整っていると評価できる。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

「読書法（Reading）」、「文書表現法（Writing）」、「口頭表現法（Presentation）」等の文書作成技術や口頭発表技術を取り扱う科目の新設が望まれる。

（2）その改善状況

特別の科目の新設はされていないが、基礎演習（1年次）において、これらを教育目標の一つとして掲げ、取り組んでいる。

5) 今後の課題と改善方策

- ①以前は、基礎演習用の教材として、図書館などでの資料収集の仕方、レジュメやレポートの書き方、報告の仕方等、法学部での学修の仕方を説明した『ロー アンド ポリティクス』を学生に配布していたが、現在は発行していない。現状にあうように改訂した上で、発行、配付するか、それに代わる教材資料を作成するかを検討する。
- ②「読み、書き、話し、聞く」能力は法学部学生にとっては極めて重要であり、これらの能力を育成することは、基礎教育あるいは導入教育の中核的な位置を占める。現状では基礎演習の中でこれら能力の育成に取り組んでいるが、これだけでは十分ではない。他の入門科目等も含め、法学部の教育課程の中でどのようにしてこれらの能力を育成していくのか、早急に検討する必要がある。
- ③学生が入学後早い時期に、将来の希望する職業に向けて法学部でどのように学修していくかという見通しを立てることは意義がある。したがって、基礎教育の一環としてキャリア開発科目を導入すべきかどうか、検討する必要がある。
- ④情報基礎教育は、現在、基礎演習Ⅰ（オリエンテーション期間も含む）の中で行われているが、法学部での学修、および卒業後の職場に必要なレベルの教育がなされているかどうか検証する必要がある。そして、必要があれば、新科目の設置等について検討していかなければならない。

3. 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数の現状と評価

1) 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数

法学部の教育課程における卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目である専攻科目、主に教養教育を担う共同開講科目（仏教の思想・プログラム科目・外国語科目）の単位数の単位数量的配分は次表のとおりである。

科目区分 履修単位数区分	所要卒業総単位数 124 単位				
	専攻科目 必修単位数	フリー ゾーン 単位数	共同開講科目必修単位数		
	選択		仏教の思想	プログラム科目	外国語科目
基本履修単位数の区分 (124 単位)	72 (コア科目 48 単位を含む)	16	4	20	12
	24				
履修区分別単位数の割合(%)	58.1%	13.0%	19.3%		9.6%

- ①専攻科目の最低要卒単位数 72 単位（58.1%）と外国語を含む教養科目の最低要卒単位数 36 単位（28.9%）を基本とし、これらに加えてフリーゾーンとして 16 単位（13.0%）を置いている。これは、学士教育課程として、学生がバランスよく教養専門の学修をするように促しつつも、学生の学修ニーズが多様化してきた現状を踏まえて学生の関心に応じた柔軟な学修をも可能にするためにとられた措置である。法学部の学士課程として、外国語科目を含む教養科目と専門科目の量的配分として妥当であるとともに、本学部の教育理念・教育目標を実現するための適切な単位の配分といえる。学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条にも適合している。
- ②外国語については、国際化の進展のなかで、職業人としての、および市民としての活動の場が国際的になり、コミュニケーション手段としての外国語の修得と異文化理解が必須のものとなってきている状況に鑑み、12 単位を必修としている。能動的市民の育成という本学部の教育目標からして適切である。
- ③履修単位の区分の柔軟化をはかると、学生の授業科目の履修が易きにつき、卒業するために 124 単位をそろえること自体が自己目的化するリスクがある。そこで、法学部では、学生の主体的選択に基づく自主学修と体系的な履修の両立をはかるためにコース制をとり、各コースの「コア科目」を明示し、学生の履修の誘導をはかっている。各コースのコア科目の明示については、「2005 年度 履修要項（法学部）」の「開設科目一覧」（86～95 頁）参照。

2) 今後の課題と改善方策

- ①上記のような各科目群への単位の配分は、2001 年度入学生から実施されたものである。学生や卒業生へのアンケートを用いるなどして、その適切性について再検討すべき時期に来ている。
- ②法科大学院制度が導入された段階での法学部教育においては、教養教育や法学基礎教育への要請が強くなっていくものと思われる。それは能動的で自律的な市民の育成という本学部の教育目標の一層の実質化が求められているとも言い得る。社会の要請を真摯に受け止めつつ、法科大学院時代の法学部の学士課程としてのあり方、それに即した、授業科目群への単位数の配当について検討する必要がある。

第3節 カリキュラムにおける高・大の接続

【カリキュラムにおける高・大の接続】

A 群・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

2006 年入学生問題に象徴されるように、学生の基礎学力や学修意欲の低下が深刻な問題となり、「導入教育により学ぶ力をつける」という課題が本学においても大学教育の初期段階における重要課題の 1 つとしてクローズアップされてきている。また、本学の教育を理解し、積極的な学びの姿勢を持った学生を入学時において確保することは本学の教育目的を達成するために必要な課題である。このような視点から、本学における高・大の接続教育は、主に次の 2 つの形態をとっている。

- ① 入学した学生のカリキュラム上における導入教育としての授業科目の配置（主に 1 年次に配置）
- ② 入試制度と関連した高等学校との教育連携協定による入学前教育、高大一貫教育

1. 授業科目による導入教育の実施状況と評価

法学部においては、前述した基礎教育科目が導入教育としての役割を果たしている。

1) 基礎演習による導入教育

基礎演習の教育目標や教育内容については「第 2 節 教育課程 2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価」を参照。

2) 入門講義科目

入門講義科目の教育目標や教育内容については「第 2 節 教育課程 2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価」を参照。

なお、基礎演習と、入門講義科目のうち以下の科目については履修指導科目に指定し、学生に強く履修を促す。

- ① 法律学科：「憲法・行政法入門」、「刑事法入門」、「民法入門」、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」
- ② 政治学科：「憲法・行政法入門」、「現代日本の政治」、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」

以上 1)、2) のとおり、法学部の専攻科目として高・大接続教育を担う授業科目が開講されており、法学部において、高校教育から大学教育へ円滑に移行するための導入教育はカリキュラム上適切に位置づけられている。

3) 今後の課題と改善方策

いわゆる「2006 年入学生問題」に対応するために、FD フォーラムを開催するなどして高校教育における問題の所在を明確化した上で、教務委員会を中心に初期教育の改善・充実のための方策について検討を行う。

2. 高等学校との連携による入学前教育の現状と評価

本学は、本願寺派立関係の高等学校のうち、特に北陸高等学校、崇徳高等学校、平安高等学校との間で教育連携協定を締結している。

1) 教育連携校推薦入試合格者に対する入学前教育の実施

教育連携に基づく平安高等学校、北陸高等学校、崇徳高等学校の 3 校からの入学者は、入学前年度の 11 月に決定する。このため教育連携事業の一環として、入学決定者を対象に学習課題として高校教諭の指導の下での小論文（レポート）作成等を課し、入学前の教育を行っている。

- ①2004 年度の入学者に対しては、次のような学習を課した。

【学習課題】

＜来年 3 月までにやるべきこと＞

- (1)法律学科・政治学科のいずれにおいても、社会問題に関心を持つことが重要です。そのためには、毎日、新聞を読み(ホームページも可)、新聞の切り抜きを作ることを勧めます。切り抜きの対象となる記事は、生徒本人が関心の持てるものであれば、政治・法律・経済あるいは社会問題一般のいずれでも結構です。新聞は日刊紙であれば、その種類は問いません。なお、切り抜きの対象となる記事(ニュース)を系統的に追い、その内容に立ち入って分析し、あなたなりのコメントをつけてください。
- (2)新聞の切り抜きを進める過程で、様々な疑問や問題点を感じるようになりますが、その疑問や問題に感じた点について、岩波新書・中公新書等、新書を一冊熟読し、1,500 字程度の意見文を書いてください。(感想文ではありません。)
- (3)大学で英語は大変重要な科目となっているため、大学入学時までにはできるだけ接するようにしてください。

＜提出すべきもの＞

上記の(1)の新聞の切り抜き、(2)の岩波新書等を読んだ意見文を提出してください。

- ②提出されたレポートの評価：切り抜き記事の重要な部分に線を引き、コメントも付されており、課題のテーマを考える材料として、系統的な資料収集の努力が伺われ、しっかりとした成果が見られる。

2) 平安高等学校との教育連携の強化

- ①平安高等学校とは、高等学校と大学間の一貫教育のあり方を模索すべく、一層の教育連携強化をはかることとなった。「建学の精神を一にする教育機関として、一貫した理念に基づき人材育成をはかる」、「大学が求める基礎・素養となる科目を幅広く、かつバランス良く学ぶ環境を整える」、「ゆとり学修を通じ多様な学修経験を生徒に提供する」など、大学と高等学校が密接に関わることにより、両校の理念に見合った人材の養成に取り組もうとするものである。そのため、この趣旨に見合った教育を展開すべく、大学と高等学校が協力してカリキュラムを検討している。
- ②このような取り組みをもとにして、平安高等学校では 2003 年 4 月、新たに「プログレスコース」が開設され、2006 年 3 月に第一期生が卒業することになっている。卒業生の希望者に対しては、適正に定められた一定の入試方式ならびに推薦基準により、本学への入学が許可されることになった。
- ③本制度による連携教育は開始されたばかりであり、本学への入学が開始されるのは 2006 年度からである。したがって学年進行にともない、適宜、本制度の評価を行っていくことになる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①教育連携校入学前教育では、いずれの生徒も熱心に課題に取り組んでいる。また、しっかりとした指導も行われている。それにもかかわらず、中には、テーマ設定とあまりは関連性のないものがスクラップされているケースもあった。また、課題の字数が少ないこともあり、全体的に切り抜きで感じた問題点と書物の内容との関連性についての記述が十分でないものもあった。4 月の入学までは教育は高校側に任せられているが、それまでに意見交換・情報交換を行うことも検討する必要がある。
- ②教育連携に伴う推薦入試で入学してきた学生の多くは、入学後の成績が余り良くなく、クラスやゼミの中核になり得ておらず、期待した程の成果があがっていないので、連携のあり方を再考すべきという意見もある。入学前教育のあり方、入学後の追跡調査等を含む総合的な検討を行い、改善に向けて努力していく。

3．補助的教育（リメディアル授業）の現状と評価

現在、法学部においては補助教育を実施していない。近現代史に関するリメディアル授業の必要性について過去に議論されたことはあるが、実施には至らなかった。現在、全学においても、法学部においても、導入教育のあり方について議論されており、この中でリメディアル教育の必要性についても議論していく。

第4節 インターンシップ・ボランティア

【インターンシップ、ボランティア】

C群・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

C群・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

1. インターンシップによる単位認定の現状と評価

1) 大学コンソーシアム京都

大学コンソーシアム京都が、学生が在学中に企業や行政機関、および NPO・NGO 団体等において就業体験をする「インターンシップ・プログラム」を行っており、本学部でもこのプログラムを単位認定している。このプログラムは、主に夏期休暇中に一般企業やベンチャー企業で実習を行う「ビジネスコース」と行政機関、NPO・NGO 団体等で実習を行う「パブリックコース」（いずれも 2 週間～1 カ月）、そして 3～6 カ月の長期に渡り 1 つのプロジェクトを担当する「プログレスコース」からなる。これらのコースを受講・合格した場合、次のとおり単位認定を行っている。

- ①専攻科目の「特別講座」として、1 プログラム 4 単位（フリーゾーン）。
- ②12 単位を上限として、卒業要件単位として認定する。
- ③「事前学習」→「実習(中間指導)」→「事後学習」をひとつの枠組みとした評価を行い、単位認定を行っている。
- ④2004 年度は、12 件の法学部生が単位認定を受けた。
- ⑤大学コンソーシアム京都においては、しっかりした受け入れ態勢のもとで、事前事後の指導も含めて適切な運営・指導がなされている。単位認定に至るまでの手続きが厳格に定められており、そのシステムは適切なものである。高い教育効果があがっているが、受講者数の制限もあり、受講者は必ずしも多くない。

2) 法律実務論

本学では、弁護士事務所での体験を通じて、法制度の実際の運用や、現在の司法が抱える問題点を学ぶことを目的として、複数の弁護士の協力の下に法律実務論を開講している。

(1) 進め方

- ①4 月はじめに受講希望者を選抜（2005 年度は 9 名）
- ②4 月下旬、弁護士より弁護士倫理、守秘義務等について講義を受ける
- ③5 月上旬に各学生と受け入れ弁護士事務所の打ち合わせ
- ④5 月～6 月、民事裁判と刑事裁判の流れ等について事前学修
- ⑤夏休み中に 3 週間程度弁護士事務所で実習（担当教員による巡回指導も含む）
- ⑥9 月下旬、経験交流会
- ⑦12 月、報告書を作成の上、報告会

(2) 主な実習内容

- ①法律相談の補助
- ②事実調査
- ③法廷傍聴
- ④拘置所・検察庁などの司法関係施設への同行
- ⑤判例・学説の検索と検討
- ⑥簡単な法律文書の作成

(3) 単位認定

実習先の弁護士が、この科目担当の非常勤講師として、①法制度の運用実態をどこまで理解できたか、②法律知識をどこまで現実に使えたか、③法制度のあり方を考える視点がえら

れたか等の基準により成績評価し、単位認定する。4単位が認定される。

以上(1)～(3)のとおり、事前指導から事後の報告会まで、インターンシップ中の担当教員による巡回指導なども含めて、担当教員と担当弁護士が十分な連携のもとに厳格かつ充実した指導を行っており、適切な運営体制がとられている。

法曹等の法律専門職をめざす学生に人気があり、毎年厳しい選考になる。受講した多くの学生は、実社会の法律問題に触れ、人生の選択にも影響するような強い影響を受けるとともに、確固とした学修動機を獲得する。インターンシップ科目として大変有効に機能しているものと評価できる。

3) 法学部学生内外研修

法学部では、国内、国外を問わず学生自身が社会的・国際的に広い視野と深い知識を得るため、自発的・積極的に活動し、参加した研修や実習に対して単位認定を行う制度として法学部学生内外研修制度を設けている。学生は無償のボランティアとして活動する。この制度を利用し、学生が独自に行った企業や行政機関、NPOやNGOでの研修・実習について単位認定を受けることができる。単位数は内容によって4単位および2単位のものがあり、計6単位まで履修が可能である。

①活動前に、本人から提出される「研修計画書」を教授会等で審議し、その活動の指導教員を決定する。

②活動後には、レポートの提出を求め、その内容や研修期間によって単位認定を行う。

詳細については「2005年度 履修要項(法学部)」の「法学部学生内外研修について(158～159頁)」を参照。

2. ボランティア活動による単位認定の現状と評価

上記3)の法学部学生内外研修によって、学生が参加したボランティア活動について単位認定を受けることができる。2002年度には、社会福祉事業団等へのボランティア活動により2件、2003年度には4件について単位認定を行った。2004年度は0件であり、この制度の活用にはいまだ不十分なきらいがある。

研修実績

年度	研修先	所在地
2002年度	杉本雅俊法律事務所	三重県四日市市
	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団	大阪府羽曳野市
2003年度	呉市役所スポーツ振興課(体育振興財団)	広島県呉市
	国連ジュネーブ欧州本部	スイス連邦
	小松市立和光学園	石川県小松市
	近畿経済産業局	大阪市

3. 前回相互評価申請時(1997年)にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各学部教育目標の観点から、在学中に一定期間、社会人経験を積む「インターンシップ制度」を導入することも意義があり、検討すべき事項である。教室外の学修を評価し、多様な単位認定方法を模索することも今後の課題である。

2) その改善状況

法学部におけるインターンシップは、大学コンソーシアム京都が行う「インターンシップ・プログラム」制度を利用している。また、法学部独自に、法律実務論を開講するとともに、

法学部学生内外研修制度を設けた。

4. 今後の課題と改善方策

大学コンソーシアム京都の「インターンシップ・プログラム」や法学部内外研修を利用することによって、学生自身が能動的にインターンシップを行う場合には柔軟に単位化できる制度が整っている。しかしながら、インターンシップの重要性を考えると、法律実務論のように、法学部学生独自の進路を中心としてインターンシップ先を開拓し、学生のインターンシップへの参加を促すような制度を構築、拡大する必要がある。

第5節 履修科目の区分

【履修科目の区分】

B群・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

1. 履修科目区分（必修・選択）の量的配分の現状と評価

履修科目区分（必修・選択）の量的配分は、卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数と密接に関連しているが、その基本的な区分は次のとおりである。

必修・選択 の履修区分	所要卒業総単位数 124 単位					
	専攻科目履修単位数		フリーゾーン 活用単位数	教養的科目必修単位数		
	コースコア科目	その他		プログラム 科目	外国語 科目	仏教の 思想
履修単位数区分 基本履修単位数の区分 (124 単位)	48	24	16	20	12	4
	38.7%	19.4%		36		
履修区分別単位数 の割合(%)	58.1%		13.0%	28.9%		

- ①法学部の教育課程においては、「仏教の思想」（4単位）と外国語科目（12単位）が必修である。
- ②専攻科目において必修科目はないが、各コースの専攻科目には、そのコースの学修にとって必修的な意味合いを持った授業科目をコースのコア科目として配置している。各コースの履修に必要な専攻科目の履修単位数は 72 単位（58.1%）でそのうち 48 単位はコア科目を履修しなければならない。このコア科目は実質的な選択必修科目である。
- ③フリーゾーン（16 単位）を活用すれば、学生は自己の問題関心に基づいて、専攻科目または教養的科目を弾力的に履修できる仕組みになっている。

上記のように、必修科目は極めて少ないが、実質的な選択必修であるコア科目を 48 単位と多く設定することにより、コース制と相まって、学生の主体性を尊重しながら、系統的でバランスのとれた履修をしなければならないように適切に制度設計されているものと評価できる。

2. 今後の課題と改善方策

コア科目制は 2001 年度入学生からを導入されたものであるが、この制度による最初の卒業生も出たので、コア科目制のもとで学生が実際にどのような科目を履修しているのか、適切な履修が行われているのか等について検証し、必要な改善策を検討していく。

第6節 授業形態と単位計算

【授業形態と単位の関係】

A 群・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

1. 授業形態と単位計算の全学的基準の現状と評価

本学は、次の2つの基準を設けて、各学部が開講されている授業科目の特徴等を考慮して計算を行っている（学則第26条）。

- ①1単位につき45時間の学修を必要とする内容を持つものとして構成し、その計算基準は次のとおりである。ただし、教授会が教育上必要と認める場合は、上記の単位の計算方法を変更することができる。

単 位 数	学 修 時 間 (h)					
	講義・演習			実技・実習		
	授業時間	自主学修時間	合計学修時間	授業時間	自主学修時間	合計学修時間
1				30	15	45
2	30	60	90	60	30	90
4	60	120	180			

- ②卒業論文、卒業研究、特別研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を認定することが適切であると教授会が認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

この全学的基準に基づいて学部においては、教育効果を高めるために、授業形態等に創意・工夫をこらして教育に当たっている。例えば、講義にフィールド実習を加える、課題レポートの提出を求め自主学修を促進する等の事例がある。学生の自主性・自律性に重きを置く伝統から、学生の自主的学修時間を考慮した単位計算方式となっている。

2. 法学部における授業形態と単位計算の現状と評価

法学部の専攻科目は、授業形態により「講義科目」と「演習科目」に分かれている。この授業科目の単位計算は全学的な基準に沿って行われており、科目の履修に必要な学修時間（自主学修時間を含む）を反映した妥当なものである。なお、演習Ⅱについては、6セメスターから7セメスターまでの30回の授業と、その後の指導を受けて12月に提出される卒業研究の評価をあわせて6単位が認定されているが、これも上記の全学的な基準の枠内であり、本学部における卒業研究の位置づけを反映した妥当な単位数計算方法である。各開設授業科目の単位数については、「2005年度履修要項（法学部）」（86～95頁）を参照。

授業科目の単位数は妥当なものであるとしても、単位の実質を確保することが重要であり、そのために次のような措置をとっている。

- ①実質の授業時間を確保するために、やむを得ず休講とした場合は必ず補講をすること（学年暦に補講期間を設けている）。
- ②教室外の自習を支援するために、個人・集団等の形態で自主学修が行えるようラーニングクロスロード（自主学修施設：「2005年度履修要項（法学部）」／226頁）やコンピュータ教室を設けている。
- ③多人数講義等については、減らすよう努める。2005年度における状況は、「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」を参照。
- ④自主的な学修時間を実質化するため、小レポート等の課題を出すなどする教員が増えてきている。講義科目におけるレポート等の添削については、学部としてチューター制度

を利用できることにしている。また、提出物の整理等については 150 名以上の受講者がいる科目においては教育補助員（アルバイト）の補助を使うことができる。

3．前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1）前回相互評価申請当時の課題

学生指導をきめ細かく行うためには、ティーチング・アシスタント等の教育補助員の充実も課題である。

2）その改善状況

いわゆるティーチング・アシスタントではないが、主に事務作業の面で教育補助をする教育補助員については制度化した。また、法学部では、学生の個別指導のための制度であるチューターの一部を教育指導面での補助として科目の指導のためにも用いることができるように運用してきている。

4．今後の課題と改善方策

- ①単位制度を文字通り実質化するため、授業外の自主学修を確実なものとする工夫が必要である。FD 等により工夫や経験を共有していく。
- ②上記の課題の改善に取り組もうとすると、教員の負担が非常に重いものとなる。ティーチング・アシスタント制度の拡充など教育支援策の一層の充実が求められる。

第7節 単位互換・単位認定等

【単位互換、単位認定等】

B 群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性…（表 4）

B 群・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性…（表 5）

B 群・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

1. 他大学等の学修による単位認定方法の全学的な現状と評価

本学においては、学生が他の大学等（外国の大学を含む）で修得した授業科目の単位と入学前に大学（短期大学を含む）で修得した単位を併せて 60 単位まで、本学で修得したものと見なすことができる（学則第 37 条および第 38 条）。この学則の規定に基づいて、次の区分に基づいて、各学部において単位認定を行っている。

①単位互換協定に基づく単位認定

- イ）海外の大学との学生交換協定（「第 5 章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照）
- ロ）大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ハ）放送大学（瀬田学舎および大学コンソーシアム京都内に設置されている放送大学との協定）
- ニ）滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度（滋賀県にある大学間の単位互換）

②単位互換協定以外で学部が独自に行っている単位認定

- イ）私費による海外の大学における学修の単位（私費留学＜自己応募＞による単位認定）
- ロ）大学以外の教育施設での学修の単位（主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラム）
- ハ）入学前の大学または短期大学で履修した授業科目の単位

2. 法学部における単位互換協定（国内・国外）による単位認定方法の現状と評価

1) 単位互換協定締結の状況

法学部独自で締結している協定はない。法学部は大学が国内外の大学等教育機関と締結した協定に基づいて単位互換を行っている。

- ①海外の大学との学生交換留学協定
- ②大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）

2) 単位認定の方法

- ①海外留学により取得した授業科目については、学則上は 60 単位まで認定できることとされている。
- ②大学コンソーシアム京都との協定に基づいて、専攻科目として 4 単位、共同開講科目（プログラム科目）として 4 単位、計 8 単位まで認定している（インターンシップ・プログラムは別）。
- ③2004 年度の法学部全体の状況は、「**大学基礎データ表 4 単位互換協定に基づく単位認定の状況**」のとおり、74 人合計 281 単位（1 人当たり 3.8 単位）を認定した。

法学部で単位互換を認めている協定先はいずれもしっかりした教育内容と成績評価を実現しているところである。また、大学コンソーシアム京都の協定を通じて履修できる科目については学部としてのカリキュラム体系との関係から取捨選択を行うなど、単位互換制度をあくまでも本学部において行う教育の補完として、本学部の学部教育の体系のなかに適切に位置づけ、学部における確立された基準に基づいて運用しており、単位互換方法として適切な

ものと評価できる。

3. 単位互換協定以外の単位認定方法の現状と評価

- ①単位互換協定以外（私費留学、大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラム＜12単位を上限＞）で行った単位認定は、「**大学基礎データ表 5 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況**」のとおり、2004年度は、14名（計76単位）である。大学コンソーシアム京都のインターンシップ（12名48単位）と私費留学（2名28単位）にともなう単位認定である。
- ②入学前の既修得単位については、下記の法学部内の申し合わせにより、単位認定を行っている。2005年度は、1件の単位認定が行われた。
＜法学部の取り扱い内容＞
 - イ）単位認定は、本人の申し出に基づき認定する。
 - ロ）認定分野については、フリーゾーンで認定する。ただし、認定単位数については、16単位を上限とするフリーゾーンで16単位までしか認定しないという方針は、学生の主体的な選択に基づき様々な機関での学修を可能にするということよりも、本学部の教育課程の体系に沿った履修を重視するという本学部の方針に基づくものであり、こういった単位認定についての適切な方法の1つと評価できる。

4. 卒業所要総単位中の認定単位数の割合と評価

学則上の限界である60単位を認定した場合は、卒業要件単位数（124単位）の48.4%となる。法学部における単位認定方針の上限の単位数は、入学前の既修得単位16単位、法学部内
外研修6単位、大学コンソーシアム京都の「単位互換制度」による単位認定8単位、同「インターンシップ・プログラム」による単位認定12単位で、計42単位となる。これは卒業要件単位数124単位の約39%にあたる（このほか、海外留学による単位認定も行っているが、今のところ単位数の前述のような上限を定めていない。学則に規定しているとおり、上限60単位の中で取り扱っている）。

5. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①前述の積極的な意義を踏まえつつも、ただ学生の興味だけで履修させるのではなく、本学にない他大学の開講科目を学部教育の目標との関係でどのように位置づけるのかという視点からの検討を深める必要がある。
- ②授業科目を京都・大学センター（現「大学コンソーシアム京都」）に提供していない学部もあるが、大学間交流の積極的意義を認め、前向きな検討が求められる。
- ③その運営に際して、大学間における煩雑な事務手続きが生じているため、正確かつ迅速な処理が可能となるように、一定の簡略化および標準化が図られなければならない。
- ④放送大学との単位互換協定は1997年7月3日に締結されたばかりであり、1998年度からの実施に向けて作業が進行中である。

2) その改善状況

- ①学部の教育課程との関連を考慮しつつ、単位互換制度により履修を認める他大学の開講科目を選択している（認定対象科目）。
- ②単位互換科目として数科目しか提供していない時期もあったが、2005年度は大学31科目、短期大学部3科目を提供しており改善は進んだ。
- ③大学コンソーシアム京都においては、統一的な対応措置がはかられ、事務処理の一定の合理化が進んだ。

④放送大学との単位互換は、法学部では行っていない。

6. 今後の課題と改善方策

- ①本学部では、上に述べた単位認定方針等に明らかなように、単位互換協定などによる単位認定にはどちらかといえば消極的な立場に立っていた。これは、学部として所属学生の学修に責任を持ち、本学部の教育課程の体系性に抵触しない範囲で単位互換等の補完的利用を認めるという考えによるもので、それ自体は妥当なものである。しかしながら、海外を含む他大学との単位互換は、留学経験や他大学で学ぶ経験自体が学生の多様な学問的関心を喚起し、学修への意欲を高める効果を持つほか、他大学の学生や教員とのコミュニケーションを生み出すなど、学生の人間的成長をはかる上でも一定の効果をあげていると考えられる。もちろん、本学に開講されていない多様な講義を主体的に選択し、履修することを可能にするという面でも、その教育的効果は高い。したがって、各制度の内容と意義を見極めながら、学則の制限内で、それぞれの単位互換協定等に基づく認定単位数の上限について拡大の方向で再検討する必要がある。
- ②大学コンソーシアム京都との単位互換では、引き続き系統履修や学部教育の目標との関連の視点をもち、履修科目を選定、指導していく。
- ③留学は、語学学修の目的だけでなく、法学・政治学分野の学修を目的とした留学も奨励したい。実態としては、かなり困難が予想されるが、そのようなことができるような学生を確保できるようなプログラムを作っていく必要がある。

第8節 開設授業科目における専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表3）

B群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合と評価

① 本学部の教育に本学部（本学）の教員が責任を持つのは当然のことではあるが、全科目（専攻科目）を担当するだけの教員を採用するというのは財政上現実的ではないし、専任教員が担当する科目だけを設置するというのでは、開設科目の多様性を確保し、学生の選択の幅を広げることができなくなる。そこで本学部では、授業科目の担当について以下のような原則を立て、専任が担当すべき科目と必要に応じて兼任教員に依頼する科目を区別している。

イ）少人数科目（基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、演習Ⅰ、演習Ⅱ）は原則として専任教員が担当する。

ロ）入門講義科目（特に履修指導科目）は原則として専任教員が担当する。ただし、裁判と人権については、科目の性格から逆に実務家を兼任教員として迎えるのが望ましい。

ハ）コア科目は専任教員が担当するようにできるだけ配慮する。

これは、特に本学部がその教育課程において重要だと考え力を入れている少人数科目と基本科目については専任教員が担当するという姿勢を示したものである。

② 発展・展開科目については、より充実した授業内容の実現のため、積極的に適切な兼任教員の確保をめざすこともある。特に、法学・政治学を学ぶうえでは、司法や行政、あるいはNP0活動等の現場の第一線で活躍している人の目を通して現実社会が抱える問題を感じ取ることは、その特定の分野の学修として有効なだけでなく、学生の法学や政治学に関する全般的な学修意欲を増すなど、高い教育効果がある。そのため、本学部では「実務家と連携したプログラムにより、実務や現実社会の問題についての明確な理解に基づく学修への強い動機付けと、法学・政治学の専門を生かしたキャリアの育成を実現する、『実務と現実社会に学ぶカリキュラム』の実現を第4次長期計画期間中に実現をめざすカリキュラム改革の基本方向の一つにあげている。したがって、様々な分野から授業担当者として適当な実務家等を見出し、兼任教員として迎えることは、本学部の教育目標を実現する上で重要な意味を持つ。

③ 全授業科目中、専任が担当する科目の比率は約58%、そのうちコア科目（選択必修科目）について専任が担当する比率は、法学コース約79%、法政総合コース約66%、政策科学コース約73%である（詳細は、「**大学基礎データ表3 開設授業科目における専兼比率**」を参照）。

上に述べた発展・展開科目における非常勤担当者の必要性ということを考慮に入れても、全授業科目中約58%の専任担当率は確かに十分なものとはいえない。しかし、コア科目について専任担当率は約66～79%となっており、上に述べた、法学部における科目担当に関する考え方は基本的に実現されている。

2. 兼任教員の教育課程への関与の状況と評価

① 教育課程の基幹部分を専任教員で担当するというのが法学部の考え方である。したがって、兼任教員はできるだけ発展・展開科目を中心に担当するようにしている。基本科目についても、複数クラスを開講する際に一部のクラスを兼任教員が担当したり（例えば、民法Ⅰは3クラス開いているが、そのうち政治学科学生等対象のクラスは兼任教員の担当）、専任教員の国外留学中に兼任教員が担当するなど、例外はあるが、基本的に原則に

従った運用がなされている。

- ②兼任教員は、学生との接点も限られていることから、基本的に担当する授業科目の教育のみを行っている。また、例外的に兼任教員が入門科目等を担当する場合には、特にその科目の位置づけや教育内容等についてきちんと伝えることになっているが、十分でないことがある。

3. 今後の課題と改善方策

- ①本学部の専門教育においては、もともと法学・政治学の基礎的素養や基本的考え方に重点を置いた教育課程を組んでいるが、法科大学院制度の創設や、2006年入学生問題に象徴される入学生の学力の多様化のなかで、学士教育としての法学部の教育においては以前にも増して法学・政治学の基礎・基本の教育が求められるようになってきている。このような状況に対応して発展・展開科目を今一度精選する必要がある。これは、全授業科目中の専任が担当する科目の比率を上げる効果も持つ。
- ②兼任教員が担当する科目も、たとえ発展・展開科目であれ、法学部としての一体的な教育課程の一部をなしており、学部教育理念や教育目標を共有し、他の授業科目担当者と連携することによって学部全体としての教育の質を効果的に高めることにつなげることができる。学部教育や担当する授業科目のあり方等に関する、兼任教員と教務委員会や関連分野担当者との連絡調整等を密にしていく必要がある。

第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

C群・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

1. 社会人学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

1) 社会人学生の数等

- ①法学部においては社会人を入学させるための特別の入試制度はない。
- ②一般学生とは年齢や学修歴の異なる学生も若干は入学しているが、一般的な入試を経て入学してきているので、入学後学修を進める上での特別な困難はないものと思われる。

2) 教育課程編成上の配慮

特に行っていない。

2. 外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①法学部の外国人留学生数は、「大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数」のとおりである。
- ②共同開講科目として「日本語」(1単位)、「留学生のための英語入門A」(1単位)、「留学生のための英語入門B」(1単位)が開講されている。法学部専攻科目としては、留学生のみを対象とする科目は特に開講されていない。
- ③留学生には学費の半分の額を奨学金として給付している(学費援助奨学金)。
- ④法学部は、外国人留学生が少ないため、演習担当教員や受講科目の担当者によって個別に指導・配慮されている。履修指導上も事務担当者により必要に応じて個別的な指導をしている。
- ⑤また、法学部のチューター制度を活用し、学部一修士課程一博士後期課程を本学法学部に所属してきた外国人留学生により、学部所属の外国人留学生のための指導が行われている。

留学生が法学や政治学の一般的な授業についていくのは、日本語能力の面でかなり難しいが、上記のように手厚い指導と配慮のもと、ほとんどの学生が規定の年限で卒業している。

3. 帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①法学部の帰国生徒数は、「大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数」のとおりである。
- ②入学者は極めて少なく(2005年度は2名)、学生の実情に応じて対応している。

4. 今後の課題と改善方策

- ①留学生は、入学後しばらくは法学・政治学を学ぶ上でかなりの困難に直面する。これを少しでも軽減するため、留学生向けに、法学・政治学の学修に必要な日本語能力と基礎的知識等の獲得をめざす、留学生基礎演習のような科目の設置について検討する。
- ②社会人入学生や帰国生徒への教育上の配慮については、これらの学生を対象とする入試制度のあり方との関連で検討する必要がある。入試制度が現状のままであれば、教育上の配慮についても特に改善すべきところはない。

第10節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B 群・教育上の効果を測定するための方法の適切性

B 群・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B 群・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

B 群・卒業生の進路状況

1. 教育効果の測定方法の現状と評価

大学教育における教育効果については、個別の授業科目履修による内容の理解度、卒業後の応用能力獲得度に分けて測ることができよう。前者に関しては授業についての学生の理解を試験等で測ること、後者については実社会における通用力を測ることが求められる。後者の場合は卒業生や企業に対するアンケート調査が考えられる。

本学部においては、主に次の3つの方法によって教育効果を測定している。

- ① 授業科目を担当する教員によって、授業経過中または終了直後に多様な形態で行われる試験による方法
- ② 学生の授業評価による方法
- ③ 卒業年次生へのアンケート（毎年ではなく、カリキュラム改革等のために必要とされるときに、卒業式後にアンケートを行っている）

1) 授業科目担当者による試験

基本的には、学期末試験、レポート、平常点（課題、発表、小テスト、質疑応答等）等による「成績評価」をもって、教育効果を測定する。各教員は、その成績評価を基に学生の到達度を確認している。そして、必要に応じて、授業改善に役立てている。成績評価の方法については、シラバスや最初の講義において、学生に周知徹底して学修を促している。さらに講義（演習、実習を除く）については、定期的に学生による授業評価を行い、教員各人の授業改善の資料としている。

2) 学生による授業評価

- ① 法学部独自の学生による授業評価は行っていないが、「大学教育開発センター」が全学的に実施している授業評価の中で行っている。その具体的な取り組みについては、「第5章－10 教育改善への組織的取り組み」を参照。
- ② 学生の授業評価（講義科目／2004 年度前期）によれば、「この授業を受けてあなたの科目に対する興味・関心は深まっていますか」の設問では、学部全体で「深まっている 26.3%」、「どちらかと言えば深まっている 43.4%」の計 69.7%である。この結果は、潜在的な力量を身につけた学生が一定の層で存在していることを示している。

以上の1)、2)により教育効果の測定を行っているが、主には各授業科目を担当する教員の責任で行われている成績評価が中心である。授業科目の学びに関する興味・関心については、約7割の学生が肯定的な回答をしており、多様な形で行われている法学部の教育は、一定の効果があがっているといえる。また、各授業科目の学びの結果は、成績の累積という形（認定単位の積算）で集約され、学生の卒業という形で表現される。「大学基礎データ表6 卒業判定」によれば、卒業予定者（5年次生以上も含む）に対する法学部の卒業率は、毎年、76～78%であり（4年次卒業率はこれより高い）、有為な人材を社会に送り出している。さらに、最近では、2名以上の司法試験合格者が続いており、在学生に対しても良い刺激となっている。まだ初歩的な成果ではあるが、長年にわたるカリキュラム改革の成果が生まれつつあると推察する。

2. 教育効果測定方法等に関する教員間の合意の状況と評価

前述の教育効果の測定方法については、教授会や学部教務委員会等で審議されており、全学的な合意に基づいて実施されている。

- ①教育効果の測定法としての個々の授業科目の成績評価は、各々の授業科目の特徴やそれを担当する教員の教育方針によって、評価方法に多様性を帯びてくることは当然のことであり、評価方法も複数の要素を加えて評価する教員も多い。
- ②学生の授業評価や成績評価の基準については、教授会をはじめ教務会議等において議論し、全学的な了承を得ながら改革を進めている。ただし、その実施に当たっては、教育における教員の主体性を考慮して、強制ではなく理解を求める方向で進めている。したがって、学生の授業評価を実施できない授業科目もある。しかしながら、大学教育開発センターで実施（2004年度前期）を予定した法学部の講義科目 135 科目中 123 科目において学生による授業評価が実施（実施率 91.1%）されており、授業評価の実施に関する合意状況に特に問題はない。

以上のとおり、教育効果の測定方法に関しては、全学的にも、法学部においても、教員間の合意は確立されており、教育効果の測定方法は適切に機能している。

3. 教育効果測定システム全体を検証する仕組みの現状と評価

- ①現状では、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を明確に検証できる仕組みは導入されておらず、授業評価等の実践を通じて模索の状況にある。全学的には「大学教育開発センター」において、授業評価結果等を参考にしながら検証システムの開発に手がついた段階である。
- ②学生の学修達成度を確認するために、外部の法学検定試験を利用することも考えられるが、今後検討していきたい。

4. 卒業生の進路の現状と評価

最近の法学部の就職状況は、「大学基礎データ表 8 就職・大学院進学状況」のとおりである。他学部と比較して公務員を希望する学生が多いのが特徴で、毎年度 30 数名が官公庁に就職している（大学として把握できているものに限る）。また、最近では 2 名以上の司法試験の合格者が継続して生まれるようになった。法曹界をめざす在学生や卒業生も増えてきている。

5. 今後の課題と改善方策

- ①さらなる教育効果の向上のため、教員同士で教育効果についての情報交換が可能な体制を整え、法学部のカリキュラム全体としての教育効果についても測定できるようにしていかなければならない。また、在学生だけでなく、卒業生にもアンケート調査をして、長期的な視点からも教育効果を測定する必要がある。
- ②授業科目の成績評価による教育効果を測定する方法は確立されているが、学生が学修の積み重ねにより全体としてどのような到達度にあるのかをはかる指標が必要である。様々な教育実践を通してその指標を検討したい。
- ③シラバスとの関係で、個々の授業科目の目標に則した授業評価、教育効果の測定方法を検討する必要がある。
- ④学生による授業評価の結果を有効に活用する方策が十分でない。この点については、現在、「大学教育開発センター」において検討中である。
- ⑤教育評価測定システム全体を検証する仕組みについて、他校の例などに学びながら導入へ向けての検討を進める必要がある。

第1 1 節 厳格な成績評価の仕組み

【厳格な成績評価の仕組み】

A 群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

A 群・成績評価法、成績評価基準の適切性

B 群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

B 群・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性…（表 6）

1. 履修科目登録の上限設定とその運用の現状と評価

1) 履修科目登録の上限設定

①法学部の卒業要件単位数は 124 単位である。その学修に際しては、単位制度の趣旨および教育効果や健康管理等の視点から、次のような履修登録制限を行っている。

年 次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次以上	合計
学期(セメスター)	1	2	3	4	5	6	7. 8	
登録制限単位数	22	22	22	22	22	22	44	176

②数字の上では 3 年次までに履修登録した科目をすべて修得していけば 4 年次には履修登録しなくてよいことになる。実際に 3 年次までに要卒単位をすべて修得してしまう学生も若干はいるが、そのような学生もほとんどみな少なくとも演習Ⅱの履修は続けるので、4 年次においても大学や演習担当者との関わりはもち続けている。

2) 運用の現状

- ①上記の基準は、履修登録手続きが終了した後すべて点検し、上限を超えて登録した学生については個別に履修指導を行う等厳格に運用されている。
- ②学生は 3 年次までは、この上限いっぱいの登録をしているが、4 年次になると、3 年次までの要卒単位の修得状況を反映して、登録単位数にばらつきが出てくる。

以上 1)、2) のとおり、単位制の趣旨をできるだけ活かすために、履修科目登録の上限を設定し、その運用を厳格に行っている。

3) 今後の課題と改善方策

大学においては、4 年間の大学教育として充実したものを提供すべく努力しているが、近時の就職活動の初動時期の早まりの影響を無視するわけにいかないという事情がある上、特に法学部においては、各種公務員試験や、法科大学院受験のための適性試験が 4 年次前期に行われること等から、必然的に法学教育の大部分を 3 年次終了時まで提供すべきなのかが問題となってきた。

このことと連動して、履修登録制限単位数が現行のままでよいのか、いかなる法学専門科目をどの時期に提供すべきか等の問題の検討が切実な課題になっている。現実には真摯に対処し、多様なニーズにあった法学教育を提供するために、引き続き検討を続けていかななくてはならない。

2. 成績評価法・成績評価基準の現状と評価

1) 成績評価の方法

法学部における個々の授業科目の成績評価は、概ね次のような方法で行われている。

①教室内筆記試験：主に学期末試験時の解答用紙による評価。

イ) 学期完結型科目(セメスター科目)は、第 1 学期の試験期間(7 月下旬～8 月初旬)

または第 2 学期の試験期間（1 月下旬）に行われる教室内の筆記試験の解答を教員が採点する。

ロ）通年型科目（通年科目）は、第 2 学期の試験期間に行われる教室内の筆記試験に基づいて行われる。

- ②レポート試験：課題レポートによる評価で、字数や枚数等に条件（上限または下限）を加える場合もある。授業内容を踏まえて、ある課題を提出し、参考書の学修や実地調査等の学修を経て書かれたレポートを期限内に提出させ、それを採点する。
- ③実技試験：実技それ自体を担当教員の前で演じたり、技能の成果物の提出を求めたりしてそのでき具合を評価する。スポーツ関連科目等で行われている。
- ④平常点：授業への出席状況や学生の教室内での発表や発言、授業内外で課す小テストやレポート等をもとにして行う評価。

成績評価は、以上の方法を単独または組み合わせてそれぞれの授業科目を担当する教員の創意・工夫に基づいて行われている。それは、シラバス上に「成績評価の方法」として学生に明示している。授業科目の特性や担当者によって評価方法は多様であり、各教員が責任を持って厳正に評価を行っている。法学部の各授業科目の成績評価法等については、「2005 年度 Syllabus—講義概要・授業計画—（法学部）」の該当頁を参照。

2）成績評価の全学的基準

本学においては、適切な成績評価基準について全学的に検討した結果、2005 年度からその基準を次のように変更した。

【成績評価基準】

評価の判断基準	素点評価	ランク
授業内容の理解に特に優れ、目標とする到達度をを超えて一段と高い水準にある	100～90	S
授業内容を良く理解しており、目標とする到達度をを超えて高い水準にある	89～80	A
授業内容を理解しており、目標とする水準に到達している	79～70	B
授業内容の理解にやや不十分さはみられるが、目標とする水準には一応は到達している	69～60	C
授業内容の理解度が低く、目標とする水準に達していない。評価資料が提出されていない	59～ 0	なし

- ①新成績評価は、旧成績評価基準の A・B・C の 3 段階評価に、最上級の S 評価を加え 4 段階評価とした。
- ②平均点評価または GPA 評価の分母を、これまでの合格科目から登録科目へ変更し、より厳密な評価になるようにした。
- ③試験欠席を示す「K」の表記を廃止し、すべて点数評価とした。
- ④履修辞退制度を新設した。
- ⑤この評価基準に基づいて、各授業科目を担当する教員の責任で、評価が行われている。
- ⑥この評価基準および各授業科目の成績評価の方法は公開されており、透明性も高い。
- ⑦成績を学生各自に公表した後においても、成績に質問または疑義がある場合はそれを受け付ける制度も整備されており、全体として公平な評価が行われているといえる。

2005 年度以後に導入した新成績評価方法では、新たに「S」評価が加わり、旧来の「K」評価を廃止した。また、「K」評価の廃止にともなって「履修辞退制度」を新設した。このことによって、教員にとってはシラバス上の成績評価方法の明記が一層重要視され、成績評価へのより積極的な姿勢が求められることになった。それに対応して、学生においても積極的な受講が求められることになり、従来の成績評価に勝る教育効果がうまれると期待される。

3) 今後の課題と改善方策

- ① 厳格な成績評価は、各授業科目を担当する教員の責任によって行われている。そのため、成績評価の基準が定められている。今後は、成績評価結果について統計的処理を行い、成績評価のばらつきの有無等の全体状況を把握し、厳格な成績評価のあり方等について検討していく。
- ② 「成績評価」に関しては、シラバスへの記載をより詳細に行う努力を続けた結果、かなり分かり易い内容に改善された。今後も、より一層詳細で適切な「成績評価の方法」の明示に努めていく。

3. 厳格な成績評価の仕組みの導入状況と評価

1) 各教員による厳格な成績評価

成績評価の仕組みは、前述したとおりの方法で、個別の授業科目の成績評価それ自体は、各教員の責任で厳格に行われている。

- ① シラバスにおいて、担当教員に「評価方法」を明示することを義務づけており、演習についても出席・発表・レポートなどにより成績評価される旨が明示されている。最近は、学期の途中で、小テスト・小レポート等複数の評価を行い、さらに学期末試験を含めて総合的視野から評価する教員も増えつつあることは評価できる。
- ② 学生の成績を公正かつ厳格に評価するために、さまざまな改革を試みてきた。総授業回数の1/3を超えて欠席した場合は、その科目の単位認定をしないようにして、学生の出席を前提とした評価をしている。しかし、学部 of 性質上、いくつかの科目で履修者が200人以上となることもあり、すべての授業科目で出席を確認するのは難しい現状がある。
- ③ GPA (Grade Point Average, 成績加重平均値) 制度を設けて、履修科目の素点評価をグレードポイント0-4に分類 (0-59点=グレードポイント0、60-69点=グレードポイント1、70-79点=グレードポイント2、80-89点=グレードポイント3、90-100点=グレードポイント4) して指標化し、各履修科目の取得グレードに取得単位数を乗じた合計数を、登録科目単位数で除した数をGPAとしている。このGPAを奨学金の授与または貸与の申請の際などの申請者の選別に利用している。また、本学大学院法学研究科における推薦入学の受験基準の1つとしてGPAが利用されている。

2) 成績疑義の申出制度

法学部においては、学生からの成績疑義制度を設けている。成績評価に疑義のある学生は、定められた期間内に合理的根拠を明確に示した「成績疑義申出書」を提出し、それに対して当該担当教員は回答することになっている。このため教員が客観的基準に著しく反するような評価をすることは困難となっており、担当教員に厳正な評価を促し客観的基準を意識させる効果を発揮している。

法学部においては、以上1)、2)のとおり、厳格な成績評価を行う仕組みが導入されており、適正に機能している。

3) 今後の課題と改善方策

- ① 厳格な評価の最低条件として、シラバスに記載した評価方法を公平・忠実に実施することが求められる。また、それを担保する制度として成績疑義制度の徹底が必要である。このような面での厳格さを維持するための取り組みを継続する必要がある。
- ② 各授業の目的や内容に応じた成績評価のあり方等についてFDで検討していく必要がある。

4. 各年次・卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の現状と評価

1) 卒業研究による卒業時の質の確保

- ①法学部においては、2年次からの演習Ⅰ（4単位）から継続して演習Ⅱ（4年次／6単位）を履修し専門分野の学修を深めることができるシステムになっている（必修ではない）。そして演習Ⅱの単位を修得するためには卒業研究を提出しなければならない。
- ②卒業研究は、法学部における学修の成果を集大成させる意義を持っている。この意義を踏まえて、学生の学修過程（研究テーマの設定、演習時の発表と学生相互の討論、論文草稿の添削等）においては、演習担当教員によって個別指導が行われており、卒業研究の作成は、法学部の卒業時の学生の質を検証・確認するための方途としても意義を有するものと評価できる。
- ③2004年度において、4年次生 511名のうち、415名が卒業した。この415名のうち、304名（約60%）の学生が卒業研究を提出し、単位認定された。
- ④2001年入学生（2004年度卒業生）から演習と卒業研究制度についての改革を実施した結果、卒業研究の提出率が高まり、卒業時の学生の質を検証・確認するための手段としての卒業研究の有効性が高まったと評価することができる。ただし、本学部の教育における卒業研究の高い位置づけからすると、この提出率は十分なものとはいえず、今後一層の改善が必要である。

2) 今後の課題と改善方策

各年次の学生の質の検証は、GPAの平均や分布状況による評価および単位修得僅少者の分布状況による評価が教務委員会により行われているが、不十分である。ほかにどのような有効な方法があるのか、導入に向けて検討を進める必要がある。

第12節 履修指導と自主的学修の活性化

【履修指導】

A群・学生に対する履修指導の適切性

B群・オフィスアワーの制度化の状況

B群・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

1. 履修登録指導の現状と評価

1) 全学年を対象とした履修登録指導

学生に対する履修指導は教育上極めて大切であることから、各学期の初めにオリエンテーションを行っている。特に新入学生に対して履修要項、シラバス、時間割の説明を丁寧に行い、適切な履修ができるように指導している。

- ①各学期（前期・後期）の初めに、学年毎に「履修登録説明会」を実施し、履修方法や学修計画等の基本的事項について説明を行っている。その後は、履修相談期間（4～5日間）を設けて、教学部（法学部担当）の窓口において学生の個別の質問等に応じて指導を行っている。
- ②学生に解りやすい「履修要項」や「シラバス」の作成に心がけ、「概要」や「進め方」、「評価方法」、「成績評価の方法」、「教科書」、「参考文献」、「系統的履修」、「担当者からの一言」等の内容を毎年検討し、より充実した内容を提供できるように努めている。
- ③科目等履修生、聴講生、編転入生、留学生に対しても、個別的に履修相談を受け付け、履修指導を行っている。
- ④多様な入試形態に対応するために、教育連携校入試や課外活動入試などの入学生に対して、1年次の5月頃に懇談会を開催し、問題点を把握した上で、指導を実施している。

以上のとおり、学生に対する履修指導は、履修登録前における全体の説明会、履修指導期間の設定による学生の個別指導、履修要項やシラバスの内容の改善等により、適切に行われている。

2) コース履修モデルを示した指導

毎年度配布する履修要項において、学部内コースのコア科目を履修要項上に図表で明示し、学生がコースの目的に則した学修を進めるよう誘導している。各コースのコア科目については、「2005年度 履修要項（法学部）」（86～95頁）を参照。

3) フレッシューズキャンプ

- ①本学では、新入生オリエンテーションの一環として、入学後の新入生全員を対象としたフレッシューズキャンプ（1泊2日）を実施し、合宿期間中の様々なプログラムをとおり、建学の精神の普及および学生生活を有意義に送るための助言・指導を行っている。
 - イ）ホテル等の全館を借りて、学部単位で実施している。
 - ロ）クラス親睦会、在学生のアトラクション、キャンパスライフ相談会等を行っている。
 - ハ）特にキャンパスライフ相談会では、2日間にわたり、教員やクラスサポーターが相談にのっている。この中で、予備登録などの履修方法や時間割編成などについての個別相談に応じている。
- ②フレッシューズキャンプは、新入生が入学後のオリエンテーションやクラス単位の行動等を通して様々な情報を入手し始める時期に行われる。このような時期に、合宿を通して行われる相談会では、新入生も気軽に相談ができ、かつ、一定の時間をあてることができるので、効果的な助言・指導を行うことができる。同時に、入学後間もない時期に寝食を共に過ごすことは、クラス全体の一体感（仲間意識）を醸成させる効果もあり、クラス単位の授業を進める上でも有益といえる。

- ③フレッシュャーズキャンプの参加者に対して学生部が行った「学生生活実態調査（2003年度版）」において「大変よかった」、「まあまあよかった」と回答したものが、約8割いることから、この取り組みは有効であるといえる。

4) 上級生による指導、自主的学修の活性化

- ①上級生がクラスサポーターとして1年生の基礎演習の運営を補助する「クラスサポーター制度」を導入し、多大の効果を上げている。
- ②クラスサポーターは、法学部の履修説明会の後に履修相談会を開催し、希望する新入生の履修指導をも行っている。この履修指導は、上級生が自分の経験を踏まえて行うため、实际的で、好評である。また、クラスサポーターはフレッシュャーズキャンプにも同行し、履修指導を含め大学生活に関する様々な相談にのっている。
- ③法学部では、ゼミの代表者で構成するゼミナール連合会が学生の自主的な団体として組織されており、様々な討論会や、ゼミ対抗のスポーツ大会等を開催し、自主的な学修の活性化に貢献するとともに、新入生同士および上級生と新入生の懇親に尽力している。この団体はあくまでも学生の自主的な組織であるが、法学部や法学会として資金面も含めた援助をしている。

5) 登録確認書類の配付による再確認

登録方法や登録手続については全体説明会や個別の窓口指導で丁寧に説明しているが、それでも登録ミスが起こる。そこで、次のような措置をとっている。

- ①学生の履修登録後、速やかに電算処理を行い、「受講登録確認表」を全学生に配付し、学生に受講登録科目の再確認を行う機会を提供している。登録ミスがあれば、事務室の窓口で指導の上、修正を行っている。
- ②この確認表は、履修方法と関連させてシステム化されており、「既得科目」、「登録講時ダブリ」等のエラーメッセージが表示されており、学生にとっては再確認しやすいようになっている。
- ③これにより、学生の履修方法の思い違いや事務的ミスによる受講不可、卒業延期等の不利益を事前に防止することができ、学生の利益に資するところが多い。
- ④上記①および②により登録修正を行った学生を対象に、「受講登録再確認表」を配付して、より確実な履修登録を促進している。

以上の1)～5)のように、多様な形で履修指導を行い、学生が自己の学修目標に則して履修登録と学修が進められるよう積極的な援助を行っており、適切である。

6) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①履修登録説明会には、高年次になるほど出席率が悪くなり、履修登録のミスによる問題も生じている。
- ②将来的にはコンピュータネットワークを用いて学生が自らの操作で履修登録ができるようなシステムを採用できるよう検討する。それが実現すれば、履修制限、時間帯の重複チェック等が即時にでき、学生本人の初歩的な人為的ミスの防止にもつながり、さらに事務処理が簡素化される。

(2) その改善状況

- ①履修説明会に参加する学生が高年次になるほど少なくなるのはやむを得ないところであるが、カリキュラムの改変に伴う移行措置などの情報が十分伝わるようさらに配慮が必要である。
- ②ネット登録を取り入れる段階には至っていない。今後さらに検討を進める必要がある。

7) 今後の課題と改善方策

- ①履修指導について、特に1年生に対しては、今後とも、在学生の意見も反映させながら、きめ細かい履修登録指導のあり方を検討していきたい。
- ②大学院生や学部上級生が学修をサポートする、科目ごとのチューター制度を設置するなど、教員と院生・学生とのパートナーシップによる学生サポート体制の充実を検討していく。
- ③ネット登録の導入に向けて、検討を進める必要がある。

2. オフィスアワーの現状と評価

1) オフィスアワーの制度化

2005年度よりオフィスアワーが制度化された。「2005年度履修要項（法学部）」の「オフィスアワーについて」（12頁）を参照。

2) 今後の課題と改善方策

今年度のオフィスアワー実施状況等に基づいて、教務委員会や教授会にて現状分析・改善点の検討等を行い、より学生のニーズにあったものにする。

また、今後も履修説明会等で、学生に本制度を周知徹底したい。

3. 留年者等に対する教育上の配慮等の現状と評価

1) 履修指導

- ①留年者と単位修得僅少者をリストアップ（2年次以上）して、年度開始のなるべく早い時期に、教務委員が中心となり個別指導を実施している。
 - ②特に、留年生や留年予備学生が相対的に多い課外活動入試学生に対しては、1年次の早期より指導を実施している。
- 以上のような履修指導により、留年者への教育上の配慮は適切に行われている。

2) 学費の減額

教育上の配慮措置とは異なるが、間接的な配慮措置として、留年者に対しては、次のような学費の減額を行っている。

(1) 授業料の減額

- ①授業料（731,000円）の半額を基本授業料（365,500円）とする。
- ②基本授業料（365,500円）÷38単位を1単位当たりの登録料（9,620円）とする。
- ③365,500円＋（9,620円×登録単位数）が授業料（学則に定める授業料が上限）となる。

(2) 施設費の減額

施設費（250,000円）－50,000円＝200,000円

以上1)、2)のような措置により留年者への配慮を行っている。特に、未修得単位が38単位以下の場合は、その単位数が減るにしたがって学費負担が軽減できる仕組みになっている。2004年度（法学部）においては、76名の学生がこの学費減額の措置を受けており、学修を継続したい学生にとっては適切な配慮として機能している。

3) 単位修得僅少者への指導

- ①2年生以上の単位修得僅少者については、学年毎にその基準を定め、毎年6月～7月にかけて保護者へ通知するとともに、単位修得僅少者本人に対しても教務委員が中心となって個別指導を実施している。
- ②この指導により、単位修得僅少者である当該学生の修得率が急速に改善されたという例

は多くはないが、学生の自覚を促す意味は大きい。また、保護者に通知することは保護者の関心を喚起するという意義もあるので、今後とも継続していきたい。

4) 今後の課題と改善方策

留年に至る理由は、健康上の問題や経済的問題、あるいは勉学への意欲の喪失など様々である。留年生総体について留年の原因を調査し、留年生を減らすための方策を検討するとともに、個々の留年生について留年の原因等を十分把握した上で状況にあった指導を行うようにしたい。

第13節 授業形態区分と授業方法の関係

【授業形態と授業方法の関係】

B群・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B群・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

B群・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

1. 授業形態・方法の現状と評価

本学は、各学部教育目標を実現するための基本的な授業形態として、講義、演習、実験、実習および実技に区分して単位計算の基礎を定めている（学則第26条）。法学部では、このうち講義、演習、実習、実技の4つの授業形態がある。

1) 授業形態と授業方法

法学部の教育課程の内容を学生に効果的に教授するためには、授業内容に則した適切な授業形態と授業方法で行うことが肝要である。法学部は、概ね次のような形態と方法によっている。

- ①講義形態：法学部における基本的な授業形態。法学・政治学の知識や理論を修得させることをめざす。一般には、テキストや参考書、レジュメ等に基づいて教員が説明する形で授業が行われるが、教員と学生との間で質疑・討論や学生同士のグループ討論など、様々な工夫がなされるようになってきている。
- ②演習形態：基礎演習Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ・Ⅱなどで用いられる。学生の報告をもとに学生・教員による質疑・議論を行うのが一般的な授業方法であるが、ほかにも様々な授業方法がとられている。
- ③実習形態（外国語）：メディア教室で教材ソフト等を活用して行われる。「読む・聴く・話す・書く・訳す」という外国語の実践的技能のレベルアップをはかり、国際社会で活躍できる素地を養う。教室内の授業が重視される。
- ④実技形態：スポーツ技術学等。少人数で教員による実技の指導（実技理論の指導も含む）が行われる。

法学部においては、法学・政治学についての一定の基礎的知識や基礎的理論の学修が不可欠であることから、専攻科目のほとんどは講義形態で行われている。しかし、演習形態は、対面的な質疑等を通じて学生の主体的な学修への意欲を喚起するとともに、知識を定着させるなどの面で優れた授業形態であり、かつ少人数であるので教員による学生の履修指導や生活面での指導まで行える授業形態である。そこで、法学部においては演習を重視し、4学年すべてに演習科目を用意し、学生に演習の履修を強く促している。このような組み合わせにより、法学・政治学の学士課程として、適切で有効な授業形態が用いられている。

授業方法は、上記のようなものを基本としつつ授業を担当する教員により多様な工夫がなされており、基本的に適切な方法が用いられているものということができるが、より有効な方法を求めてFDを継続していく必要がある。

2) 多様な授業形態・方法を支援する体制の整備

授業においては、授業方法に応じて、プリントの配布はもちろんのこと、ビデオをはじめとする様々な教材が用いられるので、多様な教材ソフトやプレゼンテーション・ソフトが必要となる。もちろんそれらに対応したハードも用意されなければならない。また、成果発表会や補習目的の合宿等も授業の一環として実施されている。こうした多様な授業方法を支えるためにはその支援体制の整備が肝要であり、そのため、次のような体制を整備している。

- ①教材印刷室を設置して教材作成を補助するとともに、用紙代等経費は全額大学で負担している。

- ②授業形態・方法に則した多様な施設（計算室、電算実習準備室・演習室等）を整備している。
- ③ゼミ合宿等による集中的・自主的学修の経費支援をはじめ、各教員による多様な授業方法を支援するために「教育補助費」（ゼミ教育補助費、学生教育指導費、教学促進費）を設けている（「第5章－11 教育・学修支援」を参照）。
- ④ゼミ合宿等のために学外者と契約した指定合宿施設を68カ所設けている。

3) 授業規模

- ①法学部の授業規模（専攻科目）を評価するための資料として、「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」を用いる。これによれば64人以下の収容人員で行っている授業は55.7%であり、65～200人規模の教室を使用している授業は、18.2%である。64人以下の収容人員の教室の使用率が他の社会科学系学部（経済学部64.7%、経営学部70.8%）と比較してやや低い。しかし、65～200人規模を加えればその使用率は73.9%であり（経済学部79.0%、経営学部80.1%）、演習科目および講義科目を含めて概ね適正規模で行われているといえる。
- ②法学部においては、小集団授業科目（基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、演習Ⅰ、演習Ⅱ）を1年次～4年次生まで配置し、学生同士および学生と教員の双方向の授業を行っている。その効果は卒業研究に結実しており、効果を上げていると評価できる。これら演習科目は現在基本的に1クラス25名の規模で行われており、将来的には一層少人数化する方向で検討中である。
- ③学生数が150名を越えている講義に関しては、担当教員の希望により教育補助員を配置している。教育補助員の主な業務内容は下記のとおり。
- 【教育補助員の主な業務内容】
- ・ 学生の出欠調査
 - ・ レポート等提出物の整理
 - ・ 教室における配布物の配布
 - ・ 視聴覚教育機材の操作
 - ・ 教材・教具の運搬・操作
 - ・ 郊外授業の引率、指導補助
 - ・ その他必要と認められる場合
- ④法学部においては基本科目については複数クラスを開講するなど、講義科目の適正規模を実現すべく努力してきた。①の数字はそれを表しており、基本的に適正な授業規模が実現されているといえることができるが、一部に受講者予測がはずれるなどして過大な人数規模の講義科目がある。改善の努力を継続する必要がある。
- ⑤受講登録者が多い場合の試験（専任300名以上、兼任講師200名以上）の答案用紙については、担当者が試験場から「解答用紙」を持ち帰ったら、直ちにそれを学籍番号順に整理する等の補助を全学一斉に行い、担当者の採点の負担軽減と効率化をはかっている。

以上1)～3)のとおり、法学部における授業形態と授業方法は、教育課程に則して個々の授業内容に適した内容で行われており、それを支える体制も概ね効果的に機能しているといえる。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①少人数科目を増加させると、必然的に必要とする教室数が増え、講義科目との関連もあり、適正規模の教室の確保が難しくなっており、解決の方策を検討する必要がある。
- ②授業形態や開設科目の多様化によって必要教員数が増え、専任教員だけでは担当しきれなくなりつつある。

- ③また最近は、少人数という良好なゼミ運営の条件を満たしているにもかかわらず、活発な討論を促しても学生が十分な反応を見せない場合もある。
- ④講義科目の中には、400 名以上となる科目があり、学舎別の開講科目数は次表のとおりである。授業規模は、学生の理解度や満足度と密接に関係しているとともに、過大な授業規模は、教員の授業改善意欲を減退させる場合もある。歩留まり率を十分に分析した上での入試判定、学期毎の履修制限、授業分割等、改善策を総合的に検討する必要がある。

	96 年度	97 年度
深草学舎	58	55
大宮学舎	3	3
瀬田学舎	3	1
合 計	64 科目	59 科目

- ⑤ティーチング・アシスタント（T・A）の活用方法を検討する余地がある。
- ⑥少人数教育の実践経験を教員間で交流させる場の設定について、検討する必要がある。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、動機づけの面でも非常に効果的であり、今後も継続していくのが望ましい。
- ⑧教室等の照明機器を改善し、視聴覚教育機器等を充実する。
- ⑨自習環境をさらに整備する。

（２）その改善状況

- ①臨時学生定員を減らしたこともあり、なんとか教室は確保できているが、適正規模の教室を確保するための調整に苦勞する状況は継続している。講義についての授業規模をどの程度少人数化するのが適当か否か慎重に検討しつつ、ハード面での適切な対応をしていく必要がある。キャンパスの物理的制約もあり、授業形態や方法に合わせた教室の整備には困難が伴うが、今後とも、改善に努めていく。
- ②教員数の問題は、財政上の問題との接点もあり、個別学部への対応のみでは解決できない。本学では、教学と財政の両立の視点から、全学的に長期財政計画を策定した（教員人件費率は帰属収入に対して基本的に 40%、上限を 42%とする）。この基本方針の下で、教育改革との連動をはかりながら検討している。
- ③および⑥：少人数教育の経験交流の場がいまだ不足している。学部だけでなく大学教育開発センターにおいても授業改善の一環として取り組むことを検討する必要がある。法学部においては、ゼミの活性化については、FD 等により様々な改善の試みを共有化する努力をしている。
- ④2005 年度においても 400 人以上の授業（法学部）は解消できず、引き続き改善課題とせざるを得ない。
- ⑤ティーチング・アシスタントは、大学の制度として整備した。
- ⑦法学部においては、ゼミ相互の討論会は比較的活発に行われている。
- ⑧教室等の照明機器の改善に努めている。メディア関係機器についても拡充するとともに、その活用支援部署（情報メディアセンター）を設けた。引き続き改善に努める。
- ⑨自習施設としての大宮図書館の改修、瀬田図書館の拡充および深草キャンパスにおける「Learning Crossroads」（自習施設）の拡充を行った。

５）今後の課題と改善方策

- ①教育指導は、授業形態に則して適切に行われている。ただし、授業方法については、教員個人の裁量に負う。今後は、学部内の FD 活動を促進させ、授業改善を進めていきたい。
- ②大人数授業は、対話型等の双方向性を持った授業方法や、授業の進行過程で学生の理解度を測定するために小テスト等を行うことが困難であり、受講生の人数抑制が必要である。大人数科目について複数クラスを開講するなどの対応を徹底していく必要がある。

2. マルチメディアを活用した教育の導入状況と評価

1) 個別の授業科目による活用

法学・政治学の学修においては言語の正確な運用能力の育成が必須の基礎をなすため、従来型の紙媒体による教材を用いる授業が中心になる。しかしながら、マルチメディアを活用した授業は、うまく用いれば、視聴覚による立体的な講義による学生の授業理解の促進、効率的な授業の進行、学生の復習の補助等、学生の積極的・効果的な学修を支援する上で有効である。マルチメディアを利用した授業がもつ可能性を考えれば、法学部の授業におけるマルチメディア活用の現状は極めて消極的なものととどまっているものと評価せざるをえない。

2) マルチメディア教育を促進するための環境整備

全学的な整備方針に基づき、深草学舎および大宮学舎に、メディア教育環境を整備している。「第11章 施設・設備等（学部・大学院）」を参照。また、メディア教育と施設・設備を担当する事務部署として「情報メディアセンター」を設置してその支援に当たっている。

以上 1)、2) のとおり、現段階では、法学部においては、マルチメディアを活用した教育の導入はあまり進んでいない。

3) 今後の課題と改善方策

- ①活用事例の紹介等によりながら、マルチメディア活用への教員の意欲を高めていく必要がある。マルチメディアを活用した教授法の改善等に対する大学教育開発センターの支援活動をさらに強化する。
- ②マルチメディアの活用を進め、マルチメディアを用いた予復習等を必須のものとして学生に課すような場合には、その前提として、学生個人にどの程度のマルチメディア環境の整備を求めるかなどについての学部全体での合意形成が必要になる。マルチメディアの活用推進とともに、このような面での検討も進めていく必要がある。

3. 遠隔授業による単位認定の現状と評価

1) 遠隔授業による単位認定

法学部においては、行っていない。

2) 今後の課題と改善方策

- ①遠隔授業によって、どのような授業の展開が可能になるのか等、他校の例に学びながら、慎重に基礎的な検討をする必要がある。
- ②遠隔授業を実施するための設備環境の整備について大学全体の課題として検討を進める必要がある。

第5章－5 理工学部教育内容・方法等

第1節 理念・目標

理工学部教育理念・教育目標を実現するために、教育課程の質的充実と教育方法の向上をめざし、第4次長期計画期間中の主な課題として次のような目標を定め、達成に努めている。

- ①情報メディア学科および環境ソリューション工学科を設置し、新たな分野の人材を養成し、社会の期待に応える。
- ②教育課程の質的充実をめざしてカリキュラム改革を進める。今次改革においては、全面的に科目内容・科目配置・科目名などを見直す、少なくともその前提として留意しなければならないことは次の3つである。
 - イ) 新入生の科目理解レベルの低下を視野に入れた教育内容の改善
 - ロ) 教育内容の公開
 - ハ) 大学院教育との連続性の確保
- ③大学教育開発センターと連携して、教育効果を高めるための教授法の改善に努め、その浸透をはかる。
 - イ) 大学教育開発センターのFD活動への参加者を増やす。
 - ロ) 学部独自のFD活動を積極的に進める。

第2節 教育課程

【学部・学科等の教育課程】

- A 群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連
- A 群・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性
- A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B 群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性
- B 群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B 群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B 群・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- B 群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 教育課程の現状と評価

1) カリキュラム編成の基本方針

前述の教育課程編成の理念・目標を具体化するために、理工学部においては、次のようなカリキュラムの編成の基本方針をたてて、各学科のカリキュラムを編成している。

基本区分		科目群	教育の目的
共同開講科目		基礎科目	伝統ある学問分野の科目で、時代に左右されない専門外の知識と考え方を広く学ぶ
		総合科目	時代の目的意識を反映したテーマについて、学問分野に捉われない総合的なものの見方を学ぶ
学部固有科目	学部内共通科目	学部基礎科目	学科を問わず広く理工学部の学生に要求される基礎知識・技術・考え方を修得する
		総合科目	学科を問わず広く理工学部の学生に要求される広い視野・その分野の考え方・知識を修得する
	学科固有科目	専門基礎科目	各学科の専門により要求される基礎知識・技術・考え方を修得する
		展開科目	各学科の専門において、基礎科目の上に展開される専門的知識・技術・考え方を修得する
		融合・応用科目	各学科の専門において、先端的で役立つ専門知識・技術・考え方を修得する

- ①理工学部の教育課程は、教養教育を主に担う共同開講科目（瀬田学舎の3学部共同の教養教育）と理工学部の専攻領域を幅広く学ぶための学部内共通科目、学科の専攻領域の教育をめざす学科固有科目の3つの分野に分けることができる。これらは、学校教育法第 52 条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用能力を展開させる」大学の目的と合致するものである。
- ②共同開講科目を「基礎科目」（必修科目である「仏教の思想」、「外国語」、「スポーツ技術学」を含む）と「総合科目」に分け、人文、社会、自然の各分野や学際領域的な授業科目を開設している。共同開講科目の具体的な構成や教育目的等については、「第4章－3

共同開講科目（瀬田学舎）」を参照。

- ③学部固有科目を、学部内共通科目と学科固有科目に分け、各々授業科目をバランス良く配置している。

イ) 学部内共通科目のうち、「基礎科目」には「英語（科学技術英語）」、「化学」、「生物」、「地学」、「実験・実習」の各分野の授業科目を配置し、「総合科目」には科学思想史、地球環境概論等「総合」分野に相当する授業科目を開設している。

ロ) 学科固有科目は、各学科の専攻領域にしたがって「専門基礎科目」、「展開科目」、「融合・応用科目」に相当する授業科目が体系的に開設されている。

- ④学部固有科目の具体的な開設授業科目は、「2005 年度履修要項（理工学部）」各分冊を参照。なお、学生の利便性を高めるため 2005 年度より履修要項を学科ごとに別冊化した。

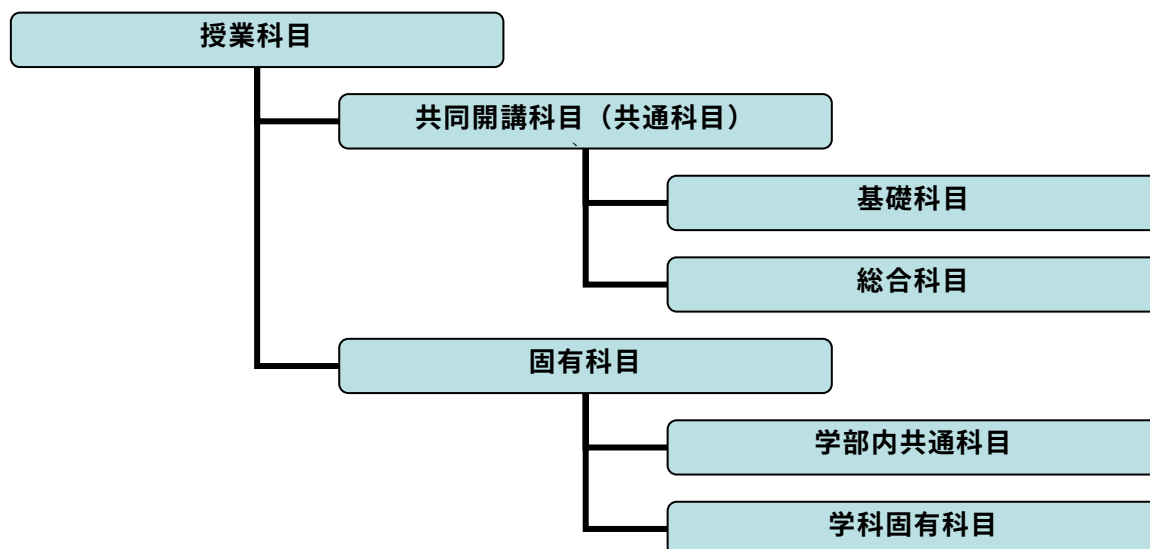
イ) 数理情報学科	42～43 頁
ロ) 電子情報学科	42～43 頁
ハ) 機械システム工学科	42～43 頁
ニ) 物質化学科	42～43 頁
ホ) 情報メディア学科	30～31 頁
ヘ) 環境ソリューション工学科	30～31 頁

以上のとおり、理工学部においては、その教育理念・目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。その編成は、理工学部の各学科の専攻領域に係る教育とともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されており、大学設置基準第 19 条との適合性も有している。

2) 学士課程としての体系的な授業科目の配置

(1) 授業科目の体系

理工学部の教育課程の授業科目は、「共同開講科目」、「固有科目」から編成され、さらに、共同開講科目は「基礎科目」と「総合科目」に、固有科目は「学部内共通科目」、「学科固有科目」に区分されて体系的に編成されている。



- ①共同開講科目：共同開講科目は、固有科目との有機的な結びつきのもとに、幅広い教養と総合的判断力を養うことを目的とし、瀬田学舎の 3 学部が共同して開講している。
- ②固有科目：固有科目は、専門領域に関する授業科目であり、理工学部共通の基礎教育を行う学部内共通科目と各学科専門分野の基礎および応用を教育する学科固有科目に分類される。

（２）履修方法別の授業科目の体系

すべての授業科目は、必修科目・選択必修科目・選択科目・随意科目のいずれかに指定されて開講されている。

- ①必修科目：卒業要件を満たすために必ず履修しなければならない科目。
- ②選択必修科目：指定された科目群の中から決められた数の科目を任意に選択して履修しなければならない科目。これらの科目は、指定された単位数を超えて修得した場合、超えた分の単位数を選択科目の単位数の一部に充てることができる。
- ③選択科目：どの科目を履修するかがすべて学生の自由に任されている科目。ただし、卒業要件として定められた単位数は修得する必要がある。
- ④随意科目：単位の認定はされるが、卒業要件の単位数には含まれない科目。

以上（１）、（２）のとおり、理工学部教育課程は、教育的目的から区分した開設授業科目の体系と学修内容から区分した履修方法の体系の２つの視点から見て、学部教育目標を実現させるための学士課程としてのカリキュラムの体系性を有しているといえる。

３）一般教養的授業科目と外国語科目の編成

- ①理工学部は、前述のとおり瀬田学舎３学部共同で、共同開講科目として、一般教養的授業科目と外国語科目の編成を行っている。
- ②具体的には、「第４章－３ 共同開講科目（瀬田学舎）」を参照。

４）教育課程の特色

理工学部教育課程の特色は、次の３点に要約できる。

- ①実験・実習・演習を重視した Person-to-Person の指導
- ②学外実習（インターンシップ）の実施
- ③特別研究（卒業研究）の重視

（１）実験・実習・演習を重視した Person-to-Person の指導

- ①実験・実習・演習には学生 20 名につき最低 1 名のティーチング・アシスタントが補助につき、課題やレポートの点検などを通じて学生の進捗状況・到達度をチェックしている。また、学生からの授業に関する相談への対応・アドバイスを行う。
- ②計算機実習室にラーニング・アシスタントを配置し、計算機系科目を自習する学生に対するサポート体制を整えた。
- ③実験・実習・演習以外にも少人数教育として以下の科目を開講している。
 - イ）数理情報学科：基礎セミナー
 - ロ）電子情報学科：電子情報通信基礎セミナー
 - ハ）物質化学科：入門セミナー
 - ニ）情報メディア学科：情報メディア基礎セミナー
 - ホ）環境ソリューション工学科：プレゼンテーション演習Ⅰ
 - ヘ）科学技術英語（学部内共通科目、３年次あるいは４年次）：専門分野に関する英語表現などを 10 人程度で学ぶ。

（２）学外実習（インターンシップ）

詳細は、本章の「第４節 インターンシップ」を参照。

（３）特別研究（卒業研究）の重視

- ①「特別研究（卒業研究）」は、３年次までに学んだ基礎的知識を出発点にして、その課題達成のために、主体的創造的思考の実践を行わせるものとして位置づけられ、必修科目としている。
- ②学部教育の総仕上げとして、各学生がそれぞれの研究テーマに沿って様々な実験装置を使って研究を遂行する。運用は各学科で異なるが、３年次後期の段階から研究室に所属し、

1 年間にわたり研究室にほぼ常駐する形で、指導教員による Person-to-Person 指導がきめ細かく行われる。その成果は、日常的に研究室の同輩、先輩、さらに指導教員の間で討論および吟味され、互いに刺激し合いながら完成へと導かれる。

- ③研究室においては、大学院生と学部生とのいわゆる縦の交流が日常的に行われており、相互の良好な関係が保たれている。
- ④得られた成果は特別研究論文（卒業論文）の形で提出され、特別研究発表会での発表・質疑応答および学科教員全員の会議における一定の評価を経て、ようやく合格となる。
- ⑤ここで得られた成果を元に、関係学会・研究会における研究発表に至ることも少なくない。また、特別研究に至る成果の一部は、各種の競技会や展示会に出されることもあり、研究室公開(瀬田学舎における学園祭の一部としてのイベント)やオープンキャンパス、新春技術講演会などの場で広く一般に公開されることも多い。

【2004 年度における学部学生の学会発表、展示会や競技会への参加事例】

- ・ 日本物理学会(2004 年 9 月青森大学)
- ・ 電子情報通信学会（2005 年 3 月大阪大学）
- ・ 応用物理学関係連合講演会（2005 年 3 月埼玉大学）
- ・ 日本水泳・水中運動学会
- ・ ROBOMECH'04（日本機械学会）
- ・ ROBODEX2003(2003/4:横浜)
- ・ ソーラーカーレース(Dream Cup 鈴鹿 2004:8 月開催)

【2004 年度研究室公開データ】

2004 年度について、学部生と大学院生が中心となって公開した研究室は 33 研究室であり、これに対して参加者は 400 名近くあった。小中学生から企業関係者まで幅広い層の参加があった。なお、公開テーマについては下記のとおり。

数理情報学科	光速に近い速さで運動する物体はどのように見えるか？ 君は偽の署名でコンピュータを騙せるか！？ 携帯で☆プログラミング！ 情報検索・質問応答システム 画像で遊ぼう！ 脳波でお絵かき・ヒト型ロボット ふしぎな立体おもちゃで遊ぼう カオスなおもちゃ ミニロボット、大パニック
電子情報学科	躍進する LSI の世界 光と音の楽しい世界 インターネット時代の話題二つ 画像処理のデザイン ―視覚系を参考にして設計してみよう― Visualization&Simulation ―3 DCG とインターネット応用工学― 薄膜で何ができるか？ 薄膜トランジスタの構造と動作 ―液晶ディスプレイから電子回路まで― 認知科学って何？ ―人間の認知・知能のしくみを探る―
機械システム 工学科	進化を続けるロボット技術の世界へようこそ 筋肉系ロボット大公開！！ 電気・磁気に親しむ ロボット・メカニズム エネルギーと熱と流れを考えよう 次世代機械システムへの挑戦 ―小型衛星からマイクロマシンまで― デジタルものづくりから古代遺物修復まで

物質化学科	最先端高分子化学 環境科学・考古科学と分析化学 生体内の遷移金属イオンの機能と役割 機能性セラミックスの面白体験 パネルで公開：物質化学科の全て ゼオライト ふしぎ発見！ ガラス工芸にチャレンジしませんか？
情報メディア学科	CG&映像処理を体験しよう！ 音声メディア処理技術の体験
環境ソリューション 工学科	環境ソリューション工学科での取り組み

5) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①多様な社会のニーズに応えられる要素をカリキュラムに取り入れていくことを検討しなければならない。また、必修科目の卒業要件単位数を減らすことも検討する必要がある。
- ②ティーチング・アシスタント（T・A）や実験助手等の教育補助員が理工学部 of 教学運営には不可欠である。したがって、そうした人員との連携方法について検討を深める意義は大きい。
- ③高等学校におけるカリキュラムの多様化や、18 歳人口の減少にともなう入学者の学力の変化を正確に予測し、その予測に基づいて適切にカリキュラム編成を行うことが重要になってくる。

（2）その改善状況

- ①社会的ニーズへの対応については、各学科を中心にしてカリキュラム改革を進めてきたこと、および 2 学科を新設することによって対応してきた。
 - イ）数理情報学科（2001 年度）
 - ロ）電子情報学科（2001、2003 年度）
 - ハ）機械システム工学科（2001 年度）
 - ニ）物質化学科（2000、2004 年度）
 - ホ）情報メディア学科（2004 年度）
 - ヘ）環境ソリューション工学科（2004 年度）

2001 年度カリキュラム改革において教育レベルをどの程度に設定するかを議論した結果、一部に学力を欠く学生が見られるようになったが、平均的には 1993 年改革当時レベルを維持できると判断し、卒業要件単位数は従来どおりの 134 単位を維持することを決定した。
- ②2002 年度に理工学部チューター制度の導入を行った。また、理工学部の受講生数の実態に合わせ、100 人程度以上の受講生を持つ科目について教育補助員を配置することができ制度を開始した。ティーチング・アシスタント、チューター、ラーニング・アシスタント、教育補助員の 2004 年度の実績データは次のとおりである。

制 度 名	業 務 内 容	科目数	延べ人数（人）
ティーチング・アシスタント	主に実験・実習・演習科目について、講義中、教室にて学生からの質問等に答える	86	458
チューター	学力不足から講義についていけない学生などに対し、個別・常駐等の方法により、適宜指導を行う		24
ラーニング・アシスタント	主に計算機室の自習教室・時間に常駐し、学生の質問等に答える		13
教育補助員	大人数の講義などにおいて、出席チェックやレポート整理など、主に教員の補助的業務を行う	29	36

- ③リメディアル教育：高等学校で専門教育に必要な基礎知識を修得していない学生のために、2000年度から補習講座を英語・数学・物理において開設した。あわせて日本語表現能力講座も開設した。

6) 今後の課題と改善方策

- ①他学部科目の履修や開講形態の多様化をはかっていく。ただし、開講方法は、隔年開講科目として扱う等の工夫をする。
- ②理工学部では新2学科(情報メディア学科、環境ソリューション工学科)が2006年度に完成するため、抜本的なカリキュラム改革は2007年度に行う予定であるが、高校の新教育課程を履修した新入生に対処するため2006年度に早急に実施すべき施策として、次のような改善をはかる。
 - イ) 現行カリキュラムの範囲内で可能な教育内容の充実
 - ロ) 人数教育の充実、それを可能にするティーチング・アシスタント制度の充実
 - ハ) チューターの積極的活用
 - ニ) オフィスアワーの活用促進
- ③2007年度の抜本的なカリキュラム改革に向けて、以下の課題を検討する。
 - イ) カリキュラムの特徴が学外からもわかるような工夫をする。
 - ロ) 教育改革のための各種施策を実施可能とするため、カリキュラムを再構築し、教育資源（人的資源・時間・スペース）の有効利用をはかる。
 - ハ) 外部認定制度等を参考に、教育の質が保証され、改善が継続的に実施されるためのシステムの構築をはかる。
 - ニ) 次の項目を検討のキーワードとする：
 - ・導入教育の見直し ・基礎学力の向上 ・勉学意欲の向上
 - ・カリキュラム全体の構成 ・学力の高い学生の確保
 - ・共同開講科目 ・資格試験・検定

【理工学部履修イメージフロー】

好奇心と探究心を満たす多種多彩な研究フィールド

数理・数学分野と情報科学分野を融合させた基礎科学における論理的思考方法を修得

数 理 情 報 学 科

次世代の IT やマルチメディアのシステム・ソフトウェアを創造する人材を育てる

情 報 メ デ ィ ア 学 科

電子情報通信工学をハード(電子)とソフト(情報)の両面から学ぶ

電 子 情 報 学 科

機械を構成する動力・伝道・作用のメカニズムを学ぶ

機 械 シ ス テ ム 工 学 科

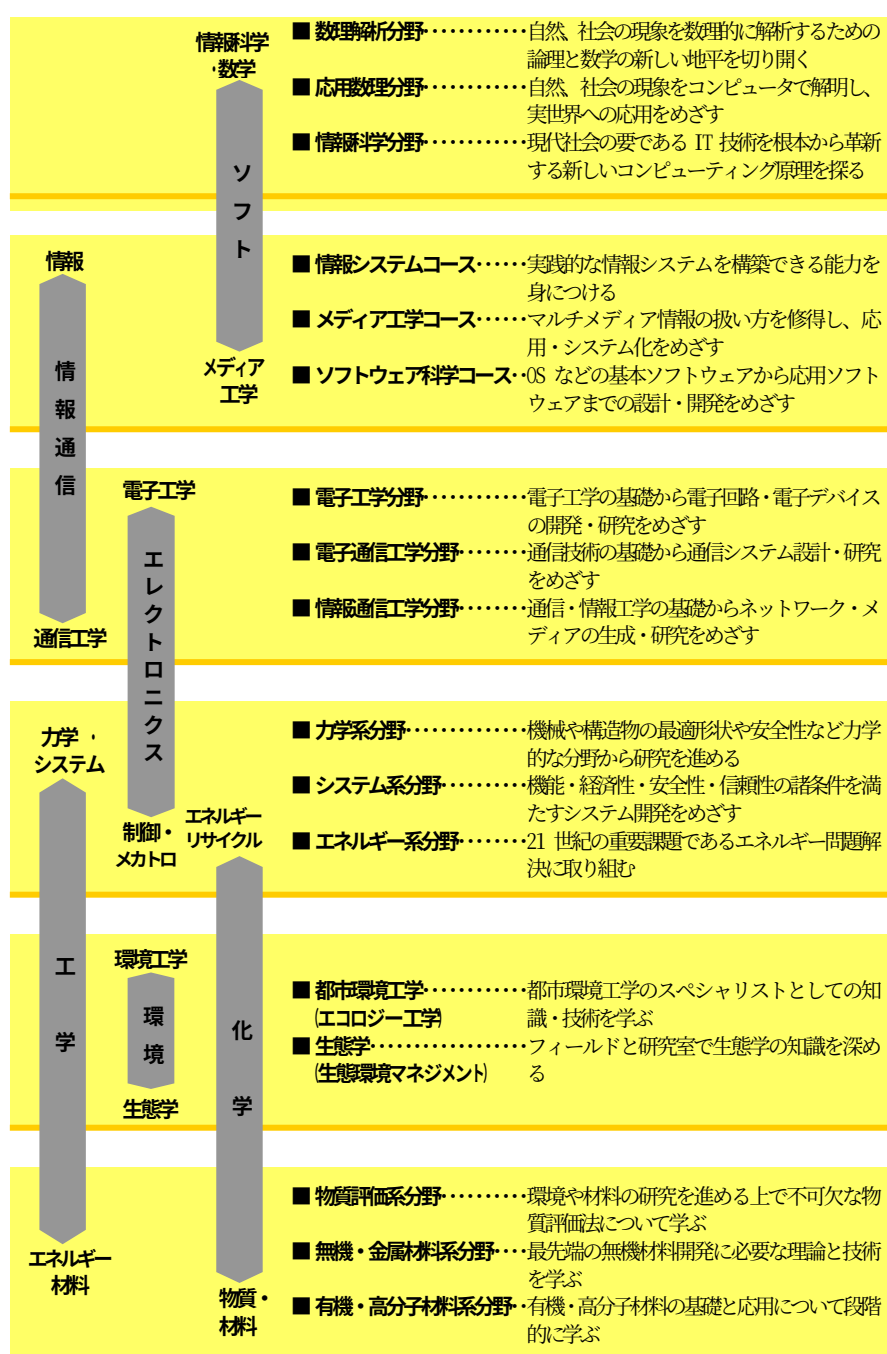
都市環境工学と生態学を融合させて環境問題解決のための知識と技術を学ぶ

環 境 ソ ル ュ ー シ ョ ン 工 学 科

物質循環の視点から環境にやさしい製品の研究・開発方法を学ぶ

物 質 化 学 科

研 究 領 域 専 門 分 野 ・ 専 門 コ ー ス



2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価

1) 基礎教育

理工学部教育課程における基礎教育は、次のような教育体系をとっている。

(1) 学部内共通科目

学部内共通科目は、英語（科学技術英語）、化学（化学概論Ⅰ・Ⅱ）、生物（生物学概論Ⅰ・Ⅱ）、地学（地学概論Ⅰ・Ⅱ）、実験・実習（理工学基礎実験A・B、計算機基礎実習Ⅰ・Ⅱ、生物学実験、学外実習等）、総合（科学思想史、環境科学、情報と職業等の17科目）等の分野の授業科目を開講し、学科を問わず、理工学部で学修するために必要な基礎知識や技術・視野等を身につけるために開講されている。

(2) 各学科の基礎教育

- ①数理情報学科：学科固有科目に「基礎数学」、「応用物理」、「情報システム」の分野を設け、専門科目を系統的に修得していくのに必要な基礎科目を必修科目に配置している。複数教員が担当する「基礎セミナー」を1年次前期に配置し、学生に学修の展望と動機付けを与える。
- ②電子情報学科：学科固有科目に「専門基礎科目」の分野を設け、「数学」、「物理」、「電子工学・電子通信工学・情報通信工学」の各科目群において専門科目を系統的に修得していくのに必要な基礎科目を必修科目として配置している。また最近の学生の学修姿勢を考慮した教育内容と教育方法を追求するため、下記のように基礎教育を強化している。
 - イ)「電子情報通信序論・演習」を設置し、電子情報通信の分野を学ぶために必要な数学能力を電子情報通信工学の入門的内容と有機的に結びつけながら、身につけさせる。この科目は高校で習ってはいるが不足している実践的な知識と能力の修得を大学1年次にさせることである。
 - ロ)「電子通信基礎演習」を設置し、「電子回路」と「電気回路」については演習を通して身につけさせる。
 - ハ)「理工学基礎実験A（物理実験）」を1年次後期（「物理学序論」の直後）に設け、受験勉強では机上の空論になりがちな「物理」を、実験を通して実感させ、物理的現象と法則に興味を喚起し、大学におけるハードウェア系科目の把握を促進する。
- ③機械システム工学科：学科固有科目に「数学」、「物理学」、「力学」、「熱・流体」、「機械設計」の分野を設け、専門科目を系統的に修得していくのに必要な基礎科目を1、2年次の必修科目としている。学科の扱う広範囲な分野間の関連を示すためカリキュラムフローチャートを履修要項に載せ、学生が展望を持てるようにしている。
- ④物質化学科：学科固有科目に「学科基本科目」を設け、「数学」、「物理学」、「物理化学」、「無機化学」、「有機化学」の各科目群において専門科目を系統的に修得していくのに必要な基礎科目を必修科目に配置している。また、1年次前期に配置した「物質化学総論」を学科の全教員が担当し、大学4年間で何を学び、卒業時に何ができるようになるかを各教員の専門分野の最先端の成果を交えながら概説し、学生へ展望と動機付けを与える。
- ⑤情報メディア学科：学科固有科目に「基礎科目」を設け、「理工学基礎」、「情報基礎」、「ソフトウェア基礎」、「メディア基礎」の各科目群において専門科目を系統的に修得していくのに必要な基礎科目を必修科目に分類している。特に、1年次前期に配置した「情報メディア基礎セミナー」を学科の全教員が担当し、各教員の研究の紹介などを行い、学生が大学4年間でなにを学ぶべきかを整理するきっかけを与えて学修の動機付けをはかる。
- ⑥環境ソリューション工学科：学科固有科目に「学科基本科目」の分野を設け、「基礎」、「数学」、「物理学」、「実験・演習」、「プレゼンテーション」の各科目群において後の専門科目を系統的に修得していくのに必要な基礎科目を必修科目としている。特に、1年次前期に配置した「環境ソリューション工学概論」では複数教員が専門分野の研究の紹

介などを行い、学生に興味の焦点や方向を見定めるきっかけを与える。

(3) 導入教育としてのキャリア啓発科目

- ①近年、フリーターや若年無業者の増加、早期離職といった社会問題が顕著化している。この大きな原因として、最近の学生の意識の変化をあげることができる。多くの学生は就業意識・目的意識を持たず学生生活をおくり、自分の将来について深く考えないままに職業選択を迫られているのが現状である。
- ②このような状況の改善には、まず、学生の意識改革が必要である。将来の進路を描き、それに向けての基礎固めを学生自らが主体的に行うようにならなければならない。そのためには、大学入学後の早い段階からキャリア意識を持ち、目標を設定するよう指導する必要がある。
- ③このようなキャリア啓発科目が果たす役割は大学が卒業するまでに用意するさまざまな科目に真剣に取り組む動機を与える点においても大きい。本科目は最終的な成果を学生の就職のみにおくのではなく、そこにいたるまでの過程、つまり学生自身が早くから将来に対する方向性を見つけ、自己を形成することができるよう動機付けるという視点に立つことが重要である。
- ④以上のことから、キャリア啓発支援の試みの一つとして、理工学部では 2005 年度よりキャリア啓発科目として「キャリアデザイン」を学部内共通科目（選択科目）として新設した。

以上 (1) ～ (3) のとおり、理工学部の基礎教育は、各学科の専門学修に必要な授業科目が、1、2 年次において開講されており、理工学部の教育課程の中に適切に位置づけられているといえる。

2) 基礎教育の運営体制

- ①基礎教育的な科目は、理工学部の各学科・専攻を代表する委員で構成されている理工学部教務委員会の下に「計算機」、「数学」、「物理」、「化学」、「生物学」、「地学」、「英語」、「体育」の「共通科目運営委員会」を設け、担当者や教育内容を連絡・調整している。
- ②これらの運営委員会が母体となり次年度予算計画を立て、理工学部予算委員会において教育内容を含めて適切な運営がなされているかがチェックされている。

3) 倫理性を培う教育

- ①理工学部の教育課程においては、倫理性を培う教育は、共同開講科目（仏教の思想、倫理学入門、情報倫理等）の授業をとおして行われている。
- ②新入学生は入学当初に行われるインターネットマナー講習会を受講する必要がある、そこで情報倫理講習と情報倫理教育プレテストを受ける。このテストに不合格の学生に対しては学内ネットワークのアカウントを与えない。
- ③また、学科固有科目や特別研究を通じて具体的な事例に基づいた理工学研究者・技術者倫理の実践課程を学ぶ機会がある。

以上のとおり、理工学部における倫理性を培う教育は、理工学部の教育課程の中に適切に位置づけられている。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

「読書法 (Reading)」、「文書表現法 (Writing)」、「口頭表現法 (Presentation)」等の文書作成技術や口頭発表技術を取り扱う科目の新設が望まれる。

（２）その改善状況

理工学部は、「読書法（Reading）」等を科目としては新設していないが、実験、実習、演習の課題レポートの添削、「プレゼンテーション演習」や各種少人数セミナーおよび「特別研究」における卒業論文作成や卒業論文発表会の準備などの過程を通じて学生の実態を踏まえながら実質的にそのような内容を含む指導が行われている。

５）今後の課題と改善方策

- ①技術者倫理に関する教育については、現代社会の要請に応え、その趣旨をより徹底するため、固有科目においても独立した科目の設置を検討する必要がある。
- ②理工学部の基礎教育に関しては、授業科目が体系的に開設されているが、今後、入学してくる学生がますます多様化することを考えて、さらに導入教育の見直し、基礎学力の向上、勉学意欲の向上をはかっていく必要がある。

3. 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数の現状と評価

1) 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数

理工学部教育課程における卒業所要総単位数に占める共同開講科目（教養的科目群）、学部内共通科目（各学科に共通する理工学部としての基礎的科目群）、学科固有科目（各学科に固有の専門的授業科目群）の単位数の量的配分は次表のとおりである。

区分		数理情報学科		電子情報学科		機械システム 工学科		物質化学科		情報メディア 学科		環境ソリュー ション工学科	
		単位数		単位数		単位数		単位数		単位数		単位数	
共同開講科目	基礎科目	仏教の 思想	4 3.0%	仏教の 思想	4 3.0%	仏教の 思想	4 3.0%	仏教の 思想	4 3.0%	仏教の 思想	4 3.0%	仏教の 思想	4 3.0%
		スポ ^ー ツ 技術学	2 1.5%	スポ ^ー ツ 技術学	2 1.5%	スポ ^ー ツ 技術学	2 1.5%	スポ ^ー ツ 技術学	2 1.5%	スポ ^ー ツ 技術学	2 1.5%	スポ ^ー ツ 技術学	2 1.5%
		英語必 修科目	6 4.5%	英語必 修科目	6 4.5%	英語必 修科目	6 4.5%	英語必 修科目	6 4.5%	英語必 修科目	6 4.5%	英語必 修科目	6 4.5%
		選択	10 7.5%	選択	10 7.5%	選択	10 7.5%	選択	10 7.5%	選択	10 7.5%	選択	10 7.5%
		(小計)	(22) 16.4%	(小計)	(22) 16.4%	(小計)	(22) 16.4%	(小計)	(22) 16.4%	(小計)	(22) 16.4%	(小計)	(22) 16.4%
	総合科目	選択	6 4.5%	選択	6 4.5%	選択	6 4.5%	選択	6 4.5%	選択	6 4.5%	選択	6 4.5%
		(小計)	(6) 4.5%	(小計)	(6) 4.5%	(小計)	(6) 4.5%	(小計)	(6) 4.5%	(小計)	(6) 4.5%	(小計)	(6) 4.5%
	計		(28) 20.3%		(28) 20.3%		(28) 20.3%		(28) 20.3%		(28) 20.3%		(28) 20.3%
	学部内共通科目		必修	8 6.0%	必修	8 6.0%	必修	8 6.0%	必修	14 10.4%	必修	8 6.0%	必修
選択			4 3.0%	選択 必修	2 1.5%	選択	10 7.5%	選択	4 3.0%	選択	8 6.0%	選択	6 4.5%
				選択	4 3.0%								
(小計)			(12) 9.0%	(小計)	(14) 10.4%	(小計)	(18) 13.4%	(小計)	(18) 13.4%	(小計)	(16) 11.9%	(小計)	(18) 13.4%
学科固有科目		必修	32 23.9%	必修	46 34.3%	必修	46 34.3%	必修	56 41.8%	必修	48 35.8%	必修	44 32.8%
		グルー プ必修	18 13.4%	選択 必修	24 17.9%	選択	42 31.3%	選択 必修	4 3.0%	選択 必修	4 3.0%	選択 必修	4 3.0%
		選択	28 20.9%	選択	22 16.4%			選択	28 20.9%	選択	30 22.4%	選択	32 23.9%
		(小計)	(78) 58.2%	(小計)	(92) 68.7%			(小計)	(88) 65.7%	(小計)	(88) 65.7%	(小計)	(82) 61.2%
フリーゾーン		16 11.9%								選択	8 6.0%	選択	8 6.0%
卒業所要総単 位数		134		134		134		134		134		134	

これらの配分は次のような特徴を有している。

- ① 学生の能力を最大限に伸ばさせることを目的として、卒業所要総単位数を6学科共通して134単位と設定していること。
- ② 6学科共通の「授業科目群」区分を採用しつつも、学科の特性に応じた卒業所要単位配分を行うことにより、各学科の求める人材育成のための特色ある教育課程構築を成し得ていること。
- ③ 豊かな人間性を涵養し、幅広く深い教養を培うため、6学科共通して20.3%を共同開講科目に充てていること（数理情報学科、情報メディア学科、環境ソリューション工学科においては「フリーゾーン」の設定があるため学生の興味関心に応じて、教養的科目をこれ以上に履修し卒業要件単位に組み入れることが可能）。

一方、開設授業科目数を見ると、次表のとおりとなる。

単位：科目数

科目区分			数理情報学科	電子情報学科	機械システム 工学科	物質化学科	情報メディア 学科	環境ソリュー ション工学科
共同開講科目 (一般教養的科目)	基礎 科目	外国語 科目	42 (22.8%)	42 (23.1%)	42 (23.7%)	42 (22.6%)	42 (24.1%)	42 (23.1%)
		その他	27 (14.7%)	27 (14.8%)	27 (15.3%)	27 (14.5%)	27 (15.5%)	27 (14.8%)
	総合科目		32 (17.4%)	32 (17.6%)	32 (18.1%)	32 (17.2%)	32 (18.4%)	32 (17.6%)
	(小計)		101 (54.9%)	101 (55.5%)	101 (57.1%)	101 (54.3%)	101 (58.0%)	101 (55.5%)
	学部固有科目 (専門教育的科目)	学部内 共通科目		25 (13.6%)	28 (15.4%)	27 (15.3%)	26 (14.0%)	26 (14.9%)
学科 固有科目		58 (31.5%)	53 (29.1%)	49 (27.7%)	59 (31.7%)	47 (27.0%)	54 (29.7%)	
(小計)		83 (45.1%)	81 (44.5%)	76 (42.9%)	85 (45.7%)	73 (42.0%)	81 (44.5%)	
合計		184	182	177	186	174	182	

④外国語科目を含めた共同開講科目の卒業所要単位数に占める割合が、2割強であるのに対し、設置科目数では全体の6割弱を占めている。本学部が企図している共同開講科目による教育目標「広い視野、社会性、国際的センスを養い、人間的深みを持つ」に照応して、幅広い学問分野の多くの科目の中から自らの興味関心に沿った履修を可能にしている、といえる。

⑤設置科目数における外国語科目の割合が2割強を示しており、前出の目的の「国際的センスを養う」手立てを保証していると評価できる。

⑥学部固有科目は、卒業所要総単位数に占める割合としては7割弱～8割弱（学科によりフリーゾーンを参入しない場合に割合が下がる）であるが、設置科目数から見ると45%前後である。

これは、理工学部教育課程において必修科目、選択必修科目あるいはグループ必修科目を多く設置している結果であり、共同開講科目に比して選択の幅を限定し、理工学部の学部教育段階において基礎教育を重視していることを現わしている。このことは、専門的科目による教育目標である「理工学の専門知識と基本技術、その方法および考え方を身につける」にも沿っている。

以上のとおり、理工学部教育課程における開設授業科目、卒業所要単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目の量的配分は、適切性および妥当性を有しているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

理工学部では新2学科(情報メディア学科、環境ソリューション工学科)が2006年度に完成するため、2007年度に行う予定のカリキュラムの抜本的改革に向けて現在検討を行っている。2006年度からは新教育課程を受けた高校生が入学してくる。それ以後も入学生の多様化はますます進むと予想され、より手厚く学生への対応を行う必要が出てくると考えられる。

このような教育改革のための各種施策を実施可能とするため、カリキュラムを再構築し、教育資源（人的資源・時間・スペース）の有効利用をはかるために、卒業所要単位数やその中に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目の量的配分を再検討していく。

第3節 カリキュラムにおける高・大の接続

【カリキュラムにおける高・大の接続】

A 群・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

進学率の上昇、高等教育の大衆化等の影響により学修意欲や進学目的の多様化等の変化を背景として、学生の学修意欲の低下等が指摘され、「導入教育により学ぶ力をつける」課題は、大学教育の初期段階における重要課題の1つである。また、本学の教育を理解し、積極的な学びの姿勢を持った学生を入学時において確保することも本学の教育目的を達成するためにも必要な課題である。このような視点から、本学における高・大の接続教育は、主に次の2つの形態をとっている。

- ①入学した学生のカリキュラム上における導入教育としての授業科目の配置（主に1年次に配置）
- ②入試制度と関連した高等学校との教育連携協定による入学前教育、高大一貫教育

1. 授業科目による導入教育の実施状況と評価

入学適齢人口の減少が進行するなかでの高等教育のユニバーサル化は予想以上の速度で進行しており、それに伴い大学入学者の学力の低下減少が目立ってきた。2001年に行ったカリキュラム改革においては、その実態を次のように捉えた。

- ①基礎学力、とりわけ理工学部教育課程のスタート時点において既知のものと位置づけてきた「数学」、「物理学」における学力の低下
- ②学生の学ぶ意欲の低下、大学生活への不適応など

このため、①に対応するかたちで「高校卒業までに当然習得すべきであった内容を教え直すリメディアル教育」、②に対応して「大学教育への円滑な移行」、「高校までの教育との違いを自覚させる教育」という2種の方策を新たに教育課程に盛り込むこととした。

1) リメディアル教育

(1) リメディアル授業科目の設置

- ①多様な入試形態が存在するため、高校での数学や物理の授業内容の理解が不十分な学生が入学してくる。これに対応すべく予備校の講師を非常勤講師に招き、リメディアル教育を行う授業科目を開講している。
- ②新入生全員に対して最初の授業時間に判定試験を課し、高校までの数学や物理の授業内容の理解が不十分と判定した学生に対して、それぞれ「数学序論」、「物理学序論」（どちらも随意科目）の受講を指導している。個々の学生の学力に応じて、受講必須、受講が望ましい、受講しなくても良い等の指導を行っている。
- ③学部固有科目を学ぶにあたり、最低必要な知識を身につけてもらうために、次のような授業科目を開講している。
 - イ)「数学序論（2単位／随意）」：高校数学から大学数学への橋渡し。高校で学ぶ数学全般から話題を選び、新入生にとって必要不可欠な項目を修得することを目標とする。
 - ロ)「物理学序論（2単位／随意）」：高校物理未履修者の学生が、物理の基本を学修する講座。中学理科・高校物理の知識のうち、最低必要限を理解する。
 - ハ)「生物学序論（2単位／随意）」：高校生物未履修者の学生が対象。高校で学ぶ生物学全般から話題を選び、大学の生物系科目履修に必要な基礎を学ぶ（2005年度より開講）。
 - ニ)「化学序論（2単位／随意）」：化学の基本的概念を再確認・理解し、基本的な化学計算能力を身につける（2005年度より開講）。

なお、「化学」に関しては学部内共通科目の「化学概論Ⅰ」において、高校の教育課程内容をも内包した教育を実施してきたため、理工学部全体としてはリメディアル科目としては設置してこなかった。しかし、環境ソリューション工学科に限り、2005年度よりリメディアル教育科目として開講している（「生物学序論」も同時に開講）。

（２）授業科目の登録・合否状況

①2004年度の状況は次のとおりである。なお、担当教員の熱意あるきめ細かい指導によって効果をあげているが、随意科目であることから、少数ではあるが出席をしない学生もいる。

授業科目	受講者数	合格者数	合格率	備 考
数学序論	195	128	65.6%	受講不要および受験辞退の者は除外している。
物理学序論	216	150	69.4%	
合 計	411	278	67.6%	

②次の表は、物質化学科における過去3年間のリメディアル授業科目の合格状況等をまとめたものである。これにより、リメディアル教育の状況およびその効果を評価すると次のとおりである。

科目別合格状況等		2002年度	2003年度	2004年度	合 計
①判定試験対象1年次生数（物質化学科）		119	80	102	301
数学序論	②判定により受講を義務づけられた学生数（率＜②／①×100＞）	0 (0%)	36 (45%)	102 (100%)	138 (46%)
	③判定により受講を進められた（強制ではない）学生数（率＜③／①×100＞）	46 (39%)	20 (25%)	0 (0%)	66 (22%)
	④合 計（率＜④／①×100＞）	46 (39%)	56 (70%)	102 (100%)	204 (68%)
	⑤受講者数（率＜⑤／①×100＞）	89 (75%)	60 (75%)	99 (97%)	248 (82%)
	⑥合格者数（合格率＜⑥／⑤×100＞）	35 (39%)	32 (53%)	50 (51%)	125 (50%)
物理学序論	⑦判定により受講を義務づけられた学生数（率＜⑦／①×100＞）	0 (0%)	39 (49%)	58 (57%)	97 (32%)
	⑧判定により受講を進められた（強制ではない）学生数（率＜⑧／①×100＞）	93 (78%)	30 (38%)	42 (41%)	165 (55%)
	⑨合 計（率＜⑨／①×100＞）	93 (78%)	69 (86%)	100 (98%)	262 (87%)
	⑩受講者数（率＜⑩／①×100＞）	94 (79%)	62 (78%)	97 (95%)	253 (84%)
	⑪合格者数（合格率＜⑪／⑩×100＞）	30 (32%)	17 (27%)	31 (32%)	78 (31%)

イ）過去3年間のデータから、判定試験により高校卒業レベルの知識を得ていないと判定された入学者数（割合）：入学者合計 301名のうち、数学序論の受講を指導された者は204名（67.7%）、物理学序論の受講を指導された者は262名（87.0%）である。

- ロ) さらにリメディアル教育の重要性に鑑み、年々受講指導の人数は増加している。また、それら学生のうちそれぞれ 50% (数学序論)、31% (物理学序論) が科目に合格している。
- ハ) ただし、受講者のうち、③および⑧に該当する学生 (受講を進められた学生) は、講義だけを受講し学期末試験を受講しない場合が多い。よって、実質は②および⑦に該当する学生 (受講を義務づけられた学生) が受験していると考えられる。そのように考えた場合、受講を指示された学生に対する合格率 ($(⑥/②) \times 100$ および $(⑩/⑦) \times 100$) は、それぞれ合格率 91% (数学序論)、80% (物理学序論) と、高い合格率を保っている。これらのことから、本学部のリメディアル教育は有効に機能しているといえる。

(3) 今後の課題と改善方策

- ①理工学部は、早くからリメディアル教育に積極的取り組み、その後も充実策について議論を重ねてきた。その中で、それら科目を必修化すべきといった意見もある。また、2006 年度より、ゆとり教育を取り入れた新学習指導要領による課程で学んだ高校生が入学してくるため、リメディアル教育の重要性がさらに高まると予想される。受講生が増加した場合、現在のような 1 人ひとりの学生に対応したきめ細かな指導が継続できるか危惧される。状況を見てリメディアル教育の体制強化をはかる必要がある。
- ②そのようなことを踏まえ、リメディアル教育科目について、単位の取り扱い (必修・選択・随意) や科目の拡大などについてさらに検討を行いたい。

2) 導入教育のための少人数教育科目等の設置

- ①共同開講科目 (総合科目) として設置されている授業科目「大学生入門」(1 年次/2 単位) は、現在の大学生に必要とされる基礎的知識や技能の修得をめざす講義科目である。
- ②これとは別に理工学部各学科における導入教育の必要性から、大学教育への円滑な移行をはかることを目的として、2001 年度カリキュラムから 1 年次配当の少人数対話型科目を設置している。

【2004 年度開講および履修状況】

学科	科目名	単位数	履修区分	配当年次	開講期	1 クラス 平均受 講者数
数理情報学科	基礎セミナー	2	選択	1	前期	12
電子情報学科	電子情報通信基礎セミナー	2	必修	1	前期	10
物質化学科	入門セミナー	2	選択	1	前期	15
情報メディア学科	情報メディア基礎セミナー	2	必修	1	前期	9
環境ソリューション工学科	プレゼンテーション演習 I	2	必修	1	後期	8

以上の 1)、2) のとおり、基礎的な学力が不足している学生への支援 (リメディアル教育) も含め、理工学部の教育課程に導入教育に係わる授業科目を設置して、高校教育から大学教育へ円滑に移行するための措置をとっており、理工学部の専門教育課程への学修に入るための学力養成に役立っている。

2. 高等学校との連携による入学前教育の現状と評価

本学は、本願寺派立関係の高等学校のうち、特に北陸高等学校、崇徳高等学校、平安高等学校との間で教育連携協定を締結している。

1) 教育連携校

(1) 教育連携校推薦入試合格者に対する入学前教育の実施

教育連携に基づく平安高等学校、北陸高等学校、崇徳高等学校の3校からの入学者は、入学前年度の11月に決定する。このため教育連携事業の一環として、入学決定者を対象に、高校教諭の指導の下で小論文（レポート）を作成する等の学習課題を設定し、入学前の教育を行っている。

①2004年度の入学者に対しては、次のような学習を課した。

【学習課題：平安高等学校】

学科	課題内容
数 理 情 報 学 科	工業基礎数学 PART I、実践教育研究会編、工業調査会、ISBN4-7693-7016-4 の1編（微分・積分）、第1章から3章まで（極限と連続性、微分法、積分法）を勉強し、特に印象に残った部分についてレポート（A4で4～5枚程度）を提出すること。本の中の問題を解いたものでもよい。指導される先生には、適当な時期に進行具合等のチェックをお願いします。
電 子 情 報 学 科	以下の参考書を自習し、例題と演習問題に解答し、高校の指導教員がチェックのうえ、その解答を提出すること。 ・化学同人社「基礎固め数学」大竹真一 ・化学同人社「基礎固め物理」澤田 肇
機 械 シ ス テ ム 工 学 科	以下の教科の分野に関して、使用している教科書の内容をまとめること。ポイントを要領よく、分野ごとにA4レポート用紙1枚から2枚程度にまとめたものを提出すること。 また、章末問題を全て解いて、高校側の指導教員が解答チェックの上、その答案用紙を提出して下さい。 数学Ⅱ：色々な関数、数学Ⅲ：関数と極限、微分法、積分法、数学C：行列 物理ⅠB：波動、物理Ⅲ：運動とエネルギー、電気と磁気、原子と原子核
物 質 化 学 学 科	別紙のプリントの問題を解答して、別記送付先まで提出すること。
情 報 メ デ ィ ア 学 科	「チャート式 受験演習 数学Ⅰ・Ⅱ・A・B 85日完成 Ver1.0」ISBN 4-410-10611-2 に含まれている基本例題、例題、主題を解答すること。 この本では数学Ⅰ・A・Ⅱ・Bの内容がおおよそ3カ月で復習できるようですので1月末日、2月末日、3月下旬に解答したノートを別記送付先に郵送すること。 なお、解答作成では高校の担当教員による添削・指導をお願いします。 また、高校数学の復習のための参考書として、以下の本を推薦します。 「高校の数学を復習する本」（柳谷晃、中経出版）ISBN 4-8061-1692-0 「白チャート」（数研出版） 「黄チャート」（数研出版） 「高校の数学を復習する本」はよい本ですが、基本的な内容をあつかっている ので、担当教員の判断によって、とばしていただいても結構です。 「白チャート」「黄チャート」は、提出する課題の解答の参考にさせていただければ結構です。
環境ソリューション工学科	書籍（「好きになる生物学」、吉田邦久、講談社サイエンティフィク、2001、2000円）を読み、各章（12章）の内容を400～800字にまとめること。また、この本の巻末にあげられている参考図書（P.244～246）のうちの1冊を読み、その内容を1000字程度にまとめること。感想を書く必要はない。

【学習課題：北陸高等学校、崇徳高等学校】

学科	課題内容
数 理 情 報 学 科	工業基礎数学 PART I、実践教育研究会編、工業調査会、ISBN4-7693-7016-4 の1編（微分・積分）、第1章から3章まで（極限と連続性、微分法、積分法）を勉強し、特に印象に残った部分についてレポート（A4で4～5枚程度）を提出する。本の中の問題を解いたものでもよい。指導される先生には、適当な時期に進行の具合等をチェックして頂きたい。
機 械 シ ス テ ム 工 学 科	以下の教科の分野に関して、使用している教科書の内容をまとめてください。ポイントを要領よく、各分野ごとA4レポート用紙1枚から2枚程度にまとめたものを提出して下さい。また、章末問題を全て解いて、高校側の指導教員が解答チェックの上、その答案用紙を提出して下さい。 数学Ⅱ：色々な関数、数学Ⅲ：関数と極限、微分法、積分法、数学C：行列 物理ⅠB：波動、物理Ⅲ：運動とエネルギー、電気と磁気、原子と原子核
情 報 メ デ ィ ア 学 科	以下の参考書の指定した問題を指定した期間までに解き、高校側の指導教員がチェックの上、答案を担当者まで郵送すること（問題および期間は別途指示する）。 「白チャート（基礎と演習）」（数研出版） 「黄チャート（解法と演習）」（数研出版） 「忘れてしまった高校の数学を復習する本」（中経出版）
環境ソリューション工学科	書籍（「好きになる生物学」、吉田邦久、講談社サイエンティフィク、2001、2,000円）を読み、各章（12章）の内容を400～800字にまとめなさい。またこの本の巻末にあげられている参考図書（P.244～246）のうちの1冊を読み、その内容を1,000字程度にまとめなさい。感想を書く必要はない。

②課題学習に対する評価：「答えに至るプロセスもきちんと書かれている。」「まじめかつ十分な分量を取り組んでおり、与えられた課題をクリアしている。」「高校側の指導がしつ

かりと行き届いており、満足できる成果がある。」等々学習課題に対しては前向きの評価ができる。

(2) 平安高等学校との教育連携の強化

- ①平安高等学校とは、高等学校と大学間の一貫教育のあり方を模索すべく、一層の教育連携強化をはかることとなった。「建学の精神を一にする教育機関として、一貫した理念に基づき人材育成をはかる」、「大学が求める基礎・素養となる科目を幅広く、かつバランス良く学ぶ環境を整える」、「ゆとり学修を通じ多様な学修経験を生徒に提供する」など、大学と高等学校が密接に関わることにより、両校の理念に見合った人材の養成に取り組もうとするものである。そのため、この趣旨に沿う教育を展開すべく、大学と高等学校が協力してカリキュラムを検討している。
- ②このような取り組みをもとにして、平安高等学校では2003年4月、新たに「プログレスコース」が開設され、2006年3月に第一期生が卒業することになっている。卒業生の希望者に対しては、適正に定められた一定の入試形態ならびに推薦基準により、本学への入学が許可されることになった。
- ③本制度による連携教育は開始されたばかりであり、本学への入学が開始されるのは2006年度からである。したがって学年進行にともない、適宜、本制度の評価を行っていくことになる。

(3) 今後の課題と改善方策

- ①高校側の指導もあり、課題学習に対しては概ね適切に取り組まれている。しかし、当該生徒の入学後の学修成績が優れているとは言えない場合があり、このことは現在の入学前教育だけでは不十分な側面があることを指し示している。今後、学習課題の評価法や結果を高校へフィードバックして相互に議論・情報交換などを行うことによりさらなる入学前教育の展開を模索すると同時に連携関係をさらに強化していく必要がある。
- ②教育連携校以外の指定校推薦入試などにより早期に入学が決定した者に対して、その学修意欲を維持させる方策等について、現在大学として検討しており、理工学部としても積極的に取り組んでいきたい。

2) 高校生対象の模擬授業

近年、高校からの模擬授業の依頼が増加しているが、受け入れ態勢が組織化されておらず、必ずしも高校側の期待に十分に応えられない場合があった。2005年度からは、受け入れ窓口の一本化、講師団の組織化、授業可能なテーマの例示などにより、受け入れ態勢を整えた。

大学教員が高校生に対し、専門分野の授業をわかりやすく行うことにより、理数系科目に興味を持たせることを目的としている。

【講義可能テーマ＜抜粋＞】

分 野	テ ー マ
数 学	動物の模様と数学／フラクタルって何？ 高校で教えてくれないちょっと進んだ数学 世界の複雑さを数学とコンピュータで解き放とう
物理・化学	音楽の科学・楽器の科学 X線を用いて考古遺物や環境試料を測る 電子のすがた／光で情報を記録する
生物学	琵琶湖特有の生物群集（固有種&外来種、湖辺環境） 身近な水辺の生き物（人の水・土地利用の変遷、水辺遊び） 世界の古代湖の生き物たち
計算機・情報工学	人工知能と心理学 画像で遊ぼう ～画像と数学のアヤシイ関係～ コンピュータ民族学／情報社会とメディア

電子・通信工学	携帯電話のしくみ／次世代テレビの原理と研究 光ファイバ通信 ～光で声が伝わるしくみ～ CD や DVD のしくみ ～電子・機械・材料・情報技術の結集～
機械・制御工学	ロボットはどこまで賢くなるか オペアンプとロボット／メカ発見！ 流体力学への誘い ～飛行機はなぜ飛ぶのだろうなど～
環 境	森林破壊／森と人の関係 里山の歴史と現状 水量・水質の浪費社会とは？

3) 今後の課題と改善方策

この取り組みには、理工系の学問に対する興味を引き出し、高校生の理工系離れの傾向に抗する社会的意義がある。同時に、授業を受けた高校生にとって本学の入学志望の契機ともなる可能性も期待できる。組織的な取り組みは今年度から開始したばかりであるため直ちに評価できる状況にないが、実施結果の評価に基づいて改善をはかりながら継続していく予定である。

第4節 インターンシップ

【インターンシップ、ボランティア】

C群・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

1. 学外実習（インターンシップ）とシステム実施の現状と評価

- ①理工学部は開設当初の学生が3年次となる1991年度より「学外実習」としてインターンシップを正規の教育課程の上で必修科目として位置づけ継続してきた。長引く不況を背景とした受け入れ機関確保の困難性と新2学科増設に伴う対象学生の増という要因から、2000年度から一部の学科において「必修科目」としての履修区分を解くことを余儀なくされたが、夏期休暇期間中に3年次の全学生を、正規教育課程のなかで、約3週間企業や研究機関、自治体へと送り出し就業体験させるという試みは、全国的に見ても先駆的かつユニークなものであった。
- ②原則として実習期間内に、受け入れ機関の実習指導担当者の指導のもとに学外実習報告書を作成させ、担当者のコメントを付記してもらっている。この報告書を各学科の教員が評価することにより、授業科目「学外実習」（2単位）の単位認定を行う。この報告書はまた、実習内容と実習現場の状況の把握にも活用されている。

【受け入れ機関数、派遣学生数】

年度		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
受け入れ機関数		240	244	225	229	177
派遣学生数	数理情報学科	117	127	120	103	106
	電子情報学科	113	96	84	99	83
	機械システム工学科	108	95	87	111	90
	物質化学科	93	72	93	110	94
	情報メディア学科	—	—	—	配当年次未到達	
	環境ソリューション工学科	—	—	—	配当年次未到達	
	合 計	431	390	384	423	373

注) 2001年度からは「大学コンソーシアム京都」のインターンシップ・プログラムによる受け入れを含む。

- ③研究・開発・生産現場等の仕事への就業体験を通じて大学における学修の意義を知り、以後の学修生活に対する意識・意欲の向上をはかるとともにヒューマンスキルとテクニカルスキルの相互連関によりその向上に資することが、この科目の目的である。

2. アンケートによる評価

学外実習を行った後、その効果や問題点を把握するため、受入機関および学生を対象にアンケート調査を実施している。

①受入機関向けの評価

【回収率 60.7% 127 機関／全 209 受入機関＜2003 年度調査＞】

設問 区分	①よかった ②十分	ふつう	①悪かった ②不十分	その他
①実習生のマナー	85 (61.6%)	50 (36.2%)	3 (2.2%)	0 (0.0%)
②実習生のスキル	32 (23.5%)	84 (64.8%)	14 (10.3%)	6 (4.4%)

②学生の評価（アンケート）：次の各評価は、423 名の対象者中、420 名が提出したアンケートの結果である（回収率 99.3%）。

イ）実習内容の程度について

設問 \ 学科	数理情報学科		電子情報学科		機械システム 工学科		物質化学科		全 体	
高度すぎた	4	4.0%	4	4.0%	5	4.5%	4	3.6%	17	4.1%
高度だがついていけた	9	9.1%	24	24.2%	18	16.2%	22	20.0%	73	17.4%
ちょうどよかった	67	67.7%	46	46.5%	64	57.7%	66	60.0%	243	58.0%
やさしかった	15	15.2%	21	21.2%	16	14.4%	11	10.0%	63	15.0%
やさしすぎた	2	2.0%	1	1.0%	5	4.5%	3	2.7%	11	2.6%
その他	2	2.0%	3	3.0%	3	2.7%	4	3.6%	12	2.9%

ロ）実習全体を通して

設問 \ 学科	数理情報学科		電子情報学科		機械システム 工学科		物質化学科		全 体	
大変よかった	42	42.4%	35	35.4%	41	36.9%	36	32.7%	154	36.8%
よかった	37	37.4%	47	47.5%	50	45.0%	48	43.6%	182	43.4%
ふつう	15	15.2%	16	16.2%	13	11.7%	16	14.5%	60	14.3%
あまりよくなかった	4	4.0%	1	1.0%	1	0.9%	7	6.4%	13	3.1%
よくなかった	1	1.0%	0	0.0%	6	5.4%	3	2.7%	10	2.4%

ハ）実習で得られたこと

設問 \ 学科	数理情報学科		電子情報学科		機械システム 工学科		物質化学科		全 体	
ある	94	94.9%	96	98.0%	103	93.6%	102	92.7%	395	94.7%
ない	5	5.1%	2	2.0%	7	6.4%	8	7.3%	22	5.3%

③受入機関の回答において実習生のマナーについて「良かった」、「ふつう」を併せると 97.8%を示す。これは 2003 年度から導入した事前学修「ビジネスマナー講座」の成果であると見ることができる。また、実習生のスキルについても「十分持っていた」、「ふつう」を併せると 85.3%を示す。

④学生の回答において、実習内容の程度について「高度だがついていけた」、「ちょうどよかった」という肯定的見解を示した者が全体の約 3 分の 2 になる。また、実習に対する満足度について、「大変よかった」、「よかった」との肯定的見解が 8 割強ある。さらに実習で得られたことがあるか、との問いに対し 9 割を超える者が「ある」と答え、この実習に意義を感じている学生の割合はかなり高い。

⑤このように受入機関・学生双方のアンケート調査結果においてそれぞれの立場からの高い評価を得ていることから、科目「学外実習」は正規教育課程におけるインターンシップ制度としての意義は高く、その実施システムも含めて適切性を有するといえる。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1）前回相互評価申請当時の課題

各学部教育目標の観点から、在学中に一定期間、社会人経験を積む「インターンシップ制度」を導入することも意義があり、検討すべき事項である。教室外の学修を評価し、多様な単位認定方法を模索することも今後の課題である。

2) その改善状況

理工学部は、以前から授業科目「学外実習」として行っている。

4. 今後の課題と改善方策

- ①事前教育の充実、事後教育の導入：2004年度より、対象学生全員に事前の「ビジネスマナー講座」の受講を義務付けている。学外実習実施後のアンケート調査の経年比較により一定の成果が認められるが、受講者より複数年次にわたる開講を求める声も聞かれる。事前教育として6学科が共通して行うのはこの「ビジネスマナー講座」のみであるが、事前教育として大学が学生に施すべき教育の内容の精査と拡充の方向性について、再検討する必要がある。

また、事後教育は3年次後期以降開講のセミナー等少人数教育の中でフォローアップすることを前提に、前回改革時においても導入が見送られている。引き続き、検討を要する。

- ②受入機関による実習内容の質の担保へ向けた方策：それぞれの受入機関によって実習内容やその密度が異なることは、ある程度は想定されることである。過去の実習内容の事例をまとめたものを受入機関へ配布した時期があったが、現在は行われていない。これは、「その事例に沿わない実習内容は大学側が望んでいない」との印象を受入予定機関に与え、その結果として、受入を辞退するという事態を招いた経験に基づくものである。しかしながら、依然として、それぞれの実習内容やその密度の相違が、学生に不満を抱かせるケースを生んでいる。過去の実習内容の分析等を通して得た情報を元に、受入機関に求める実習のあり方をマニュアル化することにより、受入機関の実習の質を担保するような方策も検討していきたい。
- ③受入機関の組織化：実習に必要な受入機関の数を恒常的に確保するためには、何らかのかたちで受入機関を組織化することが望ましい。その際には、「受入機関のメリット」といった視点からの制度の検討も欠かせない。キャリア開発部やREC等の学内組織が持つ受入機関のメリットとなる情報の活用を視野に入れた検討が望まれる。

第5節 履修科目の区分

【履修科目の区分】

B群・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

1. 履修科目区分（必修・選択）の量的配分の現状と評価

履修科目区分（必修・選択）の量的配分は、前述した卒業所要単位数の授業科目群（共同開講科目、学部内共通科目、学科固有科目）と配分単位数と密接に関係しているが、理工学部各学科におけるカリキュラム編成上の必修（選択必修を含む）・選択の量的配分は、次のとおりである。

<数理情報学科>

数理情報	必修・選択の履修科目群							合計単位
	固有科目		フリーゾーン	教養的授業科目（共同開講科目）				134
				必修			選択	
	必修	選択	16	スポーツ技術学	英語	仏教の思想		
	58	32		2	6	4	16	
	43.3%	23.9%	11.9%	9.0%			11.9%	

<電子情報学科>

電 子 情 報	必修・選択の履修科目群							合計単位
	固有科目		フリー ゾーン	教養的授業科目（共同開講科目）				134
				必修			選択	
	必修	選択	なし	スポーツ技術学	英語	仏教の思想		
	80	26		2	6	4	16	
	59.7%	19.4%		9.0%			11.9%	

<機械システム工学科>

機械システム工	必修・選択の履修科目群							合計単位
	固有科目		フリーゾーン	教養的授業科目（共同開講科目）				134
				必修			選択	
	必修	選択	なし	スポーツ技術学	英語	仏教の思想		
	54	52		2	6	4	16	
	40.3%	38.8%		9.0%			11.9%	

<物質化学科>

物質化学	必修・選択の履修科目群						合計単位
	固有科目		フリーゾーン	教養的授業科目（共同開講科目）			134
				必修			
	必修	選択	なし	スポーツ技術学	英語	仏教の思想	
	74	32		2	6	4	
	55.2%	23.9%		9.0%			
						11.9%	

＜情報メディア学科＞

情報メディア	必修・選択の履修科目群						合計単位
	固有科目		フリーゾーン	教養的授業科目（共同開講科目）			134
				必修			
	必修	選択	8	スポーツ技術学	英語	仏教の思想	
	60	38		2	6	4	
	44.8%	28.3%		6.0%	9.0%		
						11.9%	

＜環境ソリューション工学科＞

環境 ソリ ュー シ ョ ン 工	必修・選択の履修科目群							合計単位
	固有科目		フリー ゾーン	教養的授業科目（共同開講科目）				134
				必修			選択	
	必修	選択	8	スポーツ技術学	英語	仏教の思想		
	60	38		2	6	4	16	
	44.8%	23.3%	6.0%	9.0%			11.9%	

- ①系統的履修を重視している理工学部では、各学科の基礎的な科目を必ず履修しておかなければ、より専門性の高い学修を進めることが困難になるため、選択科目より必修科目の割合が多いのは当然である。理工学部の固有科目の必修科目（選択必修を含む）の割合は、数理情報、機械システム、情報メディア、環境ソリューションの各学科は概ね 40～45%であるが、電子情報学科（59.7%）と物質化学科（55.2%）と高い。
- ②フリーゾーンの設定（数理情報学科、情報メディア学科、環境ソリューション工学科）は、学生の興味関心に基づいて主体的に学修を促進するための制度的措置である。

理工学部のカリキュラム編成における必修・選択の量的配分は、以上の教育的見地から設定されており、適切といえる。

2. 今後の課題と改善方策

今後ますます進むと予想される入学生の資質の多様化に効果的に対応するためには、カリキュラムを再構築することにより教育資源（人的資源・時間・スペース）の有効利用をはかる必要がある。その過程で卒業所要単位数やその中に占める必修・選択の量的配分の適切性について今後も継続して検討していく必要がある。

第6節 授業形態と単位計算

【授業形態と単位の関係】

A 群・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

1. 授業形態と単位計算の全学的基準の現状と評価

本学は、次の2つの基準を設けて、各学部が開講されている授業科目の特徴等を考慮して単位計算を行っている（学則第26条）。

- ①1単位につき45時間の学修を必要とする内容を持つものとして構成し、その計算基準は次のとおりである。ただし、教授会が教育上必要と認める場合は、上記の単位の計算方法を変更することができる。

単 位 数	学 修 時 間 (h)					
	講義・演習			実技・実習		
	授業時間	自主学修時間	合計学修時間	授業時間	自主学修時間	合計学修時間
1				30	15	45
2	30	60	90	60	30	90
4	60	120	180			

- ②卒業論文、卒業研究、特別研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を認定することが適切と教授会が認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

この全学的基準は、各学部が、教育効果を高めるために、教室内の授業時間を確保し、授業方法等に創意・工夫をこらして教育に当たることを期待する意味も含まれており、適正な基準といえる。学生の自主性・自律性に重きを置く伝統から、学生の自主的学修時間を考慮した単位計算方式となっている。

2. 理工学部における授業形態と単位計算の現状と評価

- ①理工学部の授業科目は、それぞれの授業目的を実現するために講義科目、演習科目、実技科目、実験科目、実習科目、特別研究（講義＋実験・実習）の授業形態に区分されて開講されており、その単位計算は学則の基準に則っており妥当なものである。
- ②単位制度は、授業時間とともに学生の自主学修を促進し、その単位の実質化をはかることが重要である。

3. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

学生指導をきめ細かく行うためには、ティーチング・アシスタント等の教育補助員の充実も課題である。

2) その改善状況

前述したように ティーチング・アシスタント、ラーニング・アシスタント、チューター、教育補助員の導入と拡充を行った。

4．今後の課題と改善方策

ティーチング・アシスタント、チューター制度の拡充（運用形態の柔軟化、質・量の拡充）をめざす。

第7節 単位互換・単位認定等

【単位互換、単位認定等】

B 群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性…（表 4）

B 群・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性…（表 5）

B 群・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

1. 他大学等の学修による単位認定方法の全学的な現状と評価

本学においては、学生が他の大学等（外国の大学を含む）で修得した授業科目の単位と入学前に大学（短期大学を含む）で修得した単位を併せて 60 単位まで、本学で修得したものと見なすことができる（学則第 37 条および第 38 条）。この学則の規定により次の区分に基づいて、各学部において単位認定を行っている。

①単位互換協定に基づく単位認定

- イ）海外の大学との学生交換協定（「第 5 章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。
- ロ）大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ハ）放送大学（瀬田学舎および大学コンソーシアム京都内に設置されている放送大学との協定）
- ニ）滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度（滋賀県にある大学間の単位互換）

②単位互換協定以外で学部が独自に行っている単位認定

- イ）私費による海外の大学における学修の単位（私費留学＜自己応募＞による単位認定）
- ロ）大学以外の教育施設での学修の単位（主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラム）
- ハ）入学前の大学または短期大学で履修した授業科目の単位

2. 理工学部における単位互換協定（国内・国外）による単位認定方法の現状と評価

1) 単位互換協定締結の状況

理工学部独自で締結している協定はない。理工学部は大学が国内外の大学等教育機関と締結した協定に基づいて単位互換を行っている。

- ①海外の大学との学生交換留学協定
- ②大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ③滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度（滋賀県にある大学間の単位互換）

2) 単位認定の方法

- ①理工学部では、6 学科ともに、大学コンソーシアム京都の単位互換科目と滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度の単位互換科目を合わせて上限 8 単位までを、随意科目として認定している。
- ②2004 年度の状況は、「大学基礎データ表 4 単位互換協定に基づく単位認定の状況」を参照。
- ③理工学部は、定められた学部内の教育課程の履修を積み重ねていく学修が求められるという教育の特性により、卒業単位としての認定は行っていない。したがって、単位互換協定に基づく他大学の学修を希望する学生は多くはない。

3. 単位互換協定以外の単位認定方法の現状と評価

- ①単位互換協定以外（主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラム）で行った単位認定（2004 年度）は、「**大学基礎データ表 5 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況**」のとおりである。学部内共通科目である「学外実習」として認定した。
- ②国外の大学において取得した単位の認定（数理情報学科）：カリフォルニア州立大学ノースリッジ校の単位を数理情報演習として認定（2004 年度）
- ③2004 年度における入学前の既修得単位については、対象者がなかった。

4. 卒業所要総単位中の認定単位数の割合と評価

認定単位数の上限は学則の定めのとおり 60 単位であり、理工学部卒業要件単位数 134 単位のうち 44.8%となる。個人ごとの認定単位数の決定にあたっては、出身校等のシラバス等で内容を確認して精査しており、厳密な認定が行われている。

5. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①前述の積極的な意義を踏まえつつも、ただ学生の興味だけで履修させるのではなく、本学にない他大学の開講科目を学部教育の目標との関係でどのように位置づけるのかという視点からの検討を深める必要がある。
- ②授業科目を京都・大学センター（現「大学コンソーシアム京都」）に提供していない学部もあるが、大学間交流の積極的意義を認め、前向きな検討が求められる。
- ③その運営に際して、大学間における煩雑な事務手続きが生じているため、正確かつ迅速な処理が可能となるように、一定の簡略化および標準化が図られなければならない。
- ④放送大学との単位互換協定は 1997 年 7 月 3 日に締結されたばかりであり、1998 年度からの実施に向けて作業が進行中である。

2) その改善状況

- ①学部の教育課程との関連について検討等を行った結果、随意科目として認定している。
- ②数科目しか提供していない時期もあったが、2005 年度は大学 31 科目、短期大学部 3 科目を提供しており改善は進んだ。なお、理工学部では、「人間と環境」（理工学部提供 共同開講科目）2 コマを大学コンソーシアム京都単位互換科目および滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度の単位互換科目として提供している。2005 年度においては、他大学から 40 名強の学生を受け入れ大学間の交流がはかられている。
- ③大学コンソーシアム京都においては、統一的な対応措置がはかられ、事務処理の一定の合理化が進んだ。
- ④理工学部においては、放送大学との単位互換は行っていない。

6. 今後の課題と改善方策

- ①適当な資格に対して単位を認定することは学生の主体性を促進するために必要だと思われる。
- ②大学コンソーシアム京都などが提供する科目は随意科目として、卒業要件単位に含まれないが、卒業要件単位として認める方向での検討も必要である。

第8節 開設授業科目における専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B 群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表 3）

B 群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合と評価

理工学部（専門教育科目）の必修科目および選択必修科目のうち専任の教授・助教授・講師が担当する科目の割合は、「大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率」のとおりであり、各学科とも必修・選択必修においては、専任が担当する割合がすべて 80%を超えており、全体で見ても必修担当率：約 94%、選択必修担当率：約 97%と高い比率を占めている。この結果は、大学設置基準第 8 条を十分に満たすものと評価できる。

2. 兼任教員の教育課程への関与の状況と評価

- ①理工学部では、兼任教員が担当する科目のシラバス作成においても兼任教員のみで作成するのではなく、関係のある専任教員と調整を行いながら作成している。その際、兼任教員の教育課程に対する意見等を聞き入れ、それらの意見をできる限り反映するように努めている。
- ②また、成績評価や講義の進め方においても関係分野の教員および各学科の教務委員と相談しながら進めている。科目によっては懇談会等を開催し、活発な意見交換を行っている。

以上のようなことから、兼任教員の意見をできるだけ反映しながら教育課程の充実に努める体制があると判断でき、兼任教員の関与は十分あり、相互が協力し合って進めていると評価できる。

3. 今後の課題と改善方策

理工学部の固有科目については、学生対応等を考えると、常に大学にいる専任教員がより多く担当した方がよいと考えるが、様々な先端分野で活躍している兼任教員に担当してもらうことも学生のためには有益であると考ええる。

このような点を踏まえると、専任教員と兼任教員の連携は重要であり、この両者が交流できる場を継続的に提供していくことが、今後の課題であると思われる。今後は、各科目間で行われている懇談会等を学部が主体となって実施し、兼任教員の意見を聴取する何らかのシステムを検討していきたい。

第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

C群・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

1. 社会人学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

理工学部は社会人入試を実施しておらず、特に教育課程編成上等の配慮は行っていない。

2. 外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

外国人留学生はかなり少ない（2004年度は7名在学）。教育課程編成上等の配慮は、特に行っていない。クラス担任、ゼミ担当者の指導方針にしたがって個別に対応している。

3. 帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

入学してくる帰国生徒はほとんどいない（2005年度は在籍していない）。教育課程編成上等の配慮は特に行っておらず、入学してきた場合は、クラス担任、ゼミ担当者の指導方針に従って個別に対応する。

4. 今後の課題と改善方策

理工学部においては、正規留学生入学試験に際して、日本留学試験のうち「日本語」、「理科」（物理、化学、生物から2科目選択）、「数学」（コース2）、およびTOEFL®またはTOEIC®の受験を義務づけており、厳正な学力審査を行っているため、留学生に関して学力不足が大きな問題になったことはない。一方、この条件が志願者増を困難にしている可能性は否定できない。しかしながら系統的な履修が必要な理工学部においては、安易に入学条件を緩和することは現在検討していない。

今後は全学的な国際交流の推進政策のもとで、理工学部としての留学生受け入れ政策を改めて検討すると同時に、留学生数が増加した場合における適切な指導の方策を検討していきたい。

第10節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B群・教育上の効果を測定するための方法の適切性

B群・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B群・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

B群・卒業生の進路状況

1. 教育効果の測定方法の現状と評価

本学における教育効果測定は、主に次の2つの方法によって行われている。

- ①授業科目を担当する教員によって、授業経過中または終了直後に多様な形態で行われる試験による方法
- ②学生の授業評価による方法

1) 授業科目担当者による試験

基本的には、学期末試験、レポート、平常点（課題、発表、小テスト、質疑応答等）等による「成績評価」をもって、教育効果を測定する。各教員は、その成績評価を基に学生の到達度を確認している。それは、必要に応じて、授業改善に役立てられている。成績評価の方法については、シラバスや最初の講義において、学生に周知徹底して学修を促している。さらに講義（演習、実習を除く）については、定期的に学生による授業評価を行い、教員各人の授業改善の資料としている。

2) 学生による授業評価

- ①理工学部独自の学生による授業評価は行っていないが、「大学教育開発センター」が全学的に行っている授業評価の中で行っている。その具体的な取り組みについては、「第5章－10 教育改善への組織的取り組み」を参照。
- ②学生の授業評価（2004 年度前期）によれば、「この授業を受けてあなたのこの科目に対する興味・関心は深まっていますか」の設問では、学部全体では「深まっている 15.0%」、「どちらかと言えば深まっている 40.0%」の計 55.0%となり、半数以上が肯定的な回答をしている。この面から見ても多様な授業方法による教員の教育指導も、一定の効果があるがっていると推察できる。

3) 理工学部独自の教育効果の測定方法

理工学部においては、前述の教育効果の測定方法以外にも、次のようなことが行われている。

- ①年度末に在籍する全学生を対象として「必修科目単位数」および「卒業要件総修得単位数」を要件とした進級判定（「第11節 厳格な成績評価の仕組み」を参照）により、各学年に求められる学修量を指標とした測定が行われている。
- ②卒業時には、特別研究発表会（「第11節 厳格な成績評価の仕組み」を参照）およびその後の学科会議において、学士課程教育において培われるべき能力（学科毎の教育目標の達成状況）がその研究・発表・質疑応答等を通して測定される。
- ③主としてキャリア開発センターが主導して卒業式当日に実施される進路調査の結果は、「理工学会」（理工学部教員および学部生・院生で構成）発行の「理工ジャーナル」に掲載公表され、各教員にもフィードバックがはかられている。
- ④卒業後の教育効果測定については、「理工学部卒業生の就職先における評価に関する調査（1999 年度）」、「理工学部卒業生に対する調査（2001 年度）」を実施し、それぞれ報告書として取りまとめている。

以上の1)～3)のとおり、理工学部においては、個別の授業科目の成績評価、全学的に実

施されている学生の授業評価、進級判定、卒業生の就職先に対する調査、卒業生に対する調査等多様な方法によって教育効果の測定が行われている。それらはそれぞれの目的に沿っており適切である。

4) 今後の課題と改善方策

- ①授業科目の成績評価による教育効果の測定法は確立されているが、学生が学修の積み重ねにより全体としてどのような到達度にあるのかをはかる指標が必要である。様々な教育実践を通してその指標を検討したい。従来から実施している GPA 評価と併せて、細やかな評価点が反映できる平均点についても活用を始めたところである。
- ②2004 年度（前期）の学生による授業評価によると、授業科目の授業を通じた学びへの関心や興味をもつ学生の割合がやや低い。入学生の学力低下が目立ってきたことが要因となっているとも考えられるが、確定的な原因は、現在のところ不明である。引き続き改善に努めていく。
- ③学生による授業評価の結果を有効に活用する方策が十分でない。この点については、現在、「大学教育開発センター」において検討中である。

2. J A B E E の認定（物質化学科）

物質化学科の教育課程は、2003 年度日本技術者教育機構（JABEE）による認定を受けた。JABEE の認定基準を満たす教育課程の質を維持し、学生の学修目標達成度の向上をはかるために、次のような取り組みを行っている。

1) 授業科目毎の達成度評価

①講義科目の達成度評価

- イ) 物質化学科では JABEE の認定基準等に基づき、科目ごとの目標に対する達成度評価を行っている。各科目はそれぞれの担当教員が、期末試験、中間試験、小テスト、レポート、宿題などの結果から評価しており、評価方法はシラバスの各科目の「試験方法・成績評価方法」欄に明示されている。
- ロ) 各科目の成績評価方法、評価基準を複数の教員で確認するために、各学期の期末試験終了後「教育向上改善検討委員会」を開催している。そこでは、各教員が試験の答案・採点結果ならびに授業アンケートの結果を持ち寄って相互にチェックしあいながら評価方法・基準について教員相互での意見交換を行い、次の学期の授業の改善に役立てている。

②演習科目

3 年次の物質化学研究デザイン演習に関して複数教員による評価を実施しており、主・副の 2 名の教員が評価票に従って評価している。物質化学研究デザイン演習では、学修した内容を主担当以外の教員にも口頭で説明し、その後質疑を行っている。

③実習科目

4 年次の特別研究に関しては複数教員による評価を実施しており、主・副の 2 名の教員が評価票に従って評価している。特別研究では、卒業論文の提出を義務づけており、主担当教員と副担当教員によりチェックを行っている。加えて、卒業研究発表会（発表 7 分、質疑応答 3 分）を実施しており、講演要旨（A4 用紙 1 枚）も作成している。発表会での座長は主担当教員以外から選出し、さらに他の教員も研究内容について積極的に質問している。加えて、発表会終了後、全教員参加のもとでの総合評価も実施している。

2) 今後の課題と改善方策

- ①JABEE による認定を受けたのは今のところ物質化学科だけであるが、全学科が何らかの機関からの認定を受ける方向で検討をしている。
- ②教育向上改善検討委員会において、講義・演習のテスト結果、実験実習レポートおよび授業アンケートの開示がなされている。各教員はその結果に対して次年度へ向けての対

応を公表し、教育改善について教育向上改善検討委員会を中心に適宜話し合っているが、一層質の向上に努めたい。

3. 教育効果測定方法等に関する教員間の合意の状況と評価

1) 教員間の合意の状況

- ①教育効果の測定方法については、教授会や教務委員会等で審議されており、合意に基づいて実施されている。
- ②学生の授業評価についても教授会をはじめ全学的な教務会議等にはかりながら進めている。ただし、その実施に当たっては、教育における教員の主体性・積極性を考慮して、強制ではなく理解を求める方向で進めている。その評価結果は、教育効果の測定法の改善をはかるための資料として、個別の授業科目の担当者へフィードバックしている。

以上のとおり、教育効果の測定方法に関しては、特に問題はなく、全学的に教員間の合意は確立されており、適切に機能している。

2) 今後の課題と改善方策

- ①評価基準は全学的に検討のうえ設けられているものの、到達目標等についての明確なガイドラインは示されていない。今後は、カリキュラム全体を通じた教育効果の測定方法について検討を行っていくべきと考える。その点から、学部全体として JABEE 等による認定審査を受け、第三者からの指摘も含めて、より詳細に検討していくことが重要であると考えます。
- ②学生による授業評価については、実施については各教員のより積極的な取り組みとなっているが、評価結果については、今後は個人に対してだけでなく、組織に対するフィードバックと活用方法を模索する必要がある。
- ③客観的な測定方法として、求める人材に応じた資格試験等を利用するなど、その体制についても検討していきたい。

4. 教育効果測定システム全体を検証する仕組みの現状と評価

現状では、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を明確に検証できる仕組みとしては導入されておらず、授業評価等の実践を通じて模索の状況にある。

全学的には「大学教育開発センター」において、授業評価結果等を参考にしながら検証システムの開発に着手したばかりの段階である。

5. 卒業生の進路の現状と評価

1) 卒業生の進路

最近の理工学部就職状況は「**大学基礎データ表 8 就職・大学院進学状況**」のとおりである。

理工学部卒業生の多くは民間企業に就職しているが、例年 20～25%は大学院に進学しており、このことは研究・開発職の求人の相当数が修士修了者を対象としていることなどとも関連していると思われ、理工学部の特徴となっている。また「2001 年度教学改革推進事業／理工学部卒業生に対する調査」によると、3 年次に実施する「学外実習」について、「就職時の参考になった」「社会・会社組織の理解ができた」などの記述回答が多く見受けられ、就職活動直前に企業の現場を体験することが進路選択にも有効であるといえる。しかしながら、同調査によれば「希望した職業に就けた」68.4%に対して、「希望した職業に就けなかった」31.6%となっており、さらに回答者の 76.1%が引き続き最初の職業に就いている一方、23.9%の回答者は一度以上の転職を経験している、という結果になっており、一定数のミスマッチが発生していることがうかがえる。

2) 今後の課題と改善方策

希望どおりの就職ができるよう支援するには、学生の進路に対する意識の向上をはかることが重要である。理工学部では前述のとおりキャリア啓発科目の充実を検討中であり、入学後早い段階で進路に関する認識を明確にさせるべく、さらに検討を実施する予定である。

第1 1 節 厳格な成績評価の仕組み

【厳格な成績評価の仕組み】

A 群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

A 群・成績評価法、成績評価基準の適切性

B 群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

B 群・各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性…（表 6）

1. 履修科目登録の上限設定とその運用の現状と評価

1) 履修科目登録の上限設定

①理工学部卒業要件単位数 134 単位である。その学修に際しては、単位制度の趣旨および教育効果や健康管理等の視点から、次のような履修登録制限を行っている。

学 年	1 年次	2 年次	3 年次	卒業年次
前期制限単位数	30	30	30	60
後期制限単位数	30	30	30	

②これは、学部開設当時（1989 年）まだ大学設置基準においても規定されていなかったいわゆる「キャップ制」をいち早く取り入れるに際し、卒業要件単位数が 134 単位以上と高い水準であること等から設定した値である。

2) 運用の現状

上記の基準は、履修登録手続きが終了した後すべて点検し、上限を超えて登録した学生については個別に履修指導を行う等厳格に運用されている。

以上 1)、2) のとおり、単位制の趣旨をできるだけ活かし、計画的な学修を促進するために、履修科目登録の上限を設定し、その運用を厳格に行っている。

3) 今後の課題と改善方策

①上限設定という考え方をいち早く導入して運用してきたが、今後は、シラバスへの予復習内容の提示、GPA、平均点などの評価点制度等、「単位制度の実質化」を支えるサブシステムの充実と併せて改善をはかる必要がある。

②年間上限 60 単位は高いという意見がある。しかし、理工学部では、他学部（124 単位）と比較して、卒業要件単位が 10 単位多いことを考えると、安易にこれを下げることにより、履修上不都合が生じる恐れがある。再履修による実質履修科目の増加や編転入学生の前期後期の科目数アンバランスの対応処置、学修意欲の阻害の恐れなど考慮すべき内容があり、実情を踏まえ、履修方法等を視野に入れて検討したい。

2. 成績評価法・成績評価基準の現状と評価

1) 成績評価の方法

①理工学部の成績評価方法は、各授業科目の特性を最大限に反映するために、期末試験、小テスト、レポート等の提出状況、出席点、平常点、課題への対応状況等、多元的な基準が設定されている。

②成績評価は、前述の方法を単独または組み合わせてそれぞれの授業科目を担当する教員の創意・工夫に基づいて行われている。それは、シラバス上に「成績評価の方法」として学生に明示している。授業科目の特性や担当者によって評価方法は多様であり、各教員が責任を持って厳正に評価を行っている。理工学部の各授業科目の成績評価法等については、各学科の「2005 年度 履修要項／Syllabus（理工学部）」の該当頁を参照。

イ) 数理情報学科	163 頁以後
ロ) 電子情報学科	175 頁以後
ハ) 機械システム工学科	165 頁以後
ニ) 物質化学科	177 頁以後
ホ) 情報メディア学科	143 頁以後
ヘ) 環境ソリューション工学科	145 頁以後

2) 成績評価の全学的基準

本学においては、適切な成績評価基準について全学的に検討した結果、2005 年度からその基準を次のように変更した。

【成績評価基準】

評価の判断基準	素点評価	ランク
授業内容の理解も特に優れ、目標とする到達度を超えて一段と高い水準にある	100～90	S
授業内容を良く理解しており、目標とする到達度を超えて高い水準にある	89～80	A
授業内容を理解しており、目標とする水準に到達している	79～70	B
授業内容の理解にやや不十分さはみられるが、目標とする水準には一応は到達している	69～60	C
授業内容の理解度が低く、目標とする水準に達していない。評価資料が提出されていない	59～ 0	なし

- ①新成績評価は、旧成績評価基準の A・B・C の 3 段階評価に最上級の S 評価を加え、4 段階評価とした。
- ②平均点評価または GPA 評価の分母をこれまでの合格科目から登録科目へ変更し、より厳密な評価になるようにした。
- ③試験欠席を示す「K」の表記を廃止し、すべて点数評価とした。
- ④履修辞退制度を新設した。
- ⑤この評価基準に基づいて、各授業科目を担当する教員の責任で、評価が行われている。
- ⑥この評価基準および各授業科目の成績評価の方法は公開されており、透明性も高い。
- ⑦成績を学生各自に通知した後においても、成績に質問または疑義がある場合はそれを受け付ける制度も整備されており、全体として公平な評価が行われているといえる。

2005 年度以後に導入した新成績評価方法では、新たに「S」評価が加わり、旧来の「K」評価を廃止した。また、「K」評価の廃止にともなって「履修辞退制度」を新設した。このことによって、教員にとってはシラバス上の成績評価方法の明記が一層重要視され、より積極的な成績評価の姿勢を促すことになった。それに対応して、学生においても積極的な受講が求められることになり、従来の成績評価に勝る教育効果がうまれると期待される。

3) 今後の課題と改善方策

- ①成績評価基準は設けられているものの各科目の到達目標についてのガイドラインはなく、担当者に委ねられているのが現状である。今後、各科目のカリキュラム上の位置づけを明確にし、科目単位での評価基準を検討していきたい。
- ②なお、成績評価の方法を変更したが、学年進行の部分もあり、変更の影響や結果が出るには数年かかると予想される。今後の経過を見て評価したい。

3. 厳格な成績評価の仕組みの導入状況と評価

1) 多元的要素による成績評価

厳格な成績評価のために、学期末の試験のみによる評価を極力廃し、授業科目の目的等に応じて、小テスト、レポート、出席状況、宿題等々を多元的に組み合わせるよう努めている。なお、それらの各要素が全体の評価に占める比率についても、シラバスに明示するよう努め

ている。

2) GPA

(1) GPAの活用等

理工学部では、下記の計算式を用いて算出した GPA を成績通知書に記載し学生に通知している。

$$\text{GPA} = \Sigma (\text{登録科目のグレードポイント} \times \text{単位数}) / \Sigma (\text{登録科目の単位数})$$

- ①この GPA は、前述の 100 点満点法による評価を次の方法により換算したグレードポイントを用いている。

評価点	100-90	89-80	79-70	69-60	59 以下
グレードポイント	4	3	2	1	0

- ②理工学部では、GPA を卒業や進級の要件とはしていないが、学修の量を表す「単位」に対して個々の学生の学修の質を表し補完するものとして、次の機会にそれが活用されている。

- イ) 履修指導
- ロ) 保護者向け履修状況説明会
- ハ) 大学院学内推薦入学試験の出願資格
- ニ) 奨学金受給者決定
- ホ) 卒業時成績優秀者表彰制度

- ③GPA は、学生に学修の質を理解させるものとして、成績表に記載し、活用している。しかし、このグレードポイントは、上述のとおり評価点を 1 桁の数値に換算するため、刻み幅があまりに広く、細やかな評価点が表記できない。また、GPA と平均点を比較した場合、取得科目数や評価点によっては、成績順位が逆転する場合などがある。このようなことから、理工学部では GPA の有効性を維持しつつも、今後は細やかな評価点を算出できる平均点の活用を進めていくこととした。

(2) 試験欠席の取り扱い

従来、学期末試験を欠席した者の評価は「K」と表し、前述の GPA 算出にあたっては除外してきた。このことにより学生の一部に、低い評価を受けることによる GPA 値低下を懸念するあまり学期末試験受験そのものを放棄する、といった行動も見られるようになり、「K」がいわば厳正な成績評価の逃げ道として利用される事態も招来した。このため試験欠席「K」を撤廃することとし、シラバスにおいて明示した成績評価方法により定期試験を欠席した者も含め全受講生の成績を点数化することとした。

(3) 履修辞退制度の新設

試験欠席「K」評価の撤廃に伴い 2005 年度より、各セメスターの授業開始後約 3 カ月後を目途に、科目の履修を辞退する制度を新設した。本制度により、科目を登録したが思っていた内容と異なるため学修意欲を失った場合や、科目を多く取りすぎて十分な学修時間が確保できない場合の調整が可能になる。なお、必修科目や学外実習など、その性格から辞退制度にはなじまない科目については、本制度の適用除外としている。

3) 成績疑義の申出制度

- ①学業成績表配付の後、一定期間内に所定の手続きを経れば、学生は成績について事務組織を通して教員に対して疑義を提出することができる。教員は、成績評価の根拠を再度点検し所定用紙の回答欄に評価の根拠あるいは試験答案の内容と正答の差異等に係る説明を書き記し、事務組織を通して学生に提示する。なお、成績評価算出の計算の誤りや

転記の際の誤り等により成績を変更する場合には、教授会の承認を必要とする。

- ②これにより誤り等に起因する成績変更も全て教授会で明らかになること、それ以外の成績変更は基本的に認められないことで、教員には厳正な評価者であることの自覚が求められる。

以上の1)～3)のとおり、理工学部においては厳格な成績評価の仕組みが導入されており、個別の授業科目の成績評価も、各教員の責任で厳格に行われている。

4) 今後の課題と改善方策

- ①従来から実施している GPA 評価と併せ、平均点評価の活用について、実効的な制度とすべく、さらに検討をすすめる。
- ②学生への学修課題を明確に知らせるため、シラバスの内容についてはさらに改善をはかりたい。

4. 各年次・卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の現状と評価

理工学部において学生の質を保証・確保するための方途としては、各年次終了時における進級判定制度、卒業時における特別研究発表会がある。

1) 進級判定制度

- ①学科毎に、履修方法が異なるため運用に多少の差異はあるが、各学科の必修科目修得単位数（選択必修も含む）と卒業要件総修得単位数の2重の関門を設けて運用している点は各学科共通である。

学科		数理情報	電子情報	機械システム工	物質化学	情報メディア	環境ソリューション工
進級要件							
2年	必修科目修得単位数	18	20	14	20	18	16
	卒業要件総修得単位数	30	30	30	30	30	30
3年	必修科目修得単位数	38	38	30	40	28	34
	卒業要件総修得単位数	62	62	62	62	62	62
4年	必修科目修得単位数	54	76	56	74	56	60
	卒業要件総修得単位数	106	106	106	106	106	106
卒業	必修科目修得単位数	70	92	66	90	72	72
	卒業要件総修得単位数	134	134	134	134	134	134

以上の基準に基づいて各年次における進級判定を行っている。これに基づく過去の進級率は次のとおりである。

(単位：%)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
数理情報学科	91.2	91.8	90.8	87.4	92.2
電子情報学科	93.4	93.4	95.0	93.3	95.4
機械システム工学科	92.2	94.2	96.1	94.5	95.6
物質化学科	85.8	86.8	93.1	94.4	94.0
情報メディア学科				96.2	95.7
環境ソリューション工学科				100.0	100.0
学部総計	90.6	91.5	93.5	92.8	95.1

注1) ここに示す数値は、進級判定対象者総数中の進級者の数が占める割合

注2) したがって、休学者等判定対象とならない者は除外してある

- ②学部全体として捉えたとき、留年者が1割を超えることなく推移している実態を踏まえるならば、各年次の学生の質を検証・確保する方途として一定の適切性を有すると評価できる。

2) 特別研究発表会

- ①理工学部教育課程では特別研究（6単位）を必修科目としている。これは研究室ごとに学士課程教育の総仕上げとして卒業研究をまとめあげる演習科目である。
- ②学生の研究テーマは全員異なり、研究の難易度も均一でないため、この科目の成績評価については例外的に100点満点法によらず「可否」とし、科目担当者たる個々の教員独自の判定ではなく、学科ごとに開催する特別研究発表会におけるプレゼンテーション内容や関連分野の教員からの質疑への応答状況等を基に、学科に所属する全教員の参加する会議において判定している。
- ③この会議では、卒業研究のテーマ設定から発表会におけるプレゼンテーションの適切性にいたるまでを総合的に個々に判定する。つまり、実質上の卒業判定の機能を有しており、卒業時の学生の質を保証・確保する方途としても機能している。

以上 1)、2) の仕組みの特徴は、個々の学生の理解度を測定しながら授業を進めようとしているところにある。この仕組みは、各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途として適切性を有していると評価できる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①チューター制度を拡充するなどの方策により、留年の可能性の高い学生を個別にフォローしていく体制を確立していく予定である。
- ②優れた特別研究発表に対しては、これをベストプレゼンテーション賞として表彰することを検討する。なお、一部の学科ではすでに独自に実施しており、3年次生に評価させ、自覚を促しているところもある。

第12節 履修指導と自主的学修の活性化

【履修指導】

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・オフィスアワーの制度化の状況

B 群・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

1. 履修登録指導の現状と評価

1) 全学年を対象とした履修登録指導

学生に対する履修指導は教育上極めて大切であることから、毎年、学年初めにオリエンテーションを行っている。特に新入学生に対して履修要項、シラバス、時間割の説明を丁寧に言い、適切な履修ができるように指導している。

- ①学年暦上「履修指導期間」（通常4～5日間）が設けられており、学期（前期・後期）の始めに、各学年・学科毎に「履修登録説明会」を実施し、履修方法や学修計画等の基本的事項について説明を行っている。その後は、教務担当事務の窓口において学生の個別の質問等に応じて指導を行っている。
- ②学生に解りやすい「履修要項」や「シラバス」の作成を心がけ、「概要」や「進め方」、「身につくポイント」「授業計画」、「成績評価の方法」、「教科書」、「参考文献」、「系統的履修」、「担当者からの一言」等の内容を毎年検討し、より充実した内容を提供している。
- ③履修登録後、学生に履修登録確認表を手渡し、間違いがないか確認させている。万一、誤りがあれば、所定の手続きを経て登録修正を受け付けている。
- ④科目等履修生、聴講生、編転入生、留学生に対しても、個別的に履修相談を受け付け、履修指導を行っている。

以上のとおり、学生に対する履修登録指導は、履修登録前における全体の説明会、履修指導期間の設定による学生の個別指導、履修要項やシラバスの内容の改善等により、適切に行われていると評価できる。2004年度オリエンテーション（履修説明会等）のアンケートによる学生の理解度を見ると、下記のとおりであり、理工学部への対応は適切であったと評価できる。

【2004年度オリエンテーション（履修説明会等）のアンケートの集計結果】

Q：履修説明会は理解できましたか？

A：

	【理工学部】	【全体】
1)理解できた	10%	8%
2)ほぼ理解できた	32%	6%
3)半分は理解できた	36%	29%
4)少しは理解できた	20%	27%
5)全然理解できなかった	2%	10%

2) フレッシューズキャンプ

- ①本学は、入学式の後の約1週間にわたるオリエンテーション期間のうち2日間をあてて、新入生全員を対象としたフレッシューズキャンプを実施している。
- ②これは、学部毎にひとつの宿泊施設における1泊2日の日程の中で、建学の精神、課外活動の意義、学部教育の概要等に関する多様なオリエンテーションを実施するものである。「生徒」から「学生」への変容に伴う自覚促進の場として、また、打ち解けた雰囲気の中で同行の教員および事務職員に直に相談できる機会として有効に機能している。
 - イ) ホテル等全館を借りて、学部単位で実施している。
 - ロ) クラス親睦会、在学生のアトラクション、キャンパスライフ相談会等を行っている。

る。

ハ) 特にキャンパスライフ相談会は、2 日間にわたり、各学部の教員等が相談に応じている。この中で、履修方法等を含む個別相談に応じている。

- ③新入生は、入学後のオリエンテーションやクラス単位の行動等を通して様々な情報を入手する。この時期に、合宿を通して行われる助言・指導により、新入生は気軽に相談ができ、かつ、一定の時間をあてることができるので、より効果的にキャンパスライフの中に履修計画を位置づけることができる効果がある。同時に、入学後間もない時期に寝食を共にすることにより、クラス全体の一体感を醸成する効果もあり、その後クラス単位の授業を進める上でも有益といえる。
- ④フレッシュャーズキャンプの参加者に対して学生部が行った「学生生活実態調査（2003 年度版）」によっても「大変よかった」、「まあまあよかった」と回答したものが、約 8 割いることから、この取り組みは有効であるといえる。

3) クラス担任制度と 1 年次クラス会

- ①理工学部では、新入生全員をクラス分けしオリエンテーション期間中に「クラス会」を開催している。クラス担任となった教員がいわゆる「大学生入門」とでもいうべき指導を行っている。
- ②内容および継続性については各学科に委ねられているが、学科によっては、後の成績通知表配付をこのクラス担任が直接行うことにより個々の学生の各学期における履修状況の把握と適切な指導につなげている例もある（物質化学科）。なお、クラス担任は学生が研究室に配属され指導教員がつくまでは、成績不振の場合や休学や退学に際しての面談および生活面の種々の相談に応じる役割を担っている。

4) シラバスへの「系統的履修科目」の記載

シラバスの記載項目に「系統的履修科目」という欄を設けることにより、当該授業科目の履修に際して教育課程上系統的に履修していること、また履修することが望ましい科目をあげることにより、授業科目相互の系統性の把握が容易になるよう努めている。

5) 履修要項での学科毎のカリキュラムフローチャートの記載

前述の「系統的履修科目」は、ミクロに個々の授業科目毎に関連する他科目を示すものであるのに対し、教育課程全体の流れの中でその授業科目がいかなる位置を占めるのかについてマクロに図式化して理解されるよう履修要項上に「カリキュラムフローチャート」を記載している。

カリキュラムフローチャートは、「2005 年度履修要項」を参照。

イ) 数理情報学科	44 頁
ロ) 電子情報学科	44～49 頁
ハ) 機械システム工学科	44～45 頁
ニ) 物質化学科	44～45 頁
ホ) 情報メディア学科	32～33 頁
ヘ) 環境ソリューション工学科	32～33 頁

6) 研究室（ゼミ）所属による上級生からの指導等

- ①理工学部の各研究室は前室が演習室となっており、そこで様々な学生が交流をもてる環境が整備されている。特に 4 年次生になれば特別研究のため研究室に配属され、約 1 年を通じて研究室を拠点として取り組む。また、大学院生も担当教員の研究室にて研究等に従事するため、研究室（特に前室）には大学院生と 4 年次生が常に出入りすることとなり、交流が盛んになっている。
- ②また、そのようなことから、日常において上級生と下級生の交流が行われ、その中で上級生による下級生への指導等も活発に行われている。さらに、3 年次生以下の学生は、質問などがあれば研究室に行くことによって、上級生と交流を持つ機会が増えることと

なる。

- ③なお、フレッシュャーズキャンプに4年次生を参加させ、体験談を話してもらうなどして、大学生活の初期の段階から交流がもてるようにもしている。

7) 登録確認書類の配付による確認

理工学部は6学科に分かれていることや継続的なカリキュラム改革により、入学年度により履修方法が異なる等複雑になっている面もあり、全体説明会や個別の窓口指導で丁寧に説明しているが、それでも登録ミスが起こる。そこで、次のような措置をとっている。

- ①学生の履修登録後、速やかに電算処理を行い、「受講登録確認表」を全学生に配付し、学生に受講登録科目の再確認を進めている。登録ミスがあれば、事務室の窓口で指導の上、修正を行っている。
- ②この確認表は、履修方法と関連させてシステム化されており、「既得科目」、「登録講時ダブル」等のエラーメッセージが表示されており、学生にとっては再確認しやすいようになっている。
- ③これにより、学生の履修方法の思い違いや事務的ミスによる受講不可、卒業延期等の不利益を事前に防止することができ、かなり学生の利益になっている。

以上、1)～7)のとおり理工学部における履修指導は、入学時のオリエンテーション、シラバス・履修要項等を通じて、系統的科目履修と教育課程の体系性の理解を促すとともにカリキュラムフローチャートを提示する等多様な形態・方法をもって適切に展開されている。

8) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①履修登録説明会には、高年次になるほど出席率が悪くなり、履修登録のミスによる問題も生じている。
- ②将来的にはコンピュータネットワークを用いて学生が自らの操作で履修登録ができるようなシステムを採用できるよう検討する。それが実現すれば、履修制限、時間帯の重複チェック等が即時にでき、学生本人の初歩的な人為的ミスの防止にもつながり、さらに事務処理が簡素化される。

（2）その改善状況

- ①高年次の履修登録説明会の出席率は、余り改善されていない。学年進行に伴って、履修登録に関わる実務的な面は理解が深まるので、出席する必要性を感じていないと思われる。
- ②Web登録については、かえってミスが多い等の事例も報告されており、その方式を取り入れるには至っていない。

9) 今後の課題と改善方策

- ①履修指導はオリエンテーションや説明会で詳しく説明し、また教学部（理工学部担当）の窓口でも個々に対応しているが、誤登録もまだある。システムの改善も含め、学生と教職員の負担を軽減し、間違いが少なくなる方法について今後も改善に努力していく必要がある。
- ②また、学科によっては学期はじめに面談を行うなど、対応は様々であり、今後はクラス担任制度等を有効に活用し、より多くの学生に十分な履修指導が行えるよう学部全体として改善していきたい。
- ③さらに、履修登録や履修辞退については、データの入力の際は手入力となっており、効率化の観点から、機械化の方向で検討していく。

2. オフィスアワーの現状と評価

1) オフィスアワーの制度化

- ① オフィスアワーを制度として、学部全体で共通の時間帯は特に設定していないが、各教員による時間設定によって生活指導と学修指導を行っている。具体的な運営方法は各学科に任されているが、面談を希望する学生は、教員の在室時間を確認の上、教員と面談している。
- ② 理工学部教員の研究室は、その前室部分を配属の学部学生および大学院生が机・イス・コンピュータ等を配置して主に卒業研究等へ向けた研究に取り組むスペースとして充てることが基本となっている。その意味では、教員の在室時間が全てオフィスアワーと言えなくもない。しかしながら、研究室配属以前の学生への配慮から、以前より学科独自でなされていたオフィスアワーの周知を徹底し、その運用を開始した。

2) 今後の課題と改善方策

前述したように、理工学部の場合は教員の研究室での在室時間が長いため、オフィスアワーとして時間を特定しなくても常時学生の質問等に対応できる体制にあるが、授業等で定期的に席を外すこともある。このため、学生に教員の予定を居室のドアや掲示板等で示し、学生の訪問に便をはかることが必要と思われる。これについてはそれぞれの学科独自の具体的な方法があり、すでに実施している学科もあるが、提示方法の改善も含め全学科について徹底していくことが必要である。

3. 留年者等に対する教育上の配慮等の現状と評価

1) 高年次配当科目の履修登録

留年者は原則として原級の年次配当の科目しか登録できないが、登録できる科目が極端に少なくなるとかえって学修意欲を削ぐことになるので、機械システム工学科、物質化学科、環境ソリューション工学科においては、特別措置として、進級していれば履修できたはずの科目の登録について一定の要件を課して許容している。

2) チューター制度

授業の進度についていけない学生を対象に、個別に大学院生が学修内容に関する指導を行うチューター制度を運用しており、留年生に対してはこの制度の活用を促している。

3) 学費の減額

教育上の配慮措置とは異なるが、本学では、間接的な配慮措置として、留年者に対しては、授業料の減額と施設費の減額を行っている。

(1) 授業料の減額（理工学部）

- ① 基本授業料を 583,440 円（通年）とする。
- ② 1 単位当たりの登録料（9,620 円）×登録単位数による金額の算出を行う。
- ③ ①+②を授業料とする。
- ④ 学則に定める授業料（949,000 円）を上限とする。

(2) 施設費の減額

施設費（330,000 円）－50,000 円＝280,000 円

以上 1)～3) のような措置により留年者への配慮を行っている。特に、未修得単位が 38 単位以下の場合は、その単位数が減るに従って学費負担が軽減する仕組みになっている。2004 年度（理工学部）においては、85 名の学生が学費減額の措置を受けており、学修を継続したい学生にとっては適切な配慮として機能している。

4) 今後の課題と改善方策

理工学部は留年率は毎年度1割程度である。理工学部としては、何よりこの留年率を下げる事が最大の改善課題であると考え。そのためにも、単位僅少者に対する教員の面談やチューター制度の充実など、事前に回避する施策等を学部全体で検討し、取り組んでいく必要がある。

4. 単位修得僅少者への指導

1) 進級留年者への指導

2年次および3年次に対しては、履修説明会後に個人面談を行い、成績不良者にはチューター制度を利用するように強く勧めている。4年次においては、特別研究・セミナー以外の単位未取得の必修科目を持つ学生については、チューター制度を利用するように勧めている。

2) 今後の課題と改善方策

チューター制度については、機会があるたびに学生に告知しているが、数は少ないものの必要な学生への周知がまだ不足している部分もあるため、周知徹底に努める。

第13節 授業形態区分と授業方法の関係

【授業形態と授業方法の関係】

B群・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B群・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

B群・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

1. 授業形態・方法の現状と評価

本学は、各学部教育目標を実現するための基本的な授業形態として、講義、演習、実験、実習および実技に区分して単位計算の基礎を定めている（学則第26条）。理工学部では、これを基礎に、個別授業科目の形態等を定めている。

1) 授業形態と授業方法

- ①授業は、講義、演習、実験または実技のいずれか、さらに一部にはその併用により行われている。講義と演習、講義と実習との組み合わせによる授業科目の開設は理工学部の特徴ともなっている。
- ②演習科目においては、学生個々に講義内容に係る問題を解かせる等により、講義理解度を計測し、理解が不十分な部分の個人指導等が可能となっている。
- ③実験・実習科目においては、少人数の班単位、個人単位での実験実施を中心としており、助手、実験講師、実験助手、ティーチング・アシスタント等の活用により細やかな指導が行われている。
- ④科目名に演習を冠していない授業科目においても、演習課題を授業中やアサインメントとして解かせる等により、双方向性を確保し個々の理解度を把握するよう努めている。
- ⑤特別研究は、3年次までに修得した学力を基礎に、指導教員の指導の下に、各自の研究テーマを深め、年度末に卒業論文としてまとめる。卒業論文と特別研究発表会を総合して学科で成績評価を行う。

2) 多様な授業形態・方法を支援する体制の整備

学部の多様な授業方法を支えるためにはその支援体制の整備が肝要であり、そのため、瀬田学舎においては、次のような体制を整備している。

- ①教材印刷センターを設置し、用紙代等経費は全額大学で負担している。
- ②コンピュータを使用する講義の場合は、ティーチング・アシスタントを配置して授業をサポートしている。
- ③授業形態・方法に則した多様な施設を整備（セルフラーニング室、メディアラボ、情報処理演習教室、情報処理実習室、メディア機器設置教室の拡充等）している。
- ④ゼミ合宿等による集中的・自主的学修の経費支援をはじめ、各教員による多様な授業方法を支援するために「教育補助費」（ゼミ教育補助費、学生教育指導費、教学促進費）を設けている（「第5章－11 教育・学修支援」を参照）。
- ⑤ゼミ合宿等のために学外者と契約した指定合宿施設として68カ所設けている。

3) 授業規模

- ①理工学部の授業規模（固有科目）を評価する目安として、「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」を用いる。これによれば64人以下の規模教室で行っている授業は22.5%である。65～200人規模の教室を使用している授業は61.3%であるが、その多くの授業は100人以下である。前述の基礎データによれば、201～300人規模の教室使用数は6,301人以上規模の教室使用数は2となっているが、実際の受講登録者数は200人台が4のみであり、300人以上の授業はなく、教室事情でそうなっているだけである。理工学部の固有科目の授業は、概ね適正な規模で行われているといえる。

- ②受講者数が 200 名を越えている授業に関しては、担当教員の希望により教育補助員を配置して、授業遂行に関わる補助的業務を遂行し、担当教員の負担の軽減をはかる等の配慮をしている。教育補助員は、学生の出欠調査、レポート等提出物の整理、教室における配布物の配布、視聴覚教育機材の操作等を行っている。
- ③受講登録者が多い場合の試験（専任 300 名以上、兼任講師 200 名以上）の答案用紙については、担当者が試験場から「解答用紙」を持ち帰った後、直ちにそれを学籍番号順に整理する等のサービスを全学一斉に行い、担当者の採点の負担軽減と効率化をはかっている。

以上 1) ～3) のとおり、理工学部授業は、個々の授業内容に適した形態と方法で行われており、それを支える体制（授業援助に係わる費用の計上、施設・設備の整備等）も概ね効果的に機能しているといえる。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①少人数科目を増加させると、必然的に必要とする教室数が増え、講義科目との関連もあり、適正規模の教室の確保が難しくなっており、解決の方策を検討する必要がある。
- ②授業形態や開設科目の多様化によって必要教員数が増え、専任教員だけでは担当しきれなくなりつつある。
- ③また最近では、少人数という良好なゼミ運営の条件を満たしているにもかかわらず、活発な討論を促しても学生が十分な反応を見せない場合もある。
- ④講義科目の中には、400 名以上となる科目があり、学舎別の開講科目数は次表のとおりである。授業規模は、学生の理解度や満足度と密接に関係しているとともに、過大な授業規模は、教員の授業改善意欲を減退させる場合もある。歩留まり率を十分に分析した上での入試判定、学期毎の履修制限、授業分割等、改善策を総合的に検討する必要がある。

	96 年度	97 年度
深草学舎	58	55
大宮学舎	3	3
瀬田学舎	3	1
合 計	64 科目	59 科目

- ⑤ティーチング・アシスタント（T・A）の活用方法を検討する余地がある。
- ⑥少人数教育の実践経験を教員間で交流させる場の設定について、検討する必要がある。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、動機づけの面でも非常に効果的であり、今後も継続していくのが望ましい。
- ⑧教室等の照明機器を改善し、視聴覚教育機器等を充実する。
- ⑨自習環境をさらに整備する。

(2) その改善状況

- ①学生数の増加に教室数は追いつかないままであり、すでに英語やゼミなどで必要とされる小教室については、状況が悪化していると言わざるを得ない。さらに、瀬田学舎全体で学生数は今後も増加することが見込まれており、教室不足が改善される見込みは今のところ立っていない。当面は、瀬田 3 学部間で連携をとりながら、あくまで時間割編成の工夫によって対処せざるを得ないのが現状である。
- ②教員数の問題は、財政上の問題との接点もあり、個別学部の対応のみでは解決できない。本学では、教学と財政の両立の視点から、全学的に長期財政計画を策定した（教員人件費率は帰属収入に対して 40%、上限を 42%）。この基本方針の下で、教育改革との連動を

はかりながら検討している。

- ③および⑥：少人数教育の経験交流の場について、各学部独自で行っているケースもあるが、不十分であり、大学教育開発センターにおいて授業改善の一環として取り組むことを検討する必要がある。
- ④2005 年度理工学部においては 400 人以上の授業はない。
- ⑤ティーチング・アシスタントは、大学の制度として整備した。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、実施している学部がある（経済学部、法学部）が、今後、各学部の特性を踏まえ、全学的に実施していくことが望ましい。
- ⑧教室等の照明や設備等の改善に努めるとともに、メディア関係機器についても拡充とその活用支援部署（情報メディアセンター）を設けた。引き続き改善に努める。
- ⑨瀬田図書館の拡充等を行った。引き続き改善に努める。

5) 今後の課題と改善方策

以前より学力が不十分な学生が増え、教育効果をあげるために多様な授業形態・方法を取り入れていても、ついていけない学生が目立つようになった。入試科目やカリキュラムの充実をはかり、基礎学力のある入学者を確保することを基本にしつつ、適切なリメディアル教育科目を開設する等、改善に努める。

2. マルチメディアを活用した教育の導入状況と評価

1) 個別の授業科目による活用

マルチメディアを活用した授業は、視聴覚による立体的な講義による学生の授業理解の促進、効率的な授業の進行、学生の復習等を学生の積極的・効果的な学修を支援する上で有効であり、その効果も高い。理工学部では、学科の特性により差はあるものの、講義形式の授業においてプレゼンテーションソフト、OHP、スライド等が適宜科目担当者により工夫され用いられている。教科書と板書というスタイルに比して、学生の興味関心を引き出すとともに、その理解度を高める効果を期待している。

2) マルチメディア教育を促進するための環境整備

全学的な整備方針に基づき、深草キャンパスおよび大宮キャンパスに、メディア教育環境を整備している。「第 11 章 施設・設備等（学部・大学院）」を参照。瀬田学舎においても各教室に AV 機器や PC を配置し、マルチメディア教育ができる環境が整備されてきた。

また、メディア教育と施設・設備を担当する事務部署として情報メディアセンターを設置してその支援に当たっている。

3) マルチメディアを用いた専門技術教育

情報メディア学科はマルチメディアそのものを教育・研究の対象とする学科であり、最新のメディア機器を装備した演習室を備え、常時教育に活用している。

理工学部の特質として、計算機を用いた専門技術教育は特別に重要である。先端技術のほとんどは計算機の利用なしには考えられない。このため、技術教育研究用計算機やネットワークと、それらを管理する理工学部固有の管理部署（RINS）を有する。

ハードウェアもさることながら、種々のソフトウェアをツールとして活用することが社会では広く行われており、教育の上でもこれらの演算ソフトを利活用することが必要と考えられる。理工学部では現在、数式処理ソフト MATHEMATICA®や解析ソフト MATLAB®、COSMOS®、製図ソフト AutoCAD®などを導入し、教育の中に組み入れている。

以上 1) ～3) のとおり、マルチメディアを活用した教育が行われている。理工学部においては、その教育の特性上マルチメディア機材の使用が不可欠な授業科目は多く、活発に活用されている。メディア教育の運営については、「メディア教育委員会」を設置し、情報教育・視聴覚教育等のメディア教育に関して授業担当者等の創意工夫を支援し、それに必要な環境

整備をはかっている。さらに、情報メディアセンターを設置して、その支援等を行っており、全体として適切な運用がなされていると評価できる。

4) 今後の課題と改善方策

- ①大学教育開発センターにおける、マルチメディアを活用した教育、学生の学修実態を踏まえた教授法の改善等、学内外の教育実践例の報告会の開催等をさらに進め、授業改善の支援活動をさらに進める。
- ②専門技術教育を行うためのハードウェアやソフトウェアを学生数にあわせて多数保有するには、保守も含めて多くの費用が必要である。補助金獲得を視野に入れながら、今後も充実をはかっていく必要がある。

3. NC 工作設備を用いたものづくり教育と環境整備の現状と評価

生産現場における技術革新に合わせ、数値制御（NC）工作機械を用いたものづくり教育を進めるため、第二実験棟を建設し、NC 工作機や 3 次元設計ツールをはじめ最新鋭の機器を導入した。この設備を用いて、機械システム工学科では学生実験において NC 加工技術や 3 次元設計の体験的教育を行っている。

4. 遠隔授業による単位認定の現状と評価

1) 遠隔授業による単位認定

理工学部においては、「遠隔授業」は行っていない。

2) 今後の課題と改善方策

現在、全学的方針に基づき、パソコンを利用していつでもどこでも学べるようユビキタス環境の整備を検討しているが、遠隔地授業の導入も含めたマルチメディア教育を促進するための基盤整備を進めていく。

第5章－6 社会学部の教育内容・方法等

第1節 理念・目標

社会学部の教育理念・教育目標を実現するために、カリキュラム改革等を進め、教育の質的充実をめざす。

- ①社会学科、地域福祉学科、臨床福祉学科の3学科に加え、地域コミュニティの発展に貢献できる人材を育成するためにコミュニティマネジメント学科を設置した。
- ②社会学部の教育理念である「現場主義」にたって、臨床現場を大切にした教育・研究を展開し、理論と実践の双方向性を実現する教育課程の質的充実をめざす。
- ③FD活動を促進し、授業改善等に努め、学生の主体的な学修を支援する。
- ④少人数教育の質的充実をはかり、学生の1人ひとりにきめ細かなサポートやアドバイスができるよう努める。
- ⑤社会調査士資格取得者を増やすよう努める。
- ⑥社会福祉士、精神保健福祉士等の資格試験の合格率を高める。

第2節 教育課程

【学部・学科等の教育課程】

- A 群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連
- A 群・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性
- A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B 群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性
- B 群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B 群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B 群・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- B 群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 教育課程の現状と評価

1) カリキュラムの基本構成と体系性

前述した教育課程編成の理念・目標を具体化するために、社会学部の各学科の教育課程の編成は、共同開講科目（基礎科目＋総合科目）、専攻科目（学科基本科目＋学科固有（専門）科目）の科目群で編成されている。

（1）瀬田学舎共同開講科目

瀬田学舎共同開講科目は、基礎科目群と総合科目群で構成され、専攻科目との有機的な結びつきの下に、幅広い教養と総合的判断力を養うことを目的として編成されている。

- ①基礎科目：仏教の思想、スポーツ技術学、外国語（英語＋初修外国語）および人文・社会・自然科学の各分野の授業科目からなる。幅広く社会全体を見渡す知識や教養を深めるために、学部の専門を問わず大学における学修の基礎となることを目的とする。
- ②総合科目：21 世紀のキーワードである「情報」・「福祉」・「国際」・「環境」等を中心に幅広い視野に立脚しつつ、現代のテーマ・問題・ニーズ等に対応した科目を開設している。基礎科目は、主として分野によって科目を開設しているが、総合科目は、分野の枠組みを越えた科目群であり、基礎科目につづいてさらに幅広い視野をもち人間的に成長するために設けられたものである。

なお、共同開講科目の具体的な構成や教育目的等については、「第4章－3 共同開講科目（瀬田学舎）」を参照。

（2）専攻科目

専攻科目は、社会学部各学科の専門領域に関する科目であり、学科の教育目的に応じて次のような科目群で構成されている。

- ①社会学部：学科基本科目＋学科専門科目
 - イ）学科基本科目は、社会学の専門教育を受けるための基礎知識を学ぶ科目であり、専門教育のいわば土台となる科目群である。
 - ロ）学科専門科目は、社会学の専門教育に関わる科目であり、履修モデルコース（社会意識・メディア・臨床社会・環境）を設けることによって、学生の多様な知的関心に応じた系統的学修を可能とする科目群を配置している。

ハ) 学科基本科目・学科専門科目の双方において、少人数教育と現場主義を徹底したきめ細かな教育をめざすとともに、多様な実習ならびに演習科目を配置している。

②コミュニティマネジメント学科：学科固有科目

学科固有科目は、いわゆる専門科目であり、専門の学問を身につけるために構成されている。そのため学科固有科目には、学生の専門性を高めるための履修モデルコース（ジャーナリズム系・ライフデザイン系・コミュニティデザイン系）を設け、学生のニーズに応じた固有科目を配置している。

③地域福祉学科・臨床福祉学科：学科基礎科目＋学科共通科目＋学科固有科目

イ) 学科基礎科目は、地域福祉学、臨床福祉学の専門教育を受けるための基礎となり、学科専門教育の土台となる科目群である。

ロ) 学科共通科目は、社会福祉士国家試験を受験するために必要な厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目にも対応した授業科目であり、社会福祉に関する根幹を形成する授業科目群である。

ハ) 学科固有科目は、学科の特色に応じた専門科目であり、専門の学問を身につけるために構成されている。そのため学科固有科目は、学生のニーズや学修段階に応じて配置している。

なお、各学科に開設されている具体的な授業科目については、次の各学科の「2005年度 履修要項（社会学部）」を参照。

①社会学科：60～65 頁

②コミュニティマネジメント学科：35～40 頁

③地域福祉学科・臨床福祉学科：74～82 頁

以上、(1)～(2)のとおり、社会学部4学科は、幅広く総合的な共同開講科目（仏教の思想、外国語、基礎科目、総合科目）を学びつつ、専門の理論を基に実習や演習を重視した実践的・体系的な教育課程を編成しており、学校教育法第52条と大学設置基準第19条の趣旨との整合性があり、学部教育理念や目的と対応し、学士課程としてのカリキュラムの体系的性をも備えている。

2) 教育課程の特色

(1) 理論と現場をつなぐカリキュラム

現実社会の抱える諸問題の解明と解決をはかる人材の育成を目的とする社会学部のカリキュラムは、「現場主義」をキーワードとして、その目的に基づいた実習・演習を中心とした構成になっている。単に専門の知識を学ぶだけでなく、その知識を現場での経験にフィードバックさせることを重視しており、現場に根ざした態度形成や価値観を養い、応用力を身につけることを目標に掲げている。

①社会学科：多様で複雑な現実社会に対する理論的分析能力を身につけるために、専攻科目を学科基本科目と学科専門科目に区分し、体系的に社会学を学べるように授業科目を配置している。また、社会学の専門的な理論を現実社会の分析に活かし、調査に基づいた問題発見・分析能力が身に付くように、学科基本科目と学科専門科目の双方において、「現場主義」に基づいた多様な実習・演習科目を配置している。

②コミュニティマネジメント学科：地域社会の再生・活性化を進める人材を育成するという視点から、1年次から現場実習を組み込み、学生が現場で問題に取り組むことができるようなカリキュラムを配置している。特に、マネジメント能力・ネットワーク構築能力・情報発信能力に力点を置いた専攻科目を配置している。

③地域福祉学科：地域の視点から福祉環境づくりを推進する人材の育成を目指し、課題分析能力、コーディネート能力、連携・支援能力、情報処理能力が身に付くよう、3年次後期に実施する社会福祉士受験資格取得のための実習に向けたカリキュラム体系を構築している。さらに、地域の福祉環境を分析する専門教育的授業科目の配置を行っている。

- ④臨床福祉学科：臨床ソーシャルワーカーの育成を念頭に、コミュニケーション能力、問題解決能力、援助・支援能力、実践能力の修得をめざして、3 年次後期に実施する社会福祉士受験資格取得のための実習に向けたカリキュラム体系を構築している。さらに、個人や家族に焦点化した援助・支援の技術等修得のための専門教育的授業科目の配置を行っている。

（２）実習・演習を重視した履修課程

社会学部教育課程における実習・演習の重視は教育課程に反映されており、学生がスムーズに実習・演習を受講できるよう配慮したカリキュラムを編成している。

①社会学科

- イ)「社会学入門実習」(1 年次／2 単位必修)：1 泊 2 日の現地実習を主眼とする体験型の学修を通して、現実社会に対する社会的アプローチの魅力とむずかしさを味わってもらい、社会学の学修への動機付けをはかっている。
- ロ)社会学基礎ゼミナール(2 年次／2 単位必修)：担当教員の指導の下に、学生それぞれの知的関心に応じたテーマの設定・関係文献の調査・発表等を実際に体験することによって、討論への参加を主眼とする演習形式での学修の仕方を学ぶ。
- ハ)社会学演習(3・4 年次／8 単位必修)：担当教員の指導の下に、社会学の専門的な学修の成果を活かしたテーマの設定・関係文献の調査・発表等を通して、卒業論文作成にむけた学修を行う。
- ニ)テーマゼミナール(2 年次／2 単位)：担当教員が学生の知的関心に沿ったかたちで提供するテーマの下に、関心のある学生が演習形式によって発表と自由な討論を行うことを通して、当該テーマについての知識を深める。
- ホ)社会学テーマ実習(2～3 年次／2 単位)：担当教員が学生の知的関心に沿ったかたちで提供するテーマの下に、関心のある学生が実習形式によって調査・見学・作業等に参加することを通して、当該テーマについての知識を深める。
- ヘ)社会調査情報処理実習Ⅰ(2 年次／1 単位必修)・ⅡA～C(3 年次／各 1 単位)：統計処理ソフトを用いた統計処理から映像処理や会話分析など、社会調査におけるデータ分析に特化した情報処理機器の活用について実習形式で学修する。
- ト)社会調査実習(3 年次／4 単位)：社会調査の企画から実査・分析・報告書作成までの全過程を 1 年間で体験することを通して、現実社会に分け入ることから得られた知見を社会的に分析するための基礎的能力を養う。他の社会調査士関連科目(社会調査入門・社会統計学・質的調査法・量的調査法・社会調査情報処理実習等)とともに履修することを通して、「龍谷大学社会調査士」資格および認定機構認定「社会調査士」資格取得が可能となる。
- チ)プレイワーカー課程科目：財団法人プレイスクール協会認定の「プレイワーカー」資格取得が可能な科目群のなかで、プレイワーク基礎実習 A～B(1 年次／各 1 単位)とプレイワーク実習ⅠA～C(2 年次／各 2 単位)、プレイワーク実習ⅡA～C(3 年次／各 2 単位)からなる実習科目群を配置している。これらすべてを学修することが同資格取得の条件となる。

②コミュニティマネジメント学科

- イ)基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ(1～4 セメ／8 単位必修)：現場学修に必要な自主性・積極性を養うことをめざす。そのためゼミ活動は、原則として学生による自主運営で行われている。概ね学生自らが、①テーマの選定とその理由の発表、②発表のための文献収集、③発表のための図表および資料作成、④発表と討論を行うこととなっている。コミュニティマネジメントを初めて学ぶ学生に対して主体的な学修意欲の向上および地域社会の再活性化に必要な課題を調査探求する力を育成するための重要な教科である。
- ロ)参画ゼミナールⅠ～Ⅳ(5～8 セメ／8 単位必修)＜2006 年度から開講＞：学生の選択に基づいたジャーナリズム系、ライフデザイン系、コミュニティデザイン系での学びを中心として、地域社会の再活性化のための重要な課題を捉え、課題解

決のアクションプランを企画実行することを目的とする。学生自らが、報告・発表・討論することを中心として指導される。具体的には社会現場をフィールドとして展開されるキャリアアップ実習とリンクし、①様々な視点から討論を行い、②資料収集した上で、③文献研究・事例研究・社会調査研究の研究計画をたてて、卒業研究作成にむけて指導される。社会現場における知識、経験に基づいた研究の口述発表および論文作成を通して、即戦力として必要とされる能力・技法を修得させる重要な教科である。

- ハ) フィールド実習Ⅰ～Ⅳ(1～4セメ単位/各4単位): オリエンテーション後、コミュニティデザイン系、ライフデザイン系、ジャーナリズム系の現場実習のために必要な基礎知識を学修する。その後各系の現場実習を受け、体験をまとめプレゼンテーションを行う。社会の現場を体験し、基本的な知識・スキルを学ぶとともに、コミュニケーション・プレゼンテーション能力を高め、かつ学修の進路を検討する。
- ニ) フィールド実習指導Ⅰ～Ⅳ(1～4セメ単位/各2単位): フィールド実習のための事前指導、現場体験指導、体験学習準備指導、体験学習指導、体験学習報告書作成指導を行う。実習と同時に履修する。
- ホ) キャリアアップ実習Ⅰ～Ⅳ(5～8セメ単位/各6単位)
- ヘ) キャリアアップ実習指導Ⅰ～Ⅳ(5～8セメ単位/各2単位)
- ト) プレイワーカー課程科目: 社会学科と同じ。

③地域福祉学科

- イ) 基礎ゼミナール(1～2セメ/4単位必修): 「社会福祉とは何か」という基本的な論題を学習していくことを目的として、学生自らが報告・発表・討論することを中心に指導されている。具体的な授業計画は担当の指導教員によって若干異なるものの、概ね学生自らが①テーマの選定とその理由の発表、②発表のための文献収集、③発表のための図表および資料作成、④発表と討論となっている。社会福祉学を初めて学ぶ学生に対して主体的な学習意欲の向上をはかり社会福祉関連の問題意識を深めるための教科である。
- ロ) 社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ(6～8セメ/Ⅰは6単位、Ⅱは4単位)
- ハ) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ・Ⅱ(5～8セメ/Ⅰは6単位、Ⅱは4単位)
- ニ) 地域福祉学演習Ⅰ・Ⅱ(5～8セメ単位/8単位必修): 社会福祉をコミュニティの重要な課題として捉え、テーマへの接近と深化をはかることを目的としている。学生自らが報告・発表・討論することを中心に指導されている。具体的には①様々な視点から討論を行い、②資料収集した上で、③文献研究・事例研究・社会調査研究の研究計画をたてて、卒業研究(または卒業論文)作成にむけた指導が行われている。社会福祉学理論の習得、研究の口述発表、論文作成のための技法を習得させるための科目である。
- ホ) ケアワーク実習(4セメ/4単位): ケアの受け手が自らの能力を最大限に活用し、社会的存在として、その人の望む生活の実習に向けたケアワーク実践が行えるよう、その基礎を学ぶ。
- ヘ) 社会福祉調査実習Ⅰ・Ⅱ(5～8セメ/各4単位)
- ト) 社会福祉技術援助演習、ソーシャルワーク演習、福祉工学演習(実習を含む)、精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助実習(精神保健福祉援助実習指導を含む)を開設している。

④臨床福祉学科

- イ) 基礎ゼミナール(1～2セメ/4単位必修): 初めて社会福祉学を学ぶ学生が「社会福祉とは何か」という基本的論題を学修していく。学生自身が社会福祉の具体的事象について関心を持ち、討論や報告・発表によって問題意識を深めていくように指導する。
- ロ) 社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ(6～8セメ/Ⅰは6単位、Ⅱは4単位)
- ハ) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ・Ⅱ(5～8セメ/Ⅰは6単位、Ⅱは4単位)

- ニ) 臨床福祉学演習Ⅰ・Ⅱ (5～8 セメ単位／8 単位必修)
- ホ) ケアワーク実習 (4 セメ／4 単位): ケアの受け手が自らの能力を最大限に活用し、社会的存在として、その人の望む生活の実習に向けたケアワーク実践が行えるよう、その基礎を学ぶ。
- ヘ) カウンセリング演習 (5 セメ／4 単位)
- ト) 社会福祉技術援助演習、ソーシャルワーク演習、福祉工学演習 (実習を含む)、精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助実習 (精神保健福祉援助実習指導を含む) を開設している。

(3) 資格取得を視野に入れたカリキュラム

正規の教育課程をとおして専門的な知識と技能を身につけるとともに、学生の進路開拓を支援するために資格の取得も視野に入れたカリキュラムの編成を行っている。

① 社会学科

- イ) 社会調査士課程：従来より社会学研究・教育の基礎として社会調査を重視してきた本学科では、社会調査の立案・計画・実施・分析にまで至る総合的な力を習得し、官庁や企業において社会調査活動を担うことができ、その調査結果を踏まえて政策や戦略を打ち出す能力を有する人材を社会へ送り出すべく、「龍谷大学社会調査士」資格を設け、その取得が1年次から3年次にかけての学修においてスムーズに行えるようなカリキュラムの整備に努めてきた。具体的には、以下の表に示されるような、社会学に関する基本科目と社会調査に関する専門科目の中から、必修科目 23 単位と選択必修科目 1 単位の合計 24 単位の学修を必要とする。なお、本資格取得条件を満たした学修課程を修了したものは、申請によって認定機構認定「社会調査士」資格を取得することができる。

【「龍谷大学社会調査士」資格取得に必要な単位数】

(なお、必修／選択必修は資格取得に関わる区分であり、卒業要件とは異なる)

「社会調査士」資格 認定に関わる科目群	授業科目	配当 年次	単位数	
			必修	選択必修
社会学基本科目 (必修科目 8 単位)	社会学への招待	1	2	
	社会調査入門	1	2	
	社会学概論	2	4	
情報処理実習基本科目 (必修科目 2 単位)	情報処理実習Ⅰ A	1	1	
	情報処理実習Ⅰ B	1	1	
社会調査基本科目 (必修科目 8 単位)	社会統計学Ⅰ	1	2	
	社会統計学Ⅱ	2	2	
	量的調査法	2	2	
	質的調査法	2	2	
社会調査情報処理科目 (必修科目 1 単位 選択必修科目 1 単位 合計 2 単位)	社会調査情報処理実習Ⅰ	2	1	
	社会調査情報処理実習Ⅱ A	3		1
	社会調査情報処理実習Ⅱ B	3		1
	社会調査情報処理実習Ⅱ C	3		1
社会調査実習 (必修科目 4 単位)	社会調査実習	3	4	

- ロ) プレイワーカー課程：子どもたちの地域での多様な生活経験や主体的参画の活性化をサポートするしごとに関する知識と技能を有する人材を養成するため、この分野で実績をあげている財団法人プレイスクール協会認定による「プレイワーカー」資格が取得可能なカリキュラムを提供している。具体的には、以下の表に示されるような、14 科目 28 単位の学修を必要とする。

【「プレイワーカー」資格取得に必要な単位数】

科目名	配当年次	開講期	単位数
人権論 A (共同開講科目)	1	前期	2
人権論 B (共同開講科目)	1	後期	2
プレイワーク概論 I	1	前期	2
プレイワーク概論 II	1	後期	2
プレイワーク基礎実習 A	1	後期	1
プレイワーク基礎実習 B	1	後期	1
子ども社会学	2	前期	2
生涯学習概論	2	通年	4
プレイワーク実習 I A	2	通年	2
プレイワーク実習 I B	2	通年	2
プレイワーク実習 I C	2	前期集中	2
プレイワーク実習 II A	3	前期	2
プレイワーク実習 II B	3	前期	2
プレイワーク実習 II C	3	前期集中	2

ハ) 社会教育主事課程：社会教育主事は、都道府県および市町村の教育委員会の事務局に置かれる教育的専門職員である。社会学科としては、社会教育において専門的・技術的な指導を与える職務を果たす人材を輩出するために、2003 年度以降入学生に対して社会教育主事課程を設けた。文部科学省が定める社会教育に関する科目と単位、および本学部での該当科目・単位は次のとおり。

所定の科目	単位数	本学部開講の科目	配当年次	単位数	履修方法
生涯学習概論	4	生涯学習概論	2	4	必修
社会教育計画	4	社会教育計画 A	3	2	必修
		社会教育計画 B	3	2	必修
社会教育演習	4	社会教育演習	3	2	2 科目 4 単位 以上 選択必修
社会教育実習		社会教育課題研究	3	2	
社会教育課題研究 より 1 以上の科目		社会教育実習 (注)	3	2	
社会教育特講 I	12	社会教育特講 I A	3	2	12 単位 必修
		社会教育特講 I B	3	2	
社会教育特講 II		社会教育特講 II (注)		4	
社会教育特講 III		社会教育特講 III (注)		4	

(注)社会教育実習・社会教育特講 II・社会教育特講 IIIについては、指定された本学開講科目の中から選択した科目の履修をもって単位が取得されたものとみなす。

ニ) 本願寺派教師資格課程：本願寺派教師資格とは、本願寺派の学校教育における教師としての資格であり、次の本学部開講の関連科目を履修することによって取得できる。

本山教師科目	本学部開講の関連科目	単位	配当年次
真宗教義	真宗学概論	4	2
仏教教義	仏教学概論	4	2
真宗史	真宗史	4	1
仏教史	日本仏教史	4	1

宗教概説	宗教学概論	4	2
勤式作法	勤式	4	1
宗門法規	宗門法規	2	1
布教法	教化法	4	1

ホ) 任用資格

- 1) 社会福祉主事任用資格：社会福祉法の第 19 条の 1 に、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者とあり、指定科目の中から 3 科目以上履修することによって資格を取得することができる。
- 2) 児童指導員任用資格：児童福祉施設最低基準の第 43 条の 2 にあるように、「大学の学部で、心理学、教育学、または社会学を修め、学士と称することを得る者」が資格を取得できる。
- 3) 児童の遊びを指導する者（児童厚生員）任用資格：児童福祉施設最低基準第 38 条の 2 にあるように、「学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者」とあり、本学社会学部はこれに該当する。
- 4) 児童福祉司任用資格：児童福祉司の資格は次のいずれかの条件を満たすことによって取得できる。
 - (A) 学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学、もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した者。
 - (B) 社会福祉主事として、2 年以上児童福祉事業に従事した者。
 - (C) 厚生労働大臣の指定する児童福祉司または児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、または厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者。
- 5) 母子指導員任用資格：母子指導員任用資格は、児童福祉施設最低基準第 28 条にあるように、「学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事した者」という条件を満たすことによって取得できる。
- 6) 身体障害者福祉司任用資格：身体障害者福祉司の資格は、身体障害者福祉法の第 12 条の 1 にあるように、「社会福祉事業法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に 2 年以上従事した経験を有する者」という条件を満たすことによって取得できる。
- 7) 知的障害者福祉司任用資格：知的障害者福祉司は、知的障害者福祉法の第 11 条にあるように、「社会福祉主事の資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に 2 年以上従事した経験を有する者」という条件を満たすことによって取得できる。

②コミュニティマネジメント学科

- イ) 社会調査士課程：社会学科と同じ
- ロ) プレイワーカー課程：社会学科と同じ
- ハ) 社会教育主事課程：社会学科と同じ
- ニ) 本願寺派教師資格課程：社会学科と同じ
- ホ) 任用資格：社会学科と同じ
 - 1) 社会福祉主事任用資格
 - 2) 児童指導員任用資格
 - 3) 児童の遊びを指導する者(児童厚生員)任用資格

- 4) 児童福祉司任用資格
- 5) 母子指導員任用資格
- 6) 身体障害者福祉司任用資格
- 7) 知的障害者福祉司任用資格

③ 地域福祉学科および臨床福祉学科

- イ) 社会福祉士国家試験受験資格：社会福祉士となる資格を得るには、本学部において、社会福祉士国家試験を受験するために必要である厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を取得し、その後社会福祉士国家試験に合格しなくてはならない。厚生労働大臣の指定する社会福祉士に関する科目の単位、および社会学部でのそれに該当する科目と単位の表は次のとおり。

本学部開講科目 (2003年度以降入学生適用)	単位数	履修方法	開講 セメ	先修科目 ※1
社会福祉学原論	4	必修	2	○
高齢者福祉論	4	必修	3	○
障害者福祉論	4	必修	3	○
児童福祉論	4	必修	3	○
社会保障論	4	いずれか 1科目を 履修	5	○
公的扶助論	2		4	○
地域福祉論	4		4	○
社会福祉援助技術論Ⅰ	4	必修	3	○
社会福祉援助技術論Ⅱ	4	必修	3	○
社会福祉援助技術演習	4	必修	5	○
ソーシャルワーク演習	4	必修	7	※2
社会福祉援助技術現場実習Ⅰ	6	必修	6	
社会福祉援助技術現場実習指導ⅠA	4	必修	5	○
社会福祉援助技術現場実習指導ⅠB	2	必修	6	
医学概論	4	必修	2	○
介護概論	4	必修	1	○
心理学入門	2	いずれか 1科目を 履修	1or2	○
社会学入門	2		1	○
法学入門	2		1	○

※1 社会福祉援助技術現場実習Ⅰを履修するための先修科目

※2 4年次で社会福祉援助技術現場実習Ⅰを履修するためには、上記科目に加え、ソーシャルワーク演習も先修科目となります。

- ロ) 精神保健福祉士国家試験受験資格：本学部において精神保健福祉士となる資格を得るには、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要である厚生労働大臣の指定する「精神障害者の保健および福祉に関する科目」を修めて卒業し、その後精神保健福祉士国家試験に合格しなければならない。厚生労働省令で定める精神障害者の保健および福祉に関する科目、および本学部での指定科目に該当する科目と単位は次のとおり。

本学部開講科目 (2004年度以降入学生適用)	単位数	履修方法	開講セメ
精神医学概論	4	必修	3
精神保健学	4	必修	4
精神科リハビリテーション学	4	必修	5

精神保健福祉論Ⅰ	2	必修	3
精神保健福祉論Ⅱ	2	必修	4
精神保健福祉論Ⅲ	2	必修	4
社会福祉学原論	4	必修	2
社会保障論	4	1科目を 必修	5
公的扶助論	2		4
地域福祉論	4		4
社会福祉援助技術論Ⅰ	4	必修	3
精神保健福祉援助技術各論	4	必修	5
精神保健福祉援助演習	4	必修	7 8
精神保健福祉援助実習	6	必修	7 8
医学概論	4	必修	2
心理学入門	2	1科目を 必修	1or2
社会学入門	2		1
法学入門	2		1
全科目卒業要件単位数に含みます。			

- ハ) 介護福祉士資格：社会学部において下記の指定科目を履修し、その後指定養成施設(1年)において指定科目を履修することで、介護福祉士資格を取得することができる。

本学部開講科目	単位数	備考
社会福祉学原論	4	必修
高齢者福祉論	4	必修
障害者福祉論	4	必修
社会保障論	4	必修
社会福祉援助技術論Ⅰ	4	必修
社会福祉援助技術現場実習Ⅰ	6	必修
心理学入門	2	必修
医学概論	4	必修
介護概論	4	必修

- ニ) 社会調査士課程：社会学科と同じ
ホ) 本願寺派教師資格課程：社会学科と同じ
ヘ) 任用資格：社会学科と同じ
1) 社会福祉主事任用資格
2) 児童指導員任用資格
3) 児童の遊びを指導する者（児童厚生員）任用資格
4) 児童福祉司任用資格
5) 母子指導員任用資格
6) 身体障害者福祉司任用資格
7) 知的障害者福祉司任用資格

(4) 小集団授業科目の系統的配置

- ① 社会学科：1年次から4年次までを通して、20名程度を上限とする演習・実習科目を配置することによって、少人数によるきめ細かな指導が可能な科目を配置している。具体的には、以下の表に示されるような科目群となっている。

配当年次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
セメスター	1	2	3	4	5	6	7	8
必修科目	社会学 入門 実習			社会学 基礎 ゼミナール	社会学 演習 I A	社会学 演習 I B	社会学 演習 II A	社会学 演習 II B
選択科目					社会 調査 実習	社会 調査 実習		
			社会学 テーマ 実習 I	社会学 テーマ 実習 I	社会学 テーマ 実習 II	社会学 テーマ 実習 II		

②コミュニティマネジメント学科：少人数ゼミナールは、4 年間を通して必修科目として位置づけられている。基礎ゼミナール I～IV（1～4 セメ）は、各クラスが約 20 人程度であるが、参画ゼミナール（5～8 セメ）は、各クラスの人数の上限が 13 人となっている。

③地域福祉学科および臨床福祉学科：地域福祉学科および臨床福祉学科では、基礎ゼミナール、地域・臨床福祉学演習 I・II、社会福祉援助技術現場実習 I・II、情報処理実習 I・II・IIIなどにおいては、教育課程における実習・演習重視の考えに立って少人数授業が行われている。また、基礎ゼミナールと演習、演習と現場実習は専門分野のバランスを考えて担当者を決定し、関連性や系統性を保てるように配慮して開設・展開している。

（５）卒業論文・卒業研究

社会学部では、4 年間の学修の集大成として、卒業論文または卒業研究を 4 年次の必修単位として全学生に履修を課している。

- ①社会学科：3 年次よりはじまる社会学演習において、担当教員の指導の下にテーマ選択からゼミ発表・論文執筆までを行い、4 年次終了時に卒業論文（4 単位）を提出する。提出後は、指導教員による口述試問を行っている。
- ②コミュニティマネジメント学科：卒業研究（4 単位）
- ③地域福祉学科：卒業論文（8 単位）または卒業研究（4 単位）
- ④臨床福祉学科：卒業研究（4 単位）

（６）学生の問題関心に基づく自主的な学修を促進するための履修方法の柔軟化

社会学部は、卒業要件単位数を「必修、選択必修、選択」と「フリーゾーン」に区分し、学生が明確な目標をもって、関心のある分野を総合的・専門的に学ぶことができるよう、柔軟な履修方法をとっている。具体的な各学科の履修方法は次のとおりである。

①社会学科（卒業に必要な単位数）

授業区分	分 野		科目名	単位数	小計
共同開講科目	基礎科目	必修	仏教の思想 A、B	各 2	12
			英語Ⅰ A、Ⅰ B	各 1	
			英語Ⅱ A、Ⅱ B	各 1	
			英語Ⅲ	1	
			英語Ⅳ	1	
			スポーツ技術学 A、B	各 1	
		選択必修	①初修外国語Ⅰ A、Ⅰ B	各 1	4
			②自然科学に関する指定科目	2	
	総合科目	選択	――		10 以上
専攻科目	学科基本科目	必修	社会学への招待	2	26
			社会学入門実習	2	
			情報処理実習Ⅰ A	1	
			情報処理実習Ⅰ B	1	
			社会調査入門	2	
			社会学概論	4	
			社会学基礎ゼミナール	2	
			社会学演習Ⅰ A	2	
			社会学演習Ⅰ B	2	
			社会学演習Ⅱ A	2	
			社会学演習Ⅱ B	2	
			卒業論文	4	
	選択必修	③	情報処理実習Ⅱ A	1	2
			情報処理実習Ⅱ B	1	
			情報処理実習Ⅱ C	1	
			情報処理実習Ⅱ D	1	
			情報処理実習Ⅱ E	1	
			情報処理実習Ⅲ A	1	
			情報処理実習Ⅲ B	1	
	学科専門科目	選択	――		48 以上
※フリーゾーン					22 以上
合 計					124 以上

〈選択必修の組み合わせについて〉

- ①初修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、コリア語）からいずれか 2 科目を必修
- ②自然科学に関する指定科目からいずれか 1 科目を 2 単位必修
- ③の科目からいずれか 2 科目必修

②コミュニティマネジメント学科（卒業に必要な単位数）

授業区分	分野	科目名	単位数	小計
共同開講科目	必修	仏教の思想A、B	各2	12
		英語ⅠA・B	各1	
		英語ⅡA・B	各1	
		英語Ⅲ	1	
		英語Ⅳ	1	
		スポーツ技術学A、B	各1	
	選択必修	①初修外国語ⅠA・ⅠB	各1	4
		②自然科学に関する指定科目	2	
	選択	——		10以上
専攻科目	必修	基礎ゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ	各2	24
		参画ゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ	各2	
		情報処理実習A、B	各1	
		コミュニティマネジメント入門	2	
		卒業研究	4	
	選択必修	③ { コミュニティネットワーク論	2	2以上
		ジャーナリズム論	2	
		心と身体と宗教	2	
	選択	——		52以上
フリーゾーン				20以上
合 計				124以上

〈選択必修の組み合わせについて〉

- ①初修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、コリア語）からいずれか2科目を必修
- ②自然科学に関する指定科目からいずれか1科目2単位必修
- ③の科目からいずれか1科目2単位必修

③地域福祉学科（卒業に必要な単位数）

授業区分	分野	科目名	単位数	小計
共同開講 科目	必修	仏教の思想 A、B	各 2	12
		英語 I A、I B	各 1	
		英語 II A、II B	各 1	
		英語 III	1	
		英語 IV	1	
		スポーツ技術学 A、B	各 1	
	選択必修	初修外国語 I A、I B ※	各 1	2
	選択	——		12 以上
専攻科目	必修	基礎ゼミナール	4	26
		情報処理実習 I A、I B	各 1	
		社会福祉援助技術論 I	4	
		社会福祉学原論	4	
		地域福祉論	4	
		地域福祉学演習 I	4	
		地域福祉学演習 II	4	
	選択必修	① { 社会福祉援助技術現場実習 I	6	6 以上
		社会福祉調査実習 I	4	
		情報処理実習 II A、II B	各 1	
		② { 卒業論文	8	
		卒業研究	4	
	選択	——		46 以上
フリーゾーン				20 以上
合 計				124 以上

〈選択必修の組み合わせについて〉

※初修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、コリア語）からいずれか 2 科目必修

①の 3 パターンからいずれか 1 パターン必修（2 単位以上） } 合計 6 単位以上必修

②の科目からいずれか 1 科目必修（4 単位以上）

④臨床福祉学科（卒業に必要な単位数）

授業区分	分野	科目名	単位数	小計
共同開講科目	必修	仏教の思想 A、B	各 2	12
		英語 I A、I B	各 1	
		英語 II A、II B	各 1	
		英語 III	1	
		英語 IV	1	
		スポーツ技術学 A、B	各 1	
	選択必修	初修外国語 I A、I B ※	各 1	2
	選択	——		12 以上
専攻科目	必修	基礎ゼミナール	4	28
		情報処理実習 I A、I B	各 1	
		社会福祉援助技術論 I	4	
		社会福祉学原論	4	
		臨床福祉学演習 I	4	
		臨床福祉学演習 II	4	
		臨床福祉論	2	
		卒業研究	4	
	選択必修	① 社会福祉援助技術現場実習 I	6	2 以上
		情報処理実習 II A、II B	各 1	
	選択	——		48 以上
フリーゾーン				20 以上
合計				124 以上

〈選択必修の組み合わせについて〉

※初修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、コリア語）からいずれか 2 科目必修

①の 2 パターンからいずれか 1 パターン必修（2 単位以上）

以上のとおり各学科のフリーゾーンの単位数（20～22 単位）を活用して、共同開講科目や学部専攻科目の分野から、学生の学修目的に応じて授業科目を選択できるようになっている。フリーゾーンを活用すれば、例えば、次のような履修方法が可能である。

- ①学部専攻科目をより深く学修するために、学科固有（専門）科目に重点に置いた授業科目の履修ができる。
- ②より幅広い知識や技能を身につけるために共同開講科目に重点に置いた授業科目の履修ができる。
- ③上記の①と②の総合的なバランスを考えた授業科目の履修ができる。

3）前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①基礎ゼミは少人数制（25 名～30 名程度）で実施しているが、人数制限の関係上、必ずしも学生の希望に沿うものになっていない。また専門ゼミにおいても学生の希望するテーマと指導教員が必ずしも一致しない。
- ②社会福祉学科では、平成 5 年度入学生から卒業論文（8 単位）と卒業研究（4 単位）の選択制にした結果、口述試問を実施しない卒業研究の選択者が 74.8%という結果になり、その結果について評価・分析する必要がある。
- ③社会福祉学科の改組・拡充の文部省申請にともない、社会学科のあり方も検討する必要がある。

（2）その改善状況

- ①すべての学科において、概ねゼミナールの少人数教育は維持している。

- イ) 社会学科の社会学基礎ゼミナールは、1 年次に通年で実施されていたが、1 年次の社会学入門実習と 2 年次の基礎ゼミナールへと 2 年に分けて半期ずつの開講とすることによって、学生の学修・生活状況に関して継続的な把握ができ、教育・指導が細かく行き届くようになった。したがって、1997 年課題のうち、1・2 年次については、ほぼ解決されたと考える。また専門課程段階での社会学演習についても、学生の希望を反映させたゼミ配属制度を導入したことにより、希望テーマと担当教員の不一致に関する学生の不満をある程度解消することができたと思われる。
- ロ) 各学科の基礎ゼミナールの教育目標の達成度は高いものと評価できる。ただし指導教員によって具体的な授業計画・運営方法に若干の差異がみられるため、その平準化が今後の課題であろう。したがって、今後は、授業計画・運営方法の事前すり合わせ、ゼミ単位で実施している発表会を学科全員の学生参加の発表会とすることが望ましい。
- ハ) コミュニティマネジメント学科の「参画ゼミナール」(2006 年度開講)は、1 ゼミ当たり 10 人位となる。少人数の個別指導に重点を置くため、参画ゼミナールの指導教員とキャリアアップ実習の現場指導者が、指導計画・指導方法・役割分担等について十分な時間をかけ、学生の希望に沿った指導体制を築くことが重要である。
- ニ) 地域福祉学演習、臨床福祉学演習の一部には、恒常的な指導教員不足から必ずしも少人数制とはいえないこと、必ずしも学生の希望する指導教員から指導を受けられない現状がある。
- ②地域福祉学科では、「卒業論文(8 単位)又は卒業研究(4 単位)」が選択必修制である。「卒業研究」は、研究計画・論文作成を地域福祉学演習Ⅱの指導教員が指導・評価している。過去 3 年間の卒業論文の提出者の割合は、2000 年度 13 人(6.5%)、2002 年度 11(5.9%)、2003 年度 9 人(5.9%)、2004 年度 7 人(3.7%)と、減少傾向にある。これを分析・評価したところ、①卒業論文と卒業研究を選択制としていることの意味づけが不明確であること、②地域福祉学演習Ⅱ(専門ゼミナール)は少人数制を重視しているため、結果的に必ずしも学生の希望する地域福祉学演習Ⅱ(専門ゼミナール)の指導教員(専門領域)の指導を受けられないこと、③学部教育と大学院教育が連続性に欠けていること等がわかってきた。今後、カリキュラムにおける卒業論文と卒業研究の位置づけの明確化、地域福祉学演習Ⅱ(専門ゼミナール)の少人数制と指導教員の選択方法、学部教育と大学院教育の一貫性等についての検討が必要であると考えられ、学部・大学院合同検討委員会(仮称)の設置が望まれる。
- ③社会学部の教学理念を具現化するために、社会福祉学科を地域福祉学科と臨床福祉学科に改組し、高齢化社会等に対応する人材養成に努めている。社会学科は、学科改組という形はとらなかったが、コミュニティマネジメント学科を新設(2004 年度)し、地域社会の活性化に貢献する人材の養成に努めている。

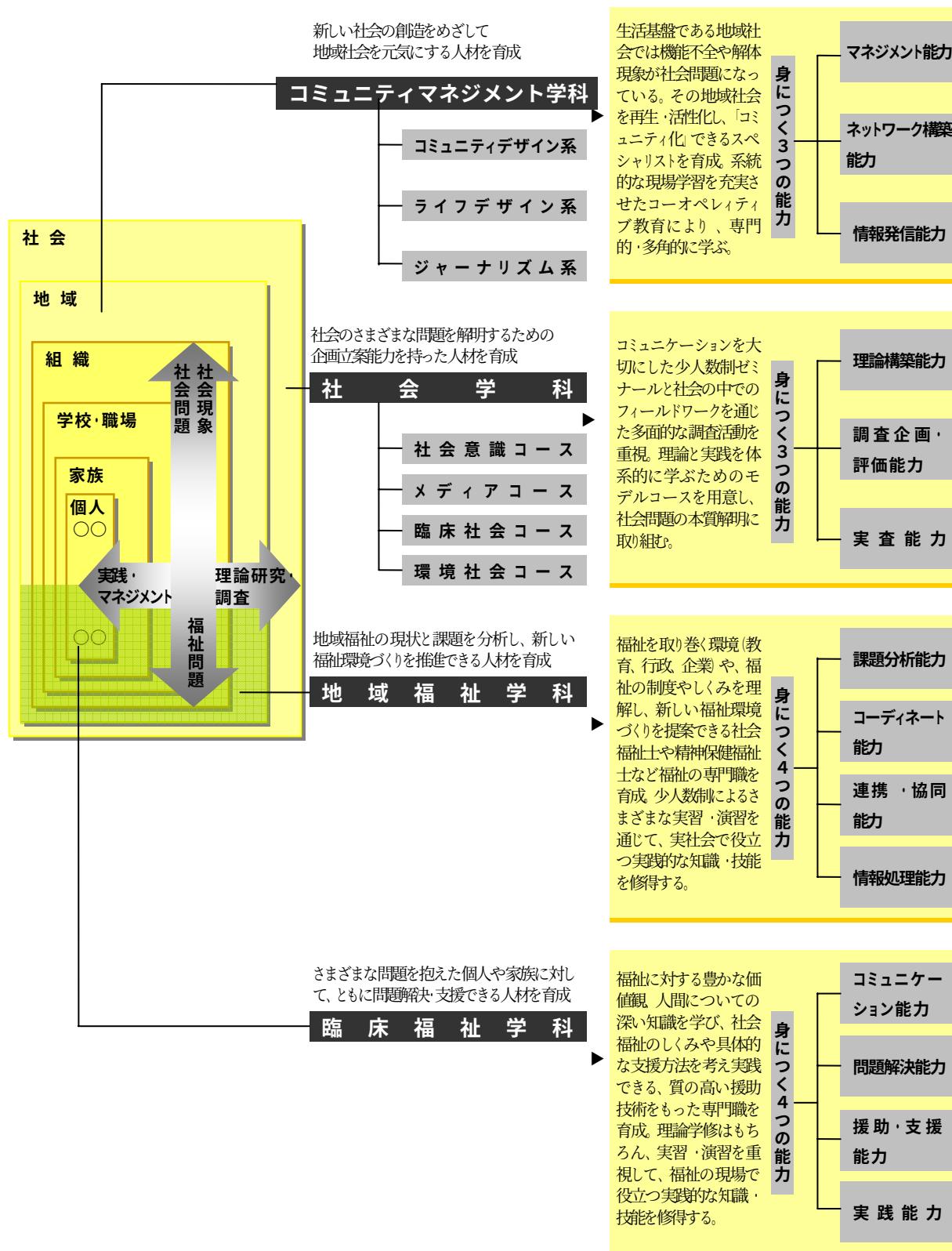
4) 今後の課題と改善方策

- ①「学生による主体的な学びの創造」にむけた教育内容の充実：社会学部では、1 年次より少人数によるきめ細かい教育を可能とするような演習・実習形式の科目を配置してきた。しかしながら、そうした教育環境が、「学生による主体的な学びの創造」という教育効果へとつながり結びつかないのが現状である。それは、社会学部がめざす少人数教育の徹底が未だ不十分であるためと考えられる。この課題に対処するには、全ての学生が自分にあった学びを創造できるような教育の展開をめざした、FD 面での教育改革をはじめとして、真の少人数教育を可能とするような教員体制・設備環境の充実を含む、総合的な取り組みが必要である。
- ②キャリア教育としての専門資格教育の捉え直し：社会学部は多くの資格が取得できるシステムをとっているが、例えば、国家資格である社会福祉士などの在学中の合格率は、全国平均程度であり、今後は資格の取得に対する積極的な取り組みも必要である。それ

とともに、社会調査士をはじめとして、社会学部で取得可能な各種資格課程の整備に関しては、従来、社会学部の専門的な知識や技術を前提としたものに特化されてきたが、今後は、専門資格教育を広い意味でのキャリア教育のなかに位置づけ、学生の多様な進路への対応を視野に入れたカリキュラムの整備にも取り組む必要がある。

- ③実習・演習指導教員の負担軽減：「現場主義」のキーワードのもと、実習・演習に各学科とも力を入れているが、少人数教育方針とも相まって、実習や演習を指導する教員の負担が大きいのが現状であり、これをいかに軽減し、教育の質の向上へと振り向けるかが課題である。この課題に対処するには、教員の研究・教育・事務にわたる負担を総合的に捉えた上で、教員間の負担格差を是正するとともに、可能な限りローテーション化をはかると同時に、教育の質を高める方向でのカリキュラムの合理化・スリム化をめざした改革を模索する必要がある。
- ④語学やスポーツ技術学においては、1 授業あたりの学生数が比較的少ないものの、それ以外の共同開講科目の 1 授業あたりの学生数が多く、これをいかに是正するかが課題である。

【社会学部学修イメージフロー】



2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価

1) 基礎教育

社会学部においては、各学科の専攻分野に進むための基礎教育として、次のような授業科目を配置している。

①社会学科

イ) 社会学への招待 (1 年次/2 単位必修): 社会学の理論や命題を具体的な事例に当てはめて説明することを通して、社会生活のさまざまな側面に気づかせると同時に、それを分析・説明する社会学的発想の特質と、常識をひっくり返す等の知的驚きを伴ったその魅力を伝え、社会学の学修への動機付けをはかる。

ロ) 社会学入門実習 (1 年次/2 単位必修)

ハ) 社会調査入門 (1 年次/2 単位必修): 量的調査・質的調査の両面にわたる社会調査の方法について概説し、調査データの分析に必要な基礎的計算能力の確認や、現地調査をはじめとして社会調査を行う際に留意しなければならない一般的な調査倫理について解説することを通して、社会調査の学修への基礎的素養を培う。

ニ) 社会学基礎ゼミナール (2 年次/2 単位必修)

②コミュニティマネジメント学科

基礎ゼミナール (1・2 年次/8 単位必修)、フィールド実習 (1・2 年次/各 4 単位) を開設している。

③地域福祉学科および臨床福祉学科

基礎ゼミナール (1 年次/4 単位必修) を開設している。

④情報処理実習 (1 年次/2 単位必修): 4 学科とも開設している。学生全員の情報処理能力を初心者レベルから一定レベルに引き上げること、ネットリテラシーの習得、社会調査と論文作成に必要な情報処理能力を修得することを目的としている。業者委託ではなく、専門教育を担当する教員が中心になって授業内容を構成しているので、教育内容に目的性と独自性がある。

以上のとおり、社会学部における基礎教育は、学部教育課程の中に適切に位置づけられている。

2) 基礎教育の運営体制

①基礎教育に関わる運営は、社会学部教授会内に設けられている社会学部教務委員会によって、年度ごとの開講科目編成ならびに担当者や教育内容に関する連絡・調整等が全学的立場から行われると共に、各学科においても担当者間の打ち合わせが行われるなど、適切に運営されている。

②情報処理実習に関わる運営は、各学科から選任された情報教育担当教員を中心とした情報委員会の責任のもとで行われている。

3) 倫理性を培う教育

①本学は、すべての学部において「仏教の思想 (1 年次/4 単位必修)」を開設しており、人間の生き方、人間社会のあり方等について学ぶ機会を提供している。

②共同開講科目 (基礎科目) として、「倫理学入門 (1 年次/2 単位)」も開設し、自由・平等・権利等のことばをキーワードとして人間の社会的関係の基礎となる価値を考えるような授業を行っている。

③共同開講科目 (総合科目) として、「情報倫理 (2 年次/2 単位)」、「環境と倫理 (2 年次/2 単位)」、「人権論 (1 年次/2 単位)」、「ジェンダー論 (1 年次/2 単位)」、「生命と共生 (1 年次/2 単位)」等が開設されている。

④各学科の専攻科目として、社会学科には「ジェンダーの社会学 (3 年次/2 単位)」、「差別論 (3 年次/2 単位)」、コミュニティマネジメント学科には「コモンセンス論」、地域福祉学科・臨床福祉学科には「権利擁護論 (3 年次/2 単位)」等が開設されている。

- ⑤実習教育を重視する社会学部においては、事前指導の中で実習を受ける心構え、さらには福祉関係の職業人として職業倫理を身につけるよう具体的な指導を授業の中で行っている。

以上のとおり、社会学部における倫理性を培う教育は、学部教育課程の中に適切に位置づけられている。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

「読書法（Reading）」、「文書表現法（Writing）」、「口頭表現法（Presentation）」等の文書作成技術や口頭発表技術を取り扱う科目の新設が望まれる。

（2）その改善状況

「読書法（Reading）」については、とくに新設科目を導入していない。「口頭表現法（Presentation）」については、情報処理実習科目においてコンピュータを使った表現手法の授業がすでに複数開講されている。また、コミュニティマネジメント学科では「ライティング論 A・B」が開講されている。

5) 今後の課題と改善方策

①社会学科

イ) リメディアル教育体制の整備：基礎教育の面では、「平成 11 年度告示学習指導要領」以降の、いわゆる「ゆとり教育」世代の新入学生の学力低下が懸念されることから、各学科ともにリメディアル教育体制の整備が緊急の課題となっている。この課題に対しては、本学部の基本的教育方針である少人数教育がさらに徹底されることによって、その教育環境面での対処がある程度可能になるといえるほか、高大接続科目として「大学生入門（1 年次／2 単位）」の設置や、「社会学への招待（1 年次／2 単位／必修）」「社会調査入門（1 年次／2 単位／必修）」「近代社会史 A～C（1 年次／各 2 単位／選択）」などのリメディアル系新規科目の設置によって、大学における学び方の紹介から、専門的な学修の前提となる基礎知識の整理までをめざしたさまざまな対処をすでに行っている。ただし、今後懸念される学力低下の実態が、大学生活への不適応問題や高校卒業程度の学力の不足にとどまらず、社会常識の欠如や日本語能力の深刻な低下といった、社会生活の根幹に関わる側面にまで及ぶと判断された場合には、担当教員との密接な関わりが可能な 1 年次のゼミナール等において、「読み・書き・話す」ための基礎的能力等の指導に重点をおいた授業内容および授業目標の工夫が必要となる。

ロ) 情報・調査倫理教育の重視：倫理性を培う教育の面では、個人情報保護法の施行に代表されるような、情報化社会の急速な進展を背景とする課題がある。個人や法人の権利に関わるリスクが急速に増大しつつある現代社会においては、著作権・肖像権・プライバシーなどの諸権利の保護と自己防衛をめぐる基礎的知識と、それら諸権利に対する感受性を高めることをめざした倫理教育が求められる。この課題への対処は、本学部においては、情報処理実習における情報倫理教育と、社会調査入門における調査倫理の教育にすでに一部取り入れられているが、今後は関連する法的知識等の教育を含めてより一層重視していく必要がある。

②コミュニティマネジメント学科

基礎教育の一環として、「読み、書き、計算」に関する科目を一層充実する必要がある。現在、開設されている情報処理実習科目を継続すると同時に、「ライティング論」のコマ増や「はなし技法」を 2006 年度から開講すること等が予定されている。

③地域福祉学科・臨床福祉学科

少人数教育体制の整備：地域福祉学科・臨床福祉学科では、2 年次における基礎教育

を行うための必修の少人数科目が設置されていない。基礎教育の一層の充実のために、設置のあり方の検討が求められる。社会福祉職に関する職業倫理の必要性は今後さらに強まると考えられるので、実習・演習の授業の中で、配慮・工夫をして行っていく必要がある。

3. 一般教養的授業科目の現状と評価

社会学部の一般教養的授業科目は、主に瀬田学舎共同開講科目として編成されている。その編成は、基礎教育科目と総合科目に分けられている。

- ①基礎科目は、仏教の思想(4 単位必修)をはじめ、スポーツ科学、倫理学入門、日本国憲法、生活の中の数学等人文、社会、自然の各分野にわたって開講されている(23 科目を開設)。
- ②総合科目は、情報社会とメディア、アジアの文化、環境と人間、平和学入門、現代社会と宗教、現代社会とスポーツ等、複数分野を含む学際的な授業科目等を広く開講している(27 科目を開設)。

以上のとおり、社会学部における一般教養的授業科目は、「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するために適切に編成されている。具体的な開設科目は、「2005 年度履修要項(社会学科/60～62 頁)(他の学科と共通の授業科目)」を参照。詳細は、「第 4 章－3 共同開講科目(瀬田学舎)」を参照。

4. 外国語教育の現状と評価

社会学部における外国語能力の育成は、瀬田学舎共同開講科目(外国語科目)で行われており、社会学部の教育課程の中に適切に位置づけられている。具体的な開設科目は、「2005 年度 履修要項(社会学科/60 頁)(他の学科と共通の授業科目)」を参照。詳細は、「第 4 章－3 共同開講科目(瀬田学舎)」を参照。

5. 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数の現状と評価

1) 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数

社会学部各学科の教育課程における卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目等の単位数の量的配分は次表のとおりである。

①社会学科

科目区分 履修単位数区分	所要卒業総単位数 124 単位				
	専攻科目 単位数		フリーゾーン 単 位 数	共同開講科目単位数	
	必修	選択		選 択	必 修 「仏教の思想」 (4 単位) を含む
基本履修単位数の区分 (124 単位)	28	48	22	10	8
	22.6%	38.7%		8.0%	6.5%
履修区分別単位数の割合 (%)	61.3%		17.7%	14.5%	
					6.5%

②コミュニティマネジメント学科

科目区分 履修単位数区分	所要卒業総単位数 124 単位					
	専攻科目 単位数		フリーゾーン 単 位 数	共同開講科目単位数		
				選 択	必 修 「仏教の思想」 (4 単位) を含む	外 国 語 科目必修 単 位 数
基本履修単位数の区分 (124 単位)	26	52	20	10	8	8
	21.0%	41.9%		8.0%	6.5%	
履修区分別単位数の割合 (%)	62.9%		16.1%	14.5%		6.5%

③地域福祉学科

科目区分 履修単位数区分	所要卒業総単位数 124 単位					
	専攻科目 単位数		フリーゾーン 単 位 数	共同開講科目単位数		
				選 択	必 修 「仏教の思想」 (4 単位) を含む	外 国 語 科目必修 単 位 数
基本履修単位数の区分 (124 単位)	32	46	20	12	6	8
	25.8%	37.1%		9.7%	4.8%	
履修区分別単位数の割合 (%)	62.9%		16.1%	14.5%		6.5%

④臨床福祉学科

科目区分 履修単位数区分	所要卒業総単位数 124 単位					
	専攻科目 単位数		フリーゾーン 単 位 数	共同開講科目単位数		
				選 択	必 修 「仏教の思想」 (4 単位) を含む	外 国 語 科目必修 単 位 数
基本履修単位数の区分 (124 単位)	30	48	20	12	6	8
	24.2%	38.7%		9.7%	4.8%	
履修区分別単位数の割合 (%)	62.9%		16.1%	14.5%		6.5%

以上のとおり、社会学部全体としての卒業所要総単位数（124 単位）の量的配分は、専門教育的授業科目（62%前後）、一般教養的授業科目（14.5%）、語学科目（6.5%）、フリーゾーン（16～17%）の割合になっている。フリーゾーンの単位数は、いずれの科目分野の履修単位にも活用でき、学生の学修目的に応じて授業科目が選択できる。

一般教養的授業科目と語学科目の配分率（合計 21%）が低いように見えるが、フリーゾーンの活用（20～22 単位）によっては、その科目分野を最大 43%までは履修できる。フリーゾーンは学生の学修要求の多様性と教養的素養との育成バランスを考慮して導入された仕組みであり、現状では、概ね良好に活用されているといえる。

このように社会学部における各科目分野の量的配分は、その教育理念を実現する上で、適正な単位の配分となっている。

2）今後の課題と改善方策

社会学科および地域福祉学科・臨床福祉学科については、現在のところ特に問題はない。

また、コミュニティマネジメント学科については新設学科であるため、完成年度（2007 年）を迎えた後に、現行科目の量的配分などを見直す予定である。

6．社会学部教育課程全体に関わる今後の課題と改善方策

これまで述べてきたような、社会学部の教育課程の各側面に対する現状評価を踏まえた今後の課題を要約するならば、主にそれは「①教育理念」の側面と「②基礎教育」の側面の 2 点において指摘することができる。前述と一部重複するが、全体のまとめとして以下に記述する。

①教育理念の側面における今後の課題と改善方策：本学部では、「少人数教育」と「現場主義」のキーワードのもと、実習・演習に力を入れたきめ細かな教育をめざしてきたが、その教育効果や新たな課題への対処、また担当教員の負担等の面での課題が存在する。

イ)「主体的な学び」の育成：実習・演習における少人数教育による担当教員と学生との密接な関わりを可能とする教育環境が、学生自身の主体的な学びの姿勢の育成へとその教育効果を十分に発揮させる体制づくりに努力するべきである。そのためには、FD 面での教育改革をはじめとして、教員体制・設備環境の充実までを含む、総合的な取り組みが必要である。

ロ) キャリア教育の充実：これまで重視してきた各種専門資格教育に対する積極的な取り組みは今後とも継続していかねばならないが、それに加えて、今後は学生の多様な進路に対する対応を視野に入れた、広い意味でのキャリア教育の充実をはかっていく必要がある。そのためには、専門資格の取得をめざさない学生に対するキャリア支援を念頭に据えたカリキュラム整備が必要である。

ハ) 実習・演習指導教員の負担軽減：少人数教育と現場主義を掲げた教育展開のなかで、実習・演習を指導する教員の負担が大きく、教育の質を保ちながら理念を実現するには、これをいかに軽減するかが課題といえる。そのためには、教員間の格差是正の方策を検討するとともに、教育の質を高める方向でのカリキュラムの合理化を行う必要がある。

②基礎教育の側面における今後の課題と改善方策：本学部では、入学生の学力の変化とその特性に対応した基礎教育の充実に取り組んできたが、少子化・情報社会化など、現代社会の急速な変動過程のなかで、基礎教育に対するニーズの点でも新たな課題が生じてきており、今後はそうした課題への対処が必要である。

イ) リメディアル教育の充実：いわゆる「ゆとり教育」世代の新入学生に伴って、学力低下ならびに学力不均衡が予想されることから、これに対するリメディアル教育体制の整備が必要である。そのためには、これまで整備してきた、大学生活への適応支援や高校卒業程度の学力補充などを目的とする科目整備に加えて、社会常識や基礎的な日本語リテラシー・レベルでの指導に重点をおいた授業をゼミナール等において導入する必要がある。

ロ) 情報・調査倫理教育の重視：情報化社会の急速な進展とともに、個人や法人の権利に関わる倫理がクローズアップされてきており、こうした側面の教育を一層重視していくことが望まれる。そのためには、情報処理実習における情報倫理教育や、調査関連科目における調査倫理教育を、関連する法的知識等の教育を含めてより一層重視していく必要がある。

第3節 カリキュラムにおける高・大の接続

【カリキュラムにおける高・大の接続】

A 群・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

進学率の上昇、高等教育の大衆化等の影響により学修意欲や進学目的の多様化等の変化を背景として、学生の学修意欲の低下等が指摘され、「導入教育により学ぶ力をつける」課題は、大学教育の初期段階における重要課題の1つである。また、本学の教育を理解し、積極的な学びの姿勢を持った学生を入学時において確保することも本学の教育目的を達成するためにも必要な課題である。このような視点から、本学における高・大の接続教育は、主に次の2つの形態をとっている。

- ①入学した学生のカリキュラム上における導入教育としての授業科目の配置（主に1年次に配置）
- ②入試制度と関連した高等学校との教育連携協定による入学前教育、高大一貫教育

1. 授業科目による導入教育の実施状況と評価

1) 全学科共通の授業科目

- ①共同開講科目（総合科目）「大学生入門（1年次／2単位）」：この授業科目は、大学における教育目的の説明から、図書館利用や資料検索の仕方、高校時の学習と大学の学修がいかに異なっているか、どのような態度で臨むべきか、等々のテーマについて教育するものであり、新入生に対するイントロダクションとなっている。これを通して、新入学生の大学生活への適応と、大学における学修のモチベーションを高める支援をめざしている。
- ②「情報処理実習（1年次／2単位必修）」：IA（1単位）、IB（1単位）に分けて開講している。各学科の学修に必要な基礎的情報処理の力量を身につけさせることを目的としている。

2) 各学科の授業科目

前述した「第2節 教育課程」と重複する科目もあるが、その科目は、高校から大学の学修に導く導入教育としての意味もあるので、その視点から以下に含めて記述する。

①社会学科

- イ) 社会学入門実習（1年次／2単位必修）：1クラス20人程度で開講している実習・ゼミナール形式の科目。学生にレポートの作成法から社会調査の基礎までを習得させることを目的としている。宿泊を伴う現地実習を行い、教員が、早い時期から学生の生活や学修状況について個別に把握・相談・指導することができる等、大学学修への移行をスムーズにするためのカウンセリング機能を果たしている。
- ロ) 近代社会史 A～C（1年次／各2単位）：高校における社会科の選択自由化に伴い世界史を修得していない学生が増加し、また、選択している学生でも、日本史・世界史ともに近代の内容について十分な知識を学修ができていないケースが目立つようになってきたため、このような状況に対処するべく、高校教育で充足されていない近代世界史、近代日本史および現代社会に関する内容を復習補充することを目的として、A（近代社会の成立過程）、B（近代日本の形成と展開）、C（帝国主義と第3世界）に分けて開講している科目。社会学を学ぶにあたって必須となる近代史、とりわけ近代社会の成立に関する知識を再点検するリメディアル教育効果をねらっている。
- ハ) 社会調査入門（1年次／2単位必修）：質的調査・量的調査の双方にわたる社会調査技法の多様性について概説するとともに、調査データの分析の前提となる基礎的な計算能力等について再確認するリメディアル教育効果を狙った科目。とりわけ、近年、量的調査の学修の前提となる計算やグラフ、あるいは質的調査の学習

の前提となる事実の記述と意見の記述の相違については、高校までのカリキュラムにおいて十分展開されていない現状がある。割合の計算やグラフの種類は小学校高学年で教えられた後、中学・高校では全く学習する機会がなくなっている。また作文教育が減少しているうえに、事実をきちんと描写する記述については中高で全く教育されていない。その結果、調査法についての理解が難しくなる学生が近年増加している。このため、カリキュラムの中で、割合計算の母数のとりかた、的確なグラフの選択の仕方、事実の記述などについて特に時間を割いて教育している。

②コミュニティマネジメント学科

コミュニティマネジメント学科は、学生が3系（コミュニティデザイン系、ライフデザイン系、ジャーナリズム系）を中心とした学修ができるよう授業科目を配置している。この系への学修に進む基礎教育的意味を持つ授業科目として、主に次のような授業科目を配置して必要な知識とスキルを身につけることによって、高等教育への移行をはかっている。

イ)「基礎ゼミナール」(1～2年次／8単位必修)：Ⅰ・Ⅱ(1年次／各2単位)、Ⅲ・Ⅳ(2年次・各2単位)に分けて小集団クラスで開講している。ゼミ運営は原則として学生の自主による。組織を運営する力、文献の読み方やレポートの書き方等、大学における学修の基礎的能力を段階的に身につけていく。

ロ)「コミュニティマネジメント入門」(1年次／2単位必修)：3つの系に関わる教員のチェーンレクチャー形式で開講している。「コミュニティマネジメントとは何か」、3つの系の全体像と関わり合いを理解し、系の学修に進むための基礎的な知識を身につける。

ハ)「ライティング論A・B」(1年次／各2単位)：Aは、新聞記事を中心に、記事の種類、その成り立ち等を考察し、ニュース感覚を身につけ、基本的な記事の書き方を修得する。応用範囲は広い。Bは、Aの応用である。

③地域福祉学科・臨床福祉学科

「基礎ゼミナール(1年次／4単位必修)」：小集団クラスで開講している。社会福祉学に関する興味関心を深めて、自らの学修テーマを発見し、そのテーマを自ら学ぶ方法を身につける。

以上のとおり、社会学部においては、学生への導入教育がカリキュラム上に位置づけられており、実施されている。

3) リメディアル授業の開設

①教員対象の「授業に関する意識・実態調査」(2003年度)によると、授業で直面する問題として「(対象となる授業で)必要な教科を高校で勉強していない」、「授業を受けるための基礎学力の不足」を合わせた数値が最も高い。社会学科において基礎学力の不足はとくに世界史や日本史の分野の知識の欠如に顕著に現れている。これらの科目を高校で履修せずに入学する学生が増えていることも大きな原因である。

②そこで、近代社会の成立とともに登場した学問である社会学を学ぶ者としては必須の知識を補うため、講義科目「近代社会史」A～Cを設置し、社会学科を専攻する学生には履修を奨励している。

③2004年度の受講者は486名(単位修得者400名<82.3%>)、2005年度の受講者は72名(近代社会史A<前期開講>分のみ)である。

④2つの福祉学科では、一部の推薦入試による学生については、リメディアル対策として、学科主任を中心とした学修チェックを行っており、成果を上げている。

4) 今後の課題と改善方策

＜授業科目＞

- ①全学科共通の「情報処理実習」や各学科の「基礎ゼミナール」は一応の成果を挙げているが、今後、高校のカリキュラムの変化等に対応して、カリキュラムを変更していくことを常に検討していかなければならない。
- ②社会学部の基礎科目とはなにか、今一度、学部内で学問的に検討する必要がある。
- ③読み書きという基礎教育を教える場を今以上に検討し、留学生への対応も含めて考える必要がある。例えば、コミュニティマネジメント学科の「ライティング論」のように、論文作成講座の開設などが挙げられる。

＜リメディアル授業科目＞

- ①教育補助（リメディアル授業等）については、基礎的・入門的なことがらを丁寧に教えるために、高校の教育とのつながりをより配慮をすることが求められる。また、ある授業を履修するときには補習的な授業を並行して履修するよう指導するなど、他の授業との関連も視野に入れた履修指導の改善が必要となる。
- ②今後想定される学力低下の問題に対処するため、1年時の基礎ゼミにおいて「読み、書き、話す」という基礎的な能力を引き上げることが、今後のカリキュラム改革における中心的な課題とされている。すでに2006年度以降のカリキュラム検討委員会において、各学科の教育計画に沿った形で基礎ゼミの運営方針について検討していくことが合意されている。

2. 高等学校との連携による入学前教育の現状と評価

本学は、本願寺派立関係の高等学校のうち、特に北陸高等学校、崇徳高等学校、平安高等学校との間で教育連携協定を締結している。

1) 教育連携校推薦入試合格者に対する入学前教育の実施

教育連携に基づく平安高等学校、北陸高等学校、崇徳高等学校の3校からの入学者は、入学前年度の11月に決定する。このため教育連携事業の一環として、入学決定者を対象に課題学習を設定し、高校教諭の指導の下で、小論文（レポート）の作成等を課し、入学前の教育を行っている。

- ①2004年度の入学者に対しては、次のような学習を課した。

【学習課題】

学科	著者名/文献名/出版社名	作成方法等
社会学部	・岩波新書あるいは岩波ジュニア新書	左記から社会問題に関する文献を4冊選択し、感想をそれぞれ1,600字程度にまとめて提出してください。
コミュニティマネジメント学科	・猪口孝著『社会科学入門 知的武装のすすめ』（中公新書） ・溪内謙著『現代史を学ぶ』（岩波新書） ・徳山善雄著『報道危機 リ・ジャーナリズム論』（集英社新書） ・石川九楊著『二重言語国家・日本』（NHK ブックス）	左記の4冊の文献を読み、その感想をそれぞれ1,600字程度にまとめて提出してください。

地域福祉学科 臨床福祉学科	・正村公宏著『ダウン症の子をもって』（新潮文庫） ・浜田晋著『老いを生きる意味』（岩波現代文庫） ・宮崎和加子著『家で死ぬのはわがままですか』（ちくま文庫） ・早川和男著『居住福祉』（岩波新書）	左記の 4 冊の文献を読み、その感想をそれぞれ 1,600 字程度にまとめて提出してください。
------------------	--	---

- ②提出されたレポートの評価：書物の選択が日本社会の問題点を学ぶ上で適切になされており、文書表現も学習成果が見られる（社会学科）。課題図書として、福祉に関連した新書類や新聞記事を課題図書にした方が高校向けの福祉教科書類を課題にした時よりも生徒の反応はよく、真剣に取り組んでいることがうかがえる。テキストにもよるが、教科書的なものよりも新聞や関連図書の方にリアリティを生徒が感じていると推測できる。学生の新聞を読む割合が減ってきているが、高校生がこのような反応を示すのは、大学教育のあり方を考える上で興味深い。しかし、書物に込められた著書の意図の理解不足、作文技術のトレーニング不足もあることも否めない。
- ③福祉系高校から出張授業（模擬授業）の依頼を受けている。また高校側から本学へ来学する場合もある。生徒は、大学教員からのわかりやすい話や本学の福祉教育施設の見学等を通して、自らの関心を深めている。高校側の積極的な姿勢も窺われ、高大連携教育の推進に有効である。
- ④社会学部の各学科の教員は、高等学校からの依頼により出張講義を行っている。

2) 平安高等学校との教育連携の強化

- ①平安高等学校と、高校と大学間の一貫教育のあり方を模索すべく、教育連携を行うことになった。「建学の精神を一にする教育機関として、一貫した理念に基づき人材育成をはかる」、「大学が求める基礎・素養となる科目を幅広く、かつバランス良く学ぶ環境を整える」、「ゆとり学習を通じ多様な学習経験を生徒に提供する」など、大学と高等学校が密接に関わることにより、両校の理念に見合った人材の養成に取り組もうとするものである。
- ②この趣旨に沿った教育を展開すべく、大学と高等学校が協力してカリキュラムを継続的に検討している。
- ③2003 年 4 月から、平安高等学校に「プログレスコース」が開設され、2006 年 3 月に第 1 期生として卒業することになっている。卒業生には、適正に定められた一定の入試形態ならびに推薦基準により、本学への入学が許可されることになった。
- ④本制度による連携教育は開始されたばかりであり、本学への入学が開始されるのは 2006 年度からである。したがって学年進行にともない、適宜、本制度の評価を行っていくことになる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①入試制度と連携した入学前教育としての小論文による丁寧な個別指導は、本人だけでなく高校の教員からも評価されている。この取り組みは成果をあげており、教育論のモデル実験としても意味あるものと考えられる。さらに、高校との交流・連携の意味を掘り下げ、推進する必要がある。しかし、高校側の対応教員の数の問題で、入学前教育が十分に展開できない場合もある。したがって、大学側の教員も係わり、カリキュラムを含めた入学前教育のあり方を検討する必要がある。これは、全学に共通する課題でもある。
- ②入試部を通して各高校より出張講義の依頼が多くあるため、教員が多忙である。高校の希望する分野の教員が出張できないことがある。出張講義の受け入れをはじめ、全学的に連絡・調整する担当部署が必要である。

第4節 インターンシップ・ボランティア

【インターンシップ、ボランティア】

C群・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

C群・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

1. インターンシップ・ボランティア等の現状と評価

1) コーオペレティヴ教育の導入

コミュニティマネジメント学科は、インターンシップを学科教育の根幹の一つに据えている。インターンシップを超えた体系的な現場学習を目的とするコーオペレティヴ教育を導入し、1年次から4年次になるまで、体系的に現場でインターンシップを実施することが可能になっている。

2) インターンシップ科目

低学年の学生が実施することを想定して編成したインターンシップ科目としては、「フィールド実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（1～2年次／各4単位）」とそれをサポートする「フィールド実習指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（1～2年次／各2単位）」があるが、それによって学生が長期間のインターンシップを実施できる教育体制を整備している。

3) ボランティア

コミュニティマネジメント学科では、推薦入学試験にボランティア活動を評価基準の1項目として導入しており、第1期生のなかには、ボランティアの実績が評価され、入学した者もいる。将来的には、これらの実績を生かしたボランティア活動をひろげ、学生にボランティア活動に積極的に参加できるよう、指導していく。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各学部の教育目標の観点から、在学中に一定期間、社会人経験を積む「インターンシップ制度」を導入することも意義があり、検討すべき事項である。教室外の学修を評価し、多様な単位認定方法を模索することも今後の課題である。

2) その改善状況

「インターンシップ制度」の導入については、コミュニティマネジメント学科において実現している。コミュニティマネジメント学科は開設後2年目であり、実績面を評価することは難しい。しかし、インターンシップを学科教育の基幹として位置づけ、その実施体制を整えていることは評価できる。また、インターンシップを主目的として開設した「フィールド実習」科目は、予定通りの成果をあげていると考える。インターンシップ実施内容を充実させるために、社会現場と緊密に連携をとっており、学科の学修内容に現場体験を生かすための工夫も行われている。例えば、地域FMラジオ放送に番組を提供するなどプログラムをスタートさせ、その制作過程を通じて、メディアやジャーナリズム、地域を考えることにしている。

3. 今後の課題と改善方策

コミュニティマネジメント学科：現場実習の時間と学内での勉学の時間との組み合わせをより合理的に、そして学生が受けやすいものにし、インターンシップの実施時期や内容、評価方法において工夫が必要と考える。なお、インターンシップ先のさらなる開拓を要する。

他学科：他学科においては、インターンシップ制度は導入されていないが、社会調査実習・

福祉現場実習等によって教室外での学修機会が豊富にあり、すでに教室外での学修が行われている。一定の実習経験を踏まえて学生個人が自主的に教室外での学修を行うことも意義があり、インターンシップ制度を含めその単位化は今後検討すべき事項である。

第5節 履修科目の区分

【履修科目の区分】

B群・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

1. 履修科目区分（必修・選択）の量的配分の現状と評価

社会学部各学科のカリキュラム編成における必修・選択の量的配分の現状は次のとおりである。

学科		項目	必修・選択の単位数配分				合計
			必修	選択必修	選択	フリーゾーン	
社会学科	区分		38	6	58	22	124
	%		30.6	4.9	46.8	17.7	
コミュニティマネジメント学科	区分		36	6	62	20	124
	%		29.0	4.9	50.0	16.1	
地域福祉学科	区分		38	8	58	20	124
	%		30.6	6.5	46.8	16.1	
臨床福祉学科	区分		40	4	60	20	124
	%		32.3	3.2	48.4	16.1	

- ①必修・選択必修配分単位数（約 35.5%）と選択履修・フリーゾーン配分単位数（64.5%）との比率は、概ね 4：6 とし、各学科の教育目標にしたがって、必修・選択必修・選択の量的配分が行われている。
- ②各学科ともフリーゾーンを概ね 16～17%の範囲で設定し、学生の主体的学修計画に基づく学修の促進をねらっている。学生のより主体的な科目選択が可能なカリキュラムとなっている。
- ③地域福祉学科・臨床福祉学科では、原則として全学生が社会福祉士あるいは精神保健福祉士の受験資格取得をめざした科目履修ができるよう授業科目の編成と卒業要件単位数を配慮した。したがって、学生に対しては科目の選択のために履修指導が大切となるため、履修説明会を開催し、進路に即した卒業までの科目履修の仕方について説明・指導を行っている。その際、イ）社会福祉士の受験資格の取得を希望する場合、ロ）社会福祉士および精神保健福祉士の受験資格の取得を希望する場合、ハ）社会福祉士および精神保健福祉士の受験資格の取得を希望しない場合の 3 つのパターンに沿って履修の説明・指導を行っている。さらに、個別の履修相談会を開催し、学生の科目履修に関する不安・疑問に対応している。
- ④学生の主体的な学修を促進するうえで、関連科目が重複する等授業科目時間割上の障害があった。この障害をできるだけ除去するために、社会学部では、セメスター制の完全実施をめざして、授業科目は 2 単位とし、2002 年度入学生から授業科目のほとんどを 1 セメスターで完結する方向で努力してきた。このことにより、時間割編成上の履修困難も緩和された。特に、コミュニティマネジメント学科は、セメスター制を可能な限り採用し、ほとんどの開講科目を 1 セメスター完結の 2 単位科目としている。

以上のとおり、社会学部のカリキュラム編成における必修・選択の量的配分は、学生に対する履修指導体制の整備と関連を持たせて組み立てられており、社会学部の教育目標を達成するうえで、適切性・妥当性を備えているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

①社会学科

イ) 専攻科目中の必修・選択必修科目単位数比率については、前回のカリキュラム改定によって格段に改善されたものの、依然として必修科目の比率は高い。これは、社会学科が教員と学生のコンタクトを重視した少人数教育をカリキュラムの柱に据えてきたこと、またその少人数教育の下での社会調査実習（社会学入門実習、社会調査情報処理実習、社会調査実習など）を重視してきたことによる。必修科目単位数比率を下げつつ、社会調査実習を重視したカリキュラムを維持するためには、調査実習科目履修により得られる単位数を増やすことが改善策の1つとなると考えられる。

ロ) インターンシップ制度の導入については、教員への負担過剰が発生しないかなどの点を考慮しつつ検討していく考えである。

②コミュニティマネジメント学科

本学科は、2004年度よりスタートしたばかりの学科であるため、現段階では、顕著な問題点が見当たらない。学科では、今後学科を運営していくことにつれ、発生可能な各種の問題に応じてカリキュラムを見直し、柔軟に対応していく姿勢である。

③地域福祉学科

現在の学生の希望に即した進路を用意することを重要視し、さらに進路に即したきめ細かい履修説明・指導を行うことが必要である。

④臨床福祉学科

大学教育においては、基礎的教育を堅実に全うする一方で、学生の知的好奇心の多様化や社会の変容などに応える柔軟さも求められている。この観点は、必修と選択の量的配分の問題を考える際には、なおさら重要であろう。

第6節 授業形態と単位計算

【授業形態と単位の関係】

A 群・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

1. 授業形態と単位計算の全学的基準の現状と評価

本学は、学則第 26 条において、次の 2 つの基準を設けて、各学部が開講されている授業科目の特徴等を考慮して計算を行っている。

- ①1 単位につき 45 時間の学修を必要とする内容を持つものとして構成している。その計算基準は次のとおりである。ただし、教授会が教育上必要と認める場合は、上記の単位の計算方法を変更することができる。

単 位 数	学 修 時 間 (h)					
	講義・演習			実技・実習		
	授業時間	自主学修時間	合計学習時間	授業時間	自主学修時間	合計学習時間
1				30	15	45
2	30	60	90	60	30	90
4	60	120	180			

- ②卒業論文、卒業研究、特別研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を認定することが適切と教授会が認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

この全学的基準は、各授業科目の教育効果を高め、かつ適正な成績評価を行うための目安となる学修時間数を制度として定めたものである。各学部が、この基準に基づいて、各授業科目の授業形態や授業方法に創意・工夫をこらして教育に当たることを期待する意味も含まれており、適正な基準である。

2. 社会学部における授業形態と単位計算の現状と評価

社会学部は、全学的な基準の下に、各授業科目の目標に応じて、その教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して単位数を確定している。学生は、自主的・積極的に学修することを旨として、教室での講義時間の 2 倍ないしはそれ以上の自発的な学修が大切であることを履修要項へ記載している。履修指導、各授業等をとおして、授業への出席、課題の提起等による学生の自覚と自習を促している。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

学生指導をきめ細かく行うためには、ティーチング・アシスタント等の教育補助員の充実も課題である。

2) その改善状況

ティーチング・アシスタント（6 名）をはじめ、ラーニング・アシスタントや教育補助員が配置されており人的な教育補助体制はかなり整備されてきた。

4. 今後の課題と改善方策

- ①現段階においては、単位計算の現状は概ね妥当なものと考えられる。しかし、単位の修得にあたり、学生の自主的学修が十分にできているか否かは、個々の学生の自覚にゆだねられている現状がある。学生の自主的学修をより厳しく求めるためには一層の学修環境整備に大学・学部が努めなければならないことはいうまでもない。
- ②単位の実質化をはかるためには、授業担当者がきめ細かい学修指導ができるよう、それを支援する人的体制の拡充が必要であり、全学的にその制度の拡充が求められている。

第7節 単位互換・単位認定等

【単位互換、単位認定等】

B 群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性…（表4）

B 群・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性…（表5）

B 群・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

1. 他大学等の学修による単位認定方法の全学的な現状と評価

本学においては、学生が他の大学等（外国の大学を含む）で修得した授業科目の単位と入学前に大学（短期大学を含む）で修得した単位を併せて 60 単位まで、本学で修得したものと見なすことができる（学則第 37 条および第 38 条）。この学則の規定に基づいて、次の区分に基づいて、各学部において単位認定を行っている。

①単位互換協定に基づく単位認定

- イ) 海外の大学との学生交換協定（「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照）
- ロ) 大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ハ) 放送大学（瀬田学舎および大学コンソーシアム京都内に設置されている放送大学との協定）
- ニ) 滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度（滋賀県にある大学間の単位互換）

②単位互換協定以外で学部が独自に行っている単位認定

- イ) 私費による海外の大学における学修の単位（私費留学＜自己応募＞による単位認定）
- ロ) 大学以外の教育施設での学修の単位（主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラム）
- ハ) 入学前の大学または短期大学で履修した授業科目の単位

2. 社会学部における単位互換協定（国内・国外）による単位認定方法の現状と評価

1) 単位互換協定締結の状況

社会学部独自で締結している協定はない。社会学部は大学が国内外の大学等教育機関と締結した協定に基づいて単位互換を行っている。

- ①海外の大学との学生交換留学協定
- ②大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ③滋賀県 12 大学「単位互換制度」（滋賀県にある大学間の単位互換）
- ④放送大学

2) 単位認定の方法

社会学部においては、大学コンソーシアム京都、滋賀県 12 大学および放送大学との単位互換について、学科毎に次のように卒業要件単位として認定している。

①社会学科

- イ) 大学コンソーシアム京都、滋賀県 12 大学：共同開講科目の選択科目（総合科目分野）として 8 単位、専攻科目の選択科目として 8 単位の合計 16 単位
- ロ) 卒業要件単位数（124 単位）に対して 12.9%

②コミュニティマネジメント学科

- イ) 大学コンソーシアム京都、滋賀県 12 大学：共同開講科目の選択科目（総合科目分野）および専攻科目の選択科目として計 12 単位
- ロ) 放送大学：専攻科目として 12 単位
- ハ) 合計 24 単位で、卒業要件単位数（124 単位）に対して 19.4%

③地域福祉学科・臨床福祉学科

- イ) 大学コンソーシアム京都、滋賀県 12 大学：共同開講科目の選択科目として 8 単位
- ロ) 卒業要件単位数 (124 単位) に対して 6.5%

④社会学部の 2004 年度における単位互換協定に基づく単位認定の全体的な状況は、「**大学基礎データ表 4 単位互換協定に基づく単位認定の状況**」(海外留学分を含む)のとおりに、17 人 36 単位 (1 人当たり 2.1 単位)である。

以上の 1)、2) のとおり、大学コンソーシアム京都、滋賀 12 大学によって用意された授業科目のうち、学生が「単位互換履修生」として受講し、試験に合格すれば単位を認定する等適切な方法がとられている。他大学との単位互換は、本学に開講されていない多様な講義を主体的に選択し、履修することができるため、その教育的効果は高いと考えられる。

3. 単位互換協定以外の単位認定方法の現状と評価

社会学部においては、2004 年度、単位互換協定以外での単位認定を行った事例はなかった。また、入学前の既修得単位についても、対象者はなかった。

4. 卒業所要総単位中の認定単位数の割合と評価

学則上の上限である 60 単位を認定した場合は、制度上、卒業要件単位数(124 単位)の 48.4%となる。これは協定先の大学が高等教育にふさわしい教育課程を備えていることを想定し、その場合でも 4 年間で卒業できるよう配慮したものである。60 単位の範囲で、学生の積極的な学修姿勢を伸ばすことができるような仕組みになっており、卒業所要総単位中に占める認定単位数の割合は適正であるといえる。ただし、社会学部においては、海外留学者は少なく、60 単位まで認定した事例はない。

5. 前回相互評価申請時 (1997 年) にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①前述の積極的な意義を踏まえつつも、ただ学生の興味だけで履修させるのではなく、本学にない他大学の開講科目を学部教育の目標との関係でどのように位置づけるのかという視点からの検討を深める必要がある。
- ②授業科目を京都・大学センター (現「大学コンソーシアム京都」) に提供していない学部もあるが、大学間交流の積極的意義を認め、前向きな検討が求められる。
- ③その運営に際して、大学間における煩雑な事務手続きが生じているため、正確かつ迅速な処理が可能となるように、一定の簡略化および標準化が図られなければならない。
- ④放送大学との単位互換協定は 1997 年 7 月 3 日に締結されたばかりであり、1998 年度からの実施に向けて作業が進行中である。

2) その改善状況

- ①学部の教育課程との関連について検討等を行いながら、互換制度と他大学の開講科目を選択している。
- ②数科目しか提供していない時期もあったが、2005 年度は大学 31 科目、短期大学部 3 科目を提供しており改善は進んだ。
- ③大学コンソーシアム京都においては、統一的な対応措置がはかられ、事務処理の一定の合理化が進んだ。
- ④放送大学との単位互換は、各学部の教育方針に基づいて、適正に実施されている。

6．今後の課題と改善方策

- ①大学コンソーシアム京都との単位互換協定に基づく履修者の減少が見られる。また、授業科目によっては、受講人数制限があり希望者全員が受講できるとは限らない等の問題点がある。また、逆に受講が許可されたにもかかわらずそれを放棄する学生がいることも問題である。
- ②単位互換についても、認定単位数を増やすべきか否かについては、実績を踏まえつつ検討してみる必要がある。
- ③留学先の授業始業日や終業日と、本学部の始業日や終業日の相違から、単位認定を行いにくい課題を克服するために、留学先との具体的な話し合いが、今後、一層必要である。

第8節 開設授業科目における専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表3）

B群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合と評価

- ①社会学部（専攻科目）の必修科目のうち専任の教授・助教授・講師が担当する科目の割合は、「大学基礎データ表3 開設授業科目における専兼比率」のとおりであり、各学科とも、専任が担当する割合が70%を超えている（コミュニティマネジメント学科は昨年度開設したばかりであり91.4%と高い）。しかし、全開設授業科目においては、学部平均で53.7%である。
- ②学部平均が、53.7%とやや低いのは、学部教育の中核となる少人数の実習を中心とする必修科目が多く、そこに専任者を重点的に配置しているためである。

2. 兼任教員の教育課程への関与の状況と評価

兼任教員が多いことは、教育の多様化と学生の選択枝を広げること、さらには教員1人当たりの学生数を減少させることにおいて評価に値する。一方、兼任教員は専任教員ほどには教育課程に深く関与できない状況が生じやすいことは一般に指摘されているところである。しかし、社会学部では、できるかぎり兼任教員の意見を教育課程に反映させるようにしている。例えば、地域福祉学科や臨床福祉学科では、実習に関連して、兼任教員と専任教員が教育内容や方法について一定の共通理解を得るべく会議を開催している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①大学人事計画に沿って、専任教員を雇用しつつ、兼任教員の比率を考えていくことになるが、その場合、講義、演習、実習の授業形態や、さらには授業内容により、教員1人あたり何名の学生配分が妥当なのかを今一度検討したうえで、兼任教員の雇用を再考する必要がある。
- ②兼任教員の教育課程の内容への関与は、すでに会議等で実施されているが、兼任教員の十分な意見が反映されているかは疑問のあるところである。今後、会議で出された意見の集約をどうするのか、検討が必要である。

第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

C 群・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

1. 社会人学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

特に教育課程編成上等の配慮は行っていない。

2. 外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

外国人留学生は少ない（2004 年度は 6 名在籍）。教育課程編成上等の配慮は、特に行っていない。クラス担任、ゼミ担当者の指導方針にしたがって個別に対応している。

3. 帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

入学してくる帰国生徒は少ない（2005 年度は 3 名在籍）。教育課程編成上等の配慮は特に行っておらず、入学してきた場合は、クラス担任、ゼミ担当者の指導方針にしたがって個別に対応する。

4. 今後の課題と改善方策

- ①留学生は、入学後しばらくは社会学を学ぶ上でかなりの困難に直面する。これを少しでも軽減するため、留学生向けに、社会学の学修に必要な日本語能力と基礎的知識等の獲得をめざすような科目の設置を検討していく必要がある。
- ②帰国生徒への教育上の配慮については、これらの学生を対象とする入試制度のあり方との関連で検討する必要がある。入試制度が現状のままであれば、教育上の配慮についても特に改善すべきところはない。

第10節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B 群・教育上の効果を測定するための方法の適切性

B 群・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B 群・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

B 群・卒業生の進路状況

1. 教育効果の測定方法の現状と評価

社会学部における教育効果の測定は、主として次の2つの方法によって行われている。

- ①授業科目を担当する教員によって、授業経過中または終了直後に多様な形態で行われる試験による方法
- ②学生の授業評価による方法

1) 授業科目担当者による試験

- ①基本的には、学期末試験、レポート、平常点（課題、発表、小テスト、質疑応答等）等による「成績評価」をもって、教育効果を測定している。各教員は、その成績評価に基づいて学生の到達度を確認している。
- ②成績評価の方法については、シラバスや最初の講義において、教員が学生に周知している。教員は、シラバスに示した基準に基づいて、「成績評価」を行っており、その方法は適切と考えられる。

2) 学生による授業評価

- ①社会学部は、「大学教育開発センター」が全学的に行っている授業評価に協力している。その具体的な取り組みについては、「第5章－10 教育改善への組織的取り組み」を参照。
- ②社会学部は、講義（演習、実習を除く）について、定期的に学生による授業評価を行い、教員の授業改善の資料としている。2003年度の学部カリキュラムの改編に際しては、学生を対象に「関心ある固有科目・テーマ」や「カリキュラムに対する不満」についてのアンケート調査を学部主導で行い、その分析結果を新カリキュラムに反映させた。
- ③大学教育開発センターが行った学生による授業評価（講義科目／2004年度前期）によれば、「この授業を受けてあなたのこの科目に対する興味・関心は深まっていますか」の設問では、学部全体で「深まっている 23.5%」、「どちらかといえば深まっている 42.6%」の計 66.1%である。

以上の1)、2)により教育効果の測定を行っているが、主には各授業科目を担当する教員の責任で行われている成績評価が中心であり、教育効果は適正に測られているといえる。学生に対しては、それを成績という形で通知している。各授業科目の学びに関する興味・関心については、約 66.1%の学生が肯定的な回答をしており、多様な形で行われている社会学部の教育は、一定の効果があがっているといえる。また、その結果は、成績の累積という形（認定単位の積算）で集約し、学生を卒業させている。「**大学基礎データ表6 卒業判定**」によれば、卒業予定者（5年次生以上も含む）に対する社会学部の卒業率は、毎年、90%を超えており（4年次卒業率はこれより高い）、有為な人材を社会に送り出している。

3) 今後の課題と改善方策

- ①成績評価による教育効果の測定は、概ね適切な基準と方法に基づいて行われていると考えられるが、複数の教員による同一科目の授業については、各教員の授業内容や成績評価の基準を完全に統一することが難しく、その統一の是非についてもあらためて検討する必要がある。学生による授業評価に基づいた教育改善については、大学教育開発センター主導で行われる授業アンケート調査の活用を学部全体で促進するための制度を設け

る必要があると考えられる。それに加えて、さらなる教育効果の向上のため、教員同士で講義内容や教育改善の取り組みについて、情報交換が可能な体制を構築していくことが、2007年度の導入に向けて検討されている。

- ②社会学・社会福祉学という学問が、社会生活における問題解決を目的としているという特質を考えると、在学生だけでなく、卒業生にもアンケート調査を実施して、長期的な教育効果を測定する必要がある。

2. 教育効果測定方法等に関する教員間の合意の状況と評価

1) 教員間の合意の状況

前述の教育効果の測定方法については、教授会や学部教務委員会等で審議されており、全学的な合意に基づいて実施されている。

- ①教育効果の測定法としての個々の授業科目の成績評価は、各々の授業科目の特徴やそれを担当する教員の教育方針によって、評価方法に多様性を帯びてくることは当然のことであり、評価方法も複数の要素を加えて評価する教員も多い（シラバスの成績評価方法の項参照）。
- ②学生への授業評価、教員の授業に関する意識実態調査等についても、教授会をはじめ、全学の教務会議等の了承を得ながら進めている。ただし、その実施に当たっては、教員の主体性・積極性を考慮して、強制ではなく理解を求めつつ進めている。したがって、それらの評価や調査を実施できない授業科目等もあり、この点に関する教員間の合意の確立は今後の課題として残されている。

以上のとおり、教育効果の測定方法に関しては特に問題はなく、全学的に教員間の合意は確立されている。ただし学生の授業評価とその活用については、まだ教員間に合意が確立されているとはいえない。

2) 今後の課題と改善方策

- ①教員の個々人の裁量による「成績評価」としての教育効果の測定は、教員間によって成績評価の方法が異なり、同一科目の場合は、差異を生みだしてしまう可能性がある。これはまた学生間に不公平感を抱かせる原因ともなる。しかしながら、成績評価の方法を統一することは、授業内容の標準化を必要とするが、他方ではそれによって授業の魅力の低下や学生の学修意欲低下を招く危険性もある。したがって、授業ごとに到達目標を設定するなどにより、教員間の授業内容と評価のばらつきについて、学部で全体的な調整をはかる体制を整えていかなければならない。この点に関する教員間の合意形成についてはこれからの課題である。

ただし実習や演習に関しては、それらの授業が学部教育の中心となることもあり、カリキュラム改革のたびに授業内容と教育効果の測定について審議を重ねており、つねに改善を進めている。とくに教育効果の測定については、実習報告書または卒業論文を通して、それらの教育効果を知ることができるため、すでにある程度の合意形成は確立している。

- ②個々の科目の教育効果と比較して、システム全体の検証は誰が評価するのか、また評価基準に何をを用いるか等、その実施には多くの困難が予想され、慎重にならざるを得ない。ただし、上記で述べた卒業生へのアンケート調査の結果を、卒業年次別に比較分析することで、全体の教育効果の向上をある程度検証することができると思われるため、今後実施していきたい。

3. 教育効果測定システム全体を検証する仕組みの現状と評価

学生による授業評価が、システム検証の役割の一端を担っていると考えられるかもしれないが、社会学部においては、そのような仕組みは制度的にはまだ導入されていない。ただし、

これまでのカリキュラム改革において、学科単位で独自に学生アンケート調査を試み、参考にした経緯はある。全学的には、大学教育開発センターにおいて、全学統一方式で行われている学生による授業評価を参考にして、教育効果測定のシステム全体を検証する試みについての検討が始まったばかりである。

4. 卒業生の進路の現状と評価

1) 卒業生の進路の状況

社会学部の進路状況は、「**大学基礎データ表 8 就職・大学院進学状況**」のとおりである。

- ①社会学部における就職率は、2003 年度は 78%（他、進学率 7%、未決定率 15%）、2004 年度も 78%（他、進学率 6%、未決定率 16%）と、本学 8 学部（短期大学部含む）の中で最も高い率を示している。学生のキャリア意識の醸成や開発にも、学部としての教育効果があつたものと思われる。
- ②地域福祉学科・臨床福祉学科の就職率は 2003・2004 年度ともに 80%を超えており、そのうち 60%が福祉関係、25%が民間企業、10%が医療機関へ就職している。このように、多くが学科の専門性を生かした進路に就いていることは、学科の教育効果が高かったものと評価できる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①未決定率は、他のいくつかの学部と同程度にある。また、社会学科については、他の文系学部と同程度の就職率である。そこで、今後ますます、学部として早期から学生へのキャリア啓発を行う仕組みづくりと、その後、個々の学生に応じたキャリア開発支援を強化していくことが必要である。
- ②とくに、2004 年度に開設されたコミュニティマネジメント学科については、学科の専門教育とともに、1 年次から 4 年次まで見据えたキャリア開発支援を視野に入れたカリキュラムを展開していくことが求められる。

第1 1 節 厳格な成績評価の仕組み

【厳格な成績評価の仕組み】

A 群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

A 群・成績評価法、成績評価基準の適切性

B 群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

B 群・各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性…（表 6）

1. 履修科目登録の上限設定とその運用の現状と評価

1) 履修科目登録の上限設定

履修科目登録の上限設定は、単位制度の適切な運営と密接な関係がある。その点を踏まえて、社会学部の各学科は次のような履修登録の上限を設定している。

学科		学年	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
社会学科	前期制限単位数		24	24	26	50
	後期制限単位数		24	24	26	
コミュニティ マネジメント学科	前期制限単位数		24	24	24	50
	後期制限単位数		24	24	24	
地域福祉学科	前期制限単位数		24	48	48	48
	後期制限単位数		24			
臨床福祉学科	前期制限単位数		24	48	48	48
	後期制限単位数		24			

※通年科目の学期毎の履修登録上の単位計算は、前・後期に等分して計算する。

2) 運用の現状

履修登録については、履修要項に、「登録の心得」として「登録が有効に行われるようにすべて自分の責任において取り組まなければなりません」と明記するとともに「Q&A 特集 登録・履修について」（想定問答）を掲載して学生の理解が深まるように工夫している。また、履修上限を超えて登録した学生については、直ちに連絡・指導して制限内に納まるよう個別指導するなど厳格に運用している。ただし、学生は3年次までは、この上限まで登録しているが、4年次になると、3年次までの要卒単位の修得状況を反映して、登録単位数にばらつきが出てくる実態がある。

以上 1)、2) のとおり、履修登録の上限は、適切・厳格に運用されている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①これまで社会学科の3年次以上の登録単位数の上限が、年間52単位（3年次）および50単位（4年次）、コミュニティマネジメント学科の4年次の登録制限が年間50単位と高かったが、すでに来年度より48単位を上限とすることが決定されており、適切な上限を設定したと考える。
- ②上記の制限を行っても、3年次までに、卒業要件単位数（124単位）を超える単位の修得が可能である。単位の実質化という視点からすると問題があるが、単に上限を下げるということではなく、学生の履修実態、学生生活・学修支援等との関係をも含めて、カリキュラム全体を常に見直す中で、適切な上限を設定していきたい。

2. 成績評価法、成績評価基準の現状と評価

1) 成績評価の方法

社会学部における個々の授業科目の成績評価は、概ね次のような方法で行われている。

- ①筆記試験：主に学期末試験時に行われ、主に普通講義科目で行われている。
 - イ) 半期で完結する授業科目（セメスター科目）は、第1学期の試験期間（7月下旬～8月初旬）または第2学期の試験期間（1月下旬）に行われる教室内の筆記試験の解答を教員が採点する。
 - ロ) 通年型科目（通年科目）は、第2学期の試験期間に行われる教室内の筆記試験に基づいて行われる。
- ②レポート試験：課題レポートや、授業後のミニレポートによる評価で、字数や枚数等に条件（上限または下限）を加える場合もある。
 - イ) 授業内容を踏まえて、ある課題を提出し、参考書の学修や実地調査等の学修を通してレポートを期限内に提出させ、それを採点する。夏期休暇等の長期休暇期間の学修課題として提出を求めることもある。
 - ロ) 学期期間中に小レポートを2回～3回程度提出させ、授業理解度等を確認しながら評価する。
- ③実技試験：実技それ自体を担当教員の前で演じたり、技能の成果物を提示したりしてその出来具合を評価する。スポーツ技術学等で行われている。
- ④実習試験：特定の技能を身につけるために、そのための施設を整備した教室等で授業を行い、その成果物を提出させる、また学外の施設等での現場経験と体験集約レポート等を踏まえて到達度を判定する等の方法で行われている。社会学部は、実習科目が多いので、この方法は多用されている。情報処理実習、社会調査実習、フィールド実習、社会福祉援助技術現場実習等で行われている。
- ⑤平常点：授業への出席状況を参考にして行う評価。学期試験等の受験資格に授業回数の3分2以上の出席回数を義務づけたり、出席回数自体を採点の一定の割合（例えば10～20%）を反映させる等総合評価の一環として活用する。
- ⑥教室内的発表・発言等による評価：演習等において、学生の学修課題に対する論点の明確さや発表の出来具合、発言の内容や学修姿勢の積極性等を加味して、演習の課題研究等を評価する。
- ⑦口述試問：卒業論文の内容に対して、口述試問の主審（指導教授）および副審から試問を行い、学修の研究テーマに関する到達度を評価する。

社会学部における成績評価の方法は、以上の方法を単独または組み合わせてそれぞれの授業科目を担当する教員の創意・工夫に基づいて行われている。それは、シラバス上に「成績評価の方法」として学生に明示されている。授業科目の特性や担当者によって評価方法は多様であり、各教員が責任を持って適切に評価している。社会学部の各授業科目の成績評価法等については、「2005年 Syllabus（社会学部／各学科）」の該当頁を参照。

2) 成績評価の全学的基準

本学においては、適切な成績評価基準について全学的に検討した結果、2005年度からその基準を次のように変更した（次頁を参照）。

【成績評価基準】

評価の判断基準	素点評価	ランク
授業内容の理解も特に優れ、目標とする到達度をを超えて一段と高い水準にある	100～90	S
授業内容を良く理解しており、目標とする到達度をを超えて高い水準にある	89～80	A
授業内容を理解しており、目標とする水準に到達している	79～70	B
授業内容の理解にやや不十分さはみられるが、目標とする水準には一応は到達している	69～60	C
授業内容の理解度が低く、目標とする水準に達していない。評価資料が提出されていない	59～0	なし

- ①新成績評価は、旧成績評価基準の A・B・C の 3 段階評価に、最上級の S 評価を加え、4 段階評価とした。
- ②平均点評価または GPA 評価の分母を、これまでの合格科目から登録科目へ変更し、より厳密な評価になるようにした。
- ③試験欠席を示す「K」の表記を廃止し、すべて点数評価とした。
- ④履修辞退制度を新設した。
- ⑤この評価基準に基づいて、各授業科目を担当する教員の責任で、評価が行われている。
- ⑥この評価基準および各授業科目の成績評価の方法は公開されており、透明性も高い。
- ⑦成績を学生各自に通知した後においても、成績に質問または疑義がある場合はそれを受け付ける制度も整備されており、全体として公平な評価が行われているといえる。

2005 年度以後に導入した新成績評価方法では、新たに「S」評価が加わり、旧来の「K」評価を廃止した。また、「K」評価の廃止にともなって「履修辞退制度」を新設した。このことによって、教員にとってはシラバス上の成績評価方法の明記が一層重要視され、より積極的な成績評価の姿勢を促すことになった。それに対応して、学生においても積極的な受講が求められることになり、従来の成績評価に勝る教育効果がうまれると期待される。

3) 今後の課題と改善方策

成績評価に関して、担当教員に説明責任を求めるのは当然であるが、答案の取り違いや採点の転記ミスによる成績評価変更が散見され、教員に緊張感を持った評価姿勢が求められる。

3. 厳格な成績評価の仕組みの導入状況と評価

1) 各教員による厳格な成績評価

前述したとおりの方法により、個別の授業科目の成績評価それ自体は、各教員の責任で厳格に行われている。成績評価をめぐって学生との間で誤解が生じないためにもシラバス等で評価基準を可能なかぎり具体的に明示している。

2) 成績疑義の申出制度

他学部と同様に社会学部においても、学生からの成績疑義制度を設けている。成績評価に疑義のある学生は、定められた期間内に合理的根拠を明確に示した「成績疑義申出書」を提出し、それに対して当該担当教員は回答することになっている。このため教員が客観的基準に著しく反するような評価をすることは困難となっており、担当教員に評価の厳正さを促し客観的基準を意識させる効果はあるようである。

社会学部においては、以上 1)、2) のとおり、厳格な成績評価を行う仕組みが導入されており、適正に機能している。

3) 今後の課題と改善方策

厳格な成績評価を進めていく際、注意すべきは、成績評価を厳格にすることをめざすあまり成績評価それ自体が授業の目的となったり、あるいは成績評価の公正性を過剰に意識する

あまり授業内容の低下を招くようなことは避けなければならない。こうした矛盾については、まず単位制度とそれに基づいた成績評価は大学教育の手段であって目的ではないということを前提に、成績評価の方法を大学教育における各授業の目的や内容と合わせて、その適切性を検討することによって解消されよう。その改善方策については、各学科および学部全体で予定されているカリキュラム改革において、授業編成とともにFDを含めた授業運営にも踏み込んで検討していく必要があり、そこで具体化されるべきである。

4. 各年次・卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の現状と評価

1) 4年次卒業率の状況

- ①社会学部においては、定められた履修方法に従って、124単位を修得することによって卒業と判定される。「**大学基礎データ表6 卒業判定**」によれば、社会学部全体の過去3年間の卒業年次生（5年次以上も含む）の卒業率は概ね90%である。社会学科は80%台であるが、地域福祉学科・臨床福祉学科は90%を超えている。
- ②卒業率は全体として見ても高い水準にあり、とりわけ福祉系の2学科の卒業率の高さが特徴である。このことから分かるように、実習系の学部として相応の質は保たれていると思われる。

2) 卒業論文・卒業研究による卒業時の質の確保

卒業論文（社会学科）、卒業研究（コミュニティマネジメント学科・臨床福祉学科）、卒業論文または卒業研究（地域福祉学科）は、社会学部における学修の成果を集大成させる意義を持っている。この意義を踏まえて、学生の学修過程（研究テーマの設定、演習時の発表と学生相互の討論、論文草稿の添削等）においては、担当教員による個別指導が行われている。卒業論文は、最終的には口述試問（主査・副査）およびその結果に対する学科全体の審議によって、合否判定が行われている。

社会学部の卒業判定は、このような過程を経て卒業判定を行っているため、卒業論文または卒業研究の作成指導は、社会学部の卒業時の学生の質を検証・確認するための方途としては一定の意義を有していると考えられる。

3) 今後の課題と改善方策

成績評価と就職活動・進学・資格の取得等が連動する成績評価システム（GPAとそれに基づく厳格な卒業判定基準など）を検討していく。

第12節 履修指導と自主的学修の活性化

【履修指導】

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・オフィスアワーの制度化の状況

B 群・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

1. 履修登録指導の現状と評価

1) 全学年を対象とした履修登録指導

学生に対する履修指導は教育上極めて重要であることから、毎年、学年初めに全学生を対象にしたオリエンテーションを行っている。特に新入生に対しては履修要項、シラバス、時間割の説明を丁寧に行い、適切な履修ができるように指導している。

- ①各学期（前期・後期）の初めに、学年毎に「履修登録説明会」を実施し、履修方法や学修計画等の基本的事項について説明を行っている。その後は、履修相談期間（4～5日間）を設けて、教学部（社会学部担当）の窓口において学生の個別の質問等に応じて指導を行っている。
- ②各学科の教務担当者による履修相談会を開き、個別学生に対しても相談に応じている。
- ③学生に解りやすい「履修要項」や「シラバス」の作成を心がけ、「履修方法」や「講義概要」、「授業の計画・進め方」、「成績評価の方法」、「テキスト」、「参考文献」等の内容等を毎年検討し、より充実した内容を提供できるよう努めている。
- ④科目等履修生、編転入生、留学生に対しても、個別的に履修相談を受け付け、履修指導を行っている。

以上のとおり、学生に対する履修指導は、履修登録前における全体の説明会、履修指導期間の設定による学生の個別指導、履修要項やシラバスの内容の改善等により、適切に行われていると考えられる。

2) フレッシューズキャンプ

- ①本学は、入学後の新入生全員を対象としたフレッシューズキャンプ（1泊2日）を実施している。合宿期間中の様々なプログラムをとおして、建学の精神の普及と醸成および学生生活を有意義に送るための助言・指導を行う取り組みとして、新入生オリエンテーションの一環として行われている。
 - イ）ホテル等全館を借りて、学部単位で実施している。
 - ロ）クラス親睦会、在学生のアトラクション、キャンパスライフ相談会等を行っている。
 - ハ）特にキャンパスライフ相談会は、2日間にわたり、各学部の教員等が相談にのっている。この中で、予備登録などの履修方法等や時間割編成を含む個別相談に応じている。
- ②新入生は、入学後のオリエンテーションやクラス単位の行動等を通して様々な情報入手する。このような時期に、合宿を通して行われる助言・指導では、新入生も気軽に相談ができ、かつ一定の時間をあてることができるので、各学生に対して履修計画の意義をより効果的に周知することができるという効果がある。同時に、入学後間もない時期に寝食を共にすることにより、クラス全体の連帯感（仲間意識）を醸成させる効果もあり、クラス単位の授業を進める上でも有益といえる。
- ③フレッシューズキャンプの参加者に対して学生部が行った「学生生活実態調査（2003年度版）」によっても「大変よかった」、「まあまあよかった」と回答したものが、約8割いることから、この取り組みは有効であるといえる。

3) 登録確認書類の配付による再確認

社会学部は学科に分かれていることや継続的なカリキュラム改革により、入学年度によって履修方法が異なるため、学部全体としてカリキュラムは複雑化している。履修ミス誘発しやすい状況にあるため、学部としては全体説明会や個別の窓口指導で丁寧に説明しているが、それでも登録ミスが発生することを避けるのは困難である。このために次のような措置をとって登録ミスを減らすべく対処している。

- ① 学生の履修登録後、速やかに電算処理を行い、「受講登録確認表」を全学生に配付し、学生に受講登録科目の確認を求めている。登録ミスがあれば、事務室の窓口で指導の上、修正を行っている。
- ② この確認表は、履修方法と関連させてシステム化されており、「既得科目」、「登録講時ダブリ」等のエラーメッセージが表示されているため、学生にとっては確認しやすいようになっている。
- ③ これにより、学生の履修方法の思い違いや事務的ミスによる受講不可、卒業延期等の不利益を未然に防止することが可能となり、学生の便宜にもなっている。

以上の1)～3)のとおり多様な形で履修指導を行い、学生が自己の学修目標に則して履修登録ができるよう積極的な援助を行っており、学生に対する履修指導は適切であるといえる。

4) 前回相互評価申請時(1997年)にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ① 履修登録説明会には、高年次になるほど出席率が悪くなり、履修登録のミスによる問題も生じている。
- ② 将来的にはコンピュータネットワークを用いて学生が自らの操作で履修登録ができるようなシステムを採用できるよう検討する。それが実現すれば、履修制限、時間帯の重複チェック等が即時にでき、学生本人の初歩的な人為的ミスの防止にもつながり、さらに事務処理が簡素化される。

(2) その改善状況

- ① 履修説明会に参加する学生が高年次になるほど少なくなるのはやむを得ないところであるが、高年次の学生にカリキュラムの改変に伴う移行措置などの情報が十分伝わるようなシステムは確立していない。
- ② ネット登録を取り入れる段階には至っていない。今後さらに検討を進める必要がある。

5) 今後の課題と改善方策

- ① 受講者の人数制限のための予備登録や英語の習熟度別クラス編成などにより、登録にあたっての事務作業に時間がとられている現状があり、教務部職員による履修指導を充実させるうえで、事務処理の簡素化が必要である。その方策の一環として、Webを利用した学生自身による履修登録システムの全学的導入を検討していく必要がある。
- ② 今年度から、履修辞退制度が導入された。その実態調査等を行い、履修指導をより充実させることをめざす。
- ③ 「受講登録確認表」による登録授業科目の再確認を学生には呼びかけているが、それでも再確認をせず修正のタイミングを逸し、不利益を被ってしまう学生がいることは残念である。個別の呼び出し等引き続き努力をしていく。

2. オフィスアワーの現状と評価

1) オフィスアワーの制度化

オフィスアワーの時間を学生に提示している教員は一部であるが、必要に応じて学生はいつでも教員の研究室を訪れることができる。とくにゼミの指導教員は随時相談に応じている。

ケースが多く、オフィスアワーは実質的には存在していると思われるが、教授会でこれを制度として導入する段階には至っていない。

2) 今後の課題と改善方策

オフィスアワーについては、2006 年度以降の全学的なカリキュラム改革の流れの中で、大学全体として導入を進めていく方向にある。したがって社会学部としては、全学の動向と合わせて、オフィスアワーを導入していくことをめざす。今後は教授会などを通じて、できるかぎり早期にその導入を実現していくことが望まれている。

3. 留年者等に対する教育上の配慮等の現状と評価

1) 履修指導

過去 3 年間の社会学部各学科の留年率は次のとおりである。

- ・ 社会学科 : 13.7% (2004 年度) 11.7% (2003 年度) 17.4% (2002 年度)
- ・ 地域福祉学科 : 5.8% (2004 年度) 5.3% (2003 年度) 7.0% (2002 年度)
- ・ 臨床福祉学科 : 6.2% (2004 年度) 6.1% (2003 年度) 8.2% (2002 年度)

社会学科が福祉系 2 学科に比べるとやや高い。単位不足の理由は健康上の問題による長期欠席、学業成績不振、キャンパス不適應、留学、次年度のための留年等である。これらの学生には、当該学生のゼミ担当教員、教務部職員が適宜連絡を取りつつ、責任をもって対応し、指導している（コミュニティマネジメント学科は 2007 年度が完成年度）。

2) 学費の減額

教育上の配慮措置とは異なるが、間接的な配慮措置として、留年者に対しては、次のような学費の減額を行っている。

(1) 授業料の減額

- ① 授業料 (731,000 円) の半額を基本授業料 (365,500 円) とする。
- ② 基本授業料 (365,500 円) ÷ 38 単位を 1 単位当たりの登録料 (9,620 円) とする。
- ③ $365,500 \text{ 円} + (9,620 \text{ 円} \times \text{登録単位数})$ が授業料（学則に定める授業料が上限）となる。

(2) 施設費の減額

施設費 (250,000 円) - 50,000 円 = 200,000 円

3) 単位修得僅少者に対する指導

- ① 学年毎に修得単位数の基準を設け、前年度までの修得状況がその基準に達しない学生に対しては、学生生活ならびに学修状況についてゼミ担当教員（非常勤の場合は教務委員）が個別に面談指導を行うことにしている。2004 年度の単位修得僅少者（2 年次から 5 年次までの総数）は次のとおりである。

社会学科 : 48 名（2 年次以上の在學生に占める割合 6%）

地域福祉学科 : 16 名（2 年次以上の在學生に占める割合 3%）

臨床福祉学科 : 8 名（2 年次以上の在學生に占める割合 2%）

- ② これらの学生には、基礎ゼミナールや演習担当教員が中心となって面談を行っている。面談では、単位修得不足にいたった理由を聞き、今後どのように改善していくかについての相談に応じ、適切な指導を行っている。単位修得僅少者は授業に出ていないだけでなく、大学にも来ていない場合がほとんどで、この面談が学生を大学に出向かせるよい機会となっている。しかし、何らかの事情で大学に全く出て来なくなった学生に関しては面談が成立しないケースもある。

こうした問題に対処するため、単位僅少者については学生生活委員会を中心に、学生相

談室や教務委員と連携をはかりながら、対処することが2005年度に決定された。現在はその体制を試行するなかで、具体的な問題解決を探ることが予定されている。

以上 1)～3) のような措置により留年者への配慮を行っている。特に、未修得単位が38単位以下の場合は、その単位数が減るにしたがって学費負担は軽減できる仕組みになっている。2004年度（社会学部）においては、40名の学生が学費減額の措置を受けており、学修を継続したい学生にとっては適切な制度として機能している。

4) 今後の課題と改善方策

- ①留年生に対しては、今後とも、健康管理や日常生活の指導も視野に入れた、きめ細かな対応が求められる。
- ②単位修得僅少者に対する個別指導は、一定改善に役立っており今後とも維持すべきである。しかし、キャンパス不適應の学生、学習意欲低下や心因性の問題を抱える学生が増加しつつあることを考えれば、よりの確に対応できるような体制作りが求められている。
こうした問題に対処すべく、2005年度より、従来は教務委員が中心となっていた個別相談は、今後は学生生活委員会を中心に行われるように、学部内の制度が変更された。また同様に、学生生活委員会を中心として、経済的問題のみならず、学生相談室との連携をはかることで心理的問題にも対処することが期待されている。
- ③シラバスの改善等について、学生たちにより理解しやすく、利用しやすいシラバスを作成していくための改善努力を続ける。

第 1 3 節 授業形態区分と授業方法の関係

【授業形態と授業方法の関係】

B 群・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B 群・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

B 群・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

1. 授業形態・方法の現状と評価

本学は、各学部教育目標を実現するための基本的な授業形態として、講義、演習、実験、実習および実技に区分して単位計算の基礎を定めている（学則第 26 条）。社会学部は、これに基づき個別授業科目の形態等を定めている。

1) 授業形態と授業方法

- ①社会学部は、教育課程の内容を学生に効果的に教授するためには授業内容に則した適切な授業形態と授業方法が必要との立場から、次のような授業形態と方法を展開している。
まず、授業形態では、講義、実習、演習、実技がある。
- ②授業方法は、担当者がそれぞれの授業科目の教育目的および学生規模などを勘案して、普通講義、グループワーク、体験学習など、工夫して採用している。また、教材ソフト（コンピュータ）の活用、プリントの配布、ビデオ教材、PowerPoint®の使用等、多様な機材を随時活用している。

2) 多様な授業形態・方法を支援する体制の整備

こうした多様な授業方法を支えるためにはその支援体制の整備が肝要であり、そのため、瀬田学舎においては、次のような体制を整備している。

- ①教材作成室を設置し、教材印刷は大学が担当し、教員の負担を軽減している。
- ②コンピュータを使用する場合は、補助者を配置して授業をサポートしている。
- ③授業形態・方法に則した多様な施設（計算室、電算実習準備室・実習室、教育学プレイルーム）を整備している。
- ④ゼミ合宿等による集中的・自主的学修の経費支援をはじめ、各教員による多様な授業方法を支援するために「教育補助費」（ゼミ教育補助費、学生教育指導費、教学促進費）を設けている（「第 5 章－11 教育・学修支援」を参照）。
- ⑤ゼミ合宿等のために、大学が 68 カ所の指定合宿施設と契約し、この施設を利用する場合は、1 人 1 泊につき 1,300 円を年度ごとに上限 15 泊として補助する制度を設けている。

3) 授業規模

- ①社会学部の授業規模（専攻科目）を推し量る目安として、「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」を用いる。これによれば 64 人以下の収容人員の教室で行っている授業は 68.5%であり、65～200 人規模の教室を使用している授業は、23.0%である。概ね適正規模で行われているといえる。
- ②受講者数が 150 名を越えている授業に関しては、担当教員の希望により教育補助員を配置して、授業遂行に関わる補助的業務を遂行し、担当教員の負担の軽減をはかる等の配慮をしている。教育補助員は、学生の出欠調査、レポート等提出物の整理、教室における配布物の配布、視聴覚教育機材の操作等を行っている。
- ③受講登録者が多い場合の試験（専任 300 名以上、兼任講師 200 名以上）の答案用紙については、担当者が試験場から「解答用紙」を持ち帰ったあと、直ちにそれを学籍番号順に整理する等のサービスを全学一斉に行い、担当者の採点の負担軽減と効率化をはかっている。

以上 1)～3) のとおり、社会学部における授業形態と授業方法は、教育課程に則して個々の授業内容に適した内容で行われており、それを支える体制も概ね効果的に機能している。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①少人数科目を増加させると、必然的に必要とする教室数が増え、講義科目との関連もあり、適正規模の教室の確保が難しくなっており、解決の方策を検討する必要がある。
- ②授業形態や開設科目の多様化によって必要教員数が増え、専任教員だけでは担当しきれなくなりつつある。
- ③また最近では、少人数という良好なゼミ運営の条件を満たしているにもかかわらず、活発な討論を促しても学生が十分な反応を見せない場合もある。
- ④講義科目の中には、400 名以上となる科目があり、学舎別の開講科目数は次表のとおりである。授業規模は、学生の理解度や満足度と密接に関係しているとともに、過大な授業規模は、教員の授業改善意欲を減退させる場合もある。歩留まり率を十分に分析した上で入試判定、学期毎の履修制限、授業分割等、改善策を総合的に検討する必要がある。

	96 年度	97 年度
深草学舎	58	55
大宮学舎	3	3
瀬田学舎	3	1
合 計	64 科目	59 科目

- ⑤ティーチング・アシスタント（T・A）の活用方法を検討する余地がある。
- ⑥少人数教育の実践経験を教員間で交流させる場の設定について、検討する必要がある。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、動機づけの面でも非常に効果的であり、今後も継続していくのが望ましい。
- ⑧教室等の照明機器を改善し、視聴覚教育機器等を充実する。
- ⑨自習環境をさらに整備する。

(2) その改善状況

- ①瀬田学舎においては、学生数の増加に教室数は追いつかないままであり、英語やゼミなどで必要とされる小教室については、今後は不足してくると思われる。さらに、瀬田学舎全体で学生数は今後も増加することが見込まれており、それに対して教室数全体の不足が改善される見込みは今のところ立っていない。当面は、瀬田学舎 3 学部間で連携をとりながら、あくまで授業編成の工夫によって対処せざるをえないのが現状である。
- ②教員数の問題は、財政上の問題との接点もあり、個別学部の対応のみでは解決ができない。本学では、教学と財政の両立の視点から、全学的に長期財政計画を策定した（教員人件費率は帰属収入に対して 40%、上限を 42%）。この基本方針の下で、教育改革との連動をはかりながら検討している。
- ③および⑥：少人数教育の実践交流の場について、各学部独自で行っているケースもあるが、不十分であり、大学教育開発センターにおいて授業改善の一環として取り組むことを検討する必要がある。
- ④2005 年の 400 人以上の授業（社会学部）はない。
- ⑤ティーチング・アシスタントを大学の制度として整備した。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、実施している学部がある（経済学部、法学部）が、今後、各学部の特性を踏まえ、全学的に実施していくことが望ましい。
- ⑧教室等の照明や改善に努めるとともに、メディア関係機器についても拡充とその活用支援部署（情報メディアセンター）を設けた。引き続き改善に努める。

⑨瀬田図書館の拡充等を行った。引き続き改善に努める。

5) 今後の課題と改善方策

- ①演習・ゼミについては現在、本学専任教員が原則として担当するため、1 クラスの学生数が 30 名近い場合もある。本学専任教員が担当するという利点はあるが、小規模クラスによる教育効果の面を考慮するならば 20 名以内にすることが望ましい。
- ②大人数授業は、対話型等の双方向性を持った授業方法や授業の進行過程で学生の理解度を測定するため小テスト等の方法をとることが困難であり、受講生の人数抑制が必要である。

2. マルチメディアを活用した教育の導入状況と評価

1) 個別の授業科目による活用

- ①学生は、学修の基盤として、インターネット技術、パソコン技術を修得するため情報処理実習を必修としている。その上で、すべての学生がメールアドレスを持ち、学内 LAN を自由を利用して学内外の情報を入手している。情報処理教室は常時開放していて、ラーニングアシスタントが常駐することで、学生の技術の向上にも寄与している。
- ②マルチメディアを活用した授業は、視聴覚機器を使用した立体的な講義による学生の授業理解の促進、効率的な授業の進行、学生の復習等の学生の積極的・効果的な学修を支援する上で有効であり、その効果も高い。本学は、この点を考慮して授業にマルチメディアの活用をはかっている。
- ③社会学部におけるマルチメディアを活用した主な授業科目は、次のとおりである。
 - ・情報関係科目（全学科）
 - ・社会調査実習関係科目（社会学科）
 - ・広告とメディア（コミュニティマネジメント学科）
 - ・体力学（コミュニティマネジメント学科）
 - ・医療ソーシャルワーク（地域・臨床福祉学科）
 - ・障害者福祉論（地域・臨床福祉学科）
 - ・福祉工学（地域・臨床福祉学科）

2) マルチメディア教育を促進するための環境整備

全学的な整備方針に基づき、京都学舎および大宮学舎に、メディア教育環境を整備している。「第 11 章 施設・設備等（学部・大学院）」を参照。また、メディア教育と施設・設備を担当する事務部署として情報メディアセンターを設置してその支援に当たっている。

以上 1)、2) のとおり社会学部においては、マルチメディアを活用した教育を積極的に導入している。また、学部内に情報委員会を設置し、情報教育・視聴覚教育等のメディア教育に関して授業担当者等の創意工夫を支援し、それに必要な環境整備をはかっている。さらに、全学的には情報メディアセンターを設置して、事務部門からもその支援等を行っており、全体として適切な運用がなされていると評価できる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①マルチメディア設備を教室に常備するように努めてはいるが、今なお、ビデオ設備のない教室がある。現在は移動式のビデオを使用しているが非常に不便である。今後、ビデオ設備を全ての教室に配置することが望ましい。
- ②2005 年度に大学全体の情報関連組織の改変により、普通教室における情報設備については、情報メディアセンターが中心に行うことが決定しており、教学的見地から情報教育ならびに一般教育における情報化を統合的に推進していくことが可能な体制になったと考えられる。したがって、普通教室におけるマルチメディア設備の配備についても、従来よりスムーズに進行することが期待されている。

- ③上記の②にともない、学部においても情報委員会と実習費運営委員会、および教務委員会の間で、教学的見地から委員会の機能を統合することを検討する必要がある。

3．遠隔授業による単位認定の現状と評価

1) 遠隔授業による単位認定

社会学部では、遠隔授業は行われていない。

2) 今後の課題と改善方策

- ①現在、全学的方針に基づいて、パソコンを利用していつでもどこでも学べるようユビキタス環境の整備を検討しているが、遠隔地授業の導入も含めたマルチメディア教育を促進するための基盤整備を進めていく。
- ②遠隔授業の実施には、大学が設備環境を整える必要があるので、これは学部独自の課題ではなく、大学全体の課題として協議していく。

第5章－7 国際文化学部教育内容・方法等

第1節 理念・目標

国際文化学部教育理念・教育目標を達成するために、学部創設時からのカリキュラムの基本的枠組みは堅持しつつ、国際化時代に対応した教育の質的充実をめざすためにカリキュラムの改革を進めていく。

(1) 2001年度に実施したカリキュラム改革の次の3つの目標を教育課程に反映させその質的充実をはかる。

- ①国際文化に関する基礎的知識の修得
- ②異文化コミュニケーション能力の養成
- ③文化交流に積極的に取り組む意欲の育成

(2) この目標を実現するために次のような教育課程を編成しているがその質的充実をめざす。

- ①基礎・プレ演習や基本科目を通して基本的なスキルと入門的な知識を身につける。
- ②コミュニケーション能力を養成するため5つの選択必修言語（英語、フランス語、中国語、韓国語、日本語）のうちから1つを選んで履修する。
- ③情報整理の技術を身につけるための調査分析の基礎を学ぶ。

(3) 前述の3点を国際文化学部教育の基盤として設定し、その上で4つの領域研究軸（生活、思想、芸術、文明）と3つの地域研究軸（欧米、アジア、日本）と特定の地域に限定されない総合の区分を設け、例えば、1つの地域をメインに、あるいは1つの文化的側面をメインに、専門的な比較研究を進めていけるような多面的かつ体系的なプログラムを用意する。

(4) 専門的な研究を行う際、実践的な調査能力が重視され、社会調査やフィールドワークによる卒業研究が奨励されている。本格的な国際人を養成するために、本学部が特に留学による現地体験と学修を重視し、学部主催の短期留学から最長2年間までの長期海外留学ができるように、単位交換（60単位まで認定）や留学制度を充実させる。

- ①語学・留学サポート室を設置し、学生を派遣するための資料やデータベースなどの設備を設けた上に、常勤のアドバイザー（2人）を配属する。
- ②英語を重視した教育コースを開設する。

第2節 教育課程

【学部・学科等の教育課程】

- A 群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連
- A 群・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系的性
- A 群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B 群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的性並びに学校教育法第 52 条との適合性
- B 群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B 群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B 群・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- B 群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 教育課程の現状と評価

1) カリキュラム編成の基本方針と体系

前述した教育課程編成の理念・目標を具体化するために、国際文化学部は次のような基本方針に基づきカリキュラムを編成している。

- ①多文化共生の国際的文化理解をめざす
- ②授業科目の体系的配置
- ③コミュニケーション能力としての語学力の向上を重視
- ④直接体験教育（海外留学等）や情報処理教育による国際化・情報化時代に対応
- ⑤学生の問題関心に基づく自主的な学修を促進するための履修方法の柔軟化

（1）多文化共生の国際的文化理解をめざす

- ①複雑かつ多様性を増す現代社会では、1 つの学問領域にとらわれることなく、幅広い視点から物事を考える力が求められる。日本・アジア・欧米の地域研究軸と、生活・思想・芸術・文明の領域研究軸を設定し、2 つの軸から体系的に専攻科目を配置している。地域や時代を超えて多様な文化に触れながら、国際的な文化理解を深めていく
 - イ) 4 つの領域研究軸
 - a) 生活（衣・食・住）
 - b) 思想（倫理・哲学・宗教）
 - c) 芸術（文学・美術・建築・音楽）
 - d) 文明（政治・経済・社会・教育）
 - ロ) 3 つの地域研究軸
 - a) アジア
 - b) 日本
 - c) 欧米
- ②大学全体の理念である「共生(ともいき)」について考えるための総合的な教育をめざし、次の 3 点を基礎的な教育スキルとして修得することをめざしている。
 - イ) 基礎演習や基本科目を通して基本的なスキルと入門的な知識を身につける。
 - ロ) コミュニケーション能力を養成するため 5 つの選択必修言語（英語、フランス語、中国語、コリア語、日本語）のうちから 1 つを選んで履修する。
 - ハ) 情報整理の技術を身につけるための調査分析の基礎を学ぶ。

- ③前述の4つの領域研究軸と3つの地域研究軸（日本、アジア、欧米）を、例えば、1つの地域をメインに、あるいは1つの文化的側面をメインに、専門的な比較学修を進めていけるような多面的・体系的かつ柔軟な学修プログラムを編成している。
- ④学生の積極的な学修を奨励・支援するために次のような措置をとっている。
- イ）専門的な学修を行う際、実践的な調査能力が重視され、社会調査やフィールドワークによる卒業研究を奨励している。
 - ロ）本格的な国際人を養成するために、特に留学による現地体験と学修を重視し、学部主催の短期留学から最長2年間までの長期海外留学ができるように、単位互換（60単位まで認定可）や留学制度を設けている。2004年度には、語学・留学サポート室を設置し、学生を派遣するための資料やデータベースなどの設備を設けた上に、常勤のアドバイザー2人を配属している。

（2）授業科目の体系的な配置

国際文化学部のカリキュラムは、学部基礎科目、学部基本科目、外国語科目、学部共通科目、瀬田学舎共同開講科目、学部専攻科目の各科目群から構成され、学生はこれらの科目群を有機的に組み合わせ履修することによって国際文化の理解をめざす。それぞれの科目群に開設されている具体的な授業科目は、「2005年度履修要項／Syllabus（国際文化学部）」の下記の頁を参照。

・学部基礎科目	23 頁
・学部基本科目	23 頁
・外国語科目	21～22 頁
・学部共通科目	23 頁
・瀬田学舎共同開講科目	19～20 頁
・学部専攻科目	24～25 頁

①学部基礎科目群（8単位必修）

1年生が先ず接する基礎的な科目群であり、学修方法の基礎を学ぶことによって学修のモチベーションを高めるとともに、3年次以後の学修に有機的につなげる観点からおかれている。

- イ）基礎演習（第1 Semester／2単位）は、大学生活に慣れつつ、学修・研究方法の基礎を学ぶ。
- ロ）プレ演習（第4 Semester／2単位）は、リサーチ・スキル・課題探究学修への準備をする。学修テーマを自らが考え、計画を立てて結論を導いた上で、その内容をまとめてプレゼンテーションとレポートで発表する。
- ハ）調査分析の基礎Ⅰ・Ⅱ（第1・第2 Semester／各2単位）は、コンピュータの基本的操作を学び、基礎資料やデータを収集・分析する能力を養う。

②学部基本科目群（16単位必修）

文化と文化研究に関する基礎知識を養うために、入門的な科目として「生活・思想・芸術・文明」の4領域を学ぶための科目を、基本的方法論を身につけるための科目として「国際文化学習の方法と技術」を開講している。

- イ）入門科目として、「生活・思想・芸術・文明」の4領域に分け、各領域にA～D（例：「生活研究入門A～D」）の4科目（計16科目）を開講している。
- ロ）基本的方法論を身につけるための科目として、「国際文化学習の方法と技術A～E」の5科目を開講している。

③外国語科目群（24単位必修）

- イ）コミュニケーション能力を育成するためのツールとしてカリキュラムの中で、大きな比重を占めている。文化理解や文化交流を深めるための手段として不可欠なツールであり、最低24単位を必修としている。
- ロ）国連公用語である英語、フランス語、中国語に加えて、コリア語、外国語としての日本語（留学生用）の5外国語が開講され、いずれもオーラル・コミュニケー

ション能力の育成を重視している。ネイティブ・スピーカーの教員を中心に授業が行われている。

④学部共通科目群

学部共通科目は、学部基本科目や専攻科目の内容と密接な関連をもち、国際文化研究をさらに広い視野で理解するための科目。その中に、必修外国語以外に、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、スペイン語Ⅰ・Ⅱ、ロシア語Ⅰ・Ⅱと、留学生のための日本語論文表現（初級・上級）も配置し、外国語の履修の幅を広くしている。また、4領域と3地域を横断する科目を共通科目として配置している（国際協力論、ジェンダー論、国際コミュニケーション論等）。

⑤瀬田学舎共同開講科目の詳細は、「第4章－3 共同開講科目（瀬田学舎）」を参照。

⑥学部専攻科目群（34単位必修）

- イ）基本科目で身につけた異文化を学ぶ基礎的な力を踏まえて、さらに専門的に学ぶ科目群。4領域研究軸（生活・思想・芸術・文明）と3地域研究軸（アジア、日本、欧米）を組み合わせた専攻科目が配置されている。学部専攻科目のなかに、選択制の演習・卒業研究（第5～第8セメスター／計14単位）も含まれている。
- ロ）演習では学生が関心・興味のあるゼミを選択し、少人数で課題探究学修に取り組み、成果をまとめる。英語で演習と卒業研究を行うゼミもある。演習を選択しない学生はその分の単位を専攻科目のなかから修得する。

以上の(1)、(2)のようなカリキュラム編成の基本理念に基づく開講科目の配置によって、国際文化学部の教育課程は、学校教育法第52条に定める大学の目的や大学設置基準第19条の教育課程の編成基準に適合しており、かつ学士課程のカリキュラムとしての体系性をも備えているといえる。

（3）コミュニケーション能力としての語学力の向上を重視

国際社会で活躍するためには、自国の文化を正しく紹介できるとともに各国の文化を正しく理解できるコミュニケーション能力も必要である。このため国際文化学部では、異文化理解に必要な不可欠な外国語をコミュニケーションツールとして学び、オーラル・コミュニケーション能力の育成を重視している。

- ①1、2年次（第1～第4セメスター）において、卒業要件単位（124単位）中、最低24単位（必修率19.4%）の語学修得を課している。
- ②3年次以後（第5セメスター～）に、より高いレベルの語学能力を修得したい場合は、選択外国語として、コンテンツを中心とする語学セミナー（英語セミナー、フランス語セミナー、中国語セミナー、ロシア語セミナー、日本語セミナー＜外国人留学生用＞）を提供している（フリーゾーンとして24単位まで要卒単位に加算できる）。
- ③2カ国語以上の外国語を履修したい場合は、3年次からは別の外国語科目を初級レベルから週に3回履修できる。

（4）直接体験教育（海外留学等）や情報処理教育による国際化・情報化時代に対応

- ①多彩な国際交流プログラムを活用し、毎年多くの学生が海外留学を経験している。学部企画と自己応募の語学研修に、文化研修、長期留学のさまざまなプログラムを活用することによって学生は各自のニーズに合わせて留学ができる。2004年度の留学者数は次のとおりになる。学部企画：夏45名・春40名、自己応募：夏37名・春19名と、長期留学107名である。留学の目的は、語学研修が多いが、卒業研究のための調査研究旅行、外国の大学の正規授業への参加や海外の大学院に入学するための留学のケースもあり、世界に向けて学修に励む学生も増加傾向にある。
- ②留学をしなくとも、留学生と交流をはかり異文化を体験できるよう、1カ月間、留学生のグループを受け入れる「短期受入プログラム」を積極的に実施している。ジョージア大学（アメリカ）は2001年度より、マウントフッドコミュニティカレッジ（アメリカ）は2003年度より、アサンプション大学（タイ）は2004年度より実施しており、キャン

パスやイベントでの交流だけでなく、同じ大学寮に住み、日常生活をともにする「日本人チューター制度」を導入することにより、さらに深く理解し合えるようなシステムを導入している。これらの交流から、長期留学を決心する学生は少なくない。さらにアサンプション大学とは、大学をとおり、学生同士の「文通」も行っている。

また、語学・留学サポート室では、長期留学生と一般留学生とが交流できるよう「留学生チューター制度」を2005年度より開始した。対象は、入学したばかりの英語圏以外の受入留学生と、英語以外の外国語を学ぶ一般学生の新入生で、お互いが自国の語学を教えあうことで交流をはかろうとするものである。方法としては、学生の要望を「語学を教えあいたい」「交流がしたい」「その両方がしたい」の3つにわけ、それぞれに見合った学生同士をマッチングさせている。なお、英語圏の留学生と一般学生とのマッチングは、対象を「留学から帰ってきた学生」に絞り、同様の交流をさせている。

- ③異なる文化を理解する第1歩は自国の文化と他の文化を「比較」することに始まる。その比較データを客観的に捉えるために情報処理教育科目（調査分析の基礎等）を設置している。最新のパソコンとソフトを使用して、基本操作からデータ分析、ホームページ作成、プレゼンテーションの技法等を学ぶ。
- ④直接体験を通して学ぶという姿勢は、調査技術の方法論科目や基礎・プレ演習、ゼミで強調されている。講義では、教員が直接体験している話を交えながら進めることが多いので、これが学生の勉強に対する姿勢に大きな影響を与えているといえる。

（５）学生の問題関心に基づく自主的な学修を促進するための履修方法の柔軟化

学生が明確な目標をもって、関心のある分野を総合的、専門的に学ぶことができるよう、卒業要件単位数の区分にフリーゾーン（24単位）を設けて、履修方法の柔化をはかった。

科目分野	卒業要件	小計
学部基礎科目	基礎演習、プレ演習、調査分析の基礎ⅠおよびⅡ 合計4科目8単位必修	100単位(A)
学部基本科目	16単位必修	
学部専攻科目	34単位必修	
共通科目 (学部・瀬田)	瀬田学舎共同開講科目（仏教の思想A・B含む）および 学部共通科目から18単位必修	
外国語 (必修外国語)	5言語（英語・フランス語・中国語・コリア語・日本語） の内1言語24単位	
フリーゾーン	外国語、共通科目、専攻科目から単位24単位まで(B)	
合計	(A)+(B)124単位以上	

- ①卒業要件単位数（124単位）から、各科目分野の必修単位数の合計（100単位）を引いた単位数（24単位）は、フリーゾーンとして学部専攻、共通科目（学部共通科目＋瀬田学舎共同開講科目）、外国語科目の分野に、自由に配分できる。
- ②フリーゾーン（24単位）を活用すれば、例えば、次のような履修方法が可能である。
 - イ）語学を重視したい学生は外国語（24単位必修）に加え、定められたカリキュラムに従ってさらに24単位の履修が可能であり、その結果最高、48単位まで語学を卒業要件単位数として加算できる。
 - ロ）学部専攻の4つの領域研究または3つの地域研究の分野に、各自の問題関心によってその学修を深めまたは広げることができる。
 - ハ）各自の学修方針に従って、共通科目（学部共通＋瀬田学舎共同開講科目）の分野の学修を広げることができる。
- 二）上記イ）～ハ）の総合的なバランスを考えた学修もできる。

【卒業要件単位とフリーゾーンへの流れ】

外国語	学部基礎	学部基本	学部専攻	共通 (学部、瀬田)	フリーゾーン
24	8	16	34	18	24

他に 24 単位まで可能

他に 24 単位まで可能

他に 24 単位まで可能

▲

以上(1)～(5)のように国際文化学部教育課程は、体系的・有機的なカリキュラム構成によって異文化研究を深く追究するための基礎的知識・技術や文化を支えるコミュニケーションとしての外国語を、バイカルチュラル・バイリンガルの教員によって教育する教育体系を整備しており、学部の教育目標を実現し得る教育課程を編成している。

また、学校教育法第 52 条や大学設置基準第 19 条との関連で、前述した国際文化学部の教育課程を分類すると概ね次のとおりとなる。

- ①外国語科目(24 単位以上必修)と学部基礎・基本・専攻科目(計 58 単位以上必修)
- ②教養的科目(仏教の思想 4 単位必修を含む瀬田学舎共同開講科目プログラム科目 18 単位以上必修)
- ③学生の自主選択科目(24 単位以上)

国際文化学部の教育課程は、教養から専攻分野の科目を体系的に配置し、学生の自発的な意志に基づいて最低 124 単位を履修することによって、幅広い知識と専門的な知識およびそれに基づく応用能力の育成をめざす教育体系を整備している。

2) 前回相互評価申請時(1997 年)にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①外国人留学生入学定員枠(60 名)が下記のとおり充足されていない。海外の学校との協定を拡大するために現在引き続き努力中であり、外国人留学生の一定数の確保と多国籍化が課題である。現地入試の実施も検討したい。

	平成 8 年度(定員 60 名)	平成 9 年度(定員 120 名)
留学生数	33 名	51 名(帰国生徒 4 名含む)
充足率%	55.0	42.5

※注：平成 9 年度の 51 名は、平成 9 年 5 月 1 日付の 1・2 年生の合計である。平成 9 年 10 月入学があるため、本年度後期には昨年度以上の充足率になると見込まれる。

- ②完成年度に至るまで、学生を対象とした実態調査を行い(社会調査分析法の授業の一環として行うことも一案)、現段階から問題点を把握していく必要がある。
- ③平成 11 年度には完成年度を迎えるため、同じ瀬田学舎の理工学部および社会学部との連携の中で、一層充実した教育体制の構築を目指したい。

(2) その改善状況

- ①カリキュラム改革、留学生への学費減額、宿泊施設の拡充等の環境整備を行った結果、現在ではほぼその枠を確保し、その多国籍化(7 カ国)も一定進んだ。
また、2005 年度より留学生入学枠を 60 名から 40 名に変更した。

	2003 年度在籍者数	2004 年度在籍者数	2005 年度在籍者数
留学生数	189	197	194
充足率(%)	78.8	82.1	88.2

- ②および③完成年度前から検討を進め、瀬田学舎の共同開講科目との連携等をはかりながらカリキュラム改革を進めてきた。

3) 今後の課題と改善方策

- ①教育課程の基本的な構成には問題ないと思うが、2006年度から履修指導の改善やカリキュラムの内容の連動性によって現在のカリキュラムの充実をはかる予定である。また、2007年度からカリキュラム改革をめざして現在検討中である。
- イ) 履修方法の自由度を高めると、学生にとって自分のいろいろな可能性を模索でき、モチベーションが高まる面もある。しかし、昨今、入学者の学力と目的意識の低下が見られ、いわゆる「楽勝コース」を求めて、最低限の努力で卒業要件を満たす傾向もある。この問題への対応や学部全体のレベルをあげるために具体的な方策について現在検討中であり、実施と評価を行いながら改善を進めていきたい。
 - ロ) 選択の自由度を残すが、入り口で縛りをかけ、必修科目を1、2年次に集中させること、基礎演習の目標と手段をさらにはっきりさせ、学生の基本的スキルを徹底することを検討している。そして、調査分析の基礎や基礎・プレ演習、外国語と基本科目の間のリンクを強めることによって教育効果を向上させていきたい。
 - ハ) ゼミと卒業論文に関しては、自由に選択ができるような体制を残しながら、ゼミをいくつかの共通テーマに基づいて行うことで、テーマに関して教員チームで学生に多角的な紹介や指導ができるように検討している。
- ②個々の授業科目や教員間の連携プレーをはかることによって、その内容的充実さらに努める。

卒業論文
演習

比較経済論
比較政治論
比較表現論
比較宗教思想論
比較精神病理学

欧米の農業
欧米の生活 A
欧米の生活 B
欧米の社会の言語

比較思想論
比較文明論
比較文学論
異文化教育

アジアの農業
アジアの食文化
アジアの生活 A
アジアの生活 B
アジアの生活 C
アフリカの生活

欧米の思想
欧米の政治思想
欧米の宗教 A
欧米の宗教 B

地球資源論
環境保護論
民族植物学
市民教育
現代ジャーナリズム論

日本の農業
日本の食文化
日本の生活
日本の民俗

東アジアの文化 A
東アジアの文化 B
イスラム世界の文化
東南アジアの社会と宗教
中央アジアの文化
アジアの仏教文化

欧米の演劇 A
欧米の演劇 B
欧米の芸術
欧米の文学

特別講座
特別講義

日本の思想 A
日本の思想 B
日本の思想 C
日本の宗教と文化
日本の古代文化

イスラム世界の芸術 A
イスラム世界の芸術 B
アジアの芸術
民俗と音楽

欧米の経済 A
欧米の経済 B
欧米文化史
欧米の産業技術
欧米の教育

日本の美術 A
日本の美術 B
日本の美術 C
日本の文学

アジアの政治
アジアの経済
アジア文化史 A
アジア文化史 B
アジアのマス・メディア
アジア・アフリカ開発論
アジアの産業技術

日本の経済 A
日本の経済 B
日本のマス・メディア A
日本のマス・メディア B
日本の国際社会 A
日本と国際社会 B
日本の教育

生活
思想
芸術
文明

生活領域研究軸
思想領域研究軸
芸術領域研究軸
文明領域研究軸

総合
欧米
アジア
日本

学部専攻科目 (演習・卒論を含む)
34～58 単位

学部基礎科目
8 単位

学部共通科目
瀬田学舎共同開講科目

基礎科目
日本の歴史
政治思想史
食料生産システム論
環境問題と宗教
伝統芸能論
国際協力論
国際開発論
文化交流史
国際政治論
社会の変動と教育
エネルギー経済論
国際経済論
国際コミュニケーション論
ジェンダー論
社会システム論
国際機構論
国際法
倫理学
ドイツ語Ⅰ
スペイン語Ⅰ
スペイン語Ⅱ
ロシア語Ⅰ
ロシア語Ⅱ
日本語論文表現 (初級)
日本語論文表現 (上級)

総合科目
情報社会とメディア
現代社会とマス・メディア
情報と人間
スポーツ文化論
情報倫理
現代社会と福祉
メディアにある福祉
世界の福祉
日本の文化
アジアの文化
欧米の文化
科学技術史
現代の技術
環境と倫理
環境と人間 A
環境と人間 B
自然観察法
人権論 A
人権論 B
平和学入門
生命と共生
人間と社会と法
生活の中の宗教
現代社会と宗教
現代社会とスポーツ
健康とスポーツ

18～42 単位

国際文化学習の方法と技術 A
国際文化学習の方法と技術 B
国際文化学習の方法と技術 C
国際文化学習の方法と技術 D
国際文化学習の方法と技術 E

生活研究入門 A (食物)
生活研究入門 B (民族)
生活研究入門 C (民俗)
生活研究入門 D (環境)

思想研究入門 A (教育)
思想研究入門 B (法学)
思想研究入門 C (哲学)
思想研究入門 D (宗教)

芸術研究入門 A (文学)
芸術研究入門 B (美術)
芸術研究入門 C (演劇)
芸術研究入門 D (工芸)

文明研究入門 A (技術)
文明研究入門 B (経済)
文明研究入門 C (政治)
文明研究入門 D (歴史)

16 単位
生活
思想
芸術
文明

プレ演習
基礎演習

調査分析の基礎Ⅱ
調査分析の基礎Ⅰ

2. 基礎教育および倫理性を培う教育の現状と評価

国際文化学部においては、専攻分野に進むための準備として学部基礎科目（基礎演習、調査分析の基礎Ⅰ・Ⅱ、プレ演習）と学部基本科目（「思想・生活・芸術・文明研究入門」、「国際文化学習の方法と技術」）が置かれている。

1) 基礎教育

<学部基礎科目－基礎演習>

基礎演習は、大学で学ぶにあたって学修の基礎を身につけるとともに、教育課程についての理解を深め、国際文化を学修するために必要な方法論を学ぶ準備をすることを目的としている。具体的には、各担当教員の専門を踏まえて次の7項目があげられる。

- ①文献を調べること……………図書館の利用法と活用法、図書館ツアー
- ②記録すること……………ノートや記録の取り方
- ③分類すること……………情報の収集と整理、スクラップブック、カードの作り方
- ④観察力を養うこと……………データの分析と活用、フィールドワークの基礎
- ⑤問題点を探しだすこと……………問題発見のテクニック
- ⑥議論の進め方……………プレゼンテーション、ディベートの仕方
- ⑦まとめること……………レジュメ、レポートの書き方

しかし、担当者間の内容のばらつき、入学者の基礎学力の低下等の問題があるため「学修・研究方法の基礎を身につける」という観点からの見直しも行われた。その結果、2004年度の開講に当たっては、次の2点の共通目標を設定した。

- ①第1セメスター終了後、6,000字～10,000字のレポートを提出させる。
- ②起承転結のある文章の書き方、注釈・文献リストをつける等のレポートの書き方の基本を理解させる。

この共通目標設定の理由は、次のとおりである。

- ①長いレポートを書くためにテーマを決め、資料収集とその整理をしたうえで、問題意識に基づいた資料分析を行い、レポート作成とその技術をしっかり学修させる。論理的に考え、論をたてる訓練になる。
- ②国際文化学部で期待されているレベルを意識させるため。長文のレポートを書くためには、資料等の準備が必要であることを意識させることができる。また、長いレポートを書くために「ある意見」をまとめるだけではなく、1つの問題について深く考える必要があることを意識させることができる。

2004年度前期の実施状況によれば、2点の目標については、概ね授業に取り入れられている。プレゼンテーションについての取り組みは担当教員により様々である。

基礎演習においては、高校までにはなかったディスカッションを交えて自己の学修を深めていく学び方を身につけること、自分自身で問題・課題を発見し、それを深めていくという姿勢を身につけることを主眼として授業運営している教員が多く、基礎教育の重要科目である。

<学部基礎科目－調査分析の基礎Ⅰ・Ⅱ>

調査分析の基礎Ⅰ・Ⅱ（1年次）は、コンピュータの基本操作を学び、4単位必修である。この授業は、情報処理実習室を使用し、電子メール、インターネットの検索エンジンの使い方、Word®、Excel®、PowerPoint®の使い方、ホームページ作成の基礎を学修する。

<学部基礎科目－プレ演習>

プレ演習（第4セメスター）は、基礎演習を第3年次（第5セメスター）以降の演習になく科目として位置づけられている。基礎演習と同クラス、同担当者での開講を基本として

おり、数回の全体の共同講義も設定されている。

プレ演習では、第5セメスター以降の演習でリサーチを行う準備としてテーマを決め、テーマに沿った資料・データを集め、整理し、レポートとしてまとめること、また Power Point® を使用してプレゼンテーションを行うこと等を行っている。

2) 学部基本科目

学部基本科目は、次のように多岐にわたる授業科目を提供している。学生は、次の授業科目から8科目以上を選択し16単位以上を履修する。学部基本科目のうち専任教員が担当する科目は15科目、非常勤講師が担当する科目は6科目である(2005年度)。

<学部基本科目－思想・生活・芸術・文明研究入門>

衣・食・住を中心とする「生活」、倫理・哲学・宗教の基本である「思想」、文学・美術・建築・音楽を具体化する「芸術」、政治・経済・社会・教育を制度化する「文明」を4つの領域と考えており、専攻科目でこの4領域を学ぶための入門科目群として学部基本科目が提供されている。具体的には次のような授業科目を設置している。

生活研究入門 A (食物)	食をめぐる文化等について、世界的視野で比較論を概説する
生活研究入門 B (民族)	人間とは何か、文化とは何か等についてコミュニケーション(交換)の視点から学ぶ
生活研究入門 C (民俗)	フィールドワークを通じて地域文化を考える基礎を学ぶ
生活研究入門 D (環境)	地球環境のパターンと変化を中心とした環境学
思想研究入門 A (教育)	教育の社会的意義、教育と文化の関係を学ぶ
思想研究入門 B (法学)	人権の問題を中心に法律について学ぶ
思想研究入門 C (哲学)	哲学的なものの見かたを学ぶ
思想研究入門 D (宗教)	現代社会を宗教で読む
芸術研究入門 A (文学)	「おはなし」の進化を学ぶ
芸術研究入門 B (美術)	美術・デザインにおける国際交流について学ぶ(2005年度休講)
芸術研究入門 C (演劇)	演劇の見方や分析について学ぶ
芸術研究入門 D (工芸)	陶磁器の歴史、体系を学ぶ
文明研究入門 A (技術)	グローバル石油業界から見た歴史的エネルギー論
文明研究入門 B (経済)	経済学の基本
文明研究入門 C (政治)	世界の諸文明の特質、構造およびそこに働いた政治を学ぶ
文明研究入門 D (歴史)	アジア・ヨーロッパの歴史から見る方法論入門

<学部基本科目－国際文化学習の方法と技術 A～E>

前述の4領域のそれぞれをさらに専攻のレベルでリサーチするために必要な基礎教育科目として開講されており、調査分析の応用、フィールドワーク、方法論を学ぶ。

以上1)、2)のとおり、国際文化学部の基礎教育は、大学における学修入門的な側面と専攻分野の学修を進めるために必要な基礎的な知識と技能の修得の2つを含めた基礎教育体系を擁している。また、「学部基礎科目」は、「基礎演習」「調査分析の基礎Ⅰ・Ⅱ」を1年次(第1～2セメスター)、「プレ演習」を2年次(第4セメスター)、「学部基本科目」のうち、「思想・生活・芸術・文明研究入門」は1年次(第1～2セメスター)、「国際文化学習の方法と技術 A～E」は1～2年次(第1、3、4セメスター)に、それぞれ配置されている。授業内容と科目の年次配当の両側面から見て、国際文化学部における基礎教育は、教育課程の中に適切に位置づけられている。

3) 基礎教育の運営体制

基礎教育は、国際文化学部教務委員会が中心となって問題や課題を集約するとともに、毎年度の開講科目の編成時等において、担当者や教育内容の連絡・調整等を行っており、基礎教育の実施・運営のための責任体制は確立されている。

4) 倫理性を培う教育

- ① 瀬田学舎共同開講科目に開講されている「仏教の思想」、「倫理学入門」、「情報倫理」、「環境と人間」等が倫理性を培う教育をも担っているといえる。
- ② 国際文化学部独自の倫理性を培う教育は、授業科目として設置されてはいないものの、地域研究軸（日本・アジア・欧米）と、生活・思想・芸術・文明の領域研究軸の2つの軸を持つ体系的な専攻科目の学修を通して、多文化共生、異文化尊重と相互理解の精神を培う教育体系として存在しており、教育課程の中に適切に位置づけられているといえる。

5) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

「読書法（Reading）」、「文書表現法（Writing）」、「口頭表現法（Presentation）」等の文書作成技術や口頭発表技術を取り扱う科目の新設が望まれる。

（2）その改善状況

「基礎演習」の中で行っている。

6) 今後の課題と改善方策

- ① 基礎演習：学力低下をはじめとしてさまざまな問題をあわせもつ今後の入学生へ対応するために、大学で学ぶための一通りの基礎を1セメスターだけで築くのは困難と見通して、2006 年度からプレ演習を第2セメスターに配置し、初期教育の基礎を徹底する予定である。
また、レポートの作成方法、情報整理、リサーチ方法等に関するスキルの修得は、他の授業科目にとっても必要不可欠である。授業の内容については、他の授業科目との関連を踏まえながら引き続き充実に努める。
- ② 調査分析の基礎：主に情報処理実習室を利用し、受講生が作業を中心とする科目であるが、1クラスあたりの受講生数が50人～80人と多い。国際文化学部の2年生以上を教育補助員につけているが、その能力問題もあり学生にとっては不満もある。ティーチング・アシスタント制度の導入は現在検討中である。また、専任2人と非常勤講師で運営しており、非常勤講師の担当クラスが半数以上となっていること、担当教員間で課題の提出回数など細かい部分を統一できていない面もあり、引き続き改善に努める。
- ③ 生活、思想、芸術、文明の4領域の講義：受講者数が300人を超える科目が4科目、200人を超える科目が10科目あり（2004年度実績）、受講生へのきめ細かい授業ができないという問題がある。これについて、受講者数制限をかけることで少人数クラスを実現するとか、あるいは課題等のチェックを任せられるティーチング・アシスタント制度を導入し、ティーチング・アシスタントを活用して指導を行う等の改善が必要である。
- ④ 国際文化学習の方法と技術：受講生数の制限をかけるなどして情報処理実習室での講義を円滑に行えるようにしている。しかし、講義の内容については、何を中心にすすめるのが適切かについては検討が必要である。またフィールドワークに対する予算措置がなく学生の実費負担となるという問題点もあり、改善策を検討したい。
- ⑤ プレ演習：プレ演習を第2セメスターに配置するために、ゼミで研究するための準備をテーマ別に新たな科目で行うことを検討中である（2006年度から実施する）。

3. 一般教養的授業科目の現状と評価

1) 一般教養的授業科目の編成

国際文化学部は、主に瀬田学舎において開講されている共同開講科目によって行われている。共同開講科目の編成は、基礎教育科目と総合科目に分けられている。

- ①基礎科目は、仏教の思想(4 単位必修)をはじめ、スポーツ科学、倫理学入門、日本国憲法、生活の中の数学等人文、社会、自然の各分野にわたって開講されている。
- ②総合科目は、情報社会とメディア、アジアの文化、環境と人間、平和学入門、現代社会と宗教、現代社会とスポーツ等、複数分野を含む学際的な授業科目等を広く開講している。
- ③具体的な開設科目は「2005 年度 履修要項（国際文化学部）」(19 頁)を参照。詳細は、「第 4 章－3 共同開講科目（瀬田学舎）」を参照。

以上のとおり、国際文化学部における一般教養的授業科目は、「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するために適切に編成されている。

2) 今後の課題と改善方策

国際文化学は形成途上の学問であり、現段階では、それ自体が教養学部的意味を持っている。共同開講科目が、国際文化学部の教育課程においては、どのような独自の役割を持った分野なのか、さらに明確化していく必要がある。長期的な課題ではあるが、抽象的な理念だけの検討に終わることなく、今後は、学生の学修実感の調査等を含めて検討していきたい。

4. 外国語教育の現状と評価

1) 外国語教育課程

国際文化学部は、文化を理解するためのツールと外国語を位置づけ、言語として学修するだけではなく、「語学を用いて何かを学ぶ」科目として重視している。5 カ国語（英語、フランス語、中国語、コリア語、留学生対象の日本語＜外国語としての日本語＞）を開講し、学生には自らの関心・興味に最も適したもの1 カ国語を24 単位必修としている。これに加えて、同一外国語の上級クラスあるいは別の外国語を上限 24 単位まで履修できる。留学等で取得した単位も外国語の単位として認定される。

<英語>

- ①英語の授業は、英語 A-0（Aural-Oral 週 2 コマ）と英語 R-W（Reading-Writing 週 1 コマ）があり週 3 コマずつ 2 年間必修で、会話と読み書きを学修する。さらに学びたい学生のために英語セミナーが用意されている。
- ②英語選択者には、入学時に TOEFL®-ITP の受験を、2 年次終了時に TOEIC®-IP の受験を必須としている。TOEFL®-ITP および TOEIC®-IP の結果により、学生は英語の実力を把握し、将来の留学の内容を決定する材料となっている。
- ③語学学修を目的とした海外研修を積極的にすすめており、2004 年度から設立された語学・留学サポート室では、留学に関するアドバイスを常時に提供できる体制もできている。
- ④英語は、高校までの積み重ねの延長に授業が計画され、入学時の TOEFL®の成績によりレベル分けされたクラスで授業が行われている。海外にペンパルをつくり、英語で文通(電子メール)するなど「目的のための道具」としての課題が自習課題として課されている。

<フランス語>

- ①フランス語の授業は、フランス語 I・II・III・IV が、それぞれ半期科目として週 3 コマあり、2 年間必修である。

- ②フランス語は多くの学生にとって初修外国語であるが、小テスト、宿題、CD、DVD を使用しての予習・復習などの課題が課される密度の高いカリキュラムが組まれている。
- ③フランス語検定 5 または 4 級取得、2 年間の学修でフランス語検定 3 級取得を目標としている。
- ④この他、フランス留学の詳細についてのホームページの提供等によって、夏、春の長期休暇にフランスへの語学留学を積極的にすすめている。さらに上級をめざす学生のためにフランス語セミナーが用意されている。

<中国語>

- ①中国語の授業は、中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳが、それぞれ半期科目として、週 3 コマあり、2 年間必修である。
- ②学生は、はじめて中国語を学ぶということを前提にカリキュラムが組まれている。毎回の小テスト、宿題、予習・復習を課すことで授業時間外の自習も含めたカリキュラムとなっている。また、中国語の音声に慣れるため、テープの利用を推奨している。
- ③中国への留学のサポート、長期交換留学の制度も用意されており、語学・留学サポート室のサポート体制も整っている。
- ④中国語検定の受検もすすめている。さらに上級をめざす学生のために中国語セミナーが用意されている。

<コリア語>

- ①コリア語の授業は、コリア語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳが、それぞれ半期科目として、週 3 コマあり、2 年間必修である。
- ②コリア語も初めて学ぶ外国語として用意されている。コリア語Ⅰでは、基本発音、挨拶などから学ぶ。授業時間内に聞く、書く、読む、話す時間を多くとる口頭聴覚教授法を用いる。コリア語Ⅱでは、辞書を使用しながらひとりで学修をすすめるように導く。コリア語Ⅲでは、教材としてコリア語の童謡、歌、詩等多用し、音読の練習を徹底して行う。コリア語Ⅳではオーラル・コミュニケーションの練習、コリア語で日記を書く、コリア語の新聞、雑誌等を読むといった課題を用意している。
- ③さらに上級をめざす学生のためにはコリア語セミナーが用意されている。

<日本語>

- ①留学生を対象とする外国語科目である。日本語の授業は、日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳがそれぞれ半期科目として、週 3 回あり、2 年間必修である。
- ②日本語Ⅰで、日本語の基礎的事項の整理をする。具体的には口頭語の能力向上、ワープロを使った日本文作成等を中心にした学修をすすめる。日本語Ⅱでは具体的な場面設定をし、その場その場にふさわしい日本語表現が使えるよう学修をすすめる。日本語Ⅲでは自然な日本語の習得をめざす。日本語Ⅳでは、大学での研究活動・学術調査を行うのに必要な日本語能力を身につけることを目標とする。このクラスを終了することで、日本語での卒業論文作成が可能となる。
- ③さらに上級をめざす学生のために、日本語セミナーが用意されている。

以上のとおり、国際文化学部においては、国際的な文化理解を促すために語学教育を重視しており、国際化の進展に適切に対応できる能力の育成をめざす教育課程としての適切性を備えているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①英語以外の外国語科目は、初修外国語と位置付けてカリキュラムが組まれているが、実際は既に学んだ経験を持つ学生もあり、このような学生に対応できるクラス編成を考える必要がある(例えば、「飛び級」で 3 年次の語学セミナーに参加できることがのぞましいと思われる)。

- ②いずれの言語についても、語学を学ぶためにはその言語を話す国の人々の文化等についても学ぶ必要があるが、その各文化を紹介する授業が不十分である。また、留学、語学研修を推奨しているが、留学等を経験し、語学の実力をのばして帰国した学生に対応できる授業科目も不十分である。充実策として語学・留学サポート室では2004年度から英語でのディスカッション・グループ活動を、2005年度からは語学チューター制度（帰国した日本人学生と外国人留学生のチューター）を発足させた。今後も充実策をさらに検討する。
- ③いずれの外国語についても、専任教員と非常勤教員でクラスを担当しており、カリキュラム運営上、十分な打ち合わせをする上で、教員の負担が重い。
- ④いずれの外国語についても、目的を持った語学教育の方法と環境を整備していきたい。各言語に関して学生に学修メニューを明示し、目標に到達できるように教育サポートを検討する。また、留学を積極的に推進するために、さらに語学・留学サポート室との協力体制を整え、情報を提供するとともに留学制度について周知させる。

5. PECの現状と評価

国際文化学部教育課程のもう1つの特徴は、授業を英語で行い、より高度な能力を持った国際人の育成をめざす、教育課程(PEC)を置いていることである。「PEC」とは、「Professional English Course」の略称であり、2002年度から開始した。

1) PECの目的等

- ①優れたコミュニケーション能力を身につけ、英語を使用する職場（行政機関、国連、NGO、教育機関、観光業、通訳等）で活躍する人材の育成をめざす。
- ②原則として4年間の学修（6カ月の必修海外留学を含む）をすべて英語で行う（瀬田学舎共同開講科目を除く）。
- ③定員数は20名で、入学後の応募者の中から選考する。

2) 教育課程

学部の教育課程を基本（卒業要件単位数は124単位）として、次のような履修体系をとっている。

分 野		卒 業 要 件	小計
学部基礎科目		基礎演習、プレ演習、調査分析の基礎Ⅰ・Ⅱ 合計4科目8単位必修	120単位(A)
学部基本科目		10単位	
学部専攻科目	PEC 英語講義	10単位	
	演 習	14単位	
	通常講義	10単位	
共通科目（学部・瀬田）		10単位（仏教の思想A・B含む）	
外国語（英語）	正 規	24単位	
	特別（PEC）	16単位	
留 学		18単位	
フリーゾーン		「学部専攻（通常講義）」、「共通（学部共通・瀬田共同）」のいずれかの分野から4単位まで(B)	
合 計		(A)+(B)124単位以上	

以上のPECの履修方法は、一般の学部生の履修体系とは異なる次のような特色がある。

- ①第1セメスターから英語の授業が国際文化学部の一般学生よりも4単位(週2回)分多い。したがって週に5回の英語の授業があり、1. 2. 3. 5. 6セメスターで40単位を取得す

る。

- ②学部基礎科目は、8 単位中、基礎演習とプレ演習の各 2 単位については英語のネイティブ・スピーカーが担当する。
- ③2 年次後期（第 4 セメスター）に英語圏への留学を義務づけている（18 単位必修）。留学までに、夏期・春期休業中に行われる海外における語学研修に参加して、その準備をすることが望まれる。
- ④演習は、英語のネイティブ・スピーカーが PEC 生のためのクラスを担当し、卒業論文は英語で書くことが必修となる。
- ⑤演習以外の専攻科目は、PEC 生を対象とする「PEC 英語講義」（10 単位）が必修となる。
- ⑥この他に、一般学生対象の英語講義（学部専攻、共通分野）も積極的に履修することが望まれる。

なお、PEC 生以外の学生でも、特に希望する場合は教員の許可と TOEFL®TEST500 点以上（原則として）の力があれば、PEC 英語講義を受講することができる。

3) PEC の受講状況等

- ①PEC の年次毎の定員は 20 名であり、開設（2002 年度）以後の受講状況は、2002 年度 10 名、2003 年度 17 名、2004 年度入学 21 名、2005 年度 21 名、合計 69 名である。すべての PEC 生に 2 年次生後期（第 4 セメスター）に留学を義務付けている。
- ②ほぼすべての PEC 生の英語平均点が 80 点以上であることは、英語に対する非常に積極的な履修態度を示しているといえる。また、履修状況を総合的に把握するために、本学部での GPA 順位を見ると、各年度の PEC 生クラスのうちに、2002 年度入学クラスの 70%、2003 年度入学クラスの 65%、2004 年度入学クラスの 48%が学年全体のトップ 25%に入っている。この数はモチベーションの高いことを示している。

以上の 1) ～3) のとおり PEC の授業が行われているが、この履修コースに所属する学生のモチベーションは高く、成績も良好であり、PEC の教育効果はあがっているといえる。2006 年 3 月には、最初の卒業生が出るが、今後は、その卒業後の進路や就職先に対するアンケート等の調査を行い、改善課題を具体的に把握してその充実に努めることが重要である。

4) 今後の課題と改善方策

- ①PEC 生の履修状況は極めて良く、さらにモチベーションの高い学生を伸ばすために授業内容を工夫する必要がある。特に一般学生との混成や英語による講義の提供が必ずしも学生のニーズにあっているといえない。英語による一般講義は長期的な計画によってある程度改善ができるが、特殊な講義に関しては英語で講義できる人材を開発する必要があるだろう。
- ②PEC 生の場合には留学が義務づけられており、現在のカリキュラムでは第 4 セメスターに英語圏に留学することになっている。しかし、大学が提供している多くの交換留学が前期から始まるために PEC 生が交換留学制度を利用することは困難である。2007 年度のカリキュラム改正に向けて改善策を検討する。
また、PEC 生のなかには将来英語の教諭をめざす学生もいるが、第 4 セメスターに 6 カ月の留学が義務づけられているために、教職課程の授業や教育実習の履修も容易ではない。上の問題と合わせて改善策を検討する。
- ③年々、PEC の希望者が増えているので、PEC を拡大すべきという意見がある。しかし、現在の教員数で PEC の高いレベルを保つためには、拡大は困難である。

6. 卒業所要総単位数中の授業科目群の配分単位数の現状と評価

1) 卒業所要総単位数中の授業科目の配分単位数

国際文化学部における卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目等の量的配分は次表のとおりである。

所要卒業総単位数 124 単位				
科目区分	専攻科目 必修単位数	フリーゾーン 単 位 数	教養的授業科目必修単位数	外 国 語 科目必修 単 位 数
			瀬田学舎共同開講科目（仏教の思想 4 単位を含む）・学部共通科目	
履修単位数の配分量	58	24	18	24
履修分別単位数の割合(%)	46.8	19.3	14.5	19.4

（注）専門的授業科目必修単位数の内訳は、学部基礎科目 8 単位、学部基本科目 16 単位、学部専攻科目 34 単位の計 58 単位である。

- ①専門教育的授業科目の量的配分が少ないように見えるが（46.8%）、語学教育を重視している国際文化学部の特性を踏まえ、この単位数を専門教育的授業科目として位置づけるならば、その配分量は 66.2%となる。
- ②フリーゾーン（24 単位）を活用すれば、学生は自己の問題関心に基づいて、専門的授業科目、教養的授業科目、外国語科目を弾力的に履修できる仕組みになっている。

専門的授業科目の最低要卒単位数を 58 単位（46.8%）と外国語科目の最低要卒単位数 24 単位（19.4%）を基本とし、さらにフリーゾーン（19.3%）の活用によって、学生の問題関心を深めることができる履修単数の区分を整備している。これは、国際文化学部の学士課程教育として、学生が目的意識をもって、バランスよく教養と専攻の各分野の学修を促すための措置であり、かつ学生の学修ニーズが多様化してきた現状をも踏まえて履修単位の柔軟な量的配分を行ったものであり、国際文化学部の教育理念を実現するための適切な制度といえる。

2) 今後の課題と改善方策

国際文化学部はフリーゾーンの導入によって、学生の多様なニーズに柔軟に対応できる制度を作っている。ただし、学生が将来の目的に向かってこの制度を上手に活用しているとは言い難い。今後は、オリエンテーション期間中に、4 年間の履修の仕方を専任の教員によって指導することを検討中である。将来の目的をイメージした履修モデルを提示しながら履修をすることがのぞましい。

第3節 カリキュラムにおける高・大の接続

【カリキュラムにおける高・大の接続】

A 群・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

大学全入時代を迎え、入学してくる学生の学修意欲や進学目的の多様化、学力の低下等が見られる。「導入教育により学ぶ力をつける」課題は、大学教育の初期段階における重要課題の1つである。また、本学の教育を理解し、積極的な学びの姿勢を持った学生を入学時において確保することも本学の教育目的を達成するためにも必要な課題である。このような視点から、本学における高・大の接続教育は、主に次の2つの形態をとっている。

- ①入学した学生のカリキュラム上における導入教育としての授業科目の配置（主に1年次に配置）。
- ②入試制度と関連した高等学校との教育連携協定による入学前教育、高大一貫教育。

1. 授業科目による導入教育の実施状況と評価

1) 学部基礎教育科目

- ①「基礎演習」および「調査分析の基礎」：国際文化学部のカリキュラム上に位置づけられている導入教育は、前述の基礎教育科目としての「基礎演習（1年次）」および「調査分析の基礎Ⅰ・Ⅱ」が高・大接続の導入教育をも担っている。基礎演習は、20名単位の小クラスで行われており、基礎演習担当教員が共同で開発した指導案を活用し、大学における学修を具体的・実践的な方法で指導している。
- ②この授業で、大学で学ぶにあたって学修の基礎を身につけるとともに、教育課程についての理解を深めている。ここでの授業を通して、主体的に学修課題を探究できる基礎的な能力を養成し、国際文化学部の専攻分野を中心とした知的探求心をのばすことを目的としている。

こうした導入教育によって、学生の後期中等教育から高等教育への移行は、概ね適切に行われているといえる。ただし、基礎演習については、相応の成果をあげているものの、1年次（第1セメスター）週1回の授業では、国際文化学部で何をどのように学ぶのか理解し、将来の専攻選択に必要な知識と情報を十分に得ているとは言い難い状況も起きている。

2) 今後の課題と改善方策

基礎演習の授業期間を後期（第2セメスター）も行い、専攻選択の指標を提供できるよう授業内容を取り入れる等、新入生の学修ニーズにきめ細かく、かつ継続的に対応できるカリキュラムを検討する必要がある。例えば「何を学ぶか」に関しては、「国際文化学入門」のような必修授業を設けることを検討する必要がある。また、基礎演習の共通シラバスと教科書を使用することによって、バラツキをなくして、他の基本科目とのリンクで基礎を強化することをはかる。

2. 高等学校との連携による入学前教育の現状と評価

1) 教育連携校推薦入試合格者に対する入学前教育の実施

教育連携に基づく平安高等学校、北陸高等学校、崇徳高等学校の3校からの入学者は、入学前年度の11月に決定する。このため教育連携事業の一環として、入学決定者を対象に課題学習を設定し、高校教諭の指導の下、小論文（レポート）の作成等を課し、入学前の教育を行っている。

- ①2004年度の入学者に対しては、次のような学習を課した。

【学習課題】

- 1) In an English essay of at least 300 words, describe a person you respect who has contributed to world peace. Please tell why you respect this person and what he or she has done toward the goal world peace. Can you make any contribution to peace yourself?
 - 2) ユゴー(Victor M. Hugo)著の小説『レ・ミゼラブル(Les Misérables)』とパステルナーク(Boris L. Pasternak)著の小説『ドクトル ジバゴ(Doktor Zhivago)』を読んで、小説の舞台となった当時のロシアとフランスの社会、文化の状況をまとめてください。
 - 3) 2)でまとめたロシアとフランスの社会、文化の状況を比較して、社会の変革にともなう文化・人びとの生活の変化がどのように現れるか、“説明”してみてください。
- ②レポートに対する評価：細部までよく調べて書いていると感じる。しかし、それぞれの事象や事実を細かく調べることも大切であるが、事象や事実間の関連性や因果関係の把握が不足している。

2) 平安高等学校との教育連携の強化

- ①平安高等学校と、高校と大学間の一貫教育のあり方を模索すべく、教育連携を行うことになった。「建学の精神を一にする教育機関として、一貫した理念に基づき人材育成をはかる」、「大学が求める基礎・素養となる科目を幅広く、かつバランス良く学ぶ環境を整える」、「ゆとり学修を通じ多様な学修経験を生徒に提供する」など、大学と高等学校が密接に関わることにより、両校の理念に見合った人材の養成に取り組もうとするものである。
- ②この趣旨に沿った教育を展開すべく、大学と高等学校が協力してカリキュラムを継続的に検討している。
- ③2003年4月から、平安高等学校に「プログレスコース」が開設され、2006年3月に第一期生として卒業することになっている。卒業生には、適正に定められた一定の入試形態ならびに推薦基準により、本学への入学が許可されることになった。
- ④本制度による連携教育は開始されたばかりであり、本学への入学が開始されるのは2006年度からである。したがって学年進行にともない、適宜、本制度の評価を行っていくことになる。

3) 今後の課題と改善方策

教育連携による入学者は、入学後、相応の学修成果をあげているが、入学者は多くはない。一定の英語力が求められるので、希望者が少ないようである。入学者の学修体験等をまとめて、高校側との懇談会を開く等、連携関係を深めていく方策も検討していく必要がある。

第4節 インターンシップ

【インターンシップ、ボランティア】

C群・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

1. インターンシップによる単位認定の現状と評価

1) 大学コンソーシアム京都

「大学コンソーシアム京都」において、学生が在学中に企業や行政機関および NPO・NGO 団体等において就業を体験する「教育プログラム」を実施している。

- ①夏期インターンシップ（ビジネスコース、パブリックコース）：企業や行政機関および NPO・NGO 団体等で行う。
- ②長期・プロジェクト型インターンシップ（プログレスコース）：3～6 カ月の長期に渡り企業、NPO 等で実際にひとつのプロジェクトを担当する。
- ③インターンシップ・プログラムの実施システム：6～7 月の毎土曜日と夜間に事前学修、8 月中にインターンシップ、10 月の毎土曜日に事後学修というシステムで、各コースの目的に沿った学修・実習を行う。
- ④国際文化学部においては、専攻科目の「特別講座」として、4 単位まで卒業要件単位に認定している。
- ⑤留学のプログラムとして海外インターンシップの単位認定（2 単位）もできるようになっているが、今日まで事例がない。

2) 国際文化学習の方法と技術 E

- ①国際文化学部独自のインターンシップとして、NGO または NPO でインターンシップを行う授業科目（国際文化学習の方法と技術 E<2 単位>）を開講している。6 月にオリエンテーションを行い、夏休みを含めた 12 月までの間に、1～2 週間程度 NGO または NPO の活動に参加するという内容である。この科目は市民社会のあり方について体験に基づいて考えることを目的として開講されている。
- ②担当者が、事前・事後に指導して、教育効果があがるよう努めている。2004 年度は 31 名の学生が受講した。

3) インターンシップによる単位認定の状況

過去 4 年間におけるインターンシップによる単位認定の状況は次のとおりである。

【インターンシップの単位認定状況】

年度	受講者数（人）	単位認定数（人）
2001	4	4
2002	13	13
2003	13	13
2004	9	9

以上 1)～3) のとおり、国際文化学部におけるインターンシップのシステム（実施・単位認定等）は、国際文化学部の教育課程としての単位認定に相応した形で、適切に実施されているといえる。

2. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各学部 of 教育目標の観点から、在学中に一定期間、社会人経験を積む「インターンシップ制度」を導入することには意義があり、検討すべき事項である。教室外の学修を評価し、多様な単位認定方法を模索することも今後の課題である。

2) その改善状況

前述のとおり導入している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①国際文化学習の方法と技術 E：2 年次後期（第 4 セメスター）科目であるが、6 月にオリエンテーションを行い、夏休み中も含めてインターンシップを行うというプログラムは、運営上無理がある。また NGO あるいは NPO でインターンシップを行う時期が授業期間と重なった場合、他の科目の履修に差し障りがあるという問題もある。そのため、履修する学生は多いとはいえない。開講時期等について検討が必要である。
- ②大学コンソーシアム京都：このプログラムの受講にあたっては、受け入れ試験があり、2004 年度の倍率は約 2 倍であった。カリキュラム上の問題は特にないが、希望しても受け入れ試験不合格となると受講できない状況がある。

第5節 履修科目の区分

【履修科目の区分】

B群・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

1. 履修科目区分（必修・選択）の量的配分の現状と評価

履修科目区分（必修・選択）の量的配分は、前述した卒業所要総単位数中の授業科目群（教養・外国語・専門）の配分単位数と密接に関連しているが、それを必修の授業科目と選択必修の授業科目区分に分けると次のとおりである。

必修・選択 の区分	授業科目区分	授業科目名等	単位数	小計	必修・選択の 配分率(%)
必修の 授業科目	瀬田学舎共同開講科目	仏教の思想 A・B	4	36	29.0
	学部基礎科目	基礎演習	2		
		プレ演習	2		
		調査分析の基礎 I・II	4		
	外国語科目	<1 カ国語必修>	24		
選択（必修） の授業科目	共通（瀬田学舎共同＋学部共通）		14	88	71.0
	学部基本科目		16		
	学部専攻科目		34		
	フリーゾーン		24		

- ①必修の授業科目は卒業要件単位数（124 単位）中の約 3 割（29.0%）であり、選択必修の単位数は約 7 割（71.0%）である。選択・必修の量的配分の側面から見ると、国際文化学部の教育課程はフレキシブルに編成されている。
- ②セメスターごとの開講科目数も多く、学生に十分な選択肢を与えている。少人数クラスも数多く提供されており、学生に細かな教育指導ができる体制となっている。また、留学を考えている学生のために、必修科目は 1～4 セメという早い段階で取れるよう配慮されている。

以上は、国際感覚と総合的な判断力を備え、国際的な場で活躍し得る人材の育成という国際文化学部の教育目標を実現するために、各科目群をバランス良く配置した上での配分であり、かつ、一定の履修枠を設けながらも学生の問題関心に基づく主体的・段階的な学修を促進する視点から必修・選択必修の配分措置でもあり、適切・妥当な配分といえる。

2. 今後の課題と改善方策

- ①選択肢の多いフレキシブルな教育課程の下では、学生がバランスを欠いた選択をしかねないので適切な指導が不可欠となる。この点については、2006 年度から学生の目標にあわせた履修の仕方を教員によって指導を行うことを検討中である。事務的な履修ガイダンスで指導を行っているが、引き続き検討を続ける必要がある。
- ②科目の選択幅を広げることは教育的観点からいえば好ましいが、その分教員も必要となる。教員人件費等との経営的観点とのバランスも考えて検討していく。

第6節 授業形態と単位計算

【授業形態と単位の関係】

A群・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

1. 授業形態と単位計算の全学的基準の現状と評価

本学は、次の2つの基準を設けて、各学部が開講されている授業科目の特徴等を考慮して計算を行っている（学則第26条に規定）。

- ①1単位につき45時間の学修を必要とする内容を持つものとして構成し、その計算基準は次のとおりである。ただし、教授会が教育上必要と認める場合は、上記の単位の計算方法を変更することができる。

単 位 数	学 修 時 間 (h)					
	講義・演習・講読科目の場合			外国・スポーツ・実習科目の場合		
	授業時間	自主学修時間	合計学修時間	授業時間	自主学修時間	合計学修時間
1				30	15	45
2	30	60	90	60	30	90
4	60	120	180			

- ②卒業論文、卒業研究、特別研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を認定することが適切と教授会が認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

この全学的基準は、各学部が、教育効果を高めるために、授業方法等に創意・工夫をこらして教育に当たることを期待する意味も含まれており、適正な基準といえる。

2. 国際文化学部における授業形態と単位計算の現状と評価

1) 外国語科目

- ①国際文化学部の外国語科目は、文化研究の性格も含んでいるので、講義・演習と同様の単位計算方法が適用されている。
- ②1セメスター（半期）に、週3回・15週の授業と180時間の自習時間（予習・復習）の合計270時間の学修を6単位としている。

2) 外国語以外の科目

前述の全学的基準に基づいて単位計算が行われている。

国際文化学部の計算方法は、本学で一般的に用いられている方法であり、特に問題はない。

3. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

学生指導をきめ細かく行うためには、ティーチング・アシスタント等の教育補助員の充実も課題である。

2) その改善状況

ティーチング・アシスタントは導入できていない。単位の実質化のためには、学生指導をきめ細かく行う必要もあり、ティーチング・アシスタントについても、導入の方向で検討していく。

4. 今後の課題と改善方策

自主学修時間は、授業時間の倍となっていることを学生に周知し、それに見合った予習や授業時間外の学修を徹底させることが望ましいが、現実にはかなり難しい。今後は、学生が自習をしなければならないような仕組みをも検討していく必要がある。

第7節 単位互換・単位認定等

【単位互換、単位認定等】

B 群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性…（表 4）

B 群・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性…（表 5）

B 群・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

1. 単位互換・単位認定等の現状と評価

1) 他大学等の学修による単位認定方法の全学的な状況

本学においては、学生が他の大学等（外国の大学を含む）で修得した授業科目の単位と入学前に大学（短期大学を含む）で修得した単位を併せて 60 単位まで、本学で修得したものと見なすことができる（学則第 37 条および第 38 条）。この学則の規定に基づいて、次の区分に基づいて、各学部において単位認定を行っている。

①単位互換協定に基づく単位認定

- イ) 海外の大学との学生交換協定（「第 5 章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照）
- ロ) 大学コンソーシアム京都「単位互換制度」（大学コンソーシアム京都加盟校間の単位互換）
- ハ) 放送大学（瀬田学舎および大学コンソーシアム京都内に設置されている放送大学との協定）
- ニ) 滋賀県環びわ湖大学連携単位互換制度（滋賀県にある大学間の単位互換）

②単位互換協定以外で学部が独自に行っている単位認定

- イ) 私費による海外の大学における学修の単位（私費留学＜自己応募＞による単位認定）
- ロ) 大学以外の教育施設での学習の単位（主に大学コンソーシアム京都のインターンシップ・プログラム）
- ハ) 入学前の大学または短期大学で履修した授業科目の単位

2) 国際文化学部における単位互換（国内・国外）による単位認定方法の現状と評価

前述の学則の基準に基づいて、国際文化学部においては、次のように単位認定を行っている。

- ①大学コンソーシアム京都と滋賀県 12 大学単位互換制度：卒業要件単位として 12 単位を認定する（卒業要件単位数＜124 単位＞に対して 9.7%）。ただし、単年度に認定できる単位は 4 単位を上限としている。
- ②留学等による単位認定は次のように行っている。

留学種別		長期留学	短期留学			
種 別		交換留学、 自己応募留学	語学研修	その他の研修	フィールドワーク	インターンシップ
認定単位数／回		2～44単位／年 上限 60 単位	2～4 単位／回 (研修時間60時 間以上=4 単 位)	2 単位／回	2 単位／回	2 単位／回
単位 認定 分野	外国語	①				
	外 国 語 (海外研修)	②	①			
	共通科目	③	②	○	○	○
	専攻科目	④		○	○	○
認定対象となる 基準期間			3 週間以上	1 週間以上	1 週間以上	1 週間以上
指導教員・推薦者		演習または 語学担当者 (専任に限る)	演習または 語学担当者 (専任に限る)	演習担当者 (いない場合は 適切な専任教員)	演習担当者 (いない場合は 適切な専任教員)	演習担当者 (いない場合は 適切な専任教員)
修了証の発行者		研修機関	研修機関	研修機関	演習担当者	研修機関
レポート・課題 の設定、提出 およびその取扱		所定の証明 書、帰国報告 書・帰国レポ ートを提出し、審査を受ける	修了証及び 2000 字程度の レポートを提出し、審査を受ける	修了証及び 2000 字程度の レポートを提出し、審査を受ける ※指導教員の課 題に替える場 合あり	修了証及び 2000 字程度の レポートを提出し、審査を受ける	修了証及び 2000 字程度の レポートを提出し、審査を受ける
単位認定者		教務委員会・ 教授会で認定	教務委員会・教授会で認定			
事例			・自己応募の 場合、学部企 画に準ずる 内容のもの	・大学、研究 所の主催す る研修講座 ・NGO 等の企画 するスタデ ィーツアー 等	・演習にて指 定または実 施する海外 実習、発掘調 査等	・在外企業、 国際機関等 へのインター ンシップ
授業料免除の有無		有				

※長期留学の単位認定は1セメスターにつき22単位、演習履修者は20単位までとする。また、専攻科目に関しては、留学先で講義科目を受講した場合のみ単位認定の対象とする。なお、卒業要件を満たしている場合は単位認定を行わない。

※短期留学については原則として在学中に2回以内までを単位認定対象とする。

※単位認定分野については数字の順番(表中の①②③④)に単位認定を行う。その他の研修、フィールドワーク、インターンシップの単位認定分野については、研修の内容および本人の希望を考慮し、決定する。

- ③長期留学と同様に、短期留学を積極的に奨励している。2004年度には計141名(協定締結校以外の自己応募も含む)の学生が短期留学制度を利用した。その中から、長期留学を志望する学生も出ており、長期留学への1つのステップともなっている。
- ④留学は学生にとって、語学の修得だけではなく多様な知識を身につける貴重な異文化体験になる。また、他大学において本学部で開講されていない授業を受講することにより、学生によい刺激を与えることができる。いずれも教育効果が大きいと考えている。

以上 1)、2)のとおり、国際文化学部における単位互換協定およびレポート課題の提出と審査等に基づいて、単位互換の方法は適切に行われているといえる。2004 年度の単位認定状況は、「**大学基礎データ表 4 単位互換協定に基づく単位認定の状況**」、「**大学基礎データ表 5 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況**」のとおりである。自己応募の私費留学が圧倒的に多いが、学生には勉学意欲を刺激する良い機会となっている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①留学は、語学研修の短期留学が圧倒的に多く、今後は特にフィールドワークのような文化研修の拡大とインターンシップの開発に努めることが課題である。
- ②留学に関する単位認定は、その学修過程をより具体的に把握できる方法を検討し、より適切な認定ができるよう改善していく。

2. 入学前既修得単位等の認定の現状と評価

学則第 38 条において入学前の既修得単位を 60 単位まで認定できる旨を規定している。国際文化学部においては事例がない。

3. 卒業所要総単位中の認定単位数の割合と評価

前述の 60 単位を認定した場合は、制度としては、卒業要件単位数（124 単位）の 48.4%となる。したがって、自大学等による認定単位数の割合は 51.6%となる。国際文化学部の理念や目的から見れば、学外や外国の勉強・研修などを単位化し、卒業要件単位として認定するのは妥当であると考えている。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①前述の積極的な意義を踏まえつつも、ただ学生の興味だけで履修させるのではなく、本学にない他大学の開講科目を学部教育の目標との関係でどのように位置づけるのかという視点からの検討を深める必要がある。
- ②授業科目を京都・大学センター（現「大学コンソーシアム京都」）に提供していない学部もあるが、大学間交流の積極的意義を認め、前向きな検討が求められる。
- ③その運営に際して、大学間における煩雑な事務手続きが生じているため、正確かつ迅速な処理が可能となるように、一定の簡略化および標準化が図られなければならない。
- ④放送大学との単位互換協定は 1997 年 7 月 3 日に締結されたばかりであり、1998 年度からの実施に向けて作業が進行中である。

2) その改善状況

- ①学部の教育課程との関連等について検討しながら、互換制度と他大学の開講科目を選択している。
- ②数科目しか提供していない時期もあったが、2005 年度は大学 31 科目、短期大学部 3 科目を提供しており改善は進んだ。
- ③大学コンソーシアム京都においては、統一的な対応措置がはかられ、事務処理の一定の合理化が進んだ。
- ④放送大学との単位互換は、各学部の教育方針に基づいて、適切に実施されている。

5. 今後の課題と改善方策

- ①「大学コンソーシアム京都」で提供される講義は多種多様である。そこで、履修指導の一環として、2004 年度から教務委員会において国際文化学部の性格に合わせて履修可能

科目を毎年度選択し、より充実した履修の仕方を進めている。

- ②私費留学（長期）を志望する学生は最近増加する傾向にある。それにつれて安易な留学動機や未熟な計画で留学することがないように留意する他、私費留学による単位認定をより適切に行うための単位認定基準を再検討する必要がある。

第8節 開設授業科目における専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表3）

B群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合と評価

国際文化学部（専攻科目）の開設授業科目にかかる専・兼比率の状況については、「**大学基礎データ表3 開設授業科目における専兼比率**」を参照。

- ①国際文化学部（専攻科目）の必修科目のうち専任者が担当する科目の割合は、「**大学基礎データ表3 開設授業科目における専兼比率**」のとおりである。学部教育の中核をなす必修科目においては、専任が担当する割合は75.0%と高い。しかし、選択必修科目は27.7%、全開設授業科目では56.9%であり、兼任講師（非常勤）が担当する割合が高くなる。
- ②このことは、必ずしも否定的な意味は持たない。兼任教員が受け持つ科目の割合が多いことは問題かもしれないが、学部の特徴である語学学修が占めるコマ数が多く、少人数教育を進めていくために兼任教員の活用が重要である。また、逆に考えると、本学部における教育の主な目的は「多様な文化を相対的に理解し、把握できるようにする」ことなので、このことによって多くの科目が開講でき、学生にとって有利である。

2. 兼任教員の教育課程への関与の状況と評価

- ①現体制では、専任教員を中心に教育課程の編成が行われており、兼任教員は依頼された授業科目を担当すること以外に教育課程に直接関与することはほとんどない。ただ、複数クラスで開講している科目（例えば、語学や調査分析の基礎）においては、同じ科目を担当する専任教員は兼任教員と連絡を取り、特に授業の内容に関する打ち合わせやカリキュラムに関する指向、希望の聴取などを行っている。
- ②複数クラスで開講している科目においては、担当者間の連携を密にすることや授業内容について話し合うことを目的に、非常勤教員と専任教員による懇談会を開催している。しかし、その他の科目の場合、専任教員と非常勤教員との交流はあまり見られない。今後は非常勤教員からのフィードバックも考慮にいたれたカリキュラム改革を検討していくべきである。

3. 今後の課題と改善方策

前述したとおり兼任教員が担当する教育効果も期待できるが、彼らの教育課程への関与はほとんどない。このような状況は、教育課程編成の立場にある専任教員が理想とする教授内容や授業方針と、兼任教員が実際に行っている授業の間に大きな違いが生じる可能性もある。今後は、兼任教員の意見等も教育課程の編成に反映できるような仕組みを検討していきたい。

第9節 社会人、外国人留学生等への教育上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

C群・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

1. 外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮等と評価

国際文化学部は、学部性格からして外国留学生が非常に多い。そのため次のような教育課程編成上・教育指導上の配慮と指導、生活上の支援体制を整えている。

1) 教育課程編成上の配慮

- ①必修外国語（24単位）として「日本語」を開講している。日本語の基礎的事項、日本語の表現、会話と作文、応用日本語、敬語表現、慣用表現等々段階的に日本語能力を向上させ得る履修システムになっている。毎年、受講生も多く、留学生の学修能力を向上させるための一助となっている。
- ②留学生のために「日本語論文表現」（初級・上級）を開講している。日本語によるレポート、論文作成能力の獲得をめざしている。
- ③留学生の入学時に当たる4月上旬および9月下旬、10月初旬に、留学生対象のオリエンテーションを行い、丁寧な履修指導を行っている。

2) チューター制度と外国人職員の配置

- ①留学生への教育支援策の1つとして、日本語担当教員と大学院生が協力して留学生への個別指導を行うチューター制度を設けている。これは、国際文化学部の特色の1つとなっている。その結果、留学生の日本語能力が向上し、専攻科目の授業がよりスムーズに受講できるようになった。
- ②2004年度における国際文化学部の留学生は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」のとおりであり(194名)、この内、中国人留学生が171名(88.1%)とかなり多い。このため、留学生の日常的な学修・生活上の各種の相談によりよく対応できるよう、教学部（国際文化学部担当）に外国人（中国人）の職員を配置している。外国人職員の配置によって、日本語力が不十分な留学生でも安心して相談できる体制を整えている。なお、英語の堪能な職員を配置して、英語による相談にも応じることができる体制も整っている。

3) 留学生寮の充実

2004年度より、留学生寮として「ルミエール間宮」を利用している。寮では留学生の生活をサポートするため、外国語のできる日本人学生2名がチューターとして生活している。

以上の1)～3)のとおり、外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮を行うとともに、学修・生活相談体制も整えている。また「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」のとおり経済援助も行われており、外国人留学生に対する配慮は、行き届いているといえる。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①留学生は、習慣や文化の相違から、大学での学修はもとより生活全般に関して不慣れであり、それらを十分理解するまでには時間を要する。学修を含めた生活全般への援助機能として、チューター制度を整備することも一案であると考える。
- ②留学生は、本国での教育課程や、日本での滞在期間（留学期間）によって、学力・日本語能力・その他の語学能力に個人差が大きい。「日本事情に関する科目」や「日本語科目」への読み替え措置は、そうした個人差に対応したものとなるよう常に検証をしておかな

ければならない。

- ③留学生の日本語能力は入学時に試験されるが、在学中の能力の向上に関しては一定の基準もなく試験もない。いずれの学部 of 留学生にとっても、日本語能力の向上は在学中においても大きな目標であろう。大学はそれを支援するとともに、それを客観的に把握する体制も必要と考える。

(2) その改善状況

- ①留学生の学修を含め生活全般を支援するための支援措置としては、担当部署である国際センター（京都学舎）および国際文化学部教務課（瀬田学舎）に外国人職員を雇用し、体制を整備した。また、本学が直接管理している留学生宿泊施設（3カ所）には、チューターの役割を果たす学生が留学生とともに居住している。なお、国際文化学部においては、チューター制度を整備している。
- ②国際文化学部においては「日本語論文表現」（初級・上級）を開講している。
- ③現在、正規課程に入学してくる学生は、相応の日本語能力を持った学生であり、大きな問題はないと思われる。

5) 今後の課題と改善方策

- ①チューター制度の効果をより一層発揮させること、留学生の精神面へのケアも含めた教育指導にさらに向上させる必要がある。改善策の1つとして、留学生と触れ合う機会を作り、教職員と留学生の間に会話（交流）の場を定期的に設ける検討が進められている。
- ②2005年度から語学・留学サポート室で、チューター制度・アドバイザー制度を試験的に導入する。その1つのねらいは留学生が日本人の語学チューターになることで交流をはかることである。
- ③レポートや課題の作成に当たって生じる日本語表現に関する問題については、レポート作成等の指導を行うライティング・センターの設立を検討している。

2. 帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

入学してくる帰国生徒の2005年度の在籍者は、30名である。しかし、教育課程編成上等の配慮は特に行っておらず、入学してきた学生の実態に則して、クラス担任、ゼミ担当者等が学修指導等を行っている。

3. 社会人学生に対する教育課程編成上の配慮等の現状と評価

特に教育課程編成上等の配慮は行っていない。

第10節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B群・教育上の効果を測定するための方法の適切性

B群・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B群・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

B群・卒業生の進路状況

1. 教育効果の測定方法の現状と評価

国際文化学部における教育効果の測定は、主に次の2つの方法によって行われている。

- ①授業科目を担当する教員によって、授業中または終了直後に多様な形態で行われる試験やレポートによる方法。
- ②学生の授業評価による方法。

1) 授業科目担当者による試験

- ①基本的には、レポート、学期末試験、平常点（課題、発表、小テスト、コメント・カード、質疑応答等）、実習の「成績評価」をもって教育効果を測定している。成績評価の方法については、シラバスや最初の講義において、学生に周知徹底して学修を促している。
- ②第1次的には各授業科目の担当教員によって、成績評価という形で教育効果が測られている。
- ③各授業科目の成績評価の方法については、シラバスに記載し学生にも明示しており、国際文化学部における教育効果の測定方法は適切に行われている。

2) 学生による授業評価

- ①国際文化学部独自の学生による授業評価は行っていない。「大学教育開発センター」が全学的に行っている授業評価に協力している。その具体的な取り組みについては、「第5章ー10 教育改善への組織的取り組み」を参照。
- ②学生による授業評価（2004年度）によれば、「この授業を受けてあなたの科目に対する興味・関心は深まっていますか」の設問では、「深まっている 26.76%」、「どちらかと言えば深まっている 44.35%」の計71.11%となり、この面から見ても多様な授業形態・方法による教員の教育指導は、概ね有効性が高いと推察できる。

以上の1)、2)により教育効果の測定を行っているが、主には各授業科目を担当する教員の責任で行われている成績評価が中心である。教育効果は、その成績の累積という形（認定単位の積算）で、学生を卒業させている。「大学基礎データ表6 卒業判定」によれば、卒業予定者（5年次生以上も含む）に対する国際文化学部の卒業率は、毎年、90%を超えており（4年次卒業率はこれより高い）、教育効果はあがっており、有為な人材を社会に送り出していると評価できる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①現段階では、教育効果の測定法は教員個人に任せられている傾向が強い。大学教育開発センターの授業評価の分析、FDサロンの報告等を参考にしつつ教育効果の測定法を開発していきたい。
- ②大学教育開発センターの活動に参加している教員もいるが、全体として認知度は高いとはいえず、今後の緊密な協力が必要である。

2. 教育効果測定方法等に関する教員間の合意の状況と評価

1) 教員間の合意の状況

前述の教育効果の測定方法については、教授会や教務委員会等で審議されており、全学的な合意に基づいて実施されている。

- ①教育効果の測定法としての個々の授業科目の成績評価は、各々の授業科目の特徴やそれを担当する教員の教育方針によって、評価方法に多様性を帯びてくることは当然のことであり、評価方法も複数の要素を加えて評価する教員も多い。
- ②学生への授業評価、教員の授業に関する意識実態調査等についても教授会をはじめ教務会議等での全学的な了承を得ながら進めている。ただし、その実施に当たっては、教育における教員の主体性・積極性を考慮して、強制ではなく理解を求める方向で進めている。したがって、実施できない授業科目等もある。
- ③学部教育の効果については、これまで教務委員会、教授懇談会、教授会などで意見が交換されており、教育の効果を上げるための方針について合意を得ている。そこで、学部内の将来構想委員会が2004年度に方針の大枠を明確にしてから、具体化のための議論を重ねてきた。例えば、学生の語学力を上げるため、目標を設定することや基本的な知識として近現代史を科目として設定する案がある。卒業年次までにさらに学力をあげていく必要があるが、そのため、在学生の学力の底上げをはかる目的で、2年次前期（第3セメスター）の終わりに、ハードルを設けることが提案され、現在検討中である。

以上のとおり、教育効果の測定方法に関しては特に問題はなく、教員間の合意は確立されている。

2) 今後の課題と改善方策

- ①同一の授業科目名で複数クラス開講している授業科目（調査分析の基礎、基礎演習、外国語等）には、採点結果にアンバランスが見られる時もある。必ずしも否定的な現象ではないが、学生に対する公平感等との関係で、評価基準等については基準とハードルを設けたい。基礎演習のシラバスと評価に関してはワーキンググループで検討する。また、調査分析の基礎については担当者同士の話しあいによって基準を明確にしていく。
- ②教員間の合意形成をさらに効果的に行うために、2005年度から分野別の「教員群」を充足させた。教員群でコース別の指導を強化する方策等について検討が始められている。

3. 教育効果測定システム全体を検証する仕組みの現状と評価

現状では、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を明確に検証できる仕組みとしては導入されておらず、授業評価等の実践を通じて模索の状況にある。

全学的には「大学教育開発センター」において、授業評価結果等を参考にしながら検証システムの開発に着手したばかりという段階にある。

4. 卒業生の進路の現状と評価

1) 卒業生の進路状況

最近の国際文化学部の就職状況は、「**大学基礎データ表 8 就職・大学院進学状況**」のとおりである。

国際文化学部の学生は、国際協力のための諸機関や旅行業など、異文化交流に関わる仕事を志望する者が多いが、希望職種に就ける場合は必ずしも多くないのが実状である。

2) 今後の課題と改善方策

国内外で進行するグローバル化に対応できる人材をいかに生み出すことができるかについては、2001年に本学部が呼びかけて設立された日本国際文化学会でも検討が続けられている。

今後は、学部としての独自の努力と並行して、こうした学会等を通じて他大学の国際文化学部と築きつつある関係を活用して、卒業生の新たな進路を積極的に創出していくことも必要である。

第1.1節 厳格な成績評価の仕組み

【厳格な成績評価の仕組み】

A 群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

A 群・成績評価法、成績評価基準の適切性

B 群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

B 群・各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性…（表 6）

1. 履修科目登録の上限設定とその運用の現状と評価

1) 履修科目登録の上限設定と運用

履修科目登録の上限設定は、単位制度の適切な運営と密接な関係がある。その点を踏まえて、次のような上限を学期（セメスター）毎に設定している。

年次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次以上	合計
学期(セメスター)	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	48	180
登録制限単位数	22	22	22	22	22	22		

①原則として1セメスター22単位を上限としている。ただし、編転入生は1セメスター26単位、4年次生以上は年間48単位まで認められている。

②学生は3年次までは、この上限に沿って登録しているが、4年次になると、3年次までの要卒単位の修得状況を反映して、登録単位数にばらつきが出てくる実態がある。

上記の基準は、履修登録手続きが終了した後すべて点検し、上限を超えて登録した学生については個別に履修指導を行う等厳格に運用されている。

2) 今後の課題と改善方策

上記の制限を行っても、3年次までに、卒業要件単位数（124単位）を超える132単位の修得が可能であり、単位の実質化という視点からすると問題がある。しかし、単位制限だけを厳しくしても、卒業延期者を増やすだけである。授業方法や成績評価および就職活動等との関連を含めて、「いつ」、「何を」、「なぜ」受講させていくのか等、引き続き検討していく必要がある。

2. 成績評価法、成績評価基準の現状と評価

1) 成績評価の方法

国際文化学部における個々の授業科目の成績評価は、概ね次のような方法で行われている。

①学期末試験：学期末試験時の解答用紙による評価。ただし、学期末試験の受験資格に授業回数の3分の2以上の出席回数を義務づけている。

②レポート試験：課題レポートや、授業後のミニレポートによる評価で、字数や枚数等に条件（上限または下限）を加える場合もある。

イ）授業内容を踏まえて、ある課題を提出し、参考書の学修やアンケート調査・フィールドワーク等の学修を通してレポートを期限内に提出させ、それを採点する。
夏期休暇等の長期休暇期間の学修課題として提出を求めることもある。

ロ）学期期間中に小レポートを2回～3回程度提出を求め、授業理解度等を確認しながら評価する。

③実技・実習試験：実技を担当教員の前で演じたり、技能の成果物を提示したりしてその出来具合を評価する。主に「調査分析の基礎」や「国際文化学習の方法」の授業科目やスポーツ関連科目および博物館実習等の授業科目にとり入れられている。

- ④平常点：授業への出席状況を参考にして授業参加や課題の点数を総合的に評価する。
演習の場合には学生の学修課題に対する論点の明確さや要約の出来具合、発言の内容や学修姿勢の積極性等を加味して、演習の課題研究等を評価する。

成績評価は、以上の方法を単独または組み合わせてそれぞれの授業科目を担当する教員の創意・工夫に基づいて行われている。それは、シラバス上に「成績評価の方法」として学生に明示している。国際文化学部各授業科目の成績評価法については、「2005 年度履修要項／Syllabus（国際文化学部）」（93 頁以後）を参照。各授業科目の特性や担当者によって評価方法は多様であり、各教員が責任を持って適正に評価している。

2) 成績評価の全学的基準

本学においては、適切な成績評価基準について全学的に検討した結果、2005 年度からその基準を次のように変更した。

【成績評価基準】

評価の判断基準	素点評価	ランク
授業内容の理解も特に優れ、目標とする到達度を超えて一段と高い水準にある	100～90	S
授業内容を良く理解しており、目標とする到達度を超えて高い水準にある	89～80	A
授業内容を理解しており、目標とする水準に到達している	79～70	B
授業内容の理解にやや不十分さはみられるが、目標とする水準には一応は到達している	69～60	C
授業内容の理解度が低く、目標とする水準に達していない。評価資料が提出されていない	59～ 0	なし

- ①新成績評価は、旧成績評価基準の A・B・C の 3 段階評価に、最上級の S 評価を加え、4 段階評価とした。
- ②平均点評価または GPA 評価の分母を、これまでの合格科目から登録科目へ変更し、より厳密な評価になるようにした。
- ③試験欠席を示す「K」の表記を廃止し、すべて点数評価とした。
- ④履修辞退制度を新設した。
- ⑤この評価基準に基づいて、各授業科目を担当する教員の責任で評価が行われている。
- ⑥この評価基準および各授業科目の成績評価の方法は公開されており、透明性も高い。
- ⑦成績を学生各自に提示した後においても、成績に質問または疑義がある場合はそれを受け付ける制度も整備されており、全体として公平な評価が行われているといえる。

2005 年度以後に導入した新成績評価方法では、新たに「S」評価が加わり、旧来の「K」評価を廃止した。また、「K」評価の廃止にともなって「履修辞退制度」を新設した。このことによって、教員にとってはシラバス上の成績評価方法の明記が一層重要視され、より積極的な成績評価の姿勢を促すことになった。それに対応して、学生においても積極的な受講が求められることになり、従来の成績評価に勝る教育効果がうまれると期待される。

3) 今後の課題と改善方策

- ①成績評価自体は各教員の責任ではあるが、全体の傾向を教務委員会等で把握して、より具体的な改善策を発見できるような取り組みが求められる。
- ②基礎演習やプレ演習では、合格率を一定程度に揃えるために、ある程度の相対評価の基準を示すことも、必要であろう。
- ③成績評価の仕方について、教員間にばらつきがあるが、各教員の教育方針と関連した面もあり、必ずしも否定的な要素ではないと思われる。しかし、少なくとも学生に対しては評価基準について説明責任を果たす必要がある。成績評価に関しては、FD と関連させながら、改善をはかっていく。

3. 厳格な成績評価の仕組みの導入状況と評価

1) 各教員による厳格な成績評価

成績評価の仕組みは、前述したとおりの方法で、個別の授業科目の成績評価それ自体は、各教員の責任で厳格に行われている。その方法に関しては、シラバスに、成績評価方法（受講態度、課題、レポート、試験等）と採点の配分基準を示すことになっており、そのような記述がなされる例が多くなっている。成績評価の結果として、各科目の合格率はほぼ 60%～90%に集中している。一部に、単位が取りやすい授業科目に多く登録する傾向も見られるが、それだけが履修者数の多寡を決定しているとはいえない。

2) 成績疑義の申出制度

国際文化学部においては、学生からの成績疑義制度を設けている。成績評価に疑義のある学生は、定められた期間内に合理的根拠を明確に示した「成績疑義申出書」を提出し、それに対して当該担当教員は回答することになっている。このため教員が客観的基準に著しく反するような評価をすることは困難となっており、担当教員に厳正な成績評価を促し、客観的基準を意識させる効果があるようである。

国際文化学部においては、以上 1)、2) のとおり、厳格な成績評価を行う仕組みが導入されており、適正に機能している。

3) 今後の課題と改善方策

シラバスに記載されている授業科目を見ると、具体的な成績評価の基準を示していない事例も見受けられる。さらに改善に努める。

4. 各年次・卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の現状と評価

1) GPAの活用状況

①GPA の算出基準

評 点	グレードポイント
100～90	4
89～80	3
79～70	2
69～60	1
59 点以下	0

$$\text{GPA} = \frac{\Sigma (\text{科目のグレードポイント} \times \text{単位数})}{\Sigma (\text{科目の単位数})}$$

②この GPA 評点は、修得単位数だけでなく、修得単位数と成績の両面から学生の学修到達度をより明確に把握できるようにするために導入した。学生が、どの程度のレベルで単位を修得したかを解りやすく示す指標として用いている。国際文化学部では、毎年学生に配布する「学業成績表」の備考欄に示している。

③2004 年度卒業生（4 年次卒業生のみ）を例にとると、次のような分布状況になっている。

	2003 年度(分布状況%)		2004 年度(分布状況%)	
3.50 以上	1	0.3	0	0
3.00 以上 3.50 未満	29	6.6	36	8.5
2.50 以上 3.00 未満	124	28.1	134	31.6
2.00 以上 2.50 未満	154	34.9	156	36.8
1.50 以上 2.00 未満	102	23.1	83	19.6
1.00 以上 1.50 未満	31	7.0	15	3.5
最高	3.53		3.47	
最低	1.17		1.24	
平均	2.28		2.35	

イ) 2.5 以上の者は、2003 年度 35.0%、2004 年度は 40.1%であり、概ね 3 分の 1 強は良好な成績で卒業している。

ロ) 「大学基礎データ表 6 卒業判定」によれば、過去 3 年間（2002～2004 年度）の卒業年次生（5 年次以上を含む）の卒業率は約 90%である。

2) 卒業論文による卒業時の質の確保

卒業論文は卒業要件の必修ではないが、約 9 割の学生は執筆しており、国際文化学部における学修の成果を集大成させる意義を持っている。この意義を踏まえて、卒論執筆を希望する学生に対しては、研究テーマの設定、演習時の発表と学生相互の討論、論文草稿の添削等の個別指導が担当教員により行われている。このような教育指導過程を経て採点される卒業論文は、国際文化学部の卒業時の学生の質を検証・確認するための方途としての意味を持っているといえる。

以上の 1)、2) を総合すれば、国際文化学部においては、卒業生の質を確保する方途は、概ね適切であり、効果的に機能していると評価できる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①GPA を進級判定、卒業判定や学生の勉学を奨励する仕組みの構築等に活用して、学修の質を確保する方策も考えられる。今後、その活用方法を検討していく。
- ②卒業論文を充実させるためには、演習指導教員の評価だけでなく、公開発表会等を行うことが必要である。大学院生に関しては、修士論文の中間発表会、最終発表会が行われている。今後は、学部学生にも、そのような機会を設けることが課題であろう。
- ③卒業論文以外の研究の発表として、主にゼミ（演習）単位でさまざまな試みが行われている。学術文化祭（11 月）での発表、龍谷大学国際文化学会発行（年に 1 回）の「国際文化ジャーナル」で共同研究の発表、海外事情に関する小冊子の発行等の例があり、こうした活動は推奨していきたい。

第12節 履修指導と自主的学修の活性化

【履修指導】

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・オフィスアワーの制度化の状況

B 群・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

1. 履修登録指導の現状と評価

1) 全学年を対象とした履修登録指導

- ①各学期（前期・後期）の初めに、学年毎に「履修登録説明会」を実施し、履修方法や学修計画等の基本的事項について説明を行っている。その後は、履修相談期間（4～5日間）を設けて、教学部（国際文化学部担当）の窓口において学生の個別の質問等に応じて指導を行っている。3～4年次生には、演習登録者に関しては担当教員が適宜指導を行っている場合もある。
- ②学生に解りやすい履修要項やシラバスの作成を心がけ、「履修方法」や「講義概要」、「授業の計画・進め方」、「成績評価の方法」、「テキスト」、「参考文献」等の内容を毎年検討し、より充実した内容を提供するよう努めている。
- ③科目等履修生、編転入生、留学生に対しても、個別的に履修相談を受け付け、履修指導を行っている。
- ④2005年度より、シラバスをWEB上で公開しており、シラバス検索システムも構築している。

以上のとおり、学生に対する履修指導は、履修登録前における全体の説明会、履修指導期間の設定による学生の個別指導、履修要項やシラバスの内容の改善等により、適切に行われているといえる。

2) フレッシュャーズキャンプ

- ①本学は、入学後の新入生全員を対象としたフレッシュャーズキャンプ（1泊2日）を実施している。合宿期間中の様々なプログラムをとおして、建学の精神の普及と醸成および学生生活を有意義に送るための助言・指導を行う取り組みとして、新入生オリエンテーションの一環として行われている。
 - イ）ホテル等全館を借りて、学部単位で実施している。
 - ロ）クラス親睦会、在学生のアトラクション、キャンパスライフ相談会等を行っている。
 - ハ）特にキャンパスライフ相談会は、2日間にわたり、各学部の教員、事務職員や先輩等が相談にのっている。この中で、履修方法等を含む個別相談に応じている。
- ②新入生は、入学後のオリエンテーションやクラス単位の行動等をとおして様々な情報を入手し始めている。このような時期に、合宿を通じて行われる助言・指導では、新入生も気軽に相談ができ、かつ、一定の時間をあてることができるので、より効果的にキャンパスライフの中に履修計画を位置づけることができる。同時に、入学後間もない時期に寝食を共に過ごすことには、クラス全体の一体感（仲間意識）を醸成させる効果もあり、クラス単位の授業を進める上でも有益といえる。
- ③フレッシュャーズキャンプの参加者に対して学生部が行った「学生生活実態調査（2003年度版）」によっても「大変よかった」、「まあまあよかった」と回答したものが、約8割いることから、この取り組みは有効であるといえる。

3) 登録確認書類の配布による再確認

国際文化学部は、入学年度やPEC所属により履修方法が異なる等複雑になっている面もあり、全体説明会や個別の窓口指導で丁寧に説明しているが、それでも登録ミスが起こる。そ

こで、次のような措置をとっている。

- ① 学生の履修登録後、速やかに電算処理を行い、「受講登録確認表」を全学生に配布し、学生に受講登録科目の再確認を行う機会を提供している。登録ミスがあれば、事務室の窓口で指導の上、修正を行っている。
- ② この確認表は、履修方法と関連させてシステム化されており、「既得科目」、「登録講時ダブリ」等のエラーメッセージが表示されているため、学生にとっては再確認しやすいようになっている。
- ③ これにより、学生の履修方法の思い違いや事務的ミスによる受講不可、卒業延期等の不利益を事前に防ぐことができ、学生の利益に資するところが多い。
- ④ 上記①および②により登録修正を行った学生を対象に、「受講登録再確認表」を配布して、より確実な履修登録を促している。

以上の1)～3)のように、多彩な形で履修指導を行っており、学生が自己の学修目標に則して履修登録と学修が進められるよう、積極的な援助を行っており、適切であるといえる。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ① 履修登録説明会には、高年次になるほど出席率が悪くなり、履修登録のミスによる問題も生じている。
- ② 将来的にはコンピュータネットワークを用いて学生が自らの操作で履修登録ができるようなシステムを採用できるよう検討する。それが実現すれば、履修制限、時間帯の重複チェック等が即時にでき、学生本人の初歩的な人為的ミスの防止にもつながり、さらに事務処理が簡素化される。

（2）その改善状況

- ① 高年次の履修登録説明会の出席率は、あまり改善されていない。学年進行にともなって、履修登録に関わる実務的な面は理解が深まるので、出席する必要性を感じていないと思われる。
- ② 2005 年度には、WEB 上でシラバスを公開し、シラバス検索システムも構築している。ネット登録に関しては 2007 年 4 月から導入予定である。

5) 今後の課題と改善方策

- ① 2005 年度から、履修辞退制度が導入された。その実態調査等を行い、履修指導をより充実することをめざす。
- ② 3 年次前期（第 5 セメスター）の指導については、演習への登録内定が決まったばかりの時期にあたるために、履修指導が難しい状態にある。今後は、チューター制度の導入等により、1 年次～卒業まで、きめ細かい指導を行う体制を整備する必要がある。

2. オフィスアワーの現状と評価

1) オフィスアワーの制度化

国際文化学部では設立以来、オフィスアワーを独自の形で実施してきたが、2005 年度からオフィスアワーを制度として開始し、履修要項にその概要を掲載し、ホームページ*で各教員のオフィスアワーを掲載している。「2005 年度 履修要項/Syllabus（国際文化学部）」（3 頁）を参照。

*ホームページ : <http://www.world.ryukoku.ac.jp/professor/top.html>

2) 今後の課題と改善方策

実際にオフィスアワーに来た学生の状況を把握し、さらに改善に努めたい。

3. 留年者等に対する教育上の配慮等の現状と評価

1) 履修指導

留年者に対しての指導は年度の初めを主とするが、必要に応じて随時行われている。

2) 学費の減額

教育上の配慮措置とは異なるが、間接的な配慮措置として、留年者に対しては、次のような配慮を行っている。

(1) 授業料の減額

- ①授業料(731,000円)の半額を基本授業料(365,500円)とする。
- ②基本授業料(365,500円)÷38単位を1単位当たりの登録料(9,620円)とする。
- ③365,500円+(9,620円×登録単位数)が授業料(学則に定める授業料が上限)となる。

(2) 施設費の減額

施設費(250,000円)－50,000円＝200,000円

以上1)、2)のような措置により留年者への配慮を行っている。特に、未修得単位が38単位以下の場合、その単位数が減るにしたがって学費負担を軽減できる仕組みになっている。2004年度(国際文化学部)においては、46名の学生がこの学費減額の措置を受けており、学修を継続したい学生にとっては適切な制度として機能している。

3) 単位修得僅少者への指導

- ①原則として1～2年次生は基礎演習およびプレ演習の担当者から、3～4年次生は演習の担当者から個別指導が行われている。留年の可能性が高い学生に対しては、授業への出席を第一義に考えるべきこと等を指導している。また、単位僅少者については、同様の説明を成績表とともに保証人に対して郵送している。
- ②この指導により、学生の抱えている問題について相談する機会にもなり、根本にある問題を改善することができる場合には学修面において改善が見られる。学修意欲をなくしている単位修得僅少者の修得率が向上したという成果は十分にあげていないが、学生には問題を意識する機会となり、改善される実態もある。また、保護者に通知することは保護者の関心を喚起するという意義もあるので、今後とも継続していきたい。

4) 今後の課題と改善方策

- ①カリキュラム上の制約が少ないために、一部の学生は単位を取りやすい科目を選ぶ傾向があるが、もし、履修方法や成績評価等を厳しくすると留年者が増える可能性がある。そのため、現在検討中のカリキュラム改革と連動して、留年者への対応を検討する必要がある。
- ②演習を履修しない学生の中に留年する者が多いために、対策を取る必要がある。

第13節 授業形態区分と授業方法の関係

【授業形態と授業方法の関係】

B 群・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B 群・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

B 群・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

本学は、各学部教育目標を実現するための基本的な授業形態として、講義、演習、実験、実習および実技に区分して単位計算の基礎を定めている（学則第26条）。各学部は、これを基礎に、個別授業科目の形態等を定めている。

1. 授業形態・方法の現状と評価

1) 授業形態と授業方法

国際文化学部教育課程の内容を学生に効果的に教授するためには、授業内容に則した適切な授業形態と授業方法で行うことが肝要である。この立場から、国際文化学部の授業科目は、概ね普通講義、外国語講義、実習、演習等に区分して講義を行っている。

(1) 普通講義

- ①主に教室における講義が中心であり、瀬田学舎共同開講科目、学部共通科目、学部基本科目（「調査分析の基礎」、「国際文化学習の方法と技術」は除く）、学部専攻科目等が多い。国際文化学部は文化的な内容を中心に授業を行っているため、マルチメディアを使用することが多い。映像資料および PowerPoint®等を活用して、異文化のさまざまな面を紹介している。
- ②美術関係の講義は、映像資料（スライド、VTR）が多用されている。芸術史や博物館関係のような科目は、画像識別テストが活用されている。これはマルチメディアの問題とも関連しているが、講義中に上映した映像・画像をどの程度理解し、記憶しているかを試す方法として、モニターまたはスクリーンに画像を数分間映し、問題点を答えさせるテストである。学生は、日頃、講義に出席していないと解答できないので、学生の出席率を把握でき、理解度を測ることができ、かつ、担当者自身の説明の仕方が妥当かどうかを判定する反省材料ともなっている。

(2) 外国語講義

- ①国際文化学部は語学教育を重視している。外国語で国際文化全般について討論できる等のコミュニケーション能力の育成をめざしており、1クラス20名程度の少人数で授業を行っている。
- ②授業内容、カリキュラム、教材開発に関しては、語学担当者会議や英語担当者会議をとおして、入学者数の増減や学力の実態に合わせ柔軟に対応している。例えば、学部開設当時、週3回の英語の授業はすべてオーラル・コミュニケーション重視であった。しかし、TOEFL®模擬テストで、Listening セクションの平均点の上昇に比べ、他2つのセクション（Grammar と Reading）の平均点の伸びが期待していたほどではなかった。英語担当者会議で協議した結果、オーラル・コミュニケーション重視の授業を週2回、Reading/Writing 重視の授業を週1回に変更した。
- ③外国語学修は、学生の積極的・継続的な学修が必要であり、授業は主体的・積極的に学修する方向性を再確認する場であるということを学生に常日頃から周知させている。例えば、英語では、授業時間外には次のようなコミュニケーションを積極的に行うよう指導している。
 - イ) 授業後、復習の目的で、授業で練習した英語の表現をクラスメートや友人と会話を試みる。

- ロ) E-mail を利用して世界の英語学修者と情報交換をする。
- ハ) 世界各国から集合している国際文化学部の教員と会話をして、文化とコミュニケーションの方法を学ぶ。
- ニ) 語学・留学サポート室にある英語読本や発音、文法学修ソフトを利用する。
- ホ) インターネットを利用して自らの目的にあった海外の情報を収集分析する。
- ヘ) 自分の住む町以外に旅行、研修、留学をし、体験学修をする。
- ト) 学生の語学学修意欲を高めることを目的に、教員が学生を引率するフィールドトリップ(文化ゾーン、びわこ博物館、立命館大学平和博物館、スタンフォード大学日本研究センター等の訪問)を授業の一環として取り入れている。
- チ) オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、アメリカ、カナダ、マルタ、中国、韓国等の大学への学部企画語学研修も行っている。

(3) 実習講義

- ①「調査分析の基礎」、「国際文化学習の方法と技術」は、情報処理実習室を利用した実習の授業である。「調査分析の基礎」は 50～80 人程度で行っている。「国際文化学習の方法と技術 B・C」(2005 年度)は 60 人までの受講者数制限を設けている。
- ②講義では、毎時間、コンピュータを活用した課題が出される。課題は、原則として授業時間内に終わることができる程度のものである。授業時間外で課題を遂行する必要がある場合も、大学の自習開放のパソコン教室の利用でやり終えることが可能な程度の課題となっている。

(4) 演習講義

- ①国際文化学部では、毎年、専任教員が演習(ゼミ)を担当し、それぞれの専門分野について教授している。教員の専門分野は、芸術、宗教、美術、人類学、民俗学、教育学、心理学、環境学、哲学、文学、経済学、政治学、国際関係学、社会学、英語教育と多岐にわたり、学際的テーマを扱っているゼミが多い。
- ②ゼミは選択性になっているが、履修者は卒業論文を必ず書くことが前提である。クラスサイズはゼミによって異なるが、定員を約 20 人と設定している。
- ③Professional English Course (PEC) の学生のみが開講されているゼミが 1 つある。PEC 生が他のゼミを履修することはできない。PEC 生は英語で開講されている科目を履修することが原則であるため、ゼミも英語で開講されている。
- ④すべてのゼミにおいて、口頭発表の訓練、自己表現の技術的向上が学生に要求される。

2) 多様な授業形態・方法を支援する体制の整備

本学は、各学部の多様な授業形態に対応するために、大中小の各種の教室、演習室、LL 教室、情報実習室等が整備されている。各学部の授業方法は、普通講義の他、教材ソフト(コンピュータ)の活用、プリントの配布、ビデオ教材、スライド教材、PowerPoint®の使用等多様である。こうした多様な授業方法を支えるためにはその支援体制の整備が肝要であり、そのため、瀬田学舎においては、次のような体制を整備している。

- ①教材作成室を設置し、用紙代等経費は全額大学で負担している。
- ②コンピュータを使用する場合は、補助職員を配置して授業をサポートしている。
- ③授業形態・方法に則した多様な施設(計算室、電算実習準備室・実習室等)を整備している。
- ④ゼミ合宿等による集中的・自主的学修の経費支援をはじめ、各教員による多様な授業方法を支援するために「教育補助費」(ゼミ教育補助費、学生教育指導費、教学促進費)を設けている(「第 5 章-11 教育・学修支援」を参照)。
- ⑤ゼミ合宿等のために、大学が 68 カ所の指定合宿施設と契約し、この施設を利用する場合は、1 人 1 泊につき 1,300 円を年度ごとに上限 15 泊として補助する制度を設けている。

3) 授業規模

- ①基礎演習、プレ演習、演習Ⅰ～Ⅳを1年次～4年次生まで配置し、学生同士および教員との双方向の授業を行っており、基礎的学修の段階から応用的な学修に発展させる教育指導を行っている。その効果は卒業論文に結実されており、効果を上げていると評価できる。
- ②国際文化学部授業規模（専攻科目）を推し量る目安として、「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」を用いる。これによれば64人以下の収容人員の教室で行っている授業は80.9%であり、全体として小規模授業が多く適正規模で行われているといえる。
- ③受講者数が150名を越えている授業に関しては、担当教員の希望により教育補助員を配置して、授業遂行に関わる補助的業務を遂行し、担当教員の負担の軽減をはかる等の配慮をしている。教育補助員は、学生の出欠調査、レポート等提出物の整理、教室における配布物の配布、視聴覚教育機材の操作等を行っている。
- ④受講登録者が多い場合の試験（専任300名以上、兼任講師200名以上）の答案用紙については、担当者が試験場から「解答用紙」を持ち帰ったあと、直ちにそれを学籍番号順に整理する等のサービスを全学一斉に行い、担当者の採点の負担軽減と効率化をはかっている。

以上1)～3)のとおり、国際文化学部における個々の授業は、それぞれの授業科目の目標に沿った適切な授業形態・方法で行われており、「第10節 教育効果の測定」で述べたとおりの効果をあげている。また、多様な授業形態・方法を支援する体制も整備されており、それらも、概ね効果的に機能しているといえる。

4) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①少人数科目を増加させると、必然的に必要とする教室数が増え、講義科目との関連もあり、適正規模の教室の確保が難しくなっており、解決の方策を検討する必要がある。
- ②授業形態や開設科目の多様化によって必要教員数が増え、専任教員だけでは担当しきれなくなりつつある。
- ③また最近では、少人数という良好なゼミ運営の条件を満たしているにもかかわらず、活発な討論を促しても学生が十分な反応を見せない場合もある。
- ④講義科目の中には、400名以上となる科目があり、学舎別の開講科目数は次表のとおりである。授業規模は、学生の理解度や満足度と密接に関係しているとともに、過大な授業規模は、教員の授業改善意欲を減退させる場合もある。歩留まり率を十分に分析した上での入試判定、学期毎の履修制限、授業分割等、改善策を総合的に検討する必要がある。

	96年度	97年度
深草学舎	58	55
大宮学舎	3	3
瀬田学舎	3	1
合 計	64科目	59科目

- ⑤ティーチング・アシスタント（T・A）の活用方法を検討する余地がある。
- ⑥少人数教育の実践経験を教員間で交流させる場の設定について、検討する必要がある。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、動機づけの面でも非常に効果的であり、今後も継続していくのが望ましい。
- ⑧教室等の照明機器を改善し、視聴覚教育機器等を充実する。

- ⑨自習環境をさらに整備する。

(2) その改善状況

- ①学生数の増加に教室数は追いつかないままであり、英語やゼミなどで必要とされる小教室については、今後は不足してくると考えられる。さらに、瀬田学舎全体で学生数は今後も増加することが見込まれており、教室数全体の不足が改善される見込みは今のところ立っていない。当面は、瀬田3学部間で連携をとりながら、あくまで授業編成の工夫によって対処せざるをえないのが現状である。
- ②教員数の問題は、財政上の問題との接点もあり、個別学部の対応のみでは解決ができない。本学では、教学と財政の両立の視点から、全学的に長期財政計画を策定した（教員人件費率は帰属収入に対して40%、上限を42%）。この基本方針の下で、教育改革との連動をはかりながら検討している。
- ③および⑥：少人数教育の経験交流の場について、各学部独自で行っているケースもあるが、不十分であり、大学教育開発センターにおいて授業改善の一環として取り組むことを検討する必要がある。
- ④2005年度も400人以上の授業（国際文化学部）があり、引き続き改善課題である。
- ⑤ティーチング・アシスタントを大学の制度として整備した。
- ⑦ゼミ相互の討論会は、実施している学部がある（経済学部、法学部）が、今後、各学部の特性を踏まえ、全学的に実施していくことが望ましい。
- ⑧教室等の照明や改善に努めるとともに、メディア関係機器についても拡充とその活用支援部署（情報メディアセンター）を設けた。引き続き改善に努める。
- ⑨瀬田図書館の拡充等を行った。引き続き改善に努める。

5) 今後の課題と改善方策

- ①300人を超える授業等大人数講義の問題がある。この解消は難しい問題であるが、引き続き改善に努める。
- イ) 美術関係の講義は、映像資料（スライド、VTR）が多用されているが、200名以上の受講者のため、教員が一方的に説明を行うスタイルとなり、対話式の授業がとりがたい。
- ロ) 「思想研究入門」や「現代社会と宗教」等の講義は、死、愛、女性、民族、人種等を、日本、世界の主な宗教の視点から考察するが、これらの講義では教員が一方的に授業をするのではなく、テーマごとにディスカッションをすることが望ましい。教育指導の適切性を考えて、負担が増えても小クラスに分割することを希望する教員もいる。また、教室内の授業だけでなく、フィールドワークを用いた授業を増やしたいと希望する教員もあり、クラスサイズは大きな問題となっている。
- ②語学教育においては、「外国語を学ぶ」だけでなく、「外国語で学ぶ」という意識をもたせる必要がある。例えば、英語を選択した学生のために、PEC以外にも語学特化コース（外国語教授法コースや異文化間コミュニケーションコース等）を設置し、英語を学ぶだけでなく、英語で何を学ぶのかをより具体的に学生に提示し、学生の語学学習意欲を高めていくことが今後の課題である。
- ③実習講義は、受講者数を制限している（約60人まで）が、実習科目としては大きすぎる。この状況を少しでも改善するため、学生をラーニング・アシスタントとして採用しているが、彼ら自身も実習クラスの専門補助員として育成されてきたわけではないので、十分な補助は期待できない。専門的知識を有したティーチング・アシスタントをラーニング・アシスタントの代わりに活用したいところではあるが、大学のティーチング・アシスタント制度を活用することも検討すべきであろう。また、ラーニング・アシスタントとティーチング・アシスタントの研修を今後検討する必要がある。
- ④実習科目担当の専任教員と非常勤教員とのコミュニケーションをはかり、課題の量や授業内容等の調整を行い、授業の改善をはかっていく。

- ⑤現在ゼミは選択性であり、ゼミを履修しなかった学生の指導をどのようにするかという問題がある。必修科目にするか否か、検討する。
- ⑥時間割に関連する問題であるが、これまでゼミ間の交流は盛んでなかった。しかし、地域および分野で関連する他のゼミと合同で行うことは教育指導上、有効であると思われる。
- ⑦PEC ゼミの問題点としては、PEC 生に対してゼミの選択肢が極めて少ないことである。PEC 以外のゼミがとれるように 2005 年度中に基準を決め、2006 年度から実施する。

2. マルチメディアを活用した教育の導入状況と評価

1) 個別の授業科目による活用

- ①美術関係の授業では、授業時間の少なくとも半分を画像の映写に費やしている。
- ②一般講義においても、PowerPoint®、映像資料を内容の説明補足として活用している。
- ③語学教育は、コンピュータールームで語学教材ソフトを活用した授業が行われている。
- ④実習関係の講義は、情報処理実習室を活用している。

2) マルチメディア教育を促進するための環境整備

全学的な整備方針に基づき、メディア教育環境を整備している（「第 11 章 施設・設備等（学部・大学院）」を参照）。また、メディア教育と施設・設備を担当する事務部署として情報メディアセンターを配置してその支援にあたっている。

以上 1)、2) のとおり国際文化学部においては、マルチメディアを活用した教育を積極的に導入している。また、学部内に情報化検討委員会を設置し、情報教育・視聴覚教育等のメディア教育に関して授業担当者等の創意工夫を支援し、それに必要な環境整備をはかっている。さらに、全学的には情報メディアセンターを設置して、事務部門からもその支援等を行っており、全体として適切な運用がなされていると評価できる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①モニター、スクリーン、暗幕はもとより OHC、VTR、DVD、カセットテープを使用できる教室を漸次増やしていく必要がある。特に、芸術関係（物質文化）の講義と演習には映像音響の設備が不可欠であるので、改善を求めていく。
- ②語学科目においても、マルチメディアは大いに活用されており、引き続き環境整備に努める。

3. 遠隔授業による単位認定の現状と評価

1) 遠隔授業による単位認定

国際文化学部では、遠隔授業は行われていない。

2) 今後の課題と改善方策

- ①現在、全学的方針に基づいて、パソコンを利用していつでもどこでも学べるようユビキタス環境の整備を検討しているが、遠隔地授業の導入も含めたマルチメディア教育を促進するための基盤整備を進めていく。
- ②国際文化学部のような教養的・学際的な性格を持つ学部では、他の大学、研究機関等と提携して何らかの形で専門教育を推進する必要がある。先行例の「遠隔授業」の内容を検討しつつ、独自の遠隔授業の開発が課題である。
- ③遠隔授業の実施には、大学が設備環境を整える必要があるため、これは学部独自の課題ではなく、大学全体の課題として協議していく。

第5章－8 学部共通コース（京都学舎）

第4次長期計画は、21世紀における本学の大学像として「共生(ともいき)をめざすグローバル大学」を掲げ、世界水準の教育・研究の展開、地域社会の発展への寄与をうたっている。そして、この大学像の実現のための改革方策として、教育・研究の多様化と高度化、大学の個性化さらにはそれらを活性化する手段として外部アクセスを通じての資源の流動化などが明示されている。

その中で、学部共通コースは教育の多様化の1つの柱と位置づけられ、「『自律と思いやりの精神、基礎的知識と専門性』のバランスがとれた社会貢献のできる人材を育成する機能」の一端を担う教育コースとして、その充実をはかることをめざしている。また、研究に関わっても、「共通コースによる学問分野の多様化・統合化をはかる」こともめざしている。

こうした第4次長期計画における学部共通コースの教育・研究に関わる位置づけは、それが初めて設置された1988年度のカリキュラム改革の流れを継承するものである。すなわち、「学部の壁」を低くし、大学に対する多様な社会的要請に応えるための新しい学問領域を創出し、学生の多様な学修関心に応えることを目的にして設置されたものである。したがって学部共通コースは、その時々の社会的状況を反映した大学教育への期待や学修ニーズを的確に捉え、必要であればコースの新設・再編をも視野に入れた展開をはかることが求められる。

第1節 理念・目標と教育課程

1. 学部共通コースの基本理念

浄土真宗の精神を建学の理念とする本学は、人間性豊かで深い学識と教養をそなえる人材の養成に努めてきた。学部共通コースは、多様化する社会への対応を具現する教学システムとして、1988年度、1994年度、2001年度の各カリキュラム改革において重点的に取り組まれ、今日に至っている。

学部共通コースは、国際化、多様化、複雑化する現代社会が求める総合的な視野と、リーダーシップを発揮できる行動力と思考力を持つ人材の育成をめざすことを教育理念としている。それは、建学の精神を現代社会において具現化するうえで適切であるといえる。

本コースは、深草キャンパスの社会科学系3学部（経済学部、経営学部、法学部）に開設されている。このコースを選択した学生は、各学部のカリキュラムに沿って学修する一方、学部の枠組みを越えて自らの興味・関心に基づく、あるいは自分の将来の進路に照準を合わせた科目を系統的かつ重点的に履修することができるようになっている。そのために、次の4コースを開設している

＜異文化共生＞

①国際関係コース

②英語コミュニケーションコース

＜人間環境共生＞

③スポーツサイエンスコース

④環境サイエンスコース

2. 学部共通コースの特色

1) 既存学部の枠組みを越えた履修コース

①既存学部のカリキュラムの枠組みを越えた学際的領域においてカリキュラムを構築している。

②学部と共通コースが相互に科目を提供しあい、また、学部にはない学際的な科目を置くことにより多彩な科目を学生に提供している。

③学部共通コース専任教員と共同開講科目担当者および学部専門科目担当者の協力・共同

による教育を実施している。

- ④いわゆる「旧一般教育科目担当の教員」も「演習」および「卒業研究」の指導に携わるなど、その専門性を発揮できる教育システムになっている。
- ⑤卒業年次生の就職問題をはじめとする学生の指導に、専攻科目担当・共同科目担当の区別なく教員が携わり、多様化する学生によりこまやかな指導を行っている。

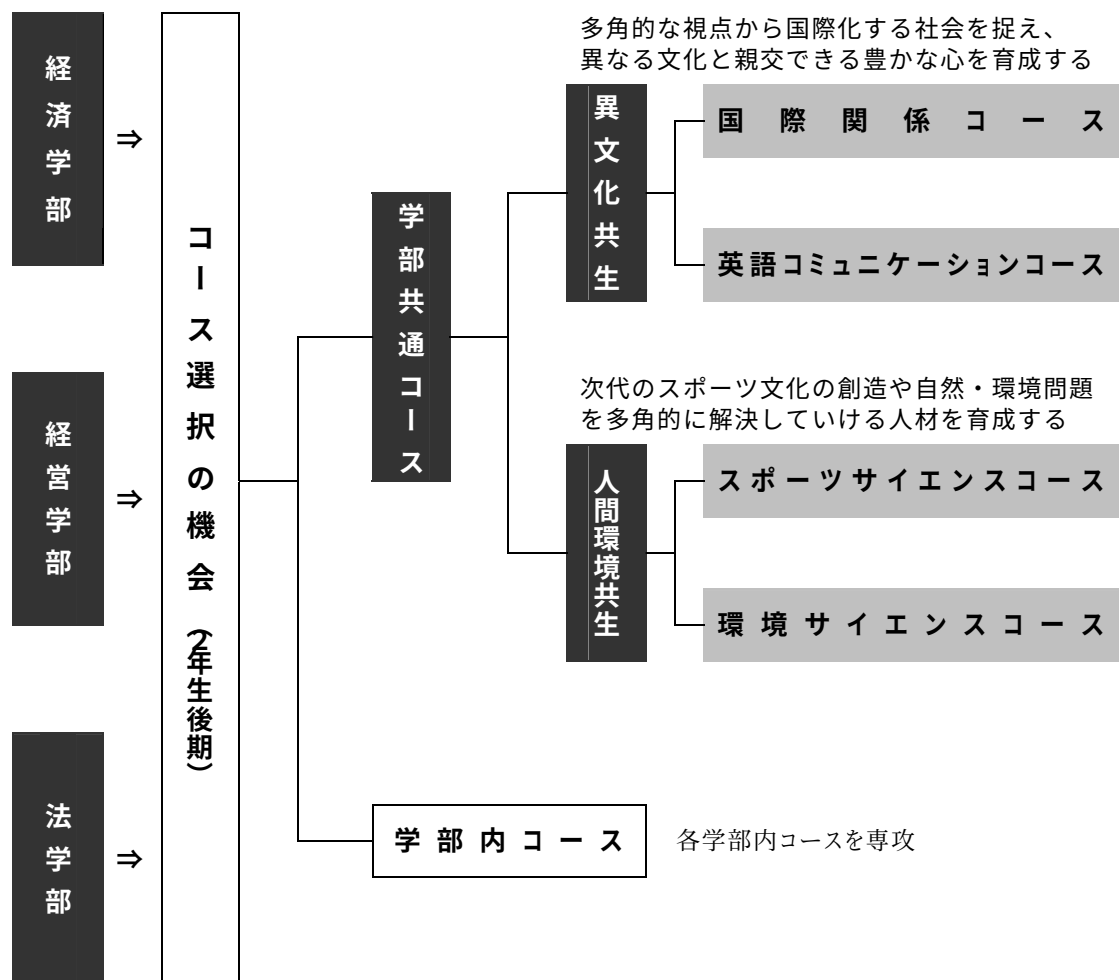
2) 2年次生に再度履修選択の機会を提供

- ①学部共通コースは、入学後の学生の多様な学修関心に応えるために、学部教育の枠を超えた学際的領域の教育を行うことを目的としている。学生には、入学後、第4セメスター（2年次後期）において再度履修プログラムを選択する機会が与えられている。その結果、担当教員からは、学生の学修意欲が喚起され、前向きに学修に取り組む学生が多いとの報告がなされている。さらに本コースの学生の中には、コースの特色を活かした学修をとおして職業観の醸成や職業選択に結びつけている者もいる。
- ②本コースに進んだ学生は、各学部の専門領域を学びながら学際領域をも学ぶことができる。教養、学部共通コース、学部専攻の各科目が三位一体となった履修コースは、学際教育を活かした多様な人材の輩出、多岐にわたる就職機会の拡大につながっているといえる。

3. 今後の課題と改善方策

学部共通コースを3学部連携の履修コースとして今後も継続させていくのか、それとも、コースと連動した研究組織をも立ち上げ、将来的には、独自の学際的な教学組織の創設をもめざすのか、将来方針を検討していきたい。

【学部共通コースの体系のイメージフロー】



第2節 国際関係コース

1. 理念・目標

本学の有する知を可能な限り結集して、複雑に絡みあう世界の政治・経済・文化のあり方を多様な視点から理解することをめざしている。こうした多様な視点を持つことは、21世紀の世界が直面する問題に取り組むために、ぜひとも必要なことである。コースの目的を達成するために、次の諸点を核とするカリキュラムを編成している。

- ①国際社会が直面している諸問題をさまざまな角度から総合的にとらえるための科目（「国際関係論Ⅰ」、「地域研究入門」）を必修とする。
- ②世界の各地域の政治、経済、社会、歴史、文化等をより深く学ぶために[地域研究]をコースの重要科目として位置づける。
- ③書物からの学びだけでなく、経験を通して生きた知識を吸収し、自らの問題解決に活用する技能を修得するための「海外研修制度」が設けられている。海外の教育機関等で修得した修了証、または海外での研修状況をまとめたレポート等を提出することにより、所定の基準に基づき単位が認定される。

2. 教育課程の現状と評価

- ①前述の教育理念・目標を達成するために、次のような教育課程を展開している。

科目群	履修区分	開設授業科目	履修 単位数	卒業要件 単位数
コース科目	必修	国際関係論Ⅰ（2） 地域研究入門（2）	4	32
	選択必修 〈コース指定 外国語〉	中国語セミナーA～D（各2） 海外中国語研修講座（2） ドイツ語セミナーA～D（各2） フランス語セミナーA～D（各2） スペイン語セミナーA～D（各2） ポルトガル語Ⅰ～Ⅲ（各2） ロシア語Ⅰ～Ⅲ（各2） 韓国語Ⅰ～Ⅲ（各2） 海外英語研修講座 英語Ⅲ（各2） 英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ（各2） 中国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ（各2） ドイツ語コミュニケーションⅠ・Ⅱ（各2） スペイン語コミュニケーションⅠ・Ⅱ（各2） フランス語コミュニケーションⅠ・Ⅱ（各2） Intercultural Discussion（2）	4	

	選択A群	ヨーロッパ研究A～D（各2） 東アジア研究A・B（各2） 東南アジア研究A・B（各2） 北米研究A・B（各2） 中南米研究A・B（各2） 南北問題研究A・B（各2） 異文化研究A・B（各2） 情報・コミュニケーションの技法（2） 多文化映像論A・B（各2） フィールドワーク実習（2） 国際関係論Ⅱ（2） 現代国際関係史（2） 国際ジャーナリズム論（2） 学部共通特別講義Ⅰ・Ⅱ（各4） 学部共通特別講義Ⅲ～Ⅶ（各2） 学部提供演習 コース内演習	24	
学部提供科目	選択B群			12
学部専攻科目				※E・B 32 J 36
フリーゾーン				E・B 16 J 12
共同開講科目	必修科目	仏教の思想(4)英語・初修外国語（計12）	16	32
	プログラム科目		16	
卒業要件単位数合計				124

※E は経済学部、B は経営学部、J は法学部を表す（以下同じ）。

②国際関係コースの各授業科目の講義内容は、次の各学部のシラバスを参照（各学部共通の内容）。

イ）経済学部：「2005年度 SYLLABUS（経済学部）」（185～268 頁）

ロ）経営学部：「2005年度 SYLLABUS（経営学部）」（110～193 頁）

ハ）法学部：「2005年度 SYLLABUS（法学部）」（209～290 頁）

3. 教育の特徴と成果

- ①国際関係コースの海外でのフィールドワークを単位認定する海外研修制度等の「オフ・キャンパス・プログラム」を実施している。
- ②留学前に計画し承認を受けたテーマに基づいてフィールドワークを行い、帰国後レポートを提出することによって単位が認定される「海外研修制度」を利用する学生がおり、昨年度は2名(コース生の1.5%)が交換留学生として選抜された。この数字は本学交換留学生の5.3%を占めたことになる。
- ③国際法を学ぶと同時にNGOに携わる者、中国でのビジネスをめざして経営学を学びつつ現代中国の国情を学ぶ者など、学部とコース双方の専門性を有機的に融合させつつ積極的に学修に取り組む学生が多数見られ、日系企業に就職する者やデュースブルグ大学、上海対外貿易学院に留学した者もいる。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①カリキュラム構成として改善すべき点がある。情報処理、フィールドワーク論（実地調査法）等、国際関係研究に要する方法論的科目の設定、社会科学系の理論科目に対応する応用的科目（地域研究等）の充実、地域研究の土台となる理論科目（例えば、文化人類学、比較社会学、比較文明論等）の開設に関して検討が必要である。
- ②国際関係コースの出発点は学部の枠を横断する「学際性」にあったが、このために、かえってコースの特徴が不鮮明になっている面がある。したがって、コースの重点目標を明確にして、それを絞り込むことを検討する。その方針としては、次のいずれかが考えられる。
 - イ）宗教学、文化人類学等の人文科学系の理論科目をコアにして人文的な地域研究に重点を置き、教養的でなじみやすい内容のカリキュラムを編成する。
 - ロ）社会的要請に対応できるような、実務家養成を志向したカリキュラム編成とする。このためには、社会科学系の地域研究の強化と実用的な語学教育の充実が不可欠である。
- ③国際関係の理解と外国語の修得は表裏一体の関係にあるため、外国語学修の教育体制を、人員配置を含めて整備する必要がある。コースの教学目標を明確にするためには、教学体制と研究組織との関係づけがひとつのポイントであり、教学体制の母体を構成する研究者集団を明確化することを検討しなければならない。例えば、語学センターの設置等、教学体制の母体の構築を検討する必要がある。
- ④このコースを選択した学生は、外国事情や国際情勢に強い関心を示して積極的にコースを選択した学生と、所属学部の専門科目に関心をもてずに消極的にコースを選択した学生に分けることができる。学修に必要な集中力・理解力・基礎的学力・学修意欲は、明らかに前者が高い。このような学生実態をどのように捉え対応していくかも検討課題である。コース運営母体のあり方をも含めて、検討を続けていく必要がある。

2) その改善状況

- ①1997 年度の課題を踏まえた上で、これまでカリキュラムの改善に鋭意努力してきた。例えば、「フィールドワーク実習」や「情報・コミュニケーションの技法」といった、これまでにない全く新しい方法論的科目を漸進的に開設するとともに、1997 年度カリキュラム下で設置されていた「アジア研究 A～D」を廃止し、これに代わって「東アジア研究 A・B」および「東南アジア研究 A・B」という新たな地域研究科目を設けてきた。また、「現代国際関係史」や「国際ジャーナリズム論」といった、1997 年度カリキュラムにはみられなかった国際関係科目を新設し、学生の多様な学修ニーズに応えられるようにカリキュラムの改善に努めてきた。
- ②結局、1997 年度以降の漸進的なカリキュラム改革のなかで、国際関係コースは前述課題②の后者のロ）の道を選択した。すなわち、イ）のように「文化人類学といった人文科学系科目を充実させて教養的な内容のカリキュラムへと移行する」のではなく、むしろ「地域研究を中心とする社会科学系科目と実用的な語学教育の充実をはかる」という方向性を選択してきた。また、こうした改革の方向性の選択にともない、語学教育の拡充に鋭意努力し、「中国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「ドイツ語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「スペイン語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「フランス語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」というコース独自の新しい外国語科目を開設してきた。
- ③外国語学修の教育体制を整備するために、「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」に加えて、「中国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「ドイツ語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「スペイン語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「フランス語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」といった新しい外国語科目を開設してきた。しかし、語学センターのような外国語学修に関するコース独自の機構は、効率性などの点に鑑みて設置しなかった。

- ④国際関係コースには、外国事情や国際情勢に強い関心を示して積極的にコースを選択した学生ばかりではなく、所属学部専門科目に関心をもてずに消極的にコースを選択した学生なども少なからず学んでいる。また、このコースは、単に学部共通コースとして、経済学部、経営学部、法学部の学生から成る、いわば「混成コース」であるばかりではなく、例えばゼミナールについていえば、学生はコース独自のゼミナールのほか、各学部のゼミナールにも分散して所属するという、かなり特異な学修形態を採用してきた。このようにコース所属学生は、単に能力や意欲の面だけではなく、所属学部、ゼミナール、専攻といった面でも実に多様であり、こうした「多様性」（あるいは、その負の側面に焦点をあてるならば「分散性」）がコースの一体感の醸成にとって大きな障害となってきた。こうした問題認識に鑑み、2002年度よりコースの学生と教員の交流を深めるための一方策として「異文化研究会・交流会」という新しい催しを毎年開催するようになった。同研究会・交流会は、カリキュラムや教育課程の射程内に必ずしも収まるものではないが、学生と教員の交流を推進し、コースへの帰属意識と一体感を学生のなかに醸成する上での重要なコース行事として定着しつつある。

5. 今後の課題と改善方策

- ①将来の展開に関する理念的な問題：国際関係コースは、開設から17年以上の歳月が経ち、学士課程教育のあり方として1つの大きな転換点を迎つつある。これまで学際的な地域研究を中心とするコース運営を推進してきたが、その一方で、こうしたコース運営の弊害、すなわち「ディシプリン（個別科学）の希薄な地域研究の限界」が顕在化しつつある。例えば経済学部では、経済学というディシプリンを中心とする地域研究や国際経済研究が試みられ、また、法学部でも法学や政治学をコアとする地域研究や国際政治研究が進められている。すなわち国際関係コースが、「ディシプリンと地域研究」をいわば「ライバル関係」として位置づけ、「ディシプリンの希薄な地域研究」を中心とするコース運営をあえて選択してきたのに対して、各学部は「ディシプリンと地域研究」を「パートナー関係」とみなして、ディシプリンを中核とする地域研究や国際研究のあり方を模索してきたといえる。

そうしたなか、「学際性」という名のもとでディシプリンにこだわらない地域研究を推進してきた国際関係コースのあり方が、果たして学部教育のあり方として有用であったのかが問われ始めている。こうした理念的な課題に対する改善方策は、各学部や他の学部共通コースも含む全学的な教育改革論議のなかで慎重に議論されることになる。

- ②学生による海外研修活動の推進：個別具体的な課題としては、学生による海外研修活動を一層積極的に促進する必要がある。コースには、学生による留学やフィールドワークといった海外での諸活動を支援するために「海外研修制度」という独自の単位認定制度が設けられており、これまで多くの学生が同制度を利用して様々な形態の海外研修活動に取り組んできた。そうした学生による海外研修活動を一層推進するために、今後は、ゼミナールごとに語学研修やフィールドワークを積極的に企画するといった方策が講じられる必要がある。
- ③学生のコース帰属意識と一体感の醸成：今日、国際関係コースの1つの課題は、これまでのカリキュラム改革のような制度面あるいはハード面の改善ではなく、むしろ学生がコースへの帰属意識やコース学生としての一体感をもつといった意識面あるいはソフト面の改革にある。こうした意識面の改革を進めるための一方策として、学生のイニシアティブとオーナーシップに基づいた「国際関係コース学生委員会」（仮称）という、「学生の、学生による、学生のための組織」を創設することを今後検討する必要がある。

第3節 英語コミュニケーションコース

1. 理念・目標

1) 教育理念

日本の英語学修は従来「読む」こと、言い換えれば「受信」のための学修が主体であった。今、国際化の中で真の異文化交流が叫ばれるとき、「発信」のための英語の必要性が高まっている。

そのような状況を踏まえて、英語学修に対して意欲をもつ学生のために、「英語コミュニケーションコース」を設置した。本コースは、「受信」、「発信」のための英語力を身につけるだけでなく、他国の人々や文化等を知り理解することによって、自己のアイデンティティを発見し、広い視野と知識を持ち世界で活躍できる人材を育成することを目標としている。

本コースは、「Speaking」、「Listening」、「Reading」、「Writing」といった4つの能力を育成し、履修年次が進むにしたがって、自国や他国の文化を学ぶ等、段階的により幅広く高度な内容の学修ができるカリキュラム体系となっている。

2) 教育目標

英語コミュニケーションコースでは、3つの主要な目標を設定している。

①英語を話し、聞き、読み、そして書く能力を育成すること。

英語コミュニケーションコースでは、必修科目である「Oral Communication」と「Writing」を英語教育プログラムの核としており、これらの科目によって英語学修の基礎を築くことができるようになっている。

②アメリカ、イギリス等の英語圏の国々、および英語が使われる英語圏以外の国々について十分な正しい知識を身につけさせること。

この目標を達成するために、英語コミュニケーションコースでは、できる限り多様な国々の歴史・文化に精通した非常勤講師に科目担当を委嘱するよう努めている。例えば、スウェーデンやクロアチア等の欧州、ネパールやインド等のアジアといった、英語を母国語としない国からも積極的に採用している。多様な講師が科目を担当することによって、世界にある様々な国の文化や現状を学生に伝えることができる。その他にも、「特別講義」や「Forum」といった科目の中では、あらゆる機会を使って、豊かな経験と経歴を持つ人材を、ゲストスピーカーとして招聘し講演を行っている。

③自分たちの文化のみならず、他の文化に対しても敬意を払い、その価値を認めることができるようにすること。

日本しか知らない人には、日本人のことも、アジアの人々のことも、また世界のことも分からない。そこで、英語コミュニケーションコースでは、海外へ出かけて他の国々の人々とふれ合うよう指導を行っている。具体的には、短期あるいは長期の語学研修への参加を促すことであるが、場合によってはワーキング・ホリデーや海外でのインターンシップ、あるいはその他のボランティア活動への参加を促す指導も行っている。

個々の英語コミュニケーションコースの履修学生が将来どのような形で英語を必要とするかは予測不可能である。ビジネスの場でプレゼンテーションを行ったり、あるいはビジネス・レターを書いたりする必要があるかもしれないし、あるいはまた、海外で勉強するとか海外で仕事をするを選択するかもしれない。日本国内でも、社交上の必要から、あるいは娯楽のための必要から英語を使うことになることも考えられる。さらには国際結婚をする可能性もある。現にここに示した事例は全て、英語コミュニケーションコースの卒業生の事例である。

したがって、英語コミュニケーションコースで行い得るのは、後になって学生が自分で学修できるように教育しておくことである。とりわけ、英語はコミュニケーションの生きた手段であって、決して抽象的な学修の一分野などではないのだ、ということを学生が理解できるように手助けすることである。英語コミュニケーションコースでは、学生に対し

て、より幅の広い知識を与え、その知識が力となって、学生が世界についてより広い視野を持つことができるようにしている。そしてその結果、学生がより幅と深みのある人間に育つことを目標としている。

2. 教育課程の現状と評価

①前述の教育理念・目標を達成するために、次のような教育課程を展開している。

科 目 群	履修区分	開設授業科目	履 修 単位数	卒業要件 単 位 数
コース科目	必修科目	Oral Communication I A・B (各4) Writing I・II (各2) Oral Communication II A・B (各4)	20	48
	選択科目	米国文化 I・II (各2) 英国文化 I・II (各2) English in the World (2) 文化比較 (2) Intensive Reading (2) Reading Fluency (2) Communicative Grammar I・II (各2) 英米事情 (2) Business Writing (2) Critical Essay (2) Process Writing (2) Public Speaking (2) Debate Discussion (2) Dynamics of Expression (2) Intercultural Discussion (2) 学部共通特別講義Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ (各2) 海外研修 (4～9週間) <4単位までコース修了要件として認定> 英語資格試験セミナー (2) Forum (2) Seminar I・II (各2) 卒業研究 (4)	28	
学部専攻科目				E・B 32 J 36
フリーゾーン				E・B 12 J 8
共同開講科目	必修科目	仏教の思想(4)、英語・初修外国語(計12)	16	32
	プログラム科目		16	
卒業要件単位数合計				124

- ②英語コミュニケーションコースの各授業科目の講義内容は、次の各学部のシラバスを参照（各学部共通の内容）。

イ）経済学部：「2005 年度 SYLLABUS（経済学部）」（269～330 頁）

ロ）経営学部：「2005 年度 SYLLABUS（経営学部）」（194～255 頁）

ハ）法学部：「2005 年度 SYLLABUS（法学部）」（291～351 頁）

3. 教育の特徴と成果

1) 教育の特徴

- ①本コースでは、英語の基礎を学ぶ「Oral Communication」および「Writing」を2年次の必修科目として設置しており、3年次からは、米国および英国の文化や他国の現状を学ぶ等、語学以外の科目も設置している。このように、英語力を身につけた上で、より幅広い内容を含んだ科目を段階的に学修できるカリキュラム体系となっている。

- ②本コースでは、積極的に外国に行き、他国の人々や文化に触れることを勧めている。選択科目に「海外研修」を設置しており、本コース修了要件選択科目28単位中、4単位を認定している。本科目は、夏期休暇と春期休暇を利用して、各自で希望大学を選択し、渡航手続きや航空券手配を行い、主に語学を中心に学ぶものである。

なお、研修先として、次のとおり海外の大学と協定を結んでいる。

イ）夏期休暇：カナダ(2校)、イギリス(3校)、アメリカ(5校)、オーストラリア(2校)、ニュージーランド(2校)／合計14校

ロ）春期休暇：カナダ(2校)、イギリス(1校)、アメリカ(3校)、オーストラリア(1校)、ニュージーランド(1校)／合計8校

- ③本コースの科目担当者の大半はネイティブ・スピーカーであるが、特に非常勤講師においては、多様な国、多様な背景を持った者を積極的に採用している。さらに、多様な経歴を持つ人材をゲストスピーカーとして招聘し講演会を行う等、学生が他国の人々や文化等に触れる機会を与えている。

2) 教育の成果

- ①TOEFL® ITP をコース履修登録時と所属1年後に受検させ、そのスコアを比較すると、ほとんどの学生がスコアを伸ばしており、英語力が着実に身に付いていることがいえる。過去に1年で140点もスコアを伸ばし、留学を実現した学生もいる。

- ②2004年度に英語のカリキュラム評価を行った。それによると、卒業後海外の大学に進学した者、海外で働く者、航空会社や旅行代理店やホテル等で英語を活かした職に就いた者、マサチューセッツ州立大学の講師になる者等、学部で培った知識と本コースで伸ばした英語力を活かした道に進んでいる者も少なくない。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①カリキュラムを常時検証し、学生のモチベーションを高めるために、コース登録時と卒業時の2回 ITP (Institutional Testing Program) テストを実施する。英語コースでは、従来履修登録時にミシガンテストをもとにしたプレイスメント・テストを実施してクラス編成を行ってきたが、次年度よりこれをより信頼度の高い ITP テストに切り替え、しかも履修登録時と卒業時との2回実施することによって、カリキュラムが当初のねらいどおりに機能しているかどうかの検証を行う。

- ②コア科目として基礎的な文法を教える科目を設置する必要がある。早い段階でコンピュータ・リテラシーを含めたスタディー・スキルを教える必要もある。

- ③英語コースでは、夏休みを利用した短期の語学研修を始め、年間を通しての留学等に学生を送り出している。1年間の留学には常時5～6名の学生が参加している。今後ともこの傾向は続くと考えられるが、現在こうした貴重な体験をした学生の帰国後のケアがほ

とどなされていない。今後はこうした学生のためのクラスの設置等も考慮しなければならない。

2) その改善状況

- ①現在、本コースにおいては、履修登録時とコース所属1年後に TOEFL® ITP を学生の意思により受検させている。

「TOEFL® ITP スコア推移表（1996 年入学生～2003 年入学生）」によると、コース履修登録時とコース所属1年後のスコアは概ね上がっており、本コースに所属した学生が1年の間に英語力を伸ばしていることが分かる。特に1998 年入学生～2000 年入学生において顕著なのは、コース履修登録時に高スコアを保持する学生は、所属1年後のスコアも大きく上がっていることである。これは、もともと英語力が高く、語学や異文化に高い関心を持つ学生が、コース履修登録時のモチベーションを持続させ、目標を持ち学修していることがうかがえる。また、それ以外の学生においても、スコアを伸ばしていることから、一定の学修効果があがっていると考えられる。

このように、TOEFL® ITP を導入したことにより、学生の英語力等の推移を客観的数値から見るができるようになった。また、本学の交換留学応募の際に、本テストのスコアが必要になることから、学生が高スコア獲得を目標の1つとしてモチベーションを保ちながら、本コースにおいて学修に励んでいるといえる。

- ②本コースの選択科目に「Communicative Grammar」を設置している。これは、コミュニケーション能力を高めるために文法の力をつけることを目的としたクラスである。また、本コースの必修科目の1つである「Writing」においても、文法の力なくしては「書く」ことはできないとの認識から、文法を含んだ講義内容としている。

なお、コンピュータ・リテラシーについては、近年の IT 機器の発達から、各学部において1年次生からコンピュータ・リテラシーを身につけられる様々な科目を設置していること、また、科目以外にも無料で学べる環境を学内に整備していることから、本コース所属時にはほとんどのコース生がスキルを身につけているのが現状である。

- ③2001 年度から、「Intercultural Discussion」を本コースの選択科目に設置している。本科目は、主に「長期海外留学経験者」「短期海外留学経験者」「TOEFL®スコアが Computer-based score 173 以上、Paper-based score 500 以上」の資格を満たすものを対象に、帰国後、学生が留学等で得た貴重な経験や語学力等を無駄にすることなく、その力を発揮し、持続させることを目的としている。

本科目は本学への留学生も受講する科目であることから、帰国後も他国の人々とともに勉強する機会となっている。また、受講している留学生にとっても日本人学生とともに英語を学べることから、互いに切磋琢磨しながら英語力を伸ばしており、それぞれの文化等についても学んでいるといえる。

5. 今後の課題と改善方策

- ①ここ数年、コース所属1年後の TOEFL® ITP の受検者数が減っている現状もある。学生の英語力の状況を的確に把握するために、多くの学生が継続して受検するよう指導していく必要がある。そのために、TOEFL® ITP を受検する意味を今まで以上に学生に周知徹底するよう説明を行う。
- ②英語コミュニケーションコース生の履修者数について、この数年で60名の定員に達しない年度もあったことから、常時、本コースに適正な人数を所属させ、学修効果をあげていく必要がある。毎年、英語コミュニケーションコース生に対して、卒業時にアンケートを取っているが、実に約9割の学生が、本コースに満足している現状がある。

このようなコースへの学生の評価やコースの目的および学修体系等を低年次からの的確に伝えていく必要がある。そのためには、本コースの存在を周知するべく3学部（経済学部・経営学部・法学部）との連携をはかること、また、1年次の必修科目である英語科目と英語コミュニケーションコースの連携などコーディネート充実させていく等の施策

に取り組みたい。

第4節 スポーツサイエンスコース

1. 理念・目標

若者を中心とするスノーボード・ブームやフィットネスに参加する高齢者の増加などに見られるように、今日、スポーツは多くの人々にとってなくてはならないものになっている。そうした「するスポーツ」に限らず、ワールドカップ・サッカー大会やオリンピック・アテネ大会に象徴されるように、「見るスポーツ」もまた国民生活に深く浸透しつつある。こうしたスポーツへの期待と関心の高まりは、今後もますます拡大していくものと思われる。そうしたとき、以下にあげるような問題を解決することが必要となる。

- ①競技力向上のための科学的で合理的なコーチングやトレーニング方法の確立。
- ②幼児から高齢者に至るまでの、ライフステージやライフスタイルに対応した健康増進のための運動プログラムの開発。
- ③これらの知識を現場で使いこなし、普及していくことのできるスポーツ指導者の育成。
- ④様々な分野に広がり重要度を増しつつあるスポーツ産業・行政における、経営・管理能力や企画・調整能力をも兼ね備えた人材の育成。
- ⑤スポーツ文化に関する多方面からの調査・研究の推進と、その成果に基づく幅広く奥深い知識と教養を身につけた人材の育成。

スポーツサイエンスコースは、こうした時代の要請を視野に入れつつ次の3点を教育目標として掲げている。

- ①現代スポーツを取り巻く諸状況を批判的・分析的に把握する力を養う。
- ②スポーツ科学ならびに経済・経営・政治・法律など関連諸分野の知識を獲得し、複雑・巨大化しつつある今日のスポーツ状況を的確に分析・把握し、対応できる能力を養う。
- ③健康・体力の維持・増進およびスポーツのトレーニングやコーチングに関する基礎的なスポーツ医・科学領域の知識・教養を修得させる。

当コースは、こうした教育目標を達成するために、講義や実験・実習をとおして幅広い教養と高度な専門知識・技能を修得してもらうためのものである。常日頃スポーツをしたり観たりするなどスポーツに興味・関心を持つ学生が、将来、様々なスポーツ関連諸分野における有為な人材として活躍することを期待している。

2. 教育課程の現状と評価

①前述の教育理念・目標を達成するために、次のような教育課程を展開している。

科目群	履修区分	開設授業科目	履修 単位数	卒業要件 単位数
コース科目	選択必修科目	身体運動の生理学 (2)	1科目	4科目 10単位 以上
		身体運動の機能解剖学 (2)	2単位以上	
		身体運動の制御と学習 (2)		
		現代スポーツ論 (2)	1科目	
		近代スポーツ史 (2)	2単位以上	
		スポーツサイエンス演習Ⅰ (4)		

	選択科目	スポーツ栄養学 (2) 学部共通特別講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ (2) スポーツ競技力論 (2) スポーツマーケティング論 (2) ストレngths&コンディショニング実習 (2) スポーツ医学 (2) フィットネスプログラミングの基礎 (2) スポーツ心理学 (4) 比較スポーツ論 (4) スポーツ政策論 (4) スポーツ産業論 (4) 健康スポーツ論 (4) 体力学 (4) スポーツトレーニング論 (4) フィットネストレーニング実習 (2) スポーツマネジメント論 (2) スポーツメディア論 (2) スポーツ法学 (2) バイオメカニクス (2) スポーツサイエンス演習Ⅱ (4) 卒業研究 (特別演習Ⅲ) (4)	30	30
学部専攻科目				E・B 32 J 36
フリーゾーン				E・B 12 J 8
共同開講科目	必修科目	仏教の思想(4)、英語・初修外国語(計12)	16	40
	プログラム科目		16	
卒業要件単位数合計				124

②スポーツサイエンスコースの各授業科目の講義内容は、次の各学部のシラバスを参照（各学部共通の内容）。

イ）経済学部：「2005年度 SYLLABUS（経済学部）」（331～370 頁）

ロ）経営学部：「2005年度 SYLLABUS（経営学部）」（256～295 頁）

ハ）法学部：「2005年度 SYLLABUS（法学部）」（352～390 頁）

3. 教育の特徴と成果

①当コースでは、最新の測定機器を駆使する実験・実習科目を設置するとともに、資格取得に関連した具体的・実践的な学修を行っている。

②スポーツ関係の資格取得を希望するコース生のために、2001年度に日本の大学としては初めてNSCA*(全米ストレngths&コンディショニング協会)の認定を受け、すでに6名が「CSCS** (Certified Strength and Conditioning Specialist)」の資格を取得してい

*NSCA : National Strength & Conditioning Association.

**CSCS : 認定ストレngths&コンディショニングスペシャリスト。

る。また、2002 年度には、厚生労働省の公認資格である「健康運動実践指導者」の受験資格の取得が可能となり、2003 年度には 7 名、2004 年度には 6 名がそれぞれ受験し全員が合格した。また、スポーツ・マネジメントという新たな分野に進出した好例として、J リーグ・セレッソ大阪や名古屋ドームのスタッフとして就職した者もいる。これはコースと学部教育の融合が効果的に機能した結果であると考えられる。

- ③当コースに対しては、1994 年度の開設以来一貫して定員（80 名）を上回る履修希望者があり、それを受け入れてきた。また、コースにおける学修の集大成である「卒業研究」（選択、8 単位）の提出率が毎年 70%を超えるとともに、卒業式終了後に実施される「卒業生アンケート」では、毎年 80～90%前後の学生が「コースを選択したことに満足している」と回答している。こうした数値もまた、当コースの成果の一端を如実に物語るものである。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①コース科目の配置状況が、前期配当科目 5、後期配当科目 13、通年科目 7 となっており、前期と後期の科目配置にアンバランスな状態が生じ、結果として学生にも教員にも後期での負担を強いることになる場合がある。
- ②スポーツ活動がプロ化・国際化する一方、様々な競技が一般に普及していく状況にある。このような中であって、指導者のあり方、スポーツ選手の人権と労働問題、大衆化に応える地域スポーツ政策のあり方等に対する学問的研究が求められる。学際性が強い分野でもあり、様々な分野の共同研究を組織し、その成果を教育に還元させていくことが長期的な重要課題である。
- ③スポーツ関連施設の一層の充実が望まれる。

2) その改善状況

- ①2001 年度カリキュラム改革に併せ、4 単位科目の「フィットネスプログラミング論」を「フィットネスプログラミングの基礎」および「フィットネストレーニング実習」（それぞれ 2 単位科目）に分割するなどして、若干の改善を加えた。
- ②共同研究についてはコース科目担当者が一致してこれに取り組むという状況には至っていないが、例えば、その一部が法学部政治学科所属の教員と地域開発のあり方に関する共同研究に、メガ・スポーツイベントの招致・開催と地域開発の関係という視点で取り組み、本学の社会科学研究所発行『分権社会の到来と新フレームワーク』（日本評論社、2005 年 3 月）として結実させるなど、若干の成果はみられた。
- ③財政的制約もあって施設にまでは及ばないものの、ほぼ毎年、200～400 万円程度の規模で実験・実習機器（例えば、体成分分析器、デジタル発汗計、リハビリテーションバイク等）が購入されている。十全とは言えないまでも徐々に環境は整備されつつある。

5. 今後の課題と改善方策

- ①コース生の学力格差の二極化という状況に対して、それを包摂しつつ学修効果をより高めるためのカリキュラムのあり方や学修内容・方法等について、検討を加え必要に応じて改変していく。また、2001 年度カリキュラム改革の時点では必ずしも十分ではなかった共同開講科目で展開されているスポーツ系科目との内容的関連性や整合性についても検討を加え、必要があれば整序していくことも課題である。これらについては、今年度予定されている全学的なカリキュラム改革の一環として取り組むべきと考えている。
- ②資格取得制度やインターンシップなどについても、現行のものをさらに充実させるべく取り組む必要がある。これについては、大学コンソーシアム京都との連携なども視野に入れて検討したい。
- ③また、この間一貫して定員を上回る履修希望者を受け入れてきたことに関連して、他の

学部共通コースおよび経済・経営・法３学部と協議し、可能であれば定員変更を考え、教育環境のより一層の充実にも取り組みたい。

第5節 環境サイエンスコース

1. 理念・目標

これまで自然を単に利用するだけの対象と見て、自然と社会との共生関係を見なかったこと、自然と社会を無関係に存在する2つのものだと考えてきたことなどが現在批判されている。こうした環境問題、さらに深く人間と自然の共生の問題に取り組もうとするのが、環境サイエンスコースである。このコースは自然だけ、社会だけ、人間だけと区別して考えるのではなく、それらすべてに係わる多面的な学修と総合的な研究を行う場でもある。

環境サイエンスコースの学修の特徴は、文系学生に対して自然そのものに触れる野外授業や現実問題に取り組む実習系科目（環境フィールドワーク、環境実践研究）を通して、印象深い学修体験を与えていくところにある。

このコースのカリキュラムが拠り所とする基本精神は、つぎの3つの視点からなっている。

- ①エコロジーおよび自然史の視点：100年ほど前から、人間を含むさまざまな生物たちとその環境との「関係の学」として生態学(エコロジー)という名前の学問が発展してきた。その研究を通して明らかになったことは、「空気や水、光、その他あらゆる物質が循環する地球上の物質圏と、あらゆる生命体が連鎖し循環している地球上の生物圏とが、どんな生物にとっても生きていくうえで必要不可欠な条件、つまり生存のための環境となっている」ことである。地球という惑星に住むわれわれ人類にとっては、自分たちの生存を許してきた「環境」というものについての理解を、しっかりとした自然観・宇宙観に基づく骨太な理論体系のなかに位置づけることが望まれる。

そのため本コースにおいては、「広大な宇宙とそのなかに浮かぶ地球、その上に発生した生命の進化という1つの壮大な歴史をたどる」自然史的視点に立って、生物学、気象学をはじめとする自然科学関連諸分野についても可能なかぎり広く学ぶ。

- ②社会科学の視点：どの環境問題にも社会的側面がかかわっている。問題を引き起こしたのも、またそれを解決するのも、人間社会である。社会科学の方でも、これまでの歴史的反省に基づいて、問題解決に向けての新たな方法と新たな研究分野とを開発しつつある。本コースでは環境管理論、環境政策論のほか、エコマーケティング、国際環境法など社会の中で環境問題を解決するための新しい社会科学について学ぶ。

- ③哲学・倫理学および人文科学の視点：環境問題は近代の世界観、人間観と深くかかわっている。自然界の産物である人間が、自然と共生し他者との間での公正な生き方を探求するには、あらためて近代の歴史を振り返り、その社会がもってきた人間観・自然観を再検討することが必要である。

本コースでは、現代が直面する問題意識の上に、人文科学および哲学・倫理学の基本を学ぶ。

21世紀に入り、あらゆる場面で、何が環境と人びとの幸福とを両立させる道であり、どのような生き方が将来の世代に対して責任を負うことになるかを考え、行動しなければならないくなっている。本コースでは、所属学部も関心も異なる多彩な学生が所属し、それぞれの学部における専門分野の視点と環境に関して蓄積されてきた科学的知見とを総合して、既存の学問的枠組みにおさまらない新しい学修・研究の場をつくり出すことをめざしている。

2. 教育課程の現状と評価

- ①前述の教育理念・目標を達成するために、次のような教育課程を展開している。

科 目 群	履修区分	開設授業科目	履修単位数	卒業要件単位数
コース科目	必修科目	環境学 (4)	4	48
	選択必修科目	A群 (人文・社会科学系) 環境と倫理 (2) 環境と経済 (2) 環境とビジネス (2) 環境と法<法学部提供科目> (2) 環境管理論Ⅰ (2) 環境政策論Ⅰ (2) コンピュータシステム論 (4)	4単位 以上	
		B群 (自然科学系) 生態学 (4) 地球と環境 (2) 環境地理学 (2) 自然保護論 (2) 化学物質と環境 (2)	4単位 以上	
	選択科目	シミュレーション技法 (2) 複雑系の科学 (2) 都市経済論 (2) エコマーケティング (2) 環境史 (2) 環境アセスメント (2) 環境政策論Ⅱ (2) 地域環境論 (2) 気候と気象 (2) 生物共棲論 (2) 水界生態論 (2) 環境フィールドワーク (4) 環境管理論Ⅱ (2) 学部共通特別講義A・B (各2) 環境実践研究 (2) 経済開発論<経済学部提供科目> (4) 産業技術論<経営学部提供科目> (2) 国際環境法<法学部提供科目> (2) 都市政策論<法学部提供科目> (2)	32	
学部専攻科目				E・B 32 J 36
フリーゾーン				E・B 12 J 36
共同開講科目	必修科目	仏教の思想 (4)、英語・初修外国語(計12)	16	32
	プログラム科目		16	
卒業要件単位数合計				124

- ②本コースでは、気象観測や再生可能エネルギー関連施設の視察などの「環境フィールドワーク」、エコツアー、環境関連施設での体験や農業体験などを単位認定する「環境実践研究」の設定をしている。
- ③環境サイエンスコースの各授業科目の講義内容は、次の各学部のシラバスを参照（各学部共通の内容）。
 - イ）経済学部：「2005 年度 SYLLABUS（経済学部）」（371～412 頁）
 - ロ）経営学部：「2005 年度 SYLLABUS（経営学部）」（296～337 頁）
 - ハ）法学部：「2005 年度 SYLLABUS（法学部）」（391～431 頁）

3. 今後の課題と改善方策

- ①環境分野は自然科学、社会科学、倫理学などと幅広い視点からの考察が必要である。21 世紀において、環境問題はますます複雑、多様化すると予想され、その解決と大学教育に対する期待が高まっていくことが期待される。このため、時代に即応した科目の充実と見直しをはかっていく必要がある。例えば、廃棄物・リサイクル関連の科目など。
- ②分野が多岐にわたっており、学部の科目担当なくして運営は成り立たないため、学部との協力体制を確立する。
- ③受け入れ学生を、深草 3 学部（経済・法学・経営学部）のみならず、文学部学生も対象とすることができるしくみを考えたい。
- ④時間割については、4～6 セメスターまで履修しやすいように配慮する。
- ⑤学部専攻科目と環境サイエンスコース科目とを関連づける。例えば、学部専任教員がある一定期間環境サイエンスコースで演習を開講するか、または学部提供ゼミとして環境サイエンスコースの学生が履修できるようにするかを検討する。
- ⑥4 単位科目は履修しにくいとため、2 単位科目として分割する。
- ⑦共同開講科目（京都学舎）である「環境プログラム」の科目と環境サイエンスコースの科目との関連性を評価する。
- ⑧「環境実践研究」の履修登録者が数名いる。この科目は学生が自主的に環境活動に参加した場合に単位を認定することになっているため、現在までその実績はない。学生にとって履修しにくい科目となっている。改善方策としては実践研究できる相手先を確保していく。
- ⑨環境サイエンスコース修了者のネットワークづくりを行う。例えば、コース 0B による政策提言やアイデア提供を環境サイエンスコースの催しとして企画する。
- ⑩演習担当教員の再編および演習の募集方法や募集人員の見直しを行う。
- ⑪環境関連の資格に対する科目を再編する。
- ⑫「環境フィールドワーク」における担当コマ数、旅費、謝金、フィールドワークへの補助など検討する。

第6節 学部共通コースの授業科目の専・兼比率等

【開設授業科目における専・兼比率等】

B 群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合…（表3）

B 群・兼任教員等の教育課程への関与の状況

1. 専・兼比率と授業規模等の現状と評価

学部共通コースの開設科目（専攻科目）の専・兼比率は「**大学基礎データ表3 開設授業科目における専兼比率（京都学舎）**」、授業規模等については「**大学基礎データ表40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表（京都学舎の各コース毎の表）**」のとおりである。

- ①国際関係コースは、語学を含む開設授業科目数が多いこと、経済・経営・法の3学部が提供するコース関係科目（学部専攻科目との重複）に兼任講師の担当者が多いことから、全開設授業科目数の専任比率は42.5%とやや低い。また、英語コミュニケーションコースは、コース専用の科目を多数開講しているため、専任教員が担当する割合が低くならざるを得ない（全開設授業科目で専任比率は37.9%）。しかし、語学等を重視している関係上、コースの固有科目は小規模で行っているため、小規模教室での授業が多い。64人以下の規模の教室の使用率を見ると、国際関係コース69.2%、英語コミュニケーションコース100%である。
- ②スポーツサイエンスコースと環境サイエンスコースは、全開設授業科目数の専任比率は、それぞれ56.7%、58.3%であり一定の水準を確保している。しかし、コース専攻科目の授業は普通講義が多いため、授業規模はやや大きくなる。64人以下の規模の教室の使用率を見ると、それぞれ52.4%、41.6%である。

学部共通コースに開設されている授業科目の専・兼比率等は以上のとおりであるが、上記の数字のみでその適切性を評価することは困難である。

しかし、コースに所属する学生の授業評価によればその満足度は高い。そのことからすれば、専・兼比率の問題にもかかわらず、教育効果はあがっていると考えられる。

2. 今後の課題と改善方策

専・兼比率の専任担当の比率を大幅に高めることは困難である。財政問題やカリキュラム問題等総合的な検討の中に位置づけて改善をめざす。授業規模も同様である。

第7節 受講者の状況と実績等

1. 受講者の状況と評価

<2005年度の受講者数（2年次）>

- ①社会科学系の3学部（経済学部・経営学部・法学部）に入学した学生は、第1 Semesterから第3 Semesterまでの間、教養科目である「仏教の思想」、「必修外国語」、「プログラム科目」（人間発達／環境／人権と平和／情報と社会／歴史と文化／思想と科学）と、各学部の基礎演習および専攻基礎科目を学ぶ。この3 Semesterの間に、人間形成に関する基本的な知識を修得し、学修計画や目標を考えるとともに主専攻をどうするかを検討し、第4 Semester（2年次後期）からは学部内コースか学部共通コースのいずれかを専攻として選択することになる。
- ②学部共通コースの履修者数の観点から見ると、2005年度の場合、4コース合計定員290名に対し259の受講者である。それを学部別に見ると次のようになる。

学 部	受講者数	2年次在籍者中に占める 学部共通コース生の割合（%）
経済学部	113	20.0
経営学部	89	16.4
法 学 部	57	9.4
合 計	259	15.1

【最近の年度別コース履修学生数】

コース	学部	年度別コース履修学生数				合計	コース別 割合(%)
		2001	2002	2003	2004		
国際関係 コース	経済学部	20	39	35	15	251	22%
	経営学部	18	14	14	17		
	法 学 部	21	15	25	18		
	小 計	59	68	74	50		
英語 コミュニケーション コース	経済学部	19	17	37	15	187	17%
	経営学部	20	10	22	12		
	法 学 部	9	1	15	10		
	小 計	48	28	74	37		
スポーツ サイエンス コース	経済学部	45	71	62	63	532	48%
	経営学部	39	49	50	48		
	法 学 部	25	19	37	24		
	小 計	109	139	149	135		
環境 サイエンス コース	経済学部	-	30	26	20	142	13%
	経営学部	-	19	18	12		
	法 学 部	-	4	8	5		
	小 計	-	53	52	37		
総 合 計		216	288	349	259	1,112	100%

2. アンケート調査による受講者の満足度

- ①学部共通コースは、コースの卒業生に対して毎年アンケート調査を実施してきた。2004年度の主な調査項目に対する回答結果は、次のとおりである。なお、学部共通コースでは卒業式終了後、コースごとに分かれてコース担当教員から卒業生1人ひとりに卒業証書（学位記）を授与しているが、このアンケートはその折に調査したものである。

【2004年度学部共通コース卒業生アンケートから】

設 問	国際関係		英語コミュニケーション		スポーツサイエンス		環境サイエンス		総合計	
	合計	比率	合計	比率	合計	比率	合計	比率	合計	比率
あなたはコースを何で知りましたか。										
Let's Campus*	5	11.4%	4	16.7%	14	15.6%	6	46.2%	29	17.0%
受験雑誌	8	18.2%	2	8.3%	19	21.1%	2	15.4%	31	18.1%
本学の履修説明会など	31	70.5%	18	75%	57	63.3%	5	38.5%	111	64.9%
コースで学んだことは、就職を決定するときに参考になったと思いますか。										
関係があった	7	15.6%	10	41.7%	24	25.8%	5	38.5%	46	26.3%
関係はない	18	40.0%	6	25.0%	31	33.3%	3	23.1%	58	33.1%
どちらともいえない	20	44.4%	8	33.3%	38	40.9%	5	38.5%	71	40.6%
コースを選択したことについて、現在の感想を聞かせて下さい。										
満足している	39	90.7%	22	91.7%	70	77.8%	11	84.6%	142	83.5%
満足していない			1	4.2%	1	1.1%			2	1.2%
どちらともいえない	4	9.3%	1	4.2%	19	21.1%	2	15.4%	26	15.3%

- ②「コースで学んだことは、就職を決定するときに参考になったと思いますか」との問いには、「関係があった」の26.3%に対して、「関係はない・どちらともいえない」が73.7%と高い。それにもかかわらず、学部共通コースを選択したことについては、満足度が高い（全体で83.5%が満足していると回答）。コースが就職に直結しているわけではないが、各自の主体的な関心に基づく学修意欲が高いこともあって満足度が高いと推測される。この学修過程が社会人となった後に現れてくると期待しているが、現時点では、その追跡調査は行っていない。
- ③コースの存在を認識した手段としては、本学の受験広報誌である「Let's Campus」（旧名）と市販されている受験雑誌による比率がほぼ同数で合計約35%である。このことにより、コース所属生の3分の1は、受験前に本コースの存在を認識していたと推定できる。しかし、コースの存在が志望動機となったか否かはわからない。この点の調査も必要である。

3. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①学部共通コースは深草学舎3学部（経済学部・経営学部・法学部）の共同運営体制を採ることになっているが、この原則が必ずしも尊重されないことが多々起こっている。例えば、各学部の固有科目のカリキュラムの改編等にあたって、学部共通コースへの影響が十分に考慮されないことがある。また、学部共通コースの共同運営体制の実態として、コース担当者まかせという状況もある。学部が最終的に教学責任を負わないような事態が起きないように、その運営を改めていく必要がある。
- ②学部共通コースの学生のための相談窓口を整備する必要がある。多くの問題は教学課の

*Let's Campus : 2004年度までの大学案内誌の名称。

所管事項として処理されており、学生への対応も教学課で行われてはいるが、コースの学生は同時に各学部の学生でもあるので、問題によっては教学課と学部教務課の両方で対応することが必要になってくる。このことは単に事務的に煩雑であるというのみならず、教育的に見てもどこにも帰属意識を持ってない学生を育てる危険性をはらんでいる。学部共通コース学生の実態を十分に調査し、その結果に応じて所管を調整していく柔軟な姿勢が求められる。

2) その改善状況

- ①当該3学部と学部共通コースの教務主任が一堂に会する京都学舎教務会議において、各学部のカリキュラムの改変などに関する情報が開示され、必要に応じて意見が聴取、反映されるなどしてきた。また、英語コミュニケーションコースおよび国際関係コースが設置している一部の科目については、学部学生が履修できるようにするなど、相互連携もはかられつつある。
- ②上記1997年度課題の①とも関わって、2001年度のカリキュラム改革で学部共通コースの運営組織のあり方について具体案が提示されたものの合意を見るに至らず、依然として個別教員あるいは担当事務職員の努力に多くを依存した状態にある。

4. 今後の課題と改善方策

- ①学部共通コースは、大学教育に対する社会的要請に応え、学生の多様な学修意欲や問題関心を引き出し、幅広い教養・知識と実践力を持った人材を育成するために設けられたものであり、その目的達成のため各コースの教学内容および組織・体制を点検し、4コース間の連携強化をはかるとともに、3学部の意見や要望などを取り入れつつ運営組織のあり方について合意を形成し改善したい。
- ②卒業生の満足度が高いという調査結果があるにもかかわらず、学生の視点に立った追跡調査等多面的な分析が行われていないため、コースの発展のための課題が具体的にない。それらを具体的に把握する作業の一環として、卒業生アンケートを含む調査活動に着手していきたい。

第5章－9 国際交流（学部・大学院）

本学は、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の策定、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置（交換留学協定締結等）については、学部、大学院、短期大学部を含め全学的に統一した方針のもとで推進している。それを推進する組織として国際センターを置いている。したがって国際交流に関する自己点検評価は、先ず全学に関する事項をまとめて記述し、その後に個別学部等に関する事項を記述することにした。

第1節 理念・目標（全学）

【国内外における教育研究交流（学部）】

B 群・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【国内外における教育・研究交流（大学院）】

B 群・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

1. 教育・研究の国際化に関する基本理念

本学の国際交流の基本理念は、教育・研究活動を通じ、国際社会における相互理解と相互協調を深め、平和と友好の促進に貢献し、「異文化共生」、「多文化共生」社会の実現に貢献できる人材を育成することにある。この理念を実現するために、外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成や地球社会の一員としてともに歩んでいこうとする態度を培い、豊かな国際感覚と地球規模の課題解決能力を身につけた人材の養成に努めていく。この理念に基づいて、本学は次に述べるような「教育・研究の国際化をめざす基本方針」を定めて国際交流を推進している。

2. 教育・研究の国際化をめざす基本方針

今日の大学における国際化の重要な特徴として次のことがいえる。

- ① 交換留学、短期語学研修を利用した派遣留学の一層の推進に加え、学部や大学院のカリキュラムを海外の教育機関と合同で運営するプログラム（ダブル・ディグリー、ツィニングなど）の開発が重要となりつつある。
- ② 各大学の特色ある研究交流の活発化に加え、公的資金・民間資金と大学教学が連動し、かつ各大学の個性や強みを発揮することのできる研究分野における国際協働の確立、開発途上国への支援事業の推進など、大学の国際化のレベルも新たな段階に入りつつある。
- ③ 高等教育に対する需要は、国内の18歳人口の急減に反し、国際的には拡大し、情報通信技術の発達に伴う国境を越えた国際的な大学間競争が始まっている。日本の大学も、教育研究の国際的通用性を高めることが求められている。

このような状況を背景にして、本学は、次の5点を基本方針として、本学独自の国際交流を積極的・計画的に推進してきた。

- ① 先述の国際化を巡る状況の変化に対応した教育体制・システムの整備
- ② 学修意欲の高い留学生の確保とそのための環境整備（奨学金・住居等）
- ③ 海外で学修する学生（短期語学研修、派遣留学生等）の拡充
- ④ 本学の特色を活かした研究分野での国際水準の追求
- ⑤ 教育研究交流のための海外拠点の開設

さらに、これまでの諸活動を継承しつつ、本学の国際化を新たな段階に引き上げるために、「龍谷大学の国際化政策－国際交流から国際共存へ－」について検討中である。その政策は、次の5点を基本方針としているが、今後はこのフレームワークに基づいて新たな展開をはか

る予定である。

①全学的な国際化推進体制の整備

- イ) 国際化政策の方針、政策を検討するための全学的推進体制の整備
- ロ) 受け入れ留学者数、派遣留学生の規模の目標化

②国際化教育プログラムの推進

- イ) 優秀な留学生を惹きつけ、そのプレゼンスが本学学生に知的刺激となる教育プログラムの開発と推進
- ロ) 本学が広く世界各地で教育研修等の諸活動を展開できる教育プログラムの開発と推進

③国際化研究プログラムの推進

- イ) 優秀な研究者を惹きつけ、そのプレゼンスが本学教員の知的刺激となる研究プログラムの開発と推進
- ロ) 国際共同研究・国際シンポジウム等の活動を推進するための支援体制の整備

④優秀な留学生を惹きつけるための政策の推進

- イ) 奨学金制度の柔軟化
- ロ) 入試制度の柔軟化

⑤事務職員の国際化の推進

- イ) 国際化推進に必要な能力の向上をめざすプログラムの開発
- ロ) 外国人職員の採用

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

本学は国際的に開かれた大学に発展するため、1996（平成 8）年度に国際文化学部を開設し、1999（平成 11）年度の完成年度を目指し、留学生受け入れに伴う制度を整備することにしたが、1997 年の時点では、以下の課題が提示されていた。

①大学全体の受け入れ留学生規模を 500 名とし、受け入れに伴う制度を整備する。

（留学生関係収入総額の 50%は、諸条件整備のための原資とする）

②書類審査入学試験制度や、現地入学試験制度を実施する。

③留学生のためのカリキュラムを充実する。

（留学生別科の充実、英語授業の導入、学部日本語補習授業の実施等）

④奨学金を充実する。

⑤留学生の宿舍を拡充する。

⑥事務体制を整備する。

（留学生トラブルや生活指導に対応するための留学生委員会の設置、留学生カウンセラー＜留学経験、外国語堪能、カウンセリング有資格者＞の採用、各学部事務室に教育支援と生活指導を行う留学生担当者の配置）

2) その改善状況

1999 年に、「留学生受け入れに関する当面の基本方針」を定め、特に受け入れのための整備を行った。1997 年の課題の改善状況は次のとおりである。

①奨学金制度の充実、留学生寮の整備等を行うことにより、より学修意欲の高い正規課程留学生の確保に努めてきた。さらに、交換留学制度については、「多文化共生キャンパス」の実現のため、これまで協定校のない国々との学生交換協定の締結を積極的に推進してきた。その結果、2005 年度には、1997 年当初の規模目標である 500 名規模（学部・大学院・短期大学部・留学生別科を含む）に達している。現在も、本学から海外に派遣する留学生を継続的に確保するために、引き続き学生交換留学先の開拓に努めている。

②渡日の必要のない書類審査入試制度は、留学生別科、国際文化学部、経済学研究科と国際文化学研究科が実施しているが、全学的に推進されたとは言い難い。書類審査のみでは受験生の日本語能力や学修能力の判断が困難であること、申請書類の真偽を確認する

ことが困難であることなどが主な要因と考えられる。また、「日本留学試験」が中国で行われていないことも遠因と思われる。

本学が、今後、書類審査入試制度を拡充するためには、現在、理工学部が一次判定に利用している「日本留学試験」を活用した入試制度の導入、信頼できる国外の教育機関等との連携推進が必要である。特に、正規留学生の 80%以上を占める中国から学修意欲の高い学生を受け入れるため、現地日本語教育機関等との連携や現地入試の可能性について継続的に調査を行っている。今後は、その調査結果を検討の上、例えば留学生別科入試の現地実施等をパイロット事業として実施することも検討していく。

- ③国際文化学部においては、英語によるプログラムの開発を検討してきた結果、学部の特性を活用して、「JAS プログラム (Japanese and Asian Studies Program)」を 2004 年度後期から開講している。

また、京都学舎においては、共同開講科目の特別講義として、英語で学ぶ「Japanese Society, Economy & Culture」(日本の社会、経済、文化)をパイロット科目として開講した。これは、交換留学生から好評を得たこと、日本人学生の履修者も多いこと等を踏まえて、この内容を充実させていく。

留学生別科においては、大学への進学プログラムの他に、交換留学生のための日本語・日本文化のプログラム等の開発を行っている。また、渡日前に英語を学習していない正規留学生からの強い要望により、英語入門科目を開設した。

- ④2000 年度から正規課程に在籍する私費留学生に対して「学費援助奨学金」制度を創設した。これは、優秀な留学生を惹きつけ、量から質への転換をはかることを目的としたものである。学費の 50%を減額し、学業に専念できるよう配慮した。その減額相当分を学費援助奨学金等に充てている。さらに、学業優秀な留学生には、給付奨学金を給付している。この奨学金制度の採用により、留学生の受験者が増加し、結果として学修意欲の高い留学生を受け入れることができた。しかし、増加した入学者すべてが優秀であったとは言い難い。
- ⑤留学生宿舎としては、「龍谷会館」をはじめ、委託も含め 4 つの宿舎に合計部屋数 205 室ある。各寮には日本人学生がアドバイザーとして複数名居住している。同じ寮に居住することにより、生活を通じた交流の中で、日常生活の様々な相談受付や、日本文化の紹介などを行うことができている。留学生寮の拡充によって、全留学生(約 500 名)の約 40%が入居できるようになった。
- ⑥事務組織については次のように整備したが、まだ十分とはいえない。

イ) 京都学舎は「国際部」、瀬田学舎は「教学部(国際文化学部担当)」を中心に全学的に海外の大学との協定、交換留学生の募集、留学全般の相談・情報提供、入国管理局への各種申請、宿泊施設や医療費等の生活支援を行う一方で、各学部にも受け入れ留学生の入学試験、履修・生活相談、派遣留学生の留学手続等の担当者を配置した。

ロ)「留学生委員会」は設置していない。その理由は、留学生数が学部により大きく異なることと、各学部に「学生生活委員会」がすでにあり、留学生の生活指導についても、原則的にはその委員会で話し合いが行われているためである。

ハ) 短期派遣プログラム(1 カ月程度)については、学部独自プログラムや、共同開講プログラムなどがあり、幅広く展開している。国際部と教学部が常に連携して行っている。

ニ) 教育・研究の国際交流の推進のためには、大学の教学政策に精通し、かつ海外機関等とのコミュニケーションを円滑に進める能力を備えた職員が必要であるが、この面での人材育成は不十分である。現状では、京都学舎には中国語と英語ができる嘱託職員各 1 名、瀬田学舎には中国語ができる嘱託職員 1 名が配置されている(英語は派遣職員)。しかし、留学生がかかえている様々な問題の相談にのることができるカウンセラーについては配置されていない。

4. 今後の課題と改善方策

EU、アメリカのみならず、オーストラリア、シンガポール、中国等の国々も、国の戦略として優秀な留学生獲得のための政策を展開しはじめており、日本の大学もこの競争を避けて通ることはできない。

本学は、長期計画の重点課題の1つとして教育研究の国際化を推進してきたが、その中心は、各学部・研究科の特色を活かした教育連携プログラムの開発・充実と本学の特色を活かした研究分野の開発・推進である。今後は、第4次長期計画に基づき、次の諸課題を推進していく。

- ①派遣教育プログラム：海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）開設と、北米を中心とした海外教育プログラムや北米も含む海外の大学との教育連携プログラムの開発と推進。
- ②交換留学プログラム：交換留学先の多国籍化の推進と、交換留学生と一般学生との交流プログラムの開発。
- ③受入留学プログラム：日本語プログラム（留学生別科等）、英語プログラム（JASプログラム等）の充実と整備。
- ④研究推進：本学の特色を生かした研究分野の開発・推進。学外資金を活用した国際協力（大学国際戦略本部）事業の展開の検討。

第2節 国際交流の緊密化（全学）

【国内外における教育研究交流（学部）】【国内外における教育・研究交流（大学院）】

B群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性…（表11）

本学は、国際交流を緊密化させるための措置として、前述の基本方針に則り、次の5つの方策をとっている。

- ①学生交換留学協定の締結
- ②教員交換交流協定の締結
- ③派遣・受け入れ留学生支援政策の確立
- ④正規の語学教育課程に加え海外語学研修講座による語学能力の伸張支援
- ⑤留学生別科による日本語教育の促進と留学生の確保

1. 教育研究交流協定の締結状況と評価

本学は、海外の高等教育機関との教育研究交流を積極的に推進するために、包括協定である「一般協定」と、具体的な交流事項を定めた「個別協定（「学生交換協定」、「交換講義協定」および「研究員交換協定」）」という2つの協定締結方式をとっている。

- ①一般協定：教育・研究各部署（学部・研究科・研究所）が、その構成員の国際的なつながりを活用した国際交流を促進するために、海外の大学等と教育研究交流を積極的に進めたいという概ねの意向が確認できた段階で締結する協定をいう。
- ②個別協定：一般協定等に基づいて、学生や教職員の交換人数や経費負担等、教育研究交流に必要な具体的な事項について締結する協定をいう。
- ③個別協定を締結するためには大学内の意思決定機関である「大学評議会」の議決が必要であるが、「一般協定」は大学執行部である「部局長会」の決定によって締結できるよう配慮されている。この2つの協定締結方式は、1995年から開始されたが、本学の国際交流を促進する上で大きな貢献をしている。
- ④学生交換協定先については意識的に拡充に努めてきたが、現在は、協定校（一般協定、学生交換協定、学術研究交流を含む）は18カ国37機関に達した。学生交換協定に基づく相互交換学生数も52名枠となった。前述の協定校（一般協定、学生交換協定を含む）を集約すると、「**大学基礎データ表11 国別国際交流協定締結先機関**」のとおりとなる。
- ⑤協定の締結機関等の状況は次のとおりである。

【協定（一般協定・学生交換協定等）締結状況】

締結先			締結国	本学締結機関	協定種別	交換人数枠
1	中国農業大学農村開発カレッジ		中国	国際文化学部	一般	
2	西安交通大学人文社会科学学院			文学部	一般	
3	上海教育国際交流協会	復旦大学		大学	学生交換	3名以内
		上海師範大学				
		華東師範大学				
		上海大学				
4	中国人民大学		大学	学生交換	3名以内	
5	大連外国語大学		大学	学生交換	3名以内	
6	東国大学		韓国	大学	学生交換・ 交換講義協定	3名以内
7	東亜大学			大学	学生交換	2名以内
8	成均館大学			大学	一般	
9	朝鮮大学			大学・理工学部	一般	
10	チュラロンコン大学		タイ	大学	学生交換	1名以内

11	ハサヌディン大学	インドネシア	大学	一般	
12	メキシコ自治都市大学	メキシコ	大学	一般	
13	カルガリー大学	カナダ	大学	一般	
14	ハワイ大学マノア校	アメリカ	大学	一般	
15	米国仏教大学院 (IBS)		大学	学生交換	2名以内
16	仏教研究センター		大学	一般	
17	カリフォルニア大学デビス校		大学	学生交換	3名以内
18	ジョージア大学		大学	一般	
19	カリフォルニア州立大学ノースリッジ校		大学	学生交換	1名以内
20	南ミズーリ州立大学		大学	学生交換	3名以内
21	RMIT 大学	オーストラリア	大学	学生交換	3名以内
22	マードック大学		大学	学生交換	3名以内
23	フリンダース大学		大学	学生交換	3名以内
24	モスクワ大学アジア・アフリカ学院	ロシア	大学	学生交換	2名以内
25	キエフ大学	ウクライナ	大学	学生交換	1名以内
26	ワルシャワ経済大学	ポーランド	大学	一般 研究員交換協定	
27	ヨエンスッ大学	フィンランド	大学	学生交換	2名以内
28	ベクショー大学	スウェーデン	大学	学生交換	2名以内
29	オーフス大学	デンマーク	大学	学生交換	2名以内
30	ウエストミンスター大学	英国	大学	学生交換	1名以内
31	ニューカッスル・アポン・タイン大学		大学	学生交換	3名以内
32	大英図書館		大学 (人間・科学・宗教総合研究センター)		
33	カーン大学	フランス	大学	一般	
34	リヨン第3大学		大学	学生交換	3名以内
35	ベルリン科学技術大学	ドイツ	大学	一般	
36	デュースブルグ・エッセン大学		大学	学生交換	3名以内
37	アフガニスタン情報文化観光省 国立考古学研究所	アフガニスタン	大学 (人間・科学・宗教総合研究センター) 学術研究交流		
合 計		37 機関	18 カ国		52 名以内

イ) 北欧圏 (フィンランド、スウェーデン) の大学では英語によるプログラムを履修できること、アジア諸国とアメリカに加えて、EU 諸国やロシアを含む国際的な環境にあることを特徴としてあげることができる。交換留学は、単に語学能力の向上のみが目標ではない。教育研究交流協定を締結することによって英語を母語としない大学で、その国の文化について英語で学ぶことのできる環境を整備したことは評価できる。

ロ) 中国については、上海 1 地域に偏っていた協定先を北京 (中国人民大学)、大連 (大連外国語大学) にも拡大し、3 地域とした。

⑥ 今後も、本学の教育プログラムとの連携をはかりながら、多国籍化・多文化共生を目標として推進する方針である。締結先の地域や大学の拡充は、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置としては適切性があるといえる。

⑦ 学生交換協定等に基づく、派遣および受け入れ留学生数の変遷は、次のとおりである。

【学生交換協定に基づく派遣・受け入れ留学生数：(学部・大学院・2005年5月1日現在)】

年度	派遣人数	受入人数
2001	28	21
2002	42	24
2003	42	35
2004	35	38
2005	37	44

派遣、受け入れともに、過去5年間増加傾向にあり、約10年前である1997年度（派遣・受け入れともに16名）と比較して2倍以上となった。この量的側面からすれば、本学の学生交換交流は着実に進んでいると評価できる。しかし、英語圏の大学の授業を受講するにはTOEFL®の500点（CBT173～）が最低必要となり、出発前に英語（特にAcademic English）の能力をさらに高める必要がある。それには入学直後から、様々な機会を通じて留学や国際交流への動機付けをすることや、本学の語学教育プログラム等のさらなる充実が求められる。

2. 派遣留学の現状と評価

1) 派遣留学の状況

本学の学生が在学のまま海外へ留学する場合には、学生交換協定に基づく留学と私費による留学の2つがある。学生交換協定に基づく留学生（交換留学生）は、留学先の大学の授業料が、協定により免除される。

①交換留学協定に基づく派遣の状況は、次の表のとおりである。

イ) 学部・大学院別の交換留学生の派遣状況

【学部：2005年5月1日現在】

学 部	派遣交換留学生数
文学部	11
経済学部	2
経営学部	4
法学部	5
社会学部	0
理工学部	0
国際文化学部	13
合 計	35

【大学院：2005年5月1日現在】

研究科	派遣交換留学生数
理工学研究科	2
合 計	2

ロ) 国別の交換留学生の派遣状況

【学部・大学院：2005年5月1日現在】

交換留学先(大学)	国名	派遣人数(人)
上海教育国際交流協会	中国	3
中国人民大学	中国	3
大連外国語大学	中国	1
東国大学	韓国	3

チュラロンコン大学	タイ	1
ウエストミンスター大学	英国	1
ニューカッスル・アポン・タイン大学	英国	2
デュースブルグ・エッセン大学	ドイツ	3
リヨン第3大学	フランス	4
ベクショー大学	スウェーデン	3
ヨエンスク大学	フィンランド	3
カリフォルニア州立大学ノースリッジ校	アメリカ	2
南ミズーリ州立大学	アメリカ	1
カリフォルニア大学デイビス校	アメリカ	2
RMIT 大学	オーストラリア	2
マードック大学	オーストラリア	3
合 計	10 カ国	37

②私費による派遣留学生の状況は次の表のとおりである。私費留学生は、学生が自ら留学先を選択し、本学教授会の承認を受けて留学する。また、留学にかかる費用は全て学生負担となる。

イ) 学部・大学院別の私費留学生の状況

【学部：2005年5月1日現在】

学 部	派遣私費留学生数
文学部	1
経済学部	3
経営学部	2
法学部	1
理工学部	0
社会学部	0
国際文化学部	101
合 計	108

【大学院：2005年5月1日現在】

研 究 科	派遣私費留学生数
国際文化学研究科	1
合 計	1

ロ) 国別の私費留学生の派遣状況

【学部・大学院を含む：2005年5月1日現在】

私費留学先(国・地域名)	派遣私費留学生数
オーストラリア	37
カナダ	26
アメリカ	15
中国	9
英国	9
フランス	4
アイルランド	3
ニュージーランド	2

タイ	1
スペイン	1
シンガポール	1
台湾	1
合計(人)	109

ハ) 私費派遣留学生の推移(2001～2005年度)

【学部：2005年5月1日現在】

年度等	2001	2002	2003	2004	2005
文学部	8	7	3	5	1
経済学部	6	6	1	5	3
経営学部	1	0	4	2	2
法学部	5	3	5	3	1
理工学部	0	0	0	0	0
社会学部	0	0	0	0	0
国際文化学部	48	47	83	113	101
合計(人)	68	63	96	128	108

【大学院：2005年5月1日現在】

年度等	2001	2002	2003	2004	2005
文学研究科	4	0	4	0	0
国際文化学研究科	1	1	1	0	1
合計(人)	5	1	5	0	1

2) 派遣留学の評価

①交換留学協定による派遣学生数(2005年度)は、学部は35名、大学院は2名の計37名である。

イ) 学部は、文学部(11名)と国際文化学部(13名)の2学部で大半の24名(68.6%)を占めている。

ロ) 大学院は、理工学研究科の2名(カリフォルニア大学デイビス校*)のみである。

ハ) 交換協定に基づき実際に派遣している留学先は、学部・大学院合計10カ国37人である。協定の派遣枠(52名)の71.2%であり、協定は概ね有効に活用されているといえる。しかし、さらに引き上げる必要がある。

②私費留学制度には、学生が自ら留学先を決定できることと、在籍のまま留学できること、本学学費が減額されること等の長所がある。留学先については、本学の協定校をはじめ、それ以外の高等教育機関でも可能であり、国際センター等で留学先の情報や留学の手続き等のアドバイスを受けることができる。

イ) 私費留学生数は、2001年度の73名(学部68名、大学院5名)から2005年度の109名(学部108名、大学院1名)と、36名増加している。

ロ) 私費留学生は、国際文化学部の占める割合が圧倒的に高い。2005年度は108名のうち101名(93.5%)を占めている。これは、国際文化学部の特性もあるが、その教育課程に「PEC<Professional English Course>プログラム」を開設(2002年度)したことによる効果もあると思われる。

ハ) 私費留学制度は、交換留学協定を締結できていない地域・国を中心に、継続的に推進し、多様な留学をサポートしていくことに貢献している。

* カリフォルニア大学デイビス校 : University of California, Davis.

3. 受け入れ留学生数の現状と評価

1) 受け入れ留学生の状況

受け入れ留学生の数（2005年5月1日現在）は、次のとおりである。受け入れ留学の場合も、交換協定に基づく留学生と一般の私費留学生がある。

- ①交換協定に基づく受け入れ留学生は、全学で44名（学部32名・大学院12名／2005年5月1日現在）である。

【交換留学生の本国での出身大学の状況】

交換留学元(大学)	国名	受入人数
上海教育国際交流協会	中国	2
中国人民大学	中国	3
大連外国語大学	中国	3
RMIT 大学	オーストラリア	1
マードック大学	オーストラリア	3
東国大学	韓国	3
ウエストミンスター大学	英国	2
デュースブルグ・エッセン大学	ドイツ	5
リヨン第3大学	フランス	4
モスクワ大学アジア・アフリカ学院	ロシア	2
ベクショー大学	スウェーデン	5
ヨエンスウ大学	フィンランド	4
カリフォルニア州立大学ノースリッジ校	アメリカ	1
南ミズーリ州立大学	アメリカ	1
ニューカッスル・アポン・タイン大学	英国	3
キエフ大学	ウクライナ	2
合 計	11 カ国	44 人

- ②外国人留学生入学試験を受験して正規の教育課程に在籍する留学生の在籍状況は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」および「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。

【学部：2005年5月1日現在】

学 部	在籍者数
文学部	19
経済学部	69
経営学部	28
法学部	30
理工学部	7
社会学部	5
国際文化学部	194
合 計	352

【大学院：2005 年 5 月 1 日現在】

研究科	在籍者数		
	修士	博士	計
文学研究科	4	6	10
経済学研究科	14	8	22
経営学研究科	1	1	2
法学研究科	5	1	6
理工学研究科	0	0	0
社会学研究科	0	0	0
国際文化学研究科	12	5	17
合 計	36	21	57

③正規課程在籍者の主な出身国の状況は次のとおりである。

イ) 学部においては中国が全体の約 90%を占めており圧倒的に多い。ついで、韓国、台湾、マレーシア、カンボジア、タイ、ネパール、ベトナム等となっており、欧米圏からは数名である。

ロ) 大学院においても中国が全体の約 70%を占めており圧倒的に多い。ついで、韓国、台湾、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、ネパール、クウェート、インドネシア等となっており、欧米圏からは数名である。博士後期課程には、欧米圏からの在籍者はいない。

④他に、大学の留学生別科に 31 名、短期大学部に 2 名、外国人特別留学生（学部・大学院）として約 60 名受け入れている。

2) 受け入れ留学生の評価

①本学は、大学全体の留学生受け入れ枠(学部・大学院・短大・留学生別科を含む)として 500 名規模を上限として定め、それを基準にした留学生支援のための環境を整備してきた。「大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数」、「大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数」および「大学基礎データ表 14 学部・学科の学生定員及び在籍学生数」の合計（学部、大学院、留学生別科）は 440 名である。他に外国人特別留学生を加えれば 490 名を超える。この数の面から見れば、規模目標は達成されている。

②正規課程の在籍者数で見ると、次のような特徴がある。

イ)学部では国際文化学部が全学の在籍者数 352 名中の 194 名(55.1%)を占めている。

これは、国際文化学部の教育目標である「キャンパスライフをとおして多文化共生を学ぶ」を実現するために、積極的に留学生を受け入れた努力の結果であり、教育的効果は高い。

ロ) 研究科では、経済学研究科が全学の留学生在籍者数 57 名中の 22 名（38.6%）を占めている。これは、経済学研究科が、大学院教学において積極的に国際交流をはかり、その質的充実に努めてきたことによる。特に、博士後期課程在籍者 14 名中の 8 名（57.1%）が留学生によって占められており、研究活動の活性化に貢献している。また、国際文化学研究科においては、19 名が在籍しており約 30%を占めている。

ハ) 文学研究科は 10 名（17.5%）、法学研究科は 6 名（10.5%）が在籍している。

③受け入れ留学生の多国籍化という側面から見ると、留学生別科等を含めれば 28 カ国になり、一定の成果があがっている。しかし、それでも中国からの留学生が約 80%を占めている。正規課程においては、ほとんどアジアからの留学生であり、中国、韓国、台湾でほとんどを占める。出身地からみれば本学の国際化は、実態としてはアジア化という側面が強い（全国的傾向でもある）。しかし、アジア地域の将来、日本のアジアにおける位置づけなどから考えても、国際化＝アジア化という構図は否定的意味を持たない。アジ

アにおける人材育成という視点から積極的意義を持つと捉えている。

- ④交換留学協定に基づく受け入れ状況は、11 カ国 16 大学 44 名であり、受け入れ枠（52 名）に対して 84.6%である。概ね協定は有効に活用されているといえる。しかし、多国籍化をさらに推進するためには、受け入れプログラムを充実し、より積極的な受け入れに努める必要がある。
- ⑤学部における正規課程の受け入れ留学生（352 名）は、全在籍者の 2.1%である。また、研究科の正規課程の受け入れ留学生は、修士課程 36 名（全在籍者の 6.4%）、博士後期課程 21 名（全在籍者の 12.5%）であり、本学大学院の規模からすれば、概ね妥当である。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

国際文化学部の学生が参加することによって、これからは交換留学生だけではなく私費留学生の増加が見込まれ、大学が留学の機会を一層充実することが期待される。これまで、文学部の英語英米文学科や学部共通コースの英語コースと国際関係コースの学生が中心であったが、今後は、国際文化学部の独自性に根ざした積極的な留学制度の展開が望まれる。

- ①派遣にあたっては、学生の需要をなるべく満たすことを目標に現行の 2 倍以上の留学先を開拓することを目指し、次のことを検討したい。
 - イ) 1 年間の長期、集団派遣プログラムの作成。
 - ロ) 留学プログラム、事前オリエンテーションの充実。
 - ハ) 選考試験に、中国語検定試験（HSK）の導入、面接試験に外国語インタビューの導入をする。
- ②受け入れに関して次のことを検討する。
 - イ) 留学生別科と学部日本語教育および学部教育との連携を強化する。
 - ロ) 現行交換留学制度を文部省の短期留学制度に年次計画で切り替え、経費を大学負担から移す。
 - ハ) 英語を指導言語とする授業の確立。短期留学が重点になっている中で、日本語ができない留学生を積極的に受け入れるために、英語を指導言語とした教育課程を開設することが必要不可欠になっている。
- ③可能なところから「交換留学生クラブ」の設立、研究者交換、事務職員のスタッフ交換等々をとおして大学間の交流の中身を多様にして、拠点となる交換協定校を増やし、国際ネットワークを形成する。
- ④今後は、国際課だけでなく全学的に国際交流の展開に対応できるようスタッフの充実が望まれるが、そのために次のことを検討する。
 - イ) 外国人嘱託職員の全学的配置。
 - ロ) 国際センターにおける専任の外国人職員の採用。

2) その改善状況

- ①学生交換留学協定校については、前述のとおり協定校を着実に増やし、約 2 倍となった。また、2005 年度に入り、検討中のスペイン、ベルギーの大学等とも締結を行い、さらに一層の多国籍化をはかりつつある。
 - イ) 新たな留学プログラムとしては、これまでの派遣プログラムとは別に、仏教学・真宗学の大学院研究科の学生が、カリキュラムの一貫として協定校で学ぶプログラムの開発や、語学を中心とした半期または 1 年間の本学独自のプログラムを海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）を利用して展開するための検討に 2004 年の秋から取り組んでおり、2006 年夏からの実施をめざしている。
 - ロ) 派遣にあたっての事前オリエンテーションでは、特に同時多発テロの発生以後は、安全対策の指導を強化している。海外での連絡先の確認や JCSOS*（海外留学生安

*JCSOS : Japanese Council for the Safety of Overseas Students.

- 全対策協議会)でロシア・タイ・ウクライナの3国に派遣する学生は、保険に入っている。また、派遣までの間、数回にわたり、当該国の情報収集方法、薬物への対処、留学中に大学に対して提出すべきレポートや報告書等についてきめ細かく説明を行い、提出されたマンスリーレポートはホームページ**で公開している。
- ハ) 派遣交換留学生の選考にあたっては、HSK*** (中国語検定試験) の導入はしていないが、留学先の大学で受講する言語については、第1次選考として本学作成の語学テストの受験を義務付けている。英語圏や英語によるプログラムへ留学する場合は、第2次選考(最終面接)のとき、英語でのインタビューを行っている。
- ②受け入れに関して次のような状況である。
- イ) 本学の日本語に関連する教育課程は、留学生別科の「日本語プログラム」、京都学舎の正規留学生のための「日本語」、瀬田学舎の国際文化学部の留学生のための「日本語」と、文学部の「日本語・日本文学科」に大別することができる。これらの日本語関係のカリキュラムのあり方は、それぞれのプログラムの個性を考慮すると、連携ではなく調整が妥当と考える。
- ロ) 交換留学生の内、いく人かは日本学生支援機構(JASSO****)の短期留学制度に採用されている。
- ハ) 英語で行われるプログラムとして、国際文化学部のJASプログラム(Japanese and Asian Studies Program)が開講されており、交換留学生も受講可能である。京都学舎においても「Japanese Society, Economy & Culture」が開講された。
- ③2004年度後期から事務職員の研修制度を利用したスウェーデンのベクショール大学での職員研修交流の協定を締結した。2006年に開設予定の海外拠点(米国カリフォルニア州バークレー)を利用した研修等も今後検討する。
- ④受け入れ留学生や派遣留学生の増加状況から見ても、各学部や図書館等の職場においても国際交流をサポートできる職員の配置が必要となっている。外国語(特に英語・中国語)のできる職員は増えたが、十分とはいえない。引き続き語学運用能力の全般的な向上に努め、留学生サポート職員の育成をめざしていく。

5. 今後の課題と改善方策

- ①英語圏の大学や英語によるプログラムへの需要は今後とも増加すると思われるが、それ以外の国への派遣交換留学プログラムについてもさらに推進すべきである。
- ②英語は国際公用語として位置づけられつつあり、英語圏以外のEU、アジア、アフリカ、南アメリカ等の地域でも英語が共通言語となりつつある。日本語学修者の少ない地域からの受け入れ交換留学生を可能とするためには、英語による教育プログラムの充実が急がれる。
- ③英語による教育プログラムを充実し、本学独自の個別交換留学協定とは別に、アジア太平洋大学交流機構(UMAP****)への参加を前提にしたUMAP単位互換方式(UCTS*****)の活用についても検討する。
- ④受け入れ交換留学生と一般学生とが、正課や課外活動をとおした交流を行い、さらに教員・職員との交流、地域の人々との交流等を行うことができるよう、キャンパスの国際化と多文化共生をめざす具体的な仕組みをつくりあげていく。

**ホームページ : http://intl.ryukoku.ac.jp/affiliated_news.html

*** HSK : Hanyu Shuiping Kaoshi, 漢語水平考試

**** JASSO : Japan Student Services Organization. 独立行政法人 日本学生支援機構

***** UMAP : University Mobility in Asia and the Pacific. アジア太平洋交流機構

***** UCTS : Credit Transfer Scheme. UMAP 単位互換方式

第3節 教員交換交流協定（全学）

【国内外における教育研究交流（学部）】【国内外における教育・研究交流（大学院）】
B 群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性…（表 11）

1. 教員交換交流協定の現状と評価

教員の派遣・受け入れを含む学術研究推進のための包括的な協定として一般協定を締結しており、その内、継続的に本学教員が毎年集中講義を実施している機関が2校（米国仏教大学院、仏教研究センター）、相互の教員が交換講義を行う機関が1校（韓国の東国大学）、教員交換協定を締結している機関が1校（ポーランドのワルシャワ経済大学）である。その他の機関との派遣・受け入れは、主に専門分野の研究に関する個別の要望に沿って研究部が担当して実施される。

2. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①一般協定が比較的容易に締結できるようになり、順次、世界的規模で必要な協定の締結網を作ることが可能となったが、この事態に対応し得る事務体制の確立が必要である。
- ②教員の交換だけでなく、アドミニストレーターや学生へとその交換対象を広げるとともに、サマープログラムや年間を通したプログラム等の多様化を図って、国際ネットワークの一層の拡充に努力しなければならない。

2) その改善状況

- ①「国際交流一般協定の締結に関する規程」、「国際交流のための協定締結等に関する手続き要領」を定め、国際交流のために必要な協定がスムーズな手続きで行われるために国際センターと研究部の事務分担を明確にした。研究分野の国際交流を支援する職員の力量の向上については、引き続いて取り組む必要がある。
- ②教員の交換のみでなく、事務職員の交換についても事務職員研修制度の整備とともに開始することになった。

3. 今後の課題と改善方法

研究員を受け入れる場合、受け入れの決定は研究部や各学部、その後の宿舎は総務部、状況によっては派遣機関との連絡調整は国際センターが行う等対応が分散している。交換留学生は窓口が国際センターに一本化されているが、教員の交流についても研究部にその窓口を一本化すること含めて対応策を早急に検討する必要がある。これは、国際シンポジウムや国際共同研究の奨励に関連する問題でもある。

第4節 海外語学研修講座（全学）

1. 海外語学研修講座の現状と評価

1) サマーセッション・スプリングセッション

本学は、夏・春休暇期間を活用した海外での語学研修を希望する学生のために、短期の研修プログラムを提供している。この語学研修は約20年前から開始されているが、それぞれの学部や学部共通コース（京都学舎3学部）のカリキュラムに合わせ多様に開講されている。

- ①短期の研修には、研修プログラムを大学が決め、ある程度の人数をまとめて研修させる方式と、個人が研修先を決め、その内容を審査して海外研修として認める方式がある。
- ②大学が研修先を決める方式のプログラムであっても、教員の引率はなく、大学のサポートを受けながら、学生自ら手配を進めるよう指導している。教員は事前研修を担当する。
- ③学生が所属する学部や学部共通コースのカリキュラムに従って単位が認定される。
- ④2005年度は次のプログラムが実施される。

学部等	研修名称	留 学 先	国
文学部 学部共通・英語コミュニケーションコース	海外研修	ウエストミンスター大学、バース大学、 ブリティッシュコロンビア大学、 マニトバ大学、サンシャインコースト大学、 オークランド大学、クライストチャーチ大学	英国、カナダ、 オーストラリア、 ニュージーランド
共同開講科目(京都)	海外中国語研修講座	上海師範大学	中国
共同開講科目(瀬田)	海外英語研修	リンカーン大学 ／クライストチャーチ大学ポリテクニク校	ニュージーランド
文学部	国際文化交流研修	リンカーン大学 ／クライストチャーチ大学ポリテクニク校 行き先を自分で計画	ニュージーランド
学部共通・国際関係コース	海外研修	行き先を自分で計画	
国際文化学部（自己応募）	語学研修	行き先を自分で計画	
国際文化学部 （学部企画）	英語語学研修	ドレクセル大学	アメリカ
		カルガリー・ランゲージ・スクール	カナダ
		メルボルン・ラトロブ大学	オーストラリア
		イーディスカウアン大学	
		ワイカト大学	ニュージーランド
		インリンガ・マルタ	マルタ共和国
	韓国語語学研修	高麗大学	韓国

- ⑤これらのプログラムの多くは語学力の向上をめざすものであるが、異文化の中で生活することによって自身を見つめ直し、自信を深めている学生も少なくない。中には、学修意欲を触発され、その後交換留学をめざしたり、正規課程の留学生として勉学に励む学生もあり、教育効果は高いといえる。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①国際文化学部の正規の教育課程で行うプログラム、京都学舎または瀬田学舎の学生だけを対象とするもの、英語コース学生だけのもの等、何種類もの性格の違ったサマーセッションが生じるようになった。さらに本年度からは正課とは別のプログラムで、教育事業課（現 REC）が収益事業として行う海外研修が展開される。また、京都・大学センターが行うサマーセッションも実施されている。実施主体に応じて全学的見地からプログラムのあり方を国際センターが掌握し、調整・整理する必要がある。
- ②中国語研修講座でも自由型が検討されている。自由型プログラムの中味について、さら

に検討する必要がある。

2) その改善状況

- ①多様な海外研修プログラムを設置することにより、学生の多様な要求に応えている。一方、国際センターがすべてのプログラムの状況を把握することは不可能である。現在は、それぞれのプログラムを所管している部署がその業務を遂行している。しかし、テロ等による各国のビザ発給の手续変更に関する情報等は、国際センターが収集し各部署に提供している。また、各プログラムが抱える様々な現状や問題点を共有し、国際交流業務のレベルアップをはかるため、国際センターと教学部（各学部）の留学担当者が、様々な情報の確認と本学の留学システムの確認等を行っている。このことにより、日常業務上の連絡連携とあわせ、大学全体として海外研修プログラムを推進している。
- ②中国語研修講座においても、行き先を自分で選択できる留学制度を国際関係コースに加え、国際文化学部にも設置した。

3. 今後の課題と改善方策

- ①2006 年度に海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）が開設される予定である。今後は、そこを拠点として本学独自の海外語学研修プログラムを展開することになる。各学部・各大学院独自の教育プログラムとともに語学を中心とした「龍谷バークレープログラム（仮称）^{*}」の具体的な検討に入っている。
- ②バークレーセンター（仮称）^{**}には事務所を開設し、主に北米の教育研究の拠点とする。このセンターは本学学生が北米へ留学するときの拠点となると同時に、研究者の拠点ともなる。また、日本で収集している危険情報も、今後は、アメリカ現地でも情報収集することにより、さらに的確な情勢把握と安全確認に努めたい。

^{*}龍谷バークレープログラム（仮称）：後に Berkeley Internship and English Program(BIE Program)と呼称することとなった。

^{**}バークレーセンター（仮称）：後に Ryukoku University Berkeley Center(RUBeC)と呼称することとなった。

第5節 留学生への支援政策（全学）

1. 留学生への支援政策の現状と評価

1) 学費減額と奨学金による支援

- ①留学生学費（入学金・授業料・施設費・実験実習料）の50%を奨学金として減額している（私費外国人留学生学費減額制度）。この学費減額制度は、原則として正規留学生全員を対象としている（国費留学生および正当な理由なくして就学状況が悪い学生は除外）。
- ②本学独自の奨学金、文部科学省、地方自治体等の各種奨学金を用意し、成績優秀者への奨励金としている。なお、2004年度の奨学金の種類は次表のとおりである。

名 称	支給額(月額)
龍谷大学給付奨学金外国人（留学生）特別奨学金	
留学生別科	22,500
学部生	50,000
大学院生	70,000
沼田奨学金〔本学の奨学金で随時募集中〕	70,000
日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費	
留学生別科	50,000
学部生	50,000
大学院生	70,000
(財) 加藤朝雄国際奨学財団	100,000
(財) 京信榊田喜三記念育英会	約 41,700
(財) 朝鮮奨学会	25,000
(財) 滋賀県国際協会 外国人留学生びわこ奨学金	20,000
(財) サトー国際奨学金	130,000

- ③学費減額と各種の奨学金支給は、外国人留学生の継続的な確保と学修の継続に貢献しており、本学の国際化を推進する上で大いに役立っているといえる。

2) 留学生宿泊施設

- ①現在、本学の留学生宿舎は4カ所にあり、それぞれタイプ、料金、環境が異なるが、日本人学生アドバイザー用を含めて205室を確保している。
 - イ) 龍谷会館(深草キャンパス付近)
 - ロ) 大宮荘(大宮キャンパス付近)
 - ハ) ルミエール間宮(瀬田キャンパス付近)
- ニ) 向島学生センター（京都市住宅供給公社／他大学との共同利用施設）
- ②留学生宿舎は、新入生を中心に、特に国外から直接入学する留学生（留学生別科、交換留学生）を優先的に入居させ、日本人学生アドバイザーが日本の生活に慣れていない留学生の日常生活をサポートしている。
- ③留学生宿舎は4カ所の内3カ所が3キャンパスの近くにそれぞれ位置し、安価であると同時に、最低限の生活備品・用品が揃えられており、安心して日本での留学生生活をスタートできるよう配慮されている。
- ④この宿泊施設には最長2年の入居が可能であり、その期間を過ぎると民間の賃貸住宅や、公営住宅へ転居することになるが、転居にあたっては京都地区の大学等で組織している京都地域留学生住宅保証制度*による機関保証等での支援を行っており、この制度も概

*京都地域留学生住宅保証制度：京都地域留学生交流推進協議会の構成員である府内の大学、京都府、京都市、地域国際化協会等で構成する「京都地域留学生住宅保証機構」が運営するもので、外国人留学生が民間賃貸住宅等に入居するために必要な連帯保証人を機関保証により確保するもの。

ね有効に機能している。

3) 留学生のための生活ハンドブックの作成

- ①留学生が日本の生活に1日でも早く慣れ、安全な生活が送れるよう支援するために、日本に住むにあたっての必要な手続き、授業、大学生活、関連部署の連絡先等を記載した生活ハンドブックを発行している。「留学生のための生活ハンドブック –GUIDE TO LIVING IN JAPAN FOR INTERNATIONAL STUDENTS–」を参照。
- ②このハンドブックは、日本語（漢字等にふりがな付き）、英語、中国語で書かれており、外国人留学生全員に配布している。

2. 今後の課題と改善方策

留学生へのサポートをさらに充実させるため、地域の支援団体、学生の組織、教員組織とのコーディネーション、ネットワークを構築するための活動がさらに重要となる。これにより、大学のみでは対応できない幅広い支援が可能となる。この構築は一朝一夕にはできないので、地道な活動が要求される。留学生に関する様々な情報が蓄積され、それを推進するための体制整備が求められている。

第6節 留学生別科（全学）

1. 設置の目的と教育課程の現状と評価

1) 設置の目的

留学生別科は、2005年度に20周年を迎えた（1985年度開設）。留学生別科は、本学に入学して学修しようとする外国人に対し、大学での授業を理解するために必要な日本語の能力を身につけさせ、また広く日本の文化や社会、日本事情等について学ぼうとする外国人留学生に対して、それらの知識を教授し、ひいては国際親善と正しい国際交流の発展に寄与することを目的としている。したがって、留学生別科には、大学進学のための教育機関としての役割と、交換留学生や日本に興味を持つ短期留学生のための教育機関としての役割の2つがある。この設置目的を実現するために、次のような教育課程を編成している。

2) 教育課程の編成

- ①留学生別科の教育課程は、大学の学年暦、単位制度に準じて実施されており、入学定員は40名、修業年限は1年間、修了要件は次のとおりである。

必修科目	日本語Aおよび日本語B	合計 24 単位
選択必修科目	日本事情科目、特別講義	合計 8 単位
修了要件単位数		総計 32 単位

- ②プレイスメントテストにより、日本語の授業のクラス編成は、レベル別に5段階に分けられる。語学学修の特性から、授業時間を下記のとおり一部変更している。

1 講時		2 講時		3 講時	4 講時
別科1 講時	別科2 講時	別科3 講時			
9:00-10:00	10:10-11:10	11:20-12:15		13:15-14:45	15:00-16:30

- イ) 日本語の各クラスは、日本語の専任教員がコーディネーターとなり、12コマの全体をマネジメントしている。
- ロ) 初級・中級レベルのクラスは、同一の教科書によるチームティーチング方式を採用し、学生の自主的な学修を促す指導を行い、日本人学生との交流授業も取り入れている。上級レベルのクラスは、担当教員が各々のテーマに沿って授業を行う。
- ハ) 日本事情科目は、留学生別科から本学への進学等の連携と継続性を重視し、各学部の専任教員を中心に、大学での学修の入門科目、日本文化や社会について学ぶ科目としての役割を果たしている。
- 二) さらに、特別講義として、「囲碁」、「英語によるディスカッション科目」、「日本留学試験に関する科目」も開設している。

- ③「留学生別科履修要項」は、日本語の他に、中国語、英語でも記述することにより、日本語の読めない留学生にも配慮している。

以上のとおり教育課程としては、別科の設置目的に沿って教育課程が編成されており、留学生の要望に応えるために努めている。

3) 留学生別科入試要項・願書ダウンロード

グローバルに情報発信を行うには、ホームページ上でリアルタイムにデータを更新することが重要になってきているため、国際センターでは、2003年度よりこの充実をはかってきた。特に、国際センターのホームページ上から留学生別科の入試要項や入学願書をダウンロード*

*留学生別科の入試要項や入学願書をダウンロード : <http://intl.ryukoku.ac.jp/download.html>

できるよう整備した。

【2005 年度 留学生別科入試要項等のダウンロードの状況】

国名	件数	国名	件数
アフガニスタン	2	ドイツ	6
アメリカ	4	ナイジェリア	1
アラブ首長国連邦	6	ネパール	4
アルバニア	1	バングラデシュ	6
アンギラ	4	ブラジル	1
アンティグア・バーブーダ	1	フランス	7
アンドラ	7	ベトナム	1
イタリア	1	ベルギー	1
インドネシア	1	マカオ(澳門)	3
ウガンダ	1	マレーシア	1
オーストラリア	5	モンゴル	4
グルジア	1	ロシア	3
英国	1	香港特別行政区(ホンコン)	5
シリア・アラブ	3	韓国	25
スウェーデン	7	中国	56
スペイン	1	台湾	11
スリランカ	2	日本	27
タイ	1	合 計	211

- ①願書締め切りまでの間、35 カ国で 211 件ダウンロードされた。
- ②韓国やタイなどの、日本語学科やアジア学専攻を持つ大学から、日本語の短期集中（短期や半年）プログラムを実施してほしいとの依頼が国際センターに寄せられていることから、国内外からの入学希望者に対する広報に功を奏している。

4）前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

別科教育の充実を目指して、次の事項を検討したい。

- ①能力別クラス編成の充実（クラス数の増加）。
- ②英語を指導言語として授業する科目群の導入。
- ③本学留学生別科独自の教科書の作成。
- ④日本語弁論大会、卒業文集、フィールドトリップ、国内旅行、日本人学生との交流等、年間プログラムの充実。
- ⑤海外交流委員会、留学生友の会、エイブルズクラブ等学内、地域の交流団体との積極的連携。

（2）その改善状況

- ①大学進学とは異なる目的を持つ交換留学生や、大学進学を希望しない日本語・日本文化学修希望者からの要望により、日本語プログラムのクラスを 4 クラスから 5 クラスに増やした。これにより、幅広い日本語能力に対応できるようにした。
- ②英語を指導言語として授業する別科の授業科目としては、特別講義として「Survey of Buddhism I --Introduction to Basic Ideas and Practices of Buddhism」と「Survey of Buddhism II --Buddhism in Japan」（2004 年度）および「Zen Buddhism -Bodhidharma to Uchiyama」、「Tokubetsu Kogi Survey of Buddhism」（2005 年度）を開講し、仏教思想を媒介に講義、討論、フィールドトリップを通じて多文化間のコミュニケーションを進め

ている。

- ③ 本学独自の教科書は作成には至っていないが、共通の教科書を利用してチームティーチングを行っているクラスについては、共通の副教材の開発を行っている。
- ④ 留学生別科を中心として実施している各種イベントには、カリキュラムに組み込まれている年2回のフィールドトリップ、応募制の特別行事として2泊3日の広島への平和学修プログラムや、学生組織である海外交流委員会を中心とした日本人学生との交流プログラムがあり、随時開かれている。
- ⑤ 京都は日本の古都として多くの外国人が生活し、観光客として訪れる文化都市であるため、京都市や京都府の国際交流団体や、民間の交流団体が数多く活動している。本学の別科生も日本語弁論大会、1日ホームステイ、お茶や伝統芸能等の体験学修等を通じて、地域との交流をはかっている。

5) 今後の課題と改善方策

留学生別科の設置目的を現在の国際化状況の下で実現させるためには、留学生別科のカリキュラム改革のみでなく、本学独自の国際交流政策の中に留学生別科を改めて位置づける必要がある。そのために、「龍谷大学の国際化政策－国際交流から国際共存へ－」に基づいて、別科独自の課題を抽出して具体化をはかっていく。

2. 留学生別科生受け入れの現状と評価

1) 入学試験

- ① 留学生別科の受け入れは年2回（前期と後期）行われている。2004年度後期からは選考方式を次のように改善した。
 - イ) 本学が指定した内容について本人が録音したテープ提出の義務化。
 - ロ) 日本語能力を証明する書類の提出（より具体的に日本語能力を判断できるように本学所定のフォームを改めた）。
 - ハ) 可能な範囲での海外在住の受験者、保証人に電話によるインタビュー等の実施。
- ② 応募者は、受験のための来日が不要であり、本学もより総合的、多角的に合否判定を行うことにより、入学後の学修へ円滑に移行できる方式であると考えている。しかし、書類選考による合否は応募者にとっては良いが、大学にとっては克服できない問題もあるため、入学した学生の学修状況を把握しながら、適宜、改善を行っていく必要がある。
- ③ 2003年11月に、入国管理行政による一部の国の出身者に対する厳格化が実施されたが、本学の留学生別科は、代理申請による在留資格認定書不交付の学生は特に増加していない。その理由は、従来から受け入れ者基準を日本語能力試験4級以上または日本語学修時間150時間以上としていたが、志望者が定員の3倍近くあり、競争が激化したことにより、結果として日本語を300時間以上学修した者しか合格できなかったためと考えられる。

2) 入学者および修了者および進路状況

- ① 修了者の進路は次表のとおりである。留学生別科は1年間のプログラムであるが、前期修了者は大学の進学先（秋入学）が少なく、半年間延長（本学別科延長申請）する学生も多い。しかし、延長申請には学修状況審査や面接が必要であり、許可も1回のみの半年間だけである。

年度 進路状況	2001		2002		2003		2004		合計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
進学(本学)正規	2	18	4	7	6	9	3	8	57
進学(本学)非正規	0	0	0	1	1	1	0	4	7
進学(他大学)正規	0	3	0	4	1	0	1	2	11
進学(他大学)非正規	5	4	0	0	1	0	1	2	13
進学(専門学校)	0	3	2	2	1	1	0	2	11
本学別科延長申請	15	8	14	12	8	6	12	4	80
帰国	3	2	2	2	8	2	1	3	23
就職	0	0	1	0	1	1	0	0	3
その他(不明)	1	4	2	7	4	2	2	1	23
合 計	26	42	25	35	31	22	20	26	228

②過去4年間の進路状況を見ると、正規（本学および他大学）課程に進学する留学生およびそれと同様と思われる本学別科延長申請者の数が多い（148名／64.9%）こと、また、修了者の国籍が多岐にわたっている（中国、韓国、タイ、カンボジア）こと等からして、設置目的に沿った実績を上げているといえる。

3）前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①入管法施行規則の改定により、身元保証書が廃止されたので、書類審査に重点を置いた審査を行う。
- ②受け入れ留学生の水準を一層高めるため、現行の一斉試験制度の比率を低め、国別入学定員を設定し、弾力的な入学方式の導入を検討する。
- ③近年、入国管理法の改正等により、中国からの入学者の入国が、経済事情を理由として難しくなる可能性が高くなっている。入学者募集の対象となる国または地域を、経費の自己支弁がより可能な韓国や台湾に振りむけることも検討する必要がある。

（2）その改善状況

- ①書類審査の方法は、前述のとおり改善し、実施している。
- ②国別入学定員の設定は行っていない。入学試験の合否判定にあたっては、出願者が多い中国とその他の国とに分けて出願者一覧表を作成している。それは、各国で教育制度が異なるためであるが、判定にあたり同一国内の比較が容易であり、さらに様々な国からの学生の受け入れにも配慮ができるからである。また、留学生別科の入学試験要項と願書を大学ホームページからダウンロードすることが可能になったことにより、世界中の国からアクセスがあった。これからは、留学生別科のさらなる多国籍化も期待できる。
- ③入国管理行政が一部の国の出身者に対して厳しくなったが、日本語学修歴等の確認や、きめ細かな書類確認等を行うことにより、該当国の合格者の不交付率が上がってはいない。従って、入学者募集の対象となる国や地域を特に中国から韓国、台湾に振りむけるようなことはしていない。

4）今後の課題と改善方策

- ①出願書類の内、日本語能力認定書の項目をさらに充実させ、受験者が発話を録音したカセットテープの提出を義務づけたが、それでも国により教育制度が大きく異なり、書類だけの審査には限界がある。今後は、中国については現地面接、日本留学試験実施国については、その試験を採用する等さらに改善に努める。
- ②本学が学修意欲の高い留学生を受け入れるには、現地の教育機関と連携した推薦制度を

導入する必要がある。現在、中国の現地調査等により情報収集をしている。まず、全学のパイロット事業として、留学生別科の現地入試を推進していくことを検討する。

3. 教員組織とその運営の現状と評価

1) 担当教員とその指導

留学生別科の教員は、日本語科目担当教員と日本事情科目担当教員に分けられる。

- ①日本語担当教員は、今年度（2005 年度）は専任教員 3 名と非常勤講師 15 名である。日本語科目は、能力別に 5 クラス編成で指導している。1 週間に 12 コマを必修で開講し、各クラスは、3 名の専任教員が担当し、その内 1 名が全体をコーディネートする体制をとっている。
- ②日本事情科目担当者は、今年度（2005 年度）は 15 名である。主に学部の専任教員が担当している。日本事情科目には、チェーンレクチャー形式の科目もある。日本事情科目は、日本の社会、文化、経済等を学ぶことにより、日本社会を理解するとともに、大学等における学修への移行が円滑にできるように配慮している。
- ③留学生別科のカリキュラム改革と合わせる形で教員を構成しており、カリキュラムとの適合性は高い。また、教員の日本語研究に関わる成果は、毎年継続的に刊行されている「龍谷大学国際センター研究年報」に収録されている。

2) 運営組織

- ①本学の留学生別科は、国際センター長が別科長となり、別科運営会議（学部の「教授会」に相当）がその運営を担当しており、事務は国際部が行っている。
- ②別科運営会議の下に「常任会」（別科長、日本語専任教員 3 名で構成）を置いて、運営会議の委任により一定の事項について決定執行しており、別科の運営の効率性を高めている。

3) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①現在、別科長は、大学全体の国際化・国際交流等を受け持つ国際センター長を兼務しているが、その職務の性格の相違から、将来は分離することが望ましい。別科長は、日本語教育担当者または留学生授業科目担当者から選出されることが望ましい。
- ②日本語教務主任とは別に日本事情関係科目担当主任を置く。日本事情関係科目の担当者は、留学生教育経験者が担当するか、または今後の習熟のために特定の教員が長期的に担当することが望ましい。
- ③国際文化学部への別科生の進学を促進するためには、別科カリキュラムの運営および授業担当等について、国際文化学部の教員の積極的協力を必要とする。
- ④文学部の日本語日本文学科の日本語教育実習の教育体制のあり方を検討し、別科担当の日本語教員の負担を軽減することを検討する。
- ⑤適切な日本語担当の専任教員数（増員を含む）を検討する。
- ⑥海外の大学生が、半年間または 1 年間という短期間単位で別科に在学して「日本語」や「日本事情」を学ぶという、いわゆるスタディ・アブロード型の留学希望者が増えている。こうした国際社会の要望に対応できるような教育体制を充実させる必要がある。

（2）その改善状況

- ①国際センター長が別科長を兼務することには長所と短所がある。開設の目的を実現する視点からすると、本学の国際交流を推進する立場にあるセンター長が兼務した方が、別科を大学政策と直結させ、本学の国際化政策の中に適切に位置づけることができると判断した。そのため、引き続き兼務で運営している。
- ②日本事情科目は、原則として学部の専任教員が担当するが、学部教育の負担との関係で、

長期的な担当や積極的な協力は難しいのが実状であり、改善されていない。

- ③国際文化学部への別科生の進学希望が増加しないのは、単に国際文化学部の担当教員が日本事情科目を担当していないことのみが理由ではない。しかし、授業科目の担当については、継続して依頼する必要がある。
- ④現時点では検討できていない。
- ⑤現時点では検討できていない。
- ⑥受け入れ交換留学生の約半数は別科のカリキュラムを履修している状況にある。日本語能力の低い受け入れ交換留学生については、国際文化学部が 2004 年度後期に開設した JAS プログラムの科目（日本語の基礎）を履修させることができるようになった。また、留学生別科の 1 クラスを、交換留学生を中心とした交流プログラムに変更した。今後も引き続き、留学生別科カリキュラムの改革を検討することになっている。

4) 今後の課題と改善方策

- ①カリキュラム改革の推進：カリキュラムを進学希望者用のプログラムと日本事情・文化学修プログラムに分化させることについて検討している。
- ②留学生別科担当教員の FD への取り組み：FD についてはこれまでも継続的に取り組んでいるが、新カリキュラムの実施に向けた FD が今後必要となる。
- ③別科のクラス運営の改善：前述のとおり、新たなカリキュラムと並行して検討している。
- ④入試制度や入試実務の一層の改善：前述のとおり、書類審査入試については、推薦制度および現地入試を行うことを検討している。

第7節 文学部・文学研究科

【国内外における教育研究交流（学部）】【国内外における教育・研究交流（大学院）】
B群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性…（表11）

1. 教育課程における国際交流の現状と評価

文学部・文学研究科は、第1節～第5節に述べられている全学的な取り組みに加わることで、国際化を推進するとともに、学部・研究科独自の国際化も推進している。

1) 受け入れ留学生の状況

- ①2005年度（前期）の在籍者は、文学部19名、文学研究科10名であり、必ずしも多いとはいえない。「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」および「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②文学部の受け入れは、日本語日本文学科5名、英語英米文学科7名、両学科で合計12名と多くなっている。また、真宗学科、仏教学科も、ほぼ毎年、留学生を受け入れている。学科の特色によるものと思われる。

2) 「国際文化交流研修」科目の設置

- ①この科目は、通常の開設科目とは異なり、学生が自主的に行う海外での国際文化交流に対して単位を認定するものである。大学がお膳立てしたパック研修ではなく、学生の個性と自主性に基づいた国際文化交流（短期研修・語学研修・個人留学・交換留学）を評価し、単位を認定するものである。
- ②「国際文化交流研修」の開設は、学生の自主的研修がその趣旨であるため、大学側が具体的に研修方法等を設定するものではない。ただ、従来にはなかったこうした科目の趣旨に馴染める環境を整えるため、学生の自主性を損なわない範囲で、研修先および研修日程を指定した科目として、「国際文化交流研修」（ニュージーランド：2単位）を用意している。詳細は「2005年度授業科目履修要項（文学部）」（83～85頁）を参照。
- ③過去2年間の実績は次のとおりである。
 - ・2004年度 13名（うちニュージーランド研修5名）
 - ・2005年度 24名（うちニュージーランド研修16名）

3) 「海外研修」科目の設置

- ①この科目は、通常の開設科目とは異なり、アメリカおよびイギリス等の大学（13大学）がもつ英語集中プログラムに学生が自主的に参加して、そこで得た成績に対して文学部が評価し、単位を認定する。詳細は「2005年度授業科目履修要項（文学部）」（87頁）を参照。
- ②過去2年間の実績は次のとおりである。
 - ・2004年度 1名
 - ・2005年度 9名

4) 伝道学特殊研究海外講義の実施

- ①文学研究科真宗学専攻開設科目「伝道学特殊研究」において、2004年度より隔年で海外講義を実施している。
- ②これは真宗伝道学の問題点の明確化と具体的な伝道実践（社会と密接な関わりを持つハワイ教団の実態）を踏まえて伝道の意味を探り、住職後継者の理解力と実践力の向上および住職の再教育のために実施している。2004年度の受講者は19名であった。

5) 仏教学科海外集中講義の実施

- ①文学部仏教学科開設科目「仏教教学特殊講義」と、文学研究科仏教学専攻開設科目「仏

教学特殊研究」の合併講義で、2005 年度より隔年で海外講義を実施している。

- ②これは現代において仏教が如何なる役割を果たせるのかを、アメリカ社会に生きる仏教者たちとのコミュニケーションから学ぶとともに、アメリカ仏教教団の活動を実際に見学し、現在に果たす仏教の役割を理解することを目的として実施している。2005 年度の受講者数は、学部生 9 名、大学院生 8 名であった。

6) 東國大學校との交換講義

- ①龍谷大学と韓国・東國大學校との交換協定に基づき、文学部と東國大學校佛教大学は、両大学の協力関係のもとに、東アジア地域の学術研究・教育活動を一層推進すべく、両国間の学術振興をはかっている。その一環として 2004 年度から 3 カ年の計画で、交換講義（2004 年 2 月調印）を実施している。
- ②双方の大学が教員を派遣し、交換講義を実施している。本学文学部が提供する講義は、主として、浄土真宗を含む日本仏教とし、東國大學校が提供する講義は、主として韓国仏教とする。受講者の実績は次のとおりである。
- ・ 2004 年度 学部生 8 名 大学院生 14 名
 - ・ 2005 年度 学部生 6 名 大学院生 7 名

7) 文学部・短期大学部同窓会海外留学支援制度について

- ①本制度は、龍谷大学の留学制度に則り、長期に海外に留学しようとする高い勉学意欲を持った文学部、短期大学部の学生を、奨学金の支給をとおして積極的に支援することにある。これは、ますますグローバル化が進む現代世界において、将来、国際社会で積極的な役割を果たす学生を育成することを目的としており、重要な意義を持っている。
- ②支給金額は、年間授業料（100 万円が限度額）、生活費（月額 8 万円が限度額）、往復渡航費全額となっている。過去 3 年間の給付決定者数は次のとおりである。
- ・ 2002 年度 2 名（ニュージーランド、アメリカ）
 - ・ 2003 年度 4 名（中国、中国チベット、韓国、アメリカ）
 - ・ 2004 年度 1 名（アメリカ）

8) 開教使課程の海外実習について

特別研修講座として開設している開教使課程の科目の 1 つとして、海外実習を実施している。浄土真宗の国際伝道の歴史と現状について概観し、開教使の使命と役割、海外布教の姿勢やあり方を考え、特に実習において現場の体験、開教使とのふれあい、その他開教使を志すにあたって必要なことを学び、その経験をもとに国際伝道を考える。過去 2 年間の実績数は次のとおりである。

- ・ 2004 年度 2 名
- ・ 2005 年度 1 名

以上 1) ～8) のとおり、文学部・文学研究科においては、大学全体の国際化方針に基づいて派遣・受け入れの留学を推進するとともに、独自の教育・研究の国際化をも推進しており、学生や院生のニーズに対応し、かつ国際的な視野に立った人材を養成する上で、貢献しているといえる。ただし、受け入れ留学生は少なく、その拡大に努めたい。

2. 今後の課題と改善方策

学部・研究科独自の教育・研究の国際化推進策については、2006 年度から開設が予定されている海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）を活用してさらに推進する。

第8節 経済学部・経済学研究科

【国内外における教育研究交流（学部）】【国内外における教育・研究交流（大学院）】
B 群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性…（表 11）

1. 学部・研究科における国際化の推進状況と評価

経済学部・経済学研究科は、第1節～第5節に述べられている全学的な取り組みに加わることによって、国際化を推進している。

- ①経済学部・経済学研究科の留学生の受け入れ状況（2005 年度前期在籍者）は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」および「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②外国人留学生は、学部 69 名（在籍者総数の約 3%を占める）、研究科には 22 名（修士課程 14 名、博士後期課程 8 名／在籍者総数の 46.8%を占める）が在籍している。積極的に留学生を受け入れ、課程博士も授与する等の成果をあげている。
- ③海外に出向く学生（派遣留学生）は、毎年一定数いるが多くはない。

2. 今後の課題と改善方策

2006 年度からは、経済学部経済学科を改組して 2 学科（現代経済学科・国際経済学科）を開設する予定であるが、今後は、学部・研究科独自の国際交流プログラムを拡充していく。

第9節 経営学部・経営学研究科

【国内外における教育研究交流（学部）】【国内外における教育・研究交流（大学院）】
B 群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性…（表 11）

1. 学部・研究科における国際化の推進状況と評価

経営学部・経営学研究科は、第1節～第5節に述べられている全学的な取り組みに加わることによって、国際化を推進している。

- ①経営学部・経営学研究科における留学生の受け入れ状況（2005 年度前期在籍者）は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」および「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②外国人留学生は、学部 28 名、研究科 2 名（修士課程 1 名、博士後期課程 1 名）が在籍している。全体として少ない。
- ③語学研修を含め海外に出向く学生は、毎年一定数いるが多くはない。

2. 今後の課題と改善方策

- ①学部段階では、派遣および受け入れともに、留学生の数の拡大をはかる必要がある。
- ②研究科（修士課程）においては、2006 年度から「日中連携ビジネスプログラム」を開講する。中国の関連機関と協定を締結する等、日中共同して開設の準備を進めており、「すぐに中国ビジネスにとりかかれる人材の養成」をめざして積極的な取り組みを進めている。

第 10 節 法学部・法学研究科

【国内外における教育研究交流（学部）】【国内外における教育・研究交流（大学院）】
B 群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性…（表 11）

1. 学部・研究科における国際化の推進状況と評価

学部・法学研究科は、第 1 節～第 5 節に述べられている全学的な取り組みに加わることによって、国際化を推進している。

- ①法学部・法学研究科における留学生の受け入れ状況（2005 年度前期在籍者）は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」および「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②外国人留学生は、学部 30 名、研究科 6 名（修士課程 5 名、博士後期課程 1 名）が在籍している。研究科（修士課程）においては、現状の在籍者総数の 6.5%を占めており、妥当な数といえる。
- ③語学研修を含め海外に出向く学生は、毎年一定数いるが多くはない。

2. 今後の課題と改善方策

- ①学部段階では、派遣および受け入れともに、留学生の数の拡大をはかる必要がある。
- ②博士後期課程は、毎年、複数の留学生が在籍していることが望ましい。

第11節 理工学部・理工学研究科

【国内外における教育研究交流（学部）】【国内外における教育・研究交流（大学院）】

B 群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性…（表 11）

1. 学部・研究科における国際化の推進状況と評価

理工学部・理工学研究科は、第1節～第5節に述べられている全学的な取り組みに加わることに伴って、国際化を推進している。

- ①理工学部・理工学研究科における留学生の受け入れ状況（2005年度前期在籍者）は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」および「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②外国人留学生は学部7名のみであり、研究科には在籍者はいない。
- ③理工学部・理工学研究科では、従来の留学制度のもとでは交換留学や私費留学に挑戦しようとする学生はかなり少ない。実験や演習に多くの時間を必要とし、また進級制度を持つ学部生や、研究に集中しなければならない院生にとって、海外留学は現実的な選択肢ではなかった可能性がある。しかし、今後、理工学の教育・研究指導課程における国際化の推進は重要となるので、学部・研究科の特性に合わせた取り組みを始めたところである。
- ④以下に記述するように、朝鮮大学校*工学部とは、以前から実質的な研究室レベルでの学生の研究交流が根付いており、今後の発展が期待される。また、カリフォルニア大学デイビス校とは、授業科目の単位互換のみならず、実質的な研究指導の継続性を維持した研究交流システムの確立に向けての取り組みを開始した。

1) 朝鮮大学校との交流

- ①2005年に締結された、韓国の朝鮮大学校との一般協定に基づき、理工学部では機械システム工学科を中心に同校工学部航空宇宙工学科との研究交流を開始した。具体的な院生の交換協定までには至っていないが、短期的な交流は始まっている。
- ②2005年には、同校との交流のもとで、韓国の新しい大学教育改革事業である“新大学地域革新”プロジェクト（“NURI”：New University for Regional Innovation Project）の財政支援による、教員・学生の海外研修事業による交流に参加し、さらに今後も学生・大学院生の教育研究交流を中心に関係を深めていく予定である。

2) カリフォルニア大学デイビス校との交流

2003年にはカリフォルニア大学デイビス校工学部との間に大学院生交換プログラムのための協定が締結された。これに基づいて、2004年度は4名（修士課程2名、博士後期課程2名）の院生を派遣した。研究科レベルでのこのような交流は初めての試みであり、今後とも、継続できるよう努めたい。単位認定の方法等については、「第7章-5 理工学研究科の教育内容・方法等 第3節 単位互換・単位認定」に詳述のとおりである。

2. 今後の課題と改善方策

前述の取り組みを発展させていく。

*朝鮮大学校：1945年に創立、韓国南西部（光州市）の総合私立大学で光州夜間大学院として開校、1953年総合大学昇格とともに、朝鮮大学校に改称、同年大学院修士課程、1957年大学院博士課程を設置し、現在に至る。

第12節 社会学部・社会学研究科

【国内外における教育研究交流（学部）】【国内外における教育・研究交流（大学院）】
B群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性…（表11）

1. 学部・研究科における国際化の推進状況と評価

社会学部・社会学研究科は、第1節～第5節に述べられている全学的な取り組みに加わることに伴って、国際化を推進している。

- ①社会学部・社会学研究科における留学生の受け入れ状況（2005年度前期在籍者）は、「**大学基礎データ表16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」および「**大学基礎データ表18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②外国人留学生は、学部5名、研究科には在籍者はいない。海外に出向く学生（派遣留学生）もほとんどいない。現場主義の教育理念を基に実習講義がある社会学部や研究科の教育研究の特性等からして、海外へ出向いて学修・研究を進めることに、余り関心が向かなかったと推量される。
- ③しかし、短期的に海外に出向いて学修・調査研究を志す学生や院生はおり、そのための支援措置は講じている。
 - イ）社会学部学会の「学生研究活動補助」制度：これは大学休暇期間を利用しての学生の学修・調査研究活動に対して、交通費や宿泊費の補助金を交付するものである（上限5万円、3万円の2種類がある）。
 - ロ）2004年度は夏期休暇を利用して、タイに2名、ヨーロッパに1名の学生が見学や実態調査に訪れており、学生の海外学修に貢献している。
- ④留学生が大学院で研究成果をあげるためには、本人の能力や意欲はもとより、指導教授の綿密な指導および科目担当その他の教員・院生の協力体制が不可欠である。特に日本語能力の向上が極めて重要である。本研究科では、修士論文の提出要件として、外国語試験の合格認定は、英語・仏語・独語の文献研究の単位修得をもって代えることができるが、2005年度より、留学生については、研究科委員会が認めた場合、上記3カ国語文献研究の他に「和書文献研究（4単位）」をもって代えることもできるようにした。

2. 今後の課題と改善方策

- ①留学生の受け入れに関しては、社会学部の留学生数はかなり少ない。その原因を分析するとともに、学部の魅力をアピールして留学生を受け入れる方向性を検討したい。「学部日本語補習授業の実施」等、留学生のサポート体制についても検討していきたい。
- ②社会学研究科は、海外の研究動向への関心と語学力の向上、指導協力体制や英語で行う授業など、院生および研究者の国際交流に向けて、検討を進める必要がある。

第13節 国際文化学部・国際文化学研究科

【国内外における教育研究交流（学部）】【国内外における教育・研究交流（大学院）】
B群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性…（表11）

1. 学部・研究科における国際化の推進状況と評価

1) 派遣留学および外国人留学生の受け入れの状況

国際文化学部・国際文化学研究科は、第1節～第5節に述べられている全学的な取り組みに加わることに伴って、国際化を推進している。

- ①国際文化学部・国際文化学研究科における留学生の受け入れ状況（2005年度前期在籍者）は、「**大学基礎データ表 16 学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数**」および「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②外国人留学生は、学部 194 名（在籍者総数の 10.2%を占める）、研究科 19 名（修士課程 14 名、博士後期課程 5 名）が在籍（在籍者総数の 34%を占める）している。外国人留学生が多いことは、国際文化学部と国際文化学研究科の教育研究活動の活性化に貢献している。
- ③海外に出向く学生は、国際文化学部の教育課程の特性からしてかなり多く、本学の国際化の推進に大きな貢献をしている。

2) Japanese and Asian Studies Program (JAS プログラム)

(1) JAS プログラムの目的等

- ①現在、グローバリゼーションが進展する一方で文化的多様性の維持が求められている。特に仏教を中心とするアジアの文化、価値観が世界的に求められており、親鸞聖人の教えを建学の精神とする本学はこのようなアジアの文化、価値観を世界に広める使命を帯びているといえる。
- ②本学ではこれまでも広く留学生を受け入れてきたが、基本的に日本語による授業が中心であったために受け入れに大きな制約があった。国際文化学部においても留学生に対する授業は日本語が中心であったために留学生の国籍に大きな偏りがでている。
- ③本学部には、英語およびバイリンガル（英語・日本語）で授業ができる教員が多い。このことを活用して、英語およびバイリンガル（英語・日本語）による日本、アジアの宗教、政治経済、社会、伝統芸能、文学等の講義を行い、欧米、アジア、オセアニア、中東、アフリカ等からの留学生を集め、本学部や本学の国際化の推進に貢献したい。
- ④運営にあたっては、プロフェッショナル英語コース（PEC）と JAS プログラムの有機的な連携をはかる。
- ⑤当面、20～30 名程度の留学生の受け入れを考える。

(2) プログラムの概要

- ①修了期間：半年（1 セメスター）
- ②修了単位：16 単位（1 セメスター）
- ③開設科目および履修方法
 - ＊仏教入門（2 単位）
 - ＊演習（4 単位）

 - 東西世界の今日の課題
 - 比較ビジネス・プラクティス
 - 日本とアジアにおけるツーリズム
 - 比較国際政治・外交
 - インターカルチュラルコミュニケーション

△日本とアジアの現代宗教
△日本とアジアの経済
△日本とアジアの農業
△日本の人権問題
△日本とアジアの環境問題
△日本の文学
△日本の伝統芸能
△俳句

※日本語の基礎

その他、学部が認める科目

＜履修方法＞

＊印の科目は JAS 生の必修科目、○印の科目については PEC と JAS との合併開講科目

△印の科目については国際文化学部と JAS との合併開講科目

※日本語の基礎については初級の日本語を学びたい JAS 生のみを対象とする科目

（３）履修の実態等

- ①このプログラムを受講している学生の実数は、2004 年度 5 名、2005 年度 4 名であり、当初の予定よりかなり少ない。また、このプログラムを学修している学生は、現在のところ交換協定校から受け入れた留学生がほとんどであるのが現状である。
- ②この JAS プログラムを、より充実した魅力あるものにしていくために、カリキュラムの配置などコースデザインを検討しながら、併せて募集方法などにも方策を講じていく必要がある。
- ③学生間の交流のうち、留学生と PEC 生との交流は盛んなようであるが、それ以外の日本人学生との交流は不十分である。他学部と比較して外国人留学生が多い利点が、うまく活用されていない現状もある。

2. 今後の課題と改善方策

①JAS プログラムについて

- イ) 募集に関しては、JAS 修了生に、情報提供・広報活動に参画してもらうことを検討していきたい。
- ロ) カリキュラムやデザインに関しては、学生の意見や感想を聴きながら改善・充実をはかりたい。
- ハ) 授業について、英語力（英語圏以外からの学生の方が多い）・日本語力のレベル差の問題がある。一定の工夫は行っているが、チューターの有効活用を検討している。それによって、さまざまな語学レベルの留学生に対して、より効果的に対応できるようにしたい。

- ②学生間の交流については、学生の主体的な取り組みに任せられているのが実情である。今後は、効果的な取り組み方法を検討したい。

第5章－10 教育改善への組織的取り組み

第1節 理念・目標（全学）

大学や学部教育目標を実現するためには、その目標に沿った教育内容と教育方法の不断の改善努力が強く求められている。特に、学生に対して直接教育の任にあたる教員が、自らの教授能力を向上させ、学生の学修意欲を喚起するような授業を展開していくことが重要である。

そのためには、教員の個人的な努力だけに依拠するのではなく、教育改善に向けた、大学としての組織的・継続的な取り組みを展開し、教育の質を確保・向上させていくことが必要である。このような理念を実現するために、本学は次のような目標を掲げ、教育の質的充実をはかっていく。

- ①教育改善活動を全学的に促進するために、その中核となる「大学教育開発センター」を設置する。
- ②教員の教育指導方法の改善、学生の学修の活性化等に向けたFD活動のプロジェクトをセンターに設置し、その活動を通じて、教育改善活動の全学的普及をめざす。
- ③センターの活動を普及し、各学部におけるFD活動を促進させる。

第2節 大学教育開発センターの取り組み（全学）

【教育改善への組織的な取り組み】

A 群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A 群・学生による授業評価の活用状況

B 群・FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

前述した目標を実現するために、2001 年 4 月に「大学教育開発センター」を設置した。本センターは、本学の教育活動の質の向上・発展に寄与するために、次のようなプロジェクトを設置して、多様な活動を行っている。

＜プロジェクトの種類＞

- ①FD・教材等研究開発検討プロジェクト
- ②教育活動評価支援プロジェクト
- ③教材開発支援プロジェクト
- ④交流研修・教育活動研究開発プロジェクト

＜その他の活動＞

情報収集・広報

1. FD・教材等研究開発検討プロジェクトの現状と評価

1) 自己応募プロジェクト・指定プロジェクト

教育改善を具体的に推進する一環として、自己応募プロジェクトと指定プロジェクトが活動している。

- ①自己応募プロジェクト：研究代表者が、学内の個人またはグループに対し、教育全般、授業、教材等の研究開発を奨励し、その結果を公開することを目的とするプロジェクトである。
- ②指定プロジェクト：大学にとって必要な教育開発の研究を行い、より教育効果の高い教育を実践するための基盤づくりを進めることを目的とし、本センターが指定するテーマについて研究開発を行うプロジェクトである。

(1) 自己応募プロジェクト

- ①過去 5 年間(2001～2005 年度)の自己応募プロジェクトの採択状況の推移は、次のとおりである（短期大学部を含む）。

年 度		2001	2002	2003	2004	2005	合計
PJ 採択件数		12 件	9 件	10 件	12 件	14 件	57 件
教員区分・所属	文学部	4	4	6	6	2	22
	経済学部	6	4	7	4	3	24
	経営学部	4	4	4	4	0	16
	法学部	16	4	1	2	1	24
	理工学部	5	5	4	12	7	33
	社会学部	0	0	0	0	1	1
	国際文化学部	0	1	0	0	0	1
	短期大学部	6	6	8	4	8	32
	非常勤	3	4	4	1	2	14
他大学、他機関		4	3	2	2	0	11
年度別教員数合計		48	35	36	35	24	178

- ②2003年度・2004年度のプロジェクトの具体的な内容は、「FD・教材等研究開発報告書第6号」、「FD・教材等研究開発報告書第7号」にまとめられている。
- ③このプロジェクト事業により、新しい教授法の開発や授業で使用する教材作成等が行われた事例もあり、漸次、授業改善に役立てられている。

イ) 2003年度に取り組まれた「心理学の研究方法及び臨床心理実習に関する教材作成」では、自主教材となる「心理学の研究論文の基本的な書き方」が作成され、また、臨床心理実習に関して、遊戯療法、カウンセリング、箱庭療法の実際場面を視覚教材として作成し、授業で活用している（「FD・教材等研究開発報告書第6号」＜1～7頁＞を参照）。

ロ)「留学生別科FDの一環としてのパワーポイントを用いた教材作成について」では、日本語教育で重要な役割を果たす視覚教材を、コンピュータを利用して作成し、授業で活用している。なお、本テーマは、2004年度にも継続し、教科書『みんなの日本語初級Ⅰ』と『みんなの日本語初級Ⅱ』の内容をパワーポイント教材として作成し、改良を加えながら授業内容の標準化を試みている（「FD・教材等研究開発報告書第6号」＜105～114頁＞、「FD・教材等研究開発報告書第7号」＜111～118頁＞を参照）。

ハ) 2004年度に取り組まれた「携帯電話コンピューティングを応用した教材の開発」では、携帯電話で作動する学修用プログラムと携帯電話上のプログラミング教材を開発し、実際に活用を試みている。それらは今後の可能性と課題とを成果として示されている（「FD・教材等研究開発報告書第7号」＜119～130頁＞を参照）。

（２）指定プロジェクト

- ①指定プロジェクトの採択状況の推移は、次のとおりである（短期大学部を含む）。

年 度		2004	2005	合計
PJ 採択件数		3 件	4 件	7 件
教員 区分・ 所属	文学部	4	9	13
	経済学部	2	0	2
	経営学部	1	2	3
	法学部	1	2	3
	理工学部	2	10	12
	社会学部	1	1	2
	国際文化学部	2	2	4
	短期大学部	1	6	7
年度別教員数合計		14	32	46

- ②2004年度は、テーマを「教育評価」、「成績評価」、「導入教育」の分野として実施した。「教育評価」は、教育に活かせる授業評価の方法（設問項目等）の開発を行った。「成績評価」は、本学各学部で行われている成績評価の方法に関わるデータを収集・分析した。「導入教育」は、京都学舎1年次生からサンプリングした学生の作文から、日本語能力の程度を分析した。

- ③2004年度の具体的なプロジェクトの具体的な内容は、「FD・教材等研究開発報告書第7号」にまとめられている。テーマ「教育評価」で取り組まれた「学生による授業評価」項目の研究成果は、2005年度の「学生による授業評価調査（授業アンケート）」に活かされ、基本項目とクエスチョン・バンクから質問項目を選択し設定する方法を併用した調査票を作成し実施している。

以上（１）、（２）のプロジェクトの活動により、学部の枠を超えて、グループや個人で教育に関する新たな取り組みを試みようとする教員が増えてきた。特に、本プロジェクトに取り

組んだ教員からは、成果物も貴重だが取り組み過程を通して教育改善や授業改善に対する意識の高まりがあったとの報告もある。結果として、FD 事業への参加者も年々わずかながら新しいメンバーが加わり、FD 事業に関わる教員の層が厚みを増す傾向にある。

2) 今後の課題と改善方策

- ①本プロジェクトの成果が政策に反映される仕組みが必要である。現在の大学教育開発センターは、改革のための研究成果を生み出す支援はできる。しかし、その成果を教育に活かす組織的な道筋が不明確である。現段階では、プロジェクトや FD サロンに参加した教員の熱意によって、各部局へ反映させている状況である。教育改革を進める上での大学教育開発センターの位置づけの明確化をはかりたい。
- ②現状で可能な改善方策としては、大学教育開発センターで、研究者自身の成果がどの部局や委員会に影響するかを判断し、その部局や委員会に対し情報提供などの働きかけを積極的に行っていくことが必要である。

2. 教育活動評価支援プロジェクトの現状と評価

1) 学生による授業評価の全学的実施

本学は、全学が統一して、学生による授業評価を行うことを確認している。2001 年度からは、本センターが中心となって進めている。

- ①1995 年度から「授業アンケート」として実施してきた（ただし、2001～2002 年度は実施していない）。当初は実施率も悪かったが、2003 年度からは、実施率が 80% 近くまで上がった。2004 年度においては「授業アンケート」から「学生による授業評価調査（授業アンケート）」に名称を変更して行い、その実施率は 89.7% まで向上した。
- ②学修に対する意識・実態アンケートの実施：正規学生（2003 年度後期在学）に対して、学内の教育環境、大学への要望、学生の学修に対する考えを問うたものであり、その集計結果を学内に公開している。また、自由記述で示された授業中の私語への苦情、授業方法等への要望など学生から提起された意見等については、各学部配布し、学部の教育改善に反映できるようにした。
- ③学生による授業評価の全学に関する集計結果については、ホームページにて公表（学内のみ）している。
- ④前述の集計とその結果の分析は、冊子にして全学に配布している。「調査報告書 2003・2004 年度 学生による授業評価調査（授業アンケート） 2003 年度 学習に対する意識・実態アンケート」にまとめられている。
- ⑤個々の授業科目の集計結果は、それぞれの担当者に直接渡し、各自の授業改善の参考にしてもらっている（未公表）。また、集約結果を参考にして、シラバスの記載項目の改善等に役立てている。

以上のような方法で、学生による授業評価を実施しており、改善への努力を継続的に行っている点は評価されよう。今後は、各授業科目の目標の到達度を測るための評価項目を想定し、それを学生に評価してもらう等、改善に役立つ授業評価の方法をさらに検討する必要がある。そのために、現在、次のような取り組みを進めている。

- ①2005 年度からは、全学共通の質問項目とは別に、個別の授業科目の特性を考慮した質問項目を「クエスチョン・バンク」に蓄積している。
- ②今後は、このクエスチョン・バンクを充実させて、各教員が担当する授業科目に合った質問項目を設定できるよう支援していきたい。このことにより、より具体的な改善課題が把握され、授業改善に繋がることを期待している。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ① アンケート調査結果を授業改善のためにどのように利用するかは、その担当者の裁量に委ねられており、個人的努力の域を出ず組織的な評価の対象とはなっていない。授業内容・方法およびシラバスの改善等について、学生にも具体的にわかるよう努力すべきであり、こうした改善努力をしている教員の授業実践を組織的に集約・蓄積していくことが求められよう。
- ② 授業改善は、単なる経験交流だけでなく、様々な経験を通して理論的な検討がなければ本格的に進まない。今後は、個人的あるいは各学部等の単位だけでなく、学内に FD 活動の調査・研究機関のような恒常的な組織を設置するなど、教育方法等の改善を意識的に実施していく体制を作っていく必要がある。
- ③ 授業アンケートについては、授業改善の主体である教員が、その意義を認識する必要がある。こうした調査は、個々の教員の勤務評定に繋がるとの危惧等から、個別の授業科目の結果については集計・分析結果が公表されていない。この取り扱いや公表方法については今後の課題であろう。
- ④ アンケートをはじめ、学生の学業成績に関する統計は、できるだけ全学的に統一した統計項目を設け、継続的に蓄積の上、比較分析することが有効である。このため学内に統計制度を設けることも検討したい。
- ⑤ 大量のデータを効率的に集約するためにシステム（自己点検・評価システム）の構築を目指す。

（2）その改善状況

- ① 大学教育開発センター設置後は、学生の授業アンケート（学生による授業評価）も全学的に取り組み、その集計結果を学内専用のイントラネットで公表しており、学生も含めて全構成員がそれを知ることができるようになった。また、シラバス記載事項の全学的標準化、教育改善のためのプロジェクトの設置や FD サロンの開催等、授業改善の取り組みを全学的に蓄積・普及していく活動にも取り組んでいる。
- ② 大学教育開発センターの設置によって、教育方法等の改善を恒常的・意識的に実施していく体制が整備された。
- ③ 「授業アンケート」については、個々の教員の理解は一定深まりつつある。2004 年度の学生による授業評価の実施対象科目 2,032 科目のうち 1,823 科目まで実施することができ、実施率は 89.7%である。「授業アンケート」の結果は、学部単位、科目群単位で公表している。学生に対しては、学内イントラネットで公表している。個々の授業科目の結果については、その担当者（教員）には通知しているが、それ以上は行っていない。
- ④ 教育改善と連動した学生の履修実態等を調査・分析するための「指定統計制度」の確立が提唱されていたが、それができていない。なお、全学大学評価会議（2005 年度）で「大学評価データベース（仮称）」の構築の方向が確認されているので、来年度から、この構築作業と連動しながら「指定統計制度」についても検討を始める。

3) 今後の課題と改善方策

- ① 学生による授業評価を授業改善に役立つものとするためには、全学一律の評価項目に加えて、各授業科目の特性を踏まえた設問により、学生の意見等を把握することも必要である。この点については、前述のクエスチョン・バンクを活用しながら、本センターで検討を進めていきたい。
- ② 個別の授業科目の調査結果は公表されていない。その公表については、教員の間で教員評価と結びつけること等を危惧する声もあるので、学生へのフィードバックの方法等を含めて慎重に検討していく。
- ③ 本学の教育に対する学外者（卒業生も含む）による評価は、経済学部と理工学部の 2 学部で行われたが、他の学部では行われていない。今後、全学部で実施する方向で検討す

る。

3. 教材開発支援プロジェクトの現状と評価

1) マークリーダー、自動採点・成績管理ソフトの利用促進

2002 年度に取り組まれた「マークセンス方式による一分間ペーパー (minute paper) の開発」の成果としてのシステムを管理運用している。受講者数の多い授業科目で定期試験や小テストを頻繁に行う場合、独自のアンケート等を行う場合などの支援ツールとして役立っている。特にマークカードを利用するので、試験の採点が素早くでき、省力化に寄与することで教育改善の役割を果たしている。

2) 教材の開発作成の支援内容・方法についての検討

現在、コンピュータを利用した視聴覚教材の作成支援は、情報メディアセンターで行っている。しかし、単に作業支援ばかりでなく、教育的効果を研究しながらさらにはどのような支援体制が必要かを情報メディアセンターと協力しながら検討を始めた。

3) 今後の課題と改善方策

IT 関係における FD 活動は、情報メディアセンター抜きでは考えられず、協力体制は欠かせない。具体的にサポートできる体制と教育的効果を推しはかりながら支援体制を確立する必要がある。そのためには、大学教育開発センターとの組織的な位置づけ、両センターの委員会の関係、両センターの場所等について改善すべきである。

4. 交流研修・教育活動研究開発プロジェクトの現状と評価

教育活動の改善を促進するために、次のような教員間相互の交流や研修を行っている。

- ①FD サロン
- ②公開授業と講評会
- ③コンピュータ(パソコン) 講習会
- ④FD フォーラム
- ⑤新任者就任時研修会

1) F D サロンの開催等

- ①2002 年度から、授業の工夫のみならず、広く教育についても話題提供者を募り、「FD サロン」として研修交流を行っている。2004 年度の事例は次のとおりである。毎年 10 回程度開催されている。

【2004 年度サロンの実績】

回	月日	テーマ
1	5.27	FD を考えるー大学教育改革への私見ー
2	6.17	管理教育の現状とその対処
3	7. 6	導入教育の模索
4	7.15	教養教育のあり方についての私見ー科学史教育の経験から感じたことー
5	9.30	個性ある学生を育てるには(数学の教育を通してみた)
6	10.15	コンピュータを使用した新しい学習法
7	10.28	社会福祉施設実習から福祉体験活動へ
8	11.16	必要な道具をうまく使いこなすために
9	11.26	マスプロ講義における教員と学生のコミュニケーションー刑事法入門の実践例
10	12.10	環境ソリューション工学科のカリキュラムー野外における実習の進め方ー
11	12.16	アナログ文学部 FD 一直線

- ②この FD サロンの結果については、冊子（Report from the FD salon）にまとめられ学内に配布し、FD 活動の普及に努めている。
- ③2002 年度からの FD サロン参加状況（延べ数）は、次のとおりである（短期大学部を含む）。

（単位：人）

年 度		2002	2003	2004	合計
開催回数		5 回	10 回	11 回	26 回
参加者の区分・所属	文学部	8	12	12	32
	経済学部	2	6	13	21
	経営学部	7	17	20	44
	法学部	3	13	36	52
	理工学部	9	10	8	27
	社会学部	2	8	4	14
	国際文化学部	2	1	2	5
	短期大学部	6	16	7	29
	非常勤	1	8	4	13
	事務職員	24	38	35	97
	学外関係者	0	5	0	5
	参加者合計	64	134	141	339

- ④瀬田学舎の 3 学部（理工学部・社会学部・国際文化学部）の参加者が少ないが、それは、FD サロンが深草学舎で開催されていることによるものと推察されるので、今後は、開催場所についても検討が必要である。
- ⑤参加者は多いとはいえない。授業改善の必要性を一般的に認める教員は多いが、具体的な課題として自己の授業改善に取り組んでいる教員は増えつつあるものの、まだ全学的な広まりとして結実はしていない。
- ⑥FD サロンでは、授業改善に意欲的に取り組んでいる教員の実践例が多く報告されるため、参加者にとっては有益であるといえよう。このような学部を超えた経験交流の場を設けたことは、改善例を全学に普及するうえで有効である。
- ⑦2005 年度の FD サロンは年間テーマを「21 世紀の大学とは何か」と定めて、大学教育の本質に関する議論を中心に展開している。このような議論の場があることは非常に有益である。

2) 公開授業と講評会

- ①公開授業は、教員同士が授業を公開し、その方法や工夫を互いに研究し合うことを目的としている。センターとしての取り組みは始まったばかりである（第 1 回は瀬田学舎において実施／2004 年 12 月）。公開授業終了後、約 1 時間のフリーディスカッションを行った。参加者にとって自分の授業を見直し、工夫・改善をはかっていくうえで、良い機会となった。このことは、「大学教育開発センター通信（第 8 号）」にまとめられている。
- ②文学部では、「文学部 FD 委員会」の主催で、独自に公開授業を行っている。

3) コンピュータ(パソコン) 講習会

- ①教員のパソコンスキルの向上を目的とし、概ね年2回(9月・2月)講習会を開催している。基本操作、Excel®、Word®、Power Point®、Web ページ作成等の講座を設定している。専任・非常勤を問わず参加できる。

【コンピュータ(パソコン) 講習会参加状況(延べ数)】

(単位:人)

年 度		2002		2003		2004	合計
開催月		1 回目	2 回目	1 回目	2 回目	1 回のみ	
参加者の区分・所属	文学部	4	3	4	7	14	32
	経済学部	2	10	0	3	4	19
	経営学部	4	4	7	8	9	32
	法学部	1	8	7	1	10	27
	理工学部	2	4	1	1	5	13
	社会学部	4	2	0	0	7	13
	国際文化学部	0	1	0	0	2	3
	短期大学部	1	2	6	1	3	13
	非常勤	0	24	33	93	32	182
参加者合計		18	58	58	114	86	334

- ②非常勤教員の参加者が圧倒的に多い。参加者は増加傾向にあり、教員の教育研究活動の支援として役立っている。

4) FDフォーラム

基調講演とシンポジウムを基本としたFDフォーラムを、2005年12月に開催する。全体テーマは、「21世紀に対応できる大学教育の創造」とし、シンポジウムテーマは、「学士課程教育(undergraduate education)の創造」としている。毎年継続して実施していきたい。

5) 新任者就任時研修会

- ①2004年度から全学で統一して実施するようになった。2005年度は2日間にわたり、本学の建学の精神、人権問題、セクシュアルハラスメント問題、研究政策、教学政策について説明し、また、教学部説明、研究部説明、学術情報センター説明、センターの運営委員との懇談会等を行った。
- ②本学で働く上で必要な情報や知識を得る良い機会となっている。

以上 1)～5) のとおり多様な交流・研修活動を行い、教員の教育改善の意欲を引き出し、優れた経験等を学内に普及するうえで、一定の効果があがりつつある。特に、FDサロンについては、参加者は少ないが、それを継続的に行うことによって、学部の枠を超えた交流が始まったことは成果の1つであるといえる。またコンピュータ(パソコン)は、教員が教育研究を進めるうえでの必須のツールであり、その活用力の向上をめざした講習会の開催は、教員のニーズに合致した取り組みであり、好評を得ている。特に、講習を受ける機会が少ない非常勤講師に対しては、スキルアップをはかる良い機会を提供しているといえる。

6) 今後の課題と改善方策

- ①FDサロンの参加者数が増えていない。センターの発足段階では、関心のある教員のみが集まる傾向は避けられないが、現状のままでは参加者が固定するリスクがある。個々の教授会でもFD活動を進め、FDについての関心をさらに高めていく必要がある。
- ②公開授業についても、学部独自方式を含め、今後とも普及していきたい。

5. 情報収集・広報活動の現状と評価

1) 情報収集等

- ①大学の教育課程・教育方法に関する文献等を収集し、閲覧、貸し出し等を行い、教育改善策の検討に役立てている。
- ②FDに関して、特色ある取り組みを行っている大学へ訪問し、直接聞き取り調査を行っている。

2) 広報活動等

- ①前述の諸活動を「FD・教材等研究開発報告書」、「大学教育開発センター通信」、等を発行し、改善事例の普及と情報の共有化をはかっている。現在、それぞれ第7号および第10号まで発行し、全学に配布している。また、研修会などの案内は、「大学教育開発センターNews」で随時行っている。
- ②大学教育開発センターWeb ページ*の充実をはかっている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①センターの活動やFD活動を進めている教員のニーズに応えるために、他大学の改善事例等を含めた体系的・系統的な資料収集を行っていく。
- ②広報については、啓蒙と経験の普及を兼ねて系統的に行っていく。

6. 大学教育開発センター設置の効果

1) センター設置の効果等

- ①全体としてFD活動への参加者が飛躍的に増えたという段階には至らず、成果は初歩的なレベルにある。とはいえ、本学におけるFD活動は啓蒙段階から徐々に経験交流・普及、具体的な実践の段階に入りつつある。本センターを設置したことは、教育内容の充実、教員の教育指導方法の改善等を促す上で適切な措置であった。
- ②教育改善は、教員個々人の努力に依拠する形では、十分な進捗をみなかった。本センターを設けて以降、新しい教授法の開発や授業で使用する教材開発などが以前より活発に行われるようになった。また、部分的ではあるが、漸次その経験を全学に広める活動も展開できるようになった。

2) 今後の課題と改善方策

- ①センターの最大の課題は、いかにしてセンターの活動を実際の教育改善へと繋げていくかということである。今後は、諸活動の成果を踏まえ、改善課題を積極的に提起していきたい。
- ②教育改革の中核を担うセンターであるが、学内で期待されている内容や果たすべき役割が、開設当時から全学で共有されていない。本学の大学教育開発センターに期待されている役割は何なのかを明確にし、その役割が果たせるように、人員配置や組織的な位置づけも含め再検討する時期に来ている。

*大学教育開発センターWeb ページ : <http://www.ryukoku.ac.jp/fd/>

第3節 シラバスの作成（全学）

【教育改善への組織的な取り組み】

A 群・シラバスの作成と活用状況

1. シラバス作成の全学的基準

1) 作成基準の設定

- ①シラバスが履修登録時の授業科目の選択、授業内容の理解と事前の準備等に役立つよう、次のような記載内容の全学的な基準を設け、学部や教員間によって大きな差異が生じないように配慮している。

＜シラバスに記載する内容＞

- イ) 講義概要
- ロ) 授業計画・概要
- ハ) 進め方
- ニ) 系統的履修科目
- ホ) 成績評価方法
- ヘ) テキスト
- ト) 担当者からの一言
- チ) 参考文献

- ②この基準を定めたことによって、シラバスの記載内容は全学的に標準化されつつ、各学部の独自性も発揮されるようになり改善が進んだ。
- ③シラバスのフォームや記載する項目等は、学生に分かり易く提示することを心がけて編集している。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①一部ではあるが、シラバスと実際の授業内容が懸け離れているという不満が学生から提起されている。担当者からは、講義計画を細かく示すとかえってそれに拘束され、充実した講義を作りあげていくのに妨げになるという批判がある。シラバス原稿作成に際しては一定の項目は指定されるが、その記入内容は担当教員にすべて任されており、記載内容に関する調整が必要であろう。
- ②シラバスには、教員間で相互の授業内容を確認し、関連等を意識しつつ授業展開ができることなどのメリットもある。この点は、教員の個人的レベルにとどめず、教員集団としても発展的に活かしていくような取り組みが今後必要であろう。その際、教員とは別の視点で学生と接している事務職員からの情報も、何らかの方法で参考にすることが考えられてもよい。

（2）その改善状況

- ①シラバスと実際の授業内容が懸け離れているという不満は起きていない。前述の記載事項の標準化の成果があがっている。記載内容の改善にも努めたため、学生にとって一層利用しやすく、分かり易いシラバスになりつつあるといえる。
- ②シラバスの体裁や記載事項の改善については、教員との密接な連携のもとに事務職員も積極的に関わった。

2. 今後の課題と改善方策

- ①記載内容の基準を設けたことにより、シラバスが漸次充実してきた。さらなる充実に向けて、大学教育開発センターの諸活動の成果や「学生による授業評価調査（授業アンケート）」等を活用しながら引き続き組織的に取り組んでいく。
- ②2005年度から新たな成績評価の方法を導入したことにより、学生にとってより分かり易い成績評価方法の記述が求められるようになった。成績評価の方法については、引き続き改善に努めていく。
- ③シラバスの記載内容が、教員の水準からの一方的情報提供に終わっている感も否めないところである。専門的知識を持たない学生が履修すべき授業科目を選択するという実態に即して、理解しやすい表現や内容の説明が求められている。この点はさらに改善の努力が必要である。
- ④シラバスの電子化・インターネット公開については現在検討中である。

第4節 文学部

【教育改善への組織的な取り組み】

A 群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A 群・シラバスの作成と活用状況

A 群・学生による授業評価の活用状況

B 群・FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

1. 学修の活性化の促進措置等の現状と評価

1) ゼミナールを通した学修への動機付け

文学部は、1 年次から 4 年次までゼミナール（「基礎演習」・「演習」）を中心とした少人数制教育が行われているが、この少人数制教育は、学生の学修への動機付けを重視し、その活性化を促進する教育課程としての意義を持っている。

- ①「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」（1・2 年次）：ここでは、勉強の仕方から辞書・参考図書の扱い方、レジュメの書き方等、各学科専攻の学修を進めていく上で必要な基礎的な知識を教えている。各教員（クラス担任）は学生との緊密なコミュニケーションを心がけており、これが学生の学修の活性化に役立っている。この演習時には、各教科の入門に必要な基礎知識や参考図書・情報等をまとめた冊子『文学部入門ガイド』が活用されている。
- ②「演習Ⅰ・Ⅱ」（3・4 年次）：学生の関心に基づいた学修テーマをめぐって、学生の発表を中心に授業を進めている。学生同士の討論、教員からの問題提起と指導等により、学生は自己のテーマをより広い視点から検討することができるため、問題意識の向上、次の学修課題の発見等につながり、学生の学修意欲を促進する効果もある。
- ③そうした意欲をより具体的な資料収集や発表要旨作成に導く上で、各学科専攻に設置されている「合同研究室」は実質的なサポートを提供する場所になっている。学生の意欲と教員等の各様の学修支援とが相俟って、そこでの成果は卒業論文として集約される。

2) 文学部内の各学会による学生支援

文学部内の学科・専攻ごとの学内学会は、主に春秋二季に実施され、各学会の運営状況や研究例会(研究学習会)の紹介報告の他、学生・大学院生自身の研究報告が実施され、研究成果発表の場所として活用されている。この他、国内外の著名学者を招いての各種の講演や研究発表会が不定期に開催されており、学生・大学院生等の研究学修活動に対する励みとなっている。

3) 文学部 F D 活動推進委員会の取り組み

文学部においては、2001 年より「文学部 F D 活動推進委員会」（専任教員 12 名で構成）が設置され、継続的に、公開授業等の取り組みを行っている。さらに、全学的には大学教育開発センター主催の F D 活動が活発に行われており、それはそのまま学部の F D 活動の取り組みにも反映して、一定程度以上の効果をみせている。これにともない、F D 活動の重要性を教員が自覚しつつある。

（1）教員相互の授業参観

文学部では、ほぼ定期的に「公開授業」を実施しており、教員同士の授業参観を行い、教育方法の向上に努めている。特に、2003 年度からは各学科・専攻の持ち回りで順番に実施しており、一層活発化している。これまでの実績は、次のとおりである。

年	月	担当学科・専攻	授業科目
2001	12	FD活動推進委員会(史学科東洋史学専攻)	民俗学(アジア)
2003	4	真宗学科	真宗学概論 A
	5	仏教学科	仏教文献情報学 I
	10	哲学科哲学専攻	宗教学概論
	10	哲学科教育学専攻	教育学特殊講義(E)
	11	史学科国史学専攻	国史概説 I
	12	史学科東洋史学専攻	東洋史概説 II
2004	10	史学科仏教史学専攻	中国仏教史
	11	日本語日本文学科	情報出版学講読(B)
	12	英語英米文学科	英語学演習 I

(2) 『スタディーガイド』と『文学部入門ガイド』の作成

①『スタディーガイド』(文庫版)は、教員が執筆したエッセーを編集したもので、大学での学修に資する内容を多く盛り込んだ読み物で、学内外で好評を博している。すでに下記の4冊を刊行済。いずれも携帯しやすい文庫本サイズで作成し、年次に応じて配布している。

イ)『分けると、分かる』(2001年)

ロ)『学問と私ー龍谷大学文学部スタディーガイドー』(2002年)

ハ)『卒業論文と私』(2003年)

ニ)『文学部を巣立つ人々に』(2005年発行予定)

②『文学部入門ガイド』は学科・専攻ごとに編集しており、各教科への基礎入門を念頭において執筆された一種のガイドブックとなっている。そのため、参考図書やWebサイトの説明等、それぞれの学科・専攻と密接に関連する具体的な内容を多く取り込んでおり、ほぼ毎年改訂版を作成し、主に導入教育の教材として活用している。

以上1)～3)のような諸活動をみるならば、導入教育を中心として継続的な教育改善の取り組みが組織的になされていると評価できる。また、学生の学修の活性化を促進するためにいくつかの措置がとられており、いずれも有効に機能しているといえる。

当然ながら、教員同士の授業の公開についてはさらに促進し、相互の啓発に役立てていくことが重要である。

4) 今後の課題と改善方策

- ①文学部 FD 活動推進委員会や大学教育開発センターの取り組みによって、教育方法の改善に対する関心は確実に高まりつつあり、毎年、センターのプロジェクトに応募している。今後とも積極的に応募していく。
- ②公開授業はすでに10回を超え、すべての学科と専攻で実施し終えた。今後は、公開授業をさらに増やし、多くの教員がより積極的に参加するよう働きかけていく。公開授業の継続的な実施をととして、教材の改良やIT機器の多面的な利用等、試行や工夫を重ねながら授業の改善を進めていきたい。
- ③『スタディーガイド』はすでに4冊刊行したが、今後も時代の求める内容を模索しながら、学生にとって緊要な話題を適宜提供するよう努力する。
- ④『文学部入門ガイド』は、もともと大学入学後に必要となる専門知識を学生に効率良く吸収させるためのガイドブックであった。その後、大学や世界の多様で急激な変貌に対応するため、基礎演習等での教学経験を踏まえ、ほぼ毎年改訂を積み重ねた。今後も、内容の公開を視野に入れ、より充実した内容にするため増補改訂を続ける。
- ⑤教育改善に実績をあげた学部・個人・グループ等に何らかの報奨制度を設けることも全学的に検討してもよいと考えている。

2. シラバスの作成と活用状況と評価

1) シラバスの記載項目および学生の評価等

- ①文学部においては、開講する授業科目ごとに、「講義概要」、「授業の計画・進め方」、「成績評価の方法」、「テキスト」、「参考文献」等の各項目を設け、各教員の創意工夫により必要な情報が記載されている。
- ②成績評価の方法をより明確にすることをめざし、出席点、平常点、レポート、試験の点数等、多様な評価方法を用いるときは、その評価のための配点（または配分率）を明示するようにした。学生にとって、より明快に成績判断の基準と学修方法が把握できるようになった。
- ③大学教育開発センターが2004年度前期に実施した「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「授業の全体像を把握するのに『SYLLABUS』は活用しましたか」の問いに対して、「よく活用した22.7%」および「ある程度活用した42.3%」の合計が65.0%になっており、学生の履修科目選択や学修計画の支援に役立っているといえる。
- ④各授業担当者に対しては、より明確な成績評価方法の提示を促した。その結果、全体として、成績評価の基準が具体的に明示されるようになり、学生にも分かり易い内容になったと評価できる。
- ⑤文学部においては、開講されているすべての授業科目のシラバスが作成されている。学生が個別科目を履修するうえで必要な情報も与えられており、シラバスの内容として十分に適切であるといえる。

2) 今後の課題と改善方策

前述の「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「余り活用していない22.2%」および「全く活用していない12.8%」となっている。今後も、履修指導等を通じて、シラバスの活用を促していく必要がある。

3. 学生による授業評価の活用状況と評価

1) 活用状況

- ①大学教育開発センターが実施する、学生による授業評価に積極的に協力している。文学部の多くの講義（現時点では、演習、実習を除く）で定期的 to 実施されるようになり、実施率も高い。なお、文学部独自の授業評価は実施していない。
- ②大学教育開発センターが提供する資料等を個々の教員に配布しており、教育改善には反映されていると考えられる。しかし、学部として調査結果を組織的に教育改善に反映させるための体制は十分とはいえない。

2) 今後の課題と改善方策

- ①学生による授業評価調査（授業アンケート）に基づく教育改善は、教員の自主的な努力に委ねられており、今後は、組織的に進めていく必要がある。
- ②現在、学生による授業評価調査（授業アンケート）の結果は学部単位、科目群単位で公表しているが、個別授業の結果については、担当教員にのみ通知されている。今後はそれらをどこまで公表していくかについて、検討する必要があるだろう。
- ③各授業科目の目標に則した文学部独自の授業評価により学生の意見等を具体的に把握することは、文学部の教育改善に役立つと考えられる。その実施についても検討していきたい。

第5節 経済学部

【教育改善への組織的な取り組み】

A 群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A 群・シラバスの作成と活用状況

A 群・学生による授業評価の活用状況

B 群・FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

1. 学修の活性化の促進措置等の現状と評価

1) ゼミナールを通した学修への動機付け

経済学部は、ゼミナール（演習・演習論文・応用演習）を中心とした少人数教育が行われているが、この少人数教育は、学生の学修への動機付けを重視し、その活性化を促進する教育課程としての意義をも持っている。

- ①演習Ⅰ・Ⅱ（2・3・4年次）
- ②演習論文（4年次）
- ③応用演習Ⅰ・Ⅱ（3・4年次）

2) 龍谷大学経済学会による学生支援

①学生や大学院生に対して、「学生研究活動助成金」を支給している。学生はグループを対象にして30万円を、院生は個人を対象にして5万円をそれぞれ上限にして支給している。ただし、次のような条件がある。

イ) 研究計画書等を提出させ、申請・審査により、助成対象を選定する。

ロ) 終了後は領収書・報告書（400字詰・20枚）を提出すること。

ハ) 大学院生の場合は、経済学研究紀要『経済研究』に報告を掲載すること。

②上記助成金は、毎年申請があり、活発に利用されている。2005年度は7件（学部）の申請があった。例えば「伏見区のフィールド・ミュージアム構想」、「門前町と市民の生活の係わりー京都市内の門前町の比較調査」等、地域に密着した研究課題を発見し、調査・研究を進めているグループ等に支給されており、学生の自主的な学修活動を活性化させる上で、役に立っている。

3) FDの組織的・継続的取り組み

①本学部教員の数人が、大学教育開発センターのプロジェクトへの応募やFDサロンに参加している。その教員の影響により、FD活動の重要性は一定浸透しつつある。

②学部独自の組織的な取り組みは行われていないのが現状である。

以上1)～3)のとおり、経済学部においては、ゼミナールや学内学会等を通じて学生の学修を活性化させる措置がとられている。しかし、FDを中心とした教員の教育指導法を改善するための取り組みは弱い。

4) 今後の課題と改善方策

全学的には、第2節で述べたとおり、大学教育開発センターにおいて、FDに意欲のある教員を支援するための措置がとられているが、今後は、学部独自のFDの継続的实施をはかる方向で検討していきたい。

2. シラバスの作成と活用状況と評価

1) シラバスの記載項目および学生の評価等

①経済学部においては、開講する授業科目毎に、「概要」、「講義計画（講義テーマ・キーワード）」、「進め方」、「系統的履修」、「テキスト」、「参考文献」、「試験と成績評価」、「担当

- 者から一言」等の各項目を設け、各教員の創意工夫により必要な情報が記載されている。
- ②成績評価の方法をより明確にすることをめざし、出席点、平常点、レポート、試験の点数等多様な評価方法を用いるときは、その評価のための配点（または配分率）を明示するようにした。学生は、より明確に成績判断の基準と学修方法が把握できるようになった。
 - ③大学教育開発センターが 2004 年度前期に実施した「学生による授業評価調査(授業アンケート)」によれば、「授業の全体像を把握するのに『SYLLABUS』は活用しましたか」の問いに対して、「よく活用した 20.0%」と「ある程度活用した 40.9%」の合計が 60.9%になっており、概ね学生の履修科目選択や学修計画の支援に役立っているといえる。
 - ④経済学部においては、開講されているすべての授業科目にシラバスが作成されている。学生が個別の授業科目を選択・履修するうえで必要な情報も記載されており、シラバスの内容としては概ね適切であるといえる。

2) 今後の課題と改善方策

前述の「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「余り活用していない 22.6%」および「全く活用していない 16.1%」の合計が 38.7%になっておりやや高い。改善策を検討していく。

3. 学生による授業評価の活用状況と評価

1) 活用状況

- ①大学教育開発センターが実施する、学生による授業評価調査（授業アンケート）の実施率は高い。その集約結果については、個々の教員に資料として配付されており、教育改善にある程度反映されていると考えられる。しかし、その調査結果を学部として組織的に活用する段階には至っていない。
- ②2004 年度からアドバイザリーボードを設け、経済学部の教育についての点検・評価を行った。高校教諭、就職の受け入れ先である民間企業や地方自治体、同窓会などからのメンバーにより構成され、それぞれの視点から問題を指摘してもらった。それらを 2006 年度の新カリキュラムに反映させていく。

2) 今後の課題と改善方策

- ①大学教育開発センターで行っている、学生による授業評価調査（授業アンケート）の結果の活用については、当面は、各教員の自主的な判断に委ねざるを得ないが、センターの活動に参加してその活用方法を検討していく。
- ②前述の、アドバイザリーボードによる評価を継続的に行っていく予定である。

第6節 経営学部

【教育改善への組織的な取り組み】

A 群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A 群・シラバスの作成と活用状況

A 群・学生による授業評価の活用状況

B 群・FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

1. 学修の活性化の促進措置等の現状と評価

1) ゼミナールを通した学修への動機付け

経営学部では、ゼミナール（演習・演習論文）を中心とした小集団教育が行われているが、この小集団教育は、学生の学修への動機付けを重視し、その活性化を促進する教育課程としての意義も持っている。

- ①総合演習Ⅰ、総合演習Ⅱ（2年次後期～4年次前期）
- ②専攻演習Ⅰ・Ⅱ（2年次後期～4年次前期／演習論文が必修）

2) 龍谷大学経営学会による学生支援

- ①例年、龍谷大学経営学会では、学生研究活動助成費として、経営学部ゼミナール連合会の活動に対し補助を行っている。
- ②経営学部ゼミナール連合会は、ゼミ連の執行部と各ゼミから選出された委員とによって運営され、ゼミの発表会等、経営学部における学生による自主的な学術活動を中心的に担っている。

3) F D の組織的・継続的取り組み

全学的には、大学教育開発センターにおいて、FD に意欲のある教員を支援するための措置がとられている。センターの FD 活動には、経営学部の教員も参加しているが、それは学部教育の改善に、一定程度は、反映している。センター主催の FD 活動による他は、実質的に個々の教員に委ねられている。学部独自には、教育・研究懇談会を年数回開催している。

以上 1)～3) のとおり、学生の学修の活性化を促進するために、一定の措置がとられている。しかし、学部としての FD の組織的取り組みは、弱いと言わざるを得ない。

4) 今後の課題と改善方策

FD 活動に取り組んでいる経営学部教員の経験を広めていく方策を検討したい。

2. シラバスの作成と活用状況と評価

1) シラバスの記載項目および学生の評価等

- ①経営学部においては、開講する授業科目毎に、「概要」、「進め方」、「系統的履修科目」、「テキスト」、「参考文献」、「試験と成績評価」、「担当者から一言」、「講義計画（講義テーマ・キーワード）」等の各項目を設け、各教員の創意工夫により必要な情報が記載されている。
- ②成績評価の方法をより明確にすることをめざし、出席点、平常点、レポート、試験の点数等、多様な評価方法を用いるときは、その評価のための配点（または配分率）を明示するようにした。学生は、より明確に成績判断の基準と学修方法が把握できるようになった。
- ③大学教育開発センターが 2004 年度前期において実施した「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「授業の全体像を把握するのに『SYLLABUS』は活用しましたか」の問いに対して、「よく活用した 19.9%」および「ある程度活用した 41.7%」の合計

が 61.6%になっており、概ね学生の履修科目選択や学修計画の支援に役立っているといえる。

- ④経営学部においては、開講されているすべての授業科目にシラバスが作成されている。学生が個別科目を履修するうえで必要な情報が与えられており、シラバスの内容は概ね適切であるといえる。

2) 今後の課題と改善方策

前述の「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「余り活用していない 21.3%」および「全く活用していない 16.6%」の合計が 37.9%になっておりやや高い。改善策を検討していく。

3. 学生による授業評価の活用状況と評価

1) 活用状況

大学教育開発センターで行っている、学生による授業評価調査（授業アンケート）は、経営学部の多くの講義（現時点では、演習、実習を除く）で定期的の実施されるようになり、実施率も高い。しかし、その結果の活用は依然として教員の自主的な判断に委ねられているのが現状である。

2) 今後の課題と改善方策

当面は、大学教育開発センターが行う、学生による授業評価調査（授業アンケート）を通して、その結果を把握していく。

第7節 法学部

【教育改善への組織的な取り組み】

A 群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A 群・シラバスの作成と活用状況

A 群・学生による授業評価の活用状況

B 群・FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

1. 学修の活性化の促進措置等の現状と評価

1) ゼミナールを通した学修への動機付け

法学部は、演習（基礎演習Ⅰ・Ⅱ／演習Ⅰ・Ⅱ）を中心とした小集団教育が行われているが、この小集団教育は、学生への学修への動機付けを重視し、その活性化を促進する教育課程としての意義をも持っている。

2) 龍谷大学法学会による学修支援

①法学部および法科大学院の教員と学生で組織している龍谷大学法学会は、法学部学生の活動に対して次のような支援をしている。

イ) ゼミナール連合会の活動資金の助成。

ロ) クラスサポーターの活動資金の助成。

ハ) ゼミ別の卒業論文集作成のための助成金。この助成を利用して 2004 年度には 15 のゼミが論文集を作成した。

ニ) 法律実務論の報告文集作成のための助成金。

②前述の助成金の支給は、ゼミ連等の自主的な学修活動を促進させる上で有効な支援となっている。

3) 学生同士の学び合い

①ゼミナール連合会、クラスサポーター、チューター制度の導入により、学生間の学び合い、学生と教員のパートナーシップを重視し、学生の問題関心の広がり、自主的な学修態度の高まり等学修の動機付けに役立っている。

②クラスサポーターとチューターは法学部の公式の制度である。ゼミナール連合会は学生の自主的な団体ではあるが、ゼミ活動を活性化させる組織として法学部や法学会で公認され、助成の対象とされている。このような学生の「学び合い」を促進する制度を充実させること、そのような組織を助成していくことは、学部の方針として確立されており、教務委員会が運営、調整の任に当たっている。

4) FD の組織的・継続的取り組み

全学的には、第2節で述べたとおり、大学教育開発センターにおいて、FD に意欲のある教員を支援するための措置がとられており、センターとの連携を中心とした FD の継続的实施に努めている。しかしながら、法学部の独自の FD 活動は十分とは言えず、今後はその組織的・継続的实施をはかる方途について検討する。

以上 1)～4) のとおり、法学部においては、学生の学修の活性化を促進するための措置がとられており、有効に機能している。しかし、教員の教育指導方法の改善を促進するための措置は不十分であり、学部の主体的な取り組みを検討する必要がある。

5) 今後の課題と改善方策

現在、FD 活動は大学教育開発センターを中心にして行われているが、学部独自の教学上の問題に対する FD 活動が必要であり、学部 FD 委員会を立ちあげ、そこを中心として活動を活性化していく必要がある。

2. シラバスの作成と活用状況と評価

1) シラバスの記載項目および学生の評価等

- ①法学部においては、開講する授業科目毎に、「概要」、「講義計画（講義テーマ・キーワード）」、「進め方」、「評価方法」、「教科書」、「参考文献」、「系統的履修」、「担当者から一言」等の各項目を設け、各教員の創意工夫により必要な情報が記載されている。また、シラバスのフォームや記載する項目等は、学生にとって理解し易いよう心がけて編集をしている。
- ②成績評価の方法をより明確にすることをめざし、出席点、平常点、レポート、試験の点数等多様な評価方法を用いるときは、その評価のための配点（または配分率）を明示するようにした。学生は、より明確に成績判断の基準が把握でき、学修方針を立てやすくなった。
- ③大学教育開発センターが2004年度前期において実施した「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「授業の全体像を把握するのに『SYLLABUS』は活用しましたか」の問いに対して、「よく活用した23.1%」および「ある程度活用した45.1%」の合計が68.3%になっており、7割近くの学生が履修科目選択や学修計画の支援に役立っていると答えている。
- ④法学部においては、開講されているすべての授業科目にシラバスが作成されている。内容としても、学生が個別科目を履修するうえで必要な情報が与えられており、概ね適切な編集がなされている。

2) 今後の課題と改善方策

前述の「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、シラバスを「余り活用していない20.0%」および「全く活用していない11.5%」の合計が31.4%になっており、約3割は否定的回答である。改善策を検討していく。

3. 学生による授業評価の活用状況と評価

1) 活用状況

- ①結果をそれぞれの担当者に返すだけでなく、法学部独自に、教務委員会を中心に詳細に検討し、新たな入門科目の導入（「現代日本の政治」、「現代社会と政治」等）という形で改善に結びつけた。
- ②FD研究会で数人の教員が自分の結果について紹介し、検討し合ったことは、学生による授業評価の共有、評価項目の再構成に結びついた点で評価しうる。
- ③大学教育開発センターが提供する資料等に基づいて、個々の教員の教育改善にある程度反映されていると考えられるが、学部として、学生による授業評価調査（授業アンケート）の結果を組織的に教育改善に反映させるための活動は、まだ不足しているのが実状である。

2) 今後の課題と改善方策

大学教育開発センターが進める全学の取り組みに積極的に協力し、当面は、センターとの連携による、学生による授業評価活動を進めていくが、法学部独自のFDを実施し、授業評価の目的、把握したい項目、実施の仕方、利用の仕方等について再検討する必要がある。

第8節 理工学部

【教育改善への組織的な取り組み】

A 群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A 群・シラバスの作成と活用状況

A 群・学生による授業評価の活用状況

B 群・FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

1. 学修の活性化の促進措置等の現状と評価

1) ゼミナールを通じた学修への動機付け

理工学部ではクラス担任制を実施しており、クラス会などを開催して教員や同級生などとの交流を通じて学修への動機付けを行っている。また、学科によって内容は異なるが、1 年次生を中心にセミナー形式の講義（入門セミナー・基礎セミナーなど）を開講し、少人数単位での指導等を行っている。これは、教員と学生が密なコミュニケーションをとれる絶好の機会であり、教員の体験談や教員自身の学問に対する姿勢や考え方、勉学の工夫などを話すことにより、学生の勉学意欲を高めている。

2) 龍谷大学理工学会による学生支援

理工学会では、学生の種々の活動に対して補助金を出し、これを支援している。鳥人間コンテストやスターリングテクノラリー、ロボットコンテストへの参加、コミュニティ活性化活動をはじめ、各種学会への参加等の支援を行っている。これによって、学生の意識が高まり、勉学意欲の向上に良い影響を与えている。

3) FD の組織的・継続的取り組み

理工学部の教員も、大学教育開発センターのプロジェクトへの応募、FD サロンへの参加等、センターの諸活動に参加している。ただし、各授業科目を担当する教員の教育指導方法の改善については、個々の教員に委ねられている。このことは必ずしも悪いことではなく、実験等が多い理工学部の授業は、個々の担当者の専門領域にふさわしい方法で行われていることも意味している。今後は、さらに適切な授業改善をめざして、大学教育開発センターと連携して、学部内の FD 活動を促進していきたい。

以上 1)～3) のとおり、理工学部においては、学生の学修の活性化を促進するためにいくつかの措置がとられており、有効に機能しているといえる。ただし、学部の FD 活動はさらに促進させる必要がある。

4) 今後の課題と改善方策

- ①学部全体の組織的取り組みを強化していく必要がある。そのための推進母体として、学部に FD 委員会（仮称）をつくることを検討したい。
- ②物質化学科では、JABEE の認定を受けており、引き続き授業改善に努めている。
- ③全学科が JABEE の認定を受けるよう取り組む。

2. シラバスの作成と活用状況と評価

1) シラバスの記載項目および学生の評価等

理工学部は、全学基準に沿ったシラバスの作成に努め、単位認定基準の明確化や科目ごとの教育目標をできるだけ明記するよう改善を進めてきた。

- ①理工学部では、2005 年度から学生の利便性を考えて、履修要項とシラバスを学科毎に分冊にして発行している。シラバスには、「サブテーマ」、「科目概要・科目内容」、「この科目を履修することにより身に付くポイント」、「授業方法」、「試験方法・成績評価方法」、

「授業計画」、「系統的履修科目」、「テキスト」、「参考文献」、「履修上の注意・担当者からひとこと」等が記載されている。特に「試験方法・成績評価方法」の項に、多様な要素を加えて評価する場合は、配分点数や割合を具体的数値として明示するよう努めている。

- ②大学教育開発センターが2004年度前期に実施した「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「授業の全体像を把握するのに『SYLLABUS』は活用しましたか」の問いに対して、全体で「活用した14.0%」および「ある程度活用した36.2%」の合計が50.3%になっている。約5割が肯定的回答を寄せており、学生の履修科目選択や学修計画の支援に一定役立っていると評価できる。
- ③教員の方も、シラバスを示すことによって、その科目の指導に一層の責任感が生じ、授業計画を達成するためにシラバスに示された講義に加えて、さらに講義内容を追加するケースも見られる。教育指導方法の改善は、多くは各担当者が個別に（科目によっては共同で）試みているが、その場合、他の担当者のシラバスが、その改善に刺激を与え、参考になっている。また、シラバスの内容が次年度以降のカリキュラムや時間割編成の重要な資料となる点も見逃すことができない。

2) 今後の課題と改善方策

- ①シラバスの機能を、学生の科目選択、学修計画の支援と考えるならば、例えば、毎回の授業計画を具体的に示し、学生が「予復習計画」をたてることができるようにする等教室外学修の促進をはかることが検討されてもよい。
- ②「余り活用していない30.2%」および「全く活用していない19.3%」が合計49.4%になっている。理工学部は、学問の性格上、履修方法が比較的固定化されているためか、シラバスをあまり読まない学生が多いが、引き続き改善に努めていく。

3. 学生による授業評価の活用状況と評価

1) 活用状況

- ①大学教育開発センターで行っている、学生による授業評価調査（授業アンケート）は、理工学部の多くの講義（現時点では、演習、実験・実習を除く）で定期的実施されるようになり、実施率も高い。センターから提供される資料等に基づいて、個々の教員の授業改善にある程度役立っていると考えられる。
- ②調査結果の活用は、各教員の自主的な判断に委ねられており、学部として調査結果を授業改善に反映させるための措置はとられていない。当面は、センターの活動と連携してその活用方法を探っていきたい。
- ③理工学部の卒業生に対してアンケート調査を実施した（2001年度）が、その1回限りで、継続的に行ってはいない。今後の課題として検討していきたい。

2) 今後の課題と改善方策

学部独自の授業評価については、その目的を明確にして取り組む必要がある。大学教育開発センターと連携して、その方法等について検討していく。

第9節 社会学部

【教育改善への組織的な取り組み】

A 群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A 群・シラバスの作成と活用状況

A 群・学生による授業評価の活用状況

B 群・FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

1. 学修の活性化の促進措置等の現状と評価

1) ゼミナール・実習を通じた学修への動機付け

社会学部各学科において、学生の学修の活性化を促進するうえで、学修への動機付けが重要と考え、そのための措置として1年次からゼミナール形式や実習形式の授業を取り入れている。

- ① 社会学科においては、社会学入門実習（1年次生）、社会学基礎ゼミナール（2年次生）を開設している。ここでは、担当者が大学での勉強の仕方からレジュメの書き方等を教えている。担当者は、学生との緊密なコミュニケーションを通して、彼らに自分の関心や学修目的を自覚させるように心掛けている。これが、学生の多様な能力と学修意欲を引き出すことにつながっている。
- ② コミュニティマネジメント学科は、新しい教育システム「コーオペレティヴ教育」を採用している。様々な問題を解決するために必要とするスキルを身につけるため、通常の講義に加え、4年間を通じて現場実習を行っている。1人ひとりの希望に沿った履修指導と、現場学修に必要な事前事後指導をきめ細かく行いながら、1、2年次にはフィールド実習、3、4年次にはキャリアアップ実習と、4年間を通して段階的に現場学修を深めていくようにしている。
- ③ 社会学部の社会福祉教育においては、特に実習教育が大きなウエイトを占めている。福祉両学科では合同で実習運営委員会を設け、配属先の選定、振り分け、事前・事後教育、配属先担当者との打ち合わせ会、実習後の反省会等を行っている。さらには実習担当者会議を開き、原案の検討、情報の共有、意思の統一等をはかっている。実習配属先担当者との打ち合わせ会も開き、実習の教育内容や方法等について議論を深めている。これらは、実習の教育効果をあげるための取り組みであり、実習にのぞむ学生の学修の活性化に役立っている。
- ④ 臨床福祉学科の学生は、社会福祉士・精神保健福祉士資格取得希望者がより多く、社会福祉学およびその実践に対するモチベーションが高い。少人数単位のクラス編成である演習や実習によって、学生の主体的な勉強姿勢を向上させることを重視している。演習や実習担当は本学の専任教員を原則としており、学生にとって講義時間のみではなく、常時教員からの指導を受けやすい体制をとっている。

2) 龍谷大学社会学部学会による学生支援

- ① 社会学部では教員と学生・院生によって社会学部学会が組織されており、講演会・シンポジウムの開催、機関誌の発行、学生の学会発表や研究調査への経費補助などを行っている。学生が主体的に企画・運営・編集していく取り組みであるので、日常的に自主的な勉強会が開かれ、学科や学年を越えて、また学生・大学院生の枠を越えて、多様な学生が交流し、学びあう機会となっている。
- ② 社会学部学会への学生の自主的参加は今年で4年目に入り、参加する学生の数も徐々に増加しており、その取り組みも年々ユニークな内容になっている。学生の主体的・自主的な学修を支援し、その活動の成果発表の場を提供する等の組織的な取り組みによって、学生の学修の活性化に努めている。
- ③ 今後はより多くの学生の参画を求めるとともに、イベント・機関誌をよりよいものにするためのさらなる展開をめざしていきたい。

3) FDの組織的・継続的取り組み

- ①全学的には、大学教育開発センターが中心となって、FD等に意欲のある教員を支援するための措置がとられている。社会学部の教員数名も、その取り組みに参加している。
- ②個々人で改善を進めている教員は多いと思われるが、そういった教員に対する学部教員集団からの支援、また学部独自の組織的取り組みは決して十分とはいえない。

以上1)～3)のとおり、社会学部における学生の学修の活性化を促進するためにいくつかの措置がとられており、有効に機能しているといえる。しかし、FDの組織的・継続的取り組みについては、改善努力が求められる。

4) 今後の課題と改善方策

- ①コミュニティマネジメント学科のコーオペレイティブ教育を推進するためには、より多くの実習現場を確保していくことが課題である。教員とフィールドインストラクターのネットワークを構築していくことが重要である。
- ②社会福祉士受験取得科目は、臨床福祉学科と地域福祉学科との合同開講科目が多く、受講生が300名を越えるものがある。今後、授業規模の適正化をはかる必要がある。
- ③社会学入門実習、社会学基礎ゼミナールは、その教育内容が個々の教員に任されている。学生生活やマナー等の生活習慣や学修の基礎項目に関する教育内容の共通化を検討していく必要がある。
- ④学生の学修へのかかわり方、生活スタイルなどの学生文化について、アンケート調査や観察などを通じて分析し、学生の学修モチベーションを損ねる要因や高める方策の総合的な調査の実施を検討する。
- ⑤大学教育開発センターの全学的活動に甘んじることなく、社会学部FD推進委員会<仮称>等を設けるなどして、学部独自のFD活動を進めていく必要がある。

2. シラバスの作成と活用状況と評価

1) シラバスの記載項目および学生の評価等

- ①社会学部においては、開講する授業科目毎に、「サブテーマ」、「科目概要・講義内容」、「この科目を履修することにより身につくポイント」、「講義方法」、「試験方法・成績評価方法」、「授業計画」、「関連して受講することが望ましい科目や分野」、「テキスト」、「参考文献」、「受講上の注意・担当者からのひとこと」等の各項目を設け、各教員の創意工夫により必要な情報が記載されている。
- ②特に2004年度からは、成績評価の方法をより明確にすることをめざし、出席点、平常点、レポート、試験の点数等、複数の評価方法を用いるときは、その評価のための配点（または配分率）を明示することを全ての教員に求めることとした。これにより、どのような履修態度を求められるかが学生にとってより明快到把握できることとなった。
- ③大学教育開発センターが2004年度前期に実施した「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「授業の全体像を把握するのに『SYLLABUS』は活用しましたか」の問いに対して、「よく活用した18.7%」および「ある程度活用した44.0%」の合計が62.6%になっており、概ね学生の履修科目選択や学修計画の支援に役立っていると評価できる。
- ④以上のとおり、社会学部においては、開講されているすべての授業科目にシラバスが作成されている。学生が個別科目を履修するうえで必要な情報も掲載されており、適正な内容になっているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①前述の「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「余り活用していない24.5%」および「全く活用していない12.7%」の合計が37.2%になっておりやや高い。現段階では原因はよくわからない。改善策を検討していく。

- ②学生に、シラバスの意義を十分理解してもらい、その活用を促すため、シラバスに関する講座を履修説明会やカリキュラムに盛り込むなどして、学部として組織的に取り組んでいく必要がある。

3. 学生による授業評価の活用状況と評価

1) 活用状況

大学教育開発センターが提供する資料等は、個々の教員の教育改善にある程度反映されていると考えられるが、学部として結果を教育改善に反映させるための体制はできていないのが実状である。

- ①大学教育開発センターで行っている、学生による授業評価調査（授業アンケート）は、社会学部の多くの講義（現時点では、演習、実習を除く）で定期的実施されるようになり、実施率も高い。
- ②学生による授業評価調査（授業アンケート）の実施運営は、大学教育開発センターに任せきりになっており、形式的なものとなっている部分もみられる。
- ③学生による授業評価調査（授業アンケート）の結果による授業改善は依然として教員の自主的な判断に委ねられており、個別の授業科目の結果も公表はなされていない。

2) 今後の課題と改善方策

学部または学科独自で質問項目を作成して、それを大学教育開発センターの学生による授業評価調査（授業アンケート）に追加して評価するなど、より積極的な取り組みが望まれる。

第 10 節 国際文化学部

【教育改善への組織的な取り組み】

A 群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A 群・シラバスの作成と活用状況

A 群・学生による授業評価の活用状況

B 群・FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

1. 学修の活性化の促進措置等の現状と評価

1) ゼミナールを通じた学修への動機付け

- ①ゼミ生が授業時間外にも主体的・意欲的に学修に取り組めるように、オフィスアワーを活用し、卒業論文等の勉強について相談の時間を設けている。また、就職活動等によって、4 年生は必ずしも毎回のゼミに出席することができないが、その際は、教員との連絡やさまざまな相談はメールであることが多い。
- ②国際文化学部の学生の多くは留学するため、遠隔指導をする必要がある。留学中に学生はゼミ担当者と少なくとも月に 1 回連絡をとり、レポートや調査報告等をメールで提出することが義務づけられている。
- ③フィールドワークや調査をゼミの重要な方法論と見なすゼミでは、教室から離れた例えば祭りのフィールドワークや調査を現場で行うことによって、勉強に対する意欲を引き出すような活動も行われている。

2) 龍谷大学国際文化学会による学生支援

- ①国際文化学会は学生の研究活動を支援するための研究補助金を支給している。毎年の予算は 300 万円である。
 - イ) 申請制度で、提出された研究計画書によって補助対象を選定している。選定された個人研究に対して 7 万円を、グループ研究に対して 20 万円をそれぞれ上限として支給している。
 - ロ) 研究活動は、学部の場合は、国内外の調査研究、卒業研究、大学院の場合は研究調査のさまざまな研究活動が行われている。
 - ハ) 8000 字程度の報告書と活動費用を示す領収書の提出により、支給している。
- ②国際文化学部では、毎年度はじめに、学生を中心とする『国際文化ジャーナル』を発行しているが、学生に研究活動、留学経験、俳句等を掲載する機会を与え、また、1 ページ当たり、2,000 円（上限 30,000 円）を原稿料として学生に支給している。学部の全学生に配布しているので、学生同士で刺激しあうフォーラムとなり、さまざまな意味で研究活動の支援になっている。

3) FD の組織的・継続的取り組み

- ①全学的には、大学教育開発センターが中心となって、FD 等に意欲のある教員を支援するための措置がとられている。国際文化学部の教員数名も、その活動に参加している。また、国際文化学部には外国人教員も多く、いわゆる「FD 先進国」出身の教員などはずすでに個人で改善を進めている場合が多いと思われる。
- ②教員の教育指導方法の改善に向けた組織的な取り組みについては、大学教育開発センターの活動に参加することによって進めており、実質的に個々の教員に委ねられている。しかし、センター主催の FD 活動が、学部の FD 活動の取り組みにも反映して、一定の効果をみせている。
- ③英語教育に関しては、非常勤講師を交えた懇談会が行われており、FD 活動に関する合意形成に対する努力がなされている。
- ④講義などにおける FD 活動は各教員に任されているのが現状であるが、今後、情報化検討委員会や教務委員会を通じてゆるやかな合意形成を考える必要がある。新しく発足した

教員群で合意形成を行うことも検討されている。

以上 1)～3)のとおり、国際文化学部における学生の学修の活性化を促進するためにいくつかの措置がとられており、有効に機能しているといえる。FD の組織的・継続的取り組みについては、やや弱く、改善していく必要がある。

4) 今後の課題と改善方策

FD については学部独自の組織的取り組みは十分とはいえないので、次のような方法で改善を進めていく。

- ①現在カリキュラムの改革が検討されているが、FD 活動についても、大学教育開発センターと連携をはかりながら、学部独自の取り組みを行っていく。
- ②基礎演習、プレ演習については、教務委員会が一定のプログラム作りを行っており、今後もその改善を検討する。
- ③2005 年度から教員群を発足し、分野の近い教員の少人数グループで教育指導法（FD を含めて）について話し合い、改善策を検討する。

2. シラバスの作成と活用状況と評価

1) シラバスの記載項目および学生の評価等

- ①国際文化学部のシラバスには、「サブテーマ」、「科目概要・科目内容」、「この科目を履修することにより身に付くポイント」、「授業方法」、「試験方法・成績評価方法」、「授業計画」、「テキスト」、「参考文献」、「履修上の注意・担当者からひとこと」等が記載されている。特に「試験方法・成績評価方法」の項に、多様な要素を加えて評価する場合は、配分点数や割合を数値として明示するよう努めている。
- ②大学教育開発センターが 2004 年度前期に実施した「学生による授業評価調査（授業アンケート）」によれば、「授業の全体像を把握するのに『SYLLABUS』は活用しましたか」の問いに対して、「よく活用した 29.6%」および「ある程度活用した 47.1%」の合計が 76.7% になっており、肯定的回答の割合が高く、学生の履修科目選択や学修計画の支援に役立っていると評価できる。
- ③前述の数値は、全学平均の値（「よく活用した 20.9%」＋「ある程度活用した 41.8%」＝62.7%）より 14.0% も高い。これは、履修自由度の高い（フリーゾーンの 24 単位の 19.3%＜対卒業要件 124 単位＞）こともあろうが、国際文化学部には外国人教員や留学経験を持つ教員が多く、シラバスの役割を認識し、受講期間中にその活用を周知させていること、別個にさらに詳しいシラバスを学生に配布していること等の影響によると思われる。
- ④2005 年度より Web 上にてシラバスを公開したことにより、留学中の学生も含めて常に内容がチェックできるようになった。

2) 今後の課題と改善方策

- ①前述の学生による授業評価によれば、「余り活用していない 16.3%」および「全く活用していない 6.5%」の合計が 22.8% になっている。
原因の 1 つはアンケート内容が多様な授業形式の内容をカバーしていなかったため、個別的に授業改善に活用することが困難だったことにあると思われる。2005 年度から実施されるアンケートではコアとなる共通質問以外に、個別にチェックしたい点をクエスチョン・バンクから選択することもできるようになった。今後は参考になると期待できる。
- ②学部としては、シラバスの充実に引き続き努めていく。

3. 学生による授業評価の活用状況と評価

1) 活用状況

- ①大学教育開発センターが提供する資料等に基づいて、個々の教員の教育改善にある程度反映されていると考えられるが、学部として結果を組織的に教育改善に反映させるための体制はできていないのが実状である。
- ②国際文化学部関係では、日本国際文化学会において、他大学の国際文化学部における学部教育、卒業生の進路などについての比較検討が行われており、今後はこの学会を通じて相互評価を導入することも考えられる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①大学教育開発センターの行う学生による授業評価調査（授業アンケート）に積極的に協力していく。当面は、その活動をととして国際文化学部の学生の評価実態を把握して授業改善に努めていく。
- ②さらに、学部の教育目標等を評価するためには、学部独自の授業評価を行う必要もあると考える。卒業生へのアンケートの実施も含めて、今後検討していきたい。

第1節 理念・目標

【厳格な成績評価の仕組み】

C群・学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

- ①学生の主体的・積極的な学修を支援するために、多様な制度・仕組みを設け、それに必要な施設・設備を整備する。
- ②資格取得、語学運用能力の向上、幅広い教養の修得等の目的で学生が主体的に行う課外の学修を積極的に支援するために「諸課程」と呼ぶ正課外カリキュラムや特別研修講座を設けることにより、学生の進路選択にも資する。

第2節 学生の自主的な学修の促進措置

学生の自主的な学修を促進するためには、多様な制度や仕組みが必要だが、その1つに教室以外の学修施設の整備があげられよう。個人の単位の利用を前提とした図書館およびその中のグループ学修室の他に本学は、次のような施設を整備している。

- ①深草キャンパスに、自主学修施設として、‘ Learning Crossroads ’を設置した（2001年度）。
- ②ゼミ合宿等が安価に行えるよう、全国の民宿、ホテル、ロッジ等との契約により、「指定合宿施設」制度を設けている（課外活動の合宿等にも利用可能）。

1. Learning Crossroads（学生用自主学修施設）の活用状況と評価

この施設は、演習等で発表するための打ち合わせ場所、サブゼミの開催場所等に利用されている。

1) 施設の概要

- ①部屋数 6 室（うち小部屋 5 室）
- ②総座席数 72 席
- ③利用時間
 - イ）月～金：9:00～20:00（11 時間）
 - ロ）土 ：9:00～16:00（ 7 時間）

2) 使用状況

- ①2004 年度における使用回数（延数）、使用人数（延数）は次のとおりである。

【延べ使用回数】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
回数	57	106	158	124	29	72	232	337	270	223	200	76	1,884

【延べ使用人数】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
回数	223	504	595	607	146	414	1,369	1,960	1,288	618	315	143	8,182

- ②使用状況は年々増加傾向にあり、学生の自主的な学修を促進する効果があがりつつあるといえる。
- ③大宮キャンパスには文学部の共同研究室があり、大学院・学部双方の交流が行われているが、深草キャンパスにもこの自主学修の拠点を設けることによって、ゼミを中心とした学生の自主的なグループ学修が進んでいると考えられる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①利用率は増加傾向にあるとはいえ、まだまだ高くはない。その要因を調査の上取り除くことにより利用し易い環境作りに努める。
- ②瀬田キャンパスにも同様の施設が必要か検討していく。
- ③学生の自主的な学修は履修科目の授業の中で学修課題が与えられること等により促進されることが望ましい。しかしながら、一般的な講義科目では受講人数が多いためグループ学修の促進が十分できない。

2. 指定合宿施設の整備・活用状況と評価

1) 指定合宿施設の整備状況等

ゼミや課外活動での合宿等の利用に供するために、全国各地の宿泊施設と契約して「指定合宿施設」を整備している。

- ①契約している施設は、全国各地で 68 カ所をかぞえる。宿泊料金は、いずれも 3 食付で 1 泊 5,000～7,000 円である。
- ②クラスやゼミ、届け出をしている団体、一般同好会サークルが大学の承認を得て指定合宿施設を利用した場合、年間 15 泊を上限として 1 人 1 泊につき 1,300 円の補助を行っている。
- ③夏期、冬期および春期の休業中は、本学のバスも利用できるようになっている。
- ④これらの施設の一覧表や利用方法を本学のホームページ*や学生手帳に掲載し、その利用を促している。

2) 活用状況

2004 年度においては、29 のゼミが延べ 36 泊（利用者延べ 849 人）しており、活用されている。

3) 今後の課題と改善方策

本施設は、課外活動のサークル単位での合宿に盛んに利用されている（2004 年度は延べ 79 サークル、264 泊、2,663 人）。そのため、利用の集中する春・夏の休暇中にはこれら施設の予約ができず、本制度以外の施設を利用してゼミ合宿を行っているケースもある。改善のために引き続き拡充に努めていく。

*ホームページ : <http://www.ryukoku.ac.jp/campuslife/fukuri/shisetu.html>

第3節 教育補助費

1. 教育補助費の全体的な活用状況と評価

ゼミにおける学生の発表やゼミ論集の発行等に係る経費を補助するために「ゼミ教育補助費」を、また、ゼミ合宿による引率・教育指導等に係る経費の補助として「学生教育指導費」を設けている。さらに、各学部における授業内容の充実をめざす支援策として教学促進費を設けている。

1) ゼミ教育補助費

- ①各学部への予算配分の基準は、1人当たり学部学生1,000円（大学院生2,600円）である。
- ②2004年度の使用状況は次のとおりである。

学 部	予算額(A)(円)	執行額(B)(円)	執行率(B/A)(%)
文学部	4,532,000	4,527,138	99.9
経済学部	2,521,000	1,667,185	66.1
経営学部	2,250,000	2,171,504	96.5
法学部	2,625,000	2,512,700	95.7
理工学部	2,502,000	2,386,600	95.4
社会学部	2,447,000	2,131,500	87.1
国際文化学部	1,993,000	1,787,600	89.7
合 計	18,870,000	17,184,227	91.1

- ③予算額は、前年度の在籍学生数等を基準にして計上されているため、予算執行年度の学生数が予算計上時よりも減少した場合には執行率が下がるが、実際の学生数からみた場合には、執行率は上がる。全学平均の執行率は91.1%であり、ゼミ活動の活性化に役立っているといえる。

2) 学生教育指導費

- ①ゼミ合宿、ゼミ旅行、施設見学等は、学生の学修への関心を深める契機となるだけでなく、学生と教員とのコミュニケーションを深めることにより教育効果も期待できる。教員が積極的にそれらに取り組めるよう学生教育指導費を設けている。ゼミ合宿等における指導経費(交通費、宿泊費、施設見学費等)として、参加学生1人あたり1日400円で積算し、1件57,000円を上限に支給している。
- ②2004年度の使用状況は次のとおりである。

学 部	予算額(A)(円)	執行額(B)(円)	執行率(B/A)(%)
文学部	998,000	950,887	95.3
経済学部	500,000	311,769	62.4
経営学部	605,000	245,169	40.5
法学部	969,000	782,700	80.8
理工学部	100,000	28,280	28.3
社会学部	502,000	288,230	57.4
国際文化学部	268,000	207,865	77.6
合 計	3,942,000	2,814,900	71.4

- ③学部によって利用の実態にアンバランスがある。理工学部は予算額(100,000円)も執行率(28.3%)も低い、実験・実習系学部としての特性から、合宿等による学修にはな

じまないためである。よく使用されている学部にあっては、学生と教員との交流をとおして、学生・教員間、学生相互の人間関係や信頼関係の構築に役立っている。

3) 教学促進費

- ①他大学の教員や各界で活躍中の著名人等を招いて講演や授業等を行い、授業内容の一層の充実等を支援するために設けられている。個別の授業科目単位、学部単位、または複数のゼミが共同して実施する等多様な形で行われている。予算は、主に前年度の実績を基にして計上している。
- ②2004年度の使用状況は次のとおりである。

学 部	予算額(A)(円)	執行額(B)(円)	執行率(B/A)(%)
文学部	500,000	363,168	72.6
経済学部	1,724,000	1,291,995	74.9
経営学部	434,000	157,981	36.4
法学部	1,325,000	1,195,067	90.2
理工学部	1,374,000	1,046,369	76.2
社会学部	638,000	537,730	84.3
国際文化学部	604,000	585,696	97.0
合 計	6,599,000	5,178,006	78.5

- ③経営学部の執行率が低い(36.4%)が、他は概ねよく活用されている。

以上1)～3)のとおり、多様な教育補助費を設けることによって、各授業科目の特性に則した教育が展開できるようになっており、学生の学修活動を活性化するうえで一定の効果があがっていると判断できる。

2. 今後の課題と改善方策

学部や各授業科目の特性を踏まえて、引き続き有効利用に努めていく。

第4節 教育補助費の各学部の使用状況

1. 文学部の現状と評価

1) ゼミ教育補助費の活用状況

- ①基礎演習Ⅰ（1年次）、基礎演習Ⅱ（2年次）、演習Ⅰ（3年次）、演習Ⅱ（4年次）で使用されている。
- ②用途は、主に文献の購入、資料複写、発表レジュメの作成、ゼミ合宿や実態調査の交通費補助、論文用紙、教材ソフト、コンピュータ関係の消耗品購入補助等であり、個人単位、グループ単位、ゼミ単位等で使用している。
- ③毎年、ほぼ100%使用されている。ゼミ教育補助費は学生の自主的・集団的な学修を促進する上で有効な支援策として機能している。

2) 教学促進費の活用状況

- ①主に、通常の授業や学部単位または学科・専攻単位等で、関連する分野の著名な研究者、現場の実務家等を臨時に招き、講演等を行う諸費用として利用されている。特に幅広い基礎学問分野をもち、また実践的な分野を含む学科専攻においては、多方面から多彩な外部講師を招くことは、学生の学修にとってたいへん有益であり、大きな知的刺激となり、これが契機となって学修研究のさらなる飛躍につながることが期待できる。
- ②この他、文学部においては、講演会や史跡および施設見学等、各授業科目の内容を一層深めるために使用されることもある。
- ③2004年度教学促進費の活用による外部講師の講演等の状況は次のとおりである。

テーマ等	講師の所属等
仏教とジャイナ教との関連	大谷大学名誉教授
21世紀における宗教と科学	パークレー・総合宗教大学院教授
日本人の言語習慣と異文化間コミュニケーション	京都外国語大学教授
韓国の仏教について	東亜大学教授
ハワイ開教の歴史	阪南大学助教授
回峰行の実体験者の話を聞くことによって仏教学研究の意義を見いだす	千日回峰行者
「近代作家の原稿」展、「ふるさと名所紀行」展	天理図書館、天理参考館

- ④教学促進費は、情報・知識面で授業科目の内容を補うだけでなく、学生の知的好奇心を刺激することにより、その学修意欲を高める上で大きな教育効果をあげている。

3) 今後の課題と改善方策

教学促進費については、学部単位である特定の事項に集中して一括利用することも視野に入れ、より効果的な利用方法を模索することも考えられてよい。

2. 経済学部の現状と評価

1) ゼミ教育補助費の活用状況

- ①経済学部においては、フレッシュマン・ゼミ（1年生前期）、演習Ⅰ（2年生後期）、演習Ⅰ（3年生前期）、演習Ⅱ（4年生前期）の区分で支給対象としている。
- ②用途用途は、主に文献の購入、資料複写、発表レジュメの作成用のコピーカード購入であり、ゼミ単位で使用している。
- ③ゼミ教育補助費は学生の自主的・集団的な学修を促進する上で有効な支援策として機能している。

2) 教学促進費の活用状況

①経済学部 2004 年度教学促進費を用いて招聘した科目と講師は次のとおりである。

授業科目	講師の所属等
現代と経済 A	労働金庫
現代と経済 B	労働金庫
現代と経済 C	労働金庫
現代と経済 D	労働金庫
現代と経済 E	労働金庫
新・京都学プロジェクト	京都経済学研究所
門前町プロジェクト	フリーアナウンサー
経済開発論	西アフリカ農村自立協会
経済開発論	るしなこみゅにけーしょんやぼねしあ
国際協力論	西アフリカ農村自立協会
国際協力論	国境なき医師団
国際協力論	フリージャーナリスト
マクロ経済学	ジョン・モアーズ大学教授
経済史	広告会社社主
総合政策論	京都新聞社（論説委員）
総合政策論	読売新聞社（政治部）
マスコミ論	広告会社社長
地方自治論	地方自治体市長
地方自治論	地方自治体町長

②2004 年度は、主に、授業科目単位に関連する分野の研究者、現場の実務家等を招き授業等を行った。いずれも、具体的な事例を交えた講義内容だけに、現場報告で授業内容を補い、かつ学生の知的好奇心を刺激し、学修意欲を高める効果をあげているといえる。

③経済学部では毎年、積極的に利用されている。

3) 今後の課題と改善方策

①ゼミ教育補助費はゼミ単位で担当教員に対して支給される。支給後、速やかに精算報告を行うことを義務づけているが、この提出が遅延するケースが多く見られる。精算報告の期日厳守の徹底が必要である。

②教学促進費の予算執行にあたっては、予算策定時に計画のあった担当科目について交付しているが、予算の上限に合わせて執行科目を調整するなどの必要性に迫られる。また、講演会講師への手当（講師謝礼）は「支払手数料・報酬適用基準」に基づき執行されるが、適用条件が世間一般よりも低い、との意見も出ている。補正予算で予算を策定する上での柔軟性、講師謝礼等の金額についても検討を行う必要がある。

3. 経営学部の現状と評価

1) ゼミ教育補助費の活用状況

- ①経営学部においては、基礎演習（1年次後期と2年次前期）、総合演習Ⅰおよび専攻演習Ⅰ（2年次後期と3年次前期）、総合演習Ⅱおよび専攻演習Ⅱ（3年次後期と4年次前期）で使用されている。
- ②用途は、主に文献の購入、資料複写、交通費補助等であり、個人単位、グループ単位、ゼミ単位等で使用している。
- ③毎年、ほぼ100%使用されている。ゼミ教育補助費は、学生の自主的・集団的な学修を促進する上で有効な支援策として機能している。

2) 教学促進費の活用状況

- ①経営学部では、企業や各種組織経営等に直接携わっている人を講師として招いて講義を行っている。

テーマ	講師の所属等
国際ビジネスコミュニケーションと商品	同志社大学商学部教授
内部統制とその監査の実務	中央青山監査法人大阪事務所代表社員
生産システムとIT	京都情報大学院大学教授
現代社会と企業－私の会社経営を通じて－	森川精機(株)代表取締役社長
財務会計の役割を実践立場から解明する	住友電工経理部長／日新電機専務取締役顧問

- ②教学促進費は、情報・知識面で授業科目の内容を補うだけでなく、知的好奇心を刺激することにより学生の興味を引き出し、学生の学修意欲を高める効果をあげている。

3) 今後の課題と改善方策

教学促進費の利用率が低い。教授会で積極的に活用するようにアナウンスをしていく。

4. 法学部の現状と評価

1) ゼミ教育補助費の活用状況

法学部においては、下記の基準で活用している。

- ①支給額等は、次のとおりである。

授業科目等	1ゼミあたりの基礎額(円)	1人あたりの単価(円)
基礎演習Ⅰ・Ⅱ（通年）	-	600
演習Ⅰ（2年後期）	5,000	1,400
演習Ⅱ（3年後期）	5,000	1,500
（各種）発展ゼミ	5,000	1,500
ワークショップ司法実務Ⅰ（通年）	5,000	1,500
ゼミ連援助金	-	100,000

- ②用途は主に文献の購入、資料複写、発表レジュメの作成、ゼミ合宿や実態調査の交通費補助、論文用紙、教材ソフト、コンピュータ関係の消耗品購入補助等であり、個人単位、グループ単位、ゼミ単位等で使用している。
- ③法学部では、小集団教育を重視しているが、ゼミ教育補助費は、学生の自主的・集団的な学修を促進する上で有効な支援策として機能している。

2) 教学促進費の活用状況

①2004年度の教学促進費活用による外部からの講師招聘実績は次のとおりである。

テーマ	講師の所属等
日本の刑事政策	財団法人矯正協会
日本と中国、北朝鮮の関係	英国ニューキャッスル大学教授
中東の魅力	京都新聞社（社会報道部記者）
NPO 地方行政研究コースの意義と可能性	財団法人淡海文化振興財団
戦後日本政治のパラダイムとその転換点 -新潟水俣病弁護団長が語る戦後政治のダイナミズム	弁護士
現代日本と自民党政治 -保守本流の担い手が語る日本政治の過去・現在・未来	前衆議院議員
イラク戦争・人質事件は若者に何を問いかけているか	元朝日新聞大阪本社編集局
社会保険労務士の仕事とやりがい	社会保険労務士
弁護士事務所における実習にあたって	弁護士
弁護士の使命とその日常業務	司法試験合格者
京丹後市における合併の検証	地方公務員（企画政策課長）
モロッコ・北アフリカのイスラム世界	前モロッコ大使
イラク情勢を考える	本学国際文化学部客員教授
野宿生活者の人権	弁護士（人権擁護委員）
エビデンスに基づいた犯罪対策：キャンベル共同計画の取り組み	県立大学国際関係学部助教授
EU 形成後におけるヨーロッパ諸国の政治・経済・文化の変容	元ドイツ連邦共和国総領事館
八海事件の弁護人正木ひろし氏を語る／映画「真昼の暗黒」上映	八海事件関係者
学校現場への「日の丸・君が代」強制は何をもたらすか	元中学校教員
犯罪被害者の実体験について	地方自治体にある被害者支援センター理事
健康に働く権利	弁護士
弁護士の役割と使命	弁護士

②法律や政治に関わる実社会に生起する諸問題に触れ、その解決方法や課題が具体的に提起されるため、学生の問題意識を広げ、学修意欲を高める効果をあげている。

③なお、教学促進費の利用が一部の領域に偏らないように、利用の仕方について教授会で議論し、利用回数を授業科目単位で制限するルールを設け、有効活用に努めている。

3) 今後の課題と改善方策

学生への教育補助費は全体として有効に利用されている。強いて課題をあげれば、学生への教育補助費がばらまきにならず、効果的な教育補助として利用されるためにはどのようなあり方がいいのか、制度設計の基本について全学的な再検討をするということであろう。

5. 理工学部現状と評価

1) ゼミ教育補助費の活用状況

理工学部では次のように有効に活用している。

①1年次～4年次までの演習を中心とした小集団教育科目に使用されている。

②用途は、主に文献の購入、資料複写、発表レジュメの作成、ゼミ合宿や実態調査の交通費補助、論文用紙、教材ソフト、コンピュータ関係の消耗品購入補助、学科の論文集発行等であり、個人単位、グループ単位、ゼミ単位、学科単位等で使用している。

- ③毎年、ほぼ 100%使用されている。本学は、小集団教育を重視しているが、ゼミ教育補助費は、学生の自主的・集団的な学修を促進する上で有効な支援策として機能している。

2) 教学促進費の活用状況

- ①理工学部においては授業の一環として第一線で活躍している技術者を招き、講演会を開催し、学生に出席を義務付けている。

【2004 年度 教学促進費による招聘講師と講義テーマ＜抜粋＞】

テーマ	講師の所属等
ケータイ・パルニバービ王国のガリバー	広島大学 名誉教授
海外における技術者の仕事	松下電器システム AV ユニット 部長
珪酸塩の化学と応用	東ソー(株) 南洋研究所 主席研究員
宇宙から地球を見る	宇宙航空研究開発機構 (宇宙利用推進本部)
ブロードバンド時代におけるメディア配信ソリューション	松下電器 都市開発システム本部
ソフトウェア開発とプロジェクト管理	日本 IBM(株) テクニカルコンピテンシー 部長
環境アセスメントとは何か	東レエンジニアリング プラント事業部アセスメント室長
渦糸群の挙動とその解析	九州大学大学院数理学研究院 助教授
大気中の CO ₂ 濃度の上昇と地球温暖化	気象庁 観測部環境気象課

- ②教学促進費の執行に関しては、前年度の予算編成段階で各学科で実施計画を立て、それに対して予算を割り振っている。各学科はその計画に基づいて講演会等を開催し、学科が主体となってバランス良く使用されている。学科によって異なるが、各学科 2～5 回程度の講演会を実施し、2004 年度は学部全体で 21 回もの講演会を開催している。
- ③多方面から多彩な外部講師を招くことは、学生の学修にとって有益である。学生の興味を引き出し、その知的好奇心を刺激し、学修意欲を高める効果をあげている。

3) 今後の課題と改善方策

教育補助費は、引き続き有効に活用していく。

6. 社会学部の現状と評価

1) ゼミ教育補助費の活用状況

使用方法については学科、研究科の意見を尊重したうえで、コピーカード、図書券を配付している。これらは、主にゼミにおける資料複写、文献の購入に使用されており、有効に使用されている。

2) 教学促進費の活用状況

- ①2004 年度は当初予算 353 千円から 638 千円に補正し、9 回の講演会等を実施した。教授会、学科会議で積極的に活用するように促した成果であるといえる。今後も積極的に活用できるシステムを整備していく必要がある。

テーマ	講師の所属等
タイ発展の光と陰～仏教社会タイにおける福祉の諸問題	元タイ王国国会下院労働 福祉問題審議会議長の相談役
放課後ワンクッション置いて帰宅する意味を考える — 知的障害の子どもの事例から	「特定非営利活動法人あかね会」理事長
遊びのサポート—私の意見	京都市藤森共同児童保育所強い子クラブ指導員

遊び場に大人がいることの悩ましき	(福) 世田谷ボランティア協会プレーパーク・チャイルドライン事業担当専門員、NPO法人に本冒険遊び場づくり協会運営委員
震災ボランティアを語る～さまざまな出会いを通して～	震災・まちのアーカイブボランティア代表
私が目指すNPO活動	(有) アイ・キャリアサポート取締役、NPO法人ヒューマンサポート協会代表理事
ソーシャルワークの視点を考える	指定介護老人福祉施設サンライフたきの里施設長
コミュニティに参画するために必要な「高度な知識スキル」をつける、大きな声でしっかり話す	NHK大阪放送局編成部担当部長アナウンス統括
	(株) テレマーケティングジャパンTMJ ユニバーシティートレーニングマネージャー
	(株) ベネッセコーポレーション経営企画部課長
社会保障裁判からみた社会福祉の職員の使命	弁護士、障害者の権利に関する委員会事務局長

- ②通常の授業の他に関連する分野の著名な研究者、現場の実務家等を臨時に講師として招き、各教員が担当する授業の内容を一層深めることを目的としている。現場の実態がよく分かることから、学生の評判が高いことが感想レポートから読みとれ、その拡充が望まれる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①社会学部ではコピーカードを一律に配付しているが、ゼミ教育補助費の趣旨である「ゼミ教育における教育効果を助長すること」に鑑み、さらに有効な活用方法を検討する必要がある。
- ②教育補助費については、引き続き積極的に活用していきたい。

7. 国際文化学部の実状と評価

1) ゼミ教育補助費の活用状況

- ①国際文化学部においては、基礎演習(1年次)、プレ演習(2年次)、演習Ⅰ・Ⅱ(3年次)、演習Ⅲ・Ⅳ(4年次)のゼミで使用されている。
- ②使途は、主に文献の購入、資料複写、発表レジュメの作成、ゼミ合宿や実態調査の交通費補助、論文用紙、教材ソフト、コンピュータ関係の消耗品購入補助等であり、個人単位、グループ単位、ゼミ単位等で使用している。
- ③国際文化学部は、ゼミ教育を重視しているが、ゼミ教育補助費は、学生の自主的・集団的な学修を促進する上で有効な支援策として機能している。

2) 教学促進費への現状と評価

- ①2003年度は、客員教授の細川護熙元首相など13名を招聘、14回の国際文化講演会を開催し、2004年度は14名を招聘し、14回開催した。

テーマ	講師の所属等
コリア語と日本語の交流	私立大学教授
アフリカ人の見た日本	京都府名誉友好大使/KANEBA 理事
中東情勢と国際テロ問題	外交官
中国語のテンスとアスペクトのシステム	客員教授
都市環境の観点から見たアジア途上国の持続可能な開発	研究センター研究員
ジェンダー論	会社業勤務(退職者)
Noh - かたとかんじよう	シテ方観世流

①地域通貨を知る ②コミュニティ活動と地域通貨	地域通過おうみ委員会代表理事
韓国文化財の調査研究	東北アジア考古学会責任者
漁業民俗について	漁業民俗研究家（元大学教授）
東南アジアから見る「東アジア経済圏」	シンガポール国立大学教授
イスラム神秘主義教団の旋舞とアレヴィ教団の男女の舞踏の相違について	国立大学 講師
現代中国における地縁経済と地縁文化の矛盾 - 制度と非制度のあいだ -	国立大学 研究所教授
新しい EU の変革への政治、経済、文化的な結論	元ドイツ総領事

- ②通常の授業のほかに関連する分野の研究者、特に、国際的・芸術的な活動者（外務省関係者、伝統文化の関係者等）や実践的な分野においては、多方面から多彩な外部講師を招くことは、学生の学修にとって有益である。すべての授業対象に募集し、有効に利用されている。
- ③こうした講演会は、学生の興味を引き出し、その知的好奇心を刺激し、学生の学修意欲を高める効果をあげている。引き続き有効利用に努めていく必要がある。

3) 今後の課題と改善方策

教学促進費は、学生が講演会等をととして外部の世界に触れる機会を用意しているといえるが、フィールドワーク等の体験学修のための補助費がない。大学全体の課題として検討する必要がある。

第5節 学修奨励制度等

本学においては、学生の主体的・積極的な学修を支援するために、奨励奨学金、表彰制度等を設け、学修意欲のある学生を支援するいくつかの仕組みが設けられている。その主なものとして、優秀で学修意欲の高い学生に対して支給する奨学金や支援金および他の学生の模範となる優秀な実績をあげた卒業生等に対する表彰を行う制度がある。

1. 学業奨学・支援金等の現状と評価

1) 奨学金・支援金の支給制度

本学には、学生生活支援システムの一環として多様な奨学金制度が設けられているが、学修意欲を刺激する主なものとして、次のものが挙げられる。多様な奨学金制度については、「第14章 学生生活（学部・大学院）」を参照。

(1) 学業奨学制度

①学業奨学金の支給の条件等は次のとおりである。

- イ) 対象：各学部の2～4年次生で学業成績および人物が特に優秀な者。
- ロ) 期間：当該年度とする。ただし、再申請を妨げない。
- ハ) 金額：奨学金の額は、原則として後期授業料相当額（文系学部：360,000 円／理工学部 470,000 円）とする。
- ニ) 選考方法：奨学委員会の議を経て学長が決定する。

②2004年度の支給実績は、次のとおりである。

学 部	支給人数(人)
文学部	20
経済学部	11
経営学部	9
法学部	9
理工学部	10
社会学部	11
国際文化学部	8
合 計	78

③本制度は、生活困窮学生への補助というよりも奨学的な側面に重点を置き、経済的側面から学生の勉学を奨励している。学生の学修意欲を刺激し、インセンティブを高める上で一定の役割を果たしている。

(2) アカデミック・スカラシップ制度（入学時奨学金制度）

①入学試験の結果に基づき、特に優秀な学生に対し、入学後2年間にわたり前期授業料相当額を給付する奨学金制度を実施している。これは優秀な学生の確保を主眼とした制度であるが、支給対象者にとっては学修意欲の刺激策としても作用していると考えられる。

②アカデミック・スカラシップの支給の条件等は次のとおりである

- イ) 対象：一般入試（A日程・B日程）の総合点の得点率が80%以上の合格者全員
- ロ) 期間：2年間
- ハ) 金額：文系学部 731,000 円（2年間）＜1年あたり 365,500 円＞
：理工学部 949,000 円（2年間）＜1年あたり 474,500 円＞

③本制度は、2005年度から新たに実施され、学業奨学制度と同様に、入学時の成績優秀者を対象に経済的側面から学生の勉学の支援を行っている。

④2005 年度の実績は、次のとおりである。

学部	支給者数等 対象者数(A)(人)	支給実績数(B)(人)	支給率(B/A)(%)
文学部	140	17	12.1
経済学部	54	6	11.1
経営学部	57	6	10.5
法学部	128	12	9.4
理工学部	246	15	6.1
社会学部	65	5	7.7
国際文化学部	41	3	7.3
大学合計	731	64	8.8

⑤この制度による入学生に対し複数回答のアンケートを行ったところ、本学を選んだ理由として「奨学金制度」をあげる回答者は 50%を超えた。それと同時に「教育内容・カリキュラム」との回答も 35%あり、本学選択の理由には単に奨学金制度だけではなく本学で学ぶことへの期待もうかがわれる。

(3) 親和会海外研修奨学生制度

①「親和会」とは、正規の教育課程に在籍する学生（大学院生を含む）の保護者の組織する団体であり、本学の教育に対して積極的な後援活動を行っている。その一環として、学生の海外研修・学修活動を支援することを目的として「親和会海外研修奨学金」を設けている。

②学業奨学金の支給の条件等は次のとおりである。

イ) 対象:国際人の育成を目的とし、日常の研鑽テーマを海外で積極的に実証・研修しようとする意欲ある学生

ロ) 金額:体験研修コース 10 万円以内(主に学部生)、研究研修コース 30 万円以内(主に大学院生)

③2004 年度の採用数は、体験研修コース 5 名が採用された。

学 部	学年	訪問国	テーマ
文 学 部	1	ドイツ	外国から学べる多くのこと
経済学部	2	カンボジア	ポルポト政権の前・中・後のシェムリアップ周辺の農村の移り変わりとはシェムリアップに押し寄せる都市化
法 学 部	3	スイス	教団による戦時の重大な人権侵害
法 学 部	4	フィリピン	フィリピンでのボランティアワーク
国際文化学部	3	中国	日本文化の源流と照葉樹林文化

(4) 文学部・短期大学部同窓会海外留学支援制度

①文学部・短期大学部同窓会が、大学と協力して次のような海外留学支援を行っている。

イ) 対象:文学部、文学研究科、短期大学部生で、龍谷大学の留学制度を利用し、海外留学する学生

ロ) 金額:年間授業料 50~100 万円、生活費月額 8 万円、往復渡航費

②過去 3 年の給付対象者数は、2002 年度 2 名、2003 年度 4 名、2004 年度 1 名となっている。

2) 今後の課題と改善方策

①学生の学修意欲を刺激する仕組みについては、前述したとおりの奨学金制度を中心に効果をあげていると考えられるが、アカデミック・スカラシップ制度(入学時奨学金制度)

については、入学後もこの制度を有効に機能させる方策を考える必要がある。アンケート結果に見られるような入学者の期待に応えるためにも、入学時の学修意欲をいかに持続させるか、そのための手だてが今後の課題ともいえる。

- ②経済学部：2006年度より資格・検定試験、コンテスト結果などのスキルアップをポイント化したキャリア・ポイント、個別科目の上位成績取得者に付されるグレード・ポイントを導入する。ポイント累計によって様々な優遇措置をとり、学生の成長を仲間と競える制度を設ける。

2. 表彰制度の現状と評価

1) 本願寺賞（成績等優秀卒業生表彰）

- ①卒業生の中から、学業成績、課外活動、ボランティア等で優秀な成績を残し、後輩である在学生の模範となるような成果をあげた者に対して、本学の設立母体である西本願寺教団が、その実績を称え卒業式のときに表彰（表彰状と記念品の授与）を行うものである。
- ②毎年、各学部教授会が1名を選定している。

2) 坂井賞（理工学部）

理工学部卒業生の成績優秀者の中から「坂井賞」（理工学部創設時に中心的役割を担った坂井利之教授の寄付を原資とした賞）受賞者を選定し、卒業式の時に発表および記念品の贈呈を行っている。

3) 今後の課題と改善方策

「坂井賞」については、2004年度に基金の枯渇により終了した。今後は同窓会組織のバックアップのもとに新たな賞を設けて当初の趣旨を全うしていく予定である。

第6節 諸課程等

1. 諸課程等の種類の現状と評価

本学は、学士課程の教育と併行して、学生の資格取得や自己能力の開発等を支援するために、次のような諸課程を設けている。

- ①教職課程
- ②社会教育主事課程
- ③博物館学芸員課程（大宮学舎・瀬田学舎）
- ④認定心理士資格基礎課程
- ⑤本願寺派教師資格課程
- ⑥特別研修講座

課程	目的・内容
開教使課程	将来、海外開教使（外国における真宗伝道）を志す者のために、必要な知識を修得させることを目的とした講座
職業会計士課程	簿記の初歩から指導を行い、商業簿記・工業簿記の基礎力・応用力を養成する講座 日本商工会議所 簿記検定試験 3級・2級の合格をめざす。
矯正・保護課程	民間篤志家や公務員としての矯正・保護・福祉の分野において活動することを志す者を対象に、必要な知識と技能を修得することを目的とした講座
法職課程	司法試験をはじめ、司法書士試験、各種公務員試験（裁判所事務官試験、家庭裁判所調査官補試験など）の合格をめざす学生に対し、体系的かつ効率的な学修カリキュラムを編成し、良質な講座および最新の試験情報などを提供し、受講生から多数の合格者を輩出することを目的とした講座
教職講座	教員採用試験突破のための基礎力・実践力を養成する講座
語学系講座 模擬試験 資格試験	〈語学系講座（深草）〉 TOEIC®講座等 〈模擬試験〉 TOEIC® IP/TOEFL®-ITP 〈資格試験〉 簿記検定試験
公務員講座	公務員合格をめざす対象として、教養・専門両試験に対応した講座
キャリア支援講座 （資格対策講座）	就職や将来のために、主に資格試験対策を目的とした講座 〈就職対策・資格取得系〉 社会保険労務士講座／旅行業務取扱主任者講座／宅地建物取引主任者講座／AFP・2級FP技能士養成講座／初級システムアドミニストレータ試験対策講座／MOUS®試験対策講座／秘書検定対策マナー講座／マスコミ就職講座／文章力・時事教養対策講座／行政書士講座 〈資格試験・模擬試験〉 秘書技能検定試験

- ⑦プレイワーカー（財団法人プレイスクール協会が認定する民間資格）
- ⑧国家試験受験資格（社会福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格）
- ⑨任用資格（社会福祉主事任用資格、児童指導員任用資格、児童福祉司任用資格、母子指導員任用資格、身体障害者福祉司任用資格、知的障害者福祉司任用資格）

以上のとおり、本学は、正規の教育課程とともに多様な諸課程等を開設し、資格取得や試験合格を積極的に支援している。

2. 主な課程の概要と評価

1) 教職課程

- ①教育職員免許法に基づき、本学が認定を受けている免許状の種類は次のとおりである。
 本学学則に定める所定の単位を修得することによって、次の教科の免許状が取得できる。

学部	免許教科	学部		大学院	
		中学校教諭	高等学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭
		一種免許状	一種免許状	専修免許状	専修免許状
文学部	宗教	○	○	○	○
	社会	○		○	
	公民		○		○
	地理歴史		○		○
	国語	○	○	○	○
	外国語(英語)	○	○	○	○
経済学部	社会	○		○	
	地理歴史		○		○
	公民		○		○
	商業		○		
経営学部	社会	○			
	地理歴史		○		
	公民		○		
	商業		○		○
法学部	社会	○		○	
	地理歴史		○		
	公民		○		○
理工学部	数学	○	○	○	○
	情報		○		○
	工業		○		○
	理科	○	○	○	○
社会学部	社会	○		○	
	地理歴史		○		
	公民		○		○
国際文化学部	外国語(英語)	○	○		

- ②国際文化学部においては、2001年度から中・高等学校教諭一種免許状（英語）の履修課程を整備した。現在、「教科に関する科目」について検討を加えており、英語という言語を支える文化の位置づけを強化するために科目変更が予定されている（2007年度から）。
 ③教員免許状の取得者の進路支援のために、キャリア開発部では、教員採用試験対策講座を、深草・瀬田の両キャンパスで開設している。

④過去３年間の、免許状取得者数は次のとおりである(学部<一種>および大学院<専修>)。

【学部 2002 年度】

学 部	免許状取得者実数	中学校	高等学校	養護学校	合計(延数)
文学部	180	128	213		341
経済学部	17	9	23		32
経営学部	5	2	5		7
法学部	24	12	30		42
理工学部	11	8	11		19
社会学部	11	6	12	1	19
合 計	248	165	294	1	460

【学部 2003 年度】

学 部	免許状取得者実数	中学校	高等学校	養護学校	合計(延数)
文学部	135	101	141		242
経済学部	15	8	16		24
経営学部	10	6	18		24
法学部	6	4	8		12
理工学部	34	25	42		67
社会学部	10	3	7	2	12
合 計	210	147	232	2	381

【学部 2004 年度】

学 部	免許状取得者実数	中学校	高等学校	養護学校	合計(延数)
文学部	152	119	172		291
経済学部	10	7	15		22
経営学部	13	5	18		23
法学部	14	9	22		31
理工学部	35	22	44		66
社会学部	22	15	23		38
国際文化学部	37	35	37		72
合 計	283	212	331		543

【大学院 2002 年度】

研究科	免許状取得者実数	中学校	高等学校	合計(延数)
文学研究科	18	12	17	29
理工学研究科	7	7	7	14
合 計	25	19	24	43

【大学院 2003 年度】

研究科	免許状取得者実数	中学校	高等学校	合計(延数)
文学研究科	21	17	20	37
法学研究科	1	1	1	2
経済学研究科	2	2	3	5
理工学研究科	6	3	6	9
合 計	30	23	30	53

【大学院 2004 年度】

研究科	免許状取得者実数	中学校	高等学校	合計(延数)
文学研究科	27	18	28	46

⑤前出の表のとおり、各学部・研究科ともに、毎年ある程度の数の学生が教職免許状の取得している。

⑥過去 3 年間（2002～2004 年度）の教員への就職状況を見ると、次のようである。「大学基礎データ表 8 就職・大学院進学状況」を参照。

学 部	2002 年度	2003 年度	2004 年度	合 計
文学部	12	7	6	25
経済学部	1	1	0	2
経営学部	0	0	1	1
法学部	0	1	0	1
理工学部	6	1	3	10
社会学部	1	0	1	2
国際文化学部	0	0	3	3
合 計	20	10	14	44

⑦文学部を中心として、毎年、少数ながら人材を送り出してはいる。しかし、採用状況が年々厳しくなっており、減少傾向にある（基礎データの数字は大学に届けがあった分の集計であり、実際はもう少し増えると推察される）。

2) 博物館学芸員課程

①この課程は、主に文学部と国際文化学部の学生を対象にして開設されている。大宮キャンパスと瀬田キャンパスにそれぞれ独自の実習室等を整備している。

②このうち瀬田キャンパスには国際文化学部の特性を活かして学生のキャリア形成を支援するために 2001 年度に設置された。滋賀県立近代美術館や滋賀県埋蔵文化財センターとともにびわこ文化ゾーンにその一角を占めている立地条件や、学生からの要望もあって設置することとなった。博物館学に関する学識はもとより、国際的な感覚とすぐれた語学力を備えた資質の高い学芸員を養成することが主たる目的である。

イ) 必修科目である「博物館実習（3 単位）」の定員は、原則として 30 名以内である。履修者数等の推移は次のとおりである。

年 度	2001	2002	2003	2004	2005
受講登録者	1	43	31	25	28
単位修得者	1	43	31	25	

ロ) 海外留学により長期間大学を離れる等のために、博物館実習の履修が困難になる学生がみられる。学生が履修する前にこのような困難について周知をはかり、履修を計画的にするよう指導を徹底したい。

ハ) 申し込み後、実習を放棄する学生が出ている。実習先の博物館等の機関に、積極的に受け入れてもらうためには、こうしたキャンセルを極力減らし、実習先を安定して確保する必要がある。

3) 特別研修講座－職業会計士課程

①主に経営学部の学生を対象にして開設されている。

②職業会計士課程は、税理士、公認会計士など職業会計人（士）をめざす学生に対し、1

年次の初期段階から、簿記会計に関し、資格取得のために必要な基礎学力と応用能力を修得させることを目的としている。この目的を達成するために、初級、中級、上級の3つの講座（コース）を設けている。2005年度は、初級講座（日商簿記検定試験3級講座／商業簿記）および中級講座（日商簿記検定試験2級講座／商業簿記・工業簿記）を開設している。

- ③近年の受講者数の推移と合格者の実績は次のとおりである（経営学部以外の学生若干名を含む）。

【受講者数の推移】

（単位：人）

年度	2002	2003	2004	2005
2級	19	6	9	27
3級	18	10	15	21
合計	37	16	24	48

【受検者および合格者数の推移】

年度	2002		2003		2004		2005	
	合格/受検(人)	合格率(%)	合格/受検(人)	合格率(%)	合格/受検(人)	合格率(%)	合格/受検(人)	合格率(%)
2級	0/2	0	0/2	0	1/2	50	2/4	50
3級	10/14	71.4	7/9	77.8	1/1	100	2/3	66.7

- ④受講者自体はある程度数を保ちながら推移しているが、近年、受講者のレベルの低下傾向が見られ、簿記検定試験の受検者が減少している。2006年度以降、抜本的な見直しを行う予定である。

4）特別研修講座－法職課程

- ①法職課程では、司法試験をはじめ、司法書士試験、各種公務員試験（裁判所事務官試験、家庭裁判所調査官補試験など）の合格をめざす学生を対象に、徹底した目的思考で何をどこまでどのような順序で学修するかを問い、無駄のない科学的・合理的学修法を行う。法律の知識だけでなく、実際に活用し、本当に要求される能力とは何かを真剣に考えたプログラムを提供している。
- ②各プログラムは、次のとおりである。

＜現行司法試験・法科大学院(ロースクール)入試＞

講座名	科目	開講	受講対象
体系マスター講義	憲・民・刑	後期	1年生以上
法律基礎マスター講義・答練	憲・民・刑	通年	2年生以上
法律基礎マスター講義・答練	商・民訴・刑訴	通年	3年生以上
法律応用・論文マスター講義	憲・民・刑	通年	3年生以上
法律応用・論文マスター講義	商・民訴・刑訴	通年	3年生以上
新・択一マスター講義	憲・民・刑	通年	3年生以上
適性試験直前対策講座	推論・読解・演習	前期	3年生以上
適性試験対策講座（基礎）	推論・読解・演習	後期	1年生以上
ロースクール小論文・法律時事			3年生以上

＜その他 オプション講義＞

講座名	開講	受講対象
法律応用マスター答練	通年	3年生以上
ペースメーカー講座	通年	3年生以上
論文直前答練	通年	3年生以上
全国公開択一答練	通年	3年生以上
適性試験プレ模試	通年	3年生以上

＜司法書士試験対策＞

講座名	開講	受講対象
司法書士入門講座	通年	3年生以上

＜ゼミ・その他＞

ゼミ名	受講対象者
フォローアップゼミ	論文マスター修了者
合格アシストゼミ	択一試験受験経験者
司法書士 初級ゼミ	基礎マスター修了者
司法書士 中級ゼミ	初級ゼミ修了者

講座名
法律秘書実務

③本課程の活用した者の中から、次のような合格者が出ており、課程の成果は一定あがっているといえる。

(単位:人)

年 度	2003	2004	合 計
司法試験	2	2	4
司法書士	10	8	18

特に司法試験は、近年、2名以上の合格者が続いており、長年の努力が結実しつつあると評価できる。2005年度においても複数の合格者が出る可能性が高い。

5) 特別研修講座－矯正・保護課程

(1) 矯正・保護課程の目的

本課程は、刑務官、法務教官、保護観察官および福祉分野での活躍をめざす人材の養成を目的とするものである(1978年に法学部を中心に開設)。法学部では、本課程に開設されている科目中10科目32単位まで、卒業単位として認定し、法政総合コースにおいては内2科目(計6単位)をコア科目に指定している。

(2) 学外からの支援

本課程は、開設当初より、私学振興助成財団(現日本私立学校振興・共催事業団)から、「特色ある教育研究」として評価され、補助金を得てきた。講義担当者は、矯正・保護施設の現職者と退職者ほぼ半々の比率を原則として、課程を運営している。また毎年、矯正・保護施設の協力を得て、矯正施設の参観学修(約10カ所)を実施している。

(3) 研究促進と教育への還元

①機関誌『矯正講座』を発行(年1回)し、実務家を講師とする研究会を開催、さらに共同研究を中心とする研究活動を展開し、実務と理論の架け橋として、内外の研究者・実

務家から大きな期待を寄せられている。

- ②2002 年度からは、学術フロンティア推進事業の一環として、日本で初めての刑事政策分野に特化した研究所「矯正・保護研究センター (Corrections and Rehabilitation Research Center : CRRC)」が開設された。
- ③本センターは、法律学のみならず、社会学、心理学、教育学、宗教学など幅広い分野の研究者や実務家の協力を得て、学際的な共同研究プロジェクトの展開や若手研究者の養成に取り組むとともに、内外の研究者や関係諸団体とのネットワークも広げている。
- ④研究の成果は教育にも反映させている。

(4) 矯正・保護の教育課程等

本課程のカリキュラムは、次のとおりである。担当者は、矯正施設関係の実務の専門家が担当しており、現場経験を活かした講義を展開しており、受講生の関心を高める上で有効である。

①矯正・保護課程受講者（2004 年度）

科目名	単位	講義テーマ
矯正概論	4	犯罪者の施設内処遇(成人施設中心)
矯正概論 A	2	矯正関係法令と国際準則
矯正概論 B	2	犯罪者の施設内処遇－受刑者を中心として－
矯正教育学	4	非行少年についての問題と少年施設における処遇
矯正教育学 A	2	少年院における教育指導と少年非行の問題について
矯正教育学 B	2	少年院における教育活動
矯正社会学	4	少年矯正を中心とした社会学
矯正社会学 A	2	少年矯正(特に少年院)の社会学
矯正社会学 B	2	少年矯正(特に少年院)の社会学
矯正心理学	4	非行少年・犯罪者の心理と処遇
矯正心理学 A	2	犯罪者・非行少年の心理とその鑑別を巡る諸問題
矯正心理学 B	2	犯罪者・非行少年の心理とその鑑別を巡る諸問題
矯正医学	2	医療少年院の現場から
成人矯正処遇	2	成人矯正施設においていかなる処遇が展開されているか
保護観察処遇	2	保護観察処遇の理論と実際
保護観察処遇	2	保護観察における処遇の理論と実際
保護観察処遇	2	保護観察処遇の理論と実際
更生保護概論	4	犯罪や非行に陥った者の社会内処遇を中心として
更生保護概論 A	2	犯罪や非行に陥った者の社会内処遇を中心として
更生保護概論 B	2	犯罪や非行に陥った者の社会内処遇を中心として
犯罪学	2	犯罪を科学する
被害者学	4	被害者支援の状況と被害者の権利

②矯正・保護施設の参観学修（2004 年度）

イ) 次の 12 カ所の矯正施設を参観した。

奈良少年院、奈良少年刑務所、和歌山刑務所、大阪医療刑務所、大阪刑務所、京都少年鑑別所、更生保護法人「盟親」、交野女子学院、浪速少年院、宇治少年院、京都医療少年院、滋賀刑務所

ロ) これらの矯正施設の現場参観は、本学の矯正課程の大きな特徴であり、矯正施設で現場の刑務官等から、直接、矯正施設の具体的な役割や問題点を聴くことは、受講生の理解を促進し、その関心を高めるうえで大いに貢献している。いずれの施設において約 30～40 の参観者があった。

③矯正・保護課程修了者：卒業年次生で 4 科目 16 単位以上取得、施設参観 2 日以上参加

・2001年度 16名、2002年度 12名、2003年度 11名、2004年度 16名

④国家公務員採用試験合格者を囲んでの懇談会

講師として、法務教官採用試験合格者を招いて、矯正関係施設の仕事の内容等について懇談し、学生の進路支援や課程のカリキュラムの充実に努めている。毎年約30名の学生と10名以上の教員が参加し、有意義な懇談が行われている。

(5) 矯正保護施設への就職者

開設26年目を迎えたが、開設以来3,000人以上が本課程の講義を受講しており、毎年数名、計100名以上が矯正施設や保護施設に就職している。また、教誨師、保護司、篤志面接委員、民生委員として多数活躍している。このように受講者の中から、矯正・保護の分野で活躍する人材が輩出されており、学生の進路支援として実績のある課程である。

矯正・保護の分野に関心をもつ学生が年々増加していることは、受講者数の伸びからも明らかである。矯正・保護施設の参観学修についても、学生の関心は高く、教育効果を高めている。

以上(1)～(5)のとおり、矯正・保護課程は、本学の伝統を活かしつつ、実務との連携を十分はかりながら、学生に対する教育効果という側面でも、また進路援助という側面でも、着実に進展している。

6) 特別研修講座－開教使課程

- ①この課程は、本学の建学の精神である親鸞聖人の教えを世界に広める海外開教使（外国における真宗伝道）を志す者を対象に、必要な知識を修得することを目的としている。
- ②開講科目には英語によって仏教知識を修得できる科目、キリスト教と浄土真宗の比較を行う科目があり、開教使を志す者以外に、英語と仏教に興味を持っている者や、比較宗教に興味を持つ者にとっても有用である。
- ③開設している授業科目は、次のとおりである。

科 目 名	授業のテーマ
仏教英語演習（会話Ⅰ）	浄土真宗の英語伝道の実践的考究と基礎的演習
仏教英語演習（会話Ⅱ）	仏教英語表現法
英文仏典購読	英訳『教行証文類』
英会話	浄土真宗の海外伝道に向けて
開教演習Ⅰ	親鸞撰述聖教を英文で読む
開教演習Ⅱ	親鸞の英語文献
開教演習Ⅲ	仏教とキリスト教対話
特殊講義A	T A N N I S H O
特殊講義B	英文で読む『歎異抄』
実習（海外実習を含む）	海外実習

(注)実習(海外実習を含む)：本課程の実習は、将来海外開教区(ハワイ・北米・カナダ・南米)において浄土真宗本願寺派の開教使として伝道実践に従事するために知っておかなければならない開教現場の基礎的研修プログラムである。

- ④なお、海外開教使の職に就くためには、浄土真宗本願寺派（西本願寺）国際部が主催している国際伝道講座(開教使養成研修)を受講する必要がある。本課程を修了した者は、国際伝道講座の受講可否の選考(一次選考)の際に優先的に考慮される。
- ⑤ここ3年間の課程修了者は、次のとおりである。課程修了者は少ないが、毎年修了者を出しており、人材育成の効果はあがっている。
 - ・2002年度（受講者10名、修了者2名）
 - ・2003年度（受講者13名、修了者1名）

- ・2004 年度（受講者 10 名、修了者 1 名）

3．今後の課題と改善方策

矯正・保護課程：問題点としては、受講者数が飛躍的な伸びを見せていることと比較すると、所定の単位取得による本課程修了者数が増えていないという点があげられる。これは、学部の正課の教育課程と本課程の時間割に改善すべき点があることによる。

第6章 大学院各研究科の理念・教育目標等

第1節 文学研究科

【大学院研究科の使命および目的・教育目標】

A 群・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B 群・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

1. 理念・目標

文学研究科は、各専攻領域にかかわる文献資料に基づく実証的な教育・研究を継承・発展させ、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を養うべく研究者の育成をめざすとともに、修士課程においては、高度の専門知識を有する職業人の育成を基本目標とし、また生涯教育の場として大学院教育を望む社会人の大学院生に対する教育にも力を注いでいる。

- ①大宮図書館に蔵する貴重な文献資料・歴史的史料を活用し、高度な研究能力を身につけた研究者を育成する。
- ②深い学識と、幅広い教養を身につけた教職関係者および高い専門性を備えた博物館学芸員、臨床心理士、日本語教師などを養成する。
- ③真宗学、仏教学を中心に高い専門職的知識を活かし、「伝道」活動を通して、社会に貢献する人材を育成する。
- ④学術研究の国際化に対応して、海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）*（2006年度開設予定）をも活用しながら、国際的に通用する研究者を育成する。

2. 人材養成の達成状況と評価

文学研究科は、1954年度に新制大学院初の修了者を出して以来、半世紀に及ぶ伝統と歴史を有している。その間、2004年度末までに、2,653名におよぶ修士課程修了者を養成してきた。ここ5年に限って言えば、修士課程修了者420名、博士後期課程満期退学者134名、課程博士授与者13名を輩出してきた。これらの数字に顕著なように人文学領域での高度で専門的な能力を備えた人材を積極的に養成し、社会的要請に応えてきたといえる。なお、過去5年間の文学研究科の各課程の修了者、および課程博士授与者は次のとおりである。

（単位：人）

課程 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	合 計
修 士	78	93	79	71	99	420
博士後期	0	2	4	3	4	13
合 計	78	95	83	74	103	433

【参考：博士後期課程単位修得満期退学】

（単位：人）

課程 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	合 計
博士後期課程	19	24	35	23	33	134

以上のとおり人材育成の目的は概ね順調に達成していると評価できる。近年は、特に課程博士の学位取得への意欲が高まっている。また、外国人留学生の課程博士学位取得者もみられるようになった。

*海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）：後に Ryukoku University Berkeley Center (RUBeC) と呼称することとなった。

3. 今後の課題と改善方策

- ①課程博士の学位授与者は近年順調に増加しているが、今後さらに増加させていく。
- ②審査制度のより一層の合理化をはかるとともに、透明性、客観性を高める。
- ③学位授与までの手続きの簡素化をはかり、そのためのフローチャートを作成することによって、積極的な申請を促す。

第2節 経済学研究科

【大学院研究科の使命および目的・教育目標】

A 群・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B 群・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

1. 理念・目標

経済学研究科は、豊かな経済社会の形成に資する創造的な経済理論および具体的な応用分析の能力を身につけ、有機的・総合的な構想力と企画力を有する職業人や高度の見識を持つ人間性豊かな人材を育成することをめざしている。

- ①修士課程においては、経済学の専攻分野の研究能力養成と専門性を要する職業等に必要能力を養成することを目的としている。
- ②博士後期課程においては、経済学の専攻分野について、研究者・高度専門職業人として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

多様化・高度化・グローバル化がさらに進む 21 世紀の経済社会において、社会のニーズに積極的に応える人材を育成するために、経済学の伝統的な諸分野に加え、環境問題、地域問題、ジェンダー問題等「国境を越えた諸関係現象」を体系的に研究する日本初の民際学研究コースをはじめ、財政・公共経済学研究コース、NP0・地方行政研究コース（法学研究科との共同運営）を立ち上げた。

経済学研究科の理念・目標は、このような創造的な理論を構築する力と優れた応用力をもった研究者専門家の育成をめざすとともに、広く社会人に門戸を開き、高度専門職業人の養成に取り組み、社会の変化に対応した人材の育成をめざすことにある。

2. 人材養成の達成状況と評価

1) 課程修了者数の推移

経済学研究科の課程修了者は、研究科設置から 2004 年度末まで、修士課程修了者 210 名、博士後期課程修了者 9 名に及ぶ。特に第 3 次長期計画で大学院拡充策を打ち出した以降は、修了者（主に修士課程）が増えてきた。また最近では、課程博士の修了者も毎年出ており、経済学領域での高度な専門的能力を備えた人材を積極的に養成し、社会的要請に応じてきた。なお、過去 5 年間の修了者は「**大学基礎データ表 7 大学院における学位授与状況**」のとおりである。

（単位：人）

課程 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	合 計
修 士	22	15	19	27	16	99
博士後期	1	1	1	1	2	6
合 計	23	16	20	28	18	105

以上のとおり、修士課程における人材育成の目的は概ね順調に達成していると評価できる。また、博士後期課程において、課程博士を毎年出していることは評価できる。

2) 高度専門職業人の育成状況

- ①税理士法の一部改正（2002 年 4 月）後、税理士志願者の入学者は若干減少したが、改正後も税理士志願者が本研究科にて税法等を学修している（2005 年度修士課程 1 年生 1 名、2 年生 2 名、3 年生以上 1 名 計 4 名在学）。教学部（経済学部）で把握しているもので、

本研究科修了後、税理士となった者は 21 名を数える。

- ②分権社会における地域人材の養成のために、NPO・地方行政研究コースを設けている。
NPO・NGO 団体や地方自治体と互恵的な協定を締結し、現在、協定先より本コースに 2003 年度 5 名、2004 年度 2 名、2005 年度 4 名が在学し、これまで 2003 年度 2 名（うち 1 名は課題研究による修了）、2004 年度 1 名が修了した。当コースでは、勤務・業務を継続したまま短期集中的な研究指導によって修士号を取得し、職員としてキャリアアップすることが可能なオンジョブ型の 1 年制修士課程として認知され、業務の内容を研究課題とすることが可能となっている。
- ③社会人入試、一般入試により他のコースと同様、在学期間を 2 年とする NPO・地方行政研究コースも設けており、地方自治体や NPO・NGO 等諸団体に、半年から 1 年にわたる「長期インターンシップ」を行い、実務経験学習の機会とする履修モデルを用意している。
この長期にわたる実務経験学習と大学における理論教育を組み合わせた体系的な研究・学修により、地域社会に即応した明確な目的意識を有する実践的かつ高度専門的な人材を育成していくことも可能としている。
- ④社会人入学試験によって入学した社会人院生の在学学生（2005 年度については）、修士課程 1 年生 6 名、2 年生 4 名、3 年生以上 3 名の合計 13 名が在学している。
- ⑤経済学研究科では 9 月入学による受け入れ、4 月入学による受け入れ（秋期日程・春期日程）を設定している。
- ⑥社会人を対象とした入学試験では、研究論文を提出する場合、入学試験では口述試験のみとし、専門科目・外国語を含めた筆答試験を課さず、提出された研究論文と研究計画書を含めた出願書類に基づき、合否判定を行っている。
- ⑦前述による入学者（研究論文を提出する社会人入学試験において）については、経済学研究科修士課程修了要件にかかる外国語科目（2 単位）の単位修得について免除を行っている。

以上のとおり高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成する目的については、一定の成果をあげているといえる。

3. 今後の課題と改善方策

- ①修士課程の修了者は、最近概ね順調であるが、院生の研究分野も多様化し、十分な指導体制が整わない状況がある。今後さらに成果をあげるためには人的手当が必要であるが、財政計画との関連で長期的な視野に立って検討せざるを得ない。
- ②NPO・地方行政研究コースについては、軌道に乗りつつあるが、今後、法学研究科をはじめ社会学研究科との連携を一層深め、さらなる発展を期したい。そのためにも提携先の NPO や地方自治体との交流を一層深めることが重要である。
- ③博士課程修了者数が少ない。今後は、留学生をはじめとして学位（博士）取得者の数を増やすよう努める必要がある。
- ④修士課程を修了した者の就職問題が大きな課題である。大学院生に特化した就職支援システムの構築等を検討することは今後の大きな課題である。

第3節 経営学研究科

【大学院研究科の使命および目的・教育目標】

A 群・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B 群・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

1. 理念・目標

産業社会は、21世紀に入ってグローバルで劇的な変革の時期を迎え、IT、バイオ等の新技術の登場、少子高齢化の進展等、技術・市場の両面で大きく変化しつつある。新ビジネスも次々と生まれており、新しい事態に対応し、新事業創造を担いうるリーダー的素養をもった高度専門職業人の育成が強く求められている。

また経営学の研究領域も、その動きに対応して学際的広がりをもち、かつ実証的に研究する必要性が高まっている。このような状況に対応して、経営学研究科では、アカデミック・コースとビジネス・コースを置き、次のような人材の育成をめざしている。

- ①修士課程では、「豊かにして自由な学問の場」、「高度な職業人の養成の場」という2つのテーマのもと、社会の発展に貢献する人材の育成をめざす。
- ②博士後期課程においては、「経営学の新しい方向を開拓する研究者の養成」、「国際交流に基づく海外研究者の養成」、「産業界の要請に基づく研究者の養成」という課題を設け、さらに高度な研究能力を持った人材の育成をめざす。

このような教育理念・教育目標の下に、広く社会人に門戸を開き、高度専門職業人の養成・リカレント教育に取り組んでいくとともに、創造的な理論を構築する力と優れた応用力をもった研究者専門家の育成をめざしている経営学研究科の理念・目標は、社会の変化に対応した人材の育成をめざした教育・研究機関としての適切性を備えているといえる。

2. 人材養成の達成状況と評価

1) 課程修了者数の推移

- ①経営学研究科の課程修了者は、研究科の設置（1982年）以来、2004年度末まで、修士課程修了者265名、博士後期課程修了者（学位取得者）8名である。なお、過去5年間の大学院研究科の学位取得者は次のとおりである。

（単位：人）

課程 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	合 計
修 士	18	22	18	9	10	77
博士後期	0	0	0	0	0	0
合 計	18	22	18	10	10	77

- ②修士課程における人材育成の目的は概ね順調に達成しているといえる。ただし、2002年度以降の修了者は減少傾向にある。
- ③博士後期課程の修了者は、最近はいない。それ以前は7名の修了者が出ていたことと比較すると、かなり少ないと言わざるを得ない。

2) 高度専門職業人の育成状況

- ①社会人ビジネス・コース修了者は、2003年度8名、2004年度9名である。ビジネス・コースは、2003年度にカリキュラム改革を行い、これまでの夜間・土曜日の開講制から日曜日も開講し、社会人が学びやすい環境づくりを行うとともに、実務経験豊かな教員による実務系講義を行い、社会人学生が実務経験したことを専門的に深める機会を提供している。様々なキャリアの社会人がともに議論しあうことによりお互いの問題意識が磨

かれ、学ぶ意欲が増している。

- ②ビジネス・コース生は、修士論文あるいは課題研究の作成において、実社会に生起する諸課程を学術的に掘り下げることにより高度専門職業人の養成に資している。
- ③ビジネス・コース修了生においても、2002年3月修了生以降だけでも、税理士資格を取得した者（2名）や職場でのキャリアアップなど、高度専門職業人の養成の成果も一定あがっている。

3. 今後の課題と改善方策

- ①ビジネス・コースの今後とも関連することであるが、専門職大学院設置の可能性を模索している段階にある。2003年度の経営学研究科委員会において、専門職大学院設置調査委員会を設置し検討を行ったが、2003年度はビジネス・コース新カリキュラムの実施初年度であり、時期尚早との結論に達した。その後、経営学研究科単独で、2006年度より桃山学院大学大学院との共同企画で、「日中連携ビジネスプログラム」を立ち上げることを決定した。これは、中国ビジネスの専門職を育成しようとする将来の専門職大学院をにらんだ試みである。
- ②アカデミック・コースの見直しは遅れているが、今後の課題としては、研究者養成大学院から専門職養成大学院への脱皮も含め検討を行う。

第4節 法学研究科

【大学院研究科の使命および目的・教育目標】

A 群・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B 群・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

1. 理念・目標

法学研究科は、建学の精神と学部設立の理念でもある護憲の精神を、大学院の教育・研究において高度に展開するために、法学・政治学の学術理論および応用の教授とその深奥をきわめて文化の発展に寄与することを目的として設置、運営されている。

- ①修士課程においては、法学・政治学の専攻分野の研究能力と専門性を要する職業等に必要能力とを養成することを目的としている。
- ②博士後期課程においては、法学・政治学の専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

近年、社会の複雑化・高度化・国際化・情報化の進展にともない、法学・政治学の研究者の養成とともに、法律、政治、政策に関する専門的な知識をもった一般の職業人や企業人、公務員あるいはNPO職員などの養成も求められるようになってきた。法学研究科はこのような社会的ニーズに応え、かつ「多様な個性こそ新しい発想を生みだす源である」という考え方のもとで、社会人や他大学の卒業生など幅広い分野から人材を受け入れ、新しい知的コミュニティの形成をめざしている。

法学研究科（修士課程）ではこうした社会的なニーズを踏まえ、法学コース、専修コース、政策学コース、国際学コース、NPO・地方行政研究コース（経済学研究科および社会学研究科と合同運営）の5コースを設け、幅広く法学・政治学を追究できる教育・研究環境を整えている。

創造的な理論を構築する力と優れた応用力をもった研究者・専門家の育成をめざして、広く社会人に門戸を開き、高度専門職業人の養成・リカレント教育に取り組んでいる法学研究科の理念・目標は、社会の変化に対応した人材の育成に適合した教育・研究環境を展開するうえでの基本となっている。

2. 人材養成の達成状況と評価

1) 課程修了者数の推移

- ①法学研究科の課程修了者は、研究科の設置（1972年）以来2004年度末まで、修士課程修了者308名、博士後期課程修了者（学位取得者）3名である。なお、過去5年間の大学院研究科の学位取得者数は次のとおりである。

（単位：人）

年度 課程	2000	2001	2002	2003	2004	合 計
修 士	22	43	28	27	32	152
博士後期	1	0	1	0	0	2
合 計	23	43	29	27	32	154

- ②修士課程における人材育成の目的は、順調に達成している。入学定員25名（5年間の合計125名）に対して、過去5年間平均で121.6%の充足率である。
- ③博士後期課程の修了者は、課程開設以来3名にとどまり、極端に少ないといわざるを得ない。

2) 高度専門職業人の育成状況

- ①税理士法の一部改正（2002 年 4 月）後、税理士志願者の入学者は若干減少しただけで、改正後も少なからぬ税理士志願者が本研究科にて税法等を学修している。本研究科修了後、税理士になった者の正確な数は不明であるが、少なくとも 30 人以上いることは確かである。
- ②地域人材の養成のために、NP0・地方行政研究コースを設けている。NP0 団体や地方自治体と連携協定を締結し、現在、協定先より本コースに 5 名が在学し、これまで 9 名が修了した。
- ③社会人の院生は、2005 年度、修士課程において 28 名（在籍率 36.4%）在学している。

以上のとおり高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成する目的については、一定の成果をあげているといえる。

3. 今後の課題と改善方策

- ①修士課程は、順調に修了者を出しているが、学生の学修分野も多様化し、十分な指導体制が整わない状況がある。特に税理士志望者に対する指導体制については、経済学研究科や経営学研究科と連携をはかりつつ、全学的観点から検討する必要がある。人的な手当を含めて体制の整備を行う必要がある。大学院の拡充が全学的に重要な課題となっているが、財政計画との関連で長期的な視野に立って検討せざるを得ない状況にある。
- ②学部段階の法学、政治学教育の目標が基礎、基本の修得におかれるようになるにつれ、より専門的な法学、政治学教育は大学院段階で行われるようになっていくことは間違いない。飛び級制や早期進学制（3 年ないし 3 年半で学士号を取得して大学院に進学する制度）を導入することも含めて、学部教育との連携の問題が重要な課題となっている。
- ③NP0・地方行政研究コースについては、軌道に乗りつつあるが、今後、経済学研究科および社会学研究科との連携を深め、さらなる発展を期したい。そのためにも提携先の NP0 や自治体との交流を一層深めることが重要である。
- ④博士後期課程修了者が数少ない。今後は大学の研究者養成だけでなく、他の専門的ポジション（例えば弁護士や司法書士、企業の法務担当者）等にも門戸を開く方向で検討を進めたい。また学位（博士）取得者の数を増やすよう努める必要がある。
- ⑤修士課程を修了した者の就職問題が大きな課題である。修了者数の面で目標を達成したとしても、修了者が現実に学修成果を活かしうる職業につけるかどうかは別問題である。むしろ、一般的に言えば修了生は就職に苦労している。大学院生に特化した就職支援システムの構築等を検討する。このことは今後の大きな課題である。また、いわゆるパラリーガル*等への就職をも視野にいたれた教育課程、受験対策も検討課題である。
- ⑥社会のニーズに対応して、改革を重ねていかざるをえないが、法科大学院の将来が不透明であることから、明確な将来像を描ききれない状況にあることも事実である。現在、将来計画の検討を進めている。

*パラリーガル : paralegal. 法律事務専門職。弁護士等の監督のもと法律に関する業務を行う専門職を指す。

第5節 理工学研究科

【大学院研究科の使命および目的・教育目標】

A 群・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B 群・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

1. 理念・目標

理工学研究科は、日本の仏教系私立総合大学において初めての自然科学系大学院であり、本学の設立基盤である仏教の思想を基礎に置き高度の専門知識を有する科学技術者を育成し、日本の社会に貢献するとともに、科学技術のあるべき道に導く指導者を育てることを教育理念としている。

自然界の事物や現象の解明に重点を置く理学と、それらの研究成果を応用して発展する工学の両者を融合させた研究を推進しており、研究活動を通じて、技術ばかりではなく人間性をも高める教育を積極的に推進している。特に最近では IT 分野の研究活動にも重点が置かれている。そうした情報分野と、各教員の専門による幅広い分野の基礎科学・工学を複合した研究を通じ、社会の持続的発展と福祉向上に寄与できる人材の育成をめざしている。

理念・目標を達成するために、現在、理工学研究科には「数理情報学」、「電子情報学」、「機械システム工学」、「物質化学」の4専攻を設置している。

大学の研究機関として、科学技術共同研究センター、文部科学省の助成を得て設立されたハイテク・リサーチ・センター、古典籍デジタルアーカイブ研究センター、里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センターが設置され、種々の分野で先端的な学術研究活動を進めている。

また、Ryukoku Extension Center (REC) を通じた産学連携活動は、研究成果の社会への還元やベンチャー企業の育成に役立っている。このようなベンチャー企業の中には理工学研究科の卒業生が設立したものもあり、卒業後の支援も行っている。

社会人として研究業績のある人には、博士後期課程に「高度専門研究特別講義」を置き、博士論文の指導を密に行うことによって短期に学位を取得できるよう支援する制度も設けている。

2. 人材養成の達成状況と評価

- ①理工学研究科の課程修了者は、研究科設置から2004年度末まで、修士課程737名、博士後期課程修了者20名である。建学の精神を体し科学と人間の調和的視野を備え、かつ高度の専門的な能力を備えた人材を積極的に養成し、社会的要請に应运きた。過去5年間の大学院研究科の修了者は、「**大学基礎データ表7 大学院における学位授与状況**」のとおりである。

(単位：人)

課程 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	合 計
修 士	57	81	62	62	49	311
博士後期	6	3	2	1	1	13
合 計	63	84	64	63	50	324

- ②修士課程における人材育成の目的は概ね順調に達成していると評価できる。ただし、博士後期課程においては、十分であるとはいえない。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①単なる専門性の追求のみでなく、将来の全地球的視野も備えた人材育成に一層配慮した教育課程を検討したい。そのために理工学部学科増と、それに続く専攻増による理工学研究科の充実を検討したい。
- ②優秀な人材を多方面にわたり確保するための学部段階からの指導を含めた方策の検討。
- ③若く厚い教員層（必ずしも学部と分離しなくてもよい）の充実と研究課題に応じた研究スペースの確保と諸機能の充実。
- ④理工学研究科では、学部と同様に仏教系大学としては初の理工学研究科であるという歴史的経過を踏まえて、今後どのような特色ある教学を展開していくべきかが、今後の課題である。

2) その改善状況

- ①2003 年度に理工学部の新設された情報メディア学科と環境ソリューション工学科が完成年次を迎えるのに合わせて、2007 年度からその上に大学院の専攻を新設することを計画している。これらの学部新学科の教員人事においては、将来の大学院教育を推進し得る資質や能力も考慮して人材を選考しており、教育・研究設備についても、高度の大学院教育が可能なように整備を進めている。
- ②優秀な学部生には 4 年次から大学院の授業科目の履修を認め、修士課程を 1 年間で修了できる制度を、2004 年度から新たに設けた。また、就職活動が学部 3 年次にまで早期化している中で、学生が大学院進学を考える間もなく就職活動に入ってしまう傾向に歯止めをかけるため、成績優秀者に対する推薦入学制度を 2005 年度入学生から実施した。
- ③理工学部の新学科設置にともなって若手を中心に多数の教員が新規採用され、理工学部および理工学研究科の教育・研究に携わる教員は 89 名に増えた。新規に採用された教員の大多数は、①で述べた新専攻が設置されるまでは既存の 4 専攻に配置され、大学院の教育・研究に寄与している。また、新学科開設にともなって建設された瀬田 7 号館には、将来の大学院新専攻開設も考慮して研究・教育スペースが取られている。さらに、2004 年度にはデジタル・マニファクチャリング・システムを備えた新工作室が入る第 2 実験棟（愛称：デジタル・クリエイション・ホール）も新築され、研究スペースや設備の充実がはかられている。
- ④本学が有する多くの貴重な古典籍の研究を行う AFC プロジェクトが文部科学省の採択を受けて設置された（古典籍デジタルアーカイブ研究センター）。新たに建設された AFC 研究棟において、文学研究科を中心とする仏教系研究者と理工学研究科の研究者との間で共同研究が展開されている。このプロジェクトには、多くの大学院生も参加しており、実践的な教育・研究の場として大学院教育に寄与している。

4. 今後の課題と改善方策

現状の理工学研究科における大きな問題は入学者の減少である。入学者の減少傾向に歯止めをかけるためにも、教学面での改善は欠かせない。ここでは、教学上の課題とその改善策について述べる。

- ①広い視野を持った多様な教育・研究活動の実践をさらに推進するために、2007 年度を目標に大学院に新たな 2 専攻を設ける。
- ②学問領域の境界がなくなりつつある現在、学生が関心を持つ分野を幅広く学べるように、大学院の各専攻が開設している授業科目とその内容を整理し、大学院生が他専攻の開設科目を履修したり、学部生が大学院の授業を履修したりすることを、現在よりさらに容易にすべく、問題点を整理して制度の改善を検討したい。
- ③今後広がりが予想される大学院修業年限の短縮は、体験的学修が欠如した知識偏重の大学院生を産み出す恐れがある。逆に、社会人の短期修了制度は、系統的学修の欠如した

狭視野の研究者を産み出す危険性がある。講義を通じた知識の修得と、特別研究を通じた創造的体験の両方を重視する教学理念に沿った制度を築くよう、慎重に検討を進めていきたい。

第6節 社会学研究科

【大学院研究科の使命および目的・教育目標】

A 群・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B 群・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

1. 理念・目標

本学は「浄土真宗の精神を建学の理念とし、豊かな人間性と深い学識教養をそなえ、社会の発展向上に貢献する人材を養成する」ことを教育の基本理念としている。社会学研究科は、この基本理念に基づいて、各専攻領域の教育目標を定めている。

①社会学専攻：社会学は、個人・地域・社会の各々の次元の結びつきとまとまり（凝集性）をとらえる学問領域である。近年では、これら三次元に「自然」の次元が加わってくる。我々の社会は高度な産業社会を達成したが、そのためにこれら四次元の間で大きな機能不全が生じており、色々な社会的問題を生じさせている。そこで、当専攻では、次のことが特に目的とされる。

- イ）学部レベルで学修された知識を踏まえ、新知識の導入とともに理論的知識の一層の高度化・多様化がめざされなければならない。
- ロ）各次元の機能不全から生じる社会的問題とは一体どのようなものであるのか、その実態を調査する必要性が生じてくる。
- ハ）これらの問題の解決はいかにあるべきか、を理論的に分析するとともに、調査データの整理を通して、実践的にとらえなくてはならない。
- ニ）これらに必要な情報データ処理のスキルと能力の養成および、問題解決に実践的に取り組む能力を育成することがめざされる。

②社会福祉学専攻：「龍谷大学における社会福祉教育の理念と目的」において次のとおり教育目標が定められている。

社会福祉学は、人間と環境からなる固有な社会生活がもたらす諸課題の解決と自己実現への支援を、学際的視野から追究する目的をもった支援科学である。その社会福祉教育の理念と目的は、建学の精神を敷衍した豊かな人間性の形成と広い知識と経験の学習を基礎にして

- イ）基本的人権の尊重と環境との共生に基づく社会福祉の価値意識の養成と確立
- ロ）人間と環境および社会生活に関する科学的かつ専門的知識の修得と応用
- ハ）生活支援への社会福祉諸サービスの分析・計画と開発・活用
- ニ）社会福祉諸サービスの調整や自己実現への支援を通じた実践方法の訓練と展開への学修を通じ、グローバルな視野から新しい時代を展望した福祉社会の形成に広く参画できる人材の養成をはかることにある。

本学は現在、第4次長期計画に基づき「高度化」、「多様化」、「流動化」、「個性化」をめざす事業に取り組んでいる。

大学院における教育・研究の「高度化」は社会の複雑化にともなって必然的に要請される。また、学生の多様な要望にこたえるべくカリキュラムや教授方法も「多様化」する必要がある。さらに、大学院を外部社会に開くために、「流動化」も避けられない。「個性化」については、地域研究をその中心にすえ、これを本社会学研究科の特徴のひとつとしている。

2. 人材養成の達成状況と評価

社会学研究科における過去5年間の修了者（修士課程・博士後期課程）は、「大学基礎データ表7 大学院における学位授与状況」のとおりである。

（単位：人）

課程 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	合計
修士	7	11	12	16	14	60
博士後期	1	0	0	0	1	2
合計	8	11	12	16	15	62

【参考：博士後期課程単位修得満期退学者】

（単位：人）

課程 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	合計
博士後期課程	0	3	4	7	5	19

- ①社会学専攻：修士課程においては、理論のみではなく社会調査能力とスキルの向上によって、実務能力の育成を、博士後期課程では、研究者養成をめざしている。修士・博士後期の両課程においては、専門知識の深化・論理能力の向上・データ処理能力の習熟・発表様式の学修・論文作成の実践がはかられている。
- ②社会福祉学専攻：修士課程においては、精深な学識と識見を培いつつ、学際的かつグローバルな視点に立脚して、福祉社会の形成に寄与できる高度な専門的知識の教授と研究指導を通じ、固有の実践・研究能力をもつ専門的人材養成をはかっている。博士後期課程では、高度かつ精深な学識と識見を培いつつ、学際的かつグローバルな視点に立脚し、福祉社会を担える専門的力量への研究指導を通じ、高度な実践・研究能力の開発とともに教育能力をもつ自立した研究者の養成をはかっている。
 - イ）1999～2005 年度の間、博士後期課程への進学者（他大学も含む）8 名、4 年制大学への就職 5 名をはじめとして、専門学校 3 名、高等学校 3 名、短大 3 名、財団法人 2 名、社会福祉事業団、県庁、児童相談所、社会福祉協議会、生活協同組合、社会福祉法人、生活支援センター、特別専攻生各 14 名等に進んでおり、人材養成の目標は達成されているといえる。
 - ロ）社会人の再教育や高度の専門的知識をもった実務的職業人の育成に関しても、特に修士課程の入学者の約 40%を社会人が占めていることや、前述の就職状況を考慮すると、この目標も、達成しているものと思われる。

3. 今後の課題と改善方策

- ①社会学専攻については、社会的要請と社会学専攻の存在意義をさらに明確にする必要があり、「大きな改革」が不可避と思われる。このためには、第4次長期計画の基本政策のひとつである「大学院拡充政策」の中に位置づけた取り組みが必要である。
- ②社会福祉学専攻においては、学生の多様なニーズに応えるために多様な講義を開講してきたが、1つの講義に院生が1、2名と少人数になっている。入学者が減少しつつあることに関わる大きな課題である。
- ③博士後期課程を満期退学するが、博士の学位を取得する者は少ない。

第7節 国際文化学研究科

【大学院研究科の使命および目的・教育目標】

A 群・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B 群・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

1. 理念・目標

近年、異なった社会集団の持つ文化と文化接触による誤解・摩擦・衝突が地球的な規模でおきている。こうした事象を体系的に研究し、文化の本質を理解し、文化交流を促進し、人類の共存・共栄と世界平和に貢献できる高度の能力を持った人材を養成することは、21世紀におけるわが国、また世界における研究と教育の大きな課題である。

国際文化学研究科は、グローバル化という大きな社会変化の内容を適切に把握・理解・対応できる人材の養成をめざしている。さらに多様な研究活動をとおして発展途上にある国際文化学という学問分野を新たに切り拓いていくことも目標としている。

2. 人材養成の達成状況と評価

- ①国際文化学研究科の修士課程は2000年度に開設され、2004年度末まで、修士課程修了者44名である。博士後期課程は2002年度に開設され、2004年度末に完成年度を迎え、修了者は1名である。
- ②まだ歴史が浅いが、開設以来の研究科の修了者は、「**大学基礎データ表7 大学院における学位授与状況**」のとおりである。国際文化学領域での高度かつ専門的な能力を備えた人材の社会的要請に応えつつあり、修士課程においては、人材育成の目的は概ね順調に達成していると評価できる（入学定員は、修士課程15名、博士後期課程4名である）。

年度 課程	2001	2002	2003	2004	合計
修士	7	15	10	12	44
博士後期				1	1
合計	7	15	10	13	45

3. 今後の課題と改善方策

- ①国際文化学研究科は、多彩な教授陣の経歴・経験を生かした多様な授業を提供しているが、国際文化学が未だ切り拓かれつつある学問であることも一因となって、本研究科における研究の総合性、研究と教育を結びつけた大学院教育の総合性、一貫性、系統性が依然不十分だと認識している。
- ②多彩な教授陣と教育内容を反映して、グローバル化を理解し対応できる人材の育成には貢献しているといえる。一方、学問としての国際文化学は、本学を事務局として2001年に設立された全国的な学会である日本国際文化学会（初代会長：平野健一郎早稲田大学政経学部教授、現会長：松井賢一龍谷大学国際文化学部教授）と協力しながら本研究科においても推進されているが、これらの全国的な研究活動と結合しつつ、一貫性のある研究・教育を実現していくことがこれからの最も大きな課題である。
- ③課程博士は、毎年、出していくように努めたい。

第7章－1 文学研究科の教育内容・方法等

第1節 理念・目標

グローバル化時代に対応し、教育・研究の高度化、国際化、個性化を進め、そのあり方を見直す重要性については、国内外の大学における共通の認識となっている。文学研究科においては、「第6章 大学院各研究科の理念・教育目標等 第1節 文学研究科」および「第4次長期計画」の重点課題である大学院拡充政策に基づき、教育・研究の高度化、国際化、個性化という観点にたって、多様化する社会の諸問題を解決する手段を探究するとともに人文科学の学術研究の発展に貢献し、もって本研究科の改善・充実をはかりたい。

- ①大学院設置目標の明確化：文学研究科は、建学の精神に基づく「人間・科学・宗教」をキーワードに、学部において行われる教育を高度で専門的な教育・研究として発展させ、体系的な一貫教育を実施し、豊かな人間性を養うとともに幅広い能力の育成をめざす。
- ②社会人教育の実施方策：個人が生涯の様々な時期に学修し、多様な分野で自己実現をはかることへの要望が高まるとともに、国内外の産業構造や労働市場の変化を背景として、労働者の職業能力開発の向上が求められるようになった。これらの要請に応え、大学院と社会との往復型生涯学習を推進する観点から、個人のライフ・プランに応じた修士課程の履修形態の確立や、新たな研究指導体制などの整備をすることをめざす。
- ③学内外の研究機関との連携方策
 - イ）仏教文化研究所の拡充、充実をはかり、学内外の研究者の共同研究利用を進めるとともに、研究生や博士後期課程の大学院生なども含めた若手の研究者を養成する。また、他研究科との連携方策をも探る。
 - ロ）大谷大学大学院文学研究科との「交換授業協定」はすでに締結しているが、海外も含めた他大学大学院との研究の連携についても検討をする。
 - ハ）大学が設置する海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）^{*}等を活用して、学術研究の国際交流を促進する。

^{*}海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）：後に Ryukoku University Berkeley Center (RUBeC) と呼称することとなった。

第2節 教育課程

【大学院研究科の教育課程】

- A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連
- B 群・「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B 群・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- A 群・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A 群・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

1. 教育課程の現状と評価

文学研究科は、前述の「第1節 理念・目標」を具体化するために、その教育課程である博士課程（修士課程・博士後期課程）を8専攻で構成している。各専攻では、自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力を身につけた研究者の育成と、社会人としての高度の専門知識を有する職業人の養成をめざし、社会の発展に寄与することを目標として教育・研究活動を進めている。

1) 修士課程

修士課程は文学部の各学科・専攻における学修の成果を基礎にして、各専攻領域の学修の一層の深化をはかり、豊かな見識と専門的知識を備えた人材の養成をめざして教育課程を整備している。修士課程の教育課程の詳細は「2005年度授業科目履修要項（文学部・文学研究科）」（176～180頁）を参照。

①各専攻に共通する基本的な履修方法は次のとおりである。

授業科目 32 単位修得			
8 専攻 ※ 1	必修専攻科目		「文献研究」・「特殊研究」・「特論」・「演習」・ 他専攻の科目
	「特殊研究」 または 「特論」	「演習」	
	指定された授業科目群の中から 1 科目 4 単位 必修	指定された授業科目群の中から 1 科目 4 単位 必修	指定された専攻の授業科目群（「文献研究」・「特殊研究」・「特論」・「演習」）及び修了要件単位として認められる他専攻の授業科目群の中から 24 単位以上履修
	2 科目 8 単位以上必修		
	課程修了に必要な外国語試験		
	修士論文の作成・提出及び試問による最終試験		

※1：教育学専攻（教育心理学領域）は除く

授業科目 32 単位修得			
教育学専攻（教育心理学領域）	必修専攻科目		「文献研究」・「特殊研究」・「特論」・「演習」・ 他専攻の科目
	「特論」	「演習」	
	指定された授業科目群の中から 1 科目 2 単位 必修	指定された授業科目群の中から 1 科目 4 単位 必修	指定された専攻の授業科目群（「文献研究」・「特殊研究」・「特論」・「演習」）及び修了要件単位として認められる他専攻の授業科目群の中から 26 単位以上履修
	2 科目 6 単位以上必修		
	課程修了に必要な外国語試験		
修士論文の作成・提出及び試問による最終試験			

- ②学部の教育課程は 6 学科・5 専攻で 9 分野を擁するが、史学科仏教史学専攻を除く 8 分野は、学部に対応する形で各専攻領域の教育課程が整備されている。このことは学部の専門教育から修士課程にかけて一貫性と発展性があることを示している。大学院に直接専攻をおかない仏教史学専攻の分野においても、国史学専攻または東洋史学専攻において継続・発展させることが可能である。学部の学科・専攻と大学院との関係を図示すると次のとおりである。

文学部		大学院文学研究科
真宗学科		真宗学専攻
仏教学科		仏教学専攻
哲学科	哲学専攻	哲学専攻
	教育学専攻	教育学専攻
史学科	国史学専攻	国史学専攻
	東洋史学専攻	東洋史学専攻
	仏教史学専攻	(国史学専攻・東洋史学専攻)
日本語日本文学科		日本語日本文学専攻
英語英米文学科		英語英米文学専攻

- ③各専攻では「演習」（4 単位必修）および「特殊研究」または「特論」（4 単位必修または 2 単位必修）を中心に履修させ、特に指導教授の担当する「演習」で、修士論文作成の指導を行っている。
- ④大学院教育においても幅広い知識の修得が求められている現状と、ますます学際化する研究状況を鑑みて、隣接科目も専攻内の履修科目として配置し、修了要件単位として認めている。
- ⑤他の研究科（社会学研究科）の科目の内、定められた科目については 4 単位の履修を可能としている。また、真宗学専攻および仏教学専攻においては、大谷大学大学院文学研究科との「交換授業協定」に基づき、1970 年度から両大学院での単位互換を実施している。また、専攻（2005 年度は教育学専攻）の推薦によって、放送大学科目の単位取得を修了要件の単位と認めることができる。
- ⑥学部の学科・専攻に開設されている授業科目の内容は、大学院においても「特殊研究」、「演習」、「文献研究」等の授業科目に発展的に継承される。文学部の教員の多くは修士課程の授業科目も担当しており、学部教育課程と大学院修士課程教育の内容的関連に配慮し、院生が系統的・段階的に学修内容を高めていく指導体制も整備されているといえる。
- ⑦学部・修士課程合併科目の積極的導入をはかる。現在すでに導入している学部・修士課

程合併科目は特殊研究および文献研究の一部である。この利点は大学院生にとっては選択科目の幅が広がることであり、大学院進学を希望している学生にとっては大学院生と共に学ぶことにより研究というものの一端に触れることができることにある。なお文献研究の受講には関連する言語科目の既修が条件となる。また、成績評価においては大学院生と学部学生とは評価の基準は異にしている。

⑧教育学専攻（臨床心理学領域）は、臨床心理士養成をめざしたカリキュラムを編成している。

以上のとおり、修士課程の教育は、文学研究科の歴史と伝統を継承しつつ、隣接分野の領域を含めた各専攻を中心とした教育により、研究能力または専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養っている。また、広い視野に立って学識を深めるにふさわしい教育課程を備えており、本学の大学院が有する使命を十分に果たしていると評価できる。また、学部に基づき基礎を置く大学院として、学生の学修の高度化を促進できる教育内容も整備されている。これらを総合すれば、文学研究科の修士課程は学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致しているといえる。

2) 博士後期課程

博士後期課程の専攻分野は、修士課程を継承するものとなっている。各専攻に共通する基本的な履修方法は以下のとおりである。

修了要件単位数 12 単位	
8 専 攻	各専攻に開講されている「演習」3科目 12 単位必修
	課程修了に必要な外国語試験（2 言語）
	課程修了に必要な専門に関する筆記試験と、「博士論文作成研究計画書」を中心とする口述試問
	博士論文の作成・提出及び口述試問による最終試験

- ①博士後期課程は、修士課程の8専攻に対応した8専攻が設置されており、修士課程における研究指導との一貫性と発展性を維持している。これにより、修士課程において修得した専攻分野に関する研究をさらに高度化し深化させることが可能となる。
- ②各専攻の「演習」（4 単位・合計 12 単位必修）を中心に、指導教授による博士論文の作成をめざした指導を行っている。
- ③院生の研究テーマに対応した指導教員が、修士課程と博士後期課程を通して継続指導しており、博士課程（修士課程・博士後期課程）としての教育内容の連続性を保てるように配慮している。
- ④研究および博士論文の水準を向上させるために、学内外での学会等における研究発表を奨励している。

以上のとおり、博士後期課程の教育は、各専攻に関わる高度な研究能力を養うためにふさわしい指導体制を整えており、本学の大学院が有する使命を果たしている。さらに、大学院生が自己の研究テーマに従って、修士課程から博士後期課程まで継続して研究することができる指導体制も、また、大学院生が学修の高度化を促進できる教育内容も、ともに整備されており、「博士課程」としての研究指導体制の一貫性・継続性が保たれている。このことにより、将来、大学院生が、研究者として自立して研究活動を行い得る高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うという博士後期課程の目的とも適合しており、学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致している。

3) 今後の課題と改善方策

- ①学際化、専門職の高度化などに対応できる教育課程の見直し：文学研究科は8専攻に分

かれてはいるが、文化という面からいえば互いに深い関連を有している。現在も他専攻の開講科目を履修することは可能であるが、その範囲を広げる必要があろう。また、研究の学際化に対応して、各専攻を横断したような授業科目の開設が望まれる。

- ②国際化に対応した履修条件、研究環境の整備・拡充と Semester 制の活性化：国外留学するにも留学生を受け入れるに際しても 9 月開講が必要であり、Semester 制を活用して行かねばならない。また、国外にいてもインターネットを利用することによって演習を履修し、論文指導を受けることが可能となるようにする。
- ③大学院生の研究支援体制づくり、研究環境づくり：学内外での研究発表をさらに奨励して行く。現在すでに部分的には実施されているが、少なくとも全国学会での研究発表者には交通費、宿泊費を支給できるよう検討する必要がある。

2. 学部と大学院との教育内容の関連性の現状と評価

1) 学部の教育内容と修士課程との関連性

- ①文学研究科は、学士課程としての文学部の教育内容を基礎に、それを継承する教育体系を構築している。従って学部の教育課程を構成している 5 学科・6 専攻は、修士課程の教育課程において、真宗学、仏教学、哲学、教育学、国史学、東洋史学、日本語日本文学、英語英米文学の 8 専攻に対応して、より個別的専門領域の教育・研究指導を行う教育課程が設置されている。
- ②学部教育の担当者がそれぞれ大学院における専門分野の教育・研究指導を担当しており、学部教育と大学院教育の関連性を保っている。
- ③学部・修士課程合併科目の導入を進めることにより、結果的に受講科目の選択範囲が拡大し、より広い視野より研究課題を設定することが可能となる。

2) 修士課程の教育内容と博士後期課程との関連性

- ①修士課程における 8 専攻は、博士後期課程においても同じ 8 専攻によって開設されており、より高度で専門的な領域を教育・研究指導する課程として発展的に継続されている。
- ②大学院は指導教授制をとっており、原則的に、修士課程の演習指導教授が、博士後期課程においても引き続き研究指導にあたっている。大学院生は、その指導を受けつつ演習を 12 単位修得することが求められている。

以上 1)、2) のとおり、学部教育（学士課程）の内容は、修士課程および博士後期課程まで段階的・発展的に継続され、それぞれの分野の「演習」担当教員が、進学していく大学院生の指導を担当しており、教育内容・指導体制とも、それぞれ適切な関連を保っているといえる。

3) 合同研究室の体制の意義

- ①文学研究科は、文学部の 3 年次以上の学生が学ぶ大宮学舎に開設されている。大宮学舎には、文学部の 6 学科 5 専攻に対応した形で、「合同研究室」が設けられている。この「合同研究室」においては、学部の学生と大学院生が自由にその施設を利用し、教員も加わって学問的・人間的交流を深めている。このことによって一般にオフィスアワーに求められている教育効果を十二分に果たしている。こうした自由で多面的な研究交流による教育効果は高い。
- ②この合同研究室体制は、文学研究科の特色ある教育・研究指導体制として、長い歴史を有しており、この有意義な伝統を継承・発展させていきたい。
なお、2005 年度以降は制度的にオフィスアワーを設け、大学院生に対する個別指導の一層の充実をはかっている。

4) 今後の課題と改善方策

- ①学部・修士課程合併科目の充実：2005 年度より Semester 制が導入され、受講科目の選

択範囲が広がったが、幅広い視野から研究課題を設定するために、学部・修士課程合併科目を積極的に導入し、さらなる充実をめざす。

- ②各専攻を横断する科目の設置：各専攻を横断する科目を設定し、学際化をはかる。
- ③海外での研究の拡充：海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）を中心に、期間の長短を問わず、海外で学ぶ機会を持ち、海外でも研究発表ができるよう指導していく。
- ④修了要件科目の拡大（他大学・海外など）：研究テーマによっては本学開講科目の範囲内の履修では不十分な場合もある。指導教授と相談のうえ必要ならば、国内・国外の他大学での修得科目も修了要件科目として認定する。
- ⑤指導体制の充実と院生の目標の明確化：社会人入学者の大部分は入学動機も明確であり一応の研究テーマも持っているが、学部卒業後直ちに入学した大学院生の中には、研究目標がそれほど明確でない者もいる。入学後早い時期に目標を自覚させるためにもオフィスアワー等を活用し個別指導を徹底して行く。

3. 博士課程（一貫制）の教育課程の現状と評価

文学研究科は、研究科の組織としては「博士課程」として設置されているが、実際の教育課程としては、前期2年を修士課程、後期3年を博士後期課程として展開している。前述したとおり、修士課程と博士後期課程は密接に関係しており、一貫制のある教育課程として機能している。

4. 入学後から学位授与までの教育システム等の現状と評価

文学研究科は、授業における指導と学位論文作成にむけた研究指導の2本立てによる教育・研究指導を行っている。その場合も、大学院生の主体的・積極的な学修・研究姿勢を尊重し、個々に対応したきめ細やかな指導が行われている。こうした教育・研究指導のプロセスは次のとおりである。

1) 課程修了（学位授与）の要件

文学研究科の修士課程および博士後期課程の基本的な修了要件は、次のとおりである。

- ①修士課程修了（修士学位の授与）の要件
 - イ) 2年以上在学し所定の科目を32単位以上修得すること。
 - ロ) 課程修了に必要な外国語の試験に合格すること。
 - ハ) 必要な研究指導を受け修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。「最終試験」は、修士論文を中心とした口述試問とする。
- ②博士後期課程修了（博士学位の授与）の要件
 - イ) 5年以上（修士課程を修了した者については、当該課程の在学期間2年を含む）在学し、所定の科目を12単位以上修得すること。
 - ロ) 課程修了に必要な外国語（2言語）の試験に合格すること。
 - ハ) 課程修了に必要な専門に関する筆記試験と、「博士論文作成研究計画書」を中心とする口述試問に合格すること。なお、専門に関する筆記試験については、博士後期課程在学中の取得単位認定（「演習」12単位）等をもって、これにかえることもできる。
 - ニ) 必要な研究指導を受け博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。「最終試験」は、博士論文を中心とした口述試問とする。

2) 教育・研究指導のプロセス

- ①修士課程
 - イ) 入学後、自己の研究題目と、それに応じた指導教授と指導教授（副）を選ぶ。
 - ロ) 研究題目届・指導教授選定届については、指導教授の承認を得て、入学年次の定められた期日までに届け出て、研究科委員会に諮る。

- ハ) 研究題目の変更と指導教授の変更は、所定の手続きを経た上で認められる。
- ニ) 指導教授の指導を受けて、「修士論文作成研究計画書」を作成する。
- ホ) 修士課程 2 年次において、修士論文題目を定められた期日までに届け出て、研究科委員会の承認を得る。定められた期日までに修士論文を提出する。
- ヘ) 社会人入学試験による入学者については次のような配慮を行っている。「特定課題」の研究テーマについての成果を研究報告書にまとめ、修士論文の審査にかえることができる。

② 博士後期課程

- イ) 博士後期課程に進学後、研究題目を決定し、そのテーマに応じて指導教授と指導教授（副）を選ぶ。
- ロ) 研究題目届・指導教授選定届は、指導教授の承認を得て、定められた期日までに届け出て、研究科委員会に諮る。
- ハ) 研究題目の変更と指導教授の変更は、所定の手続きを経た上で認められる。
- ニ) 博士論文を提出するためには、次の「博士論文提出資格試験（第一種／第二種の 2 種類）」に合格しなければならない。
 - 第一種：「専門に関する筆記試験」および「博士論文作成研究計画書を中心とする口述試問」。
 - 第二種：研究に必要な 2 カ国の外国語試験。
- ホ) 第二種試験に合格した者が第一種試験を受験することができる。
- ヘ) 第二種試験は、次の第 1 群、第 2 群に分けて行う（毎年 7 月、11 月に行っている）。
 - 第 1 群：英語・ドイツ語・フランス語・中国語・日本語の中から 1 カ国語を選択。
 - 第 2 群：指定外国語、第 1 群に合格した者のみ受験可とする。
- ト) 第一種試験は、次の A・B に分けて行う。「博士論文作成研究計画書」の受理が研究科委員会で承認された日から 1 カ月以内に実施する。
 - A：「専門に関する筆記試験」は、指導教授の査定により、研究科委員会の議を経て、博士後期課程在学中の取得単位認定（演習 12 単位）等をもって、これにかえることもできる。
 - B：「博士論文作成研究計画書を中心とする口述試験」
 - B1. 指導教授の指導を受けて、研究の内容・方法・参考文献などの大綱を記述した博士論文作成研究計画書（当該専攻指定の用紙 400 字詰 30 枚程度）をまず作成する。
 - B2. この計画書を中心として、各専攻で試問による試験を行っている。
- チ) 各試験の試験委員は研究科委員会の選定による。

3) 博士論文作成に対する研究指導

- ① 博士論文提出資格を得た者は、指導教授の指導とその同意のもとに、必要な研究を行い、論文を作成するものとする。
- ② 指導教授は、その研究指導に必要と認めるときは、文学研究科等の授業科目等の履修、研究経過報告書の提出等を課することができる。
- ③ 博士論文提出資格を得た者は、必要ある場合には、指導教授の同意と研究科委員会の承認を得て、一定の期間に限り、学外の諸研究機関等において研修することが認められる。

以上 1) ～3) のとおり、文学研究科においては、入学時に指導教授を選定することによって、その後の学年進行に応じた継続的で、適切な指導がなされるシステムが確立されている。そのプロセスにおいても、「合同研究室」を中心とした学習会、さらには論文の中間報告会等、大学院生相互の議論を通じ、研究を深めることもできる。教員・大学院生間のバランスの取れた研究体制として適切に機能しており、入学から学位取得まで教育・研究指導システムは整備され、かつ有効に機能していると評価できる。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①8 専攻編成をさらに積極的に活用し、専攻間を越えたカリキュラムや研究方法を前向きに検討する余地がある。
- ②課程博士授与の実績は、未だ 1 名（昭和 59 年度）にとどまっているため、研究指導および論文作成への体制をさらに充実させる必要がある。論文博士の授与に関しては、一定の実績をあげてはいるが、さらにその促進に努力が求められる。
- ③多様な修学目的をもった学生の受け入れは、教員の負担増につながっているため、各専攻の実状に応じた教員増等により、その負担減を進めなければならない。
- ④学部における昼夜開講制（夜間主コース）開設にともない、社会人の学部学生が大学院進学を志望することが予想される。学部から大学院への系統的な教育が、社会人学生に関しても実現できるように一層の体制強化をはかる必要がある。

（2）その改善状況

- ①学際化してきた学問分野の多様性に対応するため、8 専攻編成であることをさらに積極的に活かし、専攻間を越えた履修を（引き続き）可能としてきた。
- ②1997 年度の段階では、課程博士授与の実績は 1 名（1984 年度）であったが、その後、「第 6 章 大学院各研究科の理念・教育目標等 第 1 節 文学研究科」の表に示すとおり、順調に課程博士が誕生してきている。しかしまだ専攻によって、その実績数において偏りが見られる。さらに研究指導および論文作成に対する体制を充実させねばならない。
- ③多様な修学目的をもった院生の受け入れは、教員の負担増につながっているが、教員増には至らず、負担減をはかる方策を検討している。
- ④社会人入学試験による入学者（修士課程）は、1997 年度の在籍者数 188 名中 11 名から、2005 年度には在籍者数 206 名中 31 名と増加している。これに伴い、大学院における教育・研究が活性化されたといえる。

5) 今後の課題と改善方策

- ①大学院進学希望者の修学目的や研究分野が多様化してきている。希望に応えるために、各専攻を横断する教育課程の編成等を検討していく。
- ②修士課程のカリキュラム履修については、各専攻間のハードルを低くすべきであるという意見を重視し、そのことを検討中である。

第3節 単位互換・単位認定

【単位互換、単位認定等】

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

1. 単位互換協定等の現状と評価

1) 協定締結校と意義

- ①文学研究科においては、仏教系大学の大谷大学大学院文学研究科と「交換授業協定」を締結しており、1970年度から単位互換制度を実施している。真宗学専攻および仏教学専攻の修士課程および博士後期課程の大学院生がその対象になっており、学問的広がりや深化をはかる上で有効に機能している。
- ②本来の単位互換制度とは異なるが、2004年度から韓国の東國大と交流協定を締結し、交換講義により相互に単位認定を行っている。
- ③学部・大学院を含む海外の大学等との協定は全学統一して行っている。「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。

2) 互換協定による単位認定の状況

大谷大学大学院文学研究科との「交換授業」とは、授業の聴講と単位の認定を交換するもので、他大学院と直接に交流することによる研究視野の拡大とさらなる学問の進歩を願って定められた制度である。2000年度からの「交換授業」の受講者数は次のとおりである。

(単位：人)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005
交換形態						
龍谷大から大谷大へ	7	8	6	13	3	9
大谷大から龍谷大へ	1	2	2	5	5	1

以上のとおり、大谷大学からの受講者数はあまり多くはないが、真宗学および仏教学専攻のみで実施していることが一要因として考えられる。受講者数の低迷については、制度の見直しを含め、2006年度から実施が予定されている「京都・宗教系大学院連合」の単位互換制度と絡めて検討を進めていきたい。「京都・宗教系大学院連合」とは、京都を中心とする宗教系大学院が加盟し、単位互換のみならず、研究機関や学会とも協力し研究面での連携をはかるために設立された機関である。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各研究科とも、海外の大学も含めて拡充の方向が課題である。

2) その改善状況

- ①国際センターが拡充を推進してきた。その結果、全学的には協定校は増えつつある。具体的な協定先等については、「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。
- ②文学研究科においては、前述のとおり2004年度から韓国の東國大と交流協定を締結し、交換講義により相互に単位認定を行っている。さらに、2006年度実施に向け、7大学が参加する「京都・宗教系大学院連合」（設置準備中）による、他大学大学院との単位互換制度を検討している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①1970 年度締結の大谷大学大学院文学研究科との「交換授業協定」を継続しているが、受講生数はやや低調気味で、今後さらに活発な活用を促す必要がある。
- ②韓国の東國大學校との交流を契機に、アジアの諸大学への拡充を検討する。
- ③教育学専攻ではすでに放送大学科目の履修を取り入れているが、他専攻においても、積極的に導入を検討する。
- ④海外拠点校として、バークレーの IBS (Institute of Buddhist Studies = 米国仏教大学院) と連携した教育研究体制の整備を検討している。
- ⑤すでに法学研究科と合同で「宗教法特殊研究」を開講しているが、さらに他研究科との交流・相互履修の機会の拡大も検討課題である。

第4節 社会人院生・外国人留学生への教育上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

A 群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

1. 社会人院生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

1) 教育課程編成上の配慮等

修士課程における社会人院生の在籍者数（2005 年度）は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。教育課程は学部から進学してくる大学院生と同一であり、授業も一緒に行われているが、社会人の特性を考慮して次のような配慮を行っている。

- ①授業時間帯として夜間帯（4. 5. 6 講時）および土曜日を活用するように配慮している（昼夜開講制）。もちろん一般大学院生も受講・単位取得が可能である。
- ②時間的制約のある社会人大大学院生については個別指導等の配慮を行っている。
- ③社会人院生についても、「修士論文」を提出するよう指導している。ただし、社会人入学試験によって入学した院生には、「特定の課題」についての研究の成果をもって修士論文に代えることもできるよう配慮している。
- ④セメスター制を、2005 年度から実施した。前期・後期それぞれで授業が完結することにより、社会人のライフスタイルに対応しやすくなった。秋期（9 月）修了の可能性も探っていくたい。
- ⑤受験機会の拡大のため、2005 年度入試から秋期入試を開始した。
- ⑥社会人院生の在籍比率（修士課程）は、真宗学 11 名（14.7%）、仏教学 8 名（21.6%）、教育学 4 名（21.0%）、国史学 5 名（18.5%）の各専攻に多い（2005 年度）。本願寺教団を設立母体とする本学の特色や社会的需要（中等教育の教員の再教育等）によるものと思われる。これらの社会人院生の修学目的は多様であり、学修意欲も高く、院生間に相乗効果をもたらしている。

2) 修学実態に合わせた学費制度

学費については、社会人の修学実態が多様であり、2 年を超えて在籍する院生も少なくない。そのため、1994 年度より単位制学費制度を導入して、単年度の学費負担を軽減した（1 単位 32,000 円）。修了要件単位（32 単位）修得後は、在籍料 50,000 円のみで在籍し、修士論文（または「特定の課題」研究）の作成等の学修を進めることができる。

以上 1)、2) のとおり、文学研究科においては、社会人に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮を行っている。特に 6 講時および土曜日の開講は社会人にとって有効である。

2. 外国人留学生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

セメスター制を、2005 年度から実施した。2 単位科目の大幅導入により、半期単位で履修計画をたてることが可能になり、何よりも国際的に対応しやすくなった。秋期（9 月）修了の可能性も探っていくたい。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①現状では、指導教員の負担が大きく、その熱意だけでは対応できない。将来的には留学生のためのアドバイザー制度の導入も検討課題である。
- ②社会人については、専門知識上の学力養成につき、十分な教育・研究指導の時間を確保しにくいことから、3 年制修士課程も検討する必要がある。ただしその場合、社会人に

対する学費負担軽減の問題も合わせて検討することが求められる。

2) その改善状況

- ①教員の負担は増えている。留学生のためのアドバイザー制度もできていない。セメスター制の導入により一定の改善をはかったが、教員負担の軽減問題は引き続き検討していく。
- ②当面は、社会人の基礎学力対応のために、文献読解力をはじめとする基盤レベルの授業科目（導入教育）の設置を検討している。また、3 年制修士課程は実施していないが、社会人は、その修学目的を達成するために2 年を越えて在籍することもあるので、1994 年度より単位制学費制度を導入して、前述のとおり、一定の配慮を行った。

4. 今後の課題と改善方策

- ①外国人留学生の日本語能力には個人差の問題がある。いずれの専攻においても修士論文作成等については指導教員の個別指導に委ねられているため、指導教員の負担は大きい。このため、各研究科とも外国人留学生の募集人員を若干名とせざるを得ない。
- ②2005 年度から課程博士論文提出資格の外国語試験については、選択外国語に「日本語・中国語」を加えた。なお外国人留学生の修士課程修了に必要な外国語の修得および修士論文作成言語の条件（日本語または英語）についても、緩和する方向でその可能性を検討する。

第5節 研究指導等

【研究指導等】

A 群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・指導教員による個別的な研究指導の充実度

1. 教育・研究指導の現状と評価

1) 修士課程

- ①指導教授制を採用して院生の在籍中の教育・研究指導が継続的に行えるような体制をとっている。修士論文の作成は課程修了の必須の要件であり、各専攻における学修の集大成として位置づけられている。同時に授業科目 32 単位も必修であり、院生は、複数年度にわたり授業を受講しつつ修士論文の作成に取り組んでいる。特に演習は、指導教授の指導に加え、院生同士の論議を通して各自の課題の深化や整理が行われる場であり、指導教授にとっては、個々の院生の学修の進展・度合いを認識しながら個別に指導していく重要な場でもある。
- ②各専攻においては、いわゆる「修士論文中間発表会」を開催している。この発表会には博士後期課程の院生が参加することもあり、演習（時には専攻）を越えた院生による討論と大学院担当教員からのコメント等を通して、院生が問題意識をより広げ、深める機会となっている。

2) 博士後期課程

博士後期課程は、研究者の養成を目的としており、入学者を厳選の上、指導教授を決めて厳格な研究指導を行っている。院生の自主的な研究を中心に、きめ細かい指導が行われている。また、学内外の研究発表の機会を利用して、各自の研究の到達段階を公表し、研究レベルが自覚できるような指導をも行っている。

以上 1)、2) のとおり、修士課程および博士後期課程における教育・研究指導は、各院生の研究課題に基づく主体的な学修姿勢に依拠しつつ、教員による授業と研究課題に対する個別指導、院生同士の問題意識の啓発等の総合的な仕組みが重要である。このような各場面での学修を、相互に有機的に関連させながら、その成果を学位論文として提出させることを最終目標としており、全体として適切な教育研究指導が行われているといえる。

2. 履修指導の現状と評価

修士課程における履修指導は、新入生に対しては入学時の「オリエンテーション」において、在学生に対しては年度初めの「履修説明会」の折に行っている。博士後期課程に対しては、指導教授が行っている。これら以外に、事務室窓口においても適宜行っている。

3. 個別研究指導の充実度の現状と評価

前述のとおり指導教授制をとっており、授業とは別に院生個々の研究課題に即して個別的な研究指導が行われている。多くの指導教授は電子メールアドレスを院生に知らせて、質問等にいつでも応じる体制を整えており、個別研究指導は、充実しているといえる。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①修士課程においては、大学院生が、一般院生、社会人、留学生と多様化するにともない、

その要請に十分に対応した指導体制の確立が重要である。学修目的や語学力を含む学力水準の異なる大学院生の実態を踏まえて、教員の過重負担の問題とも関連させて、今後どのような指導体制をとるべきか、検討する必要がある。

②博士後期課程においては、就職問題が懸案事項である。

2) その改善状況

①2005年度から、セメスター制を導入することにより、留学生や社会人院生の多様性に対応することが可能となった。教員の過重負担に関しても、セメスター制の利点を活かし、前期あるいは後期のいずれかに担当授業科目を集中させることで、研究時間を確保する可能性が生まれた。

②人文分野の研究科においては、以前より就職の機会は少なくなっている。したがって就職問題は、依然として懸案課題である。

5. 今後の課題と改善方策

①博士後期課程に進学しない院生には、2年間の研究の意義・目的を明確に自覚させることが重要である。

②修士課程および博士後期課程とも指導教授制をとっており、指導教授の「演習」科目を中心に指導ができる体制が整えられている。オフィスアワーを設定して指導が効率よく行われるようにしているが、輪読会や自主ゼミ等を指導する時間が十分とれるよう配慮する必要がある。

第6節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

1. 教育・研究指導の効果の測定方法の現状と評価

- ①修士課程においては、個別の講義科目・演習について担当教員が、試験、レポート、授業中の発表等に基づく評価という形で教育・研究指導の効果を測定している。修士・博士論文は、大学院における学修の集大成という位置づけからして、それ自体が大学院における教育・研究の総合的な到達点としての評価を測定する意味を持っているといえる。学位（修士）論文の審査は、2名ないし3名の審査委員によって行われ、その結果は研究科委員会で承認されなければならない。
- ②博士後期課程においては、研究成果についての報告書、学会での口頭発表や学内外の学会・研究誌等への論文発表によって指導の効果を測定し、最終的には博士論文の成果で判断している。
- ③また、各学科専攻を母体とする学内学会等において発行している学会誌として次のようなものがあり、継続して発刊されている。掲載に際しては、一定のレフェリー制をとっているため、教育・研究指導上の効果を測定することができる。

文学研究科	専攻	学内学会誌名	
	真宗学	『真宗研究会紀要』	
	仏教学	『仏教学研究室年報』、 『仏教学研究』（教員、博士後期課程のみの投稿）	
	哲 学	『龍谷哲学論集』	
	教育学	『龍谷大学教育学会紀要』	
	国史学	『国史学研究』	『仏教史研究』
	東洋史学	『東洋史苑』	
	日本語日本文学	『国文学論叢』	
	英語英米文学	『英語英米文学研究』	

- ④現在、修士論文に関しては、『龍谷大学大学院文学研究科紀要』に全員の論文要旨を掲載することになっているが、院生の励みになるよう2006年度からは優秀論文の掲載に切り替えることとした。なお、博士後期課程の院生も、当該誌に論文を投稿することができる。他にも、院生相互の自発的な研究活動の場として、研究同人誌『日本言語文化研究』（日本言語文化研究会・日本語日本文学専攻、年1回）、『教育』（教育学専攻）などがある。

以上のとおり、多様な方法で教育・研究指導の効果を測定している。特に大学院においては、教員と院生とは緊密な関係を築いており、測定結果を個々の院生にフィードバックしやすい体制にある。全体として教育効果の測定は適切に行われているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

- ①指導教授相互の連携をより密にし、教育・研究指導の効果の測定結果についても情報を共有するよう努める。
- ②教育・研究指導の効果の測定方法の客観性や透明性を高めるために、外部のレフェリー制のある学会誌への投稿を一層促す必要がある。
- ③大学院生の要望等の意見聴取の方法（授業アンケートに代わるもの）の工夫・改善をはかるよう努める。

第7節 成績評価法

【成績評価法】

B群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

1. 成績評価法の現状と評価

- ①成績評価の方法については、文学研究科のシラバスに掲載し、その基準を院生に周知徹底している。「2005 年度 SYLLABUS - 講義計画 - 文学部・大学院文学研究科」(350～428 頁)を参照。
- ②大学院の開講科目は、学修・研究の到達状況を判断し、100 点満点(60 点以上合格)の素点にて成績評価が行われている。2005 年度以降入学生からは、S(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69～60 点)、D(59 点以下)の5段階の評価をしている。
- ③少人数制授業のため、授業時の発表やレポート等を通じて院生の学修状況が把握しやすく、多面的な成績評価を可能にしている。

以上のとおり、文学研究科においては指導教員が中心となって、常に院生の成績状況を的確に把握しており、全体として成績評価の方法は適切に機能しているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

院生は十分に相互評価しうるレベルにある。教員からの評価というだけではなく、院生相互の評価を取り入れることによって、評価の客観性を高めるとともに、院生自身の研究に対する一層の意識改革をも呼び起こす必要があるだろう。

第8節 教育・研究指導の改善

【教育・研究指導の改善】

A 群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A 群・シラバスの適切性

B 群・学生による授業評価の導入状況

1. 教育・研究指導方法の改善のための取り組みの状況と評価

研究科としては、専攻単位または教員個人単位で改善のための取り組みを行っている。今のところ、研究科全体としての組織的な取り組みは行っていないが、学部の FD 活動と連動していると考えている。また、2005 年度より、セメスター制を導入し、一層細やかな指導が可能となった。このセメスター制の導入により、後期から交換留学生として海外の大学へ留学することも容易になり、院生の国際化にも対応できるようになった。

2. シラバスの現状と評価

文学研究科のシラバスには、「講義の概要」、「授業の計画」、「成績評価の方法」、「テキスト／参考文献」が統一された形式で掲載されており、院生が学修計画を立てやすい内容になっているといえる。「2005 年度 SYLLABUS - 講義計画 - 文学部・大学院文学研究科」（350～428 頁）を参照。

3. 院生による授業評価の導入状況と評価

ごく少人数の授業であるので、院生による授業評価をあえてしなくとも、受講態度等によって、その満足度は十分に把握しうるし、また、共に授業を計画していくことも可能であるため、直接的な授業評価は導入していない。

4. 今後の課題と改善方策

- ①研究科としての特殊性を踏まえた FD 活動の組織的な導入も検討する必要がある。
- ②大学院における授業評価は、少人数制授業のため回答者が特定されることが懸念され、率直な意見が反映されないことも予想される。今後実施の可否を含めて、さらに検討する。

第9節 学位授与

【学位授与】

A 群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性…（表7）

B 群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【課程修了の認定】

B 群・標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

1. 学位授与状況と学位授与方針・基準の現状と評価

1) 修士・博士の学位授与状況

- ①文学研究科における最近5年間の授与状況は、「**大学基礎データ表7 大学院における学位授与状況**」のとおり総計433名（修士420名、課程博士13名）であり、一定の人材養成の役割を果たしてきているといえる。
- ②博士後期課程については、この近年、順調に課程博士の論文合格者を輩出している。ただし、専攻ごとの入学者数には差があり、必然的に論文合格者（課程修了者）数に差が生じている。

2) 学位の授与方針・基準

（1）全学的な学位の授与方針・基準等

本学における全学的な修士・博士学位授与方針・基準は大学院学則および学位規程に以下のとおり定められている。

- ①定められた授業科目の単位を修得する（修士30または32単位・博士12単位）。
- ②次のような水準の学位論文を提出し、その審査および最終試験（口述試問）に合格すること。ただし、社会人入学試験で入学した大学院生に対しては、研究課題の提出をもって修士論文に代えることもできる。
 - イ）修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。
 - ロ）博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力、およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなくてはならない。
- ③課程修了に必要な外国語を修得する。

（2）文学研究科における学位の授与方針・基準等

前述の全学的な授与方針・基準とともに、教育研究指導過程において次のような仕組みを設け学位の質の向上をはかっている。詳細は、「第2節 教育課程 4. 入学後から学位授与までの教育システム等の現状と評価」を参照。

- ①初年度当初に「研究題目（テーマ）」「指導教授1名、および副指導教授1名ないし2名」の届出。
- ②2年目秋期の「論文題目」の提出。
- ③論文審査は、修士課程においては主査1名と副査1名ないし2名、博士課程においては主査1名と副査2名による口述試問の上、可否を判定。
- ④外国語試験（博士の場合は2言語）。
- ⑤上記の過程に、中間発表の機会を作り、大学院生同士による討論。

文学研究科においては、全学的な学位の授与方針・基準に基づき、上記のような指導体制を設けて、学位の質的向上をはかっている。修士・博士の学位の授与方針・基準は適切かつ

有効に機能しているといえる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①最近は、毎年、課程博士が出るようになったが、課程博士の質的向上を含めて、さらに輩出していくよう引き続き努める。
- ②留学生への学位授与についても、論文提出資格に外国語の試験が義務づけられており、この点で外国人留学生に不利なところがあった。2005年度から外国語に「日本語」、「中国語」を加え、多少改善がなされたが、なお留学生の語学力に配慮した制度の整備をする必要がある。

2. 学位審査の透明性を高めるための措置の現状と評価

文学研究科においては、透明性を確保するために次のような措置がとられている。

1) 修士課程

学位（修士）論文の審査、および最終試験（口述試問）ともに、2名以上の審査委員の合議によって行われる。

2) 博士後期課程

- ①学位（博士）論文の審査は、3名の審査委員（指導教授の主査、同一専攻と他専攻の教員各1名の副査）によって審査され、その合議によって先ず論文の水準が審査され、その合否が判定される。
- ②論文審査については、研究科委員会に報告するまでに、審査委員を中心に公開の口述試問を行い、他の教員も論文内容について質疑することができる。
- ③上記の過程を経た後、文学研究科委員会に審査の結果が報告・審議され、投票により合否が決定される。
- ④さらに、全学的な大学院委員会（委員長は学長）で審議され、授与が決定される。
- ⑤学位論文の内容によっては、学外の研究者に審査委員を委嘱する場合もある。

このように学位の審査は、複数の審査委員による判定と合議体等による審査を経て授与が決定されるため、審査過程の透明性は確保できているといえる。

3. 標準修業年限未満修了者に対する措置の現状と評価

優れた業績をあげた院生の最低在学期間は、修士課程においては1年以上、博士後期課程においては1年以上（修士課程の2年の在学期間を経た後）在学すれば充足する旨の学則上の規定はあるが、文学研究科においては学問分野の性質上、この制度を採用していない。

4. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

<修士論文>

- ①院生の多様化に伴い研究能力の水準に大きな格差が生じており、社会人、外国人留学生に従来の一律の審査基準を適用することは現実的でない。特に留学生は、短期間では語学（日本語）能力の向上がむずかしく、同一基準を適用しにくい。多様化に対応して、基礎的な学力の養成と並行してその専門分野の能力を向上させるための支援措置（夜間・休日の研究資料の利用、カリキュラムや人的な支援体制の整備）を講じつつ、その審査基準の在り方を検討することが求められる。
- ②社会人および留学生の受け入れによる院生の急増に伴い、3名審査体制を2名にせざる

を得ない場合もある。その結果、審査領域が狭まったとの指摘がある。多様な院生を受け入れる以上、それに対応した審査体制の構築も検討する必要がある。

- ③「課題研究」については、大学院生の希望や意識との齟齬、単位認定等の問題があり、実施経過を見ながら、その指導の在り方を検討したい。

<博士論文>

- ①課程博士については、一定のレベルを必要とすることは当然であるが、慎重な手続によりながらも積極的に授与していくことが求められる。今後、留学生を含め学位希望者が増加することが予想されるので、その審査体制について、細目も含め全学的な整備が必要である。
- ②論文博士については、課程博士を出すことが前提となっている。各研究科で課程博士授与の実績が出てきているので、学位論文の研究水準の維持、向上に留意しつつ授与する方向で検討すべきであろう。

2) その改善状況

<修士論文等>

- ①社会人、外国人留学生に対しては、少人数教育の利点を活かし、個々のケースに応じたきめ細かな指導を一層徹底して行っている。また、2005年度よりオフィスアワーを導入し、個々の研究能力を向上させるために、授業時間外での指導の支援体制も整備した。審査基準については、同一の基準で行えるよう個々の研究能力を向上させている。
- ②修士論文に関しては2名での審査が多くなっているが、審査の透明性、客観性は保証されていると考える。また、研究テーマによっては3名の審査体制で対応し、審査領域が狭まることのないよう努めている。
- ③修士論文の提出を指導しており、「課題研究」を選ぶケースはほとんどなく、特に問題になっている点はない。

<博士論文>

- ①審査体制について多少見直しを実施したが、なお合理化を検討中である。具体的には、学位（博士）申請論文審査会内規を見直し、審査委員会は、学位申請論文を受理してから、原則として1年以内に審査報告書を提出するものと改めた。ただし、課程博士の場合は、できるだけ6カ月以内に審査報告書を提出するものとするよう変更された。
- ②論文博士に関しても、水準を下げることなく着実にその実績を伸ばしており、今後も引き続き輩出できるよう努める。

5. 今後の課題と改善方策

- ①修士課程については特に問題はないと考えている。
- ②博士後期課程の公開口述試問に関する情報は、現在でも大学院研究科委員会において案内しているが、大学院担当教員全員に周知徹底するよう努める。
- ③博士論文の学位審査報告書については、現在も学内紙『龍大月報』において掲載しているが、さらに学外にも公表するシステムを構築することを検討する必要がある。

第7章－2 経済学研究科の教育内容・方法等

第1節 理念・目標

「第6章 大学院各研究科の理念・教育目標等 第2節 経済学研究科」に述べた理念と本学が第4次長期計画に掲げる21世紀の龍谷大学像（「共生（ともいき）をめざすグローバル大学」）に基づいて、経済学研究科の教学の「高度化」、「多様化」、「流動化」、「個性化」を推進する。

- ①「高度化」については、本学の理念・資源に見合う選択的分野を定め、この分野における国際的通用性のある教学を展開し、本学における教育・研究活動とその成果が世界に認知されることをめざしてこれに取り組む。これに基づいて、経済学研究科においては、とりわけ「民際学研究コース」（後述）の博士後期課程の一層の充実をはかる。
- ②「多様化」については、留学生、社会人、主婦、高齢者など多様な学修ニーズと将来展望をもつ入学志望者に対して、広く門戸を開き、多様な教育を展開していくことが必要である。この具現化として、経済学研究科においては、NPO・地方行政研究コースを設置し、NPO・NGO職員や地方自治体職員をはじめとする社会人への一層の門戸開放をはかる。
- ③前述の教学の「高度化」、「多様化」をはかるためには、「流動化」が不可欠である。すなわち、研究成果の学外への発信や社会還元、学外から評価や支援を獲得していくという双方向の流動が不可欠である。
- ④このような認識に基づいて、経済学研究科においては、前述のNPO・地方行政研究コースの設置により、NPO・NGOや地方自治体との互恵的な協定を締結し、両者が協働して地域人材育成に取り組む。

第4次長期計画期間においては、以上のような展開により経済学研究科の「個性化」をはかり、経済学研究科の理念・目標の実現をめざす。

第2節 教育課程

【大学院研究科の教育課程】

- A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連
- B 群・「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B 群・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- A 群・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A 群・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

1. 教育課程の現状と評価

経済学研究科は、前述の「第1節 理念・目標」を具体化するために、その教育課程である博士課程（博士前期課程＜修士課程＞・博士後期課程）に経済学専攻を置いている。経済学専攻では、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を養うべく研究者の育成と、社会人としての高度の専門知識を有する職業人の養成をめざし、経済社会の発展に寄与することを目標にして教育・研究活動を進めている。

1) 修士課程

修士課程は経済学部経済学科における学修の成果を基礎にして、その専攻領域の学修の一層の深化をはかり、豊かな見識と専門的知識を備えた人材の養成をめざして主に次のような教育課程を整備している。修士課程の教育課程の詳細は、「2005 年度大学院経済学研究科履修要項」（2～17 頁）を参照。

（1）コース制による教育・研究指導

経済学研究科は、学部教育の基礎の上に個別領域に重点を置いた学修を進めることができるよう教育課程を編成している。そのため、通常の総合的に経済学を研究するコース以外に、学修を専門的に進めるため、特化した3つのコースを設置している。学部のコース制の履修コースを修士課程においても深化させ、修学目的に応じた学修が促進できるようコース制の教育・研究指導を展開している。現在は、民際学研究コース、財政・公共経済学研究コース、NP0・地方行政研究コースの3つのコースが設けられている。

- ①民際学研究コース：1994 年度から日本の大学で初めての「民際学研究コース」を設置し、新しい学問領域へ積極的なアプローチを行っている。「民際学」は、現代社会の諸問題を「国家の枠組みを越えて形成された関係現象」と把握し、「民際（inter-civic）」という全く新しいフレームワークのもとに体系的に研究していく学問である。民族問題、開発問題、環境問題、地域問題、ジェンダー問題、NGO との協働の問題などを取り扱い、同時にそれらの諸問題の相関についても共同研究を進めている。
- ②財政・公共経済学研究コース：1998 年度から開設している。近年、財政学ならびに公共経済学の分野を大学院レベルで研究したい志願者が増えていることから設けたものである。公共経済に関する理論モデルの構築や計量分析を中心とする実証分析による研究をはじめとし、新しい税理士試験にも対応するため、2002 年度からは税法関連科目を新設する等、税理士や上級公務員をめざす院生にも対応している。
- ③NP0・地方行政研究コース：2003 年度から開設している（法学研究科と共同開講）。この

コースは、地方自治体や市民活動等、21世紀の地域社会において求められる高度な専門能力をもつ地域公共政策のスペシャリスト育成をめざすコースである。地域社会でこれから活躍しようとする院生と、すでに活躍している社会人院生とが、学びの「場」を共有し、触発しあいながら地域公共政策について研究を深めていくことができる。本コースは経済学研究科と法学研究科との共同開講のコースであり、両研究科における公共政策関連科目を合わせて学べるだけでなく、両研究科の開講科目を幅広く学ぶことができる。

(単位：人)

年度 研究コース名	2002	2003	2004	2005
民際学研究	10	7	5	7
財政・公共経済学研究	15	20	9	5
NPO・地方行政研究		6	5	9
(経済学専攻)	22	17	15	12
合 計	47	50	34	33

※コース所属院生数は、毎年5月の届け出数を基にしている。その後の学籍異動等により変更がある。

※NPO・地方行政研究コースは2003年度から開設。

- ④各コースにはそれぞれ独自の特色があり、志願者の多様な教育・研究のニーズに応じている。またコース制をとることによって、院生にとっては学修計画を立てやすいプログラムになっている。
- ⑤経済学研究科は国際的視野を持ち活躍する高度職業人の養成をも目標としている。民際学コースやNPO・地方行政研究コースを設けたことは今日の社会の要請に応える人材を育成する上で積極的な意義がある。
- ⑥経済学研究科には、将来、研究職をめざす者、高度な専門知識を持った職業人をめざす者、生涯教育として位置づける者等々、多様な院生が在籍している。また外国人留学生の比重(22名：42.4%)が高いのも本研究科の特徴となっている。これら多様な院生層のニーズに対してきめ細かな教育・研究指導を行うことが求められている。
- ⑦コースは、院生をいくつかのグループに分けるとともに教員集団もそれに応じて区分して、院生のニーズと人的教育資源とを対応させる上で効果がある。また、院生間の交流をはかることで、多様なコースの存在を活かしつつ各自の研究において刺激のある環境を形成することをねらっている。

(2) 学部教育との関連性

- ①経済学部においては、学生の学修目標に基づいて各コースの基礎的な学修を進め、大学院においては、その学修が発展的に継承され、より専門的な個別領域の学修が進められるよう配慮されている。経済学部の教員が修士課程の授業科目を担当しており、学部教育課程と大学院修士課程教育の内容的関連に配慮し、院生が系統的・段階的に学修内容を高めていく指導体制も整備されている。
- ②優秀な院生に対しては、学部入学後5年間で修士課程を修了できる「飛び級」制度を設けている。
- ③学部学生が大学院科目を履修できるようにしているが、現在までのところ、十分に活用できていない。
- ④学部学生からの推薦入学を2005年度から導入している。

(3) 修了の要件

修士課程に入学した院生は、入学後速やかに指導教員1名を選び、研究課題に応じて指導教員の助言の下に副指導教員1名を選ぶことができる。院生は指導教員の指導の下に学修を

進めるが、修士課程を修了するためには、所属コースに関わらず、次の3つすべての条項を満たすことが求められている。

- ①「演習Ⅰ」（4単位）、「演習Ⅱ」（4単位）を含む32単位を履修すること。ただし、NP0・地方行政研究コース1年制修士課程については、「演習Ⅰ」（4単位）、「NP0 地方行政特別演習」（4単位）を含む32単位を履修とすること。
- ②外国語に通じ、次の条件のうち少なくとも1つを満たしていること。
 - イ）「外国文献研究Ⅰ～Ⅳ」（各2単位）のうち、1科目以上を履修
 - ロ）研究科が課す外国語試験に合格
- ③所定の期日に修士論文（または課題研究）を提出し、その口述試験に合格すること。ただし、合同演習（年2回開催）において2回以上研究発表を行うことを修士論文（または課題研究）提出の要件とする。

以上の（1）～（3）のとおり、修士課程の教育は、経済学研究科の歴史と伝統を継承しつつ、新分野の領域を含めた各専攻領域の教育・研究指導により、研究能力または専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、広い視野に立って学識を深めるにふさわしい教育課程を備えており、本学の大学院の目的（学則第1条）に適合している。また、院生の学修の高度化を促進できる教育内容も整備されている。これらを総合すれば、経済学研究科の修士課程は学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致していると評価できる。

なお、民際学研究コースを修了した課程博士は、コース開設以来7名になる（経済学研究科における課程博士総授与者数9名）。これは国際協力事業団（JICA：現・国際協力機構）の委託を受けて実施された「スリランカ研究協力：参加型農村開発方法の確立」や「インドネシア・スラウェシ貧困対策支援村落開発計画の策定」、国際協力銀行（JBIC）の委託を受けて実施された「南アジアの紛争解決の過程における政府開発援助の役割」などの国際研究プロジェクトと有機的に連動して博士後期課程の教育が行われてきたことの成果である。今後もこのような取り組みを増やしていくことが、博士後期課程における教育の質・量を確保していく上で極めて有効であると考えられる。

2) 博士後期課程

（1）教育研究指導および修士課程との関連性

博士後期課程の教育研究指導は、院生の自主的な研究活動を促進する立場から次の体制を整備している。

- ①入学後速やかに指導教員を選び、承諾を得た上で、履修登録と同時に所定の用紙で届けること。
- ②指導教員が担当する「特殊演習Ⅰ」（1年次／4単位）、「特殊演習Ⅱ」（2年次／4単位）、「特殊演習Ⅲ」（3年次／4単位）は大学院の研究指導において、最も重要な科目であり、必ず全員履修する。この演習担当の指導教員による研究指導により、博士論文の作成の指導を行っている。
- ③研究における視野を広げるため、他の特殊演習や修士課程の演習にも積極的に参加することを認めている。また研究科委員会が教育研究上有益と認めた場合、他の研究科の開講科目（他大学も可）も履修できる。
- ④指導教員は、院生の研究テーマに対応した教員が、修士課程と博士後期課程を通して継続指導しており、博士課程（修士課程・博士後期課程）としての教育内容の連続性を保てるように配慮している。
- ⑤学内外での学会等における研究発表を奨励している。

（2）修了の要件

次の4つの要件を満たすこと。

- ①特殊演習Ⅰ（4単位）、特殊演習Ⅱ（4単位）、特殊演習Ⅲ（4単位）を含む12単位を履

修すること。

- ②2 本以上の論文を公表すること（龍谷大学大学院経済研究編集委員会『経済研究』、龍谷大学経済学会『龍谷大学経済学論集』への投稿を含む）。
- ③研究発表会（合同演習）で合計 3 回以上の研究発表を行うこと。
- ④博士論文を提出し、その口述試験に合格すること（筆記試験を課すこともある）。

（３）研究発表会（合同演習）

修士課程と合同で年 2 回開催している。博士論文を提出するためには、この研究発表会において、中間発表を行う必要がある。

以上（１）～（３）のとおり、博士後期課程の教育は、専攻に関わる高度な研究能力を養うためにふさわしい教育・研究指導体制を整えており、本学の大学院が有する使命を果たしている。さらに、院生が自己の研究テーマに沿って、修士課程から博士後期課程まで継続して研究することができる指導体制も整備されており、「博士課程」としての研究指導体制の一貫性・継続性が保たれている。このことにより、将来、院生が研究者として自立して研究活動を行い得る高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うという博士後期課程の目的とも適合しており、学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致している。

３）前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（１）前回相互評価申請当時の課題

国際学研究コースは研究・教育実績をあげており、なるべく早い時期に「国際学研究科」を設置することを検討したい。

（２）その改善状況

「国際学研究科」を設立するには至っていないが、その質的充実に努め、毎年修士課程および博士課程修了者を出してきた。長期計画の大学院拡充政策の一環として、教育・研究の実績を踏まえて引き続き検討していく。

４）今後の課題と改善方策

- ①国際学研究コースの今日までの成果を踏まえ、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)等との協力関係を引き続き深めていく。
- ②国際学研究コースを修了し、その後博士後期課程へ進学した院生の博士号授与の実績をあげるために、研究指導および論文作成への体制をさらに充実させる必要がある。
- ③国際学研究コースは教育研究実績をあげており、なるべく早い時期に「国際学研究科」を設置することを検討したい。
- ④学部からの推薦入学者数を増大させ、学部から修士課程までの一貫教育システムを構築するとともに、1 年制修士課程と組み合わせた「5 年一貫教育」システム構築の検討を開始する。
- ⑤社会人入試によって入学した社会人院生については、「通常の修士論文による修了」と「課題研究による修了」とが可能であるが、後者に関する研究科の統一的な考え方を整理することが必要である。研究者にならない社会人院生については、課題研究による修了者を増やしていくことを検討する。

２．NPO・地方行政研究コースの現状と評価

このコースは、2003 年度に開設され、法学研究科と経済学研究科とが共同で運営している。また、社会学研究科も 2005 年度より運営に参画している。詳細は「第 7 章－4 法学研究科の教育内容・方法等 第 2 節 教育課程」を参照。

3. 博士課程（一貫制）の教育課程の現状と評価

- ①経済学研究科は、研究科の組織としては、「博士課程」として標準修業年限を5年と学則上に定めている（第2条および第3条）が、実際は博士課程を前期2年と後期3年に区分の上、前期を「修士課程」、後期を「博士後期課程」として（学則第2条の2）、収容定員を別々に定めて（学則第5条）運用している。修士課程から研究者をめざす院生に対しては、それにふさわしい教育・研究指導を行い、博士後期課程への進学を勧めており、「ゆるやかな5年一貫制」を視野に入れて運営している。
- ②十分な教員組織と指導体制を整備することが直ちには困難であるという本学の現状からして、現行の運用はやむを得ない。当分は現状の方式（ゆるやかな5年一貫制）を続けていく。

4. 入学後から学位授与までの教育システム等の現状と評価

経済学研究科（修士課程＋博士後期課程）は、大学院生の主体的・積極的な学修・研究姿勢に立脚して、前述したとおり、開設授業科目による授業と学位論文作成にむけた指導教授による研究指導の2本立てによるシステムにより教育・研究指導を行っている。

1) 修士課程

修士課程においては、指導教員の演習を登録し、その授業をとおして学位論文の指導が行われるとともに、次のとおり学位取得に向けて段階的に指導していく。

- ①1 年次：入学後速やかに指導教員を選び、その承諾を得た上で、履修登録の際に所定の用紙で届け出る。その際、指導教員の助言により、できるだけ副指導教員を選ぶよう勧めている。指導教員の「演習Ⅰ」を必ず登録する。副指導教員を選んだ場合は、その教員が担当する「副演習Ⅰ」も登録する。
- ②2 年次：指導教員の「演習Ⅱ」を必ず登録する。副指導教員を選んだ場合は、その教員が担当する「副演習Ⅱ」も登録する。2 年次以上の年度で修了を予定する者は、当該修了年度の10月初旬に指導教員の承認を得た上で、「修士論文題目届」を提出する。
- ③入学年度から修士論文提出日まで、毎年2回開催される「合同演習」（6月、11月）で中間発表を2回以上行う。
- ④修士論文を提出（1月）、口述試験（2月）
- ⑤定められた履修方法により、授業科目を32単位以上修得する。

2) 博士後期課程

博士後期課程においては、原則として修士課程からの指導教員が個別指導を行い、その指導の下で学位取得に向けて研究を進める。

- ①指導教員の「特殊演習Ⅰ」（1年次）、「特殊演習Ⅱ」（2年次）、「特殊演習Ⅲ」（3年次）を3年間にわたり、必ず登録する（12単位以上必修）。
- ②研究の視野を広げるために、他の特殊演習や修士課程の演習にも積極的に参加することを勧めている。
- ③3年次以上の年度で修了を予定する者は、当該修了年度の10月初旬に指導教員の承認を得た上で、「博士論文題目届」を提出する。
- ④入学年度から博士論文提出日まで、毎年2回開催される「合同演習」（6月、11月）で中間発表を3回以上行う。
- ⑤博士論文を提出（11月）、その後所定の日時に口述試験を行う。

以上 1)、2) のとおり、経済学研究科においては、入学後から学位の取得に向けて、授業科目の履修とともに、院生は研究テーマに基づいて指導教員を自ら選び、その指導教員の指導の下で計画的・段階的に研究を進めることができるようになっている。さらに、合同演習で中間発表を複数回行うことによって、研究の進捗状況に応じて多面的な検討が行われる機

会も設けられている。このように経済学研究科においては、入学から学位取得まで教育・研究指導システムは適切に整備され、かつ有効に機能しているといえる。

3) 今後の課題と改善方策

経済学研究科は、2000 年度以降、毎年課程博士を出している。今後とも、質の維持向上に努めるとともに、課程博士を継続的に出していきたい。

第3節 単位互換・単位認定

【単位互換、単位認定等】

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

1. 単位互換協定の現状と評価

学部・大学院を含む国内外の大学等との協定は全学統一して行っており、「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。

2. 単位認定の現状と評価

- ①単位互換協定により、単位認定をした実績はない。
- ②経済学研究科においては、放送大学（大学院）との単位互換協定を活用し、2005年度の後期から、放送大学大学院科目政策経営プログラムとして、テレビ系メディア科目7科目、ラジオ系メディア科目10科目を単位認定対象科目として、開講準備している。ただし、1科目（2単位）につき、10,000円の授業料が別途必要とされること、修了年次生の受講については単位認定の時期が修了判定時期よりも遅くなる可能性があり、単位認定の対象となり得ないことが想定されるため、修士課程2年生を対象に受講を推奨することができない現状がある。放送大学大学院の前期開講科目の受講希望があった場合は、その受講の可否について、研究科委員会で審議することになっている。

3. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

海外の大学も含めて拡充の方向が課題である。

2) その改善状況

国際センターが中心となって拡充を推進してきた。その結果、全学的には協定校は増えつつある。具体的な協定先等については、「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。

4. 今後の課題と改善方策

受け入れの留学生が多いにもかかわらず、本学からの派遣留学生がいない。学部の2学科への改組（現代経済学科・国際経済学科）に併せて、大学院の留学プログラムについても検討していきたい。

第4節 社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

A 群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

1. 社会人院生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

修士課程における社会人院生の在籍者数（2005 年度）は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。教育課程は学部からの進学者と同一であり、授業も一緒に行われているが、社会人に対しては次のような配慮を行っている。

1) 教育課程・教育研究指導上等の配慮

①課題研究による修了審査

- イ) 高度の専門職に就くための知的訓練等を目的に入学してくる社会人に対しては、その学修目的からして修士論文を必修とすることが適切でない場合もある。その場合、研究科委員会が認めたときは、特定の課題についての研究成果（課題研究）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- ロ) 課題研究の書式、枚数の提出時期等の事務的な事項については修士論文と同様に扱い、指導教員を含む 2 名の審査員の審査および口述試験を実施している。なお、税理士試験の科目免除を希望する場合は、必ず修士論文を作成する必要がある。また、博士後期課程は従来どおり、研究者養成を目的とすることから、進学予定者に対しては修士論文の作成を課している。

②外国語科目の履修免除

社会人入学試験（研究論文提出による）による入学者については、経済学研究科で開講する外国語科目（外国文献研究Ⅰ～Ⅳ／各 2 単位）を 1 科目以上履修するとした修了要件を緩和し、これを免除している。ただし、修了に必要な単位数（32 単位）は変わらないため、この外国語科目に代えて他の科目を履修しなければならない。

2) 授業科目開講時間帯・場所等の配慮

- ①5 講時（16 時 45 分開始）も含め、夜間（平日 6、7 講時）および土曜日に授業を開講している。
- ②NP0・地方行政研究コースは、社会人が大半を占めているため、時間割編成上 7 講時に科目を配置するようにした。

3) 修学実態に合わせた学費制度

社会人の修学実態が多様であり 2 年を超えて在籍することもあるので、1994 年度より単位制学費制度を導入して、単年度の学費負担を軽減した（1 単位 32,000 円）。修了要件単位（32 単位）修得後は、在籍料 50,000 円のみで在籍し、修士論文の作成等の学修を進めることができる。

以上 1)～3) のとおり、社会人に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は、適切になされている。修士課程におけるこのような教育の仕組みは、社会経験や就業経験のない他の院生に対しても刺激になっている。

2. 外国人留学生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①部分的にはあるが、とくに非漢字圏の留学生向けに、英語による講義を実施している。一例をあげれば、2005 年度では、「特殊研究（Development EconomicsⅠ・Ⅱ）」、「特殊研究（Asian Financial Market）」、「特殊研究（Multivariate AnalysisⅠ・Ⅱ）」、「Theoretical Framework Construction for Economic DevelopmentⅠ・Ⅱ」、「民際学理

論研究Ⅱ」(集中講義)などの諸科目がある。

- ②近年、留学生は英語による博士論文作成が増えてきている。口述審査・審査報告書も英語で対応している。
- ③奨学金関係の支援体制が整備され、学費についても軽減措置がとられている。

以上のように、外国人留学生に対する教育課程編成や教育研究指導上の配慮は、一定、なされている。

3. 前回相互評価申請時(1997年)にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①現状では、指導教員の負担が大きく、その熱意だけでは対応できない。将来的には留学生のためのアドバイザー制度の導入も検討課題である。
- ②社会人については、専門知識上の学力養成につき、十分な教育・研究指導の時間を確保しにくいことから、3年制修士課程も検討する必要がある。ただしその場合、社会人に対する学費負担軽減の問題も合わせて検討することが求められる。

2) その改善状況

これらの①、②の課題はいずれも実現されていないが、社会人については実質的に3年以上かけて修了する院生も少なくない。教員負担については、この問題に限らず、総合的視野から引き続き検討する必要がある。なお、学費負担については前述のとおり一定の軽減措置をとった。

4. 今後の課題と改善方策

- ①京都駅近郊に位置する大学コンソーシアム京都「キャンパスプラザ京都」に大学院サテライト拠点を整備したが、社会人の利便性への配慮から、そこでの開講科目を増やしていくことを検討する。
- ②研究者ではない高度の専門知識を有する職業人の養成という社会のニーズに対応するため、課題研究による修了者も今以上に増やしていく。
- ③英語による講義科目をさらに増やす。そのためには、教員採用人事において、英語による講義経験の有無を考慮して審査を進めて行くことが大切である。
- ④外国人留学生の日本語能力には個人差が大きいという問題がある。修士論文作成等については指導教員の個別指導に委ねられているため、指導教員の負担は大きい。負担軽減のためには、留学生に対しては、「経済学論文を書くための日本語」などの科目を配置する必要がある。

第5節 研究指導等

【研究指導等】

A 群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・指導教員による個別的な研究指導の充実度

1. 教育・研究指導の現状と評価

1) 修士課程

- ①修士論文または課題研究の作成を目標に、授業科目は、主に講義と演習の授業形態に分けて行っている。いずれも 32 単位以上の単位修得を課程修了の条件として義務づけている。
- ②開設されている授業科目は、院生の研究課題に沿って必要な科目が履修できるよう配慮されている。特に演習Ⅰ（1 年次）、演習Ⅱ（2 年次）は、教育・研究指導上重要な科目であるため必修としており、院生の研究課題と関連した指導の緻密化がはかられている。
- ③修士課程入学後速やかに指導教授（1 名）を選び、その指導の下に、学位論文予定題目および研究の内容・方法・参考文献・発表予定等の概要を記述した「研究計画書」を指導教授に提出し、研究会委員会の承認を得る。
- ④合同演習で論文等のテーマ発表、中間発表会を開催（年 2 回）する等、きめ細かい修士論文等の指導体制が行われている。合同演習とは、ゼミを横断した形態で行われる研究報告・発表会で、1 人あたり 20 分の発表、10 分の質疑応答、計 30 分で研究テーマを基に発表・報告がされている。
- ⑤JICA（国際協力機構）からの人件費補填収入を JICA 事業に携わる教員の意向を受けて JICA 積立金として積み立て、これらを教育研究充実のための支援費としてフィールド調査補助費を計上し、院生が海外でのフィールドワークを行う際の資金援助を積極的に実施している。また、「フィールドワークのための英語」を配置し、フィールドワークに必要な語学力の修得に配慮している。

2) 博士後期課程

- ①博士後期課程は、研究者の養成も目的としており、入学者を厳選の上、指導教授を決めて研究指導を行っている。
- ②「特殊演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通じて、研究指導を行っているが、学生の自主的な研究を尊重している。
- ③博士後期課程研究発表会（合同演習）において、入学後 3 回以上発表することが、博士論文を提出する必須の前提条件である。
- ④博士後期課程においても、JICA（国際協力機構）からの人件費補填収入を JICA 積立金として積み立て、これらを教育研究充実のための支援費としてフィールド調査補助費が計上され、院生が海外でのフィールドワークを行う際の資金援助を積極的に実施している。

以上 1)、2) のとおり、修士課程および博士後期課程における教育・研究指導は、院生の研究課題に基づく主体的な学修姿勢に依拠しつつ、教員による授業と研究課題に対する個別指導、院生同士の問題意識の啓発等の総合的な仕組みが重要である。経済学研究科においては、指導教授は、院生の希望を尊重しつつ研究課題との関連で適切に教員が配置され、さらに、授業における講義と討論、合同演習による研究成果の中間発表会、教員の論文作成指導の仕組みが相互に有機的に関連しながら進められており、その過程で学位論文の内容も検証される。従って全体として効果的に教育研究指導は行われているといえる。

2. 履修指導の現状と評価

1) 修士課程

- ①修士課程における履修指導は、新入生に対しては「オリエンテーション」を通じて、在学生に対しては事務室窓口で履修指導期間において適宜履修説明ならびに履修相談を行っている。
- ②経済学研究科には、通常の総合的に経済学を研究するコース以外に、専門的に研究する特化された3つのコースがある。各コースの学修目標の達成を支援するために次のような履修方法をモデルとして示している。
- イ) 民際学研究コースと財政・公共経済学研究コースについては、そのコースの学修目的を達成する上で必要と考えられる授業科目を、「推奨科目」として位置づけ、その授業科目について、次のような科目区分を行って院生の履修支援を行っている（ただし、推奨科目の履修が修了要件ではなく、これ以外の科目も履修できる）。

【民際学研究コース開設科目】

区 分	科 目 名
コ ア 科 目	民際学概論 民際学理論研究Ⅰ 民際学理論研究Ⅱ 国際関係論研究 地域経済論研究
専攻領域科目 A (民族と地域)	日本経済史研究 ヨーロッパ経済史研究 アジア経済史研究 経済体制論研究 労働経済論研究 移民論研究 国際組織論研究 国際経済論研究 国際地域経済研究
専攻領域科目 B (開発と環境)	国際経済論研究 国際地域経済研究 経済協力論研究 環境経済論研究 開発事業評価論研究 環境政策論研究 民際工学研究
研究方法科目	フィールド調査研究 情報処理研究 計量分析研究Ⅰ システム分析研究

【財政・公共経済学研究コース開設科目】

区 分	科 目 名
コ ア 科 目	財政学研究Ⅰ・Ⅱ 公共経済学研究Ⅰ・Ⅱ
専攻領域科目	税法概論 税法研究Ⅰ・Ⅱ（2002年度以降入学生対象） 地方財政論研究 国際財政論研究 国際租税論研究（2004年度以降入学生対象）
分析手法科目	情報処理研究 計量分析研究Ⅰ 計量分析研究Ⅱ システム分析研究 統計学研究 数理経済分析研究 経済分析実習Ⅰ 経済分析実習Ⅱ

- ロ) NP0・地方行政研究コースは、コースの特性を考慮して、法学研究科と共同で開講しており、次のような授業科目を開設している。

【NP0・地方行政研究コース開設科目】

区 分	科 目 名
コ ー ス 固 有 科 目	NP0 地方行政研究特別演習Ⅰ・Ⅱ 行政インターンシップⅠ・Ⅱ NP0 インターンシップⅠ・Ⅱ 地域リーダーシップ研究 先進的地域政策研究 地方行政実務研究 フィールドワーク研究 フィールドワーク特別研究
コ ー ス 科 目	社会経済理論研究Ⅰ・Ⅱ 近代経済理論研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 地域経済論研究 国際関係論研究 開発事業評価論研究 経済協力論研究 民際工学研究 財政学研究Ⅰ・Ⅱ 地方財政論研究 労働経済論研究（NP0と福祉・雇用） 地方政府論研究（2004年度以降入学生対象） 市民自治論研究（2004年度以降入学生対象）

特殊研究（日本における国際・民衆試論）	特殊研究（NP0 総論）
特殊研究（NP0 マネージメント論）	特殊研究（公共部門の経済学）
特殊研究（コミュニティ・ビジネス論）	
特殊研究（海外インターンシップ・途上国）	特殊研究（海外インターンシップ・米国）
特殊研究（インターンシップ英語）	特殊研究（パートナーシップ論）
特殊研究（まちづくりの研究）	特殊研究（地域社会計画策定論）
特殊研究（現代環境政策論）	特殊研究（環境と政治）
特殊研究（行政学）	特殊研究（公共政策論）
特殊研究（地方自治法）	特殊研究（比較政治論）
特殊研究（自治体法務）	特殊研究（比較公務員制度論）
特殊研究（比較社会政策論）	

注) i) NP0・地方行政研究コース生はコースの離脱を認められない。

ii) 「コース固有科目」は、NP0・地方行政研究コース生のみが履修できる。

iii) 「コース科目」は、あくまでも推奨科目であり、修了要件とは、直接、関係しない。他の科目も履修できる。

- ③指導教員のみならず、研究の課題設定によっては指導教員の助言に従い副指導教員を選び、副指導教員が担当する演習（副演習）も履修するように履修指導がなされている。この副演習については、副演習Ⅰ（2単位）ならびに副演習Ⅱ（2単位）として、単位認定も行っている。
- ④院生が演習を担当しない教員からの研究指導を希望し、既存の開講科目のみでは研究指導上不十分であると認められる場合には、特殊研究として開講できるよう配慮している。ただし、開講にあたっては、その授業担当者は本学専任教員のみとし、かつ当該教員・指導教員・院生本人の合意が得られることを条件とし、経済学研究科委員会の議を経て開講となる。

以上のように、事務的な履修指導に加えて、②のような履修モデルの提示および③、④のような履修指導は、学生の履修計画を支援し、その学修目的を達成するうえで有効である。

2) 博士後期課程

博士後期課程の指導は、主として指導教員に委ねられている。学生には学内外の研究会や学会に積極的に参加するように勧めている。

3. 個別的研究指導の充実度の現状と評価

1) 修士課程

- ①院生に対する個別の研究指導は、院生の研究課題に応じて、その明確化をはかることを出発点としており、指導教員により行われている。主に授業科目「演習」を中心にして行われている。
- ②既存の開講科目だけでは当該院生の学修上不十分であると認められる場合、院生の希望に応じて、適宜、科目を開講できるようにしている。
- ③合同演習を年2回開催し、中間発表会を制度化しており、一種の集団指導体制を導入している。複数の教員のいる学問分野では、指導教員以外の教員も指導する等、より濃密な指導体制がとられている。

2) 博士後期課程

院生の自主的研究を尊重し、指導教員により個別指導がなされている。

以上 1)、2) のとおり、経済学研究科は、指導教員制をとっており、指導教員より、授業

の他、院生個人の研究課題に即して個別的な研究指導が行われている。個人研究室において、院生からの個別質問に応じる体制も整えており、個別的な研究指導による成果は、学位論文等によって結実されている。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①修士課程においては、大学院生が、一般院生、社会人、留学生と多様化するにともない、その要請に十分に対応した指導体制の確立が重要である。学修目的や語学力を含む学力水準の異なる大学院生の実態を踏まえて、教員の過重負担の問題とも関連させて、今後どのような指導体制をとるべきか、検討する必要がある。
- ②博士後期課程においては、就職問題が懸案事項である。

2) その改善状況

- ①院生の指導希望が特定の教員に偏る傾向は以前から問題になっており、これによる弊害を是正するため、分野によっては共同で修士論文を指導する等の取り組みがなされている。
- ②博士後期課程を修了した者は、順調に就職している。

5. 今後の課題と改善方策

博士後期課程の研究指導を充実させるために、学位取得の見込みがあると認められる者、例えば、必要な単位を取得した者や試験に合格した者について「博士候補(Ph. D. Candidate)」制度をつくり、指導教員を中心とした複数教員による集団指導体制を構築することを検討する。

第6節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

1. 教育・研究指導の効果の測定方法の現状と評価

- ①修士課程においては、個別の授業科目は担当教員が、試験、レポート、授業中の発表等に基づく採点という形で教育・研究指導の効果を測定している。
- ②大学院教育の基本である演習における中間報告が教育・研究指導の場であると同時に教育効果の測定（評価）の場であると認識している。ただし、評価が教員・院生の個別な関係で左右される可能性を完全に否定できないことには注意が必要である。経済学研究科では指導教員と並行して、必要に応じて副指導教員を置いているので、この制度も活用して公平な評価に努めている。また研究科内で全院生を参加者とする合同演習を開催して、教育・研究指導の成果を公に確認することも行われている。
- ③修士論文・博士論文は、大学院における学修の集大成という位置づけからして、その水準が大学院における教育・研究の総合的な到達点としての評価を測定する意味をも持っているといえる。経済学研究科では、「龍谷大学大学院経済学研究科研究指導・学位論文・課題研究規程」に基づき、修士論文や博士論文にかかる学位論文の受理および審査について定めている。
- ④博士後期課程においては、研究成果報告書、学会発表や学内外の学術雑誌への論文発表によって指導の効果を測定し、最終的には博士論文の可否で判断している。

以上のとおり、多様な方法で教育・研究指導の効果を測定しているが、大学院においては、学部と比較して人数が少ないため、教員と院生とのインタラクティブな環境が構築しやすい。そのため、測定結果を研究室等においてフィードバックしている教員もあり、全体として適切に機能しているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

現在、経済学研究科の授業や合同演習等では、院生の口頭報告を基本にして、中間的な学修の到達点をはかっている。それは1つの手法として意義のあることであるが、今後は論文を通じての評価も進められる必要があると考える。そのために、2003年度から、博士後期課程の修了要件として、学会誌等への論文掲載を義務づける措置をとっている。今後、とりわけ博士後期課程の院生による論文投稿を活発化し、それを通じた多角的評価を積極化していく。

第7節 成績評価法

【成績評価法】

B 群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

1. 成績評価法の現状と評価

- ①2005 年度から、成績評価基準のより明確化をはかるために、従来の A 評価（100～80）の上に S 評価を設けた。これに基づき、各教員の教育方針に基づいて、次のような基準に従って成績評価が行われている。

段階評価	評 点
S	90～100
A	80～ 89
B	70～ 79
C	60～ 69
不合格	59 以下

- ②学部とは異なり、受講者数が比較的少ないため、課題の口頭発表やレポート等を通じて院生の学修状況が把握しやすい条件があり、成績評価の判断資料として活かされている。
- ③博士後期課程は、特殊演習 12 単位が必修となっている。院生の研究課題と関連して演習が行われており、指導教授が院生の研究状況を個別に把握してその到達段階を評価している。
- ④学部と同様、GPA 制度を採用している。特に給付奨学金や国費留学生の選考において、GPA の評価と個々の研究課題を基に、選考が進められている。
- ⑤経済学研究科の授業科目の成績評価方法は、「2005 年度 履修要項（経済学研究科）」のシラバスに具体的に明示されている。

大学院の教育に対して社会の期待が高まっている。院生の資質向上の状況を検証する成績評価法は、院生の専門的な力量を社会に示すとともに院生の学修意欲の向上を目的としている。2005 年度から S 評価を設けた。このことによって、優秀な院生を相応に評価することが可能になり、修了者の質の保証を高めることが期待できる。

2. 今後の課題と改善方策

- ①評価段階を多様化したことにより、評価のより厳密化が求められる。2005 年度から成績分布状況を把握する等、実態を踏まえながら引き続き議論を深めていく。
- ②院生の資質は、どのような研究成果を公表しているかが重要な判断基準となろう。そのために論文作成を促すとともに、それを積極的に評価し成績に反映させることが求められると考える。そのために個別の院生指導にあたって、研究計画を明確にし、成果公表を意識してもらう等の指導を強めていきたい。

第8節 教育・研究指導の改善

【教育・研究指導の改善】

A 群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A 群・シラバスの適切性

B 群・学生による授業評価の導入状況

1. 教育・研究指導方法の改善のための取り組み状況と評価

- ① これまでは各院生のペースに合わせて教育・研究指導が行われてきたが、社会人学生・留学生の増加に伴い、課程を修了するための作業進行表（ロードマップ）の必要が感じられ、その作成に取り組んでいる。
- ② 教員個人単位で取り組みが行われている事例はあるが、研究科全体としての組織的な取り組みは十分とはいえない。

2. シラバスの現状と評価

- ① 経済学研究科のシラバスについては、「2006 年度履修要項（経済学研究科）」（58～140 頁）参照。シラバスには、「研究テーマ」、「講義概要」、「講義の進め方」、「成績評価方法」、「担当者からの一言」、「授業計画」、「系統的履修科目」、「テキスト」、「参考文献」等が掲載されている。
- ② 概ね掲載内容から、院生が授業開始前に授業内容や進め方等の情報をあらかじめ把握できる内容になっており、授業内容の質の確保に寄与できる形にはなっている。院生が学修計画を立てやすい内容になっているといえる。
- ③ シラバスの記載内容については全学的に調整し、その項目化・標準化をはかったことにより、全体として院生の授業選択や学修計画に必要な情報がより豊かに発信できるようになった。
- ④ 修士課程での講義には 2 つの種類が考えられる。1 つは、講義科目をはじめとする「知識伝授型」のものであり、もう 1 つは、演習をはじめとする各院生の研究を促進する「研究促進型」のものである。これらはその時々の院生の有り様によって柔軟に変更せざるを得ない。現状では一応の授業内容を知らせているが、受講生の状況によって授業内容の方を柔軟に変更することも行われている。

3. 院生による授業評価の導入状況と評価

院生による授業評価は導入していない。

4. 今後の課題と改善方策

- ① 教育・研究指導方法の改善について、研究科が院生に提示する作業進行表を整備するとともに、それに従った指導体制を作りあげることが課題である。また院生の要求が多様であることから、これにも対応しうる複数の進行表を用意することも課題となろう。
- ② シラバスは一部 Web 上にも公開し、大学院の教育研究の内容をより広く社会に発信して、本学で学びたい院生を惹きつける必要がある。
- ③ 授業評価については、実施することを検討している。「指導教員の背中を見て勝手に育つ」時代は終わっている。きめ細かい指導体制の構築が必要である。大学院独自の FD 活動の必要性が増してきている。
- ④ 講義科目については、院生による授業評価制度を導入することが求められよう。ただし、その場合も学部とは異なり、日常的に院生の意見を取り入れられるようにすることが望ましい。また演習においては、授業評価というよりも指導内容が問題となるために、場

合によっては教員と院生の間にたつ第三者的な部署の設置を検討することもあり得る。

第9節 学位授与

【学位授与】

A 群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性…（表7）

B 群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【課程修了の認定】

B 群・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

1. 学位授与状況と学位授与方針・基準の現状と評価

1) 修士・博士の学位授与状況

経済学研究科における最近5年間の授与状況は、「**大学基礎データ表7 大学院における学位授与状況**」のとおりである。修士課程においては、5年間の入学定員の合計（150名）に対して修了者の総計は99名（66.0%の授与率）であり、一定の人材養成の役割を果たしてきている。

2) 学位の授与方針・基準

（1）全学的な学位の授与方針・基準等

本学における全学的な修士・博士学位授与方針・基準は、「龍谷大学大学院学則」、「龍谷大学学位規程」に定められており、概要は次のとおりである。

- ①定められた修了要件に関わる授業科目の単位を修得する（修士30または32単位・博士12単位）。
- ②次のような水準の学位論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。ただし、修士課程の目的に応じて課題研究の提出をもって代えることができる。
 - イ）修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。
 - ロ）博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなくてはならない。

- ③課程修了に必要な外国語の修得。

ただし、経済学研究科修士課程における同条件については、外国人留学生入学試験、社会人入学試験（研究論文提出による）の入試形態によって入学した院生については、外国語科目（外国文献研究）の履修を免除している。

（2）経済学研究科における学位の授与方針・基準等

- ①前述の全学的な授与方針・基準に従って、修士課程においては、「龍谷大学大学院経済学研究科研究指導・学位論文・課題研究規程」に基づき、研究科委員会の中から選ばれた審査委員3名（1名は指導教授）で構成される審査委員会によってなされる。必要に応じて、研究科委員会委員以外の学内外の専門家を審査委員に選ぶことができる。
- ②修士論文の審査は論文内容の査読（検討）と口述試問の結果に基づき行われ、研究科が定める基準に基づいて評価（5段階評価 S.A.B.C.D <不合格>）される。
- ③前述の全学的な授与方針・基準に従って、博士後期課程の課程博士論文は、3名以上の審査委員会によってなされる。また、必要に応じて、研究科委員会委員以外の学内外の専門家を審査委員に選ぶことができる。当該審査委員会は、論文内容ならびに関連資料の検討と口述試験の結果に基づき、その合議で審査報告書をまとめる。研究科委員会で審査報告が行われた後、審議と投票によって慎重に判定している。
- ④修士・博士の学位論文は、前述の基準に基づき研究科委員会が可否を決議する。

経済学研究科においては、全学的な授与方針・基準に基づいて、前述のような指導教授制はじめ様々な指導体制の仕組みを設けて、学位の質的向上をはかっており、修士・博士の学位の授与方針・基準は適切かつ有効に機能しているといえる。

2. 学位審査の透明性を高めるための措置の現状と評価

1) 学位審査体制の概要

経済学研究科においては、透明性・客観性を確保するために次のような措置がとられている。

- ①学位論文の提出条件として、修士課程では合同演習における2回以上、博士後期課程では合同演習（研究発表会）における3回以上の発表を義務づけており、研究の到達点を研究科全体で確認できる状況がある。
- ②学位論文は、修士論文については3名、博士後期課程については3名以上の審査委員によって審査され、その合議によって論文の水準が審査される。修士課程・博士後期課程ともに、指導教授は学位論文審査委員会の主査にはならないよう規定化し、運用している。
- ③研究課題によっては、経済学研究科委員会以外の学内外の専門家を審査委員会のメンバーにすることができる。
- ④博士後期課程の博士論文の口述試験は、すべて公開形式で実施される。
- ⑤研究科委員会の判定結果は、全学的な大学院委員会（委員長は学長）に審議され、学位授与が決定される。

2) 学外者の学位論文審査への関与

博士論文の審査においては、当該テーマに関する国内外の第一人者による審査を積極的に行っている。現在まで、東京大学東洋文化研究所教授、京都大学経済学研究科教授、コロンボ大学経済学部教授（スリランカ）、コーネル大学教授（アメリカ）等の著名な学者が審査委員になった実績がある。

以上 1)、2) のとおり、経済学研究科における学位審査の方法や審査委員の配置等の審査体制は、すべて研究科委員会の審議・決定に基づいてすすめられており、審査過程の透明性・客観性は担保されており、学位論文としての質を確保する内容にもなっている。

3. 標準修業年限未満修了者に対する措置の現状と評価

優れた業績をあげた院生の在学期間は、修士課程においては1年以上、博士後期課程においては3年以上（修士課程の2年の在学期間を含む）在学すれば足りる旨の学則上の規定はあるが、経済学研究科においては、NPO・地方行政研究コース（1年制修士課程がある）を除けば、他にはその事例がない。

4. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

<修士論文>

- ①院生の多様化に伴い研究能力の水準に大きな格差が生じており、社会人、外国人留学生に従来の一律の審査基準を適用することは現実的でない。特に留学生は、短期間では語学（日本語）能力の向上がむずかしく、同一基準を適用しにくい。多様化に対応して、基礎的な学力の養成と並行してその専門分野の能力を向上させるための支援措置（夜間・休日の研究資料の利用、カリキュラムや人的な支援体制の整備）を講じつつ、その

審査基準のあり方を検討することが求められる。

- ②社会人および留学生の受け入れによる院生の急増に伴い、3名審査体制を2名にせざるを得ない場合もある。その結果、審査領域が狭まったとの指摘がある。多様な院生を受け入れる以上、それに対応した審査体制の構築も検討する必要がある。
- ③「課題研究」については、大学院生の希望や意識との齟齬、単位認定等の問題があり、実施経過を見ながらその指導のあり方を検討したい。

＜博士論文＞

- ①課程博士については、一定のレベルを必要とすることは当然であるが、慎重な手続によりながらも積極的に授与していくことが求められる。今後、留学生を含め学位希望者が増加することが予想されるので、その審査体制について、細目も含め全学的な整備が必要である。
- ②論文博士については、課程博士を出すことが前提であり、各研究科で課程博士授与の実績が出てきているので、学位論文の研究水準の維持、向上に留意しつつ授与する方向で検討すべきであろう。

2) その改善状況

＜修士論文＞

- ①院生の多様化、特に社会人学生への対応という課題に対しては、課題研究による修了をすすめてきている。ただし、課題研究の評価基準の統一については、今後の課題である。
- ②審査体制については、3名による審査体制を維持している。教員の負荷が大きいのが、審査の専門性・客観性・透明性を維持するためにはやむを得ない。

＜博士論文＞

- ①近年、課程博士は、毎年輩出している。審査にあたっては、全学基準に基づき行っており、特に問題はない。論文テーマや、研究内容によっては、学外者（海外も含む）も審査委員になっており、留学生、一般院生に対しても適切に審査を行っている。
- ②博士論文の口述試験の公開、学外審査委員の積極的登用については、「2. 学位審査の透明性を高めるための措置の現状と評価」で記述したとおり、一定程度実績があることから、今後とも継続して取り組みたい。

5. 今後の課題と改善方策

- ①博士後期課程への進学者を十分に確保することが課題である。その環境を作るためにも継続的に学位授与者を送り出すことが当面の方策である。
- ②学位授与の促進をはかる一方で、学位の水準や、審査の透明性・客観性を確保するために、博士の学位論文の要旨および当該論文審査の結果の要旨について、ホームページ等を用いて広く社会に積極的に公表することを検討する。
- ③学位審査の透明性・客観性を一層高めるため受理委員会、審査委員会のあり方等を含めて検討したい。

第7章－3 経営学研究科の教育内容・方法等

第1節 理念・目標

経営学研究科は、「第6章 大学院各研究科の理念・教育目標等 第3節 経営学研究科」で述べた理念・目標を達成するために、第4次長期計画期間において、次のような目標を掲げている。

(1) ビジネス・コース

ビジネス・コースのあり方を見直し、その充実をはかる。

① ビジネス・スクール型大学院への改組

一定の職業経験を持つ社会人を対象とし、高度専門職業人（ビジネス・パーソン）の養成と再教育を目的とする。その特色は、次の2点である。

イ) ビジネス・パーソンに必要とされる高度な専門的知識を長期にわたって継続的に習得する機会（場）を提供する。

ロ) 学部教育との緊密化・一体化を進め、学部卒業生に対してキャリアアップのための生涯教育の機会（場）を提供する。

② 2003年度より新カリキュラムを実施し、4つのプログラム（マネジメント・プログラム、京都産業学プログラム、企業会計プログラム、オープン・プログラム）を設けた。しかし、2003年度の見直しは、「科目の2単位化」、「土日開講」、「本学出身者優遇制」等のいわゆる「枠組み」の部分が中心であり、教育内容の見直しは今後継続的に追求する。

(2) アカデミック・コース

高度な研究能力をもった研究者の養成をめざすために、必要な研究指導体制を整える。

(3) 京都産業学センターの充実

ビジネス・スクール構想の柱として、京都産業学センターを2002年度に開設した。このさらなる充実をめざす。

(4) 桃山学院大学との日中連携ビジネス・プログラムの設置

経営学研究科ビジネス・コース内に、2006年度から「日中連携ビジネス・プログラム」を開設することを決定した。この日中連携ビジネス・プログラムは、その設置趣旨に鑑み、本研究科のみで開設するのではなく、2006年度開設から大学院経営学研究科日中連携ビジネス・コース（大学院設置基準14条特例適用）を開設する桃山学院大学大学院経営学研究科と協定を締結し、両研究科のカリキュラムを補完し合って運営する。

第2節 教育課程

【大学院研究科の教育課程】

- A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連
- B 群・「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B 群・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- A 群・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A 群・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

1. 教育課程の現状と評価

経営学研究科は、前述の「第1節 理念・目標」を具体化するために、その教育課程である博士課程（博士前期課程＜修士課程＞・博士後期課程）に経営学専攻を置いている。経営学専攻では、社会人としての高度の専門知識を有する職業人の養成と、自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力を持つ研究者の育成を目指し、社会の発展に寄与することを目標として教育・研究活動を進めている。

1) 修士課程

修士課程は経営学部における学修の成果を基礎にして、その専攻領域の学修の一層の深化をはかり、豊かな見識と専門的知識を備えた人材の養成をめざして、次のような教育課程を整備している。

（1）修学目的に応じた教育課程（コース制）の編成

経営学研究科は、院生の修学目的に応じた学修を進めることができるよう、2つの履修コース（アカデミック・コース／ビジネス・コース）を設けている。

- ①アカデミック・コース：経営学部教育の基礎の上に経営学の専門領域に重点を置いた学修を進めることができるよう教育課程を編成している。そのため、開設する授業科目を、経営学総合、マネジメント、会計学、経営情報、外国語、関連、演習の7つの科目群に分類して開講している。アカデミック・コースの教育課程の詳細は、「2005年度履修要項（経営学研究科）」（5～6頁）を参照。
- ②ビジネス・コース：1994年から開設している。このコースは、日常の企業実務の中で生起する諸問題を専門知識に基づきながら分析し、解決の枠組みを見つけていく基礎的能力を養成するとともに、強い倫理観、責任感、社会的正義感に支えられた高度専門職業人を養成することを目的としている。

イ）この教育目標を達成するため、4つのプログラム（マネジメント・プログラム、京都産業学プログラム、企業会計プログラム、その他に取り方自由のオープン・プログラム）を設け、3つのプログラム（マネジメント、京都産業学、企業会計）には、必修科目としてのプログラム・コア科目（オープン・プログラムを除く）を設置し、体系的な学修ができるようカリキュラムを編成している。特に歴史と先端が融合する京都という地域特性を考慮に入れた京都産業学プログラムの科目群は関西地区の他大学院には見られない特色である。ビジネス・コースの教育課程の詳細は、「2005年度履修要項（経営学研究科）」（7頁）を参照。

- ロ) このコースは、大学の卒業者またはそれと同等以上の学力を有する人々を対象とし、出身学部や専攻分野は問わない。実務経験はあっても、経営学の基礎知識をもたない社会人のためには、特別なプログラムを用意している。講師には、本学の専任教員に加えて、学外から一流の研究者や経験豊富な実務家を迎え、社会人の要望に応える指導体制を整備している。

【コース所属人数（2005年5月1日現在）】

コース名 \ 年度	2002	2003	2004	2005
アカデミック・コース	5	2	2	1
ビジネス・コース	28	26	21	17
合 計	33	28	23	18

- ③修士課程のカリキュラムは、アカデミック・コースとプロフェッショナルなコースに分けて、さまざまなキャリア形成に応える教育課程を整備している。この教育課程の科目を系統的に履修することによって、それぞれの進路に応じた専門性を築けるようになっている。特にアカデミック・コースは、博士後期課程に進学して研究を進める上で必要な基礎的力量を身につけることができるカリキュラムになっている。

（２）学部教育との関連性

経営学部開設されている授業科目の内容は、大学院（アカデミック・コース）においても発展的に継承される。経営学部の教員も修士課程の授業科目を担当しており、学部教育課程と大学院修士課程教育の内容的関連に配慮し、院生が系統的・段階的に学修内容を高めていく指導体制も整備されている。

（３）修了の要件

修士課程を修了するためには、院生は、修学目標の達成をめざし、次の要件を満たさなければならない。

- ①入学時に修学希望により1つのコースに所属すること。
- ②修士論文・課題研究と関連した指導教授のもとで、学修計画を立て、その計画に沿った所属コースの授業科目を中心に、定められた履修方法に従って30単位以上履修すること。
- ③修士論文の作成指導を受け、口述試問を受けて合格すること。

以上（１）～（３）のとおり、修士課程の教育は、研究能力または専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、広い視野に立って学識を深めるにふさわしい教育課程を備えており、本学の大学院が有する使命を果たし得る教育課程を備えていると評価できる。また、学部基礎を置く大学院として、院生の学修の高度化を促進できる教育内容も整備されている。これらを総合すれば、経営学研究科の修士課程は学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致していると評価できる。

２）博士後期課程

（１）教育研究指導および修士課程との関連性

- ①博士後期課程は、修士課程（アカデミック・コース）に対応して開設されており、修士課程における研究指導の領域との関連性を維持している。これにより、修士課程において修得した専攻分野に関する研究能力をさらに高度化し深化させることが可能である。
- ②専攻の「特殊演習」（3年間継続履修12単位必修）を中心に、指導教授による研究指導により、博士論文の作成の指導を行っている。
- ③指導教授として、院生の研究テーマに対応した教員が、修士課程と博士後期課程を通して継続指導しており、博士課程（修士課程・博士後期課程）としての教育内容の連続性

を育てるように配慮している。

④学内外での学会等における研究発表を奨励している。

(2) 修了の要件

次の3つの条項を満たすこと。

①指導教授の「特殊演習」を3年間継続履修して、12単位を修得すること。

②1年次において「博士論文執筆計画書」を提出し、その計画に沿って学修を進め、2年次、3年次においては、その博士論文提出予備資格者として、進捗状況報告会において研究発表をしなければならない。

③博士論文を提出し、合格すること。

以上のとおり、博士後期課程の教育は、専攻に関わる高度な研究能力を養うためにふさわしい指導体制を整えている。さらに、院生が自己の研究テーマに従って修士課程から博士後期課程まで継続して研究することができる指導体制、院生が学修の高度化を促進できる教育内容が整備されており、研究指導体制の一貫性・継続性が保たれている。このことにより、将来、院生が研究者として自立して研究活動を行い得る高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うという博士後期課程の目的とも適合しており、学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致している。

3) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

①修士課程においては、社会人院生が圧倒的に多い。今後、本研究科が開かれた大学院として充実していくためには、ビジネス・コースの開設科目、特に中小企業経営科目群や企業法学科目群の充実が必要である。そのためには、学内の他研究科および他大学研究科等との提携・協調関係を将来的に考えていく必要がある。

②大学院スタッフの多様化、他機関との協力関係の拡大を検討したい。

③顧問会議のメンバーも長期固定的なものではなく、必要に応じて構成メンバーを検討する方式をとっているが、これを再検討する必要がある。顧問の性格から、実業界あるいは官界での主要な人物で、継続的に問題を意識してもらうためにメンバーとして固定化できることが望ましい。しかしながら、多忙な日程を抱えた人たちであるため、開催日の調整等の問題も多い。

(2) その改善状況

①現在、2006年度から経営学研究科ビジネス・コースに新プログラム（日中連携ビジネス・プログラム）を設置することと関連して、桃山学院大学大学院経営学研究科との学生交流等協定の締結について協議を進めている。

②この間に専任教員として京都市から1名、非常勤講師として経済産業省から2名を迎えている。

③顧問会議を1997年以降一度も行っておらず、今年度は顧問会議の見直し作業を進めている。

4) 今後の課題と改善方策

①修士課程アカデミック・コースは、カリキュラム改革をさらに進め、コース科目の2単位化などの検討を早急に行う必要がある。

②博士後期課程への進学者を増やし、できるかぎり3年間で課程博士を出せるような体制を構築する。

2. 博士課程（一貫制）の教育課程の現状と評価

- ①経営学研究科は、研究科の組織としては、「博士課程」として標準修業年限を5年と学則上に定めている（第2条および第3条）が、実際は博士課程を前期2年と後期3年に区分の上、前期を「修士課程」、後期を「博士後期課程」として（学則第2条の2）、収容定員を別々に定めて（学則第5条）運用している。実態としては、修士課程から研究者をめざす院生に対しては、それにふさわしい教育・研究指導を行って、博士後期課程への進学を勧め、「ゆるやかな5年一貫制」を視野に入れている。しかし、最近は博士後期課程に進学する院生は大変少ない。
- ②十分な教員組織と指導体制を整備することが直ちには困難であるという本学の現状からして現行の運用はやむを得ない。当分は現状の方式（ゆるやかな5年一貫制）を続けていく。

3. 入学後から学位授与までの教育システム等の現状と評価

博士課程（修士課程＋博士後期課程）は、院生の主体的・積極的な学修・研究姿勢に立脚して、前述したとおり、開設授業科目による授業と学位論文作成にむけた指導教授による研究指導の2本だてによるシステムにより教育・研究指導を行っている。

1) 教育・研究指導のプロセス

（1）修士課程

修士課程においては、指導教授の演習を登録し、その授業をとおして学位論文の指導が行われるとともに、次のとおり学位取得に向けて段階的に指導している。

<アカデミック・コース>

- ①1年次：入学式までに修士論文調査票を提出し、指導教授を決定する。入学後指導教授の研究科目を登録する。
- ②2年次：指導教授の演習科目を登録し、5月初旬に修士論文題目届を提出する。
- ③修士論文研究発表会で論文の中間発表をする（10月／修士論文提出予定者は全員参加）
- ④修士論文を提出（12月）、口述試問（2月）

<ビジネス・コース>

- ①1年次：入学式までに修士論文・課題研究調査票、所属するプログラム届、ならびに指導教授希望書を提出し、指導教授を決定する。
- ②指導教授の演習Ⅰを登録する。
- ③2年次：指導教授の演習Ⅱを登録する。
- ④修士論文題目届または課題研究題目届を提出する（5月）。
- ⑤修士論文・研究発表会で修士論文の中間発表をする（10月／修士論文提出予定者は全員参加）／課題研究・研究発表会で課題研究の中間発表をする（11月／課題研究提出予定者は全員参加）。
- ⑥修士論文を提出（12月）／課題研究を提出（1月）、口述試問（2月）

以上のとおり、修士課程においては、入学後から修士学位の取得に向けて、授業科目の履修とともに、研究テーマの明確化と研究課題の整理を指導しており、計画的に論文作成に向けた学修ができるようになっている。

（2）博士後期課程

博士後期課程においては、修士課程からの指導教授の個別指導のもとに、次のようなプロセスを経て、院生は学位取得に向けて研究を進める。

- ①入学時に次の2つの研究スケジュール（イおよびロ）から1つを選択する。
 - イ）原則として博士後期課程の3年間で修了する。
 - ロ）博士後期課程所定単位12単位以上を修得し、退学してから3年以内に復学し修了する。
- ②研究指導のスケジュール
 - イ）の場合
 - (a)1年次：指導教授による研究計画の指導助言に基づき研究計画書提出（4月）
 - (b)博士論文執筆計画書提出（1月）
 - (c)2年次：博士論文提出予備資格者進捗状況報告会（10月）
 - (d)3年次：博士論文提出予備資格者進捗状況報告会（10月）
 - (e)課程博士学位申請論文提出（1月）
 - ロ）の場合
 - (a)2年次まではイ）の(a)～(c)と同じ
 - (b)3年次：依願退学（3月）
 - (c)退学後、3年以内に復学(再入学)を願い出る
 - (d)復学した年度に博士論文提出予備資格者進捗状況報告会（10月）
 - (e)課程博士学位申請論文提出（1月）

以上のとおり、博士後期課程においては、院生は、研究の進捗状況の報告を行いながら、指導教授からより直接的で丁寧な研究指導を受けることによって、論文作成を進めていくことができる仕組みになっている。入学から学位取得まで教育・研究指導システムは適切に整備され、かつ有効に機能しているといえる。

2）今後の課題と改善方策

近年、課程博士を出しておらず、研究者養成については十分な成果があがっていない。研究者を志望する院生を修士課程の入学時から確保し、5年間を視野に入れた教育・研究指導体制を整備する必要がある。

4．京都産業学センターの現状と評価

1）京都産業学センターの目的

地域密着型ビジネス・スクール型大学院構想の柱として、大学院経営学研究科の付置機関として京都産業学センターを2002年度に開設した。

本センターは、本学の第4次長期計画に謳われている「グローバル大学」の具体化をはかるとともに、他大学ビジネス・スクールにはない競争優位の源泉としての独自性を打ち出す核としての役割を担っている。本センターの特色は、次のとおりである。

- ①京都（地域）に根ざす。
- ②「京都産業（企業）から学ぶ」を基本的スタンス（方法論）としている。
- ③経営主体と「経営資源としての京都」の相互関係を研究することを通して、「京都モデル」を学問的に確立する。
- ④このことをもって、地域経済（社会）、日本経済（社会）に貢献し、さらにこのことを世界に発信する。

2）実績と評価

主に次のような活動を行ってきた。

- ①京都企業の様々な分野における経営上のケースを蓄積する。
- ②京都産業界との連携を強化する。
- ③京都産業学の独自の方法を構築するための理論的活動をする。
- ④年報「京都産業学研究」を編集・発行する。
- ⑤京都産業に関する諸課題・問題について提言等を行う。

開設からこれまで2年間活動を行ってきたが、上記5つの活動内容に対する達成度を以下に述べる。

- ①については、2003年度に京都産業(11社)の社長・役員に経営学特別講座「我社の今　そしてこれから」という講義を行い、それぞれの企業の沿革、会社概要、業界の現状、現状の課題、問題解決のための戦略、将来展望などについて講演してもらい、その成果を大学院・学部の講義で利用できるように講義録として発行した。また、大学院においては、「陶芸家N氏のブランド戦略」、「藤井大丸に見る地方百貨店の業態対応」などケースの蓄積を順次行っているところである。
- ②については、2004年度より京都商工会議所を通じて、年報「京都産業学研究」を配布することとしており、今後の連携の強化が期待できるが、現状では連携は不十分と言わざるを得ない。
- ③については、現在各教員を中心に、京都産業学という理論を形成するための研究活動を実施中である。
- ④については、2003年度、2004年度に年報を発行している(計2号)。特に第2号においては、「時代背景から見た島津製作所」に焦点を当てた研究を報告している。
- ⑤については、現時点では、残念ながら行えていない。今後の課題といえる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①「京都産業学」の確立に向けた取り組みに一層努める。
- ②このための人的交流および情報収集、交換等に取り組み、このネットワークの核としての役割を京都産業学センターが担う。対外的には「京都産業人倶楽部(会員制交流ネットワーク)」として運営する。
- ③「京都産業学」に関心のある京都および全国の経営者、工芸人、自治体職員、ビジネスマン、企業の研究者・技術者、大学教員などのネットワークを作る。

第3節 単位互換・単位認定

【単位互換、単位認定等】

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

1. 単位互換協定等の現状と評価

- ①経営学研究科においては、独自の国内外の大学等と単位互換は締結していない。国際センターが学部・大学院双方の海外の大学等との協定を全学で統一して行っている。
- ②現段階において、経営学研究科では単位互換協定に基づく単位認定は行っていない。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①開設科目等の他研究科および他大学院との単位互換方法を検討する。
- ②各研究科とも、海外の大学も含めて拡充の方向が課題である。

2) その改善状況

- ①他大学院との単位互換は実現していない。
- ②国際センターを中心にして拡充を推進してきた。その結果、全学的には協定校は増えつつある。具体的な協定先等については、「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。

3. 今後の課題と改善方策

全学的な課題でもあるが、海外の大学等との間で交換留学等の協定を結ぶことによって国際化を進める。今後、前述のビジネス・コースに新プログラム（日中連携ビジネス・プログラム）を設置することと関連して、桃山学院大学大学院経営学研究科、中国の大学等と協定を締結していく。

第4節 社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

A 群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

1. 社会人院生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

修士課程における社会人院生の在籍者数(2005年度)は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。在籍者 18 名中 17 名(94.4%)が社会人であり、その割合はかなり高い。そのため教育課程は、社会人の特性を考慮して次のような配慮を行っている。

1) 社会人のための教育課程

経営学研究科の修士課程には、社会人の再教育に特化したビジネス・コースを開設している。ビジネス・コースには、日常の企業実務の中で生起する諸問題を専門知識に基づきながら分析し、解決の枠組みを見つけていく基礎的能力を養成するとともに、強い倫理観、責任感、社会的正義感に支えられた高度専門職業人を養成することを目的とした教育課程が編成されている。

2) 授業科目開講時間帯・場所等の配慮

- ①平日の夜間(6 講時/18:25~19:55)ならびに土曜日および日曜日に授業を行っている。
この措置は、職業を持つ社会人院生への配慮である。
- ②修士論文や課題研究と関連した演習の開講時間帯を、6 講時と 7 講時にしている。

3) 教育研究指導上等の配慮

「修士論文」に代えて「課題研究」の提出を認めている。これにより、社会人院生は、ビジネス等に関する特定の調査研究や事例研究を主題にして、自己の日常業務との接点を持ちながら研究活動を進め、その高度化とリンクしながら研究活動を進めることができるようになった。

4) 修学実態に合わせた学費制度

社会人の修学実態が多様であり、2 年を超えて在籍することも多い。そのため、1994 年度より単位制学費制度を導入して、学費負担を軽減した(1 単位 32,000 円)。修了要件単位(32 単位)修得後は、在籍料 50,000 円のみで在籍し、修士論文(または特定の「課題研究」)の作成等の学修を進めることができる。

以上 1) ~ 4) のとおり、経営学研究科においては、社会人に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は、概ね効果的に行われていると評価できる。

2. 外国人留学生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

外国人留学生は極めて少ないが、次のような配慮をしている。

- ①外国人留学生のために日本語文献研究の科目である「外国文献研究Ⅳ(日)」を開講している。
- ②奨学金関係の支援体制が整備され、学費についても軽減措置がとられている。

外国人留学生に対する教育課程の編成上の配慮は以上のとおりであるが、教育・研究指導にあたっては、留学生の特性を踏まえて、担当教員が指導を行っている。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①現状では、指導教員の負担が大きく、その熱意だけでは対応できない。将来的には留学生のためのアドバイザー制度の導入も検討課題である。
- ②社会人については、専門知識上の学力養成につき、十分な教育・研究指導の時間を確保しにくいことから、3 年制修士課程も検討する必要がある。ただしその場合、社会人に対する学費負担軽減の問題も合わせて検討することが求められる。

2) その改善状況

これらの課題はいずれも実現されていないが、社会人については、実質的に3 年以上かけて修了する院生も少なくない。教員負担については、この問題に限らず、総合的視野から引き続き検討する必要がある。なお、社会人に対する学費負担軽減については、前述のとおり、一定の配慮を行った。

4. 今後の課題と改善方策

- ①ビジネス・コースにおいては、社会人のニーズを満たすべく科目をさらに充実させることが望ましい。そのために、院生の声を率直に聞きながら必要な科目を充実させていきたい。
- ②外国人留学生の数が、現在極めて少ない。いかにして院生数を増やすかが一番の課題である。入学するのが難しくなっている入試制度のあり方も再検討する必要がある。

第5節 研究指導等

【研究指導等】

A 群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・指導教員による個別的な研究指導の充実度

1. 教育・研究指導の現状と評価

1) 修士課程

修士論文または課題研究の作成を目標に、授業科目は、主に講義と演習の授業形態に分けて行っており、30 単位以上の単位修得を課程修了の条件として義務づけている。また、コース毎に、次のような履修規程を設けて、学修目標が達成できるよう指導している。

(1) アカデミック・コース

- ①1 年次に外国文献研究 4 単位および指導教授の研究 4 単位を含め 16 単位以上を履修し、2 年次は指導教授の演習 4 単位を含め 14 単位以上、合計 30 単位以上を履修しなければならない。
- ②演習は、1 年次においては履修登録することはできない。
- ③外国文献研究は複数履修しても修了単位としては 4 単位しか認められない。
- ④設置科目中の関連科目については、履修に際し 8 単位を超える単位は修了単位に計算しない。
- ⑤ビジネス・コース開講の授業科目について、修了要件単位のうち 2 科目の範囲内で受講することができる。
- ⑥修士論文研究発表会で論文の中間発表を行う。

(2) ビジネス・コース

- ①1 年次 (4 月) に、履修プログラムおよび修士論文と課題研究のいずれかを選択し、指導教授 (演習担当者) 希望書を提出する。
- ②1 年次に指導教授の演習 I (2 単位) を履修し、2 年次に指導教授の演習 II (4 単位) を履修する。
- ③所属のプログラム・コア科目 (2 科目 4 単位) を必ず履修する。
- ④単位認定は、筆記試験 (または小論文) を中心に、討論への参加、プレゼンテーション、課題レポートなどを総合的に勘案して行う。ただし、筆記試験の受験資格は、3 分の 2 以上の授業出席者に認められる。
- ⑤修士論文・課題研究発表会で論文の中間発表を行う。

2) 博士後期課程

- ①博士後期課程は、研究者の養成も目的としており、入学者を厳選の上、指導教授により研究指導を行っている。
- ②研究指導は、入学時の個々の院生研究テーマに応じた指導教授 (修士課程からの継続) が行う。
- ③研究指導は、特別演習 (3 年間継続履修) 等を通じて研究指導を行うとともに、院生の自主的な研究を尊重している。
- ④博士論文を提出する者は、博士論文提出予備資格者進捗状況報告会で報告を行う。

以上 1)、2) のとおり、修士課程および博士後期課程における教育・研究指導は、各院生の研究テーマに基づく主体的な学修姿勢に依拠しつつ、教員による授業と研究課題に対する個別指導、院生同士の問題意識の啓発等の総合的な仕組みが重要である。この点、経営学研究科においては、各授業における講義と討論、論文作成の中間発表会、教員の論文作成指導

の仕組みが相互に有機的に関係しながら進められており、その過程で学位論文の内容も検証されており、教育研究指導は、全体として適切に機能しているといえる。

2. 履修指導の現状と評価

1) 修士課程

- ①修士課程における履修指導は、新入生に対しては「オリエンテーション」を通じて、在学生に対しては「履修説明会」を行っている。そのほか、事務室窓口においても適宜行っている。
- ②ビジネス・コースにおいては、コース履修の目的を達成するために、各プログラムに開設されている授業科目の中に、必修のコア科目を設けている。
 - ・マネジメント・プログラム：経営学原理、ビジネス・ポリシー
 - ・京都産業学プログラム：京都産業学、中小企業経営論
 - ・企業会計プログラム：企業会計Ⅰ・Ⅱ

2) 博士後期課程

博士後期課程の履修指導は、指導教授に委ねられている。院生には学内の研究会や他大学を含めた地域の共同研究会に積極的に参加するように勧めている。

以上 1)、2) のとおり、院生に対する履修指導は、適切に行われている。

3. 個別研究指導の充実度の現状と評価

1) 修士課程

個別な研究指導については指導教授が担っている。主に授業科目「演習」を中心にしつつ行われている。

2) 博士後期課程

院生の自主的研究を尊重し、指導教授により個別指導がなされている。

指導教授より、院生個人の研究課題に即して授業とともに個別的な研究指導が行われており、全体として丁寧な個別指導が行われている。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①修士課程においては、大学院生が、一般院生、社会人、留学生と多様化するにともない、その要請に十分に対応した指導体制の確立が重要である。学修目的や語学力を含む学力水準の異なる大学院生の実態を踏まえて、教員の過重負担の問題とも関連させて、今後どのような指導体制をとるべきか、検討する必要がある。
- ②博士後期課程においては、就職問題が懸案事項である。

2) その改善状況

- ①2002 年以降、在籍院生の数が減っており、結果として、現在、この課題の重要性は減少した形になっており、教員による丁寧な研究指導がなされている。ただ、特定の教員に院生が集まり、その教員の過重負担の課題は残っている。
- ②一般的には、博士後期課程の院生の就職問題は懸案事項であろう。しかし、現段階では、在籍者は留学生 1 名であり、経営学研究科においては、現実問題にはなっていない。

5．今後の課題と改善方策

丁寧な個別指導がなされていると考えているが、院生自身が真に満足できる研究指導がなされているか、院生の声を聞いて改善する必要がある。

第6節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B 群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

1. 教育・研究指導の効果の測定方法の現状と評価

- ①修士課程においては、個別の授業科目は担当教員が、試験、レポート、授業中の発表等に基づく採点（成績）という形で教育・研究指導の効果を測定している。
- ②大学院教育の基本である演習における報告が教育・研究指導の場であると同時に評価の場であり、指導教授により個々の院生の学修・研究の進捗が把握されている。
- ③修士・博士論文は、大学院における学修の集大成という位置づけからして、その水準が大学院における教育・研究の総合的な到達点としての評価を測定する意味をも持っているといえる。
- ④博士後期課程においては、博士論文提出予備資格者進捗状況報告会、学会発表や学内外の研究誌への論文発表によって指導の効果を測定し、最終的には博士論文の水準で判断している。

以上のとおり、多様な方法で教育・研究指導の効果を測定しているが、大学院においては、人数が少ないため、教員と院生とのインタラクティブな関係が構築しやすい。そのため、測定結果を研究室等においてフィードバックしている教員もあり、全体として適切に機能しているといえる。また、学位論文の審査の重要な一環である口述試問は、複数の教員によって行われており、その到達点をより厳格に判断できる。

2. 今後の課題と改善方策

教育・研究指導の効果を測定する方法としては、現段階では、前述のような方法によって適切に行われているといえるが、さらに改善を進めていく。

第7節 成績評価法

【成績評価法】

B 群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

1. 成績評価法の現状と評価

- ①修士課程においては、各教員の教育方針に基づいて、授業科目は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下＜不合格＞）に従って成績評価が行われている。学部とは異なり、受講者数が比較的少ないため、課題の口頭発表やレポート等を通じて院生の学修状況が把握しやすい条件があり、それらは成績評価の判断資料として活かされている。
- ②博士後期課程は、特殊演習 12 単位が必修となっている。院生の研究課題と関連して演習が行われており、指導教授が院生の研究状況を個別に把握してその到達段階を評価している。
- ③経営学研究科のシラバスには、成績評価の方法が明示されている。「2005 年度 履修要項（経営学研究科）」（32～77 頁）を参照。

院生の資質向上の状況を検証する成績評価法は、シラバスの明示し、かつ複数の要素（平常点＜授業における発表・討論への参画等＞、レポート等）を加えた評価が行われており、成績評価の厳密化をはかった。また、S 評価を本年度から開始したが、これは院生の質をより緻密に社会に保証・公表し、同時に院生の学修意欲をも引き出すというねらいもある。

2. 今後の課題と改善方策

- ①S 評価は、2005 年度から導入したものであり、来年度以降、成績分布状況の実態等を把握して、引き続き成績評価の厳密化をはかりたい。
- ②大学院の履修要項に成績評価（5 段階評価）の基準が明示されていない。来年度より改善する。

第8節 教育・研究指導の改善

【教育・研究指導の改善】

A 群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A 群・シラバスの適切性

B 群・学生による授業評価の導入状況

1. 教育・研究指導方法の改善のための取り組み状況と評価

教員個人単位で取り組みが行われている事例はあるが、経営学研究科全体として組織的には取り組みは行われていない。

2. シラバスの現状と評価

経営学研究科のシラバスについては、「2006 年度履修要項（経営学研究科）」（32 頁以降）を参照。シラバスには、「研究テーマ」、「講義のねらい」、「この講義を受講することにより、身につくポイント（スキルなど）」、「講義スケジュール」、「講義方法」、「成績評価方法」、「テキスト」、「参考文献」、「受講上の注意・担当者からのひとこと」等が掲載されており、概ね院生が学修計画を立てやすい内容になっているといえる。

3. 院生による授業評価の導入状況と評価

院生による授業評価は導入していない。

4. 今後の課題と改善方策

- ①シラバスの記載内容は、順次、充実してきたとはいえ、一部に記載量が少なく、院生に対して事前の情報提供が不足している科目もある。内容を豊富にしていくよう引き続き努める。
- ②大学院の授業評価については、全学的に検討していくことが必要であろう。

第9節 学位授与

【学位授与】

A 群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性…（表7）

B 群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【課程修了の認定】

B 群・標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

1. 学位授与状況と学位授与方針・基準の現状と評価

1) 修士・博士の学位授与状況

- ①経営学研究科における最近5年間の授与状況は、「**大学基礎データ表7 大学院における学位授与状況**」のとおりである。
- ②修士課程においては、5年間の入学定員の合計（150名）に対して修了者の総計は77名（51.3%の授与率）であり、一定の人材養成の役割を果たしてきている。

2) 学位の授与方針・基準

（1）全学的な学位の授与方針・基準等

本学における全学的な修士・博士学位授与方針・基準は、大学院学則に定められており、それは以下のとおりである。

- ①定められた授業科目の単位を修得する（修士30または32単位・博士12単位）。
- ②次のような水準の学位論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。ただし、修士課程の目的に応じて課題研究の提出をもって代えることができる。
 - イ）修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。
 - ロ）博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなくてはならない。
- ③課程修了に必要な外国語の修得。

（2）経営学研究科における学位の授与方針・基準等

前述の全学的な授与方針・基準に従って、経営学研究科においては、主査（指導教授以外）と論文内容に応じた副査2名による論文の査読と口述試問が行われており、多角的な審査がなされている。また、論文提出予定者の中間発表会を2回以上開催して指導を行っており、その作成過程においても修士論文の水準を保つ努力が行われている。

以上（1）、（2）のとおり、経営学研究科においては、全学的な授与方針・基準に基づいて、上記のような指導教授制をはじめ様々な指導体制の仕組みを設けて、学位の質的向上をはかっており、修士・博士の学位の授与方針・基準は適切かつ有効に機能しているといえる。

2. 学位審査の透明性を高めるための措置の現状と評価

1) 学位審査体制の概要

経営学研究科においては、透明性・客観性を確保するために次のような措置がとられている。

- ①学位論文は、複数の審査委員によって審査され、その合議によって論文の水準が審査される。

- イ) 修士課程においては、指導教授は修士論文審査委員会の主査にはならないよう規定化し、運用している。
- ロ) 課程博士論文の審査結果は、3名の審査員の合議により審査報告書にまとめられ、研究科委員会に報告される。研究科委員会で審査報告が行われた後、審議と投票によって慎重に判定している。
- ② 博士後期課程においては、学位審査の透明性・客観性を高めるために、学外の教員を審査委員メンバーに加えることを心がけている(後述)。指導教員は博士論文審査委員会の主査にはならないよう規定化し、運用している。
- ③ 博士論文審査の口述試験は学内公開を原則とする。
- ④ 研究科委員会の判定結果は、全学的な大学院委員会(委員長は学長)に審議され、授与が決定される。

2) 学外者の学位論文審査への関与

本学学位規程第7条第3項には、「大学院各研究科が必要と認めたときは、本条第1項の規定にかかわらず、審査員に他大学の大学院または研究所等の教員等を加えることができる」とある。経営学研究科では、2003年度の学位論文審査では他大学教員(本学名誉教授)にも副査として学位論文審査を依頼している。

以上1)、2)のとおり、経営学研究科の学位審査は、複数の口述試問委員による判定と会議体等による審査を経て、授与が決定されるため、審査過程の透明性と客観性は確保できているといえる。

3. 標準修業年限未満修了者に対する措置の現状と評価

大学院学則第12条および第13条において、優れた業績をあげた院生は、修士課程においては1年以上、博士後期課程においては3年以上(修士課程の2年の在学期間を含む)在学すれば足りる旨規定されている。ただし、経営学研究科においてはその事例がない。

4. 前回相互評価申請時(1997年)にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

<修士論文>

- ① 院生の多様化に伴い研究能力の水準に大きな格差が生じており、社会人、外国人留学生に従来の一律の審査基準を適用することは現実的でない。特に留学生は、短期間では語学(日本語)能力の向上がむずかしく、同一基準を適用しにくい。多様化に対応して、基礎的な学力の養成と並行してその専門分野の能力を向上させるための支援措置(夜間・休日の研究資料の利用、カリキュラムや人的な支援体制の整備)を講じつつ、その審査基準の在り方を検討することが求められる。
- ② 社会人および留学生の受け入れによる院生の急増に伴い、3名審査体制を2名にせざるを得ない場合もある。その結果、審査領域が狭まったとの指摘がある。多様な院生を受け入れる以上、それに対応した審査体制の構築も検討する必要がある。
- ③ 「課題研究」については、大学院生の希望や意識との齟齬、単位認定等の問題があり、実施経過を見ながら、その指導の在り方を検討したい。

<博士論文>

- ① 課程博士については、一定のレベルを必要とすることは当然であるが、慎重な手続によりながらも積極的に授与していくことが求められる。今後、留学生を含め学位希望者が増加することが予想されるので、その審査体制について、細目も含め全学的な整備が必要である。

- ②論文博士については、課程博士を出すことが前提であり、各研究科で課程博士授与の実績が出てきているので、学位論文の研究水準の維持、向上に留意しつつ授与する方向で検討すべきであろう。

2) その改善状況

<修士論文>

- ①経営学研究科の修士課程の在籍者は、ほとんど社会人院生であり、現段階では、在籍者層は多様化していない。修士の教育課程については、社会人院生の就業実態に則して、「第4節 社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮」のとおり、夜間、土・日開講等による配慮は行った。しかし、社会人の研究能力の問題については課題が多い。入学者を厳選することも考えられるが、余り厳しくすると入学者が極端に減少するリスクもある。一定の能力がある者については入学を認めていくが、当面は、教育・研究指導の努力でその向上をめざす以外には方法はない。論文の審査については、社会人の実情に即して、適切に評価している。社会人だからという理由だけで、審査基準を引き下げるようなことはしていない。なお、課題研究の審査については、社会人院生の多様な研究テーマに沿って審査員を選任し、適正に審査をしている。
- ②1997年当時の状況に比べ、現在は院生が減少したため、結果として、審査体制は十分機能するようになった。
- ③「課題研究」の指導のあり方に関して、1年次に指導教授の演習Ⅰ（2単位）を履修させることにより、修士課程の最初の段階から研究指導を徹底できるように改善した。また、「課題研究」については、以前は中間報告を課していなかったが、2年次の秋に中間報告を義務付けた。さらに、「課題研究」の審査を指導教授1名から2名体制に変更した。

<博士論文>

- ①課程博士学位を積極的に授与していく方針であるが、現段階では、入学者を確保することが先決問題である。なお、課程博士学位申請論文には、これまで字数が160,000字以上でなければならないという規定があったが、2004年において、次のとおりとした。
- イ) 字数規定を撤廃し、「公刊を前提とし、論文3本（修士論文は含まない）」とする。
- ロ) 課程博士学位申請論文の受理審査委員会には、指導教授を含まないものとする（審査委員会<本審査>には指導教授を含む）。
- しかし、学位論文の水準の維持という観点から、審査基準を緩めることはしていない。
- ②論文博士については、近年では、2003年度1名授与している。本学の「学位規程」に定められた手続きに則って、厳正に審査のうえ授与しており、特に問題はない。

5. 今後の課題と改善方策

- ①1997年時点の課題でもあったが、社会人院生の研究能力と審査基準のあり方は依然として課題であり、さらに検討していきたい。
- ②学位審査の透明性・客観性を一層高めるための受理委員会、審査委員会のあり方等を含めて検討したい。

第7章－4 法学研究科の教育内容・方法等

第1節 理念・目標

法学研究科は、「第6章 大学院各研究科の理念・教育目標等 第4節 法学研究科」の理念・目標を達成するために、教育課程の編成にあたっては、次のような目標を掲げて、改革に努めている。

- ①修士課程の目的のひとつである「高度な専門的能力を持った職業人育成」については、社会的ニーズを踏まえ、総合大学としての本学の資源を活用（学内研究科の連携）し、新たな教育課程を設置する等の拡充をめざす。
- ②修士課程の各コースについては、引き続きその質的充実に努める。
- ③専門職大学院（法務研究科）の開設という新たな状況の中で、法学研究科のあり方を検討していく。

第2節 教育課程

【大学院研究科の教育課程】

- A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連
- B 群・「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B 群・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- A 群・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A 群・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

1. 教育課程の現状と評価

法学研究科は、前述の「第1節 理念・目標」を具体化するために、その教育課程である博士課程（博士前期課程＜修士課程＞・博士後期課程）に法律学専攻を置いている。法律学専攻では自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を養うべく研究者の育成と、社会人としての高度の専門知識を有する職業人の養成をめざし、社会の発展に寄与することを目指して教育・研究活動を進めている。

1) 修士課程

修士課程は法学部の法律学科と政治学科における学修の成果を基礎にして、その専攻領域の学修の一層の深化をはかり、豊かな見識と専門的知識を備えた人材の養成をめざして主に次のような教育課程を整備している。修士課程の教育課程の詳細は、「2005 年度履修要項（法学研究科）」（6～17 頁）を参照。

（1）コース制による教育研究指導

修士課程は、法学部における法学の基礎的な学修の上に、法学の個別領域に重点を置いた学修を進めることができるよう教育課程を編成している。そのため、学部のコース制の履修コースを深化させ、修学目的に応じた学修が促進できるよう修士課程においてもコース制による教育研究指導を展開している。コースとして、法学コース、専修コース、政策学コース、国際学コース、NP0・地方行政研究コースの5つのコースが設けられている。

- ①法学コース：法学の研究能力の養成を趣旨とし、六法中心の実定法および基礎法からなる法学科目群科目を主として修得する。法学的研究者や法曹専門家を志望する者および法学の履修を希望する社会人等を主たる対象とする。
- ②専修コース：司法試験・司法書士試験等の法律関連国家試験および国家公務員Ⅰ・Ⅱ種、地方公務員、裁判所事務官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、法務教官、保護観察官等、法律科目が含まれる公務員試験の受験志望者を対象に、法律に対する基礎知識を深め、法的思考能力の育成をめざす。
- ③政策学コース：多様な政策学に関する研究能力の養成をめざす。主として広範な政策学科目群科目を修得し、さらに他の科目群科目を選択履修する。政治学研究者や教員を志望する者および政策学に特化した研究を希望する職業人、例えば自治体や企業の政策担当者、また市民活動やNP0活動で政策提案に携わる市民や社会人を主たる対象とする。
- ④国際学コース：多様な国際学に関する研究能力の養成を趣旨とする。広範な国際学科目群科目を主として修得し、さらに他の科目群科目を選択履修する。国際公務員、NGO 従

事者、国際学研究者等を志望する者および国際学の履修を希望する自治体の国際部門担当者、企業の国際部門担当者、マスコミ関係者、社会人、公務員、企業人を主たる対象とする。

- ⑤NPO・地方行政研究コース：自治体やNPO等において活躍する高度専門的な資質を有する地域人材を育成することを目的とする。公共政策に関する総合的な研究・学修機会を提供し、地域の行政と市民活動を架橋する実務教育を通じて、地域政策と分権社会を支える多様で高度な専門性をもつ人材の養成をめざす。

【コース所属人数（2005年5月1日現在）】

研究 コース名	2005	2004	2003	2002	備 考
法 学	41	39	27	10	
専 修	5	11	16	10	
法 務	12	12	21	29	2004年度入学生から廃止
政策学	2	5	8	8	
国際学	6	6	10	2	
NPO・地方行政研究	11	13	10		2003年度入学生から開講
合 計	77	86	92	59	

※コース所属院生数は、毎年4月の届け出数を基にしている。その後の学籍異動等により変更がある。

多様なコース制の導入により、各コースの教育目的が明示できるようになった。このことにより、院生の進路に対応した教育・研究指導を行うことが可能となり、その教育内容も漸次充実してきた。これは近年、まだわずかであるが、司法試験の合格者が以前よりは出ようになってきたことや、各種の採用試験や就職状況にも反映されており、一定の成果が上がっていると推察できる。

（２）学部教育との関連性

- ①法学部の法律学科・政治学科に開設されている授業科目の内容は、大学院においても発展的に継承される。法学部の教員も修士課程の授業科目を担当しており、学部教育課程と大学院修士課程教育の内容的関連に配慮し、院生が系統的・段階的に学修内容を高めていく指導体制も整備されている。
- ②学部の学修と連関するように学部のグレードの高い授業科目のいくつかについては大学院との合同科目としている。そのことにより大学院での学修がスムーズになるように配慮している。
- ③学部内推薦入試を取り入れたことにより、比較的成績が優秀な学生を大学院進学に誘導することができた。このことは学生の勉学に刺激を与えているともいえる。
- ④しかしながら、社会人院生は必ずしも法学部での学修を経っていないので、基礎的知識の点で問題がある社会人もいないわけではない。これらの社会人院生に対してどのように対応するかが課題となっている。

（３）修了の要件

修士課程を修了するためには、院生は修学目標の達成をめざし、次の要件を満たさなければならない。

- ①入学時に修学希望により1つのコースに所属すること。
- ②修士論文・課題研究の研究指導と関連した専攻科目を選定し、届け出ること。
- ③在学中の研究計画をたて、その計画に沿った所属コースの授業科目を中心に32単位以上履修すること（所属コースの科目群より必ず8単位以上履修すること。ただし、他のコースの授業科目も履修できる）。

本学の他の研究科および放送大学の大学院科目を8単位まで履修できる。また、修士論文指導科目として特別研究8単位（課題研究指導科目として特別研究4単位）が当てられている。

- ④修士論文の作成指導を受け、口述試問を受けて合格すること。
- ⑤博士後期課程に進学を希望する者に対しては、修士論文の評価水準を高く設定することにより、研究する能力の涵養と選抜を行っている。

以上（1）～（3）のとおり、修士課程の教育は、新分野の領域を含めた教育により、研究能力または専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、広い視野に立って学識を深めるにふさわしい教育課程を備えている。

また、学部のカース制に発展的に対応した履修コースを置く大学院として、院生の学修の高度化を促進できる教育内容も整備されている。これらを総合すれば、法学研究科の修士課程は学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致していると評価できる。

2）博士後期課程

（1）教育研究指導および修士課程との関連性

- ①博士後期課程は、修士課程での研究を発展・深化させるものとして設定されており、修士課程における研究指導の領域との関連性を維持している。これにより、修士課程において修得した専攻分野に関する研究能力をさらに高度化し深化させることが可能である。
- ②専攻の「演習」（4単位・合計12単位必修）を中心に、指導教員による博士論文の作成の指導を行っている。
- ③指導教員は、通常、院生の研究テーマに対応した教員が、修士課程と博士後期課程を通して継続指導しており、博士課程（修士課程・博士後期課程）としての教育内容の連続性を保てるように配慮している。
- ④学内外での学会等における研究発表を奨励している。

（2）修了の要件

博士後期課程の修了要件は以下のとおりである。

修了要件単位数 12単位	
法学専攻	専攻に開講されている演習3科目12単位以上必修
	博士論文
	研究指導による博士論文の作成・提出および試問による最終試験

以上のとおり、法学研究科の博士後期課程は、専攻に関わる高度な研究能力を養うためにふさわしい教育課程を整えており、院生が自己の研究テーマに従って、修士課程から博士後期課程まで継続して研究することができる指導体制も整備されている。個別の研究指導により、院生が高度な研究を促進できる体制が整備されており、研究指導体制の継続性も保たれている。このことにより、将来、院生が、研究者として自立して研究活動を行い得る高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うという博士後期課程の目的とも適合しており、学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致した運用がなされている。

3) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①社会人院生の多様な関心、要請にどれほど応えられているか、という問題が残っている。
社会人院生の実態や要求を検討し、コース制や配置科目の検討を深め、より社会に関かれた教学体制を構築するために努める。
- ②博士後期課程は、人数が少なく、きめ細やかな指導が行われている反面、院生が相互に刺激しあいながら自主的に研究能力の育成を図るという実態が備わっていない。院生に対して学外の学会や研究会への積極的な参加を勧めているが、将来的には、大学間での話し合いにより、他大学での専門科目の受講をも認める方向を模索したい。
- ③学問の多様化の反面、ひとつの問題が多くの学問分野に関係するという多面化の側面も見られる。たとえば環境問題は、法律学の分野では環境法等、政治学分野では都市政策等、経済分野では開発行政等、経営学では環境会計等に関連をもっており、将来的には、ひとつのテーマの下にプロジェクトを組み、各研究科を横断的につなげる問題解決型のカリキュラムを設定する方向も考えられる。

（2）その改善状況

- ①社会人を含めた所属院生のニーズを考え、コース制ならびに配置科目の改革（科目内容の変更と2単位化）を実施したことにより、幅広い社会人の受け入れが可能となった。
2002年4月1日税理士法一部改正によっても、税法分野の社会人院生志願者はそれほど減少しなかった。NP0・地方行政研究コース設置に伴い地方自治体やNP0で働く社会人の在職院生が増加した。より社会に関かれた教学体制の構築に向けて、着実に成果をあげている。
- ②博士後期課程に対する他大学との単位互換については全く進んでいない。この点に関する1997年課題の設定そのものについての見直しが必要である。博士後期課程の院生への指導という点では、修士課程との連続性のあるカリキュラム構築、少人数教育によるきめ細やかな学修指導は定着している。
- ③経済学研究科との合同運営コースとして NP0・地方行政研究コースが開設された。また同コースには社会学研究科も参加することが決定している。研究科を横断するようなコースの展開が今後も予定されている。

4) 今後の課題と改善方策

- ①法科大学院をはじめとする専門職大学院が全国で展開するという情勢にマッチしたカリキュラムの構築はすでに実施しているが、今後の展開に即応しコース制や開講科目の修正ができるように情報収集と検討の体制を構築しておく必要がある。
- ②NP0・地方行政研究コースのように複数の研究科を横断的に結ぶコースについて、ほかの研究分野でも積極的に展開すべく検討する。また、その中で税法分野を研究対象としている院生の教育・指導体制についても検討していく。
- ③博士後期課程の院生数は増加しており、その結果、活力が生じ活動も徐々に活発になっているが、法科大学院修了生の受け入れ、研究者養成以外の高度な専門職業人養成等への対応など、今後の博士後期課程のあり方、カリキュラムや指導体制などについて、情勢の推移を見ながら検討していくことが必要である。

2. 博士課程（一貫制）の教育課程の現状と評価

- ①法学研究科は、研究科の組織としては、標準修業年限を5年とする「博士課程」として学則上に定められている（第2条および第3条）が、実際は博士課程を前期2年と後期3年に区分の上、前期を「修士課程」、後期を「博士後期課程」として（学則第2条の2）、収容定員を別々に定めて（学則第5条）運用している。実態としては、修士課程から研究者をめざす院生に対しては、それにふさわしい教育・研究指導を行って、博士後期課

程への進学を勧め、「ゆるやかな5年一貫制」を視野に入れて運営している。

- ②十分な教員組織と指導体制を整備することが直には困難であるという本学の現状からして現行の運用はやむを得ない。当分は現状の方式（ゆるやかな5年一貫制）を続けていく。

3. 入学後から学位授与までの教育システム等の現状と評価

法学研究科は、大学院生の主体的・積極的な学修・研究姿勢に立脚して、開設授業科目による授業と学位論文作成にむけた指導教授による研究指導の2本立てのシステムで教育・研究指導を行っている。このシステムの概要と教育・研究指導のプロセスは次のとおりである。

1) 修士論文

(1) 修士論文（課題研究）作成に向けた教育システムと教育プロセス

- ①1年次には、専攻する分野を届け出なければならない。
- ②課程修了予定年次には、修士論文・課題研究の題目を届け出なければならない。
- ③修士論文・課題研究の作成にあたっては、専攻した科目の担当教員による研究指導を受けなければならない。
- ④修士論文・課題研究の内容は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを立証するものであることが必要であり、2年間広い視野に立って専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。

(2) 修士論文・課題研究審査

- ①修士論文・課題研究の審査は、当該専攻科目その他関連科目の担当教員のうちから、法学研究科委員会の選任した審査員によって行う。
- ②修士論文・課題研究の審査は、提出者への試問によって行う。
- ③修士論文・課題研究の評価は、点数によって表示し、60点以上を合格とする。

(3) 修士論文審査基準

- ①テーマの設定が明確であること。
 - イ) テーマ選択の理由が明確であること。
 - ロ) テーマとの関連における問題点の分析・検討視点が明確であること。
- ②分析・検討が論理的であること。
- ③少なくともテーマに関連する日本語の文献を渉猟し、それらを自己の視点で分析していること。
- ④分析視点に何らかの独創性があること。
- ⑤博士後期課程に進む院生については、原則として、少なくとも1つの外国語を利用した国際比較研究が必要である。

(4) 課題研究審査基準

当該院生の生活上、職業上の問題意識に根ざすテーマを法学的ないし政治学的に考察しようとする研究の場合、その成果は課題研究として提出することができる。ただし、次の基準を満たす必要がある。

- ①テーマの設定が明確であること。
 - イ) テーマ選択の理由が明確であること。
 - ロ) テーマとの関連における問題点の分析・検討視点が明確であること。
- ②分析・検討が論理的であること。

以上(1)～(4)のとおり、院生は、修士課程入学時に専攻する科目を届け出た後、その

後の課程の学年進行にともない、適切な指導を受けることができるシステムが確立されている。修士論文や課題研究の作成のプロセスにおいても、専攻科目担当教員の下で適宜指導を受けるとともに、論文作成の中間報告会等を各専攻で適宜行い、院生同士の議論をも通じて研究を深める等、入学から学位取得までの教育・研究指導のシステムが整備されており、かつ有効に機能していると評価できる。

2) 博士論文

- ①博士課程後期においては、修士課程の専攻科目の担当教員が指導教員となっていく、個別の研究指導が中心である。
- ②修士論文の研究成果を基礎に進めている研究の経過報告書を毎年提出させて研究の進捗段階を把握する。
- ③学会誌「龍谷法学」や学会等における研究発表の成果等を評価しながら、学位論文の提出に向けた指導をしている。

以上のとおり、博士後期課程において院生は、指導教員の緻密な研究指導を受け、研究課題を明確にしながら高度な研究活動を進め、博士論文の執筆に向けた研究活動を進めることができるようになっている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①課程博士授与の実績は、2000年度以後、未だ2名（2004年度まで）にとどまっているため、研究指導および論文作成への支援をさらに充実させる必要がある。
- ②多様な就学目的をもった院生の受け入れは、教員の負担増につながっているため、各専攻の実状に応じた教員増、法学研究科構成員以外の教員の協力など、負担減対策を講じる。
- ③院生の学修要求に応えるために他研究科との連携を深め、研究科横断型のコースの増設について検討する。税理士養成に特化したコースの設立についてもこの中で検討する。
- ④大学コンソーシアム京都に対して大学院間の単位互換制度を導入するようにはたらきかける。
- ⑤法学研究科においては、法科大学院との交流が重要な課題になるので、その仕組みを構築する。

4. NPO・地方行政研究コースの現状と評価

NPO・地方行政研究コースは2003年度に開設され、経済学研究科と共同で運営している。また、社会学研究科も2008年度からコースに加わることをめざして、2005年度より運営に参入している。本コースは、地域社会と結びついた教育を展開し、分権社会を支える多様で高度な専門性をもつ地域人材の養成をめざす新たな試みであり、本学の大学院の特色のひとつである。

1) 地方自治体とNPO等諸団体との連携による教育

- ①本学と21の地方自治体と23のNPO等諸団体とが互恵的連携協定を結んでいる（2004年5月1日現在）。協定先と本学は、次のような相互のメリットを獲得しつつ、地域公共政策の高度化・多様化に対応した地域人材の育成に取り組んでいる。
 - イ) 本学の大学院を、地方自治体やNPO等職員のキャリアアップやスキルアップに活用する。
 - ロ) 地方自治体やNPO等諸団体が長期インターンシップ受け入れ先として機能する。
 - ハ) 大学の知的資源と自治体やNPOの経験や情報を相互に提供し、それぞれの高度化・多様化に活用する。
- ②相互にメリットを獲得しつつ、分権社会における地域公共政策の高度化・多様化に大学、自治体、NPO等諸団体の3者が協力して取り組んでいる。

2) 教育研究の指導課程等

- ①修士課程の履修（1年制と2年制）コースである。法学研究科と経済学研究科の合同開講コースとして開設(2003年度)され、2005年度からは社会学研究科も運営に加わった。
- ②3 研究科が協力することにより、学際的な授業科目が開講でき、また研究指導もより多面的な視点から実施することが可能となっている。
- ③開設授業科目は、次のとおりである。公共政策についての理論と実社会での実務経験（長期短期のインターンシップとフィールドワーク）を組み合わせ、体系的学修ができるように配置されている。

【NP0・地方行政研究コース開設授業科目】

授業科目名	単位	備考
NP0 地方行政研究特別演習 (前期・後期各2コマ開講)	2	①1年制の院生は、NP0 地方行政研究特別演習4単位分を必ず履修すること。 ②2年制の院生は、NP0 地方行政研究特別演習8単位分を必ず履修すること。
行政インターンシップⅠ・Ⅱ	4	※は他の履修コース科目と共用（以下同じ） ※ ※ 非営利組織論特殊研究 B※
NP0 インターンシップⅠ・Ⅱ	4	
地域リーダーシップ研究	4	
先進的地域政策研究	4	
地方行政実務研究	4	
フィールドワーク研究	4	
フィールドワーク特別研究	4	
海外インターンシップ(途上国)／(米国)	4	
インターンシップ英語	2	
地域福祉政策研究	2	
地域社会計画策定論	2	
地域研究発展演習Ⅰ・Ⅱ	2	
非営利組織論特殊研究 A・B	2	
パートナーシップ論研究	2	
まちづくりの研究	2	
現代環境政策論研究	2	
環境と政治	2	
行政学研究	2	
地方政府論研究	2	
市民自治論研究	2	
公共政策論研究	2	
地方自治法研究	2	
自治体法務研究	2	
比較公務員制度論研究	2	
比較社会政策論研究	2	
非営利セクター論研究	2	
EU 政策論研究	2	
地域公共政策実務論研究Ⅰ・Ⅱ	2	
地域の経済的自立	2	※
公共部門の経済学	2	※
社会経済理論研究Ⅰ・Ⅱ	2	※
近代経済理論研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	2	※
国際関係論研究	2	※
環境と地域－民際工学－	2	※
開発と NGO－経済協力論－	2	※

開発思想論研究	2	※
日本における国際・民衆試論	2	※
開発事業評価論研究	2	※
財政学研究Ⅰ・Ⅱ	2	※
地方財政論研究	2	※
NPO 総論	2	※
NPO マネージメント論	2	※
NPO と福祉・雇用	2	※
特殊研究(地域社会論研究Ⅰ・Ⅱ)	2	※
特殊研究(環境社会論研究Ⅰ・Ⅱ)	2	※
特殊研究(社会保障論研究Ⅰ・Ⅱ)	2	※
特殊研究(医療システム研究)	2	※
特殊研究(年金財政論研究)	2	※
特殊研究(社会サービス論研究)	2	※
特殊研究(地域ケアシステム論研究)	2	※
特殊研究(福祉工学研究Ⅰ・Ⅱ)	2	※
特殊研究(市民活動論研究Ⅰ・Ⅱ)	2	※

3) 社会人院生への配慮

本コースの特性からして社会人の入学者が多い。そのため次のような配慮を行っている。

- ①社会人院生から強い要望のある NPO・福祉・環境分野等の幅広い科目を提供するために、2005 年度より、社会学研究科(瀬田キャンパス)との連携を開始した。
- ②深草、瀬田両キャンパス間の連携の円滑化と社会人および地域社会に対する教学・発信のため、JR 京都駅に隣接する大学コンソーシアム京都に教室等を確保し、サテライトキャンパスを整備した(2005 年度 4 月)。
- ③社会人院生の研究テーマ等により「通常の修士論文による修了」と「課題研究による修了」のいずれか 1 つを選択できるようにした。

4) コース履修生の修了状況等

- ①コース開設後の、年度別在籍者数の状況は次のとおりであり、増加傾向にある。順調にコース履修生を確保していると評価できる。

【年度別在籍者数】

区 分		2003 年度	2004 年度	2005 年度	合 計
在籍者数	法学研究科	8	12	10	30
	経済学研究科	4	4	8	16
	合 計	12	16	18	46

- ②コース開設後の、年度別修了者の状況は次のとおりであり、現在まで 14 名の修了者を出している。今後とも継続的に修了者を出していきたい。

【年度別在籍者数】

区 分		2003 年度	2004 年度	2005 年度	合 計
修了者数	法学研究科	4	7		11
	経済学研究科	2	1	(1※)	4
	合 計	6	8	(1※)	14

(1※)は 9 月修了の予定者

5) 今後の課題と改善方策

- ①今後、瀬田キャンパスの他研究科との連携・合同運営を視野に入れた新たな研究科間合同運営システムの構築を検討し、地域人材育成のためのより高度なコースへの発展をはかりたい。
- ②NPO マネジメント、ニューパブリックマネジメント、紛争解決、資格取得等に関するスキルアップおよび事例研究等、実務能力の向上に対応する科目群等の拡充を検討していく。
- ③自治体・NPO のインターンシップ希望者は、コース生以外（経済学研究科、法学研究科の他のコース生、社会学研究科院生等）なども相当数に上るものと見られるため、2005年度よりインターンシップ制度の対象者をコース以外の院生にも拡大した。今後、この制度の一層の活用・充実をはかっていく。
- ④研究者にならない社会人院生(特に1年生コース)については、課題研究による修了者を増やしていくことを検討する。
- ⑤地方自治体やNPOなどの諸団体との連携協定については、協定締結団体数を今より増やす方向で活動する。
- ⑥法学研究科と経済学研究科に加えて社会学研究科も運営に参画しているが、合同運営の成果があがるように体制を整えていく。
- ⑦大学コンソーシアム京都のサテライトキャンパスを設置したが、社会人の利便性を向上させるためには、今後は遠隔講義が可能な教室を整備することが必要である。
- ⑧教員については、現在、本コースに携わる専任教員が少なく、一部の教員の負担が大きい。2005年より本コースの持続的発展をめざすために1名の専任教員の増員が認められたが、今後も適切な教員配置について検討していく。
- ⑨専門の事務執行体制の整備を実現し、入試広報、協定先との意思疎通、社会人院生に対するきめ細かな学修相談などの充実をはかっていく。

第3節 単位互換・単位認定

【単位互換、単位認定等】

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

1. 単位互換協定の現状と評価

国内においては、大学が大学コンソーシアム京都および放送大学と締結した単位互換協定はあるが、法学研究科独自のものはない。

2. 単位認定の現状と評価

大学が協定した放送大学との単位互換協定に基づき実施しており、次のような実績がある。

- ・2003年度 4科目 8単位
- ・2004年度 1科目 2単位

3. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各研究科とも、海外の大学も含めて拡充の方向が課題である。

2) その改善状況

- ①海外の大学を含めて拡充の方向が示されていたが、この課題は達成されていない。
- ②全学的には、国際センターを中心にして拡充を推進してきた。その結果、海外の大学との協定は増えつつある。具体的な協定先等については、「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。

4. 今後の課題と改善方策

- ①法学研究科独自の、国内外の大学等教育研究機関との協定締結の可否については、今後とも、研究科の教育・研究指導のあり方との関連で検討していく。
- ②大学コンソーシアム京都が中心となって、京都にある大学院相互の単位互換を仲介するような事業を行うよう働きかけていく。

第4節 社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

A 群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

1. 社会人院生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

修士課程における社会人院生の在籍者数（2005 年度）は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。在籍者 77 名中 28 名（36.4%）が社会人である。教育課程は学部から進学してくる院生と同一であり、授業も一緒に行われているが、社会人の特性を考慮して次のような配慮を行っている。

1) 授業科目開講時間帯・場所等の配慮

- ①夜間（平日 5 講時以降）および土曜日に授業を開講している。
- ②社会人が大半を占める NP0・地方行政研究コースが開設された 2003 年度以降は、7 講時開講の授業も設置されるようになった。
- ③NP0・地方行政研究コースは、JR 京都駅に隣接する大学コンソーシアム京都で授業を受講できるようになり、社会人の通学により利便性を提供しうようになった。

2) 教育課程・教育研究指導上等の配慮

- ①論文作成に費やす時間や学校に来る時間に制約のあることが多い社会人院生のために、年に数度の修士論文中間発表会や個別指導等の様々な配慮を行っている。
- ②社会人に限らず「修士論文」に代えて「課題研究」の提出を認めているが、社会人の場合、「課題研究」は職場等の経験や現実の問題の中からテーマを選びまとめることを期待している。
- ③大学に来る時間が制約されることが多い社会人院生を視野に入れて、2003 年度より、放送大学大学院科目の受講および単位認定を始めた。
- ④NP0・地方行政コースは、社会人の再教育をも目的にしており、現在 10 名（経済学研究科の在籍者も含む）の社会人が在籍している。こうしたニーズに対応した社会人教育は、本学の社会貢献としての意味を持つとともに、本学の社会的支持基盤を広げる役割をも担っている。

3) 修学実態に合わせた学費制度

社会人の修学実態は多様であり、2 年を超えて在籍する院生も少なくない。そのため、1994 年度より単位制学費制度を導入して、単年度の学費負担を軽減した（1 単位 32,000 円）。修了要件単位（32 単位）修得後は、在籍料 50,000 円のみで在籍し、修士論文（または課題研究）の作成等の学修を進めることができる。

以上 1)～3) のとおり、法学研究科においては、社会人に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は、一定程度なされている。また、法学研究科における社会人教育は、一定の成果をあげつつあるといえる。

2. 外国人留学生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①これまでは法学研究科所属の外国人留学生は、ほとんどが本学法学部出身者で、学部からの系統的な指導がなされている（指導教員の一貫性等）。
- ②留学生に対して制度上特別な扱いはしていない。
- ③奨学金関係の支援体制が整備され、学費についても軽減措置がとられている。

本研究科の教育課程編成において、制度上、外国人留学生に対する教育研究指導への配慮

は特になされていないが、実態としては、全員が本学法学部出身者であるため、担当教員による系統的な指導が学部から系統的になされている。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①現状では、指導教員の負担が大きく、その熱意だけでは対応できない。将来的には留学生のためのアドバイザー制度の導入も検討課題である。
- ②社会人については、専門知識上の学力養成につき、十分な教育・研究指導の時間を確保しにくいことから、3 年制修士課程も検討する必要がある。ただしその場合、社会人に対する学費負担軽減の問題も合わせて検討することが求められる。

2) その改善状況

- ①留学生に対する日本語習得への要求水準をしっかりと設定したことにより、留学生別科で行われる支援以上の特別の体制は必要なくなった。
- ②社会人については、実質的に3 年以上かけて修了する院生もいれば、1 年で修了する院生もいる状況に変化している。夜間の 6、7 講時開講の授業や土曜日開講の授業も増え、教育・研究指導の状況も相当程度改善された。その結果、3 年制修士課程の導入は必要ないとの結論を得ている。なお学費負担については単位制学費制度の適用をすることで対応をした。

4. 今後の課題と改善方策

- ①専門職大学院が全国で展開している現段階において、社会人のいかなるニーズに応えることが法学研究科として必要なかを改めて議論する必要がある。社会人院生の確保のためにも、学問的な関心だけでなく、スキルアップやキャリアアップに対応したカリキュラムの構築の検討も必要であり、また地域社会との連携の中から提起される様々な要望にも応えるべく検討を進める。
- ②留学生にとって魅力あるカリキュラムとサポートの提供について今後もひきつづき検討する。

第5節 研究指導等

【研究指導等】

A 群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・指導教員による個別的な研究指導の充実度

1. 教育・研究指導の現状と評価

1) 修士課程

- ①修士論文または課題研究の作成を目標に、授業は、主に講義と演習の授業形態に分けて行っている。32単位以上の単位修得を課程修了の条件として義務づけている。
- ②本研究科は、修士課程1年では指導教員制を採用していない。これは、入学時から特定の教員指導あるいは科目履修による学修に入るのではなく、院生の多様な問題関心を涵養するための措置である。
- ③1年次では、各科目担当教員が授業を通してそれぞれ指導に当たっている。2年次以降は、院生の申し出により、修士論文・課題研究指導担当教員を決め、各指導担当教員が指導している。
- ④修士論文等の中間発表会開催等、きめ細かい修士論文等指導体制がとられているが、しばしば特定の教員に指導希望が集中するため負担の偏りがあることは否めない。

2) 博士後期課程

- ①博士後期課程は、主として研究者の養成を目的としており、入学者を厳選の上、指導担当教員を決めて研究指導を行っている。
- ②研究指導科目（特別演習）および「法政研究」等の講義科目を通じて、複合的に研究指導を行っているが、院生の自主的な研究を尊重している。

以上 1)、2) の修士課程および博士後期課程における教育・研究指導においては、各院生の研究課題に基づく主体的な学修姿勢に依拠しつつ、教員による授業と研究課題に対する個別指導、院生同士の問題意識の啓発等の総合的な仕組みを構築することが重要である。この点、法学研究科においては、各授業における講義と討論、論文作成の中間発表会、教員の論文作成指導等が相互に有機的に関連しながら進められる仕組みとなっており、その過程で学位論文の内容も検証されるようになっている。全体として教育・研究指導は適切に機能している。

2. 履修指導の現状と評価

- ①修士課程における履修指導は、新入生に対しては「オリエンテーション」を通じて、在学生に対しては「履修説明会」を行っている。そのほか、事務室窓口においても適宜、履修指導を行っている。
- ②博士後期課程における履修の指導は、主に担当指導教員に委ねられている。院生には学内の研究会や他大学を含めた地域の共同研究会に積極的に参加するように勧めている。

3. 個別的な研究指導の充実度の現状と評価

1) 修士課程

- ①個別の指導については基本的には指導教員に任せられている。院生の希望が特定の教員に偏る傾向があり、1人の教員が4～5人の院生を指導するケースもある。
- ②中間発表会を制度化しており、一種の集団指導体制を導入している。複数の教員のいる分野では、指導教員以外の教員も相談にのる等、密接な集団指導体制をとっている。修

士論文等の中間発表会開催などきめ細かい修士論文等指導体制が行われているが、しばしば特定の教員に指導希望が集中するため、負担の偏りがあることは否めない。

2) 博士後期課程

- ① 博士論文をまとめるために、指導教員より、授業とは別に院生個人の研究課題に即して個別的研究指導が行われている。博士論文以外にも、『龍谷法学』への執筆や学会発表等を奨励している。
- ② 少人数なので、院生の研究テーマに則し、丁寧な指導が行われている。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ① 修士課程においては、大学院生が、一般院生、社会人、留学生と多様化するにともない、その要請に十分に対応した指導体制の確立が重要である。学修目的や語学力を含む学力水準の異なる大学院生の実態を踏まえて、教員の過重負担の問題とも関連させて、今後どのような指導体制をとるべきか、検討する必要がある。
- ② 博士後期課程においては、就職問題が懸案事項である。

2) その改善状況

- ① 院生の指導希望が特定の教員に偏る傾向は以前から問題になっており、これによる弊害を是正するため、分野によっては共同で修士論文を指導する等の取り組みがなされている。
- ② 博士後期課程を修了した者は少ないが、修了者は順調に就職している。

5. 今後の課題と改善方策

- ① 課程博士の学位取得が少ないので、そのための指導を強化する必要がある。研究者養成においてもさらなる成果をあげるように支援を強化する。
- ② 『龍谷法学』や大学院生紀要『法学研究』への寄稿を勧め、また、学外の研究会や学会への積極的参加を促進する。

第6節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

1. 教育・研究指導の効果の測定方法の現状と評価

- ①修士課程においては、個別の授業科目は担当教員が、試験、レポート、授業中の発表等に基づく採点（成績）という形で教育・研究指導の効果を測定している。修士・博士論文は、大学院における学修の集大成という位置づけからして、その水準が大学院における教育・研究の総合的な到達点としての評価を測定する意味をも持っているといえるが、学位論文の審査は、3名の審査員（修士課程の課題研究は2名）による研究成果の評価・判定を行っている。
- ②博士後期課程においては、研究成果報告書、学会発表や学内外の研究誌への論文発表によって指導の効果を測定し、最終的には博士論文の内容の評価で判断している。

法学研究科は、授業科目の成績評価および学位論文作成の個別指導と、論文の審査という2つの過程をとって教育・研究指導の効果を測定している。特に学位論文作成指導は、院生の研究テーマに則して、研究課題や方法の明確化を指導しながら、院生各自の到達点を判断しており、より客観的に院生の学修の進展度合いが把握できる。

また、大学院の授業は、学部と比較して院生の人数が少ないため、教員と院生とのインターラクティブな関係が構築しやすく、オフィスアワーなどの授業時間外の指導も随時行われている。そのため個別院生が持っている課題や目標達成への努力について、当該院生から直接把握する形で確認することが可能であり、その後の指導にフィードバックすることが行われている。また教員によってはメーリングリストの活用によって、個々の受講生の疑問を受講生全体で受けとめ、適切な議論を展開する場を設けることで、教育の効果の測定に役立っている。

以上のように、教育・研究指導の効果の測定は少人数教育を活用した適切な方法で実施されている。

2. 今後の課題と改善方策

教育・研究指導の効果の測定によって明らかとなった研究科全体で対処すべき課題の解決に対して、迅速に対応できるような体制を組む。

- ・専門性のスキルアップや高度専門職業人へのキャリアアップを考えて進学する社会人院生の中には、学部から直接進学した院生に比して、法学あるいは政治学・行政学の知識習得が十分といえない院生がいることが把握されており、教育・研究指導の効果の測定結果からすれば何らかの対策が必要と考えられることになるが、個別の教員の指導などの努力で直ちに改善するものではない。
- ・また税法分野を専攻して修士論文を作成しようとする院生的人数に比して、税法を指導する教員の数が不足気味で、教員に加重な負担を強いている現状があり、教育・研究指導の改善には体制的な限界がある。
- ・これらのケースでは、教育・研究指導の効果の測定が課題発見と結びついたとしても、教員個人の努力で直ちに改善できるとは限らない問題状況が含まれている。カリキュラムの構造的な改善、指導する教員の増員も含めた教育組織のあり方などに関わるような解決法が必要になる。そのような場合にも、迅速に対応策を立案していけるシステムづくりが必要である。

第7節 成績評価法

【成績評価法】

B群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

1. 成績評価法の現状と評価

- ①修士課程においては、各教員の教育方針に基づいて、担当する授業科目は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下＜不合格＞）の段階評価基準に従って成績評価が行われている。学部とは異なり、受講者数が比較的少ないため、課題の口頭発表やレポート等を通じて院生の学修状況が把握しやすい条件があり、成績評価の判断資料として活かされている。
- ②博士後期課程は、演習12単位が必修となっている。院生の研究課題と関連して演習が行われており、指導教員が、院生の研究状況を個別に把握してその到達段階を評価している。
- ③院生の就学動機あるいは修了後の進路志望などの多様化を踏まえて、修士論文に重点を置いてきたこれまでの大学院の成績評価のあり方を徐々に改め、各授業における院生の到達度や成績評価も重視される方向に成績評価法を改めつつある。そのひとつの手法として、S評価を2005年度から導入したが、これは大学院生の質をより緻密に社会へ公表し、かつ院生の学修意欲を引き出すというねらいがある。
- ④院生の到達度の状況を検証する成績評価法をシラバスに明示し、複数の要素（授業における発表・討論への参画といった平常点評価、レポート等の評価）によって評点をつけることにより成績評価の厳密化をはかった。「2005年度履修要項(法学研究科)」(37～155頁)を参照。

以上のとおり、法学研究科においては、修士課程における院生の多様化の現状を踏まえ、院生の資質向上の状況を検証する成績評価法の改善に努めており、それは適切に機能しているといえる。ただし、社会人の修士論文、課題研究のあり方については、その就学目的等の関連を踏まえ、さらに改善をはかりたい。

2. 今後の課題と改善方策

- ①大学院の履修要項に成績評価（前述のS～Dの5段階評価）の基準が明示されていなかったため、2006年度より履修要項の改善をする。
- ②修士論文あるいは課題研究等、課程の修了要件である論文の成績評価については、研究者養成が大学院の主たる任務であったころの評価基準を引き継いでおり、大学院に求められる役割の多様化に応えることができるような評価基準のあり方が確立されているとはいえない。専門職大学院の展開や中央教育審議会の審議動向を見据えながら、これからの時代の要求に照応した評価基準を探っていく。

第8節 教育・研究指導の改善

【教育・研究指導の改善】

A 群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A 群・シラバスの適切性

B 群・学生による授業評価の導入状況

1. 教育・研究指導方法の改善のための取り組み状況と評価

教員個人単位で取り組みが行われている事例はあるが、法科大学院設置に伴う教員の人事異動による構成員の変動、法科大学院設置申請や大学院カリキュラムの改革などに時間を割かねばならなかったために、教育・研究指導方法の改善に研究科全体として組織的に取り組めてはいない。

2. シラバスの現状と評価

- ①本年度法学研究科において開講している科目は、研究指導科目を除いてすべてシラバスに掲載されている。
- ②本年度のシラバスには、「概要」、「進め方」、「評価方法」、「教科書その他」、「講義計画」等が掲載されており、概ね院生が学修計画を立てやすい内容になっている。「2005 年度履修要項（法学研究科）」（37～155 頁）を参照。

3. 院生による授業評価の導入状況と評価

- ①院生による個別授業に対する評価は導入していない。
- ②NP0・地方行政研究コースのコース設計全般にかかわる評価については、コース設置初年度である 2003 年度からコース修了生を対象としたアンケートならびに懇談による授業評価を実施している。
- ③大学院の研究教育全般ならびにコースなどの設計にかかわる評価については、2004 年度より修了生を対象としたアンケートを実施している。

4. 今後の課題と改善方策

- ①担当者によって、シラバスの記載項目等に精粗がある。少人数授業が基本となっている大学院の授業においては、よく検討された講義計画を要求するだけでなく、受講する院生のテーマなどについても配慮することが必要であり、また可能でもある。こうした柔軟性を排除しないように配慮しながら、シラバスの充実を進めていくよう検討する。
- ②履修登録前に配布するシラバスに加えて、授業開始後のシラバスに準ずる資料を授業ごとに作成することを制度化するよう検討する。
- ③大学院のシラバスも Web 上で公開する方向で検討する。
- ④大学院における個別授業の授業評価は、院生数が少ないため回答院生が特定されるリスクもあり院生が嫌うことも考えられる。実施の可否を含めて検討する。
- ⑤修了生によるコース評価については、内容を改善しながら今後も継続実施する。

第9節 学位授与

【学位授与】

A 群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性…（表7）

B 群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【課程修了の認定】

B 群・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

1. 学位授与状況と学位授与方針・基準の現状と評価

1) 修士・博士の学位授与状況

法学研究科における最近5年間の授与状況は、「**大学基礎データ表7 大学院における学位授与状況**」のとおりである。

- ①修士課程においては、2000～2004年度の5年間の入学定員の合計（125名）に対して修了者の総計は152名（入学定員合計の121.6%に当たる）である。法学分野における専門的力量をもった多数の人材を社会に送り出しており、修士課程としての役割を積極的に果たしてきた。
- ②それとは対照的に、課程博士の数は極めて少ない（2名）。

2) 学位の授与方針・基準

（1）全学的な学位の授与方針・基準等

本学における全学的な修士・博士学位授与方針・基準は、大学院学則（第12条第4項および第13条第5項）に定められており、それは以下のとおりである。

- ①定められた授業科目の単位を修得する（修士30または32単位・博士12単位）。
- ②次のような水準の学位論文を提出し、その審査および口述試問に合格すること。ただし、修士課程の目的に応じて課題研究の提出をもって替えることができる。
 - イ）修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。
 - ロ）博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなくてはならない。
- ③課程修了に必要な外国語の修得。

（2）法学研究科における学位の授与方針・基準等

前述の全学的な授与方針・基準とともに、教育・研究指導過程において多様な仕組みを設け学位の質の向上をはかっている。詳細は、「第2節 教育課程 3. 入学後から学位授与までの教育システム等の現状と評価」を参照。

2. 学位審査の透明性を高めるための措置の現状と評価

法学研究科においては、透明性を確保するために次のような措置が執られている。

1) 修士課程

- ①中間発表（提出日の3～4カ月程度前）を経て、学位論文が提出される。中間発表には、同分野を研究している院生や教員も参加する。
- ②学位論文は、3名の審査委員＝口述試問委員（課題研究は2名）によって審査され、その合議によって論文の水準が審査され、その合否が判断される。学位論文の内容によっ

- ては、本研究科委員会構成員以外の教員が審査委員＝口述試問委員に就くこともある。
- ③上記の過程を経た後、法学研究科委員会に報告され、審議される。
 - ④さらに、全学的な大学院委員会（委員長は学長）で審議され、授与が決定される。

2) 博士後期課程

- ①博士の学位論文の審査に先立ち、構成員3名から成る受理委員会が設けられる。受理委員会にて、提出された学位論文の受理の可否についての審査が行われる。受理委員会の受理可否に関する判定は、研究科委員会にて審議される。
- ②研究科委員会において受理が認められた論文について、論文提出者は学内の研究会である法学会において発表を行う。
- ③上記①、②の後、3名から成る審査委員会によって合否が審査される。
- ④上記の過程を経た後、法学研究科委員会に報告され、審議される。
- ⑤さらに、全学的な大学院委員会（委員長は学長）で審議され、授与が決定される。
- ⑥学外の研究者に審査委員を委嘱する場合もある。

このように学位審査は、複数の審査委員＝口述試問委員による判断と会議体等による審査を経て、授与が決定されるため、審査過程の透明性・客観性は確保できているといえる。

3. 標準修業年限未満修了者に対する措置の現状と評価

1) 標準修業年限未満修了者等

- ①優れた業績をあげた院生は、修士課程においては1年以上、博士後期課程においては3年以上（修士課程の在学期間を含む）在学すれば足りる旨の大学院学則上の規定（第12条第1項および第13条第1項）がある。
- ②法学研究科では、連携協定を結んでいる地方自治体やNPO等諸団体から入学してきたNPO・地方行政研究コース（修士課程）に所属する院生に対して、その学修・研究到達点を評価した上で、1年で修了することを認めている。2003年度に4名、2004年度に5名の実績がある。

2) 今後の課題と改善方策

NPO・地方行政研究コースにおいて引き続き優秀な院生を確保し、毎年、1年修了者を出していきたい。

4. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

<修士論文>

- ①院生の多様化に伴い研究能力の水準に大きな格差が生じており、社会人、外国人留学生に従来の一律の審査基準を適用することは現実的でない。特に留学生は、短期間では語学（日本語）能力の向上がむずかしく、同一基準を適用しにくい。多様化に対応して、基礎的な学力の養成と並行してその専門分野の能力を向上させるための支援措置（夜間・休日の研究資料の利用、カリキュラムや人的な支援体制の整備）を講じつつ、その審査基準の在り方を検討することが求められる。
- ②社会人および留学生の受け入れによる院生の急増に伴い、3名審査体制を2名にせざるを得ない場合もある。その結果、審査領域が狭まったとの指摘がある。多様な院生を受け入れる以上、それに対応した審査体制の構築も検討する必要がある。
- ③「課題研究」については、大学院生の希望や意識との齟齬、単位認定等の問題があり、実施経過を見ながら、その指導の在り方を検討したい。

<博士論文>

- ①課程博士については、一定のレベルを必要とすることは当然であるが、慎重な手続によりながらも積極的に授与していくことが求められる。今後、留学生を含め学位希望者が増加することが予想されるので、その審査体制について、細目も含め全学的な整備が必要である。
- ②論文博士については、課程博士を出すことが前提であり、各研究科で課程博士授与の実績が出てきているので、学位論文の研究水準の維持、向上に留意しつつ授与する方向で検討すべきであろう。

2) その改善状況

<修士論文>

- ①夜間・土曜日の授業を多数開講し、社会人院生の履修を支援する等の改善を行った。院生の共同研究室の拡充も一定実現した。このように学修環境も整備されてきたので、一般の院生、社会人院生、留学院生の入学経歴の違いだけで学位論文の審査に差異を設けるようなことはせず、就学目的を考慮して適正に審査している。しかし、課題は残っており、審査基準等については引き続き検討していく。なお、共同研究室の利用時間について、院生の要望に応え、土曜日や日曜日にも研究室を開放している。利用時間の延長も、利用状況等をみながら検討している。
- ②審査体制については、現在は教員の尽力によって、修士論文は3名審査体制で、課題研究は2名審査体制で、それぞれ実施されている。審査領域の課題に関しては、必要に応じて本研究科委員会構成員以外の教員に審査を依頼することで対応している。
- ③履修説明会やNPO・地方行政研究コース所属生の打合せ等で、「課題研究」の位置づけや設置意図を説明し、一部の院生の「修士論文が書けない院生が課題研究を書く」といった間違った情報を訂正している。その結果、課題研究によって修了する院生も増加している。

<博士論文>

- ①学部から修士課程に及ぶ一連の教育課程の積み重ねにより、博士後期課程への進学希望者および進学者は増えてきた（2005年度は13名在学<1名は外国人留学生>）。他大学の修士課程修了者の本学博士後期課程への進学者も増えた。これらにより、博士後期課程に活力が生じ活動も活発になると同時に、課程博士をめざす院生も徐々にではあるが増加している。これに対応して課程博士を出そうとする法学研究科の意思も明確となり、審査体制などについても整備した。今後は、課程博士の増加が見込まれる。
- ②論文博士については、2000年度以降4件の学位授与を行っている。本学の「学位規定」に定められた手続きにしたがって、厳正に審査のうえ授与しており、特に問題はない。

5. 今後の課題と改善方策

- ①修士課程の論文および課題研究について：専門職大学院の展開や中央教育審議会の審議動向を見据えながら、これからの時代の要求に照応した論文および課題研究の指導を行っていく。院生の中には未だ「課題研究」より「修士論文」の方が上といった先入観を持っているものもあり、今後も継続して、各々の研究スタイルにあった位置づけで論文もしくは課題研究の提出がなされるように、履修説明会等の機会を使って指導していく。
- ②今後、博士後期課程と課程博士学位についての社会のニーズの把握につとめ、研究者養成以外の高度な専門職業人養成等にも対応しうる博士後期課程のあり方について検討していく。また課程博士については、今後とも慎重な手続によりながらも積極的に授与していく方針を確認したい。
- ③学位審査の透明性・客観性を一層高めるため受理委員会、審査委員会のあり方等を含めて検討したい。

第7章－5 理工学研究科の教育内容・方法等

第1節 理念・目標

理工学研究科の教育課程は、「第6章 大学院各研究科の理念・教育目標等 第5節 理工学研究科」の理念に基づく教育を実現するために、第4次長期計画期間中には、次のような目標を掲げて教育課程の編成を行い、併せて優秀な大学院生の獲得をめざすことによって理工学研究科の量的・質的充実をめざす。

- ①高度の基礎的な教育・研究指導とともに社会のニーズに即応した先端的教育・研究指導を行い、各専攻の教育・研究指導の質的充実に努める。特に現象の捉え方、事象の解釈の仕方など、科学的なものの考え方を身につけるよう指導する。
- ②修士課程においては、各専攻のみの領域にとらわれず、他専攻領域をも含む広い視野から研究が促進できるようカリキュラム上の配慮を行う。
- ③2003年度に開設された「情報メディア学科」と「環境ソリューション工学科」に博士課程（修士課程＋博士後期課程）を設置することを検討する。
- ④学部から優秀な進学者を確保するために、理工学部に進学推薦入試制度を導入し、学部・大学院の連携教育を強化する。成績が優れ勉学意欲の高い学生には、学部においても大学院科目の単位を一部先行取得する制度を設け、勉学の機会を拡充する。
- ⑤教育・研究のスタッフの充実と設備・機器の拡充に力を注ぎ、一般企業や諸外国の研究機関との研究交流も積極的に行う。

第2節 教育課程

【大学院研究科の教育課程】

- A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連
- B 群・「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B 群・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- A 群・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A 群・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

1. 教育課程の現状と評価

1) 修士課程

理工学研究科は、「第1節 理念・目標」を具体化するために、その教育課程である博士課程（博士前期課程＜修士課程＞・博士後期課程）に4つの専攻を置いている。各専攻では自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を養うべく研究者の育成と、社会人としての高度の専門知識を有する職業人の養成をめざし、社会の発展に寄与することを目標にして教育・研究活動を進めている。

修士課程は理工学部各学科の学修の成果を基礎にして、その専攻領域の学修の一層の深化をはかり、豊かな見識と専門的知識を備えた人材の養成をめざして主に次のような教育課程を整備している。

（1）各専攻の目標と教育課程

＜数理情報学専攻＞

- ①数理情報学専攻の教育課程は、数理解析、応用数理、情報科学の3つの専攻に分かれており、それぞれ講義や演習、少人数セミナーを通じて、より専門性を高めている。
 - イ）数理解析分野：高度な解析学や幾何学、代数学を学び、それらを通じて論理や厳密性、また新しい数理的手法を習得するとともに、新たな数理解析の世界を切り拓いていく。
 - ロ）応用数理分野：物性物理学や非線形科学などの新しい解析手法をマスターし、自然や社会の複雑現象をモデル化しシミュレーションをすることで、その解明や実世界への応用をめざす。
 - ハ）情報科学分野：ソフトウェア開発や情報処理の高度な理論を習得し、流行に左右されない実力を身につけ、情報社会における IT 技術を根底から支え、また新技術の開発による革新をめざす。
- ②以上を通じて、高度な専門性や技術力を備えたサイエンティストやエンジニアの養成を目標とする。全体的な教育方針として、スペシャリストとジェネラリストのバランスを重視している。数理情報学専攻の1つの特徴は、上記3分野を融合して学べることである。このことにより、自らの得意分野を深めるとともに、全体的な視点から物事を見渡すことにより様々な角度からの問題解決能力を身につけることをめざす。
- ③修士課程数理情報学専攻の教育課程の詳細は、「2005 年度履修要項(理工学研究科)」(7 頁)を参照。

＜電子情報学専攻＞

①高度情報化社会をになう電子工学と情報システムの高度な技術者の養成をめざす。そのため電子情報学の急速な進歩に柔軟に対応できるように、電子情報基礎、情報処理機構、情報システムの3分野に分けて、電子工学と情報システムの総合的かつ高度な教育を行う。

イ) 電子情報基礎の分野では、電子工学、通信工学および伝送工学を含む情報工学の基礎に関する高度の教育を行う。すなわち、情報の伝送と処理の実体となるパターンの体系と認識、電子工学の基礎部分となるデバイスおよびその波動環境での数学的取扱いについて講義する。このように情報の伝送・蓄積・処理・表示に関する教育を行うことにより、人間と機械のコミュニケーションに関する理論的・技術的重要課題を明らかにする。

ロ) 情報処理機構の分野では、計算機システムのハードウェア、ソフトウェア両面およびそのインターフェースについての基礎的理解の上で、知識の表現、問題解決、情報処理機構の機械モデルとしてのオートマトンとその言語との関係について講義を行う。さらに並列処理機構や情報処理の実際の側面についても教育する。

ハ) 情報システムの分野では、情報に関する各種システムの問題を、処理主体となる計算機システム、パターン情報の処理システム、マルチメディアの統合的通信システムとしてそれぞれ講義を行う。さらには、人間の作った通信・処理のプロトコルを含む通信システム・ネットワークの立場からと生物システムの立場からも相補的に情報システムをとらえる。

②情報システムとエレクトロニクスを総合的かつ独創的に究める。高度情報社会を支えている電子情報学のハードウェアならびにソフトウェアの両面にわたる広い分野を総合的に把握し、さらに研究・開発を遂行する独創的能力を養うため、次の3分野を系統的かつ総合的に修得する。

イ) 数式処理ソフト“Mathematica®”を理解のツールとして偏微分方程式を講義する「応用数学特論」、高度に発展した情報機器のハードウェアを支える「電子物性特論」、「情報ディスプレイ特論」、そしてこれらを総合する「情報基礎特論」の各特論講義を通じて電子情報基礎の分野を学ぶ。

ロ) 高度情報社会において人間が要求する高度な情報処理を総合的に論じる「情報処理特論」とその基礎となる「オートマトン理論特論」および高速大容量通信システムを支える「光情報通信特論」とその上で展開される「画像処理特論」の各特論講義から情報処理機構の分野を学ぶ。

ハ) 情報社会を支える計算機と通信のシステムを「計算機システム特論」と「情報通信システム特論」の特論講義から学ぶと共に、マルチメディアさらにはハイパーメディア対応の情報処理を「パターン情報システム特論」の特論講義で学ぶ。これらの有機的かつ高度な将来の発展方向を「生体システム特論」から学ぶ。

③「電子情報学演習Ⅰ・Ⅱ」により、これらの講義内容を身につけ、さらに「電子情報学特別研究」において、電子情報学のある分野を自ら選んで、その深遠な学問的内容と実践的内容を担当教員の指導のもとに研究遂行を通して学ぶ。

電子情報学専攻の全課程を通じて、総合的に、研究開発から生産・システム・サービス・流通等にわたる社会の広範な分野で、有能な人材として活躍ができる独創的能力を養う。

④修士課程電子情報学専攻の教育課程の詳細は、「2005年度履修要項(理工学研究科)」(11頁)を参照。

＜機械システム工学専攻＞

①機械システム工学専攻の教育課程は、ハードとソフトの均衡のとれた基礎力と応用力を身につけた地域・国際社会に貢献できる技術者、研究者の育成をめざしている。高度な機械システムの構築には、基礎的な機械工学に加えて材料工学、電子工学、制御工学、

情報工学、システム工学などの幅広い知識を持ちながら、高度で深く掘り下げた知識が必要である。機械システム工学専攻は、力学系、エネルギー系、システム系の3系列で構成し、3系列における専門的な立場からの教育と研究を通じて深く掘り下げた知識の習得と創造力の育成をはかり、指導教員間の密接な連携により機械システム工学専攻としての幅の広い知識の修得を目標とする。

イ) 力学系では、応用力学、材料強度学などを深く学び、安全で信頼性が高く経済的な機械システムの構築において中心的な役割を果たす技術者、研究者の養成に重点を置いて教育と研究を行う。安全で信頼性の高い機械、構造物の設計、製作には実働条件下での応答解析と強度評価が強く求められる。「機械力学特論」、「応用力学特論」では、外力による機械の応答弾性論や塑性力学、破壊力学などを学ぶことにより、応力・ひずみ状態を評価できるようにする。「材料強度・設計特論」、「材料強度・解析学特論」では、材料強度を深く理解し、金属材料や複合材料に対する強度設計手法や解析手法について学修する。

ロ) エネルギー系では、流体力学、熱力学、熱工学を基礎に、それらを総合化したエネルギー変換工学を構築し、効率的で地球環境に優しいエネルギー技術開発が行える技術者、研究者の養成を強く意識した教育と研究を行う。流体力学や熱流体工学などを総合化した新しい学問体系によるエネルギー関連技術が学べるように、「流体力学特論」では、流体力学の基礎理論、数値流体力学を学修し、「熱流体工学特論」、「エネルギー工学特論」では、熱流体力学の基礎理論とエネルギーの有効利用に必要な熱力学的基礎、自然エネルギーの基礎などについて地球環境に優しいエネルギー技術開発の観点から学修する。

ハ) システム系では、機能材料とマイクロエレクトロニクス、センシング・アクチュエータ技術の発達により作り出される新しい機械システム、人工知能の応用による人間に優しいシステム作りに役立つ技術、研究者の養成をめざした教育と研究を行う。人間に優しいシステムの開発に、機能材料、エレクトロニクス技術、センシング・アクチュエータ技術、人工知能などの総合化が強く期待されていることに鑑み、「材料物性特論」、「材料・加工特論」により機能材料の組織と材料加工との関連を学修する。「知能制御特論」では、現代制御理論と演習を行い、「知能システム特論」、「ロボット工学特論」では、ロボットや大規模システムを知能システムとして機能させるための基礎原理を学修する。さらに、「計測システム特論」では、計測システムの基礎を深く身につけ、機械システム工学への応用技術を修得する。

②修士課程機械システム工学専攻の教育課程の詳細は、「2005 年度履修要項（理工学研究科）」（14 頁）を参照。

＜物質化学専攻＞

- ①共生・循環：生物・無生物を問わず、宇宙にある“もの”は全て平等であるとの考えに基づき、エネルギーや資源を利用する人間の視点に執着することなく、地球上における“もの”の共生や循環の考え方に基づいた思考法と行動をとる習慣と能力を身につける。
- ②グリーンケミストリー：共生や循環の発想に基づき、環境にやさしい工業製品の製造・開発を始めとする「グリーンケミストリー」の概念に基づいた思考法と行動をとる習慣と能力を身につける。
- ③工業倫理：物質化学の知識・能力を「何のために、どのように使うか」を判断するための高い倫理観と健全な常識を身につけ、それに基づいて適切に判断し、発言・説明する習慣と能力を身につける。
- ④持続的学修と自己発現能力：社会や科学技術の動向に常に眼を配り、自分の知識・能力をアップデートする習慣と能力を身につけ、それによって社会における自分にふさわしい活躍分野を自分で見出し、あるいは開拓していく習慣と能力を身につける。
- ⑤専門知識と問題解決能力：学部で身につけた科学の基礎知識、論理的思考法ならびに柔軟な発想力を基に、高度な専門知識とその応用力を身につけ、それらを駆使して科学技

術に関する問題を分析・整理し、解決に導く習慣と能力を身につける。

- ⑥国際的コミュニケーション能力：自分のかかわる科学技術の国際的に占める位置を認識し、国内外を問わず、その内容を論理立てて、簡潔に分かりやすく、日本語ならびに英語で伝達する習慣と能力を身につける。
- ⑦特に特徴的な科目として次のようなものが挙げられる。「物質化学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」では産業界や他大学から講師を招き、学内講師陣による講義分野を補完・敷衍し、より広範な知識・技術を習得させることを目的として、関連分野や最先端科学技術についての講義を行っている。また、「英語プレゼンテーション演習Ⅰ、Ⅱ」では、ネイティブ・スピーカーを担当者として、国際学会等での発表に役立つ実践的な英語のプレゼンテーションやディスカッションの演習を行っている。
- ⑧修士課程物質化学専攻の教育課程の詳細は、「2005 年度履修要項（理工学研究科）」（15 頁）を参照。

（２）他専攻科目（特論）の履修

院生が広い視野から研究活動を進めることができるよう、他の専攻に開設されている授業科目について、次の上限まで修了要件単位とすることができることにした（他専攻科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認が必要）。

- | | |
|-------------|-----------|
| ①数理情報学専攻 | 4 科目 8 単位 |
| ②電子情報学専攻 | 2 科目 4 単位 |
| ③機械システム工学専攻 | 4 科目 8 単位 |
| ④物質化学専攻 | 2 科目 4 単位 |

（３）修了の要件

- ①次の履修方法により、計 32 単位以上を修得すること。
 - イ）特論：16 単位以上修得。
 - ロ）演習：8 単位（指導教員の担当する演習Ⅰおよび演習Ⅱ計 8 単位）修得。
 - ハ）特別研究：8 単位（2 年間にわたり 8 単位）修得。
- ②特別研究の成果を修士論文として提出し、その審査および最終試験に合格すること。
- ③各自の研究に必要な 1 カ国語以上の外国語に通じること。

以上（１）～（３）のとおり理工学専攻の修士課程の教育課程は、本学の理工学研究科の理念および学校教育法の大学院の目的や大学院設置基準の「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という修士課程の目的に適合しているといえる。

２）博士後期課程

博士後期課程の教育は、修士課程の教育課程の成果に立って、さらに高度な教育研究を行うため、修士課程 4 専攻の教育課程を発展的に引き継いでいる。各専攻の博士後期課程の教育課程の詳細は、「2005 年度 履修要項（理工学研究科）」（16～17 頁）を参照。

（１）教育研究指導

博士後期課程の教育研究指導は、院生の自主的な研究活動を促進する立場から次の体制を整備している。

- ①入学後速やかに研究題目を決め、その題目に応じた指導教員を選ぶこと。必要に応じて副指導教員を選ぶこともできる。
- ②指導教員の指導により専攻する分野の特別研究 12 単位を履修すること。さらに指導教員の指示を受け特別講義を履修するものとする。
- ③指導教員は、院生の研究題目に応じた教員が、修士課程と博士後期課程を通して継続指導しており、博士課程（修士課程・博士後期課程）としての教育・研究指導の連続性を保てるように配慮している。

- ④学内外での学会等における研究発表を奨励している。

(2) 修了の要件

- ①指導教員の指導により専攻する分野の特別研究 12 単位を修得しなければならない。さらに指導教授の指示を受け特別講義を履修し、その審査および最終試験に合格すること。
- なお、特に優れた研究業績をあげたと認められ、本学大学院学則第 13 条により、在学期間を短縮し修了する場合には、「高度専門研究特別講義」を必修とする。
- ②博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。
- ③各自の研究に必要な 1 カ国語以上の外国語に通じること。

以上 (1)、(2) のとおり、博士後期課程の教育は、専攻に関わる高度な研究能力を養うためにふさわしい教育・研究指導体制を整えており、本学の大学院に与えられた目的（大学院学則第 1 条）に適合している。さらに、院生が自己の研究テーマに従って、修士課程から博士後期課程まで継続して研究することができる指導体制も整備されており、研究指導体制の一貫性・継続性が保たれている。このことにより、将来、院生が、研究者として自立して研究活動を行い得る高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うという博士後期課程の目的とも適合しており、学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致している。

3) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①単なる専門性の追究のみでなく、将来の全地球的視野も備えた人材育成に一層配慮した教育課程を検討したい。そのために理工学部学科増と、それに続く専攻増による理工学研究科の充実を検討したい。
- ②優秀な人材を多方面にわたり確保するための学部段階からの指導を含めた方策の検討。
- ③若く厚い教員層（必ずしも学部と分離しなくてもよい）の充実と研究課題に応じた研究スペースの確保と諸機能の充実。
- ④理工学研究科では、学部と同様に仏教系大学としては初の理工学研究科であるという歴史的経過を踏まえて、今後どのような特色ある教学を展開していくべきかが、今後の課題である。

(2) その改善状況

- ①2003 年度に情報メディア学科と環境ソリューション工学科が新設されたが、これらの学科が卒業生を輩出する 2007 年度からは、この 2 学科の上に大学院を設置すべく準備を進めている。
- ②上記の新設 2 学科に着任した教員は、新専攻開設までは既存 4 専攻に所属し、旧来の 4 専攻の院生も指導している。このように、理工学部の教員数が増加したことにより、院生は多様な学問分野の学修ができるようになった。
- ③新学科の創設にともなって、教授ばかりでなく、若手の助教授・講師・助手も多く着任し、活気のある教育・指導が展開されている。また、これら新学科を含めた理工学部の教育・研究施設を収容するため、新たに 7 号館が建築され、またデジタル・マニュファクチャリング・システムを備えた第 2 実験棟（愛称：デジタル・クリエイション・ホール）も建設された。
- ④文部科学省の助成を受けた AFC の研究が理工学部と文学部を中心とする教員で展開されており、仏教関係の古典籍研究に基づくデジタルアーカイブの作成、仏像修復技術の開発、経典の紙の分析などで成果を挙げているが、これらの研究には多くの大学院生も関わっており、異分野の研究者との交流を通じて有益な経験を積んでいる。

4) 今後の課題と改善方策

新設2学科の上に大学院専攻を設置していくことが最大の課題であり、それらの新専攻でどのような教育・研究を展開していくのか、修了生の就職先をどのように確保していくか、などを今後検討していかなければならない。また、大学院専攻の増設にともなって、設備やスペースの拡充が必要となる可能性もあり、あわせて検討が必要である。一方、大学院教育にも多大な影響を与えている仏教関係の文系・理系共同研究は、今後も理工学研究科の1つの柱として発展させていく必要がある。

2. 学部と大学院との教育内容の関連性の現状と評価

1) 学部の教育内容と修士課程との関連性

- ①大学院における教育内容は、学士課程の教育内容を基礎として、その個別専攻領域を発展的に展開するという枠組みを基本にして構築されている。理工学部の教員のほとんどが修士課程の授業科目を担当しており、学部教育課程と大学院修士課程教育の内容的関連に配慮し、院生が系統的・段階的に学修内容を高めていく指導体制も整備されている。
- ②学部で成績が優秀な学生に対しては学内推薦入試制度がある。学内推薦入試により入学した院生は、以下の条件を満たすことにより、修士課程を最短1年で修了する制度の適用を願い出ることができる。

- イ) 学部4年次において、学内推薦入試に合格することを条件に、最大10単位の大学院科目を受講することが可能で、この単位は大学院に入学後単位認定がなされる。
- ロ) この10単位のすべてに合格し、修士課程1年次に講義科目(特論)6単位と演習I・II、特別研究および修士論文の審査に合格すれば、最短1年で修士課程を修了することができる。ただし、最終結果で判定されるので、成果が不十分であれば、1.5年または結果として2年間となることもあり得る。
- ハ) この制度は成績優秀な学生に対して、大学院への進学を促進し、さらなる向学心の向上を期待して設けられたものである。優秀な学生が学部教育課程から大学院修士課程の教育に連続して学修し、その能力の一層の伸張をめざす制度である。

2) 修士課程の教育内容と博士後期課程との関連性

博士後期課程は、修士課程の4専攻の各分野の研究領域をさらに高度な個別領域において教育研究指導が行えるよう教育内容を関連させている。例えば、修士課程数理解情報学専攻の数理解析、応用数理、情報科学の各分野は、博士後期課程においては、数理解析特別研究・数理解析特別講義、応用数理特別研究・応用数理特別講義、情報科学特別研究・情報科学特別講義を開講し、修士課程からの指導教授により個別に指導されている(他の専攻においても同様である)。

3) 今後の課題と改善方策

- ①学内推薦入学制度では、実施初年度である2004年度に合計44名の学生が推薦を受けて受験し全員合格した。推薦入学制度の効果で、従来大学院生が少なかった専攻でも進学者数が増加している。このように、量的な改善は見られているが、今後は院生の学力向上という質の改善に取り組む必要がある。
- ②教育の課程においては、他人から教えられて学ぶばかりでなく、他人を教えることで自らも学ぶという側面がある。専門的で高度な学修・研究を行う大学院生にとっては後者の側面が教育上不可欠であり、特に博士後期課程の院生には指導能力も求められるという点でこのことが重要である。修士・博士の院生合同でセミナーを行うなどの方法が現在も取られているが、将来的には博士院生が修士院生の指導を行い、その点を評価して単位を認定するなど、さらに発展させた形の教育指導形態も検討してみる価値がある。

3. 博士課程（一貫制）の教育課程の現状と評価

- ①理工学研究科は、研究科の組織としては、「博士課程」として標準修業年限を5年と学則上に定めている（第2条および第3条）が、実際は博士課程を前期2年と後期3年に区分の上、前期を「修士課程」、後期を「博士後期課程」として（学則第2条の2）、収容定員を別々に定めて（学則第5条）運用している。ただし、優秀な修士課程の院生に対しては、博士後期課程への進学支援を前提に教育・研究指導を行っており、その意味では、ゆるやかな一貫制で運営している。
- ②十分な教員組織と指導体制を整備することが直ちには困難であるという本学の現状からして現行の運用はやむを得ない。当分は現状の方式（ゆるやかな5年一貫制）を続けていく。

4. 入学から学位授与までの教育システム等の現状と評価

修士課程および博士後期課程においては、次のような指導体制を整備して、学位を授与している。院生の主体的・積極的な学修・研究姿勢に依拠して、前述した開設授業科目による授業と学位論文作成にむけた指導教授による研究指導の2本立てによるシステムにより教育・研究指導を行っている。

1) 教育・研究指導のプロセス

(1) 修士課程

①研究題目・指導教員の選定

- イ) 院生は、入学後すみやかに、研究題目を決め、その題目に応じて、指導教員（主）1名を選ぶ。必要に応じて指導教員（副）を選ぶことができる。
- ロ) 指導教員（主）は、原則として、当該専攻の特別研究担当の専任教員でなければならない。指導教員（副）は、原則として、修士課程の講義担当の専任教員のうちから指導教員（主）の同意を得て選ぶ。
- ハ) 指導教員（主）が、特に必要と認め、かつ研究科委員会が承認した場合、他研究科の専任教員を指導教員（副）として選ぶことができる。

②研究題目届・指導教員選定届

研究題目届・指導教員選定届については、所定の用紙に指導教員（主）の認印を得て、入学年次の所定の期日まで（学年暦参照）にそれを届け出て、研究科委員会の承認を得る。

③修士論文

- イ) 指導教員（主）の指導を受けて、修士論文審査願を、所定の期日まで（学年暦参照）に提出し、研究科委員会の承認を得る。
- ロ) 論文作成の指導ないし助言は、指導教員（主）から受ける。
- ハ) 論文提出の資格者は、課程修了に必要な32単位以上を取得した者または取得見込みの者。

④学位論文審査

- イ) 修士論文提出者の所属する専攻ごとに、修士課程の特別研究担当の専任教員を含む2名以上の審査員によって行う。
- ロ) 修士論文の審査には、口述試験を課する。
- ハ) 修士論文は、2年間広い視野に立って専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。
- ニ) 論文は審査員に査読される。
- ホ) 論文の内容と専攻毎に行われる口述試験の結果によって合否を判定する。
- ヘ) 研究科委員会は、審査員より当該論文の審査報告を受け、論文の合否を決定する。

(2) 博士後期課程

①研究題目・指導教員の選定

- イ) 院生は、研究題目に応じて、指導教員(主)1名を選ぶ。必要に応じて指導教員(副)を選ぶことができる。
- ロ) 指導教員(主)は、原則として、当該専攻の特別研究担当の専任教員でなければならない。指導教員(副)は、原則として、博士後期課程の講義担当の専任教員のうちから指導教員(主)の同意を得て選ぶ。
- ハ) 指導教員(主)が、特に必要と認め、かつ研究科委員会が承認した場合、他研究科の専任教員を指導教員(副)として選ぶことができる。

②研究題目届・指導教員選定届

研究題目届・指導教員選定届については、所定の用紙に指導教員(主)の認印を得て、所定の期日まで(学年暦参照)にそれを届け出て、研究科委員会の承認を得る。

③博士論文

- イ) 指導教員(主)の指導を受けて、研究の内容、方法等の大綱を記述した博士論文概要および博士論文審査願を、所定の期日まで(学年暦参照)に提出し、研究科委員会の承認を得る。
- ロ) 博士論文は、指導教員(主)の指導とその同意のもとに作成する。
- ハ) 論文提出の資格者は、所属する専攻所定の授業科目を、課程修了に必要な12単位以上を取得した者、または取得見込みの者とし、所定の手続により所定の期日までに博士論文の審査願を提出した者。

④学位論文審査

- イ) 論文提出者の所属する専攻の授業科目の担当教授および関連のある研究科授業科目担当教授のうちから3名以上の審査員を選び、その審査に当たる。研究科委員会が必要と認めるときは、助教授、講師を審査員に入れることができる。
- ロ) 研究科委員会が必要と認めるときは、本学の他の研究科および他大学の大学院等の教員等を審査員に入れることができる。
- ハ) 博士論文の審査には、口述試験を課する。
- ニ) 口述試験は、当該論文の審査員および研究科委員会で承認された口述試験委員(2名)を含む5名が担当する。
- ホ) 研究科の授業担当の教員は、口述試験に陪席することができる。
- ヘ) 博士論文は、その専攻分野について、研究者・技術者として自立して研究・開発活動を行うに必要な高度の研究・開発能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足りるものでなければならない。
- ト) 研究科委員会は、審査員より当該論文の審査報告を受け、論文の合否を決定する。

以上(1)、(2)のとおり、理工学研究科においては、院生は、入学時に指導教員を選定し、その後の課程の学年進行にともない、適時指導を受けることができるシステムが確立されており、そのプロセスにおいても、指導教員の指導の下で適宜指導を受けて研究を深めることができるよう適切に整備されている。入学から学位取得まで教育・研究指導システムは適切に、かつ有効に機能しているといえる。

2) 前回相互評価申請時(1997年)にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①修士課程においては、大学院生が、一般院生、社会人、留学生と多様化するにともない、その要請に十分に対応した指導体制の確立が重要である。学修目的や語学力を含む学力水準の異なる大学院生の実態を踏まえて、教員の過重負担の問題とも関連させて、今後どのような指導体制をとるべきか、検討する必要がある。
- ②博士後期課程においては、就職問題が懸案事項である。

(2) その改善状況

- ①大学院生の語学指導に関しては、英語担当の教員を大学院の講義担当教員に任命し、修士の院生に実践的な英語教育を行っている。具体的には、「英語プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」を担当し、院生の海外留学や国際学会での発表を視野に入れた英語コミュニケーション能力を養成している。
- ②1997 年度に理工学研究科博士課程が完成年度を迎え、初めて課程博士を送り出したが、その後 2004 年度までに博士後期課程を修了し博士学位を取得した院生については、約 84%が研究機関・企業などに就職しており、一定の成果が見られる。

3) 今後の課題と改善方策

院生増にともない、指導体制の強化が必要になるが、そのためには教員の負担増に関して有効な手立てを打つ必要がある。大学院教育を充実させることが大学としての重要な課題である以上、他の面での教員の負担を減らし、教員が大学院教育に多くの時間を割けるようにすることが必要である。そのための方策を検討する必要がある。

第3節 単位互換・単位認定

【単位互換、単位認定等】

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

1. 単位互換協定等の現状と評価

1) 理工学研究科の取り組み

- ①すでに大学レベルでの一般協定が締結されていたカリフォルニア大学デイビス校*との間に、本学理工学研究科と同校工学部との大学院生交換協定である、「龍谷大学（日本国京都）とカリフォルニア大学（アメリカ合衆国デイビス）間の個別運用協定（院生交換協定）」を締結(2003年度)し、2004年度より運用を開始した。理工学研究科として、独自にこのような協定を締結するのは初めての試みである。
- ②なおこの協定の主旨は大学院生の研究交流を活発にすることであり、そのためあらかじめ院生の専門領域に基づいて受け入れ研究室とのマッチングを行うことになっており、2004年後期には4名の大学院生(修士課程2名、博士後期課程2名)を同校に派遣した。
- ③特に物質化学専攻においては協定締結と同時に「英語プレゼンテーション演習Ⅰ」、「英語プレゼンテーション演習Ⅱ」を新設し、海外留学や国際学会での発表を視野に入れた英語コミュニケーション能力向上に取り組んでいる。

2) 単位認定の方法

- ①運用初年度である2004年度には、カリフォルニア大学デイビス校との交換協定に基づいて留学し、帰国した3名の院生について単位が認定された。認定のプロセスについて、修士課程物質化学専攻の例をあげると、帰国後院生が提出した「研究成果報告書」に基づき、留学中の研究活動が本学における修士論文作成のための研究に相当することが研究科委員会において認定され、「物質化学演習Ⅱ」および「物質化学特別研究」について、単位が認定された。これは、講義科目の単位数による互換にとどまらない、理工学研究科の特性に合わせた単位互換方法であるといえる。
- ②従来の留学制度は、実験や演習に多くの時間を必要とする理工学研究科の大学院生にとって現実的な選択肢ではなかったと思われるが、このシステムにより、院生は修業年限を延長することなく留学することが可能になり、なおかつ研究を中断することなく、留学経験を生かしたよりよい研究成果につなげることができる。そのためには留学前にあらかじめ指導教員と受け入れ研究室の間で綿密な打ち合わせが行われることになっており、また「英語プレゼンテーション演習Ⅰ」、「英語プレゼンテーション演習Ⅱ」などの開設により、十分な準備のもとに派遣が行われるよう、配慮がなされている。

以上1)、2)のとおり、理工学研究科の教育研究活動の質を高めるために、協定を締結し、適切な方法で単位認定を行っている。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各研究科とも、海外の大学も含めて拡充の方向が課題である。

2) その改善状況

- ①海外の大学を含めた拡充の方針に基づき、前述のとおり2003年度にカリフォルニア大学デイビス校との学生交換協定を締結して運用を開始した。まだ端緒についたばかりであるが、まずはこの制度の効果的な運用方法について、見直しを行いながら充実させるこ

* カリフォルニア大学デイビス校 : University of California, Davis.

とが必要である。今後のより一層の拡充については検討課題とする。

- ②全学的には、国際センターを中心にして拡充を推進してきた。その結果、海外の大学との協定は増えつつある。具体的な協定先等については、「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。

3．今後の課題と改善方策

全学的な課題であるが、他大学（海外の大学を含む）との間で交換留学等の協定を結び、実質的な交流を深めることにより国際化を進める。

第4節 社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

A 群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

1. 社会人院生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①理工学研究科には社会人入学制度がないため、規則上で社会人院生と認定できる院生はいない。しかし、実際には主に博士後期課程に、企業に勤務しながら修学している者、企業等での数年以上の勤務経験の後退職して入学した者がいる。社会人の場合は、博士後期課程に入学したほぼ全員が博士学位を取得しており、一般院生と比べて学位取得の比率が高い。社会人院生は学位取得への意欲が強いことのほか、その入学が大学・企業間の共同研究と密接に結びついている場合が多いことも指摘しておく必要がある。
- ②現状では、授業時間を夜間や土曜日などに設定するなど、社会人のために特別な教育課程を編成することは行っていない。大学院、特に博士後期課程においては、特別研究や演習など教員の個人的な指導を受けて研究を進める度合いが高いので、現実には本人の都合に合わせて教員が夜間や休日に指導を行うなどしており、教員の個人的な努力に負うところが大きい。
- ③また 2004 年度より、社会人の学位取得を促進すべく、特に優れた研究業績を修めたと認められた場合には、大学院学則第 13 条の規定により修業年限を短縮できる制度を設けた。期間が短縮できることで、社会人にとって勤務先の理解も得やすく、経済的な負担も軽減されることから社会人の学位取得につながるものと期待される。

【博士後期課程に入学した「社会人院生」の人数と学位取得状況<現在までの累計>】

専 攻	数理	電子	機械	物質	合計
3 年間で課程博士学位を取得した社会人院生	1	1	0	1	3
4 年間で課程博士学位を取得した社会人院生	0	0	1	0	1
5 年間で課程博士学位を取得した社会人院生	0	0	0	1	1
6 年間で課程博士学位を取得した社会人院生	0	0	0	0	0
課程博士学位を取得できなかった社会人院生	0	0	1	0	1
博士後期課程の社会人院生 合計	1	1	2	2	6
〔参考〕論文博士（博士後期課程には在籍せず）	1	0	0	1	2

2. 外国人留学生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①理工学研究科では外国人留学生向けの入学試験を実施しており、これまでに入学した留学生は 4 名である。院生数が少ないこともあって、外国人留学生に対して特別な教育課程編成は行っておらず、特別研究の指導教員や各授業科目の担当教員が、それぞれの裁量で適切な指導を行っており、語学力の問題などで過度の不利益が生じないように配慮している。
- ②前述のとおり、理工学研究科とカリフォルニア大学デイビス校との間で学生交換協定が締結され、毎年 3 名の院生を受け入れることができるようになった。運用は 2004 年度から始まったが、2005 年度までの段階ではまだ受け入れの実績はない。

【理工学研究科の外国人留学生＜研究科設置～2005年5月までの累計＞】

課 程	専 攻	出身国	留学形態	修学状況
修士課程	電子情報学	台湾	私費	修士学位取得
	電子情報学	中国	国費（文科省）	修士学位取得
	電子情報学	ギニア	国費（文科省）	修士学位取得
博士後期課程	物質化学	インドネシア	国費（文科省）	課程博士学位取得

3. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①現状では、指導教員の負担が大きく、その熱意だけでは対応できない。将来的には留学生のためのアドバイザー制度の導入も検討課題である。
- ②社会人については、専門知識上の学力養成につき、十分な教育・研究指導の時間を確保しにくいことから、3年制修士課程も検討する必要がある。ただしその場合、社会人に対する学費負担軽減の問題も合わせて検討することが求められる。

2) その改善状況

1997年の点検・評価の時点では、まだ理工学研究科に留学生指導の実績が少なかったため、特に理工学研究科にあてはまる課題は指摘されていない。

4. 今後の課題と改善方策

- ①博士後期課程において、優れた研究業績をあげたと認められた場合には短期間で修了できる制度がスタートし、社会人院生の受け入れは今後増大していくと予想されるが、短期間での学位論文作成という単目的での修学になると、教学理念に沿わないバランスを欠いた教育実態になる恐れがあり、慎重な制度作りが必要である。
- ②理工学研究科では留学生受け入れの実績が非常に少ないことから、指導上の問題点も顕在化していないと思われるが、今後は全学的な国際交流の進展政策のもとで受け入れの促進をはかると同時に、適切な指導の方策を検討していきたい。特に教育課程の違いなどから基礎学力に不足があった場合、課程修了が困難になることも考えられるため、入学試験における学力審査の適切性について、見直しが必要である。

第5節 研究指導等

【研究指導等】

A 群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・指導教員による個別的な研究指導の充実度

1. 教育・研究指導の現状と評価

1) 授業と論文作成指導

理工学研究科では、「高度な専門知識の修得」を基礎に、「創造する方法」、「本当の問題を発見し解決する方法」を体験的に学び、院生が自らを高度な技術者・研究者に転化していくことをめざして教育・研究指導を行っている。

- ①教育課程においては、「特論」あるいは「特別講義」と呼ばれる講義形式の科目と、「演習」および「特別研究」と呼ばれる修士論文、博士論文の作成に密着した研究指導の科目を設け、知識・方法の修得だけではなく、自ら創造的・先端的研究を展開できる場になるよう配慮している。
- ②教育・研究指導は授業として設定されている時間帯だけに限らず、日常的に指導教員と個人的にあるいは少人数で接することにより実施されており、教員自身の研究能力や指導能力に依存する部分が多い。そのため、理工学研究科では教員ごとに研究業績などの評価を行って、大学院生に対する研究指導ができる教員を定めている。そして、大学院生は自分が希望する研究テーマに応じて指導教員を1名選び、また必要に応じて副指導教員を1名選ぶようになっている。大学院生はその研究題目と指導教員を入学後、すみやかに届け出ることになっており、研究科委員会においてその適切性を審議したうえ承認する制度となっている。
- ③各専攻においては「修士論文〇〇発表会」等を多様な形で開催している。この発表会には、演習クラスを超えた院生による討論と担当教員からのコメント等を通して、院生が問題意識を広げ、深める機会ともなっている。また、機械システム工学専攻、物質化学専攻では、中間段階での評価を行っている。例えば機械システム工学専攻においては、修士2年次生の4～5月に中間報告会を開催し、研究テーマの妥当性や問題点の確認等を行っている。
- ④博士後期課程は、研究者の養成をも目的としており、入学者を厳選の上、厳格な教育・研究指導を行っている。院生の自主的な研究を中心に、きめ細かい指導が行われている。また、学内外の研究発表の機会を利用して、各自の研究の到達段階を公表し、研究レベルが自覚できるような指導もしている。

2) 研究室を中心とした教育・研究指導体制

理工学研究科においては、院生は指導教員が管理する研究室に机・棚等の研究スペースを与えられ、日常的に学部生らとともに学修・研究の時間を過ごし、指導教員と接する機会も多くなるように配慮されている。

- ①いわゆる「ゼミ」形式で限られた時間帯においてだけ教員や同僚院生と接するのではなく、目的を同じくする者が日常的に一緒に過ごせる「研究室」という場を与えられていることは、院生の意識を高める上で非常に重要である。研究室において大学院生は教員や先輩院生の研究の姿を間近に見ることができ、一方で学部生に教えることによって自らの学修成果を確認することもできる。そして、組織の中での自分の役割を認識して共同で仕事を進めていく人間性も養うことができる。
- ②修士課程では入学者の80～90%以上が標準年限（2年）内に課程を修了している。このことは、研究室を中心とした研究指導方法が成果をあげている結果と見ることができる。
- ③博士後期課程の院生には、研究能力ばかりでなく指導能力も求められるので、特に研究室という場の存在は欠かせない。理工学部においては実験・実習・演習科目にティーチ

ング・アシスタントとして多数の院生を雇用しており、院生が授業を通じて指導体験を積むことができるよう配慮している。2005 年度は、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」のとおり 212 名のティーチング・アシスタントを配置している。過去の実績は、次の表のとおりである。

【理工学研究科ティーチング・アシスタント採用実績（単位：人）】

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度
理工学研究科院生	128	124	117	129
他大学院生等学外者	59	41	66	78
合 計	187	165	183	207

3) 学外での研究発表の奨励と支援措置

学内で研鑽を積む一方で、外部の研究を見聞し、外部の研究者から評価を受けることも同時に重要である。そのような機会として、学会や研究会で発表することは、院生にとって極めて重要である。理工学研究科では、院生が学会や研究会に参加して発表する機会をもつように教員が指導を行っており、その際の費用負担を軽減するために、以下のような援助を行っている。

- ①理工学会「院生会員の研究・開発活動に対する補助」：理工学部・研究科の教員と学部生・院生で組織する理工学会から交通費・宿泊費等の援助が行われており、2004 年度実績としては、国内学会発表 37 件、海外での学会発表 3 件、競技・展示会への参加 2 件に対して補助が行われ、総額では 1,597,580 円となっている。
- ②「学会発表援助費」（1 回の発表につき 10,000 円）：海外で開催される国際会議に参加する院生もあり、この援助（全学的制度である）は研究発表を奨励する大きな力となっている。次表は、理工学研究科において学会発表援助費を受給した院生の延べ人数を表しており（1 人で複数回受給している場合もある）、修士課程では全院生の 1/4～1/3 程度が学会発表を経験していると思われるが、専攻によってもばらつきがある。

一方、このデータにより修士院生の半数以上が学会や研究会などに参加したことがないと推定され、十分に活発な学外研究活動が行われているとは言い難い。博士後期課程ではほぼ全員が学外発表を行っているが、さらに多くの研究発表を活発に行うことが望まれる。

【学会発表援助費を受給した大学院生の延べ人数】＜括弧内は当該年度 5 月 1 日現在の在籍者数を示す＞

年 度		2000	2001	2002	2003	2004	合計
修士 課程	数理情報	0 (19)	2 (20)	0 (19)	1 (15)	0(26)	3(99)
	電子情報	21 (44)	1 (38)	7 (33)	9 (32)	4(26)	42(173)
	機械システム	3 (52)	14 (58)	18 (39)	22 (33)	12(41)	69(223)
	物質化学	18 (36)	23 (37)	18 (41)	35 (41)	28(39)	122(194)
合 計		42 (151)	40 (153)	43 (132)	67 (121)	44(132)	236(689)
博士 後期 課程	数理情報	2 (4)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	0(0)	4(8)
	電子情報	9 (5)	16 (5)	15 (3)	9 (1)	0(0)	49(14)
	機械システム	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0(0)	0(3)
	物質化学	1 (2)	0 (1)	3 (4)	4 (5)	5(4)	13(16)
合 計		12 (13)	17 (9)	19 (9)	13 (6)	5(4)	66(41)

4) 研究プロジェクトへの参加

理工学研究科が中心となって展開している HRC や AFC などのプロジェクトにも多くの院生が関わっており、博士後期課程の多くの院生はリサーチ・アシスタントとして研究活動に参加している。そしてこれらの院生は、他の研究機関との共同研究や研究成果発表会などを通じて、外部の研究者との交流を行っている。

以上 1) ～4) のとおり、理工学研究科における教育・研究指導は、各院生の研究テーマに基づく主体的な学修姿勢に依拠しつつ、教員による授業と研究テーマに対する個別指導、院生同士の問題意識の啓発、学外発表等の総合的な仕組みができあがっている。これらの過程で学位論文の内容が検証される。したがって理工学研究科の教育・研究指導は、全体として適切に機能していると評価できる。

5) 今後の課題と改善方策

研究プロジェクトに参加する形で院生が実践的な学修・研究活動を行うことは、院生の研究能力を育成する上で一定の成果をあげており、今後も積極的に推進していくことが望まれる。そのためには、期限付きで実施されるプロジェクトを順次立ち上げ、継続して研究活動が行えるようにすることが課題である。

2. 履修指導の現状と評価

1) 履修指導

- ①修士課程における履修指導は、新入生に対しては「オリエンテーション」を通じて、2 年次以上の院生に対しては「履修説明会」を行っている。そのほか、事務室窓口においても適宜行っている。また、指導教員からも、適時、行われている。
- ②院生が受講する科目を選択する際には、特別研究の指導教員がアドバイスをする制度も取り入れている。修士入学時点では学問体系の全貌が見えておらず、院生が自分で適切な、あるいは必要な講義科目を選択することが難しい。理工学研究科では 2003 年度から、受講できる他専攻科目の幅を拡げて多様化した学問体系に対応できるようにすると同時に、履修登録用紙に指導教員の承認印を必要とする制度を取り入れ、必ず指導教員のアドバイスを受けて受講科目を決めるように指導している。

2) 今後の課題と改善方策

丁寧な履修指導が行われており、特に問題はない。今後とも、院生の立場に立った履修指導の改善に努めていく。

3. 個別的な研究指導の充実度の現状と評価

1) 特別研究の指導資格認定者による個別指導

前述のように、理工学研究科では 1 人あるいは複数の教員が研究室（あるいは研究グループ）を構成して、所属する院生の個別指導にあたっている。

- ①指導の責任者となるのは、研究科委員会で特別研究の指導資格があると認定された専任教員である。次表に、大学院の講義および特別研究の指導資格をもつ教員の数を示す。
- ②修士課程に関しては、英語担当の 1 名の教員を除いて、講師以上の教員全員が講義と特別研究の指導資格を有している。博士後期課程に関しては、助教授以上の教員が指導資格を有している。

【大学院の講義および特別研究の指導資格をもつ教員数（2004 年 4 月）】

職 名	研究科委員会 構成者	修士課程		博士後期課程	
		講 義	特別研究	講 義	特別研究
教 授	47	47	46	46	46
助教授	9	9	9	9	9
講 師	10	10	10	0	0
合 計	66	66	65	55	55

- ③助手や実験・実習助手も、必要に応じて論文作成に関わる実験などの補助を行っている。
- ④修士課程および博士後期課程の院生は、入学後速やかに、指導教員（主）を選び、教育研究指導の下で学修を進め、学位論文を作成している。
- ⑤修士課程については入学者のほとんどが2年間で課程を修了しており、研究室という組織による指導教員の個別指導の成果が現れている。

以上のとおり、理工学研究科においては、学位論文を完成させる指導課程において、指導教員による個別的な研究指導は不可欠の制度として位置づけられており、その体制も充実しているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①修士課程の院生の学会活動は、必ずしも活発とは言えないケースがある。研究が外部評価に耐えられるレベルに達するためには、院生の学力、教員の資質の両面で改善が必要であろう。
- ②博士後期課程の学位取得は多いとはいえないが、課程修了や学位取得のために高度な専門知識や能力が求められることを考慮すると、引き続き入学者を厳選して、継続的に課程修了者を出していきたい。

第6節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

1. 教育・研究指導の効果の測定方法の現状と評価

- ①講義などによる教育の効果に関しては、「第7節 成績評価法」で述べる成績評価の結果で教育効果を測定している。
- ②研究に関しては、研究室や研究グループ内で日常的に研究発表をさせるなどして指導効果を測定している。
- ③学位論文に関しては、理工学研究科全体に論文の要旨を配布するとともに、公聴会を開催して全ての教員が研究のレベルを把握するようにし、指導効果を評価している。

大学院においては、指導教員（主）中心となり、以上のような方法で、教育・研究指導の効果を測定しており、概ね適切といえる。

2. 修士課程・博士後期課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路の状況

- ①修士課程修了者のうち、修了時に進路が決定していた者（就職または博士後期課程進学）は、研究科全体で見ると8～9割程度が就職ないしは進学している。しかし、希望どおりの就職先がなく、いわゆる就職浪人となる院生も見られる。これには近年の経済不況も影響していると思われるが、企業が修士修了生に求める学力レベルや技術レベルに到達していない院生がいることも否めない。
- ②博士学位を取得した者の約半数は研究機関に就職しており、残りの者もほとんど企業に就職している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①修士課程修了者の就職に関しては、通常の学修指導だけでなく、いわゆる「キャリア開発」の観点からの指導も必要である。学部生に対するキャリア開発に関しては、さまざまな新しい取り組みが行われつつあるが、今後大学院生向けのキャリア開発プログラムも立ち上げていくことが必要である。
- ②博士課程修了者に関しては、博士学位を取ることが適切な就職の前提となるので、早期に学位取得できるように強力な指導を行うことが最も重要であろう。また、研究職の流動化が進む現在、就職対策の過渡的な措置として、学内の研究プロジェクトなどで博士研究員として雇用することも検討する必要がある。

第7節 成績評価法

【成績評価法】

B群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

1. 成績評価法の現状と評価

- ①修士課程においては、各教員の教育方針に基づいて、担当する授業科目は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下＜不合格＞）の方式に従って成績評価が行われている。
 - イ）大学院の講義は学部と比べて少人数であるため、個々の院生の理解度や関心度を見ながらレポート課題を出し、それを詳細に採点することが可能である。また、専門的な内容に関しては、短時間の試験で解答を出させることが難しい。このような理由で、前期・後期末に設けられた試験期間中に試験を行う教員は少なく、レポートや授業中の発表等で成績を評価している場合が多い。
 - ロ）演習や特別研究に関しては、研究室や研究グループごとに日常的にセミナーなどを開いて、研究発表や質疑の状況を個々の院生ごとに観察して評価している。
- ②博士後期課程は、演習12単位が必修となっている。院生の研究課題と関連して演習が行われており、指導教授が院生の研究状況を個別に把握してその到達段階を評価している。

院生の資質向上の状況を検証する成績評価法は以上のとおりであるが、全体として成績評価の方法は適切に機能しているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

- ①個々の院生に異なる課題を与えて発表やレポート提出をさせることには、成績評価の公平性を考えると問題がある。しかし、公平性を重んじる余り、すべての院生に同一の課題を与えることや、試験問題にしやすいことだけを評価対象にすることは、教育効果を考えると適切ではない。
- ②全ての科目が選択になっている中で、科目ごとに評価方法や評価基準が異なることについても、公平性の観点から問題視する声がある。しかし、大学院の高度な専門教育において、同一の評価基準を設けることも難しく、結局は全体のバランスを視野に入れつつ個々の院生を指導する教員の指導能力が問われることになる。
- ③大学院生の資質向上のためには、まず教員の資質向上が欠かせない。

第8節 教育・研究指導の改善

【教育・研究指導の改善】

A 群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A 群・シラバスの適切性

B 群・学生による授業評価の導入状況

1. 教育・研究指導方法の改善のための取り組み状況と評価

1) 組織的取り組みの状況

- ①シラバスについて、授業内容や評価方法を統一的な様式でできるだけ具体的に記述することを、教務委員会で検討している。そして、その指針に沿って各教員が授業内容を練り直し、シラバスを書き改めている。
- ②物質化学専攻では、JABEE（日本技術者教育認定機構）による大学院外部認定制度の設立に参画しており、2004年度は認定審査のシミュレーションを受審することにより、認定基準の策定に協力した。さらに、2005年度は初の大学院認定試行審査を受審する予定であり、自己点検書等の作成作業が進められている。

2) 今後の課題と改善方策

学部レベルで行われているFDのような何らかの取り組みが必要と思われる。

2. シラバスの現状と評価

- ①2003年度からシラバスの書式を改め、下記の内容を基準にして授業科目ごとに統一様式で記述するようにした。
 - イ) 科目名、サブテーマ、担当者名
 - ロ) 科目概要・科目内容
 - ハ) この科目を履修することにより身につくポイント
 - ニ) 授業方法
 - ホ) 試験方法・成績評価方法
 - ヘ) 授業計画
 - ト) 系統的履修科目
 - チ) テキスト、参考文献
 - リ) 履修上の注意・担当者からのひとこと
 - ヌ) 他専攻科目受講者へ
- ②これらの項目の中でも、特に成績評価方法をシラバスに明記することについては、専攻全体で徹底をはかっている。これにより、院生が授業を選択する際の助けとなっているほか、教員自身が授業の目標を明確化するのにも役立っている。シラバスの具体的内容については「2005年度履修要項（理工学研究科）」（51頁以下）を参照。

3. 院生による授業評価の導入状況と評価

- ①理工学研究科では院生による授業評価を行った実績はない。これまでに学部で行ってきた実績を踏まえて、今後、大学院でも授業評価を行うことを検討する必要がある。
- ②大学院の授業は少人数のため、院生による授業評価は不要との意見もある。しかし、少人数故に問題点が表面化しない状況も考えられるので、院生のニーズをより精密に把握し、教育・研究指導の改善のために役立てることを検討する必要がある。修了時に行うことも一法である。

4. 修了生による教育内容・方法の評価

- ①理工学部と理工学研究科では、2001 年度に修了生に対するアンケート調査を行い、その中で教育内容についても質問し意見を聴取した。
- ②2002 年度には修了生を招いて講演会、懇談会を開催し、在学時の教育内容を振り返って意見を述べてもらう機会を作った。
- ③この調査のうち「大学院進学に関する評価」について、9 割の修了生が「良かった」、「大変良かった」と、高く評価している。良かった点の記述回答では「時間をかけ、専門分野で深く勉強できた」、「学会やセミナーなどに参加できた」等の意見があり、また改善すべき点として「他大学・他研究室との交流がない」、「大学院での講義に不満がある」、「学会への参加に関する援助がない」などの指摘があった。学会発表援助については、本章第 5 節のとおり援助の充実をはかっている（「2001 年度教学改革推進事業 理工学部卒業生に対する調査」）。

5. 高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による修了生の評価

- ①1999 年度に、理工学部および理工学研究科卒業生の就職先にアンケートおよびヒアリング調査を行い、雇用主が本学卒業生をどのように評価しているか調べた。
- ②この調査では学科・専攻ごとに企業が求めている能力や教育内容等についても調査を行ったが、回答方式の性質上学部卒業生と大学院生の区分が明確でないため、研究科に関してのみ指摘できる事項はないが、「学習内容の習熟」では「よく身につけている」が 59.3%、「採用後の働き」では「まあ満足」が 54.0%、「大変満足」が 27.4%と、概ね良好な評価であるといえる（「1999 年度教学改革推進事業 理工学部卒業生の就職先における評価に関する調査」）。

6. 今後の課題と改善方策

- ①シラバスの内容に、教員によって一部アンバランスがある。引き続き改善に努める。
- ②新専攻の設置、既存専攻のカリキュラム改革に向けて、引き続き院生や社会のニーズの把握に努める。

第9節 学位授与

【学位授与】

A 群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性…（表7）

B 群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【課程修了の認定】

B 群・標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

1. 学位授与状況と学位授与方針・基準の現状と評価

1) 修士・博士の学位授与状況

理工学研究科における最近5年間の授与状況は、「**大学基礎データ表7 大学院における学位授与状況**」のとおりである。

- ①修士課程においては、2000～2004年度の5年間の入学定員の合計（500名）に対して修了者の総計は311名（入学定員合計の62.2%に当たる）である。理工学の各分野における専門的力量をもった人材を一定数に社会に送り出しており、修士課程としての役割を果たしてきたといえる。ただし、過去5年間（2000～2004年度）の入学者数に対する修了者（311名）の率は、92.6%となる。
- ②それとは対照的に、課程博士の数は極めて少ないといわざるを得ない。

2) 学位の授与方針・基準

（1）全学的な学位の授与方針・基準等

本学における全学的な修士・博士学位授与方針・基準は、大学院学則（第12条第4項および第13条第5項）に定められており、それは以下のとおりである。

- ①定められた授業科目の単位を修得する（修士30または32単位・博士12単位）。
- ②次のような水準の学位論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。ただし、修士課程の目的に応じて課題研究の提出をもって代えることができる（ただし、理工学研究科と社会学研究科は行っていない）。
 - イ）修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。
 - ロ）博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなくてはならない。
- ③課程修了に必要な外国語の修得。

（2）理工学研究科における学位の授与方針・基準等

- ①前述の全学的な授与方針・基準とともに、教育・研究指導過程においてさまざまな仕組みを設け学位の質の向上をはかっている。詳細は、「第2節 教育課程 4. 入学から学位授与までの教育システム等の現状と評価」を参照。
- ②理工学研究科においては、全学的な授与方針・基準に基づいて、指導教員制はじめ様々な指導体制の仕組みを設けて、学位の質的向上をはかっており、修士・博士の学位の授与方針・基準は適切かつ有効に機能しているといえる。

2. 学位審査の透明性を高めるための措置の現状と評価

理工学研究科においては、学位審査の透明性を確保するために次のような措置がとられている。

- ①修士および博士の学位論文の審査は、複数の口述試問委員によって審査され、その合議によって先ず論文の水準が審査され、その可否が判定される。
- ②上記の過程を経た後、研究科委員会に報告され、審議される。
- ③さらに、全学的な大学院委員会（委員長は学長）において審議され、学位授与の可否が決定される。
- ④修士論文は、内容を1ページに要約した要旨を本論文と同時に提出させ、理工学研究科全専攻の院生の論文要旨を冊子にしている。この要旨集は口述試験の前に理工学研究科の全教員に配布し、試問日当日も参加した人に配布している。このようにして、修士論文の内容を広く周知し、審査の透明性・客観性を高めるようにしている。
- ⑤博士学位論文の審査にあたっては、口述試験の公告を学内に大きく掲示し、また審査委員を通じて学外の関係者にも通知を行う等、審査の公開性を高める努力をしている。研究科委員会では、審査員と口述試験委員が詳細な審査・試験結果報告を行い、審議の後、無記名投票で学位授与の可否を決定している。
- ⑥理工学研究科では、口述試験を「公聴会」と通称し、他の専攻の教員や学外者も聴くことができるようその日程を公表している。

このように学位審査は、複数の口述試験委員等による判定と会議体等による審査を経て、授与が決定されるため、審査過程の透明性と客観性は確保できているといえる。なお、学外者を審査委員に加えることは制度として認められているが、現段階では、その事例がない。

3. 標準修業年限未満修了者に対する措置の現状と評価

1) 標準修業年限未満修了者等

- ①優れた業績をあげた院生の在学期間については、修士課程においては1年以上、博士後期課程においては3年以上（修士課程の在学期間を含む）在学すれば足りる旨の大学院学則上の規定（第12条第1項および第13条第1項）がある。
- ②理工学研究科においては、2005年度入学者から実施することをすでに決定しており、準備を進めている。社会人院生の修了年限短縮についても、2005年度入学者から適用を始めている。

2) 今後の課題と改善方策

2005年度以降、修了者の状況を評価して改善をはかっていきたい。

4. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

<修士論文>

- ①院生の多様化に伴い研究能力の水準に大きな格差が生じており、社会人、外国人留学生に従来の一律の審査基準を適用することは現実的でない。特に留学生は、短期間では語学（日本語）能力の向上がむずかしく、同一基準を適用しにくい。多様化に対応して、基礎的な学力の養成と並行してその専門分野の能力を向上させるための支援措置（夜間・休日の研究資料の利用、カリキュラムや人的な支援体制の整備）を講じつつ、その審査基準の在り方を検討することが求められる。
- ②社会人および留学生の受け入れによる院生の急増に伴い、3名審査体制を2名にせざるを得ない場合もある。その結果、審査領域が狭まったとの指摘がある。多様な院生を受け入れる以上、それに対応した審査体制の構築も検討する必要がある。
- ③「課題研究」については、大学院生の希望や意識との齟齬、単位認定等の問題があり、実施経過を見ながら、その指導の在り方を検討したい。

＜博士論文＞

- ①課程博士については、一定のレベルを必要とすることは当然であるが、慎重な手続によりながらも積極的に授与していくことが求められる。今後、留学生を含め学位希望者が増加することが予想されるので、その審査体制について、細目も含め全学的な整備が必要である。
- ②論文博士については、課程博士を出すことが前提であり、各研究科で課程博士授与の実績が出てきているので、学位論文の研究水準の維持、向上に留意しつつ授与する方向で検討すべきであろう。

2) その改善状況

＜修士論文＞

1997年の点検・評価の時点では、まだ理工学研究科に社会人や留学生指導の実績が少なかったため、特に理工学研究科にあてはまる課題は指摘されていない。現在においても、こうした問題は特に起きていない。

＜博士論文＞

- ①審査方法についての詳細は専攻ごとに基準を設けており、それに従って実施されている。
- ②論文博士については、2000年度以降3件の授与を行っている。本学の「学位規程」に定められた手続きに従って、厳正に審査のうえ授与しており、特に問題はない。

5. 今後の課題と改善方策

博士後期課程入学者が減少している傾向に歯止めをかけることが最も重要な課題である。博士後期課程創設の初期に入学した院生が、必ずしも学位を取れておらず、就職にも困っているケースがあり、そのような実態を見た院生たちが、進学を敬遠していることが、その一因となっている。また一方で、日本経済の低迷によって、進学するだけの経済的余裕がない院生が増えていることも影響している。教育・研究指導と経済的支援の両面で対策を練る必要がある。

第7章－6 社会学研究科の教育内容・方法等

第1節 理念・目標

社会学研究科においては、「第6章 大学院各研究科の理念・教育目標等 第6節 社会学研究科」の理念・目標を実現するために、研究科の教育課程の質的充実をめざしている。すなわち、本学の第4次長期計画の一環として、1999年度に長期計画を作成し、時代の要請に応えるべく新たな展開をはかることをめざしている。そこでは、教育・研究の理念と目的を一層明確化させていくなかで、次のような目標をあげている。

- ①研究科の充実方策としては、教員組織の拡充と整備、多様なカリキュラムの展開などを推進する。
- ②社会人教育の充実としては、学位取得を目的とした社会人特別入試や特別メニューを組むなどして教育方法の改善をはかる。
- ③入試方法の改善としては、学部教育との連携を視野に入れた推薦選抜入試の導入と博士後期課程の社会人入試の導入など、入試の多様化と機会の複数化をはかる。
- ④研究推進の方策としては、研究・教育を通じた他大学との相互交流の促進や、福祉フォーラムなどの研究会の開催、6号館実習施設を利用した福祉サービスプロジェクトの開設などを進める。
- ⑤社会学部の新学科であるコミュニティマネジメント学科に対応する専攻を設置する方向で検討する。

第2節 教育課程

【大学院研究科の教育課程】

- A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連
- B 群・「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B 群・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- A 群・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A 群・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

1. 教育課程の現状と評価

1) カリキュラム編成方針

社会学研究科には、前述の「第1節 理念・目標」を具体化するために、その教育課程である博士課程（修士課程・博士後期課程）に2専攻（社会学専攻・社会福祉学専攻）が置かれている。修士課程は、研究者養成のための高度な専門知識を教授・研究するとともに、他方において、高度な専門知識や実践能力を有した社会人の育成、社会人の再教育など時代の強い要請に応えて、社会情報の活用能力、諸問題の分析能力等、高度な専門知識をもった実務的職業人の育成をめざしている。博士後期課程においても、時代の変化と学術研究の進展に創造的に対応できるように、さらに高度な能力をもった研究者・教育者の養成をめざしている。

- ①社会学専攻：社会学専攻においては、社会理論、地域社会論、比較社会論に政治社会論を加えて4本の柱とし、学説史、社会調査、文献研究の各科目を充実させ、特に社会調査による現実分析を大学院の教育研究の基軸とする。
- ②社会福祉学専攻：社会福祉学専攻においては、本学の特色ある学風を保持する上で、仏教社会福祉論、社会福祉方法論、医療福祉論、老人福祉論を4本の柱とし、国際的視野に立つ社会福祉研究として比較福祉論、社会保障論を充実させ、同時に社会福祉領域における判例・事例を中心とした事例調査研究を重視したカリキュラムを編成している。

2) 修士課程

修士課程は、社会学部各学科における学修の成果を基礎にして、各自の専攻領域の学修の一層の深化をはかり、豊かな見識と専門的知識を備えた人材の養成をめざして主に次のような教育課程を整備している。修士課程の教育課程の詳細は、「2005 年度履修要項（社会学研究科）」（4～5）を参照。

（1）履修方法

修士の学位取得に向けた各専攻の基本的な履修方法は次のとおりである。

修了要件学位 数 32 単位		
2 専 攻	演 習	指導教員の担当する演習を2年間にわたって8単位
	選択科目	上記演習を除く授業科目より24単位
	課程修了に必要な外国語の認定	
	研究指導による修士論文の作成・提出および試問による最終試験	

- ①大学院教育においても一定の幅広い知識の修得が求められている現状を考慮し、指導教員の承認を得て、本研究科内の他専攻の授業科目（演習を除く）も選択科目として履修できる（修了要件としては4単位のみ加算）。
- ②指導教員の承認が得られれば、本学の他の研究科の授業科目、または他大学の授業科目も履修のうえ、10単位以内で修了要件に加算できる（大学院学則第9条）。特に2003年度より導入した滋賀医科大学との単位互換制の利用者や、2005年度より運営に参画したNPO・地方行政研究コースでの学修を希望する者には、この方式が適用される。

（２）学部教育との関連性

- ①学部の各学科に開設されている授業科目の内容は、大学院においても演習、講義、文献研究、実習等の授業科目に発展的に継承されている。社会学部の教員が修士課程の授業科目を担当しており、学部教育課程と大学院修士課程教育の内容的関連に配慮し、院生が系統的・段階的に学修内容を高めていくカリキュラムおよび指導体制が整備されている。
- ②両専攻においては、2003年度より学部と大学院との連続性を形成するものとして、推薦選抜入学試験制度を採り入れ、主に学部学生の成績優秀者を受け入れる体制を整え、2004年度より新入生を獲得している。

以上（１）、（２）のとおり、修士課程の教育は、社会学研究科の歴史と伝統を継承しつつ、新分野の領域を含めた各専攻を中心とした教育により、研究能力または専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、広い視野に立って学識を深めるにふさわしい教育課程を備えており、本学の大学院に与えられた目的（大学院学則第7条）に適合した教育課程となっているといえる。これらを総合すれば、社会学研究科の修士課程は学校教育法第65条や大学院設置基準第3条第1項の趣旨とも合致していると評価できる。

３）博士後期課程

（１）履修方法

博士の学位取得に向けた各専攻の基本的な履修方法は次のとおりである。

修了要件単位数 12単位	
2 専 攻	指導教員の担当する演習を3年間にわたって12単位
	研究指導による博士論文の作成・提出および試問による最終試験
	課程修了に必要な外国語（2カ国語）の認定

- ①博士後期課程には、修士課程に対応した2専攻が開設されており、修士課程における研究指導の領域の関連性を維持している。これにより、修士課程において修得した専攻分野に関する研究能力をさらに高度化し深化させることが可能となる。
- ②各専攻の「特殊演習」（各4単位・合計12単位必修）を中心に、指導教員による院生各自に対する研究指導により研究を推進させるとともに、博士論文の作成の指導を行っている。
- ③学内外での様々な研究会への出席を求めるとともに、学会等における研究発表を奨励している。
- ④各自の研究を当該の紀要や学会誌へ発表するように、指導するとともに推奨している。

（２）修士課程と博士後期課程の関連性

院生の研究テーマに対応した教員が、修士課程と博士後期課程を通して継続指導しており、博士課程（修士課程・博士後期課程）としての教育内容の連続性を保てるように配慮している。

以上（１）、（２）のとおり、博士後期課程の教育は、各専攻に関わる高度な研究能力を養うためにふさわしい指導体制を整えている。院生は、自己の研究テーマに従って、修士課程から博士後期課程まで継続して研究することができる指導体制が整備されており、博士の学位取得に向けた研究指導の一貫性・継続性が保たれている。このことにより、将来、院生が、研究者として自立して研究活動を行い得る高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うという博士後期課程の目的とも適合しており、学校教育法第 65 条や大学院設置基準第 4 条の趣旨とも合致している。

４）NP0・地方行政研究コースの科目履修

- ①2005 年度より NP0・地方行政研究コース（法学研究科・経済学研究科）の運営に参画することにより、社会学研究科の院生もそのコースの科目を履修することが可能となった。このコースでは、社会学・社会福祉学と関連する科目が多く開設されており、院生が履修することにより幅広い知識を修得し、より充実した研究活動が展開されることを期待している。なお、2005 年度においては、コース履修生として在籍している者はいない。
- ②履修者には、社会学特別研究または社会福祉学特別研究として 10 単位を超えない範囲で修了要件として認定する。
- ③NP0・地方行政研究コースの詳細は、「第 7 章－4 法学研究科の教育内容・方法等」を参照。

５）前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（１）前回相互評価申請当時の課題

- ①社会人学生は、多様な修学目的をもって進学してきている。理論を学ぶだけでなく、実践により培ってきた経験や知識を理論的に確認または補完することをめざしていると考えられ、従来の教育課程の踏襲の見直しが求められる。
- ②教員スタッフには学部教育・大学院教育という二重の課題が担わされることになり、これに由来する過重負担を軽減することが、より充実した研究活動のためには必要である。

（２）その改善状況

- ①これらの課題に対しては院生の修学目的の多様化や社会人院生の入学などに対応させて多彩な科目を開設したり、院生の社会的経験や関心を専門的に発展させ、それを理論的に裏付けるような研究指導がなされてきた。
- ②学部カリキュラムの整備や学部担当科目との調整をはかって、大学院担当教員の過重負担の軽減に取り組みつつある。しかしながら、大学院生の多様な修学目的への対応と教員の過重負担の軽減は、今日においても重要な課題であり、引き続き改善に努める。

６）今後の課題と改善方策

- ①1998 年に社会学部において、社会福祉学科を地域福祉学科と臨床福祉学科の 2 学科に改組することにより、社会福祉教育の一層の専門化を試みた。一方大学院においては、社会福祉学専攻のままであり、専攻として 2 学科に対させていない。しかしながら、この社会福祉学専攻における学修が先の 2 学科それぞれの学部教育の内容と継続性・連関性が担保されるよう演習や開設講義科目の設置等をもって配慮している。その結果、少人数編成のクラスになるため、財政面では非効率という課題は残るが、引き続き院生の知的な要望に応えるために努めていきたい。
- ②NP0・地方行政研究コースとの連携のありかたを検討し、修士課程のカリキュラムを院生のニーズに沿うよう努めていくだけでなく、より実践的な科目を開設することにより、職業選択の拡大をめざしていく必要がある。
- ③博士号の学位論文の水準を引き上げ、かつ課程博士を継続的に出していくために、2003 年度より博士論文提出の前に、その草稿の提出を条件とすることに改めた。これを契機

に、より高い水準で、より多くの学位取得者を出していきたい。

- ④修士課程については、学部からの推薦制度により優秀な院生を確保し、博士後期課程については、本学内外から優秀な院生を確保することに努め、修了者を出すことが課題である。
- ⑤大学コンソーシアム京都を利用したサテライト講義・研究活動、学舎間でのテレビ会議システムを利用した遠隔講義の実施を検討している。

2. 博士課程（一貫制）の教育課程の現状と評価

学則上は博士課程（一貫制）として設置されているが、社会学研究科においては、実際にはその教育課程を前期と後期に分け、前期を修士課程、後期を博士後期課程として教育・研究指導を展開している。優秀な修士課程の院生に対しては、博士後期課程へ進学することを勧めており、実態としてはゆるやかな5年一貫制で運用している。このような展開に特に問題は生じていない。

3. 入学後から学位授与までの教育システム等の現状と評価

社会学研究科は、大学院生の主体的・積極的な学修・研究姿勢に依拠して、開設授業科目による授業と学位論文作成にむけた指導教員による研究指導の2本立てからなるシステムにより教育・研究指導を行っている。このシステムの概要と教育・研究指導のプロセスは次のとおりである。

1) 課程修了（学位授与）の要件

社会学研究科の修士課程および博士後期課程の基本的な修了要件は、次のとおりである。

①修士課程修了（修士学位の授与）の要件

- イ) 2年以上在学し、所定の授業科目を32単位以上修得すること。
- ロ) 必要な研究指導を受け修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。「最終試験」は、論文を中心としてこれに関連する授業科目についての試問とする。
- ハ) 課程修了に必要な外国語能力の認定を受けること。

②博士後期課程修了（博士学位の授与）の要件

- イ) 3年以上在学し、所定の授業科目を12単位以上修得すること。
- ロ) 必要な研究指導を受け博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。「最終試験」は、論文を中心としてこれに関連する授業科目についての試問とする。
- ハ) 課程修了に必要な外国語能力（2カ国語）の認定を受けること。

2) 教育・研究指導のプロセスとシステム

①修士課程

- イ) 入学後、自己の研究題目を選定し、それに応じた指導教員2名（主指導教員と副指導教員）を選ぶ。
- ロ) 主指導教員は、当該専攻の専門科目の演習・講義担当の専任教員とする。
- ハ) 研究題目届・指導教員選定届については、指導教員の認印を得て、入学年次の定められた期日までに届け出て、研究科委員会の承認を得る。
- ニ) 研究題目の変更と指導教員の変更は、所定の手続きを経た上で認められる。
- ホ) 指導教員の指導を受けて、修士論文作成研究計画書（8000字以内）を作成する。

②博士後期課程

- イ) 博士後期課程に進学後、研究題目に応じて指導教員2名（主指導教員と副指導教員）を選ぶ。
- ロ) 主指導教員は、当該専攻の専門科目の特殊演習担当の専任教員とする。

- ハ) 研究題目届・指導教員選定届は、指導教員の認印を得て、定められた期日までに届け出て、研究科委員会の承認を得る。
- ニ) 研究題目の変更と指導教員の変更は、所定の手続きを経た上で認められる。
- ホ) 博士論文作成にあたっては、指導教員の指導と同意の下で、先ず、学位申請をしようとする博士論文草稿を作成し、指導教員の承認を得て、研究科委員会の審査を受けなければならない。
- ヘ) 博士論文を提出するためには、次の3種類の「博士論文提出資格試験」に合格しなければならない。

第1種：「専門に関する筆記試験」、ただし、試験委員の査定と研究科委員会の議により、博士後期課程在学中の修得単位（演習12単位）をもって代えることができる。

第2種：研究に必要な2カ国の外国語試験

- ト) 第2種試験は、次の第1群、第2群に分けて行う。

第1群：英語・ドイツ語・フランス語の中から1カ国語を選択

第2群：上記第1群から選択した外国語を除く1カ国語

- チ) 第2種試験（外国語試験）は、対応する修士課程の文献研究の履修および単位修得をもって代えることができる（ただし、修了要件単位には含まない）。

- リ) 第3種は、博士論文草稿を中心とする資格審査試験を行う。

③博士論文作成に対する研究指導

- イ) 博士論文提出資格を得た者は、指導教員の指導とその同意のもとに、必要な研究を行い、論文を作成する。
- ロ) 主指導教員は、その研究指導に必要と認めるときは、社会学研究科等の授業科目等の履修、博士論文草稿の提出等を課することができる。
- ハ) 博士論文提出資格を得た者は、必要ある場合には、指導教員の同意と研究科委員会の承認を得て、一定の期間に限り、学外の諸研究機関等において、研修することが認められる（学外研修報告書を提出しなければならない）。

3) 学位論文審査

- ①修士論文の審査は、修士論文提出者の所属する専攻ごとに、当該専攻の専門科目および関連科目の授業担当の専任教員の中から2名以上の審査員を選定して行う。
- ②博士論文は、論文提出者の所属する専攻の専門科目の授業担当教員および関連科目の授業担当教員のうちから3名以上の審査員を選び、その審査を行う。
- ③修士論文・博士論文の審査には、口述試験を課す。
- ④修士論文は点数により評価し60～100点を合格とする。博士論文は、社会学研究科委員会で、審査員より、当該論文の審査報告を受け合否を議決する。

以上 1)～3) のとおり、社会学研究科においては、院生は、入学時に指導教員を選定し、その後の課程の学年進行にともない、適時指導を受けるシステムが入学から学位取得まで確立されている。院生は、その指導教員の指導の下で論文を作成しており、教育・研究指導システム、プロセスともに適切、有効に機能しているといえる。

4) 今後の課題と改善方策

- ①修士課程においては、主指導教員と副指導教員との連携をより密接にする必要があろう。
- ②博士後期課程においては、「学位論文審査等規程」の整備・充実をはかる必要があろう。

第3節 単位互換・単位認定

【単位互換、単位認定等】

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

1. 単位互換協定等の現状と評価

- ①「滋賀医科大学と龍谷大学との間における単位互換に関する協定書」に基づいて、社会学研究科社会福祉学専攻修士課程と滋賀医科大学大学院医学系研究科看護学専攻修士課程との間で、2003年度より単位互換が行われている。本学は滋賀医科大学の院生を科目等特別履修生として受け入れ、滋賀医科大学では本学の院生を特別聴講生として受け入れている。社会学研究科修士課程修了要件のうち、選択科目8単位までを社会福祉特別研究として認定している。
- ②2003年度は本学が2名（2科目受講）の科目等特別履修生を、滋賀医科大学は1名（2科目受講）の特別聴講生を受け入れた。2004年度も、各々1名（1科目受講）ずつ受け入れている。本制度は創設後間がなく、利用する大学院学生の数も多くはないが、目標達成に向けて着実に進行している。
- ③学部・大学院を含む国内外の大学等との協定は全学統一して行っており、「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。海外の大学とは実績がない。

滋賀医科大学との単位互換は、協定に基づき適切な方法で実施されている。滋賀医科大学との単位互換は、介護、看護、福祉に関心をもち、研究を進めようとする院生が一定数存在するところから、院生の専門性をさらに広げたり高めたりするうえで本制度は有効である。また、介護、看護、医療福祉部門の社会人院生が増加すれば、本制度利用希望者は増えるのではないかと考える。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

各研究科とも海外の大学も含めて拡充の方向が課題である。

2) その改善状況

社会学研究科としては、滋賀医科大学とは協定を締結したが、海外の大学との単位互換は、現在のところは検討していない。

3. 今後の課題と改善方策

- ①滋賀医科大学との単位互換を積極的に活用していきたい。
- ②コミュニティマネジメント学科に対応する修士課程の設置を予定しており、そこからの入学生が見込まれることから、海外におけるインターンシップ制度を検討する必要がある。これについては、2006年度からの開設をめざしている海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）の利用を含めて、目下、検討中である。

第4節 社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

A群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

1. 社会人院生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

社会学研究科における社会人院生の在籍者数（2005年度）は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおり、修士課程 26 名中 6 名（23.1%）、博士後期課程 16 名中 8 名（50%）である。博士後期課程においてはその割合が高いことが目立つ。

1) 教育課程・教育研究指導上の配慮等

- ①多様な分野からの社会人入学者に対応して、NP0・地方行政コースへ参画したことや、社会調査実習、地域社会論、福祉工学、比較福祉論、NP0 マネジメント論というような、より幅広く多彩な分野の講義の開設に努めている。
- ②修士課程においては、すべて修士論文を作成することが必修であり、「特定の研究課題についての研究の成果」をもって修士論文の審査に代えることはしていない。

2) 授業科目開講時間帯・研究指導時間等の配慮

- ①授業科目の多くを、平日の 5 講時（16：50～18：20）、6 講時（18：30～20：00）に開講している。2005 年度は、修士課程の全開講科目中（31 科目）の 27 科目は 5～6 講時に開講されている（87.1%）。博士後期課程演習は、すべて 5～6 講時に開講されている（100%）。
- ②社会人院生の中には十分な教育・研究指導の時間が確保しにくい場合もあり、講義時間の延長、手紙や電話、電子メール等による相談や指導、他学舎や大学以外の場所での教育指導等による対応を行っている。このような指導については、社会人院生の、一定の理解が得られているものとする。

3) 修学実態に合わせた学費制度

社会人院生は、その就学目的を達成するために 2 年を超えて在籍することもあるので、単位制学費制度を導入して、単年度の学費負担を軽減した（1 単位 32,000 円）。修了要件単位（32 単位）修得後は、在籍料 50,000 円のみで在籍し、修士論文（または課題研究）の作成等の学修を進めることができる。

以上 1)～3) のとおり、社会学研究科においては、社会人に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は、一定程度なされている。特に 5、6 講時の開講は社会人にとって有効である。また、社会人院生が多いことは、就業経験のない他の院生に対しても刺激になっている。

2. 外国人留学生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

社会学研究科においては、外国人留学生に対して、カリキュラムや教育指導上の特別の配慮はしていない。これまで、外国人留学生の受け入れ実績が非常に少なく、指導教員の個別的な指導により対応できているためである。なお、2005 年度には在籍者はいない。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①現状では、指導教員の負担が大きく、その熱意だけでは対応できない。将来的には留学生のためのアドバイザー制度の導入も検討課題である。
- ②社会人については、専門知識上の学力養成につき、十分な教育・研究指導の時間を確保しにくいことから、3 年制修士課程も検討する必要がある。ただしその場合、社会人に

対する学費負担軽減の問題も合わせて検討することが求められる。

2) その改善状況

- ①留学生については、国際センター（瀬田学舎は教学部＜国際文化学部＞）と指導教員が担当している。現段階では、社会学研究科には外国人留学生はおらず、特に問題は起きていない。
- ②前述した開講時間帯の配慮、授業や論文の個別指導上の配慮等によって、3年制修士課程も検討する必要はなくなった。また、社会人に対する学費負担軽減も、前述のとおり、一定の配慮を行った。

4. 今後の課題と改善方策

- ①社会学研究科における多彩な分野の科目の開講や論文作成等における個別的指導(配慮)は、社会人からも一定の評価を得ているものとする。今後ともその方針を維持・発展させていく。
- ②留学生に関しては、学部留学生が少ないため、社会学研究科に進学する留学生はさらに少なくなっている。したがって、まず、学部留学生の割合を増加させる必要がある。

第5節 研究指導等

【研究指導等】

A 群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・指導教員による個別的な研究指導の充実度

1. 教育・研究指導の現状と評価

1) 教育課程の展開

- ①研究科開設時には、社会学専攻においては社会理論の研究、家族・地域社会の実証的研究、家族社会論、比較社会論等の科目を開設し、社会福祉学専攻においては、医療福祉、老人福祉、仏教社会福祉を柱としながら、比較福祉論、社会福祉方法論等の科目を開設して、研究指導体制を整えてきている。
- ②修士課程の開講授業科目については、「2005 年度履修要項（社会学研究科）」（4～5 頁）を参照。

大学院で必要な基礎的・理論的科目、関連分野の科目、社会的変化やニーズに対応した科目がそれぞれ開設されており、院生のニーズに応え、研究指導の必要性に対応しているものといえる。

2) 研究指導

（1）修士課程

- ①院生は、入学後速やかに研究題目を選定し、それに応じて指導教員2名（主指導教員と副指導教員）を選び、指導教員を中心とした個別的指導のもとに論文作成を進めていくことになっている。また、この指導教員の担当する演習を2年間で8単位、その他の選択科目24単位の総計32単位以上を修得し、修士論文を提出して審査に合格することが修了要件となっている。
- ②指導教員が担当する演習においては、院生が研究発表を行い、院生間の討論、指導教員の助言によって授業が進められている。演習では、院生の各自の研究テーマについて多面的な討議が交わされており、修士論文作成に資するところが多い。
- ③社会学研究科においては、修士論文の作成の際には、院生全員が中間報告をする機会を設け、それによって、研究科の教員全員から指導を得ることが可能になり、論文作成に貢献するところとなっている（博士論文も同様である）。

（2）博士後期課程

博士後期課程においては、主指導教員の担当する演習を3年間にわたって12単位履修することになっており、指導教員の指導のもとで研究が進められている。

以上 1)、2) のとおり、社会学研究科における教育・研究指導は、各授業における講義と討論、学位論文の作成等を通じた個別研究指導、論文作成の中間発表会等の仕組みが相互に関係しあいながら進められている。これらの過程で学位論文の内容も検証され、全体として教育・研究指導は、適切に機能しているといえる。

2. 履修指導の現状と評価

- ①修士課程における履修指導は、新入生に対しては「オリエンテーション」を通じて、在院生に対しては「履修説明会」を行っている。そのほか、事務室窓口においても適宜行っている。

- ②修士課程においては、入学した院生の学力を補うために、研究科委員会が修了の要件として、学部開講の授業科目を指定して、その単位修得を義務づけている場合もある。
- ③今後、NP0・地方行政研究コースで主に学修する者があった場合には、法学研究科・経済学研究科の当該科目の履修を勧め、研究者ではなく、公務員や実務家等高度な専門知識を持った職業人をめざすよう指導していく必要がある。
- ④博士後期課程の履修指導は、事実上、指導教員に任せられている。

3. 個別的研究指導の充実度の現状と評価

指導教員制をとっており、授業とは別に院生個人の研究課題に即して常時、個別的な研究指導が行われている。また、メールアドレスを院生に知らせて、質問等にいつでも応じる体制を整えている教員もあり、個別的研究指導は、充実しているといえる。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①修士課程においては、大学院生が、一般院生、社会人、留学生と多様化するにともないその要請に十分に対応した指導体制の確立が重要である。学修目的や語学力を含む学力水準の異なる大学院生の実態を踏まえて、教員の過重負担の問題とも関連させて、今後どのような指導体制をとるべきか、検討する必要がある。
- ②博士後期課程においては、就職問題が懸案事項である。

2) その改善状況

- ①社会福祉学専攻における社会人院生の増加に対しては、科目担当者や開設科目数を増加するなど、多様化するニーズへの対応をはかってきたが、引き続き改善に努める必要がある。
- ②博士後期課程の院生の就職問題については、担当教員の指導等で、何人かが大学・短大の専任教員や社会学部特任助手として就職している。

5. 今後の課題と改善方策

- ①社会人の中には、仕事などの関係で論文作成が遅れてしまう者がいる。こうした院生への指導支援対策を検討していかなければならない。指導教員と院生本人との間はもちろん、教員相互の間の情報交換を密にしていく必要がある。
- ②大学コンソーシアム京都を利用したサテライト講義の導入を積極的に検討していく必要がある。
- ③近年、修士課程、博士後期課程の入学者が減少傾向にある。その問題への対応が重要な課題である。2004 年度より新たに推薦選抜入試制度を実施した結果、2004 年度 8 名、2005 年度 4 名が、本制度を活用して入学してきた。本制度の周知活用をはかるとともに、教育・研究体制の一層の整備充実を進めていく必要がある。
- ④NP0・地方行政研究コースの院生を確保する方策を検討する等、法学研究科と経済学研究科との協力体制を充実させていく必要がある。

第6節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

1. 教育・研究指導の効果の測定方法の現状と評価

- ①修士課程においては、個別の授業科目は担当教員が、試験、レポート、授業中の発表等に基づく採点という形で教育・研究指導の効果を測定している。授業における教育・研究指導効果の測定はそれぞれの教員に任されており、特に問題は発生していない。
- ②修士・博士論文は、大学院における学修の集大成という位置づけからして、その水準が大学院における教育・研究の総合的な到達点としての意味をも持っているといえる。学位論文の審査は、複数の審査員による査読と口述試験をととして研究成果の評価・判定を行っている。
- ③博士後期課程においては、研究成果報告書、学会発表や学内外の研究誌への論文発表によって指導の効果を測定し、最終的には博士論文の水準で判断している。
- ④研究成果を発表する機関誌として「龍谷大学大学院研究紀要（社会学・社会福祉学）」を刊行している。院生の優れた論文を掲載しており、教育・研究指導の効果を測定する機能もある。

大学院においては、学部と比較して院生の人数が少ないため、教員と院生の相互関係が築きやすいこともあり、全体として教育・研究指導の効果を測定するための方法は適切に行われている。

2. 今後の課題と改善方策

- ①社会学専攻：教育・研究指導効果が十全にあがっているか否かを客観的に判断できるような測定方法を考えることが今後の課題である。具体的には、今後、ワーキング・グループで改善方策について検討し、実施していく。
- ②社会福祉学専攻：多様な院生の修学動機を踏まえた修士課程および博士後期課程ごとの明確な教育目標の確立を急ぐとともに、その目標に向けた具体的な方策、例えば、学内発表会の大学による運営、外部学会での発表や雑誌投稿など公の評価を受ける機会を積極的に求めて行くことを検討する必要がある。

第7節 成績評価法

【成績評価法】

B 群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

1. 成績評価法の現状と評価

- ①成績評価は基本的には教員個々人の裁量に任せられている。学部と同じく、2005 年度入 院生については、S (100～90 点)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下) の評価をしている。
- ②各授業科目の成績評価法は、「2005 年度 大学院履修要項 (社会学研究科)」(32～70 頁) に、修士課程、博士後期課程ともに明示している。具体的な評価方法は、各教員に一任 され、多様な形で行われている。
- ③受講者数が比較的少ないため、課題の口頭発表やレポート等を通じて院生の学修状況が 把握しやすい条件があり、それらは成績評価の判断資料として活かされている
- ④博士後期課程は、院生の研究課題と関連して演習 (12 単位必修) が行われており、指導 教員が院生の研究状況を個別に把握してその到達段階を評価している。

以上のとおり、社会学研究科においては指導教員が中心となって、常に院生の資質向上の 状況を把握しており、全体として成績評価の方法は適切に行われているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

- ①社会学専攻：教育・研究指導改善という観点から客観的な成績評価の方法について検討 することが今後の課題である。
- ②社会福祉学専攻：少人数指導制のため、成績評価法に教員の恣意性が入り込む恐れは否 めない。難しいことではあるが、絶対水準を考慮した成績評価の方法を工夫する必要が あろう。2003 年度より始められた滋賀医科大学との間の単位互換制度による成績評価結 果は、ひとつの参考資料になる。
- ③シラバスには、各授業科目毎に「平常点 100%」、「平常点 20%、課題 (基本的文献の要約 と報告) 30%、期末レポート 50%」、「出席点 40%、発表点 40%、その他 20%」、「平常点 50%、 レポート点 50%」というような評価基準を公表している。専門化された教育・研究指導 において、パーセンテージを示すことによって成績評価の妥当性を示すことに大きな意 味はないという意見もあるが、教育・研究指導改善という観点から客観的な成績評価の 方法について検討することが要請される。

第8節 教育・研究指導の改善

【教育・研究指導の改善】

A 群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A 群・シラバスの適切性

B 群・学生による授業評価の導入状況

1. 教育・研究指導方法の改善のための取り組み状況と評価

教員個人単位で取り組みが行われている事例はあるが、研究科全体として組織的には取り組めてはいない。学部が付随している研究科のあり方の中で、学部業務が優先される傾向にあり、改善へ向けての検討に時間を割くことが過重な負担になるという現状がある。

2. シラバスの現状と評価

- ① 社会学研究科のシラバスには、「講義概要」、「講義方法」、「試験方法・成績評価方法」、「テキスト」、「参考文献・その他」が統一した形で掲載されており、院生が学修計画を立てやすい内容になっているといえる。
- ② シラバスの内容については、「2005 年度大学院履修要項（社会学研究科）」を参照。
 - イ) 修士課程 32～62 頁
 - ロ) 博士後期課程 64～70 頁

3. 院生による授業評価の導入状況と評価

院生による授業評価は導入していない。

4. 今後の課題と改善方策

- ① 社会学専攻：現在、修士課程、博士後期課程に在籍する院生が、多くの教員の授業や指導を受ける機会が持てるよう履修に関する規定を検討している。これは、院生の視野を広げ、より優れた研究成果があげられるようにするためである。
- ② 社会福祉学専攻：副指導教員の担当する演習または授業の単位修得を義務付けること等、複数指導体制のメリットを生かすための方策を検討する必要がある。
- ③ 院生による授業評価は、院生の数が少ない大学院においては、実施しにくいという意見がある。少人数なので院生の要望も把握しやすいという声もあり、検討課題である。

第9節 学位授与

【学位授与】

A 群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性…（表7）

B 群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【課程修了の認定】

B 群・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

1. 学位授与状況と学位授与方針・基準の現状と評価

1) 修士・博士の学位授与状況

- ① 社会学研究科における最近5年間の授与状況は、「**大学基礎データ表7 大学院における学位授与状況**」のとおりである。
- ② 修士課程においては、5年間の入学定員の合計（100名）に対して修了者の総計は62名（62%の授与率）であり、一定の人材養成の役割を果たしてきているといえる。

2) 学位の授与方針・基準

（1）全学的な学位の授与方針・基準等

本学における全学的な修士・博士学位授与方針・基準は、大学院学則に定められており、それは次のとおりである。

- ① 定められた授業科目の単位を修得する（修士30または32単位・博士12単位）。
- ② 次のような水準の学位論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。ただし、修士課程の目的に応じて課題研究の提出をもって代えることができる（ただし、理工学研究科と社会学研究科では行っていない）。
 - イ）修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。
 - ロ）博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなくてはならない。
- ③ 課程修了に必要な外国語の修得。

（2）社会学研究科における学位（博士）の授与方針・基準等

学位（博士）の質の向上をはかるため、学位論文の作成に向けて、前述したような教育・研究指導の仕組みを設けるとともに、全学的な授与方針・基準にしたがって、厳格な審査の下で学位を授与している。

- ① 社会学研究科の専門科目および関連科目の授業担当教授のうちから3名以上の審査員を選び、その審査に当たらせる。同委員会が必要と認めるときは、本研究科授業担当の助教授、講師、本学の他研究科および他大学大学院などの教員等を審査員に入れることができる。審査には口述試験を課す。
- ② 本研究科委員会は、審査員による当該論文の審査報告を受け、論文の合否について議決する。

社会学研究科においては、全学的な授与方針・基準に基づいて、上記のような指導教員制はじめ様々な指導体制の仕組みを設けて、学位の質的向上をはかっており、修士・博士の学位の授与方針・基準は適切であり、かつ有効に機能しているといえる。

2. 学位審査の透明性を高めるための措置の現状と評価

社会学研究科においては、透明性を確保するために次のような措置がとられている。

- ①学位論文の審査は、3名の口述試問委員によって審査され、その合議によって先ず論文の水準が審査され、その合否が判定される。
- ②上記の過程を経た後、研究科委員会に報告され、審議される。
- ③さらに、全学的な大学院委員会（委員長は学長）に審議され、授与が決定される。
- ④学外の研究者に審査委員を委嘱することもできる。

このように学位審査は、複数の口述試問委員による判定と会議体等による審査を経て、授与が決定されるため、審査過程の透明性は確保できているといえる。

3. 標準修業年限未満修了者に対する措置の現状と評価

優れた業績をあげた院生は、修士課程においては1年以上、博士後期課程においては3年以上（修士課程の2年の在学期間を含む）在学すれば足りる旨の学則上の規定はあるが、社会学研究科においてはその事例がない。

4. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

<修士論文>

- ①院生の多様化に伴い研究能力の水準に大きな格差が生じており、社会人、外国人留学生に従来の一律の審査基準を適用することは現実的でない。特に留学生は、短期間では語学（日本語）能力の向上が難しく、同一基準を適用しにくい。多様化に対応して、基礎的な学力の養成と並行してその専門分野の能力を向上させるための支援措置（夜間・休日の研究資料の利用、カリキュラムや人的な支援体制の整備）を講じつつ、その審査基準の在り方を検討することが求められる。
- ②社会人および留学生の受け入れによる院生の急増に伴い、3名審査体制を2名にせざるを得ない場合もある。その結果、審査領域が狭まったとの指摘がある。多様な院生を受け入れる以上、それに対応した審査体制の構築も検討する必要がある。
- ③「課題研究」については、大学院生の希望や意識との齟齬、単位認定等の問題があり、実施経過を見ながら、その指導の在り方を検討したい。

<博士論文>

- ①課程博士については、一定のレベルを必要とすることは当然であるが、慎重な手続によりながらも積極的に授与していくことが求められる。今後、留学生を含め学位希望者が増加することが予想されるので、その審査体制について、細目も含め全学的な整備が必要である。
- ②論文博士については、課程博士を出すことが前提であり、各研究科で課程博士授与の実績が出てきているので、学位論文の研究水準の維持、向上に留意しつつ授与する方向で検討すべきであろう。

2) その改善状況

<修士論文>

- ①夜間開講や個別指導の体制の整備等の改革によって、一般の院生、社会人、留学生という入学までの経歴の違いを根拠にして、論文の審査基準に差異を設ける必要性がなくなった。学位論文としての質の維持と就学目的に応じ、適正な審査に努めており、一定の

改善は進んだ。引き続き改善に努める。

- ②学位の厳密な審査のためには、教員の負担もあるが、3名の審査体制は維持していく必要がある。
- ③前述の①の理由により、「課題研究」の制度は導入していない。

＜博士論文＞

- ①審査体制を検討し、改善をはかってきた。2003年度から、研究指導要領を改めて、課程博士を輩出するように指導体制を強化した。2000年度、2004年度に課程博士を各1名に授与した。
- ②2000年度以降論文博士は出していない。2005年度中に論文博士の審査内規を整備する予定である。

5. 今後の課題と改善方策

- ①課程博士の輩出が大きな課題である。2003年度から、従来の研究計画書に代えて博士論文草稿の提出を求めることとした。当面は、その効果を見守ることとしたい。
- ②現在、社会学部自体に留学生が少ない状況であり、学部から大学院へ進学する留学生がほとんどいない状態である。まず、学部留学生の割合を増加させる必要がある。

第7章－7 国際文化学研究科の教育内容・方法等

国際文化学研究科は、2000 年度に開設されたため、相互評価を申請した年度（1997 年度）においては開設されていなかった。したがって、「前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題」は存在しない。

第1節 理念・目標

国際文化学研究科は、「第6章 大学院各研究科の理念・教育目標等 第7節 国際文化学研究科」の理念・目標を実現するために、教育課程の編成にあたっては、次のような教育課程編成の目標を掲げてきた。第4次長期計画期間中は、さらにその質的充実に努める。

<修士課程>

- ①学部教育の基礎に立って、人類文化の4つの領域（生活、文明、芸術、思想）について、より専門的な研究を行うと同時に、グローバル化に対応できる実践的な能力の育成をめざした教育を行う。
- ②具体的には、従来の比較文化および地域研究を包括し、新たに国際文化学を構築する作業を進めていく。それに基づいてヨーロッパ・アメリカ・アジア・アフリカなどの諸地域における文化の歴史的展開、現在の世界におけるその文化の役割、また、これらの地域における社会変化の動向とそれを反映して生起する文化の変容など幅広い調査研究を進めていく。
- ③さらに、各地域内、また地域と地域の間における文化交流に関する詳しい歴史ならびに現状の研究と、それに基づいた政治、経済、その他の局面における文化理解と文化交流を促進するのに必要な専門知識を修得するための実践教育を行っていく。
- ④こうした教育・研究過程をとおして、自己の文化への理解を基軸としながら異文化を理解し、かつ尊重し、多様な国際的コミュニケーションのできる能力と優れた人格を備えた人材を育成していく。

<博士後期課程>

- ①国際文化学という学問の構築と体系化に貢献のできる専門的な研究能力をもった研究者を育成するとともに、その研究能力を高等教育や国際社会・地域社会の場で活かせる研究者、および国際的専門家を養成することをめざす。
- ②また、研究成果等を、英語、フランス語、中国語、コリア語などの外国語により発信できる人材を育てること、多様な文化を深く理解し、研究する外国人の人材育成もめざす。

第2節 教育課程

【大学院研究科の教育課程】

- A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連
- B 群・「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B 群・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- A 群・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A 群・博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A 群・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

国際文化学研究科は、前述の「第1節 理念・目標」を具体化するために、国際文化学専攻の博士課程（博士前期課程＜修士課程＞・博士後期課程）を設置している。専攻では自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を養うべく研究者の育成と、社会人としての高度の専門知識を有する職業人の養成をめざし、社会の発展に寄与することを目標にして教育・研究活動を進めている。

1. 教育課程の現状と評価

1) 修士課程

修士課程は学部における学修の成果を基礎にして、国際文化学の一層の深化をはかり、豊かな見識と専門的知識を備えた人材の養成をめざして主に次のような教育課程を整備している。修士課程の教育課程の詳細は、「2004 年度履修要項（国際文化学研究科）」（28～29 頁）を参照。

- ① 修士課程としての学修を進めるにあたり、国際文化学への導入、より高いレベルで異文化コミュニケーションができる語学力の養成、個別専攻領域の学修とより広い視野からの学修の促進、学位論文を執筆するため適切な研究指導等をはかるため、開設する授業科目を、基礎科目、国際コミュニケーション科目、専攻科目、関連科目、演習等に区分して、体系的な教育課程を展開している。
- ② 修士課程の基本的な教育課程は次のとおりである。

国際文化学専攻	32 単位以上修得		
	基礎科目	国際文化学Ⅰ(国際文化学の概要)(2 単位) 国際文化学Ⅱ(研究方法)(2 単位)	4 単位
	国際コミュニケーション科目	英語コミュニケーション、フランス語コミュニケーション、中国語コミュニケーション、コリア語コミュニケーション、日本語コミュニケーション	1 科目 4 単位以上
	専攻科目	生活・文明交流研究Ⅰ～Ⅳ 思想・芸術交流研究Ⅰ～Ⅳ	4 科目 8 単位以上
	関連科目	国際文化学特論Ⅰ～Ⅶ	5 科目 10 単位以上
	演習	演習Ⅰ(2 単位)・演習Ⅱ(4 単位)	指導教員の 演習を 6 単位
	修士論文の審査に合格		

以上のとおり、修士課程の教育は、国際文化学の新分野の領域を含めた教育により、研究能力または専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うとともに、広い視野（関連科目 5 科目 10 単位以上の修得）に立って学識を深めるにふさわしい教育課程を備えており、本学の大学院の理念や国際文化学研究科の理念を実現するための教育課程となっている。

また、学部基礎を置く大学院として、院生の学修の高度化を促進できる教育内容も整備されている。その結果、自己の文化への理解を基軸としながら異文化を理解し、かつ尊重し、多様な国際的コミュニケーションのできる能力と優れた人格を備えた人材を育成している。

これらを総合すれば、国際文化学研究科の修士課程は学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致しているといえる。

2) 博士後期課程

博士後期課程においては、国際文化学という学問の構築と体系化に貢献のできる専門的な研究能力をもった研究者を育成するとともに、その研究能力を高等教育や国際社会・地域社会の場で活かせる研究者および国際的専門家を養成することをめざしている。また、研究成果等を、英語、フランス語、中国語、コリア語などの外国語により発信できる人材を育てること、多様な文化を深く理解し、研究する外国人の人材育成もめざしている。博士後期課程の基本的な教育課程は次のとおりである。

修了要件単位数 12 単位	
国際文化学専攻	生活・文明交流研究演習または思想・芸術交流研究演習のいずれかの指導教員による担当演習 12 単位
	博士論文

- ①博士後期課程は、修士課程における研究指導の領域との関連性を維持している。これにより、修士課程において修得した専攻分野に関する研究能力をさらに高度化し深化させることが可能である。
- ②「演習」(12 単位必修)を中心に、指導教員による研究指導により、博士論文の作成の指導を行っている。
- ③指導教授は、院生の研究テーマに対応した教員が、修士課程と博士後期課程を通して継続指導しており、博士課程（修士課程・博士後期課程）としての教育内容に連続性を保てるように配慮している。
- ④学内外での学会等における研究発表を奨励している。

以上のとおり、博士後期課程は、高度な研究能力を養うためにふさわしい指導体制を整え

ており、本学の大学院の理念や国際文化学研究科の理念を実現するための教育課程となっている。さらに、院生は、自己の研究テーマに従って、修士課程から博士後期課程まで継続して研究することができる指導体制も整備されており、院生が学修の一層の高度化を促進できる教育内容も整備されており、研究指導体制の一貫性・継続性が保たれている。

このことにより、将来、院生が研究者として自立して研究活動を行い得る高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うという博士後期課程の目的とも適合しており、学校教育法や大学院設置基準の関連条項の趣旨とも合致している。

3) 今後の課題と改善方策

- ①国際文化学研究科は、多彩な教授陣の経歴・経験を生かした多様な授業を提供することに成功している。しかし、国際文化学が未だ切り開かれつつある学問であることにも起因するが、本研究科における研究の総合性、研究と教育を結びつけた大学院教育の一貫性、系統性について不十分な点がないわけではない。
- ②修士課程の院生は、多様な文化の理解・尊重という観点においては力をつけている。しかし、複数の言語によるコミュニケーション能力の育成において、さらに改善の余地がある。
- ③セメスター制への移行に伴い、9月入学が可能となったが、現在は国際コミュニケーション科目（英語、フランス語、中国語、韓国語、日本語）の大学院担当者の数が少ない。その結果、各語学は1セメスターに1コマの授業を開講している。しかし、院生の語学修得レベルには大きなばらつきがあり、1セメスター1コマだけの授業では効果的な教育が難しくなっている。この問題の解決も大学院カリキュラム検討委員会の検討課題である。
- ④博士後期課程の院生は、各専門分野において研究を進めており、2004年度には、最初の修了者として1名が出た。今後は、専門的到達度を精査し、その能力にあった進路の開拓が課題である。

2. 学部と大学院との教育内容の関連性の現状と評価

1) 学部の教育内容と修士課程との関連性

- ①国際文化学研究科は学士課程としての国際文化学部の教育内容を基礎にして教育体系を構築している。したがって、学部における語学教育の重視や4つの研究領域（生活、思想、芸術、文明）の教育内容は、修士課程においても、国際コミュニケーション科目の開設、生活・文明交流研究、思想・芸術交流研究科目を開設することによって、その教育内容は発展的に継続されている。
- ②学部教育の担当者がそれぞれ専門の分野の教育・研究指導を担当することにより、学部教育と大学院教育の関連性を保っている。

2) 修士課程の教育内容と博士後期課程との関連性

修士課程における生活・文明交流研究、思想・芸術交流研究の専攻科目は、博士後期課程においても、生活・文明交流研究演習、思想・芸術交流研究演習として開講されており、その教育内容は発展的に継続されている。

以上のとおり、学部教育（学士課程）の内容は、修士課程および博士後期課程まで段階的・発展的に継続され、それぞれの分野の演習担当教員が、進学していく院生の指導を担当しており、教育内容・指導体制とも、それぞれ適切な関連性を保っている。

3) 今後の課題と改善方策

原則として、修士課程の指導教員が、博士後期課程の研究指導まで継続して行っているが、教員の退職、在外研究などにより、継続指導が困難になる事例や、専門の近い代わりの教員を選ぶことが困難な事例が発生している。改善のためには、修士課程および博士後期課程の

担当教員の増員が必要であるが、財政上の制約もあるので、「教員人件費枠」政策との関連を踏まえて、慎重に検討していく必要がある。

3. 博士課程（一貫制）の教育課程の現状と評価

- ①国際文化学研究科は、研究科の組織としては、「博士課程」として標準修業年限を5年と学則上に定めている（第2条および第3条）が、実際は博士課程を前期2と後期3年に区分の上、前期を「修士課程」、後期を「博士後期課程」として（学則第2条の2）、収容定員を別々に定めて（学則第5条）運用している。実態としては、研究者をめざす院生に対しては、修士課程からそれにふさわしい教育・研究指導を行って、博士後期課程への進学を勧め、「ゆるやかな5年一貫制」を視野に入れて運営している。
- ②十分な教員組織と指導体制を整備することが直ちに困難な本学の現状からして現行の運用はやむを得ない。当分は現状の方式（ゆるやかな5年一貫制）を続けていく。

4. 入学後から学位授与までの教育システム等の現状と評価

国際文化学研究科は、大学院生の主体的・積極的な学修・研究姿勢に立脚して、開設授業科目による授業と学位論文作成にむけた指導教員による研究指導により、教育・研究指導を行っている。その概要は次のとおりである。

1) 課程修了（学位授与）の要件

国際文化学研究科の修士課程および博士後期課程の教育課程における修了要件は、次のとおりである。

- ①修士課程修了（修士学位の授与）の要件
 - イ) 2年以上在学し所定の授業科目を32単位以上修得すること。
 - ロ) 必要な研究指導を受け修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。
 - ハ) 課程修了に必要な外国語能力の認定を受けること。
- ②博士後期課程修了（博士学位の授与）の要件
 - イ) 5年以上（修士課程を修了した者については当該課程の在学期間を含む）在学し、所定の授業科目を12単位以上修得すること。
 - ロ) 必要な研究指導を受け博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。
 - ハ) 課程修了に必要な外国語能力（2カ国語）の認定を受けること。

2) 教育・研究指導のシステム・プロセス

- ①修士課程の教育・研究指導のシステム・プロセス
 - イ) 入学後、自己の研究題目とそれに応じた指導教員1名を選ぶ。研究上、必要ある場合は、副指導教員1名を選ぶことができる。
 - ロ) 指導教員の指導の下に、研究計画書（学位論文予定題目、研究の内容・方法・参考文献・発表予定等を記載）を期日までに提出する。
 - ハ) 研究題目の変更と指導教員の変更は、所定の手続きを経た上で認められる。
 - ニ) 研究計画書は、指導教員が研究科委員会に報告し、その承認を得る。
 - ホ) 修士論文を提出するためには、その提出期限2カ月以上前に行われる研究発表会（中間発表会、最終研究発表会）において報告しなければならない。
- ②博士後期課程の教育・研究指導のシステム・プロセス
 - イ) 博士後期課程に進学後、自己の研究題目に応じて指導教員1名を選ぶ。研究上、必要ある場合は、副指導教員1名を選ぶことができる。
 - ロ) 指導教員の指導の下に、研究計画書（学位論文予定題目、研究の内容・方法・参考文献・発表予定等を記載）を期日までに指導教員に提出する。

- ハ) 研究題目の変更と指導教員の変更は、所定の手続きを経た上で認められる。
- ニ) 研究計画書は、指導教員が研究科委員会に報告し、その承認を得る。
- ホ) 博士論文を提出するためには、次の各号をすべて満たさなければならない。
 - (a) 所定の単位を修得した者または修得見込みの者
 - (b) 研究計画書の承認を得た者
 - (c) 博士後期課程在学中に次の 2 つの博士論文提出資格試験に合格した者
 - ・ 第 1 種：博士論文研究計画を中心とする試験
 - ・ 第 2 種：研究に必要な外国語試験
 - (d) 博士論文の研究内容を研究科の主催する研究発表会において報告した者

以上 1)、2) のとおり、国際文化学研究科においては、院生が入学時に指導教員を選定した後、学年進行にともない、適時指導を受けることができるシステムが確立されている。その指導プロセスにおいて、院生は、研究科主催の研究発表会で研究成果の発表を行い、指導教員以外の教員や院生同士の議論をも通じて研究を深めることができるようになっている。このように国際文化学研究科においては、入学から学位取得まで教育・研究指導システムは適切に整備されており、かつ有効に機能しているといえる。

3) 今後の課題と改善方策

学内における研究発表の機会、国際文化学部と研究科の研究紀要への論文投稿は適切になされつつある。しかし、現段階では全国規模の学会、あるいは国際学会において院生が研究発表を行う機会はまだ少ない。院生の発表機会が増やせるよう、今後適切な指導を行っていく必要がある。

第3節 単位互換・単位認定

【単位互換、単位認定等】

B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

1. 単位互換協定等の現状と評価

- ①学部・大学院を含む海外の大学等との協定は全学統一して行っており、「第5章－9 国際交流（学部・大学院）」を参照。2005年度は、私費派遣留学生が1名いる。
- ②国内においては、大学と放送大学との単位互換協定はあるが、国際文化学研究科としては実績がない。

2. 今後の課題と改善方策

- ①研究科の性格上、特に海外の大学等との単位互換制度を開拓していくことが望ましい。
- ②語学教育やフィールドワークを伴う教育・研究の質の向上をはかるために、単位互換制度の活用と拡張の可能性を検討する。

第4節 社会人院生・外国人留学生への教育指導上の配慮

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

A 群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

1. 社会人院生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

現段階では、国際文化学研究科には社会人の入学者はほとんどいない。そのため、社会人院生に対する特別の配慮は行っていない。2005 年度においても、社会人院生の在籍者はいない。

2. 外国人留学生への教育課程編成上の配慮等の現状と評価

- ①国際文化学研究科の教育課程の特色のために、外国人院生が大きな割合を占めている。在籍状況は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。それによれば、2005 年度は、修士課程に 14 人（40.0%）、博士後期課程に 5 人（33.3%）が在籍している。日本語能力の向上が必要な外国人院生のために、修士課程においては国際コミュニケーション科目として「日本語コミュニケーション」を開設している。
- ②すでに十分な日本語能力の備わっている院生は英語、フランス語、中国語、コリア語のうちのいずれかを選択することも可能である。
- ③教育・研究指導を担当する教員が、留学生の実情に応じて適切に指導している。

外国人留学生に対しては、履修上の配慮に加え、指導教員による個別指導をととして、配慮されている。

3. 今後の課題と改善方策

- ①院生が特に専門とする分野の学術文献が、英語などの非日本語で書かれていることが多い。アジアからの留学生のほとんどは日本語を第 1 外国語として習ってきたため、英語やその他の欧州言語に対する能力が不足しており、英語などの外国語能力も開発する必要がある。今後、議論すべき事項である。
- ②国際文化学研究科では、国際的な研究科をめざして多くの外国人留学生を受け入れている。今後も外国人留学生の比率は高まるものと予想される。中国出身の留学生が過半数以上を占めている現実があるため、これを多様化する方策が求められる。

第5節 研究指導等

【研究指導等】

A 群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A 群・学生に対する履修指導の適切性

B 群・指導教員による個別的な研究指導の充実度

1. 教育・研究指導の現状と評価

1) 修士課程

- ①修士課程の教育課程は、前述したとおり、基礎科目、国際コミュニケーション科目、専攻科目、関連科目、演習等に区分され、院生の専門領域を中心に、32 単位以上を履修する。
 - イ) 入学する全ての院生に共通して、初年度に「基礎科目／国際文化学Ⅰ・Ⅱ」の履修を課している。「国際文化学Ⅰ（国際文化学の概要）」では国際文化学の概要、他の学問分野との関係などを取り上げている。「国際文化学Ⅱ」においては、研究に必要な方法とその応用などを修得させている。多様な方法論を理解させるため、「国際文化学Ⅱ」では複数の担当教員によるチーム教育を行っている。
 - ロ) 異文化をより高度な次元で理解するために、5 カ国語（英語、フランス語、中国語、コリア語、日本語）の国際コミュニケーション科目が置かれている。各科目は、主に当該の外国語によって授業が行われている。
 - ハ) 専攻科目においては、人類文化の4つの領域－生活、文明、思想、芸術－について、より専門的な研究を行うと同時に、グローバリゼーションに対応できる実践的な能力の育成をめざした教育を行っている。具体的には、従来の比較文化および地域研究を包括し、新たに国際文化学を構築する作業を進めている。それに基づいてヨーロッパ・アメリカ・アジア・アフリカなどの諸地域における文化の歴史的展開、現在の世界における文化の役割、またこれらの地域における社会変化の動向とそれを反映して生じている文化の変容など幅広い調査研究を行っている。さらに、各地域内および地域と地域の間における文化交流に関する詳しい歴史ならびに現状の研究と、それに基づいた政治、経済、その他の局面における文化理解と文化交流を促進するのに必要な専門知識を修得するための実践教育を行っている。
 - ニ) 関連科目は、言語教育や経済・文化等に関連する科目を特論として開講し、院生の専攻領域の学修をより幅広い視点から進めることができるようにしている。
 - ホ) 演習は、院生の研究テーマに沿った個別指導が行われ、院生は主に修士論文作成に向けた研究指導を受ける。
- ②修了論文を提出する前には、論文の中間発表会、最終研究発表会で発表しなければならない。そこで、院生の論文作成状況の確認を行っている。

2) 博士後期課程

- ①授業科目は「生活・文明交流研究演習」および「思想・芸術交流研究演習」の2つからなり、院生は指導教授が担当する演習において、博士論文の作成をめざして3年連続で個別指導を受け、研究テーマを深化させる。
- ②博士論文提出資格を得た者は、研究科が行う発表会において研究発表を行わなければならない。

以上1)、2)のとおり、国際文化学研究科においては、授業科目の履修と指導教授による個別指導および論文の発表会における研究報告等の過程をととして、院生への教育・研究指導を適切に行っている。

3) 今後の課題と改善方策

国際文化学研究科の教育目標であるグローバルゼーションによる文化と文化の触れ合いから生じる諸問題への対処能力の育成のために、修士課程のカリキュラムには合わせて16科目の講義科目が設けられ、幅広い分野の教授内容となっている。各科目の授業内容が広範囲にわたり、また院生の学力にもばらつきがあるため、科目によっては授業の進行が円滑に行かず、また研究指導において困難を抱える場合もある。これらを克服するために、指導の内容と方法、また入学者選抜方法について検討を重ねていく必要がある。

2. 履修指導の現状と評価

1) 履修指導

- ①修士課程における履修指導は、新入生に対しては「オリエンテーション」を行っている。そのほか、事務室窓口においても適宜行っている。また、指導教授からも、適時、行われている。
- ②博士後期課程は、研究科長、同教務主任、教学部（国際文化学部担当）事務、および指導教員により適宜行われている。

2) 今後の課題と改善方策

国際文化学研究科の特性からして、外国人留学生が多い。特に事務的側面からのサポートについては、言語上の制約もあり、不十分な点がある。全学的な職員養成の課題の一環として、改善に努めていく。

3. 個別研究指導の充実度の現状と評価

1) 個別研究指導の充実度

- ①修士課程1年次から指導教員制をとっている。授業とは別に院生個人の研究課題に則して個別的な研究指導が行われている。院生が選んだ研究テーマを中心に修士論文の作成に向けた個別指導が行われている。この過程をとおして、より高い研究能力を養っていく。
- ②博士後期課程は、研究者の養成を目的としており、指導担当教員の下で研究指導を行い、院生が最も強い関心を抱いている研究テーマを深化・発展させていく。院生の自主的な研究を中心しつつ、最新の研究事例の紹介、研究課題の示唆等を通して、独創的な視点に基づく研究が推進できるよう指導している。
- ③新しい学問である国際文化学の立場から研究することを強調する指導を行っている。さらに、日本国際文化学会等の学会で積極的に発表させ、評価を受けさせている。
- ④指導教員のほとんどは電子メールアドレスを院生に知らせて、質問等にいつでも応じる体制を整えている。

2) 今後の課題と改善方策

- ①個別研究指導の際、院生に基礎知識が不足している場合がある。このことは、前述したとおり国際文化学がまだまだ切り拓かれつつある学問であり、教育の総合性、一貫性、系統性が依然不十分であるという構造的な問題を反映していると思われる。
- ②学問としての国際文化学は、日本国際文化学会と協力しながら本研究科においても推進されているが、まだ十分に統合されているとはいえない。研究と交流をとおして国際文化学そのもののさらなる系統化をめざし、教育システム・プロセスの改善をはかりながら、研究指導の向上をはかっていきたい。

第6節 教育効果の測定

【教育効果の測定】

B群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

1. 教育・研究指導の効果の測定方法の現状と評価

1) 修士課程

- ①修士課程においては、個別の授業科目は、担当教員が、試験、レポート、授業中の発表等に基づく採点という形で、院生の学問的理解度を測定している。また、講義時の教員の問題提起と院生側の意見等を交え討論を通じて院生の専門的能力の到達度を測る場合もある。また、修士論文は、修士課程における学修の集大成という位置づけからして、その水準が大学院における教育・研究の総合的な到達点としての評価を測定する意味をも持っているといえる。
- ②修士課程の院生全員に対して、修了年度には、学位論文中間発表、最終発表等を課し、研究の進捗状況を判断している。大多数の院生がこれらの発表を決められた時期に行っている。

2) 博士後期課程

- ①演習において、院生の積極的な研究報告に基づいて、指導教員がその研究の進展状況を把握している。博士後期課程においては、特にこの研究報告の水準の把握が重要である。
- ②博士後期課程の院生に対しては、研究計画書を中心にした博士論文提出資格試験を課し、その後、中間発表を課している。
- ③学会発表や学内外の研究誌への論文発表によって指導の効果を測定し、最終的には博士論文の水準で判断している。

以上 1)、2) のとおり、修士課程・博士後期課程とも、授業科目担当者の指導や研究発表会を通して各院生は、指導教員をはじめ、それ以外の大学院担当教員からも多くの助言を得ている。より幅広い視野から院生が研究内容を判断し、必要な修正を加えることが可能となっている。教員側も、これらの指導を通して院生の学力の到達度を確認している。最終的には、学位論文の水準で教育・研究指導の効果を確認することになる。

2. 今後の課題と改善方策

修士課程の院生は、修了年度の6月に学位論文中間発表を行っているが、その時点で研究計画が十分に実現されていない院生も存在するので、対応策を検討する。

第7節 成績評価法

【成績評価法】

B群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

1. 成績評価法の現状と評価

- ①修士課程においては、各教員の教育方針に基づいて、学部と同じく、2005年度入学生からは、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の評価をしている。
- ②受講者数が比較的少ないため、課題の口頭発表やレポート等を通じて学修状況が把握しやすい条件があり、成績評価の判断資料として活かされている。2004年度よりセメスター制を導入し、よりきめの細かい成績評価および院生への教育・研究指導を可能にした。
- ③博士後期課程は、演習12単位が必修となっている。院生の研究課題と関連して演習が行われており、指導教員が院生の研究状況を個別に把握してその到達段階を評価している。

国際文化科学研究科においては指導教員が中心となって院生の状況を把握し、院生の資質向上に努めており、成績評価の方法も適切に行われているといえる。

2. GPAの活用の現状と評価

大学院生が対象となる各種の学業奨学金の授与者を決定する際の1つの材料として活用している。

3. 今後の課題と改善方策

「2005年度履修要項（国際文化科学研究科）」のシラバスには、成績評価の方法が明示されていない授業科目がある。来年度から改善したい。

第8節 教育・研究指導の改善

【教育・研究指導の改善】

A 群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A 群・シラバスの適切性

B 群・学生による授業評価の導入状況

1. 教育・研究指導方法の改善のための取り組み状況と評価

1) 組織的取り組みの状況

前述した教員の教育・研究指導過程等の中で指導方法をめぐる意見交換が行われたり、教員が個別的に改善した事例はあるかもしれないが、大学院としてこの課題を取り上げ、組織的に取り組む方針は確立されていない。

ただ、論文の発表会や国際文化学研究科の教員と院生による研究発表セミナー（ブラウンバッグ・セミナー）をとおして、教育・研究指導方法の改善に努めている例はある。

2) 今後の課題と改善方策

今後、修士課程・博士後期課程ともに、9月入学生を受け入れることを考えているが、その際に、国際文化学研究科での基本科目と位置づけられている「国際文化学Ⅰ」および「国際文化学Ⅱ」を4月入学生と9月入学生の双方に等しく教授するための方法を確立することがひとつの課題となっている。

2. シラバスの現状と評価

1) シラバスの記載事項等

- ①2005年度のシラバスは、「2005年度履修要項（国際文化学研究科）」（修士課程32頁以後／博士後期課程60頁以後）を参照。国際文化学研究科のシラバスには、「講義の概要」、「テキスト／参考文献」等を掲載している。
- ②全ての専任教員のプロフィール（略歴、研究テーマ、所属学会、最近の研究業績リスト、社会活動等）を、履修要項（68頁以後）に掲載している。

シラバスは、受講生の受講科目選択のための判断材料や学修計画の準備のために必要な情報が提供できていると考えている。ただし、成績評価法の記載がない授業科目が目立つ。

2) 今後の課題と改善方策

今後、全員が成績評価法を明示するように改善したい。

3. 院生による授業評価の導入状況と評価

1) 授業評価の導入状況

- ①国際文化学研究科は、院生による授業評価を公には行っていない。
- ②しかし、研究科の教務主任が中心となり、個々の院生に対する面接を行って、院生の要望を汲み取る努力を行っている。院生の指導教員選択の適切性の評価、授業の問題点の是正等に対して活用している。

2) 今後の課題と改善方策

- ①教育・研究内容・方法についての評価を、何らかの形で聴取するような制度の整備が望まれる。
- ②大学院の授業評価は、学部と比較して院生の人数が少ないのでやりにくい、という意見もある。全学的な課題でもあり、院生の精神的圧迫を緩和するような形で実施方法を検討していく。

第9節 学位授与

【学位授与】

A 群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性…（表7）

B 群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【課程修了の認定】

B 群・標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

1. 学位授与状況と学位授与方針・基準の現状と評価

1) 修士・博士の学位授与状況

国際文化学研究科学位の授与状況は、「**大学基礎データ表 7 大学院における学位授与状況**」のとおりであり、修士課程においては、4年間の入学定員の合計（60名）に対して修了者の総計は44名（73.3%の授与率）であり、人材養成の面では積極的な役割を果たしてきているといえる。

2) 学位の授与方針・基準等

（1）全学的な学位の授与方針・基準等

本学における全学的な修士・博士学位授与方針・基準は、大学院学則と学位規程に定められており、それは次のとおりである。

- ①定められた授業科目の単位を修得する（修士30または32単位・博士12単位）。
- ②次のような水準の学位論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。ただし、修士課程の目的に応じて課題研究の提出をもって代えることができる。
 - イ）修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。
 - ロ）博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなくてはならない。
- ③課程修了に必要な外国語の修得。

（2）国際文化学研究科における学位の授与方針・基準等

国際文化学研究科の修士学位の授与基準は次のとおりである。

- ①論理的な議論の展開と分析がされていること
- ②明確に問題提起がされていること
- ③扱う問題に関連する主要先行研究が、外国語文献も含めて検討されていること

国際文化学研究科においては、指導教員制はじめ様々な指導体制の仕組みを設けて、学位の質的向上をはかるとともに、全学的な学位授与方針・基準に基づく上記のような学位の授与方針・基準を設けており、その基準は適切かつ有効に機能しているといえる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①修士課程ではこの3年間の平均学位取得率が入学定員（単年度15名）の約84.5%である。留学等により、所定の期間で修了しない院生の存在を考慮すると、ほぼ望ましい状況の範囲にあるといえる。学位論文には、外国語文献を含めて先行研究を渉猟・検討することを要求しており、学位授与基準は、一定の水準を維持している。この学位取得率と学位授与基準を維持することが今後の課題といえる。
- ②博士後期課程が2004年度で完成年度を迎え1名の修了者を出した。今後、課程博士を継

続的に増やしていく必要がある。

2. 学位審査の透明性を高めるための措置の現状と評価

1) 透明性・客観性を高めるための措置の導入状況

国際文化学研究科における学位審査では、透明性・客観性を高めるため、次のような方法がとられている。

- ①国際文化学研究科委員の中から審査委員3名（内1名は指導教員）を選出し、論文審査委員会を構成している。
- ②必要に応じて学内外の専門家を審査委員とすることを認めている。
- ③学位論文の審査方法は次のとおりである。
 - イ) 修士論文は、論文内容の検討と口述試験の結果に基づき、研究科が定める基準（S・A・B・C・D、Dは不合格）をもって評価する。
 - ロ) 博士論文は、論文内容ならびに関連資料の検討と口述試験の結果に基づき評価する。
- ④研究科委員会において、学位論文の可否を決定する。

このように国際文化学研究科における学位審査は、複数の審査委員による評価と研究科委員会の会議体による審査等を経て授与が決定されるため、審査過程の透明性は確保できているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

学位審査の透明性・客観性に関しては、現在十分なレベルを満たしていると考えられる。担当教員の退職等により、指導教員・副指導教員が不在になってしまう事例が発生することがあり、問題となっているが、論文審査に関しては、学外者を含めた審査委員会を形成することができ、実際にその制度を活用しているため、特に問題となっていない。

3. 標準修業年限未満修了者に対する措置の現状と評価

優れた業績をあげた院生の在学期間は、修士課程においては1年以上、博士後期課程においては3年以上（修士課程の2年の在学期間を含む）在学すれば足りる旨の学則上の規定はあるが、国際文化学研究科においてはその事例がない。

第7章－8 法務研究科の教育内容・方法等

法務研究科は、2005年4月開設であり未だ完成年度を迎えていないため、自己点検評価を行う段階には至っていない。

第1節 理念・目標

本学は、浄土真宗の教えを建学の精神の基礎とし、「平等・自立・内省・感謝・平和」を共に学び、共に実践することに努めてきた。また、「国民を主権者とし、人権を尊重し、恒久平和を基本とする日本国憲法を精神を護り発展させる」ことを基本理念として、1968年に法学部を開設し、これまで、自律的かつ能動的な市民の育成を目標として、法学の研究と教育に取り組んできた。

現代の法律家は、市民が法に容易にアクセスできるようにするため、弁護過疎の解消、社会的弱者への支援、人道的な刑事司法の実現、国際的なレベルにおける人権の擁護、ジェンダーの視点の定着などの現代の法的課題や様々なリーガル・ニーズと積極的に取り組むことが求められる。

本法科大学院は、「国民のための司法」をめざす司法制度改革のなかで、すべての“いのち”を尊ぶ本学の「共生（ともいき）」の理念のもと、現代社会の法的課題や多様なリーガル・ニーズを視野に入れ、法の動態への鋭い感覚をもち、身近な地域社会に基盤を置きながら、国境などのさまざまな壁を越えて広く世界に発信することができる、またはグローバルな視点をもって法的思考ができる「市民のために働く法律家」を養成することを目的とする。

本法科大学院は、「市民のために働く法律家」養成という目的を達成するために、法律基本科目等の修得を踏まえ、さらに4単位・必修の「法務研修」を履修することで、院生が主体的に幅広い教養と専門的知識を身につけ、優れた資質と人格を不断に陶冶することをめざす。

第2節 教育課程

【専門大学院のカリキュラム】

- A 群・カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合
- A 群・高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況
- A 群・高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性
- A 群・高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定

1. カリキュラムの基本構成

教育課程の基本的枠組は、全体として系統的でバランスのとれた科目編成を行っている。必修を原則とする「法律基本科目群」や「実務基礎科目群」と、各人の関心に応じて一定の枠のなかから自由に選択することのできる「基礎法学・隣接科目群」および「展開・先端科目群」によって教育課程を構成することで、法律家としての基礎的素養の確保と個性ある学修を可能としている。

また、プロセスを重視し、法律家に求められる法理論の定着と、理論と実務の両面における高度の専門性を獲得しうる教育を実現するため、次のような体系的系統的学修体制を構築している。

- ①1年次の院生は、60人規模の講義と、法律基本科目についてはその進行に対応した少人数（20人程度）の「演習」を受講することで、公法系・民法系・刑事法系の法律基本科目の基礎理論を徹底的に修得する。
- ②2年次の院生は、より高度な内容の講義およびその進行に対応した少人数（20人程度）の「総合演習」を受講することで、公法系・民法系・刑事法系の総合的な学修能力を一層高めるとともに、基礎法学・隣接科目と展開・先端科目を自己の選択に基づいて履修することで、幅広い法学知識を獲得する。また、後期からは、法の現場を体験する「法務研修」の履修を開始し、事前演習を受けた後、4セメスターから5セメスターにかけて実施されるエクスターンシップ（実習）を体験する。
- ③3年次には、エクスターンシップ（実習）の事後演習を受ける。さらに、その実習体験を活かして少人数による「実務総合演習」を公法系・民法系・刑事法系の各分野にわたって受講する。それによって、実務との架橋を視野に入れた、実体法と手続法の有機的な関連を踏まえた実践的な法理論を総合的に修得する。あわせて、展開・先端科目を選択履修し、現代社会の先端的な法律問題についての理解をも深める。
- ④ただし、商法系については、年次配当のバランス等を考慮して、「商法演習Ⅰ」を2年次で、「商法演習Ⅱ」と「商法総合演習」を3年次で受講することにした。

2. ケース・スタディ、ディベート、フィールドワークの開設

- ①法理論をより深く理解するためには、院生が学修活動に主体的に関与することが必要である。本学法科大学院では、教員が一方的な講義を行うのではなく、院生への質問とそれに対する応答がなされる双方向的な教育方法（＝ソクラテス・メソッド）、あるいはアメリカの一部のロー・スクールで採用されているプロブレム・メソッド（＝具体的法律問題を取り上げ、院生が適切な解決法を獲得するように教員が院生の思考を導く方法）、判例（事例）をもとにしたケース・スタディを取り入れている。
- ②実務的な課題への理解を深めるために、「法務研修」を必修科目として配置している。「法務研修」は、法律に関する実務を現場で学ぶエクスターンシップ（実習）を中心とした科目であり、院生は法律事務所や企業の法務部等で実務を体験し、さらに事前演習、事後演習を通じて実習経験を理論と架橋させ、その成果を3年次に配置している「実務総合演習」に活かすこととしている。

3. 高度専門職業人としての倫理教育

倫理教育に関係する授業科目として、「現代法律職論」、「法曹倫理」、「法哲学」を配置している。

①現代法律職論

配当年次：1 年次前期

科目種別：基礎法学・隣接科目

単 位：2 単位

（授業のねらい・到達目標）

現代司法の置かれている現状を専門家や市民の声を通して理解する。「あるべき法律家像」を形成する。

（授業の概要）

日本の司法制度を概観し、その制度を運用したり、支えている法律家・準法律家としてのどのような職業があり、彼らはどのような仕事と責任を担っているのかについて講義する。授業の後半部においては、裁判に関与した人や、一般人の立場から裁判を見てきた人の著作やビデオを参照しながら、現代司法が置かれている状況とあるべき法律家像を考える。

②法曹倫理

配当年次：2 年次前期

科目種別：基礎法学・隣接科目

単 位：2 単位

（授業のねらい・到達目標）

イ）市民から信頼される司法の担い手としての法曹に必要な責任感、倫理観を学ばせる。

ロ）社会で生起する様々な事例を学ぶことによって、法律実務家としてのリーガルマインド、倫理観を育成する。

（授業の概要）

総論として法曹の歴史、時代による法曹の役割の変化、国際的な法曹の比較を講義する。各論として、実際に生起した事例を基に法曹の倫理について討論形式で院生の参加を得つつ講義を進める。

③法哲学

配当年次：2 年次前期

科目種別：基礎法学・隣接科目

単 位：2 単位

（授業のねらい・到達目標）

イ）権利、義務、責務、責任といった法的諸概念を明確に理解できるようにする。

ロ）社会事象に対する様々な規範的および価値論的見方ができるようにする。

ハ）現行法の正当化や理由づけに批判的見方ができるようにする。

（授業の概要）

イ）法は社会規範の 1 つである。社会規範の中には、道徳、慣習、エチケットなどがある。法律家は、法を使って仕事をするが、実際に法を使う段になると、制定法＝法律だけで解決できないことがしばしばある。また、法律だけに頼っていると社会的には妥当性を欠くようなことが生じる可能性もある。そのような時のために、法をもう一度根本に戻って考える必要がある。法哲学はこのように法の基礎的な問題を研究、考察する科目である。

ロ）本講義は、法律家になるにあたってこれだけは知っておいて欲しい法哲学の基礎的知識 ―近代法から現代法への推移、法の性質論― を教える。

4. 修了認定の方法

修了認定については、後の①～③に示すように、標準修了年限在籍し、各科目群単位の修了要件単位数、および合計 100 単位を修得し、かつ、修了認定基準（ポイント）を充たすことにより修了を認定する。

また、修了認定にあたっては、GPA を基準として、学修到達度を検証する面接などをも行って、法務博士の学位に見合った学修成果の確認を行う。

単位の認定については、各科目とも、シラバスにおいてその評価基準をあらかじめ明確に示し、厳格な合否判定を実施し、また、合格判定は、各学期（セメスター）における定期試験だけでなく、授業時の評価や随時実施する小テストの結果なども評価の対象とし、プロセスを重視した成績評価を行うこととしている。

単位取得僅少者に対しては、第 2 セメスター以降、各セメスター開始時期に、徹底した履修指導・学修指導を行うこととしており、学修成果が不十分な院生については、個別指導を尽くすこととし、それでもなお、学修成果が好転しない院生に対しては進路変更を促すことも視野に入れ、指導することとしている。

①標準修了年限：標準修了年限は、3 年とする。ただし、本学法科大学院が実施する法学既修者認定試験に合格した者は、在学期間を 1 年間短縮できる。

②各科目群単位の修了要件単位数

科 目 群	修了要件単位数
法律基本科目群	59
公法系	14
民事法系	33
刑事法系	12
実務基礎科目群	17
基礎法学・隣接科目群	6
展開・先端科目群	18
修了要件単位	100

③修了認定基準（ポイント）：

イ）成績評価に付すポイント

評 価（点）	ポイント
90～100	5
80～ 89	4
70～ 79	3
60～ 69	2
50～ 59	1
0～ 49	0

ロ）修了認定に必要なポイント数

科目群	ポイント
法律基本科目群公法系	24
法律基本科目群民事法系	57
法律基本科目群刑事法系	21
実務基礎科目群	27
選択科目群	36
合 計	165

5. 今後の課題と改善方策

完成年度に向けて、法科大学院開設の理念、目的に即して設置認可申請における計画どおりのカリキュラム展開を実現し、成績評価においても計画どおり厳格な評価を行う。

第3節 教育内容・方法を維持するための方途

1. 自己点検・評価体制

法科大学院教授会内に「法科大学院評価委員会」を設け、自己点検・評価についての体制を整備している。

法科大学院は、「プロセス」としての法曹養成の基幹的教育機関として設けられるものである。したがって、本学法科大学院は、次のような多岐にわたる評価項目に対し、外部評価者も交えた点検・評価を行う。

- ①法科大学院の理念・目的・教育目標
- ②教育課程・教育内容・教育方法等についての計画とその成果
- ③院生の受入と在籍者数
- ④教育・研究を支える人的体制
- ⑤院生生活支援
- ⑥教育・研究を支える物的体制（施設・設備等）
- ⑦組織および施設の管理運営
- ⑧本学の法学部および法学研究科との関係
- ⑨自己点検・評価と情報公開など

このような点検・評価にあたっては、本学で1992年から実施してきた自己点検・評価活動を基盤におき、さらに優れた法律家を適切に養成しえているのかについて、より多角的観点からの専門的な評価を行う。

また自己点検・評価結果は、外部評価・第三者評価に積極的に活用するとともに、パンフレットやHPを通じて積極的に学内外に公開する。

2. 今後の課題と改善方策

法科大学院としての自己点検・評価、外部評価に備えて、評価項目についてはさらに検討を重ね、法科大学院教育のさらなる充実に努める。

第7章－9 院生の学修・研究への支援措置

第1節 理念・目標等

- ①第4次長期計画に基づく大学院拡充政策の推進に伴い大学院の教学内容が多様化することが予想されるが、それに見合う総合的な支援政策の確立をめざす。
- ②当面は、院生の主体的・積極的な学修・研究活動を促進するために、多様な支援・奨励制度の拡充をはかっていく。

第2節 支援措置の概要

1. 支援措置の種類の現状と評価

1) 大学の支援措置

- ①学費抑制政策：近畿圏の主な私立総合大学に比べ学費を抑制している。
- ②大学院生研究援助費：院生の学修・研究活動を支援するために次のような支援を行っている。
 - イ) コピーカード購入代金の支給（1人あたり5,000円）
 - ロ) 学会発表援助費の支給：国内外の学会で発表する者に、レジュメ・資料のコピー料金等の補助として支給している（1人あたり上限10,000円）。
 - ハ) 修士論文製本代の負担：提出された修士論文を学術情報センターにおいて保管・公開するために、論文審査の後、大学の負担により製本を行っている（1人あたり上限4,000円）。
- ③大学院学業奨学制度：学業優秀者に対して、その活動を一層奨励するために給付している。
- ④研究生および特別専攻生：博士後期課程退学者、修士課程修了者または博士後期課程修了者で、大学院において研究の継続を希望する者（博士論文の作成を目的とする者も含む）について低廉な費用で一定の大学施設の利用等を認めている。
- ⑤大学院生専用の自習室を設けている。
- ⑥ゼミ教育補助費：大学院の教育課程のゼミ活動を支援するために、学部と同様にゼミ教育補助費（1人あたり2,600円）をゼミ単位に支給している。

2) 関係団体等の支援措置

本学の各学部には、学生、院生、学部所属教員で構成される「学内学会」が組織されている。また、在学生（学部・大学院・短期大学部を含む）の保護者の自主的な組織である「親和会」も組織されている。これらの大学関連団体は、大学と協力して大学院の教育研究活動に対する支援を行っている。

- ①学内学会は、主に次のような支援措置をとっている。
 - イ) 院生の研究発表の場として学部・研究科ごとに組織されている各学内学会が発行する「研究紀要」等に優れた学位論文を掲載している。また、博士後期課程に在学する院生は、論文を投稿できる。
 - ロ) 学外の学会へ研究発表等により出張する場合は、旅費等の援助を行っている学会もある。
- ②親和会は、大学に対する教育研究助成事業の一環として「教育・研究活動助成制度」を設け、学生や院生の自主的な学修・研究活動に対して助成を行っている（親和会海外研修奨学金制度）。

以上 1)、2) のとおり、教育課程以外においても院生の学修・研究活動を支援・促進するための多様な措置がとられている。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

院生の多様化と急増に伴い、その研究活動を促進させるために、本学独自の「総合的院生支援政策」を検討する必要がある。

2) その改善状況

- ①大学院教学の多様化に併せて、大学院学費の抑制、社会人に対する単位制学費の導入、奨学金の拡充、施設の整備等をはかってきた。

- イ) ゼミ教育補助費とは別個に、研究のためのコピーカード代の支給や学会発表援助費を設けた。
 - ロ) 深草学舎においては、大学院生用の自習室を整備した（深草学舎 21 号館）。
 - ハ) 文学研究科（大宮学舎）においては、「合同研究室」への研究用機器の設置等の改善を進めてきた。また、大学院生専用の共同研究室を移設し、利用しやすくなるよう配慮した。
- ②前述のような改善は行ったが、現段階では院生の実情に即した「総合的院生支援政策」の検討は十分なされているとはいえない。

3. 今後の課題と改善方策

基本的な課題として、第 4 次長期計画に基づく大学院拡充政策と連動した「総合的院生支援政策」を検討する必要がある。第 4 次長期計画は後半期（概ね 2005 年度から）に入り、専門職大学院の開設も視野に入れた大学院の拡充政策が検討されている。教学内容が多様化し、それにとまって一般院生、社会人院生、外国人留学生等、入学してくる院生も一層多様化することが予想される。また、博士後期課程の院生も増大していくものと思われる。今日まで、大学院拡充に沿って、その都度、支援策を講じてきたが、今後は、院生の学修・研究支援のために支出している経費全体を把握し、その支援の実態について総合的な評価を行い、他の施策との整合性をはかりながら、より効果的・効率的な支援政策について検討していく必要がある。

第3節 大学の支援措置

1. 学費抑制政策の現状と評価

1) 大学間比較による大学院学費の現状

① 本学の院生（専門職大学院は除く）に対する経済的支援の最大の特徴は、近畿圏の私立総合大学と比較して、学費を低額に抑えることによって、すべての院生の経済的負担の軽減に努めてきたことである。2005年度における現状は次のとおりである。

【1. 修士課程文科系／入学初年度年間納付額】（単位：円）

大学	当該大学よりの入学者					他大学よりの入学者				
	合計	入学金	授業料	実験実習料	施設費	合計	入学金	授業料	実験実習料	施設費
A	769,000	115,000	498,000		156,000	884,000	230,000	498,000		156,000
B	729,000		580,000		149,000	859,000	130,000	580,000		149,000
C	696,000	125,000	462,000		109,000	821,000	250,000	462,000		109,000
D	893,000		694,000		199,000	1,033,000	300,000	694,000		39,000
E	779,000	135,000	511,000		133,000	914,000	270,000	511,000		133,000
F	767,000	150,000	617,000			917,000	300,000	617,000		
G	800,000	100,000	700,000			900,000	200,000	700,000		
本学	663,000	150,000	363,000		150,000	763,000	200,000	363,000		200,000

【2. 修士課程理工科系／入学初年度年間納付額】（単位：円）

大学	当該大学よりの入学者					他大学よりの入学者				
	合計	入学金	授業料	実験実習料	施設費	合計	入学金	授業料	実験実習料	施設費
A	1,180,000	115,000	740,000	87,000	238,000	1,295,000	230,000	740,000	87,000	238,000
B	1,139,000	0	850,000	90,000	199,000	1,269,000	130,000	850,000	90,000	199,000
C	1,049,000	125,000	665,000	112,000	147,000	1,174,000	250,000	665,000	112,000	147,000
D	1,467,000	0	1,042,000	126,000	299,000	1,607,000	300,000	1,042,000	126,000	139,000
E	1,036,000	135,000	677,000	82,000	142,000	1,171,000	270,000	677,000	82,000	142,000
F	1,098,000	150,000	803,000	145,000		1,248,000	300,000	803,000	145,000	
G	1,050,000	100,000	950,000			1,150,000	200,000	950,000		
本学	974,600	150,000	471,000	143,600	210,000	1,094,600	200,000	471,000	143,600	280,000

【3. 博士後期課程文科系／入学初年度年間納付額】（単位：円）

大学	当該大学よりの入学者					他大学よりの入学者				
	合計	入学金	授業料	実験実習料	施設費等	合計	入学金	授業料	実験実習料	施設費等
A	769,000	115,000	498,000		156,000	884,000	230,000	498,000		156,000
B	729,000		580,000		149,000	859,000	130,000	580,000		149,000
C	571,000		462,000		109,000	821,000	250,000	462,000		109,000
D	893,000		694,000		199,000	1,033,000	300,000	694,000		39,000
E	644,000		511,000		133,000	914,000	270,000	511,000		133,000
F	617,000		617,000		0	917,000	300,000	617,000		
G	700,000		700,000		0	900,000	200,000	700,000		
本学	513,000		363,000		150,000	763,000	200,000	363,000		200,000

【４．博士後期課程理工科系／入学初年度年間納付額】（単位：円）

大学	当該大学よりの入学者					他大学よりの入学者				
	合計	入学金	授業料	実験実習料	施設費等	合計	入学金	授業料	実験実習料	施設費等
A	1,180,000	115,000	740,000	87,000	238,000	1,295,000	230,000	740,000	87,000	238,000
B	1,139,000		850,000	90,000	199,000	1,269,000	130,000	850,000	90,000	199,000
C	924,000		665,000	112,000	147,000	1,174,000	250,000	665,000	112,000	147,000
D	1,467,000		1,042,000	126,000	299,000	1,607,000	300,000	1,042,000	126,000	139,000
E	901,000		677,000	82,000	142,000	1,171,000	270,000	677,000	82,000	142,000
F	948,000		803,000	145,000		1,248,000	300,000	803,000	145,000	
G	950,000		950,000			1,150,000	200,000	950,000		
本学	824,600		471,000	143,600	210,000	1,094,600	200,000	471,000	143,600	280,000

②初年度納付金は、文系・理工系のいずれにおいても最も安い。特に本学の授業料は、修士課程・博士後期課程ともに、文系 363,000 円、理工系 471,000 円と低く抑えており、2 年次以降の学費負担も軽減される。

以上のとおり、本学における大学院の学費は、近畿圏の私立総合大学のそれと比較して相対的に低く抑えている。この学費抑制政策は、大学院生の経済的負担をできる限り軽減し、大学院教学の機会均等に一定の貢献をしているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

本学の大学院の学費抑制政策は長い歴史をもっている。しかし、最近は、国立大学や近隣の私立総合大学の大学院拡充が影響していると思われるが、この政策が、必ずしも優秀な入学者の確保につながっていない。また、大学院教学の多様化が進むに伴い、関連経費の増大も予想される。今後、教学の拡充政策、長期財政計画、教員・職員人件費等との関連で総合的な視野から大学院学費のあり方を検討していく必要があるが、可能ならば、この学費抑制政策は引き続き維持したい。

2. 大学院生研究援助費の現状と評価

1) コピーカード購入および学会発表に係る援助

コピーカード購入代金と学会発表に係る援助として支給した実績は次のとおりである（2004 年度）。

研究科	支援制度 コピーカード代（円） （各研究科への支給額）	学会発表援助費の支給	
		延べ人数	支給額（円）
文学研究科	1,635,000	39	490,000
経済学研究科	170,000	1	10,000
経営学研究科	75,000	0	0
法学研究科	500,000	1	30,000
理工学研究科	680,000	48	490,000
社会学研究科	205,000	1	10,000
国際文化学研究科	240,000	6	60,000
合 計	3,505,000	96	1,090,000

- ①コピーカードは、研究のために学術情報センターや社会科学研究所の資料等をコピーする場合に活用されている。
- ②学会発表援助費は、学内外の開催される研究会や学会で発表者となった場合のレジュメ資料等の作成用に割りあてられている。

- ③理工学会は、国内学会での発表には旅費と参加費を全額補助し、海外で開催される国際会議での発表に対しても航空運賃・宿泊費・参加費を全額補助している。「第7章－5 理工学研究科の教育内容・方法等 第5節 研究指導等」を参照。

これらの援助は、決して十分とはいえないが、院生の研究活動に励みを与え、その活性化に一定の貢献をしている。しかし、研究科毎の学問の特性や院生の在籍者数の相違によるかもしれないが、使用状況に関しては研究科間にアンバランスがある。

2) 今後の課題と改善方策

大学院生の全国学会での発表については、レジュメ・資料作成代金（コピー料金）だけでなく、旅費（交通費・宿泊費）の補助も行うか否か、検討したい。

3. 大学院学業奨学生制度の現状と評価

1) 制度の概要

- ①目的：学業成績等が特に優秀で、研究活動に対して財政的支援の必要ある者に対して、その研究活動を奨励するために奨学金を給付する。
- ②修士課程（2年次まで）または博士後期課程（3年次まで）に在学し、4月までに研究計画等を記した申請書を提出した者。ただし、「本学と地方自治体および NPO 関連団体との地域人材育成に係わる相互協力に関する協定」に基づいて入学した院生は対象外とする（学費援助奨学金制度が設けられており、本人の学費負担がないため）。
- ③奨学金額：授業料および施設費の半額を目途とする。文系研究科（280,000 円）、理工学研究科（370,000 円）。
- ④選考方法：研究科毎に定められた募集人員枠を上限にして、各研究科において候補者を選考し、研究科長の推薦に基づき奨学委員会の議を経て学長が決定する。
- ⑤学業奨学生に選任されたことの自覚を促すために授与式を行い、その後、奨学金を給付している。

2) 給付の状況

2004 年度における研究科毎の給付状況は次のとおりである。

研究科名	給付人数	備 考
文学研究科	22	真宗学・仏教学 5 名、その他各 2 名
経済学研究科	6	
経営学研究科	6	
法学研究科	6	
理工学研究科	20	各専攻 5 名
社会学研究科	4	各専攻 2 名
国際文化学研究科	4	
合 計	68	

以上の 1)、2) のとおり優秀な院生については、その研究活動を奨励する措置をとることによって研究科全体の研究活動を刺激している。これらの支援措置は、各研究科における研究活動を活性化させる上で、一定の貢献をしていると評価できる。

3) 今後の課題と改善方策

学業奨学生は、各研究科で定められた基準（GPA や成績平均点等を活用）に基づいて推薦されているが、ほぼ毎年、募集人員枠を満たして推薦されてくる。一方、この制度により奨学金が給付された院生の追跡調査等を行われておらず、具体的な効果の把握が不十分である。

今後は、給付による効果と各研究科の在籍人数の状況等を評価のうえ、毎年、各研究科の募集人員枠を見直す等、より効果的な給付方法を検討していく必要がある。

4. 研究生制度の現状と評価

1) 制度の概要

本学においては、学則上に研究生制度を設ける旨を規定している。その概要は次のとおりである。

- ① 研究生になることができる者：博士後期課程を満期退学（3 年間以上在学・12 単位以上を修得）した者で、博士論文の作成のために研究の継続を希望する者。
- ② 手続：研究生となることを希望する者は、所定の願書に研究計画その他必要事項を記入し、研究科長に願い出る。研究科委員会の選考を経て、学長が決定する。
- ③ 研究生の期間：1 学年間または 1 学期間。ただし、研究の継続を希望する者は、通算して 3 年を超えない範囲で研究生として在籍することができる。
- ④ 研修費：定められた研修費を納める（文系は年額 2 万円、理工学研究科は 3 万円。1 学期間在籍の場合はその半額）。
- ⑤ 研究生の待遇：
 - イ）大学院担当教員の指導を受けることができる。
 - ロ）大学院生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用することができる。
 - ハ）大学院生の研究を妨げない範囲で、特定の科目を聴講することができる。
- ニ）身分証明書が交付される。

本学においては、博士後期課程の標準修業年限（3 年）内に博士論文を完成する事例は多くない。この実態を考慮すると、研究意欲の高い大学院生に研究活動の場を提供するこの制度は意義があるといえる。

2) 各研究科における活用状況

(1) 文学研究科

過去 5 年の在籍者の状況は、2001 年度 25 名、2002 年度 39 名、2003 年度 49 名、2004 年度 51 名、2005 年度 53 名、合計 217 名である。

(2) 経済学研究科

研究生の在籍状況は、2003 年度 1 名、2004 年度 0 名、2005 年度 1 名である。

(3) 経営学研究科

2003 年度 4 名、2004 年度と 2005 年度は 3 名の研究生が在籍し、博士論文作成のために研究を継続している。

(4) 法学研究科

過去 5 年間の在籍者の状況は、2001 年度 0 名、2002 年度 1 名（同年、課程博士学位取得）、2003 年度 1 名、2004 年度 1 名、2005 年度 2 名、合計 5 名である。このうち、1 名が博士論文を完成させて、研究科等の審査を経て、課程博士の学位を取得した。

(5) 理工学研究科

理工学研究科においては、博士後期課程開設から今日まで 41 名が入学し、課程博士の学位を取得した者は 19 名である。そのうち 3 年間で学位を取得できた者は 10 名である。他の院生は課程修了後も研究生として在籍し、学位論文作成のために研究を続けた。

- ① 過去 5 年間の研究生の数は次のとおりである。毎年、一定数の制度の活用がある。

【研究生数（延べ人数）の推移】

年度	数理情報	電子情報	機械システム工	物質化学	合 計
2001	1	2	2	3	8
2002	1	2	3	1	7
2003	1	3	2	1	7
2004	1	2	1	1	5
2005	1	1	0	3	5
合計	5	10	8	9	32

- ②学部授業のティーチング・アシスタントや研究プロジェクトのリサーチ・アシスタントとして優先的に雇用しており、それらの措置は研究生に対する経済的援助として役立っている。

（６）社会学研究科

過去５年間の研究生の数は次のとおりである。

【研究生数（延べ人数）の推移】

年 度	社会学	社会福祉学	合 計
2001	1	2	3
2002	0	3	3
2003	3	4	7
2004	5	9	14
2005	4	7	11
合 計	13	25	38

（７）国際文化学研究科

国際文化学研究科の博士後期課程は 2002 年度に開設され、2005 年 3 月に 1 名の課程博士を出している。現時点では研究生はいないが、現在、正規課程に 15 名の在籍者がいるので、今後、活用される可能性は高い。

以上（１）～（７）のとおり、すべての研究科において、博士後期課程満期退学後も、博士論文作成に向けた研究継続の場を設けることによって、若い研究者の養成に努めている。この制度を活用して課程博士を取得した者もあり、一定の成果はあがっているといえる。

３）今後の課題と改善方策

- ①文学研究科：研究生の数は前述のとおりであるが、その内、学位（課程博士）取得までに至る研究生の数をさらに増やすよう指導に努める必要がある。
- ②経営学研究科：博士後期課程退学後、研究生の増大は、指導教員の負担が大きくなる。できるだけ課程の３年間で博士論文を作成できるような指導体制を確立することが必要である。
- ③社会学研究科：博士論文作成のために研究の継続（３年間）ができる条件があるにもかかわらず、１年もしくは２年で辞退するケースがかなりみられる。また、学位取得を希望する者はかなりいるものの、研究生期間内３年以内に学位を取得することが困難な状況にある。今後、学位取得に向けての指導法の検討をはかる必要がある。

5. 特別専攻生制度の現状と評価

1) 制度の概要

本学においては、学則上に特別専攻生の制度を設ける旨を規定している。特別専攻生の具体的な運用については、各研究科で定めることになっているが、概ね次のとおりである。

- ①特別専攻生になることができる者：本学の修士課程修了後または博士後期課程の博士の学位を取得した後も、研究の継続を希望する者。本学の博士後期課程を満期退学（3 年間以上在学・12 単位以上を修得）した者で研究の継続を希望する者。
- ②手続：特別専攻生になることを希望する者は、研究計画書を添えて研究科長に願い出る。研究科委員会の選考を経て在籍を決定する。
- ③期間：1 学年間または1 学期間（ただし、在学期間の上限を設け 3 年以内としている研究科もある）。
- ④研修費：1 学期間 1 万円（理工学研究科は 1.5 万円）。
- ⑤特別専攻生の待遇：
 - イ）大学院担当教員の指導を受けることができる。
 - ロ）大学院生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用することができる。
 - ハ）身分証明書が交付される。

2) 各研究科における活用状況

(1) 文学研究科

文学研究科は、特別専攻生制度は設けていない。

(2) 経済学研究科

2003 年度(前期 9 名、後期 6 名)、2004 年度 10 名、2005 年度 11 名が在籍している。

(3) 経営学研究科

2005 年度は、14 名の特別専攻生が在籍している。

(4) 法学研究科

- ①過去 5 年間の在籍者の状況は、2001 年度 9 名、2002 年度 8 名、2003 年度 5 名、2004 年度 7 名、2005 年度 14 名である。
- ②特別専攻生として研究を続ける一方、チューターとして下級生の様々な相談に乗り、指導を行っている。

(5) 理工学研究科

- ①理工学研究科においては、主に修士課程修了者が引き続き研究の継続を希望する場または博士後期課程退学者の研究の場として設けた。しかし、実際は、望ましい就職先が得られなくて研究を継続しながら就職活動を行うか、あるいは修士課程修了後の進学準備のために活用されている。また、稀ではあるが、博士後期課程の学位取得後も、本学の理工学研究科において研究を継続するために在籍するケースもある。
- ②過去 5 年間の状況は次のとおりである。

【特別専攻生のうち博士後期課程退学者の人数】

年度	数理情報	電子情報	機械システム工	物質化学	合 計
2001	0	1	0	2	3
2002	0	1	0	0	1
2003	1	1	0	0	2
2004	1	2	0	0	3
2005	1	1	1	0	3
合計	3	6	1	2	12

【特別専攻生のうち修士課程修了者数】

年度	数理情報	電子情報	機械システム工	物質化学	合 計
2001	2	1	2	4	9
2002	1	1	4	4	10
2003	0	0	1	1	2
2004	0	0	0	7	7
2005	1	1	0	2	4
合計	4	3	7	18	32

（６）社会学研究科

①過去５年間の状況は次のとおりである。

【特別専攻生（延べ人数）の推移】

年度	社会学	社会福祉学	合 計
2001	0	0	0
2002	1	2	3
2003	0	3	3
2004	1	5	6
2005	0	6	6
合計	2	16	18

②特別専攻生については、既に学位を取得しているので、それぞれの学修目的に沿ったきめ細かな指導を今後ともはかっていく。

（７）国際文化学研究科

国際文化学研究科は、特別専攻生制度は設けていない。

以上（１）～（７）のとおり、現段階では５つの研究科において特別専攻生の制度が設けられている。修士課程修了後の特別専攻生の場合は、博士後期課程進学への準備期間として活用されているケースも少なからずあるが、正規課程修了後においても院生のニーズに基づき研究継続の場を設けていることは、院生の可能性を引き出す場としても機能しており、一定の評価はできる。

３）今後の課題と改善方策

- ①経済学研究科および経営学研究科：正規課程に在籍する院生との研究交流をはかる等、双方にとって刺激となる仕組みを考えていく必要がある。
- ②法学研究科：特別専攻生については特に課題は見あたらない。ただし、研究者を志望する特別専攻生に対しては非常勤講師を紹介する等の対応をとり、進路開拓への条件づくりを進める必要がある。

- ③理工学研究科：本来は、研究継続のニーズを受け入れるための制度であるが、前述のとおり希望する就職先が見つかるまでの受け入れ場所となっているケースもある。特別専攻の在籍許可を行う場合、何らかの審査基準を設ける等改善が必要である。

第4節 関係団体等の支援措置

【学生生活への配慮／学生の研究活動への支援（大学院）】

C群・学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

1. 学内学会による支援措置の現状と評価

本学の次の各学部・研究科においては、次のような学内学会が組織されている。各学内学会においては、院生の研究活動の発表の場として、次のような研究紀要が発行されている。

- ・文学研究科：『文学研究科紀要』
- ・経済学研究科：『経済研究』
- ・経営学研究科：『龍谷ビジネス レビュー』
- ・法学研究科：『法学研究』
- ・理工学研究科：研究論文は原則として学外の学会誌に投稿。
- ・社会学研究科：『大学院研究紀要（社会学・社会福祉学）』
- ・国際文化学研究科：『国際文化研究論集』

1) 『大学院生紀要』の発刊

(1) 文学研究科

- ①文学研究科の大学院生（修士課程・博士後期課程）用の研究成果の発表の場として『文学研究科紀要』がある。現在、修士論文についてはその要旨が掲載されている。博士後期課程の大学院生は論文の投稿ができる。2004年度は第26号が発行されている。
- ②『文学研究科紀要』では、修士論文の論文要旨を掲載してきたが、2006年度より学術誌としての水準を維持するためにも、修了生全員の論文題目のみを掲載し、その代わり各専攻で最優秀論文1編ずつ選考し、掲載することにした。
- ③各学科・専攻では、主に教員の論文を掲載している研究学会誌を発行しているが、大学院生は、それにも投稿できる。

(2) 経済学研究科

- ①経済学研究科の大学院生用の研究発表の機会として『経済研究』があり、論文の投稿が可能である。また、修士論文の要旨が掲載される。2004年度は第5号が発行されている。
- ②現状においては、主として教員が投稿する龍谷大学経済学会『経済学論集』に投稿する博士後期課程の院生が多いため、『経済研究』の投稿者は必ずしも多くない。『経済研究』と『経済学論集』との有機的な連関をつくりだす必要があると考える。

(3) 経営学研究科

経営学研究科の大学院生用の研究発表の機会として『龍谷ビジネス レビュー』があり、修士論文についてはその要旨が掲載される。学位論文の他、オリジナルな論文の投稿もできる。2004年度は第6号が発行されている。

(4) 法学研究科

法学研究科の大学院生用の研究発表の機会として『法学研究』を刊行し、毎年1巻が発行されている。2004年度は第6号が発行されている。修士論文については、優秀論文は全文が、その他については要旨が掲載される。また修士論文に限らずオリジナルな論文の投稿もできる。

(5) 理工学研究科

理工学研究科では大学院生による研究成果の発表については、学外の学会誌へ投稿することが原則であり、理工学会の機関誌である『理工ジャーナル』では教員による解説や話題提

供記事、院生による学外実習や研究室公開の報告、大学院生の国際学会での学会発表報告などを主に掲載している。

(6) 社会学研究科

『大学院研究紀要(社会学・社会福祉学)』を、毎年、1回発行している。院生の優れた論文を中心に編集しているが、院生の研究成果を内外に発表するとともに院生の学修意欲を高めるのにも役立っている。約100の大学院および研究機関に送付している。2004年度は第12号が発行されている。

(7) 国際文化学研究科

国際文化学研究科の大学院生用の紀要として、2003年度に『国際文化研究論集』を創刊した。2004年度は第2巻が発行されている。

以上(1)～(7)のとおり、文系の各研究科において、大学院生用の研究発表の場として、学内学会の学術雑誌が発行されており、院生の研究活動を刺激する一定の役割を果たしている。

2) 今後の課題と改善方策

- ①文学研究科：『文学研究科紀要』以外にも、他の学内発行の研究機関誌（例えば龍谷学会誌『龍谷大学論集』）への投稿についても検討する。
- ②国際文化学研究科：『国際文化研究論集』へ論文等を掲載することは、院生の発表の機会を設ける意義もあり、紀要の出版は継続し、さらに多くの論文が掲載できるよう努める。

2. 親和会海外研修奨学金制度の現状と評価

1) 制度の概要

「親和会」は、大学と連携して、学生・院生が、夏期・春期の休業期間を活用して行う自主的な海外研修計画に対して奨学金を支給し、その学修・研究活動を支援している。

- ①体験研修コース（支給額10万円以内／主に学部生）、研究研修コース（支給額30万円以内／主に大学院生）
- ②応募によって研修生を選考している。

2) 大学院生の活用状況

- ①2004年度における活用状況は次のとおりである。

コース	学部・研究科	学年	訪問国	テーマ
体験	法学研究科	M1	オーストラリア	オーストラリアの税制
	国際文化学研究科	M1	中国	中国・雲南省におけるハニ族のハニ文学の学習
研究	文学研究科	D2	タイ	チベット訳ガーターサングラハ校訂テキストの出版準備
	文学研究科	D3	スイス ドイツ	1930～40年代における新教育運動および国民学校に関する基礎調査
	文学研究科	D3	中国	江南民間信仰研究
	経済学研究科	M2	インドネシア	インドネシアの地方分権と地域格差
	法学研究科	M1	アメリカ	ドラッグコートの実態調査
	法学研究科	M1	中国	中国の少数民族～チベット族のアイデンティティについて～
	法学研究科	M1	アメリカ	日米企業の米国における知的財産権についての実態・比較調査研究
	国際文化学研究科	M2	メキシコ	第4回メキシコ日系人現地調査
	国際文化学研究科	D3	カナダ	カナダ・バンクーバー市における先住民族訴訟の動向調査
	国際文化学研究科	D3	イギリス	ロンドンにおけるラスタファリアンの現状調査

②体験・研究のコースを併せて採用された件数は、文学研究科3件、経済学研究科1件、法学研究科4件、国際文化学研究科4件、合計12件である。

以上1)、2)のとおり、海外研修を行った者の多くは、その後、学修・研究活動に励んでおり、大学院生の研究意欲を促進する上で一定の効果があがっている。

3) 今後の課題と改善方策

応募による選考であり、応募しなければ選考されることはあり得ない。院生の研究テーマや院生の在籍者数も影響していると思われるが応募者がいない研究科もある。特に、指導教員からの情報提供や助言が重要と思われる。積極的な活用のための態勢を整える。

第8章－1 学生の受け入れ

第1節 理念・目標（全学）

本学の入試政策は、全学的な入試政策等の審議決定機関である入試委員会のもとで、その基本が定められる。各学部教育方針に基づいた入試形態別の募集人員等もそこで確認されている。

第4次長期計画期間中は、教学と経営の両立という視点から適切な学生規模を定め、多数の志願者の確保と本学で意欲的な学生生活をおくる資質をもった入学者の確保を基本にして、次のような目標を掲げている。

- ①18歳人口の減少が続く中にあっても、教育の質的充実と大学経営（長期財政計画等）の両立の視点から、多数の志願者と学部教育の目標に適合した入学者の質を確保していくために、各学部のアドミッションポリシーの明確化と入試制度の改革を継続的に進めていく。
- ②特に一般入試については、志願者の質量両面の確保のために、入試方法の改革を行う。
- ③期末学生規模については、各学部とも収容定員を基準とし、適切な規模の入学者を確保していく。

第2節 学生募集方法等（全学）

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性…（表 13、表 15）

1. 学生募集の方法の現状と評価

本学は、受験生やその保護者、高等学校、予備校等をはじめ、広く社会に、大学の教育理念と各学部の教育目標・教育課程・入試選抜方法等の広報ならびに告知を行い、本学の教育理念・目標を実現するために多様な形態で学生募集を行っている。その入試広報の主な方法は、次のとおりである。

- ①大学案内誌・入学試験要項の頒布
- ②受験生や保護者を主な対象とする入試関連イベントの開催
- ③高等学校・予備校等への訪問・説明会の実施
- ④ホームページ*
- ⑤新聞・受験雑誌等のマスメディアを活用した広報
- ⑥メールマガジン
- ⑦ダイレクトメール等による個人向け広報

1) 「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY—」の発行・頒布等

「大学案内 2005 POWER WAVE!—RYUKOKU UNIVERSITY—」は、大学の教育理念や各学部・大学院等の教育目標と教育課程等をビジュアル化し、本学がめざしている各学部の人材育成像、教育課程等を、受験生を含めて広く社会に理解してもらうためのものである。毎年 10 万部作成し、受験生や高等学校および予備校関係者等を中心に広く頒布している。この冊子の発行は、本学の教育を体系的に知ってもらう上で有効な手段である。

なお、2006 年度入試に向けた大学案内は、本学の特徴、学びの体系、入試方法等についての情報を、より丁寧に、分りやすく受験生に提供するため、「ドリーミングブック」、「マナビゲーションブック」、「入試インフォメーションブック」の 3 分冊に改めるとともに、新イメージロゴ「. r（ドットアール）」を採用し、大幅なリニューアルを行った。また、デザインも一新した。

2) 入試関連イベントの開催

(1) オープンキャンパス

オープンキャンパスは、深草キャンパス、瀬田キャンパスで、年間計 5～7 回（3 月 1 回、7 月 1～2 回、8 月 2～3 回、10 月 1 回）実施しているが、その主な内容は次のとおりである。

- ①入試の説明や模擬授業、有名予備校講師による本学のための入試対策講座などを実施している。入試制度や受験機会の複数回提供など特徴的な事柄を伝えるとともに、模擬授業では、大学の講義をイメージできるような講義テーマを選び、わかりやすく伝える等の工夫をして、高校生が本学で学ぶ意欲を高めることをねらっている。
- ②入試対策講座では本学の過去の入試問題を解説し、本学がどのような学力を求めているのかを、メッセージとして伝えている。

オープンキャンパスの実施にあたっては、本学の教育内容を知ってもらうだけでなく、受験生が入学後の大学生活を具体的にイメージできるように、在学生との交流、図書館等の施設見学等、学生生活が体験できるよう工夫して実施している。開催される時期によって、その内容を改めている。

*ホームページ : <http://www.ryukoku.ac.jp/admission/index.php>

- ①春休み期間中に実施する高校新3年生向けのオープンキャンパスでは、本学の学問分野や各学部の特徴の紹介等を重点にした取り組みも行っている。参加者も近畿地区を中心に毎回300名以上あり、受験生の受験準備のニーズに対応できるよう努めている。
- ②7・8月に実施するオープンキャンパスでは、高校3年生が受験に向けて大きな山場となる夏休みを有効に活用させるための様々な企画を実施している。
- ③近年、保護者の参加も目立つため、保護者対象の講演会も実施し、大学で学ぶことの意義や昨今の就職事情、大学生活に要する費用などについての説明も行っている。
- ④すべてのオープンキャンパスにおいて、学部毎の相談窓口を設ける等して受験生との直接的なコミュニケーションに努め、受験生や保護者が受験に対する意識を高めることができるよう配慮している。
- ⑤2004年度における受験生等の参加者の状況は次のとおりである。

・春季オープンキャンパス	2004年3月	330名
・夏季オープンキャンパス	2004年7月(瀬田)	788名
	8月(深草)	5,562名
	8月(瀬田)	816名
・秋季オープンキャンパス	2004年10月	2,177名

(2) デリバリーキャンパスの実施

オープンキャンパスがある意味「待ち」の形態であるのに対して、デリバリーキャンパスは本学が積極的に外へ出かけて受験生と接する機会を設けるための「攻め」の試みである。主な内容は、次のとおりである。

- ①入試相談会・入試説明会：「英語」入試問題解説や入試形態の説明等を行い、入試に関する受験生からの質問に答えている。大阪、奈良、神戸等の近畿圏で開催し、その時期は10月末から11月初旬の平日、開催時間は16:30～19:30で、放課後に参加できるよう配慮している。
- ②進学相談会：全国125カ所で開催される進学相談会に本学職員が各開催地に出向き、受験希望者やその保護者の相談にも応じている。
- ③10月下旬から11月初旬にかけて計6回「公募推薦入試直前対策」として開催し、451名の参加があった。また、12月初旬には京都、滋賀、大阪で計3回「一般入試直前対策」として開催し計794名の参加があり、合計で1,245名となった。受験者を確保する上で、一定の成果をあげたものと考えている。

3) 高等学校・予備校等への訪問、説明会等の実施

- ①本学の教育内容や入試に関する情報提供と進路指導現場からの事情聴取や交流を目的としている。その他、高等学校へ本学教職員が入試説明や出張講義を行うなど、高等学校へ出向くことも近年積極的に実施している。
- ②特に志願者数の多い高等学校については課長職位者が「入学試験要項」の発行時期(10月発行)に合わせて、高校訪問を行っている。これも学生募集活動の一環として2001年から実施している。
- ③本学の設立母体である西本願寺派立関係高校等にも説明会を行い、各学部のカリキュラムや推薦入試の注意事項などを説明している。

4) ホームページ・新聞・進学雑誌等の媒体を活用した広報

- ①ホームページによるメールマガジン^{**}：希望者の電子メールアドレスを登録してもらうことにより、本学の最新情報、本学教員・学生のエッセイなど、時折々の新鮮な情報を受験生に届けることを目的としている。本学への入学志望者やその関係者に、本学に対する理解を深め、大学選択の際の有益な情報となるよう工夫している。登録者は、7,000

^{**}ホームページによるメールマガジン : <http://www.ryukoku.ac.jp/admission/mailmagazine/index.html>

- 名を超えており、個別に本学の情報を伝達することができ、広報的な価値は高い。
- ②受験生向け雑誌、新聞などに広告を掲載：それぞれに資料請求機能を付加し、本学を広くアピールしている。
- ③東京・大阪等主要な都市の駅ターミナルにおける電気照明広告および新幹線車内広告等により本学の知名度向上に努めている。

5) 入試アドバイザー制度

本学は、入試部以外の部署に所属する事務職員による入試アドバイザー制度を設けている。前述した募集活動に全学的に取り組むための方途の一環として位置づけており、本学の入試制度や教学の現状についての研修も実施している。また、受験生への応談現場での実践をとおして職員としての資質向上をはかる効果も期待できる。2005 年度のアドバイザーは 44 名である。

以上 1) ～5) のとおり、本学は、受験生等に対し本学の教育に関する情報等を提供することにより、その理解を助け、ひいては本学への志願につながるように、多様な形態で学生募集に努めており、その方法は適切であるといえる。

2. 志願者の推移と評価

1) 志願者の全学的な推移状況

学部・学科（専攻）別・入試形態別の入学志願者（過去 5 年間）は、「**大学基礎データ表 13 学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移**」のとおりである。そのデータを全学的に集計すると次のとおりである。

【学部別志願者数の推移】

学部 \ 年度	2001	2002	2003	2004	2005
文学部	7,688	10,983	9,605	8,987	8,458
経済学部	5,602	9,420	9,275	8,541	6,808
経営学部	4,779	8,785	9,410	7,474	6,695
法学部	4,618	8,027	8,499	6,878	6,169
理工学部	4,152	4,833	6,777	6,454	5,491
社会学部	4,601	6,552	6,818	7,622	7,053
国際文化学部	2,949	5,002	4,803	4,315	3,493
合 計	34,389	53,602	55,187	50,271	44,167
対前年度増減数		+19,213	+1,585	-4,916	-6,104
対前年度増減率(%)		+55.9	+3.0	-8.9	-12.1

- ①2002 年度に実施した入試改革により、2002 年度においては対前年度比で 55.9%の大幅な志願者増となった。
- ②しかし、2004 年度からは再び減少傾向が顕著である。2001 年度との比較ではまだ多いが、2005 年度の落ち込みは大きい。ピーク時の 2002 年度と比較して約 9,000 人(17%)の減である。
- ③今後は、入試制度の改革に加えて、各学部教育の質的充実により、より多くの志願者を確保し、入学者の質を維持していくことが求められる。

2) 全国的な位置

- ①2005 年度志願者数では、全国私大の中では 17 位である（広告社：大学ソリューションセンター調査）。しかし、2004 年度の 13 位と比較して、やや順位が下がっている。
- ②本学がどのような人材養成をめざしているのか、教育目標をより具体的に明示し、広く

社会に発信していく必要がある。

3. 今後の課題と改善方策

- ①2002年度の改革後4年が経過した時点で、入学試験委員会は、下記6点の事項について入試政策・制度検討委員会に諮問している。その答申を得た後、新たな入試改革を行いたい。
 - イ) 入試形態別募集人員設定（新規入試形態の検討も含む）について
 - ロ) 一般入試の入試日程等について
 - ハ) 一般入試の入試科目について
 - ニ) センター入試を活用した新たな入試方式について
 - ホ) 課外活動選抜入試の評定平均値について
 - ヘ) 旧学習指導要領による入試の終了年度について
- ②近年志願者が減少している。少子化による高卒受験生の全国的な減少がその背景にあることは自明である。しかし、同じ状況にあっても、受験者数を維持あるいは増加させている大学もある。一方、本学はここ数年減少傾向が続いており、この原因の究明が重要な課題である。特に、大学と各学部の教育目標（どのような能力を持った人材を育成するのか、そのためにはどのような教育を展開すべきか等）との関係を検討し、その目標が社会に対して明確に示されているのか等を検証していく。
- ③学生募集方法については、高等学校3年生を主な対象としているが、今後は2年生向け、1年生向けとより早い段階でのアプローチが必要となろう。早い段階でのアプローチは本学への進学で得られる知識・技能等の情報を伝えることで高校生個々人が将来展望や職業観、広くは人生観を思考する契機を得ることになり、大学進学の前にある目標を意識できる。大学生活において目標の有無は重要なポイントであり、本学入学後のミスマッチによる退学を最小限にとどめる効果がある。大学進学は高校生時代の一過性の目標ではなく、自分探しの始まりであり、本人の特性理解や知識習得、技能向上などが得られることをわかりやすく伝える募集活動が、今後、必要となる。
- ④多様な入学試験の目的・内容と実施時期等をこれまで以上に広く広報を行い、本学が特徴ある学部学生を求めていることも募集活動をする上での重要なポイントとしたい。

第3節 入学者選抜方法（全学）

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性…（表 13、表 15）

1. 入学者選抜方法の現状と評価

1) 入学者選抜方法の種類

本学の建学の精神と教育理念・目標を実現するためには、多様な個性・能力を持ち、かつ基礎学力を備えた入学者を確保することが重要である。そのために、入試形態の多様化をはかり、推薦入試、一般入試、特別入試に類別し実施している。2005 年度入試において実施した入試の種類は次のとおりである。

試験種別	対象学部								試験日
	文学部	経済学部	経営学部	法学部	理工学部	社会学部	国際文化学部	短期大学部	
推薦入試	エッセー型 短期大学部公募推薦入学試験							●	2004 11/14（日）
	伝道者推薦入学試験							●	
	指定校推薦入学試験	●	●	●	●	●	●	●	
	2 教科型 学部・短期大学部公募推薦入学試験	●	●	●	●	●	●	●	11/27（土）
	小論文型 経営学部公募推薦入学試験		●						11/28（日）
	英語型 国際文化学部公募推薦入学試験						●		
	伝道者推薦入学試験 真宗学科、仏教学科、 史学科仏教史学専攻のみ	●	●			●	●		
	関係校・教育連携校推薦入学試験	●	●	●	●	●	●	●	

センター利用入試・一般入試	大学入試センター試験を利用する試験 ※本学独自の個別学力試験等はありません。	前期募集	●	●	●	●	●	●	●	2005 1/15（土） 1/16（日）
		後期募集	●	●	●	●		●	●	
	一般入学試験	A 日程	●	●	●	●	●	●	●	1/29（土）
			●	●	●	●	●	●	●	1/30（日）
	一般入学試験 （センタープラス ONE 方式を含む）	B 日程	●	●	●	●	●	●	●	2/11（金・祝）
			●	●	●	●	●	●	●	2/12（土）
			●	●	●	●		●	●	2/13（日）

各種入試	3 年次編入学・転入学試験						●			2004 9/11（土）
	帰国生徒特別入学試験	前期日程						●		10/2（土）
	中国引揚者等子女特別入学試験									
	課外活動選抜入学試験	予備選考	●	●	●	●	●	●	●	
		本選考	●	●	●	●	●	●	●	11/14（日）
		文化・芸術・社会活動		●			●			
	社会人推薦入学試験 コミュニティマネジメント学科のみ							●	●	
	3 年次編入学・転入学試験	一般	●	●	●	●		●	●	11/14（日）
		社会人						●		

社会人特別コース 入学試験	学部 1 年次	秋期試験	●							11/27（土）
	3 年次編転入		●							
帰国生徒特別入学試験		後期日程	●	●	●	●	●	●	●	11/28（日）
中国引揚者等子女特別入学試験								●		
社会人特別コース 入学試験	学部 1 年次	春期試験	●							2005 2/27（日）

2) 入試日・応募方法・入試会場等

志願者の量と質の確保を中心として、受験機会の複数化、受験生の利便性等の視点から、各種の入学試験の実施時期、応募方法、実施場所（地方会場の設定）等を設定している。

- ①入試においては可能な限り多数の志願者を確保することが重点課題の 1 つである。確実な基礎学力と多様な個性を持つ入学者を確保するためには、受験生の量的確保は必須の前提条件である。一般入試は、この要件を充足する中心的な位置を占め、試験実施日、併願等の応募方法、受験会場等についての工夫が必要である。このため 2002 年度に入試改革を行い、一般入試の日程を A 日程（1 月下旬）と B 日程（2 月中旬）に分けて 2～3 日間行い、かつ同一試験で 2 学部志願できる制度に改めた。
- ②受験会場も増加させた（2005 年度入試は 20 都市 23 会場）。特に大阪、名古屋、神戸においては、試験会場を複数（2 カ所）設定した。
- ③こうした改革により、「一般入試」の志願者数は、2002 年度と 2003 年度入試においては急増した。特に 2002 年度においては大幅な増となり、改革目標を達成した。しかし、2004 年と 2005 年度は急減している。背景に 18 歳人口の減少傾向があるとはいえ、このような一般入試志願者の減少は、入学者の量と質の確保に否定的な影響を及ぼし、2002 年度改革の効果が薄れていくリスクがある。今後は、入試制度の改革のみならず、各学部のカリキュラム改革と連動したアドミッションポリシーの一層の明確化が求められているといえる。

2. 多様な入学者選抜方法の位置づけ等の現状と評価

前述のとおり、本学は多様な入学者選抜方法を採用しているが、2005 年度の入学試験は次のような位置づけで行った。

1) 一般入試（A・B 日程）、大学入試センター入試を利用する試験

主に基礎的な学力を待った入学者を幅広く確保するため、全学的に統一した形式で実施する入学者選抜の形態である。

- ①一般入試は、文系学部は英語・国語・選択科目（日本史、世界史、政治・経済、数学のうちから 1 科目）、理工学部は英語、数学、理科（物理・化学・生物＜環境ソリューション工学科のみ＞のうちから 1 科目）の 3 教科で選抜を行っている。
- ②試験日は A 日程 2 日間、B 日程 3 日間（理工学部は 2 日間）を設定し、各試験日程でいずれの学部・学科・専攻にも出願可能な試験日自由選択制をとっている。また、文系学部については同じ試験日に異なる 2 学部を選択できるなどの特徴を有している。
- ③センター入試を利用する入試は試験科目を増やし（4 科目／学部によって異なる）、より確かな基礎学力を持った入学者を確保することを目的としている。

2) 2 教科型公募推薦、小論文型経営学部公募推薦、英語型国際文化学部公募推薦、エッセー型短期大学部公募の推薦入試

主に各学部の教育方針に基づいて、特色ある学生を確保するために行う入試形態である。

- ①2 教科型公募推薦入学試験：2 教科は文系学部で英語と国語、理工学部は英語と数学である。文系学部においては 2 日間受験することもできる試験日自由選択制を採用している。その特徴は、高等学校での学習成果を評価するために、評定平均値を合否判定の際に利

用していることである。

- ②小論文型経営学部公募推薦入学試験：経営学部で実施する推薦入学試験。英語と小論文を試験科目に課している。文章力のある生徒を確保する目的がある。英語に基準点を設け、その通過者の小論文を評価対象としていることに特徴がある。
- ③英語型国際文化学部公募推薦入学試験：英語による小論文筆記、英語による面接試験を実施する入学試験。国際文化学部の履修コースには「PEC」があるが、学部として英語の得意な学生を強く求めていることを表している。さらに入学試験の成績上位3名が入学した場合には入学時奨学金を支給している等の特徴がある。
- ④エッセー型短期大学部公募推薦入学試験：エッセーと面接による入学試験。エッセーでは課題文を用意し、読解力と作文力を問う。出願時に提出する自己推薦書をもとに面接を実施している等の特徴がある。

3) 課外活動選抜入学試験

高等学校または中等教育学校での課外活動の実績を評価する専願制の入学試験である。

- ①スポーツ・文化活動の分野において優れた能力と実績を持つ者を選抜し、国内外の舞台で活躍する個性豊かな人材を育成し、スポーツと文化の振興に寄与することを目的としている。
- ②学部によっては、スポーツ活動・吹奏楽と文化・芸術および社会活動にそれぞれ募集人員を設けて、スポーツ活動だけでなく文化面の活動をも重視した選抜を行っており、学部毎に特色がある。

4) 指定校推薦、教育連携校推薦、関係校推薦、伝道者推薦、指定校推薦編入の入学試験

本学で学ぶことを強く志望し、中・高連携教育等による特色ある学生を確保することをめざす試験形態である。

- ①指定校推薦入学試験：本学の建学の精神を理解しようとする意欲を持ち、入学後の勉学および学生生活に関して明確な志向を持ち、それにふさわしい能力を備えた学生を確保することを目的としている。高等学校からの推薦を受けて実施する専願制の入学試験である。
- ②教育連携校推薦入学試験：本学は3つの高等学校（平安高等学校、北陸高等学校、崇徳高等学校等）と教育連携協定を締結している。双方で教育システムについて協議し、本学卒業までの高・大一貫した教育による優れた人材育成を目的とした入学試験である。
- ③関係校推薦入学試験：設立母体（西本願寺）との関係で、建学の精神を同じくする宗門関係高等学校からの推薦に基づき学生を受け入れる入学試験である。被推薦者資格、推薦条件は学部毎に設けている。
- ④伝道者推薦入学試験：本学の建学の精神を体した学生を社会に送り出すことを目的とし、仏教伝道を志す得度者または得度予定者を対象として実施する入学試験である。
- ⑤指定校推薦編入入学試験：本学の建学の精神を理解しようとする意欲を持ち、それに則って学生生活を送ろうとする姿勢を持っている短期大学生で、短期大学長の推薦がある者を対象に実施する専願制の入学試験である。

5) 社会人推薦、帰国生徒特別、中国引揚者等子女特別、社会人特別コースの入学試験

主に社会人や特別な事情のある者等の高等教育需要者に広く門戸を開放することを目的とした入試形態である。

- ①社会人推薦入学試験：国際文化学部と短期大学部で行っている。
- ②帰国生徒特別入学試験：保護者の海外勤務、その他の事情により外国の学校教育を受けた者を対象としている。学部毎に試験科目等を設けている。国際文化学部は、各年度に2度の募集を行っている。
- ③中国引揚者等子女特別入学試験：中国引揚者の子女を対象とした入学試験である。
- ④社会人特別コース入学試験：文学部に開設している社会人特別コースの入学試験である。対象は入学年度において23歳以上の社会人とし、3年次からの編転入学試験も実施して

いる。

6) 3年次等編転入学試験（2年次編入学を一部含む）

短期大学卒業者等を対象として実施する入学試験である。定員は社会学部(学部計50名)、国際文化学部(50名)を除いて若干名。2年次転入（理工学部のみ実施：本学在學生に限る）、社会人編入学（社会学部地域福祉学科、臨床福祉学科）などの特徴も有する。

7) 外国人留学生入学試験

本学教育課程を海外に広く開放し、国際化の促進等をはかることを主な目的とした入学試験である。国際文化学部は、学部特性から募集人員を設定している(2005年度入試は40名)。

以上1)～7)のような多様な入学者選抜方法は、中等教育までの学習習熟度に基づいて高等教育を受けるにふさわしい学力備えた入学者の確保、多様な能力と個性を持った入学者の確保、国際化政策・大学教育の開放化政策との整合性等との視点から、各学部の教育方針に基づいて入学試験を実施してきており、各種の入学試験は、それぞれ適切な位置づけがなされていると評価できる。

3. 学部別・入試形態別の募集人員の現状と評価

1) 一般入試・推薦入試の募集枠

①2005年度入試における学部別・入試形態別の募集枠は次表のとおりである。

学部	募集人員	一般入試				推薦入試				特別入試	
		一般入試		センター試験 利用入試		公募推薦入試		※2 その他	合計／ 募集人員	帰国生徒 外国人留学生 を含む	合計／ 募集人員
		一般入試 合計	合計／ 募集人員	センター 合計	合計／ 募集人員	公募推薦 入試合計	合計／ 募集人員				
文学部	※1 770	352	46%	75	10%	198	25%	145	19%	若干名	
経済学部	445	280	63%	20	5%	50	11%	95	21%		
経営学部	445	240	54%	20	5%	80	18%	105	23%		
法学部	450	238	53%	45	10%	77	17%	90	20%		
理工学部	500	304	61%	25	5%	69	14%	1021	20%		
社会学部	510	255	50%	527	10%	99	20%	104	20%		
国際文化 学部	360	160	44%	20	6%	72	20%	68	19%	40	11%
大学 合計	3,480	1,829	53%	257	7%	645	19%	709	20%	40	1%
短期 大学部	242	95	39%	105	4%	75	31%	62	25%		
総合計	3,722	1,924	51%	362	9%	720	19%	771	20%	40	1%

※1 文学部は昼夜コース同じ試験を実施している（入学定員810名、内40名は社会人特別コース入試枠）。

※2 推薦入試（その他）は、指定校推薦入試、教育連携校推薦入試、関係校推薦入試、スポーツ活動選抜等の入試。

- ②大学（短期大学部を含む）における一般入試系（センター入試利用入試を含む）と推薦入試系の募集枠の比率は概ね 6:4 の割合であり、バランスのとれた募集枠となっている。

2) 今後の課題と改善方策

一般入試系と推薦入試系の比率 6:4 での募集人員枠の設定は、入学後の学部教育を考慮して設定してきたものであり、これを大きく変更する予定はない。今後は、大学センター試験を利用した入試の募集人員ならびに入学者の確保、国公立大学後期日程入試撤退の動きに連動して関西主要大学が実施している 3 月入試や、一般入試の試験日設定が検討課題である。

4. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①各学部の学問領域の学修に意欲をもち、基礎的な学力を有する多様な学生を積極的に確保することを基本としつつも、入試制度の全学的な統一化と、各学部の教学に沿った入試形態の創出という二面性において、バランスを保つ必要がある。
- ②多様な入試方法を導入すれば、その結果として入学生の学力も一定でなくなることは自明である。入学を認めた以上、入学後の学修に支障が起こらないような指導体制（入学前教育も含む）の確立が重要である。
- ③推薦入試の受験者は、一般入試の受験者よりも早めに入学が決定する。入学までの期間について、高校側との連携を強化し、入学後の学修が一層効果的になるような入学前教育の在り方を検討する必要がある。その点においては、現在のところ、一部の教育連携校からの推薦入試合格者に対して、入学以前に課題学修を提示し、新聞の読み方や読書についての指導を行うにとどまっている。
- ④推薦入学枠は、今後とも社会的に認められる募集人員の範囲内において行うとともに、入試形態の在り方を含めて検討する必要がある。
- ⑤理工学部には「指定校推薦編入学試験制度」がなく、高等専門学校からの受け入れをも含めて、編入学試験制度の在り方を検討する余地がある。
- ⑥入試形態の多様化によって、入試関連業務全般が膨らむ傾向にある。出題・採点方法や試験日の設定等、その運営を合理化し、教職員の労働負担量の軽減をはかる必要がある。

2) その改善状況

- ①入試制度の全学的な統一化と、各学部の教学に沿った入試形態の創出について
 - イ) 2002 年度から、文系学部の一般入試科目の統一をはかり、同一試験日に複数学部への出願を可能とする制度を導入することができた。また、受験生の経済的負担を軽減する「受験料優遇制度」を全国に先駆けて実施することになった。加えて、入試科目（一般入学試験＝文系選択科目）に政治・経済を新設した。
 - ロ) 各学部の教学に沿った入試形態の創出は、経営学部が小論文型を、国際文化学部が英語型を、公募推薦入試で実施し、それぞれ「論述表現ができる論理的思考力ある学生」、「語学力（英語）を持っている学生」など特徴的な能力を持った学生の確保に努めている。理工学部数理情報学科では、一般入試験の入試科目 2 科目と大学入試センター試験の 1 科目によって合否を判定するセンタープラス ONE 方式の入学試験を実施している。この方式は、入学後の教育に必要とする「数学」、「物理」を本学入試科目で指定することで大学教育の基礎部分を高等学校で学習している学生の確保を目的としている。他には、文学部英語英米文学科、国際文化学部で「英語」の配点を高くする傾斜配点を採用し、「英語」を得意とする学生確保の入試を実施している。
- ②入学者の学力問題への対応は大きな課題である。現段階では、各学部における高大接続教育、基礎教育等で対応している。現在、全学部で、2006 年問題の対応を含めてカリキュラムの検討が行われており、引き続き改善に努めていく。

- ③および④本学における入学前教育は、教育連携校推薦入学試験を実施している3校について組織的に行っている。内容については課題図書感想文を提出させるなど工夫はしている。さらなる内容の充実や検討を加え、他の推薦入学試験合格者への「入学前教育」のモデルケースとなることが求められる。入学前教育は他の推薦入試（指定校推薦入試等）の合格者に対しては行っていない。来年度からは、それを含めて実施していく方向で検討していく。なお、推薦入試の募集人員枠は、「入学者選抜実施要項（文部科学省通知）」に準拠して、今後とも、適正な範囲で実施していく。
- ⑤理工学部「指定校編入学試験」は実施しない。その主な理由としては、多くの短大が人文系を中心としていることから、3年次編入学後の授業に係る基礎学力が十分でないことがあげられる。なお、高等専門学校については、理工系の専門学科が多く、一定の基礎学力を備えていると考えられるので、指定校化について検討する必要がある。
- ⑥入試関連業務の増大に対応するため、2003年度から「入試部」を改組し、人員の増員を行った。加えて、学生募集と入学試験実施の役割分担を明確にし、募集・広報の強化、出題・採点・試験実施などを含めた運営の合理化をはかった。

5. 今後の課題と改善方策

- ①個性のある学生を受け入れるために多様な形態の入試を実施しているが、その効果を測定する追跡調査が不十分である。各学部任せになっており、評価方法が学部毎に異なっている状況である。部分的にしか実施していない学部もある。全学的に統一した形で、入学後の学修、卒業後の進路等を系統的に調査していく必要がある。
- ②各学部は、どのような能力を持った人材を育成しようとしているのか、その目標を具体化し、カリキュラムとの関係をより明確にしていく必要がある。それを入試方法と関連させ入学者受入方針（アドミッションポリシー）として打ち出し、ホームページや入試広報誌によって発信していくことが重要である。
- ③アドミッションポリシーを明確にするために、学部独自の入試を行うことを検討した学部もあったが、志願者確保の見通しの不明確さ等の理由により見送られた。しかし、学部教育と関連した入試の実施は、個性のある受験生を確保する上でも重要であり、引き続き各教授会や入試政策・制度検討委員会等で検討していく。

第4節 入学者受け入れ方針等（全学）

【入学者受け入れ方針等】

A 群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係…（表 16）

1. 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係の現状と評価

1) 全学的な受け入れ方針等

入学者の選抜の目的と方法は前述したとおりであるが、要約すれば次のような入学者を受け入れることを全学共通の受け入れ方針としているといえる。

- ① 本学の建学の精神と教育理念にふさわしい学生
- ② 基礎的学力と多様な個性を有している学生
- ③ 本学への入学を強く希望し、入学後、主体的・積極的に学修や課外活動をする学生

大学は、教育、研究等の諸活動を通して社会に貢献することが使命であり、多様な分野で次の世代を担う優れた卒業生を輩出することによって社会的評価を得るものとする。そのためには、教育内容の充実に取り組むとともに、本学にふさわしい入学者を確保するために入試のあり方を不断に追求することが必要である。また、高等学校の学習指導要領の改訂や教育課程の多様化なども視野に入れた入学試験の改革が必要になってきている。本学では、これらの点を考慮して 2002 年度より大幅な入試制度の改革を実施した。

- ① 日常的な学力を考慮して国語と英語（理工学部については数学と英語）に加えて評定平均値を加点対象にした公募推薦入試の導入
- ② 選択科目で「政治・経済」の科目を加えた一般入試の改革
- ③ 試験日自由選択制との採用と同一試験による複数学部の併願と受験料優遇制度の導入

18 歳人口の減少と経済不況によって地元志向・国公立志向が強まるという私学にとって厳しい状況を迎えている。基礎的な学力と豊かな個性を有する学生を選抜することが教育の充実につながるより重要な課題となっている。そのため、できるだけ多数の志願者を確保していくことが必要である。

- ① 本学の志願者は、近畿 2 府 4 県に集中しており、近畿圏以外での志願者増をはかり、全国から異なる文化と生活習慣を身につけた学生を確保することが重要である。当面は、主に西日本の都市に試験会場を設けることが中心となるが、2005 年度は地方会場として金沢・大津会場を新設、志願者の集中する名古屋・神戸・岡山・高松では入試日の増加を行った。
- ② 加えて、優れた入学生の確実な獲得に向けて 2005 年度入試から一般入試における得点率 80%以上の入学者全てを対象とする入学時奨学金制度「アカデミック・スカラーシップ」を新設した。

現在、2006 年度入学試験に向けて新たな改革に取り組むために、入試政策・制度検討委員会で、改革方針を検討している。また、学外の有識者を招いて、本学理事者を含む教学関係者に対し、本学のポジションや入試状況等を踏まえた講演会・学習会を開催し、今後の学生受入方針の策定の充実に資するための取り組みを行っている。

2) 受験料優遇制度

- ① 2002 年度入試改革で導入した制度である。一般入試で同一試験日に異なる 2 学部の出願を可能とし、2 つ目を出願する場合は併願審査料を 10,000 円のみとし、45,000 円で 2 学部受験ができる制度である（受験料は 1 学部 35,000 円）。この制度は、大学入試センター試験利用入試にも適用され、1 出願では受験料は 15,000 円である。併願すると 2 つ目から 1 出願あたり 10,000 円となる。
- ② この制度は、導入以後入試制度の改革においても適用範囲を広げて、受験生、保護者の

経済的負担を軽減させるとともに、一般入試、センター利用入試での志願者数を増加させることとなった。

- ・ 2005 年度併願率 2.53
- ・ 2004 年度併願率 2.55
- ・ 2003 年度併願率 2.65

③過去 3 年間併願率は 2.5 以上であり、受験料優遇制度の効果が志願者数確保にあらわれていると考えられる。

3) アカデミック・スカラシップ

①2005年度入試より「入学時奨学金制度」（アカデミック・スカラシップ以下「AS」と略称）を一般入試に導入した。ASは、他大学が既に実施している奨学金制度とは明確に異なるものであり、AS対象者を「入学試験得点80%以上の合格者で入学する者」とする基準で制度設計を行った。

②制度導入のねらいは、主要な私立大学および国公立大学を併願している入学試験成績優秀者の確保、制度導入の広報による本学認知度の向上、志願者の増加であり、そのような入試戦略として奨学金制度を展開することである。

③一般入試（A・B日程）のAS合格者733名（実人員669人）に対してアンケート調査を実施した。

イ)「この制度が、出願校選択の動機付けとなりましたか」との設問に対しては、43.4%が本学選択の大きな要因としている。このことは、ASが国公立、難関私大をめざしている受験層に対しても、本学を出願対象校として選択する効果をもったことを示している。

ロ) AS制度については、「有意義な制度であるか」の設問に対しては、「A：強くそう思う 49.3%」、「B：思う 43.7%」の「合計93.0%」が高く評価している。本学のASに対する思いを伝えることは十分にできたといえる。

ハ) しかし、受験生の多くが、本学のASを知った（制度を確認したといってよい）のは、10月以降の入試要項を取り寄せた時期であった。すでに6月から広報を行っていたが、広報の方法については再検討が必要である。

2. 今後の課題と改善方策

①志願者数の目減り、とりわけ全入時代への対応、質と量の確保が急務である。そのため入学試験委員会のもとに入試政策・制度検討委員会を設置し、大学の長期的展望にたった入試政策の大綱に関して、また、入試制度、試験科目などの具体的問題について検討していく。

②各学部では入試制度と学部教育との関連性の調査や高大連携・接続など教育内容を保証するタイプの入学試験のあり方の検討も必要であろう。アドミッションポリシーを明確に示した A0 入試の実施をも含めて検討していく。学長補佐職を推進者とする高大連携を推進する部局の設置が当面の課題であり、2005 年度中の開設をめざす。具体的には教育連携校、関係校、指定校との連携を強化し、入試制度のあり方の検討にとどまらない協力関係を構築する必要があり、その中で学部毎の受入方針を定めていく予定である。

第5節 入学者選抜の仕組み等（全学）

【入学者選抜の仕組み】

B 群・入学者選抜試験実施体制の適切性

B 群・入学者選抜基準の透明性

1. 入学者選抜試験実施体制の現状と評価

1) 入学者選抜試験実施体制

- ① 入学試験規程を整備し、長期的展望にたって入試政策を立案・決定し、各学部（短期大学部を含む）の入学試験を統一的に計画、準備および実施するために必要な体制を整備している。
 - イ) 入学試験委員会：入試に関する意思決定機関。選抜の方法（受験資格、試験の方法、教科の種類、入学者数、入学者の決定・選考）等入試に関する重要事項を定める。
 - ロ) 出題会議、教科出題委員会：入試問題の作成を担当する。構成員の氏名や作業内容・場所等は極秘事項として扱っている。
 - ハ) 入試問題評価委員会：出題された問題の妥当性等を検証する。
- ニ) 入試運営委員会：入学試験の実施に関する具体的な案を作成する。
- ② 入学試験の実施にあたっては、特別組織を編成し、入試本部と入試実行グループを設置し必要な体制を構築している。
 - イ) 入試本部：学長を本部長とし、入学試験に関する緊急の対応等、通常の学内の諸規程に基づく審議決定機関の承認を経ずして、必要な措置を講じる権限がある。
 - ロ) 入試実行グループ：実施班、総務班、連絡班、監督班、会場班、整備班、出題班、採点班、集計班、授受班、出張班、誘導班等を組織し、入試実施にともなう各種の業務を機能的に分担している。入学試験の実施体制については大学構成員の総力をもって実施できる体制が整備されている。
 - ハ) 試験監督にあたっては、統一した試験監督業務の遂行基準を定めた「入学試験監督要領」を作成し、試験当日の朝、監督者に配付し説明を行い、厳格・公平な監督を行っている。
- ニ) 採点は、すべての解答紙を採点班（教員）が複数で複数回行い、採点の集計は採点班が複数で複数回行い、より高い正確性を保つようにしている。

以上のとおり、本学の入学試験は、全学的・統一的な入試実施体制を編成して入試の公平性・厳格性を確保するとともに、緊急時における対応体制をも整備しており、適切な実施体制の下で行われている。

2) 今後の課題と改善方策

現在、実施体制に特に問題があるわけではない。今後とも、厳格・公平な実施体制の維持とその効率化に努めていく。

2. 入学者選抜基準の透明性の現状と評価

1) 入学者選抜基準

- ① 「RYUKOKU UNIVERSITY 入試ガイド」を作成し、入学試験の種類毎に入学試験要項を作成し、出願資格、募集人員、試験科目、試験科目毎の配点、試験時間、出願期間、可否判定など必要な項目等を明記して受験生に知らせて、それに沿って入学試験を実施している。
- ② 入学試験の実施後の入学試験問題、合格者数、実質倍率および合格最低点を公表している。また、高等学校に入学試験結果を通知している。特に受験生の多い高等学校に対し

ては合格発表後直ちに入学試験結果および入学試験成績を通知するなど、進学指導窓口に限って情報開示を行っている（ただし、受験生が高等学校への成績開示を望まない場合は結果のみの通知にとどめている）。

- ③入学試験実施後、直ちに外部機関に入学試験問題の検証を委託し、出題が適切であるかなどを検証している。
- ④可否の判定は各学部で教授会で厳正に審議した上で、総合点による合格最低点を設定し、その都度合格者数や実質競争倍率と併せて公表している。

以上のとおり、本学は、入学試験要項上に必要事項を明記し、受験生等に公表するとともに、可否の基礎となった入試成績等入学者の選抜基準を公表することによって、その透明性を確保している。

2) 今後の課題と改善方策

- ①本学では試験日自由選択制を導入し、受験生が受験機会を複数回持てるようにしていることに加え、受験生が得意な科目で受験できるように選択科目を設けている。各科目とも受験生の学習習熟度を測定するため、全ての科目において平均点がほぼ均一になるよう、目標を設定して作問にあたっている。これは、日程間や科目間で著しい得点差を生じさせないため、つまりは受験生にとって日程選択や科目選択による不公平をきたさないための努力であるが、それでもなお、平均点が著しく違う場合には平均値調整法を応用した数式を用い対応している。とはいえ、平均点に著しい差を生じさせない作問が何よりも重要であることから出題精度の向上と評価委員のチェック体制の充実を今後ともさらに努めたい。
- ②本学では進路指導支援の一環と位置づけて高等学校等への成績開示を行っている。これについては、現在も成績開示を求めない場合の判断を受験生に確認をとっているが、受験生が意思表示をしやすいうようにさらなる工夫が必要である。また、2005年4月に施行された個人情報保護法の立法趣旨を尊重して改善を進めていく。
- ③大学入試センター試験の成績を利用した入学試験を実施しているが、これについては本人の入試成績通知および合格最低点の公開を行っていない。慎重な検討を要するが、今後はより透明性を明確にするために公開の方向での検討が必要と考えられる。

第6節 入学者選抜方法の検証（全学）

【入学者選抜方法の検証】

B群・各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

最も多くの志願者を有する一般入学試験ならびに公募推薦入学試験において実施する教科型試験を検証する仕組みについて記載する。その他の推薦入試などにおける選抜方法の検証は課題として取り上げる。

1. 入試問題を検証する仕組みの現状と評価

1) 一般入試・2教科型公募推薦入学試験

公正に問題を作成するために次のような仕組みを導入している。

- ①問題を公正に作成するべく、出題体制を全学的に組織している。出題の適切さ（適合性）を確保するため、出題会議を設置し、出題範囲、出題基準、採点基準など出題、採点に関する事項を審議決定している。さらに各教科別に全学横断的な構成員を組織し、教科出題委員会を設置している。
- ②外部機関にも入学試験問題の検証を委託し、出題が適切であるか、受験生の学習習熟度を正確に計測できるかなどについて合格発表前までに検証している。
- ③高等学校教員が主な構成員である外部団体からの要請に応じて出題経験者が積極的に出向き、意見交換を行っている。
- ④一般入試等の問題を問題集にして高等学校や予備校に積極的に配布している。受験希望者も容易に入手できるよう求めに応じて送付を行っている。また、問題集は入試のイベント会場においても配布している。
- ⑤本学が例年発行している入試ガイドにおいて、科目毎に傾向、問題の例示、問題内容の概要等を掲載して、志願者や進学指導者にも公表している。大学が恣意的な難問奇問の類を一方的に出題することに陥らないようにも工夫している。

2) 入試問題評価委員

1989年度入試から評価委員による精査体制を整備して入試問題の点検・評価を実施している。問題の構成、内容および解答等の点検およびその照合等の評価を行っている。2005年度入試からは、さらなる強化体制を組み、評価委員による正答の提出、完成品の点検を行っている。この実施により、入学試験問題の難易度の適切性、学習習熟度測定の適切さの精度はより高いものになっている。

以上 1)、2) のとおり本学においては、毎年、入試問題を検証しており、適切な検証がされているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

- ①一般入試（公募推薦入試も含む）以外の入試は、募集形態・選抜方法・時期・内容・求める資格等多様である。これらの検証も前述の入学後の成績追跡調査等の結果に基づく慎重な議論を要する。当該入試でどのような学部学生を受け入れたいのかを明確に表現する方式と内容になるよう工夫が必要である。
- ②一般入試等全学的入試については、出題体制、問題評価制度、検証システム等を確立し、出題委員の増員、役割分担の明確化、チェック体制の多重化によって制度の充実がはかられてきた。しかし、数年にわたって委員を担当することで慣れによるミスの誘発が懸念されており、これを防ぐ仕組み作りが重要となる。
- ③特命的業務のため、重責を担う精神的負担や時間的拘束等の軽減課題もある。出題委員は、単年度毎に大多数を入れ替えるなどの方策は取りがたく、数年にわたって委員を務め

るのが通常化しているのが現状である。これらの負担等の軽減には慎重な議論を要するが、手当や負担軽減など引き続き検討する必要がある。

- ④入試の多様化は、多彩な素質を持った学生を受け入れる方法としては有効であるが、限られた人員の中では困難な面がある。例えば大学入試センター試験の活用方法なども改めて検討することが重要となる。本学では他の私立大学に先駆けて大学入試センター試験を利用する試験を導入した。その募集人員は各学部等により異なるが数%に留まり、入学者も極めて限られている。本来、多様化政策の中で、国公立志向の5教科型の受験勉強をしている学部学生を受け入れる目的で始めた制度であるが、入学者が多くない現状では制度の形骸化が心配されるのも事実である。昨今では一部の大学で大学入試センター試験をいわゆる資格試験的に取り扱うことについて議論されているが、本学でもその可能性を検討することが必要となる。
- ⑤2006年度問題、大学全入時代等に対応するには、教育内容の改善・充実、大学の個性・特色を明確化することが先決であろう。教育・就職（キャリア支援）面を含め、大学全体で改革に取り組んではじめて、入試改革は生きるといえる。現在その方向で検討が行われている。

第7節 定員管理（全学）

【定員管理】

A 群・学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性…（表 14）

A 群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

B 群・定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

1. 定員管理の現状と評価

①2005 年度における各学部の（学科・専攻）収容定員の充足状況は、「**大学基礎データ表 14 学部・学科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。

学部 定員等	入学定員 [人]	編入学定員 (内数)[人]	収容定員 (a) [人]	在籍学生数 (b) [人]	b/a [%]
文 学 部	575	0	2,300	2,871	1.25
経 済 学 部	445	0	1,780	2,357	1.32
経 営 学 部	445	0	1,780	2,204	1.24
法 学 部	450	0	1,800	2,389	1.33
理 工 学 部	500	0	1,885	2,186	1.16
社 会 学 部	510	60	2,100	2,467	1.17
国際文化学部	360	50	1,540	1,906	1.24
合 計	3,285	110	13,185	16,380	1.24

※ 文学部の夜間主コースは除く。在籍学生数（b）には、5 年生以上も含む。

②適正な入学者数を確保するためには、過去の入学手続率、他大学の入試日・入学手続締め切り日等のデータを参考にして合格者を発表してきたが、年度によって入学手続者数に誤差が生じることは避けられない。そのため、入学手続者が予想より多くなり、結果として、収容定員を超過してしまうことも起こる。2005 年度は、全学的には 1.24 であるが、経済学部（1.32）と法学部（1.33）は高い。ただし、5 年次以上の在籍者を除くと、経済学部 1.28 と法学部 1.25 となり、全学合計では 1.20 になる。

2. 定員適正化に向けた努力の状況と評価

本学においては、定員を著しく超過している学部・学科等はない。ただし、経済学部と法学部においては、収容定員をかなり超過しているため、来年度以降から、漸次、改善をしていく。

3. 組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況と評価

本学においては、大学の教学と経営の両立の視点から、各学部の定員とその充足率を検討している。それらは第 1 次～第 4 次長期計画の中で、学部の学科増や改組問題、新学部の増設等、教学の充実政策と関連して検討されている。

4. 今後の課題と改善方策

①収容人員（在籍学生数の規模）の適正化を如何にはかっていくかが課題である。そのポイントは、合格者の入学手続率（歩留まり率）を的確に判断することにある。入学試験が多様化し、かつ他大学の入試制度の変更、18 歳人口の急減等の社会的変化とも関連し、常に正確な歩留まり率を推定することは難しいが、データや関係資料を蓄積し、より正

確な判断ができるよう努めていく。

②1.3 を超える学部（学科・専攻を含む）については、年次計画を立てて改善していく。

第8節 退学者・編入学者（全学）

【編入学者、退学者】

A 群・退学者の状況と退学理由の把握状況…（表 17）

C 群・編入学生及び転科・転部学生の状況

1. 退学者の現状と評価

1) 退学者数と退学理由

- ①近年の学部別退学者数の推移は、次のとおりである。毎年、一定数の退学者が出ることは避けられない。「**大学基礎データ表 17 学部・学科の退学者数**」を参照。

（単位：人）

学 部	2002 年度	2003 年度	2004 年度
文 学 部	169	117	132
経 済 学 部	90	71	53
経 営 学 部	52	45	48
法 学 部	59	46	66
理 工 学 部	54	66	47
社 会 学 部	29	22	36
国際文化学部	34	44	34
合 計	487	411	416

- ②全学的には、退学の理由としては、「一身上の都合」という具体的な内容が把握できないものが一番多い。しかし、この中には単位修得が僅少の学生が多く、修学意思を喪失している者も少なくない。また、学費負担等経済的理由により退学せざるを得ない学生も毎年いる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①大学としては、単位修得僅少者への指導、各種奨学金や短期貸付金制度等の各種の支援を行っているが、今後も、その充実に努めていきたい。
- ②退学の原因の1つとなっている経済的な負担問題の背景には、本学も含め私立大学の学費が、国公立大学と比較して高いという実情がある。基本的には、国公立大学との大きな格差を解消していく政策がとられるよう私学が協力し合って、国や関係省庁に働きかけていくことが重要である。

2. 編入学者の現状と評価

1) 編入学者の状況

- ①過去3年間の編入学者数は、次表のとおりである。編入学者は、概して熱心に学修を進めている。編入学生の集団が常に一定数存在することは、学部教育に良い影響を与えている。

(単位：人)

学 部	2003 年度	2004 年度	2005 年度
文 学 部	48	64	52
経 済 学 部	10	13	20
経 営 学 部	5	8	5
法 学 部	12	9	14
理 工 学 部	2	2	5
社 会 学 部	93	65	59
国際文化学部	23	31	48
合 計	193	192	203

- ②文学部、社会学部、国際文化学部集中している(このうち社会学部と国際文化学部は、それぞれ60名と50名の編入学定員を設定している)。他の学部についても、毎年、一定人数が入学をしている。
- ③編入学定員を設定している社会学部と国際文化学部における入学者数の比率(2003～2005年度)は、次のとおりである。

学 部 \ 年度等	入学定員	2003 年度	2004 年度	2005 年度
社 会 学 部	60	93(1.55)	65(1.08)	59(0.98)
国際文化学部	50	23(0.46)	28(0.56)	48(0.96)

- イ) 社会学部は概ね定員を満たす入学者を確保している。
- ロ) 国際文化学部は低い傾向にあったが、漸次、増加している。2005年度においてはほぼ定員を満たす入学者を確保している。

2) 今後の課題と改善方策

前述の、編入学生数の実態を考慮して、2006年度からは、専任教員数等との関連を含め、学部教育の充実の視点から、全学部に編入学定員を設定していく。

第9節 文学部

【入学者受け入れ方針等】

A 群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係…（表 16）

B 群・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【定員管理】

A 群・学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性…（表 14）

A 群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

【編入学者、退学者】

A 群・退学者の状況と退学理由の把握状況…（表 17）

C 群・編入学生及び転科・転部学生の状況

1. 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係の現状と評価

1) 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係

文学部は、次のような受け入れ方針に基づき、学生を受け入れている。

- ① 入学者は入試偏差値という基準で入学を決定しがちであるが、問題意識を持って主体的に学修を進めることができる学生を受け入れる。
- ② 受験能力の向上ということで型にはまりがちな傾向を打破し、多様な個性と資質を備えた学生を受け入れることにより、学部の活性化をはかる。
- ③ 大学教育への門戸を広く社会に開き、大学に対する社会的要請に応えるため、多様な年齢層、多様な社会的経験を経た学修者を受け入れる。
- ④ 現代社会における宗教の意義と果たすべき役割を認識し、幅広い知識を備えた人材を養成して、社会の期待に応える。

このような目標を立てた根底には、大学入試において学力だけを重視するのではなく、人間の多面的な能力や資質を評価して、それに相応しい教育を行いたいという考え方がある。こうしたいわば多様化方針は、人間の多様性を尊重しつつ、自己中心的思想と行動から脱却し、幅広く思考することのできる人格主体の育成をめざす本学の教育理念に基づくものである。

2) 入学者受け入れ方針・入学者選抜方法等との関係

入試形態の多様化の成果として、様々な価値観や可能性をもった学生の受け入れが進んだ。その結果として、正課教育や課外活動だけでなく、学生生活全般にわたる活性化がもたらされた。多様な入試形態とは以下のとおりである。

① 一般入試系（大学入試センター試験利用入試を含む）

- イ) 一般入試（A 日程・B 日程）：この入試は、学力試験による競争型の入試である。文学部における教育に適した学力を有する学生を広範に確保するために、この入試がある。
- ロ) 大学入試センター試験を利用する入試：この入試による入学者の占める比率は小さいながらも、国公立大学をめざして、幅広く学習を進めてきた学生を確保するために行っている入試である。
- ハ) 社会人特別コース入試：社会人の大学での勉学の機会を拓げるため、23 歳以上の社会人を対象に、学力試験を課すのではなく、志望動機と学修意欲を重視して行う入試である。文学部の専門領域に強い関心を持っている社会人を対象にしている。

② 推薦入試系

- イ) 2 教科型公募推薦入試：この入試は、一般入試とほぼ同じ形態ではあるが、入試の英語・国語の成績とともに、高等学校での学習の到達度（教科全体の評定平均

値)を点数化し、入学試験という“点”のみで受験生を評価するだけでなく、日常の学習態度等をも総合して評価・判定してするところに特徴がある。この入試では基礎学力のある入学者の確保をめざしている。

ロ) 指定校推薦入試：この入試は、高等学校での学習の到達度を重視して行う入試である。結果として、指定校推薦による入学者は、学修意欲も高く、日常の受講態度や成績が良好な学生が多い。そのことから、他の学生に良い影響を与え、全体的な教育の活性化に大きく貢献している。

ハ) 関係校推薦入試、教育連携校推薦入試：この2つの入試は、建学の理念を同じくする宗門校から、高等学校での学習の到達度を重視して行う入試である。この入試による入学者は、高等学校において、本学を意識した教育や進学指導を受けるなど、広い意味での高大連携教育が行われているといえる。

ニ) 伝道者推薦入試：この入試は、伝道を志す真宗各派（真宗学科、史学科仏教史学専攻）、仏教各宗派（仏教学科）の得度者（僧籍者）または得度予定者で本学を専願する者を対象に実施している。寺院後継者の育成に役立っている。

ホ) 課外活動選抜入試：この入試は、高等学校における課外活動で顕著な実績を残した者で、なおかつ一定の学習到達度に達した者を受け入れる入試である。この入試制度の導入により、本学の課外活動の水準が上がる等、学内の活性化に貢献している。また、2006年度入試より課外活動選抜入試を、「スポーツ活動選抜入試」と「文化・芸術・社会活動選抜入試」に分けて実施し、より多様な入学者を確保できるよう入試制度の改善を行った。

③入試形態を多様化することにより、文学部入学生における入試形態別入学者数の状況（2001～2005年度）は、「**大学基礎データ表 13 学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移**」のとおりとなっている。

④2005年度の文学部における入学者全体を、一般入試系と推薦入試系に区分した場合、推薦入試による入学者の全体比率は38.3%となっており、適正な比率の範囲内にあるものとする。「**大学基礎データ表 15 学部の入学者の構成（2005年度4月入学）**」を参照。

3) 入学者受け入れ方針とカリキュラムとの関係

①文学部のカリキュラムの特徴は、卒業論文の作成が必修となっていることである。論文作成のプロセスにおいて求められるのは、単なる知識の量ではなく、多面的な思考能力である。したがって、偏差値や受験用の知識だけを見るのではなく、入試形態を多様化することによって、幅広い視点からの体系的・論理的思考ができるような潜在能力を持つ学生の獲得に努めている。

②そのような多様な能力や個性を持った学生を受け入れるには、その学修目的に応じたカリキュラムを編成することが必要となる。文学部では、そのために多彩な学修メニューを用意し、学科や専攻の枠を越えたオーダーメイド型カリキュラムで、学生の興味・関心にあわせた柔軟な学修を可能にしている。

4) 今後の課題と改善方策

①多様な価値観と可能性を持つ学生の受け入れという点では、効果のある入試制度ではあるが、入学後の学修面で、十分な到達度に達しない学生がいることも事実である。例えば、課外活動選抜入試で入学した学生の場合、課外活動と勉学を両立させるためには、入学後のきめ細かな履修指導等が必要である。これまで「チューター制度」を導入してきたが、現在十分に活用されているとはいえない。また、文学部の場合、自由選択コースとして、「心とからだの科学コース」を設置するなど、カリキュラムを含めた学修指導体制も一定程度整備してきたが、あまり効果はあがっていない。

②文学部は多様な分野の人文を擁する学科・専攻で構成されている。学科・専攻が求める基礎的知識の不足を補うためには、入学後の「基礎演習」の授業等において、リメディアル的な教育内容を盛り込む必要がある。

2. 定員管理の現状と評価

1) 収容定員充足率

- ①2005 年度における文学部（学科・専攻）収容定員の充足状況は、「**大学基礎データ表 14 学部・学科の学生定員および在籍学生数**」を参照。
- ②文学部全体としては、収容定員の 1.25 倍が在籍していることになる。全体として高い傾向にある。特に日本語日本文学科は 1.32 となっている。

2) 今後の課題と改善方策

在籍者数を収容定員規模に近づけることが課題である。卒業状況や入試判定時におけるデータの活用等によって、適正な規模に近づけていく。問題は留年者の規模である。低年次から単位僅少者への指導を行う等、留年者を減らしていく対策はとっている。難しい課題ではあるが、厳格な成績評価方法との関係も踏まえ、より徹底した指導を行い、留年者を減少させていく努力も必要である。

3. 退学者の状況と退学理由の把握状況と評価

1) 退学者数と退学理由

- ①過去 3 年間の退学者数は、「**大学基礎データ表 17 学部・学科の退学者数**」のとおりである。
- ②2004 年度の状況で見ると、退学者数は 132 名であり、文学部在籍者数（昼・夜含む）の 3.6%となっており、そう多くはない。
- ③2004 年度退学者(132 名)の内訳は次のとおりである。

・「一身上の都合」	43 名
・「修学意思の喪失」	25 名
・「学費未納」	18 名
・「経済的事情」	11 名
・「他大学入学」	10 名
・「転学部・転学科」	7 名
・「家庭の事情」	5 名
・「就職」	5 名
・「病気」	3 名
・「在学期間満了」	2 名
・「その他」	3 名

以上のとおり、文学部としては、できるだけ退学理由を具体的に把握するよう努めている。最も多い理由は「一身上の都合」ではあるが、それには様々な理由が含まれる。面談指導等を通して把握する限りでは、「一身上の都合」の内実を含め、最も多いのが「修学意思の喪失」、次に「学費未納」、「経済的事情」等の経済的理由によるもの、3 番目に「他大学入学」や「転学部・転学科」、「就職」等の進路変更によるものとなっている。

2) 今後の課題と改善方策

単位修得僅少者への個別指導、オフィスアワー(2005 年度から実施)、学生部や学生相談室の指導等をより一層活用するなどして、学生個人の状況にあわせた指導を行っていく必要がある。

4. 編入学者の状況と評価

1) 編入学者の状況

①文学部各学科・専攻別の過去3年間の編入学者の推移は次のとおりである。

(単位：人)

学科・専攻		2003 年度	2004 年度	2005 年度
真宗学科		19	15	12
仏教学科		8	8	9
哲学科	哲 学	0	3	2
	教 育 学	2	11	10
史学科	国 史 学	1	5	3
	東洋史学	0	1	0
	仏教史学	5	10	5
日本語日本文学科		7	6	5
英語英米文学科		6	5	6
小 計		48	64	52

(注)①指定校推薦編入学試験による入学者を含む。

②2004年度以降は、社会人特別コース編転入学生を含む。

②過去の受け入れ実績を踏まえ、2006年度からは編入学定員を設定し、適正規模の編入学生の確保をめざす。

2) 今後の課題と改善方策

①編入学者には学修意欲の高い者が多い。今後は、いずれの学科・専攻においても、編入学定員に見合う入学者を確保していく努力が必要である。

②指定校推薦編入学試験の対象校は、ほぼ建学の理念を同じくする宗門校に限っているが、今後は、一般の短期大学、4年制大学に範囲を拡げる必要がある。

第10節 経済学部

【入学者受け入れ方針等】

A 群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係…（表 16）

B 群・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【定員管理】

A 群・学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性…（表 14）

A 群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

【編入学者、退学者】

A 群・退学者の状況と退学理由の把握状況…（表 17）

C 群・編入学生及び転科・転部学生の状況

1. 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係の現状と評価

1) 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係

①経済学部は、入学後の経済学の学修を積極的に進めることができる基礎的な学力を持ち、かつ個性ある学生を確保するために、次の3つのタイプの入学試験により入学者を選抜している。

イ) 一般入試系（センター試験利用入試を含む）：一般入試（A 日程、B 日程）では、主要科目の基礎学力を重視し、多様な能力を有する学生を広範囲に集めることを目標にしている。多様な入試形態の中では最も募集人員が多く、学生募集の中心的な役割を担っている。センター試験利用入試は、全体に占める比率は少ないが、経済学に必要な数学重視の受験を課すなど、学部の教育に適った選抜方法を実施している。

ロ) 推薦入試系：指定校推薦入試および教育連携校・関係校推薦による選抜方法は、他大学との併願が多い一般入試とは異なり、本学を専願し、入学後も積極的な学修を進める学生の確保をめざしている。

ハ) 課外活動選抜入試：課外活動入試は、全国レベルに達しているスポーツ選手を選抜し、本学のスポーツ活動の活性化に寄与することをめざしている。また、この入試は、スポーツ以外の課外活動（ボランティア活動や文化・芸術活動など）で実績を残した者にも定員を設けており、広く門戸を開いている。毎年、個性的な学生を迎え、多様な課外活動を通じた教育と正課教育の両立をはかることによって、他の学生にとっても刺激になるような学生の確保をめざしている。

②このように入試形態を多様化することにより、経済学部入学生における入試形態別入学者数の状況（2001～2005 年度）は、「**大学基礎データ表 13 学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移**」のとおりとなっている。

③2005 年度の経済学部における入学者を、一般入試系と推薦入試系に区分した場合、推薦入試による入学者の全体比率は 30.3%となっており、適正な比率といえる。「**大学基礎データ表 15 学部の入学者の構成（2005 年度 4 月入学）**」を参照。

2) 入学者受け入れ方針・入学者選抜方法とカリキュラムとの関係

①3 つのタイプによる受験生の選抜により、多様な個性と能力を有した人材の育成が可能となったが、全体的な問題として指摘すべきことは、基礎学力の低下である。本学部の入学者は、いわゆる私大文系受験型が多く、そのために経済学に必要な数学の知識が十分であるとは言えない状態である。

②この問題に対処すべく、本学部では1年次に数学のリメディアル教育を導入し、経済学を学修するツールとしての数学の復習および補習を推奨してきた。共同開講科目「数学入門」などを積極的に受講するように履修指導を行っている。

③学力低下の問題は、英語の学力とも無縁ではなく、同様にリメディアル教育の一環とし

- て「経済英語の基礎」を開講し、英語教育と経済学教育の有機的連携をめざしている。
- ④課外活動選抜入試で入学したスポーツ系学生に対しては、クラブ活動と勉学を両立させるべく、個々人に対応した学修設計と履修指導を行っている。

3) 今後の課題と改善方策

入学者は、概ね良好な成績を残しているが、一部には、入学後の成績が苦しくない者もあり、問題を残している。

- ①前述の学力低下問題は学修意欲の低下とも密接に関連しており、現代の大学教育が共通に抱える問題でもある。この問題の解決策の1つとして、受験生に目的意識を持たせることがあげられる。すなわち、高校生の段階から、大学で自分が何を勉強したいのか、を考えさせることから始まり、本学部に関しては、高校生にも分かりやすい方法で経済学を紹介することが必要となろう。その具体的な施策として、現在 A0 入試の実施を検討している。3 年前から、本学部では高校 2 年生を対象に「龍谷大学経済学部高校生講座」を開催し、大学教員と高校生の教育的交流の場を設けている。これを継続し、その効果を測りたい。
- ②入試形態別の成績追跡調査を行い、その結果を入試制度改革に活用している。今後は、この追跡調査を、入試形態・高校・受験科目等を変数としてより具体的かつ総合的に分析する作業が必要である。さらに、その分析結果を活用して、より適切な選抜方法に改善していく。今後は、大学側が一方的に入学者を選抜するだけでなく、高校側の進学指導と協調した形で進めていく仕組みも考えたい。

2. 定員管理の現状と評価

1) 収容定員充足率

- ①2005 年度における経済学部収容定員の充足状況は、「**大学基礎データ表 14 学部・学科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②充足率 1.32 倍であり、やや高い。必要な入学者を確保するためには、過去の入学手続率、他大学の入試日・入学手続締め切り日等のデータを参考にして合格者を発表してきたが、年度によって入学手続者数に誤差が生じることは避けられない。今年度は例年より入学手続率が高めであり、入学手続者数が多くなった。

2) 今後の課題と改善方策

卒業延期者は、4 年次卒業年次生のうち、約 10%であり多くはない。したがって、問題は入試合格判定時において、合格者の数をどのくらいにするかということである。入試の種類も多様化し、他大学の合格発表日等の影響もあり、難しい側面もあるが、関係データを蓄積するなど、適切な入学者数を確保するために努めていく。

3. 退学者の状況と退学理由の把握状況と評価

1) 退学者数と退学理由

- ①過去 3 年間の退学者数は、「**大学基礎データ表 17 学部・学科の退学者数**」のとおりである。毎年、退学者が出ることは避けられない。しかし、2002 年度 90 名、2003 年度 71 名、2004 年度 53 名と、過去 3 年間は減少傾向にある。
- ②退学理由は、年度によって多少は異なるが、「一身上の都合」が最も多い。当該学生には退学願の裏面に退学理由をできる限り具体的に記述することを求めているが、学生の個人のプライバシーに係わることなので、必要以上に詳細な理由を質すことはせず、退学願を受理している。このため、「一身上の都合」が最も多くなることはやむを得ない。
- ③「修学意思の喪失」も少なくない。傾向としては「一身上の都合」の次に多い。卒業判定で留年が決定したことにより修学意思を喪失する事例、経済学部に入学したことがミスマッチであった事例が多いといえる。後者の場合は、他大学入学、転学部等により問

題が解決する場合もある。しかし、この進路選択が主体的にできない学生は、あいまいに時を過ごしてしまい、少ない単位取得のまま4年次を迎え、その結果、卒業延期による「修学意思の喪失」で退学となっている。

- ④学費負担等経済的負担で退学願を持参してきた場合は、機械的に受理することはせず、大学の支援措置（短期貸付金制度等）の活用を指導している。それでもやむを得ず退学願を受理しなければならない場合もある。

2) 今後の課題と改善方策

- ①せっかく入学してきた学生が修学意思の喪失や経済的理由により退学していくことは残念なことである。経済学部としては、学年毎に修得単位数の指導基準を設け、その基準に達しない学生（単位修得僅少者）に対して個別指導を行っている。高学年ほど効果は薄いですが、低学年においては個別の履修指導により改善された事例もあるので、こうした取り組みも通じて、できるだけ退学者を減らしたい。
- ②学生の心情を十分にくみ取りながら学生の相談にのり、かつ適切な判断ができる事務職員の育成をはかることも必要である。

4. 編入学生の状況と評価

1) 編入学生の状況

- ①経済学部における過去3年間の編入学生の推移は次のとおりである。

(単位：人)

年 度	2003	2004	2005	合 計
編入学生数	10	13	20	43

- ②経済学部は、次の3つの形態の編入学試験を行っている。

- ・編転入学一般入学試験
- ・指定校推薦編入学試験
- ・外国人留学生3年次編入学試験

これらの試験に基づき、毎年、一定数の編入学生を受け入れている。編入学生数は過去3年間を見る限りは増大傾向にある。

2) 今後の課題と改善方策

前述のような実績があるにもかかわらず、編入学定員が設けられていない。募集要項には「若干名」と表記している。2006年度から、経済学部は2学科に改組されるが、この機会に編入学定員を設け、適正規模の編入学生を確保していく方針である。

第11節 経営学部

【入学者受け入れ方針等】

A 群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係…（表 16）

B 群・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【定員管理】

A 群・学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性…（表 14）

A 群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

【編入学生、退学者】

A 群・退学者の状況と退学理由の把握状況…（表 17）

C 群・編入学生及び転科・転部学生の状況

1. 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係の現状と評価

1) 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係

①経営学部では、全学的な入学者受け入れ方針に基づき、入学者の選抜・受け入れを行っている。すなわち、本学の建学の精神と教育理念・目標を実現するために、多様な個性・能力を持ち、かつ基礎学力を備えた入学者を確保するということである。そのために、入試形態の多様化をはかり、一般入試、推薦入試、特別入試に類別し入学者の選抜・受け入れを行う。

イ) 全学に共通して行われる一般入試、大学入試センター入試を利用する試験は、基礎的な学力を持った入学者を受け入れるために行われるものである。

ロ) 課外活動選抜入試、指定校推薦入試、教育連携校入試は、主に全学的な方針に基づくとともに経営学部独自の視点を加味しつつ、特色ある学生を受け入れようとするものである。

ハ) 2 教科型公募推薦入試は、経営学部独自の教育方針に基づいて、特色ある学生を受け入れようとするものである。2 教科型公募推薦入試には、文系学部共通の英語と国語による入試と、経営学部独自の英語と小論文による入試の2つのパターンがある。前者は、高等学校での学習成果も加味して選抜を行っている。後者は、英語の成績に一定の基準点を設け、その通過者の小論文の成績で選抜する。

②以上のような経営学部独自の入試を通じて、次のような学生の受け入れをはかっている。

イ) 知的好奇心が旺盛で、新しい課題に積極的に取り組もうとする学生

ロ) 企業や組織の運営において高い専門知識を発揮しようとする学生

ハ) 情報や英語などの資格取得をめざす学生

ニ) 情報化、国際化などの現代的な課題に役立てようとする学生

ホ) 大学院への進学をめざす学生

③このような学生を受け入れて、学部教育では、個々人の学修目標に向けて系統的学修を支援している。経営学部では、「最低到達目標」として下記の5つを設定している。

イ) 建学の精神を理解し、社会人として通用する素養と倫理観をもつ。

ロ) 自分の考えを文章で表現し、それを発表し討議する能力を身につける。

ハ) 基本的な財務諸表類を読み、会社の概要を説明できる。

ニ) 広く国際感覚を持った社会人としての素養と語学力を身につける。

ホ) 学修した専門領域での知識を切り口に現代企業の特徴を説明できる。

④経営学は、取り扱う各専門領域が広範囲に及んでいる。一方、入学してくる学生が必ずしも明確な学修目標を持たない場合も見受けられる。したがって、画一的なサポートでは十分な教育効果を上げることは難しい。そうした中で、「基礎学力の涵養はすべての学生に、上積み科目についてはそれぞれの学修目標に応じて柔軟に」という方針に基づいて、次項のようなカリキュラムを展開している。

⑤前述のような入試形態を多様化することにより、経営学部入学生における入試形態別入

学者数の状況（2001～2005 年度）は、「**大学基礎データ表 13 学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移**」のとおりとなっている。

- ⑥2005 年度の経営学部における入学者を、一般入試系と推薦入試系に区分した場合、推薦入試による入学者の全体比率は 36.5%となっており、適正な比率といえる。「**大学基礎データ表 15 学部の入学者の構成（2005 年度 4 月入学）**」を参照。

2) 入学者受け入れ方針・入学選抜方法とカリキュラムとの関係

- ①経営学部では、学部入門科目、専攻基礎科目、専攻科目と大きく 3 つの科目群を配置しており、段階を追って学修できるカリキュラムを提供している。学部入門科目、専攻基礎科目は、全ての学生に共通した学力の涵養をめざすものである。一方、専攻科目は、各人の学修目標に沿って、系統的に履修していくことを可能としている。
- ②このようなカリキュラムの基本的な考え方は、多様な個性・能力を持ち、かつ基礎学力を備えた入学者を受け入れた上で、それぞれの学修目標にそった系統的な履修を指導していくという考えに基づいている。低学年時には、専門的授業科目を学んでいく上で必要な基礎的学力を確実に身につけさせ、高学年時には、それぞれの学修目標に沿って学修していく力を与えるということである。経営学部では、低学年時における導入教育を重視し、経営学に対する関心を高めるよう工夫している。

3) 今後の課題と改善方策

現在のカリキュラムの下では、学生が自らの学修目標を持つことが困難な場合には、単位数だけを揃えて卒業していくということも想定される。現状の履修実態を見ても、系統的履修という点で、不十分な場合も見受けられる。1 人ひとりの学生にいかに関心を持って学修目標を持たせるかということ自体が課題として認識される必要がある。演習における履修指導の強化など、きめ細かな対応を行っていくとともに、専攻科目の開講科目を充実させるなど系統的履修に十分対応したカリキュラムの改革をはかっていく。大学院のカリキュラムとの連携も、重要な課題と認識している。

2. 定員管理の現状と評価

1) 収容定員充足率

- ①2005 年度における経営学部収容定員の充足状況は、「**大学基礎データ表 14 学部・学科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.24 であり、やや高い。その主な理由は、現在の 4 年次生の入学者数が多かったこと（歩留まり率が高かったことが原因）と留年生（82 名）によって、在籍学生数が多くなっていることである。
- ③問題は、今後、1 年次の入学者を適正規模で確保していくことである。2005 年度は、入学定員（445 名）に対して 511 名が入学しており、入学定員比率 1.15 であり適切といえる。

2) 今後の課題と改善方策

入学者の歩留まり率を見込んで個々の入試の合格者数を決める方式は維持せざるをえない。他大学の入試日・合格発表日、近隣諸大学の類似学部学科の創設、受験人口の減少等の流動的な要素が多く、常に正確な判定を下すことは難しいが、できるだけ関係資料の蓄積による傾向判断、合格判定時の諸状況を判断して、適切な数の入学者確保に努めていく。

3. 退学者の状況と退学理由の把握状況と評価

1) 退学者数と退学理由

- ①過去 3 年間の退学者数は、「**大学基礎データ表 17 学部・学科の退学者数**」のとおりである。2002 年度は 52 名、2003 年度は 45 名、2004 年度は 48 名が退学している。ほぼ同じ人数で推移している。学年別では、2002 年度、2003 年度は 4 年次生が最も多かったの

に対し、2004年度は1年次生の退学が最も多くなっている。

- ②「就学意思の喪失」や「一身上の都合」が退学理由として最も多くなっているが、「経済的事情」を理由とする退学も見られる。また、3年次生の場合には、「他大学編入学」を理由とする場合もある。

2) 今後の課題と改善方策

2002～2004年度のデータを見る限りは、1年次生の退学が増加傾向にある。1年次の導入教育や学修支援を通じて、大学生活にスムーズに移行し、経営学に対する関心を持ってもらえるようサポート体制を強化していく。また、経済的事情を理由とした退学については、学部独自での対応は困難であるが、全学的な施策の充実を求めている。

4. 編入学者の状況と評価

1) 編入学者の状況

- ①経営学部の過去3年間の編入学者の推移は次のとおりである。

(単位：人)

年 度	2003	2004	2005	合 計
編入学者数	5	8	5	18

- ②2006年度からは、この受け入れ状態に相応した人数で、編入学定員を設ける方針である(5名を予定)。

2) 今後の課題と改善方策

3年次に編入学した学生は、すでに2年次後期からスタートしている演習に途中から参加することになる。編入学生に対しては、今後とも個々の学修歴に応じたきめ細かな履修指導を行っていく。

第12節 法学部

【入学者受け入れ方針等】

A 群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係…（表 16）

B 群・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【定員管理】

A 群・学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性…（表 14）

A 群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

【編入学者、退学者】

A 群・退学者の状況と退学理由の把握状況…（表 17）

C 群・編入学生及び転科・転部学生の状況

1. 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係の現状と評価

1) 入学者受け入れ方針と教育目標・入学者選抜方法等との関係

①法学部は、学部の教育目標を実現するためには、何よりも基礎的な学力を持ち、法学・政治学の学修に関心のある入学生を確保することが重要であると考え、このことを入試の重要な目標としている。このため、試験の公平性・客観性を重視するとともに、一般入試を入学者選抜の中心としている。最近、入学者の学力が低下傾向にあるとの指摘がある。これは、18歳人口の減少が続く中で大学入学の門が広がったことに起因していると思われる。この難しい状況の中で相応の学力を持った学生を継続的に確保していくためには、教育の質的充実に加えて、受験生にとって魅力のある多様な入試方法について検討し、実施していく必要がある。

②法学部の教育目標を実現する上で、多様な能力を持った学生層を形成するとともに、本学の法学部で学ぶ意欲と基礎学力を持った学生を確保することが重要である。このため法学部は、一般入試を入試の中心に据え、これを補完する形で、大学入試センター入試、各種の推薦入試等多様な入試を実施している。

イ) 一般入試(A 日程・B 日程)・大学入試センター試験利用入試(前期・後期)

一般入試(A 日程・B 日程とも 3 教科/英語、国語、選択科目<日本史、世界史、政治・経済、数学から 1 科目選択>)およびセンター入試を活用する試験(前期:国語、外国語、および地理歴史、公民、数学、理科の 4 教科の中から 1 科目選択/後期:国語、外国語から 1 科目選択、および地理歴史、公民、数学、理科から 1 科目選択)は、基礎学力に優れた学生を確保することを主な目的として実施している。

ロ) 2 教科型公募推薦入試

本入試は、2 教科(英語、国語<配点は各 100>)の学科試験の点数に、高校の成績(評定平均値)を点数(配点 $5 \times 10 = 50$)に換算したものを合計した点数で合否を決している。受験科目については一般入試とほぼ同じ形態ではあるが、入試の英語・国語の成績とともに高等学校の学習の到達度を総合して、基礎学力のある入学者の確保をめざしている。

ハ) 高校を特定した指定校推薦入試は、法学部において学修を希望する学生を確保する方法として有効であり、法学部においては、主に次のような推薦入試により入学者を確保している。

<関係校推薦入試および教育連携校推薦入試>

- ・本入試は、本学と同様に浄土真宗の精神を教育理念の基盤とする一定の高校から学生を受け入れる入試制度である。その選抜は、まず法学部が、出願の要件として一定水準以上の成績(評定平均値)を高校に要求し、高校はその水準に達した生徒を法学部の受け入れ枠の範囲で推薦し、こうして推薦された学生について、

本学が面接と小論文の試験を行って合否を決するという方法で行っている。この入試の特徴は、高校の推薦を基本的に尊重する形で行われる点にある。その理由は、関係校や教育連携校は本学と教育理念を共有しており、そのような高校から推薦された学生であれば、本学の教育理念をよく理解し学業を修めることができると考えられるからである。

- ・また、合格者に対しては、法学部が独自に、合格から入学までの間に成し遂げるべき課題を学生に与え、入学時にそれを提出させている。これは、法学・政治学の学修に向けた動機付けを与えることと入学後に大学の講義にスムーズに対応できる学力を事前に養うことを目的としている。
- ・法学部教務委員会は、学生により提出された課題を確認した後、毎年、5月頃に入学者との面談を行っている。この面談は、大学に対する学生からの要望をヒヤリングする他、本入試のあり方や学生への課題設定（内容や量等）についても慎重に審議する機会としてもとらえている。こうした取り組みは、今後も継続して実施していく。

<指定校推薦入試>

- ・本入試は、本学と必ずしも教育理念を共有するわけではないが、一般入試等で本学を受験する学生数が一定数以上あり、入学後の成績も一定の水準を超える学生を継続的に輩出している高校について、法学部が指定校として認定し、一定水準以上の成績（評定平均値）の学生について、面接と小論文の試験を行って合否を決するものである。
- ・この入試も、関係校・教育連携校入試と同様に、高校の推薦を基本的に尊重する形で行われる。その理由は、本学の教育理念とは異なる高校であっても、本学への入学実績、就学実績が一定水準以上の高校であれば、当該高校において、本学の教育理念が十分に理解され、それに見合った学生が推薦されてくると考えられるからである。
- ・しかし、一部の指定校から推薦がないという事態がある。その割合は少ないが、この入試制度の趣旨からして、学生の推薦のない高校については調査を行って、事態の改善に向けた試みを続けてきている。

<課外活動選抜入試>

- ・本入試は、学業成績以外のスポーツ、芸術、社会活動等で卓抜した実績を残した学生を受け入れるための入試である。本学においては、学生部が高校における学生のさまざまな課外活動を、年間を通じて調査・研究して必要なデータを蓄積している。例えば、野球部、相撲部等の重点サークルでは、毎年、特に有能と認められる選手（高校生）をピックアップしており、これを学生部が課外活動入試の候補として推薦し、法学部が面接と小論文の試験を行って合否を決している。この入試においても、課外活動の実績のほか、高校における学業成績が一定水準（評定平均値）以上に達していることを出願の要件としている。
- ・多様な能力を持った学生を確保し、その能力を伸張させることは大学や学部の教育理念とも一致する。この入試によって入学した学生が、課外活動等で活躍することによって、学内の活性化もはかられている。
- ・課外活動選抜入試については、他の推薦入試と同様に、高校の学業成績をも出願条件にしているため、現在までのところ大きな問題はない。体育会系のクラブ活動に従事する学生については、法学研究科の大学院生等によるチューター制度を利用して学修に遅れがでないようにしている。
- ・また、前述した関係校推薦入試および教育連携校推薦入試と同様、合格者に対して、法学部が独自に、合格から入学までの間に成し遂げるべき課題を学生に与え、入学時にそれを提出させている。この他、法学部教務委員会にて、学生から提出された課題の確認と、それに基づく学生との面談を行っている。こうした取り組み

みは、今後も継続して実施していく。

- ③前述の各入試の定員に対する法学部全体の入学者の構成（2005 年度）は、「**大学基礎データ表 15 学部の入学者の構成（2005 年度 4 月入学）**」のとおりである。これによると、

イ) 一般入試（A 日程・B 日程）とセンター入試の合計が 63.5%、公募推薦入試が 14.7%、関係校・教育連携校推薦入試と指定校推薦入試が 17.2%、課外活動入試が 2.8%となっている。一般入試全体で、定員の 63.5%を確保しており、これに公募推薦入試を加えると、定員の 78.2%を学科試験によって選抜していることになる。

ロ) 法学部入学生おける入試形態別入学者数の状況（2001～2005 年度）は、「**大学基礎データ表 13 学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移**」のとおりとなっている。

ハ) 2005 年度の法学部における入学者を、一般入試系と推薦入試系に区分した場合、推薦入試による入学者の全体比率は 34.7%となっており、適正な比率の範囲内にあるものとする。

- ④法学・政治学を学修するためには、論理的思考力は欠かすことのできない能力である。一般入試（センター入試の活用も含む）および公募推薦入試の入学者の枠が、入学定員の約 80%を占めていることは、基礎的な学力を持った学生を確保するうえでは有効であるが、理工学部を除く 6 学部はほぼ共通する入試問題であるため、必ずしも、法学部の学生として必要な能力をもった学生を選抜するのに最適の入試とはいえない。

そこで法学部において、その必要な能力をもった学生を確保するために、独自入試の導入を検討した。論理的思考力の有無を問うことのできる入試として、高校の成績（評定平均値）や学科試験において理数の成績が良い者を優先する入試、法学・政治学に関する小論文と討論形式の面接によって論理的な思考力をみる入試等が検討されてきた。学部内ではその必要性は共有されているが、その実施体制が整わない等の問題があり、具体化の段階には至っていない。

- ⑤外国人留学生のために、4 月あるいは 10 月に入学できる「外国人留学生試験」を実施し、他国の教育制度にも対応した学生の受け入れをはかっている。主たる使用言語は日本語であるが、海外で一定期間日本語以外の言語が主として用いられている教育機関で教育を受けた学生に対しては、「帰国生徒特別入試」を設け、学生の受け入れを行っている。

2) 入学者受け入れ方針とカリキュラムとの関係

- ①法学部のカリキュラムは、学部内コース（法学コース、法政総合コース、政策科学コース）と学部共通コース（国際関係コース、英語コミュニケーションコース、スポーツサイエンスコース、環境サイエンスコース）の 7 つの履修コースが用意されている。入学した学生は、法律学科・政治学科を問わず、学生の主体的学修目標にしたがって、これらの中から 1 つのコースを選択することができる。したがって入試形態と直結したカリキュラムが組まれているわけではない。

- ②多様な入試形態により、基礎学力をもった学生の確保とともに個性的な能力をもった学生を確保し、入学後、その能力を伸ばすために、学生の学修目的にあったカリキュラムを用意しておくことが重要である。その意味では、2 学科に固定したカリキュラムを組むよりは、2 学科の壁を低くしたコース制のカリキュラムを用意し、学生の主体的学修姿勢に依拠してその能力を伸張させることをねらって、カリキュラムの多様化をはかったことは適切であるといえる。

- ③多様な入試形態による入学者に対しては、1 年次の導入教育としての意味を持つ基礎演習Ⅰ・Ⅱ（1 年次／各 2 単位）において大学における学修方法を身につけるよう指導している。基礎演習は、入学者を 25 名程度のクラスに振り分け、基本的に本学部所属の教員が指導に当たっている。

イ) 基礎演習Ⅰ（前期）は、「大学入門」科目と位置づけ、専門図書の利用の方法、コンピュータの利用の方法、レジュメの作成や発表・討論等のトレーニングを行い、大学での学修に必要なノウハウを身につけることを共通目標としている。

ロ) 基礎演習Ⅱ(後期)において、学科別に合同討論会を開催しており、そこでは各ゼミの代表者数名が学科ごとに設定される共通のテーマ(設問)について発表し、参加者による評価を行い、報告の出来栄を競っている。

1 年次において個人発表・グループ発表と合同討論等の過程を経ることは、大学における基礎的な学修方法を身につけるとともに、個性を伸ばす仕組みとしても有効である。

3) 今後の課題と改善方策

本学においては、入試政策・制度検討委員会等において全学的な入試制度改革が検討されている。その一環として、A0 入試の導入等の新たな入試制度の策定に向けた調査が進められている。法学部では、こうした改革に積極的に取り組みつつも、学部独自の入試改革にも取り組んでいきたい。

- ①一般入試については、近年の傾向として、1 月下旬に行われる A 日程に人気集中しがちであり、A 日程と 2 月 10 日頃に行われる B 日程の定員配分の見直しが急務となっている。同様の傾向は、センター入試の前期日程と後期日程にもみられ、入試実態に即した定員配分の再検討が必要な時期に来ている。また、前述した論理的思考力をみる法学部独自の入試の導入に向けた検討も継続していく必要がある。ただ、この問題は、全学的な A0 入試の動向とも関係するところがあり、相互の歩調を合わせた議論をしていかねばならない。
- ②公募推薦入試(11 月下旬に実施)については、応募者数等入試実績自体は堅調であるが、早期の入学辞退者が最も多い入試となっているという事実がある。このことについて、今後どのような対策をとるべきかが問題である。全学的な議論が必要であり、入試時期、入学金の納入時期等につき再考の余地がある。
- ③関係校・教育連携校推薦入試については、合格者に課している入学準備のための課題について、さらに改善の余地がないかどうかを今後も検討していく。
- ④指定校推薦入試については、本学の全学的な入試改革の一環として、大学政策枠による指定校推薦入試を 2005 年度から実施している。本学では、従来、全学一律に高校での成績(評定平均値)を 3.8 に設定していた結果、いわゆる偏差値の上位の高校になるほど指定校推薦を利用しないという傾向がみられた。前述したように、法学部でも、毎年若干の高校からは推薦者がなく、問題点として指摘されていた。しかし、検討の結果 2005 年度入試より、従来は全学一律であった評定平均値を、法学部のみが指定している指定校に関しては、3.5 まで引き下げて新規に指定する措置をとることができるようになった。その結果、その措置を行った高校からの推薦入学者を確保することができた。今後、このような法学部独自の判断で指定校選択基準を設けることの是非を検討する必要がある。
- ⑤課外活動選抜入試については、従来、課外活動の実績の内容にかかわらず、高校での成績(評定平均値)を一律に設定してきた。入試改革によって評定平均値に合理的な差を設けることが容認されたわけであるから、今後は、課外活動の実績と評定平均値の関係についても見直しの必要が生じてくるものと思われる。
- ⑥法学部が現在採用している柔軟なカリキュラム構成は、学生から支持されており、今後も継続する予定である。しかし、大学院(特に法科大学院)との関係で、特別なコースを用意する必要があるかどうかは、今後検討を要する喫緊の課題となっている。そして、この特別なコースのために、法学部独自の入試を導入するかどうかも含めて検討すべき課題と考えている。

2. 定員管理の現状と評価

1) 収容定員充足率

- ①2005 年度における法学部収容定員の充足状況は、「**大学基礎データ表 14 学部・学科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②いずれの学科も定員充足率が高い。特に法律学科は、1.35 である。この主な原因は、法律学科においては、2004 年度の入学者の歩留まり率が高かったこと、政治学科において

は過去の歩留まり率が全般的に高かったこと、法学部においては卒業延期者がやや多い傾向があること（4年卒業年次生の約20%近くが卒業延期になる）等である。

- ③卒業延期者がやや多い原因としては、厳格な学修指導や成績判定を行っていることと、学生の一部に安易な学修姿勢の者がいることの両方の面が考えられる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①定員充足率が1.3を超えるほど高くなったのは、2004年度の入試において、法科大学院制度発足の影響で法学部人気が向上し、手続率を押上げることになるのを的確に予測できず、法律学科入学生を多くとりすぎたのが原因であるが、これほどの読み違いではないにしろ、毎年一定の誤差が出ている。不確定要素が多く、年度によって入学手続者数に誤差が生じることは避けられないとはいえ、情報収集の仕方等を抜本的に再検討し、より適正な数を確保するために努めていく。
- ②卒業延期者数を改善するために成績評価を甘くするような短絡的な対応はできない。単位僅少者への指導を強化するとともに、1年次の導入教育をはじめ教育課程を通じた指導により、学生の学修意欲を高める努力を継続していく。

3. 退学者の状況と退学理由の把握状況と評価

1) 退学者の状況

- ①過去3年間の退学者数は、「大学基礎データ表 17 学部・学科の退学者数」のとおりである。
- ②単位修得僅少者に対しては、個別指導等により改善に努めているが、毎年度数十名の学生が退学している。

2) 退学理由の状況

- ①経済的事情により退学する学生は各年度3～4名、修学意思喪失を理由とする退学と他大・編入等を理由とする退学がともに10名程度である。
- ②学費や生活費を自分で捻出するためアルバイトに明け暮れ、修学意欲を喪失していくという学生が少なからずいる。

3) 今後の課題と改善方策

学部として対応しなければならない問題は、入学生の希望と学部での実際の学修のミスマッチをなくすために、受験生に対して入学案内やオープンキャンパスなどで法学部での学修についての的確に伝えるということと、入学した学生に対して生活面をも含めた適切な指導を行うということである。後者については、特に単位僅少者への指導を強化する方向で検討していきたい。

4. 編入学者の状況と評価

1) 編入学者の状況

①編入学試験は、本学と同様に浄土真宗の精神を教育理念とする短期大学の一部およびその他の特に指定した短期大学卒業生等を対象に行っている。試験の種類は、次の2種類である。

イ) 指定校推薦編入試験：入学後の成績も一定の水準を超える学生を継続的に輩出している短期大学からの応募者を対象に行う。小論文と面接試験を行う。

ロ) 一般編入試験：それ以外からの応募者に対して行う。専門科目、英語および面接試験を行う。

②法学部各学科の過去3年間の編入学者の推移は次のとおりであり、数は多くはないが毎年入学者がいる。

(単位：人)

年度 学科	2003	2004	2005
法律学科	9	6	10
政治学科	3	3	4
合 計	12	9	14

③2006年度からは、この受け入れ状況に相応した人数で、編入学定員を設定する手続きを進めている。

2) 今後の課題と改善方策

編入学者は、学修目標も明確で意欲が高い学生が多い。しかし、初めて法学や政治学の学修をする学生もいる。そのため入学後の単位認定を適切に行うとともに、ゼミ指導等において本人に見合った指導に努めているが、引き続きそうした努力を行っていく。

第13節 理工学部

【入学者受け入れ方針等】

A 群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係…（表 16）

B 群・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【定員管理】

A 群・学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性…（表 14）

A 群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

【編入学者、退学者】

A 群・退学者の状況と退学理由の把握状況…（表 17）

C 群・編入学生及び転科・転部学生の状況

1. 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係の現状と評価

1) 入学者受け入れ方針と教育目標・入学者選抜方法等との関係

①理工学部は、知的な好奇心や数学や自然科学に関心を持ち、基礎学力に優れた学生を受け入れることを基本としている。このため、入学者の選抜方法は、高校で数学および理系科目を十分履修し、科学的センスのある学生を入学させることの可能な一般入試を中心としている。理工学部で学ぶためには、数学の知識が求められるため、受験者が多い一般入試、公募推薦入試においては数学（記述式）を必須の受験科目として実施している。（ただし、公募推薦入試では物質化学科のみ数学と化学の選択）。

イ）2005 年度の一般入試は、数学、英語、理科（物理、化学の中から 1 科目選択、環境ソリューション工学科は物理、化学、生物学の中から 1 科目選択）の 3 教科で選抜を行っている。さらに数理情報学科では、一般入試（B 日程）で数学と物理の 2 教科を選択し、センター入試の試験科目（国語、英語、数学、理科、地理歴史、公民）から最高点の科目 1 科目を加える方式で併願することができるようにした（センタープラス ONE 方式）。この入試は、学力試験による競争型の入試であることから、理工学部学生の基礎的学力の向上に大きく貢献しており、学部教育に適した学力を有する学生を広範に確保する役割を果たしている。

ロ）大学センター入試を利用した入試は、国語、英語、数学（数学Ⅰ・数学 A／数学Ⅱ・数学 B）、理科の 4 教科 5 科目で選抜している。この入試利用者は、入学者数としては多くはないが、広い分野にわたり基礎学力に優れた学生を確保する役割を果たしている。

ハ）公募推薦入試は、調査書（評定平均値×10）と英語、数学の 2 教科（物質化学科では、数学と化学の選択）を総合して選抜している。調査書を評価対象とする理由としては、高等学校での学習成果を評価するためである。

②また、多様な個性と資質を備えた学生を迎え入れるために、指定校推薦入試、課外活動選抜入試、その他の入試（外国人・社会人・帰国生徒・中国引き上げ者を含む）を実施している。

イ）指定校推薦入試は、理工学部教授会が過去の志願者状況等を勘案して推薦依頼校を指定し、その高校からの推薦を評価して入学者を受け入れている。この入試による入学者は、入学後の成績が比較的良好い。

ロ）スポーツ系・芸術系のいくつかのクラブの中には、全国レベルの水準に達しているクラブもあり、その活動を通して学内に活気を与えている。これは課外活動選抜入試による成果であり、この面では積極的に評価することができる。スポーツ系以外の課外活動を行ってきた学生（情報処理技術者試験・簿記検定等の資格を保有する者、ボランティア活動・文化的活動で活躍してきた者）も勉学に対する目的意識が明確であり、教育効果も高い。

ハ）しかし、関係校推薦、教育連携校推薦、課外活動選抜入試による入学者の中には、

入学後の成績がやや低いレベルにとどまる学生も存在する。中には志望動機が希薄な学生が推薦されるなどの問題もあり、推薦依頼高校との調整が必要な場合も出てきている。特に、スポーツ系の学生はクラブと勉学の両立が難しく、入学後のきめ細かな履修指導等を要する。本学は、入試の多様化政策とともに、受け入れる学生に対してカリキュラムを含めた指導体制を一定程度整備しつつあるが、さらに多面的に検討する必要がある。

- ③このように入試形態を多様化することによって、理工学部における入試形態別入学者数の状況（2001～2005年度）は、「**大学基礎データ表 13 学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移**」のとおりとなっている。一般入試系と推薦入試系に区分した場合、2005年度の入学者におけるその割合は、一般入試系は 63.4%、推薦入試系が 36.5%となっている（「**大学基礎データ表 15 学部の入学者の構成（2005 年度 4 月入学）**」を参照）。

2) 入学者受け入れ方針とカリキュラムとの関係

- ①多様な入試形態で入学した学生は、多様な可能性を秘めている。理工学部は、このような学生の能力を伸ばすために、理学と工学の融合により時代と社会の要請に応える実践力と総合力をもつ技術者を養成することをめざしてカリキュラムを編成している。
- ②具体的には理学系、工学系を区別せず、すべての学科で必ず 2 つ以上の学問分野を融合させた科目構成となるようカリキュラムを編成し、専門分野から理学・工学の幅広い知識までを修得することを可能としている。また、情報リテラシー教育に注力し、コンピュータ関連の科目を基礎から応用まで段階的に用意し、高度な情報処理能力が身につくよう指導を行っている。さらに、卒業研究の成果を高めるためにも、少人数の実験・実習を重視し、きめ細かな指導のもと、実践力と総合力を養わせている。
- ③理工学部の入学者には、高校時代に、数学、理科の基礎を身につけていることが求められるが、多様な入試形態をとることにより、入学者の学力レベルにアンバランスを生じていることも事実である。入学時における基礎学力に差があることは、理工学部の教育目標を達成する上で障害になることから、数学・物理・化学のリメディアル教育を実施している（化学のリメディアル教育は環境ソリューション工学科のみ実施している）。

3) 今後の課題と改善方策

- ①高校時代に理工学の基礎となる物理や数学を十分に勉強せず大学に入学してくる学生が増加する傾向にあり、理工学部においても入学後の教育において支障となっている。従来から、前述のリメディアル教育の実施や少人数教育、チューター制度などにより入学後の基礎学力の向上に努めてきたが、さらに、導入教育の見直しや基礎学力・勉学意欲の向上策など 2006 年度以降入学生に向けてのカリキュラム改革を検討中である。なお、理工学部では 2003 年度新設の 2 学科が 2006 年度に完成を迎えるため、抜本的なカリキュラム改革は 2007 年度スタートを予定しているが、2006 年度には新入生および在生を対象とした、早急に実施すべき施策の実施を予定している。
- ②推薦入試では、数学、物理、化学などを十分学習していることを重視する方針を変更する予定はない。しかし、学科によって事情が異なるため、今後は全学科同じルールとするのではなく、状況に応じたきめ細かい対応を検討したい。特に教育連携校である平安高等学校との間における連携方式は「高校でどこまで学習しておいてもらいたいのか」「どんな学生に入学してほしいか」というアドミッションポリシーを明確に伝えるものであるから、今後はこの方式のバリエーションを他の推薦制度にも応用していく可能性について検討を開始する予定である。

2. 定員管理の現状と評価

1) 収容定員充足率

- ①2005 年度における理工学部収容定員の充足状況は、「**大学基礎データ表 14 学部・学科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。

- ②電子情報学科（1.23）と機械システム工学科（1.22）がやや高いが、特に問題はなく、適正な学生規模を確保している。

2) 今後の課題と改善方策

- ①入試の多様化、受験人口の減少等により、難しい側面もあるが、質・量ともに適正な入学者を確保するためにデータや関係資料を蓄積し、他大学の入試制度の変更や入試日程などの情報を集め、より正確な歩留まり率を推定して的確な合格者数を判定できるよう努めていく。
- ②合格者の中から実際に入学する学生の比率(手続き率)は年によって変動があり、予測が難しく、学科ごとの入学者数の増減があるのは避けられない。特に新設の学科については過去のデータの蓄積が少ないが、年々積み上げられていくデータとその年の変動要因を考え、予測を大幅に超えないよう精度を高めていく必要がある。

3. 退学者の状況と退学理由の把握状況と評価

1) 退学者の状況

- ①過去3年間の退学者数は、「大学基礎データ表 17 学部・学科の退学者数」のとおりである。
- ②理工学部の2002～2004年度における退学者数は、それぞれ54、66、47人となっており、年度によって変動はあるが在学者総数の2%程度の少数にとどまっている。

2) 退学理由の状況

具体的に把握できている退学の理由の中で多いのは「修学意思の喪失」と「他大学入学」である。他は「経済的事情」、「就職」、「一身上の都合」等である。

- ①2002～2004年度における「修学意思の喪失」を理由とする退学は、それぞれ14、20、12人となっている。最近の学生はサークル活動や経済的な理由からかアルバイト等に多くの時間を使う傾向があり、予習・復習に充てる時間が少なくなった結果、授業の理解度が低下したり留年したりすることで学修意欲をなくなってしまう恐れもある。
- ②2002～2004年度における「他大学入学」を理由とする退学は、それぞれ15、11、8人であり、過去3年間を見る限りは減少傾向にあるとも考えられる。
- ③3番目に多い理由が「経済的事情」である。学費未納による除籍も含めると2002～2004年度においては、それぞれ5、13、8人となっている。
- ④4番目に多い理由が「就職」である。2002～2004年度においてそれぞれ8、5、4人となっている。これは「修学意思の喪失」と「経済的事情」の両方が関係しているとも考えられる。

3) 今後の課題と改善方策

- ①「修学意思の喪失」は最も重要視すべき問題であり、その原因をよく調査する必要がある。入学後に気持ちの変化があり勉学の目標を失ったのか、基礎学力の不足によるものか、カリキュラムの内容や教員の指導方法に問題があるのか、入学前と後で自分の思っていた学修内容と違いがあったのかなどの理由をよく調べ、対処できるものは早急に対処することが必要である。
- ②授業の理解度を上げて学生の修学意思の喪失を招かないような指導体制作りが必要であろう。具体的には、チューター制度の充実やオフィスアワー制度の学生への積極的な周知等が考えられる。このうち2005年度後期からは、これまで学科毎に「科目配置型」「常駐型」などのスタイルで導入されていたチューター制度に、初めて学部統一の「常駐型」導入を予定している。学生は都合のいい曜日に相談に行くことができ、以前より行きやすくなることからその効果が期待されている。
- ③「他大学入学」が退学の1つの大きな理由となっている原因は、本学にない専攻分野を志す場合を除いて、本学が第1志望校でなかったためと考えられる。カリキュラムや指

導の充実などにより、そのような学生が他大学へ流出することを防ぐ努力が必要であろう。

- ④「経済的理由」は、親が失職した等の状況が想定される。これについては学生手帳にも記載されているように、奨学金や短期貸付金制度等の救済制度があり、これを利用するよう指導している。また、経済的理由で退学・除籍する学生へは、状況が改善し、学修意欲があれば再入学制度を利用することも勧めている。今後、経済的な理由で学修に集中できない学生を減らすために、全学的に奨学金制度の充実をはかることも検討する必要がある。

4. 編入学者の状況と評価

1) 編入学者の状況

- ①理工学部各学科の過去3年間の編入学者の推移は次のとおりである。各学科の特性にもよるが、毎年、志願者・入学者がともに少ない。

(単位：人)

学科 \ 年度	2003	2004	2005
数理情報学科	0	0	0
電子情報学科	0	1	1
機械システム工学科	1	1	1
物質化学科	1	0	1
情報メディア学科	-	-	1
環境ソリューション工学科	-	-	1
合 計	2	2	5

- ②毎年、入学者がいることを鑑み、この受け入れ状態に相応した人数で2006年度からの理工学部各学科の編入学定員を設定する手続きを進めている。
- ③編入学者の増加対策として、2006年度入試より指定校推薦編入学試験を行うことを決定している。これは、短期大学、高等専門学校について指定校を定め、学長および学校長の推薦を尊重し、面接試験を実施して3年次への入学を認める制度である。
- ④編入学の単位を認定する場合、高等専門学校、専修学校と大学とでは授業時間に対する単位の決め方が異なるほか、類似の授業科目名であっても内容的に一致しない場合がある。認定を厳しくすれば、すでに単位を修得した科目を再度履修することになって学修意欲がそがれる恐れがあり、反対に単位を過剰に認めれば、せっかくの履修の機会を逃し、以後の勉学に差し支える場合がある。カリキュラムが大幅に異なり、3年次編入が困難と思われる場合は、本人の事前了解の下で2年次に編入する場合もある。現在は、個々の状況を判断して教授会において3年次編入学または2年次編入学を決定している。実力があるにもかかわらず授業科目等が一致しない場合は、実力試験を課して、その結果により単位認定の可否を決めるなどの調整手段を設けている。

2) 今後の課題と改善方策

編入学者に対する単位認定は前述のような方法で行っているが、今後とも編入学者の個々の学修歴を判断して、編入学者にとって最適な単位認定のあり方を検討していく。

第14節 社会学部

【入学者受け入れ方針等】

A 群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係…（表 16）

B 群・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【定員管理】

A 群・学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性…（表 14）

A 群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

【編入学生、退学者】

A 群・退学者の状況と退学理由の把握状況…（表 17）

C 群・編入学生及び転科・転部学生の状況

1. 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係の現状と評価

1) 入学者受け入れ方針と教育目標・入学者選抜方法等との関係

- ①社会学部では、学部教育の理念として、「現場主義」ならびに「自主性」の重視を謳っている。この理念を実現するためには、基礎学力に優れ個性ある学生を確保することが必要である。そのため、社会学部では、一般入試と推薦入試を多様な形態で実施している。
- ②基礎学力に優れた質の高い学生の確保を目的とする入学者の受け入れについては、主に一般入試が担っている。例えば、2004 年度入試における社会学部の志願倍率は、一般入試（センター試験利用入試を含む）で約 20 倍と、ほぼ全学平均水準を保っている。さらに、合格者数と入学者数の間のいわゆる歩留まり率でみても約 39.6%と、全学平均（35.8%）を上回っている。こうした面からみて、本学部においては、入試による入学者の選抜機能は十分果たされているといえる。
- ③推薦入試（指定校推薦、教育連携校推薦、関係校推薦、課外活動選抜等）により多様な能力を持った学生を確保している。指定校推薦入試は本学社会学部を専願する者を対象としており、入学目的が明確であり学修意欲も高く、概して入学後の成績は良好である。教育連携校および関係校入試による入学者は、学生層の多様化という側面では貢献している。しかし、入学後の成績が低い者も見られる。
- ④このように入試形態を多様化することによって、社会学部における入試形態別入学者数の状況（2001～2005 年度）は、「**大学基礎データ表 13 学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移**」のとおりとなっている。一般入試系と推薦入試系を区分した場合、2005 年度の入学者におけるその割合は、一般入試系が 69.4%、推薦入試系が 30.2%となっており、そのバランスは適切である。「**大学基礎データ表 15 学部の入学者の構成（2005 年度 4 月入学）**」を参照。

2) 入学者受け入れ方針とカリキュラムとの関係

社会学部の入学者受け入れ方針は、前述したように基礎学力に優れ個性ある学生を確保することにある。この方針に沿って受け入れた学生の学力をさらに高め、大学生としての基礎的思考法を学ぶために 1 年次においてゼミを開講している。また、学生の個性を伸ばすために、ゼミ教育は 1 教員あたり 20 名程度の学生とし、教員が各学生の個性に配慮できるよう考えられている。また、社会学部の教育理念である「現場主義」ならびに「自主性」に基づいて、4 学科ともそれぞれの特徴あるカリキュラムを編成している。

3) 今後の課題と改善方策

- ①一般入試による入学者の水準を今後とも維持していく必要があり、そのためには多数の志願者を継続的に確保していく必要がある。その成否は、いかに魅力的な学部教育が展開できるか、それをいかに有効に PR できるかにかかっている。これらの点について、今後は大学広報誌や学部のホームページ等により積極的に打ち出していく。

- ②多様な入試形態の実施がどの程度多様な学生の確保に繋がっているかについてはデータを蓄積して検討する必要がある。一般入試に比べて各種推薦入試が学生数確保だけの“より広き門”になっていないか、入学後の学生の追跡調査によって検証し、それに基づいて推薦入試の選抜方法を改善していく。
- ③本学部の教育の独自性（現場主義）に対応した入試形態を展開することを検討する必要がある。少なくとも推薦入試における選抜方法、ならびに判定基準においては、こうした「現場主義」を活かした判断基準の導入を検討することは可能だといえる。学部独自の方式として A0 選抜等の入試形態の導入を検討する。
- ④社会学部の教育課程において重視する「自主性」は、問題解決への実践的能力のことを指しており、現行の入試形態で直接判定できるものではない。むしろ、入学後の学修をとおして、そうした能力の芽を掘り起こし、育てていくためのカリキュラム上の工夫に属する事柄であるといえる。ただし、本人との面接を行う推薦入試においては、ある程度のコンセンサスとして判定基準に盛り込むことは可能であり、この点については検討していく。
- ⑤1 年次生のゼミは、1 教員あたり 20 名前後としているが、年度毎の入学者数の変動から、1 教員あたりの学生数が 20 名を超える場合もあり、この点の改善が今後の課題である。
- ⑥教育連携校および関係校からの入学生は、大学入学後の学力の伸びが未だ十分とは言えず、この点の改善は今後の課題といえよう。ただし、教育連携校の 1 つである平安高等学校との高大連携教育の成果を今後、検討することで解決策が見出せるものと期待できる。

2. 定員管理の現状と評価

1) 収容定員充足率

- ①2005 年度における社会学部収容定員の充足状況は、「**大学基礎データ表 14 学部・学科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②コミュニティマネジメント学科が 1.26 とやや高いが、他は適切な学生規模を確保している。
- ③コミュニティマネジメント学科は 2004 年度に開設され、現在、学年進行途上にある。データの積み重ねもないので他学科のデータを参照せざるを得なかった。新学科でもあり、受験生の期待もあったのか、やや歩留まり率が高かった。

2) 今後の課題と改善方策

- ①コミュニティマネジメント学科の適正な入学者数の確保は、データを積み重ね、他大学の類似学科の動向等を収集する等経験を重ねることで、よりの確な判断ができるように努めていく。
- ②社会学部全体としては、適正な学生規模を保っているので、この水準を維持していくよう努める。

3. 退学者の状況と退学理由の把握状況と評価

1) 退学者の状況

- ①過去 3 年間の退学者数は、「**大学基礎データ表 17 学部・学科の退学者数**」のとおりである。
- ②各年度（2002～2004 年度）とも、全体として 30 名前後という数字であり、特に多いというわけではない。

2) 退学理由の状況

- ①2004 年度の退学者（36 名）の内訳は次のとおりである。
 - ・ 修学意思の喪失 13 名

- ・他大学入学 8 名
- ・学費未納（除籍） 8 名
- ・就職 3 名
- ・経済的事情 2 名
- ・一身上の都合（病気等も含む） 2 名

②社会学部では、退学願を提出しに来た学生に対しては、機械的にそれを受理することせず、学生の意思を尊重しながらも、その理由をなるべく具体的に把握して、勉学が続けられないか指導援助を行っている。しかし、わずかな例を除いては、十分に効果を上げるのはなかなか難しいのが実情である。

3) 今後の課題と改善方策

- ①修学意思の喪失の理由の中には、修得単位が少ないために退学に至った学生もいると考えられる。これらの学生に対しては、クラス担任やゼミ教員による面接が行われている。また、退学願を提出してきた学生に対しては、ゼミ教員が面接指導を行っているが、現実問題として、退学者を減らすことはかなり困難である。しかし、今後とも学生の個別の相談にのりながら、その減少に努めていきたい。
- ②2005 年度から、単位修得が少ない学生に対しては積極的にアプローチする努力を行い、学生生活委員会を中心として面接指導を行っている。これにより学生の退学や生活上・経済上の問題に対して、より効果的に関与できるようにしていきたい。

4. 編入学者の状況と評価

1) 編入学者の状況

①社会学部各学科の過去 3 年間の編入学者の推移は次のとおりである。

学 科	編入学定員	2003 年度 (対定員比率)	2004 年度 (対定員比率)	2005 年度 (対定員比率)
社 会 学 科	10	28(2.80)	11(1.10)	13(1.30)
コミュニティマネジメント学科	10	2006 年度から受入		
地 域 福 祉 学 科	20	31(1.55)	27(1.35)	25(1.25)
臨 床 福 祉 学 科	20	34(1.70)	27(1.35)	21(1.05)
合 計	60	93(1.55)	65(1.08)	59(0.98)

②社会学部は編入学定員を設定している。各学科ともその定員を満たしている。当面は、現行の編入学定員枠を維持していく。

2) 今後の課題と改善方策

編入学者の定員管理には特に問題はない。入学後、認定単位数等の関係もあり、編入学者の個別の事情を踏まえて履修指導を行っている。今後とも、編入学者の学修歴に応じて適切な履修指導を行っていく。

第 1 5 節 国際文化学部

【入学者受け入れ方針等】

A 群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係…（表 16）

B 群・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【定員管理】

A 群・学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性…（表 14）

A 群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

【編入学者、退学者】

A 群・退学者の状況と退学理由の把握状況…（表 17）

C 群・編入学生及び転科・転部学生の状況

1. 入学者受け入れ方針と教育目標等との関係の現状と評価

1) 入学者受け入れ方針と教育目標・入学者選抜方法等との関係

- ①国際文化学部は、世界の文化を理解し、国際社会で通用するコミュニケーション能力を持った人材育成をめざしているが、そのためには基礎的な学力を有することはもちろん、多様な価値観を認め、それを共有しながら自分の判断に基づいて活動できる柔軟な考え方をを持った学生を求めている。
- ②このような資質を持った入学者を確保するために、次のような多様な入試選抜方法により、入学者を確保している。現在、学部入試は次の 4 つに大きく分けられる。
 - イ) 一般入試等：一般入学試験(A 日程・B 日程)、大学入試センター試験を利用する試験(前期・後期)
 - ロ) 推薦入試：スポーツ活動選抜入試、文化・芸術・社会活動選抜入試、指定校推薦入試、教育連携校推薦入試、社会人推薦入試、公募推薦入試(2 教科型・英語型、専門高校等対象)、関係校推薦入試、伝道者推薦入試
 - ハ) 留学生等特別入試：帰国生徒特別・中国引揚者等子女特別入試、外国人正規留学生入試(前期・後期)、9 月入学外国人留学生入試
- 二) 編転入試：指定校入試、編転入一般入試、留学生入試
- ③一般入学試験は、国語、英語、選択科目(日本史、世界史、政治・経済、数学の中から 1 科目選択)の 3 教科による選抜であり、私立大学においては一般的な入試であるが、国際文化学部の教育課程を学修するための前提となる基礎学力を備えた入学者の確保を主な目的としている。
 - イ) 2001～2005 年度における一般入学試験への志願者は、「**大学基礎データ表 13 学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移**」のとおりである。近年のピーク時である 2002 年度と比較して、2005 年度の志願者数は大きく減少している(約 30% の減)。
 - ロ) 一般入学試験は基礎学力のある入学者の確保という点では、依然としてその役割は大きい。前述のような低下減少は、より高い基礎学力のある入学者の確保という視点からすると好ましいものではない。背景に 18 歳人口の減少があることは明らかであるが、国際文化学部の教育の質的充実によるアピール度を高めることが求められている。
 - ハ) 大学入試センター試験を利用した入試は、語学(英語、フランス語、中国語、韓国語から 1 科目)に比重を置いた入試を行っている(配点 200 点)。より幅広い基礎学力があり語学力のある入学者を確保するために実施している。合格者に対する入学者の割合は低い(約 6～12%)が、入学者の質の確保に一定の貢献をしている。
- ④国際文化学部の教育課程は実践的なオーラル・コミュニケーション能力の育成を重視しているので、小論文(英語での出題・解答)と面接(英語で実施)で合否判定する学部

独自の英語型公募推薦入試を行っている。この入試による 2004 年度の志願者は 34 人であり、合格者 27 人の内 21 人が入学手続きをしている（手続率 77.8%）。また、2005 年度の志願者は 56 人であり、合格者 35 人の内 23 人が入学手続きをしている（手続率 65.7%）であり、英語を重視した国際文化学部教育の充実に一定の役割を果たしている。

- ⑤国際文化学部の入試の特徴の 1 つとして、外国人留学生（帰国生徒も含む）の募集定員枠を設けて外国人留学生入試を実施していることがあげられる。2004 年度までは 60 名の募集枠であったが、留学生の質の確保と入学後の教育指導体制の整備の観点から、2005 年度から募集枠 40 名に絞った。

イ）留学生の入試に関しては、高等学校の成績、日本語学校での成績および日本語指導教師の推薦状、日本語検定試験の成績等の提出を求めている。学部教育にレベルに達した学生の入学に努めている。単位認定は、一般学生と全く同様の基準に基づく。いままで慎重な面接などを行っている結果、問題なく運営されており、適切なものと判断する。

ロ）近年の入学者は、次表のとおりであり、概ね適切な入学者を確保している。

（単位：人）

入試実施年度	2003	2004	2005
外国人留学生入学数	50	38	35

※2005 年度は 4 月入学のみである。秋季（9 月）入学者は、過去の事例から 10 名以上見込まれる。

国際文化学部の教育の特徴として、外国人留学生が多数在籍している（2005 年度は 194 名）ことにより、キャンパスにしながら国際交流ができる点がある。このことは学生の学修の励みにもなっており、外国人留学生入試は学生の活性化に役立っている。

- ⑥このように入試形態を多様化することによって、国際文化学部における入試形態別の入学数状況（2001～2005 年度）は、「**大学基礎データ表 13 学部・学科の志願者・合格者・入学数**の推移」のとおりとなっている。一般入試等と推薦入試等を区分した場合、2005 年度の入学におけるその割合は、一般入試等（外国人留学生入試も含む）61%、推薦入試等が 39%になっている。「**大学基礎データ表 15 学部の入学者の構成（2005 年度 4 月入学）**」を参照。

2）入学受け入れ方針とカリキュラムとの関係

- ①基礎学力を備え（特に英語を重視）、多様で個性豊かな入学者の確保をめざしている国際文化学部における教育課程は、多文化共生の精神と語学力による国際的なコミュニケーション能力を高め、入学者の能力を多面的に伸ばすためのカリキュラムを用意している。
- ②カリキュラムは、基礎領域において語学と調査などの基礎を柱としておき、また専門領域において 4 つの領域研究軸（生活・思想・芸術・文明）と 3 つの地域研究軸（欧米・アジア・日本）と特定の地域に限定されない総合の区分で編成されている。入学者は自己の問題関心にしがたって、これらの領域研究軸を組み合わせることで学修を進めることができる履修体系を整えている。この意味では、多様な個性を備えた入学者が、在学中にその能力を自由に伸ばすことのできるカリキュラムが提供されているといえる。
- ③英語能力を重視した入学選抜方法による入学者の能力を伸ばすために、外国語 24 単位が必修となっている（卒業要件単位＜124 単位＞の 19.4%を占める）。また、プロフェッショナル英語コース（PEC）が用意されており、このコースの履修者は英語 40 単位が必修である（卒業要件単位＜124 単位＞の 32.8%を占める）。PEC は英語を重視した入学者が、入学後においてもその能力を伸ばすことができるよう条件（バイリンガル教員と英語による授業）を整えており、英語重視型の入試と整合性を保っている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①外国語をツールとした活用できる能力の育成は、国際文化学部教育目標の重点の1つであるが、それに見合う入学者を確保するためには、学部独自の入試形態の導入を検討する必要がある。例えば、2006年度入試から一般入試（A・B日程）の英語の配点を重視する可否判定等の導入する予定である。
- ②一般入試の志願者の減少は、入学生の質の確保と係わる重要な問題である。18歳人口の減少が長期間にわたる背景もあり困難も伴うが、カリキュラム改革などによってニーズに対応できる教育を中心に、広報活動ではホームページによる打ち出し等に努め、できるだけ多数の志願者を確保していく。

2. 定員管理の現状と評価

1) 収容定員充足率

- ①2005年度における国際文化学部収容定員の充足状況は、「**大学基礎データ表 14 学部・学科の学生定員及び在籍学生数**」を参照。
- ②1.24とやや高い。この主な原因は過去の入試において、歩留まり率が予測以上に高かったことによる影響である。

2) 今後の課題と改善方策

過去の入学手続率、他大学の入試日・入学手続締め切り日等のデータを参考にして合格者を発表してきたが、年度によって入学手続者数に誤差が生じることは避けられない。専門知識のある職員を養成し、関連資料を収集する等して、よりの確な歩留まり率を見極めて合格者数を発表できるような努力が必要であろう。

3. 退学者の状況と退学理由の把握状況と評価

1) 退学者の状況

- ①過去3年間の退学者数は、「**大学基礎データ表 17 学部・学科の退学者数**」のとおりであり、2002年度は34名、2003年度は44名、2004年度は34名と、毎年、一定数の退学者が生じている。
- ②学生が退学を希望する場合は、まず個別面談等を実施し、退学理由などを確認している。退学の相談に来る学生は退学の意思を固めていることがほとんどであり、翻すことはほとんどない。面談時に所定の退学届を渡し、保証人との連署での提出を求める。提出され次第教授会で審議し、退学許可となる。先述の退学者数のうち、学生意思による退学でなく学費未納による除籍者は、2002年度は7名、2003年度は12名、2004年度は13名となっている。

2) 退学理由の状況

退学理由の状況として、主に一身上の都合、修学意思の喪失、他大学への編入学、進路変更があげられる。なかには入学の際、目的意識が薄い、国際文化学部で勉強することによって他にやりたい進路が明確になり退学する学生もいる。これとは別に、学費未納による除籍もある。稀に健康上の理由による退学と、死亡による除籍もある。

3) 今後の課題と改善方策

国際文化学部を志望する学生の中に、語学学修のイメージをもって入学することが比較的多く、語学が単なるツールであることに気づくと学修意欲をなくすことがある。本学部の広報活動において、学部の性格をさらに明確にし、誤解がないように努める必要がある。現在、高校への出張講義等では、文化研究が中心で語学はその研究をするためのツールにすぎないことを強調している。

4. 編入学者の状況と評価

1) 編入学者の状況

- ①国際文化学部は、編入学定員（50名）を設けて募集を行っている。近年の編入学入試合格者の入学手続者は次表のとおりである。

（単位：人）

入試実施年度	2003	2004	2005
編入学入学手続者数	23	31	48

- ②定員と比較して、2003、2004年度は約50～60%の充足率であり、やや低い。2005年度はほぼ定員を満たしている（48名、96%）。編入学者は、入学動機も明確で学修意欲が高く、国際文化学部の教育の充実に貢献している。学修意欲の高い編入学者を確保するために、短期大学と協定を結んでいる（23校、41名）が、引き続き適正な入学者の確保に努めていく。
- ③専修学校からの受け入れや短期大学と協定関係を積極的に結ぶことによって編入生の確保をはかっている。もちろん、留学生の編入学も認めることによってより多くの学生に入学のチャンスを提供している。ただし、今後の短期大学の減少が予想されるため、定員枠について検討する必要がある。

2) 今後の課題と改善方策

2007年度からの大学全入時代の到来にともない、特に一部の短期大学からの編入学に期待できない状態にある。このことから、2006年度から募集人員を変更する予定である。編入学定員の減少分については、1年次の入学定員を増加させることで、国際文化学部全体の定員管理の適正化をはかっていきたい。

第8章－2 院生の受け入れ

第1節 理念・目標（全学）

本学は、すべての学部に対応した大学院の教育課程（修士課程・博士後期課程）を設け、研究者の養成、高度の知識を備えた専門的職業人の養成をめざして大学院の拡充政策を打ち出している。

- ①各研究科は、この目標を実現するために大学院の教学の刷新に努め、各研究科が掲げる教育理念・目標を実現するためにふさわしい能力を持った入学者を継続的に確保していく。
- ②私立大学の大学院の環境が厳しくなる中でも優秀な入学者を継続的に確保していくために、大学院教学（教育・研究）の質的充実をはかるとともに、大学院入試制度の改革を進める。

第2節 学生募集方法（全学）

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

1. 院生募集方法の現状と評価

1) 大学院紹介パンフレットの発行

大学院紹介のため、本学すべての研究科の開設授業科目、履修コース（修士課程）等を記載したパンフレットを発行（1,000 部）している。配布方法については、全研究科パンフレットはホームページで紹介*すると同時に、窓口での配布に留めている。

2) 学外への発信

大学院生の募集は、ホームページでの掲載**、雑誌・新聞媒体で年 6 回（5・7・8・10・1 月）の広報を行うとともに、学部学生募集時の相談会においても周知をはかっている。

2. 志願者の推移と評価

①近年の志願者の推移は次表のとおりである。

研究科名		入学定員	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
修士課程	文 学	82	138	143	181	148	149
	経 済 学	30	28	18	24	16	15
	経 営 学	30	37	12	15	11	15
	法 学	25	119	76	75	77	67
	理 工 学	100	90	84	69	100	111
	社 会 学	20	32	17	16	17	17
	国際文化学	15	18	13	11	13	7
	合 計	302	462	363	391	382	381
博士後期課程	文 学	23	44	52	42	25	41
	経 済 学	3	2	3	1	3	1
	経 営 学	3	1	1	1	0	3
	法 学	5	3	7	4	2	5
	理 工 学	12	3	4	1	1	4
	社 会 学	6	7	6	6	4	7
	国際文化学	4	未設置	5	2	5	3
	合 計	56	60	78	57	40	64
総 合 計		358	522	441	448	422	445

②修士課程においては、文学、法学の2研究科は一貫して入学定員を大幅に上回る志願者を集めているが、大学全体として、2002～2004 年度は減少傾向が続いていた。2005 年度入試においては、前年度水準を保っている。2005 年度において理工学研究科が 111 名の志願者を確保したが、これは、学内推薦制度による効果である。一方、経済学研究科と経営学研究科は募集定員を大幅に下回っている。国際文化学研究科も少ない。

③博士後期課程においては、大学全体の志願者は入学定員に達していなかったが、2005 年度は定員を上回る応募者があった。これは、文学研究科の志願者が大幅に増えたことによる。

*ホームページで紹介 : <http://www.ryukoku.ac.jp/admission/shiryo.html>

**ホームページでの掲載 : <http://www.ryukoku.ac.jp/admission/nyushi/daigakuin/index.html>

- ④志願者の減少または伸び悩みは、国立大学や大手私立大学の大学院の拡充政策が影響していると思われる。この傾向は、本学の大学院教学（教育・研究）の質の維持・向上に否定的影響を及ぼす。志願者増のために、大学院入試制度の改革や広報活動の強化等独自の取り組みが求められている。

3. 今後の課題と改善方策

- ①入学者の質を確保するためには、まず志願者の大幅な増員が求められる。志願者を獲得するための広報活動はじめ募集活動は全学的に弱い。志願者増のための独自の取り組みを入試委員会等で検討し、改善していく。
- ②基礎となっている学部から入学者を確保するための方策が必要である。現在、4つの研究科（法学、理工学、社会学、国際文化学の各研究科）が、学内推薦等により早い時期に入学者を確保しているが、全研究科が実施していく方向で検討する。

第3節 門戸開放（全学）

【門戸開放】

A 群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

1. 門戸開放の全学的状況と評価

1) 入試広報による門戸開放

- ① 本学の大学院入試広報は、第2節で評価したとおりホームページ、マス媒体等を通して幅広く行っている。
- ② 本学の7研究科が、他大学卒業生、社会人等多様な院生を確保することは、各研究科における教育研究活動を活性化させる意義をもっている。そのために、本学大学院の教育課程をホームページで広く広報するとともに、大学院入試の過去問題集を作成・公開するなど他大学生が受験する際に有益な情報を提供している。

2) 本学出身者と他大学出身者

- ① 本学大学院の門戸開放の実態を評価する指標として、修士課程における本学出身者と他大学出身者の志願状況等を見ると次表のとおりである（2005年度）。

研究科	志 願 者				入学者手続者			
	本 学	他大学	合計	他大学 の割合 (%)	本 学	他大学	合計	他大学 の割合 (%)
文 学	105	44	149	29.5	66	24	90	26.7
経 済 学	5	10	15	66.7	1	7	8	87.5
経 営 学	4	11	15	73.3	3	5	8	62.5
法 学	29	38	67	56.7	14	8	22	36.4
理 工 学	111	0	111	0	88	0	88	0
社 会 学	10	7	17	41.2	10	4	14	28.6
国際文化学	5	2	7	28.6	3	2	5	40
合 計	269	112	381	29.4	185	50	235	21.3

- ② 修士課程：他大学出身者は、全学志願者の29.4%、入学手続者は21.3%であり、本学大学院の門戸は十分に開放されている。ただし、理工学研究科の他大学の志願者は0、反対に経済学研究科（66.7%）と経営学研究科（73.3%）は他大学出身者の志願者が多く、研究科によって特色がある。
- ③ 博士後期課程：2005年度志願者64人の内、他大学出身者はない。博士後期課程は研究者の養成を目的としており、修士課程からの研究指導の継続性が求められるため、他大学出身者が志願してくることは稀である。

2. 今後の課題と改善方策

本学は、制度として、他大学・大学院、社会人、外国人留学生に対しても広く門戸を開放しており、その限りでは特に問題はない。しかし、今後、国立大学や他の私立大学の大学院の拡充がすすむにつれて、単に制度上の門戸の開放だけでは、優秀な院生は確保できない。本学の各研究科が、現代社会が求める人材養成に応えるような大学院政策の策定と連動した門戸開放が必要である。

第4節 社会人院生の受け入れ状況（全学）

【社会人の受け入れ】

B群・社会人学生の受け入れ状況

1. 社会人院生の受け入れ状況と評価

本学の大学院（修士課程）は、高度の専門性を有する職業人の育成をも目的としている。このため、社会人の受け入れのための入試を行い、各研究科において受け入れている。2005年度修士課程在籍者における社会人の受け入れ状況は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。各研究科における社会人院生の在籍状況は次のとおりである（法務研究科を除く）。

研究科	在籍者数	社会人数	社会人の割合(%)
文 学	206	31	15.0
経 済 学	33	13	39.4
経 営 学	18	17	94.4
法 学	77	28	36.4
理 工 学	168	0	0
社 会 学	26	6	23.1
国際文化学	37	0	0
合 計	565	95	16.8

- ①社会人在籍者の割合は、大学全体としては在籍者総数の 16.8%であるが、経済学、経営学、法学の研究科は高く、社会学研究科も 23.1%を占める。特に経営学研究科は在籍者のほとんどが社会人である。一方、理工学と国際文化学の研究科は0である。ただし、理工学研究科においては、一般入試をととして社会人が入学しており、実態としては社会人が在籍している。この違いは、社会のニーズに起因しているが、各研究科の受け入れ方針の重点の置き方にもよる。
- ②経営学研究科は著しく社会人の割合が高い。2005年度においては、一般の院生は在学しておらず、コース制の教育課程との整合性がとれていない。研究科の教育理念・目標との関係からすれば、一般院生の割合を一定程度高めることが必要であろう。

2. 今後の課題と改善方策

- ①社会人の大学院生は、目的意識が明確でモチベーションも高く、着実に研究成果をあげて修了していくケースが多い。社会人の期待に応えるために、各研究科の社会人向けの教育・研究指導課程の一層の充実に努める。
- ②社会人の志願者は、2005年度 66 名、2004年度 60 名、2003年度 74 名、2002年度 67 名と年度による大きな変化は見られないが、今後とも適正な規模の数で受け入れていく。
- ③経済環境が厳しい現状において、勤労社会人を受け入れる政策として土日開講を経営学研究科で実施している。また理工学研究科においては、優れた業績を持つ社会人に対して博士後期課程の1年修了制を導入した。しかし、入学志望の意欲を持ちながらも勤務状況等から断念せざるを得ない勤労社会人もいる。今後は、こうした社会人の要求にも応える仕組み（企業と大学との連携強化）の検討も行っていく。

第5節 文学研究科

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【学内推薦制度】

B 群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【門戸開放】

A 群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【飛び入学】

B 群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

【社会人の受け入れ】

B 群・社会人学生の受け入れ状況

【定員管理】

A 群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性…（表 18）

1. 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法の現状と評価

- ①文学研究科は、他大学を含む優秀な学部学生や本学の人文学研究に関心の高い社会人、外国人留学生等の多様な入学者を確保し、文学研究科の授業、相互研究交流および学会活動を通じて教育研究活動の高度化をめざしている。
- ②文学研究科は大学院の教育・研究指導を受け、学位論文を作成し得る能力を有する入学者を確保するため、専門科目を含んだ入学試験によって、一般の学生、社会人、外国人留学生の選抜を行っている。修士課程は秋期と春期に分けて実施しており、学内外から広く志願者がある。博士後期課程は春期のみ実施している。
- ③修士課程の入学試験の形態は次のとおりである。

イ）一般入試

外国語筆答試験	・英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択（英語英米文学専攻は、英語に限る）（ただし母語を除く）
専門科目筆答試験	・各専攻ごとにそれぞれの専門領域から出題。ただし、専攻により下記の語学等を含む。 ・真宗学専攻：仏教漢文 ・仏教学専攻：仏教漢文 ・哲学専攻：外国語筆答試験で選択した科目を除き、英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択（ただし母語を除く） ・教育学専攻：出願時に選択した志望専攻領域別の出題 ・国史学専攻：古典漢文 ・東洋史学専攻：古典漢文
口述試験	専攻ごと

ロ）社会人入試

外国語筆答試験	・英語、ドイツ語、フランス語、古典漢文から1科目選択（ただし母語を除く） ・ただし、哲学、教育学、英語英米文学の各専攻は古典漢文以外を選択。
専門科目筆答試験 あるいは論文試験	・真宗学専攻：論文試験に限る。 ・教育学専攻：出願時に選択した志望領域別の出題。臨床心理学領域を選択した場合、論文試験は選択できない。
口述試験	専攻ごと

いずれの入試も外国語の筆答試験を課しているが、社会人入試の場合は、社会人の特性と本学文学研究科の教育課程の特色を考慮し、専攻によっては「古典漢文」をもって、外国語の試験に代えることができる。また教育学専攻臨床心理学領域以外では、論文試験を選択することができるようにしている。論文試験とは、専門的・個別的な設問ではなく、各専攻に関連を有し、かつ広い視野から答え得る試験である。これによって異分野で学んで来た社会人をも受け入れることが可能なように配慮している。

④博士後期課程の入学試験の形態は次のとおりである。

イ) 教育学専攻以外の専攻

外国語筆答試験	・第1群：英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択。(ただし母語を除く) ・英語英米文学専攻は英語に限る。
第2群：外国語筆答試験 (第2群①：英語、ドイツ語、フランス語) (第2群②：サンスクリット語、パーリ語、チベット語、仏教漢文) (第2群③：古典漢文)	
真宗学専攻	仏教漢文に限る。
仏教学専攻	第1群で選択した科目を除き、第2群①(ただし母語を除く)②から1科目選択
哲学専攻	第1群で選択した科目を除き、第2群①から1科目選択(ただし母語を除く)
国史学専攻 東洋史学専攻 日本語日本文学専攻	第1群で選択した科目を除き、第2群①(ただし母語を除く)③から1科目選択
英語英米文学専攻	第2群①のドイツ語またはフランス語から1科目選択(ただし母語を除く)
専門科目口述試験	・修士論文を主とした口述試験および専攻ごとに関連する文献解説

ロ) 教育学専攻

外国語筆答試験	・英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択(ただし母語を除く)
専門科目筆答試験	・教育学、教育心理学から1科目選択
専門科目口述試験	・修士論文あるいはそれに相当する学術論文ならびに今後の研究計画に関する口述試験

指導教員の指導の下に、高度な研究活動ができる能力を持った入学者を確保するために、上記のような試験方法に基づいて入学者を選抜している。

⑤外国人留学生の入学試験の形態は次のとおりである。

イ) 修士課程

外国語筆答試験	・英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択(ただし母語を除く) 試験時間：90分
専門科目筆答試験	・各専攻ごとにそれぞれの専門領域から出題。 試験時間：90分
口述試験	・専攻ごとに専門科目に関する口述試験

ロ) 博士後期課程

外国語筆答試験	・英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択（ただし母語を除く）。 なお英語英米文学専攻は英語に限る。 ・試験時間：90分
外国語筆答試験	・専攻ごとに選択する外国語は異なっている。なお教育学専攻は専門科目筆答試験を行っている。 ・試験時間：90分
口述試験	修士論文を主とした口述試験および各専攻に関連する文献解読

ハ) 2005年度は修士課程に4名、博士後期課程に6名の留学生が入学しており、文学研究科の国際交流を推進する上で役立っている。

2. 学内推薦制度の現状と評価

文学研究科は実施していない。

3. 他大学等への門戸開放の状況と評価

①文学研究科は、入学者選抜方法を広く社会に公表しており、本学の文学部卒業者に限らず学内外から公募している。修士課程各専攻における2005年度の他大学出身者の状況は次表のとおりである。

専攻	志願者				入学手続者			
	本学	他大学	合計	他大学の割合(%)	本学	他大学	合計	他大学の割合(%)
真宗学	32	12	44	27.3	22	9	31	29.0
仏教学	14	2	16	12.5	13	2	15	13.3
哲学	2	2	4	50.0	2	1	3	33.3
教育学	15	18	33	54.5	4	5	9	55.6
国史学	21	4	25	16.0	10	3	13	23.1
東洋史学	9	3	12	25.0	5	2	7	28.6
日本語日本文学	10	2	12	16.7	8	2	10	20.0
英語英米文学	2	1	3	33.3	2	0	2	0
合計	105	44	149	29.5	66	24	90	26.7

②文学研究科全体としては、志願者の約3分の1は他大学出身者であり、この面から見ても本研究科の門戸は広く開放しているといえる。また入学手続者の26.7%は他大学出身者であり、多様な出身経歴を持つ大学院生が入学してくることによって、本研究科の教育・研究活動の活性化に役立っている。

③教育学専攻が志願者および入学手続者ともに他大学出身者の割合が高いのは、臨床心理士の資格取得希望者が多いからである。

4. 飛び入学の現状と評価

文学研究科は実施していない。

5. 社会人院生の受け入れ状況と評価

文学研究科各専攻の社会人の受け入れ状況（2005 年度）は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。

- ①修士課程においては、0 または 1～2 名という専攻もあるが、それは専攻の特性によるものであり、特に問題はない。研究科全体としては在籍者総数 206 名中 31 名（在籍割合 15.1%）であり、概ね妥当である。
 - イ）真宗学 11 名（14.7%）と仏教学 8 名（21.6%）の 2 つの専攻に社会人院生が比較的多いのは、本学文学研究科の特色である。また、教育学 4 名（26.7%）の在籍は、心理学分野のより実践的な教育・研究指導の課程を設けたことによる。
 - ロ）出身層が多様である社会人大学院生の存在は、一般大学院生に対して好ましい影響を及ぼしている。
 - ハ）社会人の入学者のために 5 限（16：45～18:15）、6 限（18:25～19:55）にも、授業を設けており、開講科目数も充実させた。
- ②博士後期課程においては、社会人入試を行っていないため、前述の「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」には、数値が表示されていないが、中学・高校の教員や公務員などの職に就いている社会人大学院生が複数在籍している。

6. 定員管理の現状と評価

文学研究科の収容定員に対する在籍者の状況は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。

- ①修士課程全体では、収容定員の 1.26 倍を充足しており、高度な専門性を有した人材養成の社会的要請に十分に応えている。ただ、定員の充足率が低い専攻として、哲学（0.43 倍）、英語英米文学（0.43 倍）がある。
- ②博士後期課程は、文学研究科全体としては 1.49 倍であり、こちらも社会的要請に十分応えているといえる。

7. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①大学院設置基準第 14 条特例にもとづく社会人学生の受け入れにより、教員は一般学生と社会人学生の両方の指導をすることになり、負担が増加した。社会人学生受け入れの制度上の整備の一環として、教員の負担の軽減を考慮しなければならない。
- ②学部・夜間主コース学生が、社会人学生として大学院へ進学を希望する際に、入試制度上支障がないか点検しておく必要がある。特に、受験資格・試験科目・試験日程等を考慮しておかなければならない。

2) その改善状況

- ①社会人入学者の大部分は入学動機も明確であり研究テーマや目的がしっかりしている。社会人に対しては、少人数教育の利点を活かし、個々のケースに応じたきめ細かな指導を徹底して行っている。また、2005 年度よりオフィスアワーを導入し、個々の研究能力を向上させるために、授業時間外での指導の支援体制も整備した。多少の負担感はあるが、危惧したほどではない。
- ②修士課程において、すでに実施していた社会人入試で対応した結果、特に支障は生じなかった。

8. 今後の課題と改善方策

- ①8 専攻（修士、博士後期）の課程のうち、定員が充足しない専攻がある。修士課程・博士後期課程の教育目標・カリキュラム改革とも連動して今後は1.0倍をめざす。
- ②国際化の進む今日の状態に対応すべく、留学生の受け入れおよび留学先からの帰国の両面にわたって、入学および復学の便宜を考慮し、2005年度より、セメスター制を導入した。このことにより、9月入学の可能性について、検討する必要がある。
- ③大学院教育の充実のためには、優秀な学部学生を入学者として確保していく必要もある。学内推薦入試制度の導入について、各専攻で検討していく。
- ④文学研究科としての特性もあり、外国人留学生の出身が特定の国（中国）に偏る傾向があるが、2006年度から開設が予定されている海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）*の積極的な活用を通じて、大学院生の多国籍化を進める努力をする。
- ⑤人文学の特性として、実学的側面が希薄になりがちである。しかし、真宗学専攻、仏教学専攻の場合、高度な専門性を備えた伝道者養成を目的の1つとして掲げており、その分野の人材養成が課題となっている。

*海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）：後に Ryukoku University Berkeley Center (RUBeC) と呼称することとなった。

第6節 経済学研究科

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【学内推薦制度】

B 群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【門戸開放】

A 群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【飛び入学】

B 群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

【社会人の受け入れ】

B 群・社会人学生の受け入れ状況

【定員管理】

A 群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性…（表 18）

1. 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法の現状と評価

①経済学研究科は、高度専門職業人の養成と経済学分野の研究者の養成をめざして、広範な社会人や優秀な一般院生を確保するとともに、外国人留学生をも積極的に確保し、大学院における教育・研究科活動の高度化と国際交流の活性化をめざして入学者の選抜を行っている。

②修士課程は、一般入試・飛び級入試、社会人入試、NP0・地方行政研究コース推薦入試、帰国学生特別入試・外国人留学生入試により入学者の選抜を行っている。2005 年度入試として実施した入学試験は次のとおりである。

イ）一般入試・飛び級制度入試

専門科目筆答試験	・経済原論、経済史、経済政策、統計学、財政学、公共経済学、民際学、 「NP0・地方行政」から 2 科目選択。ただし、財政・公共経済学研究コース希望者は、財政学と公共経済学の 2 科目を選択すること。
外国語筆答試験	・英語、ドイツ語、フランス語から 1 科目選択。
口述試験	

ロ）社会人入試（研究論文を提出する場合）

・研究論文（400 字詰原稿用紙 30 枚以上）。ただし、民際学研究コースまたは NP0・地方行政研究コース希望者は研究計画（4000 字程度：様式自由）でも可。なお、財政・公共経済学研究コースを希望者の提出論文の対象は、経済学に限定。
口述試験

ハ）社会人入試（研究論文を提出しない場合）

専門科目筆答試験	・経済原論、経済史、経済政策、統計学、財政学、公共経済学、民際学、 「NP0・地方行政」から 2 科目選択。ただし、財政・公共経済学研究コース希望者は、財政学と公共経済学の 2 科目を選択すること。
外国語筆答試験	・英語、ドイツ語、フランス語から 1 科目選択
口述試験	

ニ）NP0・地方行政研究コース推薦入試

経済学研究科と法学研究科共同で開講している NP0・地方行政コースで実施している入試である。

・出願資格：「龍谷大学と、地方自治体および NP0 関連団体との地域人材育成に

係る相互協力に関する協定書」に基づき、各団体より推薦された者。

- ・ 募集人員：1 年制修士課程 5 名、2 年制修士課程 10 名
- ・ 試 験 日：秋期（11 月下旬）
- ・ 試験方法と可否判定：研究計画書・所属団体長推薦書等の出願書類と面接等を総合して判定

ホ）帰国学生特別入試

筆答試験	経済学または数学
口述試験	

ヘ）外国人留学生入試（修士課程・学科試験方式）

学科試験（筆答試験）	日本語
学科試験（筆答試験）	経済学または数学から 1 科目選択
口述試験	

可否判定は学科試験・口述試験および出願書類を総合して行う。

ト）外国人留学生入試（修士課程・書類審査方式）

出願書類による総合評価
・ 日本語または英語による研究論文を含む。

可否判定は出願書類により行う。

- ③ 博士後期課程は、経済学分野の研究者の養成を目的として、次のような入試により入学者を選抜している。2005 年度入試として実施した入学試験は次のとおりである。

イ）一般入試（筆答試験入試）

外国語筆答試験	英語〔1〕…基礎的
外国語筆答試験	英語〔2〕、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語から 1 科目選択
専門科目口述試験	修士論文を持参。

ロ）外国人留学生入試（修士課程・学科試験方式）

学科試験（筆答試験）	日本語〔1〕……基礎的
学科試験（筆答試験）	日本語〔2〕……専門的
専門科目口述試験	修士論文を持参。

可否判定は学科試験・口述試験および出願書類を総合して行う。

ハ）外国人留学生入試（博士後期課程・書類審査方式）

出願書類による総合評価
・ 日本語または英語による研究論文を含む

可否判定は出願書類により行う。

- ④ 海外からの大学院生を論文等による書類審査で受け入れるなど入学方法の多様化を実施して、門戸の開かれた受験制度をとっている。また選抜方法の広報については、各種のメディア・媒体を利用して情報がいきわたることに留意している。
- ⑤ 経済学研究科では、9 月入学のための入学試験を実施している。修士課程においては一般、社会人、外国人留学生を対象とした入試、博士後期課程においては一般、外国人留学生を対象とした入試を行っている。このように受験機会を複数化することによって、受験生のニーズに対応している。9 月入学した学部生が、9 月に卒業した後、引き続き秋期に入学し、翌年度 4 月まで待つことなく、経済学研究科に入学できるように体制を整えている。
- ⑥ 本学は留学生への支援政策の一環として、本学独自の奨学金の整備と学費の 50%減額を

実施している。さらに経済学研究科は、文部科学省、地方自治体および民間団体等の各種奨学金にも積極的に推薦を行い、留学生が受給できるよう努めてきた。その結果、南アジアからの留学生の受け入れが進むなどの成果をおさめている。

- ⑦以上のような多様な入試を実施することによって、2005年度経済学研究科（修士課程）の学生層は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりであり、一般院生 5 人（15.2%）、社会人 13 人（39.4%）、外国人留学生 14 人（42.4%）となっている。また、博士後期課程は 14 人在籍しており、その内 8 人（57.1%）は留学生である。国際交流を活発に行いつつ、高度専門職業人の養成と経済学分野の研究者の養成をめざしている経済学研究科の教育目標を達成する上でふさわしい院生層を構成しているといえる。

2. 学内推薦制度の現状と評価

2005 年度入試までは経済学研究科において実施はしていなかったが、2006 年度入試より経済学研究科修士課程に研究意欲が高く優秀な学部学生を確保することを目標に導入へ踏み切った。今後、学部演習等を通じて、研究指導体制を再考し、学内推薦制度の定着をはかりたい。

3. 他大学等への門戸開放の状況と評価

- ①ホームページや入試広報により広く公募活動を行っており、経済学研究科の教育課程は社会に対して広く開かれている。2005 年度の修士課程志願者 15 人の内、10 人（66.7%）は他大学出身者である。
- ②前述したとおり経済学研究科（修士課程）の院生層の特徴は、社会人や外国人留学生が多いことである。2005 年度在籍者総数 33 人の内、社会人 13 人（39.4%）と外国人留学生 14 人（42.4%）の割合は 81.8%になる。
- ③修士課程の外国人留学生が多いことは、博士後期課程に連動しており、後期課程の在籍者総数 14 人の内、8 人（57.1%）が外国人留学生である。
- ④経済学研究科（修士課程・博士後期課程）の教育・研究指導の課程は、十分に門戸開放がなされており、院生層の多様化は、経済学研究科の教育・研究活動の活性化をもたらしている。

4. 飛び入学の現状と評価

経済学研究科では、他の研究科に先んじて飛び級入学試験を実施し、優秀な院生の受け入れをめざしている。飛び級制度入試における出願資格等は次のとおりである。

1) 出願資格等

- ①学部（他学部、他大学を含む）の 3 年次在籍者で、次のイ）～ニ）のいずれかに該当する者
- イ）2 年次までに修得した必修外国語科目の 2 分の 1 以上が最高評価を得て、志願者の所属学部における卒業要件単位の 2 分の 1 を修得し、かつ、評点の 3 分の 2 以上が最高評価を得ていること。
- ロ）語学に関して次の条項を満たしている者
- (1) 実用英語検定試験の準 1 級に合格している者
- (2) TOEFL® (Test of English as a Foreign Language) のスコアが 550 点以上の者
- (3) TOEIC® (Test of English for International Communication) のスコアが 750 点以上の者
- (4) IELTS (International English Language Testing System) のポイントが

6.0 以上の者

(5)Zertifikat Deutsch als Fremdsprache を取得している者

(6)実用フランス語技能検定試験 2 級に合格している者

ハ) 本学経済学部第 3 年次修了時に、112 単位以上修得見込み（ただし、卒業要件単位のみ対象）で、かつ、専攻科目の修得評点平均 80 点以上が見込める者

ニ) 税理士試験の簿記論および財務諸表論のいずれかに合格している者

②出願資格ハ) で受験した者が 3 年次修了時に、修得単位が 112 単位未満の場合や、専攻科目の修得評点平均が 80 点未満の場合は入学取り消しとしている。

2) 出願の状況

①今までの出願者は、資格ハ) によるものである。出願資格イ)、ロ) については特化した語学力を評価した受け入れ制度、ニ) については税理士試験資格との関連性を重視した受け入れ制度であるが、これら条件に適合した志願者は、現在までいない。

年 度	2001	2002	2003	2004	2005
志願者	2	0	1	0	0
合格者	2	0	0	0	0
入学者	2	0	0	0	0
修了者	2	0	0	-	-

②2001 年度飛び級入学者 2 名のうち、1 名は学部留学生からの入学で、2003 年度経済学研究科修了後、日本の企業に就職している。

5. 社会人院生の受け入れ状況と評価

経済学研究科の社会人在籍状況は前述のとおり、修士課程に 13 人（在籍比率 39.4%）在籍している。経済学研究科で実施している社会人入学試験の出願資格等は次のとおりである。

①次のイ) またはロ) のどちらかに該当する者

イ) 次の(1)から(4)のいずれかに該当するとともに、本大学院研究科入学時まで 2 年以上の就業経験を有する者

(1)大学を卒業または 2006 年 3 月に卒業見込みの者

(2)学校教育法第 68 条の 2 の第 3 項の規定により学士の学位を授与された者

(3)外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4)文部科学大臣の指定した者

ロ) 本大学院研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

②経済学研究科で実施している社会人入学試験では、研究論文または研究計画書を提出することにより、口述試験のみの受験で可否を判定しており、社会人入学試験受験生の大半がこの入学試験制度を利用し、受験している。なお、研究論文を提出しない場合は、一般入試受験生と同様、専門科目筆答試験、外国語筆答試験、口述試験が課せられ、可否判定の対象となっている。

③NP0・地方行政研究コースの社会人入試は、協定に基づいて推薦された者を受け入れている。

④2003 年度、2004 年度における社会人入学試験入学者の修士論文（課題研究）題目は次のとおりである。

イ) 2004 年度修了者

○経済学専攻

・「新日本製鉄誕生」とその経済的効果－「八幡・富士製鉄合併」は経営成果に貢献したか－（課題研究）

○財政・公共経済学研究コース

- ・ 移転価格税制と国際税務戦略
- ・ 使途不明金課税に関する一考察
- 国際学研究コース
 - ・ 環境保全を考慮した社会資本整備の費用対効果に関する研究－道路整備を中心として－
- NPO・地方行政研究コース
 - ・ 指定管理者制度と NPO－市民参加型公共施設管理の意義と課題－
- ロ) 2003 年度修了者
 - 財政・公共経済学研究コース
 - ・ キャッシュ・フロー法人税に関する理論・実証分析
 - ・ 土地譲渡所得課税の問題点に関する一考察－ロック・イン効果を中心にして－
 - ・ 移転価格税制に関する一考察－二重課税の排除を中心として－
 - ・ 寡占的市場における法人税の転嫁と帰着に関する理論・実証分析
 - ・ タックス・ヘイブン対策税制に対する一考察
 - ・ 法人税における租税回避行為の考察
 - ・ 節税と租税回避の境界線－新しい租税回避による否認が行われた事件を題材として－
 - 国際学研究コース
 - ・ 女性と仕事－ある商業高校卒業生の 20 年間の軌跡をめぐる事例研究－
 - ・ ヴェトナムにおける国際 NGO 研究－ローカルパートナーとの共同事業に関する調査をもとに－
 - ・ 出産給付の外国人への適用について－とくに、「国保」を中心とした検証
 - NPO・地方行政研究コース
 - ・ 介護保険における第三者評価についての研究－福祉オンブズマンの果たしうる役割は－(課題研究)
 - ・ デンマークの社会運動と社会実験の場としてのエコ・ビレッジ－新しい価値観と仕組みを生み出す共同体－
- ⑤ 社会人院生は以上のようなテーマで熱心に研究を行っており、その成果を修士論文(課題研究)としてまとめている。社会人入試の成果はあがっていると評価できる。

6. 定員管理の現状と評価

- ① 2005 年度の収容定員充足率は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。
- ② 優秀な院生の確保に努めてはいるが、修士課程の充足率(0.55)は低い。特に学部から進学してくる一般入試による院生を増やす必要がある。学部の教育との連動した教育指導と学内推薦入試の導入、学外広報等による意識的な志願増の取り組みを行っていかなければならない。
- ③ 博士後期課程の在籍者は、一般院生(6 人)と外国人留学生(8 人)の 14 人が在籍しており(充足率 1.56)、特に問題はない。引き続き研究者の養成に努めていく。

7. 前回相互評価申請時(1997 年)にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ① 大学院設置基準第 14 条特例にもとづく社会人学生の受け入れにより、教員は一般学生と社会人学生の両方の指導をすることになり、負担が増加した。社会人学生受け入れの制度上の整備の一環として、教員の負担の軽減を考慮しなければならない。
- ② 学部の夜間主コース学生が、社会人学生として大学院へ進学を希望する際に、入試制度上支障がないか点検しておく必要がある。特に、受験資格・試験科目・試験日程等を考慮しておかなければならない。

2) その改善状況

- ①過度の負担がかからないように努めている。それでも、大学院生のテーマによって、一部の教員に負担がかかってくることは避けられない。
- ②学部の夜間主コースは、2003 年度から学生募集を停止しており、在籍者がなくなった時点で廃止する。学部夜間主コースとの関連で、特に入試制度を考慮しなければならない実態はない。

8. 今後の課題と改善方策

- ①外国人留学生の増加が急であったことから、経済学研究科入学後の教育課程も対症療法的な場合があった。今後、これまでの施策を整理して、入試制度、入学後の教育・研究指導の課程等の改革を行い、外国人留学生にとって「分かりやすい制度」に改めていく。
- ②入試の多様化を進めた結果、これまで想定していなかった受験希望者が現れることも起きている。志願者ニーズに対応できるよう入試制度の整備が求められており、現在、その検討を行っている。
- ③本研究科は、高度な教育・研究指導を担いうる体制の整備に努めてきた。それに応じる形で入試制度の多様化をはかってきた。その結果、毎年、課程博士の学位取得者が現れるようになってきた。今後はその成果をもとに、大学院の教育・研究指導と連携した入試制度の充実をはかることが重要な課題である。

第7節 経営学研究科

1. 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法の現状と評価

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【学内推薦制度】

B 群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【門戸開放】

A 群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【飛び入学】

B 群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

【社会人の受け入れ】

B 群・社会人学生の受け入れ状況

【定員管理】

A 群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性…（表 18）

①経営学研究科は、経営学の各領域に関する研究者の養成や高度な専門的知識を持った職業人を育成するために、修士課程においてはコース制のカリキュラムを編成し、博士後期課程においては院生個別の研究指導体制を整備している。経営学研究科の入学者の選抜は、この教育・研究課程にふさわしい入学者を確保するために、教育課程と連動した入試を実施している。

イ）修士課程においては、「豊かにして自由な学問の場」、「高度な職業人の養成の場」という2つのテーマのもと、社会の発展に貢献する人材の育成を目指し、研究と教育活動に取り組んでいる。修士課程には、アカデミック・コースと社会人の再教育に特化したビジネス・コースを開設している。アカデミック・コースは、高度専門職業人や研究職を養成することを目的としている。また、ビジネス・コースは、日常の企業実務の中で生起する諸問題を専門知識に基づきながら分析し、解決の枠組みを見つめていく基礎的能力を養成するとともに、強い倫理観、責任感、社会的正義感に支えられた高度専門職業人を養成することを目的としている。

アカデミック・コースでは、修士論文を書くことを修了要件としている。修士論文は、学術研究であり、現在国内外で研究されているテーマについて、これまでの研究業績を十分に踏まえたうえで、自分の見解を展開するという内容を要求される。つまり、修士論文を完成するためには、国内外の研究業績を十分に渉猟し、読みこなす外国語能力が必要である。

ビジネス・コースにおいても修士論文を書くことは可能であるが、ビジネス・コースの本来の趣旨は課題研究を書くことにおいている。課題研究は、実務で経験されていることをベースとして、現場で抱えている課題について、実務と理論を有機的に結合させて、より体系的に整理した論文を作成することを企図している。

ロ）博士後期課程においては、3年間一貫した演習指導を行い、「経営学の新しい方向を開拓する研究者の養成」、「国際交流に基づく海外研究者の養成」、「産業界の要請に基づく研究者の養成」という課題を設け、さらに高度な研究と教育を行っている。博士学位申請論文の提出が求められる。

ハ）以上の教育目的に従い、それを実行できる能力を持った院生の確保に努めてきた。

②修士課程の入試は、一般入試（アカデミック・コース）とビジネス・コース入試に分かれている。

イ) アカデミック・コース

外国語筆答試験	・ 英語
専門科目筆答試験	・ 経営学 3 問、会計学 2 問の中から 2 問を選択・解答すること。ただし、入学後、「会計学」専攻予定者は、会計学 2 問を必ず選択・解答すること。
口述試験	

修士課程のアカデミック・コースでは、修士論文を書くために、国内外の研究業績を十分に涉猟し、読みこなす能力が必要であり、専門の知識（経営学、会計学）とともに、外国語の文献を読む力が要求される。これらは、専門科目筆答試験と外国語筆答試験で評価される。

ロ) ビジネス・コース一般入試

筆答試験	・ 小論文（経営学）。ただし、税理士試験免除申請希望者については、小論文に加えて学科試験（会計学）を課す。 ・ 会計学（税理士試験免除申請希望者のみ）
面接試験	・ 学習計画書審査を含む。

修士課程のビジネス・コースでは、課題研究を書くために、経営に関連した課題について、自分の考えを論理的にまとめる能力を要求される。これは小論文で評価される。ビジネス・コースにおいても税理士試験免除申請希望者については、会計学の専門知識を学修しているかどうかが問われる。

ハ) ビジネス・コース秋期特別入試Ⅰ類（本学出身者対象）

筆答試験	・ 筆答試験は免除する。ただし、税理士試験免除申請希望者であって出願資格 2 に該当しない者は、学科試験（会計学）を課す。 ・ 会計学
面接試験	・ 学習計画書審査を含む。

* 出願資格 2 とは、本学出身者（学部・大学院）で、税理士試験の簿記論あるいは財務諸表論のいずれかに合格している者

ニ) ビジネス・コース秋期特別入試Ⅱ類（本学出身者対象）

筆答試験	・ 小論文（経営学）。ただし、税理士試験免除申請希望者については、小論文に加えて学科試験（会計学）を課す ・ 会計学（税理士試験免除申請希望者のみ）
面接試験	・ 学習計画書審査を含む

本学出身者で、出願時において同一企業や官公庁、研究・教育機関等に 2 年以上在職している者、またはそれに準ずる職歴を有すると認められる者（ビジネス・コース秋期特別入試Ⅰ類）、職歴 2 年未満の者（Ⅱ類）に対しては筆答試験を免除している。入試は面接試験だけで受験することができるようにして本学卒業生が受験しやすい環境を整えている。また、本学卒業生には入学金を免除している。また、教育訓練給付制度が利用できるなど経済的にも配慮している。

③ 博士後期課程における入試形態は次のとおりである。

外国語筆答試験	・ 英語、ドイツ語、フランス語、中国語のうちから 2 カ国語選択。
専門科目口述試験	・ 修士論文を対象とする。

博士後期課程においては、修士課程アカデミック・コース以上の研究能力を要求され、国内外の研究業績を十分に涉猟し、読みこなす能力がさらに必要であり、入試において

外国語 2 科目選択が要求される。

2. 学内推薦制度の現状と評価

学部の成績優秀者に対する学内推薦制度は、経営学研究科においては実施していない。

3. 他大学等への門戸開放の状況と評価

- ①入試広報やホームページ等により、学内外に広く志願者の公募を行っている。
- ②2005 年度修士課程志願者（留学生除く）の 15 人中 11 人（73.3%）は他大学出身者である。ただし、志願者が入学定員に及ばない状況が続いているおり、修士課程の教育研究指導やカリキュラムの改革および志願者確保のための独自の方策を見いだすことを検討していく必要がある。

4. 飛び入学の現状と評価

経営学研究科においては実施していない。

5. 社会人院生の受け入れ状況と評価

- ①2005 年度修士課程在籍者 18 人の内、17 人（94.5%）は社会人であり、1 人は外国人留学生で、一般院生は 0 人である。
- ②実態としては、修士課程は、ほぼ社会人のための課程になっている。しかも、その入学者も減少しているのが現状である。

6. 定員管理の現状と評価

1) 修士課程

- ①過去 5 年間の修士課程在籍者数は、次のとおりである。国立大学や近隣の大手私大の大学院拡充政策の影響もあったと思われるが、入学希望者の絶対数が減少している。

2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
51	33	28	23	18

- イ) アカデミック・コース：現在、一般入試（アカデミック・コース）による在籍者はいない。最近（2002～2005 年度）の志願者は、各年度 2 名のみである。その少ない受験生の専門知識、語学力が非常に落ちている。そのため基準点に達せず合格できない場合が多い。また、本学経営学部の卒業生が他大学の大学院に進学している事例もある。これは、本研究科の魅力が減少していることのあらわれといえよう。卒業生のニーズを満たすカリキュラムになっているのか、検討する必要がある。
- ロ) ビジネス・コース：税理士試験制度の変更により、免除科目の削減がなされたためか、税理士免除申請希望者の進学が激減した。昨年度、秋季特別入試で合格した学生 3 名が全員入学しなかった。この原因分析が必要である。

2) 博士後期課程

博士後期課程に進学を希望する社会人は数名いるが、外国語筆答試験（英語、ドイツ語、フランス語、中国語のうちから 2 カ国語選択）が高いハードルとなっているようである。

以上 1)、2) のような背景の下で、2005 年度の在籍者の状況は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。収容定員の充足率は、修士課程 0.3、

博士後期課程 0.11 とかなり低い。2002 年度から急激に入学者が減少し、2003 年度も同様の状態であったので、3 月に 2 次募集（新聞広告）を行った。さらに、2004 年度入試では、卒業生を対象にパンフレットを送付した。しかし、あまり効果はあがらなかった。このような実態からして、収容定員の充足率を高めることは、経営学研究科の存立に係わる当面の重要課題である。どのようにして志願者を増やし、院生を確保していくのか、経営学研究科の一貫した戦略を立て直す必要がある。現在、その検討を行っている。

7. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①経営学研究科のビジネス・コースについては、土曜日開講科目の増加を希望する社会人学生の要望もあるが、学部科目の開講形式との兼ね合いなどから組みにくい面もあり、さらに検討を加える必要がある。
- ②大学院設置基準第 14 条特例にもとづく社会人学生の受け入れにより、教員は一般学生と社会人学生の両方の指導をすることになり、負担が増加した。社会人学生受け入れの制度上の整備の一環として、教員の負担の軽減を考慮しなければならない。
- ③学部の夜間主コース学生が、社会人学生として大学院へ進学を希望する際に、入試制度上支障がないか点検しておく必要がある。特に、受験資格・試験科目・試験日程等を考慮しておかなければならない。

2) その改善状況

- ①土曜日開講科目の増加を希望する学生の要望を受け入れて、2003 年度より土日開講を実施している。クォーター制の導入による 2 単位科目を配置し、日曜日にも 7 科目を開講している。
- ②入学者の減少により、結果としてこの課題は解消された形になっている。しかし、一般院生の激減は研究科の教育目的との関連で看過できない問題であり、改善方策を検討していく。
- ③夜間主学生も 2004 年に 2 人、修士課程（ビジネス・コース）へ入学している。

8. 今後の課題と改善方策

- ①本学の卒業生が本学の大学院に進学せず、他大学の大学院に進学しているという現状に鑑み、そのニーズを理解し、それに対応したカリキュラムと教育方法を早急に構築しなければならない。また、学部からの推薦制度を実施することも併せて検討していく必要がある。
- ②博士後期課程入試において、外国語筆答試験が高いハードルとなっているようであり、この改善が必要である。
- ③社会人ビジネス・コースにおいても、入学生が減少しているが、潜在的ニーズはあると考える。土日開講、学費が他大学に比べて安いなど本研究科の強みはまだある。現在履修している社会人に聞くと、インターネットを検索して応募した学生が多い。PR 次第によってはまだ受験生を確保できると考える。

第8節 法学研究科

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【学内推薦制度】

B 群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【門戸開放】

A 群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【飛び入学】

B 群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

【社会人の受け入れ】

B 群・社会人学生の受け入れ状況

【定員管理】

A 群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性…（表 18）

1. 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法の現状と評価

- ① 法学研究科は、建学の精神と護憲の精神を教育理念・目標として、研究者の養成と高度の専門的知識を持った職業人の育成をめざしている。この目標を達成するために、修士課程においては5つの教育・研究指導コース（法学コース、専修コース、政策学コース、国際学コース、NP0・地方行政研究コース）を設け、博士後期課程においては、院生の研究テーマに則した法学・政治学分野の個別研究指導体制を整備している。法学研究科の入学者の選抜は、本学研究科の理念・目的を達成するためにふさわしい研究能力を持った多様な入学者を確保することを目標としている。
- ② 修士課程は、優秀で多様な能力を持った入学者を確保するために次のような入試形態をとっている。

イ）一般入試

筆答試験 (2科目選択)	・法哲学、憲法、行政法、国際法、刑法、民法、商法（保険・海商法を除く）、労働法、社会保障法、刑事訴訟法、刑事学、民事訴訟法、税法、政治学、日本政治史、西洋政治史、行政学、第三世界政治論、国際政治学、公共政策論（地域政策を含む）および外国語（英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択）から2科目選択
-----------------	--

ロ）社会人入試（研究論文を提出する場合）

・研究論文は400字詰原稿用紙30枚以上の論文、あるいは、それに相当するもの（例えば、雑誌論文、新聞投稿論文等）とする。
口述試験

ハ）社会人入試（研究論文を提出しない場合）

筆答試験 (1科目選択)	・法哲学、憲法、行政法、国際法、刑法、民法、商法（保険・海商法を除く）、労働法、社会保障法、刑事訴訟法、刑事学、民事訴訟法、税法、政治学、日本政治史、西洋政治史、行政学、第三世界政治論、国際政治学、公共政策論（地域政策を含む）から1科目選択
口述試験	

- 二）学内推薦入試：優秀な本学法学部卒業生を大学院生として確保する方策として、法学研究科においては学内推薦入試を実施している。

・出願資格：卒業見込者で、前年度終了時の全科目のGPAが2.10以上の者

- ・試験日：6月下旬
- ・試験方法：口述試験
- ・合否判定：在学中の法学部専攻科目の学業成績、口述試験および志望理由書等を総合して判定

ホ) NP0・地方行政研究コース推薦入試：経済学研究科と共同で開講している NP0・地方行政コースの入学者を確保するための入試である。

地方自治体や市民活動など分権社会において活躍する高度専門的な資質を有する人材を育成することを目的とする NP0・地方行政研究コースは、公共政策に関する総合的な研究機会・学修機会を提供するとともに、地域の行政・市民活動に直結した実務教育を通じて、分権社会が求める多様かつ高度な要求に応えうる人材を養成することを教育目標としている。この教育目標に準じ「龍谷大学と、地方自治体および NP0 関連団体との地域人材育成に係る相互協力に関する協定書」を各団体と締結し、これらの団体から推薦された者を受験対象者とする推薦入学試験を実施している。この入学試験による入学者には、選考のうえ学費相当額（入学金、授業料、施設費）を1年度に限り給付する特別の奨学金制度を設けており、経済的支援も含めた人材育成に取り組んでいる。

- ・出願資格：本学と人材育成に関する協定を締結した地方自治体および NP0 関連団体より推薦された者(協定先の一覧は、下記の表のとおりである)。
- ・募集人員：1年制修士課程 5 名、2 年制修士課程 10 名
- ・試験日：11 月下旬
- ・試験方法と合否判定：研究計画書・所属団体長推薦書等の出願書類と面接等を総合して判定

【「NPO・地方行政研究コース」における相互協力に関する協定書締結団体】

府県名	自治体名		府県名	NPO 団体名	
京都府	京都市	1	京都府	きょうと NPO センター	1
	宇治市	2		気候ネットワーク	2
	亀岡市	3		京都市ユースサービス協会	3
	長岡京市	4		京都ユースホステル協会	4
	向日市	5	滋賀県	滋賀総合研究所	5
	京丹後市	6		淡海文化振興財団	6
	精華町	7		まちづくり役場	7
滋賀県	近江八幡市	8	大阪府	NPO 政策研究所	8
	長浜市	9		あおぞら財団	9
	草津市	10		全労済近畿地方本部	10
	湖南市 (旧：甲西町)	11		近畿労働金庫	11
	※米原市 (旧：米原町 山東町)	12		大阪ボランティア協会	12
	浅井町	13		多文化共生センター(大阪)	13
	※高島市 (旧：新旭町)	14		寝屋川あいの会	14
	※甲賀市 (旧：甲南町)	15	奈良県	奈良 NPO センター	15
大阪府	野洲市 (旧：中主町)	16		ならまちづくりセンター	16
	大阪市	17	兵庫県	CS 神戸	17
	枚方市	18		シンフォニー(阪神 NPO 連合会)	18
兵庫県	箕面市	19		日本アクティブライフクラブ	19
	芦屋市	20		たかとりコミュニティセンター	20
三重県	三重県	21	愛知県	パートナーシップ・サポートセンター	21
			東京都	日米コミュニティ・エクスチェンジ	22
				日本太平洋資料ネットワーク	23

※市町村合併後、更新できていない協定先

へ) 外国人留学生のための入試：外国人留学生には、一般入試や学内推薦入試の他、次のような留学生対象の入試を実施している。

《9 月入学 外国人留学生入試》

- ・出願資格：外国の国籍を有し、学校教育における 16 年間の課程を修了した者
- ・試験 日：6 月下旬
- ・試験方法：小論文（日本語）・口述試験
- ・合否判定：学科試験、口述試験および出願書類を総合して判定

《4 月入学 外国人留学生入試》

- ・出願資格：外国の国籍を有し、学校教育における 16 年間の課程を修了した者
- ・試験 日：11 月下旬
- ・試験方法：小論文（日本語）・口述試験
- ・合否判定：学科試験、口述試験および出願書類を総合して判定

なお、上記の留学生入試の他、特別留学生対象の外国人留学生入試も実施している。

③前述した多様な入試を実施することによって、修士課程においては入学定員（25 名）を上回る志願者を確保している。

イ) 学内推薦入試は 2002 年度から実施している。2004 年度入試は 20 人（全志願者 77 人中 26.0%/入学手続者 12 人）、2005 年度入試 14 人（全志願者 67 人中 20.9%/入学手続者 8 人）であり、優秀な院生の確保に役立っている。

ロ) NPO・地方行政研究コース入試により、1 年制修士課程においては、2004 年度は 7 人、2005 年度は 3 人の入学者を確保しており、概ね順調である。今後、協定先を

さらに広げる等の努力を続け、募集人員枠の確保をめざす。

ハ) 多様な入試を実施することによって、在籍している院生（77 人）の構成も、一般 44 人(57.1%)、社会人 28 人(36.4%)、外国人留学生 5 人(6.5%)と多様化し、法学研究科の教育・研究活動の活性化をもたらしている。

- ④博士後期課程においては、将来、研究者として自立して研究活動を展開できるだけの研究能力を持った入学者を確保するために、外国語と修士論文を主とした口述試験によって入学者を選抜している。

外国語筆答試験	・ 英語、ドイツ語、フランス語から 1 科目選択
専門科目口述試験	・ 修士論文を主とした口述試験

イ) 一般院生が一定数継続的に在学していることにより、博士後期課程の志願者は概ね順調に確保してきている（2001 年度 3 人、2002 年度 7 人、2003 年度 4 人、2004 年度 2 人、2005 年度 5 人が入学）。

ロ) その結果、2005 年においては 13 人在籍し、研究活動の活性化につながっている。

2. 学内推薦制度の現状と評価

- ①学内推薦入試は前述した方法で適切に実施されている。
②学内推薦入試は、2002 年度から実施されている。その状況は次のとおりである。

年 度	2002	2003	2004	2005
志願者	7	23	23	14
合格者 (A)	7	22	22	14
入学手続者 (B)	7	17	12	8
入学手続率 (B/A) %	100	77.3	54.5	57.1

イ) 年度によって異なるが、優秀な志願者を確保する方法としては役立っている。

ロ) 合格者に対する入学手続率は減少傾向にあり、各大学での法科大学院設置を含む大学院拡充策の影響があると推量される。引き続き、修士課程の教育指導体制の充実に努め、優秀な院生の確保をめざしていく。

3. 他大学等への門戸開放の状況と評価

- ①法学研究科は、修士課程・博士後期課程ともに、広く他大学・大学院出身者に向かって開放されている。
②2005 年度修士課程における志願者（67 人）と入学手続者（22 人）の内、他大学出身者はそれぞれ 38 人（56.7%）、8 人（36.4%）である。また外国人留学生も、2005 年度在籍者（77 人）の内 5 人在籍（6.5%）している。修士課程は学内外に広く門戸を開放している。

4. 飛び入学の現状と評価

法学研究科においては実施していない。

5. 社会人院生の受け入れ状況と評価

- ①2005 年度修士課程における在籍者（77 人）中、28 人（36.4%）は社会人である。
②社会人院生は、研究目的が明確で熱心に研究しており、他の院生に対して良い刺激にな

っている。

6. 定員管理の現状と評価

- ①2005 年度在籍者は、修士課程 77 人で収容定員（50 人）に対して 1.54 倍である。博士後期課程は 13 人で収容定員（15 人）に対して 0.87 倍である。
- ②収容定員充足率は、修士課程がやや多いが概ね適切といえる。

7. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

大学院設置基準第 14 条特例にもとづく社会人学生の受け入れにより、教員は一般学生と社会人学生の両方の指導をすることになり、負担が増加した。社会人学生受け入れの制度上の整備の一環として、教員の負担の軽減を考慮しなければならない。

2) その改善状況

法学研究科においては、2005 年度においては 28 名の社会人が修士課程に在籍している。社会人に対しては、その研究テーマに則して指導を行っており、社会人も概して主体的に研究活動を進めている。教員の側に負担感はあるが、特別に負担軽減を考慮しなければならない段階ではない。

8. 今後の課題と改善方策

- ①法曹養成を目的とする法科大学院の開設にともない、法学研究科における教育体制の見直しが求められる。特に、法曹以外の多様な法律専門職や近時の専門的知識のニーズの拡大を念頭においた教育体制の整備とともに、従来からの研究者養成システムについての改編を総合的に検討する必要があると認められる。それらと連動するかたちで入試のあり方も検討していく必要がある。
- ②近年、税理士志望の院生が増え、税法関連科目を担当する教員の負担が増大してきている。教育の質を維持するためには、全学的な観点から税理士志望者の指導体制について検討する必要があるが、その充実が見込めない場合には、法学研究科内に税理士コースを設けて入学定員を定めるなど、入試における対応についても検討をしないといけない。

第9節 理工学研究科

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【学内推薦制度】

B 群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【門戸開放】

A 群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【飛び入学】

B 群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

【社会人の受け入れ】

B 群・社会人学生の受け入れ状況

【定員管理】

A 群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性…（表 18）

1. 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法の現状と評価

①理工学研究科教育理念・目標である「仏教の思想を基礎に置き高度の専門知識を有する科学技術者を育成し、日本の社会に貢献すると共に、科学技術のあるべき道に導く指導者を育てる」ことを実現するために、研究能力の高い入学者を確保することをめざしている。

②修士課程においては、各専攻領域の研究に求められる基礎的な知識を持った入学者を確保するために、次のような入試を行い、入学者の選抜を行っている。

イ）一般入試（秋期・春期の2回実施）

入試日程は、秋期は下表のとおり2日間実施。春期は1日で筆記試験と面接を実施

第1日	外国語	・英語
	専門基礎	・数理情報学専攻：線形代数（必答）に加えて、微積分、力学、計算機システムの3科目から2科目を選択して解答 計3科目 ・電子情報学専攻：数学（微積分・微分方程式、線形代数）、物理（力学、電磁気学） 計2科目 ・機械システム工学専攻：数学、物理 計2科目 ・物質化学専攻：数学、物理、化学 計3科目
	専門選択	・数理情報学専攻は9問中4問選択、他の3専攻は7問中4問選択 ・電子情報学専攻は下記の7問を出題 I.情報基礎（情報理論、情報数学、オートマトン） II.ハードウェア（デジタル回路、コンピュータアーキテクチャ） III.ソフトウェア（アルゴリズム、プログラミング言語、オペレーティングシステム、通信プロトコル） IV.通信工学（伝送路、変復調、交換） V.電気回路（電気・電子回路） VI.電子工学（固体物理、半導体工学） VII.応用数学（複素関数、フーリエ・ラプラス変換）
第2日	面接 （口頭試問）	専攻ごと

ロ) 学内推薦入試

理工学部 of 優秀な学生を本学理工学研究科に確保するために、2005 年度入試から実施している。

- ・ 出願資格：次の 2 要件を満たす者
 - ・ 龍谷大学理工学部を 2005 年 3 月卒業見込みの者
 - ・ 各専攻に在籍し次の推薦基準を有する者
 - ・ 数理情報学専攻：3 年次終了時の GPA が 2.00 以上、または、それと同等の学力を有すると認定された者
 - ・ 電子情報学専攻：3 年次終了時の GPA が 2.70 以上
 - ・ 機械システム工学専攻：3 年次終了時の GPA が 2.60 以上
 - ・ 物質化学専攻：3 年次終了時の GPA が 2.20 以上
- ・ 試験 日：5 月下旬
- ・ 試験方法：口述試験
- ・ 合否判定：理工学部在学中の学業成績、口述試験および出願書類などを総合して判定

- ③ 博士後期課程は、高度な研究能力を持ち、自立した研究者として活動できる素養をもった入学者を確保するために、修士論文あるいはそれに相当する学術論文ならびに今後の研究計画に関して、専門分野の外国語も含めた内容に関する口述試験によって入学者を選抜している。
- ④ 国立大学や有力私大の大学院の入学定員が増加し、他大学からの優秀な入学者は多く見込めない現状では、優秀な学部生に対して、早期に大学院進学へのモチベーションを高める方策が重要である。優秀な学部生を対象とした大学院科目履修制度、修士課程を最短 1 年で修了できる制度と併せて、学内推薦入試制度の運用による志願者確保の効果に期待したい。

2. 学内推薦制度の現状と評価

- ① 前述のとおり 2005 年度入試より学部での成績優秀者に対して修士課程への推薦入学制度を設けたが、これにより志願者が増加した（2004 年度 100 人から 2005 年度 111 人）。2005 年度入試の志願者 111 人の内、学内推薦入試の志願者数は 44 人（39.6%）であり、志願者全体の約 4 割を占め、志願者を確保する上で大きな役割を果たしている。
- ② 学内推薦入試合格者の 2005 年度入学手続者数は、35 人（手続率 79.5%）である。
- ③ 学内推薦入試については第 1 期生が入学したところであり、入学後の研究活動や成果については今後継続的に追跡調査を行い、必要な改善を行っていく予定である。

3. 他大学等への門戸開放の状況と評価

- ① 入試部の広報をとおして学外にも広報をしているが、他大学出身者の志願者は多くない。2005 年度入試における志願者のうち他大学出身者は、修士課程 0 名、博士後期課程 2 名であった。
- ② これは研究指導における専門性の継続等、研究科の特性によるものであると思われる。理工学研究科ではこれまでに、優秀な社会人の入学を促すため、後述の優れた研究業績を挙げた者に対する在学期間短縮制度の導入のほか、入学資格における「修士学位取得者と同等以上の学力」の審査方法を統一的に定めるなど、受け入れ方法や制度の改革を行ってきた。今後も引き続き博士後期課程の受け入れ方針等の整備を行っていく予定である。これらの施策は直接的には他大学出身者の増加を目的として実施するものではないが、結果としてそのような効果も期待でき、研究科の活性化につながるものと考えている。

4. 飛び入学の現状と評価

理工学部・理工学研究科においては、学部4年次の「特別研究（卒業研究）」を重視する立場から、「飛び入学」の制度は採用していない。

5. 社会人院生の受け入れ状況と評価

理工学研究科では社会人入試は実施していないが、開設以来一定数の企業在籍者を含む社会人院生を受け入れてきた。

2005年度博士後期課程在籍者6名のうち、企業勤務経験者は4名（受験時在職者3名）であり、そのうち2名は引き続き企業に籍をおいたまま理工学研究科で研究を行っている。

6. 在学期間の短縮制度の現状と評価

①修士課程1年修了制

成績優秀な学生について、在学期間を短縮できる修士課程1年修了制を導入し、2005年度から運用を開始した。これにより時間的制約と学費負担が軽減できることから、勉強意欲の高い学生の進学を促進することができる。

具体的な運用としては、上述の学内推薦入試に合格した学生に対し、大学院入学以前に最大10単位の大学院科目の履修を認め、大学院入学後単位を認定する。修士課程1年修了制をめざす者は、入学前に大学院科目10単位を取得していることが条件になっており、これにより大学院入学後研究に専念することができ、修士課程の在学期間を最短1年に短縮することが可能になる制度である。

理工学研究科では、前述のとおり学部4年次の卒業研究の重要性を鑑みて「飛び入学」は実施していないが、この制度は、学士課程4年間と修士課程をあわせた6年間を5年間に短縮して一貫指導する制度としての側面も持っている。

②博士課程の在学期間短縮制度

優れた研究業績を持つ社会人に対しても、在学期間を短縮できる博士後期課程の1年修了制を2005年度から導入した。これは、すでに研究業績が十分あり、博士論文を1年で執筆できる可能性のある社会人に対し、教員がさらに綿密な指導をして学位の取得を推進するものである。また、期間の短縮によるレベルの低下を防止するため、博士後期課程1年修了希望者には「高度専門研究特別講義」の受講を義務づける。

なお①および②のいずれの場合も、期間を短縮して修了することが可能であるかどうかは、最終的にその研究業績により判断することとしており、入学当初から1年での修了を保証するものではない。このことにより、期間の短縮による教育研究水準の低下を防ぐ仕組みである。「2005年度履修要項(理工学研究科)」(19頁)を参照。

7. 定員管理の現状と評価

2005年度の収容定員充足率は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。

①修士課程：修士課程全体の定員充足率は0.84であり、やや収容定員を下回っている。特に電子情報学専攻(0.56)と数理情報学専攻(0.68)はかなり下回る結果になっているが、機械システム工学専攻と物質化学専攻では収容定員規模を確保しており(1.06)、適切な状態にある。

理工学研究科では、一部の専攻において入学定員を確保できない状況が続いてきたが、2004年度から志願者の増加傾向が見られ、特に2005年度には学内推薦入試を導入したことにより、入学定員の9割近くを確保することができた。理工学研究科にとって志願者の増加は、優秀な院生を確保していく上で重要な課題であるとの視点に立ち、学部の

教育と連動した教育指導と学内推薦入試の導入、学外広報等による意識的な志願者増の取り組みを、引き続き行っていく必要がある。

- ②博士後期課程：博士後期課程の在籍者は、2005年度現在、電子情報学専攻2名と物質化学専攻4名であり、研究科全体の収容定員の充足率は0.17となり、かなり低い。一方、今年度の入学者は4名であり、ここ数年来の低迷を脱して増加傾向に転じている。この原因は、前述の、在学期間短縮制度の導入のほか、入学資格における「修士学位取得者と同等以上の学力」の審査方法を統一的に定めるなどの施策の効果であると考えられるが、今後とも継続的に募集活動を行うなどの努力が必要である。

【理工学研究科入学者数の推移（単位：人）】

年 度		2001	2002	2003	2004	2005
課程区分・専攻						
修士課程	数理情報学専攻	8	9	6	20	15
	電子情報学専攻	13	19	13	13	13
	機械システム工学専攻	27	13	20	21	30
	物質化学専攻	19	25	16	23	30
	合 計	67	66	55	77	88
博 士 後期課程	数理情報学専攻	0	0	0	0	0
	電子情報学専攻	1	0	0	0	2
	機械システム工学専攻	0	0	0	0	0
	物質化学専攻	1	3	1	1	2
	合 計	2	3	1	1	4

8. 今後の課題と改善方策

理工学研究科では、2003年度新設の2学科（情報メディア学科・環境ソリューション工学科）に大学院設置を予定しており、定員充足率の改善は、新設大学院の方向性のみならず既存4専攻の活性化のためにも重要な課題であると位置づけ、数年来検討を重ねていくつかの改善施策を実施してきた。2005年度にはその効果が現れ始めているが、さらなる努力が必要であることはいうまでもない。そのためには学生が進路について具体的に検討を始める時期に合わせて、進学のための、これまで以上にきめ細かなガイダンスを行うことや、また修士課程も視野に入れたカリキュラム編成のモデルプランを提示することで、早くから選択肢のなかに大学院進学をイメージさせ、進学者増につなげることなどが検討課題となっている。なお、現在明らかになっている個別の課題は次のとおりである。

- ①学内推薦制度：修士課程においても入学定員の6～7割程度しか確保できない状況が続いていたが、2005年度入試から学内推薦入試を導入したことにより、成績優秀者の進学が増加する兆候が見られ、入学者も定員の9割近く確保することができた。今後はこの傾向を継続させ、定着させる必要がある。
- ②修士課程1年修了制：前述のように学生が進路選択にあたり、早くから大学院進学をイメージさせていく方針を、さらに受験生に対しても展開していく必要がある。特に短期で修了できるこの制度の存在は、優秀な高校生を本学に入学させ、大学院に進学させる吸引力となる可能性があり、また、在学生の勉学意欲を高める効果があると考えられる。この制度はまだ端緒についたばかりであるが、今後、学力レベルを下げずにいかに多くの実績を作っていくかが1年修了制の成否の鍵となる。追跡調査を実施して教育課程としての完成度を高めると同時に、入試広報のなかでも、受験生に対してもこの制度のメリットを積極的に周知していく必要があると考える。
- ③博士課程1年修了制：この制度は、社会人を本学に呼び込む吸引力になる可能性がある。特に、将来は論文博士制度がなくなり、課程博士制度のみとなる可能性があり、その場

合には社会人にとって短期間で学位を取得できる魅力のあるシステムであることから、一定の需要が見込まれる。学外実習受け入れ企業や、産学連携事業を通じて関係のある企業を中心に、これについても積極的に広報をしていく予定である。

第 10 節 社会学研究科

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【学内推薦制度】

B 群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【門戸開放】

A 群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【飛び入学】

B 群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

【社会人の受け入れ】

B 群・社会人学生の受け入れ状況

【定員管理】

A 群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性…（表 18）

1. 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法の現状と評価

①社会学研究科は、社会学と社会福祉学に係わる領域を研究する専門家の養成および福祉現場において高度の専門知識をもった職業人の育成をめざすために、現代社会の諸課題に対して意欲的に研究する院生を確保することを目標にして入学者の選抜を行っている。

イ）修士課程においては、社会学・社会福祉学両専攻の定員を満たすことと、本学出身者が定員の半分になることを目標として取り組む。

ロ）博士後期課程においては、社会学・社会福祉学両専攻の定員充足に向けて、また、他大学出身者割合を定員の約半分にすることを目標として取り組む。

②修士課程の入試形態は、次のとおりである。

イ）一般入試（秋期・春期）

外国語筆答試験	英語、ドイツ語、フランス語の中から 1 科目
専門科目筆答試験	社会学専攻：社会学概論（社会学史を含む） 社会福祉学専攻：社会福祉原論（社会福祉史を含む）
口述試験	

ロ）社会人入試（秋期・春期）

専門科目筆答試験	論文試験（各専攻の専門領域から出題）
口述試験	

ハ）推薦選抜入試

2004 年度入試から優秀な学部卒業者を確保するために、推薦選抜入試を導入している。

- ・出願資格：次の 2 要件を満たす者
 - ・大学卒業見込みの者または卒業した者
 - ・出願時に専門科目の 50%以上が A 評価（80 点以上）の成績を取得している者
- ・試験日：6 月頃
- ・試験：口述試験
- ・合否判定：口述試験の結果、成績証明書、志望理由書および研究計画書を総合的に審査して判定

③博士後期課程の入試形態は、次のとおりである。

イ) 一般入試

共通外国語筆答試験	英語
選択外国語筆答試験	専門英語（専攻領域）、ドイツ語、フランス語から1科目選択
専門科目口述試験	修士論文を主とした口述試験および各専攻に関連する文献解説

ロ) 社会人入試

書類記入
専門科目口述試験（各専攻に関連する口述試験）

④前述のような入試形態の下で志願者を募っているが、過去5年間の状況は次のような特徴がある。

イ) 両専攻とも修士課程の入学定員は10人であるが、社会学専攻においては2001年度と2004年度を除いて、その後、志願者は入学定員を下回っており、減少傾向にある。社会福祉学専攻においては2004年度を除いて、概ね入学定員を超える志願者を確保している。

ロ) 博士後期課程の入学定員は両専攻とも3名であり、志願者が定員を割っている年度もあるが、概ね順調といえる。博士後期課程の収容定員を充足するためには、修士課程が相応の規模を保つ必要がある。

ハ) 修士課程の志願者を2001年度並みに回復することが必要であるが、国立大学等における大学院拡充の影響を受けており、難しい。当面は、教育・研究指導課程の充実をはかりながら、定員以上の志願者を確保していくよう努める。

⑤以上のような多様な入試形態を実施してきたことにより、2005年度における社会学研究科（修士課程）の院生の構成は、一般20人（76.9%）、社会人6人（23.1%）となっている。博士後期課程は一般8人、社会人8人となっている。多様な院生の構成は、社会学研究科の研究活動の活性化に貢献している。

2. 学内推薦制度の現状と評価

①推薦選抜入試は、2004年度入試から実施している。2004年度は8人（社会学専攻6人、社会福祉学専攻2人）、2005年度は4人（社会学専攻0人、社会福祉学専攻4人）の志願者があり、その全員が合格し、入学手続をしている。

②入学試験実施時期は6月と、かなり早めである。第1期入学者がまだ修士課程を修了しておらず、入学者の研究成果等についての評価は今後待つところであるが、優秀な内部進学者を確保する方法として有益である。

③もともと本学出身者の進学志願者が少なかったことを改善するために実施された制度であるが、学部生に対する大学院広報や学部生と院生との交流が乏しいところが問題である。院生と学部生との交流会の開催等、積極的な広報・交流の機会を設ける必要がある。

3. 他大学等への門戸開放の状況と評価

①社会学研究科は、入試広報、ホームページ等を通じて広く入学者を募っている。

②2005年度修士課程における他大学出身者の志願者の割合は、全志願者中17名中の7名（41.2%）、博士後期課程においては全志願者14名中の4名（28.6%）である。

③社会人も修士課程6人、博士後期課程に8人在籍している。

④これらのことから社会学研究科は広く社会に開放されており、特に問題はないといえる。今後は、社会学研究科の教育研究活動を広く広報し、志願者の増加をはかることが重要である。

4. 飛び入学の現状と評価

社会学研究科においては「飛び入学」の制度は採用していない。

5. 社会人院生の受け入れ状況と評価

- ①2005 年度においては、修士課程 6 人（社会学専攻 0 人、社会福祉学専攻 6 人）、博士後期課程に 8 人（社会学専攻 4 人、社会福祉学専攻 4 人）が在籍している。社会学専攻では修士課程に社会人は在籍していないが、特に問題はない。
- ②社会福祉学専攻においては社会人の院生の占める割合は、修士課程 6 人（37.5%）、博士後期課程 4 人（80%）である。これは社会福祉系の高度職業人や研究者の養成という社会的ニーズに応えるものであり、妥当といえる。

6. 定員管理の現状と評価

- ①2005 年度の収容定員充足率は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。
- ②修士課程の充足率は社会学専攻が 0.5、社会福祉学が 0.8 で、研究科の全体では 0.65 とやや低い。
- ③博士後期課程の収容定員充足率は研究科全体では 0.89 と概ね妥当な水準ではあるが、社会福祉学専攻では 5 人の在籍者で 0.56 となっており、やや低い。社会学専攻では 11 人で 1.22 となっており、妥当である。
- ④まずは、学部教育と連動した教育研究指導の改革や推薦選抜入試の活用、学外広報等によって修士課程の志願者を増やしていくことが必要である。

7. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①社会学研究科社会福祉学専攻については、入学希望者が多く、社会人枠の見直しを検討する必要がある。
- ②大学院設置基準第 14 条特例にもとづく社会人学生の受け入れにより、教員は一般学生と社会人学生の両方を指導することになり、負担が増加した。社会人学生受け入れの制度上の整備の一環として、教員の負担の軽減を考慮しなければならない。

2) その改善状況

- ①1997 年以降、社会福祉学専攻の在籍人数は、定員を基準にして適正規模を保つ努力をしており、社会人の規模を特に見直す状態にはなっていない。
- ②上記①と同様の理由で、今のところ過重負担にはなっていない。

8. 今後の課題と改善方策

- ①修士課程の志願者増をはかり、優秀な大学院生を確保することが何よりも重要である。特に、修士課程においては、社会学専攻の定員不充足の状況が続いている。このため、社会学専攻における大学院のあり方、位置付け等の基本事項の検討と、それに基づく改善策を打ち出すことがもとめられる。修士課程・博士後期課程の社会人および他大学出身者の受け入れ等も含めて、研究科内に検討委員会を設けて、検討していく。
- ②修士課程については、学部学生と大学院生との交流が少ないことも改善課題である。担当教員を中心に具体的な方策について検討していく。
- ③博士後期課程については、他大学出身者の受け入れを含めて、これまでの実態を調査し、改善策を見いだしていく。

- ④社会福祉学専攻では、福祉現場職員や看護現場職員のキャリアアップの場としての需要が今後ますます高まることが予想される。福祉系専門職大学院の設置も視野に入れながら、サテライトキャンパス等、利便性を含めた検討を進め、充実策を打ち出したい。
- ⑤2004年度入試から実施した推薦選抜入試については、入学者の実態調査等を行い、その充実に努めていく。

第 1 1 節 国際文化学研究科

【学生募集方法、入学者選抜方法】

A 群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【学内推薦制度】

B 群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【門戸開放】

A 群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【飛び入学】

B 群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

【社会人の受け入れ】

B 群・社会人学生の受け入れ状況

【定員管理】

A 群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性…（表 18）

1. 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法の現状と評価

- ①国際文化学研究科は、グローバル化という大きな社会変化の内容を適切に把握・理解・対応できる人材の養成をめざしている。さらに多様な研究活動をととして発展途上にある国際文化学という学問分野を新たに切り拓いていくことも目標としている。このような目的を担い得る研究力量を持った入学者を迎えるために、入学者の選抜を行っている。
- ②国際文化学研究科は、前述の目的を達成するために、国際文化学を学ぶ意欲があり、研究能力を有した院生を確保するために、修士課程においては、次のような入学試験を実施している。

イ）一般入試（秋期 1 回）

外国語筆答試験	英語、フランス語、中国語、コリア語、日本語（対象：外国人留学生）から 1 科目選択
論文試験	
口述試験	論文試験と志望理由書などを対象とする

国際文化学は発展途上の学問であり、かつ学際的な領域であることを考慮して、研究ツールとしての外国語の出題範囲を広め（4 カ国語）、論文試験や口述試験を行い、長期的な視点から潜在的な研究能力を持った学生を確保することをめざしている。

ロ）学内推薦入試

大学院進学をめざす学部学生に一定の到達目標を示して学修を促進させること、優秀な学部学生を大学院へ誘導する等の目的で、学内推薦入試を実施している。

- ・出願資格：国際文化学部卒業見込みの者で、前年度終了時の全科目の GPA が 2.7 以上の者
- ・試験科目：口述試験
- ・合否判定：学業成績、口述試験および出願書類等を総合して判定

- ③博士後期課程は、国際文化学の創造を担い得る研究能力を持った入学者を獲得するために、外国語とともに修士論文等示された研究領域を含めた口述試験によって入学者を選抜している。

外国語筆答試験	英語、フランス語、中国語、コリア語から 1 科目選択
専門科目口述試験	

④国際文化学研究科は、2000 年度に開設された新しい研究科である。過去 5 年間の志願者状況には、次のような特徴がある。

- イ) 隔年で増減があるが、修士課程は全体として下降傾向であり、志願者は多いとはいえない。博士後期課程は概ね入学定員前後で推移している。
- ロ) 学内推薦入試は 2004 年度入試から実施しているが、2004 年度 4 人、2005 年度は 1 人の志願者があり、1 人を除いて 4 人が入学手続をしている。志願者が少ない中で一定の割合を占めている。優秀な学部学生を積極的に誘導することが重要である。
- ハ) 博士後期課程に優秀な人材を確保するためには、修士課程において相応規模の院生を確保していく必要がある。数は少ないが、2002 年度開設以後、毎年入学手続者を確保していることは評価できる。引き続き優秀な修士課程の院生の進学を促進し、国際文化学の多様分野の研究者養成に努めていく。

2. 学内推薦制度の現状と評価

- ①学内推薦入試による入学者は、修士課程に 4 人在籍している。
- ②まだ実施後 3 年目であり、今後の学修や研究活動の実績等を評価しながら改善していきたい。

3. 他大学等への門戸開放の状況と評価

- ①入試広報やホームページ等により広く募集活動を行うとともに、入学試験に関しては、学内受験者と全く同一の条件が施行されており、適切性、妥当性がある。
- ②他大学出身者は、2005 年度修士課程志願者 7 人（内、学内推薦入試 1 名含む）の内、2 人が他大学出身者であり、いずれも合格して入学手続をしている。
- ③外国人留学生は、修士課程に 14 人（在籍者に占める割合は 40.0%）、博士後期課程に 5 人在籍（在籍者に占める割合は 33.3%）している。
- ④以上のとおり、門戸開放に特に問題点はない。今後は、学外からの志願者を増やすためにホームページに教育課程や特色をより詳細に掲載し、外国語による積極的な発信も行っていく必要がある。

4. 飛び入学の現状と評価

国際文化学研究科においては、「飛び入学」は実施していない。

5. 社会人院生の受け入れ状況と評価

国際文化研究科は、外国人留学生の受け入れに重点を置いており、社会人院生の受け入れは行っていない。

6. 定員管理の現状と評価

- ①2005 年度の収容定員充足率は、「**大学基礎データ表 18 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数**」のとおりである。
- ②2005 年度における修士課程の充足率は 1.17、博士後期課程は 1.25 であり、適切である。
- ③今後とも、この水準を継続的に維持していく必要がある。

7. 今後の課題と改善方策

- ①修士課程の志願者の減少傾向は、国際文化学研究科の教育研究の質の維持・向上にとって重要な問題である。学内推薦入試だけに頼ることなく、学外に広く学生募集の広報を行うことを検討していく。
- ②受験生の募集について海外へ広げていくことを検討する。

第9章 教員組織（学部・大学院）

本学の大学院各研究科は、専門職大学院である法務研究科を除いて、いずれも学部を基礎として設置されている大学院であり、大学院専任教員は存在しない。各学部の教学展開に必要な教員採用・昇任等の人事は、大学院教学をも視野に入れて、すべて学部教授会において行っている。したがって、教員組織に関する事項は、学部・大学院を一体として記述し、その後、各学部・研究科に係わる事項を記述する。

第1節 理念・目標（全学）

【教員組織（学部）】

A 群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性…（表 23）

【教員組織（大学院）】

A 群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性…（表 19）

1. 教員組織編成の基本方針

本学の教員組織は、各学部・研究科の教育課程および研究指導課程と第4次長期計画の教学改革の目標に則して編成していくことを基本方針としている。

- ①教員の体制は、カリキュラムとの整合をはかりつつ、教学改革の目標に則して計画的に整備していく。
 - イ)「教養教育担当教員」、「専門教育担当教員」という固定的な区分を廃止し、担当する科目にかかわらず教員全員が学部教育に主体的に関わるような協力体制を確立する。
 - ロ) 大学院の教育研究指導の基礎となる学部の教員組織の充実をはかっていく。
 - ハ) 京都学舎（4学部）と瀬田学舎（3学部）は、その立地条件と教学体制に応じた教員組織を編成する。
- ②教員の人数は、私立大学としての財政上の制約を踏まえつつ、学生納付金等の収入水準を考慮しながら各学部（大学院研究科を含む）において検討し、適正な規模を設定していく。教学と経営の両立をはかりながら適切な大学運営を促進するために、「教員・事務職員人件費枠」を策定し、毎年、それに基づいて検証していく。
- ③教育職員の果たすべき役割を「教育・研究・社会貢献・学内行政」の4分野にわたるものと位置づけ、個別教員の教育研究領域に配慮した評価制度の導入を検討し、その活動を促進する。
- ④教員の教育研究領域の多様化をはかり、本学の教育研究活動を活性化させるために、多様な雇用形態の導入を行う。
- ⑤専任教員（特別任用教員も含む）の採用にあたっては、担当科目、人数、所属学部等について学部長会の審議を経て「部局長会*」が決定した後、担当学部において具体的な人事採用を発議すること等により全学的調整をはかる。

本学では、以上のような基本方針に沿って各学部（大学院研究科を含む）の教員組織を編成している。全学的見地から教育研究上必要な分野の教員を採用することにより実効ある教学改革を進めることを基本としており、退職者の研究分野に生じた欠員を無計画にただ補填するような「後任人事」は行っていないこと、私立大学として財政上の制約も考慮し教学と

*部局長会：学長、副学長、各学部長、事務局長、総務局長の大学役職者から構成され、学校法人の理事を兼ねている。

経営の両立の視点から適正規模の教員数を各教授会の主体性を尊重しながら検証していること、等々がその特徴である。

2. 教員・事務職員人件費枠の数値設定

本学は、「長期計画方式」により、教学改革と財政見通しとのバランスをはかりながら、大学経営を行ってきている。第4次長期計画においては、財政見通しの内、特に消費支出の大半を占める人件費のあり方について種々検討の結果、「教員・事務職員人件費枠」を設定した。これは、大学財政の健全性・安定性を確保しつつ、教学展開に必要とする教員および事務職員を計画的に人事しようとするものである。その要点は次のとおりである。

1) 人件費枠数値

<各学部等の教員人件費>

- ①各学部・大学院の学生納付金収入額の40%を上限とする。ただし、41%未満は許容範囲とする。
- ②部局長会で必要と判断された場合、一定期間42%まで認める。
- ③さらに学科新設等の特別な事情により、部局長会が必要と判断した場合、ごく限られた期間42%を超えることを認めることができる。
- ④大学院法務研究科は、別途定める。

<事務職員人件費（大学全体）>

- ①大学全体の学生納付金収入額の18.1%を上限とする。
- ②部局長会で必要と判断された場合、一定期間19.1%まで認める。
- ③さらに学科新設等の特別な事情により、部局長会が必要と判断した場合、ごく限られた期間19.1%を超えることを認めることができる。

2) 政策枠

- ①大学全体の学生納付金収入額の1.0%を上限とする。
- ②その用途については、部局長会が承認する一定期間の臨時的な人事に限るものとする。

この施策は、「龍谷大学財政基本計画」の3つの基本理念（財政の基本的考え方）の1つである「財政は、教学を中心とした大学の運営方針に従属し、教学展開に必要な資源調達を使命とするものであるが、同時に大学運営の制約条件でもあることに留意する」との理念に基づき制定された。

前述の数値は、教学展開の根幹を成す教育職員・事務職員の人事計画を、各教学主体および事務組織において教学的見地から検討した上で、財政的制約としての面でどの範囲まで可能であるかのすり合わせを行った結果、導き出されたものである。したがって、教学展開上必要な人事と併せて健全で安定的な財政の構築（長期財政計画）が、この設定された数値内の範囲において可能であるとの判断に立つものである。

3) 人件費枠設定の効果と問題点

本学は、従前より「長期財政計画」に基づく財政見通しを立てることにより、教学改革の実現を財政的に裏づけてきた。ただし、このように明確な数値を設定して教学改革との連携をはかりながら人件費のあり方を検証していく体制が整備されたのは、今回が初めてである。このことにより、次のような効果があがっている。

- ①学部（大学院研究科も含む）単位で必要な人件費額を、各教学主体の構成員がより明確に認識するようになり、教学と財政のバランスをより具体的に考えたうえで教学改革を推し進めていくという方向が浸透しつつある。
- ②私立大学は、教学改革を進め、社会から広範な支持を得ることによって、適正な学生規

模（学生納付金収入）を確保し、さらに私立大学経常費補助金および学外資金等を獲得していかなければならない。まさに「教学創造こそ財政」の視点から、諸施策を検討する意識が醸成されつつある。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①大学全入時代を目前に控え、本学は、現在、第 4 次長期計画を検討中であるが、今後本学が展開すべき教学体系との関連で、教員編成を行っていくことが基本である。そのため、専任教員の人事は、学部が人事手続を開始する前に、すべて部局長会の事前承認を経る方式を引き続き堅持していく必要がある。
- ②国際文化学部は、学部独立型の独立した教育課程にもとづく教員組織を構成している。平成 11 年度には完成年度を迎えるが、その後は、瀬田学舎 3 学部（理工学部・社会学部・国際文化学部）の教員の共同化による教育課程の一層の充実を図りたい。
- ③京都学舎では、現在「京都学舎教学総合検討委員会」で今後の課題の検討を一応終了した。2 回にわたるカリキュラム改革の成果を踏まえ、社会的要請に応え、一層充実した教学体系を構築することが重要な意味を持つてくる。京都学舎 4 学部の共同化が一層求められている。
- ④本年度から文学部・経済学部・経営学部開設された昼夜開講制（夜間主コース）に応じた教員組織の運営も直面する課題である。
- ⑤学部共通科目と学部固有科目という科目区分は、多様な教育課程を生み出す契機とはなり得たが、教員組織の面においては従来的一般教育と専門教育という区分が十分に払拭できていない。各学部に分属する共通科目担当教員による共通科目の運営は、学部教育との連携において必ずしも有機的に機能しているとは言えない。また各学部の固有科目担当教員には、共通科目運営を学部教育の一環とする認識が必ずしも明確でない。こうした教員組織の不備ともいえる点は、主体的な学部教育の構築とその運営という視点からも見直すことで、その改善が図られなければならない。
- ⑥大学院の 6 研究科は、基礎となる学部の上に設置されているため、教員組織は学部教学をもとにして組織されている。しかし、大学院教育への社会的要請は、近年、格段の高まりを見せており、大学院教学の必要性から教員配置や採用人事等を進めることも求められる。
- ⑦第 3 次長期計画により総合大学としての基盤を築くために、ここ数年、量的拡大と質的改革を集中的に押し進めてきた。一方、学生数（15,000 名規模）に応じた教員数の確保が優先しがちとなったため、年齢構成が高齢化した学部もある。今後は、長期計画にもとづく大学規模（学生数）を定め、求められる研究分野、専任教員全体の年齢構成等を十分に考慮した教員の配置計画を検討しなければならない。

2) その改善状況

- ①この方針は現在も堅持されカリキュラム改革に沿った教員の採用が行われており、全学合意の下で教学の質的充実を計画的に進めていく上で役立っている。
- ②国際文化学部が完成年度を迎えた以後、瀬田学舎における教養教育体制の改革を行い、国際文化学部を含む 3 学部合同体制で実施していく体制が整備された。
- ③京都学舎の 4 学部共同によるカリキュラム改革は、新たに環境サイエンスコース（学部共通コース）の開設、国際化時代に対応した外国語教育の多様化（外国語履修コースの 4 パターン化）等に反映されている。
- ④経済学部と経営学部の夜間主コースは、社会的需要等との関係で学生募集を停止したが、在籍者がいる期間は責任ある教育体制を維持している。文学部には本学創設以来の永い歴史と伝統があり、仏教を根源とした人文学の特徴から応募者があるため、昼夜開講制を堅持しつつ、新たに 23 歳以上の社会人に対しては社会人特別コースの教育課程も設けており、必要な教員組織を整備し運営している。

- ⑤いわゆる「教養教育担当」と「専門教育担当」とに教員を区分する考え方は廃止された。教養教育も、学士課程としての学部教育の中に位置づけて、そのあり方を追究する方針も確認された。学部によっては、所属するすべての教員が1年次教育に携わっている例もある。しかし、実態としては、「教養教育はそれを主に担当する人に任せる」という意識が一部に残っていることも否定できず、払拭されたという状況には至っていない。
- ⑥現在、本学には8つの研究科があるが、法務研究科を除けば、いずれも学部を基礎とした研究科である。修士課程における社会人院生の増大、経済学研究科と法学研究科の連携による履修コース（NP0・地方行政コース）を組織したこと等により、その教育体制の必要から教員配置や採用人事等を行った事例もある。ただし、その場合でも学部教育との関連に十分配慮している。大学院教学の必要性から、全く独自に全研究科で進めることは、財政上困難である。
- ⑦第4次長期計画は、15,000人規模を想定して、教学改革と財政計画が両立する形で進めている。教員の採用は、教学改革に則した形で進めているが、学問分野や採用時の採用候補者等により、年齢構成を配慮した採用が難しい場合もあった。

4. 今後の課題と改善方策

- ①教養教育を含む学士課程としての学部教育をどのように構築していくかが、大きな課題となっているが、カリキュラム改革と連動した教員の区分意識の払拭も課題である。
- ②「教員・事務職員人件費枠」の制度は、本学にとって有効な制度として機能し始めているが、次のような今後の課題も残されている。
- イ) 成果の評価：大学における事業・制度は厳しい評価にさらされ、その評価結果が有効にフィードバックされてはじめて効果をあげることができる。本制度についても、人件費枠を遵守すべきことはいままでもないが、同時に制限された人件費枠の中で各教学組織がどのような成果をあげたかを評価することが重要である。また、一定の成果をあげた上でなお与えられた人件費に余剰が生じた場合には、その原資を他の教学事業へ流用することを可能にするなどのインセンティブ・プログラムの設定等が必要であると考ええる。
 - ロ) 教員の役割分担の柔軟化：個々の教員がそれぞれ教育・研究・エクステンション・大学行政等の役割にどのようなバランスでかわるのか、さらに教学展開の活性化を睨んでいずれかに重点を置いた教員等の配置を各学部で行いうるのかの検討も必要であろう。当然、それぞれの教員のコストパフォーマンスの評価が伴わなければならないが、本制度と財政基本計画をより有効なものにするためには重要な検討課題であろう。

第2節 教養教育（共同開講科目）の教員組織（全学）

1. 教養教育の教員配置の現状と評価

【教員組織（学部）】

A 群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性…（表 23）

A 群・主要な授業科目への専任教員の配置状況…（表 22）

A 群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性…（表 3、表 19）

1) 一般教養的授業科目の担当者の配置

- ① 本学における教養教育を担ういわゆる一般教養的授業科目は、京都学舎、瀬田学舎ともに「共同開講科目」として開設されており、各学部には所属している教員が担当している。その担当の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。
- ② 主に共同開講科目を担当している教員数も、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」の学部毎の数値に含まれている。
※なお、このほか主に教職課程科目等を担当する教員も含まれている（文学部 2 名、法学部 1 名、社会学部 1 名）。
- ③ 「仏教の思想」の担当については、専任教員を 7 学部すべてに配置しており、本学の基幹科目の意義が各学部の教育に反映されるよう配慮されている。
- ④ これら一般教養的授業科目担当教員も、各教授会の構成員であり、教授会の審議決定権を有している。

本学は、すべての学部の教育課程（学士課程）に教養教育的授業科目を配置している。その担当者は、本学の教員全員が担当することを原則とし、制度上、いわゆる「教養教育担当教員」、「専門教育担当教員」という固定的な教員区分は行っていない。原則として教員個々の専門性を活かし、すべての教員が「入口から出口まで」の教育に直接係わる体制を整備することをめざしている。ある学部では学士課程教育への導入的役割を持つ 1 年次の小集団クラスの授業については、教授会構成員全員が担当することを原則としている。しかし、依然として、意識上の「固定区分」は完全には払拭できていない。また、実際のカリキュラム編成の上でも固定化しまう傾向があり、問題を残していると言わざるを得ない。

2) 開講担当授業科目の専兼比率

主に一般教養的授業科目、外国語授業科目として位置づけられている「共同開講科目」の専兼比率は、「**大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率**」のとおりである。

- ① 本学の基幹科目（必修科目）である「仏教の思想」は、専任者が担当することを原則としており、専任比率（全開設授業科目）は京都学舎 59.5%、瀬田学舎 50.0%とそれぞれ開設科目の過半数または半数を専任者が担当している。
- ② 外国語科目（選択必修科目）は、少人数授業による教育効果の向上が求められることから、開講授業科目数が多くなる。したがって、多数の兼任講師の協力がなければ、その教育目標は達成できない。結果として、専任教員が担当する割合は、他の授業科目と比較して低くならざるを得ない。専任比率（全開設授業科目）は京都学舎 29.9%、瀬田学舎 22.4%である。しかし、単に専任比率だけでは問題の良し悪しを評価することはできない。専任者による大規模な語学教育を行っても、教育効果はあがらない。限られた財源の中で効果的な教育を行うためには、現状は、やむを得ないものとする。
- ③ 京都学舎のプログラム科目（全開設授業科目）の専任比率は 50.7%、瀬田学舎の「仏教の思想」と外国語科目以外の科目（全開設授業科目）の専任比率は 63.4%と半数を超えており、概ね妥当である。

2．今後の課題と改善方策

現状では、今後、専任比率が大幅に改善されるような状況にはない。むしろ、専任者と兼任者の連絡・協力関係を深めていく方策を検討していきたい。

第3節 教員間の連絡調整（全学）

【教員組織（学部）】

B 群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

1. 教育課程編成時の全学的な連絡調整の現状と評価

教育課程編成に係わる全学的な連絡調整機関は、次のとおりである。

- ①全学的な連絡・調整手続については、「教学運営規程」および「教育課程運営委員会規程」によって定められている。「各学部教授会規程」、「教学運営規程」、「教育課程運営委員会規程」を参照。
- ②カリキュラム改革等特に重要な事項は、学長が招集してその議長となる「全学教学会議」において、審議決定される（短期大学部も含む）。
- ③教育課程の運営に関する全学的な連絡調整機関として全学教学会議の下に「教務会議」がある。教務会議の下に、「京都学舎教務会議」、「瀬田学舎教務会議」が置かれている。この学部毎の教務会議には、各学部教授会から選出された教務主任等教員の委員に加えて、教育の遂行過程における事務的な事項を含めて多様な課題を整理して全学的な連絡調整をはかる上で事務側のフォローが重要な位置を占めていることに鑑み、事務職員である教学部事務部長および各学部担当課長もその正規の構成員としていることに重要な特徴がある。
- ④教学に係わる通常的全学方針については、学舎毎の教務会議の審議過程において、各学部教授会との往復審議が行われ、全学的な連絡調整が行われている。
- ⑤共同開講科目および学部共通コース（京都学舎のみ）を運営する組織として、次の6種類の会議体がある。
 - イ）京都学舎共同開講科目会議
 - ロ）瀬田学舎共同開講科目会議
 - ハ）国際関係コース運営委員会（学部共通コース）
 - ニ）英語コミュニケーションコース運営委員会（学部共通コース）
 - ホ）スポーツサイエンスコース運営委員会（学部共通コース）
 - ヘ）環境サイエンスコース運営委員会（学部共通コース）
- ⑥京都学舎共同開講科目会議および瀬田学舎共同開講科目会議は、それぞれ学舎別の共同開講科目に関する協議調整を行い、その運営に責任を持つ。
- ⑦学部共通コースの各運営委員会は、京都学舎の各学部共通コースに関する協議調整を行い、その運営に責任を持つ。
- ⑧一般教養的授業科目の担当者が集まって、開講授業科目等の連絡調整を行う組織として、学舎別に次のような科目運営委員会が置かれている。

<京都学舎>

- イ）「仏教の思想」科目運営委員会
- ロ）人文科学系科目運営委員会
- ハ）社会科学系科目運営委員会
- ニ）自然科学系科目運営委員会
- ホ）英語科目運営委員会
- ヘ）初修外国語科目運営委員会
- ト）スポーツ系科目運営委員会
- チ）日本語科目運営委員会

<瀬田学舎>

- イ）「仏教の思想」科目運営委員会
- ロ）スポーツ系科目運営委員会
- ハ）英語科目運営委員会
- ニ）初修外国語科目運営委員会

ホ) 基礎・総合科目運営委員会

- ⑨各学部には「教務委員会」が置かれており、教授会で選任された教務委員と学部担当の教務事務職員とが密接に連携して、学部内の教育遂行に係わる事項について連絡調整を行っており、学部教育を円滑に遂行する上で大きな役割を果たしている。教務委員会の責任者である教務主任は各学部教授会の運営等に係わる学部執行部会議の構成員になっている。また、学部を代表して、全学教学会議、学舎別の教務会議の構成員にもなっている。
- ⑩教育関係施設の管理運営および学生生活指導に関する事項等共通教学的事項についても、各学部教授会の代表者を含む委員会（メディア教育委員会、学生生活指導会議等）が設置され、その審議を通じて全学的に連絡調整される。

以上のように本学では、全学的な連絡調整と審議決定機関（全学教学会議）、学舎別の連絡調整機関（教務会議、共同開講科目会議）、各教授会内の連絡調整機関（教務委員会）、学部を超えた履修コースである学部共通コースの連絡調整機関（コース運営委員会）、一般教養的授業科目担当者による連絡調整機関（科目運営委員会）が体系的・段階的に組織されている。現在、各々の機関は、その目的に沿って運営されており、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整は、適切に行われている。このように学長の指導的機能と各教授会の自治的機能が結合した教学運営体制は、今日までの教学改革を推進する上で重要な役割を果たしてきた。

2. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①今後、国際化・情報化・多様化はさらに進展するが、これに対応して、本学は全体として教学内容と諸施設の一層の充実を図っていかなければならない。そのためには、学内における教学改革の方向性に対して一致した認識とその具体化のための学舎間の連携と調整が一層重要になる。しかし、本学は3つのキャンパスを擁するため、相互の教学事情に疎くなる傾向がある。今後、部局長会のイニシアティブの発揮が求められている。
- ②学舎別の共通科目および京都学舎の学部共通コースは、それぞれ独自性をもちながら複数学部の教育課程に連動しているため、学部教育との協議・調整の必要性は高い。しかしながら、共通科目運営委員会および共通コース運営委員会とも、教育課程の独自性を高めようとする一面もあり、学部横断的な教育課程の運営の難しさがある。学部教授会と各運営委員会の双方の主体性を尊重しつつ運営方法や組織構成をさらに検討する必要がある。

2) その改善状況

- ①部局長会のイニシアティブの下で第4次長期計画が策定された。それは、順次実行に移され、本学の教学の国際化・情報化・多様化は一層進展した。
- ②学部横断的な教育課程の運営の難しさは、依然として存在している。運営組織や運営方法等については、1997年当時と基本的な変化はない。しかし、教育改革は、各教育分野の構成員の議論を通じて進めることが重要である。その後、「仏教学」の教育内容を再検討し、「仏教の思想」として再編、国際化の進展に伴う外国語の履修方法の多様化、環境問題をテーマにした学部共通コース（環境サイエンスコース）の新設、瀬田学舎3学部の共同による教養教育の実施体制の整備等を行った。学部教授会と各運営委員会の双方の主体性を尊重した運営は曲折を経ながらも成果をあげつつある。

3. 今後の課題と改善方策

- ①現在、新たなカリキュラム改革が検討されている。学士課程としての新たなカリキュラムを創りあげるためには、学部の独自性を尊重しつつも、学部間の協力も一層求められ

る。協力関係を深めるためには、各学部が、現在の時代状況と未来を予測してどのような人材を育成するのか、改革のコンセプトと目標を明確にする必要がある。目標の共有化による協力関係の構築が先決である。人事関係はその後にすべきである。

- ②縦割り型組織であった「各学部教務課」を「教学部」として一括組織に再編し、教学部事務部長の下に各学部担当の課長と課員を置く形に変更した（2005 年度）。学部教授会との関係等難しい問題もあるが、まだ開始されたばかりであり、具体的な実践をとおして問題点を把握し、その改善に努めていく。

第4節 教育研究支援職員・研究支援職員（全学）

【教育研究支援職員（学部）】

A 群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

A 群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【研究支援職員（大学院）】

B 群・研究支援職員の充実度

B 群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

1. 教育研究支援職員の制度化の現状と評価

1) 教育研究支援職員の種類

① 本学は、多様な形態で遂行される各学部の授業を支援するために、次のように教育研究支援職員を配置し、併せて情報教育に係わる支援部署を設けている。

イ) ティーチング・アシスタント

ロ) ラーニング・アシスタント

ハ) 教育補助員

ニ) 情報メディアセンターの設置

② 前述のイ)～ハ)の教育研究支援職員に関しては、関連する規程、基準および申し合わせ等が定められており、これらに基づいて各学部の条件に応じた運用がなされている。

③ 前述の他に、教育職員ではあるが授業科目は担当せず、専門的な教育研究支援を行っている「実験（実習）講師および実験（実習）助手」（理工学部）や「助手」（社会学部、実習授業の専門的補助）が配置されている。

2) 教育研究補助員の制度と配置状況等

（1）ティーチング・アシスタント

ティーチング・アシスタントの任用やその活用については、「ティーチング・アシスタント規程」を定め、全学的に統一した基準で活用できるよう制度化した。

① 採用資格

イ) 情報処理実習室等において、情報機器等に精通し、当該授業科目について一定の専門的知識を有しており、メディア教育委員会で授業補助が行えると判断された者

ロ) 各学部教授会等において、特に必要と認められた科目について一定の専門的知識を有していると判断された者

ハ) ティーチング・アシスタントとなる者は、原則として本学大学院に在籍している者とする。

② 業務内容：授業担当者の教育責任のもとで、授業の補助を行う。

③ 待遇：時給 3,000 円

④ ティーチング・アシスタントの配置状況は、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織（学部）**」の「**備考**」欄に記載されているとおりである。なお、このティーチング・アシスタントの配分数には、学部の専攻科目に限らず、情報教育科目等、学部を横断して開講されている授業科目のティーチング・アシスタントも含まれている。

(2) ラーニング・アシスタント

- ① 本学の学生や院生が就いている。時給は 1,000 円。
- ② ラーニング・アシスタントは、主に社会学部や情報メディアセンターに配置されている。
 - イ) 社会学部においては、実習授業が多い関係上、ラーニング・アシスタントを配置して情報教育等の補助を行っている。
 - ロ) 主に、情報実習室で行われる「情報教育」、「語学教育」等にもなう機械の操作、Word®や Excel®等のソフトの使用方法的指導等に関わり、授業担当教員を補助している。

(3) 教育補助員

本学は、かつて、授業等教育の遂行過程に生じる学生の出欠状況の集計等の教務事務も教員が行っていた。しかし、大学改革が進展するにともない教員の負担も増加してきた。そこで、こうした教務事務的なことは、新たに教育補助員に任せ、教員はより教育そのものに力点を置いてもらうために、教育補助員制度を設けた。

- ① 配置基準
 - イ) 受講者数が一定数（最低限 150 人）以上の授業科目
 - ロ) その他、学部長が特に必要と認めた場合
- ② 業務内容
 - イ) 学生の出欠調査およびその整理
 - ロ) レポート等の提出物の整理
 - ハ) 教室における教材・印刷物等の配付
 - ニ) 視聴覚教育機材の運搬・操作等
 - ホ) 教材・教具の運搬・操作等
 - ヘ) 学外における授業の引率・指導補助
 - ト) その他、学部長が特に必要と認めた補助業務
- ③ 資格：本学の学部生、大学院生および一般
- ④ 待遇：時給 1,000 円（一般の場合は交通費を支給する）

(4) 情報メディアセンターの教育支援体制

- ① 全学の情報化を支援する組織として「情報メディアセンター」を設置している。構成人数（特に情報教育に関係しているスタッフ）は、教員 1 名、技術系職員 2 名、事務系職員 6 名である。
- ② メディア情報センターが管理する「情報実習室」（深草学舎、瀬田学舎）においては、基礎的な情報教育（ネットワーク社会における情報倫理、コンピュータの基本操作等）や外国語教育および各学部の専門教育に係わる授業が多数行われている。これらの授業を支援するために次のような措置をとっている。
 - イ) 各学部との連携を重視し、授業担当者の創意工夫を支援・促進するため、学内に「メディア教育委員会」を設置し、必要な環境整備を行っている。メディア教育委員会は、各学部から選出された教員（17 名）によって構成されている。
 - ロ) 情報機器や情報教育システムの運用管理を円滑に実施するため、業務委託要員（13 名）を配置し安定かつ適切な運用管理を行っている。
 - ハ) 情報教育に係る教材作成を支援するため、情報メディアセンター内に「メディア教材作成室」を設け、デジタルコンテンツの編集や各種ソフトウェアサポートを実施している。また、学生に対する情報基礎教育などに関するサービスも提供している。業務委託人数は 2 名。
 - ニ) こうした支援体制に加え、学内から優秀な学生をラーニング・アシスタントとして採用し、正課の授業や各種講習会の補助業務、セルフラーニング室での質問対応、実習室の管理や障害対応、アプリケーションソフトウェアのマニュアル作成、Web サイト作成などを行っている。教育補助員は、深草・大宮学舎 30 名、瀬田学舎 49 名を配置している。

- ホ) 授業内容にかかわり高度なソフトウェアを利用する場合は、学部配置されているティーチング・アシスタントが補助している。
- ③このような補助体制を整備することによって、本学における外国語授業や情報処理に係わる授業等が円滑に進められるようになった。

以上(1)～(4)のとおり、本学は多様な教育支援職員の制度を設け、学部教育の効果的遂行を支援している。そのうち教育補助員は、全学的に良く活用されている。教育補助員は、教員の負担(一部は事務職員の負担)の軽減に大きく貢献しており、本学の制度として完全に定着した。ティーチング・アシスタントについても、カリキュラム改革と合わせて、漸次活用されるようになってきた。

3) 教員と教育研究支援職員の連携・協力関係

教育研究支援職員(ティーチング・アシスタント、ラーニング・アシスタント、教育補助員)は、各学部の教育課程に開設されている授業科目の必要性に基づいて配置されており、いずれもその担当教員の指示に基づいて業務を遂行しており、特に問題は起きていない。教員と教育研究支援職員の連携・協力関係は適切である。

4) 前回相互評価申請時(1997年)にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①大学院生を教育補助要員として採用する場合は、生活支援という側面もあるが教育的意義も明確にする必要がある。その視点から院生にふさわしい職務内容になるよう、その在り方を検討する必要もある。
- ②各学部の教育課程に応じた使い分けは、現状に即応する柔軟な運用という点においては評価できるが、職種が細分化されているため、現場における職務の境界線が曖昧となり混乱を起こす場合もある。職種の多様化が必ずしも機能的とは限らない。教育補助要員の充実にともなって、補助体制の全学的な標準化が必要である。

(2) その改善状況

- ①ティーチング・アシスタントや教育補助員の「職務内容」、「補助体制の全学的な標準化」については、前述のとおり、ティーチング・アシスタント規程等を定めた。制度の目的・職務内容等を明確に規定し、適切な運用を行っている。
- ②「教育補助員」については、全学的な基準に基づき学部単位で「内規」を定めて運用することになっており、学部教育の特性等に配慮している。全学的な規範を設けて運用しているのでティーチング・アシスタントとの「職務の境界線が曖昧となり混乱を起こす」ような事態は起きておらず、有効に機能している。

5) 今後の課題と改善方策

カリキュラム改革と併せて、今後とも積極的に活用していく。

2. 研究支援職員の現状と評価

1) リサーチ・アシスタント

本学は、教員の研究活動、研究指導活動を支援するためにリサーチ・アシスタントの制度を設けている。「リサーチ・アシスタント任用規程」を定め、適切な運用に努めている。

(1) リサーチ・アシスタントの任用等

- ①資格：原則として採用初年度の4月1日現在で満35歳未満であり、かつ大学院研究科博士後期課程に在籍する学生またはそれに相当する能力を有すると認められる者とする。
- ②任用期間：任用期間は1年とし、更新を妨げない。

- ③任用手続：当該研究センター等の運営する会議の議を経たうえで、学長が決定する。
- ④職務：専任研究員の指示のもとに研究補助者として従事する。

この基準に基づいて、現在、人間・科学・宗教総合研究所の各研究プロジェクト（研究センター）に配置している。

（２）リサーチ・アシスタントの配置状況

- ①リサーチ・アシスタントの配置状況は、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織（研究所）**」の「備考欄」に記載されているとおりである。人間・科学・宗教総合研究センターの各研究プロジェクト（研究センター）に 19 名が配置されている。

・ハイテク・リサーチ・センター	2 名
・古典籍デジタルアーカイブ研究センター	3 名
・矯正・保護研究センター	3 名
・人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター	5 名
・地域人材・公共政策開発システム・オープン・リサーチ・センター	4 名
・里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター	1 名
・アフガニスタン新発見仏教遺跡学術研究調査プロジェクト	1 名

- ②リサーチ・アシスタントは、研究の進展に伴って、適時配置していくが、今年度の早い時期に、アフラシア平和開発研究センターに 5 名、里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センターに 1 名が追加される見込みである。

いずれのセンターにおいても、リサーチ・アシスタントは、研究に従事している教員の指導のもとで職務を遂行し、各研究プロジェクトの効率的な研究推進に貢献しており、研究を促進させる上で不可欠な存在となっている。現在、リサーチ・アシスタントは人間総研の各研究センターおよび附置研究所のみに置くことにしている。ただし、理工学研究科と関連の深いハイテク・リサーチ・センターのリサーチ・アシスタントは、その研究遂行を補助する関連から、理工学研究科の研究施設で業務に従事する場合もある。

（３）研究者と研究支援職員との間の連携・協力関係

リサーチ・アシスタントは、各研究プロジェクトの研究テーマとそれを分担する各教員の役割等を理解し、研究に従事する教員の指示を受けて職務を遂行しており、研究者と研究支援職員との間の連携・協力関係は適切に機能している。

２）今後の課題と改善方策

研究活動の多様化・高度化に応じて、今後とも積極的に活用していきたい。

第5節 教員の募集・任免・昇格等の基準・手続（全学）

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続（学部）】

A 群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性…（表 20）

B 群・教員選考基準と手続の明確化

B 群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続（大学院）】

A 群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

1. 教員人事手続の現状と評価

- ①新たな教員の採用（採用分野・必要性・人数）については、先ず学部長会で、全学的なカリキュラム改革の方向性および各学部の教学目标・教育課程との整合性を審議し、その合意を得た後、部局長会で審議決定している。その後の具体的な採用手続は各学部教授会で行っている。なお、昇任人事の手続きは各学部教授会で行っている。
- ②教員の採用・昇任等の手続および選考基準等に関しては、各学部の教授会規程および人事規程等によって明確に規定されており、採用・昇任はこれら規定に基づいて厳正に実施されている。各学部の「教員人事関係規程等」を参照。
- ③共同開講科目、学部共通コース、日本語、教職課程等を担当する教員も必ずいずれかの学部に属しており、その採用・昇任人事も当該の学部の規程に基づいて行われている。
- ④全学的な「教育職員選考基準」の中には、採用および昇任基準のひとつとして、「教育研究歴」の他に「学識経験を有する」との規定が明確に加えられた。このことにより、各分野の実務の専門家も教員として採用することもできるようになった。多方面からの人材確保の道が開け、各学部の教学の多様化と質的充実に貢献している。
- ⑤本学は、法務研究科を除いて大学院に専属する専任教員はいない。したがって、学部の専攻科目を担当する教員の募集を行う場合は、大学院教学との整合性を踏まえて行われている。

2. 公募制の導入状況と評価

- ①大学全体では公募制による教員採用を常とする方針を採用するには至っていないが、公募による採用活動は、着実に増えている。
- ②各学部においては、募集を行う学問領域の事情、担当授業科目の特性等を総合的に判断して、学内推薦で行うか、一般公募で行うかを決めている。

3. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

1996 年度国際文化学部の開設に際しては、完成年度（1999 年度）までの専任教員採用数 47 名（本年度で 43 名赴任）の内、14 名が公募制による採用である。女性の専任教員は 47 名中 9 名（約 20%）であり、2 カ国語以上に精通する専任教員が、47 名中 45 名である。国際文化学部のこの経験を踏まえ、公募制による採用、女性教員の拡充、任期制教員の導入の在り方等多角的な視点から、教員の人事制度を検討する必要がある。

2) その改善状況

公募制による採用活動は着実に増えている。しかし、それを原則とする制度として全学的に導入することには、さらに検討を要する。女性教員の採用については、1997 年度と比較してかなり増えた。また、理工学部助手の採用に任期制を取り入れた制度が設けられた。

4. 今後の課題と改善方策

- ①すべての教員採用を公募制により行うことについては、学問領域または開設する授業科目の特性等によっては、優秀な人材の確保ができない場合もあり、適切とはいえない。しかし、一般論としては、広く人材を求めた方が優秀な人材が集まる可能性も高くなるので、今後、どのようにしていくか、議論は続けていきたい。
- ②教員の採用にあたっては、教科書や参考書の執筆状況、FD 活動の経験等を教育実績に含めて評価できる基準づくりを検討していく必要がある。

第6節 教育研究活動の評価（全学）

【教育研究活動の評価（学部）】

B群・教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

B群・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【教育・研究活動の評価（大学院）】

B群・教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

1. 教育研究活動の評価方法の現状と評価

1) 教育活動の評価

- ①各学部の人事規程等において、研究歴とともに教育歴をも評価する旨が規定されている。採用にあたっては、概ねこの規程に沿って運用されている。なお、教育歴については、その職歴の年数だけではなく、教育方法の実践例、作成した教科書、教材等を含めた教育能力に関する事項を含めて評価するように努めている。
- ②大学教育開発センターが中心となり、教材作成、授業内容の改善、授業方法の工夫等、FD活動を進めており、教員が相互に啓発しあう場を設けている。それが結果として、教育活動に対する教員の自己評価にもつながっていると考える。しかし、現段階では、授業等日常的な教育活動等に関して、教員個人を評価する制度は導入していない。
- ③学生による授業評価を集約した個別の授業科目の評価結果については、個々の授業科目担当者にフィードバックするシステムが確立されている。

2) 研究活動の評価

- ①採用時およびその後の昇任人事は、各学部の基準に基づいて審査が行われている。研究活動の評価は、著書、学術論文の数や内容、学会での活動、調査・分析の成果、技術創作物の成果等、本人の研究分野の特性を踏まえて行われている。
- ②「学術年鑑」を刊行し、個人研究、共同研究、外部資金の導入による研究活動等の実態を公表している。
- ③本学には、全学的な研究政策を審議する「全学研究会議」（議長は学長）があり、その下に「研究評価委員会」が置かれている。現在、研究評価方法に関する事項が検討されているところである。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①採用および昇任人事における審査：前述の「教育職員選考基準」によって、審査基準は標準化されつつあるが、さらに経験を踏まえ、客観的な基準へと整備する余地がある。
- ②大学院授業科目担当資格審査：現在、文学研究科のみで実施されているが、大学院教育の水準を確保するために、他の研究科においても検討してみる余地がある。
- ③授業アンケートは、その集計結果の公開化とその活用が今後の課題である。

2) その改善状況

- ①教員人事に関する事項（選考基準、手続等）は、各学部とも規程によって明文化されており、選考基準の中に教育歴をも加えられた。ただし、教育能力に関する審査は、具体的にどのような基準を設けて行うのか、今後、具体的な実践例を踏まえて、検討していく必要がある。ただし、固定的な基準を設けるのではなく、各教員の多様性を認めることを基本にして検討していく必要がある。
- ②文学研究科の他に、理工学研究科、社会科学研究科、国際文化科学研究科でも行われている。各研究科の方針もあり現在のところ全学的に導入する段階には至っていない。
- ③学生の授業アンケートの集計結果は、学内にホームページ等により公開している。ただ

し、カリキュラム改革に活用した部分的な事例（法学部）はあるものの全体としてその活用は不十分である。現在、大学教育開発センターで検討している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①現在、大学教育開発センターにおいて FD 活動を推進しており、これらの経験等を通じて得た知見を集約して、教育活動の評価基準を作成していきたい。
- ②研究活動に対する評価は、教員の採用・昇任審査時以外には行っていない。現在、研究活動の評価について、全学研究会議の下に置かれている研究評価委員会で検討中である。研究内容や研究スタイルを尊重した何らかの評価基準を設定して、積極的な研究活動を展開する教員、グループ、組織等については、資金の重点配分等積極的な支援を行う制度について検討する必要がある。
- ③本学における教員評価全体に関する事項は、「教員評価のあり方検討委員会」で検討中である。今年度中には答申がなされるので、それに基づいて具体化を検討することになる。ただし、教育研究の本質をなおざりにした評価システムはとらない。

第7節 大学と併設短大との関係（全学）

【大学と併設短期大学（部）との関係（学部）】

B 群・大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

C 群・併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性

本学の短期大学部は、4 年制学部と併設して深草学舎に設置されている。短期大学部には仏教科と社会福祉科が設置されていたが、2003 年度より仏教科が学生募集を停止し文学部にその教育内容等を集約したため、現在は社会福祉科のみである。

1. 併設短期大学部との人的交流の現状と評価

本学は、教育目的の相違から大学と短期大学部とを分離して教育課程を編成してはいるものの、併設短大としての位置づけを踏まえたうえで全学的な立場からの研究教育交流を促進するために、大学・短大を一体とした人事交流を行っている。

- ①「専任教育職員の移籍・交流等に関する規程」を設けて、7 学部 1 短大を人事交流の範囲として、教員の人事配置を行っている。1997 年度以降、文学部と短期大学部において、延べ 7 名の移籍・交流が行われている。
- ②短期大学部開設科目を大学学部所属の教員が担当することや、共同開講科目などの大学開設科目を短期大学部所属教員が担当することもある。

2. 今後の課題と改善方策

短期大学部が社会福祉科のみになったため、相互交流をし得る専門領域が狭まってきており、現在の人的交流を維持するのが困難になってきてはいるものの、今後ともこの制度を維持し、全学的な研究・教育の充実のために交流人事を進めて行く方策を検討していきたい。

第8節 文学部・文学研究科

<学部>

【教員組織】

A 群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性…（表 23）

A 群・主要な授業科目への専任教員の配置状況…（表 22）

A 群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性…（表 3、表 19）

A 群・教員組織の年齢構成の適切性…（表 21）

B 群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

C 群・教員組織における社会人の受け入れ状況

C 群・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

C 群・教員組織における女性教員の占める割合

【教育研究支援職員】

A 群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

A 群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

A 群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性…（表 20）

B 群・教員選考基準と手続の明確化

B 群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

<大学院>

【教員組織】

A 群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性…（表 19）

【研究支援職員】

B 群・研究支援職員の充実度

B 群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

A 群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

1. 教育目標と教員組織の現状と評価

1) 教員組織編成の目標と教員の配置状況

- ①文学部は、その教育目標を達成するために6学科・5専攻を設けて教育を行っている。その各学科・専攻の学問領域に適合した教員を必要数配置することにより、学生・院生に対する教育および研究活動を向上させることを目標にして教員組織を編成している。併せて京都学舎の一般教養的授業科目に必要な人員を確保することを目標にして編成している。
- ②2005年度の専任教員数は、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」のとおりである。文学部の専任教員数は97名であり、大学設置基準を上回っており、適切である。
- ③専任教員1人あたりの学生数は、37.8名であり、理工学部の28.4名に次ぐ低い数値となっている。
- ④学生・院生の学問的問題意識を高めるために、客員教授を大幅に増やし、各界の識者を

招聘している。2005 年度の客員教授の数と担当授業科目は次のとおりである。

仏教学科	3 名	：「仏教教学特殊講義」「仏教文化学特殊講義」担当
哲学科教育学専攻	1 名	：大学院開講科目「人格心理学特論」担当
日本語日本文学科	1 名	：「古典文学特殊講義」担当
特別研修講座	2 名	：矯正保護課程担当

2) 社会人教員・外国人教員・女性教員

- ①外国人教員の内訳は、真宗学科 3 名、英語英米文学科 2 名、共同開講科目 1 名である。とりわけ真宗学科における外国人教員の採用は、真宗学という学問の国際化をはかろうとする積極的な試みである。
- ②女性教員は 4 名である。これは、各分野の教育・研究において適切な人材を男女問わず配置してきた結果ではあるが、決して高い数値とはいえない状況にある。
- ③社会人教員は、文学部の学問領域の特性により、今のところ採用にはいたっていない。

3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

- ①文学部開講科目に対する専兼比率は、「**大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率**」のとおりである。「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習Ⅰ」、「卒業論文（演習Ⅱを含む）」を中心とした「必修科目」においては、専任比率が全ての学科・専攻で 70%を超え、中には 100%の学科・専攻もある。平均では 84.3%となり、適切に専任教員が配置されていると考えられる。
- ②各学科・専攻の主要な専攻科目（講義科目）は、専任者が担当することを原則としている。文学部専任教員の授業科目担当状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。

4) 教員組織の年齢構成

- ①文学部における専任教員の年齢構成は、「**大学基礎データ表 21 専任教員年齢構成**」のとおりである。
- ②61 歳以上(34.1%)、51～60 歳(35.0%)と 51 歳以上の割合が高く、40 歳以下(14.4%)の若手教員が手薄な感があるが、研究経験の蓄積が比較的重要視される文学部・文学研究科の特色として、現時点ではとくに問題はないと思われる。しかし、長期的な展望に立つて、この年齢構成は、計画的に改善していく必要がある。

5) 今後の課題と改善方策

- ①演習等、特に教育と研究経験が要求される授業形態では、引き続き専任教員が担当するように努める必要がある。
- ②教員の年齢構成については、優秀な若手教員の育成と採用に一層努める必要性を認める。
- ③文学部における女性教員や社会人教員の比率は、他学部に比して決して高いとはいえない。今後、女性教員や社会人教員の積極的採用にも取り組む必要がある。

2. 教員間の連絡調整の状況と評価

1) 教育課程編成時の連絡調整

- ①毎年の教育課程編成にあたっては、教授会の下に置かれている文学部教務委員会（全学科・専攻から委員を選出）が全体の開講科目、授業担当者および授業時間割を調整している。
- ②教務委員会は、定期的に開催され、学生の履修指導、学生からの質問等への対処、試験等、実際の授業遂行に係わる問題点等を調整しており、適切に機能している。各学科・専攻間の連絡調整のための会議としても機能している。

2) 今後の課題と改善方策

- ①文学部教務委員会の運用をより充実させる努力を続けるとともに、多くの課題に対応するべく、ワーキング・グループを作るなど分科会的な会議体を設置し、教育関連問題の実態を的確に把握し、その解決方法を探るべきであろう。
- ②教務委員会における調整内容を、文学部教員すべてに周知徹底すべく、各学科・専攻内で実施している教室会議との関係をより一層密にする必要があろう。

3. 教育研究支援職員の配置状況と評価

1) 教育研究支援職員の配置状況

- ①教育補助員：本学の院生・学生が採用されている。受講者数の多い授業科目（150名以上）またはその他学部長が必要と認めた科目に配置し、今まで担当教員が行っていた教務事務を担当している。その職務内容は、学生の出欠調査、レポート等の提出物の整理、資料の配付、教育機器の運搬・操作等の事務的補助である。
- ②副手：本学では文学部・文学研究科のみに導入されており、各学科・専攻の「合同研究室」において、当該学科・専攻の教員への補助や、学生への学修活動支援を職務とし、大学院生がそれにあたっている。すべての学科・専攻に配置されており、2005年度は84名である。

【各専攻に配置されている副手の人数】

真宗学科	： 5 名
仏教学科	： 15 名
哲学科哲学専攻	： 13 名
哲学科教育学専攻	： 9 名
史学科国史学専攻	： 8 名
史学科東洋史学専攻	： 5 名
史学科仏教史学専攻	： 15 名
日本語日本文学専攻	： 10 名
英語英米文学専攻	： 4 名
総計	： 84 名

- ③研究室事務補助員：これも文学部・文学研究科のみに導入されており、各学科・専攻の「合同研究室」の管理・運営を補助する。多くは大学院生がこれに採用されている。すべての学科・専攻に配置されており、2005年度は10名である。

【各専攻に配置されている研究室事務補助員の人数】

真宗学科	： 1 名
仏教学科	： 2 名
哲学科哲学専攻	： 1 名
哲学科教育学専攻	： 1 名
史学科国史学専攻	： 1 名
史学科東洋史学専攻	： 1 名
史学科仏教史学専攻	： 1 名
日本語日本文学専攻	： 1 名
英語英米文学専攻	： 1 名
総計	： 10 名

- ④ティーチング・アシスタント：文学部においては1997年度より情報教育科目に配置され、その後、他の科目においても必要に応じて配置されるようになった。

2) 教員と教育研究支援職員との連携・協力

- ①ティーチング・アシスタントと教育補助員については、授業担当教員の監督指導のもと、教員の負担軽減をはかり、学生の学修指導をきめ細かく行うのに効果的に機能している。
- ②副手、研究室事務補助員については、教員と連携し、学部生の学修に対して適切なアドバイスを与えるとともに、学科・専攻の学修の場でもある「合同研究室」の管理・運営にあたっている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①ティーチング・アシスタントについては、一般社会人からも採用し、授業の補助にあたっているが、今後本学の大学院生の採用に積極的に取り組み、大学院生の教育指導能力の向上への一助とする必要がある。
- ②昼夜開講制の実施にともない、「合同研究室」の開室時間が長くなったこともあり、運営する副手、研究室事務補助員に対する経済的支援を整備する必要がある。

4. 募集・任免・昇格の基準・手続の現状と評価

1) 募集・任免・昇格の基準・手続

- ①文学部では「文学部教員人事規程」において、募集・任免・昇格に対する基準・手続を詳細に定めている。また、特別任用教員の採用に関しては「特別任用教員規程」に沿って行われている。
- ②教員の募集・任免・昇格については、これらの規程に基づいて適切に行われている。

2) 公募制の導入状況

- ①「文学部教員人事規程」により、公募に関する事項が定められている。多数の応募者があるので、選考委員会を設けて公平かつ客観的に候補者を絞り、最終的な候補者についてはあらかじめ審査委員会を構成してその審査にあたっている。また、最終審査にあたっては面接を実施するとともに必要な場合には模擬授業を課すこともある。
- ②2002年度1件、2004年度2件、2005年度2件の公募による採用人事が行われ、それなりに実績をあげている。

以上 1)、2) のとおり文学部における教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続は、明文により規定されており、適切に運営されている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①採用・昇任人事に関する事項は、明文化された規程に則って適切に遂行されているので、特に問題はない。
- ②教育職員の採用・昇任人事については、必ずしも研究業績だけに固執することなく、人事規程にもあるように、教育面での功績等をより一層重視し、積極的に評価する必要がある。

5. 文学研究科の教員組織等の現状と評価

1) 教育・研究指導と教員組織等

- ①文学研究科は、学部教育の基礎に立って8専攻が設置されている。学部における教育課程の継続、発展の上に、より高度な教育・研究指導を行うことを基本に次のような目標を掲げて教員を配置している。
 - イ) 大学院生の多様な研究テーマを適切に指導する。
 - ロ) 少人数制の授業と学位論文作成に向けた個別指導を行う。
 - ハ) 仏教を根源とした人文諸科学の研究の向上をめざす。
- ②文学研究科の教育研究の充実をめざして次のような取り組みを行った。

- イ) 2000 年度から教育学専攻に博士後期課程を開設し、臨床心理士の資格取得に必要な教育課程を整備し、臨床心理学を中心に教員を増員した。
- ロ) 研究の高度化をめざし、仏教に関わる分野において教員の充実をはかった。西域・チベットの仏教を教育・研究指導する教員が欠員であったがそれを補った。
- ハ) 専任教員の研究分野を補完すべき兼任講師の採用や「学部・修士課程合併科目」を有効に活かす配慮をしている。限られた数の専任教員ではカバーできる研究分野も限られてくる。したがって「学部・修士課程合併科目」を設けることによって、結果的に学部生と院生が共に選択可能な開講科目数を確保する。
- ニ) 大学院を主として担当する特別任用教員を配置し、教育研究組織を充実させるよう配慮している。
- ③ 文学研究科の教育・研究指導を担当する教員は、2005 年度は専任者 66 名、兼任講師 45 名であり、全開講科目における専任者のカバー率は 70.0%(専任者担当科目数 159 科目、兼任者担当科目数 68 科目)である。専任者は各専攻の主な授業科目を担当し、演習や学位論文作成指導にあたる等個別指導体制を整えている。
- ④ 文学研究科の教育・研究指導を担当する専任教員の中で、博士の学位を持つ者は 16 名(24.2%)である。
- ⑤ 文学研究科の教育・研究指導の担当者は、研究科ではなく、学部にも所属している。ただし、文学研究科の授業科目を担当するに際しては、文学研究科で資格認定を行ったうえ、担当者を決定している。2004 年度からは、博士の学位保持者を重視し、優秀な若手教員も担当できるようにしている。
- イ) 資格審査の内容
 - ・ 修士課程の「文献研究」の担当可否
 - ・ 修士課程の「特殊研究」「演習」の担当可否
 - ・ 博士後期課程の「特殊研究」「演習」の担当可否
- ロ) 資格審査は、専任、兼任を問わずすべて行う。
- ⑥ 前述のように授業科目のグレードに応じて担当教員の資格審査を行っている。研究科委員会から選出された審査委員が、評価対象となる教員の教育研究業績を審査し、研究科委員会は、その審査報告を受けて、当該科目の担当者としての適否を審議、決定している。
- ⑦ 専任教員が担当する文学研究科の授業科目の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。

文学研究科の教員組織の特徴は、大学院の教育・研究指導を行う教員の資格審査を厳密に行っていることである。これは大学院教育の質の維持・向上をはかる上で有効に機能している。このような指導体制を整備する中で、大学院生の数も増えており、課程博士の取得者も毎年でるようになった。

2) 研究支援職員

- ① 文学部の項でも述べたが、副手・研究室事務補助員は、文学研究科の研究活動も支援している。
- ② ティーチング・アシスタント：学部と同様に、研究科においても制度として整備され、文学研究科では、2005 年度は「英語学演習」に配置されている。
- ③ リサーチ・アシスタントは配置されていない。

3) 今後の課題と改善方策

- ① 文学研究科では、厳密に大学院科目担当の資格審査が行われているが、反面、若手教員の大学院授業科目担当がやや困難な現状もあり、より活性化するためには、「演習」科目以外はもう少し若手教員の導入をはかる必要がある。
- ② 本学の文学研究科担当教員のうち、博士号取得者の割合が他大学に比べ若干低い傾向にある。今後、この点を改善し、大学院のさらなる活性化をはかる必要があろう。

第9節 経済学部・経済学研究科

<学部>

【教員組織】

A 群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性…（表 23）

A 群・主要な授業科目への専任教員の配置状況…（表 22）

A 群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性…（表 3、表 19）

A 群・教員組織の年齢構成の適切性…（表 21）

B 群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

C 群・教員組織における社会人の受け入れ状況

C 群・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

C 群・教員組織における女性教員の占める割合

【教育研究支援職員】

A 群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

A 群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

A 群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性…（表 20）

B 群・教員選考基準と手続の明確化

B 群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

<大学院>

【教員組織】

A 群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性…（表 19）

【研究支援職員】

B 群・研究支援職員の充実度

B 群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

A 群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

1. 教育目標と教員組織の現状と評価

1) 教員組織編成の目標と教員の配置状況

- ①経済学部の専攻科目は、経済学の多様な分野を9つの科目群に分けて開設しており、学生の履修にあたってはコース制を採用している。経済学部の教員組織は、開設されている専攻科目である授業科目の開設に必要な人員を配置すること、京都学舎の一般教養的授業科目に必要な人員を確保すること、大学院経済学研究科の基礎となる学部としてその学問領域に必要な専任教員を配置すること、等を基本にして編成することを目標としている。
- ②専任教員数は「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」のとおり（45名）であり、大学設置基準を上回る専任教員を配置している。経済学部では、開設授業科目に沿った採用人事を進めているため、教員の専門分野と担当科目とは密接に関連している。
- ③専任教員1人あたりの学生数は、54.0名である。

- ④各界の識者による特別講義を開講し、学生の学問的問題意識を一層醸成させるために、客員教授の招聘を行った。2005 年度に開講している事例は次のとおりである。（括弧内は担当者・担当会社名等）

特別講義「銀行業務論」（りそな銀行、りそなホールディングス職員）

特別講義「証券市場とグローバル証券ビジネス」（野村証券職員）

特別講義「証券投資論」（日興コーディアルグループ職員）

特別講義「システム設計論」（さくらケーシーエス職員）

特別講義「データ構造論」（さくらケーシーエス職員）

特別講義「国際 NGO 論」（関西 NGO 協議会職員）

特別講義「ボランティア・NGO 活動論」（関西 NGO・NPO 団体職員）

特別講義「ワークショップ・日本重工業論」（元川崎重工監査役）

特別講義「マスコミ業界論」（元毎日新聞社職員）

特別講義「生命保険業界論」（元生保協同会職員）

特別講義「日本の政治・財政・経済論」（元衆議院議員、元財務大臣）

会計学原理（税理士資格者）

地方自治論（京都府職員）

2) 社会人教員・外国人教員・女性教員

- ①民間企業から採用の専任教員は、2005 年度の在職教員の中にはいない。過去に民間企業に就業した経験のある教員はいるが、民間企業からの採用教員ということではない。

イ) 外務省・国税庁を含めた官庁や労働調査研究所、アジア経済研究所等公的研究機関から採用の教員は 4 名であり、全体の 8.9%を占めている。

ロ) 産業経済コースに開設されている「各種業界論」には、その道のエキスパートを兼任講師として招聘したり、関連企業からの派遣による業界人のチェーンレクチャー講義を行っている。

このように経済学部は、大学教員以外の職歴をもつ社会人を教員として積極的に活用している。その結果、学生にとっては、将来の進路選択の検討やキャリア開発の動機付けに役立っていると考えられる。今後とも、積極的に採用していきたい。

- ②外国人専任教員（特別任用教員も含む）として 5 名が経済学部にも所属している。5 名のうち 4 名は英語・ドイツ語等の教員であり、1 人は専攻科目分野の教員である。

- ③学部の女性専任教員は 6 名（うち 1 名は英語、1 名はドイツ語）である。まだ多くはないが、現状では、女性教員の比率は高い方と思われる。

3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

- ①経済学部開講科目に対する専兼比率は、「大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率」のとおりである。

イ) 必修科目（マクロ経済学入門、ミクロ経済学入門）の専任比率が 33.3%であり（全開設授業科目の専任比率は 49.3%）、全開設科目のそれよりも低い。専任教員数と開講コマ数との関係で、兼任教員に依存せざるを得ないのが現状である。しかしながら、専任教員がコーディネータとして加わり、授業内容や授業方法を十分に打ち合わせ、授業内容を統一しており、専任比率の低さによる教育上の問題が生じないように努めている。

ロ) 大学教育への橋渡しの役割をもっている「フレッシュマン・ゼミ」（1 年次）を、クラス定員を 20 名程度の規模で運営しようとする、毎年、約 20 名程度の兼任講師に担当してもらわざるを得ない。

ハ) 演習は、国内・国外研究員等の特別な事情を除き、専攻科目専任教員が担当することを原則としている。

- ②経済学部の専任教員が、担当している授業科目の状況は、「大学基礎データ表 20 専任教員個別表」のとおりである。各教員は、各自の研究分野に応じた形で授業科目を担当しており、その専任教員の研究分野は大別すると次のとおりである。

授業科目区分	分類	開講科目名
専攻科目	理論経済学	マクロ経済学、ミクロ経済学、計量経済学等
	経済学史	経済学史
	経済史	経済史、日本経済史、ヨーロッパ経済史
	経済政策	経済政策、国際経済学、経済開発論等
	財政・金融	財政学、金融論、日本経済論
	社会政策	社会政策、労働経済学
	統計学	経済統計学、特別講義「情報科学の基礎」
学部共通コース	英語コミュニケーションコース	英国文化
共同開講科目	英語	英語
	外国語（英語以外）	ドイツ語、中国語、スペイン語
	日本語	日本語
	自然系	数学の世界、地域環境論
	社会系	情報科学入門、社会学
	人文系	日本の文学、心理学
	仏教学	仏教の思想
	保健体育	人間とスポーツ

4) 教員組織の年齢構成

- ①経済学部における専任教員の年齢構成は、「**大学基礎データ表 21 専任教員年齢構成**」のとおりである。
- ②各年代の構成比率は、31～40 歳(20.0%)、41～50 歳(26.7%)、51～60 歳(26.7%)、61 歳以上(26.7%)であり、概ね各年代とバランスがとれた構成となっている。
- イ) 30 歳代前半の人数が少ないが、これは結果的に大学院を修了したばかりの者を採用していないことを示している。採用は公募を原則としているためと考えられる。
- ロ) カリキュラム、学生指導、年齢構成等を総合的に勘案しながら計画的に採用してきた結果、全体としてバランスの良い年齢構成となった。

5) 今後の課題と改善方策

- ①2006 年度から、経済学部は 2 学科（現代経済学科、国際経済学科）に改組するため、その準備に取り組んでいる。学生の関心が高まるようなカリキュラム改革を継続的に進め、それとの関連で、専任・兼任教員や経験の豊かな社会人教員を確保する等、適切な教員配置を行っていく。特に、産業界、官庁出身者等の社会人教員の配置については、カリキュラムの充実策と関連して検討し、その人的資源を活かしていく必要がある。
- ②学部・研究科の将来との関係で、教員の年齢構成は重要である。現状は適切であるが、今後とも、カリキュラム等との関連に留意しながら、適切な構成比を保っていきたい。

2. 教員間の連絡調整の状況と評価

1) 教育課程編成時の連絡調整

- ①毎年の教育課程編成にあたっては、教授会の下に置かれている経済学部教務委員会が全体の開講科目、担当者および授業時間割等の連絡調整をしている。
- ②1 年次の導入教育を目的とする「フレッシュマン・ゼミ」、「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」、「現代と経済」、「経済学の技法」などについては、コーディネータを決め、担当者会議を開き、担当者間で授業内容や方法ならびに評価方法に格差がないよう十分調整し、教育上の問題が生じないよう努めている。

2) 今後の課題と改善方策

現在、学部内においては、教務委員会が中心となって、教員間の連絡調整を適切に進めており、特に大きな問題はない。2006 年度からは 2 学科になるので、学科間の連絡調整を密接に行っていく必要がある。

3. 教育研究支援職員の配置状況と評価

1) 教育研究支援職員の配置状況

「ティーチング・アシスタント規程」に基づき、当該年度で予算措置のとられている科目については、ティーチング・アシスタントを配置し、教育効果をあげるための支援体制として運用している。また、「経済学部教育補助員の採用に係わる内規」に基づき、当該年度で予算の範囲を前提として教育補助員を配置し、教育効果をあげるための支援体制として運用している。

- ①ティーチング・アシスタント：必修科目である「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」には、ティーチング・アシスタントを配置している。
- ②原則として本学の院生がティーチング・アシスタントに就くことになっているが、それを担当できる院生がいなかった場合は、他大学の院生を採用している。本学の院生が担当できない理由は、一般入学試験による院生が少ないこと等によると考えられる。しかし、他大学の院生であっても、特に大きな問題はない。当面は、現行の体制で運営していく。
- ③ティーチング・アシスタント配置の目的・職務は次のとおりである。
 - イ) 随時実施する小テスト（確認テスト）の採点と添削。
 - ロ) テストの結果に基づく補習講義の実施、学生からの質問受付ならびに相談対応、学修アドバイスがあげられる。また、教育補助員としての業務も並行して依頼しているケースもある。
- ④教育補助員：全学的な基準に準拠して配置しているが、経済学部においては、次のような条件にある担当者に配置できるようにしている。
 - イ) 原則として 300 人以上の受講者がいる授業科目担当者
 - ロ) 年間担当授業コマ基準数（5 コマ）以上の者
 - ハ) その他学部長が必要と認めた者
- ⑤前述のような学部基準に基づいて、1 科目につき 1 名の教育補助員を配置することができる。
 - イ) 教育補助員の職務は、出欠調査、レポート等の提出物の整理、資料の配付、教育機器の操作・運搬などである。本学の学部生、院生が採用されている。
 - ロ) 2005 年度前期は、8 名（延べ人数）の教育補助員がその任に当たり、担当教員の負担軽減と授業の円滑化を支え、教員の負担軽減に一定の効果があがっている。
 - ハ) 教育補助員配置科目は、特別講義「日本の政治・財政・経済」、特別講義「証券市場とグローバル証券ビジネス」、経済史、国際 NGO 論、ミクロ経済学入門、マクロ経済学入門、経済開発論、現代資本主義である。

2) 教員と教育研究支援職員の連携・協力

教育研究支援職員は、学生の学修意欲や満足度を高め、教員の負担軽減をはかるとともに、それに就いた者の教育にもなっており、学部教育を支援する重要な存在である。現状では、各教員の自主的な判断によって連絡調整等の運営がなされている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①ティーチング・アシスタントの確保とその有効な運用が課題である。そのために、他大学の院生を積極的に採用することを考えたい。また、ティーチング・アシスタントができる教育補助内容を明確にし、効果が明確になるような運用をしていく。
- ②教育補助員の制度は順調に活用されている。今後は、学部全体で調整しつつ、有効活用

していく必要がある。教材作成の補助などを含めて、体制を整えていかなければならない。

- ③ボランティアとして授業を支える学生ファシリテーター（指導員）を育成するなど、多面的な展開を考えていく必要がある。一部の授業では、そうした試みがなされ、教育的な効果をあげているが、それを学部全体に浸透させていく方途を考えたい。

4. 募集・任免・昇格の基準・手続の現状と評価

1) 募集・任免・昇格の基準・手続

- ①経済学部の特任教員の人事に関する事項は、「経済学部人事規程」に基づいて、厳正に行われている。また、特別任用教員の採用に関しては「特別任用教員規程」に沿って行われている。
- ②専任教員（教授・助教授・講師）の募集・任免・昇格に係わる基準と手続は、前述の規程の中に、すべて明文化されている。

2) 公募制の導入状況

「経済学部人事規程」に基づき、専攻科目担当者については、教授会において募集方法（公募または推薦）に関する意見具申を求め、公募または推薦による募集方法の決定がなされる。なお、推薦により募集する場合は、必要に応じて学部または全学の専任教員に推薦を求める手続きを行っている。また、特別任用教員採用等の人事については、教授会の承認を経て、人事を進めている。

以上 1)、2) のとおり、経済学部においては、募集、任免、昇格等の人事の進め方に関しては前述の規程の中に明文化されており、その手続、基準は明確になっている。運用はこの規程に沿ってなされており特に問題はない。

3) 今後の課題と改善方策

経済学部では、若手教員採用には公募制を、学部の広告塔になり得るような著名な教員（キーパーソン）採用では推薦制を採用して、適正な人事を行ってきた。今後、経済学部は定年退職者が継続的に数名程度出る予定であるため、教員人件費枠との関わりとカリキュラムの質的充実を踏まえ、適切な教員構成に努めていく。

5. 経済学研究科の教員組織等の現状と評価

1) 教育・研究指導と教員組織等

- ①経済学研究科は経済学部を基礎としており、研究科の教員組織は、主に経済学部にも所属する経済学分野を専門とする専任教員により構成されている。教育・研究指導に関する事項は、「経済学研究科委員会」（原則月 1 回開催）により、審議決定される。
- ②大学院の開設科目は、原則として専任教員が担当することとし、必要に応じて兼任講師をあててきた。専任教員が担当する授業科目の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。
- ③教員の募集・任免・昇格は学部において「経済学部人事規程」に基づき行われる。なお、主に研究科を担当する特別任用教員の採用は、「特別任用教員規程」に基づき教授会で決定されるが、事前に研究科委員会において、実質的な審査を行っている。

2) 研究支援職員

研究科独自の研究支援職員の制度はない。

3) 今後の課題と改善方策

- ①来年度から開設される 2 学科制と将来予定されている大学院の改組との関連を配慮した

教員構成を検討していく。また、研究科の拡充にともない、研究科の教育・研究指導に重点を置く教員体制の整備も検討する必要がある。

- ②コース制のカリキュラム（NP0・地方行政研究コースなど）の将来展開と関連した人事を検討していく必要がある。また、他の研究科（修士課程）と共同開講できる授業科目の開設の可能性も検討し、研究科間の協力関係も構築していきたい。
- ③学会・研究集会などにおける研究に係わる事務手続を担当教員が行っているのが現状であり、このサポート体制を確立する必要がある。

第10節 経営学部・経営学研究科

<学部>

【教員組織】

A 群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性…（表 23）

A 群・主要な授業科目への専任教員の配置状況…（表 22）

A 群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性…（表 3、表 19）

A 群・教員組織の年齢構成の適切性…（表 21）

B 群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

C 群・教員組織における社会人の受け入れ状況

C 群・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

C 群・教員組織における女性教員の占める割合

【教育研究支援職員】

A 群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

A 群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

A 群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性…（表 20）

B 群・教員選考基準と手続の明確化

B 群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

<大学院>

【教員組織】

A 群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性…（表 19）

【研究支援職員】

B 群・研究支援職員の充実度

B 群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

A 群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

1. 教育目標と教員組織の現状と評価

1) 教員組織編成の目標と教員の配置状況

- ①経営学部は、幅広い教養と経営学の基礎学力を身につけ、時代の要請に応える人材を育成するため、卒業後の進路（出口）を想定した履修モデルを設けた教育課程を編成している。経営学部の教員組織は、この教育課程に則した教員配置を行うことを目標にして編成している。また、経営学部は大学院経営学研究科の基礎となる学部であることも考慮して採用人事等を行っている。さらに、京都学舎4学部共同で行っている教養教育の実施体制との連携も踏まえて、仏教の思想、外国語科目、プログラム科目を主に担当している教員も配置している。
- ②専任教員数は、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」のとおり（43名）であり、大学設置基準を上回っている。
- ③専任教員1人あたりの学生数は、51.4名である。今後予定されている専任教員の採用に

よって、専任教員 1 人あたりの学生数を削減させるべく、教員の配置を一層充実させていくことを予定している。

- ④各界の識者による特別講義を開講し、学生の学問的問題意識を一層高めるために、客員教授（兼任講師）を大幅に増やした。

2) 社会人教員・外国人教員・女性教員

- ①現在経営学部 に在籍する専任の社会人教員は 2 人であり、最近では 2002 年度に官庁から新しく教員を迎えた。

イ) 1 人は、官庁時代に培った見識と人的ネットワークを活用し、京都企業の経営者を講師にしたチェーンレクチャーをコーディネートするなど、学生に魅力ある講義を提供している。

ロ) もう 1 人は、企業出身であり、実務界の経験を踏まえた講義を行い、学生の興味・関心を高めている。

今後とも、科目の内容や位置づけ等を踏まえ、兼任講師を含めて、社会人教員の採用を検討していく。

- ②外国人教員として 3 名が経営学部 に所属している。うち 1 名は学部共通コースを担当しており、1 名は共同開講科目の外国語科目（英語）を担当している。外国人教員の採用を明確な方針の下で行っているわけではないが、外国語科目の場合には、兼任講師の受け入れも進んでいる。

- ③女性専任教員は 3 名である。経営学部専任教員全体の約 7%であり、女性教員は少ない。採用に際して、女性であることを理由に不利になることは一切ないが、今後、男女共同参画の推進という点で、経営学部としてどう取り組んでいくかの検討が必要である。

3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

- ①経営学部の専任教員が、担当している授業科目の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。経営学部専任教員の学問分野は、専攻科目では、経営学、会計学、商学を中心に、経済学、社会学、経営工学など多岐にわたっている。教員は、4 つの群（企業のマネジメント、会計と金融、経営と社会、情報とコミュニケーション）に属し、教育課程の運営に携わっている。

- ②専任比率は、「**大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率**」のとおりである。

イ) 大学入門としての位置づけを持つフレッシューズゼミ（選択必修科目）は、専攻科目担当の教員だけでなく、共同開講科目担当の教員も担当し、100%専任教員で担当することを原則としている。そのため「選択必修科目」の専任比率は、91.7%と高くなっている。

ロ) 基礎演習については、若干の例外を除いて、専任教員が担当している（2005 年度は 24 クラスのうち 22 クラスを専任教員が担当）。

ハ) 演習については、全て専任教員が担当している（演習の年度途中で他大学に移籍した場合は除く）。

ニ) 専攻基礎科目群に開講されている授業科目（必修科目も含む）は、専任教員が分担することとなっている。専任の分担率は、年度によりばらつきがあるが 6～8 割となっている。兼任講師に委嘱しているのは、会計と情報系の科目である。「必修科目」の専任比率は 51.0%である。

ホ) 専攻科目については、カリキュラムを充実させるため、それに応じた開設科目が必要である。そのため、専任教員だけでは対応できないため兼任講師に依存する割合が高くなっている。「全開設授業科目」の専任比率は、43.9%である。

4) 教員組織の年齢構成

- ①経営学部における専任教員の年齢構成は、「**大学基礎データ表 21 専任教員年齢構成**」のとおりである。

- ②51～60 歳の教員が 44.2%と高くなっているが、41～50 歳は約 28%であり、この点は適切

である。しかし、40 歳以下は約 14%であり、若手の教員層が薄い。これは、退職した教員の後の新規採用が不十分であることに原因があると思われる。教育を受ける学生の立場に配慮し、必要な教員数を遅滞なく整えることが求められる。

5) 今後の課題と改善方策

- ①年度ごとに定年退職する教員数を数年先まで把握し、今後、カリキュラムや年齢構成のバランス等を考慮した計画的な採用に一層努める必要がある。
- ②学生 1 人ひとりに対し丁寧な学修指導を行う上で、小集団教育の授業が重要な位置づけを持っている。経営学部では 1 年次から 4 年次まで、継続的に演習形態の授業を開講している。ここ数年、教員採用人事が計画通りに進まなかったため、現有の担当者数から逆算すると 1 ゼミあたりの平均収容人数が、やや多いのが現状である。少人数による効果の高い教育を進めていくためにも、専任教員の採用を計画的に進めていく。
- ③これまで進めてきたカリキュラム改革の方向性である「学生の進路、目標に基づく系統的履修」を一層発展させ、それに基づいて専任教員の採用を進めていく。

2. 教員間の連絡調整の状況と評価

1) 教育課程編成時の連絡調整

- ①毎年の教育課程編成にあたっては、教授会の下に置かれている経営学部教務委員会が、翌年度開講する授業科目、その担当者および授業時間割の編成等を行い、教員間の連絡調整を行っている。
- ②教務委員会は、経営学部担当の学部事務職員と協力して、開講科目担当者と授業時間割の編成等実務レベルの調整を含めて行っており、経営学部の教育活動を円滑に行う上で大きな役割を果たしている。
- ③1 年次に開講されるフレッシューズゼミについては、毎年度初めに担当者会議を開催するとともに、前期末にもこれを開催し、次年度に向けた課題や共通テキストの改訂に向けた意見集約などを行っている。
- ④専攻基礎科目群の科目については、科目ごとにコーディネータを置き、年度や（複数クラス開講する場合の）クラスによる教育内容や評価基準の平準化などについて対応している。
- ⑤4 つの群科目会議（企業のマネジメント群、会計と金融群、経営と社会群、情報とコミュニケーション群）は、特別講義の開講の検討や兼任講師の委嘱など、毎年の開講科目の準備を行っている。

2) 今後の課題と改善方策

フレッシューズゼミの運営については、10 数年の経験を通じて十分軌道に乗ってきていると認識している。基礎演習についても新カリキュラム（1988 年度より）以降だけでも 10 数年の実績があるが、今後、担当者間で到達目標を共有できるよう検討をすすめていく。

3. 教育研究支援職員の現状と評価

1) 教育研究支援職員の配置状況

フレッシューズゼミおよび基礎演習における情報リテラシー教育、専攻基礎科目である簿記入門において、教育補助員を配置している。情報教育については、教室ごとに教育補助員が入り、学生の質問などに対応している。簿記入門の教育補助員は、2 年次以上の学生で日本商工会議所簿記検定 3 級以上の資格を有する学生を公募、採用している。

2) 教員と教育研究支援職員の連携・協力

- ①簿記入門については、将来、ティーチング・アシスタントを導入することを視野に入れて、検討している。授業前の打ち合わせ（講義内容と受講生にさせる作業内容の説明）

と授業後の反省会（学生から提出された回収物の整理、受講生の作業の状況の報告、改善点の意見聴取）を行っている。今後の改善点を明らかにし、2006 年度も実施する予定である。

- ②なお、経営学部にはティーチング・アシスタントは配置されていない。「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織（学部）**」の「備考」欄に記載されている 4 名は、学部を横断して開講されている情報関係科目等のティーチング・アシスタントである。

3) 今後の課題と改善方策

大学院の在籍者数が減少してきているので、優秀なティーチング・アシスタントや教育補助員の確保が課題である。大学院生を増やす必要がある、また、教育上の観点から学部学生に担当してもらう等の方策も検討していく。

4. 募集・任免・昇格の基準・手続の現状と評価

1) 募集・任免・昇格の基準・手続

- ①経営学部の専任教員の人事に関する事項は、「経営学部教授会規程」および「経営学部教育職員選考規程」、「経営学部募集委員会運用細則」および「模擬授業および面接に関する運用細則」に基づいて厳正に行われている。特別任用教員の採用に関しては「特別任用教員規程」に沿って行われている。
- ②経営学部専任教員の募集・任免・昇格の基準・手続に関する事項は、すべて前述の規程中に明文化されている。

2) 公募制の導入状況

経営学部専攻科目の担当者については、これまで主として推薦で募集を行ってきた。公募は、2004 年度に試みられたが採用には至らなかった。

3) 今後の課題と改善方策

教員の募集・任免・昇格については、規程に基づいて厳格に行われており、問題点は少ない。ただし、専攻科目担当者の募集に関しては従来、結果的には公募を適用した事例がなかった。2004 年度に公募の適用を試みたように、今後の採用人事においては、これに前向きに対応していきたい。

5. 経営学研究科の教員組織等の現状と評価

1) 教育・研究指導と教員組織等

- ①経営学研究科は経営学部を基礎にしており、学部の専門科目担当者が研究科の教員を兼ねている。研究科の授業担当を主とする特別任用教員も採用している。特別任用教員として、高度職業人教育と結びつけるため、実務経験者をも採用している。
- ②大学院の開設科目は、原則として専任教員が担当することとし、必要に応じて兼任講師をあててきた。専任教員が担当する授業科目の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。
- ③経営学研究科は、経営学部と一体であり、経営学研究科の授業科目を担当する専任教員（特別任用教員も含む）は、全員経営学部に所属している。したがって、募集・任免・昇格などの人事は経営学部教授会の人事規程に沿って行われている。
- ④経営学研究科の教育・研究指導を担当する専任教員（特別任用教員も含む）の中で、博士の学位を持つ者は 3 名(14.3%)である。

2) 研究支援職員

経営学研究科独自の研究支援職員の制度はない。

3) 今後の課題と改善方策

- ①大学院生数が減少しており、魅力のあるカリキュラムの構築が急務である。2006年度から桃山学院大学経営学研究科と連携して「日中連携ビジネスプログラム」を開設することを決定した。これを担当する教員の充実が必要である。
- ②会計学担当の特別任用教員が不足している。
- ③ビジネス・コースにおいて、社会人の実践系科目拡大へのニーズは強い。しかし、開設しても院生数の減少により開設できない場合があり、ジレンマを招いている。
- ④経営学研究科独自の研究支援職員が必要となろう。ビジネス・コースは土・日開講をしており、そこでの研究支援職員が必要である。

第 1 1 節 法学部・法学研究科

<学部>

【教員組織】

A 群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性…（表 23）

A 群・主要な授業科目への専任教員の配置状況…（表 22）

A 群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性…（表 3、表 19）

A 群・教員組織の年齢構成の適切性…（表 21）

B 群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

C 群・教員組織における社会人の受け入れ状況

C 群・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

C 群・教員組織における女性教員の占める割合

【教育研究支援職員】

A 群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

A 群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

A 群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性…（表 20）

B 群・教員選考基準と手続の明確化

B 群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

<大学院>

【教員組織】

A 群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性…（表 19）

【研究支援職員】

B 群・研究支援職員の充実度

B 群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

A 群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

1. 教育目標と教員組織の現状と評価

1) 教員組織編成の目標と教員の配置状況

- ① 本学の法学教育は、法学部（法律学科・政治学科）、大学院法学研究科（法律学専攻）と専門職大学院である法科大学院の 3 本柱で行っている。法学部の教育課程は、専攻科目に関しては、法律、政治に関する基礎的・基本的素養を身につけた人材を養成するために、2 学科の壁をできるだけ低くした 3 つの履修コースを設けている。法学部の教員組織は、このような教育課程の趣旨に沿った配置を行うことを目標にして編成している。同時に、法学研究科の基礎となる学部として、研究科の研究・教育領域に必要な教員を配置することも考慮に入れている。また、学部を超えて展開されている共通コースおよび共同開講科目（「仏教の思想」、「プログラム科目」、「外国語科目」）を担当する教員も配置している。本学全体の法学教育をバランスよく充実していくために、法律科目担当教員の採用に当たっては、法科大学院と事前に意見交換することが申し合わせで確認さ

れている。

②2005年度の専任教員数は、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」のとおり（52名）であり、大学設置基準を上回っている。

③専任教員1人あたりの学生数は45.9名である。両学科の教育目標や学生数に見合う教員が配置されており適切である。

④2つの学科の専攻科目担当者の特徴をあげれば、次のとおりである。

イ) 法律学では、基本科目である民法の5名をはじめ憲法、刑事法そして商法、行政法は複数の教員を配置している。また基礎法分野の法哲学、日本法制史、訴訟法分野である刑事訴訟法、民事訴訟法や先端・発展分野である国際法や社会保障法、企業法務論にも教員を配置している。

ロ) 政治学では、政策と国際化を重視し、政策分野では、行政学、公共政策論、地方自治論、都市政策論、地域開発論の科目に、国際分野では、国際政治論、中国政治論、アフリカ政治論、西洋政治史といった科目に専任教員を配置している。政治学の基本である政治学原論、日本政治史にも専任教員を置いている。

2) 社会人教員・外国人教員・女性教員

①社会人教員については、次のような特徴がある。

イ) 専任教員は9名である。法律実務経験者は裁判官1名、弁護士1名である。市長をはじめとする自治体実務経験者は法律学科1名、政治学科3名、高校教員および教育委員会実務経験者が1名である。民間では、企業出身者1名、元ジャーナリストが1名である。社会人教員は専任教員全体の17%強である。

ロ) 兼任講師として、法律系では、裁判と人権、法律実務論、法律事務実務論には弁護士を、企業法務の実際には企業法務関係者を、また特別研修講座科目・学部専攻科目である矯正・保護課程科目には刑事関係者を採用している。

ハ) 政治系では、マスコミ論には新聞記者出身者などを採用し、また中央省庁の公務員経験者、地方自治体の首長などを講義の中でスポット的に講師として招聘している。

②外国人教員は現在2名が法学部所属である。1名は学部共通コースである英語コミュニケーションコース担当教員であり、もう1名は英語科目担当教員である。社会人教員、女性教員と比べて専任教員全体の中での比率は低い。

③女性教員は、現在8名が法学部に所属している（内1名は2005年度においては、社会科学研究所に専任研究員として移籍。2006年4月からは法学部に戻る）。専攻科目担当者では、法律5名、政治1名である。英語科目担当者が2名である。専任教員全体の約15%である。8名のうち4名が30歳代であることにみられるように、若手教員の中に女性が増えている。

3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

①法学部開講科目の専兼比率は、「**大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率**」のとおりである。法学部内の3コースの専任比率（全開設授業科目）は、58.3%である。

②法学部の専任教員が、担当している授業科目の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。

イ) 法学部の開設科目において、大学1年次の前期に開講されている基礎演習Ⅰは、専攻科目に区分されているが、内容的には導入科目、大学入門科目として位置づけている。現在は法律・政治の専攻科目専任教員が主として担当しているが、2006年度より教員の専門如何にかかわらず学部所属教員全員で担当する方向をめざしている。

ロ) 後期開講の基礎演習Ⅱは、専門基礎的性格をも有しているので、主として専攻科目専任教員が担当している。大学1年次に、専門基礎の講義科目として開講されている入門科目（民法入門、憲法・行政入門、刑事法入門、現代日本の政治）は、基礎演習Ⅰ・Ⅱとともに、専攻科目を4年間学修する上で基本となる科目である。

これらの講義科目は原則として専任の専攻科目教員が担当している。

- ハ) 専門性の高い専攻科目の中で小集団で編成しているのは、演習Ⅰ・Ⅱと発展ゼミ（民事法、刑法、刑事訴訟法、地域研究、国際研究）である。それらの科目は原則として専任の専攻科目教員が受け持っている。
- ニ) 専攻科目のうち３コースのコアになる講義科目については、できるかぎり専任の専攻科目教員が担当することをめざしている。しかし、限られた教員数の下では、一部は法科大学院からの兼任教員および兼任講師に頼らざるを得ない。
- ホ) 全体として教員配置は、学部教育目標と教育課程との関係において適切に行われている。

4) 教員組織の年齢構成

- ①法学部における専任教員の年齢構成は、「**大学基礎データ表 21 専任教員年齢構成**」のとおりである。
- ②40歳までの若手教員層は17.3%、41～50歳までは23.1%であり、50歳以下は約40%である。一方、50歳代以上がほぼ60%を占めていることから分かるように、全体として年齢バランスが高年齢の方に偏っており、30歳代後半から40歳代という中堅の教員数が少ない。法律科目担当教員の中で、中堅教員が少ないのは、2005年度に開設された法科大学院へその年代の教員が移籍したことによる。

5) 今後の課題と改善方策

- ①教員配置に関しては、法律学科は法科大学院開設以後の学部段階における法学教育を今後どのように展開していくかによって変わってくる。全体として法学の基礎、基本の教育が重視されていくことは確かであろうが、教員配置もそれに応じて展開していく必要がある。政治学科に関しては、政策と国際を2つの柱に置いているが、国際といえども政策的視点を重視することになっている。大学院におけるNPO・地方行政研究コースも視野に入れながら学科の将来展開について早急に検討し、それに応じた人事政策を考えて行かねばならない。
- ②社会人教員に関しては、法律学科における法律実務経験者、政治学科における政策実務経験者やジャーナリスト経験者を一定の比率で専任教員として引き続き確保していく必要がある。
- ③外国人教員に関しては、国際化への対応が今後も重視されていくことからすれば、外国語教育の面のみならず、専攻教育の面でも積極的に採用をはかっていく必要があるが、それに関する方針は今後の検討に委ねられている。
- ④女性教員については、若手教員の中でその比率が高まってきているように、今後はさらに増えていくように思われるが、長期的な人事政策の中でも重視していかなければならない。
- ⑤年齢構成については、高年齢に偏ったあり方の是正が必要である。40歳代と30歳代のバランスのよい教員採用を行っていく必要がある。

2. 教員間の連絡調整の状況と評価

1) 教育課程編成時の連絡調整

- ①毎年度の教育課程編成にあたっては、教授会の下に置かれている法学部教務委員会が、法学部担当の教務事務職員の協力を得て、カリキュラム編成方針を立案し、全体の開講科目や授業時間割を連絡調整している。
- ②教務委員会は日常的には月2回の定例教授会に合わせて、その開催の前々日に開催され、教授会への提案事項を検討している。
- ③専攻科目の教育課程に関しては、法律学科では、民事法系、刑事法系、公法系の教員が、また政治学科では政治系教員全員が、適宜集まって意見交換を行い、科目配置、科目担当などについて検討を行っている。また、学部の次代を担う若手教員が分野を超えて集う若手懇談会が組織されており、採用人事にかかわる問題も含めて教育課程

について活発に意見を述べ合う気風が存在している。

- ④法学部と法学研究科は構成員が重なっているが、教務委員会は別個に組織されている。学部と研究科の合同開講科目が存在していることから、両教務委員会の間で連絡調整の会合をもっている。法科大学院との関係では、次年度のカリキュラム編成とかかわって、事前に科目配置、科目担当に関して協議することを申し合わせで確認している。
- ⑤学部を超えて展開している4つの学部共通コースに関しては、それぞれのコースの専任教員が法学部に属しており、またコース運営委員会には法学部から委員が派遣されている。共同開講科目（仏教の思想、プログラム科目、外国語科目）については、法学部教務主任が共同開講科目会議に参加し、また、教務委員会の構成員にプログラム科目ないし外国語科目担当教員が入ることによって、専攻科目との関係を調整している。

以上のことから、教育課程編成の目的を実現する上において、連絡調整が適切に行われているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①教務委員会中心の教育課程編成に係わる連絡調整方法を引き続き堅持していくことが重要である。
- ②法律、政治の2学科間および専門分野毎の会合あるいは若手懇談会の会合を適宜もって、教育課程の編成に関して意見交換することは今後も必要である。
- ③法学研究科との連絡調整は、今後はより専門的な法学・政治学教育が大学院レベルに委ねられていくことから、一層密にしていく必要がある。法科大学院との間においても、相互に独立性をもっているとはいえ、一定の科目担当に関して相互協力し合っていることから、連絡調整は引き続き必要である。
- ④学部を超えて展開されている学部共通コースに関しては、学部専攻の教育課程との間での個別調整については、比較的スムーズに行われているが、4つのコースを今後どのように展開・発展させていくべきかについて、京都学舎全体の観点から検討するということは十分行われていない。どの機関、会議体で行うべきかという問題も含めて重要な課題となっている。
- ⑤共同開講科目の教育課程に関しては、その運営を司るべく共同開講科目会議が設置されているが、実際の科目担当に関しては、主たる担当科目を専攻科目におく教員が他学部の幅広い教養教育により積極的にかかわっていく必要がある。また、主たる担当科目をプログラム科目、外国語科目におく教員も自らの専門を活かして学部専攻科目や学部共通コースの専攻科目を担当していくことが重要になっている。

3. 教育研究支援職員の現状と評価

1) 教育研究支援職員の配置状況

法学部には教育研究支援業務に専ら従事する専任の職員はいない。ここでは、院生・学生のアルバイトを含め、また主として教育支援に当たる者を念頭においている。法学部ではここ数年、学生と教員とのパートナーシップという考えを取り入れ、教育研究支援体制について様々な試みを行っている。その中で、現在、教育支援のために以下のような人員を配置している。

- ①教育補助員
- ②チューター
- ③定期試験監督補助員
- ④クラスサポーター

※なお、法学部にはティーチング・アシスタントは配置されていない。「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織（学部）**」の「備考」欄に記載されている6名は、学部を横断して開講されている情報関係科目等のティーチング・アシスタントである。

2) 教員と教育研究支援職員の連携・協力

①教育補助員：担当科目の受講者数が150人を超えた等の場合に、教員の教育補助を行うことを目的として教育補助員を配置している。

イ) 業務内容

- ・ 学生の出欠調査およびその整理
- ・ レポート等の提出物の整理
- ・ 教室における配付物の配付
- ・ 視聴覚教育機材の操作・運搬等
- ・ 教材・教具の運搬・操作等
- ・ 学外における授業の引率・指導補助
- ・ その他、学部長が特に必要と認めた補助業務

ロ) 資格 本学の学部生、大学院生および一般

ハ) 昨年度実績 28 科目、28 名

②チューター：学修意欲はあるが理解するための学力が不足している、また、学修の展開に対応できない学生、あるいは日本語能力が不足している留学生の学修サポートを目的として、チューターを配置している。

イ) 業務内容

- ・ 個別指導による学修指導
- ・ 少人数に対する学修指導
- ・ 曜講時および場所を設定して常駐し、希望者に対する学修指導
- ・ その他、学部長が特に必要と認めた学修指導業務

ロ) 資格 原則として、本学大学院生に限る

ハ) 昨年度実績 7 名

③定期試験監督補助員：定期試験における専任教員の負担を軽減することを目的として定期試験監督補助員を配置している。

イ) 業務内容

- ・ 科目担当者主任監督の補助
- ・ 試験教室での問題等の配付・回収・試験中の不正行為防止
- ・ 受験者の確認作業（座席指定時）

ロ) 資格 原則として、本学大学院生に限る

ハ) 昨年度実績 27 名

④クラスサポーター：法学部では、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」において、教員とパートナーシップを組んでクラス運営を円滑にし、新入生の学修面だけではなく、学生生活面における相談にも乗れるような存在として活動を行っていくことを目的として、クラスサポーターを配置している。

イ) 業務内容

- ・ 基礎演習担当者および学生との調整
- ・ 教員および学生への助言
- ・ 基礎演習講義時のサポート
- ・ 基礎演習親睦会の企画・運営
- ・ 基礎演習合同討論会の企画・運営

ロ) 資格 本学法学部2年生以上の学生

ハ) 昨年度実績 25 クラス、49 名

3) 今後の課題と改善方策

前述のとおり、法学部ではパートナーシップという考えのもと、教育研究支援体制を強化すべく様々な試みを行っている。現在のところ、上記4種類の支援体制が存在しているが、一定の成果はあるものの、それぞれが個々に機能するにとどまっており、一貫性のある支援体制としては不十分であるのも事実である。いかに体系的に教育研究支援を行えるか、これ

が今後の法学部での課題である。そこで、法学部ではそれぞれの支援体制について総括を行い、2006年度に向けて新たな教育研究支援体制を現在検討している。

4. 募集・任免・昇格の基準・手続の現状と評価

1) 募集・任免・昇格の基準・手続

- ①法学部専任教員の人事に関する事項は「法学部教授会規程」、「法学部教員選考規程」および「法学部教員選考手続細則」に定められている。また、特別任用教員の採用に関しては「特別任用教員規程」が定められている。これらの規程等の中に、教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続は明文化されている。
- ②教員人事は、前述の規程等に沿って適正に実施されているため、特に問題はない。

2) 公募制の導入状況

法学部の専攻科目教員の採用に関しては、学部開設以来公募制をとっておらず、学部内推薦制で行っている。それは、法律、政治系に関しては学会等のネットワークが濃密であり、それを通じて情報が入手できたからである。また採用においては、まず教授会として招聘したい対象を絞り、採用を決定した後に本人に承諾をとるという手続きをとってきた。こういう方式をとることによって、公募方式では応募しないであろう良質の人材の採用に成功してきた。

3) 今後の課題と改善方策

- ①教員の採用・昇格において、引き続き研究業績を重視しつつも、教員の役割において教育、社会貢献、大学運営といった分野の重要性も高まってきているため、それらの要素を適切に評価していく必要がある。
- ②教員採用における学部内推薦制は、今後もすでに研究者として社会的評価を受けている人材を招聘する際には有効であるといえる。とはいえ、若手教員の採用においては、昨今研究者養成のチャネルが多様化していることや研究職の数に比べて研究者を志望する者が増えてきていることを考慮すれば、公募制がより有効になる場合もあり、今後検討していく必要がある。
- ③2006年度から30歳未満は原則として講師で採用することになったが、そのことによって当然助教授および教授への昇格の時期や要件について再検討を余儀なくさせられている。早急に検討が必要である。
- ④法学部に所属しながら専攻科目担当でない場合は、採用人事の進め方のフローチャートも異なっている。専門教育担当教員、教養教育担当教員といった担当者区分は形式的には廃止されたものの、教育へのかかわり方において実質的な違いは残っている。その問題を人事政策および人事手続きにおいてどのように考え、どのように改めていくのか、全学的な視点から再検討が求められている。

5. 法学研究科の教員組織等の現状と評価

1) 教育・研究指導と教員組織等

- ①法学研究科は法学部を基礎にしており、学部の専門（専攻）科目担当者が研究科教員を兼ねているが、研究科の授業担当を主とする特別任用教員をも採用している。特別任用教員として、高度専門職業人教育と結びつけるため、実務家および実務経験者も採用している。特に社会人院生には税理士志望が多く、彼らへの教育のために実務家の特別任用教員を採用している。専任教員が、担当している授業科目の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。
- ②法学研究科は、2003年度から、経済学研究科と共同運営のNP0・地方行政研究コースを設置しているが、コースの教育および運営の強化のために2005年度よりこのコース専任の特任教員を採用した。

- ③法学研究科は法学部と一体であり、法学研究科の授業科目を担当する専任教員（特任教員も含む）は、全員法学部に属している。したがって、募集・任免・昇格等の人事は学部教授会の権限である。法学研究科の授業担当を主とする特別任用教員は研究科委員会の構成員となっている。また 2005 年度より、法学部専攻科目担当教員としての採用ではないが、法学部に所属し、法学研究科の開講科目を恒常的に担当する教員については、本人の同意に基づいて法学研究科の構成員とすることになった。
- ④法学研究科の教育・研究指導を担当する専任者のカバー率は 36%である。
- イ) 兼担者の約半数が法科大学院所属教員であり、2004 年度までは法学部に所属していた。また、残りの半数は、NP0・地方行政研究コース開講科目を担当する経済学部および社会学部所属教員である。専任者のカバー率が低い一因として、これらのことがあげられるが、これは、幅広い分野から成る本学研究科開設科目の特質の反映でもある。
- ロ) 専任者は各専攻の主な授業科目を担当し、演習や学位論文作成指導にあたる等個別指導体制を整えている。
- ⑤法学研究科の教育・研究指導を担当する専任教員（特任教員も含む）の中で、博士の学位を持つ者は 10 名（約 20%）である。
- ⑥教育活動の評価については、研究科委員会において適宜意見交換を行ってはいるが、体系的な評価システムはない。研究活動については「龍谷法学」（学内学会誌）の毎年度第 1 号に各教員の過年度における研究活動の紹介を行っている。
- ⑦法学研究科と法科大学院との連携は決定的に重要であり、教員採用に関しては、基本的には各研究科で行うが、担当分野や科目について事前に意見交換をすることになっている。また次年度のカリキュラム編成に関して協議することになっている。これらに関して両研究科間で申し合わせ事項として文書で確認している。

2) 研究支援職員

- ①現時点では、法学研究科には研究支援職員はいない。ただし、2005 年度より NP0・地方行政研究コースの事務を担当する職員を配置している。
- ②法学研究科に属する個々の教員およびグループの研究に関しては事務組織である研究部がサポートする体制になっている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①法学研究科は、学部基礎を置く研究科としての教員組織編成の基本方針にしたがって人事を進めてきた。その限りでは一応大きな停滞もなく、順調に運営されてきたといえる。しかし、法科大学院との関係をどのようにするかが今後の大きな課題である。人的交流以外に共同研究会等の設定により研究面での協力関係をもち、共同 FD 研究会設置により教育活動の改善をはかる等の方策を考えるべきである。
- ②法学研究科でも実務的要素が強くなり、伝統的なアカデミックな考え方による人員構成も再検討を要することになる。研究科独自の実務経験者の採用が進めば、従来の基準を見直すことも必要になる。法科大学院との教育・研究指導の協力関係、NP0・地方行政コース等の教育・研究指導体制のあり方との関係を明確にして、教員組織を編成していく必要がある。
- ③教育課程からすれば、それに見合う多くの学問分野に教員が存在する方が適切であるといえるが、院生に対する研究指導の点からすると院生の集中する分野の教員数を手厚くしなければならない。これらの相反する要請をバランスさせて教員組織を構築する必要がある。
- ④人件費枠による制約から個別研究科の教員のみで完結的に教育していくことは今後も容易ではないので、NP0・地方行政研究コースのような研究科間の共同運営コース、プログラムを多様に展開していくことを検討していかなければならない。特に、社会人大学院生の中では税理士志望者が多いが、経済学、経営学研究科との共同によって教育面や人員面で効率的で有効な運営ができるようにすることも課題である。

- ⑤研究活動の評価については、原則的には全学的な課題であり、法学研究科独自のシステムは困難であろうが、実務、実践活動の評価については検討の必要であろう。大学教育開発センターはこれまで研究科での教育について視野にいれていなかったが、今後はこれと協力して大学院での教育活動の評価方法について研究する必要がある。
- ⑥法学研究科独自の教育研究支援職員を導入することが検討されるべきである。そのことが現実的でないとしても、夜間・土日開講の授業や社会人対応を考えた場合、他の研究科と合同して教育研究支援体制を組み、そのための職員を配置することは必要になるであろう。

第 1 2 節 理工学部・理工学研究科

<学部>

【教員組織】

A 群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性…（表 23）

A 群・主要な授業科目への専任教員の配置状況…（表 22）

A 群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性…（表 3、表 19）

A 群・教員組織の年齢構成の適切性…（表 21）

B 群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

C 群・教員組織における社会人の受け入れ状況

C 群・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

C 群・教員組織における女性教員の占める割合

【教育研究支援職員】

A 群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

A 群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

A 群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性…（表 20）

B 群・教員選考基準と手続の明確化

B 群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

<大学院>

【教員組織】

A 群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性…（表 19）

【研究支援職員】

B 群・研究支援職員の充実度

B 群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

A 群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

1. 教育目標と教員組織の現状と評価

1) 教員組織編成の目標と教員の配置状況

- ①理工学部には 6 学科が置かれ、その学部の基礎の上に大学院理工学研究科の 4 つの専攻が置かれている。このうち、情報メディア学科と環境ソリューション工学科は、2003 年度に開設され、完成年度を待ってさらに大学院修士課程を設置する予定である。理工学部は、このような教育・研究指導課程に必要な教育・研究能力を持った人材を確保すること、学部と大学院の将来の教学展開を念頭におくこと、瀬田学舎の教養的授業科目にも必要人員を確保すること、等を基本にして教員組織を編成することを目標としている。
- ②2005 年度の専任教員は、「大学基礎データ表 19 全学の教員組織」のとおり（77 名）であるが、各学科は大学設置基準を上回る教員を配置している。教育課程に則した教員配置により、学部から大学院まで系統的・継続的な教育・研究指導を行う体制を整備し、学生や大学院生の系統的・段階的な学修や研究活動を促進することができるよう配慮し

ている。

- ③専任教員の学問分野は多岐にわたっており、すべて先端技術分野であるが、そのベースとなっている数学、物理、化学、情報処理、生物学などの科目を担当することにより、基礎段階から学部教育にかかわっている。

例えば、機械システム工学科では力学系、システム系、エネルギー系の分野から幅広く教員を獲得しており、材料強度関係の研究者は微積分演習、機械製図、計算機実習、計測工学、材料力学、材料強度学などを担当でき、ロボットの研究者は微積分演習、計算機基礎/応用実習、制御工学Ⅰ・Ⅱ、ロボット工学、メカトロニクス、電子制御、機構学、現代技術論、システム工学など広範囲の科目を担当することができる。また、二層流体の研究者は、流体力学Ⅰ、熱力学、機械製図Ⅱ、計算機基礎/応用実習を担当することができる。このように、それぞれの専門にかかわりが深い科目をそれぞれ担当することができ、また計算機実習など重複する科目では相互に補完できる。また、機械システム工学実験、科学技術英語、機械システム工学総合演習などはほとんどの教員がその一部を分担でき、かつ実際に関与している。

- ④このような状況は他の5学科についても同様であり、各学科においては、カリキュラム上に設置されている主要な授業科目と対応した資質を備えた教員が配置されている。教育課程の運用に対し十分に対応できる人材が確保されている。
- ⑤専任教員1人あたりの学生数は、28.4名である。
- ⑥教員には、教授、助教授、講師の職階があり、その下に助手が配置されている。助手は単独で授業を担当することはないが、実験実習科目や演習科目の一部を分担し、教育の一翼を担うほか、研究活動を行い、また学科運営の支援も行う。助手はプロモートされ、あるいは教員公募に応募するなどして上位の職階に進むことを前提としているが、長期に停滞することのないよう、2005年度からは任期付助手（任期は5年）を主に採用することとなった。

2) 社会人教員・外国人教員・女性教員

- ①社会人教員：理工学部では民間企業や国公立の研究所等で研究活動を行い、優れた研究業績のある人材を多く採用している。特に工学の分野ではメーカーの技術ポテンシャルが高い場合も多く、研究・開発で培った技術や知識を学生に伝えることのできる社会人教員の存在は大変意義がある。理工学部においては、助手や実験（実習）助手・講師を除き、博士の学位取得者であることが原則であり、人事選考に当たっては研究業績も厳しく審査するため、これまでに採用した社会人教員の研究・教育能力に問題はない。なお、2005年度における社会人教員の在籍状況は教授34%、助教授33%、講師13%、助手8%であり、教員全体の27%が企業・官公庁経験者である。
- ②外国人教員：国際化に対応して、外国人の教員が増加する傾向にある。日本人の教員と特に区別はせず、教員組織の中で活動している。講師以上では現在4名在職している。
- ③女性教員：すでに優れた教育・研究の成果を上げている女性教員がおり、任用に際して、全体として理工系における女性の研究者数が少ないことの影響が見られる（講師以上では現在1名在職）。退職者が続いたため減少傾向にあるが、一時的なものであり、今後は適切な人材があれば採用され、改善されると思われるが、文部科学省の第3期科学技術基本計画において大学や公的研究機関は、採用人数について数値目標を定めるよう求められることになる。今後、積極的な改善策の導入も視野に入れて検討する必要がある。
- ④過去5年における、社会人教員・外国人教員・女性教員の採用実績（理工学部固有科目）は、次のとおりである。

【社会人・外国人・女性教員の過去5年間の採用実績（理工学部固有科目）】

区分 年度	新規 採用者数	民間企業・官公庁出身者 (前職に限らず)		外国人		女性	
		人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
2001	4 (3)	0	0	0	0	1 (1)	25
2002	7 (3)	3 (0)	43	0	0	0	0
2003	10 (3)	5 (1)	50	2 (1)	20	0	0
2004	8 (2)	3 (0)	38	1 (0)	13	1 (1)	13
2005	5 (0)	2 (0)	40	0	0	0	0
合 計	34 (11)	13 (1)	38	3 (1)	9	2 (2)	6

※カッコ内助手（内数）

3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

理工学部の専任教員が担当している授業科目の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。また、開講科目に対する専任比率は、「**大学基礎データ表 3 開設授業科目における専任比率**」のとおりである。「必修科目」、「選択必修科目」の専任比率は各学科とも 83%以上、「全開設授業科目」も 62%以上である。全体として適切な専任比率を確保している。

【大学基礎データ表 3 開設授業科目における専任比率】

学 科	必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
数理情報学科	100%	93.8%	75.3%
電子情報学科	100%	100%	77.4%
機械システム工学科	90.2%	—	62.2%
物質化学科	90.9%	83.3%	69.0%
情報メディア学科	100%	100%	69.9%
環境ソリューション工学科	85.4%	100%	65.7%

4) 教員組織の年齢構成

- ①理工学部における専任教員の年齢構成は、「**大学基礎データ表 21 専任教員年齢構成**」のとおりである。
- ②理工学部全体の年齢構成は、30 歳まで (5.6%)、31～40 歳 (27.0%)、41～50 歳 (25.9%)、51～60 歳 (20.2%)、61 歳以上 (21.3%)となっている。全体として、年齢構成のバランスは適切である。引き続き、カリキュラムと連動した計画的人事（採用・昇任等）に努めていく。

5) 今後の課題と改善方策

- ①理工学部の設立時に教育業績・研究業績の豊富な教員を多数配置したことなどにより、年齢構成がやや偏っている学科があるが、今後の採用人事において解消するよう努力が必要である。
- ②女性教員については、意識的に採用していく等、今後の採用人事において配慮が必要である。

2. 教員間の連絡調整の状況と評価

1) 教育課程編成時の連絡調整

- ①毎年の教育課程編成にあたっては、教授会の下に置かれている理工学部教務委員会が全体の開講科目、担当者および授業時間割を連絡調整している。
- ②教務委員会は各学科を代表する教務委員 2 名と教務主任で構成され、教務委員は教務委

員会での審議内容や決定事項を学科に報告し、また検討事項に対する学科の意見を集約して教務委員会に報告する。

- ③開講科目、時間割編成、担当教員や兼任講師の決定など、教育課程の編成にかかわるすべての事項は学科会議で審議された後、教務委員会で集約され、重要な部分は教授会での承認を経て決定される。したがって、教員間の連絡調整は密に行われており、各教員の意見を反映する機会は十分に設けられている。
- ④教務委員会の下に共通の科目運営委員会が設置されている。計算機、数学、物理、化学、生物学、地学、英語、体育の8科目に関して各学科から委員を出し、共通の課題について審議を行うものである。これによって、各学科に共通の基礎的な科目の内容についての連絡調整がはかられている。
- ⑤学外実習実施委員会は、理工学部の特徴科目である「学外実習」を準備し、実行する責任を持っている。学外実習は学生を企業に派遣して実習を行わせるものであるが、そのためには、実習を行う企業の確保、連絡調整、依頼、巡回指導、報告など多くの業務を行う必要があり、この委員会は1年を通じて活動する。各学科を代表する学外実習委員が、実習企業の開拓および協力の依頼、巡回指導教員の分担依頼、学科の意見の集約と反映等を行っており、各学科と委員会の連絡調整は緊密に行われている。

2) 今後の課題と改善方策

教員間の連絡調整については概ね良好である。共通の科目運営委員会は科目によって委員会の開催頻度が異なり、活発でない科目もある。活性化が望まれる。

3. 教育研究支援職員の現状と評価

1) 教育研究支援職員の配置状況

(1) 実験（実習）講師および実験（実習）助手

- ①「理工学部実験（実習）講師および実験（実習）助手に関する規程」を定め、理工学部の実験・実習教育を適切に遂行するために次の要領で配置している。
 - イ) 教授会が、実験、実習および演習等授業編成上特に必要と認める者で、理工学部教員人事規程に定める資格を有する者を任用している。
 - ロ) 職務は、実験、実習および演習の授業ならびにその補助に従事すること、特定の設備・装置の維持管理およびそれに関連のある技術の教育指導に従事すること、となっている。
 - ハ) 給与規程に定めるほか、職務にかかわる研修費（210,000 円）などの必要な経費を支給している。
- ②2005 年度は、次のように配置されている。

学 科	学科別配置人数		合 計
	講 師	助 手	
数 理 情 報 学 科	なし		0
電 子 情 報 学 科	2	3	5
機 械 シ ス テ ム 工 学 科	3	1	4
物 質 化 学 科	4	0	4
情 報 メ デ ィ ア 学 科		2	2
環境ソリューション工学科		2	2
合 計	9	8	17

- ③理工学部における教学の特性からして、この実験（実習）講師および実験（実習）助手は不可欠の存在であり、現在、有効に機能している。教育研究支援職員としての専門能

力を発揮できるよう、助手・講師の2ランクに分けて給与を処遇している点は、本学の特徴である。

(2) ティーチング・アシスタント

- ①理工学部は、教育研究支援職員を要する授業科目が多く、特に演習科目・実験実習科目などではティーチング・アシスタントは必要不可欠である。その多くは本学大学院生であるが、科目の特性上必要な場合や、新設2学科など大学院生がいない場合などは、学外からも採用している。
 - イ) ティーチング・アシスタントの採用に際しては、特に学外者の場合、面接を行うなど、適切な人材の確保に配慮している。
 - ロ) ティーチング・アシスタントは少人数教育の演習、実験等で学生に装置の使い方や技術的指導等を行い、学生の簡単な質問に答えるなど、教員をサポートする。科目によっては実際に授業の補助を行う前に予備実験を行うなど、担当教員および担当の助手、実験（実習）助手・講師との打ち合わせも綿密に行われている。
 - ハ) 予備実験等のための拘束時間に対してはアルバイト給を支給するなど、待遇面でも配慮している。
- ②採用したティーチング・アシスタントは、延べ人数で、2003年度は413名（学内288、学外125）、2004年度は458名（学内306、学外152）であり、いずれの年度においても、授業の円滑な遂行に役立っている。
- ③ティーチング・アシスタントになる院生は学生の指導や質問に答えるため担当科目の内容を良く理解しておく必要があり、その点からティーチング・アシスタント本人に対する教育効果も大変大きい。2004年度には大学院在学学生136名のうち129名がいずれかの科目でティーチング・アシスタントを経験しており、院生に対する教育の一環として定着しているといえる。

(3) その他の補助員

- ①教育補助員：教育内容には直接携わず、教材の配布とアンケートや解答用紙等の回収、並べ替え、教育資材の運搬など単純作業を担当する。各授業科目の必要性に基づき採用しており、2003年度は21科目、2004年度は29科目で採用した。いずれの年度においても授業の効率的な遂行に役立っている。
- ②チューター：学力不足により授業についていけない学生等を対象にチューター制度を導入している。
 - イ) これまでは各学科単位の運用となっており、学力不足の学生個人を対象とする個人支援型、指定科目に関する質問を受付ける科目配置型、特定の時間に特定の場所に常駐し相談を受ける常駐型の3タイプで運用してきた。
 - ロ) これまでの運用の成果を踏まえ、理工学部では2006年度カリキュラム改革に先立ち、学科別の制度に加えて学部全体の常設チューター制度を、2005年度後期より試行的に実施することとなった。これまでは、各学科の教務委員に相談したのち利用する形式が多かったが、新しい方式では「チューター・ルーム」を設けることにより利用しやすくなること、所属学科にかかわらずどの時間帯でも利用できることなどから、制度の効果的運用が期待されている。
- ③ラーニング・アシスタント：本学には、情報メディアセンターの管理下にある学部共通の計算機実習室の他に、理工学部固有の計算機実習室がある。理工学部固有のニーズに合わせたオペレーティングシステムやソフトウェアを導入しているため、情報メディアセンターで配置しているラーニング・アシスタントとは別に、理工学部固有の計算機実習室の自習時間に、独自のラーニング・アシスタントを配置している。
- ④ノートテイク：「身体障がい者への教育援助基準」に基づき、聴覚障がいのある学生に対して、ノートテイクを配置している（対象者：2002－2004年度は1名、2005年度は2名）。
 - イ) 配置に際しては、科目および講義スタイルの特性に合わせて、本人と各学科教務

委員、講義担当者等で調整を行っている。2004 年度には延べ 26 名のノートテーカーを 14 科目に配置した。

- ロ) 問題点として、特に固有科目については履修上の配慮から同じ学科の上級年次生を配置することが望ましいが、理工学部では実験実習科目が多く時間割が過密であること、またティーチング・アシスタントやラーニング・アシスタントなどに応募する例も多く余裕がないことなどから応募者が少ない。一方、文系学部からの応募が多いことなどから必ずしも適切な人材が配置されているとは言い難い現状がある。

以上 (1) ～ (3) のとおり教育研究支援職員を採用することで、教員は教育内容の重要な部分に意識を集中することができ、教育の質の向上に大きな効果がある。理工学部では専任教員が科目の運営について責任を持ち、各種の教育研究支援職員との協力体制のもとで効果的に教育研究が遂行されているといえる。

2) 教員と教育研究支援職員の連携・協力

学生に対し教育の責任を負っているのは教員であり、いずれの教育研究支援職員も、当該教員の指示のもとで連携を保ちながら、その職務を遂行している。

3) 今後の課題と改善方策

- ① ティーチング・アシスタント制度は、専門知識を持つ院生がその知識と技術を活かして授業の支援を行うものである。一方、計算機実習教室における自習時に学生にアドバイスするラーニング・アシスタントのように、授業以外の部分で学生の専門知識を利用することも行われている。ティーチング・アシスタントについてもその活用方法を拡大すべきという意見があり、今後有効な活用方法を検討する必要がある。
- ② 学部全体での常駐チューター制度について、2005 年後期より試行を行う。利用実績や効果などについて、検証のうえ 2006 年度カリキュラム改革に反映する予定である。
- ③ 身体障がい者への支援について、全学共通の基準にのみ依拠するのではなく、実験実習科目など学部の特性に合わせた支援制度の確立が急務である。

4. 教員の募集・任免・昇任の基準・手続の現状と評価

1) 募集・任免・昇任の基準・手続

- ① 理工学部における人事は、「龍谷大学理工学部人事規程」に基づいて行われる。
- ② 理工学部専任教員の募集・任免・昇任の基準・手続等に関する事項は、前述の規程の中に明文化されている。これに基づいて、教員人事は厳正に進められており、特に問題はない。

2) 公募制の導入状況

専任教員の募集方法は、学部固有科目においては原則として、学会誌、本学 Web ページ* 等による公募である。結果として企業・官公庁の経験者や外国人など、優秀で多様な人的資源の確保に寄与している。

3) 今後の課題と改善方策

2005 年度から、助手については任期付 (5 年) の採用を原則とすることになった。ただし、現在在籍している助手は雇用期限がない。したがって当分の間、任期付の助手と任期のない助手が並列的に存在することになるが、任期のない助手については段階的に解消していくことを検討する必要がある。

*本学 Web ページ : <http://www.ryukoku.ac.jp/web/saiyou/index.html#kyoiku>

5. 理工学研究科の教員組織等の現状と評価

1) 教育・研究指導と教員組織等

- ①理工学研究科は、学部創設時に設置された4学科に対応して、数理情報学専攻、電子情報学専攻、機械システム工学専攻、物質化学専攻の4専攻を設置し、それぞれの学科で修得した基礎、専門知識を習得していることを前提として、それに継続する各専門分野のより高度な教育・研究指導を行うことを基本に、教員を配置している。教員は各専攻の教育目標にしたがって配置された科目をもれなく担当できるよう、各専攻ともいくつかの分野にバランスよく配置している。
- ②2003年度に新設された情報メディア学科、環境ソリューション工学科については、2006年度に完成年度を迎えることとなり新専攻を設立すべく準備中であるが、学科新設の際に、すでに大学院の設置を視野に入れた人事選考を行っている。新専攻開設までの間、新2学科の教員は既設4専攻に所属し、専門分野によっては大学院科目を担当するほか、研究科委員会の構成員として大学院教育に携わっている。
- ③理学、工学の知識や技術は、数学や物理、化学など、幅広い分野の基礎知識およびその上位にある専門基礎知識の積み上げで成り立っており、学部段階の知識なしに大学院の知識を習得することは不可能である。この点では学部教育と大学院教育の継続性は顕著であり、大学院の科目を担当する教員は学部の科目も担当する能力がなければならない。この視点から、ほとんどの場合、学部と大学院の教育が担当できること、博士の学位を持っていることを必要条件としている。理工学研究科の教育・研究指導担当者のうち博士号取得者の比率は99%である。
- ④理工学研究科の教育・研究指導を担当する教員は、各専攻の主な授業科目を担当し、演習や学位論文作成指導にあたる等、個別指導体制を整えている。

2) 大学院担当教員の資格等

- ①理工学部においては、前述のとおり大学院の科目を担当することを想定して、学部教授会で教員の募集・選考を行っている。その後、研究科委員会において担当資格・研究指導資格の審査を厳密に行っている。
- ②研究科委員会は、大学院の科目担当および研究指導資格のある教員で構成される。修士の科目担当・研究指導ができる教員は、教授、助教授、講師であり、講師の場合は特別研究の指導教員＜主＞になることができるが、必ず指導教員＜副＞に教授または助教授がつき、2人体制で指導することになっている。博士課程の科目担当・研究指導ができる教員は、博士号を持つ教授および助教授である。
- ③昇任人事においては、現在の職階における研究・教育の実績を基に厳しく審査される。年間の論文数や著書、海外での研究発表の数、教育の実績等が審査の対象になる。すべての人事選考は教授会の前に主任会議にかけられ、問題点が指摘されると修正や再考が求められる。

3) 研究支援職員

- ①電子顕微鏡運営委員会のもとに、実験講師を配置して利用者講習会の運営や各種電子顕微鏡の管理運用を行っているほか、デジタル・クリエイション・ホール（第2実験棟）にはNC工作機および3次元計測器などの設備を運用する技術を持った実験講師が配置されており、これらの設備を用いた教育・研究の支援を行っている。このうち、電子顕微鏡については、電子顕微鏡運営委員会のもとに、適切な運用がはかられている。またデジタル・クリエイション・ホール（第2実験棟）および以下③工作室の運用に関しては工作室運営委員会が設置され、教員、実験講師、技術職員の連携のもとに運用が行われている。
- ②理工学部・理工学研究科では科学計算処理用の計算機を多数保持しており、3名の実習助手／講師が配置され、これらの設備の維持管理やこれらを用いた教育・研究の支援を行っている。

- ③工作室に工作機の維持管理に当たる技術職員(嘱託)が配置されており、教育支援のほか、大学院生が研究のために行うものづくりを支援している。運用形態は上記①を参照のこと。
- ④これらの研究支援職員はそれぞれの機器に関する特殊技能を備えており、研究者はこれら設備の操作に習熟する必要がないため、研究内容に専念できる。また、設備の維持管理に時間を取られることがない。以上のことから、研究支援職員は研究の遂行に大いに役立っており、なくてはならない存在である。

4) 今後の課題と改善方策

- ①2003 年度新設の新 2 学科（情報メディア学科・環境ソリューション工学科）の完成年度が近づき、新専攻の設立が近い。このため大学院設置を前提とした人事を適切に推進していかなければならない。
- ②理工学研究科創設時の事情により、教員の年齢構成がやや偏っている専攻もあり、学部
の教員組織同様に徐々に解消していく必要がある。
- ③大学院担当教員のうち、女性教員はわずか 1 名である。もともと女性の研究者が少ないのは事実であるが、文部科学省の第 3 期科学技術基本計画においても、特に理工系の分野は世界的に遅れを取っていることが指摘されている。理工学研究科においても改善方策を検討する必要がある。

第13節 社会学部・社会学研究科

<学部>

【教員組織】

A 群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性…（表 23）

A 群・主要な授業科目への専任教員の配置状況…（表 22）

A 群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性…（表 3、表 19）

A 群・教員組織の年齢構成の適切性…（表 21）

B 群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

C 群・教員組織における社会人の受け入れ状況

C 群・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

C 群・教員組織における女性教員の占める割合

【教育研究支援職員】

A 群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

A 群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

A 群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性…（表 20）

B 群・教員選考基準と手続の明確化

B 群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

<大学院>

【教員組織】

A 群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性…（表 19）

【研究支援職員】

B 群・研究支援職員の充実度

B 群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C 群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

A 群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

1. 教育目標と教員組織の現状と評価

1) 教員組織編成の目標と教員の配置状況

- ①社会学部は、「現場主義」の理念に基づいて実習・演習重視の教育課程を構成し、4 学科が置かれている。学部を基礎として大学院には社会学専攻と社会福祉学専攻の 2 つが置かれている。2004 年度に開設された社会学部のコミュニティマネジメント学科は、完成年度を待って大学院の博士課程(修士課程＋博士後期課程)を検討している段階である。

社会学部における教員組織は、このような教育・研究指導課程に必要な教育・研究能力を持った人材を確保することと、学部と大学院の将来の教学展開を念頭におくことを、目標として編成されている。併せて、瀬田学舎の共同開講科目（一般教養的授業科目）の教員についても確保することも目標としている。

- ②社会学部の専任教員については、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」のとおり（60 名）であり、各学科ともに大学設置基準を上回る数の教員を配置している。

- ③社会学部では、学部には所属するすべての教員は、学生の入口（入学）から出口（卒業）まで係わることを基本原則としている。このために主に共同開講科目を担当する教員も、2004年度から全員が各学科に所属することになった（「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」の4つの学科には、主に共同開講科目を担当する教員も含めている）。
- ④教員1人当たりの在籍学生数は41.1人である。

2) 社会人・外国人教員・女性教員

- ①「現場主義」の教育理念に基づき、大学以外での現場業務の経験者（社会人）を、専任教員として受け入れてきている。
- イ) コミュニティマネジメント学科については、民間企業や公的機関の業務に従事した経験者が5名おり、インターンシップをはじめとする現場教育において中心的な役割を果たすことが期待されている。
- ロ) 地域・臨床福祉学科については、77%以上の教員が福祉施設での業務従事者や福祉関連の資格取得者であり、現場での経験を教育に反映させ、学生の学修意欲を高めることに貢献している。
- ②外国人教員は、2名（日本国籍に帰化した教員を含む）である。この数値は低いが、社会学部の教育の特性からして、外国人教員を受け入れにくい状況もある。
- ③女性教員は20名である（助手4名も含む）。女性教員の比率は約30%であり、本学で最も女性教員の比率が高い学部である。

3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

- ①社会学部の専任教員が担当している授業科目の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。また、開講科目に対する専任比率は、「**大学基礎データ表 3 開設授業科目における専任比率**」のとおりである。4学科の「必修科目」の専任比率は、73～91%であり、高い水準を維持している。
- ②専任教員の授業担当科目の配置は、その研究内容に合わせて適切に行われている。採用時点において、担当授業科目に沿った教員を採用しており、授業科目と実際の講義内容の整合性が保たれている。

4) 教員組織の年齢構成

- ①社会学部における専任教員の年齢構成は、「**大学基礎データ表 21 専任教員年齢構成**」のとおりである。
- ②社会学部全体の年齢構成は、30歳まで(1.5%)、31～40歳(25.8%)、41～50歳(22.7%)、51～60歳(33.3%)、61歳以上(16.7%)となっている。年齢構成のバランスは概ね適切である。しかし、現状では、51～55歳までの比率がやや高い。しかし、50歳以下の教員層が一定の比率を占めていることから、年月の経過とともに、一定改善されていく。

5) 今後の課題と改善方策

- ①現行の教育課程を展開する上で、兼任講師の雇用は不可欠である。今後は、その削減を検討する必要性も出てくるであろうが、機械的な削減は学生の学修の選択肢を狭める等の問題もある。慎重な対処が必要である。
- ②社会人や女性教員の受け入れについては、すでに一定の評価を得られていると考えるが、今後とも現行の水準を引き下げないよう努めていく。
- ③専任教員の採用については、今後とも、カリキュラムとの連動、学部・研究科の将来計画との関連等を踏まえ計画的に進めていく。

2. 教員間の連絡調整の状況と評価

1) 教育課程編成時の連絡調整

- ①学部全体では、教授会の下に置かれている社会学部教務委員会を中心に、学部内の教育課程の編成作業を行っている。委員は、各学科から2名選出され、主に教授会の開催に合わせて月2回実施し、連絡調整を行っている。
- ②教務委員会の下に、情報委員会および実習費運営委員会があり、そこで各学科の情報教育および実習教育にかかわる問題が検討されている。
- ③前述のとおり、社会学部においては教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整は、適切に機能している。

2) 今後の課題と改善方策

2005年秋から「社会学部将来構想検討委員会（仮）」を発足させ、2006年問題を含めFD、キャリア教育および教養教育など新たな教育上の課題を本格的に検討していく。この課題を検討していくためには、学科間の連絡調整のみに重点を置いた教務委員会の運営方式では限界がある。すでに教務委員会において、2006年度より情報委員会および実習費運営委員会との統合が検討されている。学部全体の教育課題の検討をリードしていく教務委員会の役割が重要になっている。

3. 教育研究支援職員の現状と評価

1) 教育研究支援職員の配置状況

社会学部は、実習を重視した教育課程を編成しているため、教育研究支援職員は不可欠の存在である。学部・学科の教育課程の性格を踏まえて次のように配置している。

(1) 助手

- ①社会学科2名、コミュニティマネジメント学科2名、地域福祉学科1名、臨床福祉学科1名の計6人が配置されている。
- ②各学科の実習授業に係わる専門的事項について、担当教員の指示の下で遂行している。

(2) ラーニング・アシスタント、ティーチング・アシスタント

社会学部では、教育研究支援職員として、学部生からラーニング・アシスタント、大学院生からティーチング・アシスタントを募り、活用している。

- ①社会学科では、社会学入門実習、社会調査実習、テーマ実習、社会調査情報処理実習などの多数の実習科目が開講されているが、これらの実習科目はその性格上いずれも実習担当教員1人では処理しきれない側面を持っている。そこで、社会学入門実習と社会調査情報処理実習には、社会学部独自の学部生のラーニング・アシスタントを1人ずつ配置し、より高度な支援業務を必要とする社会調査実習に対しては大学院生のティーチング・アシスタントを配置している（テーマ実習は今年度から開講された科目であり、学生支援要員が必要であると今後判断された場合には配置を検討する）。
- ②コミュニティマネジメント学科は、開設2年目でもあり、一部の科目のみ開講しているのが現状であるが、情報処理実習Aと情報処理実習Bにおける情報教育の補助をラーニング・アシスタントが行っている。本学科では、すべての情報教育の補助、すべての実習科目（コアオペレティヴ教育を含む）の補助にラーニング・アシスタントを配置する計画である。
- ③地域福祉学科および臨床福祉学科では、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉援助技術現場実習指導、精神保健福祉援助実習、情報処理実習など、資格取得に必要な選択必修科目も含め、多くの実習科目が開講されており、それらの実習において必要と判断された場合には、補佐の必要性和内容に合わせて、適宜ラーニング・アシスタントないしティーチング・アシスタントが配置されるようになっている。

(3) 教育補助員

全学的な基準に従って、積極的に活用されている。

2) 教員と教育研究支援職員の連携・協力

- ①ティーチング・アシスタントは、採用の段階から授業を補佐する能力を備えていることが条件であり、担当教員との面識がある院生が採用されていることが多い。したがって、採用段階からある程度の協力関係は構築されていることがほとんどである。さらに授業中だけでなく、授業外においても主に担当教員の研究室で打ち合わせを行っている。
- ②ラーニング・アシスタントについては、ティーチング・アシスタントと比べると職務内容が単純であり、授業準備の段階で教員と打ち合わせをすることにより連携をとっている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①社会調査実習のティーチング・アシスタントには、社会調査手法を教員の補助をしながら再度学べるという利点があるが、その時間的負担により、ティーチング・アシスタントの院生の研究促進に否定的な影響を及ぼすおそれもある。こうした負担を軽減し、質の高い補助作業を行ってもらうために、まず社会調査の経験を積んだ院生の絶対数を増やすことが望まれる。また、利便性の高い環境で補助作業を行うことができるように、ティーチング・アシスタントのために作業室を設置することが必要である。
- ②コミュニティマネジメント学科の基礎ゼミナールについても、ラーニング・アシスタントを配置して教育支援を行えばより教育効果があると考えられる。その際、コアペレィティヴ教育におけるラーニング・アシスタントの役割について、十分に議論する必要がある。
- ③社会学研究科社会福祉学専攻は社会人院生が多いために、ティーチング・アシスタントを置くと一部の院生に負担が集中し、学業に支障をきたす可能性が懸念されている。こうした問題があることから、ケアワーク実習や福祉工学演習など、ティーチング・アシスタントの作業が多い実習系の科目については、今後は実習助手の配置を検討している。

4. 募集・任免・昇格の基準・手続の現状と評価

1) 募集・任免・昇格の基準・手続

- ①社会学専任教員の人事に関する事項は、「社会学部教員人事規程」に定められている。特別任用教員の採用に関しては「特別任用教員規程」に沿って行われている。
- ②社会学部専任教員の募集・任免・昇格の基準・手続については、前述の規程に明文化されている。社会学部の教員人事は、それに基づいて適正に行われており、特に問題はない。

2) 公募制の導入状況

- ①「社会学部教員人事規程」により、採用人事に関しては募集を行うと定められている。2003年度に4件の採用人事を行い（コミュニティマネジメント学科採用教員は除く）、その内訳は学内推薦が2件、一般公募が2件であった。
- ②一般公募の人事については、1件は、43名の応募者があり、もう1件は11名の応募者があった。そのうち、年齢等、採用基準を満たさない応募者を除き27名、8名の審査を行っている。
- ③社会学部の教員募集は、学内推薦と一般公募の2種類を設けている。幅広く人材を求めるという観点からすると、一般公募がふさわしいと考えられる。しかし、特殊な専門分野の教員、大学院担当が可能な教員を募集する場合、ホームページ上で公募しても適格者が応募してこない現実もある。したがって適格な人材を確保するためには、学内教員が適格者を探して推薦するという方法も併存していく必要がある。

3) 今後の課題と方策

カリキュラム改革等社会学部・社会学研究科の将来計画と適合した人材を確保していくことが重要な課題である。

5. 社会学研究科の教員組織等の現状と評価

1) 教育・研究指導と教員組織等

- ①社会学研究科は、学部教育の基礎に立って2専攻が設置され、学部における教育課程から継続して、各専門分野のより高度な教育・研究指導体制を整備することを目標として教員を配置している。
- ②社会学研究科においては、学部教育との関係を配慮しつつ、21世紀が要請する専門的な研究と教育を展開するために、社会学専攻と社会福祉学専攻の特性を反映した次のような教員組織を構想している。
 - イ)社会学専攻においては、流動化、多様化する現代社会の諸問題、人と環境が織りなす現代社会の課題、情報化や国際化の進展によってもたらされる諸課題への理論的対応、および実証的・経験的分析手段である社会調査、情報処理の高度な専門知識を備えた人的体制の整備をめざす。
 - ロ)社会福祉学専攻においては、政策・支援科学として学術実践研究を志向し、学際的視点に立脚しながら政策や計画、方法や技術の側面において時代の要請に応える高度かつ専門的知識を備えた人的体制の整備をめざす。
- ③社会学研究科の教育・研究指導を担当する専任教員はすべて社会学部に所属している。したがって、研究科独自の採用や昇任人事は行っていない。しかし、社会学研究科の授業科目を担当するに際しては、「社会学研究科授業科目担当審査内規」に定めるところに従い、履歴書・業績書を提出してもらい、研究科委員会で資格認定を行ったうえで、担当者を決定している。
 - イ)資格審査の内容
 - ・修士課程の「文献研究」、「調査研究」、「講義」、「演習」、「実習」の担当可否
 - ・博士後期課程の「特殊演習」の担当可否
 - ロ)原則として、専任、兼担、兼任を問わずすべて行う。ただし、すでに他大学で大学院科目の担当経験が有れば、他大学での審査を尊重し、無審査で科目担当が承認される。
- ④社会学研究科の教育・研究指導課程の専任教員のカバー率は87.5%である。専任教員は各専攻の主な授業科目を担当し、演習や学位論文の作成指導にあたる等、個別指導体制を整えている。
- ⑤社会学研究科の教育・研究指導を担当する専任教員（特別任用教員も含む）の中で、博士の学位を持つ者は7名である。

2) 研究支援職員

現在、社会学研究科独自の採用はない。

3) 今後の課題と改善方策

- ①現代社会の変化に対応しうる専門教育レベルを保持し、かつ幅広く学術実践領域をカバーするため新規に科目を開講し、担当教員を補充しているが、一方では、院生の受講登録の段階まで受講希望が判明しないため、不開講になる科目も少なくない。
- ②両専攻とも実習科目を開講しており、教育・研究指導課程上、重要な位置を占めているものの、担当教員の負担が重い。実習科目担当者の負担を軽減するために、研究支援職員の導入も検討する必要がある。
- ③教員組織の構想に掲げたような教員体制を整備し、大学院教学を充実させるためには、今後、大学院要員として高度な専門教育に専念できる人材を特別任用教員や客員教授と

して採用していくことが必要である。財政上の理由から、大学院担当の専任教員を置くことは無理であるが、このような形態で大学院教員を配置することも検討する。

第14節 国際文化学部・国際文化学研究科

<学部>

【教員組織】

A群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性…（表23）

A群・主要な授業科目への専任教員の配置状況…（表22）

A群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性…（表3、表19）

A群・教員組織の年齢構成の適切性…（表21）

B群・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

C群・教員組織における社会人の受け入れ状況

C群・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

C群・教員組織における女性教員の占める割合

【教育研究支援職員】

A群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

A群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

A群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性…（表20）

B群・教員選考基準と手続の明確化

B群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

<大学院>

【教員組織】

A群・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性…（表19）

【研究支援職員】

B群・研究支援職員の充実度

B群・「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C群・ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

A群・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

1. 教育目標と教員組織の現状と評価

1) 教員組織編成の目標と教員の配置状況

①国際文化学部のカリキュラムは基礎教育（基礎科目、語学、基本科目）と専門教育によって編成されている。専門教育のカリキュラムは、4つの領域研究軸（文明・芸術・思想・生活）と3つの地域研究軸（欧米・アジア・日本）と特定の地域に限定されない総合の区分で編成されており、その軸に対応した専攻科目が置かれている。学部の専門教育の上に大学院国際文化学研究科（修士課程＋博士後期課程）の専攻が置かれている。

イ）国際文化学部は、このような教育・研究指導課程に必要な教育・研究能力を持った人材を確保すること

ロ）バーチャルな国際文化教育や研究にならないように出身国、学問分野や経歴、年齢、女性教員の採用等多様な構成比の在り方を追求すること

ハ）各研究分野においてリーダーシップのとれる人材を確保すること

等を基本にして教員組織を編成することを目標としている。

- ②専任教員数は、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」のとおり（42 名）であり、大学設置基準を上回る教員を配置している。学部・大学院研究科の教育課程に応じ教員組織を構成している。
- ③教員 1 人当たりの在籍学生数は 45.4 人である。

2) 社会人教員・外国人教員・女性教員

- ①国際文化学部の教員の経歴は多様である。本学部に就職直前に「社会人」（教育・研究機関以外の職場）として働いた教員は 3 人である。しかし、大学以外での職歴を持つ教員は多数いる。研究機関出身者が多いが、新聞社、高等学校、一般の会社、行政関係等、様々な分野で活躍された者が経験を活かし、学生へ授業されていることは評価できる。
- ②18 人の教員が外国人であり、学部全教員の 42.9%を占めている。国際文化学部の特徴は外国人教員の比率が高いだけではなく、日本国籍の教員のほとんどがバイリンガル・バイカルチャラルなので、国際的な教育・研究・文化交流の場を構築しており、学内の教育・研究の活性化に役立っている。
- ③42 名のうち 8 名（19.0%）が女性教員であり、決して多いとは言えない。特に女子学生の比率の高い学部なので、今後も女性教員の採用が重要な課題といえる。

3) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

- ①国際文化学部の教員組織の専任者と兼任者の数は、「**大学基礎データ表 19 全学の教員組織**」のとおりである。兼任教員のうち 19.6%が語学を担当しており、これは全語学担当者の 70.4%にあたる。依存率としては高く感じられるが、これは語学の少人数制クラス分けが大きな要因であり、教育面ではプラスだといえる。
- ②国際文化学部の専任教員が、担当している授業科目の状況は、「**大学基礎データ表 20 専任教員個別表**」のとおりである。また、開講科目に対する専兼比率は、「**大学基礎データ表 3 開設授業科目における専兼比率**」のとおりである。
 - イ) 国際文化学部で行われている教育は学際的なので、専任教員の学問分野は多様である。文科系の教員がほとんどであるが、自然系（環境関係の分野）の教員もいる。文科系の分野としては次の分野が主である。言語学、歴史、国際関係、開発論、民族学、文学、政治学、社会学、芸術等。各分野をすべてカバーできる教員組織が理想だが、現実的ではない。現在の教員構成で学部教育の分野を幅広くカバーできている。しかし、少数教育と学際的な教育を行うために兼任教員へ依存せざるを得ない事情がある。
 - ロ) 国際文化学科の「必修科目」の専任比率は 75.0%であり、「全開設授業科目」では 56.9%である。特別履修コースとしての「プロフェッショナル英語コース（PEC）」では、「必修科目」は 83.3%であり、「全開設授業科目」では 68.0%である。

4) 教員組織の年齢構成

- ①国際文化学部における専任教員の年齢構成は、「**大学基礎データ表 21 専任教員年齢構成**」のとおりである。
- ②41～50 歳（42.8%）を中心に、活動的な年齢構成となっている。現在、61 歳以上の比率が 23.8%となっており、高齢化も進んでいる。そのため、若手教員も意識的に採用してきたが、現状では 31～40 歳の比率は、16.7%である。

5) 今後の課題と改善方策

- ①教員組織は、国際文化学部の教育課程に沿って適切に組織されているが、今後は、女性教員や社会人教員、外国籍教員の拡充等を含めて、国際文化学を構築していく上で、さらに適正な教員構成を築いていくよう努める。
- ②年齢構成の全体的なバランスを崩さないよう、若手を中心に計画的な人事を進めていく。
- ③教員 1 人当たりの在籍学生数は 45.4 人であるが、学生数を収容定員（1,540 人）に近づ

けるよう努めていく。

2. 教員間の連絡調整の状況と評価

1) 教育課程編成時の連絡調整

① 毎年の教育課程編成にあたっては、教授会の下におかれている国際文化学部教務委員会が全体の開講科目や授業時間割を連絡調整している。

② 基礎科目

イ) 語学に関しては、全体会議で語学の調整を行い、また英語に関しては担当者が定期的に会議を開き細かい内容まで調整している。

ロ) 調査分析の基礎の担当者は共通のシラバスを作り、打ち合わせにより適宜調整を行っている。

ハ) 基礎・プレ演習の調整は基本的に教務委員会が行い、さらに共通講義などに関しては担当者同士が個別に調整することになっている。

2) 今後の課題と改善方策

2005年度から、教員は4つの教員群〈国際理解・国際協力研究、表現・メディア・文化研究、地域・生態・環境研究、言語・コミュニケーション研究〉にそれぞれ所属し、カリキュラム改正、ゼミ教育、人事等について話し合える体制を整えた。少数で充実した議論ができるためにこの体制をとり、特に授業の中身をリンクさせることが各教員群の1つの重要な課題となっている。

3. 教育研究支援職員の現状と評価

1) 教育研究支援職員の配置状況

① 教育補助員：全学的な基準に基づき、積極的に活用している。

イ) 受講者数の多い授業科目を担当する教員の教務事務を補助している。その職務内容は、学生の出欠調査、レポート等の提出物の整理、資料の配付、教育機器の操作・運搬等の事務的補助であり、大学院生または学部学生がこれに採用されている。

ロ) 2004年度の国際文化学部における使用状況は、予算時間550時間の内、講義科目に348.5時間、調査分析の基礎Ⅰ、Ⅱ等の実習科目に77.5時間、語学科目（主に留学生を対象とする日本語の授業）に81.5時間使用している。予算時間数に上限があるので、「受講生150人以上」（全学基準）の授業を担当している教員からの申請に基づき、予算時間の範囲で配分している。

ハ) 多人数の講義を担当する教員等の負担軽減に一定役立っている。

2) ティーチング・アシスタント

現在、国際文化学部ではティーチング・アシスタントを採用していない。実習科目や語学科目にティーチング・アシスタント制度を活用できるよう検討していく。

3) 教員と教育研究支援職員の連携・協力

教育補助員については、教員が学生や院生に依頼する方式をとっているため、信頼度の高い、優秀な学生・院生が補助員となり、コミュニケーションのとりやすい関係がすでに構築されていることが多い。また、外国籍の教員の場合、日本語以外の言葉のできる学生に依頼することがあり、英語や中国語、コリア語でコミュニケーションをとり、国際交流のできる関係にもなっている。

4) 今後の課題と改善方策

① 調査分析の基礎Ⅰ・Ⅱ等の実習科目は、ティーチング・アシスタントを採用して学生へ

の教育効果を上げていきたい。ただし、ティーチング・アシスタントとしての技術が必要なので、その養成プログラムを構築した上でティーチング・アシスタント制度を導入していく方向である。

- ②教育補助員については、予算的な上限はあるが、希望のある講義科目には予算配分を考
えながら、採用していきたい。また、教育補助員以外の教育サポート制度も検討する。

4. 募集・任免・昇格の基準・手続の現状と評価

1) 募集・任免・昇格の基準・手続

- ①国際文化学部専任教員に関する事項は、「国際文化学部教育職員選考規程」、「国際文化
学部教育職員募集委員会運用細則」および「教員人事に関わる選考基準の目安」(申合せ)
に定められている。特別任用教員の採用に関しては「特別任用教員規程」に沿って行わ
れている。
- ②前述の規程等には、募集・任免・昇格の基準・手続等が明文化されており、これに基づ
いて適正に行われている。

2) 公募制の導入状況

- ①国際文化学部の教員は、学際的・国際的な人材により構成されている。この構成を保ち、
より優秀な人材を世界中から求めるために、採用人事は「原則として公募」で行うこと
になっている。
- ②公募で採用人事を進める場合、募集要項の記載事項を可能な限り具体的に記載しないと、
応募者の数が非常に多くなったり、周辺的な分野からの応募もあったりする。また、応
募数が多くなった場合、「30 日以内」に審査を済ませることは困難であり、審査員の負
担が重くなる。さらに、必ずしも適材適所の人材が応募するとは限らないため、人事を
見送ることもある。公募制には、このような問題点もあるが、期待以上の人材を集める
ことも少なくないので、今後も公募制の原則は維持していきたい。

3) 今後の課題と改善方策

- ①公募により、採用人事を進める場合、募集要項の明確化が重要である。採用するポジ
ションのイメージについては、議論をし尽くすることが大切である。明確なイメージに基づ
いて募集要項を作成しない限り、審査委員会の負担が重くなり、また適任者が応募して
こないリスクもある。今後もこの点に留意して、教授会でよく議論をして募集要項を作
成していく。
- ②公募制による採用は、教授クラスの応募・採用が少なく、中堅・若手中心の応募・採用
に偏る傾向があった。しかし、教授クラスの採用も必要ときもあるので、2004 年度か
らは、学内推薦の募集方法も取り入れた。公募制と併せて、より優れた人材の確保に努
めていく。

5. 国際文化学研究科の教員組織の現状と評価

1) 教育・研究指導と教員組織等

- ①国際文化学研究科は、国際文化学部を基礎として設置されている。グローバルゼーショ
ンという世界的な規模での社会変化に対応できる人材の育成と発展途上にある国際文化
学の構築をめざすとともに、学際的な領域である国際文化学の多様な研究者の育成にも
努めている。国際文化学の研究分野は多様であり、入学してくる院生の多様な学問的な
関心に応えられるようカリキュラムを整備し、それらを担当する教員を備えることを目
標として教員編成を行っている。
- ②国際文化学研究科の教育・研究指導を担当する教員は 39 名で、すべて専任の教員である。
その内、博士の学位を持つ者は、22 名(56.4%)である。
- ③国際文化学研究科の授業・演習を担当するに際しては、履歴書・業績書を提出してもら

い、研究科委員会で資格認定を行ったうえで、担当者を決定している。なお、博士後期課程では、演習担当者はすべて博士の学位を有している。入学してくる院生の多様な関心に応えられる教員を備えているといえる。

2) 研究支援職員

国際文化学研究科には、現時点では、研究支援職員は配置されていない。

3) 今後の課題と改善方策

- ①学問としての国際文化学の構築に貢献する研究者だけでなく、グローバル化と複雑化が進行する世界で、国際機関や NGO などにおいて活躍のできる高度な専門知識を持った職業人の育成も求められている。こうした職業人の教育にあたる実務経験豊かな教員を増やしていく必要がある。
- ②国際文化学研究科には、講義や演習を英語で行い、学位論文を英語で執筆する院生を指導できる教員も少なくない。このような条件を活用して、海外の大学院や研究機関から院生を積極的に受け入れることも検討すべきである。

第10章 研究活動と研究環境（学部・大学院）

本学の教員組織は、法務研究科を除いて、大学院の専任教員は存在しない。したがって本章においては、学部と大学院をまとめて記述した。

第1節 理念・目標等（全学）

1. 理念・目標

本学における研究活動の第1の目標は、教員の知的関心に基づく多様な分野の研究を基盤研究と位置づけ、その主体的・創造的な研究活動を促進することにある。この研究活動は、主に各学部とそこを基礎とした付置研究所を中心に進められている。各学部や研究所は、それぞれの歴史・伝統・特色を持っており、今日まで大きな研究成果をあげてきた。この基盤的な個人研究、共同研究をさらに促進することを引き続き重視していく。

第2の目標は、研究環境を取り巻く大きな変化に対応し、学際的・先端的な研究活動を活発化させ、本学における研究活動の一層の多様化・高度化をはかり、「選択的分野においては世界水準の研究活動」の展開ができるよう、研究活動の新たな峰を築くことである。

第4次長期計画期間中においては、これまで蓄積してきた研究実績を継承するとともに、新しい時代の変化にも十分対応できる研究活動をも展開していく。

- ①基盤研究としての個人研究・共同研究をサポートし、裾野の広い研究活動を一層促進する。第4次長期計画の重点課題のひとつである「人間・科学・宗教総合研究センター」を中心とした研究の高度化政策は、本学における多様な分野の基盤的研究の蓄積とその裾野の広さがあったからこそ提起できたものである。
- ②学部を横断する全学的な研究拠点として「人間・科学・宗教総合研究センター」（人間総研）を設立し、研究活動の学際化・総合化・国際化を促進し、研究活動の更なる高度化をめざす。このため人間総研は、建学の精神を活かした研究テーマや学問領域を越えた特色ある研究テーマを設定し、多様な研究高度化プロジェクトを立ち上げていく。
- ③国の私立大学学術研究高度化推進事業等に積極的に応募する等、多方面から学外研究資金を獲得するとともに、学内外の研究者との連携を広げ、学際的・複合的な先端研究を推進し、選択的分野においては世界水準を追求する。
- ④多様な高度化研究プロジェクトの研究活動には、若手の研究者の参画を求め、次世代の科学技術や学術文化の創造を担う研究者を養成していく。
- ⑤Ryukoku Extension Centerを中心に産官学交流活動を一層促進する。
- ⑥研究活動の促進に貢献するような研究評価活動を開始する。
- ⑦研究支援体制の高度化・多様化をはかる。

以上のような全学的な研究活動の目標に基づいて、本学は、例えば、建学の精神の礎である「仏教」を中心とする伝統的・歴史的な研究資源を活かした研究、多様な社会科学の各分野の基盤的研究、次代の科学技術を創造する最先端研究、地域社会やグローバル社会を対象とする地域圏研究や平和研究等の多様な研究分野を創出する等、現代社会の問題解決と学術文化の振興に積極的に取り組んでいる。

前述の第4次長期計画政策に基づく研究活動を展開することによって、本学の研究目標はより明確になり、付置研究所や人間総研における研究活動の活性化が促進されている。現段階は「選択的分野においては世界水準を追求する」上での新たな基盤を形成しつつあるといえる。

2. 研究活動の推進のための検討経過の概要

本学は、基盤研究の促進と研究の高度化推進等、第4次長期計画期間中の研究活動の方向

性を定めるために、意欲的に検討してきた。

- ①全学研究委員会のもとに「研究政策・研究機構検討委員会」、「研究評価制度検討委員会」、「研究所体制検討委員会」、「大学院体制検討委員会」の4つの検討委員会を設け、その審議検討の結果をまとめ、「研究政策について」の答申を学長あてに行った（2003年8月25日）。
- ②本答申は、研究を取り巻く急激な環境の変化に対し、多様な研究スタイルへの対応が可能となる研究支援を充実するため研究組織機構を整備し、従来の付置研究所の活性化に加え、高度化推進基盤を整備し、研究活動の共同化・高度化・国際化を一層促進することによって「選択的分野においては世界水準の研究活動」を展開することをめざし、併せて本学の研究活動の特色化をはかることを目標としている。
- ③現時点においては、その目標達成に向けて前進しつつあり、その目標達成のために、研究政策推進へのコントロールをしっかりと行っていく必要がある。

第2節 教育研究組織単位間の研究上の連携（全学）

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

1. 付置研究所の現状と評価

- ① 本学は、各学部（各学部を基礎にした研究科を含む）に所属する教員が、それぞれの研究テーマに則した研究活動を促進することを目標にして、各学部・研究科と連携した「付置研究所」を置いている。
- イ）仏教文化研究所（仏文研）：大宮学舎／主に文学部
ロ）社会科学研究所（社研）：深草学舎／主に経済学部、経営学部、法学部
ハ）科学技術共同研究センター（科技研）：瀬田学舎／主に理工学部
ニ）国際社会文化研究所（社文研）：瀬田学舎／主に社会学部、国際文化学部
- ② 4つの研究所は、その基礎となる学部の教員のみならず、研究テーマによっては、いずれの研究所の共同研究等にも参加できる柔軟な対応をしている。
- ③ 各研究所には、研究事業を進めるために、次のような研究員を置くことができるようになっている。
- イ）専任研究員：研究所に所属する専任研究員で、専ら研究・調査に従事する者。現在は、学部専任教員が任期を限って移籍している。授業の担当時間数を減らす等の配慮をしている（現在、専任研究員を配置しているのは社研のみである）。
ロ）兼任研究員：研究所の研究活動に参加する各学部所属の教員
ハ）客員研究員：学外の研究者でその身分のまま一定期間研究所に所属して、研究・調査活動に従事する者
ニ）嘱託研究員：前3研究員以外で、研究所の活動の必要に応じて参加する者
- ④ 2005年度における各研究所の研究員数は次表のとおりである。

研究所名	専任	兼任	客員	嘱託	合計
仏教文化研究所	0	48	123	0	171
社会科学研究所	3	40	76	0	119
科学技術共同研究センター	0	25	13	0	38
国際社会文化研究所	0	23	16	0	39
合計	3	136	228	0	367

- ⑤ 付置研究所の研究活動等については、第3節～第6節を参照。

いずれの研究所も、学部・研究科の創設とともに歩み始めており、後述するような研究活動を積極的に展開し、学術研究の成果をあげている。学部を基礎におく付置研究所の設置は、本学の多様な基盤的な研究活動を促進する上で重要な役割を果たしているといえる。

2. 人間・科学・宗教総合研究センター

前述の4つの付置研究所は、主に学部を基礎にした研究所である。しかし、国際化・多様化が進展する現代社会の要請に応えるためには、各学問分野の共同による研究活動の新たな展開が求められている。このため、本学は第4次長期計画において「人間・科学・宗教総合研究センター」（人間総研）を開設した（2001年度）。

- ① 人間総研は、学部を基礎とする研究所ではなく、本学の建学の精神に基づき、学内資源と学外資源の連携による特色ある研究を推進し、世界に発信することを目的としている。また、このような目的に鑑み、研究プロジェクトを選定し、全学横断型・複合型・異分

野融合型等の学際的研究を推進している。

- ②プロジェクト型の新しい研究拠点の構築は、本学においては全く新しい試みであり、現在、「私立大学学術研究高度化推進事業」等の学外資金を積極的に導入し、後述するような活発な研究活動を行っている。人間総研を開設したことによって、本学の研究活動の水準が高まりつつあり、本学の研究活動の活性化を促進する上で積極的な役割を果たしている。
- ③人間総研の研究活動等については、第7節を参照。

3. 今後の課題と改善方策

- ①付置研究所の内、実際に専任研究員を置いているのは社研のみで、各研究所の研究課題の独自性とそれに従事する専任研究員のあり方が課題となっている。またその専任研究員の任期は1年で研究の継続性の面からは課題が残る。設立の背景や学部・研究科の教育課程を担当する教員の負担等の問題があり、すぐに全学的に足並みをそろえることは難しいが、「全学研究運営会議」で検討していく。
- ②第4次長期計画に基づき文部科学省等の学外資金を積極的に導入してきたことにより大型研究プロジェクトの採択を受け研究の高度化が進み活発化してきた。その結果、各プロジェクトにおける研究評価の実施が重要な課題となっている。各研究プロジェクトにおける到達度の評価や外部評価等の評価体制の構築は勿論のこと、2004年度より研究に関する学内機構を再構築し「全学研究会議」のもと「研究評価委員会」を設置し研究評価に関する全学的な検討を進めている。今後は学外資金導入型のプロジェクト研究だけでなく付置研究所や個人研究を対象とした研究評価のあり方をも検討していく。

第3節 仏教文化研究所（主に文学部）

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目的等

① 仏教文化研究所（仏文研）は、1961 年に設立された学内で最も長い歴史をもつ研究所であり、「仏教文化およびその関連領域に関する総合的学術並びに国際的研究交流を行い、以て学術研究の向上に寄与することを目的とする」という主旨のもと、特色ある仏教文化研究所として、活発な研究活動を展開してきた。特に西域文化研究、仏典翻訳研究、大蔵経学術用語研究および本学図書館が所蔵する大谷探検隊の将来品、写字台文庫等の貴重書を研究する指定研究など、貴重な資料に恵まれた本学ならではの研究を数多く遂行し、インド・西域・中国・日本における広汎な仏教文化の研究に成果をあげ、世界的にも高い評価を受けている。1990 年に、外国人仏教関係の研究者を対象にした沼田奨学金制度が設置されてからは外国人研究員との交流も活性化した。

こうした目的の成果を公表するために、「仏教文化研究所紀要」、「仏教文化研究所所報」を刊行し内外の研究者、大学、研究機関に配布している。また、研究成果の社会的還元を促進するために「龍谷大学善本叢書」、「仏教文化研究叢書」を刊行し、一般市民へは著名な講師を迎え、年 2 回仏教文化講演会を開催している。

② 理念・目的を遂行するために、本学図書館が所蔵する大谷探検隊の将来品、写字台文庫等の貴重書を研究する指定研究、本学仏教学の根底をなす真宗学、仏教学、仏教史学の 3 分野を研究する常設研究、西域文化、仏典翻訳、大蔵経学術用語を研究する特別指定研究、仏教文化を全般的に研究する共同研究や個人研究を設置している。プロジェクトの設置についても時の流れに沿いながら研究課題、研究費等を考慮し変更している。なお、研究課題の選定は教員に一任されている。

③ 研究成果を掲載している紀要や所報は滞りなく刊行されている。善本叢書は若干刊行予定時期をずれることもあるが刊行されている。研究叢書については本研究所の中核として発足した常設研究や他の研究成果も含めて刊行しているが、近年は、刊行に至らない場合が多い。

2. 研究活動の状況と評価

1) 研究活動の状況

① 指定研究：大宮図書館蔵の貴重書の研究を特に真宗学、仏教学、国史学、東洋史学、国文学の 5 分野に分け進めている。その研究成果は、「龍谷大学善本叢書」として既に 25 輯刊行し、内外の学会の関心を集めている。2003 度は 3 件 240 万円、2004 年度は 3 件 225 万円（公募制、採択審査有り）を計上した。2004 年度の研究課題等は次のとおりである。

2004 年度研究課題	研究費額	研究期間 (年度)	研究員数	
			学内	客員
龍谷大学図書館蔵 舟橋家旧蔵本の研究	75 万円	2002～2004	3	16
選択本願念仏集（延書）	75 万円	2002～2004	6	10
龍谷大学図書館蔵 『源氏物語細流抄の研究』	75 万円	2002～2004	2	10

② 常設研究：2000 年度から本研究所の中核として位置づけられた真宗学、仏教学、仏教史

学分野の研究を進めている。2003年度は3件270万円、2004年度は3件、255万円（公募制、採択審査有り）を計上した。2004年度の研究課題等は次のとおりである。

2004年度研究課題	研究費額	研究期間 (年度)	研究員数	
			学内	客員
教理史における実践学の研究	85万円	2003～2005	19	0
仏教思想の現代的意味	85万円	2003～2005	3	9
反省会の研究	85万円	2002～2004	3	3

③特別指定研究：大谷探検隊将来資料の総合的研究、大正新脩大蔵経研究、仏典翻訳研究の3分野を常設研究として研究を進めている。その成果は、前述の「龍谷大学善本叢書」や「西域研究叢書」として刊行されている。2003年度は3件490万円、2004年度は3件465万円（採択審査有り）を計上した。2004年度の研究課題等は次のとおりである。

イ）大谷探検隊将来資料の総合的研究

2004年度研究課題	研究費額	研究期間 (年度)	研究員数	
			学内	客員
大谷探検隊将来資料の総合的研究	190万円	期限なし	9	31

ロ）大正新脩大蔵経研究

2004年度研究課題	研究費額	研究期間 (年度)	研究員数	
			学内	客員
大正新脩大蔵経の増補・改訂に関する研究	45万円	期限なし	3	3

ハ）仏典翻訳研究

浄土真宗の經典の翻訳を中心とする仏典翻訳に関する研究である。その成果としては仏典翻訳シリーズ10編、仏典翻訳パンフレット11編を刊行している。2004年度の研究課題等は次のとおりである。

2004年度研究課題	研究費額	研究期間 (年度)	研究員数	
			学内	客員
仏典翻訳	230万円	期限なし	7	24

④共同研究：仏教を中心とする文化一般に関する研究を行い、その成果は「研究叢書」として刊行している。2003年度は4件200万円、2004年度は6件255万円（公募制、採択審査有り）を計上した。2004年度の研究課題等は次のとおりである。

2004年度研究課題	研究費額	研究期間 (年度)	研究員数	
			学内	客員
浄土真宗本願寺派異義相論（「承応の閨牆」）に関する彦根藩井伊家文書の解説と研究	425千円	2003～2004	2	5
日本仏教史における「仏」と「神」に関する研究	425千円	2003～2004	3	4
大谷文書の整理と研究	425千円	2004～2005	3	2
唯心思想の総合的研究	425千円	2004～2005	3	3
近世板本板元の総合的研究	425千円	2004～2005	2	12
『歎異抄』の思想的背景の研究	425千円	2004～2005	2	4

- ⑤個人研究：仏教を中心とする文化一般に関する研究、その成果は「研究叢書」に発表している。2003 年度は 3 件 80 万円、2004 年度は 3 件 80 万円（公募制、採択審査有り）を計上した。2004 年度の研究課題等は次のとおりである。

2004 年度研究課題	研究費	研究期間 (年度)
仏教用語の意味の変化：語彙語用論による分析	267 千円	2004
現代の人間と宗教 — 『教行信証』『化巻』を通して—	267 千円	2004
大連図書館所蔵「写字台文庫」本の調査研究	266 千円	2004

- ⑥時限研究としては、創立 350 周年記念学術企画「人間・科学・宗教」に関わる研究をさらに継続発展させるために設立された積立金の果実により助成を受け、研究叢書として成果を刊行した。

沼田奨学金により招聘された外国人客員研究員（調査可能な範囲のみ記入）

年度	名前	研究課題	所属	期間
1991	Gabriele Pauer	Research in Shin-Buddhism	Universität Wien (Austria)	1991.9.1～ 1992.6.30
	Bettina Langer	The concept of the relation of subject and object in Buddhism	Univ. of RWTH-Aachen (German)	1991.4.1～ 1991.9.31
	李 法山	龍樹の禅浄思想研究	東國大學校副教授 (韓国)	1991.4.1～ 1991.9.31 1992.3.1～ 1993.2.28
	Lancaster, Lewis		UC バークレー校教授 (U.S.A.)	1991.4.15～ 1991.6.30
	Fujitani Shigeki		ハワイ大学名誉職員 (U.S.A.)	1991.8.9～ 1991.9.11
	飯塚ビルトラウト		本研究所客員教授 (German)	1991.4.1～ 1992.3.31
	飯塚 一		本研究所客員教授 (German)	1991.4.1～ 1992.3.31
1992	Silk, Jonathan		京都大学文学部 研究生 (U.S.A.)	1992.4.1～ 1993.3.31
	袁 徳領		中国敦煌研究院 講師 (中国)	1992.8.1～ 1993.1.31
1993	Victor, Sanovitch	日本古典文学と仏教	モスクワ国立大学 東洋学研究所講師 (ロシア)	1993.10.22 ～ 1993.12.20
1994	Nakasone, Ronald	仏教思想における生命倫理	I.B.S.助教授 (U.S.A.)	1994.6.27～ 1994.8.7
	Volker Zoltz	浄土三部経のドイツ語訳研究	ウィーン大学 講師 (Austria)	1994.10.1～ 1995.10.1
1995	羅 二虎	仏教中国南方に初伝したルート	四川省重慶市博物 館副研究員 (中国)	1995.4.1～ 1996.3.31

1996	Samuel, Morse	日本の仏教彫刻と儀礼上の意味	Amherst College 教授 (U.S.A.)	1996.10.20 ～1997.2.20
	Angela, Andrade	浄土真宗における大乘仏教	I.B.S 大学院生 (Brazil)	1996.4.1～ 1996.9.31
	Volker, Zotz	親鸞以降の浄土教	Wine Univ.講師 (Austria)	1996.4.1～ 1996.7.31
1997	Viktor, Sanovitch	The study of the SANJOWASAN of Shinran Shonin Mainly as an Outstanding Monument of the Japanese Classic Literature for its Following Translation into Russian	Moscow Univ. アジアアフリカ 研究所講師 (Russia)	1997.9.1～ 1998.2.28
	李 際寧	仏教文献学、古籍整理	北京図書館善本 特蔵部副主任 (China)	1997.9.1～ 1998.2.28
	Richard, Jaffe.	Jodo Shin Defense of Clerical Marriage during The Edo period	North Carolina, Univ. 助教授 (U.S.A.)	1997.5.15～ 1997.8.15
	黄 柏棋	The Transformation of Religious Thinking from the Late Vedic Period to the Early Buddhist era.	Harvard Univ. Student Dh. (Taiwan)	1997.6.1～ 1998.5.31
	Bloom, Alfred	SHINRAN and RENNYO: The Structure of Shin Buddhist Thought	Hawaii Univ. 教授 (U.S.A.)	1997.10.1～ 1998.3.1
	W. Ariyawansa	親鸞聖人の伝記の研究	本研究所客員研究 員 (Sri Lanka)	1997.4.1～ 1997.9.30
1998	James M. Fredericks	JODO-SHINSHU	LoyolaMarymount Univ. Associate Prof (U.S.A.)	1998.9.1～ 1999.2.28
	洪 潤植	韓・日仏教文化の比較研究	東國大學校教授 (Korea)	1998.8.1～ 1999.1.31
1999	John Thompson	SENGZHAO ' S “ PRAJNA IS NOT-KNOWING ”	Graduate Theological Union (U.S.A.)	1999.6.1～ 1999.8.31
2002	羅 二虎	中国西南漢晋時期の仏像研究	四川大学歴史文化 学院 助教授 (China)	2002.6.18～ 2004.12.18
2003	康 東均	古代日韓仏教文化交流研究	東亜大学人文学部 教授 (Korea)	2003.4.1～ 2004.3.31
	Riggs Diane	The cultural and religious Significance of Japanese Buddhist Vestment(Kesa)	Univ. California, Los Angeles Ph. D. Candidate (U.S.A.)	2003.4.1～ 2003.9.30
2004	David Matsumoto	浄土真宗における人格性の問題	仏教大学院現代真 宗研究所センター 所長 (U.S.A.)	2004.4.15～ 2004.10.14

2) 研究活動の成果

前述の各研究の成果は、龍谷大学善本叢書および仏教文化研究叢書として出版されている。

①指定研究の研究成果

巻	書名	出版社	出版年
1	西域出土仏典の研究 －『西域考古図譜』の漢文仏典－	法蔵館	1980
2	うたひせう－諷調鈔－（全3冊）	思文閣出版	1981
3	存覺上人一期記 存覺上人袖日記	同朋舎	1982
4	安心決定鈔	同朋舎	1982
5	大谷文書集成 壹	法蔵館	1984
6	梵文無量壽經写本集成	法蔵館	1986
7	破邪顯正鈔 顯名鈔	同朋舎	1987
8	字鏡集（上、下 全2冊）	思文閣出版	1988
9	梵文佛典写本聚英	法蔵館	1990
10	大谷文書集成 貳	法蔵館	1990
11	口伝鈔 改邪鈔	同朋舎	1992
12	未燈鈔 御消息集	同朋舎	1993
13	平家物語（全4冊）	思文閣出版	1993
14	梵文大乘莊嚴經論写本	法蔵館	1995
15	黒谷上人語燈録	同朋舎	1995
16	敦煌写本 本草集注序録・比丘含注戒本	法蔵館	1997
17	中央アジア出土イラン語資料（図録編、研究編） 全2冊	法蔵館	1997
18	四十人集（全3冊）	思文閣出版	1997
19	皇年代記	同朋舎	1998
20	類聚古集（全3冊）	思文閣出版	1999
21	三帖和讃	同朋舎	2000
22	奈良絵本（全2冊）	思文閣出版	2001
23	大谷文書集成 参	法蔵館	2002
24	詞源要略・和歌会席	思文閣出版	2003
25	三条西公条自筆稿本 源氏物語細流抄	思文閣出版	2004

②研究叢書

巻	書名	出版社	出版年
1	近江の村と真宗	永田文昌堂	1987
2	江戸時代上方の地域と文学	同朋舎	1992
3	アジアの開教と教育	法蔵館	1992
4	漢文大藏經典籍品題名索引 増補版	法蔵館	1996
5	真宗用語 英語グロッサリー (A Glossary of Shin Buddhist Terms)	永田文昌堂	1995
6	日本古代の社会と宗教	永田文昌堂	1996
7	Time and Nothingness	光村推古書院	1997
8	日本中世の唯識思想	永田文昌堂	1997
9	中古中世和歌文学論叢	思文閣出版	1998
10	上海の日本人社会	永田文昌堂	1999
11	浄土真宗玉林和歌集	臨川書店	2001

12	注維摩詰經一字索引	法蔵館	2002
13	反省（曾）雑誌 I	永田文昌堂	2004

③特別指定研究の研究成果

イ）西域研究会関係（大谷探検隊）

巻	書名	出版社	出版年
1	中国所蔵「大谷収集品」概況 —特別以敦煌寫經爲中心—	本学	1991
2	旅順博物館蔵新疆出土文物研究文集	本学	1993
3	大谷探検隊資料 —「旅行教範」「中央アジア探検指図書」「中亜旅行記」—	本学	1995
4	大谷文書目録（NO1001～3000）	本学	1986
5	大谷文書目録（NO3001～4500）	本学	2001

ロ）大蔵経研究会関係

巻	書名	出版社	出版年
1	仏典入門事典	永田文昌堂	2001

④仏典翻訳研究会関係

イ）仏典翻訳シリーズ

巻	書名	出版年
1	『正信偈』(The Gatha of True Faith in the Nembutsu) 英訳	1961
2	『正信偈』(O Gatha da Verdadeira Fe no Nembutsu) ポルトガル語訳	1964
3	『歎異抄』(Notes Lamenting Differences) 英訳	1962
4	『教行信証』(The Teaching, Practice, Faith, and Enlightenment) 英訳	1966
5	『浄土和讃』(The Hymns on the Pure Land) 英訳	1965
6	『高僧和讃』(The Hymns on the Patriarchs) 英訳	1974
7	『正像末和讃』(Shinran's Hymns on the Last Age) 英訳	1980
8	『観無量寿経』(The Sutra of Contemplation on the Buddha of Immeasurable Life) 英訳	1984
9	『仏説阿弥陀経・称讃浄土経』(AMIDA SUTRAS) 英訳	1998
10	『仏説観無量寿仏経』(The Sutra of Contemplation on the Buddha of Immeasurable Life) 英訳	2003

ロ）仏典翻訳パンフレット

巻	書名	出版年
1	『父母恩重経』(Sutra on the Heavy Indebtedness to One's Parents)	1965
2	『観念法門』(Zendo's Exposition on the Merit of the Samadhi of Meditation on the Ocean-like Figure Amida Buddha)	1966
3	『正信偈』(Das Shoshin Ge: Das Gatha uber den Wahren Glauben on das Numbtsu)	1966
4	『真宗入門』(Le Bouddhisme Shin: L'enseignement de Shinran Shonin)	1971
5	『即身成仏義』(Kukai's Principle of Attaining Buddhahood with the Present Body)	1975

6	『註訳歎異抄』(Tannisho: A Primer)	1982
7	『一言芳談』(Plan Words on the Pure Land Way)	1989
8	『父の終焉日記』(Diary of My Father's Death)	1993
9	『松の風ー佛教文化としての茶道古典よりの解説訳注ー』(WIND IN THE PINES :Classic Writings of the Way of Tea as a Buddhist Path)	1995
10	『一遍上人語録』(No Abode: The Record of Ippen)	1997

⑤時限研究

巻	書名	出版社	出版年
1	『佛教初傳南方之路文物図録』	北京・文物出版社	1993
2	親鸞思想と現代世界Ⅰ『親鸞とアメリカ』	永田文昌堂	1996
3	親鸞思想と現代世界Ⅱ『親鸞浄土教とキリスト教』	永田文昌堂	1996
4	親鸞思想と現代世界Ⅲ 『比較を超えてー阿弥陀仏とキリスト教ー』	永田文昌堂	1997
5	親鸞思想と現代世界Ⅳ『北米開教区』	永田文昌堂	1997
6	『日韓伝統文化の比較研究』第1巻	永田文昌堂	1999
7	『日韓伝統文化の比較研究』第2巻	永田文昌堂	2000

⑥研究談話会

回数	開催日	報告テーマ	報告者名
1	2004/7/20	「社説にみる反省会の思想性」	本学非常勤講師 中川洋子氏 筑紫女学園大学教授 高石史人氏
2	2004/9/30	「承応の闘牆における 月感・西吟論争の思想史的意義」	本学文学部教授 平田厚志氏
3	2004/10/28	「室町期の新出の古筆について」	本学非常勤講師 小林 強氏
4	2004/11/29	「旅順博物館所蔵漢文写本断片の 整理状況」	中国旅順博物館副館長 王 宇氏
5	2004/11/30	「堂上と地下の源氏学」	同志社大学文学部教授 岩坪 健氏
6	2004/12/6	「『歎異抄』 第五条の考察」	本研究所客員研究員 松尾得晃氏
7	2004/12/20	「仏教思想の現代的意味」	本学非常勤講師 長崎陽子氏 本学非常勤講師 岡本健資氏
8	2004/12/23	「仏書刊記集成から国書集成へ」	本学文学部教授 日下幸男氏
9	2005/3/3	「澄観の四種法界説成立に関する 再検討」 「蔵俊撰『菩提院抄』をめぐる 諸学僧」	本学経済学部助教授 藤丸 要氏 大阪学芸中等教育学部教諭 新倉和文氏
10	2005/3/5	「日本仏教における『仏』と 『神』に関する研究」	本学文学部教授 赤松徹真氏
11	2005/3/22	「日本仏教における『仏』と 『神』に関する研究」	和歌山県立博物館・学芸員 大河内智之氏

⑦講演会

回数	開催日	報告テーマ	報告者名
1	2004/7/1	如来の時間と空間 ー今ここに学ぶー	駒澤大学仏教学部教授 片山一良氏
2	2004/10/26	浄土経典研究の現状と課題	北海道大学名誉教授 元札幌大谷短期大学長 藤田宏達氏

3) 研究成果の公表

研究成果は、年1回刊行の「仏教文化研究所紀要」および「仏教文化研究所所報」に公表され国内外の大学や研究機関に送付している。

①仏教文化研究所紀要の送付先

送付先	件数	主な送付先
海外の大学、研究所等	23	カリフォルニア大バークレー校、同サンタバーバラ校 アリゾナ大、北京大、台湾中華佛学研究所等
国内の大学、研究所等	179	仏教関係大学、研究所および国、私立大学、研究所等
個人研究者等	28	本学文学部退職教員
有料販売数	4	学術刊行会、日本出版貿易(株)、個人2名
計	234	

②仏教文化研究所所報の送付先

送付先	件数	主な送付先
海外の大学、研究所等	26	カリフォルニア大バークレー校、同サンタバーバラ校 アリゾナ大、北京大、台湾中華佛学研究所等
国内の大学、研究所等	139	仏教関係大学、研究所および国、私立大学、研究所等
計	165	

4) 研究活動の長所

仏文研の主な研究分野は、真宗学・仏教学・哲学・教育学・史学・文学等、インド・西域・中国・日本にわたる広汎な仏教文化を対象としている。西域研究会（大谷探検隊将来資料の総合的研究）は、本学大宮図書館蔵の大谷探検隊将来資料等について、中国、韓国、ドイツ、等の博物館・研究機関と共同研究を行うとともに、ロシア、イギリス、フランス、スウェーデン等の研究者・研究機関と情報交換をすることにより、中央アジア出土資料の解明に大きな成果をあげている。大蔵経学術用語研究会は駒澤、大正、立正、大谷、高野山の各大学との共同研究で2001年に研究成果として「仏典入門事典」を刊行した。仏典翻訳研究会は浄土真宗の経典を外国語に翻訳し、海外布教の一助になっている。この他に、研究成果の市民への還元の一助として年に2回著名な講師を迎え仏教文化講演会を開催し、聴衆者からも好評を得ている。学内的には前述の各研究プロジェクトが年1回の研究談話会を開催し、各々の研究内容の進捗状況等を報告し討論している。仏教文化関係研究図書の充実にも努めている。

3. 今後の課題と改善方策

【今後の課題】

- ①特別指定研究の西域研究会、大蔵経学術用語研究会、仏典翻訳研究会は元々、本研究所に所属しない独立した研究会なので、さらに多様な対応が必要である。西域研究会については、特別指定研究で研究費枠を確保しながら、一方で指定研究にも応募し多額の研

究費を確保するという実態がある。各研究プロジェクトの研究費の額、配分額、使用法については本研究所の検討課題である。また、固定的な研究プロジェクトが研究費予算の約4分の3を占めるため、研究課題、研究者、研究方法等にも一層の工夫が必要である。

- ②外国人客員研究員の受入数は増加しているが、受入設備（研究室数の確保＜現在3室のみ＞、パソコンの更新＜常設分1台は旧型PCであるため、リースパソコンで個別対応＞）には、改善の余地がある。
- ③COEにも謳われているように今後はさらなる若手研究員の育成を推進するため大学院生の研究プロジェクトへの参加方法を積極的に考える必要がある。

【改善方策】

- ①研究課題は、教員の研究意欲を尊重して主体的に決めることも重要であるが、大学間での競争的な動きが求められている今日では、広く社会に本研究所の存在感をアピールし認知されるために、研究所が特色ある戦略的な研究課題を設定し、かつ大型プロジェクトを組み外部資金の導入をはかる必要がある。また、沼田奨学金については、現在のところ、外国人研究員が各自の研究テーマで応募してくる状態であるが、研究所が戦略的な研究課題を設定し、その研究課題に沿った研究者を沼田奨学金制度で招聘するという方法も考えられる。
- ②大宮図書館改修工事が完了した時点で外国人客員研究員の受入設備の更新をはかる必要がある。
- ③専任研究員制度はあるが、専任研究員の活動を保証するため、教育と研究との調整がさらに必要となる。学内の研究員制度の抜本的見直しが必要である。若手研究員育成のため、大学院生の研究プロジェクトへの参加を認める方向で検討する必要がある。

第4節 社会科学研究所（主に経済学部・経営学部・法学部）

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目的等

社会科学研究所（社研）は、社会科学における各分野の枠にとらわれず、様々な分野の研究者との共同研究を推進することで、新たな社会科学の創造と発展に寄与することを目的として1969年に発足した。社研は、次のような組織を設け、本学における社会科学の諸研究を推進している。

- ①研究調査部：研究、調査、および月例研究会の開催
- ②事業部：叢書・年報の刊行、ホームページ*による広報活動
- ③資料部：資料収集・レファレンス

2. 研究活動の状況と評価

1) 研究活動の状況

社研における研究活動の主な形態は、指定研究、共同研究、個人研究、月例研究会の4つである。2004年度は、指定研究、共同研究、個人研究の17の研究プロジェクトに対して1,550万円を計上した。2005年度については、14の研究プロジェクトに対して1,550万円を計上し、次のような研究活動を展開している。

- ①指定研究：研究期間は3年間で、学内公募し、研究所委員会において採択を決定している（研究費：1件220万円〈上限額〉）。2005年度は、次の3件の指定研究が進められている（※印の研究は2004年度末で完了）。

研究テーマ	研究期間 (年度)	研究員数	
		学内	客員
※ 経営品質の理論的・実証的研究 —新しいマネジメント理論の構築を目指して	2002～2004	6	9
京都の伝統産業と東西本願寺門前町に関する総合的調査研究	2003～2005	4	5
ヨーロッパ私法に関する総合的研究	2004～2006	8	5
都市のにぎわいと生活の安全に関する経済学的研究 —京都市とその周辺地域を対象とした事例研究	2005～2007	4	8

- ②共同研究：研究期間は3年以内を原則とし、学内公募し、研究所委員会において採択を決定している（研究費：1件100万円〈上限額〉）。2005年度の研究課題は次のとおりである（※印の研究は過年度で完了）。

研究テーマ	研究期間 (年度)	研究員数	
		学内	客員
※ アメリカン・イニシアティブとその展望	2002～2004	4	9
※ 近代日本の社会変動と法の動態分析 —大審院判例から見た社会、そして法律家の役割	2002～2004	2	4
※ 21世紀の検死制度	2002～2004	6	11

*ホームページ : <http://www.ryukoku.ac.jp/shaken/index.html>

※ IT 革命と 21 世紀企業	2002～2004	5	8
※ 在日外国人高齢者と介護問題 ～ジェンダー・エスニシティ・ケア～	2004	2	4
宗教民事紛争の研究	2003～2005	5	2
知的財産権取引における契約の研究	2003～2005	3	20
イノベーションと企業規模の関連に関する実証的研究－ 京都企業について	2003～2005	3	4
中国の持続可能な発展と環境-環境法・環境政策・環境紛争 に関する日中共同研究	2004～2006	5	8
学生・若年層をめぐる社会状況の変化と社会保障法・雇用 保障法の課題	2004～2006	4	5
日本の対アフリカ協力政策の参加型評価のころみ	2005～2007	3	19
教養教育の国際比較	2005～2007	5	0
地方のコミュニティメディアにおける非営利放送に関する 研究	2005～2007	2	2

- ③個人研究：研究期間は 1 年間で、学内公募し、研究所委員会において採択を決定している（研究費：1 件 30 万円〈上限額〉）。2005 年度は、3 件の個人研究が進められている（※印の研究は 2004 年度末で完了）。

研究テーマ	研究期間（年度）
※ 事務次官のキャリアと役割 ～日英比較～	2004
※ オルター・グローバリゼーションの研究	2004
※ 生命権の憲法学的研究	2004
※ 麻薬刑法の展開	2004
滋賀県における市町村合併と市民社会	2005
刑務所民営化と地域社会	2005
帰化行政に見られる日本政府の外国人処遇政策	2005

- ④月例研究会：ほぼ毎月開催されている。指定研究、共同研究にかかるテーマ報告、本学を訪問した国内外のゲストからの報告等に基づいて討論を行っている。2004 年度は 9 回、2005 年度はすでに 4 回開催している（2005 年 5 月末現在）。2004 年度の各研究会のテーマは次のとおりである。

回	報告者	報告テーマ
1	カリフォルニア大学（Irvine）校教授	比較史のなかの中国
2	社研専任研究員・経済学部教授	地縁技術から革新への途：風力発電技術発展の国際比較
3	京大大学院地球環境学舎 博士課程	再生可能エネルギー政策発展史と理論的比較：料金規制と費用負担の観点から
	ジャフナ大学農学部教授	Poverty Reduction Programmes in Sri Lanka
4	エセックス大学社会学部教授	最近の英国におけるコーポレート・ガバナンスの動向
5	韓国貧困問題研究所長	新たな貧困の拡大と社会保障・雇用保障の課題：韓国の状況から
6	アフリカ連合委員長， 前マリ共和国大統領	アフリカ連合（AU）と日本：市民社会への期待
7	法学部教授	ドイツ債務法改革の一断面：「差額税」と「新解除法」
8	鳥取環境大学環境政策学科 専任講師	中国における環境被害・紛争の実態と NGO の活動

9	社研所長・経済学部教授	スリランカの津波被災の特徴
	コロンボ大学教授	緊急支援の課題

2) 研究活動の成果

①前述の指定研究、共同研究は、「龍谷大学社会科学研究所叢書」として次のとおり出版されている。発刊以来、ほぼ毎年、複数巻発行しており、研究の成果は継続的に積み上げられているといえる。特に2000年以後は、5年間余りで28巻刊行（全54巻のうち43.8%を占める）をしており、近年の研究活動の活性化を示している。

巻	著 書 名	出 版 社	出版年
1	最近の医療過誤判例	同朋舎	1979
2	アメリカ独占資本主義成立期の研究	龍大社研	1979
3	経営参加の諸問題	同朋舎	1980
4	京都市南部の経済と住民生活：とくに伏見区を中心として	同朋舎	1981
5	転換期の企業と経済民主主義	同朋舎	1983
6	「大不況」期における国際比較	龍大社研	1985
7	ジャパニーズ・アメリカン：移住から自立への歩み	ミネルヴァ書房	1986
8	地域パフォーマンスの研究：甲賀地域経済の転換と軌跡	ミネルヴァ書房	1986
9	現代アメリカ会計論：実証研究	中央経済社	1987
10	1940年代の世界政治	ミネルヴァ書房	1988
11	情報のニューフロンティア：経済学・経営学からのアプローチ	中央経済社	1989
12	社史の研究：日本企業成長の軌跡	有斐閣	1990
13	効果的な権利保護と憲法秩序	法律文化社	1990
14	経済システムと企業構造	ミネルヴァ書房	1990
15	現代製品化論	東洋経済新報社	1991
16	近代世界における労働と移住：理論と歴史の対言	阿吽社	1992
17	地域ダイナミズムの研究：京都南部地域の動向	ミネルヴァ書房	1992
18	ミッテラン政権下のフランス	ミネルヴァ書房	1993
19	都市拡大と土地問題：バブル崩壊下の農地法制	日本評論社	1993
20	情報化時代の経営戦略	同文館	1993
21	医療とバイオエシックスの展開	法律文化社	1994
22	アジアからみるアジアをみる：外国人労働者と海外投資	阿吽社	1994
23	脱社会主義経済の現状	リベルタ出版	1994
24	会社訴訟：その理論と実務の展開	法律文化社	1994
25	アフリカと日本	勁草書房	1994
26	労使紛争と法：解決への道	有斐閣	1995
27	規制緩和と地域経済：京都市と周辺地域の動向	税務経理協会	1996
28	アジア日系企業における異文化コミュニケーション	文眞堂	1997
29	情報化と地域商業	千倉書房	1997
30	21世紀の経営戦略	日本評論社	1998
31	大競争時代の「モノづくり」拠点：工業団地のサバイバル戦略	新評論	1998
32	生命をめぐる法、倫理、政策	晃洋書房	1998
33	情報技術と企業経営の革新	税務経理協会	1998
34	アフリカ：第三の変容	昭和堂	1998
35	地方分権と行財政改革	新評論	1999
36	コンメンタール刑事確定訴訟記録法	現代人文社	1999
37	フィールドワークの新技法	日本評論社	2000
38	生命・環境と現代社会	晃洋書房	2000

39	新農基法と 21 世紀の農地・農村	法律文化社	2000
40	中国経済改革と自動車産業	昭和堂	2001
41	規制緩和と労働者・労働法制	旬報社	2001
42	企業法務の実態と課題：京都・大阪・神戸調査	法律文化社	2001
43	地域経済のダイナミズム：京都の市民と企業	日本経済評論社	2000
44	中国のコンピュータ産業	晃洋書房	2001
45	交錯する国家・民族・宗教：移民の社会適応	不二出版	2001
46	参加型開発：貧しい人々が主役となる開発へ向けて	日本評論社	2002
47	現代社会における医療・生命・環境	晃洋書房	2002
48	リスク管理と企業法務：実務と理論からのアプローチ	法律文化社	2002
49	京都の地域金融：理論・歴史・実証	日本評論社	2003
50	社会科学リテラシーの確立に向けて	日本評論社	2003
51	アフリカの挑戦：NEPAD (アフリカ開発のための新パートナーシップ)	昭和堂	2003
52	遺伝子工学時代における生命倫理と法	日本評論社	2003
53	現代「市民法」論と新しい市民運動： 21 世紀の「市民像」を求めて	現代人文社	2003
54	ヨーロッパ私法の動向と課題	日本評論社	2003
55	企業家精神と地域経済：京都市と周辺地域を対象とした事例研究	日本評論社	2004
56	地域開発と企業成長：技術・人材・行政	日本評論社	2004
57	借地借家法の新展開	信山社	2004
58	日本の裁判所：司法行政の歴史的研究	晃洋書房	2004
59	分権社会の到来と新フレームワーク	日本評論社	2004
60	中国の環境と環境紛争： 環境法・環境行政・環境政策・環境紛争の日中比較	日本評論社	2005
61	刑事司法と心理学：法と心理学の新たな地平線を求めて	日本評論社	2005
62	環境問題の理論と政策	晃洋書房	2005
63	地球温暖化防止の課題と展望	法律文化社	2005
64	戦時期日本の企業経営	文眞堂	2003

②指定研究、共同研究の過程で集約した論文・研究ノート・資料や月例研究会の報告、社研の客員研究員の論文や研究会の活動報告等については、毎年『社会科学研究年報』として刊行されている。2004 年度までで、35 号を数える。

3) 研究成果の公表

- ①社研における研究活動については、『社会科学研究年報』へ活動経過や論文を掲載すること、「社会科学研究所叢書」として研究成果を刊行することが義務付けられている。「社会科学研究所叢書」（既刊 64 巻）の発行部数は各巻 300 部で、学内の専任教員や研究協力者および学術情報センター（図書館）等に配布している。あわせて、市販の書籍として出版社を通じて発行・頒布している。また、これらの研究成果は、インターネット上で目次情報等として公開されている。
- ②前述の『社会科学研究年報』には、当該年度の各研究形態別の研究課題と活動概要、研究成果、月例研究会のまとめ、資料部の活動のまとめ等、社研の年間活動を集約して刊行している。発行部数は 1,000 部で、学内では全専任教員、全事務部署および学術情報センターに、学外では約 400 機関（中央官庁、地方自治体、民間の諸研究調査機関および大学図書館等）に配布している。

3. 資料収集活動の状況と評価

1) 資料収集活動の状況

本学における社会科学研究を支援するための資料収集も、社研の設置目的の1つである。資料部が担当している資料収集は、創設以来、中央官庁、地方自治体、国際専門機関および民間の諸研究調査機関等に発行されている統計・調査資料を対象としてきた。資料室において2004年度までに収集された資料数は約8万冊を超え、充実した資料をもつ社会科学分野の専門図書館として高い評価を得ている。

2) 資料収集活動の成果

①資料収集は研究を支援する重要な事業として位置づけられており、図書費・資料図書費として年間約2,400万円を計上し、計画的・継続的に資料収集が行われている。当研究所は独立した資料室を持つが、その蔵書内容はインターネット上で学内の他の研究資料と同様に学内外から一元的に検索可能となっている。

②収集した資料は、『統計・調査資料ガイド』として刊行された。官公庁等発行されている「調査・統計資料」は、途中でタイトル名の変更、廃刊・復刊等があり、また過去のすべての情報がデータ化されているとも限らず、体系的にアクセスすることが困難である。このガイドは、社研が所蔵している約66,000点の統計・調査資料の検索本である。資料部は、社研の発足以来、中央官庁資料を中心とする戦後の統計・調査資料を収集しており、その充実度は全国的に知られるようになった。

この検索本は、主題別、資料名別（旧名からも検索可）、編集・発行機関の3方法により、検索ができる。さらに、資料創刊年と国内外のニュースが併記された「資料創刊年表」も掲載されており、資料が発行された政治的・社会的背景を探ることもできる。主題別検索の欄には、タイトルが変更された場合でも、その変遷が分かるようになっている。この検索本は、永年、資料部に従事した職員が編集したものであり、学内外から高く評価されている。

③教員・学生・大学院生の研究支援・学修として、前述の資料に係わるレファレンスを行っている。また、教員が終日（24時間）利用できる現状は、他大学に類例が乏しく、内外の研究者の羨望的となっている。

4. 今後の課題と改善方策

【今後の課題】

①研究所として特定の研究課題を設け、長期にわたり永続的な研究課題に取り組むことができない状況にある。所長の在任期間も2年間と短い。

②社研専任研究員には、専用の研究費がなく、授業の担当時間数に対する制約や社研委員としての職務の負担との関係で、必ずしも十分な研究活動が保障されているとはいえない状況である。任期についても現状では、1年間（学部により2年間）であり、研究事業の継続性を維持することが難しい。

③月例研究会への参加者が少ない。

④商業出版のみの叢書刊行であり、市販価格は一般にかなり高価で、普及には支障がある。

⑤社研は統計資料を集中的に配架している点の特徴であるが、学術情報センター（深草図書館）と社研資料室で、同一統計資料の重複等が見受けられる。また、法科大学院に必要な資料との重複も課題である。さらに、中央官庁をはじめとして、統計資料の電子化が進められており、その対応も必要である。

⑥社研では、指定研究、共同研究、個人研究の他に受託研究費等の研究費を取り扱っているが、その中に海外学術調査費がある。これは、2002年度に社会科学研究所専任研究員が国際協力銀行（JBIC）から受けた受託研究（テーマ「スリランカの紛争と開発」）において教授本人の直接人件費分（約487万円）を、2003～2005年度の研究費に充当したものである。この研究費により、2002年度に行われた研究の具体化および戦前の日本の軍

事作戦に伴う様々な社会問題についても研究を深め、戦後の経済復興を進める方法を調査研究することができた。しかしながら、この研究費は 2005 年度までの期間限定のものであり、2006 年度以降も継続して確保していくことは難しい。

【改善方策】

- ①社研のあり方に関する諸課題については、社研委員会、研究所長会議および全学研究運営会議専門委員会（研究所）で検討している。
- ②現状では、研究テーマについては各研究プロジェクトの構成員にその決定が委ねられているが、今後は、社研の個性化を遂行していくために、社研自体が主体的に研究テーマを設定し、それに基づく研究プロジェクトを恒常的にもつことが肝要である。また、社研の個性化をはかるために、上記の主旨で設定された研究プロジェクトを実施して、広く社会的に評価されうる成果が得られるように、本来（専属）の専任研究員制度のあり方（任用、職務、任期、教育義務の減免、研究費等）を検討し、見直す必要がある。
- ③月例研究会の目的、主旨および対象などを明確にし、関心が高まり、参加者が増えるよう検討が必要である。
- ④叢書刊行が義務化されてきたが、今後は、研究内容や研究期間などで毎年公表する方がより有益となる研究成果については研究報告書を作成するなど、刊行物（叢書、研究報告書および社研年報）のあり方について検討している。
- ⑤社研の新規事業（学術情報センターとの蔵書検索データベースの一元化）が完成すれば、技術的に蔵書の重複は解消される。また、統計資料の電子化対策を視野に入れた資料室運営を検討する。
- ⑥海外学術調査費により、社研の研究活動のさらなる国際化がはかられ、報告書や論文が作成され、研究成果をあげている。今回の事業は 2005 年度で終了予定であるが、このような受託研究の果実を研究費として運用することは、研究者の研究活動の幅を広げることになるため、今後も継続して事業が実施できるように制度づくりをすること等の検討が必要である。

第5節 科学技術共同研究センター（主に理工学部）

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目的等

- ①科学技術共同研究センター（科技研）は、科学技術およびその関連分野に関する研究・開発を行い、科学技術の創造と発展に寄与し、あわせて研究成果の社会還元をはかることを目的として、1989年に理工学部の開設と併せて設置された。
- ②科技研は、学内外を通じての学術交流を活性化させて高度な学術研究を行うとともに、産業界や官公庁の関連機関と連携を深め、産官学の協力による先駆的共同研究開発体制の推進など「開かれた大学」の研究機関としての役割をも果たすことを目的として、次のような組織を設けている。
 - イ）研究庶務部：広報活動、新春技術講演会、『科技研ジャーナル』の発行
 - ロ）技術協力部：技術移転や技術者教育など地場産業との技術協力
 - ハ）プロジェクト研究部：研究プロジェクト

2. 研究活動の状況と評価

1) 研究活動の状況

科技研はその設立目的を達成するために、次の3つ研究活動を柱として、活発な研究活動を展開している。

- ①共同研究活動：本学教員を中心とした研究プロジェクトを通じ、研究活動を展開する。
- ②技術講演会の開催：研究者、技術者から経営者までを対象に最新の技術動向、技術政策、研究トピックスを紹介する「新春技術講演会」を毎年開催し、産官学の交流を深めている。
- ③産学交流事業：公的機関や団体、企業等から委託される研究や研究員を受け入れて研究を行う。

(1) 共同研究活動

- ①研究プロジェクトについては、2003年度より公募内容を変更した。主な変更としては、研究区分を従来の共同研究・個人研究から共同研究のみ（将来的に共同研究に発展すると判断できる場合には個人での応募も可能）としたこと、共同研究の区分（特定・一般）を廃止したこと、そして、書類による「中間報告」を廃止し、新春技術講演会（科技研主催）でのポスター発表を義務づけたことがあげられる。研究プロジェクトの審査は、書類審査（第1次審査）およびヒアリングを含めた最終審査の2段階で実施している。
- ②最近5年間の研究成果は次のとおりであり、毎年、その成果については、『科技研ジャーナル』（年1回発行）にて公開している。

年度	区分	No	研究課題
2000	共同研究	1	高機能で実用性のある色素系新素材開発のための総合研究
		2	研究会「Seta Seminar on Mathematical Analysis」 ー力学系理論の新しい展開とその応用ー
		3	二重整列ペロブスカイト酸化物の合成・薄膜化・物性評価に関する研究
		4	二種混交森林群落における自然間引き過程の解析
		5	熱対流現象におけるパターン生成メカニズムの研究

	個人研究	6	バルクハウゼンノイズを利用した非破壊検査装置の開発
		7	新しい円形走査型回折断層法の水中超音波を用いた実験的評価
		1	超臨界流体中での微生物を用いた有用物質の合成
		2	光合成集光器官の構造の解明
2001	共同研究	1	土壌および底泥中における微量有機化合物の動態に関する研究
		2	研究会「Seta Seminar on Mathematical Analysis」 ー非線形偏微分方程式における漸近解析の発展とその応用ー
		3	複雑系のモデリングとその応用
		4	透磁率を利用した非破壊検査装置の開発
		5	廃ガラス等を用いたワラストナイト系複合ガラスセラミックスの評価技術の開発
		6	周期構造で作られる音響人工結晶と音響導波路の差分計算法による解析と基礎実験
		7	光刺激による液晶駆動システムに関する研究
	個人研究	1	マクロ／ミクロに構造制御された酸化チタン薄膜の作製とその光機能材料への応用
		2	農薬の環境調和型合成法の開発
		3	クロロフィル誘導体の自己組織化の動力学的研究
2002	共同研究	1	環境中における微量有機物質の動態に関する研究 ー琵琶湖周辺の森林土壌と河川および琵琶湖底泥ー
		2	研究会「Seta Seminar on Mathematical Analysis」 ーdiffusionとcross-diffusionから引き起こされる解の構造とその安定性ー
		3	複雑系に現れる時空間パターンの数値的研究
		4	ソニック結晶によるエバネッセント波を用いた波動計測と結合導波路の開発
		5	磁気駆動型マイクロアクチュエータに関する研究
		6	磁気を利用した新しい液面計の開発
	個人研究	1	カルボニル還元酵素の不斉選択性の検討
		2	合成クロロフィルと光合成反応中心タンパクを組み合わせた集光アンテナ系の創製
		3	有限環上の線形符号に対する一般化リー重みに関する研究
		4	油潤滑スパイラル溝付スラスト軸受の温度特性に関する研究
2003	共同研究	1	X線・中性子線回折法によるトライボロジー現象の解明 (摩擦過程における固体ー固体界面状態のその場観察)
		2	非線形応用数学の新展開
		3	環境低負荷を目指した新規生分解性高分子材料の酵素重合と生分解メカニズムの解明
		4	インドネシアにおける天然ゼオライトの探査及び採取試料のキャラクタリゼーションとその利用開発研究
		5	乱流予混合火災におけるFlame-generated Turbulenceの解明
		6	シリコン超薄板の電子空乏化を利用した赤外線変調器の開発
2004	共同研究	1	環境低負荷を目指した新規生分解性高分子材料の酵素重合と生分解メカニズムの解明
		2	低温多結晶シリコン薄膜トランジスタのプロセスシミュレータの開発
		3	MoS ₂ ショット処理によって形成される低摩擦被膜の微視的観察と情報記録装置用スピンドルへの応用
		4	大自由度非線形モデルにおける解析学の新展開

		5	自然循環ループにおける伝熱特性
		6	難分解性 COD を除去する下水超高度処理技術の開発
		7	UCD－龍谷大学 無機材料研究フォーラム

③研究成果は、毎年、着実にあがっている。

④2005 年度の研究予算は、1,680 万円で、研究プロジェクトの採択は 7 件である。

(2) 技術講演会の開催

①科技研創設以来、毎年 1 月に「新春技術講演会」を開催している。内容は、産業界から著名人を講師に招いての基調講演、本学理工学部教員による技術系講演、ポスターセッション、REC フェローによる技術相談等で、主に関西圏の産官学から近年では 300 名を超える参加者を迎えている。現在、産学連携活動を所管する Ryukoku Extension Center (REC) とともに主催しており、2004 年度からは理工学部も共催となっている。過去の講演会テーマや講師は、次のとおりである。

回	基調講演者	招待講演者	学内教員 技術講演者	参加者数
1	イオン工学センター 社長	富山大学地域共同研究 センター長	2 名	142
2	東レ株式会社 代表取締役会長	文部省 学術国際局 研究助成研究協力室長	2 名	187
3	三菱重工株式会社 取締役副社長	通商産業省 立地公害局 立地指導課長	2 名	151
4	日本電気株式会社 特別顧問	近畿通商産業局 総務企画部長	2 名	120
5	川重冷熱工業株式会社 取締役社長	文部省 文教施設部 企画調査官	2 名	59
6	株式会社堀場製作所 代表取締役副会長	環境庁 企画調整局 企画調整課 課長補佐	2 名	86
7	松下電器産業株式会社 技術特別顧問	郵政省 通信政策局 マルチメディア振興室長	2 名	130
8	ダイキン工業株式会社 特別顧問	科学技術庁 技術政策局政策 課 企画室長	2 名	75
9	株式会社東芝 取締役会長	近畿通商産業局産業企画部 次長	2 名	110
10	株式会社日立製作所 取締役社長	東京大学国際・産学共同研究 センター センター長・教授	2 名	120
11	住友精密工業株式会社 取締役会長	環境庁 地球環境部 地球温暖化対策推進室 室長	2 名	150
12	京セラ株式会社 代表取締役社長	経済産業省 近畿経済産業局 製造企画部	2 名	239
13	株式会社国際基盤材料研究所 代表取締役会長	経済産業省 製造産業局 ファインセラミックス室 課 長補佐	2 名	301
14	ソニー株式会社 エンタテインメントロボットカンパニー デビュティプレジデント ※		2 名	346

15	財団法人鉄道総合技術研究所 理事長 ※	2 名	307
16	日本電気株式会社 代表取締役副社長 ※	2 名	354

※なお、第 14 回新春技術講演会以降は、招待講演者は該当なし。

科学技術の最新情報について話題提供する当該講演は、学外者からも好評を得ており、過去 4 年間は、毎回、300 名以上の参加者を集めている。また、本学の技術シーズと産官学のニーズとのマッチングの契機となるなど、産官学の連携を深める人的交流の場としても役立っている。

(3) 産学交流事業

科技研は、「受託研究制度」、「受託研究（研修）員制度」、「奨学寄付金制度」「学外機関等共同研究」の 4 制度による研究交流活動を通じて、科学技術の成果を社会に還元している。

- ①受託研究制度：企業をはじめとする様々な機関から依頼される研究テーマについて、本学のスタッフが研究に取り組み、その研究成果を委託者に報告するという制度である。過去 3 年間（2002～2004 年度）の受入件数は、「**大学基礎データ表 28 産学官連携による研究活動状況**」のとおりであり、受入金額は「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」のとおりである。

学内の高度な技術開発力を広く社会に活かすため、それぞれのテーマに対して最適な研究方法を検討し、そこに最も適した研究スタッフが研究に当たっている。毎年受け入れており、近年は増加傾向にある。2004 年度においては約 1 億 5 千万円の受け入れ実績がある。

- ②受託研究（研修）員制度：企業などの職員を、受託研究（研修）員として受け入れ、本学教員の指導の下、特定の事項について研究（研修）を行う制度である。2002 年度 7 人、2003 年度 8 人、2004 年度 14 人を受け入れており、近年は、増加傾向にある。

「開かれた大学」の理念に基づき、学内外の枠を取り払って科学技術の発展に取り組んでいく。最先端の研究にふさわしい施設・設備を最大限に活用し、社会の第一線で活躍する人材の指導・育成に貢献している。

- ③奨学寄付金制度：学術研究をますます活性化させることを目的として、本学への寄付金を随時受け付けている。過去 3 年間（2002～2004 年度）の受入件数は、「**大学基礎データ表 28 産学官連携による研究活動状況**」のとおりであり、受入金額は「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」のとおりである。

研究成果を直接寄付者に還元することはないが、科学技術の発展のために、寄付金は実験装置をはじめ各種施設・設備の更新・充実など、教育や研究のフィールドで有意義に活用されている。こうして生まれた研究成果は、広く社会に還元されている。

- ④学外機関等共同研究：産業界での具体的テーマについて共同研究を行う。産業・学外機関等から研究者および研究経費を科技研に受け入れ、本学の研究スタッフとの連携によって、共通のテーマについて共同研究を行う。科学技術を通して産業界、そして社会の発展に貢献できるよう、多角的な見地からテーマを設定している。

共同研究を進めるにあたり、その期間中はレンタルラボ（貸研究室）、本学の実験機器・装置を企業・学外機関等の研究者が利用できる。産業財産権等の帰属については、契約時に相談の上取り決め、その他必要事項は「学外機関等共同研究取扱規程」を適用する。過去 5 年間については 2000 年度に 1 件（研究費 495,000 円）を受け入れている。

2) 研究成果の公表

- ①科技研における共同研究は、主として理工学部教員による研究となるが、客員研究員として国内外から多くの研究者を迎え、また、学内においても学部や学科の壁を越えて、研究交流が活発に行われている。
- ②前述のとおり、新春技術講演会は昨年度で 16 回を迎えたが、産官学の各分野からの講演

者を招いた産官学交流の象徴的事業であり、関西圏の技術ニーズ・シーズのマッチングに寄与している。

- ③科技研における研究活動は、毎年発行している『科技研ジャーナル』で公開している。2004年度までに、通算第11号を数え、前述の新春技術講演会などの機会に産官学関係者に向けて配布している。2005年度以降発行のジャーナルについては、研究成果報告者の了解が得られた場合にはインターネットで公開していく。

3. 今後の課題と改善方策

- ①科技研の目的をより明確にし、国際的にもユニークでかつ地域に貢献できる研究を行っていく必要がある。今後、本学の科学技術分野の発展に不可欠な基盤的研究の支援とともに、研究所全体にかかわる固有のプロジェクトを立ち上げ推進していくことも求められる。そのため、専任研究員の配置や理工学部との強力な連携を検討していく。
- ②外部からの研究資金受け入れは、とりわけ理工系の研究所にとっては必要不可欠である。今後の外部資金獲得が課題となるが、近年、研究資金は産官学交流の発展に伴って多種多様な形態を持つようになっている。多様な形態に対して柔軟に対応できるよう、規程や受入体制などについて適時見直しを行っていく必要がある。

第6節 国際社会文化研究所（主に社会学部・国際文化学部）

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目的等

国際社会文化研究所（社文研）は 21 世紀の地域・国際社会を見据えた研究所として従来の「地域総合研究所」を発展・改組する形で 1997 年に開設された。社文研は、社会・福祉および国際文化に関する総合的調査・研究ならびに国際的研究交流を推進し、学術研究の向上に寄与するとともに研究成果の社会還元をはかることを目的としている。そのため、国内・国外の大学、官公庁、福祉機関、民間企業等との研究交流を推進し、研究成果を刊行等の方法により、広く公開している。社文研は、その目的を達成するために、次のような研究活動を展開している。

- ①指定研究・共同研究・個人研究
- ②研究紀要の発行
- ③研究叢書の発行
- ④研究会・シンポジウムの開催

2. 研究活動の状況と評価

1) 研究活動の状況

- ①社文研における研究活動の主な形態は、指定研究、共同研究、個人研究の 3 つである。2004 年度の研究経費は、16 の研究プロジェクトに対して 1,271 万 5 千円を計上、2005 年度は 17 の研究プロジェクトに対して 1,290 万円を計上した。研究プロジェクト（指定研究・共同研究・個人研究）の募集は、公募により行い、詳細な研究計画・研究経費要求の提出を求め、社文研の運営会議において審査している。
- ②審査は、研究目的の明確性、研究計画の妥当性、研究成果の可能性、申請研究費の合理性、独創性・先駆性の要素を総合的に判断し、採否の決定・研究費の配分を行っている。近年の研究活動の状況は次のとおりである。

イ) 2004 年度の研究課題

研究 種別	研究課題	研究員数	
		兼任	客員
指定	空堀商店街界隈の長屋再生プロジェクトをめぐる諸問題	2	1
共同	日中韓の漢字語単語を利用した語彙力増進の研究	2	2
共同	サハラ以南アフリカの精神保健福祉分野へのオプティマル・トリートメント・プロジェクト（OTP）導入に関するフィージビリティ研究	1	1
共同	戦争の社会的影響に関する研究 ー新しい視点からの原爆被害研究をめざしてー	2	1
共同	カナダ亜寒帯林の炭素収支	2	1
共同	日本における介護分野でのフィリピン人労働者の受け入れに関する研究	1	1
共同	東北アジア古代文化交流の総合的研究 ー中国遼東・山東地域の古代文化を中心にしてー	2	2
共同	アメリカのマスメディア・大衆文化に見る日本のイメージ	2	0
共同	軽費老人ホームの現状と課題	2	1

共同	食のグローバル化と社会病理	4	0
共同	中国西部放牧地域における貧困軽減のための参加型地域開発に関する研究	3	1
個人	健康食品の社会学	1	0
個人	日本統治下のハングル新聞の研究	1	0
個人	高次脳機能障害者における日常記憶と活動	1	0
個人	中国「近代型」新聞の研究－『香港船頭貨価紙』および『香港華字日報』の内容分析を中心にして－	1	0
個人	日本とオランダの陶磁器の意匠における相互影響に関する研究	1	0

ロ) 2005 年度の研究課題

研究 種別	研 究 課 題	研究員数	
		兼任	客員
共同	NP0 法人による被虐待児に対応する新たな社会的養護の創出 －国際児童支援組織 SOS 子どもの村を導入するための理論的検討	1	1
共同	韓国と日本伝統芸能の比較美学	4	3
共同	日中ジャーナリズム交流史の系譜についての研究	1	1
共同	学問分野としての「国際文化学」の確立	3	3
共同	フィールドワークによる南方熊楠の足跡調査と映像作品の作成	1	1
共同	国際語としての英語とは？：ポライトネスの観点からの示唆	1	1
共同	サハラ以南アフリカの精神保健福祉分野へのオブティマル・トリートメント・プロジェクト（OTP）導入に関するフィージビリティ研究	1	1
共同	戦争の社会的影響に関する研究 －新しい視点からの原爆被害研究をめざして－	2	1
共同	カナダ亜寒帯林の炭素収支	2	1
共同	日本における介護分野でのフィリピン人労働者の受け入れに関する研究	1	1
共同	東北アジア古代文化交流の総合的研究 －中国遼東・山東地域の古代文化を中心に－	2	2
共同	アメリカのマスメディア・大衆文化に見る日本のイメージ	2	0
個人	先端医療に関する医療社会学的視点・分析枠組みの構築 －「生活習慣病」の成立とその予防活動の普及を事例として	1	0
個人	郊外化と犯罪－滋賀県における地域社会の変容と実態	1	0
個人	マス・イベントにおける公的秩序維持に関する社会学的研究	1	0
個人	イランにおける民主制の起源と展開	1	0
個人	賦課的ボランティア活動への青年意識に関する比較研究	1	0

2) 研究成果と公表

(1) 「国際社会文化研究所紀要」の発行

共同研究・個人研究の成果は、「国際社会文化研究所紀要」（年 1 回刊行）に発表することを義務づけている。1999 年創刊以来、すでに 7 号まで発行し、共同研究・個人研究の成果を公表している。

- ①その内容を観ると、2004 年 3 月発行の第 6 号では、共同研究の論文等が 20 点、個人研究が 6 点、2005 年 3 月発行の第 7 号では、共同研究の論文等が 17 点、個人研究 6 点を掲載している。
- ②研究論文が対象とする地域は、世界各国・地域に広がっており、この研究紀要がそれぞれの地域の研究を行っている学内外の研究者の研究交流の場になることが期待されている。
- ③この研究紀要は、学内の関係者のみならず、国立国会図書館の他、広く約 150 の大学

図書館、公立図書館等に交換雑誌として配布している。

（２）国際社会文化研究所叢書の発行

叢書は、前身の地域総合研究所時代を含め 10 冊を刊行している。

巻	著書名	発行年
地域総合研究所叢書 1	スーパービジョンの理論と実際	1992
地域総合研究所叢書 2	社会福祉対象論	1995
地域総合研究所叢書 3	現代家族の変貌	1997
地域総合研究所叢書 4	近江商人の里・五個荘	1997
地域総合研究所叢書 5	日本社会福祉法制史年表 II	1999
地域総合研究所叢書 6	宗教・地域・家族	1999
地域総合研究所叢書 7	野生の教育をめざして	2000
国際社会文化研究所叢書 1	現代日本のボランティア像	2002
国際社会文化研究所叢書 2	変貌するアジアの家族	2004
国際社会文化研究所叢書 3	中国北方仏教文化研究における新視座	2004

（３）研究会・シンポジウムの開催

プロジェクトの研究成果を共有し、深化させるため、春と秋に研究会を開催している。この研究会には大学院生も参加し、報告者と参加者との間で、活発な意見交換を行っている。また、社文研主催により、今日的課題による講演会／公開シンポジウムを毎年開催し、学内外から多くの参加者を集めている。

①講演会／シンポジウムの各年度のテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
2000	講演会：昔話の比較文化論 ―臨床心理の立場から―
2001	講演会と実演：Multi Cultural Festival
2002	シンポジウム：日韓両国における家族の現在
2003	シンポジウム：日本のアジア報道・アジアの日本報道

※なお、2004 年度は、「日中における高等教育改革」をテーマにシンポジウムを予定していたが、中国側講師の急病により直前に中止となった。

②シンポジウムの概要は、「国際社会文化研究所紀要」に掲載し、公表している。

３）研究活動の長所

- ①研究活動：前述のとおり、研究分野・研究対象地域は広範囲にわたり、共同研究プロジェクトの参加者も、全学部にあんでいる。また、国内外の優秀な研究者を客員研究員として迎え入れ、研究の多角化・高度化をはかっている。
- ②紀要の発行：共同研究・個人研究の研究成果は、研究終了後半年以内に研究論文等にして公開することを義務づけており、近年ではほぼ全員がその義務を果たしている。
- ③講演会／シンポジウムの開催：前述のとおり、シンポジウムには、学外からの参加者も多く、また、その概要を紀要に掲載し、「研究成果の社会的還元をはかる」という本研究の目的を達成している。

３．今後の課題と改善方策

【今後の課題】

- ①研究所の母体となる教員組織の分野は、非常に広範囲にわたり、共通の研究課題を設定することが難しく、研究分野・研究地域の広範囲に及ぶという長所が、場合によっては

短所となって現れている。

- ②共同研究プロジェクトの研究成果は論文等で発表されているが、叢書として一冊の単行本として刊行するものが少なく、地域総合研究所（地総研）から現在の新組織（社文研）になって以降、現在まで3冊の刊行である。
- ③研究会の定例化は実現したが、開催は年2回に限られている。

【改善方策】

- ①社文研の研究水準をさらに高めるため、指定研究のあり方を検討する。具体的には研究プロジェクトの募集に当たり指定研究のテーマを運営会議で検討・設定するなどの方策が考えられる。
- ②叢書の刊行を奨励し、研究プロジェクト募集に際し、何らかの特典を与えるなど、その奨励策を運営会議で検討する。
- ③研究会の回数を増やすため、研究所の組織のあり方を含め運営会議で検討する。

第7節 人間・科学・宗教総合研究センター（全学）

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

2001 年度に本学の人的資源、豊富な学術資料、最先端研究設備等を活かし、建学の精神に基づく特色ある研究を推進し、広く世界に発信することを目的として人間・科学・宗教総合研究センター（人間総研）を開設した。人間総研は、この目的を実現するために、文部科学省学術研究高度化推進事業をはじめとした競争的学外資金を導入した研究プロジェクトや本学が特に必要とする研究プロジェクトを選定する。人間総研は、学内外の研究者、異分野の研究者の共同による横断型・複合型・異分野融合型等の学際的な研究プロジェクトを擁する組織体であり、これらの研究プロジェクトは研究テーマが研究者の自由な意志に基づいており、かつ研究評価、研究成果の公表が義務づけられていることもあって、活発な研究活動が展開されており、その成果が期待されている。現在、次のような研究プロジェクトが活動を展開している

- ① ハイテク・リサーチ・センター（第 1 期 1997～2001 年度）（第 2 期 2001～2005 年度）（HRC）
- ② 学術フロンティア推進事業（AFC）
 - イ）古典籍デジタルアーカイブ研究センター（2001～2005 年度）
 - ロ）矯正・保護研究センター（2002～2006 年度）
 - ハ）アフラシア平和開発研究センター（2005～2009 年度）
- ③ オープン・リサーチ・センター整備事業（ORC）
 - イ）人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター（2002～2006 年度）
 - ロ）地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター（2003～2007 年度）
 - ハ）里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター（2004～2008 年度）
- ④ 本学が特に必要と認めた研究プロジェクト
 - ・ アフガニスタン新発見仏教遺跡学術調査研究プロジェクト（2004～2009 年度）

以下、第 8 節～第 15 節にかけて、各研究プロジェクトの活動を記述する。

第8節 ハイテク・リサーチ・センター

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. センターの研究目的

- ① ハイテク・リサーチ・センター（HRC）は、本学大学院理工学研究科を母体とする研究組織として運営してきたが、学内の組織改革に伴い 2005 年度から人間・科学・宗教総合研究センターの傘下に入ることとなった。理工学研究科は、「数理情報学」、「電子情報学」、「機械システム工学」ならびに「物質化学」の 4 つの専攻から構成されている。これらの各専攻における多くの研究活動の中で、とりわけ特徴的かつ独創的といえるのは、「物質化学」、「機械システム工学」の 2 つの専攻を中心として行われている「新素材開発」分野の研究、ならびに「電子情報学」、「数理情報学」の 2 専攻を中心とする「情報科学」分野の研究である。これらの研究はいずれも、学科や専攻の壁を越え、各分野における教員・研究者の有機的な協力の下に産学官の共同研究を実施するなどして多くの研究成果をあげてきた。
- ② これらの研究成果を基に、当時の文部省が私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業として助成を開始した 1996 年、理工学研究科では、次の研究プロジェクトが採択され、第 1 期ハイテク・リサーチ・センターを設置する運びとなった。

○超高温瞬間発熱反応法による新無機材料の研究開発

○複合情報メディア環境下での仮想実空間の研究

- ③ この第 1 期ハイテク・リサーチ・センターにおける研究成果については、高い評価を得てその事業期間を終了し、2001 年からは第 1 期 HRC の成果や研究環境を基礎にして、現在は第 2 期 HRC プロジェクトとして、環境にやさしい物質・材料の合成プロセスを進める「グリーンプロセスおよびグリーンマテリアルの研究開発」と、高度知能情報処理システムを構築する「言語的情報および非言語的情報を統合した、マルチモーダルコミュニケーションに基づくエージェントシステムの研究開発」の 2 大プロジェクトを推進している。

イ) 「グリーンプロセスおよびグリーンマテリアルの研究開発」

このプロジェクトは、21 世紀の素材産業分野に貢献できる科学技術の開発研究を行っている。21 世紀における素材の製造と使用において検討しなければならない課題は、製造過程での有毒物質を含む産業廃棄物の可能な限りの抑制、プロセスの省エネルギー化、リサイクルプロセスなどの開発である。

第 1 期ハイテク・リサーチ・センターでは、系外からのエネルギー供給を最小限に抑えることができる材料合成プロセスの 1 つ「燃焼合成プロセス」について研究開発を行い、第 2 期プロジェクトでは、その考え方を有機・無機・生体模倣系にまで対象を拡大し、21 世紀における製造プロセスや素材開発のあり方について提言し、その研究成果が 21 世紀をリードする学術的なシーズとなって、産学連携にも貢献できるような広がりのある成果としてまとめることを目的としている。

ロ) 「言語的情報および非言語的情報を統合した、マルチモーダルコミュニケーションに基づくエージェントシステムの研究開発」

このプロジェクトは、多様な情報を創生・発信する新しいメディアとしてのコンピュータと複数の人間を含む日常的空間を情動的に拡張して、サイバーメディア空間を創生し、音像、画像、言葉、身振り、表情、視線などを統合的に処理してマルチモーダルなコミュニケーションモデルを形成し、エージェントシステムとしてコンピュータと人間同士が時間と空間を超えてコミュニケーションするインタラクティブな環境を構築するための研究開発を行うものである。

2. 研究活動の成果と評価

①現在の第2期 HRC では前述のように、2つの研究プロジェクトを推進しており、各プロジェクトではさらに対象とする課題を絞り、研究を進めている。

イ) 「グリーンプロセス及びグリーンマテリアルの研究開発」

(1)極限ガス反応プロセス（プラズマや超臨界流体などを介した化学反応プロセス）

(2)生体模倣反応プロセス（光合成を含む光エネルギー変換プロセス）

(3)極限固体反応プロセス（燃焼合成や放電プラズマ焼結プロセス）

ロ) 「言語的情報及び非言語的情報を統合した、マルチモーダルコミュニケーションに基づくエージェントシステムの研究開発」

(1)非言語的情報の解析

(2)言語情報と非言語情報の統合

(3)異種情報群のコラボレーションとエージェントシステムの研究

②これらの研究活動に係る成果は、毎年、HRC シンポジウムの開催や研究成果報告書の作成により公表するとともに、数多くの論文発表、国際会議発表、学会発表を行っている。

また、研究結果の普及のために国内の学協会と研究会や講演会を共同開催し、来年の3月には国際会議も予定している。

2004年度末には学外の研究者を招き外部評価を受けることにより、研究成果を確認し、今後の研究展開に役立てている（研究成果報告書、外部評価委員会報告書としてまとめている）。

3. 今後の課題と改善方策

第2期 HRC は2005年度をもって終了することとなり、第2期プロジェクトの研究内容を継承していくか検討する必要がある。

また、理工学部では2003年度に「情報メディア学科」および「環境ソリューション工学科」を開設し、2007年度には新学科に対応した研究科新専攻の設置をめざしており、これらの研究分野をも融合させた最先端の研究を行い、第1期・第2期の研究成果を継承しながらも新たな観点からあたらしい第3期 HRC プロジェクトについて検討を行い、2006年度の採択をめざす。

第9節 古典籍デジタルアーカイブ研究センター

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. センターの研究目的

本学は、写字台文庫、大谷文庫という古典籍、長尾文庫などの社会科学関連の貴重資料、大谷探検隊の将来品等の世界的な文化遺産を所有している。これらを整理分類・保存し、永く後世に伝承することは本学に課せられた責務でもある。

古典籍デジタルアーカイブ研究センターは、このような本学所蔵品の原典情報を、最先端の電子技術を利用し、超高精細デジタル画像に変換し、整理・分類した上で、必要によりインターネットなどで公開するシステムを研究することを目的としている。

また、アーカイブとは保存・保管所を意味する言葉であるが、単にデジタル保存するだけが目的ではない。例えば、シルクロードで発見された壁画を研究する場合、そこに描かれた絵や文字を読み取るだけでなく、どのような材質の上にどんな顔料（絵の具）を使って描かれたか、表面のざらつきなどの質感はどうかといった、さまざまな情報が要求される。さらに、一部の断片から全体像を復元し、仏像を立体的に表現するなど、実物をいかに忠実に再現するかといった作業も極めて重要なテーマである。

このため、共同研究の中心拠点である瀬田キャンパスの「瑞光館」では、高度な研究設備を装備して科学的・定量的な研究に取り組んでいる。例えば、実物を損なうことなく測定できる非破壊分析装置や、試料を 360 度の全方位から測定できる 3 次元物体計測装置、0.1mm 以下の凹凸まで鮮明に解像できる 3D 超高精細画像出入力装置など、最新の機器を導入している。また、DVD-R 約 1,400 枚分、6 テラバイトの容量を持つ大規模アーカイブ用 DVD-R ライブラリーをはじめ、アーカイブシステム自体も極めて高い能力を備えている。

2. 研究活動の成果と評価

①本研究センターの研究活動は、その学問対象からして、特定の学問領域を超えて展開される。その目的を達成するために、次のような研究グループを置いて、研究事業を推進している。

- イ) コンテンツ情報研究グループ：このグループでは、古典籍アーカイブに含まれる専門知識の解析・抽出を行い、アーカイブ情報の分類・検索方式の研究を進めている。またアーカイブ中の相互関係を原典情報だけでなく、関連研究情報、歴史的な背景情報、地理的関連情報から明らかにしていくことをもめざしている。
- ロ) デジタルアーカイブ研究グループ：このグループでは、入力対象とする原典情報の解析とデジタル情報への変換方式の研究を行っている。デジタルアーカイブ情報の蓄積・管理方式について、大量のオンライン情報、インターネット上への送出、関連研究機関が保有するデータとのネットワークを経由した同期方式についても研究を行い、次世代デジタルライブラリーのパイロットシステムの構築を進めていく。
- ハ) 科学分析・保存研究グループ：このグループでは、処理対象となる古典籍そのものの科学分析を行い、年代推定、材質判定などの客観的データの解析・蓄積を行い、文化財としての古典籍の保存・修復に不可欠な基礎解析を進めている。

②前述の各研究グループでは、現在、次のような研究活動が進行し成果を得ている。

- イ) シルクロード壁画復元：中国奥地の砂漠に埋もれた石窟寺院、ベゼクリク千仏洞の壁画、現在世界各地に四散した壁画断片を収集・管理（デジタルアーカイブ）し、その上でデジタル復元した壁画群を展示した。この研究は、研究センターの2つのプロジェクトグループ（瀬田キャンパスを拠点とするデジタルアーカイブ研究グル

- ープ、大宮キャンパスを拠点とするコンテンツ情報研究グループ）と、NHK 新シルクロードプロジェクトの協同のもと、大英図書館、エルミタージュ国立博物館、韓国国立中央博物館、ニューデリー国立博物館、ドイツ・インド美術博物館、東京国立博物館、龍谷大学学術情報センター、そして中国政府・ベゼクリク現地所蔵のコンテンツのデジタル化とネットワーク化により進められた。
- ロ）ベゼクリク壁画復元映像は、「NHK 新シルクロード第 2 集 トルファン 灼熱の大画廊」として放映された。この映像は、デジタル復元した壁画を 3 次元的に復元した石窟内に配置し、その内部の回廊を表現したものである。
- ハ）本学は大英図書館と、「中央アジア資料のデジタル化の共同プロジェクトー International Dunhuang Project（国際敦煌学プロジェクト＜IDP＞）ーに関する協定書」の調印を行った（2004 年 3 月）。このプロジェクトは 2004 年 6 月から 2009 年 6 月までの 5 年の期間で実施され、大英図書館の IDP と協力して、中国古代紙、木簡、書籍の分析と保存について検討し、また、大谷探検隊収集資料を始めとする本学所蔵の中国・日本の古文書、經典類を分類・管理を行う。これに伴い、現在、本学では、所蔵する古典籍をデジタル化して保存し、さらにこれらを管理するデジタルライブラリーを構築することによってプロジェクトを遂行している。

3. 今後の課題と改善方策

本研究センターでは、本学が有する貴重な学術資料をはじめとしてこの 5 年間で様々なコンテンツのアーカイブ化とコンテンツ情報の研究を進めてきた。また、本研究プロジェクトは国際連携によりその研究成果を活かすことが可能であるが、現時点では国際連携をネットワークにより支えるための基盤形成とその実務的な運用に課題を残している。

今後は、さらに未着手の学内所蔵の学術資料をデジタル化し、これらのコンテンツに関する情報を広く公開していくとともに、本研究センターで培われた技術を活かし次世代デジタルライブラリーにつながる貴重な学術資料の保存と研究に寄与しその研究の原動力となる海外の諸機関との国際連携による共同研究を推進していくことが求められる。

第10節 矯正・保護研究センター

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. センターの研究目的

本学は、1977 年に「矯正・保護課程」を開講し、現在、多くの卒業生を矯正・保護関連職員や福祉分野や民間ボランティア（教誨師・保護司・民生委員など）など矯正保護分野の専門家として輩出するとともに、研究面においても機関誌「矯正講座」全 25 巻を公刊し、国内外の刑事政策関係者から注目を集めてきた。このような実績をもとに、さらに研究活動を発展させるために、文部科学省の学術フロンティア推進事業の認承を受け、「矯正・保護研究センター」（Corrections and Rehabilitation Research Center：CRRC）を開設した。

本研究センターは、21 世紀・新「矯正・保護」プロジェクトとして、国内外の有力な研究者を集め、次のような研究活動を行うことを目的としている。

- ①調査研究：犯罪、非行、薬物乱用等の逸脱行為などに関する科学的な調査研究およびその予防と処遇に関する政策提言
- ②学術交流：内外の矯正・保護に関する教育・研究機関との交流と 21 世紀の新たな矯正・保護政策の創造、犯罪や非行の原因および対策に関する情報の提供
- ③社会貢献：矯正および更生保護に関する教育についての調査研究と政策提言をとおしての調査研究

2. 研究活動の成果と評価

2002 年度から 5 年間の計画で、法律学のみならず、社会学、心理学、教育学、宗教学など幅広い分野の研究者や実務家の協力を得て、学際的な共同研究プロジェクトの展開や若手研究者の養成に取り組んでいる。また、内外の研究者や関係諸団体とのネットワークも広げながら、これら研究の成果を活用して、実践的な政策提言を行っている。

本研究センターの研究プロジェクトは、次の 3 つの部門により構成され研究を進めている。

①第 1 部門：処遇・政策部門

イ) 21 世紀刑事政策プロジェクト：1998～2001 年度科研費「変動する社会における刑罰の実態分析とその改革のマスタープラン」（刑事立法研究会）を継承し、法学研究者を中心に刑事制度や刑事施設の改革のための理論的な研究および具体的提言を行う。現在、とくに①刑事施設民営化、②未決拘禁、③社会内処遇、④無期・長期刑処遇の 4 つの分野について国内の実態研究、海外との比較研究などをすすめている。

ロ) 犯罪者の社会復帰プロジェクト：本学社研共同研究「現代『市民法』論と新しい市民運動」を継承し、刑事政策における市民の役割、受刑後の社会的援助のあり方、地域社会との連携などについて研究している。

ハ) 薬物依存・触法精神障害プロジェクト：2001～2003 年度科研費「犯罪者の社会復帰と治療共同体」等と協力し、薬物依存者の回復プログラムの構築を行う。

ニ) 矯正・保護実務研究プロジェクト：本学矯正・保護課程や矯正・保護実務家、弁護士等と協力し、矯正・保護の現状を調査・検討し、新たな行刑プログラムについて具体的な提言を行っている。

②第 2 部門：科学・情報部門

イ) 先端技術プロジェクト：最先端の生殖医療の刑事法的規制や検死制度の問題点を検討するなど先端科学技術と刑事政策のあり方を研究する。02 年秋には、日独共同の国際シンポジウム「遺伝子時代の法と生命倫理」を開催した。最近では、「生

命倫理研究」プロジェクト、「検死制度研究」プロジェクト等で研究活動を行っている。

- ロ) 犯罪統計プロジェクト：犯罪統計の実証科学的基礎を方法論的に研究するとともに、犯罪暗数に関する実証的調査研究を実施する。海外調査などを含む国際的研究に着手している。
- ハ) 情報科学プロジェクト：矯正・保護に関する貴重な資料の整理・分析や刑事司法の情報のアーカイブ化について研究する。現在、「法情報研究」プロジェクト、「刑事確定訴訟記録法」プロジェクト、「刑事法アーカイブ」プロジェクトを推進している。八海事件などの多数の冤罪事件を解決してきた正木ひろし弁護士の文庫の創設を行うとともに、研究会を行っている。また、将来的には日本刑法学の第一人者である団藤重光博士の文庫も創設予定であり、すでに一部資料の受け入れを開始している。
- ニ) 法と心理プロジェクト：法学と心理学の研究者および実務家により、広く刑事司法全般にわたる学際的な研究活動を行う。とくに捜査・裁判における警察官、検察官、裁判官、弁護人、被疑者・被告人の意識・認識の問題などを扱う。

③第3部門 広報・渉外部門

- イ) 被収容者の人権に関する国際準則プロジェクト：主に、刑事施設の被収容者の人権保障に関する国際人権基準の国内的実施に関する研究を行うほか、矯正・保護のみならず広く刑事司法全般に関する海外の状況との比較研究を行う。
- ロ) 「矯正講座」プロジェクト：本学矯正・保護課程委員会編集による機関誌「矯正講座」(25号まで発刊)への研究成果の発表、および同委員会との共同研究活動を行う。
- ハ) 広報教材プロジェクト・予防教育プロジェクト：犯罪予防あるいは犯罪者処遇について、学校教育のみならず広く社会一般での関心を高めるための教材・資料等の制作およびその発表を行う。現在は、アメリカの犯罪者の社会復帰プログラムに関する調査を行い、成果を映像化するプロジェクトが進行中である。

また、本研究センターでは研究活動を補強しより一層の展開をはかるため、次のような重点施策を講じ、研究成果を得ている。

- イ) 国内における矯正実務との協力関係を強化するため、矯正協会附属中央研究所と学術協力協定の締結および共同研究を計画している。すでに法務省関係機関の協力を得て展示会を開催し、「被収容者の宗教意識に関する実証研究」についての共同研究計画を策定している。2005年度中には、正式の学術協力協定を締結する予定である。
- ロ) 国際交流を促進するために、ゲッティンゲン大学、ブリストル大学などと交流を行っている。さらに、2004年4月に英国ポーツマス大学犯罪学研究所と学術交流に関する覚書を締結し、同年7月に同大学で開催されたイギリス犯罪学会の「日本セッション」において覚書の締結を確認するセレモニーを行い、学術協力関係をより強固なものとし、共同研究の枠組みも拡げていくことが確認された。
- ハ) 実証的研究については、元法務総合研究所研究員で「犯罪白書」作成に関与し、国際的にも活躍している犯罪学者が共同研究者に加わった。また、犯罪社会学者も新たに共同研究員に加わり、研究能力を向上させた。
- ニ) 教育指導の面においても一定の成果を得た。法学研究科における刑事法専攻の修士課程在学者の増加には著しいものがある。刑事法専攻の博士課程在籍者も、この3年間は毎年1名以上である。博士課程在学者も一部は、リサーチ・アシスタントとして研究活動に参加している。ポスト・ドクターも2名在籍している。このように研究者養成の基盤も形成しつつある。

④事業推進担当者の国際的認知度・業績については、短期間では改善しないかもしれない。

「法と心理学に関する国際学会」、「イギリス犯罪学会」、「国際被害者学会」、「法と心理学に関する国際学会」、「アメリカ犯罪学会」、「ドイツ刑法学会」、「イギリス犯罪学会」に積極的に参加または報告し、国際化に務めている。対応言語も、フランス語、ドイツ

語、イタリア語がスタッフに加わったことで大幅に多様化した。以上のように国際的な刑事政策の研究・教育の拠点となる可能性は、より着実かつ現実的になりつつある。

⑤矯正・保護研究センター叢書として3巻を発行している。

- ・「21世紀の刑事施設ーグローバル・スタンダードー」(2003年)
- ・「国際的視点から見た終身刑-死刑代替刑としての終身刑をめぐる諸問題-」
(2003年)
- ・「民衆から見た罪と罰ー民間学としての刑法学の試みー」(2005年)

3. 今後の課題と改善方策

- ①急速な事業展開に伴い、共同研究者、とりわけ専任教員の負担が著しく増加している。また、リサーチ・アシスタント等に対する負担も無視し得ないものがある。本研究プロジェクトの実施期間中、研究員が研究に専念できる制度を構築するなどの方策に取り組んでいる。
- ②プロジェクトやサブ・プロジェクトが急増したため、研究会の日程調整が増加し、プロジェクトの統合や部門の移動などが必要なケースも見られるようになっている。所期の計画の基本的な理念と構造は維持しつつ、若干の実務的・形式的な修正が必要となっている。
- ③広報教材のプロジェクトにおいて進捗状況に若干の遅れがみられたが、2004年度中に完了した。また、ホームページやパンフレットなどの広報手段について、より洗練されたものとする事と、英訳するなど国際性を高める必要がある。新たな担当者を配置して、その改善に努める。

今後は、所期の計画にしたがって着実な成果をあげるとともに大胆かつ創造的な研究を実践していく必要がある。また、本研究センターの研究活動、研究成果が矯正・保護に関する本学の歴史と伝統を踏まえ、人材育成等の充実のために一層深く関わることは不可欠であるとともに、国際的な評価に耐え得る研究成果をあげていかなければならない。

他方で、若手研究者の養成も重要な課題である。したがって、国際的研究拠点の形成と同時に、刑事政策に関する教育拠点とならなければならない。

第 1 1 節 アフラシア平和開発研究センター

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. センターの研究目的

現在のアジア・アフリカは、経済発展をつづけるアジアと、グローバル化の進展するなかで開発に乗り遅れた貧しく、武力紛争の頻発する地域のアジア・アフリカとに分かれつつある。両者は実は密接に関係したものであるが、それへの対応は、経済学、政治学、国際関係論、地域研究において必ずしも総合的な研究・対応がなされているとはいえず、紛争解決における日本の役割も方向性を見いだせていない。本共同研究とそのための新設研究組織「アフラシア平和開発研究センター」はこれらの困難を解決するため次の 5 つの卓越した特色と意義のもと研究を推進していく。

- ①宗教文化研究の伝統
- ②参加型研究・民際学の実績
- ③南西アジア・アフリカ地域研究の実績
- ④日本における「異文化」理解の新しい視点
- ⑤特色ある国内外の研究機関とのネットワーク

また、現在アジア・アフリカ地域の紛争は、宗教、文化、文明と深く関わっているが、当該研究組織は、宗教研究の長い伝統をもつ龍谷大学の研究蓄積を活用すると同時に、アジア・アフリカ地域研究者として培ってきた英知を結集して紛争の大地アフラシアに接近し、地域研究の知見に根ざした新たな紛争解決・秩序構築のあり方を提唱する。

2. 研究活動の現状と成果

活動初年度につき現時点では以下の研究活動を計画している。

- ①アフラシア平和開発研究センターの設置：評議委員会（Advisory Committee）の設置、ならびに中期・長期の活動計画の策定を行う。また、研究支援スタッフであるポスト・ドクター研究員（PD）2 名とリサーチ・アシスタント 4 名の任用を行う。任期はそれぞれ 1 年間とし、更新を認める。
- ②海外研究協力体制の始動：海外の研究機関との間に共同研究活動のための協定を正式に交わすなど、研究協力体制の整備、および、海外予備調査。
- ③班別共同研究活動の開始：年 4 回の班長会議と年 4 回の班毎の会合を実施する。班毎に海外調査を実施する。
- ④国際シンポジウム（第 1 回）の開催：紛争解決研究に携わる研究者や有識者などを国内外から招聘して国際シンポジウム（全体会）を日本で開催する。（1 班担当）
- ⑤国際ワークショップ（第 1 回）の開催：紛争解決に資する人材育成のために国際ワークショップを海外または日本で開催する。（予定候補 ワークショップ：スリランカ和平）
- ⑥公募研究事業の実施：国内外から個人研究と共同研究を募り、研究費を支給する。
- ⑦情報発信：ホームページ*を開設するとともにニュースレターを年 2 回発行する。Occasional Paper Series を創刊する。

*ホームページ : <http://www.afrasia.ryukoku.ac.jp/>

3. 今後の課題と改善方策

活動初年度につき現時点での課題は見あたらないが、初期の計画を年次計画にしたがい順調に達成していくとともに、若手研究者をはじめとした人材育成と研究を通じて培われた研究成果が研究者や実務家を通じて知的な国際貢献として世界各地で巻き起こっている紛争の解決へ活かされることが望まれる。

第12節 人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 研究センターの目的

本研究センターの特色は、本学が蓄積してきた仏教研究に関する膨大な成果を生かし、仏教を仏典あるいは教義の解説にとどめるのではなく、世界に貢献できる実践倫理哲学を仏教の根本的教説から導き出す試みにある。およそ「科学」とは現象の構造や法則性を解明し、その成果を人間社会の技術や政策に反映させるための方法であり、「宗教」とは人間のあるべき姿を探究し、人間の生みだす科学の知恵をよりよい方向に導くための一つの道標であると考えることができる。21 世紀に目標とすべきことは、人間とすべてのいのちが平等に生かされる「共生」の世界である。人間と科学だけで構成されてきた学問体系に仏教を加え、3 領域が相互に連携しあうならば、21 世紀における新しい知を創造する可能性が開かれてくる。したがって、この仏教生命観の社会的実践への応用研究は、いわゆる仏教教理の説明にとどまらず、仏教生命観を土台におくことによって、仏教が内在的に社会的実践主体として意味をもっていることを学術的に解明するものである。

仏教は本来、人間の苦しみの現実と原因を明らかにし、その苦しみを和らげてすべてのいのちあるものを心の安らぎに導くことを願いとしている。仏教生命観に基づく人間科学の研究もまた、生命倫理・社会福祉・地球環境の問題について苦悩する私たち人間に対して、一つのよりよい方向性を示すために進められるものである。期待される効果としては、本研究は、人間と地球の両者に恵みをもたらすような倫理への洞察を提供することができるだろう。

また、本研究プロジェクトは、仏教生命観を土台にして福祉などの社会的実践の学術的根拠（必然性）と実践そのものの総体を明らかにする点に独創性があるといえる。これらの研究を通して、「仏教生命教育-愛と慈悲の倫理」、「仏教社会福祉教育」、「仏教共生教育」という新しい「いのちの教育」論を提言していくことを目的としている。

2. 研究活動の現状と成果

本プロジェクトは「仏教生命観に基づく人間科学の総合研究」を研究課題としており、仏教の縁起観を基に「あらゆる存在は相互に関係しあい支え合っている」という仏教生命観から、4つの研究ユニットから構成されている。

①ユニット1「人間・科学・宗教の総合研究」12名

キリスト教神学・仏教学などの宗教と自然科学との対話の場を設け、国際的協調を通して、宗教と科学が、排他的な関係ではなく、両者が同じ人間科学として、相互に寄与し進展できる創造的な関係を生みだして、現代から次世代に向かって人類が歩むべき方向性を協同で指し示す。

②ユニット2「仏教生命観一縁起説の意義」19名

仏教生命観に関する国内外の研究成果を紹介することと、文献学・教理学研究の方法論によりながら、仏教生命観の独創的で普遍的な倫理を提案することをめざす。

③ユニット3「仏教社会福祉」8名

いわゆるサービスや技術論・政策論からアプローチした社会福祉研究と協力しながら、独自の領域である「仏教社会福祉」という新しい学術領域を確立し、1人ひとりの心の豊かさ、人と人との温かいつながりを実感できるような豊かな社会を築いていくことが期待できる。何よりも、現実に展開されている仏教社会福祉活動の理論的指針を明確にすることで、さらなる活動の展開をはかることに貢献できる。

④ユニット4「仏教と生命倫理」および「仏教と環境」12名

先端医療やバイオテクノロジーの倫理的指針、人類と他の生命体との共生のための指標として提言することができる。仏教から生命倫理を考えた場合、現状で議論されているルールや権利を超えたもっと根源的な視点に立ち帰って論じることができる。さまざまな課題のなかでも、「ビハラー活動の理念と方向性」や「仏教カウンセリングの特色」を具体的に示すことをめざす。すなわち、一つは、死別前において、仏教研究者が、医療と福祉とのチームワークをとりながら、患者と家族の立場に立って、老病死の苦しみに直面している人々の孤独感を和らげ、最後まで精一杯輝いて生きることを支援できるように、仏教の生死観や慈悲観に基づくケアと心の安らぎを明らかにすることである。もう一つは、死別後において、仏教研究者が、さまざまな別れによる遺族の愛別離苦を理解し、遺族の悲嘆ケアにつながるような生死観と心の指標をわかりやすく提示することである。

本研究センターではこの 4 つの共同リサーチの課題に応える理論や倫理的指針を示し、その成果を「宗教と科学の相関的進展」、「生命のかけがえのなさつながり」として社会に還元することをめざす人間科学の総合研究を以下のように進めている。

- ①現在までに、国際シンポジウム 2 回（2003 年カリフォルニア大学バークレー校・2004 年ボストン大学）、国内シンポジウム 3 回、公開講義 14 回、公開研究会 20 回、ワークショップ 20 回を開催し、さらに 2005 年には龍谷大学にて 2 回の国際シンポジウムを予定している。このような国際シンポジウムや講演会を通じて海外の研究者との共同研究も進んでいる。
- ②研究成果は、雑誌論文、図書、学会発表、新聞記事などで発表されている。特に、2 度の国際シンポジウムの成果はすでにアメリカで出版されることが決定している。また、プロジェクトの活動は年次研究報告書にまとめており、国内外に研究成果を発表している。
- ③新設した至心館 2 階（深草学舎）の研究展示館パドマでは、各ユニットがそれぞれの研究課題にしたがい、その成果を発表している。現在までに「宗教と科学」、「人生の終末・心の安らぎ」、「南方熊楠の森」、「仏教社会福祉の源流」、「インド写真展」、「核の時代における宗教と平和：ヒロシマ原爆展」をテーマに展覧し、来館者は一般、学生を含め、延べ 5,400 名を超えた。
- ④本学の大学院生をリサーチ・アシスタントとして研究調査分担者として受け入れている。また、大学院生および学生に対して、本研究プロジェクトを活かした科目を開講し、若手研究者の養成をはかっている。
- ⑤ホームページ*の創設によって、研究プロジェクトの概要・研究者・研究内容・4 ユニットの紹介、シンポジウム・公開講座・関連講義の案内と報告、研究成果の PDF ファイル化、アンケート結果の公表を行っている。さらに、研究展示室パドマでの展覧にしたがい「バーチャル展示室」を開設し、公開している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①4 ユニットの研究は進んだが、この研究の水源である「仏教生命観 - 縁起説の研究」の思想的、歴史的意義を、さらに進めていく必要がある。今後は、総括ユニットを設け、仏教生命観の総合的研究を進めていく。
- ②5 年間という期限付きのプロジェクトであるのため、プロジェクト終了後の施設活用や研究の継続・発展について課題がある。この研究プロジェクトをより国際的に通用力あるもの、かつ時代に呼応するものとして、今後も継続していけるように検討していく。そのためにもこの研究が学内的、学外的に広く理解を得るように進めていく必要がある。

*ホームページ : <http://buddhism-orc.ryukoku.ac.jp/japanese/index2.html>

第 1 3 節 地域人材・公共政策開発システム・オープン・リサーチ・センター

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 研究センターの目的

地方分権化は日本のみならず世界的な潮流となっており、結果として、地域社会は自己決定と自己責任が強く求められるようになってきている。また、現在の地域公共政策は官民の協働によって進められることが不可欠となっており、地域公共政策の立案・実施は自治体・NPO などの多様な主体によって担われるようになっていこうとしている。

効果的な地域公共政策を実施するためには、地域を支える幅広い人材を育成することが基本的かつ重要な課題である。しかし、地方分権と参加・協働をキーワードとする地域公共政策の研究はさまざまに進められているが、次のような点について、日本においては未だ十分な研究成果を見ているとは言い難い状況にある。

- ・参加型・協働型の政策を形成するためにいかなるシステムが必要なのか
- ・このような政策形成にとって必要な人材はいかなるシステムによって育成されるのか

このような課題に対して、本研究センターは、文部科学省学術研究高度化推進事業、オープン・リサーチ・センター推進事業として採択され、日本内外の自治体・NPO・NGO・国際機関・研究機関等が幅広く連携する研究体制を構築することを特色とし、次のような目的のもとに展開していくことを企図している。

- ①地域社会の現場で必要とされる効果的な参加型・協働型の公共政策の開発システムの研究。
- ②地域公共政策を担う人材を育成するための教育研修システムの研究。
- ③これらのシステムの社会的認証を担保する制度を具体的に提言するための研究。
- ④上記の研究を通じて、日本ならびにアジア、アフリカにおける地域社会の公共政策の開発システムと人材育成システムを改革できるような政策を提言し、市民社会の活性化と国際交流の発展に貢献する。

2. 研究活動の現状と成果

- ①本研究センターは、前述の目的を達成するために、総勢 57 名（内本学専任教員 20 名＜2004 年 9 月 1 日現在＞）の学内外の共同研究者で組織され、次の 4 つの研究班を設けて研究活動を展開している。
 - ・第 1 班：「地方分権時代の地域人材・公共政策開発システム」研究班 17 名
 - ・第 2 班：「地方公務員と NPO 職員のための民官学共同養成・研修・研究システム」研究班 14 名
 - ・第 3 班：「教育・研修システムの評価および認証」研究班 15 名
 - ・第 4 班：「参加型開発と国際協力システム」研究班 12 名
- ②本研究センターは、研究者および高度専門職業人の養成と共に研究成果等公開型の研究プロジェクトであり、本学大学院修士課程の「NPO・地方行政研究コース」に研究成果を科目提供する計画である。
- ③初年度（2003 年度）は、研究活動方針の確立のための班別研究会と国内外の情報収集と現地視察を中心に研究活動を展開した。また、10 月に本学深草学舎において国際シンポジウム「地域を拓く人材・政策開発システムを考える」を開催したほか、地方自治体を対象に人材育成のための研修制度についてアンケート調査を 2 次 にわたって実施し、その第 1 次調査分の結果を中間報告として取りまとめ、各地方自治体に送付した。

- ④第2年度（2004年度）は、a) アンケート第2次調査も含めた最終報告書と分析結果を基にしたブックレットの発行、b) 初年度の研究活動の結果を踏まえ、「認証制度」の提言に向けて具体案の検討を行う、c) 11月に国際シンポジウムをオランダのハーグで開催する、d) 国外の諸機関とのネットワークの構築等に取り組む、e) 11月に大学コンソーシアム京都と連携協力してカンファレンス「地域社会における公共的人材育成システムの構築とその社会的認証」を開催する。ここには研究者のみならず、自治体研修関係者や首長も含めて広く議論を行う、等に取り組んでいる。
- ⑤第3年度（2005年度）には、研究進捗状況報告で研究計画の達成状況や研究成果の報告が義務づけられており、8月末を目処に取りまとめを進めている。現時点での研究成果等の具体的評価は困難であるが、本年度の計画事業については、着実に研究活動が展開されている。

3. 今後の課題と改善方策

- ①本研究センターは、地方分権化という社会状況のもとでの「人材育成のあり方」を研究するプロジェクトであるが、この「地方分権化」は日本国内のみならず世界的な潮流となっていることから、国内外の研究者や実務者が組織されている。研究成果をあげるためには、共同研究者間の意思疎通をはかることが重要となる。その実現には本学の専任教員とりわけ各研究班の代表にかかる負担は非常に大きく、英語環境での事務処理能力を主とする、研究支援の充実が必要である。
- ②研究支援スタッフとして2004年度より、博士研究員（PD）1名とリサーチ・アシスタントを1名増やし4名を配置している（2003年度はPDを後期から1名、リサーチ・アシスタントを3名配置）が、日常的な研究会の補助業務も含め十分とはいえず、共同研究者レベルのプロジェクト・フェロー制度の創設等を含む、本学専任教員の負担軽減のための体制を検討することが必要である。
- ③本研究センターは、従来にない研究体制（例えば、外国人研究者の招聘・リサーチ・アシスタントの研究への組み入れ等）を採っていることから、学内の規程整備が不十分な面がある。現在、徐々に整備されつつあるが、新たな試みが阻害されないような柔軟な対応が必要である。

第14節 里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 研究センターの目的

里山は、人間が長期にわたって手を入れ、自然と多様な形で関わり、自然と共生することによって、人間同士の共存を可能にしてきた場所であり、日本の生物の多様性は里山の存在によって維持されてきたということも明らかになりつつある。ところがエネルギー革命と農業革命のため里山は放置され、都市の膨張とともに開発のターゲットにされてきた。生物の多様性を維持し、人間の生活を支え、日本文化の形成にも密接に関連していたと考えられる里山が失われようとしている。

このプロジェクトは文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業、オープン・リサーチ・センター整備事業に採択され、里山での生物多様性の維持機構、里山と人間との関わり方の歴史、現代社会での里山の位置づけなどについて総合的な調査研究を行い、その成果は、里山に関する総合学である「里山学」に結実されることになる。また里山を軸とした地域社会の共生モデルを提案し、「里山学・地域共生学」の構築をもめざす。

2. 研究活動の現状と評価

①本研究センターは、前述の目的を達成するために、次の2つの研究班を設けて研究活動を展開している。

イ) 研究班1：生物多様性・環境計測調査研究（13名）

- ・生物多様性に焦点をあてた調査研究
- ・各種気象要素および地域生態系のエネルギー循環の調査研究
- ・植物相に関しては、植物約250種、菌類約120種をすでに確認
- ・水辺環境を創生し、かつての里山利用の形態を復元し、生物相の復元過程を追跡調査
- ・保全生態学の立場から、伝統的な里山管理技術の調査研究に関して指導性を発揮
- ・木質バイオマス利用の実験的研究

ロ) 研究班2：社会人文科学・地域共生学調査研究（23名）

- ・瀬田丘陵をはじめとする里山地帯での入会権や習俗・慣習、農業経営について調査研究
- ・法制史学、歴史学、社会科学、環境社会学、仏教学、哲学など多彩な角度からの研究、加えて、実験考古学的な研究や里山エコツーリズムの適用可能性検証
- ・里山文化としての自然および欧米の環境倫理との比較

②滋賀県瀬田丘陵での夜間採集を含む生態系調査を毎月行い、データ収集をしている。また、それぞれの研究者の専門分野により、定期的な調査を行い、現在の生態系について調査中である。

③里山の歴史調査のための地元住民への調査依頼および聞き取り調査を開始しており、ネットワークを構築しつつある。

④各里山保全団体や地元住民、行政とのパートナーシップを構築すべく、里山保全活動を開催している。

⑤4大学間（龍谷大学・京都女子大学・金沢大学・九州大学）での里山交流（フィールド活動および交流会）を通して、大学間の環境教育の可能性を探っている。

⑥国内シンポジウム、月例研究会を開催し積極的な研究成果の公開と研究交流をはかって

いる。

- ⑦ホームページ*を開設し、インターネットを媒体として、里山 ORC の情報発信および外部との情報交換を図っている。
- ⑧独自の研究設備として「森林環境計測システム」、「地下水吸上げ配管システム」、「バイオトイレ」を設置し、設備を利用した調査研究を進めている。

現状としては、上述の調査研究の道筋ができつつある段階であり、おおよそ計画どおりに研究が進捗している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①共同研究者各自の年次計画に基づき、継続的、かつ充実した研究活動を進め、また、適時、自らの到達目標達成に向けて、計画を見直し、常に研究到達度を意識するよう心がける必要がある。改善方策としては、研究会等を通して、各自の研究進捗状況等について意見交換をする場を多く持つべきである。また、もう1つの策として、研究到達度をチェックするための個人シートの活用等についても検討する必要がある。
- ②プロジェクト内だけでなく、プロジェクト外の NPO 団体、地域住民および行政等への積極的なアプローチを行って、パートナーシップ構築の拡大をはかりたい。それは、今後の研究活動の活性化につながるものでもあると考える。その方策として、2005 年は国内シンポジウムを金沢大学と共同開催（朝日・大学パートナーズ・シンポジウム採択事業）する予定であり、積極的な広報活動により、幅広く参加者を募り、1つの交流の場として活用し、地域環境・里山保全に関して啓蒙活動をすることも検討したい。

*ホームページ : <http://satoyama-orc.ryukoku.ac.jp/>

第15節 アフガニスタン新発見仏教遺跡学術研究調査プロジェクト

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

A 群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 研究センターの目的

2003 年、本学関係者によりアフガニスタン・バーミヤーン西方でこれまで未発見の仏教寺院と思われる 2 群の遺跡を発見、本学に本格的な学術調査が依頼された。

学界にも一般にも全く知られなかった 2 群の遺跡群の発見は、古代中央アジアでの仏教伝播史を書き直させる証拠として、これら遺跡群の調査・発掘は学術的な意義・価値があるものと考えられる。本学では、これらの遺跡に関して独自の調査研究班を組織し、その調査対象地域をアフガニスタン・バーミヤーン州のケリガン仏寺跡およびチル・ボルジ城砦跡を基盤とし、ヒンドゥー・クシュ山脈西方および北方地域（バーミヤーン、バルフ、サレ・ポール、ジョウジアン、ファルヤブ、バルフ州等）に置き、①仏教伝播ルートの検証、②各遺跡の規模・構造・状態・残存遺構と遺物の確認、③遺跡測量図の作成、④発掘調査、⑤各遺跡のデジタル復元作業をととしてアフガニスタン仏教の総合的研究を行うことを目的としている。

2. 研究活動の現状と評価

2003 年の発見以降、本格的な学術調査までの準備として、本学関係者をアフガニスタンに派遣し、現地の状況や遺跡の位置確認等を実施したが、タリバン政権崩壊以降、現地アフガニスタンの政情が非常に不安定になったため、当初計画通りの研究活動の遂行が困難な状況にある。

新政権確立後、現地関係諸機関等の調整を進めた結果、ユネスコの協力を得て 2005 年 2 月にはアフガニスタン情報文化観光省と本学との間で、新発見仏教遺跡の学術調査に関する包括協定を締結し、本格的な調査発掘に係る体制の整備が出来た。

これまでの研究活動として 2004 年と 2005 年に今回発見された遺跡をはじめとしたアフガニスタンにおける仏教遺跡に関する公開シンポジウムを開催し、広く情報を公開したところ、1,000 名を超える参加があり高い関心を得るに至っている。

また、上記協定においては遺跡に関する発掘調査だけではなくアフガニスタンにおける若手研究者の育成についても条項として明記しており、両国における文化財保存と人材育成に貢献することが期待できる。

3. 今後の課題と改善方策

- ①アフガニスタンの政情が非常に不安定なため、調査の実施が計画的に進められない現状があるが、今後は現地との調整を一層密にするとともに、日本国内において、専門家による研究会等を実施し発掘調査以外に実施可能な研究活動を進めていく。
- ②アフガニスタンは 20 年以上の長期にわたり戦時下にあったため現在ではアフガニスタンの考古学関係を専門とする研究者が高齢化や戦争により死亡し、日本国内やアフガニスタンにおいて研究者が不足しているのが現状である。これらの状況に鑑み若手を中心としたアフガニスタンにおける仏教遺跡を専門とした研究者の育成が急務である。
- ③現在は、学内資金を中心に調査費をはじめとした研究費を補っているが、現時点では調査費の総額が検討できないため、今後は寄付金や学外資金をはじめとした研究資金の調達について積極的に取り組む必要がある。

第16節 人間総研全体の今後の課題と改善方策

前述のとおり、人間・科学・宗教総合研究センター（人間総研）の研究高度化推進機構としての役割は、文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業」である研究プロジェクトに積極的に応募し、そのことによって研究活動を高度化、活性化することである。このことについては一定の成果をあげているが、次のような改善すべき課題もある。

- ①これらの研究プロジェクトは、専任教員の過重負担になっている面も多いことも事実である。現在、負担軽減措置をはかるための規程整備を行っているが、それぞれ所属学部
の事情から実施できないという現状もあり、全学的に研究活動をより一層保証する制度
作りが必要である。
- ②各研究プロジェクトの研究期間（5 年間）終了後の継続的・発展的研究体制の整備も重
要である。5 年間の研究活動で蓄積してきた研究成果をさらに発展させる必要のある研
究プロジェクトについては、常設の研究所の設置も検討し、名実共にその分野の研究拠
点を構築する等、研究活動の高度化・活性化につなげたい。
- ③「外部資金」は、国庫金だけではなく、民間資金によるものも多数（例えば、日本財団
等）あることから、今後は、それらの情報収集や提供を行う必要がある。単に学外資金
の獲得だけでなく、より社会的ニーズにマッチした研究課題を設定し、本学の学術資産
を活用することによって、学術の面から社会貢献を果たしていきたい。
- ④人間総研としての事業である「人間・科学・宗教」に係わる研究の国内外のネットワー
クの構築や独自の研究会、講演会の開催等に取り組む必要がある。そのためには、現在
の人間総研スタッフの拡充が必要である。「全学研究高度化推進会議」を中心に検討を行
い、学問分野を超えた人間総研としての役割を果たす必要がある。

第 1 7 節 学内研究助成制度（全学）

【経常的な研究条件の整備】

A 群・個人研究費、研究旅費の額の適切性…（表 29、表 30、表 31、表 32）

A 群・研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

B 群・共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性…（表 31）

【研究上の成果の公表、発信・受信等】

C 群・研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係（大学院）】

B 群・学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性…（表 12）

総合大学として本学の研究活動を発展させるためには、各分野の裾野の広い研究活動を支える研究支援制度を充実させていくことが重要である。この立場に立って本学は、各教員の多様な分野の研究活動を支える経常的な研究費の確保と助成制度の充実をめざしてきた。なお、「**大学基礎データ表 29 専任教員の研究費**」、「**大学基礎データ表 34 学外からの研究費の総額と一人当たりの額**」は特任教員に支給されている研究費も含めている。

1. 個人研究費の現状と評価

1) 個人研究費の額と使途

①個人研究費は、専任教育職員に 41 万円、特別任用教員および特定任用教員に 20 万 5 千円計上している。なお、個人研究費の使途については、「個人研究費支出要項」、「個人研究費支出のご案内」に基づき、次のとおり定められている。

- イ) 学会出張旅費
- ロ) 研究出張旅費
- ハ) 図書費（図書に準じるソフト、ビデオテープも含む）
- ニ) コピー使用料
- ホ) コンピュータ使用料
- ヘ) 全国学会年会費（入会費を含む）
- ト) 国際学会年会費（入会費を含む）
- チ) フロッピーディスク購入費
- リ) 情報機器および情報周辺機器の購入費
- ヌ) 謝金

大学全体の 2004 年度個人研究費予算額は 184,076 千円、執行額は 173,000 千円余りであり、執行率は 94.0%である。全体として有効に使用されているといえる。

②個人研究費は、教員の多様な研究活動を支援する基盤的な経費である。そのため、教員の研究テーマと研究方法の多様性を考慮し、特に旅費とその他の研究費の予算上の区分は設けず、「個人研究費」として、各教員の研究目的に応じて使用できるよう、柔軟性をもたせていることに特徴がある。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

個人研究費は、個人研究の活性化のためにさらに一定の引き上げが必要であり、その方向で検討したい。ただし、今後は個人研究費の一定の増額に努めつつも、形式的な一律配分はできるだけ押さえ、個人または共同研究による研究計画にもとづく分野に重点的に配分する方向に移行することを検討する。

(2) その改善状況

個人研究費は、1997 年 10 月に専任教育職員 41 万円、2003 年 3 月に特別任用教員および特定任用教員に 20 万 5 千円に増額改定を行った。個人研究費はこの額を基準とし、その他指定研究や共同研究等の応募型研究への研究資金の拡充に努めてきている。

3) 今後の課題と改善方策

大学が定める個人研究費の支出要項で想定していなかった情報機器等の支出希望が増加しており、希望者への個別対応をはからざるを得ないのが現状となり、事務が煩雑となってきた。教員の研究を十分に支援するためには、研究ニーズに合わせた規程改正を行い、支出希望に応じた柔軟な改善策が必要である。2005 年度の研究企画委員会や全学研究運営会議の検討結果に沿って、その対応にあたりたい。

2. 研究員制度の現状と評価

1) 研究員制度の運用の現状

- ① 本学における研究員制度は、研究員規程に基づいており、その種類は次のとおりである。
- イ) 国外研究員：1 学年度にわたり国外の大学等において研究調査に専念する者（総額 300 万円を上限に経費を支給）
 - ロ) 短期国外研究員：短期間（半年）、国外の大学等において研究調査に専念する者（総額 180 万円を上限に経費を支給）
 - ハ) 国内研究員：1 学年度にわたり国内の大学等において研究調査に専念する者（総額 100 万円を上限に経費を支給）
 - ニ) 短期国内研究員：短期間（半年）、国内の大学等において研究調査に専念する者（総額 20 万円を上限に経費を支給）
 - ホ) 特別研究員：前述以外の研究員で、1 学年の範囲内で研究調査または研究に専念する者
 - ヘ) 交換研究員：外国の大学等の研究期間と協定に基づいて、相互交換により派遣される者

以上の研究員制度は、全学研究運営会議による全学的な調整の下で運用されているが、最近 5 年間の状況は次のとおりである。

(単位：人)

	2001	2002	2003	2004	2005※	合 計
国外研究員	8	8	9	14	9	48
短期国外研究員	6	9	7	10	7	39
国内研究員	5	3	4	3	5	20
短期国内研究員	1	0	1	0	1	3
特別研究員	9	7	9	9	7	41
交換研究員	0	0	0	0	0	0
合 計	29	27	30	36	29	151

※2005 年度については実施予定含む

- ② 本学の研究員制度は長い歴史をもっている。専任教員が、授業を担当することなく学外において研究に専念することができる制度であり、1989 年以後、学部学科の増加による教員数の増加、テーマの多様化に対応するために、研究員の枠を増やしてきた。また、学部における計画的な研究員制度の活用を促すために、数年先の研究員数を学部毎に配分して運用している。2004 年度に、2007 年度から新たに学部配分枠とは別に、各年度毎に「全学枠 2 名」を設け、重点的な課題研究を促進できる制度を整備した。
- ③ 2007 年度より全学枠の導入をはかるため、全学研究運営会議および研究企画委員会での検討を行い、規程改正を含めた抜本的な改革に取り組んでいる。

大学として一定期間、教育や学内行政の職務専念の義務を免除することとなっており、関西地区の私立大学として「遜色」のない枠が割当てられている。ちなみに2005年度の各研究員の種別における勤務年数および該当者の平均年齢は次のとおりである。

種 別	勤務年数	平均年齢
国外研究員	7 年	45 歳
短期国外研究員	15 年	49 歳
国内研究員	11 年	58 歳
短期国内研究員	6 年	51 歳
特別研究員	17 年	60 歳

④ 本学の研究員制度、個人研究費および国際会議出張旅費助成制度等を活用して、教育研究交流のために国外の大学・大学院等の研究機関へ派遣した実績は「**大学基礎データ表 12 人的国際学術研究交流**」の「派遣」欄のとおりである。また、付置研究所や人間・科学・宗教総合研究センター等においては、各研究プロジェクトの研究を推進するために国外から研究者を受け入れている。その状況は、「**大学基礎データ表 12 人的国際学術研究交流**」の「受け入れ」欄のとおりである。

⑤ 派遣・受け入れ等による国外の大学・大学院との教育研究交流は活発に行われているといえる。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ① 特別研究員は、教員の研究の充実をはかるために、今後、学部横並びの割り当て枠ではなく、各学部の教学上の事情に応じて、その枠の柔軟な設定や応募資格になっている在職期間（10 年以上）についても検討する必要がある。
- ② 本学の研究スタッフも増加し、研究活動も高度化・国際化・学際化が一層進行してその研究活動も多様になっているが、こうした状況変化に対応すべく、研究員制度の全体の見直しと拡充の方向を検討する時期にある。

（2）その改善状況

- ① 特別研究員は、本学の役職等により直接的な教育・研究活動から遠のいた教員に対する充電期間等として、各学部の教学上の実情に応じた対応がはかられている。しかし、在職期間（10 年以上）等の対応については、2005 年度の研究員制度の全般的な検討の中で、見直しと改善をはかっていく。
- ② 研究員の増員、前述の「全学枠」の設定等一定の改善を行った。

3) 今後の課題と改善方策

- ① 学部によっては、対象者がいない場合もあり、制度的に改善をはかる必要性が認められ、また、順送りの感があり、研究者が本当に必要とする研究員制度として再構築を行うべきである。
- ② 全学枠導入時に向けて、2005 年度中の研究企画委員会や全学研究運営会議等の各検討委員会での検討結果を待ち、その際に従前の制度を含めた改革と改善を行っていくことを予定している。
- ③ 国外研究員に関しては、若手研究者を派遣するという方向性が見られるが、それ以外の研究員については（特別研究員を除く）、平均年齢も高く、学部内における順送り選考と思われるケースも見られる。全学枠の導入に際しては、学部枠を含めてそのような状況を改善するよう検討を求める。なお、交換研究員については、過去 5 年間に於いて実績はない。

3. 他の学内研究助成制度の現状と評価

1) 人間・科学・宗教研究助成

- ①創立 350 周年記念学術企画「人間・科学・宗教」に関わる研究をさらに継続発展させるため 1991 年に設立された研究助成制度であり、積立金 5 億 5 千万円の果実によって助成を行っているものである。
- ②この助成制度による研究種目および研究期間は、個人研究は 1 年間、共同研究は 2 年以内、指定研究は 3 年以内となっており、助成額は年間、個人研究 1 件につき 50 万円以内、共同研究 1 件につき 100 万円以内、指定研究 1 件につき 1,000 万円以内と定められ、本事業は 2002 年度をもって終了した。
- ③社研では、この助成金を利用して「日本の近・現代における移民事象の動向と国際関係」（1997～1999 年）と題する共同研究を行い、「交錯する国家・民族・宗教：移民の社会適応」（社研叢書 45 巻）を出版した。この研究は、後に移民学会創設の礎となった。また、「遺伝子工学的時代における法と倫理：生命工学と生命倫理に関する日独の比較法的研究」（2000～2002 年）と題する共同研究を社研で行い、2002 年度には多数のドイツ人研究者を招聘して大掛かりな公開シンポジウムを開催することができた。その研究成果は、「遺伝子工学時代における生命倫理と法」（社研叢書 52 巻）を刊行することができた。
- ④人間・科学・宗教研究助成の指定研究については、研究期間が 3 年間であり、その処理については関連の研究所に依頼している。法学部所属教員の指定研究については社研、理工学部所属教員の指定研究については科技研にそれぞれ依頼することが、1999 年度第 2 回全学研究委員会では了承され、実施されている。
- ⑤本助成金は、設立の趣旨を全うする研究成果をあげることができたといえる。既に終了したが、その趣旨は、人間・科学・宗教総合研究センターに受け継がれている。

2) 理工学学術研究助成基金による助成

- ①創立 350 周年を記念して、1991 年に学内外の寄付金により理工学学術研究助成基金を設立した。理工基金の目的は、理工学に関する学術研究の振興と優れた学術研究を格段に発展させるため、理工学部教員の一定の研究活動に対して助成することにある。
- ②基金に基づく研究助成にあたっては、特に若手研究者を優先し、かつ外部資金の獲得に積極的に挑戦している研究者を優先して助成している。2005 年度の交付件数 5 件、交付金額は 500 万円で、過去 5 年間同水準で推移している（2004 年度の活用実績は、4,998,009 円である）。
- ③基金による助成は、基金（約 4 億 3 千 6 百万円）から生じる果実をもって行い、発足当時の助成額は 1 千万円（単年度）に達した。寄付金を基金にした果実からの助成制度であり、ユニークな学内制度である。しかし、昨今の金利低下により果実が見込めなくなっており、大学予算からの研究費補填により制度が維持されているのが現状である。
- ④現状は、大学予算からの研究費補填が恒常化している。さらなる基金増額のための方策として、寄付金募集等が考えられる。

3) 出版助成

- ①個人では出版困難な学術図書の刊行を奨励するために設けられている制度である。過去 5 年間の実績は、次のとおりである。

（単位：円）

年 度	2000	2001	2002	2003	2004
交付件数	5	4	4	11	4
交付金額	6,350,000	4,800,000	4,190,000	12,500,000	3,660,000

- ②商業ベースでは発刊が困難な学術図書に対する助成であり、研究面に対する助成としても意義がある。
- ③希望者数および申請額により、助成額に大きな差が生ずる事例が多くあり、予備申請を受け付けるまで、補助金額の予想は困難である。また、前年度予約という制度上の問題から、予約取り消しの事例もここ数年生じており、その解決について、検討を加える必要がある。
- ④見積金額が妥当であるかどうかの査定方法について、検証する方策を考える必要がある。助成額に対する見積額の妥当性を検証する方法を早急に確立し、透明性を高める。

4) 原稿掲載料助成

- ①専任教員が、専門雑誌に研究成果を投稿する場合の掲載料を補助するものである。年間1人10万円を上限としている。過去5年間の実績は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	2000	2001	2002	2003	2004
交付件数	3	11	7	6	7
交付金額	197,675	499,599	295,351	264,000	550,519

- ②広く海外・国内の専門雑誌が対象となっているため、若手研究者にとっては便利な制度である。
- ③件数的には、毎年一定数の範囲内で処理がされているが、予備申請を含めて学部によって偏りが見られる。これについては、当該学部の教学上の理由もあることから、一律に規制すべきではない。現状は有効に機能していると思われ、継続すべきものとする。ただし、予備申請がない場合が散見されるので、研究スタイルの多様性から考えて柔軟な対応を取る必要があると思われる。
- ④予備申請については、掲載時期等の関係から前年度の予算要求書作成時に間に合わない事例が多く見られる。予備申請を助成条件とするには、掲載決定が申請時期とずれるため、決定的な対応策はないが、予定を含めて事前に届出を行う方向を全学研究運営会議に提案し、対応する。

5) 国際会議出張旅費助成

- ①専任教員が、海外で行われる学会の報告または司会者等のために出張する旅費を補助するためのもので、1人1回25万円を上限として補助している。過去5年間の実績は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	2000	2001	2002	2003	2004
交付件数	44	44	45	33	38
交付金額	5,247,000	6,254,200	6,773,700	3,281,000	3,335,259

- ②過去5年間の現状としては、事前の予備申請がない事例が多く見られるが、2005年度からは予備申請を助成の条件とすることとしたうえで、複数回の活用もできるようにする等、研究者の希望に応じた改正を行った。引き続き、実態に対応できるよう検討していく。
- ③予算の範囲内であるが、複数回の対応を行うことが決定されたため、出席を控えていた国際会議にも参加が可能となった。
- ④複数回を対象とする際は、初回申請者の全員の支出額が確定しなければ2回目以降の助成額が決定しないことになり、対応が年度末になる。補正予算による増額は期待できないが、複数回が可能となったことにより、執行率の向上には寄与することができる。

6) コピー料金援助

- ① 本学は、専任教員全員にコピーカードを交付している。コピー枚数をカウントできるコピー機は、研究所、図書館、研究室付近等多くの場所に設置されており、教育・研究上の必要なコピーがすぐにできるよう配慮されている。このコピー料金に対して、1 人年間 3,000 枚まで無料として扱っている。なお、3,000 枚を超える場合は、個人研究費からも支出できる。
- ② 以前は 2,000 枚が上限であったが、1997 年度より 3,000 枚に引き上げた。これにより、多くの場合は 3,000 枚以内に納まっており、教育・研究支援に貢献しているといえる。

7) 外国人研究員の援助政策

- ① 研究員交換協定により受け入れた外国人研究員に対して「外国人研究員経済援助規程」により生活援助金月額 12 万円～28 万円、宿舍援助月額 6 万円、研究援助金月額 10 万円の支給が定められている。ただし、2004 年度までの過去 5 年間は実績がない。
- ② 最近 5 年間については該当がなく、1996 年度に実施された実績がある。2005 年度はワルシャワ経済大学からの外国人研究員交換協定に基づき、援助を行っている。なお、外国人研究員用の研究室として、深草学舎に 3 部屋確保しているが、その使用頻度はここ数年多くなっている。なお、宿舍については、ルミエール間宮、西浦荘および向島荘があるが、他の用務等で来日する研究者等が使用するため、特に外国人研究員用としての確保はしていないのが現状である。

8) 国際学術会議開催補助

- ① 補助額および支出内容に関しても、国際学術会議の開催に合わせた柔軟な対応を行っている。過去 5 年間の実績は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	2000	2001	2002	2003	2004
援助件数	0	(1)	2(1)	1	0
援助金額	0	398,603	3,643,729	1,580,000	0

※ () は次年度継続分とする

- ② 過去 5 年間の実績としては、3 件対応をしている。この補助についても、国際学術会議という特殊性を考慮して、支出対象については柔軟な対応を行っているが、妥当性を欠く支出請求もあり、補助額を含めて再検討を行う時期に来ていると思われる。このため、研究条件等の見直しを現在予定しているので、その中で検討をし、結論を得たい。
- ③ 柔軟な対応を実施しているが、実務担当者(教員)により認識度の差があり、時には常識外の支出要望が出現する。研究条件全般の見直しを行う予定ではあるため、補助額および支出内容を含めた検討を行い、改善をはかる。

9) 前回相互評価申請時(1997 年)にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ① コピー料金援助は、今後、増額する方向で検討する。
- ② 積立金の果実による助成は、近年の金利低下により期待どおりの助成を行うことが困難になってきている。またこの制度は、文部科学省への科学研究費補助金申請の補完的助成にも拡大適用されている面もあるので、両者の関係の在り方を検討する必要がある。

(2) その改善状況

- ① コピー料金援助は、1997 年度より、上限 2,000 枚まで無料から上限 3,000 枚まで無料に改めた。
- ② 金利低下による困難性は変わっていない。前述の各学内助成制度は、教員の日常的な研究活動を支援する平均的な施策であり、科研費への申請の有無と連動させて、その助成

の在り方を変えるのは好ましくない。科研費と併せて研究活動を推進する方向で制度を運用している。基本は、現行方式で助成を継続していくが、助成結果への評価の導入等、必要な改善はすすめていく。

1 0) 今後の課題と改善方策

- ①個人研究費は、現行の水準と使用基準は維持していくが、使用実態を把握し、適正な使用ができるよう努めていく。
- ②資料複写サービスは、著作権との関係を考慮しながら、支援していく必要がある。

4. 共同研究費の現状と評価

1) 共同研究費の制度化と運用

本学における学内の共同研究費を用いた研究は、主に学部基礎を置く4つの付置研究所、人間・科学・宗教総合研究センターおよび理工学学術研究助成基金によって進められている。その研究活動は前述したとおりである。

- ①各研究所等の共同研究実績（2004年度）は、「**大学基礎データ表 31 学内共同研究費**」のとおりである。
- ②共同研究の採択方法
いずれの研究所等においても、学内公募により研究テーマの募集を行い、研究計画書等の提出を求めて、書類審査・ヒアリング等の審査を経て、研究テーマの採択がなされる。審査に際しては、研究目的の明確性、研究計画の妥当性、研究成果の可能性、申請研究費の合理性、独創性・先駆性等の要素を総合的に判断している。
- ③研究成果の公表
各共同研究により得られた研究成果については、それぞれの研究所等により発行される叢書や紀要、ジャーナル等により公表される。さらに、科学技術共同研究センターにおいては、新春技術講演会（産官学の技術交流・意見交換の場である。）のポスターセッションにおいても公開・展示される（2005年度は2006年1月11日に開催予定）。

いずれの研究所においても、各研究者の専門性・知見等の有機的な融合とともに、「人間」・「科学」・「宗教」をキーワードに各研究所の研究領域・理念等の特色を存分に活かした研究が展開されていることが特徴であり、長所であるといえる。

2) 今後の課題と改善方策

【今後の課題】

- ①仏教文化研究所においては、特別指定研究の西域研究会、大蔵経学術用語研究会、仏典翻訳研究会は元々本研究所に所属しない独立した研究会であったため、本研究所の研究の推進、運営・管理・予算等について馴染まない点が多い。西域研究会については、特別指定研究で研究費枠を確保しながら、一方で指定研究にも応募し多額の研究費を確保するという実態がある。仏典翻訳研究は研究費を翻訳委託費として研究員で配分しているなど研究費の使用方法は、他の研究プロジェクトと運用が異なるため早期に改善する必要がある。各研究プロジェクトの研究費の額、配分額、使用法については本研究所の再検討課題である。また、固定的な研究プロジェクトが研究費予算の約4分の3を占めるため、研究課題、研究者、研究方法等に斬新さが欠けるところが少なくない。
- ②社会科学研究所の指定研究は、本来、本研究所が研究テーマを指定し、それに適合する研究プロジェクトを選定するものであるが、現状では、研究テーマは完全な公募である。そのため、本研究所としての独自性が不明確となり、研究所の特徴が社会的に確立していない。
- ③国際社会文化研究所は、2005年度の指定研究課題が確定していないため、指定研究に充当しうる研究費を共同研究（個人研究含む）に充当することとなった。

【改善方策】

- ① 仏教文化研究所においての研究課題は、教員の研究意欲を尊重して主体的に決めることが重要である。しかし大学間による研究高度化等の競争的な動きが求められている今日では広く社会に本研究所の存在感をアピールし社会の認知を得る必要がある。そのためには独自性のある本研究所がさらに特色ある戦略的な研究課題を設定し、大型プロジェクトを組んで外部資金の導入をはかる必要がある。
- ② 社会科学研究所は、独自性のある継続的な研究テーマを選定し、研究プロジェクトを選定できるよう本研究所のあり方を十分に検討する必要がある。これは本研究所だけの問題ではなく、本学の研究姿勢全体の枠組みの中で検討が必要なため、社研委員会だけでなく、研究所長会議・全学研究運営会議（研究所）でも検討していく必要がある。
- ③ 国際社会文化研究所における指定研究テーマは、今後、国際社会文化研究所運営会議にて十分審議のうえ、確定する必要がある。

第 18 節 競争的研究環境の創出等（全学）

【競争的な研究環境創出のための措置】

C 群・科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況…（表 33、表 34）

C 群・学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

1. 科学研究費補助金の申請・採択状況と評価

1) 申請と採択の状況

本学における過去 3 年間の採択状況は、次のとおりである。学部ごとの状況は、「**大学基礎データ表 33 科学研究費の採択状況**」を参照。

年 度	2002	2003	2004
申請件数	60	90	82
採択件数	14	22	23
採択率%	23.3	24.4	28.0
実支出額（円）	115,950,339	86,605,221	134,750,333

※当該過去 5 年間の一覧表において、申請件数・採択件数・採択率については、新規分のみを記載しており、実支出額については、新規分および継続分の合計を記載している。

- ①科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」である。学内説明会等を通じて全研究者に科研費への積極的な応募を呼びかけており、2002 年度以後は、隔年每ではあるが 1 億円を超える補助金を獲得しており、採択件数も増加傾向にある。
- ②2005 年度においても、申請件数・採択率ともに上昇すると見込まれ、1 億円を超える補助金の獲得も可能と思われる。1 億円以上を継続的に獲得していきたい。

2) 今後の課題と改善方策

- ①基盤研究 A 等の大型補助金の研究期間が終了するものもあり、より一層特色ある研究課題と研究計画に基づいた申請を行い、大型の科学研究費補助金の獲得をめざす必要がある。
- ②申請件数は増大しているが、より一層の申請努力が必要と思われる。研究者向けの説明会等において、科研費への申請を研究のライフスタイルに組み入れるよう各研究者に研究計画の改善を求めるなど、大学として申請件数の増強をはかる。

2. 本願寺派教学助成財団教学研究資金の助成状況と評価

1) 助成状況

この助成の趣旨は、浄土真宗の振興に資する教学研究に対して助成されるものである。助成目的が限定されるため、研究課題は主として仏教学、真宗学の分野であるが、本学の研究の特色化をはかる上で、貴重な助成である。過去 3 年間の助成状況は次のとおりである。

年 度	2002	2003	2004
助成件数	6	6	4
助成金額（円）	1,500,000	1,450,000	900,000

- ①過去3年間の助成件数の推移を見ると、全体については、金額の減少傾向が見られる。この理由は1つには、本願寺派教学助成財団側が獲得した寄付金の運用益でこの研究資金が成立しているためである。近年の低金利に伴う運用益の低下が助成金額にも今後大きな影響を与える可能性がある。
- ②本願寺に関係した研究課題であれば、ジャンルを問わず応募が可能であり、過去3年間で平均すると毎年、約130万円弱が助成されている。

2) 今後の課題と改善方策

研究者が類似の研究課題で継続申請を行う場合も見られ、このことが採択件数の低下につながっている。研究者側には新しい視点での研究計画を構築し、それに基づく申請を行うよう意識改革を求める必要がある。

また、助成原資の減少については、大学として直接関与できない事項にあたるが、申請内容を精査することで、採択率を高めたい。

3. 受託研究の受入状況と評価

学部・研究所別の受け入れ状況は、「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」の「学外／受託研究費」のとおりである。

1) 受入状況

- ①本学は、大学における教育・研究との両立を条件に受託研究を積極的に受け入れている。過去3年間の受入状況は次のとおりである。

年 度	2002	2003	2004
受託件数	10	15	25
受託金額（円）	66,256,970	72,319,917	174,940,130

- ②受入は、科学技術共同研究センターを窓口として理工学部が受託した研究が多い。しかし、近年、法学部や経済学部で、日本弁護士会、国際協力機構（JICA）、国連開発計画（UNDP）等の公的機関からも受託研究を受け入れている。本学の研究の多様化・国際化という側面から評価できる。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や情報通信研究機構（NICT）等の公募型研究プロジェクトへの応募も積極的になされており、大型研究プロジェクトの受託件数も増加している。
- ③本学の付置研究所を受入機関として研究を実施することにより、学部・研究科の壁にとらわれることのない展開が可能であり、複数学部の教員が合同して遂行する受託研究も行われている。
- ④NHK 新シルクロードプロジェクトなどに代表されるように、委託元のニーズに即して研究が展開されるため、その成果の早期実用化の可能性も大きく、大学の研究成果等を広く社会に還元することができる。

2) 今後の課題と改善方策

特に大型の研究プロジェクトなどの採択があった場合にも、現状の事務スタッフ体制下でのサポートとなるため、支援内容・範囲に限界が生じかねない。大型プロジェクトの採択時等には、間接経費を利用するなどして、嘱託職員の臨時採用や業務委託（派遣労働者）の活

用など、支援スタッフの増員に柔軟に対応できる人事政策の検討が必要となる。

4. 奨学寄付金の受入状況と評価

1) 受入状況

- ①奨学寄付金は、学術研究助成を目的とし、実験装置などの機器等を充実させ、大学における教育・研究に活用、その成果を社会に還元するものである。ただし、申込一件あたりの受入金額の上限を500万円に設定している。研究奨学金（奨学寄付金）の支出可能期間は、申込日を含む4年度間となっている。
- ②対象研究者（教員）の所属が、2003年度までは概ね理工学部であったのに対し、2004年度は経営学部・文学部等と対象が少しずつ拡大傾向にある。
- ③Ryukoku Extension Center 事業部の産学連携事業の進展により、関西を拠点とした企業からの申込みが増加している。これは、実際に本学の研究が地元企業に貢献し、高い評価を得ていることを意味する。今後も引き続き申込みの増加が予想される。

年 度	2002	2003	2004
受入件数	18	41	51
受入金額（円）	7,590,000	27,250,000	28,890,000

- ④他の研究費よりも使途の自由度が高く、使用期限も申込日を含む4年度間となっており対象教員に対して十分支援できるものとなっている。

2) 今後の課題と改善方策

対象教員に偏りがみられる。REC 事業部による産学連携事業の推進により、申込が増加している状況を踏まえ、広く教員の研究について把握し、適材適所のコーディネートを成功させることにより、対象教員が拡大するよう心がける。

5. その他の研究助成財団の採択状況と評価

1) 採択状況

- ①一例をあげると、学術研究振興資金（日本私立学校振興・共済事業団）の採択状況（過去3年間）については次のとおりである。その他の採択を含む学部・研究所毎の内訳については「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」を参照。

年 度	2002	2003	2004
助成件数	1	1	0
助成金額（円）	2,000,000	1,930,000	0

- ②研究部としては、各研究者向けに募集情報の開示を文書配布ならびにホームページ等で行うとともに、申請の申し出があった場合は、申請準備にあたり各種サポートを行っている。
- ③学術研究振興資金は、採択された場合は最長3年間にわたり助成される。本学では2001年に社会科学研究所が環境科学分野で採択された。

2) 今後の課題と改善方策

学術研究振興資金の原資は削減傾向にあるため、総補助金額が減少傾向にある。また、他の学外研究助成の獲得状況については、研究者から採択時に研究部への情報伝達を行うとのコンセンサスがないため、正確な情報把握が困難である。

学術研究振興資金への申請については、研究所単位の持ち回り応募を2005年度より改め、

学内完全公募型（学内に設けた選定会議により、同じ土俵で各研究者の申請書について採否を決定し、大学として1本の申請に絞り込むこと）とする。また、他の学外助成制度に基づく採択情報を研究部へ各研究者より報告するように全学研究運営会議等で周知をはかる。

6. デュアルサポートシステムの現状と評価

1) デュアルサポートシステム

専任教員に一律で支給される個人研究費は1人あたり年間41万円である。しかし、学内のプロジェクト研究助成等による研究助成を含めると、科技研（理工学部基礎におく）における2005年度の一例を挙げれば、個人研究費と合わせ単年度300万円を大きく超える被採択者も存在する。文系研究者でもプロジェクト研究助成等を個人研究費と合わせれば年間100万円程度の研究資金獲得の術はある。優れた研究実績と研究課題を持つ研究者であれば学内で潤沢な研究資金を獲得することができ、研究へのインセンティブを高めうる体制がある。

2) 今後の課題と改善方策

高額の研究資金を学内で獲得できるような体制は、一方では学外の競争的資金への関心を薄れさせる要因となりうる。しかし、理工学部に見られるような高額研究資金の獲得が毎年続くとは限らない。今後とも、研究の多様性に応じた学内研究資金は準備しつつも、それには限界もあるので、従来どおり科研費をはじめとした学外の競争的研究資金への申請を推奨していく。

7. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

学外資金による研究活動の活性化は今後ますます重要となってくる。特に、学外からは、研究活動の水準に対する尺度の一つとして見られるようになる。今後は、「自主・公開・非軍事」の原則を貫きながら、各種の資金利用を積極的にはかっていきたい。

2) その改善状況

「自主・公開・非軍事」の原則は、実態として運用しているが、倫理綱領的なものは制定されていない。しかしながら、学外から研究資金を受け取る前段階においては、学外研究資金審査委員会において、倫理上の視点にも注意を払いながらその受け入れの是非を審議決定している。

また、科学研究費補助金の申請上、倫理委員会の承認が必要とされる場合にあっては、該当学部において科研費基準を満たす倫理規程および倫理委員会を設けるなどして柔軟に対応を行っている。

8. 今後の課題と改善方策

- ① 科研費の申請件数の増加をはかるため、説明会の複数回開催および各教員への文書による奨励を行っており、科研費の認知度は高まっている。今後は全研究者が申請できるような支援体制を整えるとともに、各教員に申請を奨励していく。現在、学内において研究評価の方法を検討しているが、現時点において具体的方策は未確立である。引き続き、全学研究会議のもとに置く研究企画委員会等において科研費申請に限らず競争的資金獲得のため教員のインセンティブを高める方策について議論を深めたい。
- ② 学外資金を獲得することは、研究の手段となり得てもその目的とはなり得ない。しかし、本学の研究活動を活性化するためには、従来の個人研究・共同研究方式を尊重しつつ、異分野領域の共同による先端研究分野を開発し、研究の高度化に向けての意識的な課題設定が求められている。そのためには、産官学連携をさらに推し進め、前述の受託研究方式にとどまらず、本学でもJICA等の国際協力事業への参加、企業や自治体との研究包

括協定、大学発ベンチャー等にも引き続き積極的に関わっていく必要がある。

- ③「自主・民主・公開・非軍事」を原則とした「学内外研究交流倫理規程（仮称）」の制定を検討するなどして、現行規程上の未整備な点について今後も、整合性をはかっていく必要がある。

第19節 博士研究員制度（全学）

1. 博士研究員制度の導入状況と評価

本学は、第4次長期計画における研究政策の基本方向として「選択的分野における研究の高度化」の方針を打ち出した。これは、仏教系私立総合大学としての特色を活かし、かつ限られた財政規模をも踏まえて、特定の分野における研究の高度化をめざし、もって本学の特色化をはかろうとするものである。その基盤整備の一環として、「博士研究員」（以下「PD」という）の制度を設けた。制度の概要は次のとおりである。

①研究センター（文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業によって設置したセンター）および附置研究所における博士研究員を置くことができる。

②PDの資格

イ) 採用初年度の4月1日現在で満35歳未満であり、かつ博士の学位を有し、原則として定職に就いていない者。

ロ) 人文・社会科学の分野については、博士後期課程に標準修業年限以上の在学後に退学し、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者を含む。

③任用期間：1年とし、更新を妨げない。

④任用手続き：センターまたは付置研究所が審議の上、学長が任用する。

⑤職務：研究プロジェクトの一定の職務を分担し、研究を推進する研究補助者として従事する。

⑥待遇等は次のとおりである。

イ) 研究旅費の支給。

ロ) 給与(月額)は、日本学術振興会特別研究員の当該年度奨励金に準じる額を支給。

ハ) 通勤手当を支給。

ニ) 必要に応じて宿舍の提供。

2. PD採用の現状と評価

①現在、科学技術共同研究センターと人間・科学・宗教総合研究センター傘下のいくつかの研究プロジェクト（文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業）に9人が配置されている。配置状況は次のとおりである。

配 置 先	配置人数
科学技術共同研究センター	1
ハイテク・リサーチ・センター	3
古典籍デジタルアーカイブ研究センター	1
矯正・保護研究センター	1
地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター	1
アフラシア平和開発研究センター	2
合 計	9

②いずれの部署においても、各研究テーマに基づいて研究を分担し、熱心に研究を進めている。

3. 今後の課題と改善方策

博士研究員の活用はまだ少ない。特に、各学部・研究科と関連のある附置研究所は、科学技術共同研究センターを除いて活用の実績がない。本学の博士後期課程終了者はもとより、他大学出身の若い研究者の能力を伸ばし、かつ本学の研究活動を活性化させる立場から、積

極的に活用していく必要がある。

第20節 研究施設・研究時間（全学）

【経常的な研究条件の整備】

A 群・教員個室等の教員研究室の整備状況…（表 35）

A 群・教員の研究時間を確保させる方途の適切性

1. 個人研究室整備状況と評価

1) 個人研究室の配置

学舎単位、学部（研究科を含む）単位ごとの個人研究室の配置状況は、「**大学基礎データ表 35 教員研究室**」のとおりである。

- ① 本学では、2005 年度、461 室（深草学舎 216 室・大宮学舎 62 室・瀬田学舎 183 室）の研究室（個人研究室 430、共同研究室 31）を備えている。うち、専用（個室）利用者は 442 名、共同利用者（特別任用教員については居室面積に応じて複数人の相部屋）は 38 名となっており、全ての教員が専用または共同利用として研究室を使用できる環境を提供している。
- ② 研究室は、学舎や建物、学部特性に応じ異なった仕様を施しているが、いずれの研究室にも基準備品として必要な両袖机、椅子、書架、作業用小机、電気スタンド、パソコン、情報コンセント、水屋（一部は共用施設）、電話（内線・外線）の什器等の設備を完備しているほか、1 室あたりの面積についても 22.7 m²から 27.6 m²となっており限られた施設環境の中で十分な研究面積の確保と研究環境の提供ができているといえる。
- ③ 本学では、一部の学部（文学部＜大宮学舎＞、理工学部）を除いて、学部専用の研究室棟となっていないが、これまでは学部ごとのまとまりで利用ができるよう、限られた環境のなかで効率的に運用できるよう可能な限り工夫してきた。また、近年の研究スタイルや教員採用の多様化に伴い、研究室の利用方法も多様化しており、研究室の不足が懸念される。これらに対応すべく、教員の配置や研究計画とも関連させながら、中期的な展望で解決をはかる必要がある。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ① 理工学部では、研究の性質上、個人の研究室の充実よりも、実習室、演習室のスペース確保を望む声がある。社会学関係では、学生指導をするための内室付研究室を望む声がある。いずれも、キャンパス計画の中に位置づけて検討すべき課題である。
- ② 個室のない教員（相部屋研究室）は、「特別任用教員」（任用期間 3 年）であるが、臨時定員による教員増により、研究室不足が生じたことが要因である。これは望ましいことではなく、次期長期計画の中で教員の配置計画とも関連させながら、中期的な展望で解決をはかりたい。
- ③ 研究施設・設備は、大局的に見て他大学と比べても遜色はない。さらにきめ細かい配慮のもとに補充・補完を重ねて、より一層快適な研究環境づくりを進める段階にある。特に学術情報の基盤整備は計画的に進める必要がある。利用者の声を反映させながら一層の充実を進めたい。

（2）その改善状況

- ① 課題となっていた実習室、演習室のスペース確保や学生指導をするための内室付研究室の設置については 1997 年以降の施設設備計画において可能な限り配慮し、建設された新しい施設において実現している。
- ② 現状の限られた研究施設の中で効率的な施設利用を行っており、現在も特別任用教員については共同による研究室利用となっているが、空き部屋等を利用することにより 1 室あたりの共同利用者数を減らす等の工夫を凝らし利用環境の改善に努めている。

- ③1997 年以降も研究室等の研究環境の整備は計画的に適宜実施しており、他大学と比較して現在も遜色のないものとなっている。今後も限られた環境下において利用者の声を反映させながら一層の充実を進めたい。

2. 研究時間の確保の方途と評価

1) 専任教員授業時間担当時間数の基準等

- ① 本学における専任教員の研究時間を確保するための方策は、主に次の 3 つの方策による。
- イ) 「専任教員の担当授業時間数に関する基準」により、専任教員の年間の担当授業時間数の基準を定める。
 - ・教授：10 時間 ・助教授：10 時間 ・講師：8 時間
 - ロ) 研究所の専任研究員になった場合は、授業担当時間の全時間免除を含めて軽減することができる。
 - ハ) 研究員制度による研究員の期間は、授業担当時間を全時間免除する。学内の役職、委員会の任務等についても免除する。
- ② これらの措置によって研究時間の確保を行っているが、2005 年度の担当授業時間数の実態は、「**大学基礎データ表 22 専任教員の担当授業時間**」のとおりである。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

私立大学の教員は、教育・研究・学内行政を担う義務を負っており、これらを個々の教員が均等に担うことは不可能である。また、学部教学の特性等により、負担の軽減が難しい学部もある。

研究時間の日常的・集中的確保は、教員の切実な願いであり、それは研究活動を活性化させるために組織的な取り組みを必要とする重要な事項である。教員の個人的な努力だけでは限界がある。この問題は、教育体系、大学の管理・運営体制、事務職員の支援体制、大学の適正な学生数と教員数、研究員制度のあり方、長期財政計画等大学の基本政策との関係で、長期計画の中で改善策を検討しなければならない。同時に、学内の諸委員会の統合・整理、授業科目の隔年開講や単位の 2 単位化等、改善可能なところは着手したい。

(2) その改善状況

私立大学である本学は、専任教員の任務については、教育・研究・社会貢献・学内行政の 4 つがあることを明確にしている。これらの任務のうち、教育・研究を普遍的な任務として位置づけ、社会貢献や学内行政は教員個々の専門領域や負担の平等性等を考慮して原則として全教員が、順次、分担してきた。しかし、COE や私立大学学術研究高度化推進事業により競争的研究活動の取り組みが活発になってきた。このように研究をめぐる情勢は大きく変化しつつあり、従来の対応措置だけでは、教員の負担が重くなるケースも生じている。本学ではこれらに対応すべく「英語教育特別任用教員（任期制教員制度）」や「プロジェクト研究専任研究員」等の制度を新たに導入し、教員の負担に配慮し情勢に応じた教育研究環境の提供に努めている。

第2 1 節 文学部・文学研究科

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目標

文学部は、1639 年に設立された西本願寺の「学寮」を前身としており、366 年の永きにわたって、人文科学の研究と教育を続けてきた。現在、文学部には 6 学科 5 専攻、文学研究科には 8 専攻が置かれており、仏教学、哲学、史学、文学などの幅広い研究分野を擁している。また、龍谷大学が誇る貴重資料や国内外に知られた豊富な蔵書をもとに、各自の専門分野の研究を深く究めることができる環境が整えられている。

こうした中、文学部（文学研究科を含む）では、「第 10 章 研究活動と研究環境（学部・大学院） 第 1 節 理念・目標等（全学）」に掲げる全学共通の理念・目標を踏まえつつ、特に建学の精神の礎である「仏教」を中心とした研究を行っている。文学部での研究活動は次のような方針に基づいて行われている。

- ①教員各自の主體的・独創的な研究活動を尊重し、促進する。
- ②大宮図書館に蔵する貴重な文献資料・歴史的史料を活用する。
- ③文献資料・歴史的史料に基づく実証的な教育・研究を継承・発展させ、自立した研究活動を行う。
- ④学術研究の国際化に対応して、海外拠点（米国カリフォルニア州バークレー）をも活用しながら、国際的な視野にたった研究を行う。
- ⑤大学院生や研究生の研究活動を支援・促進し、若手研究者の養成をはかる。
- ⑥科学研究費補助金等の学外研究資金に積極的に応募し、その採択数の向上をめざす。

2. 研究成果の発表状況と評価

- ①前述のとおり、文学部は 6 学科 5 専攻を擁し、人文学の多様な分野の研究活動を推進している。これらの研究活動を通じてまとめられた研究成果は、多様な形で発表されているが、「**大学基礎データ表 24 専任教員の教育・研究業績**」を参考にすると、その状況は次のとおりである。

年 度	著書	論文	学会発表	翻訳	その他
2000	56	69	5	0	50
2001	50	75	4	2	52
2002	46	77	8	0	40
2003	40	79	8	3	43
2004	42	80	11	0	33
合 計	234	380	36	5	218

5 年間を平均すると、1 年当たり、「著書」46.8 件、「論文」76 件、「学会発表」7.2 件、「翻訳」1 件、「その他」43.6 件の研究成果の公表を行っていることになる。なお、「その他」の内容は、シンポジウムのコーディネーターや基調講演、辞書(事典等含む)の執筆・編纂、各種調査などであり、各教員の研究実績に基づく多様な活動を裏付けている。

- ②文学部は龍谷大学において最も永い歴史があり、多くの研究者を養成してきた。文学部は伝統的に個人研究の傾向が強いが、伝統に頼ることなく新たな研究分野を開拓し、その成果を発表していくことにより、学外からの共同研究者を得て、全国的、国際的な研究組織を創出してきた。今後もこの努力が継続されるべきである。

学部内では、各学科や専攻に基礎を置いた研究会や学会が組織され、それぞれに学生・

大学院生・教員の三者が一体となって研究発表を行ったり、機関誌に論文を執筆したりして、その成果を世に問うて来ている。

文学部各学科・専攻で刊行している学術雑誌は次のとおりである。

<学術刊行物>

『真宗学』	第 111・112 号	2005 年 3 月
『真宗研究会紀要』	第 37 号	2005 年 3 月
『仏教学研究』	第 57 号	2002 年 3 月
『龍谷哲学』	第 31 号	2005 年 3 月
『龍谷哲学論集』	第 19 号	2005 年 1 月
『龍谷大学教育学会紀要』	第 4 号	2005 年 3 月
『龍谷史壇』	第 123 号	2005 年 3 月
『国史学研究』	第 28 号	2005 年 3 月
『東洋史苑』	第 65 号	2005 年 3 月
『仏教史研究』	第 40 号	2004 年 3 月
『国文学論叢』	第 50 輯	2005 年 2 月
『日本言語文化研究』	第 7 号	2005 年 7 月
『英語英文学論叢』	第 22 号	2003 年 6 月

- ③教員の研究活動は、全国学会での研究発表や、専門学術誌への研究論文の掲載、専門分野の著書の刊行等が中心となっている。

なお、西本願寺の歴代宗主によって収集された「写字台文庫」には、日本で書写・刊行されたもののみならず、中国から舶載されたものもある。そのため、現在、中華人民共和国遼寧省大連市の大連図書館と学術協定を締結し、中国の思想・文学関係、日本の宗教・芸能関係等の書籍に関して調査中である。大連図書館所蔵の「大谷文庫」の調査研究の過程で、中国の明清時代の刊本や江戸時代の木版本等が数多く確認されている。さらに、この調査とは別に、学外の研究者の協力を得て、現在、大宮図書館所蔵の和漢古典籍目録を作成中である。

<既刊本(6冊)>

- 『龍谷大学大宮図書館和漢古典籍分類目録 自然科学之部』
- 『龍谷大学大宮図書館和漢古典籍貴重書解題(自然科学之部)』
- 『龍谷大学大宮図書館和漢古典籍分類目録 哲学・芸能之部』
- 『龍谷大学大宮図書館和漢古典籍分類目録 総記・言語・文学之部』
- 『龍谷大学大宮図書館和漢古典籍分類目録 歴史之部(漢籍 史部・叢書部)』
- 『同上 索引』

今後、国書・仏書・真宗の部に分け、さらに詳細な書誌データの収集を続行する予定である。

- ④学部の学会として、龍谷学会がある。本学の学会活動の淵源ともいえるべき龍谷学会の起源は、創設以来学寮・学林の制度を経て、1899 年、大学林の同窓会『会報』第 1 号に遡る。その後『六条学報』、『龍谷大学論叢』、『龍谷学報』と改称してきた。1949 年の新制大学の文学部発足とともに、現在の『龍谷大学論集』として復刊され今日に至っており、2005 年 7 月で第 466 号を数える。この間、幾多の困難を乗り越えて 100 年におよぶ歴史の重みに耐え、高い評価を得ている。

龍谷学会は、主に次のような事業活動を行っている。

- イ)『龍谷大学論集』を年 2 回刊行し、学生・大学院生へ還元配布。
- ロ) 1993 年度から文学部・短期大学部における「学術講演セミナー」への積極的援助を行い、現在に至っている。
- ハ) 1993 年度から『龍谷叢書』を刊行(龍谷叢書 I 『第二次世界大戦の在外子弟教

育論の系譜』)、出版助成による研究者への成果の還元的支援を開始。現在、第9巻(龍谷叢書IX『真宗思想史における「真俗二諦」論の展開』)まで出版されている。

- ⑤以上のような学会を中心とした研究成果の発表以外に、広く開かれた大学として龍谷講座、REC コミュニティカレッジ等、一般市民を対象とした公開講座を行い、研究成果の社会的還元を行っている。

3. 科学研究費補助金等学外資金獲得の取り組み状況と評価

文学部での科学研究費補助金(科研費)の申請件数と採択状況や学外資金の導入については次のとおりとなっている。

- ①2002～2004 年度までの文学部における科学研究費補助金の採択状況は、「**大学基礎データ表 33 科学研究費の採択状況**」のとおりである。なお、総額については「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」のとおりである。過去3年間で申請件数は18件、採択件数は3件で平均採択率は16.7%である。2003年度採択件数が0件であったことが平均採択率を下げる要因となっているが、全学部の平均採択率25.4%よりも8.7ポイント低い数値となっている。また、表には記載されていないが、2005年度は申請件数12件、採択件数2件、2006年度にも同数程度の申請が予定されている。昨年度から科学研究費補助金申請件数が、大幅に増えていることは、今後の採択件数の増加につながることが期待出来る。
- ②科研費以外の学外資金の導入状況は、「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」中の「学外」の欄に記載されているとおりである。2002～2004年度までの間では、2004年度に奨学寄付金1件(50万円)があるのみとなっている。
- ③従前から「科学研究費補助金申請説明会」は実施しているが、2005年度より大宮学舎において「勉強会」を開催し、特に若手教員に対して科学研究費補助金申請に対する啓発を行っている。

4. 今後の課題と改善方策

- ①研究活動の活性度を著書・論文等の点数のみで評価することは、必ずしも当を得ているとはいえないが、以上の研究実績から、文学部がある程度活性度を保って研究活動に取り組んでいるといえる。もちろん、今後も引き続き、研究活動・学会活動に積極的に取り組んでいく必要があるのはいうまでもない。
- ②前述のとおり、2005年度より大宮学舎において「科学研究費補助金申請説明会」に基づく「勉強会」を開催するなど、特に若手教員に対する啓発を行っている。しかしながら、現時点での科学研究費補助金の申請件数や採択数は決して多いとはいえず、今後も積極的に啓発を行いたい。
- ③授業以外に各種委員会や入試関連業務などの諸業務が多く、研究活動の制限を受ける事が多い。研究活動の活性化のためには、教員の負担を軽減する方策を考える必要がある。

第2 2 節 経済学部・経済学研究科

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目標

- ①各教員の自主的・創造的研究活動を発展させていく。
- ②研究面の国際化を進める。
- ③若手研究者の育成に努める。特に大学院の拡充に努め、外国人留学生を積極的に受け入れる。

2. 研究成果の発表状況と評価

- ①経済学部における研究活動の成果は、「**大学基礎データ表 24 専任教員の教育・研究業績**」に示されている。それを形態別に数量化してとりまとめると、次表のようになる。

年度	著書・編著書	学術論文	論説・翻訳・書評等	学会等発表	計
2000	8	31	34	13	86
2001	13	29	41	7	90
2002	14	31	30	12	87
2003	14	42	29	39	124
2004	28	56	34	57	175
合 計	77	189	168	128	562

- ②研究成果の発信は年を追うごとに活発に行われてきている。今後とも、研究活動の活性度の維持・向上には一層努めていかなければならない。学会等発表には、内外で開催された国際会議での研究報告が21含まれており、当該期間では全体の2割弱を占めていた。なお、龍谷大学経済学会（教員、学生、院生で構成）の機関誌である『龍谷大学経済学論集』は、年に5号刊行され、教員の研究発表の場のひとつになっている。この機関誌ではレフェリー制が採られており、学内紀要とはいえ、一定の社会的な評価を得た雑誌として機能している。

3. 科学研究費補助金等学外資金獲得の取り組み状況と評価

経済学部での科学研究費補助金（科研費）の申請件数と採択状況および学外資金の導入状況は次のとおりである。

- ①2002～2004 年度までの経済学部における科学研究費補助金の採択状況は、「**大学基礎データ表 33 科学研究費の採択状況**」のとおりである。なお、総額については「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」のとおりである。過去3年間で申請件数は16件、採択件数は6件で採択率は37.5%であり、余り高いとは言えない。
- ②科研費以外の学外資金の導入状況は、「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」中の「学外」の欄に記載されているとおりである。2003年度、2004年度の受託研究等によるものである。

4. 今後の課題と改善方策

- ①理念・目標に則して研究活動は活発に行われている。来年度からは2学科（現代経済学科、国際経済学科）になるが、一層多様な研究活動を展開していく。

②科研費の申請が少ない。研究部と連携して、その拡大に努めていく。

第23節 経営学部・経営研究科

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目標

経営学部には、経営学およびその隣接諸科学、さらには自然科学や人文科学を含む多分野の教員が在籍しており、幅広い分野の研究を行っている。その研究は、次のような方向で発展させられようとしている。

- ①教員個人の自主的・創造的研究を促進する。
- ②現実の企業・経営を含む社会で生じている諸問題に積極的に取り組む。
- ③研究の国際化を促進する。
- ④若手研究者の育成に努める。

2. 研究成果の発表状況と評価

- ①龍谷大学経営学会は、学会誌『龍谷大学経営学論集』の刊行、公開講演会の開催、研究・教育懇談会の開催、研究部会の開催などに取り組んでいる。
 - イ)『龍谷大学経営学論集』は年4回、定期的に刊行されている。
 - ロ)公開講演会は、例年秋に、学外の研究者や企業・NP0 関係者などを招いて開催されている。
 - ハ)研究・教育懇談会は、年3～4回開催され、研究分野の異なる教員にとって貴重な交流の場となっている。
 - ニ)研究部会は、毎年4～5程度の部会が活動をしている。研究部会の1つである社会経営学研究会は、大学院ビジネス・コース修了者も含め活発な研究を行っており、毎年年報を発行し、2005年には、研究会編で著書を刊行している。
- ②経営学研究科は毎年3月に、研究科の紀要『龍谷ビジネスレビュー』を刊行している。これには、大学院生が投稿し、研究科所属の専任教員（学部との兼任）からなる編集委員会が選定した論文が掲載されている。
- ③経営学研究科には、付置機関として「京都産業学センター」が設けられている。
 - イ)京都産業学センターでは、年報『京都産業学研究』を年1回発行している。
 - ロ)産学協同の一環として、京都産業学研究会、工芸人サロンなどを継続的に開催している。
 - ハ)京都産業学研究会は、これまでに10回（2005年3月現在）を数え、教員だけでなく、企業経営者、商工会議所から講師を迎えている。工芸人サロンは、伝統産業の達人をお招きし、講演いただくものであり、講演の内容は京都産業学研究という視点から深められている。
- ④学外での研究活動では、日本経営学会に20人近くの教員が参加している。理事、部会幹事を継続的に担当したり、関西部会を開催したりしている。これ以外では、日本会計研究学会、労務理論学会などに参加する教員が比較的多くなっている。経営学関係の学会では、2001年度には工業経営研究学会、2003年度には経営学史学会、2005年度には比較経営学会が全国大会を開催し、それぞれ全国から100人前後の参加者があった。また、日本経営学会、日本会計研究学会、経営学史学会などの部会も開催されている。会員の学会発表は、近年では国内学会だけでなく、国際学会での発表も増加している。
- ⑤教員の専門分野を越えた学会としては、2004年3月に設立された大学評価学会に多くの教員が参加しており、運営委員や事務局を担っている。
- ⑥以上のような経営学部各教員の研究活動の成果は、「**大学基礎データ表 24 専任教員の教育・研究業績**」に示されている。研究成果の発表については、『龍谷大学経営学論集』や『京都産業学研究』の他、『龍谷紀要』など、学内の研究所や学会が発行している刊行

物をベースに、各教員が参加する学会等で発表している（専任教員の教育・研究業績を集計したもの。2005年については5月まで）。

年度	教科書(共著含む)	著書(共著含む)	論文(共著含む)	その他
2000	5	15	34	20
2001	1	13	26	30
2002	3	21	36	33
2003	5	27	42	35
2004	2	13	45	50
2005	0	3	19	10
合 計	16	92	202	178

この数字は全体的な傾向を示したものであるが、ここ数年、研究成果の発表が増加しつつあると言えよう。教育に関する負担や学内業務が増大する中で、意欲的な研究が行われていると評価できる。1人ひとりの教員がどのような研究を行っているかなど、経営学部・経営学研究科の研究活動の現状について、情報を共有し、問題点を改善することが、研究活動を一層活性化していく上で不可欠なものと思われる。

3. 科学研究費補助金等学外資金獲得の取り組み状況と評価

経営学部での科学研究費補助金（科研費）の申請件数と採択状況および学外資金の導入状況は次のとおりである。

- ①2002～2004年度までの経営学部における科学研究費補助金の採択状況は、「**大学基礎データ表 33 科学研究費の採択状況**」のとおりである。なお、総額については「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」のとおりである。過去3年間で申請件数は9件、採択件数は1件で採択率は11.15%であり、申請件数、採択件数共に低い。自主的な研究活動が行われているが、研究費の大部分は、学内資金に依存している状況である。
- ②科研費以外の学外資金の導入状況は、「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」中の「学外」の欄に記載されているとおりである。2004年度に、奨学寄付金、受託研究費の受け入れがあった。

4. 今後の課題と改善方策

- ①経営学部・経営学研究科における研究を一層推進していくために、教員間の研究交流を活発にする必要がある。教育や学部内、全学の委員会等に要する時間が増加しているが、意識的にそのような場を設け、問題意識や研究課題などを共有するような取り組みの機会を増やしていくことが研究の活性化にとって重要となっている。
- ②科学研究費補助金を中心とする研究助成金の獲得については、現状では、個々の教員任せとなっているが、今後は、経営学部・経営学研究科としての位置づけを議論していく必要がある。2006年度の科学研究費補助金の申請に向けては、教授会で研究主任からの問題提起と呼びかけが行われた。教員間の研究交流を深め、共同研究として発展させ、申請していくことも考えられる。そのような中で、経営学研究科の付置機関である京都産業学センターについては、経営学部・経営学研究科における研究の1つの特色であり、今後一層研究を活発化し、情報発信をすすめていく必要がある。とりわけ経営学分野の教員が積極的に参加することが必要である。

第24節 法学部・法学研究科

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目標

法学部は、建学の精神と「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」を3つの柱とする日本国憲法の精神に立脚して、法学の教育と研究を展開してきた。この理念の実現に資する研究活動を促進するために、次のような目標を掲げて研究活動を展開している。

- ①各教員の自主的・独創的な基盤研究を促進するとともに、法学・政治学の新たな研究分野の開拓をめざして、学際領域を含む多様な共同研究を積極的に展開する。
- ②国の学術研究高度化推進事業や科学研究費補助金にも積極的に応募し、研究活動の一層の高度化と多様化を促進する。
- ③適正規模の法学研究科博士後期課程の在籍者を確保し、若手研究者の養成に努める。

2. 研究成果の発表状況と評価

1) 著書・論文数等から見た研究活動

- ①法学部の研究活動は、毎年、学術論文や学会発表等多様な形態で学内外に広く発信されている。その成果は、「大学基礎データ表 24 専任教員の教育・研究業績」に示されている。それをもとにして、発信形態別に集約すると次のとおりとなる。ただし、法科大学院が設置された（2004年度）ことにより、法科大学院所属となった者の研究業績は含まれてない。

年 度	著 書	論 文	翻 訳	調査・ 報告等	学会発表 ・ 報告	そ の 他
2000	26	52	0	1	6	31
2001	37	54	2	8	9	22
2002	36	41	1	2	9	24
2003	43	42	1	5	8	37
2004	31	62	0	9	10	34
合 計	137	249	4	25	42	200

- ②研究活動の活性度を著書、論文等の数のみで評価することは、必ずしも当を得ているとはいえないが、以上の業績から、本学部が一定水準以上の研究力量と活性度を保っているといえる。

2) 法学会の活動

学部構成員により組織される学会として法学会がある。法学会は、1968年度に法学部が創設された時に、法学・政治学を中心とする研究の促進をはかることを目的として発足した。主要な事業として、

- ①学会誌『龍谷法学』を年4回刊行しており、研究科博士後期課程の院生の論文発表の場としても大きな役割を担っている。
- ②教育方法についての意見交換会や法学、政治学教員による定期的研究会および海外の研究者の講演会を含む学術講演会を数多く開催している。
- ③学部学生のすぐれた卒業論文を掲載する『学生論集』の刊行、演習ごとに刊行される論集の印刷刊行費の補助、学生主催の討論会の援助なども行っている。

3) 定例研究会の開催

- ①法学部および法学研究科では、法学会が主催する研究会を、2000 年度 18 回、2001 年度 24 回、2002 年度 18 回、2003 年度 15 回、2004 年度 11 回開催した。
- ②2001 年度までは、法学会研究会という形のみの開催であったが、2002 年度以降は政治学系のテーマに関する研究会を政治学系コロキウムという形で開催している。なお、法学会研究会も政治学系コロキウムも法学会が主催する研究会であるので、法律学科と政治学科という学科所属に関係なく、教員はいずれの研究会にも参加可能である。
- ③評価および改善すべき点
 - イ) 研究会は、法学部および法学研究科所属の教員のみならず、学外からも講師を積極的に招請して、開催されてきた。教員の多くは、専門分野に関係なく研究会に参加し、運営にも関わっているといえる。ただし、開催する回数が減少傾向にあるので、定期的に開催できるような環境を整えることが必要である。
 - ロ) 2005 年度から法科大学院が開校したので、今後は、法科大学院と法学部および法学研究科が共催する形での研究会が、相互の研究教育の発展のためにも重要であると思われる。

4) 法学部・法学研究科等主催のシンポジウム

- ①実績、開催形態等：法学部および法学研究科では、2000 年度に 1 回、2001 年度に 2 回、2002 年度に 2 回、2005 年度に 1 回、シンポジウムを開催した。

<開催シンポジウム一覧>

- ・ 龍谷大学ロースクールシンポジウム：「法へのアクセスと法学教育」
- ・ 地域人材開発プログラムシンポジウム
- ・ 龍谷大学法学部同窓会設立 30 周年記念事業
- ・ 日韓学生合同シンポジウム ―21 世紀の新日韓関係の構築をめざして―
- ・ 龍谷大学法学部政治学科開設 10 周年記念シンポジウム
- ・ 戦後 60 年の意味を考える

- ②評価および改善すべき点

- イ) シンポジウムは、ロースクール関連、法学研究科 NPO・地方行政研究コース関連、法学部同窓会関連事業、日韓学生合同シンポ、政治学科開設関連事業といったさまざまな形態で開催され、いずれも盛況であった。
- ロ) 今後は、法学部および法学研究科に関連するもののみならず、社会の要請にも応えられるテーマでシンポジウムを開催していくことが必要であると思われる。また、法科大学院との共催のシンポジウムも検討していくべきであろう。

5) 龍谷大学紀要・社会科学研究所等における法学部教員の研究活動

- ①大学全体の学内紀要として、1980 年以来、龍谷大学紀要編集会により年 2 回刊行されている『龍谷紀要』があり、広汎な分野の学術研究論文を掲載してきた。この雑誌は法学部の共同開講科目を主担当とする教員の研究成果発表の場としても有効に機能している。
- ②法学部教員は、龍谷大学社会科学研究所等の種々の共同研究に積極的に取り組んでおり、その成果は紀要である『社会科学研究年報』および龍谷大学社会科学研究所叢書（2004 年度通巻 64 巻）として公刊されている。なかでも法学部教員が編著者として主要に関わった著書が、2000 年度から 2004 年度の 5 年間で 13 冊を数える。

以上 1)～5) のとおり、法学部の研究活動における特徴とその長所は、上記集約表にあるとおり、数多くの著書、論文その他の研究成果を公表していることと、とりわけ、社研叢書にみられるように、学内外、多くの分野を跨いだ種々の共同研究および出版事業が盛んであることである。特に、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業の一環としての「矯正・保護研究センター」と「地域人材・公共政策開発システム・オープン・リサーチ・センター」

は法学部教員が中心になって運営している研究組織であり、「里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター」や「アフラシア平和開発研究センター」にも法学部教員が多数関わっている。

3. 科学研究費補助金等学外資金獲得の取り組み状況と評価

法学部の学外資金獲得の取り組みは、科学研究費補助金の申請が中心である。

①2002～2004 年度までの法学部における科学研究費補助金の採択状況は、「**大学基礎データ表 33 科学研究費の採択状況**」のとおりである。なお、総額については「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」のとおりである。過去3年間で申請件数は41件、採択件数は11件で採択率は26.8%である。申請件数は、過去3年間（2002～2004年度）を見る限りは上昇している。

②科研費以外の学外資金の導入状況は、「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」中の「学外」の欄に記載されているとおりである。2002年度以降、毎年、新規の受託研究を受け入れている。

4. 今後の課題と改善方策

①科研費の申請、採択件数ともに、この3年間着実に増えており、申請への取り組みの成果と見ることができる。著書・論文数で見る研究面での活動も活発に行われているものと評価できる。また、法学・政治学関係の共同研究および学際的な共同研究への取り組みも活発である。しかしながら、教育や学内行政での負担の増加は著しく、研究時間の確保はままならず、精神的にも疲弊してきているというのが教員の実像である。いわゆる2006年度入学生問題等を考えると、教育面での一層きめ細かい対応が求められるようになるのは確実で、教育に一層力を入れるようにするためにも、サバティカルの実施等、抜本的な研究時間確保策が必要である。

②これからは単に研究成果を発表するというだけではなく、社会に還元していくことが求められる。社会の要請にあわせて、研究成果を如何に教育および社会に還元していくのか検討していく必要がある。特に学部および各種研究所レベルでの取り組みが重要である。

第25節 理工学部・理工学研究科

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目標

現在、理工学部には6学科、理工学研究科には4専攻が置かれており、理工学の幅広い研究分野を網羅している。理工学部（理工学研究科を含む）は、本学の建学精神をキーワード化した「人間・科学・宗教」を根底に、多様な研究活動を展開し、学術の発展に資するとともに、学術研究活動を通じて、人間と自然の調和的な発展にも貢献することを基本理念としている。そのため、理工学部では次のような方針に基づいて研究活動を展開している。

- ①教員各自の主体的・独創的な研究活動を尊重し、促進する。
- ②理学と工学の基盤的研究とともに、理と工の連携した研究活動、人文科学および社会科学等の融合領域の研究活動を展開し、多面的な学術の発展に貢献する。
- ③科学研究費補助金等競争的な学外研究資金に積極的に応募し、その採択率の向上をめざすとともに、その他の学外資金についても積極的な導入をめざす。
- ④大学院生や博士研究員の研究活動を支援・促進し、若手研究者の養成をはかる。

また、大学の研究には研究活動を通じた学生の教育としての役割があり、教育のための研究活動を重視する必要がある。学生は特別研究にかかわることで、問題処理のプロセス、真摯の見極め方、研究仲間や教員、先輩との人間関係を通じた協調性の重要性の認識、研究発表におけるプレゼンテーション能力の向上、期限の管理、技術文書の書き方など、多くのことを学び、大きく成長する。それまでに授業で学んだ知識を特別研究に実際に適用することで、表面的な理解であったものがより深い理解となり、実務に応用する能力が育っていく。また、教員と研究テーマについて議論する中で、教員の考え方や行動パターン、場合によっては生き方そのものが学生に大いなる刺激を与え、学生の成長に寄与する。特別研究の内容そのものは学生の卒業後の職業に必ずしも直接役立つとは限らないが、研究活動で体得した上記のことは職業人としてのベースとなる。この点で特別研究の教育に対する役割は極めて大きいと考えられる。

2. 研究成果の発表状況と評価

1) 研究論文の発表

理工学部の研究活動は、教員個人を主体に行われるもの、主として大学院生の特別研究活動等および学部4年次生の特別研究の指導を通じて行われるもの、複数の教員間の共同研究ならびに学外研究機関ないしは企業との間の共同研究等、多様な形態で行われている。これらの研究活動は、論文等にまとめられ、主に査読付論文として国内外の専門学会誌に発表されている。「大学基礎データ表 24 専任教員の教育・研究業績」を参考にして、その活動を集約すれば次の表のとおりとなる。

【理工学部教員の研究実績】

年度	著書	査読付論文	その他 (査読なし論文、国際会議報告、特許等を含む)
2000	16	204	183
2001	21	196	185
2002	23	176	211
2003	10	172	232
2004	22	186	257

2) 共同研究の推進、産官学連携事業への取り組み

理工学部における共同研究の推進、産官学連携事業については、科学技術共同研究センターを中心に取り組んでいる。2005 年度には、理工学部より 28 名の兼任研究員を選出し、活動の中核を担っている。活動の詳細は「第 10 章 研究活動と研究環境（学部・大学院） 第 5 節 科学技術共同研究センター（主に理工学部）」を参照。

3) 研究の高度化への取り組み

研究の高度化事業等に関する取り組みは、人間・科学・宗教総合研究センターのもとに、本学が特に必要とする研究プロジェクトや競争的学外資金を導入した研究プロジェクトが展開するかたちで行われ、理工学部の教員も兼任研究員として参加し、学内外の研究者とともに研究を推進しており、成果をあげている。

- ①ハイテク・リサーチ・センター：理工学部が主体となっているハイテク・リサーチ・センターは 1996 年度に第 1 期がスタートし、2005 年度現在、第 2 期の最終年度を迎え、多くの研究成果をあげてきた。2つのプロジェクトに所属する兼任研究員は 25 名であり、理工学部教員の 3 割近くが参加していることになる。
- ②古典籍デジタルアーカイブ研究センター：本学所蔵品をはじめとする古典籍のデジタル化や、シルクロード壁画の復元などに顕著な成果をあげてきた古典籍デジタルアーカイブ研究センターは、文系と理工系の研究成果を活かした共同研究の場であり、本学所蔵の数多くの古典籍・古書類から抽出し分析を行うという、まさに本学ならではの様々な取り組みを行っており、理工学部からは 9 名の兼任研究員が所属している。
- ③里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター：瀬田キャンパス隣接地の里山を中心に「里山学」構築をめざし、総合的な調査研究が行われている。理工学部選出の兼任研究員は 3 名である。

以上の研究活動の詳細は、「第 10 章 研究活動と研究環境（学部・大学院）」の次の節を参照されたい。

「第 8 節 ハイテク・リサーチ・センター」

「第 9 節 古典籍デジタルアーカイブ研究センター」

「第 14 節 里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター」

4) 知的財産保護に係わる取り組み

教職員の発明等の奨励、発明等に係わる権利の保障、本学における新たな学術振興をはかることにより、社会に貢献することを目的とした知的財産保護制度が 2003 年度に設けられた。学内の発明委員会（組織変更により、今年度より「知的財産センター会議」に改称）の審査を経て、2004 年度に出願した理工学部教員の件数は 19 件であった。なおこの制度により出願した場合、申請にかかる経費は大学予算からの支出となる（企業との共同出願を除く）。申請状況の詳細は「大学基礎データ表 27 特許出願・登録状況」を参照。

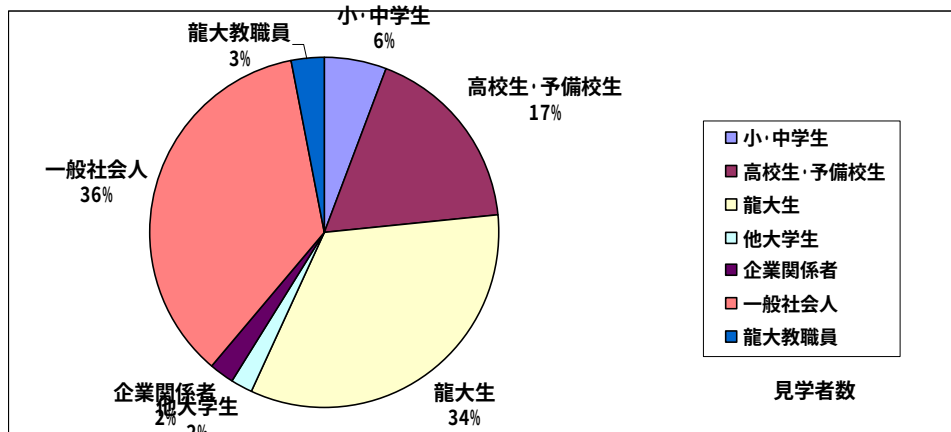
5) 理工学会の活動

- ①理工学部における学内学会として、理工学会がある。理工学会は、理工学部の創設（1989 年）と同時に発足した。主要な事業として、学会誌『理工ジャーナル』を年 3 回刊行している。人文社会系分野と異なり、理工系教員の研究業績は査読付専門学会誌に投稿されるため、学内学会誌としての『理工ジャーナル』は学生のための啓蒙雑誌であり、学生の活動報告の場として位置づけている。
- ②学生への援助活動として、学外において研究成果を発表する場合の経費の一部を援助している。2004 年度の援助件数は国内学会発表 37 件、海外での学会発表 3 件、“ROBOTREX®2005”などの競技・展示会への参加 2 件であり、援助総額は 1,597,580 円となっている。この制度は、「学会発表援助費」制度とも併せて大学院生の研究発表の奨励に寄与しており、今後はさらに援助の枠を拡大する予定である。

6) 理工学部研究室公開

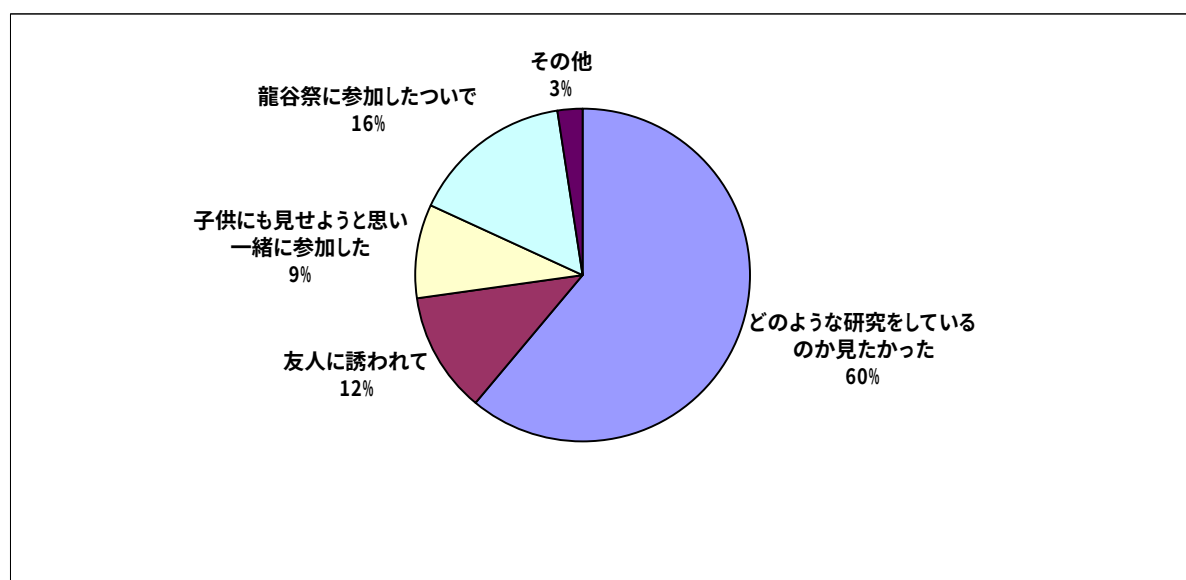
そのほか研究活動の発表、公開の方法としては、毎年学園祭の時期に開催している「理工学部研究室公開」がある。これは教員を初め大学院生・学部生が協力して、その研究室の日頃の研究成果を、小中学生から企業関係者を含む一般市民に広く発表・公開するものである。見学者の内訳は以下のとおりである。

【参考資料：見学者数内訳「2004 年度研究室公開アンケートより」】



また以下のアンケート結果のとおり、見学者の 60%が「どのような研究をしているか見たかった」ということを参加の目的に挙げていることから推察できるように、一般市民においても大学での研究に対する関心はかなり高いと思われ、地道な取り組みながら、わかりやすい形で研究成果の発表・公開を行う本事業の役割は決して小さくはないと思われる。

【研究室公開に参加した目的はなんですか「2004 年度研究室公開アンケートより」】



【参加者の感想「2004 年度研究室公開アンケートより」抜粋】

- ◆大人も子供も楽しめるイベントであった。来年はもっと多くの研究室を回ってみたい。
- ◆ロボットの製作は楽しそうだった。難しいことが多かった。高校とは全然違った研究をしていたので興味を持った。
- ◆機械モノが好きなので普段見ることが出来ないものが見られ、大変面白かったです。
- ◆ロボットが興味深かったです。めっちゃ速く動けるよう頑張ってください。
- ◆今まで知らなかったことも色々わかって楽しかった。
- ◆未知の世界、という感じで新鮮で楽しかったです。理工学部はすごいことをしているなあ、と思いました。
- ◆シャボン玉や風船を凍らすのはすごいと思った。
- ◆めったに見られないものを見るいいチャンスだと思います。
- ◆高校の時は理系科目が苦手に興味も持っていなかったが、今回は面白かった。
- ◆誰でも興味を持てる内容であったので非常に良かった。

さらに様々な見学者からの、様々な角度からの質問や意見は現場での質疑応答やアンケートをとおして研究にフィードバックされ、特別研究（卒業研究）のまとめ、発表の時期を控えた学生・大学院生にもよい刺激になるとともに、教員にとっても一般市民と直接交流をもつよい機会となっている。

3. 科学研究費補助金等学外資金獲得の取り組み状況と評価

理工学部では、産官学連携による研究活動が盛んに行われ、公的資金、民間企業および各種の研究助成団体からの助成金が多いことが特色になっている。このうち、文科省の科学研究費補助金の申請件数と採択状況は、研究活動の活性度を示すひとつのバロメーターでもある。

- ①2002～2004 年度までの状況は、「**大学基礎データ表 33 科学研究費の採択状況**」のとおりである。過去3年間で申請件数は107件、採択件数は26件で採択率は、24.3%である。申請件数は毎年30～40件はあり、採択率は2004年度においてはやや下がったが20%以上となっている。
- ②奨学寄付金、受託研究費等の学外資金の導入状況は、「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」中の「学外」の欄に記載されているとおりである。

4. 今後の課題と改善方策

- ①研究活動の活性度を論文等の数のみで評価することは、必ずしも当を得ているとはいえないが、以上の業績から本学部が、一定水準の活性度を保っているといえる。ただし発表された論文が他の論文などにどれほど引用されたかなど論文の質についての調査や、特許などの発明やベンチャービジネスの起業にどれほど活かされたかの調査を行うなどして、研究内容のレベルを高めることが今後重要な課題であるといえよう。
- ②科学研究費補助金の申請件数や採択率、採択金額は同規模校に比して必ずしも多くないので、改善に努める必要がある。
- ③学外研究機関ないしは企業との間の共同研究等による受託研究や奨学寄付金制度による研究資金獲得額も必ずしも十分といえないので、これらの制度を利用して研究費を一層獲得するよう努力することも今後の課題である。
- ④産官学の共同研究は今後積極的に推進すべき重要課題ではあるが、他の形態の研究もそれぞれの意義や長所を持っており、軽視すべきではない。とりわけ、独創的あるいは萌芽的なテーマの個人研究、あるいは研究を通じて学生の人的開発を行う特別研究等の重

要性は、今後ますます増していくものと予想されるので、これらの奨励策を検討する必要がある。

- ⑤研究形態の多様化は、学問分野の性質ばかりでなく、教員個人の資質・適性ならびに教員組織の構成とも深く関連している。特に研究活動の活性化をはかるには、今後研究をサポートする補助職員や補助研究員制度などの人的充実策とともに、各研究形態のバランスの取れた発展をめざすべく努力を重ねる必要がある。また、特許の申請補助・褒賞制度の一層の充実をはかる必要がある。

第26節 社会学部・社会学研究科

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目標

社会学部は、社会学科、コミュニティマネジメント学科、地域福祉学科、臨床福祉学科の4学科、社会学研究科は、社会学、社会福祉学専攻の2専攻が設置されており、社会学と社会福祉学を基盤としつつ、ひと、家族、地域社会、国際社会などにわたる理論研究とフィールド研究の幅広い研究活動を展開している。社会学部の研究の理念は、本学の建学精神に基づき、広義の福祉社会の建設をめざすことといえる。とくに、本学部伝統の「現場主義」に立脚し、総合的な社会的課題解決をめざす研究を展開するものといえる。社会学部は、このような理念のもと、個別の研究活動、共同研究、学部外との連携を推進し、研究成果を大学院生、学生の教育に活用し、研究意欲、学修意欲の向上につとめている。社会学部の研究活動の方向を列挙すると次のようになる。

- ①教員各自の主體的・独創的な研究活動を尊重し、促進する。
- ②『龍谷大学社会学部紀要』を年2回刊行し、研究成果の公表の場としている。
- ③「人間・科学・宗教総合研究センター」、「国際社会文化研究所」などの共同研究に代表者ないし共同研究者として参画し、総合的な学術の発展に貢献する。
- ④「龍谷大学福祉フォーラム」、滋賀医科大学・滋賀大学・滋賀県の地域貢献特別支援事業への参加
- ⑤科学研究費補助金などの競争的な学外研究資金に積極的に応募し、その採択率の向上をめざす。
- ⑥大学院生の研究活動を支援・促進し、若手研究者の養成をはかる。
- ⑦学術研究の推進を目的とする社会学部学会を活用して、学生および大学院生の萌芽的な研究活動を支援し、裾野の拡大をはかる。

2. 研究成果の発表状況と評価

- ①社会学部の研究は、前述のように、教員個人が単独で実施する活動、学内外の研究員との共同研究として実施する活動、現場スタッフとの共同研究として実施する活動など、多様な形態で行われている。これらの研究活動は、論文等にまとめられ学内外に発信されている。その活動成果は、「**大学基礎データ表 24 専任教員の教育・研究業績**」のとおりである。それを参考にして集約すると、次のようになる。

年 度	著書	論文	翻訳	調査等	学会 発表	講演等	その他
2000	32	40	3	0	15	0	38
2001	30	41	1	0	17	0	46
2002	42	57	1	0	16	0	48
2003	32	43	2	0	20	1	71
2004	33	50	3	0	13	0	49
合計	169	231	10	0	81	1	252

- ②「龍谷大学福祉フォーラム」については、『龍谷大学福祉フォーラム』という冊子にして成果を刊行。また、滋賀医科大学・滋賀大学・滋賀県との地域貢献特別支援事業の成果は、『障害者支援のための講演会・シンポジウム集』、『滋賀医科大学・龍谷大学・滋賀県地域貢献特別支援事業 成果集』等として刊行している。
- ③社会学部では、社会学、社会福祉学および隣接諸科学の学術研究を推進することを目的として社会学部学会を結成しており、次のような事業を恒例として実施している。
- イ) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行：2005年度は、第25号、26号を刊行。
 - ロ) 学術会議、シンポジウム、研究会などの開催ないし開催補助：毎年度2回以上のシンポジウムなどを開催。
 - ハ) 学生・大学院生の研究支援：2004年度まで毎年度約52万円、2005年度から約100万円の予算を計上、執行。
 - ニ) 『龍谷大学社会学部ジャーナル 龍論』の発行：毎年度1回発行。2005年度は、第5号を刊行。

3. 科学研究費補助金等学外資金獲得の取り組み状況と評価

社会学部教員関係の学外の研究助成金は数種類があるが、科学研究費補助金の申請件数と採択状況については、次のとおりである。社会学部の学外資金獲得の取り組みは、科学研究費補助金の申請が中心である。

- ①2002～2004年度までの社会学部における科学研究費補助金の採択状況は、「**大学基礎データ 33 科学研究費の採択状況**」のとおりである。なお、総額については「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」のとおりである。過去3年間で申請件数は22件、採択件数は5件で、採択率は22.7%である。
- ②科研費以外の学外資金の導入状況は、「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」中の「学外」の欄に記載されているとおりである。

4. 今後の課題と改善方策

- ①研究活動の活性度を論文等の数のみで評価することは、必ずしも当を得ているとはいえないが、以上の業績は本学部の研究活動が活発であると言い難いことを示している。
- ②科学研究費補助金の申請件数や採択率は、さらに向上させる方向で改善努力する必要がある。
- ③社会学部の場合、研究活動を展開するに当たっては、物理的な時間の制約がある。1つは、要求される社会貢献活動であり、もう1つは、実習重視のカリキュラムである。社会学部教員には、現場あるいは諸機関からの委嘱される共同研究、諸委員等の業務が極めて多い。そのことは、社会貢献活動の一環として推進すべき面であり、研究活動の一環といえるが、反面、着実な研究活動の制約となっている面を否定できない。社会的な要求に応えつつ、研究活動の時間を保証するために、可能な限り、教員間の連携をはかり、1人当たりの負担の軽減をめざすべきである。
- ④社会学部は実習科目を重視している。実習科目は、個々の学生に対する懇切な指導を必要とし、この面でも、研究活動の制約となっている。実習の成果の向上と研究時間の保証を両立するために、より適切なカリキュラム編成と運営およびサポート体制の整備が焦眉の大きな課題となっている。
- ⑤教員の担当授業数や学内の諸事務的仕事等が多い。研究活動を活発にするためには、教員の担当授業時間数の軽減の方途を検討するとともに、学内諸委員会を統廃合し、できるだけ負担を減らす方策を考える必要がある。

第27節 国際文化学部・国際文化学研究科

【研究活動】

A 群・論文等研究成果の発表状況…（表 24、表 25）

1. 理念・目標

- ①1996 年開設の国際文化学部および 2000 年開設の国際文化学研究科は、「人間・科学・宗教」の総合的調和的發展をモットーに「共生をめざすグローバル大学」という本学が掲げる「21 世紀の大学像」の申し子ともいえるべき存在であり、大学の掲げるこの理想を国際的視野において追求した新しい学部・研究科と規定することができる。
- ②「共生をめざす」という場合の「共生」には、「自然」と「人間」との共生、言語・文化・宗教等を異にする「人間」間での共生、同一文化内あるいは特定地域内での共生等々、様々な水準や様態が考えられるが、これらのあらゆる場面に对应すべく、「人間・科学・宗教」の諸分野の種々に異なる専門領域から本学部に結集した研究者が、たえず知見を交換して切磋琢磨し、「共生をめざす」学術的な成果を追求していくことが、本学部・研究科において研究活動の根本的な理念とするところである。
- ③ところで、これら様々な場面での「共生」において必要条件として考えられなければならない要素が、共生すべき各項の「相互理解」であることはいうまでもない。とりわけ言語・文化・宗教等を異にする「人間」間での共生をどう切り拓くかは、文化摩擦や国際紛争のような深刻な諸問題を抱える今世紀の人類に課せられた最も重い課題にほかならず、このような場面における「相互理解」の重要性はどれほど強調してもしすぎることはない。このような時代にあって、国際文化学部は、Faculty of Intercultural Communication という英語名も示すとおり、外国語の習得と異文化理解を教学の要として、「相互理解」あるいは「コミュニケーション」に関わる技能と認識を錬磨してきた。この強みを 1 つの拠点として、今後も国際的「共生」に向けての「相互理解」をめぐる認識と実践について多様な学術的貢献をなしていくことは、本学部・研究科に当然期待されるところの、研究活動の一大目標である。

2. 研究成果の発表状況と評価

- ①国際文化学部における近年の研究活動の状況は、「**大学基礎データ表 24 専任教員の教育・研究業績**」のとおりである。このデータと学部で独自に行った自己申告式アンケート調査の結果を総合すると、2000 年 4 月～2005 年 3 月に至る 5 年間の国際文化学部教員の研究成果発表状況は次表に示すとおりである。

年度	著書・編著書		学術論文 学術誌掲載	論説 エッセイ 各種記事等	翻訳	口頭発表		学外資金獲得		その他の学術的・社会的活動
	単著	共著				講演・シンポジウム等	学会・研究会等	科研費	その他	
2004	3	14	49	29	1	12	18	8	4	40
2003	2	11	38	33	5	43	30	10	1	33
2002	6	16	47	37	2	37	22	9	2	25
2001	2	11	44	28	5	44	19	6	1	20
2000	2	11	51	17	5	58	22	5	2	29

- ②著書・論文等の執筆、口頭発表や学外資金獲得等の総回数と教員数とを勘案すれば、本学部は、文科系の学部としては特に研究活動の活発な教員を多く抱えていると自負しう

る。翻訳への積極的な取り組みには本学部の特徴を見ることが出来る。また「その他の学術的・社会的活動」には、各自が研究を推進することを目的とした活動ばかりでなく、その研究成果を学界や社会一般に還元する活動――各種学会の理事や各種委員会委員・論文査読委員などの実績（各年度5件以上報告されている）はもちろん、日本国際連合協会など公共的諸団体等の委嘱により努めた業務としての理事・評議員・各種委員等（各年10件程度報告されている）など――を含めている。これらのうちには、テレビ番組への出演（2点）や取材協力（2点）、遺構発掘調査顧問（1点）などもある。外部団体からの要請を受けて多方面に活動する教員を擁することも本学部の特徴といえる。

3. 科学研究費補助金等学外資金獲得の取り組み状況と評価

①2002～2004年度までの国際文化学部における科学研究費補助金の採択状況は、「**大学基礎データ表 33 科学研究費の採択状況**」のとおりである。なお、総額については「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」のとおりである。

イ) 過去3年間で申請件数は19件、採択件数は7件で、採択率は36.8%であり、採択率は比較的高いといえる。

ロ) 日本語・日本事情に通じない外国人教員が、せっかく優れた申請内容を準備しても、申請方法の複雑さに困難を覚えて断念してしまう事例があった。そこで2004年度からは、本学部独自の「科学研究費補助金説明会」を開催するなど、学部全体としての協力態勢を築いている。

②科研費以外の学外資金の導入状況は、「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」中の「学外」の欄に記載されているとおりである。

③科研費以外では、私立大学学術研究高度化推進事業である「オープン・リサーチ・センター（ORC）」および「学術フロンティア推進事業（AFC）」の研究活動に参加している。さらに2005～2010年度AFCに採択された「アフラシア平和開発研究センター」は、本学部の教員がセンター長を務めている。

4. 今後の課題と改善方策

①世界各地から集まった教員で構成される本学部が、設立以来抱えてきた問題の1つは、教員間の「共生」、言い換えれば「相互理解」あるいは「コミュニケーション」であったともいえる。文化的な障壁は、教員の国籍や民族的背景ばかりでなく、相互の研究領域による手法的な隔たり（自然科学と人文科学は別の「文化」だといわれるような意味における）にもある。

この困難を克服していくために、学内の各研究所（国際社会文化研究所など）の共同研究を奨励し、また定期的に教員と大学院生による自由参加の講演会（ブラウン・バック・セミナー）を開くなど、種々の努力を重ねてきた。それなりの成果は上がっているが、これらをさらに盛んにしていく必要がある。

②科研費については、研究部と連携して、外国人教員へのサポート等を引き続き行うと共に、申請件数・採択率の向上に努めていく。

第11章 施設・設備等（学部・大学院）

本学は3キャンパスを擁するが、そのキャンパス毎の教学活動を支えている施設・設備のほとんどは全学（学部・大学院）の共用である。したがって、本章では、学部・大学院に共通するものとして記述してある。大学院独自の施設・設備があれば、各節に項を起こして記述している。

第1節 理念・目標（全学）

本学における施設・設備は、第1次から第4次にわたる長期計画による教学政策と学生支援政策に則し、長期財政計画と各キャンパスの立地条件を踏まえながら、計画的に整備していくことを目標としている。各キャンパスとも、その歴史、地域性、設置学部の特性等を勘案しつつ、次の諸点に沿って諸施設の整備と維持管理を行っている。

- ①施設・設備を配置するにあたっては、本学が展開する多様な教学活動がその効果を十分にあげ得るよう配慮する。
- ②学術研究の進展に十分対応し得るようその更新・充実は計画的に行う。
- ③大学構成員の意見を聴きながら施設・設備を充実し、キャンパス・アメニティの向上に努める。
- ④身体障がい者にとっても過ごしやすいキャンパス創りを進めるため、すべての施設のバリアフリー化をめざす。
- ⑤課外活動施設・設備を、学生の意見を聴きながら、「課外活動基本方針」に基づいて計画的に整備していく。
- ⑥施設・設備を地域社会に開放することにより地域社会とともに歩むキャンパス創りをめざす。
- ⑦教学活動や学生生活を積極的に支援する立場から、施設・設備の責任体制を明確にして、適切な維持・管理を進めていく。

第2節 基本施設・設備の整備（全学）

【施設・設備等の整備（学部）】

A 群・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性…（表 36、表 37、表 38、表 40）

B 群・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【施設・設備等（大学院）】

A 群・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性…（表 39）

B 群・大学院専用の施設・設備の整備状況

本学の校地・校舎の全学的な整備状況は、「**大学基礎データ表 36 校地、校舎、講義室・演習室等の面積**」のとおりである。当然のことであるが、いずれのキャンパスにおいても、大学設置基準を上回っている。

1. 校地・校舎の整備状況と評価

1) 校地の整備状況

①校地の取得（付随する建物も含む）は、教学の新展開、教学条件の改善およびキャンパス・アメニティの向上のための基盤となるものであり、取得の機会が生じた場合は財政とのバランスをはかりながら、その適否を的確に判断していくことを基本方針としている。その結果、近年、次のような成果をあげる（取得する）ことができた。

イ）瀬田キャンパス隣接地（約 20 万㎡）：里山として理工学部環境ソリューション工学科、Ryukoku Extension Center のコミュニティカレッジ、里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター等の教学活動に活用されている。特に、里山を活用した自然教室（REC コミュニティカレッジ）は、地域の人々から親しまれ、地域共生キャンパスの創成に貢献している。

ロ）深草キャンパス近隣飛び地（約 8,810 ㎡）：この土地を取得したことにより、法科大学院の開設、人間・科学・宗教総合研究センターの設置、REC 京都の開設等、新たな教学展開が可能となった。

ハ）大宮キャンパス隣接・近隣飛び地（約 1,463 ㎡）：隣接地は臨床心理相談室（クリニック）に活用、近隣飛び地は学術情報センター（大宮図書館）書庫等として活用している。

②これらの拡充校地は、いずれも第 4 次長期計画に基づく新たな教学活動の拠点として活用されおり、校地取得のチャンスを活かした的確対応方針の成果である。

③キャンパス毎の学生 1 人当たりの校地面積は、次のとおりである（3 キャンパスとも大学院生を含む。深草はさらに短大生、留学生別科生を含む。深草・大宮は夜間主コースの学生は除く）。

キャンパス	校地面積(㎡)	学生 1 人当たりの面積(㎡)
深 草	125,951.7	13.90
大 宮	19,612.1	10.50
瀬 田	199,996.0	29.30
合 計	345,559.8	

④大宮キャンパスには、他キャンパスにあるようなグラウンド等の大型施設がないため単純に比較することが必ずしも適当ではないが、大宮キャンパスは学生 1 人当たりの面積（10.50 ㎡）が、最も狭い。そのため、隣接する土地の購入に努めてきたものの周辺地

域が市街地であるため校地取得は容易ではない。

2) 校舎の整備状況

- ①校舎については、長期計画に基づく教学の充実策に沿って、教室棟、研究室・事務棟、学術情報センター（図書館）等を新築および改修により計画的に拡充してきた。
- イ）深草キャンパスは、第2次長期計画以来、旧軍の古い建物を取り壊し、新築を進めることによって整備してきたが、前述の拡充校地に建設した建物をもって、長期にわたったキャンパス整備計画は一段落した。今後、3キャンパスの中で一番遅れていたキャンパス・アメニティの向上に向けた整備を進める必要がある。そのため、2005年より深草キャンパス修景計画の工事を開始し、2006年10月の竣工をめざしている。
- ロ）大宮キャンパスは、既存の教室棟の改築・改修、隣接校地の取得および付随していた建物の改修、学術情報センター（大宮図書館）の改修等を行うことによって、校舎の機能を高めてきた。現在、大宮図書館の大改修が進められており、竣工後は図書館の機能が大幅に向上する見込みである。
- ハ）瀬田キャンパスは、新たな教学展開に必要な校舎の新築、学生の自治活動・課外活動の拠点形成するための建物の新築、教室の改修等を中心に校舎を拡充整備してきた。現在、新研究センターの拠点、図書館書庫、物品購買・書籍販売等の機能を備えた建物の新築工事が進められおり、竣工後は、教学条件、学生のキャンパスライフの質はさらに向上する。
- ②教室については、教学目的に沿うこと、教員の授業方法の多様性にえられるようにすること等を視野に入れて整備してきた。キャンパス規模やそこに置かれている学部の教学の態様等によって整備方針は異なるが、教室規模を、ゼミ教室、小教室、中教室、大教室に区分して整備してきた。「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」との対応関係は概ね次のとおりである。

教室規模区分	「大学基礎データ表 40」との対応関係（収容人員）
ゼミ教室	1～26
小教室(主に語学・小規模授業)	27～64
小・中教室(主に小・中規模授業)	65～200
中教室(主に中規模授業)	201～300
大教室(主に大規模授業)	301～714

- ③ゼミ教室、小教室は机・椅子を可動式とすること、中・大教室は「ワイヤレスマイク」、「投影装置」、「映像機器」、「音声機器」、「教材提示装置」、「教卓」等が一体として機能できるようにすること、等に留意して整備されている。
- ④廊下、教室の黒板、床等を授業終了後その日の内に清掃し、翌日には快適な教室環境を提供できるよう努めている。
- ⑤第2次長期計画以降、長期にわたり整備を進めてきた結果、教室機能は相当高くなったといえる。しかし、カリキュラム改革に十分に対応できず、授業規模や授業方法に適した教室が確保できない事例も起きている。
- ⑥使用する教室に機器等が備え付けられていない場合、持ち運び可能なものが講師控室等に備えられており、適宜利用できるようになっている。

3) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

現在検討中の第4次長期計画において、今後どのような教育研究活動を展開するかという

基本方針との関係で施設・設備の整備計画を立案するとともに、当面改善を進めていくべき課題を明確にすることが求められる。

- ① いずれのキャンパスにおいても、カリキュラム改革により、開講科目および開講コマ数の増大により、当初計画していた以上に小教室、中教室が必要となってきた。また、理工学部では、実験室の不足状況が発生している。これらの施設は、固定的な施設であり、授業科目の開講方法を工夫するとともに、長期計画の中でその改善方向を検討する必要がある。
- ② 深草キャンパスの設計の基本となっていたスリーゾーン構想は、学生の帰属意識の醸成と学修の活性化を図るためにはその見直しが必要であるとの批判がある。学部棟方式をもたず、学修ゾーンと研究ゾーンが分離されることによって学生と教員との日常的接触が保てないこと、また、購買・書籍部等が学修ゾーンと離れることによる不都合等が主な主張である。この点については、深草キャンパスが主に社会科学系の3学部を擁する特性と瀬田キャンパス（学部棟構想）での経験を総括しながら、メリット・デメリットを検討し、今後の課題を明らかにしたい。
- ③ 昭和11年に竣工した大宮図書館は、教員個人研究室を内包するなど明確な主張をもち、戦前の大学図書館でも有数の建築物と評価されている。また、本学創設の江戸初期よりの蔵書を引き継ぎ、写字台文庫（西本願寺門主収集図書）や大谷探検隊将来西域資料等、極めて貴重な図書・資料を収蔵している。しかし、建築後60年を経て、老朽化が顕著となっている。また、書庫スペースの不足と近代的図書館としてのサービスも困難になっている。現図書館の増築は建築基準法上不可能なため、改築を含めた今後のあり方は、次期長期計画の重要課題として検討する。
- ④ 本格的な学外学修施設が先送りになっており、その設置が望まれている。また、学修環境を良好に保つためにも、また、近隣対策上からも音楽系サークルの練習場の拡充は必要であり、第4次長期計画の課題としたい。

（２）その改善状況

- ① 多様な授業規模に見合う教室を確保するために、主に、深草・瀬田キャンパスは新築によって、大宮キャンパスは隣接地（建物付随）取得と既存教室の改修等によって改善をはかってきた。深草キャンパス21号館建設による教室数の増加、瀬田キャンパス瑞光館・第2実験棟の建設、大宮キャンパス西翼別館の購入等による改善を進めてきた。これにより、概ね1997年当時の問題状況は解決した。しかし、開講曜時によっては、適正な規模の教室を割り当てることができないケースも起きており、引き続き教室の整備・充実に努めていく。
- ② 深草キャンパスのゾーン構想について基本的な変化はないが、学生の動線を考慮して、購買部、書籍部、サービスカウンター等については、教室棟内（2号館1階）に移転することにより利便性を高めた。
- ③ 大宮図書館については、2003年度末から本格的な改修工事に着工しており、2005年12月に完成の予定である。これにより、図書館としての一般的機能の向上とともに、貴重な資料等の保存・活用という大宮図書館独自の機能もさらに高めていきたい。
- ④ 京都キャンパスにおいては、主に既存の施設の改修等によって課外活動に関わる施設を整備してきた（クラブボックス、グラウンド等の改修）。また、音系サークルの練習拠点となる青朋館を瀬田キャンパスに設ける等、課外活動施設の拡充をはかった。同時に、学生移動のためのスクールバスの増便も行った。このことにより、音系サークルの練習に伴う「騒音問題」は解消された。学外学修施設については、「指定合宿施設」の拡充に努めており、現在全国68カ所を確保している。

４）今後の課題と改善方策

- ① 校地・校舎については、長期計画に基づいて計画的に整備したことにより、充実してきた。しかし、3キャンパスとも既存校地において校舎等基本施設の新築・増築を行う空間的余裕がほぼなくなりつつある。第4次長期計画後半期における教学政策の展開方向

- を考慮しつつ、校地・校舎の整備方針についてさらに検討を重ねる必要がある。
- ②学生からの課外活動施設拡充についての要求に対しては、全学協議会等を通じて学生の意見を聴取しながら進めていく。

2. 情報基盤・教育用情報機器の整備状況と評価

1) 情報基盤の整備状況

- ①1995年度に「龍谷大学統合 LAN システム」を構築して以後、順次、利用対象者の拡大や安全性の確保、キャンパス間・学外回線の増強を行ってきた。2004年度には「基幹情報ネットワーク更新事業」により全面リプレースを実施した。その概要は次のとおりである。
- イ) ギガビットネットワークにより大容量ファイルのスムーズな送受信ができること。
 - ロ) 冗長化による安定した運用ができること。
 - ハ) 認証システム等セキュリティを強化するとともに、利便性の向上をすすめること。
 - ニ) 無線 LAN の導入により教育・研究環境の向上をすすめること。
 - ホ) IPv6 の普及を想定し、最新技術に対応できるネットワークを構築すること。
- これにより、多様な教学活動や事務遂行において、高速・安定・安全で、かつ経済性に優れた利用が可能な情報基盤を整備することができた。
- ②運用管理の強化、より高次な安全対策等が課題として残されている。今後は、eラーニングや遠隔講義などの利用増が想定されることから、それらの基準となる「ネットワークポリシー」の策定を進めていく必要がある。

2) 情報機器の整備状況

(1) 最近の整備の概要

- ①授業や自学自修で利用する情報機器はこれまでも年次更新計画のもとで整備しており、2004年度にリプレースした。リプレースにあたっては、本学のすべての学生が、統一した情報環境の下で情報教育施設を利用できるよう全学規模で更新を行うとともに、ドメインの統合化をはかり、学生がキャンパスの違いを意識することなく利用できる環境を整備することを重視した。
- ②主な整備の特徴は次のとおりである。
- イ) 深草・大宮キャンパスでは、これまでの情報処理実習室に加え、大学院共同研究室や学生の自主学修施設であるラーニング・クロスロードにも情報機器を設置した。
 - ロ) 瀬田キャンパスでは、利用者の利便性向上をめざすとともに、特色ある教育を支援するためゾーンニング（テクニカルゾーン、クリエイティブゾーン、セルフラーニングゾーンの3つにゾーンを区分し利用者にわかりやすい環境を創出）を行った。
 - ハ) これらにより、学部共用の各実習室に、全学規模で約2,000台の端末を整備することができた。
 - ニ) ネットワーク回線を、これまでの100Mbpsから1,000Mbps（ギガビットイーサネット）に増強し、学内のマルチメディア等のデータをストレスなく送受信することができるようになった。
- ③前述のような情報機器整備により、全学的な情報教育システムを構築し、学生の自発的な活用を促進するとともに、ネットワークの高速化をはかることで教育の一層の情報化を進めている。2004年度のリプレースにより、次のように利用環境を向上させている。
- イ) パソコンの高性能化
 - ロ) OSのWindowsXP®、Mac OS X®へのアップグレード
 - ハ) ネットワーク回線の増強（高速化：ギガビットイーサネットに対応）
 - ニ) ドメインの全学統合化

- ホ) 学生用ホームドライブの容量拡大 (学生個人領域を 10MB から 100MB に増量)
- ヘ) 移動ユーザプロファイルの全学的採用
- ト) Office®ソフトのアップグレード
- チ) セルフラーニング室の拡充
- リ) 利用環境の拡充 (大学院共同研究室、ラーニングクロスロード他)
- ヌ) LL システムの向上 (CALL 機能を併せ持つシステムに機能強化)
- ル) 教育支援システムの導入規模拡大
- ヲ) メディア教材作成室の拡充 (コンテンツ制作など編集機器の機能強化)
- ワ) Windows®と Linux®のデュアルブート環境の拡充 (瀬田キャンパス)
- カ) 全実習室に教員用のプロジェクターとタブレットを設置 (瀬田キャンパス)

(2) パソコン設置台数

①学部・大学院研究科の共用として設置しているパソコン台数は次のとおりである。

	Windows®			Macintosh®		
	端末台数			端末台数		
	学生用	教員用	合計	学生用	教員用	合計
深草キャンパス	565	19	584	46	5	51
大宮キャンパス	72	4	76	0	0	0
小計 (京都)	637	23	660	46	5	51
瀬田キャンパス	1,155	38	1,193	61	4	65
合計	1,792	61	1,853	107	9	116

※各キャンパスの情報処理実習室数は、深草キャンパスで 15 室 (内セルフラーニング室 3 室)、大宮キャンパスで 2 室、瀬田キャンパスで 16 室 (内セルフラーニング室 2 室) である。

②前掲の情報処理実習室に整備しているパソコン台数を、キャンパス単位の収容定員を基準にしたパソコン 1 台当たりの学生数で見た場合、概ね、瀬田キャンパスは 5 人、深草キャンパスは 13 人、大宮キャンパスは 23 人である。瀬田は良好であるが、深草はやや少なく、大宮はかなり少ない。

(3) 利用可能時間

- ①セルフラーニング室は、原則として深草・大宮キャンパスは、平日 9:00～21:35 まで (土曜日は 9:00～17:00)、瀬田キャンパスは、平日 9:20～19:30 まで (土曜日は 9:20～17:00) 開放している。学生が情報機器をなるべく長時間利用できるよう、授業終了後についても実習室を開放している。また、授業で利用する実習室についても、授業がない時間は自習用に開放することを原則としている。
- ②このような措置によって、学生の学修の促進をはかっている。

(4) 情報機器の計画的更新

- ①新しい情報技術に対応し、本学の情報基盤を常に強化していくために、情報教育システムの構築および情報機器等の更新は、年次計画を立て定期的に行っている。これまでは、キャンパス毎に個別の更新計画を立て 3 年周期で情報機器等を整備してきたが、2004 年度からは、5 年を周期として全学同時に更新を実施するよう見直した。
- ②キャンパス毎の更新計画では、キャンパス毎に OS が異なることもあり、一部、混乱が起きていた。全学統一の更新計画を立てて実施した結果、キャンパス間の相互利用が可能となり、学生は、どのキャンパスの実習室においても同一環境で利用できるようになった。全学統一方針の確立は、本学の情報教育の利便性を格段と高めたと評価できる。ただし、情報機器の更新期間 (5 年間) は固定化することなく、今後の情報技術等の進展速度や教育改革と連動させて検討していくことが必要である。

(5) 情報機器で利用するソフトウェア資源

- ①情報リテラシー向上のための基本的なソフトをはじめ、語学ソフト、プログラミングソフト、統計解析ソフト、マルチメディアに対応するための動画静止画編集ソフト、外部に発信できるコンテンツ作成のためのネットワーク関係ソフトや学部教育に寄与する専門的なソフトウェア等を整備している。また、財務や経済データ、法律判例などの各種データベースを整備している。
- ②学部の教育方針に沿ったソフトウェアを適宜導入し、教育に役立てている。こうしたソフトウェアや資格講座などの自学自修用ソフトウェアの導入は、自学自修環境の提供などにより学生の自発的な学修の機会にも繋がっており、今後も引き続き充実していく必要がある。

(6) 情報教育の基盤整備と効果

整備された情報機器は、情報処理実習科目をはじめ、語学、基礎演習、演習などにおいて幅広く利用され、学生の多様な能力の育成に大きく貢献している。

- ①情報リテラシーと情報倫理観の醸成：情報を効果的に活用する実践能力を育成する講習会の開催（深草キャンパス）や情報倫理教育確認試験の実施（瀬田キャンパス）等により、情報リテラシーの向上と情報倫理を身につける能力を育成している。
- ②問題解決能力と情報発信能力の育成：マルチメディアを中心とした教育の充実により、学生がフィールドワーク等を通して得た調査結果の成果物をコンテンツとして作成し発信するなど、学生の知的好奇心を刺激し、情報を主体的に活用する能力の育成に役立っている。こうした情報技術を活用した教育によって、問題整理・問題解決能力や情報発信能力を育成するとともに、広い視野と柔軟な発想力を養うことに役立っている。
- ③動画、画像等のデジタル化されたデータ処理を通じたデータを解析し実際の研究に応用できる能力の育成：調査実習等を通じ、データの収集から分析・加工・編集・プレゼンテーションまでの一貫した流れの中で、SPSS 等を用いた多変量解析を中心とする統計解析や効果的な情報の活用能力を育成している。
- ④動的なデジタル作品制作による自己表現能力の育成：情報を発信する際の人間の表現技術と、それを効果的に見せるための処理技術を身につけ、メディアの設計、プログラミングによるグラフィックスの制作、ネットワーク上への作品の発信を行うことにより、自己表現能力の育成にも貢献している。
- ⑤複数 OS の導入による、特定技術にとらわれることのない柔軟な応用力の育成：Windows®上のソフトウェアに限らず、Linux®を含めたデュアルブートによる利用（瀬田キャンパス）や Macintosh®によるソフトウェア等の活用を通して、課題に応じた技術を自ら選択できる柔軟な応用能力の育成に貢献している。
- ⑥CALL や LL 授業の展開による外国語コミュニケーション能力の育成：多様な視聴覚教材を利用した CALL や LL 授業の展開と多言語環境を備えることで、コンピュータをコミュニケーションツールとして活用し、リスニング、ライティング能力の育成を促進する。また、実習室の開放を活用した学生の自発的な学修により外国語能力のスキルアップをめざしている。
- ⑦情報教育システム環境の拡充による現有資産の効果的利用：情報基盤の整備が遅れていた大学院共同研究室（自習室）、学部共通コースコモンルーム、ラーニング・クロスロード（実習室／深草キャンパス）なども新たに情報システムの中に取り込むことによって、それらの施設の利便性を高めた。

(7) 支援体制

- ①本学の全学的な情報化を促進・支援する部署として、「情報メディアセンター」を設けている。
- ②情報メディアセンターが管理する「情報実習室」（深草学舎、瀬田学舎）においては、基礎的な情報教育（ネットワーク社会における情報倫理、コンピュータの基本操作等）や

外国語教育および各学部の専門教育に係わる授業が多数行われている。これらの授業を支援するために、情報メディアセンターには、教育支援職員が配置されている。「第 9 章 教員組織（学部・大学院） 第 4 節 教育研究支援職員・研究支援職員（全学）」を参照。

3）前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

情報関連機器の技術革新は、機器更新やバージョンアップを常に必要としている。それに速やかに対応できるように、情報関係機器は購入ではなく、レンタルで対応している。基本的には今後もこの方向で拡充は図っていくが、一層効果的な方法についてさらに検討を深めたい。また、人的養成にも留意すべきである。

（2）その改善状況

情報機器関係の技術革新に対応し得る機器の更新・整備と運用支援をはかるために、新たに「情報メディアセンター」を設け、そこを中心にして積極的な取り組みを行っている。

4）今後の課題と改善方策

- ① 今後、情報技術が教育に与える影響はますます大きくなる。情報機器・教室等について、引き続き年次計画をもって整備するとともに、教育効果を高めるための積極的な活用方法についても検討していく必要がある。
- ② ユビキタス環境の整備を進めているが、併せて十分なセキュリティ対策も講じていく。

第3節 キャンパス・アメニティ等（全学）

【キャンパス・アメニティ等（学部）】

B 群・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

B 群・「学生のための生活の場」の整備状況

B 群・大学周辺の「環境」への配慮の状況

1. キャンパス・アメニティの形成と支援体制の確立状況と評価

本学は、主に次の3つの視点から、キャンパス・アメニティの形成と支援を行っている。

- ①学び、憩い、交流等、学生のキャンパスライフの質の向上をめざす。
- ②教職員の働きやすい環境を整備する。
- ③地域の人々と共生していくキャンパス創りをめざす。

1) キャンパス・アメニティの形成と支援体制

キャンパス・アメニティを形成していく上で重要なことは、大学の構成員である学生、教職員の意見等を聴きながら施設・設備を整備していくことである。そのため、本学では、次のような体制を整備している。

- ①全学協議会を通して学友会から提起される要望や意見を聴く。
- ②事務担当部署である財務部（管理担当）および瀬田事務部においては、設計事務所等の協力を得ながら学内外の情報を収集しておく。
- ③具体的な施設・設備の新設または改修等を行う場合は、関連する既存の委員会の審議を経るか、または検討委員会等を置いて教職員の意見を聴取する。学生の施設に係わる場合は、学友会を通して学生の意見を聴く。
- ④部局長会で、具体的な整備計画案を総合的に検討の上、審議決定する。ただし、施設の新築、校地の取得、大規模な改修工事等については、整備計画案を評議会に提案し、その審議を経た後、理事会で決定する。

このように、本学では、事務担当部署による日常的な関連情報の収集と検討、学生や教職員のニーズの的確な把握、大学構成員の要望や意見の聴取等を行いながら整備計画案を作成していくという方法でキャンパス・アメニティを形成・支援している。

2) キャンパス・アメニティ形成・支援のための基本方針

各キャンパスの開設経緯を踏まえながら、次のような基本的な考え方に立ってキャンパス・アメニティの形成を促進している。

- ①建学のシンボルである礼拝施設を、3キャンパスに置く。
- ②校地面積・形状等による制約はあるが、可能な限り学生のキャンパスライフの質を向上させることを基本にしてキャンパスを整備する。
 - イ)緑化面積の確保、談話室やベンチの設置をはじめとする「憩いの場」を創出する。
 - ロ)食堂・喫茶、書籍、文具、日用雑貨、旅行等用の店舗を学生の動線等を考慮して、授業の間でも利用しやすいよう改善していく。
 - ハ)業務委託による清掃作業を徹底し、キャンパスの美化に努めている。
- ニ)学生の健康管理を促進するために、3キャンパスに健康管理センター（診療所）を置く。
- ホ)学生の利用率が高いトイレから優先的に洗浄便座化を進める等衛生的なトイレの拡充を進めていく。
- ヘ)すべての建物内で禁煙とし、分煙化を徹底するため、灰皿は屋外の特定の場所に設置する。たばこの自販機は学内から撤去する。
- ト)キャンパス内の安全面も考慮する必要がある、人権に配慮した監視・警備体制の強化に努める。

- ③すべての教室棟、研究・事務室棟は、冷暖房を完備している。ただし、環境への配慮から、冷房の下限は摂氏 28 度に設定し、暖房の上限は 20 度を原則とする。
- ④すべての施設をバリアフリー化していくことを原則とする。
- ⑤地域社会との共生を促進するため、地域懇談会、地域を含めたキャンパス交流イベントの開催、施設の開放等を行う。
- ⑥学友会と協力しながら、看板の設置場所の特定、たばこのポイ捨ての禁止等学内の美化とマナーの向上に努める。
- ⑦学生が、昼休み時間中に、教学部（学部担当等）の窓口をできるだけ長く利用できるよう、授業時間との関連を考慮して、職員の昼休み時間を設定している。

キャンパス	2 講時終了	3 講時開始	職員昼休み時間	窓口利用可能時間
深草・大宮	12:15	13:15	11:30～12:30	45 分間
瀬田	12:30	13:30	11:45～12:45	45 分間

深草・大宮キャンパスにおいては、以前、職員の昼休み時間は、12:30～13:30 であったため、学生の利用可能時間は、授業終了後の 15 分間のみであった。課長会議で協議の結果、3 年程前から現行に改められた。職員の自主的な申し出により、このような改善がなされ、学生サービスの向上につながったことは評価できる。

現在、以上のような基本方針の下で、3 キャンパスのアメニティの形成・支援に取り組んでいる。特徴的なことは、学生に対しては指示的な対応だけではなく、大学構成員の一員としての学生の意見を聴取したり、その協力を得て進めていることである。

3) 地域との共生

- ①本学は、許可された者（身体障がい者、理工学部学生で実験等が深夜におよぶ場合等）を除き、構内への自動車の乗り入れを認めていない。これらは、排ガスや騒音をできるだけ減らし、周辺住民の生活環境を守るための措置である。
- ②学生の利便性への配慮から、3 キャンパスとも自転車・バイク通学による構内駐輪は認めている。「駐輪場利用要項」を定めて管理運営を行っている。外部委託により常備警備員を配置して駐輪指導を行っていることにより、概ね適正に運営されている。しかし、毎年、放置自転車等の対策には苦慮している。
- ③大学周辺の環境への配慮については、次のような取り組みを恒常的に行っている。
 - イ) 不法駐輪（駐車）の取り締まり
 - ロ) 警察・安全協会との連携による交通安全マナー講習会の開催
 - ハ) 騒音・ゴミ等の苦情処理対策
 - ニ) 地域住民、各種団体との定期的な連絡協議会等による連携
 なお、問題が発生した場合には、可能な限り迅速な問題の解決に向けた努力を行っている。これらの取り組みは一定の成果をあげ、地域住民からの理解も得られているが、なお改善に向けた継続的な努力を要する。
- ④キャンパスの規模が大きいことと交通至便の立地条件から、学外者からの教室等の利用申込が多い。本学は「校舎等施設の学外者使用規程」を定めて、積極的に貸し出しに応じている。大規模な会場を確保しにくい状況にあって本学の姿勢は、利用者から評価されている。本学の社会貢献活動の一環であり、積極的な評価ができる。
- ⑤深草・瀬田キャンパスにおいては、学園祭等学内イベントに地域住民が参加することを奨励しキャンパスを開放している。
- ⑥学術情報センター（大宮、深草、瀬田図書館）を、地域に開放している。REC 個人会員になれば年間 3,000 円で利用することができる。また卒業生は、定期的に利用する場合には 1 年度間 1,000 円で、また 1 日のみであれば所定の手続きの後利用することができる。

2. 今後の課題と改善方策

- ①環境保護に力を入れているが、環境保護のための基本的な取り組み方針を確立していく必要がある。
- ②「エネルギーの使用の合理化に関する法律（「省エネ法」）」において、3 キャンパスのうち深草・瀬田キャンパスは年間使用電力が 600 万 kw/h 以上となることから、「第 2 種電気管理指定工場」に指定されている。これを受けて、本学では省エネルギーに向けた改善方策の体系的取り組みを推進するため、2004 年度に「省エネルギー推進委員会規程」を制定し、委員会のもと本格的に省エネルギーに向けた取り組みを行っている。今後は、ソフト・ハードの両面から、さらに具体的な取り組みを行っていく。

第4節 利用上の配慮（全学）

【利用上の配慮】

A 群・施設・設備面における障害者への配慮の状況

C 群・キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

1. 障がい者への配慮の状況と評価

- ① 本学は、建物の新築・改修時等においては、法令の遵守はもとより、次のような措置を施すことを原則としている。
- イ) 各建物入り口付近に、車いす用のスロープを設ける。
 - ロ) 建物にエレベーターを備え、障がい者が1人でも操作できるような機能を備える。
 - ハ) 障がい者用トイレを設置していく。
 - ニ) 固定椅子教室には、必ず可動の机・椅子を1カ所設ける（車いす対応）。
 - ホ) 階段には手摺りを設ける。
 - ヘ) 構内に障がい者用の駐車スペースを確保する。
 - ト) 誘導ブロック、点字拡大表示・点字拡大案内図等を整備していく。
- ② 大宮キャンパスには、文化財として指定を受けた校舎があり改善が遅れがちであったが、木造校舎である北翼・南翼（外観が重要文化財）には、改修時にエレベーターを設置した。大宮図書館も改修により改善される。ただし、本館は内外部とも重要文化財であり、大きな構造変化を伴うためエレベーターは設置できない。また深草キャンパスにおいては、現在キャンパス修景工事が計画されておりその中で、さらにバリアフリー化を進めることにしている。併せて障がい者が運営する「カフェ」を2006年4月に設け、障がい者に働く場所を提供する予定である。

2. スクールバスの現状と評価

本学は、深草キャンパス（京都市伏見区）、大宮キャンパス（京都市下京区）、瀬田キャンパス（滋賀県大津市）の3つのキャンパスを擁している。このキャンパス間の移動が円滑に行えるようスクールバスを運行している。

- ① スクールバスは学生の授業および課外活動、教職員の校務等のための学舎間の移動が円滑に行えることを目的として運行している。
- ② スクールバスの運行時刻は、授業の開始・終了時間を考慮して編成されている。1日（授業期間中）の運行便数は次のとおりである。

便数 曜日	便数	
	深草→大宮	大宮→深草
月～金	20	20
土	3	3

便数 曜日	便数	
	深草→瀬田	瀬田→深草
月～金	14	15
土	4	4

※瀬田キャンパスから深草キャンパスへ向かう最終便の出発時刻は、午後9時20分。

以上のとおりスクールバスの運行を行っており、学生や教職員がキャンパス間を移動する場合の便宜をはかっている。

3．今後の課題と改善方策

- ①深草キャンパスでは、前述のとおりキャンパス修景工事の中で一層の改善をはかる予定である。
- ②各校舎や教室の入口ドアの大半は、防音性を優先しているため、手前に引いて開く方式になっており（引き戸ではない）、かつ重い。車いす利用者がドアを開閉するには困難を伴う場合が多い。各棟の自動ドアについては深草キャンパス 21 号館ならびに瀬田キャンパス 6 号館・7 号館・瑞光館・学生交流会館等新しい建物や瀬田図書館等一部に導入しているものの、多額の経費を要することから、それ以上の導入には至っていない。現在は、居合わせた学生の協力等によって対応している。これについては、どの範囲まで改善すべきであるかを検討する必要がある。長期的な課題とせざるを得ない。
- ③スクールバスについては、学生の要望を聴きながら増発等の改善を行ってきたが、それでも満員で乗車できない場合がある。実情を調査する等して引き続き改善に努めていく。

第5節 組織・管理体制（全学）

【組織・管理体制（学部）】

B 群・施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

B 群・施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

【維持・管理体制（大学院）】

A 群・施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

B 群・実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

1. 維持・管理責任体制の確立状況と評価

大学の施設・設備は、学校法人の基本財産であり、その運用にあたっては、関係法令に基づくとともに、具体的な教学の展開に則した適正な維持・管理がなされ、かつ安全が確保されなければならない。このため、法人においては「学校法人龍谷大学固定資産および物品管理規程」が定められ、大学においては関連規程等を整備している。

1) 管理単位と管理担当者、運営方法等の明確化

- ①「学校法人龍谷大学固定資産及び物品管理規程」に基づいて、京都キャンパスにおいては財務部、瀬田キャンパスにおいては瀬田事務部を主管として、各施設の管理区分を明示し、その区分毎に管理担当部署と管理担当者（教職員）を明確にして、日常管理を行っている。
- ②外国人留学生の日常生活を維持する基盤としての宿泊施設については、教育施設としての意義も踏まえた管理運営を行うために、次のような関連規程が定められている。
 - イ）龍谷会館規程（深草キャンパスに隣接）
 - ロ）ルミエール間宮規程（瀬田キャンパス近辺）
 - ハ）大宮荘規程（大宮キャンパス付近）
 - ニ）向島学生センター規程（京都市住宅供給公社所有、本学が賃貸／3キャンパス対象）
- ③課外活動や自治活動の拠点として日常的に学生が使用している学友会館・紫朋館（クラブボックス）等の施設、体育館・グラウンドおよび放送施設等大学と学生が共用している施設については、大学側の管理権を明確にしつつ、学生の代表者を含む委員会を設置し、管理方針等を毎年確認しながら適正管理、安全確保に努めている。このため、主に次のような学内規程が定められている。
 - イ）体育館規則（深草・瀬田）
 - ロ）学友会館規則（深草）
 - ハ）学生交流会館規程（瀬田）
 - ニ）紫朋館規程（深草）
 - ホ）放送委員会規程（全学）なお、新設された瀬田キャンパスにある「青朋館」の運用に係わる規程がないので、至急、制定する必要がある。
- ④日常的な施設・設備の修繕等については、各部からの申請に基づき、財務部、瀬田事務部が行っている。

以上のとおり、関連規程等に基づいて日常的な管理運営が適切になされている。特に、学友会館、学生交流会館、紫朋館、青朋館等学生の自治活動・課外活動の拠点となる施設・設備の日常的な管理運営は、大学は、学生を信頼して、学生の主体的責任によって行うよう指導している。今のところ、学生は特に大きな問題を起こすことなく運営している。この管理運営方式は、学生の組織運営の要領や責任感を養成する上で役立っており、教育上の効果もある。

2) 衛生・安全管理および環境被害防止のためのシステムの整備状況

- ①「防火管理規程」を定め、防火管理体制を整備するとともに、自営消防組織を設けている。前述の施設の管理担当部署と管理担当者が、防火責任をも担っている。同時に火災等の緊急時に対応するため、キャンパス毎に「キャンパス緊急連絡体制」を定めている。
 - ②瀬田キャンパスは、理工学部 of 教学活動に付随する独自の施設・設備が整備されているため、次のような規程等を定め、安全に配慮した運用を行っている。
 - イ) 瀬田学舎安全委員会規程
 - ロ) 放射線障害予防規程
 - ③理工学部・理工学研究科の実験に使用した水等の廃棄にあたっては、法令の定める処理施設（中和槽）を整備し、環境被害を防止する措置を講じている。また、その他の廃棄物等は、専門の処理業者に委託して処理し、環境被害が起きないように努めている。
 - ④キャンパス毎に法令に基づく「法定管理者」（外部委託を含む）を選任し、業務を執行している。管理技術者（電気主任技術者、放射線取扱主任者等）については、専門資格を要する者を雇用するとともに、水質検査、エレベーター検査等については外注（専門会社）により定期的に実施して関係官公庁に報告している。
 - ⑤理工学部は、「安全のてびき」を毎年度作成し配布している。また、一部学科においては所轄消防署の協力を得て安全講習会を実施しており、消火器を使用した消火訓練も行っている。さらに、危険度が高い実験機器や工作機器の運用にあたっては、事前講習を受講しない限り、使用することを認めない等の措置を講じている。研究室で用いられる放射線からの防護対策と作業に従事する理工学部学生の放射線安全教育という立場から、電離放射線健康診断を行っている。「第 15 章 人権・健康管理等（学部・大学院） 第 6 節 健康管理センター（診療所）」を参照。
 - ⑥清掃業務は、外部業者に委託している。キャンパス全体を特定業者に委託することはせず、建物群毎に異なる請負業者と契約し、毎年そのコストや業務の質を評価して契約更新の可否を判断している。
 - ⑦防犯・警備等の守衛業務も、専門の外部業者との委託契約で行っている。守衛の業務内容については、日報により 3 キャンパスの担当部署が把握している。また、夜間の学内照明の改善、防犯カメラの設置、防犯パトロール等を行っている。
- 清掃業務と同様、そのコストや業務の質を評価して、毎年契約更新の可否を判断している。

以上のとおり、キャンパス毎に衛生・安全が確保され、環境に対する配慮を行うシステムが整備され日常的に稼働している。しかし、一部には、たばこの不始末等安全上危惧すべき事態や消灯忘れが起きている。点検業務に一層努めるとともに、防火意識の徹底にも努めていく。また、外部からの侵入者による犯罪等も時々発生しており、出入りが自由な大学構内にあってその防止は難しい側面もあるが、巡回の強化等による事前防止に努めていく必要がある。

2. 今後の課題と改善方策

- ①本学の施設・設備は、教学活動の多様化にともない依然拡充の方向にある。さらに構成員も増えていくことが予想される。従って、施設・設備の管理運営は、今後さらに効果的な手段をもって実施されることが求められる。また、その際には同時に安全管理の徹底がはかれることが肝要である。現在、守衛業務等一部を外部へ委託しているが、打ち合わせを定例的に行うなどして、大学の管理運営の下で適正に業務が遂行されるべきことは言うまでもない。引き続き、適正管理に努めて行く。
- ②委託業者とは、更新の可否を判断した上で、毎年個別に契約を締結しているが、結果として同一業者が数年続くと評価が甘くなる傾向が生じてくることは否めない。その評価に外部のコンサルティング業者を用いる等の工夫をもって、適正な評価を担保した上で契約を更改していく必要がある。

第6節 深草キャンパス

－文学部（1・2年次）、経済学部・経済学研究科、経営学部・経営学研究科、法学部・法学研究科－

【施設・設備等の整備（学部）】

A 群・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性…（表 36、表 37、表 38、表 40）

【キャンパス・アメニティ等（学部）】

B 群・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

B 群・「学生のための生活の場」の整備状況

B 群・大学周辺の「環境」への配慮の状況

【施設・設備等（大学院）】

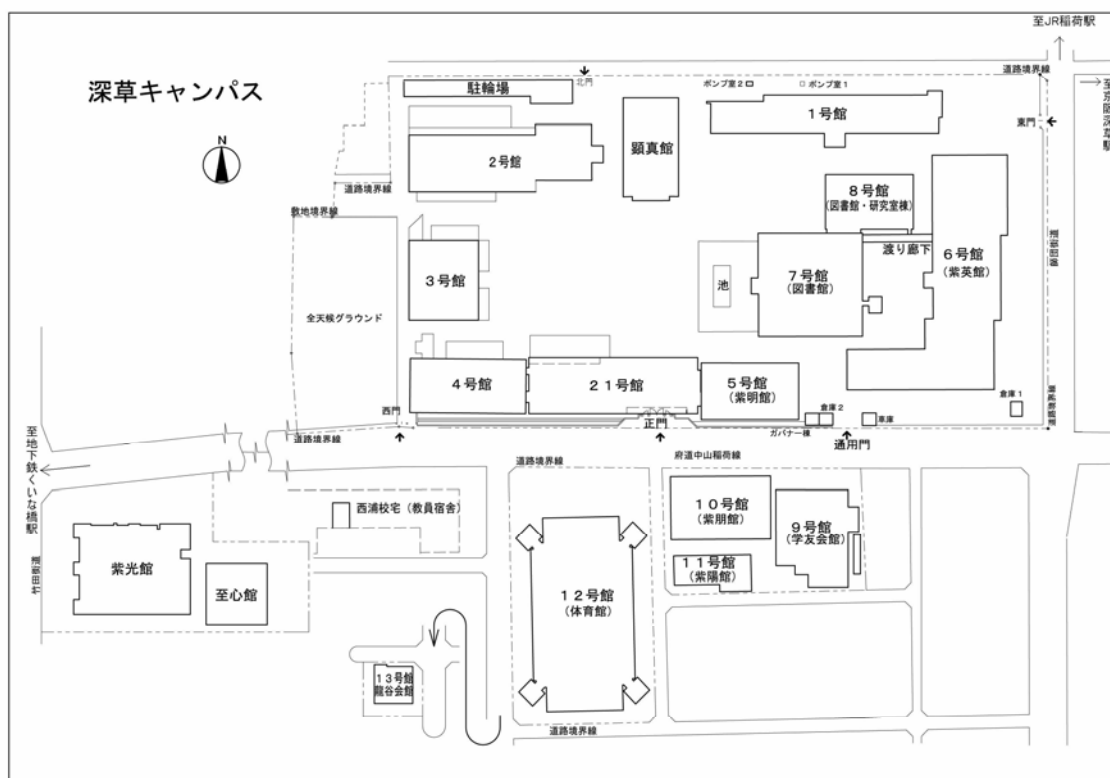
A 群・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性…（表 39）

B 群・大学院専用の施設・設備の整備状況

1. 施設・設備の整備状況と評価

1) 深草キャンパス鳥瞰図

2005年5月現在の、深草キャンパスの鳥瞰図を以下に示す。



2) キャンパスの全体状況

- ① 深草キャンパスは、京都市南部の市街地（伏見区）にある。JR 奈良線「稲荷」駅、京阪本線「深草」駅、京都市営地下鉄「くいな橋」駅から徒歩圏内にあり、交通至便である。文学部（1・2年生）、経済学部、経営学部、法学部、短期大学部の学生および経済学研究科、経営学研究科、法学研究科および法務研究科の院生が学ぶ、本学で最も学生数が多いキャンパスである。大学の本部機能もこの深草キャンパスに置かれている。
- ② 教室等の基本的施設について、校地面積等の物理的制約の中で有機的・効率的に利用す

る必要からいわゆる学部棟方式は採用せず、収容人数・用途に適した教室を学部共同で使用している。各施設には冷暖房設備を完備しており、また可能な限り快適な教学環境を学生に提供できるよう工夫している。例えば、連結機の椅子は座席パッドや跳ね返り収納等、メーカーと協力して本学独自の仕様を開発したものである。

3) 教室等基本施設・設備の整備

(1) 講義室・演習室

教室等基本的施設については、校地面積等の物理的制約がある中で、教室棟を計画的に改築および新築しながら多様なタイプの教室を整備してきた。その現況については、「**大学基礎データ表 37 学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模（深草学舎）**」を参照。

①教室は、その規模や区分利用への配慮から、各教室棟に次のように配備している。

- ・3号館 …………… 主に中・大教室を配備
- ・2号館 …………… 主に小教室（大教室は2室）を配備
- ・1号館・21号館 …………… 主に中・大教室を配備
- ・4号館 …………… ゼミ教室を配備
- ・5号館 …………… 情報実習室を配備

このように教室の機能別に教室棟を整備したことにより、4号館を中心とした自主ゼミ等学生の自主的な学修活動の促進、1号館を中心とした課外活動と共用する場所の確保、3号館を中心とした学会の全体集会と分科会の開催等、授業以外にも多様な教学活動を進める上でも利便性が高まった。

②教室（講義室・演習室・自習室）は大学院専用の自習室を除いて、学部、大学院、短大の共用である。

(2) 特別教室

①深草キャンパスにおいては、正課教育課程の授業に必要な実験室等、それ以外の学生の能力開発をめざした特別研修講座等が置かれている。これに対応する特別教室として、「**大学基礎データ表 38 学部の学生用実験・実習室の面積・規模（深草学舎）**」のとおりに整備されている。

②これらの教室には、その目的に則して書籍、設備等が整備され、有効に活用されている。

③短期大学部（社会福祉科）も専用施設を整備しており、有効に活用されている。

4) 今後の課題と改善方策

①教室事情については、臨時定員の返上による学生数の減少、大人数講義を解消するための事前登録制度ならびに時間割編成の工夫等により、年々改善されている。しかし、なお時間割編成によっては、その科目に最適な教室を割り当てることが困難な場合がある。

②教室の仕様については、多様な教育方法に対応できるようさらに改善する必要がある。例えば、大人数講義に対応した教室は大半が机と椅子を固定しているが、移動可能な机や椅子を併せて持つ機能的な教室を配置することが望まれている。

③教員の個人研究室については、これまで6号館、8号館に集中して配備してきた。しかし、法科大学院の開設によって、その方針の変更を余儀なくされ、飛び地である紫光館・至心館にも研究室を配備することとなった。これにより、学術情報センター分室、講師控室等、既存施設と同種のものを別途設ける必要が生じた。これまで諸施設の有機的連携と効率性を施設・設備の配備のコンセプトとしてきたが、それとは相容れない状況が生まれている。今後は、教学環境を低下させることなく長期的かつ計画的な環境整備をはかっていきたい。

2. 教室の使用状況と評価

1) 学部別の使用状況

- ①学部等別・教室規模別の使用状況は、「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」のとおりである。
- ②受講登録者数が確定した後に、教室配分のための調整会議により、各授業科目の受講者数や授業方法に見合う教室の割り当てに努めている。概ね、そのとおりに配当されているが、開講時間帯によっては、適当な教室の割り当てが困難な場合もある。

2) 今後の課題と改善方策

すべての授業科目にその受講者数や授業方法に見合う教室を配当することは、物理的制約から困難である。長期の施設計画と併せて漸次改善をはかっていく他ない。

3. 大学院研究科の施設・設備の整備状況と評価

深草キャンパスには、学部を基礎とした経済学研究科、経営学研究科および法学研究科と専門職大学院である法務研究科が設置されている。このうち法務研究科は、新たに校地を取得し、既存キャンパスからやや離れた飛び地に設置され、独自の施設・設備を整備している。ここでは、主に既存の3研究科にかかる事項を記述する。

1) 施設・設備の整備状況

(1) 講義室・演習室

- ①3研究科で使用する講義室・演習室はすべて学部と共用である。
- ②演習科目については4号館の演習室を中心に確保されている。収容人員は26人であり、規模としては適当である。
- ③講義科目についても、学部と比較して小規模で行われることから、情報実習室を使用する以外は、各研究科とも4号館（ゼミ棟）の演習室で行われている。4号館には、院生の自習室（共同研究室）も置かれており、講義の場所と隣接しているためその利便性は高い。

(2) 自習室（大学院生共同研究室）

- ①院生の自習室は、4号館（ゼミ棟）の2階に3研究科とも独自にスペースを確保している。
- ②使用基準を設けて院生の自主管理によって運営している。院生の自主的な学修・研究活動を支援するために、8月中旬の4日間（8/13～16）、年末・年始（12/29～1/4）を除いては、特別な事情がない限り使用できるようになっている。
- ③学修しやすい環境の整備にも努めている。
 - イ）使用期間中の冷暖房が必要な時季は、9:00～21:00まで運転する。
 - ロ）院生共同のパソコンルーム（1室）、共同研究室（2室）を整備している。
 - ハ）コピー機（1台）を設置している。

以上のとおり、限られたスペースの中で学修・研究環境を整備してきたことは評価できる。ただし、近年は院生（修士課程）が急増してきた研究科もあり、十分に対応できない事態も起きている。

2) 研究科の特記事項

(1) 経済学研究科

院生専用の共同研究室（自習室）が、3室設けられている。

(2) 経営学研究科

経営学研究科のビジネス・コースは、社会人のニーズに応えるため、平日の夜間と土曜日、日曜日に開講している。講義科目はゼミ教室で、演習科目は各指導教員の研究室で行われ、大学院共同研究室（自習室／3室）は自習や交流の場として機能している。

(3) 法学研究科

- ①大学コンソーシアム京都にある教室を借用し、2005年度よりNP0・地方行政研究コース開設科目を10科目（前・後期）程度開設した。京都駅に近いという利便性もあり、受講生には好評である。
- ②共同研究室は院生2名に1机という現状であり、改善が望まれる。
- ③NP0・地方行政研究コースにはキャンパスをまたがる講義がある。遠隔授業が可能な教室等の早急な整備が必要である。

3) 今後の課題と改善方策

- ①院生が増えたことによって院生の自習室の環境整備が課題となっている。以前は、院生1人ずつに机・椅子が割り当てられていたが、そのようなスペースを確保することが困難になっている。院生協議会と話し合いながら、自主学修・研究スペースをどのように確保するのか、また、確保の必要があるのか検討していく。
- ②深夜に帰宅する院生もいるため、防火・防犯等の安全管理には、引き続き注意していく必要がある。
- ③NP0・地方行政研究コースに限らず、遠隔授業が実施できる基盤の整備を急ぐ必要がある。

4. キャンパス・アメニティ等の現状と評価

1) キャンパス・アメニティの形成

- ①建学のシンボルである顕真館（礼拝堂）をキャンパス北側に配置し、その南正面には正門がある。この顕真館を中心に、北東（1号館）、北西（2号館）、西（3号館）、南西（4号館）、南（21号館、5号館＜情報メディアセンター＞）の教室棟、東に6号館（本部、研究・総務・教学等の事務部門および健康管理センター）を、また、キャンパス中央には学術情報センター（深草図書館）を配置している。学生の学修と教員の教育研究活動にとって機能的な配置となっている。
- ②通学時には東の京阪深草駅側の東門から入構する学生が大半であるため、この東門に隣接する位置に教学部と掲示板が置かれており、多くの学生が登校してすぐに掲示物を確認したり事務室窓口に行くことができるよう配慮されている。
- ③校舎は一部を除きレンガ色に統一し、空間校地に緑地とベンチをできるだけ多く設けることにより、学生の「憩いの場」を創出するよう努めている。
- ④食堂・喫茶・購買部、書籍部、サービス事業部等の店舗は、2006年4月オープン予定の喫茶店舗1つを除き、生活協同組合（生協）が運営している。
 - イ) 食堂・談話室は、9号館（学友会館）の1階・2階をはじめ、2号館・3号館・4号館の教室棟地下に置かれている。また教職員専用食堂を、個人研究室と事務室が集中している6号館6階に設置している。
 - ロ) 書籍部、購買部やサービス事業部は、以前、教室棟から離れた9号館の2階にあったが、2005年度に教室棟である2号館の1階に移転した。これにより、利便性はかなり高まった。
 - ハ) 食堂・談話室をあわせた座席数は、屋内1,960席、屋外にはテラスとして169席

の計 2,129 席を設けている。これらは、「憩いの場」としての機能を高める役割を果たしている。しかし、ピーク時の昼食時間帯には混雑し、また座席数が不足する場合があります、学生が屋外で昼食をとるといった光景も見受けられる。一方、ピーク時を除けば座席数が不足することはなく、また春・夏および冬期には長期にわたる休暇があるため、年間を通しての利用実態にアンバランスが生じている。そのため、限られたキャンパスの中で施設を拡大することは必ずしも効率的であるとはいえない。これらの課題については、キャンパスの全体構想のなかで、より快適な環境を確保するよう検討していく。

- ⑤教員の個人研究室は、キャンパスの東側にある 6 号館およびそれと隣接した 8 号館（学術情報センター〈深草図書館〉の一部）に集中して置かれている。6 号館の 1・2 階には、学部（学部担当）、総務部（総務・人事担当）、研究部、社会科学研究所（事務室・資料室）および健康管理センター等があり、さらには渡り廊下で連絡している学術情報センター（深草図書館）も近くにある。教員にとって利便性が高い配置になっている。

なお法科大学院は、飛び地の至心館・紫光館に個人研究室、法科大学院事務室、学術情報センター分室、演習室が集中しており、教員および院生にとって利便性はかなり高い。しかし、総務部、健康管理センターは、従来のまま 6 号館にしかないので、それに係わる事項の利便性は低下せざるを得ない。やや離れているので、連絡の車を運行し必要な書類等のやり取りをしている。

- ⑥深草キャンパスにおいては、限られた校地を効率的に活用する必要から学部棟の考えはとらず、教室棟群、研究室および事務棟群、学生生活・課外活動施設棟群のように、キャンパスのゾーニング構想により施設を整備してきた。これにより、教室棟・研究棟・事務棟の整備が計画的に行われ、教学条件は年々向上してきた。しかし、大学を取り巻く環境の変化に合わせて事務組織等の改変を積み重ねたことから、6 号館に集中していた事務室の一部が他へ移転せざるを得なくなり、学生の動線からするとやや利便性が低下した側面もある。
- ⑦深草キャンパスは、開設時においては旧軍の施設を利用しており、それを順次、新築の施設に建て替えながら整備してきた。これには長期間を要したため、キャンパス・アメニティの視点からすると、瀬田、大宮キャンパスと比較してやや劣るといわざるを得ない。これを改善するため、ここ数年学生の動線を考慮して生協店舗の一部を教室棟内に移動したり、学生の「憩いの場」を拡充する等、順次改善を進めている。現在、キャンパス修景計画に基づき工事を進めており、キャンパス・アメニティは大幅に改善される見込みである。
- ⑧24 時間体制で守衛を配置し、キャンパス内巡回等の保守・警備を行っている。また市街地に立地すること、キャンパスが相当の敷地面積を有することから、夜間の侵入者に対し赤外線センサーによるセキュリティ対策も採用している。警備体制については、これらのことから、その質が向上したといえる。

2) 地域との共生

- ①前述のとおり深草キャンパスでは、学外者からの教室等の利用申込は多い。教育研究活動および学生の諸活動に支障がない日（祝日・休日等）を中心に、校舎等施設の学外者使用を認めている。主に資格検定試験や官公庁の採用試験および全国的な研修集会等に活用されている。有料ではあるが、主催者からは、交通の便も良く、かつバリアフリーに配慮した 3,000 人規模の試験会場を確保できることで好評を得ている。2004 年度実績は、延べ約 90 件に及ぶ。本学の社会貢献活動の一環でもあり積極的な評価ができる。

しかし、最近は教学活動が多様化しているため、休日における教学活動や研究会等が以前より頻繁に行われるようになり、学外者の利用希望日と重なる場合も増えている。今後は、休日における学内者の利用施設と学外者へ開放する施設との棲み分けを明確にし、施設開放の社会的要請に引き続き応えていくよう配慮していきたい。

- ②自家用車等を周辺地域の路上に不法駐車する事例が毎年起きている。厳重な指導を行っているが、効果はうすい。

③地域の自治組織（町内会等）と定期的に懇談会を開いて、率直に意見を交換している。

3) 今後の課題と改善方策

①深草キャンパスの長期計画に基づく教室棟の整備が一段落した（2003 年度）。教学施設の機能面に配慮しつつ、学生のキャンパスライフの活性化をはかるために、キャンパス修景計画に基づく工事を行い、キャンパス・アメニティの質的向上をはかる。

具体的には、雨天時にも休憩スペースとして利用可能な「情報キオスク」、学生の交流・憩いの場となる温かみのある「木製ベンチ」、「リング屋根」、「緑地サークル」、「水盤」、「ステージ」等を設置する。

②ピーク時の食堂座席数不足については、稼働率を十分考慮したうえで新たに検討する必要がある。

③自動車の不法駐車対策については、さらに警備・指導を強化するとともに、学友会と協力してマナーアップのための運動を継続していく必要がある。また騒音、ゴミ等の周辺住民からの苦情に対しては、問題の発生を可能な限り抑制する努力を継続するとともに、問題が発生した場合は迅速に対応する必要がある。

④深草キャンパスは多くの学生を抱えており、その中には大学周辺で暮らす下宿生も多い。そのため学生の日常生活が地域にもたらす問題も、種々あるといえるだろう。長期計画において共生（ともいき）をめざすグローバル大学を掲げる本学は、地域の一構成員であることをあらためて自覚し、地域の発展に貢献するよう地道な活動を継続していく必要がある。

第7節 大宮キャンパス

－文学部（3年次以上）・文学研究科－

【施設・設備等の整備（学部）】

A 群・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性…（表 36、表 37、表 38、表 40）

C 群・記念施設・保存建物の保存・活用の状況

【キャンパス・アメニティ等（学部）】

B 群・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

B 群・「学生のための生活の場」の整備状況

B 群・大学周辺の「環境」への配慮の状況

【施設・設備等（大学院）】

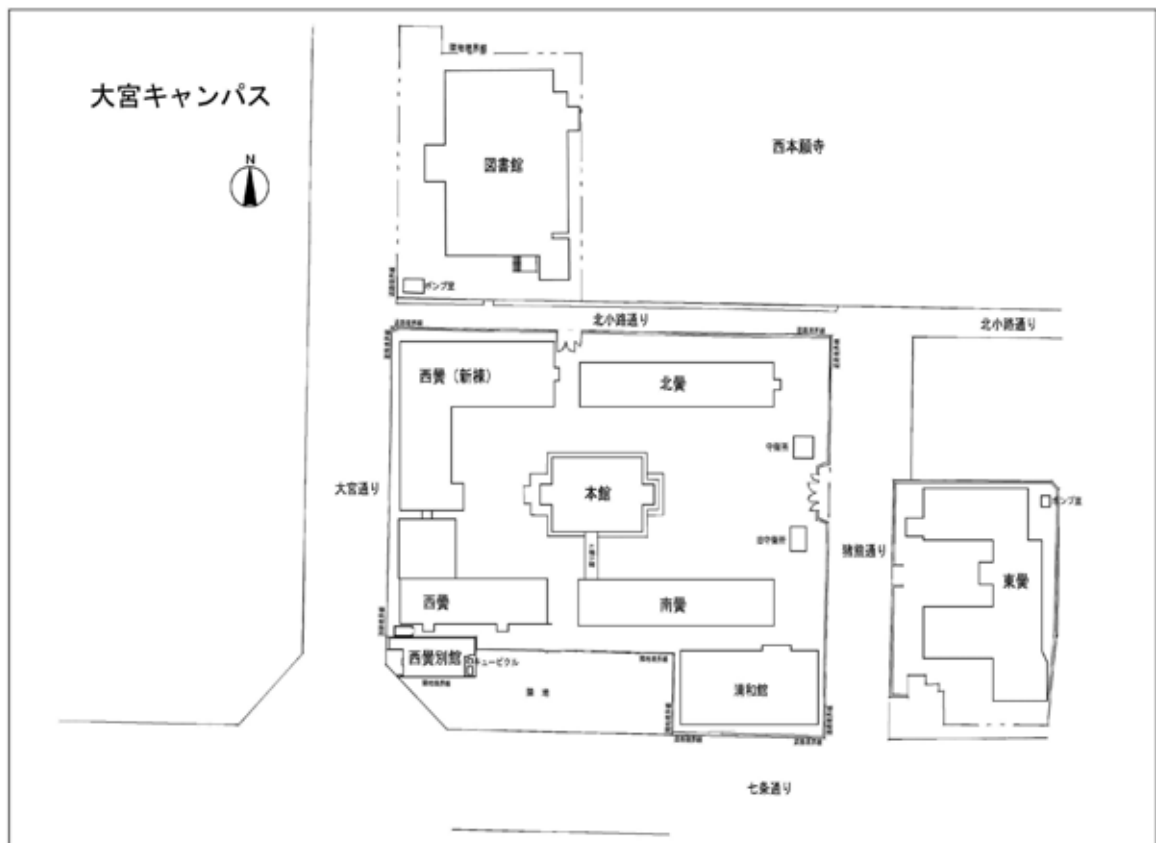
A 群・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性…（表 39）

B 群・大学院専用の施設・設備の整備状況

1. 施設設備の現状と評価

1) 大宮キャンパス鳥瞰図

2005 年 5 月現在の、大宮キャンパスの鳥瞰図を以下に示す。



2) キャンパス全体の状況

①大宮キャンパスは、京都市の市街地（下京区）にあり、JR 東海道線「京都駅」から徒歩圏内に位置し、交通至便である。世界遺産に指定されている西本願寺に隣接しており、京都市美観地区に立地する。本館を中心とする南北の校舎（南翼・北翼）および正門・旧守衛所は、国の重要文化財に指定されている。主に文学部の学生（3・4 年生）と文学

研究科大学院生が学ぶキャンパスである。

- ②教室の利用状況は、以前は過密気味であったが、臨時定員の返上による学生定員の減少、履修登録制限等により、年々改善されている。しかし、ゼミ教室(少人数教室)に限ってみるとその数は決して十分とはいえず、授業規模と授業形式に適した教室を割り当てることが困難な場合がある。
- ③特別任用教員の研究室の条件が深草キャンパスと比べ劣っていた。特別任用教員の場合、深草キャンパスでは原則2名で1室の研究室を使用しているが、大宮キャンパスでは物理的制約から、3人以上で1室を使用しているケースもあった。大宮図書館の改修を機に、深草キャンパスと同じ環境となるよう研究室を整備し、教育・研究環境の改善をはかっていきたい。
- ④近年、隣接地の取得等により校地の拡充に努めてきた。例えば、キャンパスに隣接しているビル(2カ所)については、機敏かつ正確な対応で取得することができた。そのうちひとつ(西覺別館)は、「臨床心理相談室」等、教育学専攻(学部・大学院)の教学拠点として活用できるようになった。もう1カ所は、現在、学術情報センター(大宮図書館)書庫として活用している。急な改善は難しい状況にあるが、今後も隣接地取得の機会が生まれた場合は、直ちに検討に入れるよう準備しておく必要がある。

3) 教室等基本施設・設備の整備

教室等基本施設については、既存施設の改修等を計画的に行いながら教室を整備してきた。その現況については、「**大学基礎データ表 37 学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模(大宮学舎)**」を参照。

- ①大宮キャンパスで学ぶ学生は、文学部の3年次以上と文学研究科のみであり、教室は小教室とゼミ教室を中心に整備している。482人1室、315人1室、200人台4室、100人台5室であり、他は小教室・ゼミ教室である。ゼミ教室の収容人員は、概ね39人以下(25人前後が最多)であり、机・椅子は可動式である。
- ②教室(講義室・演習室)は、すべて学部・大学院共用である。
- ③前述の大教室には、最新のメディア機器(プロジェクター、スクリーン、DVDプレーヤー等AV機器、OHC、PC接続、LAN接続等)を導入し、多様な形態の講義に対応できるように整備した。また、教室の特性に合わせ、その他20室にもスクリーンやテレビ、OHC、ビデオ等が設置されている。
- ④大宮キャンパスには、学生自習室を17室設置している。その内訳は学部・大学院共用の「合同研究室」が学科専攻毎に1室で計9室、大学院生の自習室としての「共同研究室」が専攻毎に1室で計8室となっている。
- ⑤2005年度新たに「学修指導室」を設けた。これは大宮キャンパスに研究室を持たない教員や非常勤講師が、授業時間外において学生への学修指導を行うためのスペースである。

4) 今後の課題と改善方策

- ①3キャンパスの中で面積としては最も小規模であり、現在の校地ではやや手狭である。大宮キャンパスにおける教学の将来構想を踏まえて、既存建物の改修をはじめ、さらに取得した隣接地の利用法等を含めたキャンパスの整備計画を立案していくことが課題である。
- ②視聴覚機器の整備については、未だ十分な状況とはいえない。各教室への新設・増設や、年数の経過した機器のリプレースなど、計画的に整備を行っていく必要がある。

2. 教室の使用状況と評価

1) 文学部

- ①文学部(3年次以上)の大宮キャンパスの教室規模別の使用状況は、「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」のとおりである。
- ②講義室・演習室以外に、文学部独自の特別教室として「博物館実習室」、「考古学資料室」

を設置している。これらは、史学科開設科目である「博物館実習」、「考古学実習」に対応する教室である。

2) 今後の課題と改善方策

- ①受講者が少数であるにもかかわらず、マルチメディア関連機器の使用の必要から中・大教室を利用しなければならない場合がある。現在、マルチメディア関連機器は、中・大教室を中心に整備されているが、今後は、受講者数に合わせた教室使用ができるよう、他の教室にも計画的に整備していく必要がある。
- ②大宮キャンパスには、小教室とゼミ教室を中心に整備されているとはいえ、曜講時によっては小教室が不足し、本来、小教室で行うことが最も適している「講読」や「特殊講義」などでも中教室で実施されていることがある。科目の開講曜講時を調整することも問題解決の一手段ではあるが、カリキュラムの都合で容易には変更し難い。小教室の増設を行う必要がある。

3. 大学院研究科の施設・設備の整備状況と評価

1) 施設・設備の整備状況

- ①講義室・演習室はすべて学部と共用である。
- ②文学部・文学研究科においては、専攻毎の合同研究室が学修・研究の拠点となっている。また、学術情報センター（大宮図書館）自体が、文学部・文学研究科の専門図書館としての機能も有しており、文学研究科全体の学修・研究活動の日常的な拠点となっている。
- ③文学研究科独自の施設として、西翼別館がある。この施設には、大学院生の自習室として各専攻ごとに「共同研究室」が整備されている。また 2004 年度には「臨床心理相談室」を設置し、教育学専攻（学部・大学院）の学修・研究の実践の場として活用している。

2) 今後の課題と改善方策

少人数の「文献研究」や「特殊研究」が、小・中教室で実施されることがある。ゼミ教室の増設を行う必要がある。

4. キャンパス・アメニティ等の現状と評価

1) キャンパス・アメニティの形成

- ①大宮キャンパスは、1879 年（明治 12 年）に開設され、歴史と伝統を刻んだ本学のシンボリックキャンパスである。1998 年には大改修と外観保存を行い、開設当初に近い姿に復元した。明治初期洋風建築あるいは擬洋風建築の造形美を誇る建物が並び、歴史的景観として保存されている。狭いながらも落ち着いた学修・研究環境を兼ね備えている。
- ②本館（礼拝施設・展示機能等を含む）の真正面にあたる東側に正門を配置している。本館を中心に、東翼、西翼、南翼、北翼の教室棟を配置している。西翼には、個人研究室と教学部（文学部担当）が置かれている。礼拝施設である本館を中心に教学関係の諸施設が配置されているのが特徴である。学術情報センター（大宮図書館）もキャンパス北側に隣接している。また、食堂・談話室、購買部、書籍部は、南翼に隣接した清和館に集められている。
- ③清和館内に設けられている学生用の食堂・談話室、購買部、書籍部は、生活協同組合が運営している。
 - イ) 清和館 1 階に食堂、2 階に喫茶談話室、そして地下に購買部、書籍部を設置している。
 - ロ) 食堂・談話室の座席数は、清和館 1 階に 250 席、2 階の喫茶談話室に約 120 席の計約 370 席を設けている。これらは、キャンパスにおける「憩いの場」としてその役割を果たしている。しかし、ピーク時の昼食時間帯には混雑し、また座席数が不足する場合がある。

- ④大宮キャンパスは、1879年の開設以来、長い歴史があるため、戦後、古い建物を利用していたが、第1次長期計画（1975年）から今日まで長期間にわたり、キャンパス内を計画的に整備してきた。その結果、本館を中心に、教員の個人研究室・事務室、教室棟、厚生施設等が、狭いキャンパスの中で効率的に配置することができた。小キャンパスを活かした平面移動が機能的であり、学生や教職員の利便性は高くなったと評価できる。
- ⑤2004年2月より学術情報センター（大宮図書館）の大規模な改修工事を進めている。工事期間中は利用環境の悪化は避けられないものの、改修後は図書館機能が大幅に高まる（竣工は2005年12月末の予定）。
- ⑥大宮キャンパスでは、社会人を対象とした夜間時間帯での授業を多く開講している。このため、事務室は通常の8時45分から17時15分までに加え、平日は18時から20時15分まで開室し、夜間開講科目の受講生や、担当教員への対応を行っている。また学術情報センター（大宮図書館）は21時45分まで開館し、情報教育実習室の自習室開放も21時35分まで行っている。
- ⑦大宮キャンパスの学生は、「再履修科目」の受講、課外活動、その他学生同士の交流のために深草キャンパスと往復することが多い。このため両キャンパス間はスクールバスが往復している。月～金は1日20本（10時～17時）、土は1日3本（10時～12時）を運行しており、多くの学生に利用されている。なお、深草キャンパスを中継点として瀬田キャンパスとの連携も行っている。

2) 地域との共生

- ①前述のとおり、大宮キャンパスは世界遺産に指定されている西本願寺に隣接し、京都市美観地区内に位置する。また本館をはじめとする多くの建物等が重要文化財に指定されているため、景観に配慮したキャンパス整備が最優先されるという大宮キャンパス特有の課題もある。
- ②歴史的財産としての公共性に鑑み、キャンパスを市民に開放している。夜間にはライトアップを行っている。本館1階には展覧室があり、大宮図書館が所蔵する貴重書や大谷探検隊の将来文化財等を展示している。
- ③キャンパスと隣接する民家はほとんどない。また、キャンパス外に自動車の不法駐車をする余地もほとんどない。このため、地域との関係ではあまり問題は起きていない。むしろ、歴史的景観地域である学内に駐輪場を設けざるを得ず、そこに放置された自転車の対策に苦労している。
- ④一般市民を対象として、大宮キャンパスを中心とする施設見学会を「キャンパスツアー」と称し年10回程度開催している。この中で、学生ガイドによる重要文化財施設等の説明および学生サークルの演奏会や展示・発表会を行っている。大学広報の一環としても効果をあげている。
- ⑤REC 公開講座の内、仏教関連の講座を中心とした大宮キャンパスにふさわしい内容のものは、本キャンパスで開講されている。

3) 今後の課題と改善方策

- ①大宮キャンパスは、歴史的景観を活かして整備されてきた。アカデミックな雰囲気と、静かで落ち着いた環境を保っている点は、他の2つのキャンパスと比較して大変優れている。しかし、キャンパスの立地条件からして、施設の拡充によるキャンパス・アメニティの向上には限界がある。学術情報センター（大宮図書館）の改修工事をもって、長期間にわたったキャンパス整備計画はほぼ終了した。今後はキャンパスの内部機能をさらに高めるための改善策を検討していく。
- ②前述したとおり近隣土地・不動産の取得等の機会は少ないが、取得した隣接地の効果的な活用法を検討するとともに、今後隣接地取得の機会が生まれた場合は、直ちに買収等の検討に入れるよう準備しておく必要がある。
- ③学生の厚生施設が不十分であり、夜間開講が多いため、これに対応した環境を整備していかなければならない。例えば、キャンパス内の照明器具の増設や、学生の「憩いの場」

の確保など、夜間開講科目の受講生や担当教員に対して、整備を行っていく必要がある。

5. 文化財としてのキャンパス保存の現状と評価

1) 保存・活用の状況

大宮キャンパスは、正門、本館、東翼、西翼、西翼別館、南翼、北翼、清和館、学術情報センター（大宮図書館）、守衛所、旧守衛所および北門からなる。このうち、本館（内部を含む）、北翼（外観）、南翼（外観）、旧守衛所（外観）、正門の建物群は国の重要文化財に指定されており、大切に保存しつつ今なお活用している。

- ①本館 1 階には展覧室があり、図書館の所蔵している貴重資料の展示会や、博物館学芸員をめざす学生たちの展示会等に活用している。
- ②見学者には、本館の建築様式等を説明したパンフレットを配付して文化財としての意義普及にも努めている。
- ③本館 2 階の講堂は、日常的には礼拝堂として毎朝の勤行の会場となっているが、記念式典や記念講演会、大学関係者および卒業生等を対象に仏前結婚式等を行う場としても開放している。
- ④旧守衛所は、本学のオリジナルグッズを展示するスペースとして活用している。また明治初期の趣を残すキャンパスは、映画やテレビ、カタログ等の撮影の舞台として使われることも多く、その価値は関係者のみならず学外者に広く評価されている。文化財としての価値を活かし、社会に開かれた大学としての役割を担っている。
- ⑤北翼・南翼は教室として利用している。木造の教室であり、落ち着いた雰囲気の中で学修が進められる環境にある。

2) 今後の課題と改善方策

- ①本館・北翼・南翼は、木造建築物である。たばこの不始末等による火災が発生しやすい。構内禁煙、喫煙場所の指定、巡回等による防災火に努めている。世界遺産の西本願寺と隣接していることも考慮して、一層の防火に努めていく。
- ②本館の大学ミュージアム構想が提案されたことがあったが、その後検討が進んでいなかった。しかし、第 4 次長期計画の課題の 1 つとして、実現に向けた検討が再開されることになっている。その実現を含めた文化財の有効な活用方法をさらに検討していきたい。

第8節 瀬田キャンパス

－理工学部・理工学研究科、社会学部・社会学研究科、国際文化学部・
国際文化学研究科－

【施設・設備等の整備（学部）】

A 群・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性…（表 36、表 37、表 38、表 40）

【キャンパス・アメニティ等（学部）】

B 群・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

B 群・「学生のための生活の場」の整備状況

B 群・大学周辺の「環境」への配慮の状況

【施設・設備等（大学院）】

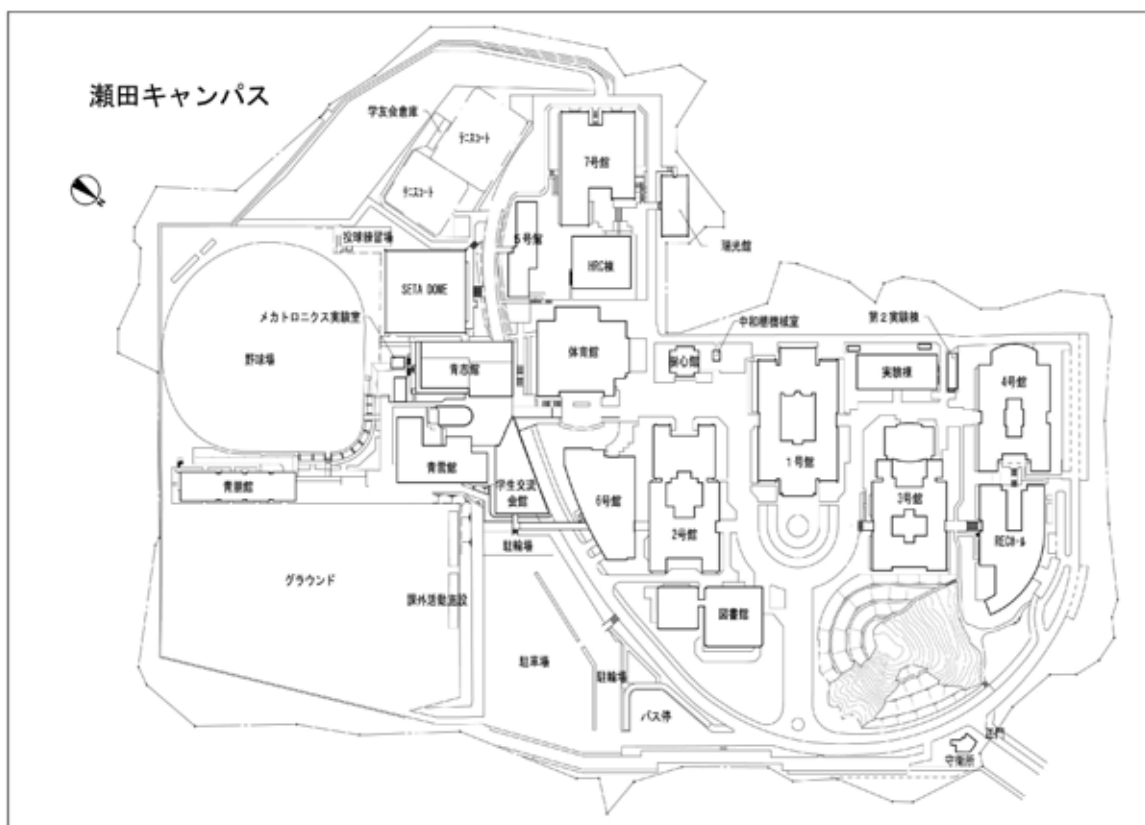
A 群・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性…（表 39）

B 群・大学院専用の施設・設備の整備状況

1. 施設・設備の整備状況と評価

1) 瀬田キャンパス鳥瞰図

2005 年 5 月現在の、瀬田キャンパスの鳥瞰図を以下に示す。



2) キャンパスの全体状況

①瀬田キャンパスは、第2次長期計画の重点政策のひとつとして、1989年に、地元自治体（滋賀県・大津市）の多大な協力の下に開設された。滋賀県南部の瀬田丘陵に約20万㎡の校地の寄贈を受け開設された。3 キャンパスの中では最大規模であり、理工学部・理工学研究科、社会学部・社会学研究科、国際文化学部・国際文化学研究科およびエクス

テンション施設としての「Ryukoku Extension Center (REC)」等が置かれている。大津市郊外に開設されたため、JR 東海道線「瀬田駅」から独自のバス路線を整備しており交通の便を確保している。

- ②人文・社会・自然系の3学部と研究科を擁し、それぞれの教学に見合う施設・設備を整備する必要から、瀬田キャンパスにおいては、いわゆる学部棟方式による整備を基本としてきた。この方式により、教員の個人研究室・事務室棟、教室棟を学部単位でなるべく隣接する形で整備してきたことが特徴である。学部単位で教学活動を機能的に進めることができる配置になっている。
- ③瀬田共同開講科目のカリキュラム改革、各学部独自のカリキュラム改革に対応するために、教室環境の整備を順次行ってきた。

イ) 2002 年度を皮切りに、3 年間にわたる AV システムの更新および 120 名以上を収容する教室への AV システムの導入を行い、授業方法の改善に対する要求等に応じてきた。

ロ) 瀬田キャンパスでは情報機器を使用する科目が多いため、情報メディアセンターと連携をはかりながら、情報機器の計画的・積極的導入を行った。

- ④瀬田キャンパスにおいては、長期計画に基づいて以下のように教学の多様化・高度化が進展しており、それに見合う形で施設・設備を計画的に整備してきた。

イ) 理工学部「情報メディア学科」・「環境ソリューション工学科」の増設

ロ) 社会学部「コミュニティマネジメント学科」の増設

ハ) 国際文化学研究科修士課程・博士後期課程の設置

ニ) ハイテク・リサーチ・センターの設置

ホ) 学術研究の高度化推進拠点としての「古典籍デジタルアーカイブ研究センター」、「里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センター」、「アフラシア平和開発研究センター」等の設置

比較的広い敷地の残存スペースを有効に活用して、施設・設備を整備することができた。これにより、瀬田キャンパスにおける第4次長期計画前半期における多様化・高度化政策は、一応の目標を達成することができた。

- ⑤京都キャンパスにおいては、学生の自治活動、課外活動用のスペースの拡充は物理的に困難である。そこで、瀬田キャンパスにおいて、従前の施設を改善すると共に、学生交流会館の建築、SETA DOME や青朋館（課外活動施設）の建築等により、その拡充をはかった。

3) 教室等基本施設・設備の整備

(1) 講義室・演習室

瀬田キャンパスは、開設時から学部棟構想に基づいて教室等の基本施設を整備してきた。その現況については、「**大学基礎データ表 37 学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模（瀬田学舎）**」を参照。

- ①各棟は、学部単位で概ね次のように配置している。

イ) 1号館、7号館：主に理工学部（1・7号館は個人研究室、実験・実習教室が中心／7号館は個人研究室と新2学科用の実験・実習教室や演習室が中心）

ロ) 2号館、6号館：主に社会学部（2・6号館に個人研究室を集中配置、6号館は社会福祉関係の実習教室が中心）

ハ) 3号館、4号館：主に国際文化学部（3・4号館に個人研究室を集中配置、3号館に留学生ラウンジも配置）

ニ) 各棟とも、各種の教室を設置している。

学部の講義室と教員の個人研究室が接近しているため、学生と教員が接触を深め、学部帰属意識を高めやすい条件が整備されているといえる。ただし、この配置は固定的なものではなく、開講授業科目数・規模・方法等によって柔軟に使用している。そのため、一般の講義室、演習室はすべて学部共用が原則である。

- ②マルチメディア関連機器（スクリーン・プロジェクタ・スピーカー等）を充実させた講義室（中規模教室中心に大規模教室も含む）を 20 室整備しており、多様なメディアの教材を用いた授業を実施することが可能となっている。
- ③教室（講義室・演習室・自習室）は、学部専用演習室・大学院専用の自習室を除いては、学部、大学院すべて共用である。

（２）特別教室

- ①瀬田キャンパスは、理工学部・社会学部という実験・実習を重視する学部を設置していることから、各種の実験・実習室を基本施設として整備してきた。その現況については、「**大学基礎データ表 38 学部の学生用実験・実習室の面積・規模**」を参照。
- ②特別教室は、各学部・研究科の実験・実習科目の開講状況に応じて、適切に整備してきた。
- ③国際文化学部をはじめ、瀬田キャンパス全体の語学教育に必要なマルチメディア関連機器等も計画的に整備してきた。

4）今後の課題と改善方策

- ①長期計画に基づく教学拡充政策の展開に対応した施設・設備を順調に整備できたのは、瀬田キャンパスが広大な校地を擁していたことに負うところが多い。現在、アフラシア平和開発研究センターを内包する「智光館」を建築中であるが、新たな展開をはかるにあたっては、校地のさらなる拡充を行うのか、既存の施設・設備の転用等を行うのか、総合的な検討が必要な段階にきている。第 4 次長期計画後半期の課題として検討中である。
- ②以前から中規模講義室の不足が課題であったが、現時点においてもその解決には至っていない。受講者数と授業方法に相応しい教室配当を可能にするためにも、計画的な講義室改修等を検討する必要がある。瀬田事務部を中心に検討していく。
- ③授業方法の多様化に伴うマルチメディア教材の一般化により、小規模教室においてもマルチメディア関連機器の整備を求める声が上がってきている。どのような設備が必要であり、適当であるかを教学部と瀬田事務部とで検討していく。

2．教室の使用状況と評価

1）学部別の使用状況

- ①学部等別・教室規模別の使用状況は、「**大学基礎データ表 40 規模別講義室・演習室使用状況一覧表**」のとおりである。
- ②瀬田キャンパスはいわゆる「学部棟方式」をとっているが、特別教室をのぞき普通講義用の教室は 3 学部が共用で使用せざるをえない。したがって、受講登録者が確定した後、各授業科目の受講者数に見合う教室を割り当てるために調整を行っている。しかし、開講時間帯や教室事情により適当な教室の割り当てが困難な場合もある。

2）今後の課題と改善方策

新学科の増設等により学生数や開設授業科目数が増加し、それらに見合う教室の整備が遅れている。中規模教室の不足に加えて、語学やゼミ等の小教室も不足している。物理的な困難もあるが改善方策を至急検討する必要がある。

3．大学院研究科の施設・設備の整備状況と評価

瀬田キャンパスには、学部を基礎とした理工学研究科、社会学研究科、国際文化学研究科の 3 研究科が設置されている。それぞれ学部棟構想に基づき整備しており、個人研究室と同じ建物に講義室・演習室・学生自習室（大学院生共同研究室）を設置しているため、日常的に指導教員の研究指導を受けやすい環境であることが特徴である。なお、瀬田キャンパス各

棟はカードゲートシステムを整備しており、年間を通じて1日24時間の入退館が可能となっている。

1) 各研究科の施設・設備の整備状況

(1) 理工学研究科

- ①1号館に講義室・演習室・学生自習室（大学院生共同研究室）を設置している。
- ②理工学部と共同利用する実験室以外に、理工学研究科専用の実験室等を設置している。
- ③実験室等はカードゲートシステムを設置しており、使用を許可された大学院生等は、24時間使用が可能となっている。

(2) 社会学研究科

- ①2号館に講義室・演習室・学生自習室（大学院生共同研究室）を設置している。
- ②学生自習室（大学院生共同研究室）は、専攻（2専攻）毎にそれぞれ1室ずつ設置している。
- ③学生自習室には、各室4～5台の学内ネットワークに接続されたデスクトップコンピュータを設置し利用に供している。

(3) 国際文化学研究科

- ①4号館に講義室・演習室・学生自習室（大学院生共同研究室）を設置している。
- ②学生自習室（大学院生共同研究室）は、修士課程2室、博士後期課程1室の合計3室を設置している。
- ③学生自習室には、各室4～5台の学内ネットワークに接続されたデスクトップコンピュータを設置し利用に供している。

以上(1)～(3)のとおり、基本構想に基づき大学院生と話し合いながら、研究科に合わせた学修・研究環境を整備してきたことは評価できる。

2) 今後の課題と改善方策

3 研究科の研究対象分野や研究スタイルが大きく異なるため、それぞれの研究科に合わせた施設・設備の整備が、今後とも重要なポイントであると認識している。

4. キャンパス・アメニティ等の現状と評価

1) キャンパス・アメニティの形成

- ①瀬田キャンパスのキャンパス・アメニティの特色は、まず、キャンパスの自然環境を活かすことを前提にして形成されていることにある。びわ湖文化公園都市内の滋賀県南部の瀬田丘陵の里山に囲まれた豊かな自然環境のなかにあるキャンパス内には、「築山」や植樹など自然環境を積極的に取り入れている。自然環境に恵まれたキャンパスは、快適な学生のキャンパスライフに大きく寄与している。
- ②キャンパス正門に隣接する「築山」は、大規模なキャンパス開発により生態系が破壊されていくことに心を痛めた当時の学長が、できるだけ自然のままの状態を森林をキャンパス内に残すことを強く希望し、あえて校地の効率的活用を犠牲にして保存することになったものである。また、隣接地（約40万㎡）を各種グラウンド等のキャンパス拡充のために購入したが、その利用形態に係わる激しい議論を通して、各種グラウンドとして開発することは凍結し、現在は、里山として学内外の教学活動に積極的に活用されている。これは「草木国土悉皆成仏」という仏教の精神を反映させたものであり、本学の建学の精神と通ずるものである。
- ③教室棟は、低階層建築となっており（1号館<6階建>を除く）、中庭を設けている。さらに、建物間にゆとりをもって配置しているため、キャンパス全体がゆったりとした雰

囲気となっている。また各建物は、一定の設計構想のもとで建築していることから、全体として統一感を醸し出している。

- ④各建物間の通路となる敷地には、アスファルトに比べ照り返しが少なくまた景観面でも優れているインターロッキングブロックを敷き詰めている。
- ⑤各建物の周囲には、相当数のベンチ（エコベンチ）を設置しており、学生にとっての休憩の場として活用されている。
- ⑥景色の良いキャンパス東南側には、食堂・談話室、購買部、書籍部、サービス事業部や課外活動施設を設けている。その付近に野外ステージを設置し、学生の「憩いの場」として、またイベント会場として、学生にとっての「くつろぎの場」の充実をはかった。ただし、食堂・談話室等を、教室棟からやや離れた東南側に集中したことにより、授業の合間に学生が談話室でくつろぐという機能がやや低い。このため、REC ホールに食堂・喫茶を新設した。また、建築中の智光館の一部スペースに、購買機能を持たせる等の改善を進めている。
- ⑦書籍部と食堂の一部は、生活協同組合以外の外部業者にも委託している。これは、競争的環境の創出によるサービスの向上を期待してとられた措置である。当初、外部業者（食堂）の内容が余り良くなかったが、現在は改善された。
- ⑧新キャンパスを郊外に開設せざるを得なかったことにより、学生の通学のための方途を確保する必要があった。このため、地元のバス会社の協力を得て JR 東海道線「瀬田駅」からキャンパス内までバス路線を新設した。当然のことながら利用率は高い。学生用のバス回数券（150 円券 20 枚）を購入した場合は、通常のバス路線運賃（210 円）より安価になるようにしている。
- ⑨京都キャンパスからやや遠方にある（高速道路を利用して片道約 30 分）。キャンパス間の学生の移動・交流を支援するために、瀬田・深草間にスクールバスを運行している。
平日は 14～15 便、土曜日は 4 便運行している。大宮キャンパスへは、深草キャンパスを中継点として連絡している。

以上のように瀬田キャンパスのアメニティは高いと評価できる。これは、ひとつには自然環境恵まれた広大な敷地という立地条件によるものである。また、キャンパス開設当初から学生のキャンパスライフの向上を基本コンセプトとしてきたことも大きな要因である。

2) 大学周辺の「環境」への配慮の状況

- ①瀬田キャンパスは、瀬田丘陵の「びわこ文化公園都市」の一角に開設して以来、順次、施設・設備の充実をはかってきた。施設の建設にあたっては「びわこ文化公園都市景観基準」を遵守してきた。周囲が森林等に囲まれていることもあり、近隣の自然環境には十分配慮しており、例えばスポーツ施設の夜間照明設備などについては、植生への影響が生じないよう照度を落とす等の措置を講じている。
- ②理工学部においては、様々な薬品・有害物質等を取り扱う実験・実習等が行われるため、その終了後にこれらの処理を徹底するとともに、一般排水・汚水その他、実験用排水およびその処理施設を完備し、環境汚染等が生じないよう細心の注意を払っている。特に国が定める「特定化学物質の環境への排出量把握等および管理の改善の促進に関する法律」（化学物質把握管理促進法）に基づく PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）制度に準じ（本学は基準対象外）、薬品管理システムを 2000 年度より導入している。
- ③瀬田キャンパスは、「環境県」を標榜する滋賀県に立地することから、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」に則り、大気環境負荷低減計画を提出し、年次計画をもって、煤煙・温室ガス等の削減を進めている。併せて、公共交通機関（路線バス）や自家用車を含め、バス停留所や駐車場でのアイドリングストップを奨励している。

3) 地域との共生

- ①キャンパスの周囲には一般住宅等がなく、保安林指定された森林であることから騒音に

よる大学周辺住民等への直接的な影響は少ない。しかし、学生による不法駐車等の苦情が寄せられている。

- ②瀬田キャンパスは、地域との「共生」をひとつの理念として開設された。そのため、地域との交流を深めるため「Ryukoku Extension Center(REC)」を設置しコミュニティカレッジを開講しており、地元からの聴講者は多い。隣接地の里山を活用した自然講座等には親子で参加する等の交流が進み、地元の評判も良い。また、レンタルラボには地元の企業も入居しベンチャービジネスの立ち上げを準備しており、REC はそれを支援している。
- ③毎年、8 月最終土曜日に、「夕照コンサート」（近江八景の一つである「瀬田の夕照」から命名した。）を開催している。本年度で 13 回目を迎えるが、地域の恒例行事となっている。地域の小学校・中学校・高等学校の吹奏楽部や本学の吹奏楽部等による演奏会を行っている。夕方から涼を求める地元の人々が集まり、演奏を聴きながら飲食等を楽しんでおり、交流の成果があがっている。
- ④いわゆる「学園祭」時には、地域住民がフリーマーケット等に出店するなどし、学生とともに楽しんでいる。

以上のとおり瀬田キャンパスは、教学の開放とともにイベントを地域と共催する等地域との交流が進んでおり、キャンパスの開設目的のひとつを果たしてきたといえる。また、こうした取り組みを通して、本学の社会的支持基盤を広げる役割も果たしていることも評価できる。

4) 今後の課題と改善方策

- ①キャンパス・アメニティについては快適な環境を提供していると認識する。今後は、これをより計画的に充実させていく必要がある。その際には、学生の責任ある参画を求め、一層学生中心の環境整備をはかっていく必要があろう。
- ②学生のための生活の場について、瀬田キャンパスは、学部新設・学科改組による規模の拡大にともない、食堂施設が手狭になってきており、とりわけ昼食時の席数確保が喫緊の課題となっている。関連施設の拡充等についても検討していく必要がある。
- ③大学周辺の「環境」への配慮としては、「びわこ文化公園都市」周辺には本学をはじめ公立高校や他大学等の教育機関が点在していることから、公共交通機関（路線バス）の混雑が 1 つの問題となっている。これについては、本学のみならず近隣の教育機関と共同して対応をはかる必要があろう。
- ④公共交通機関が限られていることから、自転車・バイク等による通学者が多い中で、そのマナーについて地域の住民・自治体からクレームが出ている状況にある。交通マナーの改善については、大学としても何らかの手だてを講じる必要があると認識する。

第9節 情報インフラ

【情報インフラ（大学院）】

B 群・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

B 群・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

学術資料等の情報インフラストラクチャー構築に関する事項は、「第12章 学術情報センター（学部・大学院）」を参照。

第 12 章 学術情報センター（学部・大学院）

第 1 節 理念・目標

本学の学術情報センター（図書館）は、各学部、各研究科および研究所等の教育ならびに研究に必要な学術情報を広くかつ系統的に収集管理することにより、学生および教職員の利用に供し、もって本学の教育研究活動を支援することを目的としている。さらに、学生が幅広い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための情報を提供する重要な機関としても位置付けている。3 つのキャンパスにそれぞれ深草図書館、大宮図書館、瀬田図書館を設け、学術情報センター長の総括のもとに教育研究および学修を支援する図書館活動を展開している。

旧来、「図書館」と称していた 3 館の総称を、「学術情報センター」と改めた（1992 年）。これは、紙媒体の資料を中心に収集し、利用に供する旧来の図書館機能に併せ、情報通信技術等の急速な発展を背景とした学術情報収集および発信手段の変化にあわせ電子図書館の機能を主体的に取り入れていくというハイブリッドライブラリーを志向する意図が含まれている。学術情報センターの理念を実現するための、主な目標は次のとおりである。

- ① 本学の教育研究の目的に則した蔵書構成の構築とその充実をはかるとともに、学生が幅広い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための蔵書構成を拡充していく
- ② 所蔵書誌データの電子化の推進とそれによる OPAC (Online Public Access Catalogue) の実現
- ③ 学術雑誌の電子化への積極的対応
- ④ 古典籍資料、貴重図書資料のデジタルアーカイブ化の推進
- ⑤ 学生の自主学修支援策としての開館時間の見直しや日曜開館等のサービス向上
- ⑥ 老朽化した大宮図書館の改修による図書館機能の近代化、瀬田図書館の増築による書庫スペースの拡充等

第2節 図書および学術資料等の収集方針

【図書、図書館の整備（学部）】

A 群・図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性…

（表 41）

1. 図書、学術雑誌等の収集方針の現状と評価

1) 図書等収集の基本方針

本学が擁する7学部1短大の教育研究対象分野を視野においた蔵書構成の充実をはかるとともに、学生の学習用図書および基本図書を広く収集し、学生の教養を培い人格形成に資することを基本方針としている。この方針に則して、一定の蔵書量を有する現在の視点から、具体的な収書計画を次のとおり定めている。

- ①研究用図書等の充実
 - イ) 研究用図書の収集
 - ロ) 学術雑誌の定期的購入
 - ハ) 電子ジャーナル・学術用データベースの充実
- ②学習図書の点検・整備
 - イ) シラバス・履修要項に記載の参考文献の所蔵確認と確実な収集
 - ロ) 学習用図書推薦制度による推薦図書の収集
 - ハ) 購入希望制度の周知と希望図書の収集
 - ニ) 入門書、概説書等に記載の参考文献および選定図書目録等における基本文献・重要文献の収集
 - ホ) 欠本、紛失本等の補充
- ③参考図書の充実
 - イ) 新刊参考図書の積極的収集
 - ロ) 欠本、不明、破損図書の除却と補充
- ④利用頻度の高い図書の複本収集
- ⑤資格試験問題集の収集
- ⑥視聴覚資料の充実（DVD等新しいメディア資料の収集）
- ⑦本学専任教員の出版物の収集

2) 各図書館の収集方針

深草図書館、大宮図書館、瀬田図書館は、各キャンパスの教育研究分野の違い、教員の研究スタイルの多様性等を踏まえ、各キャンパスの利用者のニーズに応えるために、前述の基本方針とともに、個別館としての独自の収書方針も確立している。

（1）深草図書館

- ①重点収集の対象
 - イ) 社会科学系基本図書
 - ロ) 年鑑・白書
 - ハ) 視聴覚資料（学習補助教材として活用が期待できるビデオ・CD・DVD等）
- ②コレクション
 - イ) 地方史：都道府県史、近畿地方の市町村史、福井・石川・富山・新潟県の市史
 - ロ) 長尾文庫：社史、団体史、基幹労働組合史、人物史

（2）深草図書館分室（法科大学院）

- ①重点収集の対象
 - イ) 参考資料（法令・判例、辞書、各種六法等）
 - ロ) 法学分野を中心とした参考文献

- ハ) 法律関係雑誌（バックナンバー）
- ②法律関係の実務書（法曹界、日本弁護士会発行の資料等）
- ③司法試験に関する資料
- ④視聴覚資料（学習用教育教材として利用する DVD・ビデオ等）
- ⑤その他（法令・判例のオンラインデータベース）

（３）大宮図書館

- ①重点収集の対象
 - イ) 貴重書・特別書等
 - ロ) 真宗・仏教関係、中央アジア関係図書
 - ハ) 近代文学、書誌・出版文化に関する図書
 - ニ) 本学所蔵の貴重図書に関する図書
 - ホ) 記念論文集
- ②専門図書の補充
- ③資料図書：重複雑誌の廃止と新規雑誌の収集
- ④その他：文学部卒業論文の傾向に対応した図書の収集
- ⑤視聴覚資料（ビデオ・DVD 等）

（４）瀬田図書館

- ①学習用図書
 - イ) 既存学部 of 学問分野に加え、医療、保険、法律、環境、マスコミ関係分野の図書
 - ロ) キャリアアップコーナー配架資料、留学、就職、資格取得に役立つ資料
- ②視聴覚資料（ビデオ・DVD 等）
- ③雑誌（学術雑誌、一般雑誌）

以上（１）～（４）のような各館ごとの個別の収集方針をもって収集活動を行うことは、学生や教員の教育研究活動のニーズに対応しており、その活動を支援・促進する上で貢献をしていると評価できる。

３）選書の方法

本学の学術情報センターは、学生や教員の教育研究活動のニーズに沿った図書等の収集を行うために、蔵書構成の体系性とその量的確保に努めている。特に、教員や学生のニーズを選書段階で具体的に反映させるために、次のような措置をとっている。

（１）学習用図書と研究用図書の選書

- ①学習用図書資料の選書は、各学部選出の委員等により構成する図書委員会が決定する「年次選書方針・計画」に基づき、各館に設置する選書会議にて別に定める「選書基準」に照らして毎週 1 回行う。
- ②研究用図書予算は、学部別に設置の図書委員会においてその執行方法についての合意がなされており、「学部共通」・「部門共通」・「個人」等の区分がなされ、学術情報センターとして備えるべき研究用図書の選書がそれぞれの区分による合意に基づき行われている。
機械検索機能の向上とともにこの研究用図書を学生が利用するケースも増加傾向にある。これは、選書会議による選書結果をさらに補正する役割も果たしている。

（２）カリキュラムに則した選書

- ①学習用図書に関しては、前述の各館の選書会議で、開講される授業科目に関連する参考文献を中心に選書を行う他、各授業科目の単位計算の基本となるべき教室外学習の場という大学図書館の本来的機能を果たすべく下記の取り組みを行っている。
イ) シラバスに記載された授業科目担当者指定の参考文献について、4 月の年度始めには配架できるよう事前に手配する。

- ロ) カリキュラム改革にともなって新設科目がある場合等には、重点的に関連図書・資料の収集を行う。
 - ハ) 前年度提出された卒業論文の主題を調査し、学生の研究テーマの傾向と動向の把握に努め、関連する図書資料を日常的に収集する。
- ②各授業科目担当者が受講者に対して指示する教室外の学習を実効あるものとするため、次のような制度を設け運用している。
- イ) 指定図書制度：授業科目担当者が受講者に対し必読文献として指定するもの。この指定のあった図書は既蔵書か否かにかかわらず授業開始までに配架する。
 - ロ) 推薦図書制度：授業科目やカリキュラムに関係する図書の他、一般教養の向上に資すると思われる図書について教員が推薦するもの。

(3) 利用者の要求に基づく選書

学生のリクエストに応じて図書を購入する「希望図書制度」を設けている。選書会議において可能な限り購入することとしており、3館併せて年間220件程度の申請があるが、入手困難な図書に対するリクエストも少なくない。古書店へあたるなど可能な限りの購入努力をしている。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①収書方針については、本学の教育研究体制や利用者の動向に沿って常に見直し、積極的な収集を行うことが今後とも重要である。そのためには、図書費の一定の増額をはかる必要がある。
- ②新分野の研究では、図書の持つ有効性が比較的短期間のものがあり、廃棄や除却を検討する必要も生じてきている。今後は、研究者の研究動向を把握し、国際的レベルで各分野の出版情報、所在情報、研究情報等に対応できるほどの専門性を身につけた職員の確保（養成）と、その職員による選書体制の確立をめざす必要がある。
- ③平成8年版出版年鑑によると、我国における新刊出版点数は20年間で2倍以上（昭和51年：23,464点→平成7年：58,310点）となっている。一大学の図書館だけで、このような出版状況に対応した収書と蔵書構成をはかることは不可能である。利用者の要求に応えていくためには、大学図書館の相互利用の促進と図書資料の分担収集を追求する必要もある。

2) その改善状況

- ①図書費は、学科増設等に伴う場合の他は増額には至っておらず、また、今後も増額の見通しは立っていない。そのため、予算の効率的運用のために精選を旨とした選書を行っている。
- ②本学の事務職員については、図書館員も一体のものとして定期的な人事異動が行われているため専門性を身につけた職員の確保（養成）は困難な状況であるものの、次のような方策を立て、図書館で必要とされる専門的な知識や技能が早く身に付くよう配慮している。
 - イ) 他部署から異動してきた新任職員に対しては、図書館司書資格取得のための通信講座の受講や学外で開催される図書館業務に関連する多種の研修会へ積極的な参加を促進している。
 - ロ) 課員の業務分担を変更するに際して、図書館での経験年数の浅い職員にも専門的業務を分担させること等をもって、経験値を高められるよう配慮している。
 - ハ) 個々の職員が担当する業務に関する研修発表会を毎年定期的で開催するなど、自己研鑽に努めることができる環境を作るとともに、互いの業務に関する情報の共有化をはかっている。

これらの結果、図書館利用に関するオリエンテーションの充実、図書館システムの開

発、電子資料の購入等で、徐々に成果が現れている。

- ③私立大学図書館協会京都地区協議会において他大学との相互利用について検討を重ね、学生（院生を含む）・教員にとって他大学の図書館利用がしやすい状況となった。また、NACSIS-ILL システムにより、他大学図書館との図書・資料の複写ならびに貸出の依頼・受付が可能となり、その利用状況も毎年増加傾向にある。2004 年度には ILL 相殺制度を導入し、他大学特に国公立大学からの複写依頼が飛躍的に伸びている（詳細は第 6 節で記述）。

3. 今後の課題と改善方策

- ①書庫スペースの問題や利用者の利便性をはかるため学術雑誌等の資料費は、電子ジャーナル、データベース等の電子媒体資料に移行していく傾向にあり、予算配分についてこのことを踏まえて検討する。
- ②図書館業務に必要とされる専門的知識を、職員の自己研修や外部の研修会に参加することで補うことは今後も続けていきたい。
また、これまで専門的知識を必要とし、担当者の固定化が望ましいとされるレファレンス業務等については、図書館司書資格を有する嘱託職員の採用や業務委託導入等を検討していきたい。
- ③大学図書館の相互利用に関して、図書館利用者から NACSIS-ILL システムの利用は、迅速でかつ安価に利用できることから大変好評を得ている。図書予算の増額が限界にきていることもあり、さらに、学生（院生を含む）や教員へ NACSIS-ILL システムの利用を積極的に進めていきたい。
- ④各学部等で毎年定期的に発行している研究紀要・学会誌は、印刷ならびに各大学図書館やその他研究機関等への発送が多額の費用と手間がかかることから、電子化をはかり Web 上で公開できるよう検討をはかりたい。

第3節 図書等の整備状況等

【図書、図書館の整備（学部）】

A 群・図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性…
(表 41)

【情報インフラ（大学院／施設・設備）】

B 群・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

1. 各図書館の特徴および整備状況と評価

各図書館における図書・資料等の所蔵数は、「大学基礎データ表 41 図書、資料の所蔵数」のとおりであるが、各図書館は、前述の収集方針に基づいて次の特徴を持っている。

1) 各図書館の蔵書構成の特徴

(1) 深草図書館

社会科学系3学部（経済学部・経営学部・法学部）とその各研究科、法科大学院、短期大学部、文学部の1・2年生および留学生別科を擁する深草学舎には、サービス対象学生・教員とも最も多く在籍する。また、京都学舎（深草学舎・大宮学舎）の学部共同開講科目（一般教養的科目）も深草学舎で集中的に開講している。このようなことから、深草図書館は、蔵書構成上、一般教養的図書を幅広く所蔵するとともに社会科学系教育研究図書を集中的に所蔵しており、3館の中で中央図書館の機能も有している。

(2) 深草図書館分室（法科大学院）

2005年度に新設された法科大学院の専用図書室であり、法学分野の基本図書、法律家養成のための専門書および実用書を集中的に収集し、法学分野に特化した蔵書構成となっている。もちろん、法学分野の研究書、外国書に加えて、法学分野を取り巻く社会科学系の図書についても収集し、同キャンパスの深草図書館と密接に連携し、教育研究支援が行える体制をとっている。

(3) 大宮図書館

文学部の3年生以上と文学研究科の教育課程を擁する大宮学舎にある大宮図書館は、人文系の教育研究を支援する中心的役割を担っている。特に本学における建学の精神の支柱として仏教関係資料を中心に宗教や人文科学の書籍・学術資料を多く収蔵しており、本学が誇る貴重なコレクションの多くも大宮図書館が所蔵している。

(4) 瀬田図書館

社会学部、理工学部、国際文化学部とその各研究科を擁するため、瀬田学舎にある瀬田図書館には、社会科学系、自然科学系、人文科学系の全ての分野の教育と研究を支援する資料を幅広く所蔵している。

2) コレクション

学術情報センター所蔵のコレクションには、主に次のものがあり、貴重な学術資料として本学の学術研究に寄与している。

(1) 深草図書館

①長尾文庫：約 14,500 冊

- イ) 長尾文庫は、社史を中心に団体史・産業史・人物史・定款・営業報告書・広告資料等を加えたコレクションで、1983年に長尾隆次氏より譲り受けたものである。
- ロ) 長尾文庫は、社史・産業史・団体史における日本最大の総合コレクションで質・

量ともに全国屈指のものと評価され、特に現存する社史（幕末から 1985 年まで）の 70%以上を収蔵し、近代の経営史における資料的価値は殊のほか高いと評価できる。

ハ）特に引き札（広告媒体：江戸時代末期から明治中期）は 1,364 件所蔵（2005 年 5 月 1 日現在）しており、深草図書館で実施する展覧で活用している。また本年（2005 年）5 月には、引き札の一部が京都テレビの番組において紹介された。

②花岡文庫：5,000 冊

イ）児童文学者で本学卒業生故花岡大学氏からの寄贈によるものであり、仏教童話を中心とする。我が国における現代の児童文学の礎を築いた数多くの図書が含まれている。これらの資料はすべて開架書架に配架し、児童文学研究にとって非常に貴重な資料となっている。

ロ）花岡文庫には花岡大学氏自身の作品も数多く所蔵されており、本学文学部の教員らによってそれらの作品研究が行われ、これまでに数多くの研究論文や著作物が発表されている。

（２）大宮図書館

①写字台文庫：約 30,000 点

イ）西本願寺歴代宗主が収集した文庫で、仏教、真宗、芸能、本草学、歴史の多岐にわたり、室町期にさかのぼる古刊本、古写本のコレクションであり、貴重書・稀書が多数含まれている。

ロ）これらの資料は学内外の研究者に広く利用され、特に学内の仏教文化研究所教員による研究成果は「龍谷大学善本叢書」として出版されている。

ハ）大宮図書館独自では「大宮図書館古典籍等保存調査委員会」を設け、所蔵する全古典籍の調査を行い、その調査結果を「龍谷大学大宮図書館和漢古典籍分類目録」として発行している。

ニ）今後は古典籍デジタルアーカイブ研究センターと連携して保存・公開をしていく予定である。

②大谷探検隊将来西域文化資料：約 9,000 点

イ）20 世紀初頭、西本願寺第 22 代宗主鏡如上人（大谷光瑞師）による、いわゆる大谷探検隊が 3 回にわたって中央アジアを踏破発掘し持ち帰った資料で、その内容は、敦煌出土古写経、社会経済資料、木簡、碑文拓本類、貨幣、染織断片、植物標本等である。

ロ）特に「李柏尺牘稿」（重文）が知られている。2002 年が大谷探検隊 100 周年に当たったのを記念して国際シンポジウムを 3 回開催し、世界各国から多くの研究者が参加・研究発表し大きな成果をあげた。

ハ）資料の内、特に「大谷文書」は、世界的レベルで利用できるよう、現在、本学の古典籍デジタルアーカイブ研究センターを中心として研究が進められている。

ニ）学術情報センターは、以上の資料の修理や保存環境の整備等を行い、良好な状態で永久に保存できるよう努めている。

③大清三蔵（龍蔵）：737 函 7,838 巻

明治 32 年に清の西太后から大谷光瑞師に贈られたもので、龍蔵は清の雍正 13 年（1734 年）から乾隆 3 年（1738 年）までの 4 年間に開版された清朝の勅版大蔵経で、わが国唯一の完本。

④禿氏文庫：2,300 冊 700 点

本学仏教史学科の創設者禿氏祐祥教授が収集したもので、特に東洋の印刷と和紙の研究を中心に印度、中国、朝鮮、日本等の仏教関係古写、刊本、版画、拓本等の貴重な資料を集めている。毎年 2 回開催する学術情報センター主催の展覧や、文学部博物館実習生の実習成果を発表する展覧に必ずといっていいほどこの資料の中から出品される。

⑤新写字台文庫：420 冊

西本願寺第 23 代宗主勝如上人（大谷光照氏）の寄付金により購入されたもので、親鸞

聖人直筆の「聖徳太子和讃断簡」、敦煌写経、真宗の絵像で最古と見られる蓮如上人の裏書きのある「方便法身尊形」をはじめ榊亨三郎博士がネパールから将来した最古の梵文「無量寿経」等の逸品がある。上記①の文庫と姉妹関係にあり古写本等は特に文学部の授業の教材として使用されている。

⑥ブロンテコレクション： 約 350 冊

映画「嵐ガ丘」で知られる英国の女流作家ブロンテ三姉妹の初版約 350 点と絵画、ブロンテ協会会報等三姉妹に関する資料を所蔵。所蔵している事が十分に知られていないようであるので、今後はその所在を周知し、特に文学部英語英米文学科を中心とした教員や学生にも利用促進をはかりたい。

⑦大谷光照氏収集切手コレクション

イ) 西本願寺第 23 代宗主勝如上人(大谷光照氏)が小学校 5 年生の時から晩年までに趣味として集めた膨大な切手コレクションである。

ロ) 世界各国の宗教切手が中心でヴァチカン関係はほぼ完全に揃い、仏教・イスラムの建物・人物・仏像などの切手が約 270 カ国地域にわたっている。既に納蔵を記念して展覧会を開催したが、まだ入手して間もないため十分に整理されていない。現在カタログ作成の作業を進めている。

ハ) 将来は、切手を通しての各国の文化・宗教などの研究に役立てたい。また一般の方にも興味のある物であるので図書以外のコレクションの目玉として公開していきたい。

⑧その他 20 の個人文庫 42,000 冊

本学有縁の方から寄贈された個人文庫で、国文、仏教、歴史、哲学関係図書が多く、古写本、刊本には貴重なものが多い。

(3) 瀬田図書館

イギリスの社会福祉と貧困に関する資料：250 部

- ・イギリスの社会福祉と貧困に関する図書と原資料となるパンフレット、条例、政府文書で構成された資料。1636 年に出版されたスラム街に関する珍しいパンフレットなどを含んでいる。
- ・今後はこのコレクションの所在を学内に周知し、特に社会学部を中心とした教員や学生に利用促進をはかりたい。

2. 視聴覚資料・電子ジャーナル等の整備状況と評価

非印刷媒体資料は電子図書館的機能を果たしていく上でも極めて重要であり、その積極的収集に努めている。その収集状況等は、「**大学基礎データ表 41 図書、資料の所蔵数（視聴覚資料の所蔵数、電子ジャーナルの種類）**」のとおりである。収集点数も増加傾向にある。

1) 視聴覚資料

本学の学術情報センターが所有する視聴覚資料の所蔵数は、「**大学基礎データ表 41 図書、資料の所蔵数**」のとおりである。

- ①紙媒体資料からは得ることのできない映像(動画)・音声といった情報を含む資料について一般教養的なものから専門領域のものまで幅広く収集・所蔵している。ビデオテープから DVD へ、カセットテープから CD へという媒体の変遷にともない、本センターにおいても新たな媒体の収集に努めている。特に、語学学修用の視聴覚資料の整備について努力している。
- ②大宮図書館の視聴覚資料の特徴としては、大蔵経を始めとする經典類、宗教新聞類、宗教雑誌類、文芸類のマイクロフィルム、文学、美術、宗教、教育、絵巻、当図書館所蔵の資料を題材として放映制作されたビデオテープなどを多く所蔵している点があげられる。カセットテープには文学朗読、芸能関係などがある。CD-ROM は辞典類が大半を占める。その他にレコード、LD、写真フィルム、DVD 等があるが、現在改修中のため機器が

分散されて利用できない状態である。改修後は AV コーナー、マイクロ室等が設置されるのでこれらの資料も有意義に利用されるよう努めたい。

- ③深草・大宮・瀬田の3図書館は、いずれも視聴覚資料を利用できる施設・設備を整えている。

2) 電子ジャーナル

本学で利用できる電子ジャーナルの種数：1,698 種、本学で利用できるデータベースの種類：32 種、私立大学図書館コンソーシアム (Private University Libraries Consortium) で契約しているオンラインジャーナルの出版社数：3 社 (Oxford University Press, Blackwell Publishing, Wiley) となっている。

- ①電子ジャーナルは、インターネット上で記事や論文をフルテキストで入手できること、検索が容易であること、図書館外からでも入手できること等のメリットがあることから、利用者からの要望が高まってきている。それにともない本学で利用できる電子ジャーナルの種類は年々増加しており、自然科学系の利用の伸びが顕著である。
- ②データベースは、図書・雑誌・新聞記事から各種統計資料・法令・判例情報等、あらゆる情報を検索することができる。本学では、32 種のデータベースを導入し、学術情報を入手する環境を整備している。日本語のデータベースが多く活用されており、特に日経テレコン 21 (新聞記事検索)、MagazinePlus (雑誌記事索引検索) が多く利用されている。また最近では、法令・判例情報が入手できるデータベースが複数利用できるようになったことから、利用が飛躍的に伸びている。

3. 点字図書の現状と評価

- ①本学は、身体障がい者を積極的に受け入れている。特に視覚障がい者の学習を支援するために、点字図書の拡充に努めてきた。点字図書は現在 284 タイトル (1,414 冊) を所蔵している (1997 年当時は、236 点・946 冊であった)。主な点字図書は次のとおりである。
- イ) 最新コンサイス英和辞典、新和英辞典、独和新辞典
 - ロ) 基本法令集、地方自治法、不動産登記法、労働基準法等の法令関係
 - ハ) 法学用語辞典、経済新語辞典、社会福祉用語辞典
 - ニ) 真宗聖典、歎異抄、仏説観無量寿経等の仏教関係図書
 - ホ) 新約聖書・旧約聖書等のキリスト教関係図書
 - ヘ) 古事記、徒然草、古今和歌集等の古典文学書
 - ト) 坊ちゃん、河童、細雪等の文学書
- ②まだ、不十分であるが、視覚障がい者の学習支援に一定の貢献をしている。今後とも拡充に努めていく。

4. 前回相互評価申請時 (1997 年) にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①学部・学科増や大学院拡充および学生数・教員数の増大にともなっていずれの図書館も蔵書数は増大しているが、同時にカリキュラム改革にともなう新設科目の増加により、これに対応した新たな図書・資料が必要となってきた。特に瀬田図書館の場合は、国際文化学部という学問領域の広い学部が設置されたことにより、対応する学習用図書の計画的増強が求められている。
- ②図書館員の数が限られていることもあって、研究者に対するフォローが不十分であり、改善が必要である。
- ③ニューメディア資料およびその再生装置について、一層の拡充が必要となっている。現状では、施設の制約もあって大幅な改善は困難であるが、当面は空間の効率的な利用計画を検討し、少しでもその充実に努める必要がある。

- ④現在、貴重な古典籍の宝庫でもある「写字台文庫」の保存調査事業が特別予算を編成して進行している。こうした事業の進展にともなって古典籍の「保存と利用」という課題の解決を迫られている。原資料に代わるマイクロ資料化、デジタル資料化を図り、その情報提供の利便化を進めることが重要である。
- ⑤図書の機械システム処理化が進行しているが、和装本についての遡及をどのような方法によって行うかが新たな課題となっている。

2) その改善状況

- ①新カリキュラムや新設科目に関連する図書資料の収集については、深草図書館、大宮図書館、瀬田図書館の各選書会議において各学部の教員と意思疎通をはかりながら図書資料購入のための情報収集に努め選書を継続して行っている。
- ②1998年と2003年に実施された本学図書館システムのリブレースにより Web 上での資料検索等が容易になり、研究者が図書館内だけでなく研究室や自宅からも資料検索等が可能となり、日常の研究上必要とする資料の収集等が短時間で行うことができるようになった。今後もさらに研究者へのサービス向上がはかれるよう努めていきたい。
- ③各種再生機器（ビデオテープ・DVD・LD・CD・カセットテープ・レコード用）を備えた個人ブース等を設けた。詳細は第4節で記述。
- ④「写字台文庫」を始めとする古典籍の修理・保存については、虫害修理および帙作成を専門業者に委託し、今回の大宮図書館改修で新設した環境設備の整った貴重書庫「龍谷蔵」、「写字台文庫室」、「貝葉室」の三室に所蔵する。利用については、随時マイクロ化、デジタル化した資料での閲覧へと換え、原資料での閲覧は貴重図書利用細則の遵守を徹底しながら、新設した貴重書閲覧室を利用し管理運営していく。
- ⑤書誌データの遡及入力業務については、現在業務委託で行っており洋装本については約90%を終えた。しかし、古典籍を始めとする和装本について十分に進まないのが現状である。それは古典籍を解読し、書誌を十分に理解できる専門的担当者が少ないことが原因であるので、専門的知識を持った業者に業務委託し、計画を立てて集中的・効果的に進めたい。

5. 今後の課題と改善方策

- ①OPACの実現に伴い、学内3図書館間の相互貸借システムが有効に機能しはじめており、3館の特色を維持しつつ、各館の収書機能の効率化、蔵書構成の充実に努めていく必要がある。このため、選書・発注の業務を深草図書館において一元的に行うこととした。このことにより3館の収書・蔵書構成の特色化が容易となるだけでなく、3館ともに備えるべき資料とそれ以外の資料の峻別をすることにより図書費の効果的な運用をはかることもできる。
- ②電子ジャーナルは、電子図書館的機能を果たすための重要なコンテンツであり、その利便性も高い。その利用タイトル数は年々増加しており、今後もその傾向は持続する見込みである。ただし、電子ジャーナル等は、契約を打ち切るとバックナンバーも含めて全く利用できなくなるものもあり、冊子体のように現物が残らないことから、電子ジャーナルで利用できる逐次刊行物の冊子体の購入の継続については慎重に検討を進める必要がある。あわせて、導入済電子ジャーナルについては、利用率等から一定の評価をし、その結果をもって継続利用の可否について検討する必要がある。
- ③データベースについては、年々利用できる種類が増え、それにともないかかる費用も増加している。何らかの基準に基づいた取捨選択について検討する必要がある。
- ④データベースの利用教育については、各学部とも連携した形を模索する必要がある。
- ⑤マイクロ資料や視聴覚資料（特にテープ類）は資料そのものの劣化や再生機器の移り変わりにより、いずれ利用できなくなることが考えられるため、媒体変換が必要である。

第4節 図書館施設の規模、機器・備品

【図書、図書館の整備（学部）】

A 群・図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性…（表 42）

1. 図書館の施設・設備等の整備状況と評価

1) 3 図書館の規模等の状況

- ①深草図書館は、1972 年に完成した旧館（2 階建て、延床面積 5,629 m²）と 1993 年に完成した新館（地下 2 階地上 5 階建て、延床面積 5,689 m²）からなる。
 - イ）旧館は、事務室をはじめとする管理スペース、書庫（学習用図書収蔵）、閲覧室、視聴覚室、閲覧カウンター等を擁している。
 - ロ）新館は雑誌閲覧室、書庫（研究用図書収蔵）、AV ルーム、閲覧カウンター等を擁している。学生の図書館への入退館は、旧館入口で行っており、新館・旧館は一体として機能するよう配慮している。
- ②深草図書館分室は、メインキャンパスからやや離れた紫光館（法科大学院の設置場所）の 1 階フロアー（中 2 階構造・閲覧部床面積 1,065.15 m²）に設置されている。
 - イ）自動書架（床面積 102.71 m²）を設置し、書庫スペースの確保に工夫をしている。
 - ロ）1 階、中 2 階フロアーには、院生の学習環境を向上させるため 1 人 1 席の個人学習スペース（キャレル）を設置するとともに、雑誌、閲覧スペース、インターネットコーナーを設けている。
- ③大宮図書館は、1936 年に西本願寺の敷地の一部を永代無償借用して建築され、西洋建築と仏教建築を組み合わせた独特の外観を特徴とし、現存する同種の施設の中では最古の建物である。
 - イ）1990 年西翼に書庫（850 m²）を拡充し、現在に至っている。しかし、大宮図書館は、老朽化も目立ち、学生や教員のニーズに則した図書館機能を高める上で障害となっていた。このため、現在、抜本的な改修工事を進めている（2005 年 12 月に竣工予定）。竣工後は、図書館機能は格段と高まる。
 - ロ）改修後の延床面積は 7,081.84 m² となり、収納可能冊数は 78 万冊となる予定である。この改修で閲覧スペースを広げ、個人・グループでの学習ができる学習室、軽読書室、参考図書コーナー、AV コーナー、国宝・重要文化財等を中心とする貴重古典籍の保存書庫を設置するとともに、15 年後の蔵書数にも対応した開架スペースを確保する予定である。
- ④瀬田図書館は、1989 年に理工学部・社会学部が開設されるにともなって建築された本館（地下 1 階地上 2 階、延床面積 3,192 m²）と 1995 年に増築された新館（地下 2 階地上 2 階、延床面積 2,500 m²）とからなっている。
 - イ）全館オープンフロア方式を採用しており、本館部分には事務スペース、閲覧スペース、書庫スペース、学生の共同学習室等を、新館部分には閲覧スペース、書庫スペース、AV 利用スペース等を配置している。
 - ロ）現在、学術フロンティア推進拠点「アフラシア平和開発研究センター」の設置に伴う新棟建設計画の中で、施設の一部を全自動化書庫スペースとして確保する予定である。このことにより、瀬田図書館の収納可能冊数は新たに 35 万冊増加し、懸案であった書庫不足の改善が可能となる見込みである。

2) 機器・備品の整備等の現状と評価

(1) 機器・備品の整備状況

各図書館の機器・備品等の整備状況は、次のとおりである。

機器の種類	深草図書館(台)	深草図書館分室(台)	大宮図書館(台)	瀬田図書館(台)
インターネット専用端末	30	8	10	20
OPAC 検索用	24	4	17	28
CD-ROM 専用機	9	0	1	1
個人ブース	26	0	0	12
ビデオデッキ	26	0	3	11
DVD プレーヤー	26	1	0	9
マイクロリーダー	2	0	2	1
カセットデッキ	1	0	0	10
レコードプレーヤー	1	0	0	2

(2) 各館の利用状況

①深草図書館

- イ) インターネット端末等のコンピュータ機器は常に利用頻度が高く、授業期間中は、ほぼ毎日満席になる。
- ロ) 視聴覚機器については、一般映画・視聴覚教材・語学学習用資料があることから、課題資料の視聴や映画鑑賞などの用途で多く利用されている。
- ハ) 大きなスクリーンとスピーカーを備えたミニシアター（AV ルーム＜座席数：56 席＞）では、各種の映像資料を用いて教員からの推薦資料等を上映している。

②深草図書館分室（法科大学院）

- イ) 1 人 1 席の個人学習スペース（キャレル）180 台、インターネット端末 8 台、蔵書検索用端末 4 台、学習室 3 室（22.71 m²）を設置している。
- ロ) 閲覧スペース内では院生各人に配付したノートパソコンが利用できるよう無線 LAN の設備が備わっている。

③大宮図書館

前述のとおり現在改修中であるが、改修後には、AV コーナー、マイクロ資料室を設けそれぞれの場所に 1 人用、複数人用 AV ブースやマイクロリーダー、CD-ROM 専用機などの機器・備品を充実配備の予定である。

④瀬田図書館

- イ) インターネットコーナーや視聴覚コーナーは満席であることが多く、情報・文献検索や映像・音響資料による学修のための利用に供している。
- ロ) 学習室は、定期試験期間前の利用が最も多い。図書や視聴覚資料などを利用しながらのゼミ発表やレポート作成等の場として、有効に活用されている。

2. 今後の課題と改善方策

①深草図書館

- イ) インターネット検索端末については、利用頻度も高く満席になることも多々あることから増設を検討する。さらに、2006 年 4 月から閲覧席にて無線 LAN システムを導入する予定である。また、コンテンツのデジタル化に伴って、音響資料はカセットテープから CD に、映像（動画）資料はビデオテープから DVD に、メディアが移行している。本センターが新規に購入するものもこれらのメディアであることから、再生装置の一層の充実を進めたい。
- ロ) 数年後には開架書庫・閉架書庫とも空きスペースがなくなることは確実であり、

新書庫棟の建設など図書の収納スペースを確保していくことが重要な課題である。

②深草図書館分室（法科大学院）

現在、キャレル 180 台が設置されているが、法科大学院生定員 60 名が卒業年限の 3 回生まで在学した場合での設置台数となっている。しかし、院生は最長 6 年間の在籍が可能であるため、3 年後には全員にキャレルが行き渡らない可能性がある。拡充を検討する必要がある。

③大宮図書館

改修後には、AV ブースや CD-ROM 専用機などの機器・備品を新たに配備していくが、実際の利用状況も見ながら適正な設置台数等の検討を加え、利用者へのサービスの向上をめざしたい。

④瀬田図書館

視聴覚コーナーでの利用の多くは、ビデオ鑑賞である。LD、カセットテープやレコードについては、需要がほとんどなくなっている。一方、DVD コーナーは利用頻度が非常に高いという状況にある。利用実態に応じた台数の配備が必要である。

第5節 図書館利用者に対する利用上の配慮

【図書、図書館の整備（学部）】

A 群・学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性…（表 43）

1. 学生閲覧室の座席数の整備状況と評価

1) 学生閲覧室の座席数

各図書館の学生閲覧室の整備状況は、「大学基礎データ表 43 学生閲覧室等」のとおりである。

- ① 深草図書館の座席数は、旧館と新館の閲覧席を併せて 1,111 席である。これらの閲覧席には、視聴覚資料、インターネット、CD-ROM を閲覧するための座席等が含まれている。
- ② 深草図書館分室では、1 人 1 席の個人学修スペース（キャレル）を設置し、個室に近い学修環境を整備し、院生各人に配付したノートパソコン（無線 LAN 接続可）の使用も実現している。図書館閲覧スペースの整備状況としては、十分といえる。
- ③ 大宮図書館の座席数は、現在、193 席と少ない。しかし、2005 年 12 月に改修工事が竣工すれば、302 席となり、大幅に改善される。
- ④ 瀬田図書館は、全フロアーが開架式であるが、座席数は本館と新館と併せて 828 席あり、閲覧席も十分確保している。隣席との仕切りのある個人用閲覧席も設置しており、閲覧席としての適切な配慮も行われている。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

閲覧席数の一層の拡大をはかる必要がある。このためには、基本的には新たな施設の獲得以外に方法はない。しかし、この方法はすぐに実現できないので、当面次のような対応を検討する必要がある。

- ① 深草図書館は、かつて深刻な書庫不足、閲覧スペース不足に悩んでいたが、1993 年に新館が竣工したことにより、この問題はかなり解消した。しかし、最近の入館者の実態からは、閲覧席の更なる拡充が必要となりつつある。

現在の施設の中でも若干の増席は可能であるが、現在の「ゆとり環境」は今後でもできるだけ保持していきたいと考えている。情報媒体の多様化や学生を始めとする利用者層の多様化にともなって、閲覧室形態の多様化をはかる必要が生じており、諸設備の館内再配置の中で閲覧席数増加を追求したい。

また、現在、臨時措置として一定期間を限って実施している 3 号館食堂（500 席）の営業時間外開放は、閲覧席不足の解消に一定の貢献をしており、開放時間の拡大を検討する必要がある。

- ② 大宮図書館は、書庫や閲覧席数の不足等改善すべき問題点が多い。その原因は、文学部の臨時定員受入数が多いこと、大宮学舎には図書館施設を増築するゆとりがないため、建築当時のまま現在に至っていること等による。

早い時期に図書館の改築ができるよう努力したい。現在、大学将来構想委員会に諮問しており、検討中である。

（2）その改善状況

- ① 深草図書館では、情報媒体の進展に伴いそれらの資料を閲覧するための設備の拡充ならびに改善に努めており、旧館 1 階閲覧室東側に、視聴覚コーナー、インターネットコーナー、CD-ROM 検索コーナーを設けている（これらの設置機器の台数は、第 4 節に記述のとおり）。これらのコーナーはいずれも利用率が高く、それぞれの情報媒体に対応する閲覧席として提供している。

- ②大宮図書館は、改修工事（2005 年 12 月竣工）により、座席数は大幅に増える。また、開架書架も増設されたことにより閲覧環境が著しく向上する。

3) 今後の課題と改善方策

- ①座席数については、大宮図書館の改修により、3 館総計で座席数 2,461 席（法科大学院専用 220 席含む）となる。全収容定員に占める座席数の割合は 15.7%であるが、引き続き改善策を検討していく。
- ②深草図書館の旧館閲覧室の閲覧席は机・椅子とも老朽化しており改善に努めたい。

2. 利用基準・利用実態等の現状と評価

1) 利用基準・利用促進措置

- ①図書館の利用ができる者と館外貸出の基準は、次のとおりである（3 館共通基準）。
- イ) 本学の学生、大学院生、教育職員および事務職員、科目等履修生、単位互換履修生
 - ロ) 本学の卒業生
 - ハ) Ryukoku Extension Center (REC) の会員
 - ニ) 大学コンソーシアム京都の「シティー・カレッジ」の受講者
 - ホ) 「相互利用協定」締結大学の学生および教育職員
 - ヘ) 本学を退職した元専任の教育職員および事務職員
 - ト) 学術情報センター長が許可した者
 - チ) 大宮図書館では本願寺関係職員および派立関係学校（浄土真宗本願寺派設置の学校）教職員を加えている。

【館外貸出の基準】

区 分		冊数	期 間
専任教育職員・名誉教授・客員教授・専任事務職員		50	6 カ月以内
兼任教員・外国人研究員・研究所研究員		10	1 カ月以内
学生	学部・短大・専攻科・別科・科目等履修生・単位互換履修生	6	2 週間以内※
	大学院	30	1 カ月以内※
本学関係者	大学・短大等卒業生	3	2 週間以内
	REC 会員	3	2 週間以内

※夏期休暇などについては休暇明けが返却日になるように長期貸出を行っている。

- ②利用の促進をはかるために、次のような措置を講じている。
- イ) 毎年 4 月に、新入生の各クラスを対象に、授業の一環として図書館オリエンテーションを実施し、図書館員が図書館の利用方法や蔵書検索の方法を指導している。
 - ロ) 教員、学生を対象に、年に 20 回程度、データベース資料の利用方法についての文献検索講習会を開催し、利用者スキルの向上をはかっている。
 - ハ) 図書館の利用ガイドブックとして「LIBRARY GUIDE」を年 1 回発行し、ホームページと併せて利用者の便宜に供している。
 - ニ) 本学の図書館情報冊子として「来・ぶらり」を年に 2 回発行し、情報の提供と利用の促進をはかっている。
 - ホ) コンピュータシステムの充実により、図書貸出、返却事務の簡略化をはかっている。
 - ヘ) 3 図書館の図書・資料の相互利用を実施しており、どの図書館からも取り寄せと返却ができるようになっている。
 - ト) 個人では購入が困難な高価な図書などについて、学生からの購入希望の申込みを

受け、選書会議を経て、できるだけ購入している。

チ) 京都地区大学図書館間で締結した「相互利用協定」に3館とも加盟し、協定大学図書館間の相互利用を実施している。

リ) 4 大学（京都産業大学、同志社大学、立命館大学、龍谷大学）間における専任教職員の相互利用協定を締結し、所属大学の身分証を提示することで、紹介状を省略して閲覧することができる。

ヌ) ILL 利用による他大学との貸借を実施している。

2) 利用の状況

①2004 年度の各館の入館者数は次のとおりである。

区 分	年間入館者数（延べ人数）	開館日数（日）	1 日平均入館者数（人）
深草図書館	408,575	305	1,340
大宮図書館	67,453	266	254
瀬田図書館	266,670	286	932

②2004 年度の全館における館外貸出冊数は以下のとおり。

イ) 学生の館外貸出冊数の状況

区 分		館外貸出冊数（冊）	貸出者数（人）	年間 1 人平均貸出冊数（冊）
学部	1 年	26,109	2,843	9.2
	2 年	29,779	2,811	10.6
	3 年	43,246	2,991	14.5
	4 年以上	46,242	3,111	14.9
大学院生		26,574	622	42.7

ロ) 学生以外の主な利用者の館外貸出冊数の状況

区 分	館外貸出冊数（冊）	貸出者数（人）	年間 1 人平均貸出冊数（冊）
専任教職員	9,875	424	23.3
非常勤講師	3,611	221	16.3
REC 会員	3,199	269	11.9
卒業生	2,893	291	9.9

③視聴覚資料については、原則館内で自由に視聴するため貸出集計ができないが、概ねよく利用されている。なお語学 CD については館外貸出も行い、また教員の授業利用に限ってビデオ・DVD の館外貸出も行っている。また近年 DVD 資料の増加に伴い、DVD プレーヤーを視聴覚室全席に設置するなど利用環境の整備に努めている。

④学術情報センターのホームページ*上で、各種お知らせや開館日程、新着資料情報などの更新、充実に努めている。アクセスログの分析によると、2004 年度のアクセス数は延べ約 14 万 8 千件にのぼる。よく利用されているページは OPAC、各種データベース、関連リンク集などである。

⑤2003 年度から、インターネット上から図書の貸出予約や文献複写などの依頼が行える Web サービス**を導入した。利用するためには、所定の登録手続きが必要であり、登録者数は約 500 名程である。新入生のオリエンテーション等で周知はしているものの利用率はなかなか伸びない。

*学術情報センターのホームページ : <http://opac.lib.ryukoku.ac.jp/web/index.htm>

** Web サービス : <http://opac.lib.ryukoku.ac.jp/web/html/menu/service4.html>

3) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

現在の貸出基準は、平成元年に制定されたものであり、以下のような状況変化を勘案して、一定の見直しが求められている。

- ①夜間主コースの開設、社会人の受入れ等大学開放が進行していること。
- ②京都地域の産官学協力による「京都・大学センター」の教育プログラムが次第に充実してきていること。
- ③図書館間の相互利用協力が進行し、多様な利用者が生じつつあること。
- ④カリキュラム改革や教員の授業改善努力によって学生の図書館利用が全体として活発化してきたこと。
- ⑤デジタル媒体が次第に一般化しつつあること。
- ⑥また、各館とも開架図書が増加しており、これにともなって利用者の利用マナーの向上をはかる努力も必要となってきた。

（2）その改善状況

当時の状況変化は、次のとおり推移したため、結局、冊数や期間などの貸出基準を改めるまでには至らなかった。前述の利用の実態などを見ても、総じて現行の基準が、学生の学習意欲や図書館利用の促進を阻害しているとは考え難い。

- ①夜間主コースの学生（主に文学部）や社会人の院生にとって、現行の貸出基準による不都合は、特に起きていない。貸出基準を改めるよりは、開館時間の延長や休日開館等利用サービスの向上をはかることによって、前述の学生や院生の図書館に対するニーズを満す努力をしてきた。
- ②「大学コンソーシアム京都」（旧 京都・大学センター）の単位互換制度等の利用者が本学の図書館を利用するケースも生じている。ただし、これらの利用者に館外貸出を認めるか否かについては今後検討していきたい。
- ③大学図書館同士で相互利用協力を推進しており、その制度を利用することによって学生や教員が、他大学図書館に出向き、直接希望する資料を閲覧することができるようになった。
 - イ）閲覧希望の対象となる資料は、ほとんどが学術雑誌や禁帯出の図書である。
 - ロ）利用者が希望する他大学の図書の貸出、資料の複写については、ILL システムを利用することによってまかなわれている。
 - ハ）学内においては、受託研究員、リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント、Ryukoku Extension Center (REC) 講師等々の利用が増え、利用者の多様化が進んでいる。これらの利用者に対しては、新たな貸出基準を設けるのではなく、従来からの専任教職員、非常勤講師、学部生、院生、卒業生の区分のいずれかに準じて対応している。
- ④図書館利用には個人あるいは学部により差があり、全体としてとらえにくいですが、上記の利用の実態などを見ても、貸出基準を改定するほどには活発化している状況ではないと考えられる。
- ⑤デジタル媒体資料の充実に努め、利用者に提供している。ただし、著作権の関係上、館外貸出しは実施していない。
- ⑥入学時のオリエンテーションや毎日の館内見回りで、マナーについては厳しく注意し、公共の場であることを意識付けしている。こればかりはこまめに注意する以外方策が見あたらない。図書館スタッフ 1 人ひとりが労を惜しまず指導している。

4) 今後の課題と改善方策

- ①深草図書館と大宮図書館の半数以上の図書・資料は閉架書庫にある。開架書庫と閉架書庫の利用率を比較すると開架書庫の利用の方がはるかに高い。本の内容がすぐに確認できるため、利用しやすいのではないかと考える。また閉架書庫は、閲覧請求がある都度、

スタッフが出納しなければならず、その手間や人件費も軽視できない。今後、書庫増築をはかる場合、利便性と省力化の観点から、できるだけ開架書庫を増やす検討も必要である。

- ②深草図書館の視聴覚資料の利用にあたっては、資料の盗難防止のため視聴覚コーナーへの入室の際に利用者から手荷物と学生証を預かっている。しかし、近年、視聴覚資料用のタトルテープも開発され、図書と同様の盗難防止策が可能な状況となった。利用手続きの簡素化、省力化の検討が必要である。

3. 開館時間・日数等利用者への配慮状況と評価

1) 開館時間・日数等

- ①3館の通常授業期における開館時間は、次のとおりである。

	通常授業期の開館時間			2004年度の状況	
	月～金	土	日	開館日数	休業日
深草図書館	9:00～21:45	9:00～17:00	10:00～17:00	311	54
深草図書館分室	9:00～21:45	9:00～17:00	休館	—	—
大宮図書館	9:00～21:45	9:00～17:00	休館	275	90
瀬田図書館	9:00～20:00	9:00～17:00	10:00～17:00	286	79

＊深草図書館分室は2005年度から開設。

- ②学生の自主学習時間確保の方途として、深草図書館は、1997年度より通常授業期間の開館時間を、平日21時45分、土曜日17時まで延長した。大宮図書館は、文学部の夜間主コース生が大宮学舎に通学することになった1999年度から開館時間を現行のとおり延長した。瀬田図書館は2003年度より平日について20時まで延長した。

イ) このことにより深草・大宮キャンパスにおいては平日5講時（大多数の学生の最終授業、大宮学舎夜間主学生除く）終了時である18時15分から3時間30分、瀬田学舎においては平日5講時（大多数の学生の最終授業）終了時18時20分から1時間40分の自習時間を確保した。

ロ) 日曜日の開館については2004年度より実施しており、深草図書館では通常授業期の日曜日（年間31日）、瀬田図書館では定期試験期間前後のみ（年間10日）開館している。

- ③深草図書館の2004年度前半期の時間帯別入館者数(延べ人数)は、次表のとおりである。

イ) 5講時終了(18:15)以後の入館者は1日の10%に満たず、自主学習時間は確保できたが、十分に利用されていないのが実態といえよう。館内を見回っても18時以降は試験時期でも閑散としている。大宮・瀬田図書館も同様の傾向にある。

【平日開館日のみ集計】			【土曜開館日のみ集計】			【日曜開館日のみ集計】		
時間帯	人数	割合%	時間帯	人数	割合%	時間帯	人数	割合%
9	13,484	5.8	9	1,019	8.1	9	52	0.9
10	25,419	10.9	10	1,391	11.0	10	926	15.8
11	17,694	7.6	11	1,261	10.0	11	652	11.1
12	33,221	14.2	12	1,825	14.5	12	865	14.8
13	27,774	11.9	13	2,128	16.9	13	1,221	20.9
14	36,483	15.6	14	1,984	15.7	14	1,013	17.3
15	21,758	9.3	15	1,465	11.6	15	756	12.9
16	24,060	10.3	16	1,071	8.5	16	369	6.3
17	11,903	5.1	17	265	2.1	合計	5,854	100.0%
18	10,490	4.5	18	137	1.1			
19	6,245	2.7	19	54	0.4			
20	4,506	1.9	合計	12,600	100.0			
21	1,069	0.5						
合計	234,106	100.0%						

ロ) 21 回の日曜開館を利用した実人数は年間約 4,000 名である。ただし、1 回限りの利用者が 60%を占める。また 10 回以上利用した日曜日ピーターの実人数は 50 名に満たない。

- ④大宮図書館の土曜日開館（2004 年度）は年間 43 日で、1 日平均 37 人である。これは土曜日の正課授業の開講との関係があると思われる。また特記事項として土曜日の利用者には学外者が多いことがあげられる。
- ⑤瀬田図書館の日曜日開館（2004 年度）による延べ入館者数は 744 名で、1 日の平均入館者数は 74 名であった。日曜日開館実施の広報が浸透した結果、徐々に入館者数は増加してきたが、多いとは言えない。大阪、京都からの通学生が圧倒的に多いこと、日曜日は路線バスダイヤが激減すること、学内外の食堂も閉店していること等の立地環境がその要因であると考えられる。しかしながら、学生からの要望に応え、利用者サービスの維持、向上のためには、引き続き定期試験期間前・期間中の日曜開館実施の継続は必要であると考ええる。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①本学図書館の開館時間は、他大学と比較して特に少ないわけではないが、利用者との関係でその開館時間の延長が検討課題となっている。開館時間延長の対象となる日数は年間 163 日である。今後、夜間主学生の学修実態に対応した環境整備をどのように整えていくかが課題である。教員・学生（特に大学院生）から開館時間の延長および休日期間の開館の要求も出されている。図書館の開館日・開館時間は、大学の教育研究条件整備の一環であり、一般的には積極的に対応しなければならない課題であり、さらに検討を進め、適切な在り方を模索したい。
- ②近年、生涯学習ニーズの高まりにともない、有職者や主婦等市民としての社会人に対して大学の門戸を開放することが社会的要請となっている。社会人の学修環境の整備をはかることも大学の使命であり、地域社会へ図書館利用の道を拡大することも検討課題である。
- ③瀬田図書館の混雑の緩和をはかるためには、空き教室の確保と利用、福利厚生施設の拡大、学生会館の設置等、キャンパス全体の施設計画の中で対処することが必要となっている。
- ④非印刷資料を利用するための再生装置の数が、利用希望者数の実態に即応しておらず、

またビデオテープを保管している書架もほぼ満杯状態となっている。このため、再生装置の増設とテープ収蔵スペースの拡大をはかる必要が生じている。

図書館の視聴覚資料は、図書館が独自に購入しているものと、教員が「教材」として購入しているものが混在しているために、利用形態において若干の問題が生じている。図書館は一般にはビデオの貸出はしていないが、教員が教室で「教材」として使用する場合に限り貸出を行っている。

教員側からはこれをさらに拡大して「事前貸出し」の要求が出ており、図書館としての原則との関係で調整が必要となっている。さらに最近は、放送大学との単位互換の関係で、放送大学からのビデオの貸出をという話もでているが、これも同様の問題を含んでいる。

(2) その改善状況

- ① 前述のとおり開館時間の延長や日曜開館については、漸次、改善をはかり実現可能な範囲で実施に移してきた。ただし、近隣主要大学図書館とほぼ同じ開館日数・時間を維持しているのが現状である。高等教育機関として学習環境の整備改善は当然のことではあるが、一方では夜間や土・日曜日のスタッフの労働条件にも十分配慮しなければならない。
- ② 利用者は、本学の学生・教職員に限られていない。REC 会員等も図書館が利用でき、地域社会の要請にも応えている（第7節で詳述する）。
- ③ 瀬田図書館における利用者の滞留・混雑は、学生交流会館の建設や情報処理実習室等、他の施設の充実により緩和された。図書館内の利用環境はより向上することとなった。また、不足していたビデオデッキ等の設置台数は第3節のとおりであり、1997年当時よりは充実した。それでも満席の時間帯も恒常的に発生しており、スペースの制約で拡張が難しいところではあるが、既存ブースにとらわれず現スペースを工夫し、来年度（2006年度）にビデオデッキ等の設置台数を増加する予定である。
- ④ 再生装置の配備は、順次、充実をはかっている。また、映像資料の館外貸出の問題については、著作権等に十分に配慮しつつ、授業での使用に限り2週間の貸出を行っている。複製の要望もあるが、これは著作権上認められない。

3) 今後の課題と改善方策

開館時間・日数については、利用実態を考慮しつつ徐々に改善に結び付けているところである。大宮図書館の日曜開館、瀬田図書館の日曜開館期間の拡大および夜間開館時間の延長については、利用実態に照らして、検討する必要がある。

4. ネットワーク利用の現状と評価

1) ネットワーク利用

学術情報センターにおけるネットワーク利用は、業務利用とサービス利用の2つに大別することができる。

(1) 業務利用

- ① 本学をはじめ多くの学術機関が参加する目録所在情報サービス(NACSIS-CAT / ILL：国立情報学研究所提供)の利用があげられる。本学では、同研究所が従来のCAT/ILLから新CAT/ILLに全面移行することに合わせ、2003年度に第3期学術情報ネットワークシステム（第3期システム）を導入し、現在、学術情報センターの3館に加え、社会科学研究所の計4カ所からこのシステムを利用している。
- ② 第3期システムの一環として導入した書店連携システム（PLATON：紀伊國屋書店提供）を利用している。従来、紙媒体で行っていた収書業務（選書・仮発注・発注）をネットワークを通して行い、かつ目録データも同時に作成している。
- ③ ネットワークによる業務処理は、単に大学と書店との間の図書の発注処理を早めるに止

まらず、3館の業務統合による業務の効率化にも大きな貢献をしている。

(2) サービス利用

- ① 学術情報の提供するためのネットワークサービスとしては、次の3種類がある。
 - イ) 本学の学術情報センターの各図書館が所蔵する図書・資料の検索を行う OPAC (通称 R-Wave)
 - ロ) 本学が契約しているデータベース
 - ハ) オンラインジャーナル(具体的なデータベースの種類については「第3節 図書等の整備状況等 2. 視聴覚資料・電子ジャーナル等の整備状況と評価」を参照)
- ② ネットワークサービスは、学術情報センター内に限らず、研究室や情報処理教室など、学内 LAN に接続されたコンピュータからは自由に利用することができる(一般教室においても LAN 接続さえ行えば利用可能)。また、OPAC をはじめ一部のデータベースとオンラインジャーナルについては、学外からの接続も可能となっている。
- ③ 2003 年度から開始した「Web サービス」では、文献複写、相互貸借、予約、取寄せ、新着図書通知サービスなど、これまでカウンターでしか行えなかったサービスが、ネットワークを介して 24 時間体制で自宅からも行えることとなった。

2) 前回相互評価申請時(1997 年)にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ① 現行システムは、どちらかといえば業務処理部分である図書・雑誌の目録整理作業部分の機械化が中心になった。もちろん蔵書検索はできるようになっているが、システム構築時点では全学的なネットワーク環境の整備が進んでいなかったために、検索用端末はほとんど図書館の中に限定されている。このため、研究者が研究室から自由に検索するということはできていない。現在、キャンパスネットワークの基本的な整備が進んだことにともない、一部実験的に検索サーバーを配置して、研究室や学外からの検索が可能となっている。

インターネットの急速な進展とも関わって、現行図書館システムを早急にこのオープンなネットワーク環境に対応するものに切り替える必要があり、来年度からの稼働を目指して目下検討を進めている。
- ② 資料の電子化についても国内外で活発化しており、本学が所蔵する貴重なコレクションで、普段は自由に閲覧できないものについては、画像や文書をデジタル化して公開していくなど、電子図書館的機能の強化をはかることが重要な課題となっている。

(2) その改善状況

- ① 1998 年度(第2期)と 2003 年度(第3期)に段階的に学術情報ネットワークシステムの導入をはかった。その結果、前述のとおり、業務利用における改善だけでなく、サービス利用においても著しい改善を行いこれまで館内に限られていたサービス(電子ジャーナルの閲覧、所蔵資料の検索、文献複写の申込み等)が Web 上で研究室や学外からも利用できるようになった。
- ② 現在大宮図書館に所蔵する古典籍や貴重資料を、デジタルアーカイブ化しデジタル画像を Web ページにて公開している。

3) 今後の課題と改善方策

<業務利用>

- ① 現在、構築中の書店連携システムの完成後、これについて評価・分析を行った後、問題点の把握に努め改善に結びつける必要がある。
- ② ILL 業務についても、2004 年度に加盟した ILL 相殺制度システムの利用後に、それぞれについて点検・評価することにより問題点の把握に努め改善に結びつける必要がある。

- ③情報の電子化は、書誌情報にとどまらず、ILL、雑誌、製本の分野においても、今後、ますます進展するものと想定できる。収書業務についても、現行の書店連携システムによる大手書店1社との連携にとどまらず、例えば amazon.co.jp 等のオンライン通販を利用することも考えられる。

＜サービス利用＞

- ①OPACを単独で提供するばかりではなく、「研究者データベース」や「教員紹介 Who's Who」、また、「Web シラバス」など、学内他部署のあらゆるデータベースと有機的なリンクを形成することで、多面的な利用を保証する必要がある。
- ②他大学、他機関、業者等が提供する各種データベース、オンラインジャーナルと本学 OPAC を有機的にリンクする、あるいは横断検索するなどの仕組みを構築することにより利用者の情報収集環境をさらに整備する必要がある。
- ③現在、稼動している Web 画面からの、図書発注申込み、予算執行状況確認等に加えて、各種講習会への申込みや施設（学習室・AV ルームなど）利用申込みなど、Web を介したサービスの向上をはかる必要がある。
- ④現在、情報メディアセンター、研究部、学術情報センターがそれぞれに契約する各種データベース、オンラインジャーナルを一元化し、電子資料の整備を行う必要がある。これら資料を個人研究や学生の自主学習のツールとして活用するにあたっては、本学独自のデータベースも加え、これらを総合的な情報リテラシー教育の教材とする方向性を検討すべきであり、これについては大学教育開発センター等との協同が不可欠である。このことにより、学内 LAN を介した電子資料の有効活用の方が見出せる可能性がある。

第6節 学術情報へのアクセス

【学術情報へのアクセス（学部）】

B 群・学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

【情報インフラ（大学院／施設・設備）】

B 群・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

1. 学術情報システムの整備状況と評価

1) 学術情報システム整備状況

- ①1993年度から稼動した NEC 系の図書館システムによって、深草・大宮・瀬田の3館のほぼ総ての業務（図書・雑誌整理、閲覧、ILL 等）を一元管理し、それによって学術情報の処理・提供を行ってきた。ハード・ソフト両面における2度のリプレースを経て、2003年度から現行システムが稼動している。
- ②長期的展望に立脚した年次計画に基づき、毎年、改善を加えており、本学の学術情報システムは着実に機能進化を遂げている。具体的には、NII（国立情報学研究所）提供の新 CAT/ILL サービスへの対応、書店連携システムの導入、社会科学研究所とのデータ統合、多言語 OPAC、利用者への Web サービスの提供等が稼動後の大きな整備点としてあげられる。情報通信分野の技術進歩等にも即応するかたちで、システムも変容を迫られるが、総体としての整備は完了しているといえる。

2) 古典籍のデジタルアーカイブ化

- ①主として大宮図書館が所蔵する古典籍や貴重書は本学にとって貴重な学術情報である。普段は自由に閲覧できないこれら一次資料へのアクセスを保证するシステムの整備は、ハイブリッドライブラリーへ向けた本学学術情報センターの大きな課題の1つであった。
- ②大宮図書館においての試行を引き継ぎ、現在「古典籍デジタルアーカイブ研究センター」において、古典籍や貴重資料のデジタルアーカイブ化と実物が持つ材質や質感・組成などの科学的・定量的な研究が同時に推進されている。その研究成果の一端を Web ページ^{*}にて公開している。これは、本学学術情報センターが所蔵する国宝や重要文化財に認定された資料をはじめとした貴重資料を、龍谷大学学術情報センターコレクションとして、仏教東漸：大谷探検隊—高織細デジタルアーカイブ、特色ある所蔵資料の紹介、稀書と大学歴史資料、貴重書データベース、古典籍情報システム、の5つの部門に分け、デジタル画像にて広く一般に公開するものである。

3) 今後の課題と改善方策

- ①学術情報の処理・提供システムはその基盤的整備を終えたとはいえ、情報通信技術のめざましい進歩に伴って陳腐化のスピードも著しく速い。その状況変化に即応できる体制の構築が今後の課題である。改善には後に述べる人材育成が不可欠である。
- ②情報化の進展に伴い図書館員に求められる知識、技能、資質も変化してきている。これらに対応するためには、図書館司書の資格取得、業務分担の定期的変更、研修機会の充実といった従来の人材育成策では不十分であるといわざるを得ない。また、定期的な人事異動や業務委託化の進展により、専門性の高い図書館職員が育ちにくいという問題を抱えている。このため、広範で体系的な図書館独自の研修体制を確立することにより、求められる人材を計画的に育成する必要がある。
- ③授業方法の改善に伴いマルチメディアを含む電子化された教材の作成・利用等が今後も一層進展するものと思われる。また、電子化された情報の利用者教育、いわゆる情報リテラシー教育の重要性も高まる一方である。今後、学生にはこのような情報リテラシー

^{*} Web ページ : <http://opac.lib.ryukoku.ac.jp/web/index.htm>

を前提とした自主学習が一般化するものと思われる。図書館は情報リテラシー教育および学生の自主学習に対する人的あるいは環境整備に係る支援において、主体的役割を果たさなければならない。

- ④環境整備面においては閲覧席への情報コンセント設置もしくは図書館内無線 LAN 付設が今後必要となる。人的には、カリキュラムに組み込まれている情報リテラシー教育への直接的関与とそれに必要な人材育成が重要な課題となる。
- ⑤大宮図書館における「古典籍デジタルアーカイブ化」については、今後、「古典籍デジタルアーカイブ研究センター」と連携しながら促進したい。連携促進のためには、それに係る能力をもった職員の配置等、体制の整備が必要である。

2. 国内外の機関との協力関係の現状と評価

1) 国内外の機関との協力関係

- ①1995 年より NACSIS-ILL システムに参加することにより他大学等との協力関係を確立している。参加当初より、他大学図書館との図書・資料の複写の依頼・受付を実施しており、本学からの複写依頼だけでなく、国公私立を問わず全国の大学図書館から複写依頼を受け付けており、その件数も飛躍的に増大している。

なお、他大学図書館等への文複写依頼は、2001 年度において 1,739 件であったが、2004 年度においては 3,560 件となった。また、他大学図書館等からの複写受付は、2001 年度において 1,962 件であったが、2004 年度においては 2,434 件となった。

- ②他大学図書館との図書貸出の依頼・受付については、1996 年度より瀬田図書館が実施し、続いて 2001 年度より深草図書館、大宮図書館が実施した。他大学図書館への貸出依頼件数・他大学図書館からの貸出受付件数についても、複写の依頼・受付と同様に、年々増加する傾向にある。

なお、他大学図書館等への図書貸出依頼は、2001 年度において 303 件であったが、2004 年度は 299 件となった。また、他大学図書館等からの図書貸出受付は、2001 年度において 474 件であったが、2004 年度においては 876 件であった。

- ③海外の学術情報機関との連携も密なものとなっており、British Library やその他、ベルギー、フランス、中国（台湾）、韓国等の大学図書館との図書・資料の貸借依頼や複写依頼も行っている。
- ④2004 年度からは、私立大学図書館協会が中心となって進めた私立大学図書館コンソーシアムに参加することにより、Blackwell Publishers, Oxford University Press, John Wiley & Sons が提供する 1,000 タイトル以上の電子ジャーナルに本学の全キャンパスの端末からアクセス可能となった。
- ⑤私立大学図書館協会に加盟し、その下部組織である西地区部会、京都地区協議会ならびに相互協力連絡会において、他大学図書館との緊密な連携をとりながら相互協力関係を構築している。また、近隣の国公立大学ならびに私立大学の図書館で構成する滋賀県大学図書館連絡会や大学コンソーシアム京都に加盟している。
- ⑥中国・大連図書館と姉妹友好関係を締結し、相互の調査・研究について便宜をはかり、情報の交換を行っている。

以上のとおり、国内外の機関との協力関係は年々広がりを見せている。現状において、その協力関係の構築は大学図書館に求められるレベルを満たしていると評価できる。

2) 今後の課題と改善方策

- ①現在の国内外の学術情報機関との協力関係をより強固なものにすることはもちろん、その幅をさらに広げる現在の努力の継続が課題である。
- ②大連図書館との関係について、姉妹友好関係を締結して 5 年になるが、現在、その成果として特記できるものがない。それは本学の学術情報センター側の職員、経費、日常業務多様さに起因している側面もあり、改善方策を検討したい。

第7節 地域への開放の状況

【図書、図書館の整備(学部)】

A 群・図書館の地域への開放の状況

1. 地域等へ開放状況と評価

1) REC 会員の利用状況

- ①本学は、図書館の地域への開放は、大学のエクステンション活動の一形態と位置づけている。1995 年度からは、地域交流センターとしての機能を持つ Ryukoku Extension Center の会員に対しては、本学卒業生と同等の利用ができるようにしている。
- ②REC の講座の受講と図書館の利用により、地域住民の知的好奇心を満たすことをめざしている。2004 年度の REC 会員の利用状況は次のとおりであり、利用状況から見て、地域に貢献していると評価できる。

	REC 会員入館延人数 (人)	REC 会員貸出冊数 (冊)
深草図書館	8,407	1,563
大宮図書館	入館システム未設置のため不明	461
瀬田図書館	4,546	1,175
合 計	12,953	3,199

2) 学外者（一般）の利用

生涯学習社会の進展に資する意味から、公共図書館が所蔵していない学術研究のための図書の利用については、公共図書館の紹介状と身分証明書の提示により、資料の閲覧・複写の範囲での利用を認めている。

3) 展示活動による図書館資源の地域への開放

大宮図書館は、1991 年度から、春・秋の年 2 回特別展観として図書館所蔵物を広く一般に公開している。これ以外にも、各種学会の開催や他機関・団体などの来学訪問時に臨時的な展示を行っている。

- ①大宮図書館は貴重な資料を数多く所蔵することから、この展示活動を地域・社会への開放政策の一環として位置づけている。この展示会には、毎回 1,000 人程度の来観があることから、貴重な学術資源に対する社会の期待の高さを窺い知ることができる。特に大谷探検隊関係・写字台文庫関係の展観は人気が高い。
- ②2002～2004 年度春・秋の特別展観の内容は、次のとおりである。

年 度	展示テーマ
2002	(春) 仏の来た道
	(秋) チベットの芸術と文化
2003	(春) 切手にみる宗教と世界
	(秋) シルクロード文物展－書と表現の跡－
2004	(春) 江戸時代の本願寺教育制度
	(秋) 仏教と科学－人生の終末・心の救いと科学－

2. 今後の課題と改善方策

- ①大学図書館の地域への開放は、1993年の学術審議会による「大学図書館機能の強化・高度化の推進について（報告）」以来の課題である。生涯学習社会の進展にともなう公共図書館と大学図書館の機能分化の状況を見極めながら、公共図書館や地方公共団体との相互協力関係の構築へ向けた取り組みを今後検討していきたい。
- ②本学図書館の所蔵資料は、学外者も Web 上から検索することができるようになっている。地域の公共図書館、国立国会図書館、全国の大学図書館等の所蔵資料について横断検索が可能なサイト（大阪府 Web-OPAC や滋賀県図書館横断検索システム等）も構築されており、学外者からの利用要望もこれまで以上に増えてくるものと考えられる。しかし、無条件、無制限に利用を認めることは無理である。ある程度の条件を付加することによって、本学の教学条件と両立する形で、学外者の利用を認めていく。
- ③学外者の図書館への入館利用については、在学生の閲覧環境の保持と両立させていく必要がある。今後も、保有閲覧座席数等、本学の客観的条件をも考慮しながら、地域への開放を進めていく。
- ④夏期・春期休暇期間の図書館の閑散期に、地域の高校生に開放することも検討の余地はあると思われる。一方、そうした開放は、結果として、受験勉強のための場所の提供に終わるだけで、大学図書館の開放政策としてとるべきものではないとの批判もある。引き続き検討していく。

第13章 社会貢献（学部・大学院）

本学における社会貢献活動は、学部や大学院を横断する組織として Ryukoku Extension Center (REC) と龍谷ボランティア・NP0 活動センターを設けて全学的に取り組んでいる。したがって、学部・大学院の社会貢献活動については各学部・大学院に分散記述しないで、本章にまとめて記述することにした。なお、上記の全学的組織による取り組みの他に、大学内の個々の部署が取り組んでいるものについては、「第8節 各部署における取り組み」に記述した。

第1節 理念・目標

本学における社会貢献活動は、瀬田キャンパスの開設（1989年）を契機に大きな発展を遂げたといえる。瀬田キャンパスの開設（理工学部等の増設）は、本学が、文科系の総合大学から自然科学系を含めた仏教系私立総合大学への発展をはかる重要な契機となった。瀬田キャンパス開設の重要なコンセプトの1つは「地域に開かれた大学の創造」であり、この大学創りを達成するために新たに掲げられたのが「普及（エクステンション）」の理念である。当時、一般的に認識されていた大学の使命である「教育」、「研究」に加え、新たに「エクステンション」活動を、大学の使命として位置づけたことが大きな特徴である。

社会とインタラクティブな教育研究活動を展開し、その成果を社会に還元することにより、人類の平和、国民生活の向上、文化の創造に寄与するという新たな活動をスタートさせたのである。

この「エクステンション」活動を本格的に展開する拠点として、瀬田キャンパスに Ryukoku Extension Center を開設した（1991年）。

それ以降今日まで、本学の教育研究の成果を広く社会に開放し、社会に存在する多様な資源を大学の教育や研究に取り込み、本学教学の新たな発展をめざす活動を展開し、地域に根ざした大学創りをめざしてきた。本学のエクステンション活動の特徴は、大学からの一方的な知の開放ではなく、社会の諸活動の中には大学教学の重要な資源が存在するとの認識から、双方向の知の交流によって本学の新たな発展をはかろうとしている点にある。第4次長期計画においては、この活動を「社会連携政策」と位置づけ、その一層の拡充をめざしている。この理念を実現するために、次のような目標を掲げて諸活動を展開している。

- ①「REC 京都」（深草キャンパス）を新設し、エクステンション事業の一層の拡充をはかる。
- ②本学の産官学連携活動を一層推進するために、その対外的な窓口としての機能を高める（REC フェロー等の設置）。
- ③「知的財産センター」を設立し、本学の教職員の知的活動の成果を保護し、その活動を促進させる。
- ④「龍谷ボランティア・NP0 活動センター」を開設し、学内外のボランティア活動および NP0 活動の促進に貢献し、相互に学びあうサービスラーニング*の教育システムを構築していく。

*Service Learning：大学の正課教育の中にボランティア活動等の社会貢献活動を導入したもの。学生が社会の要請に応じた社会貢献活動に参加することを通じて、体験的に学修するとともに社会に対する責任感等を養う。大学教育と社会貢献活動との融合をめざしたもの。

第2節 Ryukoku Extension Center (REC)

1. 理念・目標

- ①REC は、開設当初からコミュニティ・アイデンティティ*を重視している。このため REC は、大学のもつ資源を地域に還元・開放する諸活動に加え、地域の人材や資源を大学に取り込み、これを教育や研究に活用した上で、その成果を改めて地域に還元するという双方向型あるいは循環型のエクステンション活動を展開することにより、地域社会・大学相互の発展に資することを基本理念としている。
- ②REC を通じて展開されるエクステンション活動の基本的な目標は、大学が創造し蓄積してきた「知」の普及にあり、大学の保有する「資源」を地域社会の発展に役立てることにある。REC のエクステンション事業は、地域社会のニーズに合う形で教育プログラムを提供するという教育の普及事業だけにとどまらず、地域社会のニーズに基づいて研究プログラムを組み、その研究成果を地域社会に還元するという、研究の普及事業も含んでいる。また地域社会との直接的な連携を大学のシステムの中に取り込むことによって、大学の教育研究が刺激されるという副次的な目的も含まれている。さらには理工系と人文・社会系との相互関係が強化され、演繹的研究と帰納的研究、基礎的研究と応用的研究、短期的研究と長期的研究という相互補完的な緊張関係に基づいたバランスのとれた学問の発展をも目標としている。
- ③REC 設立 10 年を迎えた 2001 年には、さらなる発展と充実をめざし、深草キャンパスにも拠点を設けた (REC 京都)。さらに、2004 年には、「クリエイション・コア東大阪」産学連携オフィスに同志社大学と共同入居した。現在、REC 京都 (深草キャンパス) と REC 滋賀 (瀬田キャンパス)、東大阪 (クリエイション・コア東大阪) の 3 拠点体制でエクステンション活動に取り組んでいる。その主な事業内容は次のとおりである。
- イ) 生涯学習・リカレント教育事業・相談事業
 - ロ) 産官学連携事業
 - ハ) 学生ベンチャー育成事業
 - ニ) その他 REC に必要な事業
- これらの諸事業の展開を通じて、本学の社会的基盤を広げ、地域社会に根づいた大学、地域社会からの厚い信頼を得る大学創りをもめざしている。

2. 施設・整備の整備状況と評価

REC は、その事業を展開するために京都・滋賀それぞれに専用の施設を整備している。

1) REC 滋賀の施設・設備

REC 滋賀は、専用の建物を持っており、本学の地域交流の拠点としての機能を発揮するために、それにふさわしい施設・設備を整えている。

①教室・ホール

名 称	面積 (㎡)
ホール	189.50
同時通訳ブース	3.10
211 講義室	96.40
合 計	289.00

*Community Identity : 地球をどう認識するか。

② レンタルラボ・実験室・共同研究室・会議室等

名 称	室数	面積 (㎡)
レンタルラボ・レンタルオフィス	19	803.4
実験室	6	487.9
共同実験室	1	23.2
共同研究室	3	138.5
会議室	2	264.0
相談室	1	21.9
ラウンジ	1	45.2
合計	33	1784.1

2) REC 京都の施設・設備

REC 京都は、深草学舎の紫光館の中に、専用の施設を持っている。

- ・ 1 階：学生ベンチャー育成事業関連施設

インキュベートエリア①：86.63 ㎡

(学生交流スペース、ビジネスプランコンテスト「プレゼン龍」学生実行委員会室)

インキュベートエリア②：39.00 ㎡ (創業準備ブース)

- ・ 4 階：261.58 ㎡

401 講義室、402 講義室、403 講義室

- ・ 5 階：1270.41 ㎡ (フロア全体)

REC 研修室 1～5、REC サロン等

以上 1)、2) のとおり、REC は、本学の社会貢献活動の拠点としての機能を発揮するために必要な施設・設備を整えている。このような専用拠点を学内に設けたことにより、本学の社会貢献活動は飛躍的に発展し、教育研究活動と並ぶ活動内容を創り上げることができたと評価できる。

3. 前回相互評価申請時 (1997 年) にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ① REC は、大学の研究成果を外部に普及したり、また外部の研究委託や共同研究を学内の研究所や研究者に紹介・斡旋する等、研究の連携を促進する役割も果たしているが、REC 自体の研究機能をどうするかは今後の課題である。
- ② 理工学部は現在 4 学科構成である。本学における産官学による共同研究事業を発展させるためには、REC の機能と理工学部の将来構想とを含めて総合的に検討することが求められる。
- ③ REC の事業規模を今以上に拡充していくためには、それに見合う事務組織の整備が必要である。

2) その改善状況

- ① および②：REC 自体には研究機能を内包せず、学外の研究開発ニーズと学内の研究活動を連携させるコーディネーターとしての役割を強化していく方向で活動している。

理工学部は現在 6 学科に拡充され研究母体の充実がはかられている。とくに地元・滋賀県が注力している環境問題に対応し得る環境ソリューション工学科を擁したことによって、エクステンション事業は一層その展開のフィールドが広がった。また 5 名のフェローと 2 名の産学連携コーディネーターを配したことにより、コーディネート機能が高まり、その結果、企業等との共同研究等や競争的学外資金の獲得件数も順調に増加し

てきている。

③事務組織関係については次のような改善を行った。

- イ) REC 滋賀においては、1997 年度には専任職員 3 名（うち部長 1 名：課長兼務）、技能系嘱託 2 名であったが、2004 年度には専任職員 4 名（うち課長 1 名）、事務系嘱託 AS2 名、事務系嘱託 B2 名、技能系嘱託 2 名、REC フェロー 4 名の事務体制となり、事業規模の拡充に伴う事務組織の整備がはかられてきている。
- ロ) REC 京都は、設置当初（2001 年）は専任職員 4 名（うち課長 1 名）、嘱託 AS2 名の体制でスタートしたが、翌年の 2002 年度には専任 1 名が増員された。
- ハ) 2004 年度には事務機構改革の一環として、REC に部制の導入が行われ、それぞれ独立した事務組織であった REC 滋賀と REC 京都が統合され REC 事務部となり、より柔軟かつ機動的な体制の構築が可能となった。

4. 今後の課題と改善方策

REC 京都のコミュニティカレッジの本格的展開にともない、講座数、受講者数ともに増加している。現在 REC 京都が専有している講義室の規模と数では、今後、その拡充は望めない。当面は、受講者数の定員調整などによる効率の良い講義室の運用や深草キャンパスにある他の教室利用などにより問題の解決をはかっていく。

第3節 REC事業（生涯学習・リカレント教育・相談事業等）

【社会への貢献（学部）】

B 群・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

B 群・公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況…（表 10）

B 群・教育研究上の成果の市民への還元状況

【生涯学習への対応（学部）】

B 群・生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

【生涯学習への対応（大学院）】

C 群・社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

1. 生涯学習・リカレント教育事業の現状と評価

1) 生涯学習・リカレント教育事業

生涯学習・リカレント教育事業は、本学の教学資源を地域社会へ還元することによって、地域社会の文化的要求を満たすこと、職を持つ社会人の能力の再開発と向上を目標としている。この目標を達成するために、地域住民の要望等にも配慮し、次のような多様な教育プログラムを整備している。「**大学基礎データ表 10 公開講座の開設状況**」を参照。

- ① REC コミュニティカレッジ：小・中・高の生徒、主婦、退職者等の知的好奇心を刺激し、学習要求に応え、知的満足感を高めることを目標としている。この多様な知的要求に応えるために、前期プログラムと後期プログラムとに分けて、様々な講座を多数開講している（有料）。また、学習希望者の継続的学習を促すため、会員制（年会費 3,000 円）を設けている。（受講料を割引した「会員受講料」を設定。）
- ② 龍谷講座：本学の専任教員の専門研究領域における研究成果の一端を地域社会へ還元するために、地域住民を対象に開講している。講座は、体系的な知見が得られるようにシリーズを組み、関連するテーマを連続開講している。通常の授業期間の毎週土曜日に、年 12 回前後開講している（無料）。
- ③ 受託講座：地方自治体等からの要請、企業や諸団体との協定等に基づく、いわばオーダーメイドの講座を開講しており、自治体による生涯教育の促進、職業人のリカレント教育による能力促進に貢献している（有料または無料）。

（1）REC コミュニティカレッジ

本学の専任教員、非常勤講師の専門分野における教育研究成果の社会への還元を目的とし、幅広い年齢層を対象とした市民向けの生涯学習事業として REC コミュニティカレッジを開設し、その中で多様な分野の講座を開講している。また、2005 年度後期からは東京でも市民向けの生涯学習講座「REC コミュニティカレッジ東京」を開設し、本学の特色でもある仏教および歴史の講座を開講する予定である。（「龍谷大学 REC コミュニティカレッジ 2005 年度 前期講座案内」参照）。

- ① 中学・高校生向け講座（ロボット入門講座、化学入門講座他）や親子でまなぶ講座（陶芸教室、吹奏楽コンサート他）等も開講している。
- ② 学生の課外活動等における成果の還元をめざした講座（親子で吹奏楽コンサート、子供のためのフラッグフットボール教室、子供タグラグビー教室、少年野球フォーラム、ジュニアの陸上競技教室『講演と実技指導』、親子レガッタ教室）等も開講している。
- ③ REC 発足当初（1994 年）と比較した最近の講座開講数・受講者数・REC 会員数等の実績は、次のとおりである（次ページ参照）。

年度	講座開講数	年間受講者数（人）	会員数（人）
1994	14	415	133
2001	235	5,310	1,097
2002	285	5,458	1,266
2003	291	6,631	2,130
2004	337	7,453	2,213

- ④講座開講数は、かなり拡充されている。社会との文化交流等を目的とした教育システムとしての REC コミュニティカレッジは年を追って拡充を続けており、その充実度は高く、本学の教学活動の社会への還元という目標は果たしていると評価できる。

（２）龍谷講座

- ①生涯学習に対する社会的要請の高まりを背景にして、1977 年から開講しており、すでに 700 回を超えた。
- ②2004 年度の実績は次のとおりである。

通算回数	テーマ	受講者数（人）
690	シリーズ：仏教の受容と神仏習合(1) 仏教受容とその展開―聖徳太子から行基へ―	250
691	シリーズ：仏教の受容と神仏習合(2) 親鸞と神祇不拝	207
692	シリーズ：仏教の受容と神仏習合(3) 神仏分離と仏教再生への道	211
693	シリーズ：自然環境と私たちの暮らし(1) 森林と人の共生	103
694	シリーズ：自然環境と私たちの暮らし(2) シカとカモシカ―森林植物生態学の立場から―	79
695	シリーズ：自然環境と私たちの暮らし(3) 古代湖の多様な魚たち	71
696	シリーズ：京都の地域産業を探る(1) 伏見のまちづくり	81
697	シリーズ：京都の地域産業を探る(2) 丹後地域の機械・金属産業	40
698	シリーズ：京都の地域産業を探る(3) 地域金融の課題	47
699	シリーズ：外国人による日本文化理解と国際性(1) ある西洋人の禅僧としての世界観～仏教を習い自己を習う～	63
700	シリーズ：外国人による日本文化理解と国際性(2) 夢の跡 私 俳句体験	60
701	シリーズ：外国人による日本文化理解と国際性(3) 外国人の芸術家の目から見る能狂言の魅力とは？	65
2004 年度受講者合計（延べ数）		1,277

- ③本講座のシリーズのテーマは、人文科学、社会科学、自然科学を中心とした幅広い分野を年間計画にしたがってカバーしており、本学の持つ知的資源を効果的に活用している。特に、本学の特色である宗教関係のシリーズに対しては関心が高く、多数の受講者がある。
- ④継続受講者も一定数存在する。また、講師との質疑応答も活発に行われていることから、

受講者の熱心さを伺い知ることができる。

- ⑤ 本学の「知の開放」として長期間続けてきた結果、龍谷講座は知的満足をもった生活を送りたいと希望する地域の人々と強く結びついており、また、REC コミュニティカレッジへの呼び水として機能しており、本学の社会貢献活動として優れた実績をあげている。

(3) 受託講座

- ① 最近の受託講座としては、次のようなものがある。

イ) 2003 年度

講座名	連携機関・団体名	受講者数 (人)
ホームヘルパー養成研修 2 級課程	滋賀県社会福祉士会 (旧滋賀県レイカディア振興財団)	27
草津市生涯学習大学	草津市教育委員会	75
中主町生涯学習セミナー	中主町教育委員会	60
パソコンセミナー (経営データ・会計データの分析と活用)	滋賀経済産業協会 (旧滋賀工業会)	42
大学等委託求職者訓練事業	京都府	18
2003 年度受講者合計 (延べ数)		222

ロ) 2004 年度

講座名	連携機関・団体名	受講者数 (人)
草津市生涯学習大学	草津市教育委員会	46
野洲市生涯学習セミナー	野洲市教育委員会	68
大学等委託求職者訓練事業 「環境マネジメント科」	京都府	14
大学等委託求職者訓練事業 「福祉マネジメント科」	京都府	20
2004 年度受講者合計 (延べ数)		148

- ② 地域住民をはじめとする受講生に対し本学の教育資源を還元することによって、社会的評価や知名度向上にも寄与し、そのことを通じて本学の社会的存在意義を高めることができた。また、地方自治体における生涯学習事業の推進とネットワークを構築することにもつながった。
- ③ 地方自治体からの働きかけによって開講するケースが多いが、今後は、行政側の施策ニーズの収集を行う等、積極的に講座を受託できる体制づくりに向けての取り組みが必要である。また、企業研修等民間からの受託講座についてもニーズ調査を実施する等して新たに開拓していく必要がある。

2) 生涯学習・リカレント教育事業等の長所

前述のとおり、本学は多様な生涯学習・リカレント教育事業を展開することによって、地域社会の知的ニーズを満たすために積極的な役割を果たしている。第 3 次長期計画から開始した「教学の開放化」は、相応の実績をあげており、大学の社会貢献活動としての役割を果たしている。

2. 前回相互評価申請時 (1997 年) にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

生涯教育としての講座については、地元の地域社会と密着した講座を拡充していく必要がある。

2) その改善状況

コミュニティカレッジの開講規模を拡充していく中で、地元市民へのさらなる教育資源の開放、還元を目的とした講座充実に努めた。

- ①REC 滋賀においては、特選講座として、滋賀の歴史・文化・工芸等を中心に、地域性の高いテーマを講座に盛り込むことにより、地元市民の関心を高めることにも努めている。
- ②REC 京都においては、京都地域の歴史・文化等をテーマとした講座を「地域再発見コース」特集講座として企画し、地域市民に対して地元の歴史・文化への造詣をより深めてもらうことをねらいとした講座を開講している。

3. 今後の課題と改善方策

REC コミュニティカレッジにおける開講講座数の増加にともない、学外講師の担当比率が高くなっている。本学の有する知的資源の開放という側面の目的からは、本学専任教員等の比率を一定維持すべきとの意見もあるが、他方、受講生アンケートから導き出されるニーズに合致する知的資源が常に学内に存在するわけではなく、ニーズの高い講座の開講には学外の知的資源の活用が不可欠であるという現実もある。両者のバランスをはかりつつ本学の独自性を発揮していくことが今後の課題である。そのためにアンケート等による受講生ニーズの的確な把握を継続するとともに、「使命感」以外の講座担当に係るインセンティブの導入を検討する必要がある。また、今後は地域的に広範囲で展開していくことも、取り組むべき課題としてあげられる。

第4節 REC事業（産官学連携事業）

【企業等との連携（学部）】

C群・企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性

C群・大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策

C群・企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

C群・産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況

【社会への貢献（学部）】

C群・地方自治体等の政策形成への寄与の状況

【企業等との連携（大学院）】

C群・大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策

C群・企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

C群・奨学寄附金の受け入れ状況

【社会への貢献（大学院）】

B群・研究成果の社会への還元状況

C群・地方自治体等の政策形成への寄与の状況

【産学連携と倫理規程等（大学院）】

C群・発明取扱規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況

1. 施設・設備開放事業の現状と評価

1) インキュベーション（レンタルラボ）事業

REC ホールの内部に企業向け「レンタルラボ」を整備した（1994年）。大学内に設置されたインキュベート施設としては国内初であり、数度の増設を経て、現在では19室が整備されており、入居企業の研究の加速化を促進している。

- ①原則として研究開発3年、事業化2年の計5年を入居期限としている。レンタルラボは単なる貸し研究室とは異なり、入居企業には必ず研究開発を指導する本学教員がつくことになっており、この教員と日常的な接触が可能な研究環境を整備し、入居企業の研究・開発スピードを加速化させることのできる環境を有している。この点がREC インキュベーション（レンタルラボ）の最大の特徴である。近年の入居状況は、次のとおりである。

時 点	整備室数（室）	入居室数（室）	入居率（%）
2000年3月末	15	12	80.0
2001年3月末	16	13	81.3
2002年3月末	17	15	88.2
2003年3月末	19	16	84.2
2004年3月末	19	17	89.4

- ②インキュベート事業は個々に実績を上げてきている。以下にいくつかの事例を紹介する。

イ)入居第1号のA社は、スピノフ型*ベンチャー企業**としてレンタルラボに入居。本学教員の指導を得ながら卒業後順調に業績を伸ばし300名の社員を擁するまでに成長。現在は瀬田キャンパス近隣に本社立地しながら、現在も途絶えることなく本学理工学部には社員を学生や研究員として派遣しており、本学は引き続き人材

*スピノフ型：企業が社内の1つの部門を切り離して、1企業として分離独立させることを指す。

**ベンチャー企業：独創性・革新性・新規性の高い製品、技術、サービス等を導入することで、新しい市場を開拓して急成長する事業や企業。

育成を支援している。

- ロ) B 社は、社長自身が本学で修士課程を修了しその知識を活かしながら本学のレンタルラボに入居し、本学講師の指導のもと研究開発を行っている。そのなかの 2 つの研究開発テーマが、地域新生コンソーシアム研究開発事業(経済産業省)と滋賀県版特区事業の研究開発補助事業に採択されるなどその研究開発レベルが社会的にも高い評価を受けている。また理工学部で学外実習として同社に派遣された学生が卒業後採用され、現在では同社研究開発部門の責任者として活躍するなど、REC がめざしている双方向型の社会連携システムの 1 つの形が実現している。
- ハ) C 社は、スピノフ型ベンチャー企業として本学レンタルラボに入居し、本学教員と共同で取得した特許は米国においても権利化が確定し、米国ニューヨーク市の象徴的建造物の内装に特許を活用した技術が採用される予定である。
- ニ) D 社は、第二創業*型ベンチャー企業として本学レンタルラボに入居し、教授およびフェローの指導を得て、先端が三角形に尖った爪楊枝の大量生産機を開発(経済産業省の創造技術開発補助金に採択)し、現在販売を展開している。機能性の高さや商品差別化を企図する大手料亭や高級ホテルで採用され始めるなど普及が始まっている。爪楊枝の形状は世界で意匠登録が認められるなど、知的財産としての価値を生んでいる。
- ホ) C 社は、ベンチャー企業として本学レンタルラボに入居し、元教授、フェローの指導を得て、常温転写技術(特許取得)を開発し高速道路や空港の装飾に活用されている。また現在は別の教員の指導のもと取り組んできた研究開発テーマが滋賀県版特区事業の研究開発補助事業に採択されたこともあり、新技術の開発・新事業の創出に鋭意取り組んでいる。

2) 実験・評価機器の開放

- ①瀬田キャンパス REC ホール内に設置した各種実験・検査機器を安価で学外者の利用に提供している。整備されている設備は、EPMA、単結晶構造解析装置、薄膜 X 線構造解析装置、X 線応力測定装置、材料万能試験機、構造部材の動的試験設備(疲労試験装置)である。
- ②一般的に言って、大学の大型研究機器の購入には国庫による補助がなされていた関係でその用途が教育研究に限定されていたことや、公設試験場等の機器類が現在ほど充実していなかった社会情勢にあって、設置当初において国庫助成を受けていない REC 設置の機器類は、大きな成果をあげた。
- ③しかし、その後国家施策として産学連携が推進され、他機関においても企業に貸し出し可能な機器の整備が進む中、REC の機器は、全体としての稼働率の高いものの、学外者の利用が占めるその割合は、極めて低くなっている。また、それら機器類は設置後 10 年以上経過し、老朽化がみられるものも出始めている。このため、今後の方向性については、社会情勢を見極めつつ決定していく必要がある。

【REC ホール設備機器 一覧】

- EPMA(Electron Probe Micro Analyzer) : 固体試料の微細表面を分析する装置。
- 多結晶構造解析装置(X-ray Diffractometer) : 多結晶試料の結晶構造等を解析する装置。
- 単結晶構造解析装置(Four Circle X-ray Diffractometer) : 単結晶試料の結晶構造等を解析する装置。
- X 線応力測定装置(X-ray Stress Meter) : 金属、薄膜、セラミックス等の表面の残留応力を測定する装置。
- 材料万能試験機 : 材料の引張/圧縮強度を調べる装置。
- 構造部材の動的試験設備(疲労試験装置) : 機械や構造物の一部分を取り出した部品に繰り

*第二創業企業 : 企業がそれまでの事業領域や活動の仕方を見直し、新たに企業を創業すること等により抜本的に事業のあり方を再構築すること。

返し荷重を加え特性や疲労強度を求める装置。

3) 諸施設の開放

レンタルラボ以外に、REC ホール内の講義室は生涯学習講座の講義室として提供（開放）している。講義室以外の諸施設（会議室、相談室、小ホールなど）は地域住民や企業・団体に有料で開放している。また、REC 京都（深草キャンパス）が設置されている紫光館にある研修室、会議室、REC サロンを地方自治体・各種団体に貸し出している。

2. RECフェローによる技術相談（マッチング）事業の現状と評価

1) RECフェロー制度の導入

- ①イノベーションに意欲があり REC に共同研究や技術指導を求めて来る中小企業、ベンチャー企業の「ニーズ」と、本学の有する研究資源等の「シーズ」とを的確に結び付けるためには、それらの企業ニーズを技術的・工学的に正確に把握する能力と、本学の保有するシーズに係る幅広い知識を併せ持つ人材が不可欠である。この企業のニーズと本学のシーズとのインターフェース機能の向上を目的として、「REC フェロー制度」を導入した。
- ②フェローが本学の教員と企業とのいわば通訳係を担い、マッチングの最適化をめざしており、導入以降、マッチングの速度・精度が向上した。フェローへの相談が無料であることも相まって、技術相談等を求める件数が増加している。
- ③この制度は、その先進性が評価され、2002 年度コーディネート活動支援事業（中小企業団体中央会、経済産業省所管の補助事業）に大学として初めて採択された。

2) RECフェロー

- ①技術相談活動を促進するために、企業の研究開発、大学の研究等の事情に精通した専門家（理工学部定年退職者、企業研究所退職者等）を「REC フェロー」として採用している。2005 年度現在の REC フェローの構成は次のとおりである。
 - ・A 氏 化学分野 本学元教員 企業出身者
 - ・B 氏 化学分野 本学元教員 企業出身者
 - ・C 氏 機械分野 企業出身者
 - ・D 氏 福祉分野 福祉現場経験者
 - ・E 氏 経営分野 本学元教員
- ②REC フェローは、企業から寄せられるさまざまな相談にのり、その内容に応じて本学教員への橋渡しを行っている。REC フェローは、案件によってはその場で解決策を導き出し、また、専門家（教員）の技術指導が必要と判断される場合は、企業の抱える悩みや課題を的確に把握した上で最適な本学教員とのマッチングを行う等、相談の内容に応じた的確な対応を行っている。また、技術相談の後に共同研究やレンタルラボ入居など次のフェーズに進んだ場合にも、教員とは別の立場から適切な指導や助言などを継続的に行っている。
- ③最近の技術相談等の件数は次のとおりである。

年度	2003	2004
件数	72	74

3. 学外資金の獲得状況と評価

- ① 本学が獲得している学外資金（奨学寄附金、受託研究費、共同研究費等）は、「**大学基礎データ表 32 教員研究費内訳**」に記載されているとおりである。近年、飛躍的な伸びを見せている。理工学部がほとんどであるが、REC が「関与」したものも少なくない。
- ② REC の「関与」とは、展示会出展や、技術相談等をきっかけとして、REC が企業と教員をマッチングし、その後、研究会を立ち上げ、研究資金の獲得に結びつけるという一連の活動を指し、REC はこの研究会立ち上げに至るまでのコーディネーションに注力している。このため、獲得した資金による研究は、補助金事業等、一部の例外的な案件を除き、理工学部（科学技術共同研究センター）をはじめとする各学部（各附置研究所）にて実施している。
- ③ 近年は、研究会構成員について従来の 1 企業、1 教員によって構成されるスタイルから、複数企業、複数教員によって構成されるスタイルが増加する傾向にある。このため、研究会立ち上げ後も構成員間の連絡・調整、知的財産をはじめとする成果の取り扱いの取り決め、進捗状況管理、公的補助金への申請等のプロジェクト・マネジメントが求められている。経済産業省「地域新生コンソーシアム研究開発事業」（2004 年度）をはじめとする大型プロジェクトの採択は、REC のプロジェクト・マネジメント能力の高さを端的に示す成果である。
- ④ しかしながら、本来的な REC の機能である研究コーディネート業務にさらに注力するためには、現在のこのプロジェクト・マネジメント業務のあり方について再検討が必要である。

4. BIZ - NET の現状と評価

- ① REC 設立以来、産学連携分野においては法人会員制をとってきたが、実態的にはレンタルラボ企業に対するメリットしか提供できていなかったため、会員数はラボ入居企業数を数社上回る程度にとどまっていた。
- ② ラボ依存型の産学連携からラボレス・ネットワークへの転換を目的として、2003 年度に法人会員制度を REC ビジネスネットワーククラブ（通称：REC BIZ-NET）に変更した。会費を 5 万円から 3 万円に引き下げるなど、より加入しやすい環境を整備した。
- ③ 本学教員のシーズ発表会や企業向けセミナー等を開催することを通じて、新たな産官学連携ネットワーク構築をめざしている。なお、これらの取り組みは、2002 年度の REC フェロー制度に続いて、2003 年度のコーディネート活動支援事業（中小企業団体中央会、経済産業省所管の補助事業）に採択され、その社会的評価は高いといえる。2003 年度は、ネットワーク構築と並行して、REC のコーディネート機能の強化を行った。
- ④ 2004 年度は、競争的学外資金の基本形がコンソーシアムスタイルへとシフトしている社会的動向に対応すべく、機能の拡大と向上をはかった。すなわち、従前の活動により構築された産官学連携ネットワークを基盤として、競争的学外資金獲得をめざした研究プロジェクトをプロデュースするためのプラットフォームとして、この REC BIZ-NET を変革した。補助金申請に係るプロジェクト・プロデュース機能、プロジェクト・マネジメント機能の向上をはかった。今日までの活動実績は次のとおりである。

イ) REC BIZ-NET 研究会（シーズ発表会）の開催

【2003 年度】

回	講 師	テーマ
1	理工学部教授	IT の新展開—環境に組み込まれる情報処理へ—
2	理工学部教授	これからの環境問題の課題とその対応
3	理工学部助手	表面処理および表面改質技術に関する研究について
4	理工学部助教授	水処理、水質浄化に関する研究について
5	理工学部助手	自己集積型クロロフィルを用いた集光システムの構築
6	理工学部講師	薄膜トランジスタとフラットパネルディスプレイの現在と将来
7	理工学部教授	企業モデルから情報システムへ

【2004年度】

回	講師	テーマ
1	理工学部教授	医療用マイクロマシンの開発および流体振動を利用した風力発電方法
2	近畿経済産業局	産学官連携の推進と地域経済の活性化
	理工学部教授	廃棄物・環境に関する最近の動向と課題
3	理工学部教授	誘電体を中心とした人工媒質について
4	大津市	滋賀県版経済振興特別区域制度説明会
	経営学部教授	ものづくり企業における事業計画①
5	近畿経済産業局	技術開発支援制度提案における事業化計画のポイント
	経営学部教授	ものづくり企業における事業計画②
6	理工学部助手	光触媒を利用した環境浄化技術

ロ) REC BIZ-NET講座の開講

【2003年度】

講座名	テーマ
知的財産権講座	・知的財産権の総合解説 ・特許出願、審査、登録、侵害、登録調査など ・発明の考え方、何が発明になるか、権利の上手な獲得方法など ・特許の活用、ライセンス
戦略的経営講座	・研究開発の戦略 ・事業計画の策定 ・もの作り系企業における販路戦略 ・ブランドの構築

ハ) 有志の会員企業と龍谷大学教員および学外の専門家等による新製品開発のための研究開発プロジェクトの立ち上げ（7プロジェクト）

<研究会活動の成果> ※企業を申請者とする補助金を含む

- ・経済産業省 地域新生コンソーシアム研究開発事業 1件採択
- ・経済産業省 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業 2件採択
- ・中小企業経営革新法補助金 1件採択
- ・滋賀県経済振興特別区域産学連携新技術創出補助金 2件採択

ニ) メールマガジン（REC BIZ-NET NEWS）の配信：随時、補助金情報等の案内

5. 各種フェア等への出展の現状と評価

国・地方自治体、経済団体等が主催する各種フェアに本学の研究シーズを出展すると同時に、本学の産官学連携活動の取り組みの概要を紹介している。

【2003 年度イベント・出展一覧】

イベント名	主 催 者
第 2 回産学官連携推進会議	内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議
2003 中小企業ビジネスフェア in KANSAI	経済産業省中小企業庁、近畿経済産業局
TOYRO ビジネスマッチングフェア 2003	TOYRO 新事業創出推進協議会
第 5 回関西ビジネス交流会	中小企業金融公庫
技術・情報交流展 2003	近畿化学協会、大阪工研協会
第 15 回大商談会	京都中央信用金庫中信サクセスクラブ
近畿ブロック技術・市場交流プラザ滋賀大会	中小企業総合事業団、近畿ブロック技術市場・プラザ 滋賀大会実行委員会
2003 異業種京都まつり	京都府、京都府異業種交流連絡会議、京都産業 21
INTERMEDIA FORM 2003	大阪府、日本能率協会
びわ湖環境ビジネスメッセ 2003	滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会
第 16 回東大阪工業展テクノメッセ東大阪 2003	東大阪商工会議所産業展実行委員会
2003 特許流通フェア in 東京	特許庁、関東経済産業局
しがぎんニュービジネスフォーラム 2003 第 4 回サテライト起業塾	滋賀銀行「野の花応援団」事務局
滋賀ビジネスパートナー 2003	滋賀県産業支援プラザ
ベンチャーエキスポ 2003 KANSAI	日本経済新聞社
京都産学官連携フォーラム 2003	京都工芸繊維大学、京都産業大学、京都大学、 同志社大学、立命館大学、龍谷大学、京都府、京都市、 京都商工会議所、京都工業会
第 1 回滋賀県産学官ニーズシーズプラザ	滋賀県、滋賀県産業支援プラザ
京都ビジネスパートナー交流会 2003	京都府、京都産業 21
第 2 回近畿産学官連携フォーラム	近畿経済産業局
第 3 回ケータイ国際フォーラム	ケータイ国際フォーラム推進会議、近畿総合通信局、 近畿経済産業局、京都府、京都市、関西経済連合会、 京都商工会議所、京都経済同友会、京都工業会、 関西文化学術研究都市推進機構
医療・健康福祉産業マッチングフェア 2004	経済産業省中小企業庁、近畿経済産業局、中小企業総合事業団
琵琶湖南部エリア大学発新産業創出推進フォーラム	琵琶湖南部エリア大学発新産業創出推進協議会

【2004 年度イベント・出展一覧】

イベント名	主 催 者
京信産学公交流フォーラム	京都信用金庫
第 3 回産学官連携推進会議	内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議
第 6 回関西ビジネス交流会	中小企業金融公庫
イノベーション・ジャパン 2004	イノベーション・ジャパン 2004 組織委員会
中小企業総合展 2004	経済産業省中小企業庁、関東経済産業局、近畿経済産業局
CC 東大阪創都ビジネスフェア	大阪産業振興機構
滋賀ビジネスパートナー2004	滋賀県産業支援プラザ、滋賀県、環びわ湖大学連携推進会議
第 16 回中信大商談会	京都中央信用金庫
第 8 回異業種京都まつり	京都府異業種交流会連絡会議、京都産業 21
びわ湖環境ビジネスメッセ 2004	滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会
ベンチャーエキスポ 2004	日本経済新聞社
まいどおおきに博	まいどおおきに博実行委員会
京都産学公連携フォーラム	京都工芸繊維大学、京都産業大学、京都大学、同志社大学、立命館大学、龍谷大学、京都府、京都市、京都商工会議所、京都工業会
滋賀県健康福祉ビジネスクリエーションフォーラム	琵琶湖南部エリア大学発新産業創出推進協議会
TOYRO ビジネスマッチングフェア 2004	TOYRO 新事業創出推進協議会
京都ビジネスパートナー交流会	京都産業 21
京信産学公交流フォーラム	京都信用金庫
しがぎんニュービジネスフォーラム 2004 第 5 回サタデー起業塾	滋賀銀行「野の花応援団」事務局
京銀活き活きベンチャー・サポートフェア	京都銀行
第 13 回滋賀県異業種交流大会	滋賀県異業種交流大会実行委員会

6．経営革新支援の現状と評価

1) セミナー事業

- ①経営革新への取り組みに必要となる事業計画の策定と事業計画書の作成を目的とした講座および説明会を開催している。講座等の開催にあたっては、「中小企業経営革新支援法」の承認窓口である京都府中小企業総合センター（当時）等と協力して企画運営することによって、理論と実践の双方を学ぶことのできる講座になるよう配慮している。過去に開催したセミナーは次のとおりである。

支 援 事 業 内 容	企 業 数
中小企業経営革新講座 2002（2002 年度） （京都府中小企業総合センター、財団法人京都産業 21 共催）	37
中小企業経営革新法説明会（2002 年度） （京都府中小企業総合センター、財団法人京都産業 21 共催）	34
中小企業経営革新講座 2003（2003 年度） （京都府中小企業総合センター共催、財団法人京都産業 21 後援）	12
中小企業経営革新 1 日セミナー（2003 年度） （京都府中小企業総合センター共催、財団法人京都産業 21 後援）	43
中小企業経営革新講座 2004（2003 年度） （京都府中小企業総合センター共催、財団法人京都産業 21、京都産学公連携機構後援）	31
経営革新ブラッシュアップセミナー（2004 年度） （京都府中小企業総合センター、財団法人京都産業 21、京都商工会議所共催、 京都産学公連携機構後援）	8
ビジネスプラン作成講座（2004 年度） （京都中小企業家同友会下京支部共催）	21
合 計	186

②これらのセミナーは「事業計画書」の作成を主なテーマに実施しているが、計画書の完成度をより高めるためには、受講後のブラッシュアップやフォローアップが必要であり、参加企業が抱える個別課題や業種に特化したテーマにも対応できるような取り組みが必要である。そのことから、大学のみでの事業として実施するのではなく、経済諸団体等と連携して開催し、より実践的な要素や事例紹介などを多く盛り込むことで、一定の効果をあげうると考えられる。

③今後は、地域人材の育成をめざし、企業経営者等に「学び」の場を提供するとともに、地域企業が持つ個別課題の解決に向けた機会を提供するなどの展開をはかりたい。

2) マネジメント支援事業

①レンタルラボに入居する企業や REC ビジネスネットワーククラブ（REC BIZ-NET）の会員企業を主な対象として、経営相談や経営課題の解決に向けた取り組みに対する支援を行っている。REC フェローの内、マネジメント支援を主に行う者がこれにあたっている。

②しかし、相談等の件数は多くない。大学が行う経営相談窓口としての特徴が出しきれていない、つまり行政や経済団体等が設置する窓口との差別化がはかれていないことが原因ではないかと認識している。

7. 金融機関融資サポートの現状と評価

①ベンチャー企業を発掘・育成することを目的として、京都信用金庫と提携し「技術評価委員会」を設置し、支援企業に対して無担保・無保証融資のための評価を行っている。また、金融機関やベンチャーキャピタル等の紹介も行っている。他に京都の地元金融機関（1 銀行、2 信金）との連携協定、中小企業金融公庫との連携協定を締結し、地域経済を支える中小企業に対する事業資金の円滑な供給や、コンサルティングに取り組んでいる。

②これらの機能を発揮することにより、中小企業を中心とした地域経済の振興に寄与している。

8. 各種産官学連携（組織）等への参画の現状と評価

国、地方自治体、経済団体等が関与する産官学連携組織への参画を求められるケースが増

加してきている。現時点においては、積極的に参画し、一定の成果があがっていると評価できる。

【主な産官学連携組織・会議体】

- ・産学官連携推進会議（内閣府）
 - ・大学連携実務者会議（近畿経済産業局）
 - ・近畿エネルギー・環境高度化計画推進会議（近畿経済産業局）
 - ・産業クラスター計画「ものづくり元気企業支援プロジェクト」（近畿経済産業局）
 - ・知的財産戦略会議（特許庁・発明協会）
 - ・滋賀県大学発新産業創出協議会（滋賀県）
 - ・滋賀県環びわこ大学連携推進会議（滋賀県）
 - ・リエゾン会議（滋賀県）
 - ・イノベーションホットスポット協議会
 - ・滋賀県ファインセラミックスフォーラム（滋賀県）
 - ・大津フォーラム（大津市）
 - ・湖南エリア インキュベーションマネージャー会議（滋賀県）
 - ・みやこインキュベーションマネージャー会議（京都府・京都市）
 - ・オンリーワン研究会（大阪府中小企業家同友会）
 - ・新産業創造部会（滋賀県中小企業家同友会）
 - ・京都産学公連携機構（京都府・京都市・京都商工会議所）
 - ・高度集積地区整備推進協議会（京都市）
 - ・京都南部における企業懇話会（京都商工会議所）
 - ・南区地域経済懇話会（京都市南区・京都商工会議所洛南支部）
- その他多数。

9. 地方自治体等地域との連携事業の現状と評価

1) 地域連携事業の概要

- ①地域連携事業は REC 事業の柱の 1 つであり、REC の拠点がある京都府・京都市、滋賀県・大津市との連携に加え、阪神間にもその幅を広げつつある。産官学連携分野や生涯学習分野、エリア活性化事業分野、政策提言等さまざまな分野において連携を深め、双方にとって効果があがるよう配慮して取り組んでいる。
- ②地域連携事業は、大きく分けて次の 3 つのフェーズがあると考えており、個々の連携が第 1 段階から第 3 段階へと徐々に発展していくように努めている。
 - ・第 1 段階：地方自治体が主催する委員会、会議体等へ本学教員の派遣や参画。
 - ・第 2 段階：地方自治体からの、本学が主催する事業への助成、補助。
 - ・第 3 段階：地方自治体からの、大型の委託事業、補助事業の受託。

2) 現時点における展開事業の概況

(1) 京都エリア

- ①主に京都南部地域において、地域の活性化に向けた支援活動やまちづくり支援等、行政や経済団体、地元企業、商店らと、連携した取り組みを行っている。主な取り組みは、次のとおりである。
 - イ) 京都市商業振興ビジョン策定に本学教員が参画し、ゼミでの取り組み内容を中心に政策提言
 - ロ) 京都市企業誘致プランの策定に本学教員が参画
 - ハ) 京都南部地域（高度集積地区）の産業支援拠点として構想されている「産業支援複合施設」の検討部会に本学教員が参画
- 二) 南区地域経済懇話会に参画し、地域製造業の調査活動に協力

②前述の取り組みに加え、以下の助成事業に採択を受け、活動を実施している。

イ) 2004 年度文理融合・文系産学連携促進事業(京都産学公連携機構):「京都南部自転車ビジネス研究会」

ロ) 2005 年度大学地域連携モデル創造支援事業(京都市、大学コンソーシアム京都):「高大連携☆Fushimi サイクリングツアープロジェクト」

(2) 滋賀エリア

①滋賀県は、「湖南エリア大学発新産業創出特区(コアは大津市、草津市、龍谷大学、滋賀医科大学、立命館大学)」を申請し認定を受けた。湖南エリアにある本学も、他の大学とともに、この事業に参加している。

②大津市においては、協力協定(包括協定)を締結(2005 年 3 月)し、次のような幅広い分野にわたっての連携を進めてきている。

イ) 産業の振興に関する事業

ロ) 福祉の推進に関する事業

ハ) 環境の再生に関する事業

ニ) 生涯学習に関する事業

ホ) 地域の活性化に関する事業

ヘ) その他両者が協議して必要と認める事業

③2004 年度は滋賀県版特区制度のなかで、産学共同研究開発費として 2 つのプロジェクトに対して併せて 9,000 万円の研究開発費(事業期間は 2 年度間)を本学が管理法人として得た。

(3) 阪神エリア

東大阪に立地するクリエイション・コア東大阪に設けた REC 東大阪分室を 1 つの拠点として、地域連携を展開し始めている。また東大阪市、尼崎市は協定を結んでおり、より広範囲に地域連携事業を展開し始めたところである。

10. 産学連携と倫理規程等の整備状況と評価

①産学連携を積極的に推進するとともに、それに係わっている教員の知的財産を保護することは、本学の産学連携活動を促進し、学術研究の振興をはかる上で重要なことである。そのため本学は、「発明規程」(制定 2003 年)を定めている。

②産学連携にともなう倫理綱領は整備されていない。

11. 今後の課題と改善方策

①本学の産官学連携推進事業は、概ね順調に推進されているが、さらなる発展のためには、如何なる取り組みが有効であるのかという検証が不十分である。産官学連携に係る取り組み目標をより明確にし、今後の事業展開を策定していく。

②産学連携に伴う倫理綱領が明文として整備されていない。学外資金の受け入れは、「学外研究資金審査委員会規程」によるが、これは、受け入れ手続きを定めたものである。大学にふさわしい教育研究活動との関連を踏まえた倫理綱領を制定する。

第5節 REC事業（学生ベンチャー育成事業）

1. 学生ベンチャー育成事業の現状と評価

- ① 本学では、「大学発学生ベンチャーの発掘・育成」、「応用能力・実践能力を備えたチャレンジ精神、創造性豊かな人材の輩出」を目的とし、2002年度より「学生ベンチャー育成事業」を展開している。本事業は、2001年度のREC10周年・REC京都開設記念事業の一環として実施された「ビジネスプランコンテスト『プレゼン龍（ドラゴン）』」を基盤に事業化されたものである。
- ② 学生ベンチャー育成事業は、「起業」をキーワードに、大学の機能や人材と実社会とを実践的に結びつけながら、教育事業、イベント事業、インキュベーション事業を柱に、次のプログラムにより構成されている。
 - イ) 教育事業：起業家による講演会、ビジネスプラン作成講座
 - ロ) イベント事業：ビジネスプランコンテスト
 - ハ) インキュベーション事業：ベンチャー相談、創業準備ブース、起業ミーティング、起業アドバイザーボード、起業インターンシップ

1) 主な事業への参加状況

今まで行ってきた事業への学生の参加状況は次のとおりである。

- ① ビジネスプランコンテスト「プレゼン龍（ドラゴン）」参加状況
 - ・ 2002年度：応募件数 44 件、参加者数 96 人
 - ・ 2003年度：応募件数 36 件、参加者数 73 人
 - ・ 2004年度：応募件数 29 件、参加者数 56 人
- ② ビジネスプラン（作成）サポート講座申込者数
 - ・ 2002年度：125 人
 - ・ 2003年度：119 人
 - ・ 2004年度：98 人
- ③ 2003年度ベンチャーマインドサポートセミナー：110 人
- ④ 2003年度実地研修「ベンチャースピリット in 北海道」：22 人
- ⑤ 2004年度ベンチャーマインドサポートセミナー：91 人
- ⑥ 2004年度実地研修「ベンチャースピリット in アメリカ」：21 人
- ⑦ 起業相談（ベンチャー相談）：2004年度、96 件
- ⑧ 創業準備ブース（全4ブース中）：入居ブース 2004年度、3 ブース

2) 育成事業の成果

- ① 2001年度から始まった学生ベンチャー育成事業も 2005年度で5年目を迎え、当事業の参加者が会社を設立するなど、本プログラムの受講を通じて起業家精神を有した学生が着実に成長している。
- ② 起業を前提に準備活動を行う学生が入居する「創業準備ブース」では、現在、ビジネスプラン作成講座やビジネスプランコンテスト経験者を含む3組が入居し活動を行っており、チャレンジ精神旺盛な学生は増加してきているといえる。
- ③ 本学における学生ベンチャー育成の取り組みがマスコミに取り上げられるなど、社会的評価の向上に貢献している。

以上 1)、2) のとおり、本学の学生ベンチャー育成事業の取り組みは、一定の成果をあげている。特に学生を対象とした創業準備ブースの設置は、本学の特色である。

また、ビジネスプランコンテスト「プレゼン龍（ドラゴン）」では、2002年度から学生実行委員会を結成し、学生実行委員会とRECとの共同により開催しており、コンテストの企画・運営をとおして実行委員自身の成長にも寄与しているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

- ①現在、当事業の大半を深草キャンパスで実施している。大宮および瀬田キャンパスに所属する学生に対する認知度を向上させるためにも、講演会や講座の一部を深草キャンパス以外で実施していく必要がある。
- ②これまでは、ビジネスプランコンテスト「プレゼン龍（ドラゴン）」などのイベント事業を中心とし、応用能力・実践能力を備えた人材の輩出に重点を置いてきた。今後は、大学発学生ベンチャーの創出を推進するため、特に創業準備ブースを活用したインキュベーター機能を強化するとともに、起業を志す学生のネットワークを構築する必要がある。
- ③創業をめざす学生グループを支援するにあたっては、学外機関との連携や専門的な視点からのアドバイス等が不可欠であり、施設等のハード面での環境整備に加えて、産学連携事業等で培った REC のネットワークを活用し、学内外の人的資源によるソフト面での支援が必要である。今後は、それらハード・ソフトの両面を一体化させたサポート体制を構築することで、より効果的な創業支援施設として運用していく必要がある。

第6節 知的財産センター

【企業等との連携（学部）】

C 群・特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況

1. 知的財産センターの現状と評価

- ① 本学は、2003 年度に、特許庁・発明協会が実施していた「知的財産アドバイザー派遣事業（事業期間は3年）」に採択された。その後、知的財産アドバイザーの指導を仰ぎながら、知的財産管理体制の構築・整備を進めてきた。2 年間の準備期間を経て、2005 年度に「知的財産センター」を瀬田キャンパスに立ち上げた。
- ② 知的財産センターは、次のような目標をもっている。
 - イ）本学の知財財産に関する業務を専門的・一元的に管理する体制を整備する。
 - ロ）教職員の知的財産の発掘を促し、着実に権利化をはかる。
 - ハ）大学の知的資源を企業等に移転し、地域社会に還元していくことによって、社会に貢献する。
- ③ スタッフ体制は、センター長（副学長が兼務）、副センター長（REC センター長が兼務）、次長（REC 次長が兼務）、課長（REC 課長が兼務）、専任事務職員 3 名（うち 1 名は研究部兼務、うち 1 名は REC 兼務）、嘱託職員 1 名となっている。

発足したばかりであり、自己点検評価ができるようなデータは揃っていないが、産官学連携・技術移転に実績のある REC と表裏一体の組織形態をとることにより、活用（移転）をめざす組織体制を整備できた点では評価できる。

【特許出願数推移（発明規程制定後の知財管理体制以降）】

2003 年度	2004 年度
3 件	19 件

2. 今後の課題と改善方策

事務的な支援体制をさらに整備していく。

第7節 龍谷ボランティア・NPO活動センターの事業

【社会への貢献（学部）】

C群・ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性

本センターは、「共生(ともいき)をめざすグローバル大学」(第4次長期計画の基本理念)に基づいて設立された(2002年)。

1. 理念・目標

- ① ボランティア・NPO活動を教育と研究の場であると捉え、センターの活動を通じて、共生の視点から、思いやりと責任感のある総合的で臨床的な人間を育てる。営利を目的としないセンターの活動を通じて相互に学びあうサービラーニング(社会参加型教育)という共生の理念を具現化し、本学の教育研究の新たな発展に寄与するとともに、社会に貢献する。
- ② 国内外の高等教育機関、各種のNPO・NGO、浄土真宗本願寺派、地方公共団体等々との交流を深め、学内外における様々なボランティア活動の振興をはかる。

2. センターの事業と支援体制の現状と評価

1) センターの事業

センターの理念・目標を達成するために、次のような事業を展開している。

- ① ボランティアコーディネート
- ② ボランティアリーダー育成
- ③ ボランティアキャンペーン
- ④ 災害ボランティア活動
- ⑤ 正規授業科目のプロデュース・サポート
- ⑥ 公開シンポジウム・公開講演会

2) センターの支援体制

本センターの事業を遂行するためには、活動拠点の確保、運営組織、事務組織の整備等支援体制を整備する必要がある。

- ① 設置当初は、大学院生のアルバイト職員1名の事務支援体制であったが、徐々にその体制を整えてきた。2005年度からは、事務室に専任職員1名、嘱託職員4名(深草2名・瀬田2名)を配置し、その支援体制を整備した。うち、嘱託職員2名は、ボランティアコーディネーターの役割を担っている。
- ② 当初、活動拠点となる事務室は、深草のメインキャンパスから離れた場所(紫光館1階)にあり、学生の日常的な動線からはずれているため、学生への浸透も弱く、事務室を訪れる学生は少なかった。しかし、2003年度からは、学生動線上に移転し、併せて瀬田キャンパスにも開設した。この事務室の「住処替え」の効果は大きく、これにより学生スタッフが日常的に集まり、一般学生も気軽に訪れるようになり、その後のセンターの活動を大きく前進させる契機となった。
- ③ 本センターの事業運営に関してはセンター委員会(センター長、副センター長、センター長の推薦する専任職員若干名)が決定するが、センターの活動を日常的に支えているのは、多くの学生スタッフである。これは本センターの最大の特徴である。

3. センターの諸事業の現状と評価

1) 学生ボランティアの活動

- ①本センターは、開設以来、本年度で5年目を迎えるが、その活動は徐々に広がりつつある。昨年度の活動状況については、「2004年度活動報告書」にまとめられている。
この報告書は、ボランティアコーディネーター（2名の嘱託職員）の指導により、学生スタッフがまとめたものである。
- ②このような取り組みを通じて、現場の実情を肌で感じ、ボランティア活動に対する問題意識を具体的にもてるようになった学生も多い。その経験を活かして、その後の取り組みに反映させる等、参加型学修としての効果があがりつつあるといえる。今後は、センター委員会からの意識的な指導を強化し、その活動の量質両面にわたる拡充をめざすことが必要である。

2) 正課授業科目のプロデュース・サポート

- ①経済学部、経営学部、法学部の3学部では、授業科目として「ボランティア・NPO活動論Ⅰ・Ⅱ」、「国際NGO論Ⅰ・Ⅱ」を開講している。本センターは、授業担当者（関西地域のNPO・NGO団体より派遣）等のコーディネートを担当するほか、本センターの学生スタッフが授業内のグループワークのファシリテーターとなり、また、フィールドワーク先との折衝も行う等、授業運営そのものに積極的に関与することにより、本センターの活動と教育との有機的連携をはかっている。
- ②2005年度からは、年間80時間以上のボランティア活動を組み込んだ本格的サービスラーニング科目「ボランティア・NPO活動入門（社会参加実習）」（通年4単位）を、共同開講科目（京都学舎）として開講している。

4. 今後の課題と改善方策

- ①センターの活動が本格的に開始できるようになったのは2003年度からであり、活動の成果は初期的な段階である。今後は、量的拡大と質的改善をはかりながら、活動を継続・蓄積し、いかにセンターおよび学生スタッフの共有財産としていくかが課題である。
- ②本センターは「ボランティアコーディネート機関」と「サービスラーニング機関」双方の機能を併せ持つという特徴がある。今後、サービスラーニングを担う専門部署としての学内外からの期待が高まると予想されるが、そのための体制づくりも大きな課題である。

第8節 各部署における取り組み

【社会への貢献（学部）】

B 群・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

B 群・教育研究上の成果の市民への還元状況

C 群・地方自治体等の政策形成への寄与の状況

1. 学内各部署の取り組み状況と評価

1) 巡回無料法律相談（法学部）

- ①法学部の創設（1968 年）を契機として、法学研究の成果を社会へ還元し、地域社会への奉仕を目的とした「無料法律相談」を続けている。地域住民はもとより広く京都市民から日常的な法的問題に関する助言の場として活用されている。
- ②1971 年からは、年 1～2 回、各地に巡回して無料法律相談を行い、大学近隣にとどまらず、全国各地の開催地住民に対しても法的問題を解決するための機会を提供している。

2) 自治体と連携した地域貢献活動（社会学部）

- ①大津市地域福祉計画策定への協力
 - イ）社会学部地域福祉学科の学生が調査員となり、大津市民へのヒアリング調査を実施。その後、市内全 31 学区で開催されている地域懇談会（地域福祉を話し合う会）に学生がファシリテーターとして参加し、大津市や大津市社会福祉協議会および住民から好評を得ている。
 - ロ）地域福祉計画策定委員会にも、学生 2 名が正式に策定委員として参加している。
 - ハ）社会学部の教員が、「地域福祉計画策定」の全体構想づくりと策定委員会の運営や市・社会福祉協議会・学生間のコーディネーションを行っている。
- ②保健・医療・看護・福祉の協働による地域貢献：社会学部では、保健・医療・看護・社会福祉分野において、地域に貢献できる幅広いサポートをめざし、滋賀県、滋賀医科大学、滋賀大学と連携して地域貢献をはかるプロジェクトに取り組んでいる。
 - イ）身体障害者と精神障害者を対象とする障害者理解促進事業、痴呆高齢者介護向上促進事業、注意欠陥多動性障害や学習障害を対象とする発達障害児全人的支援システム構築事業、児童虐待や高齢者虐待および家庭内暴力を対象とする虐待家庭内暴力対策ネットワーク事業、精神障害者を対象とするセルフヘルプグループ支援体制事業について、一般市民を対象とする講演会やシンポジウム、勉強会を開催している。
 - ロ）この事業は、滋賀医科大学と共同申請した「国立大学法人地域貢献特別支援事業」（2002～2004 年度）に採択された。

3) 龍谷大学青春俳句大賞

- ①本学は、全国の中学生、高校生、大学生らを対象とした、「龍谷大学青春俳句大賞」に取り組んでいる（2003 年度から開始）。応募は、中学生部門、高校生部門、短大・大学生部門、英語部門（誰でも応募可）の 4 部門に分かれている。毎年、全国から多数の応募が寄せられる。
- ②2004 年度の実応募句数の状況は、次のとおりである。

応募総句数：64,223 句

<内訳>

- | | |
|------------|------------------|
| ・中学生部門： | 50,325 句(78.72%) |
| ・高校生部門： | 13,383 句(20.50%) |
| ・短大・大学生部門： | 458 句(0.70%) |
| ・英語部門： | 57 句(0.009%) |

- ③現代俳壇で活躍する俳人の先生方の選考により、部門別に最優秀賞、優秀賞、入選を贈

っている。

- ④応募者は中学生が圧倒的に多い。中学校では、夏休みの学習課題とした学校が多かったようである。特に中学校・高校等学校の生徒の感性を養う教育として役立っていると考えられる。2005年度は、文部科学省の後援も得たので、さらに応募句数が増えるものと見込まれる。

4) キャンパスツアー

本学の学生がガイドとなって、重要文化財建築群の大宮キャンパスや、西本願寺の国宝建築を案内している。また深草キャンパスでは、学生サークルによる演奏会などを披露している。一般の方に龍谷大学を身近に知ってもらう機会、本学学生とのコミュニケーションを楽しむ機会として好評をえている。

5) 診療所の地域開放

瀬田学舎の診療所は、地域にも開放している。数は多くはないが、毎月10人程、診察を受けに来る。RECの講座受講者の中には、受講の機会を利用して診察を受けに来る人もいる。

6) 夕照コンサート

毎年、8月最後の土曜日に瀬田キャンパスを開放し、近江八景のひとつ“瀬田の夕照（せきしょう）”にちなんだ野外コンサートを開催している。龍谷大学吹奏楽部、地元の小学生や高校生など、幅広い年代のグループが出場し、地域のイベントとして定着している。

7) ワールド運動会 ―国際スポーツイベント

学生組織「海外交流委員会」の主催により、毎年秋に「ワールド運動会」を開催している。このイベントは、龍谷大学で学ぶ留学生だけでなく、就労や観光などさまざまな目的で滞在している外国人や、地域の人々とともに楽しむ機会となっている。

8) 「日曜学校」「NAC」―地域の子どもたちと

- ①学生サークル「宗教教育部」が、京都・大阪・奈良の約20カ所のお寺で、毎週土・日曜日に「日曜学校」を開催している。人形劇や、レクリエーションを通じて、地域の子どもたちに身近な宗教教育を行っている。
- ②学生サークル「野外活動部」が組織しているNAC（西浦アドベンチャークラブ）は、深草キャンパスの近隣の子どもたちと元気に遊ぶ活動を展開している。

9) 少林寺拳法部の社会奉仕活動

- ①龍谷大学、京都大学、京都外国語大学の少林寺拳法部が集まって、「京都レオクラブ」として社会奉仕活動に取り組んでいる。ライオンズクラブの指導を受け、奉仕活動を通して、豊かな人間性を育むことを目的としている。
- ②献血活動等に取り組んでいる。

10) SMAP計画（自主活動団体支援プログラム）

SMAP計画については、「第14章 学生生活（学部・大学院） 第5節 課外（サークル）活動」で記述したが、この計画に基づく活動の中には、学生の自主的な社会貢献活動と評価できるものもある。2002年度から開始されたものであるが、以下にその事例をあげる。

【2002年度】

- ①マエダプロジェクト（野宿者法律相談支援）：大阪弁護士会の協力を得てホームレスの実態調査および法律的な支援をめざし、諸活動に取り組んだ。
- ②交通安全バリアフリーを科学する「Origin」（マンホールのスリップ対策）：雨天時のマンホールスリップ転倒事故防止のため、行政や政治家に直接直談判し、対策を訴える。神戸市や奈良市を中心に対応策を講じるなど着実に活動が実を結んでいる。
- ③プロジェクトG（交通安全啓発映像付きCD作成）：滋賀県警との共同プロジェクトとし

て実施。運転者から死角なるケースや事故が起こりやすいケースを具体的に CD で作成・配布。

- ④ゴミゼロプロジェクト（地域清掃活動）：深草キャンパス近辺や鴨川の清掃活動を実施。地域の自治会の清掃活動にも参加。

【2003 年度】

- ①チーム・たまり場（小箱ショップたまり場）：伏見の竜馬通り商店街に小箱ショップを開店し、地域交流の拠点として町おこしの活動を行った。
- ②創造集団 ”アート・ワタリ ”（芸術イベントによる文化財保護プロジェクト）：滋賀県の三井寺でシンセサイザーによるコンサートを行い、国宝等文化財の保護に一躍買う活動を行った。

【2004 年度】

- ①創造集団 ”Rinn－phonica ”（芸術イベントによる文化財保護プロジェクト）：滋賀県の三井寺でシンセサイザーによるコンサートを行い、数千名の観客を動員。
- ②地域元気・酒蔵を使ったプロジェクト（伏見夏の絵はがきコンテスト）：月桂冠大倉記念館との連携で絵はがきコンテストを実施。地域交流のイベントとして好評を得た。
- ③Hand and Hand（卓球交流サークル）：地域のお年寄りに卓球を指導
- ④サブテキスト作成プロジェクト（戦争被害を知るためのサブテキスト作成）：従軍慰安婦などの現地調査、資料収集を行い、 ”What can we do ? ” というタイトルのサブテキストを作成。高校等での使用を促す。

以上の活動事例は、今回、新たに社会貢献活動の視点から集約したものである。どの活動も、貢献活動の対象となった個人や団体からは好評を得ている。また、その活動に参加した学生の教育的意義も高いと考えられる。REC や龍谷ボランティア・NPO 活動センター以外の部署においても、多様な社会貢献活動が行われていると思われる。しかし、現時点では、その実態把握は不十分である。

2. 今後の課題と改善方策

今後は、各部署で行われている社会貢献活動の実態も把握し、総合的な社会貢献政策の策定を検討したい。

第14章 学生生活（学部・大学院）

第1節 理念・目標

本学は、学生生活を通して切磋琢磨し、人間的ふれあいの中で個性を育み、豊かな創造性と高い倫理感を備えた学生を社会に送り出すために、学生のキャンパスライフを総体として充実させていくことをめざしている。本学は、学生1人ひとりが、達成感と満足感を持って巣立っていくことを切に願っている。そのため、本学は、正規の教育課程の充実に努めるとともに、学生生活について次のような目標を掲げ支援している。

- ①教育の機会均等を維持するための経済的生活支援を中心にしつつ、学修や課外活動等をも奨励する多様な目的を持った奨学金制度を整備し、その充実をはかっていく。
- ②自主性を養い、豊かな人間性を育てる上で重要な意義を有する課外活動を、大学教育の一環として位置づけ、その活性化をはかるため、指導体制や施設・設備の拡充を進める。

第2節 学生への経済的支援

【学生への経済的支援（学部）】

A 群・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性…（表 44）

C 群・各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

【学生への経済的支援（大学院）】

A 群・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

C 群・各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方法の適切性

1. 奨学金その他学生への経済的支援の現状と評価

1) 奨学金の種類

- ① 学生の教育機会の均等を維持するために日本学生支援機構の奨学金（第1種、第2種）を中心に、本学独自の奨学金制度として龍谷大学貸与奨学金、龍谷大学給付奨学金を整備している。
- ② 学業や課外活動等学生の自主活動を奨励するための奨学金として、龍谷大学給付奨学金（学業奨学金、仏教活動奨学金、優秀スポーツ奨学金、課外活動奨学金、外国人留学生特別奨学金）を設けている。
- ③ 関連団体の奨学金（龍谷大学校友会奨励金、龍谷大学親和会＜保護者の組織＞海外研修奨学金、本願寺派教学助成財団奨学金等）も整備されている。
- ④ この他、地方公共団体奨学金・民間育英団体奨学金等がある。

以上のとおり、経済的援助を目的としたものを中心に、他の学生の模範になるようにインセンティブ的要素を持った学業奨励および課外活動奨励、さらには緊急時に対応可能な奨学金等を総合的に整備しており、学生のキャンパスライフを経済的に側面支援している。種類の詳細は、「**大学基礎データ表 44 奨学金給付・貸与状況**」を参照。

2) 学生への周知方法と利用指導の現状と評価

- ① 奨学金パンフレット等の配布：奨学金の種類や申込方法などを記載した「奨学金のしおり」を作成し、新入生に対しては入学式終了後の各種書類配布時に配布している。また、在学生全員に配布している「学生手帳」では、本学の奨学金制度の概要および種類について説明している。
- ② 説明会の実施：新入生にはオリエンテーション期間に実施するキャンパスライフ説明会において本学の奨学金制度の概要説明を行っている。また、日本学生支援機構奨学金および龍谷大学給付奨学金の説明会を学部毎に1年生対象、2～4年生対象に区分して開催している。
- ③ 掲示板への掲示：各種奨学金の募集、説明会日程、採用決定などを専用掲示板に掲示している。
- ④ ホームページへの掲載*：学生手帳に記載されている内容とほぼ同じ内容のものを学生部のホームページで公開している。

以上4つの方法で周知をはかっているが、さらに学生部の窓口では、学生個々の経済状態等の具体的な態様に応じて、丁寧な利用指導を行っており、全体として学生に対しては適切な情報提供と利用指導が行われている。

3) 給付・貸与の状況と評価

2004年度の奨学金の種類ごとの給付・貸与の状況は、「**大学基礎データ表 44 奨学金給付・貸与状況**」のとおりである。在籍学生総数の約3割が、何らかの奨学金の支給を受けている。

*ホームページへの掲載 : <http://www.ryukoku.ac.jp/campuslife/fukuri/shogakukin.html>

- ①公的援助の中心である日本学生支援機構からの支給状況は「**大学基礎データ表 44 奨学金給付・貸与状況**」のとおりである。応募者に対する採用率は9割を超える(2004年度)。この採択率を経年比較すると次表のとおりとなる。

年 度	2000	2001	2002	2003	2004
採用率 (%)	76.20	82.38	77.10	96.98	91.10

- ②日本学生支援機構の奨学金(1種、2種)の支給対象数は、全種奨学金支給対象者数の8割以上を占めている。経済的援助を必要とする学生層を広くカバーしているといえるが、その採用率は日本学生支援機構から大学に配分される枠に左右されるため、年度によってばらつきがある。
- ③本学独自の学内奨学金も、家計奨学金(給付)をはじめ、多様なものがあり、学生支援機構の奨学金との相互補完の関係にある。家計奨学金とは別に、学生のやる気を引き出すためのインセンティブを重視した内容の奨学金制度(学業奨学金、仏教活動奨学金、優秀スポーツ奨学金、課外活動奨学金、外国人留学生特別奨学金)が整備されている。また、校友会奨励金や親和会海外研修奨学金、本願寺派教学助成財団奨学金など本学関連団体も本学学生に対し目的に応じた奨学生の募集を行っている。

以上のとおり、経済支援を中心にした多様な目的を持った奨学金制度を用意している点、また、その奨学金が在籍者数全体の約3割をカバーしている点等から、本学の奨学金制度は、学生生活を支える上で重要な役割を果たしている。ただし、2004年度に多発した自然災害時における被災学生への就学支援および入学予定者への支援体制は、十分とはいえなかった。このため、直ちに災害給付奨学制度を設ける措置を採った。

4) 災害給付奨学生の現状と評価

- ①阪神大震災で被災した学生に対して本学は、臨時に見舞金(20万円)を支給する等の緊急措置をとった。しかし、その後も、自然災害は多発している。自然災害により被害を受け、就学の意志があるにも関わらず、それが困難な在学生および入学予定者のうち、災害救助法適用地域に本人または父母(家計支持者)が居住し、被災状況証明書等を提出した者を対象に、災害援助給付奨学金制度(災害給付奨学生および災害学費援助奨学生)を新たに設置した(2004年11月)。
- ②この制度により奨学金の給付を受けた学生は、次のとおりである。
- ・2004年度：33人
 - ・2005年度(4月現在)：10人

この制度の導入により、被災して学業を断念せざるを得ない状況に追い込まれた学生を救済したという実績も出ており、その効果は大きい。被害にあった学生や保護者から多くの感謝の意が届いており、有効に機能しているといえる。金額的に十分なものとはいえないが、引き続き拡充に努めていきたい。しかし、「仮に阪神大震災レベルの震災または台風による大災害が、本学学生の中心出身地域である大阪、京都、滋賀で起こった場合、財政的見地から制度を維持することは可能か」という奨学委員会での議論もあり、慎重な対応が必要である。

5) 前回相互評価申請時(1997年)にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①大学独自の貸与奨学金については返済の滞納・延納者が年々増え、その額は平成9年度末には5,000万円にもなろうとしている。返済金を大学で回収あるいは督促することの難しさを実感している。将来的には、早い時期に金融機関と提携し、一定程度は大学が利子補給するなどして、金融機関との提携ローンに踏み切ること検討する。
- ②給付奨学金の重複受給者の問題については、本学の給付奨学金を日本育英会の奨学金よ

りも高額にするなどして、日本育英会との併給を認めないような政策も考えられる。上記の提携ローンを含め奨学金制度全体のなかで見直す方向で検討する。

(2) その改善状況

- ①通常の督促手段では返還に応じない者に対しては、2003年7月より法律事務所と契約し、延滞債権の回収を業務委託している。その結果、延滞債権回収額は、約2,200万円となり、効果があった。引き続き回収率の向上に努めている。
- ②金融機関との提携ローンについては、家計奨学生の対象を日本学生支援機構第1種奨学生受給者に統一したことおよび1種・2種の併用貸与を特例で認めるなどにより、上記の問題は概ね解決した。

6) 今後の課題と改善方策

- ①支給対象学生の幅の広さという観点から奨学金制度全体の中で中心的役割を果たしている日本学生支援機構奨学金の採択率は、先述のとおり比較的高い水準にある。第2種奨学金においては、応募者のほとんどが採用される状況まで改善されてきている。しかし、第1種奨学金は依然として採択率が厳しい状況にあり、国の高等教育政策を支える基盤的制度としてさらなる改善が望まれる。
- ②学内奨学金である家計奨学生（給付）は応募資格を「日本学生支援機構第1種基準の適格者」としている。そのため、主な家計維持者が給与所得者の場合と自営業者の場合とでは、所得税にかかわる控除方法の相違等により不公平が起きているという意見がある。この問題の解決のために、新基準の策定が可能かどうかも含めた総合的な検討を、今後奨学委員会において進めていく。

2. 短期貸付金制度の現状と評価

1) 制度の概要

- ①家庭の事情により一時的に実家からの仕送りが遅れ生活費が不足する、あるいは緊急の出費を要する場合等に備えて、緊急に資金を貸与する制度として、短期貸付金制度を設けている。
- ②貸付額の上限は3万円であるが、学費に充当する場合に限り年間授業料の25%を上限として貸与している。生活費等に充当する場合については3カ月間、学費に充当する場合は1年間を返済期限として設定している。

2) 利用状況等の現状と評価

- ①2004年度の利用状況は、延べ138件（生活費113件、学費25件）である。
- ②昨年の利用者数が実人数122人、延べ利用件数は138件あり、学生の緊急時の資金として役立っている。
- ③しかしながら、期限内に返済しない学生が非常に多く、無連絡の遅延・未返還者が絶えなかった。電話による督促等教育的指導によって返済を求めているが、効果があがらない場合も多く、真面目に返済している学生との関係、返済金と予算編成との関係等で問題もあり、本制度の維持に莫大な労力を費やしてきた。
このため、2004年度より簡易裁判所による支払督促を利用し、回収率アップに努めた結果、大幅な改善がはかられた。

3) 今後の課題と改善方策

- ①現在（2005年3月末）、未回収金の総額は約650万円であり、大幅に減少した。引き続き教育的な返済指導（電話および文書等での督促）と並行して簡易裁判所による支払督促を実施していく。
- ②前述のような問題点はあるが、これを利用している学生が常に一定数存在している実態から見て、本制度は存続させていく必要があると思われる。

3. アルバイトの斡旋状況と評価

1) 斡旋状況

- ①生活を支えるために、アルバイトを学生生活の一部としている学生もいる。また、課外活動資金や余暇資金のためにアルバイトをする学生もいる。本学はこうした学生実態を踏まえ、教育機関としての自覚に立ち、学業に支障を来たさないよう配慮しつつ、また、アルバイト体験を通じた社会性の養成および人間性の涵養に資する視点をも含めてアルバイトの斡旋を行っている。
- ②京滋地区学生アルバイト・下宿対策協議会作成の制限職種基準に基づいて斡旋を行っている。ただし、1 年次の前期については学業に集中させるため斡旋対象としていない。また、就業体験という教育的機会の提供という観点から、依頼企業には履歴書提出および面接等の選考を行わず、無条件での採用を要請した上で斡旋を行っている。
- ③学生生活実態調査によれば、本学においてアルバイトをしている学生は 68.4%と約 7 割にのぼり、学生生活の一部として完全に定着している。アルバイトの動機としては「ほしい物の購入、遊び、旅行、趣味等」が 79.1%とトップである。しかし、「生活費、学費にあてる」とする学生も 39.1%と約 4 割を占めており、学生生活維持のためにアルバイトが不可欠な学生も少なくないことに留意する必要がある。
- ④斡旋したアルバイトについては、学生からの苦情、斡旋先からの苦情がともに全く寄せられていないことから判断して、適切に運用され、特に問題はないといえる。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①アルバイトの目的は、課外活動の資金、学業・生活資金、レジャー資金、社会経験等多様である。このような学生すべてのニーズにあった斡旋業務は困難である。しかしながら、学費をアルバイトで賄う学生については、職種を調査してその拡大に努める必要がある。特に、優良企業に対して、積極的な PR・求人の開拓を行っていく必要がある。
- ②京滋地区学生アルバイト・下宿対策協議会の制限職種として一律に禁止されているホテル、飲食店等の接客業について、一定の基準を設けつつ見直しを行う時期ではないかと思われる。

(2) その改善状況

- ①本学では求人先企業に面接・履歴書の提出を求めず、希望すれば全員採用することを条件に斡旋を行っており、学生が円滑にアルバイトにつけるようになった。
- ②京滋地区学生アルバイト・下宿対策協議会の基準は職種別の最低賃金、労働時間、斡旋しない職種など細部にわたって設定されており、斡旋する側にとってはトラブルに対するリスクが非常に少なく極めて優れた基準であると現状では判断している。この基準を遵守することにより、学生・保護者からの信頼を得ることができている。

3) 今後の課題と改善方策

近年、アルバイト斡旋についての企業等からの問い合わせが急増している。教育上好ましくない案件も多い。対応にあたっては「アルバイト体験を通じて社会性を養成し、人間形成に役立ててもらおう」、「学生生活の支援」という基本理念および京滋地区学生アルバイト・下宿対策協議会作成の制限職種基準を忠実に遵守してもらえる企業等の選別を行い、1つの「教育的機会」、「学生生活支援」としてのアルバイト斡旋のあり方を引き続き追求していく。

第3節 学生の福利厚生

1. 学生災害事故療養費給付制度等の現状と評価

本学は、学生が正課または正課外において被った学生災害事故に対して、学生の医療費の負担等を軽減するため、学生災害事故療養費給付制度を設けている。

1) 学生災害事故療養費給付制度

(1) 制度の概要

- ①正課・課外とも事故が全く発生しないことが理想ではあるが現実には困難である。本制度は、事故にあった学生の療養費負担を軽減することを目的としている。
- ②正課とは、大学の教育課程における授業および担当教員の指導ならびに指示のもとに行われる演習、実習、臨地講義、工場見学、フィールドワーク、調査実習、ゼミ合宿等をいう。また、正課外（課外）とは、課外活動において学友会公認の部および一般同好会が通常行う練習、および公式試合、練習試合、公演、演武、合宿、野外キャンプ、その他大学が認める行事を指す。
- ③療養費の種類は療養見舞金（実費相当額）、弔慰金、後遺症傷害見舞金（最高限度1,000万円）の3種類である。

(2) 給付の現状

- ①過去5年間の給付の実態は、次のとおりである。

年 度	2000	2001	2002	2003	2004
給付件数	3	68	74	90	53

- ②上記の運用実態から見ると、本制度は、学生の医療費等の負担を軽減する上で、有効に機能しているといえる。

2) 学生弔慰制度

- ①本制度は、現実の学生生活支援とは直接関わりはない。亡くなった学生に対する大学としての弔意を示すことを目的としている。残念ながら、在学中に亡くなるケースは、毎年、数件発生している。その原因は、事故・疾病等さまざまである。
- ②仏教系の私立大学としての本学は、不幸にして亡くなった学生とのご縁を大切にし、弔意を示すことによって、ご遺族の御心の安んじからんことを願っている。

(1) 制度の概要

次の基準をもって弔意を示している。

葬儀等への参会者	香花等	弔電	弔慰金	備考
学部長他1名以内	柩等実費	学長、学部長クラス 又は演習の担任教員	50,000円	参会者の弔電は除く

(2) 支給の状況

過去5年間の支給状況は、次のとおりである。

年 度	2000	2001	2002	2003	2004
支給件数	6	7	5	5	2

2. 今後の課題と改善方策

- ①交通ルールの遵守、定期健康診断の受診等を引き続き呼びかけ、事故の根絶、学生の健康維持・増進に努めていく。
- ②支給しなくともよい状況が最良であることは言うまでもないが、実態に即した制度として一層充実していく。

第4節 学生相談の体制等

【生活相談等（学部）】【生活相談等（大学院）】

A 群・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性（学部・大学院）

B 群・生活相談担当部署の活動上の有効性…（表 45）（学部）

C 群・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況（学部）

C 群・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用状況（学部）

1. 学生相談室の現状と評価

本学は、3つのキャンパスに、それぞれ学生相談室を設け、学生の生活相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどを配置している。

1) カウンセラー等の配置

- ①専門のスタッフ数や開室時間等は、「**大学基礎データ表 45 生活相談室利用状況**」のとおりである。
- ②専任（嘱託を含む）のカウンセラー4名、非常勤のカウンセラー2名、受付事務としての職員（嘱託）1名を配置し、ローテーションにより3キャンパスで対応している。

2) 学生相談の業務等

学生相談室が現在実施している相談業務には次の3つがある。

- ①個人面談相談：来談者（学生、保護者）とカウンセラーの1対1の個人面接という形態をとり、学生相談室業務の中核となっている。

相談内容は多様で、問題に応じた援助方法で対応している。例えば、情報提供や紹介等を行うガイダンス（教示、助言）、心理相談（心理療法によるアプローチ）、人格成長、能力（対人スキル等）育成を目的とした心理教育的援助、等がある。

- ②グループワーク：複数の学生を対象とし、カウンセラーが同席して共に語り合ったり、共に何かの活動を行ったりすることで、集団への適応の促進、集団内でのコミュニケーション能力・自己表現能力の育成・向上やメンタルヘルスの強化をはかることを目的としている。

本学の学生相談室では、深草・瀬田キャンパスにおいて年間各2クールのグループワークを行い、これに加えてサマーセミナーという形態で夏期休暇中に2つのグループワークを実施している。

- ③教職員を対象としたコンサルテーション：学生対応に苦慮する教職員からの相談に応じている。相談内容としては、行動や言動、心理状態等に不安を感じる学生に関して専門家としての意見を聞きたいというものであったり、学生を学生相談室へ行かせたいがどのように勧めればよいか、ひきこもりや心理的疾患・問題を抱えた学生等にどのように関わればよいか、どこまで関わってよいのか、等々多様である。

実質的にいかなる配慮・対応を要するか、可能であるかは学生の状態や状況（とりまく環境）によって異なるため、教職員との面接の中で共に考えるというかたちをとっている。

- ④過去3年間の利用実態は、「**大学基礎データ表 45 生活相談室利用状況**」のとおりである。

イ) 在学生の利用実数は、ほぼ同じ状況で推移している。しかし、継続相談を必要とする学生は増加しつつある。近年、心理的疾患・障害を有する学生が来談するケースが増加傾向にあり、これに伴い大学生活を送るための修学援助として継続的なフォローを要するケースも増加している。

ロ) 心理的問題等については、相談をしたからといって直ちに問題が解決するわけではないが、さまざまな悩みを抱える学生にとって、学生相談室は、不可欠の存在として機能している。しかし、継続利用回数の増大にともなって、新たに相談を

希望する学生に待機を余儀なくさせる状態を引き起こしている。

3) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

(1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①学生相談室が「駆け込み寺」的な一面をもっていることも否定できないが、通常の窓口相談ですむような事例も見られる。この点では職員がカウンセリング的援助を行えるよう、資質の向上に努める必要がある。今後は、事務職員は、全員相談員との視点から、学生に対する指導力量の一層の向上を目指すことが基本である。
- ②心理面に関する相談が全相談件数の約 8 割を占めているなかで、現在のカウンセラー以外に臨床心理士等の有資格者の採用を考えていかなければならない。
- ③精神病分野の相談に関しては、現在専門のスタッフがおらず、検討をせまられている。

(2) その改善状況

- ①カウンセリングマインドの醸成のため、KSCA（近畿地区学生相談指導研修会）等に積極的に派遣するなどして、事務職員の資質向上に努めている。一方で最近、無限連鎖講、マルチ商法、交通事故など多種多様な相談が学生部にも日常的に寄せられている状況に対応して、事故・事件・苦情という役割分担を設けて学生部業務の一部と位置づけて対応するとともに、データの蓄積に努め効果的な指導ができるよう配慮している。
- ②嘱託職員のカウンセラー3名、非常勤カウンセラー2名（5名中4名は臨床心理士資格を保有）、受付専用嘱託職員1名を採用し、スタッフの充実に努めてきた。
- ③精神的疾病の疑いがある者については、現状では健康管理センター・カウンセラー間で相談の上、専門医に相談するよう指導している。

4) 今後の課題と改善方策

前述のように、新たな相談希望学生に待機を余儀なくさせる状態が続いている。スタッフ人員や時間枠に限界がある中であっても可能な限りの対応をするため、2002 年度からインテーク面接（初回受理面接）制を導入し、2003 年度からはその徹底をはかった。また、来談学生のニーズに応じて他部署や他機関を紹介する等、可能な限り迅速な対応を心がけている。部分的には解決したものの、全体的として問題が解消したわけではなく、インターカーおよびカウンセラーの増員も今後の選択肢のひとつとして検討を進める。

2. 学生生活実態調査等の現状と評価

1) 実態調査の目的等

- ①本学では学生実態調査を「学生中心の大学創造に活かす」ことを目的として、4 年ごとに実施している。
- ②2003 年度においては、「進学目的・理由、充実度、期待」、「経済状況」、「キャンパスライフ」、「正課教育」、「課外活動」、「不安・悩み」、「進路・就職」、「身についたこと」等学生生活の全体を把握することを目的として実態調査を行った。調査項目は、日本私立大学連盟学生委員会が実施した「私立大学学生生活白書 2003」の設問項目との整合をはかり、それとの対比によって、全国的・平均的な学生の意識と本学学生の意識の共通点と差異を把握できるようにした。
- ③データ分析については、当初、学外のリサーチ機関へ委託する計画であった。しかし、今後の政策に活かすためには大学が主体的に分析したほうがよいという観点から、リサーチ機関への委託を取りやめ、学生部職員が自ら行った。そのため、学生の実態がより深く認識できるようになり、問題点の把握や改善課題の提起等ができるようになりつつあることは、ひとつの成果である。
- ④日本私立大学連盟からは、追加で 30 部の送付依頼があった。また、調査項目が多岐にわたることから、学生実態を多面的に把握できるため、教授会をはじめ学内の諸委員会等

の議論においてしばしば引用される等、活用されつつある。全体として、今回の報告書は日本私立大学連盟をはじめ、関係各位より好評を得ている。

⑤報告書については、Web ページ上に掲載し、調査結果を広く公表した。

2) 集約結果から見た学生の声・要望

- ①実態調査の分析結果については、「龍谷大学学生生活実態調査報告書－2003 年度版－」を参照。
- ②報告書によると、経済的に余裕があると回答した学生は 25.8%であり、やや苦しい・苦しいと回答した学生は、40.7%になる。特に、学費が家計に負担となっていると感じている学生は 92.2%となっており、学費が各家庭には重くのしかかっている現実を窺い知ることができる。
- ③報告書は、この分析結果を学生の声として「大胆に復元」し、次のように記している。
 - イ) 学費を安くしてほしい
 - ロ) 多様な科目選択ができる柔軟なカリキュラムにしてほしい
 - ハ) 実用的な語学能力が身に付くシステムを構築してほしい
 - ニ) 友達作りを促進する環境を整えてほしい
 - ホ) くつろげるスペースを確保してほしい
- ④報告書の「復元」は学生の実際の声を要約していると考ええる。この学生の要望に応えるために、第 4 次長期計画に基づいて教学の充実に努めていくことが重要である。さらに、私学団体等とも連携してその国庫助成の大幅な増額要請を継続する必要がある。

3) 今後の課題と改善方策

- ①調査結果を蓄積し、過去のデータと対比することにより経年変化を捉え、データの持つ「今日性」を明らかにすること、さらに、カリキュラム改革・FD 活動・学生生活支援政策との有機的連携を模索することが必要である。
- ②実態を踏まえたうえで、学生の視点から問題の把握、課題の提起等ができる力を持った職員の養成が重要であり、データ分析については、今後も本学の職員が主体的に行っていく方向を堅持したい。

3. ハラスメント防止のための措置の現状と評価

- ①オリエンテーション時にセクシュアル・ハラスメント問題委員会発行のチラシを配布している。チラシには、3 キャンパスに配置されているセクシュアル・ハラスメント相談員のリストを掲載し、相談しやすい環境を作るよう努めている。また、学生相談室とも連携し、状況に応じて対応できるよう努めている。
- ②詳細は、「第 15 章 人権・健康管理等（学部・大学院）」を参照。

4. 学生の健康維持のための措置の現状と評価

- ①毎年、健康診断を実施して、学生の健康維持・増進に努めている。
- ②詳細は、「第 15 章 人権・健康管理等（学部・大学院）」を参照。

第5節 課外（サークル）活動

【学士課程の教育内容・方法等／正課外教育（学部）】

C 群・正課外教育の充実度

【課外活動（学部）】

A 群・学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

C 群・学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

1. 課外活動に対する基本方針等

- ① 本学は、1991 年に「課外活動基本方針」を定め、「課外活動は正課活動とあいまって大学教育の重要な一環であり、学生の自主的活動を通じて、建学の精神を体する豊かな人格を形成することを目的とする」と謳い、課外活動が大学教育の一環であることを明確にした。2002 年度からは、前述の基本方針に基づく活動の経験を踏まえ、新たに次のような「課外活動推進方針」を策定し、大学構成員の共通認識として確認した。
 - イ) 正課があって初めて課外が成り立つという前提に立つ。
 - ロ) 課外活動の活性化が大学全体の活性化につながる効果がある。
 - ハ) 課外活動は、忍耐力・協調性・決断力・適応力・行動力・リーダーシップなどを育成する教育的機会である。
- ニ) 本学の課外活動は建学の精神を体する人間教育の場である。
- ② この推進方針に基づいて、第4次長期計画においては、次のような推進支援政策を講じている。
 - イ) 課外活動を促進し、学生の達成感や満足度を高めるためには、一定の活動水準を確保する必要がある。そのため、学部と連携（課外活動選抜入試の実施等）し、先進サークルの重点的強化をはかる。重点強化サークルを中心に、必要な技術指導者を確保し、指導体制を整備し、課外活動の活性化・高度化をはかる。
 - ロ) 古くて狭い施設、複数サークルの共同使用による練習時間の制約等からくる学生の不満を解消し、やる気を喚起させるために、課外活動施設の計画的拡充をはかる。

2. 課外活動の全体的状況と評価

1) サークルの加入率の現状

- ① 2004 年度は、学友会公認サークルは合計で 85 サークル（宗教局 6、放送局 1、学術文化局 35、体育局 43）、一般同好会は深草学舎 75 サークル、瀬田学舎 49 サークルである。
※学友会公認サークルとは、学友会の常任議決機関である中央委員会の承認を受けたサークルであり、一般同好会は学生部への届け出に基づき、学生生活連絡会議での承認を受けたサークルである。
- ② 一般同好会は、毎年、新規登録するものが 20 サークルほどある反面、ほぼ同数の一般同好会が未登録（不活動、自然消滅等）になっている。衝動的にサークルを結成はするものの長続きしないという状況もうかがえる。
- ③ 近年のサークルへの加入率の推移は、次のとおりである。

年 度	2001	2002	2003	2004
学友会公認サークル(%)	15.1	16.7	16.7	17.3
一般同好会(%)	16.6	15.6	17.9	19.7
合 計(%)	31.7	32.9	34.6	37.0

- ④ 加入率はここ数年増加傾向にある。一般同好会は年々増加傾向にあり、学友会公認サークルも数字上では増加している。しかし、内訳を見ると 2 極化が進んでおり、人気のあ

るサークルおよび一般同好会から学友会公認サークルに昇格したばかりのサークルが巨
大化する一方で、一桁台の部員数で廃部の危機に直面しているサークルも少なくない。

2) 今後の課題と改善方策

学友会4局（宗教局、体育局、学術文化局、放送局）の組織率の2極化（学友会公認新興
サークルの部員増と学友会公認伝統系サークルの部員減）は、学生の自治活動を促進する上
で、好ましい現象ではない。しかしながら、学生個人の自発性をその基盤におく課外活動に
おいて、この問題についての抜本的改善方策は容易には見出せないのが現状である。

3. サークル活動の現状と評価

1) 重点強化サークル

(1) 重点強化サークルの選定

前述の推進方針を踏まえて、学業と両立をはかりながら、課外活動を促進するため次のよ
うな施策を推し進めている。

- ①サークルの重点化：スポーツ系4サークル（ラグビー部、硬式野球部、陸上競技部〈女
子中・長距離〉、端艇部）、学術文化系1サークル（吹奏楽部）を重点強化サークルとし、
支援強化に努めている。また重点強化サークルに準ずる強化サークル5つ（柔道部、卓
球部、アメリカンフットボール部、バドミントン部、日本拳法部）を定め、優秀な学生
の確保に努めている。
- ②指導者の確保：高校スポーツ界で頂点を極めた著名な指導者2名（ラグビー：全国高校
ラグビー3連覇、陸上競技：全国インターハイ総合優勝）を嘱託職員として採用するな
ど、指導者の充実をはかってきた。

(2) 競技実績等

2004年度における重点強化サークルおよび強化サークルの競技実績等は次のとおりであ
る。

<重点サークル>

- ①硬式野球部：関西六大学野球春季リーグ優勝、全日本大学野球選手権出場、
関西六大学野球秋季リーグ2位
- ②ラグビー部：関西大学ラグビーAリーグ8位、
関西大学ラグビーA・Bリーグ入替戦勝利（Aリーグ残留）
- ③陸上競技部（女子中・長距離）：関西学生女子駅伝7位、関西インカレ1500M6位、
西日本インカレ10000M4位
- ④端艇部：朝日レガッタ男子舵手付フォア優勝、女子舵手付クォドルプル3位、
全日本大学選手権女子舵手クォドルプル4位
- ⑤吹奏楽部：全日本吹奏楽コンクール金賞、関西吹奏楽コンクール金賞、
京都府吹奏楽コンクール金賞

<強化サークル>

- ①柔道部：関西学生優勝大会男子団体ベスト4、関西学生体重別選手権男子66kg級3位、
女子個人57kg級2位
- ②卓球部：関西学生春季リーグ男子1部4位、女子1部5位、全日本大学対抗選手権男女
出場、関西学生秋季リーグ男子1部6位、女子1部4位
- ③アメリカンフットボール部：関西学生リーグ1部6位
- ④バドミントン部：関西学生春季リーグ女子1部優勝、男子1部5位
- ⑤日本拳法部：全国大学選抜選手権団体準優勝、西日本学生選手権団体優勝、
全日本総合選手権個人優勝

大学トップレベルを常に維持しているサークル（吹奏楽部、日本拳法部）、全国レベルで競えるサークル（硬式野球部、端艇部）もあるが、全体としてまだ発展途上にある。

2) 重点サークル以外の課外活動の実績等

一部全国レベルに達している個人・団体はあるが、全体的には低迷を続けており、スポーツの活性化策も今後の課題である。また、学術文化局所属サークルは順位を競う大会がないため、演奏会や発表会が活動の中心になる。

3) 指導・支援体制

課外活動の基本方針に基づいて、課外活動の教育的指導および課外活動に参加している学生の学業指導（授業への出席、取組姿勢等）を行うために、次のような措置をとっている。

- ①すべてのサークルに「学友会サークル部長制に関する要項」に基づき、学生自身の責任に基づく自主活動を促すとともに、各サークルに部長を置いて指導にあたっている。部長には専任の教育職員があたり、国内または国外留学等で長期不在の場合には代理を置くこととしている。その他、必要に応じて副部長（専任教員または専任事務職員）および技術指導者（学外者を含む）を置き、教育と競技の両面を重視した指導体制を確立している。
- ②チューター制度*：重点サークルには、学修目標の設定（年次毎の修得単位数、出席状況把握等）を促し、サークル内で設定された修得単位数等学修目標をクリアできなかった学生は、サークル部長に報告・相談し、正課・課外の両立についてアドバイスを受けるとともにチューター制度の活用を促している。しかし、過去3年間は利用実績があまりないため、制度として形骸化する可能性が出てきており、早急に対策が必要である。
- ③各学部との連携強化：課外活動に参加している学生の学業成績状況を把握し、単位修得の遅れている者や授業出席状況が芳しくない学生等について学生生活連絡会議**で継続的に議論しているが、制度化するに至っていない。

サークル部長等は、学生側の責任者（主将、主務等）と日常的に連絡をとりあいながら、サークル運営全般に亘り指導を行っている。また、チューター制度等による学業指導についてもサークル部長の指導のもとで行うことになっている。しかしながら、サークル部長により、指導回数、指導内容に著しい差があるように思われる。大学教育におけるサークル部長の位置づけ等を再確認する必要がある。

4) 今後の課題と改善方策

- ①基本方針では、課外活動は、「大学教育の重要な一環」と位置づけられているが、その教育効果が実感として全学的に共有されているとはいいがたい。課外活動は、学生がその活動を通じて、責任感、道德観、忍耐力、折衝力、行動力、協調性、意志伝達力、適応力などを身につけることのできる場であり、正課教育では得られないこのような教育効果について、活動分析を通じて把握し、課外活動を単位化することについて検討することも1つの選択肢である。
- ②学生が、チューターを希望している科目を担当する大学院生がいない状況が起きている。この問題を解消するため、チューターバンク制度の創設など即時に対応できる体制づくりが必要である。
- ③指導者・施設・資金面での援助体制は整備されつつある。しかし、それにふさわしい数の学生が確保できていない。指定校制度、課外活動選抜入試の定員枠、自己推薦入試の

*チューター制度：サークルに所属する学生の学修支援のため大学院各研究科の院生がチューターとなり、授業科目の理解を助ける仕組み。

**学生生活連絡会議：学生部長、学生部事務部長、各学部学生生活主任、学生部課長で構成し、学生の生活に関する事項について上位組織である学生生活指導会議の方針に基づき、学生生活指導に関する事項を審議する機関。

新設等、人材確保の方策を引き続き検討していきたい。

4. 資金援助、基本施設等の整備状況と評価

1) 資金援助等

- ①クラブ活動援助金：クラブ活動援助金支出基準（学生生活連絡会議にて承認）に基づき、学友会公認の部（一般同好会を除く）に対し、援助金の交付を行っている。具体的には経費の3割援助を基本とし、全国大会出場など特に顕著な実績をともなう場合は上限5割まで援助している。また、新入サークル員の資質向上を目的としたフレッシュャーズキャンプや各サークルのリーダーの資質向上・育成を目的としたリーダーズキャンプにも積極的に援助している。基準策定により公正性および透明性は確保できたものの、回数および補助率の設定により、サークル内で既得権的な認識が浸透しつつあり、実態に応じた補助率や回数の適正化も含めた基準改定の検討が必要である。
- ②指定合宿施設：本学はゼミや課外活動の合宿等による相互交流を促すため、全国各地にある宿泊施設と利用契約を締結している。現在、全国各地に68カ所確保している。この制度を利用する場合、1人1泊につき1,300円を年度毎に15泊を上限として補助している。

2) SMAP計画

- ①既存の課外活動支援の他に、学生らしい自由な発想に基づく自主的な活動を促進するために、新たにSMAP計画（Self-Making Assist Program：自主活動団体支援プログラム）援助金を創設した（2002年度）。学生の萌芽的活動あるいは特色ある活動を行っている団体に対しては、最大50万円まで援助している。
- ②すでに、14件（2002年度6件、2003年度3件、2004年度5件）を採択しており、その内数件が特色ある活動として新聞等各種メディアから取材等を受け、社会的にも高い評価を得ている。
 - イ）代表例として、「チーム・たまり場」（2003年度）、「地域元気」（2004年度）があげられる。これらは『京都市大学地域連携モデル創造支援事業』（2004年度）に認定され、助成金の交付を受けた。学内でも卒業証書・学位記授与式時に課外活動や社会活動で顕著な業績を残した卒業生に送られる本願寺賞を、2学部で獲得するなど（2004年度）高い評価を受けている。
 - ロ）一方で採択時の計画を十分達成できずに終了したプロジェクトもあり、事前チェック・事後チェックを含めた指導体制を整えていく必要がある。

3) 基本施設・設備等の整備状況

- ①本学は3キャンパスを擁するが、それぞれキャンパス内やその近郊に課外活動施設を計画的に整備してきた。最近（2001～2004年度）の基本施設の整備状況は、次のとおりである。
 - イ）深草キャンパス：南大日山グラウンドの改修を行い、ラグビー兼アメリカンフットボールコート1面およびサッカーコート半面の整備を行った。それにともない、南大日山グラウンド管理棟にトレーニング室を新設し、ストレングスコーチの指導の下、ウエイトトレーニングを含めたトータルなトレーニング環境が整った。さらに学友会館を改修し、2階に音楽系サークルの使用が可能な多目的交流室を新設した。
 - ロ）瀬田キャンパス：瀬田多目的グラウンドの改修を行い、サークルの活動拠点の再配置を行った。これにより、瀬田多目的グラウンドは陸上競技用トラック（内3レーン120Mは全天候型）およびソフトボール、ラクロスが使用できるように整備された。さらに、体育館にトレーニング室を設置し、専属のストレングス&コンディショニングコーチによるトータルなトレーニング指導が可能となった。また、多目的スペースが中心の学生交流会館および雨天練習やコンサートの開催も

可能な瀬田ドームが完成した。

- ②これらの整備は、いずれも全学協議会等における学生の意見を聴取した上で、計画的に実施してきたことに大きな特徴があり、それだけに学生の要望に添った施設整備であると評価できる。

4) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①課外活動の活性化により学生の経済負担も増加している。それにともない大学の支出も増加しているが、予算の効率的な運用を一層図る必要がある。
- ②京都学舎においては、敷地スペースや近隣住民との関係から、これ以上の練習場を確保することはむずかしい。今後は、瀬田の校地拡充整備計画の中に正課教育とともに課外活動施設の充実計画を盛り込んでいくことも望まれる。
- ③校舎の取り崩しと新築にともなう課外活動スペースの確保。
- ④スクールバスについては、一定の効果をあげているが、今後、学生の要請と調整を図りながら、より有効な利用が求められる。
- ⑤夜間主コース生と課外活動の在り方。

（2）その改善状況

- ①クラブ活動援助金支出基準の策定により、活動目的に応じた支援体制を確立することができた。また、既存指定合宿施設の宿泊料金の減額改定および新規の指定合宿施設開拓を行い、課外活動合宿の補助体制の充実をはかることができた。さらに SMAP 計画援助金の創設により萌芽的な自主活動へ援助することも可能になった。
- ②前述のとおり、課外活動施設の充実をはかった。
- ③問題となっていた深草キャンパスにおいては、授業時間・授業教室等との調整を行い、1 号館、2 号館、3 号館、4 号館の教室を、課外活動時間帯においては使用ができるようにした。これにより課外活動スペースは大幅に拡充された。
- ④スクールバスについては、以前はすべて外部業者に委託していたため、休暇中の運行等の融通がきかず不便であった。しかし、大学が独自にバスをレンタルし、その運行管理を外部委託することによって、学生の要望に沿った運行体制を整えることができるようになった。夏期、冬期、春期休業時には積極的にスクールバスの貸し出しを行い、市場価格よりかなり安価に提供している。
- ⑤文学部を除き、経済学部と経営学部の夜間主コースは、学生の募集を停止した。これにより、夜間主コース生をめぐる上記課題は、解消されつつある。しかし、就労している学生が課外活動を行うことは難しいのが現状である。ただし、そのような希望者は少ないと思われる。

5) 今後の課題と改善方策

- ①成果をあげているサークルに対する報奨的刺激策の導入、部員減に悩むサークルへの支援策等、総合的な課外活動活性化に向けての取り組みが必要であると思われる。
- ②設備については、南大日山グラウンドおよび瀬田多目的グラウンドにおいて、改修前と比して活動内容は改善されたものの、活動可能日の制約を受けているサークルもあり、今後新たな活動拠点の開拓が必要である。課外活動委員会等において引き続き検討していく。

5. 学生の満足度の現状と評価

1) 学生生活実態調査にみる満足度

「学生生活実態調査＜2003 年度＞」によると、次のような傾向が明らかになった。

- ①課外活動に参加する目的としては、「学生生活を楽しむ(43.8%)」、「友人を得る(41.5%)」が1位、2位を占めた。学生生活を有意義に送るためには、正課教育だけにとどまらず、課外活動を含む様々な活動を組み込んでいくことが重要なポイントになることを裏付けている。また、「大学の友は一生の友」とよく言われているように、学生生活で友達を作ることの重要性を感じさせる。
- ②課外活動に参加したことによる満足度(2項目回答)については、「友人、居場所を得た(71.5%)」、「知識、技能が身に付いた(33.9%)」、「人間形成に役にたった(23.2%)」、「スポーツ技術の向上と競技参加が果たせた(17.22%)」等、人とのふれあいや目的達成感等にかかわる肯定的意見が多く、「満足感は持てなかった(8.5%)」との回答を大きく上回っている。課外活動の参加目的については概ね達成できているといえる。

以上のように学生は、課外活動を概ね肯定的に捉えており、そのことから、課外活動に対する大学側の組織的指導・支援が有効に機能しているといえる。

2) 今後の課題と改善方策

基本方針においては、「課外活動は、忍耐力・協調性・決断力・適応力・行動力・リーダーシップなどを育成する教育的機会」と意義づけているが、前述の実態調査においては、それを測る指標(設問項目)がないため、教育的効果については具体的に把握できていない。今後は、学びの面からの学生の意識実態を評価できる実態調査を行う必要がある。

第6節 学生の自治活動

【課外活動（学部）】

C 群・学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

1. 学生の自治活動の現状と評価

1) 自治組織と自治活動の状況

- ① 本学は、学生を大学の不可欠な構成員として位置づけ、学生自治の基本組織である学友会の自主的な活動を尊重している。
- ② 学友会は、その最高議決機関である中央執行委員会を中心に、4 局（宗教局、体育局、学術文化局、放送局）、5 委員会（創立記念降誕会実行委員会、龍谷祭実行委員会、紫朋館運営委員会、海外交流委員会、イヤーズブック作成委員会）および学友会館運営委員会から成り、それぞれの目的に沿った活動を展開している。また、学友会館やクラブボックス等学生の自主的活動の拠点となっている施設・設備の管理については、基本的には大学にその管理運営にかかる権限が存することを明確にしつつ、学生の自主的・主体的な運営に委ねている。
- ③ 学生は、その責任を自覚してこれらの組織運営や施設管理にあたっており、その結果、概ね適正に運営されている。こうした活動をとおして、学生は組織運営のマネジメントのノウハウを体得し、責任感や道徳観などの倫理性を培っていると考えられ、教育的効果は高いといえる。近年、学生の自治組織が解散を余儀なくされたり、その活動が停滞している大学もあると聞かすが、継続的に安定した活動を維持している本学の学友会の活動は評価に値する。
- ④ このように積極的に評価できる点がある一方、これらの学生による自治活動は、クラブ・サークルといった課外活動を拠点にして行われている傾向が強い。学修の拠点である学部、学科、クラス、あるいはゼミに依拠した自治活動はかなり弱いといえる。学部教育の内容、授業の方法、教育の施設・設備等、自らの学修面にかかわる主体的な要求が十分に自覚されていない。このような実態は、近年の学生の傾向といえるが、この点での成長を促す方策は、現時点では見つかっていない。

2) 全学協議会の現状と評価

- ① 全学協議会は、大学の構成員である学生・教員・職員の 3 者の代表によって構成される協議会であり、学生側から提起された要求や大学当局の計画等について討議されている。例年 1 回、最近では 10 月中旬に開催されている。
- ② 学友会や各学部学生でも、各サークル等の意見・要望の集約、調査活動等を行い、全学協議会に提起する学生の要求をまとめ、その根拠付けに努めている。
- ③ 全学協議会において学生から出された要望は、議論を経て、改善に結びついている事例は少なくない。最近の事例をあげると次のとおりである。
 - イ) 昼休み時間における学部事務室窓口の利用時間帯の拡大
 - ロ) 南大日山グラウンド、瀬田多目的グラウンドの改修、更衣室・倉庫などの増設
 - ハ) 瀬田学生交流会館の新設、瀬田ドームの新設

以上のとおり、学生代表をとおして提起された学生側の要求は、全学協の協議を踏まえて実現されているものも少なくない。大学側も学生との信頼関係を重視して誠実に耳を傾けている。本学の全学協は、学生側と大学側の定期的な協議システムとして確立しているといえる。

2. 今後の課題と改善方策

- ① 前述した学生の自治組織の問題は、近年の一般的な傾向であり、大学側からのアプロー

チには限界がある。適切なバックアップの方策を模索することが今後の課題であるが、にわかに解決策は見出せない。

- ②前述のとおり、学生側から学びにかかわる主体的な要求は弱い。学びの主体者としての自覚から、教育方法・内容、学修環境の整備等についても積極的な問題提起や要求が望まれる。学生の自治活動を促進させる立場から、学生生活担当部署である学生部からの教育的指導を行う等、その援助方策も検討していく必要もある。

第7節 就職・進路支援活動

【就職指導（学部）】

- A 群・学生の進路選択に関わる指導の適切性
- B 群・就職担当部署の活動上の有効性
- C 群・就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況
- C 群・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性
- C 群・就職活動の早期化に対する対応
- C 群・就職統計データの整備と活用の状況…（表 8）

1. 就職・進路支援活動の基本方針

1) 基本方針

昨今の社会環境の変化、企業等における雇用環境の変化、また、学生気質の変化や進路選択の多様化等にとともに、社会からは、時代の変化に対応して生き抜く力を身につけ、自分のキャリアを自ら切り拓くことができる自立した人材、すなわち「人間力を備えた」人材の育成が求められている。社会が求めるこの「人間力」は、まさに大学が行っている教育全般によって醸成され育成されるものである。その実現のためには、学生の将来を見据えた教育と、従来から行われてきた直接的な就職・進路指導とを総合した支援活動を低年次生から体系的に展開していく必要がある。

本学は、学生の就職・進路支援活動の強化を、第4次長期計画の重点政策のひとつとして位置づけ、大学教育そのもののこそが最大の就職・進路支援であるとの認識に立つと同時に、その体制の整備にも努めている。本学の就職・進路指導支援に係る基本方針は次のとおりである。

- ①大学全体の教育活動において、総合的・体系的な人材育成のための支援体制の強化・充実をはかる。
- ②本学独自の総合的なキャリア開発支援プログラムの開発を推進し、段階的・体系的に「人間力」を育んでいくキャリア教育システムの構築をはかる。
- ③全学協力体制の下で、学生の就職・進路支援活動の強化・推進をはかる。

2) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

長期的には、ユニークで社会の評価に耐えうる総合的な判断力をもった学生を育成することが基本である。そのためには、カリキュラム改革の過程において、今まで以上に就職に対する意識を高め、基礎教育の徹底と社会のニーズに適応した教育内容・方法の改革に常に心がける必要がある。

（2）その改善状況

前述のとおり、大学教育そのもののこそが最大の就職・進路支援であるとの認識のもと、カリキュラム改革を継続的に進めてきた。特に学修の動機付け（入口）と進路（出口）を意識した改革を進め、低年次から目的を明確に持ち意識的な学修が進められるよう、コース制の拡充等をはかってきた。また、学生のキャリア開発を支援する授業科目については、学部のカリキュラム改革の中で、段階的・体系的に展開していく方向が承認されている（すでにカリキュラムの中に組み込んでいる学部もある）。

3) 今後の課題と改善方策

本学のキャリア開発支援の一環としての「キャリア啓発科目」の開設については、学部間に温度差がある。今後は、学部横断型の共同開講科目の中にキャリア教育という柱を設け、積極的に「キャリア啓発科目」、「キャリア開発科目」を展開していく必要がある。

2. 全学的な就職・進路支援体制の現状と評価

1) 全学的な支援体制の整備状況

学生の就職・進路支援に関する事項は、従来、教授会の一構成員が担当する就職委員と担当事務部署の「就職部」に任せ切りになる傾向が強かった。また、正規の教育課程以外にも、学生の多様な能力の伸張をはかるために特別研修講座等を開講しているが、そのあり方は、実務を担当する部署に任せる傾向もあった。いわば、学生の就職・進路支援業務が各部署で個別に行われており、それを全学的に把握し、支援プログラムとして体系化していく体制の整備は不十分であったといえる。

第4次長期計画においては、このような弱点を改めるために、次のような体制を整備し、学生の就職・進路支援体制の強化をめざしている。

- ①教授会の一構成員で組織されていた「就職委員会」を廃止し、学長・学部長等教育組織の責任者で構成される「全学キャリア開発会議」を設置し、そこで学生のキャリア開発の基本方針等を審議決定することとしたことによって、全学的・統一的な支援体制を整えた。
- ②「就職部」を「キャリア開発部」に改め、従来型の就職情報の提供・斡旋業務に加え、低年次から学生の問題意識を高め、学生の自己成長を支援するためのキャリア開発支援業務へとその機能を拡充させた。
- ③キャリア開発部に、事務部長に加え、新たに教員のキャリア開発部長を置くとともに、各学部キャリア開発主任を配置する等、全学的な支援体制を整備した。
 - イ) キャリア開発主任は、各学部の学部執行部の一員として学部運営に参画し、学生のキャリア開発支援をも念頭にいた学部教育の改革を先導すると同時に、キャリア開発の担当事務部署であるキャリア開発部と各学部との連携を密にし、一体となって学生のキャリア開発支援にあたる。
 - ロ) 各学部とキャリア開発部との主な連携としては、「キャリア啓発科目、キャリア開発科目の立案、運営・評価」、「キャリア開発支援事業の推進および教授会に学生の就職・進路情報の周知」、「キャリア開発支援講座（資格・就職対策・公務員講座等）の検討」等があげられる。
- ④理工学部では、キャリア開発主任のもと、各学科から1名ずつ選出された学科就職主任および副主任を中心に、「理工学部就職主任・副主任会議」を設置し、そこで確認された「理工学部就職支援方針」に基づき、学生にきめ細かい指導を行うとともに、進路先の開拓にも努めている。
 - イ) 学科就職主任および副主任は、当該学生の指導担当教員やキャリア開発部と連携をとりながら情報を共有し、学校推薦を中心とした求人情報への対応、個々の学生の就職・進路相談、就職ガイダンス等での指導を行っている。
 - ロ) 進路先に対しては、企業訪問、企業懇談会を通して、企業が求める人材の把握に努め、社会のニーズを受けとめて教育に活かし、学生の育成に努めている。
- ⑤各学部のゼミ担当教員を通して、学生の就職活動状況および最終進路決定先の調査、キャリア支援プログラム等、各支援行事について学生に周知をはかっている。また、各教員からの要望に応じて、キャリア開発部のスタッフが各ゼミを訪問し就職相談会・説明会等を実施している。

このような全学的な体制整備を行うことによって、学生に対して明確な目的意識をもったキャリア開発指導を行うことの必要性は、各学部教授会に徐々に浸透しつつあるといえる。しかし、これらの組織的な取り組みは始まったばかりであり、現段階では、その効果を評価することはむずかしい。今後、その活動を集約して、改善課題を具体的に把握していくことが重要である。

2) キャリア開発部の体制

進路支援担当部署としてのキャリア開発部に、教職員等 23 名のスタッフを配置している。

- ①キャリア開発部長 1 名、キャリア開発部事務部長 1 名、各キャンパス担当として、京都の深草・大宮キャンパスに 14 名（課長：1 名 専任職員：7 名 嘱託職員：3 名 アルバイト職員：2 名 派遣職員：1 名）、瀬田キャンパスに 7 名（課長：1 名 専任職員：3 名 嘱託職員：2 名 アルバイト職員：1 名）を配置している。
- ②専任職員の 6 名が、専門の知識・スキルを有するキャリアカウンセラー資格（厚生労働省指定キャリア・コンサルタント能力評価試験合格者 CDA）を取得（他 3 名も取得見込み）し、低年次から個々の学生に対するきめ細かなキャリア開発支援に努めている。
- ③学生への就職活動アンケート調査の「キャリア開発部で役に立ったものは何か？」という設問に対し、1 位：窓口個別相談（35%）、2 位：就職ガイダンス（25%）、3 位：模擬面接（23%）と回答している。キャリアカウンセラー資格を取得した職員の対応に、学生は、一定、満足していると思料する。さらに知識とスキルを高めていきたい。
- ④これらの体制を整備することによって、アンケートによる学生の要望を反映させる講座も開講できるようになった。学生の要望により、2004 年度から就職対策講座として「履歴書・エントリーシート・面接対策講座」を開講したが、受講した約 6 割の学生から役に立ったとの回答を得た。今後も、学生の要望をできるだけ速やかに形にして提供できるよう取り組んでいきたい。

3) 就職統計データの整備・活用状況

（1）就職統計データの種類等

本学では次のような就職統計データを整備している。これらのデータは、就職情報システム(Ryukoku All Placement Information System / RAPIS)により、随時、閲覧および出力ができるようになっている。

【就職統計データの種類】

「就職統計資料（就職決定者）」、「就職統計資料（就職率）」、「無業者内訳調査票」、「業種・資本金別就職者統計表」、「業種・従業員別就職者統計表」、「都道府県別・資本金別就職統計表」、「都道府県別・従業員別就職統計表」、「就職決定状況表」、「卒業後の状況調査票」、「求人状況」、「求職者希望勤務地状況表」、「進路先別ランキンガー覧」、「進路・業種別集計表」、「本社都道府県別進路状況表」、「求人件数業種別データ」、「進路規模別データ」、「求人有内定件数」、「本社所在地別求人進路状況表」、「出身都道府県別進路状況表」、「学部男女別進路状況表」、「業種別進路集計表」、「株式別進路集計表」、「従業員別進路集計表」

これらのデータを活用して、学部別またはゼミ別等の就職活動状況、最終進路決定状況等の統計データを作成し、各学部・教員に情報を提供している。また、学内の各部署にこの就職統計データを提供し、入試部では大学入試案内の作成、総務部では学生の保護者懇談会資料作成にこの就職統計データを活用している。

（2）就職情報提供システム

キャリア開発部においては、前述の統計データを活用して、学生に対して次のような方法で情報を提供している。

- ①3 学舎共有のネットワーク（RAPIS）を構築し、企業情報（約 30,000 社）、卒業生情報（約 55,000 件）、求人情報（年間約 6,500 社）、企業セミナー情報（年間約 8,300 件）等がデータベース化されている。
- ②全ての学生は専用のアカウントとパスワードを保有しているので、学内・学外を問わず、いつでも自由にインターネットを介してこれらの情報にアクセスできる。また、既述のキャリア支援プログラムや各行事に関する情報の閲覧が可能である。
- ③キャリア開発部フロア内の学生情報交流スペースには、企業ファイル（約 10,000 社）、

就職情報システム用パソコン 28 台（深草：15 台 大宮：5 台 瀬田：8 台）、就職・資格・業界関連の書籍、資料、雑誌、チラシ、公務員願書、求人票、就職活動報告書、卒業生アンケート等を設置し、自由に閲覧できる環境を整備している。

この RAPIS へのアクセスはかなり多く、学生にとって、有用なシステムになっているといえる。

4) 企業訪問

- ①企業へのアプローチとして、来学企業の対応（来訪求人等：年間約 1,000 社）以外に、毎年、関東から九州の各地域の企業約 1,200 社をキャリア開発部スタッフが訪問している。本学の学生の採用実績が少ない企業および積極的に採用している企業、本学の学生が多く志望している企業、当年度に学生が内定を得ている企業等を重点に、企業訪問を行っている。
- ②企業訪問によって得た情報は、訪問した職員が直接 RAPIS に入力し、重要情報として学生に提供している。

5) 企業との懇談会

- ①毎年、企業との懇談会を実施している。大学側からは、大学執行部（学長・副学長・事務局長・学部長・総務局長）、キャリア開発部長、各学部教務主任、各学部キャリア開発主任、キャリア開発部スタッフ等が参加している。懇談会では大阪（約 250 社）と東京（約 100 社）の企業採用担当者との懇談を通して、良好な関係維持に努めるとともに、企業の採用動向、本学から入社した卒業生の近況等、幅広い情報交換を行っている。
- ②大阪では、懇談会のプログラムのひとつとして、企業の採用担当者に向けての講演会を開催している。東京では、理工学部の就職主任、副主任をはじめ多数の教員が個別懇談形式で懇談を実施し、企業の求める人材像について詳細に聞き取っている。

6) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

- ①就職部と教員との連携をさらに深め、学生のニーズと対応するような求人開拓をより積極的に行う必要がある。特に、教員をはじめ大学構成員が持っている人脈および情報を、就職活動の支援に有効に還元するシステムを構築することが求められている。
- ②本学の学生の多くは大阪市内を舞台に就職活動を実施しており、その活動を現地で支援するための就職部の出先窓口を、同市内中央部に開設することは極めて有効である。就職情報収集・提供の一拠点とし、地の利を活かし多くの企業説明会の開催および学生間の情報交換の場として機能させれば、就職支援強化策として十分期待できる。
- ③毎年開催している企業懇談会（約 250 社：学長・副学長・各学部長以下 60 名の教員および就職部課員が出席）や教員による積極的な企業訪問等を通して得られた具体的な情報の交換を行う必要がある。また、常時企業との接点を保つ就職部が、企業のニーズを大学当局、教授会に反映できるようなシステムの強化が必要である。

（2）その改善状況

- ①前述のような体制整備を行うことによって、キャリア開発部と教員との連携を深める条件（システム）は一定整備された。さらに、このシステムを活用して実効をあげていく必要がある。
- ②大阪市内中央部の進路・就職支援拠点設置については、いくつかの候補地を検討したものの実現には至っていない。インターネット等の普及による就職活動形態の変化等を考えるならば、進路・就職支援の拠点という位置づけに限定して設置するのではなく、大阪市内における本学のエクステンション事業（REC）や、大学院の展開等との関連を含めて検討していく必要がある。継続的な検討課題である。

- ③懇談会の形態に大きな変化はない。キャリア開発部が把握している企業側が求める人物像その他企業側の具体的なニーズ等について、大学当局、教授会に反映できるようなシステム自体はできているが、その内容をまとめて学部教育や学生の進路支援に活かしていく点は不十分であった。新たな組織体制の下で、キャリア開発支援プログラムの構築作業の一環として取り組んでいる。

7) 今後の課題と改善方策

- ①前述のキャリア開発主任制度は、各学部とキャリア開発部との連携を目的に導入したものであるが、十分に機能しているとは言い難い学部もある。今後、各学部の教育目標との整合をはかりながら、全学キャリア開発会議で検討し、より強固な全学的な就職・進路支援体制を構築していく必要がある。
- ②既述の膨大な就職統計データはキャリア開発部に長年にわたり蓄積されている。しかしながら、前述の一部の部署を除いては、どのような利用価値があるのか不明のままであり、積極的に有効活用されているとは言い難い。今後は、このデータの有効活用の方法も模索していきたい。

3. キャリア開発支援プログラム等の現状と評価

学生の進路選択を支援するためには、職業選択に必要な基本的知識・技能の修得、資格の取得、社会の仕組みと働くことの意義の理解、職業観の醸成、自己を分析し主体的にライフプランを描ける能力、等々を養成する総合的なプログラムを構築していくことが必要である。このため、当面は、次の3つの枠組みでその具体化を進めている。

- ①すべての学部の教育課程の中に、キャリア開発支援科目を開講する。
- ②4年間にわたる独自のキャリア開発支援プログラムを構築していく。
- ③学生の多様な能力の伸長と、就業に際し必要となる知識や技能の修得をめざしたキャリア開発支援講座の充実をはかる。

1) キャリア開発支援科目の開講の状況

キャリア開発支援科目と考えられる、現段階の開設状況は次のとおりである。

- ・文 学 部：キャリア形成論、教育学特殊講義－キャリア開発論－
- ・経営学部：実践講座－マイキャリアデザイン－
- ・理工学部：キャリアデザイン、MOT 演習
- ・社会学部：キャリアプランニング論
- ・国際文化学部：「特殊講義『現代社会と経営』」

2) 4年間一貫したキャリア開発支援プログラム

(1) 学生参画型キャリア開発支援－龍谷キャリアデベロップメントスタッフ制度－

- ①学生参画型のキャリア開発支援として、龍谷キャリアデベロップメントスタッフ制度(RCDS)を設けている(2004年度開始)。この制度は、本学独自の学生参画型の低年次からのキャリア開発支援プログラムである。
- ②学生が、キャリア開発部のスタッフとともに各種キャリア開発支援行事のサポートを行ったり、主体的に行事を企画・運営することで、活動全般に亘って学生同士が協力・援助しながら相互に成長していき、自らのキャリア形成に積極的に関わっていくものである。また、これに参画した学生は、社会に出てからも卒業生という立場からキャリア開発支援行事に関わり、学生支援にあたっていく。この RCDS は次のようなプログラムで構成されている。
- イ) 1・2年次生(3年次生の夏まで)が主体となるキャリアサポーター(CSP)
 - ロ) 就職活動を終えた卒業年次生が主体となるキャリアアシスタント(CAS)
 - ハ) 卒業生が主体となるキャリアアドバイザー(CAD)

- ③CSP は概ね 75 名（深草：35 名 瀬田：40 名）おり、キャリア開発部のスタッフと連携し、「学内企業セミナーのサポートおよび運営」、「各種就職ガイダンスのサポート」、「講演会」、「勉強会」等を自主的に企画し運営する。特に、学内企業セミナー実施においては、CSP が約 450 社（深草：300 社 瀬田：150 社）の企業応対、セミナー会場の司会進行等の運営を担い、3 年次の就職活動をサポートしている。
- ④CAS は概ね 30 名（深草：15 名 瀬田：15 名）おり、就職活動体験記の執筆、就職ガイダンスの内、就職活動体験発表、自らの経験に基づく就職活動全般に亘るアドバイス、内定者による就職勉強会等に携わり、学生という同じ立場から後輩の就職活動をサポートしている。
- ⑤CAD は概ね 150 名(50 名／年×3 年)おり、学内で行う「卒業生による就職研究会」、「卒業生による各業界勉強会」等の企画・運営に関わり、後輩である学生へのサポートを行っている。

この RCDS の制度を設けたことによって、低年次生・内定者・卒業生間の有機的な繋がりが形成されてきた。特に、卒業生による各研究会・勉強会等が活発に行われるようになってきたことは、この学生参画型キャリア開発支援制度の成果である。また、学生が主体的に行事を企画・運営し、学生同士が協力してその任にあたることによって、行動力・協調性・責任感が涵養され、学生自身のキャリア形成にも役立っている。さらに、この制度によって、卒業生の力を同窓会以外の形で組織化し、大学と卒業生の新たな結びつきが生まれつつあることも貴重な成果である。

（２）４年間のガイダンスプログラム

入学直後から段階的に、学生の自己理解を深め、人生観・職業観を育む等、着実なキャリア形成をはかるために、次のようなガイダンスを実施している。

- ①1 年次生全員を対象として、入学後すぐに、自己の興味、能力（強み）、価値観、適性等を把握するためのアセスメント（自己発見プログラム）を実施している。「自分は何を学ぶべきなのか」、「これからの自分には何が必要なのか」等について自覚し、1 年次から目標に向けた学修計画を立て、充実した学生生活が送れるよう支援している。
- ②2 年次生を対象として、1 年間の学生生活を振り返り、自分自身がどれだけ成長したかを把握するためのアセスメント（自己プログレスプログラム）を実施している。自己の興味、能力（強み）、価値観、適性等から将来実現したい「夢」、「なりたい自分」を考え、自分なりのビジョンをもち、目標を実現することをめざす。
- ③3 年次生以降には、自分自身の学生生活を再確認し、卒業後の自分の目標設定を行い、具体的な進路決定を支援する多様なプログラムを実施している。

イ）自己確認と進路設定が的確に行えるよう年 5 回のガイダンスを段階的に実施している。

- ・第 1 回（4 月）：自己分析の必要性を認識し、社会環境の変化と雇用情勢等についての理解を深め、自分自身の学生生活を総括し、卒業後の人生に対するビジョンを明確にすることにより、将来あるべき自分への目標設定をはかる。
- ・第 2 回（7 月）：自己分析と業界研究の進め方を理解し、就職活動への明確な動機付けをはかる。
- ・第 3 回（9 月）：就職活動全般について具体的に理解を深め、就職活動の進め方を自分なりに描く。これは、全学年対象のキャリア開発支援のイベント「キャリアデザインフェア」として位置づけ、深草・瀬田の両キャンパスで 2004 年度から開催している。2005 年度参加者数は、延べ 10,276 名(深草:延べ 6,102 名、瀬田:延べ 4,174 名)であった。
- ・第 4 回（10 月）：第 3 回までの多人数による講義形式のガイダンスではなく、少人数によるインタラクティブなゼミ単位でガイダンスを行う。就職活動についての理解および自己分析をさらに深め、個々の学生のニーズに応じる。
- ・第 5 回（11 月）：内定者（CAD）による就職活動体験発表を行い、より具体的で

身近な業界企業研究をすすめ、就職活動の実際に対する理解を深める。

ロ) 就職対策講座(履歴書、エントリーシート、面接、マナー、SPI、EQ、R-CAP、時事教養、マスコミ、文章力・表現力、SE 適性、模試等々)、就職講演会、各種研究会(業界研究会、卒業生による就職研究会)、学内業界企業セミナー、公務員・教員説明会、模擬面接、個別面談等を実施し、就職活動をサポートしている。また、理工学部では、3 年次生全員に適職診断テストを実施している。

- ④テーマ別ガイダンスとして、全学生を対象に「公務員ガイダンス」、「教員ガイダンス」、「法律系就職ガイダンス」、「福祉系就職ガイダンス」、「マスコミ就職ガイダンス」、「アナウンサーガイダンス」、「エアラインガイダンス」、「留学生就職ガイダンス」等を実施している。これらガイダンスについては、学生の経済的負担を軽減するために、大学として特段の予算を講じて、1 人でも多くの学生が複数回受講できるよう配慮しており、多くの学生が受講して就職活動に活用している。

ガイダンス実施後のアンケートによると、参加した学生の 90%以上が、「理解できた」、「役に立った」という回答を寄せており、その内容については、学生の進路選択の支援に役立っていると評価できる。しかし、在籍学生数に対する参加学生の率は、そのテーマによって 20%~70%の幅がある。今後、ガイダンスの内容の充実に加え、参加率をあげることが必要である。

3) キャリア開発支援講座

キャリア開発支援講座として、次のとおり就職対策、資格対策講座等を開講している。

(1) 就職対策講座

- ①近年、企業の採用試験はますます多様化しており、エントリーシート、一般常識、英語、小論文、SPI、適性検査、面接等の試験を複合的に実施し、多角的な視点から、学生の特性を見極めようとしている。これらに対応するためには、最低限のテクニック、マナー、知識等が求められるため、一定の対策が必要である。
- ②本学では現在、「就職活動サクセス講座」、「マスコミ就職対策講座」、「履歴書・エントリーシート書き方講座」、「EQ テスト」、「R-CAP」、「SPI 模擬試験・講座」、「常識教養模擬試験・講座」の 7 講座を開講している。

(2) 公務員講座

- ①近年の経済状況を反映して、公務員志望者は非常に多い。そのため、公務員採用試験の突破は、年々難しくなっている。本学においても、公務員志望者は増加する傾向にあり、その要望に応えるために公務員講座を開講している。本講座は、深草キャンパスと瀬田キャンパスの両方で開講しており、国家公務員Ⅱ種、地方上級、市役所、警察官、消防官等をめざす学生のために、多彩なカリキュラムを用意している。
- ②2004 年度は、本講座受講者 150 名の内 40 名が公務員に採用され、合格率 26.7%であった。一般的な公務員採用試験の倍率は 10 数倍から 160 倍であり、本講座の実績はかなり高く評価できる。
- ③ちなみに本学における過去 3 年間(2002~2004 年度)の本講座受講者以外の学生を含む公務員採用実績数は次のとおりである(ただし、次の数は本人の報告に基づく把握数(卒業生は除く)であり、実際はこれ以上の合格者がいると思われる)。
- ・ 2002 年度： 96 人
 - ・ 2003 年度： 83 人
 - ・ 2004 年度： 106 人

(3) 資格対策講座

- ①就職活動において、資格を取得していることがすべてにわたって有利に働くとは言い難い。しかし、それでもなお、次の諸点から資格対策講座を開講する意義は大きい。

- イ) 資格そのものが、Employability（雇われるような能力）や Workability（仕事で
きるような能力）の高さを示す指標となる。
- ロ) 難関資格にチャレンジし合格した時の達成感・自信が人間を成長させる。
- ハ) 資格対策講座を受講することで職業観が醸成され、就職観が明確になる。
- ②資格対策講座は、正課教育課程で身につける基礎的・専門的な能力に加え、学生の具体的
な進路（職業）希望に沿った能力を育成することを目的として、次のような講座を開
講している。
- 「社会保険労務士講座」、「宅地建物取引主任者講座」、「旅行業務取扱主任者講座」、
「2 級 FP 技能士・AFP 講座」、「行政書士講座」、「初級システムアドミニストレータ講座」、
「Microsoft Office Specialist®講座」、「基本情報処理技術者講座」、「秘書技能検定講座」、
「社会福祉士国家試験対策講座」
- ③2004 年度の合格率は次のとおりである。

講座の種類			受講者数	受験者数	合格者数	合格率	全国平均 合 格 率
深 草	社会保険労務士講座		28	—	2	—	9.4
	宅地建物取引主任者講座		32	23	11	47.8	15.9
	旅行業務取扱主任者講座	国内	33	29	14	48.3	30.2
		一般		24	10	41.7	18.3
	2 級 FP 技能士・AFP 養成講座		71	49	8	16.3	22.7
	行政書士講座		93	—	—	—	5.33
	初級シスアド試験対策講座		43	—	6	—	30.2
	MOS 試験対策講座（一般）	Word®	47	45	30	66.7	---
	MOS 試験対策講座（一般）	Excel®	91	83	82	98.8	---
	MOS 試験対策講座（上級）	Word®	19	19	19	100	---
	MOS 試験対策講座（上級）	Excel®	44	42	42	100	---
	秘書技能検定講座	準 1 級	50	36	13	36.1	26.6
		2 級		40	35	87.5	55.9
		3 級		0	0	0	63.9
瀬 田	旅行業務取扱主任者講座	国内	59	26	13	50	30.2
		一般		20	4	20	18.3
	基本情報技術者講座		19	19	5	26.3	12.1
	秘書技能検定講座<2 級対策>	2 級	71	39	38	97.4	55.9
		3 級		0	0	0	63.9
	秘書技能検定講座<準 1 級対策>	準 1 級	20	15	4	26.6	21.5
	MOS 試験対策講座（一般）	Word®	20	19	13	68.4	---
	MOS 試験対策講座（一般）	Excel®	40	42	42	100	---
	社会福祉士国家試験対策講座		181	148	40	27.0	29.8

※一線は未把握。

以上の講座は、学内で正課外の時間帯に開講しており、フォロー体制（ビデオ等によるフ
ォロー）等が充実している。各種資格試験の合格者も一定程度出ており、効果があがってい
ると評価できる。

4) 今後の課題と改善方策

- ①大学教育開発センターで行われている指定プロジェクトに「キャリア教育」を組み込み、
その教育内容の開発に取り組む必要がある。
- ②インターンシップについては、全学的にさらに推進する必要がある。現在、「インターン
シップ制度検討プロジェクト」を設置し検討中である。その答申を得て、具体化をはか
っていく。

4. 卒業生の進路状況と評価

1) 進路状況

学生の進路探索期間の長期化、就業に至る経路の複線化が進んでおり、卒業後の進路は多様化の傾向にある。2004 年度における卒業生の進路状況は、「**大学基礎データ表 8 就職・大学院進学状況**」のとおりである。

2) 就職状況

2004 年度の就職活動は、バブル経済崩壊後の超氷河期を脱し、各企業の業績回復、団塊の世代の大量定年退職等を控え、製造業を中心に企業の採用意識が高まる中で行われた。

① 本学の就職・進学希望者に対する就職・進路決定率は、80.4%（就職・進学等決定者数／就職・進学希望者数）で前年度比 1.3%の上昇となった。

イ) 文系学部 78.6% 理工学部 90.3%（参考：短期大学部 86.3%）である。

ロ) 男女別は、男子 78.9%、女子：82.3%であった。

ハ) 就職先としては、文系学部は、サービス業、小売流通業、金融業、卸売業、製造業の順で、この 5 業種に全就職者の内 75%の学生が就職した。理工学部は、製造業、サービス業(IT 系含む)に就職者の内 81%の学生が就職し、この 2 業種に集中している（参考：短期大学部は、就職者の内 56%が社会福祉関連へ就職した）。

② 就職活動アンケート調査を実施（2004 年度卒業予定者対象）したところ、78%の学生が就職活動は満足できるものであったと回答している。学生それぞれが、自分の興味・能力・価値観（職業観）・適性に基づき有意義に就職活動をしたものと推測できる。

イ) 「就職活動をするにあたり活用したもの、役立ったものは何か」という設問では、就職情報サイトが 79%という回答が得られ、インターネットによる就職活動にかかる情報収集の有効性、利便性が顕著に数字に表れた。

ロ) 「就職先を決定するにあたり重視した点は何か」という設問では、「やりがい」43%、「自宅通勤等の地域性」38%、「自分の能力を活かせる」35%、「職場の雰囲気」35%が上位を占め、自分にあった会社選びをしている傾向が伺える。

ハ) 「採用側の評価項目として何を重視しているか」という設問では、「人間性（積極性・協調性・独創性等）」88%、「態度（マナー・服装・熱意等）」74%、「学生時代の経験（サークル・ボランティア・留学等）」45%を重視していると観ており、大学名、資格、学業成績は、いずれも 10%以下の低い値を示している。企業の採用活動が、個々の学生の特性をみて採用していることがみてとれる。

ニ) 女子の職業観としては、「男女にこだわりのない仕事をしたい（総合職）」69%、「就職したからには長く働きたい」75%、「仕事は結婚後も続け、出産・育児をしながら働きたい」73%が上位を占め、女性の社会進出意欲が顕著にあらわれた。

③ 求人件数は、昨年度から増加傾向にある。2004 年度は 6,534 件（2003 年度は 3,920 件）の求人依頼を受けた。この背景には、景気回復傾向がある。さらには、求人ナビシステム(J-NET)の導入、キャリア開発部 HP からの求人票ダウンロード、E-Mail 等による大学への求人依頼業務の簡素化等が影響していると思われる。なお、求人の業界別比率は学生の就職業界比率とほぼ一致する。

3) 今後の課題と改善方策

① 理工学部が実施している「卒業生のアンケート調査」を全学部で継続的に実施することが必要である。本学の教育内容に対する卒業生からの意見、就職先企業の評価を把握し、時代のニーズに適応したカリキュラム改革を検討していく必要がある。

② 学生の進路状況調査の中で、約 1 割が報告なし、就職進学意志なしの学生である。

イ) 報告なしの学生については、学生への郵便等による進路先調査に加え、キャリア開発部と教員（特に、ゼミ担当教員）とが密に連携して、進路報告状況を向上させる必要がある。

ロ) 就職進学意志なしの学生を減らすべく、前述したキャリア開発支援プログラムを

推進する中で、改善をはかっていく。

第8節 進路指導・支援活動（大学院）

【就職指導等（大学院）】

A 群・学生の進路選択に関わる指導の適切性

1. 進路指導・支援の現状と評価

1) 修士課程

院生の進路指導・支援は、各研究科において、学位論文の指導を担当している教員を中心に行われている。

- ① 本学の文系修士課程の院生は、入学時に既に就労者である社会人入学生が多く、学部生のようなキャリア開発支援は、特に行っていない。就職希望の院生に対する支援は、指導教授等による他、キャリア開発部を訪れる院生に対しては、就職斡旋等の支援を行っている。博士後期課程への進学指導はもっぱら指導教授によっている。
- ② 理工学研究科においては、院生の就職支援は、研究指導教員が責任をもって行うことを原則としており、就職主任・副主任との連携を密にしている。キャリア開発部を訪れる院生に対しては、学校推薦、斡旋、相談を中心に行っている。博士後期課程の進学についても、学位論文指導教員が進学指導を行っている。これらの結果として、毎年、教員浪人や公務員浪人を除き 90%以上の進学、就職の実績をあげている。

2) 博士後期課程

博士後期課程は、研究者の養成を目的としているため、学位論文指導教員が中心となって、就職先の世話をするケースがほとんどである。

3) 今後の課題と改善方策

修士課程修了者の内、未就労者の院生に対する就職については、本人の主体的な取り組みが中心になるが、キャリア開発部のガイダンスにも積極的に参加するよう指導をしていきたい。

2. 就職状況と評価

1) 各研究科の就職状況

- ① 文学研究科：修士課程修了者の進路先については、就職者と進学者がほぼ半数ずつである。修士課程については、他の研究科と比べ、博士後期課程への進学率が非常に高い。それ故、就職率は自ずと低くなる。就職先は民間企業への就職希望者は少なく、自営業（僧侶含む）、公務員・教員、各種団体へ就職する者が多い。また、博士後期課程については、ほとんどの者が修了年限満期退学者である。退学者には進路調査を実施していないため、その後の進路は把握できていない。
- ② 経済学研究科：修士課程修了者の大半が就職している。就職先としては、民間企業、税理士・会計士事務所への就職者が多い。修士課程の院生は、就労者である社会人や外国人留学生が多く、修了後は経済学研究科で学んだ専門知識を現職に活かしている。外国人留学生の修了者は、博士後期課程に進学する者も少なくない。
- ③ 経営学研究科：修士課程修了者の大半が就職している。就職先としては、民間企業、会計士事務所、経営コンサルタント（自営含む）への就職者が多い。修士課程の院生は、ほとんど就労者である社会人であり、修了後は経営学研究科で学んだ専門知識を現職に活かしている。博士後期課程への進学者は、ほとんどいない。
- ④ 法学研究科：修士課程修了者の大半が就職している。就職先としては、地方公務員（行政職）、税理士・会計士事務所への就職者が多い。修士課程には、すでに就労している社会人も多い。修了後は法学研究科で学んだ専門知識を現職に活かしているケースが多い。毎年、数名が、博士後期課程に進学している。

- ⑤社会学研究科：修士課程修了者の進路先は、就職者と進学者はほぼ半数ずつである。就職先は福祉事業団等の福祉関係への就職者が多い。また、社会学専攻は博士後期課程への進学率が高い傾向にある。なお、社会福祉学専攻の院生は、就労者である社会人が多く、修了後は社会学研究科で学んだ専門知識を現職に活かしている。
- ⑥理工学研究科：修士課程修了者の大半が就職する。就職先としては、製造業とサービス業（情報産業）が多く、研究科の専門性を活かした就職先を選択する傾向にある。数理工学専攻および電子情報学専攻は、サービス業（情報産業）が最も多く、ついで製造業が多くなっている。機械システム工学専攻は、一般機械機具業や輸送用機械機具業を中心とした製造業が多い。物質化学専攻は、化学工業を中心とした製造業が多い。また、修士課程修了後も研究生として大学に籍を置き研究を続ける学生もいるが、博士後期課程への進学者は少ない。
- ⑦国際文化学研究科：修士課程修了者の内、ほぼ半数が博士後期課程への進学者となっており、就職率は低い。就職先は民間企業への就職希望者は少なく、公務員や各種団体への就職を希望する者が多い。

2) 今後の課題と改善方策

- ①進路が決まらなかった文系修士課程の院生の内、約半数は、その後の進路を報告して来ない。また、博士後期課程の単位修得（12単位）による退学者についても、特に進路調査を行っていない。今後は、院生についても、指導教員・教学部（各学部）等と密に連携して、進路調査を行う必要がある。
- ②理工学研究科は、院生の進路選択に係わる指導体制が整備されているため、前述のような実績をあげている。今後は、進路決定率をさらに高めるよう努める。

第15章 人権・健康管理等（学部・大学院）

第1節 理念・目標

本学は、すべての人々の人権が尊重され、健康で、自由・平等に生きることのできる社会の実現に貢献するために、建学の精神と憲法、教育基本法に基づき、大学の教学活動を促進している。本学は、「建学の精神」をわかりやすく5項目にまとめて示している（「第1章 大学の理念・目標等」参照）が、その冒頭に「すべてのいのちを大切にする平等の精神」を掲げている。このような精神を、実現するために次のような目標を掲げている。

- ①人権教育や人権啓発活動に積極的に取り組む。
- ②身体障がい者の高等教育を受ける機会均等を守るために、具体的な教育援助を行う。
- ③男女共同参画社会の実現をめざして、学内の具体的な改善措置を講じ、推進する。
- ④すべての学生・職員の健康の維持・増進をはかるための施策を拡充していく。
- ⑤すべての学生・職員の学修環境や就労環境を守るために、ハラスメント防止に関わる具体的な措置を講じる。

第2節 人権に関わる研究・教育・啓発

本学は、人権に対する認識を深め、広めるための具体的な取り組みを、大学教学活動の一環として位置づけ、主体的・日常的に推進している。

1. 人権研究と教育の現状と評価

1) 研究活動

- ①各教員の専門分野との関係で、国内外に関わる人権問題の研究活動を進めている。
- ②「同和問題研究委員会」を設置し、同和問題に関する研究・資料収集等を始め、啓発的な取り組みを行うとともに、その成果については、刊行物にし、配布している。
- ③人権課題は様々なものがあり、同和問題のほか、近年は広範な人権問題について、研究や取り組みを展開しつつある。

2) 教育活動

- ①「仏教の思想」は全学必修科目であり、本学の学生は卒業までに必ず単位修得（4単位）をしなければならない。この科目は、本学の建学の精神を理解し、本学の良き伝統と仏教の思想を学ぶことを通して、自己をふりかえり、幅の広いものの見方と心の豊かさを育てることを目的としている。したがって、現代社会における多様な人権問題に対する基礎的な理解を深める上での基幹科目としての側面を持っているといえる。
- ②京都学舎の4学部（文学部・経済学部・経営学部・法学部）共通の共同開講科目に、「人権と平和プログラム」の履修モデルコースを示し、戦争・地域紛争・民族紛争・男女差別などの諸問題を人権・平和という観点から学際的に学ぶことができる教育課程を置いている。設置されている主な授業科目は次のとおりである。
日本国憲法(2)、人権論A(2)、人権論B(2)、平和学A(2)、平和学B(2)、ジェンダーと仏教(2)、ジェンダー論(2)、女性と法(2)、国際人権法入門(2)、現代世界の地域紛争(2)、現代社会と法(2)、オリンピック運動と人権・平和(2)
- ③瀬田学舎の3学部（理工学部・社会学部・国際文化学部）共通の共同開講科目として、主に次のような授業科目が置かれている。
人権論A(2)、人権論B(2)、環境と人間A(2)、環境と人間B(2)、平和学入門(2)、ジェンダー論(2)、生命と共生(2)、人間と社会と法(2)

以上の1)、2)のとおり、本学においては人権研究、人権教育が長年にわたって行われており、人権問題に関する理解を深め、それを普及する上で貢献してきたと評価できる。

2. 学内人権啓発活動の現状と評価

- ①現代社会で問題になっている出来事を、従来の同和問題を含め、広く人権の視点から捉えた学内講演会を毎年開催し、人権啓発に努めている。2003年度以降のテーマは次のとおりである。
 - ・互いに尊敬しあえる時代へ
 - ・難民と人権
 - ・難民の実態について
 - ・職場における男女共同参画の意義－雇用機会均等法の20年を振り返って－
 - ・人権に気づくとき
 - ・福祉と人権
 - ・NGOと人権条約管理委員会
 - ・精神障害者の人権この講演については、「同和問題講演資料集」として発行し、全学の各部署に配布している。2004年度現在ですでに13巻を数える。

②新入生全員に対して「同和問題研究資料」を配布している。この資料には、日本国憲法(抄)、教育基本法、児童憲章、国際人権規約(抄)、世界人権宣言、アメリカ独立宣言(抄)、フランス人権宣言(抄)、人種差別撤廃条約(抄)、女子差別撤廃条約(抄)、「同和問題に関する基本姿勢(龍谷大学)」、「全国水平社創立宣言・綱領・決議」、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育および啓発に関する施策の総合的推進に関する基本事項について(人権擁護推進委員会答申)」等、人権問題に関わる基本的な文書が掲載されている。

③啓発雑誌「白色白光」(びゃくしきびゃっこう)を毎年発行し、学内や学外に配布している。この啓発雑誌は1999年から毎年発行され、2005年3月で7号を数える。時々の人権に関わるテーマを取り上げて啓発に努めている。近年のテーマは次のとおりである。

- ・2002年4号 キャンパスにおける性差別を考える
- ・2003年5号 留学生問題と大学の国際化
- ・2004年6号 障害者の学習権
- ・2005年7号 大学と地域

④研究資料「高瀬川を歩く」を2001年2月から研究の進捗に応じて刊行し、地域の歴史や営みを通して、人権課題の把握と啓発に努めている。この研究資料は、第Ⅲ集まで刊行されている。

以上のとおり、本学における人権啓発活動は系統的に続けられており、人権意識の高揚に貢献しているといえる。

3. 今後の課題と改善方策

学内の人権研究・啓発の推進機関の1つである「同和問題研究委員会」は、1974年から活動を開始しており、長年の実績を持っている。この委員会は、現在、同和問題を含めて、多様な人権問題に関わる研究・調査・啓発活動に取り組んでいる。今後、21世紀社会の多様な人権問題に関わる研究・啓発活動を推進するために、名称変更を含めた活動のあり方について検討していく。

第3節 身体障がい者*への教育援助

1. 障がい者への支援の理念と目標

日本では毎年3,000人もの障がい者が大学を受験し、そのうちの500人程が入学しているという。しかし、その受け入れについては多くの問題を抱えている。

- ①受験に関する問題：通常の実験生と比べ、視覚や聴覚、肢体などに障害があるため、解答に時間がかかるなど、受験上の物理的困難が多くある。そのため、受験に際しては、時間延長や人的支援などの配慮が必要となる。
- ②入学後の授業を受けるときの問題：大学に入学しても障害に応じたサポートがないと、講義の内容がわからない、実習が受けられないなどの問題が起きる。
- ③学生生活上の問題：障がい者は、学びたい分野や志望動機より先に考えなければならない問題がある。入学後の通学は可能か、障害に応じて生活ができる住居が見つかるか、などの問題である。障がい者は、大学で教育を受ける以前の問題を抱えている。また、実際に大学生活が始まって、こうした問題は、常に、障がい者の生活に重くのしかかってくる。
- ④障がいのない学生との人間関係や自分の障がいに対するアイデンティティの問題：障がい者が、大学生活の中で友人関係を築き上げ、自分の障がいと如何に向き合っていくか、自分自身の気持ちを如何にさらけ出していくかということは、中学・高校時代よりも、さらに多く求められる。大学が、障がい者にとって「ものがいえる場所」となることが求められている。

本学は、すべての障がい者は高等教育を受ける権利があるとの認識から、障害の具体的状況に応じて、入学試験時の適切な受験条件・受験環境や入学後の学修環境の整備等に努めている。

2. 今日までの対応状況の概略

本学では、人間教育の実現と国民の権利たる教育の機会均等をはかるため、障がい者を幅広く受け入れている。戦前から、障がい者を受け入れており、教育職員の善意による援助がなされてきた。

- ①初の全盲弁護士として知られる竹下義樹氏(1975年法学部卒)は、本学の卒業生である。在籍当時は、司法試験の実験資格を認めてもらうために、国へ積極的な働きかけを行っていた。法学部教授会もこれを支援するとともに、司法試験合格をめざして勉学に励む竹下氏に対しても組織的な援助を行う等の力を注いだ。
- ②障がい者への援助については、各学部教授会、入試委員会等で必要に応じて個別対応がなされていたが、1993年には「身体障害者への教育援助について」が制定され、大学としての組織的援助の基本方針が確立された。さらに、その後の援助活動の経験を踏まえて、1999年には「身体障害者への教育援助基準」が新たに制定された。
- ③点訳専門職員が継続的に雇用されている。
- ④その他、点訳サークル、手話サークル、ボランティアサークル等の学生団体の支援も行われ、全学的に取り組むようになっている。

*障がい者の表記について：

本学は、心身の機能損傷により日常活動や社会参加に支障をきたす意味で使われている「障害者」という表記を改め、「障がい者」と表記を統一している(2005年度より)。「障」も「害」もマイナスの表象であり、特に「害」はその印象が強い。しかし、「しょうがい者」とひらがなの表記では誤読しやすいため、「障」はそのままにしている。なお、人に対して使用しない場合は「障害」を用いている。また、歴史的事実として「障害者」と記された文書等についても、そのまま引用している。

3. 身体障がい者への教育援助基準

本学は、身体に障がいを持つ学生の学修環境を整えるために、次のような「身体障がい者への教育援助基準」を定めている。

【身体障がい者への教育援助基準】

〔A〕 基本的考え方

1. 障がい者への教育援助は、本学の教育目標たる人間教育と国民の権利たる教育の機会均等をはかるためになされるものであり、すべての人の基本的人権を尊重する立場から、障がい者の学ぶ権利を保障するよう人的、物的条件の整備を行うことを基本的考え方とする。
2. もとより、この条件整備の責務は本来国にあり、国の手による一層の条件整備を求める運動を進めていく必要がある。
3. この基本的認識のもと、本学としての条件整備については、私立大学としての制約を考慮しつつも、身体障がい者にとって適切でかつ効果的なものであるよう努力をする。
4. 本学での条件整備は、身体障がい者と大学の相互協力によってなされるべきものであり、障がい者の主体的努力と大学構成員の協力が前提になる。

〔B〕 対応基準

〔A〕の基本的考え方にたって、対応基準を次のとおり定める。なお、障がい者と大学の協議により漸次改正していくものとする。障がい者への対応は、障害の種類により次の基準によるものとする。

1. 視覚障がい者(全盲または強度の弱視者)についての対応
 - 1) 点訳教科書の貸与
 - ①原則として必修科目の教科書の年間必要量を点訳し、それを学生に貸与する。
 - ②点訳者の実情から、選択必修外国語の教科については限定する場合がある。
 - 2) レジュメ等の点訳
 - ①授業担当者が授業中に配付するレジュメ等補助教材は、可能な限り点訳する。
 - ②前号の対応のため、授業担当者はレジュメ等補助教材を1週間前までに提出するものとする。
 - ③レジュメ等授業にかかわる援助並びに障がい者への対応は教学部（当該学部担当）で行う。
 - ④事務処理上の必要書類についても、可能な限り点訳を行うものとする。
 - ⑤これらの点訳を行う範囲は、障がい学生との事情聴取の上、教学部（当該学部担当）課長と教学部（教学担当）課長が協議して決定する。
 - 3) 点訳事務の処理方法
 - ①必修科目教科書、レジュメ等の点訳および事務書類の点訳は原則として学内で逐次処理をする。処理能力を超える場合は、その部分について外注処理する。
 - ②大量の一括点訳(教科書を含む)を要するものは、京都ライトハウス出版事業部等への委託とする。
 - 4) 点訳体制の確立
 - ①専門職員(または嘱託)を継続雇用する。
 - ②適時、京都ライトハウス等の協力体制を確立する。
 - ③点訳事務者は、教学部（教学担当）課長の指揮を受けて次の業務を処理する。
 - イ) 必修教科書の点訳
 - ロ) レジュメ等の点訳
 - ハ) 日常授業で必要となる小テスト、レポート等の点訳および墨訳
 - ニ) 上記業務の学内処理、自宅処理、外注処理等の仕訳

- ホ) ライトハウスとの連絡・調整
- ヘ) 視覚障がい者やボランティア学生の指導
- ト) その他、特に教学部（教学担当）課長が指示したこと

5) 試験等の対応

試験等については、次のように対応する。

- ① 定期試験問題の点訳
- ② 答案用紙の墨訳
- ③ 定期試験にかわるレポートおよび卒業論文の墨訳

6) 機器の貸出

- ① 学生が必要とする場合は、携帯用テープレコーダーの貸出をする。
- ② このテープレコーダーは、教学部（教学担当）備品とし、貸出業務は教学部（当該学部担当）が行う。

7) 吹き込みテープの貸与

- ① 授業上必要な図書等については、その吹き込みテープを学生に貸与する。
- ② 前号の実施範囲は、教学部（当該学部担当）課長と教学部（教学担当）課長が協議して決定する。
- ③ 吹き込みに関する事務は、教学部（当該学部担当）が行う。

8) 授業担当者への要請

障がい者の授業内容の理解を促進するため、各学部は授業の方法等について、担当者に対して必要な要請を行うものとする。

9) 特別援助者への謝礼

- ① 特別な形態で行う授業で特に必要がある場合には補助者または援助者をつける等必要な援助体制をとる。
- ② 補助者または援助者には、一定の謝礼を支払う。
- ③ 援助体制の可否、補助者または援助者の人数および謝礼の額については、教学部（当該学部担当）課長と教学部（教学担当）課長が協議して決定する。

10) 対外窓口の一元化

- ① 点訳の外注等については、学部間の統一を保つため、教学部（教学担当）課長が一元的に行う。
- ② このため、教学部（教学担当）課長はライトハウス等との間に一定のルートを確立するものとする。

2. 聴覚障がい者についての対応

1) 機器の貸与

- ① 教学部（教学担当）備品として FM 補聴器を購入し、希望学生に貸与する。
- ② 貸与事務は教学部（当該学部担当）が行う。

2) 公衆電話の改良

通常の公衆電話を音量調節可能な「シルバー・ホーン」に替えるべく必要な措置をとる。

3) 授業担当者への要請

難聴学生の授業内容の理解を促進するため、各学部は授業の方法等について、担当者に対して必要な要請を行うものとする。

4) 授業援助

- ①補助者がなければ、授業理解が得にくいと判断するときは、ノート・テイク等補助員をつけることがある。
- ②その補助員には1コマ3,000円(複数人の場合等分する)の謝礼を支払う。
- ③援助体制の可否、補助員の人数については、事前に教学部(当該学部担当)課長と教学部(教学担当)課長が協議して決定する。

3. 肢体不自由者についての対応

1) 駐車スペースの確保

自家用車通学を希望する学生に対しては、学内に駐車スペースを確保する。

2) 固定机教室の授業を受講する場合は、車椅子で使用可能な机を配置する。

3) 生活援助

- ①障害の程度により学園生活に大きな支障があると判断するときは、生活介助者をつけることがある。
- ②介助の範囲
 - イ) 大学構内での学生生活介助
 - ロ) 授業、試験等の学修に関すること
 - ハ) 大学までの通学介助に関することは、本人ならびに保護者の責務とするが、次の条件を満たしている場合には通学介助をつけることがある。
 - ニ) 課外活動等は対象外とする
- ③通学介助については次のすべての要件を満たした場合とする。
 - イ) 通学に際し大きな支障があると認められること
 - ロ) 家族等の援助が困難であること
 - ハ) 行政等の援助が困難であること
 - ニ) 通学介助の距離が各学舎公共交通機関の最寄り駅からの範囲内であること
- ④介助者の処遇については下記のとおりとする。
 - イ) 大学構内介助者には1日8,000円の謝礼を支払う
 - ロ) 通学介助者には1時間1,000円の謝礼を支払う

4. 共通対応事項

- ①希望する学生には、エレベーターの鍵を貸与する。その対応は教学部(当該学部担当)で行う。
- ②1、2の場合でも障害の程度により、学園生活に大きな支障があると判断するときは介助者をつけることがある。
- ③その他の障がい者については、1、2、3、4の対応基準を踏まえ、個別に対応する。

4. 障がい者の受け入れ状況と評価

①在籍者の年度別推移は、次のとおりである。

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	合計
視覚	3	3	4	3	1	1	0	5	20
聴覚	7	5	6	8	7	7	4	5	49
肢体不自由	18	14	8	4	11	15	12	20	102
内部疾患等	6	10	8	8	14	14	11	7	78
合計	34	32	26	23	33	37	27	37	249

②毎年、障がい者の在籍者は、全学で 30 名程度である。入学者も毎年おり、今日までの本学の教育支援政策が、一定の社会的評価を受けているといえる。

5. 教育援助の具体的状況と評価

1) 授業等の教育援助

本学は今日まで、前述の「障がい者への教育援助基準」に基づいて、障がい者の具体的な状況に応じた教育援助ができるよう努めてきた。

- ①学期はじめに、障がい者が在籍するクラス担任、障がい者が受講する授業科目担当者に障害の状況を知らせ、授業内容の理解を促進するための授業方法等の工夫をしていただく要請を行っている。
- ②視覚障がい者のためには、必修科目の教科書、レジュメ、事務書類等の点訳の援助を行っている。点訳業務は専門職員（1 名）が担当するが、それでは対応できない場合、例えば大量一括点訳を要するものは、京都ライトハウス出版事業部等へ委託している。
さらに必要に応じてリーディング・サービス、テープ録音サービスも行っている。定期試験やレポートは点訳、墨訳を行い、試験においては「点字出題・点字解答」、時間延長を実施している。
- ③視覚障がい者へ情報サービスを行う全国組織である視覚障害者情報ネットワーク「ないぶネット」に加盟し、点字・録音データをダウンロードして利用している。
- ④聴覚障がい者に対しては、ノートテイカー(1 授業 2 名体制)をつけている。ノートテイカーの採用人数は次のとおりである。その費用は大学が負担している。

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
人数	49	30	69	79	87	55	30	43

- ⑤肢体不自由者には、生活介助者をつけることができる体制がとられている。生活介助者の採用は次のとおりである。その費用も大学が負担している。なお、学舎間移動にリフト付きスクールバスがある。

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
人数	4	3	1	-	-	-	1	-

2) 入試での特別措置

障がいのある志願者のための特別措置として、志願者はセンター入試をもとに作成された「身体障害者受験特別措置申請書」を提出し、その内容を審査の上、それぞれの障害の種類・程度に応じた受験特別措置(別室受験、時間延長、付き添い、車乗り入れ等)をとっている。

3) 学内施設・備品の整備

障がい者が快適なキャンパスライフがおくれるよう、次のような措置を講じている。また必要に応じて施設、設備の改修を行っている。

- ①構内(教室、事務棟、図書館)を車椅子で移動できるようにスロープや車椅子用リフトがつけられている。
- ②図書館等の入り口を一部自動化した。
- ③身障者対応エレベーターはドアの開閉速度を遅くすることができる。
- ④身障者対応トイレには、非常時用のボタンが設置されていて、トイレの外や事務室のランプが点灯するようになっている。
- ⑤教室・事務室の点字表示、点字表示板の設置、車椅子で使用可能な移動式机が講義室最前列に設置されている。
- ⑥身障者対応専用駐車場(一部は屋根付き)の確保
- ⑦これまでに障がい者から希望のあった備品については揃えることを原則として対応してきたが、一応、希望者に沿える程度には整備されている。車椅子、点字辞書検索システム、点字図書(284タイトル、1,414冊)、弱視者用拡大鏡、拡大読書器、FM補聴器等が揃えてある。

以上1)~3)のとおり、本学は、障がい者の教育援助に積極的に取り組んできたと評価できる。障がい者は学修意欲も高く、特に身体的な不調がない限り卒業しており、成績優秀者として、またはその努力を高く評価されて卒業式の総代に選ばれることもある。本学のこれまでの取り組みは、ダイヤモンド社の全国大学ランキングの障がい学生への支援ではトップクラスにランキングされている。この努力は今後とも継続していくべきである。

6. 今後の課題と改善方策

- ①今日までの取り組みの成果を踏まえて、さらに充実させていく必要があるが、その際、検討事項として考えられることは次の諸点である。

- イ) 職員・学生への理解・情報提供
- ロ) 支援者の募集・派遣・支援技術の研修
- ハ) 福祉機器・福祉制度・その他の社会資源の情報収集・提供
- ニ) 就職の問題・生活への苦情や要求を聞く窓口
- ホ) 地域・他大学との協力・連携
- ヘ) 国・都道府県・市町村への支援整備の要請

これらの課題に対応していくには、どのような方法があるのか情報収集を行い、サポートセンターや障がい者の問題解決をはかる委員会の設置等も考えられる。しかし、一私立大学の力量で直接支援を高めていくことには限界がある。障がい者の学生生活をより充実してもらうためには、公的援助の拡充に努めるとともに、イ)を前提にし、障がい者と障がいのない学生や職員がともに助け合う環境を作り上げることが重要である。

- ②現在、障がいに応じたPCソフトウェアの開発、IT活用などの利用が障がい者への支援に重要な役割を担うものとして期待されている。聴覚障がい者用の音声認識による要約筆記用ワープロソフトの開発等、今後はさまざまな開発が可能となってくる。現在の環境の中でも、Web上に授業などの関連情報(休講等)を掲載する等できることは行っているが、シラバス等の掲載等その拡充に努めていく。また、ユビキタス環境を整備・拡充することによって教育援助を拡充していきたい。

第4節 男女共同参画

本学は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する」ことをめざしている男女共同参画社会基本法の立場に立って、高等教育機関として、男女の実質的な平等を実現するために努めてきた。

1. 男女共同参画に関する主な取り組み状況と評価

1) 学生（学部・大学院）の男女別構成率

（1）学部学生の女性比率の概況

- ① 本学の学部学生総数に占める女子学生の比率は、1992年度(20%)以降次第に上昇し、2005年度の学部学生総数のうち女子学生は36%である。2004年度の大学の女性比率の全国平均は39.2%である(文部科学省統計要覧＜平成17年度版＞)。この点からすると、本学はやや低い。しかし、約10年間余りで16%の増となっている。短期大学部を含めた女性比率は37%となる。
- ② 国際文化学部、社会学部における女性比率は50%以上である。文学部も40%以上であり、人文系学部や社会学部(社会福祉系)への女性の進出が目立つ。従来、女性比率の比較的低かった社会科学系の3学部(経済学部・経営学部・法学部)においても増加傾向が続いており、いずれも20～30%の比率を示している。理工学部は、他学部と比較してかなり低いですが、それでも10%近くに迫っている。全体として女性の入学者は増えてつつある。このことは、広く社会的視野から見ると、男女共同参画社会を形成するための基盤整備に貢献しつつあるといえ、好ましいことである。

（2）大学院生の女性比率の概況

- ① 本学の大学院生（修士課程・博士後期課程を含む）の総数は、全体として1992年度以降は、新研究科の設置、定員枠の増加等にもともない増えてきた。同時に女性の院生の数も次第に上昇している。しかし、女性院生の割合は、それほど増えていない。1993～2001年度まではほぼ20～23%の間で横ばい状況である。院生の総数が少なかった1992年度においても女性比率は25%、総数がやや減少した2002年度は26%、2005年度は25%である(法務研究科は除く)。
- ② 修士課程（2005年度）では、概ね学部とほぼ同様な傾向が見られ、国際文化学研究科の54%、経済学研究科および社会科学研究科の42%が目立つ。博士後期課程では、国際文化学研究科の60%、法学研究科の46%、社会科学研究科の37%が突出している。
- ③ 博士後期課程（2005年度）の女性比率は近年増加しつつある。女性の研究者を増やし、その研究能力を開発することは、学術研究の新たな発展につながるものであり、非常に好ましいことである。

2) 職員の男女別構成率

(1) 教育職員の女性比率

①学部別の女性専任教員の占める割合は、次のとおりである。

学 部	女性専任教員(A)	専任教員数(B)	A/B(%)
文学部	4	97	4.1
経済学部	6	45	13.3
経営学部	3	43	7.0
法学部	8	52	15.4
理工学部	1	77	1.3
社会学部	16	60	26.7
国際文化学部	8	42	19.0
合計	46	416	11.1

※ 法学部の女性教員 8 名のうち 1 名は 2005 年度は社会科学研究所へ専任研究員として移籍。2006 年 4 月より法学部へ再移籍。

※ 社会学部は上記の他に 4 名の助手（女性教員）が在籍している。

②全教員（特別任用教員を含む）の内、女性が占める割合は 11.1%にすぎない。短期大学部を含めても 12%台である。また学部別の格差も大きい。文学部・理工学部においては女性比率が低い、社会学部は 2000 年度以降 25%を超えている。国際文化学部も 2 割近くである。経済学部・経営学部・法学部では近年比率が上昇している。

③各学部とも、意識的な女性教員の採用が望まれる。

(2) 事務職員の女性比率

本学においては、就業規則上「事務職員」は、事務員、医務員、守衛と規定しているが、この項目の記述では嘱託職員を含めて「事務職員」として取扱うこととする。

①本学における事務職員の種類とその数は次のとおりである。

【事務職員の男女構成比率（2005 年 5 月 1 日現在）】

	事務員	医務員	守衛	嘱託職員	合計
男性	173	0	1	26	200
女性	47	4	0	95	146
合計	220	4	1	121	346
女性比率(%)	21.4	100	0	78.5	42.2

イ) 事務職員（346 名）の内、女性は 146 名(42.2%)であり、一定の水準に達している。しかし、これは、女性の嘱託職員が 95 名在職していることによる。専任の女性事務員(47 名)の倍以上の数であり、女性事務職員(146 名)の内 65.1%は嘱託職員である。また、男性事務職員(200 名)の内、嘱託職員は 26 名(13%)であり、女性事務職員のそれと比較してかなりの差がある。

ロ) 嘱託職員制度は、事務職員が担当する業務を、企画・立案業務と定型・作業的業務に機能的に分離してその役割を高めることを目的として 2003 年度から拡充された。その効果については、検証する必要がある。

ハ) 雇用契約期間が上限 3 年の嘱託職員の増加については、学内評価が分かれるところである。しかし、学費を主な収入源とする私立大学においては、大学業務の拡充に則して事務員を大幅に増やすことは困難である。

②事務員の年齢別・男女別の人数は次のとおりである。

【年齢別・男女別構成比率（2005年5月1日現在）】

区 分	22～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	合 計
人 数	20	35	35	39	23	14	18	32	4	220
男 性	12	21	23	33	23	13	17	27	4	173
女 性	8	14	12	6	0	1	1	5	0	47
女性構成率(%)	40.0	40.0	34.3	15.4	0	7.1	5.6	15.8	0	21.4

イ) 女性の事務員の割合は 220 名中 47 名 (21.4%) あり、全体としては低い。これは、36 歳以上の女性がかかなり少ないことに主な要因がある。ただし、35 歳までは各年代とも相応数が在職しており、35 歳までの女性が占める割合は、事務員 90 名中 34 人 (37.8%) となっている。

ロ) 過去 4 年間の事務員採用者数(23 名)をみると、女性の採用は 9 名(39.1%)であり、男女比率の格差は小さい。引き続き意識的・計画的に女性を採用していく。

③事務員の内、女性の役職者の占める割合は次のとおりである。

【役職別・男女構成比率（2005年5月1日現在）】

	局長	部長	次長	課長	主幹	合計
男 性	2	11	3	36	2	54
女 性	0	0	0	2	0	2
合 計	2	11	3	38	2	56
女性構成率(%)	0	0	0	5.3	0	3.6

全役職者(56 名)中、女性の役職者は 2 名 (3.6%) であり、極端に少ない。これは役職に就く資格である参事の昇格対象年齢に該当する女性職員が、今までは少なかったことによる。現在、その基礎的条件は整いつつあるので、今後は、女性職員を積極的に役職者に登用していく。

3) 最近までの主要な施策

(1) 育児休業制度

- ①「職員育児休業規程(1994 年 9 月制定)」は、生後 1 年までの育児休業を職員に保障するものであり、休業期間中の給与は「休業開始時 1 日前の当該号俸の本俸、扶養家族手当および、住宅手当のそれぞれの 20%を支給する」としていた。さらに、数度の改正を経た現行の「職員育児休業及び育児短時間勤務に関する規程(2005 年 3 月 24 日一部改正)」は、育児のため一定期間(休業に係る子が満 1 歳に達する日の当該年度末または生後 1 年 6 カ月までを限度)休業することおよび育児短時間勤務を認めることになっている。育児短時間勤務は、生後満 3 年に達しない子を育てる者に認めており、始業時刻以降または終業時刻以前に 30 分を単位として最大 1 時間、労働時間を短縮することができる。
- ②育児休業期間の代替要員としては、教育職員については休業者の担当授業を非常勤講師または専任教育職員で担当することとし、事務職員についてはアルバイト職員または派遣職員を配置することになっている。

(2) 介護休業制度

- ①「職員介護休業規程(1999 年 3 月 25 日制定)」は、職員がその身分を保持したまま、介護のために一定期間の休業または勤務時間短縮を認めて、介護に専念できるよう保障することを目的としている。対象となるのは、介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶

者の父母、および同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹または孫を介護するために休業を希望する者とされ、休業期間は、介護を必要とする対象家族1人について、連続する6カ月を限度に本人申請の期間である。その後規定改正を経て、休業期間は、介護を必要とする対象家族1人について、通算して180日を限度とし、本人申請した期間となっている。

- ②休業回数は、当初対象家族1人につき2回が限度であったが、要介護状態に至るごとに1回となっている。休業期間中の給与は原則として無給となっている。ただし、日本私立学校振興・共済事業団加入者は標準給与基礎額の20%が給与として支給される。介護短時間勤務は、休業できる期間の全部または一部の期間で休業しないとき、始業時刻以降または終業時刻以前に1時間を単位として最大2時間、労働時間を短縮することができ、短縮時間の給与は支給されない。

(3) セクシュアル・ハラスメント防止規程の制定

「第5節 ハラスメントの防止等」を参照。

4) 取り組みの全体的評価

- ①育児休業制度は、取得者が増えて一定の機能を果たしており、また、セクシュアル・ハラスメント対策については、関連規程を制定し、それに基づき問題委員会等を設置して、啓発と相談を中心に活動を展開している。
- ②職員育児休業規程が制定された1994年から女性職員は出産した後、ほぼ全員が育児休業を取得しており、この制度が、20歳代、30歳代の女性職員の雇用継続に寄与しているといえる。その一方、男性職員は1992年以降、育児休業の取得者は1名のみである。なお、育児短時間勤務については、2002年度2名、2003年度2名、2004年度1名が取得した。
- ③介護を行う職員の支援制度として「職員介護休業規程」が制定されたが、介護休業の取得者は、現在のところはいない。
- ④2000年度には、労働条件の男女平等に関する積極策(ポジティブ・アクション)について検討を行い、その具体化に取り組むことを確認し、まずは「男女を問わず事務員が育児休業を取得したことを、昇格審査にあたっての考慮の対象としない」こととした。
- ⑤2002年度には、大学として男女共同参画に努力することを表明し、その推進のための計画を作成することにした。その後、2004年度には「男女共同参画基本計画検討委員会」を設置、現在は、新たに「男女共同参画推進委員会」を置いて、継続的な取り組みを行っている。

以上のとおり、本学の男女共同参画に関する施策は、一定前進しつつあるが、いずれも関係法律の制定・施行や国の施策に基づく受動的対策という面が強かったともいえる。今後は、男女共同参画の具体化について、その課題を深く認識して、大学全体で積極的に受け止め、全国の私立大学のなかで能動的かつ先進的役割を果たす必要があると考える。

2. 今後の課題と改善方策

- ①本学は、男女共同参画関連の課題に比較的先行的な取り組みをしてきた。しかし、社会的制約も大きいため、現段階では、男女共同参画の理念とはかなり差があるのが現実である。男女共同参画推進については、大学評価や補助金・助成金政策などをとおして徐々に浸透するであろうが、本学としては、これを一過性の課題や財政面での課題だけに止めず、長期的・継続的に議論し、本来の男女共同参画の趣旨を踏まえた課題として自発的に取り組む必要がある。そのためには、長期に及ぶ議論や課題達成を念頭においた学内組織・体制を構築することが必要であることから「男女共同参画推進委員会」を設置して男女共同参画を推進している。現在、委員会では、「ジェンダー教育のより一層の推進」、「すぐにできる、目に見えるアクションの実施」を具体的な検討課題として掲げている。

- ②女性の教職員がより安心して働けるよう、大学構成員の意識調査を目的として、「学内保育所」に関するアンケートの実施を検討している。

第5節 ハラスメントの防止等

【学生生活／生活相談等（学部）】

A 群・ハラスメント防止のための措置の適切性

C 群・セクシュアル・ハラスメント防止への対応

【学生生活への配慮／生活相談等（大学院）】

A 群・ハラスメント防止のための措置の適切性

1. セクシュアル・ハラスメント防止および対応等の現状と評価

1) 防止等の理念

本学の職員および学生ならびに本学にかかわるすべての人々が、人間として尊重され、相互に信頼しあってこそ、快適に学び働ける環境を創出し、かつ維持していくことができる。セクシュアル・ハラスメントは、人の性的自由と人間としての尊厳を侵害するのみならず、大学における職員および学生の平穏かつ快適な教育研究および学修ならびに就労環境を破壊する重大な行為の一つでもある。したがって、いかなる個人によるいかなる形態のものであっても、セクシュアル・ハラスメントと見なされる行為がそのまま黙認または看過されたりすることがあってはならない。

そのためには、セクシュアル・ハラスメントの発生を事前に防止するための啓発活動に努めるとともに、万一、その疑いのある行為が発生した場合、当該行為者に対して適正に対処できる手続を予め明確にし、本学のすべての構成員が快適に学び、働ける環境を整備していくことを理念とする。

2) 対応体制の整備

- ①「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を制定した（2000年3月）。
- ②前述の規程に基づいて、相談員を3キャンパスに設け、その相談員の氏名・連絡先を明示したチラシを、毎年、学生・職員に配布している。また、セクシュアル・ハラスメントに関する教育・啓発の推進、防止、および万一、問題が発生した場合の対応にあたる「問題委員会」を設置した。

3) 啓発活動等

- ①規程の制定後、全学的にセクハラ問題への学習に取り組んだ。それ以降、毎年4月には学生の場合には新入生を対象に、職員の場合には新規採用者の研修および新任管理職者の研修時に、セクハラ問題に関する学習の機会を設けている。また、相談員やその連絡先を記載した「手引き」を配布して、制度の啓発に努めている。
- ②規程制定後、相談員に対する相談や問題委員会の対応等がいくつかあったが、今日まで適正な対応が行われている。
- ③問題委員会では、取り扱った事例を要約して、セクシュアル・ハラスメントにあたる事例、あたらない事例等を啓発パンフレットにまとめている。それを、本学構成員に配布し、セクシュアル・ハラスメントに対する理解を深める努力を行っている。

以上のような取り組み等を行うことによって、セクシュアル・ハラスメントに対する学内の理解はかなり進んだと評価できる。特に女性職員・学生にとっては、就労環境・就学環境が一層改善されたといえる。

4) 今後の課題と改善方策

- ①セクシュアル・ハラスメントに対して適正に対処できるためには、システムの理解もさることながら、その前提として、人権に対する理解を深めることが不可欠である。引き続き学習会を継続的に実施していく。ただし、本学の構成員すべてを対象にした学習会の機会の提供は十分とはいえない。特に、非常勤の教員やアルバイト、派遣や業務委託

の職員については学習機会を積極的に提供していくようにしたい。

- ②学外において、学外者との間に生じた場合のセクシュアル・ハラスメントへの対応、相談員や問題委員会への学生の参加等に関する事項については、問題委員会において、今後検討していきたい。

2. アカデミック・ハラスメントの防止および対応等の現状と評価

1) アカデミック・ハラスメントの防止等の体制整備

現段階においては、アカデミック・ハラスメントに対する相談窓口等の公表・問題発生時の対応等に関する全学的・統一的な対応システムが整備されていない。ただし、事例がセクシュアル・ハラスメントとも係わる場合は、前述の「問題委員会」で対応している。

2) 今後の課題と改善方策

アカデミック・ハラスメントの防止体制について検討し、相談窓口の設置、救済システムの構築に取り組んでいく。学内でアカデミック・ハラスメントについての啓発活動を行うとともに、学生・院生・教員が、安心して学修・教育・研究に励むことができるよう、2006年度中のなるべく早い時期に、体制の整備をはかりたい。

第6節 健康管理センター（診療所）

【学生生活／生活相談等（学部）】

A 群・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

【学生生活への配慮／生活相談等（大学院）】

A 群・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況は、「第14章 学生生活（学部・大学院）」を参照。本節では、主に学生の心身の健康を維持・増進するための健康管理センター（診療所を含む、以下同じ）について記述する。

1. 理念・目標

本学の健康管理センターは、学生および教職員の健康保持・増進をはかるために、健康診断・健康相談・啓発活動による疾病やその危険因子の早期発見から健康管理・治療に至るまでを一貫して行い、学生および教職員の包括的な健康支援に努めることを理念・目標としている。これを達成するために、深草・大宮・瀬田の3キャンパスに健康管理センターを設置し、次のような業務を遂行している。

- ①健康診断・健康管理に関すること（定期健康診断、特殊健康診断の実施計画：学生、体育局系、教職員、学生・教職員の指定有害業務従事者など～その実施～事後措置～証明書・診断書の発行）
- ②健康相談に関すること（医師と看護師が来所者に対し心身にわたる問題につき相談に応じる）
- ③健康管理の研究・調査・発刊に関すること（全国大学保健管理研究集会等での研究発表、学生の定期健康診断時の調査：CMI 心身健康調査等、Healthy Ryukoku 発行や年報の発行等）
- ④診療業務
- ⑤応急処置
- ⑥他医紹介
- ⑦その他センター業務に関すること（衛生委員会：産業医としての業務、入学試験に伴う障がい者等への受験措置：学校医としての業務）
- ⑧学生部所管の学生相談室とも、一定の連携をはかりながら、心身の健康に関わる相談と適切な健康指導を行っている。

以上のような総合的な業務を遂行することによって、学生および職員の心身の健康保持と増進に努めている。なお、深草・大宮両キャンパスの診療所は福利厚生施設として学内のみを対象としているが、瀬田キャンパスの診療所は学内だけでなく地域住民にも開放されている。

2. 健康管理センターの体制の現状と評価

①健康管理センターの理念・目標を達成するために、次のような体制を整備している。

	診療日	時間	スタッフ	備 考
深草	月～金	13:30～16:30	学医 4名 (兼務2名含む) 看護師 3名 事務 4名	診療時間以外は、看護師による健康相談、応急処置、他医紹介等の対応
大宮	水・金	*深草のみ上記以外に火 9:00～12:00 診療	学医 1名 看護師 2名	
瀬田	月・火 水・金		学医 2名 看護師 3名 事務 1名	

②健康管理センターは、深草学舎では1968年1月から健康保険法と国民健康保険法に定める療養取扱機関（龍谷大学診療所）として発足し、その後、結核予防法に定める医療機関としても学校保健および産業保健の管理と治療に携わってきた（事務組織の改編に伴い1985年9月よりセンターとして名称を変える）。

③大宮キャンパスは1972年6月から、瀬田キャンパスは1994年10月から医療機関（診療所）としての機能を備えて深草学舎と同様に活動を行っている。

このように本学の健康管理センターは、学内にありながら他の医療機関と同様の疾病治療に対応し、同時に学校保健法、労働安全衛生法等に準拠した健康管理活動を行っており、充実した施設であるといえる。

また、2002年度からは、学生健康診断管理新システムと職員健康診断管理システムが稼動するようになり、これらのシステムにより、学生および教職員の健康診断結果がデータベース化され、これにより、経年的（縦断的）、横断的に個人・全体データがより迅速に日々の業務で活用できるようになった。

3. 学生の定期健康診断等の現状と評価

1) 定期健康診断

健康管理センターは、全学生を対象として毎年次のような健康診断を行っている。

①学校保健法および結核予防法に定める健康診断を、毎年4月上旬に、深草、大宮、瀬田の3キャンパスで実施している。

②主な検査項目は次のとおりである。

イ) 新入生は身長（自己申告）、体重（自己申告）、胸部X線間接撮影、検尿（蛋白・糖）、問診（現症・既往症）、CMI 心身健康調査であり、大学入学後の日々の健康管理に繋げる全学共通の基礎資料としている。

ロ) 2・3年次生には、胸部X線間接撮影、問診（現症・既往症）を実施している。なお、「介護等体験」、「各種実習」の履修予定者には、原則として卒業年次生と同様の検査項目を行い、診断書発行や健康診断証明書の発行データとしている。

ハ) 4年次以上の卒業年次生には、就職時の健康診断証明書発行の必要性から、身長、体重、胸部X線間接撮影、検尿（蛋白・糖）、問診（現症・既往症）、内科診察を行っている。

ニ) 大学院生に対しても前述の学部卒業年次生と同じ対応で健康診断を実施している。

- ③健康診断日程の周知は、定期健康診断では、学部掲示板、学部履修要項、ホームページ*を媒体としているが、授業開始と重ならないよう工夫し、とりわけ新入生には学生部主管のオリエンテーション期間に健康診断を組み込んで実施している。

なお、2003年度、2004年度健康診断の受検状況は次のとおりであった。

イ) 2003年度の受検状況

※本表は胸部X線間接撮影の受検者をもとに作成

学 年		学生数（人）	受検者数（人）	受検率（％）
学 部	1 年次	4,063	3,967	97.6
	2 年次	3,930	2,173	55.3
	3 年次	4,011	1,815	45.3
	4 年次以上	4,808	3,663	76.2
大学院		750	468	62.4
短期大学部		678	603	88.9
留学生別科		48	26	54.2
合 計		18,288	12,715	69.5

ロ) 2004年度の受検状況

※本表は胸部X線間接撮影の受検者をもとに作成

学 年		学生数（人）	受検者数（人）	受検率（％）
学 部	1 年次	4,270	4,157	97.4
	2 年次	3,981	2,466	61.9
	3 年次	4,006	1,910	47.7
	4 年次以上	4,709	3,627	77.0
大学院		741	472	63.7
短期大学部		612	573	93.6
留学生別科		34	21	61.8
社会人特別コース		58	46	79.3
合 計		18,411	13,272	72.1

上表のとおり新入生および卒業年次生の受検率はほぼ変わらないが、2004年度は2年次生の受検者が増加している。

この健康診断によって、毎年、病気の早期治療や再検査を要する学生の発見を行い、学生の健康管理・維持・増進に役立てている。

2) 体育局の健康診断

- ①本健診は、体育局に所属する全学生を対象に、毎年、深草（6月）・瀬田（5月）の両キャンパスで実施している。
- ②健診項目として、心電図（12誘導）、血液検査（赤血球、血色素、ヘマトクリット値）、血液型（ABO、Rh：在籍中1回）、運動歴等の問診、CMI心身健康調査を行っている。
- ③各年度の受検状況は以下のとおりであった。

イ) 2003年度の受検状況

サークル数	在部者数 (人)	受検者数 (人)	受検率 (%)
45	1,353	1,089	80.5

*ホームページ : http://www.ryukoku.ac.jp/kenkoukanrika/nittei_2006.html

受検率は 2002 年度より 6.0 ポイント上昇の 80.5%であった。

ロ) 2004 年度の受検状況

サークル数	在部者数 (人)	受検者数 (人)	受検率 (%)
45	1,347	1,142	84.8

受検率は前年度より 4.3 ポイント上昇の 84.8%であった

健康診断の結果は、学生部を経由して、体育局、パイオニアクラブを通じて、学生定期健康診断と同様に、ポステックスとして個人に通知している。

3) 電離放射線健康診断

本健診は、研究室で用いられる放射線からの防護対策と作業に従事する理工学部学生の放射線安全教育という立場から、毎年、ガラスバッジの使用者を対象に年 2 回行っている。1 回目は問診、血液検査（白血球数、赤血球数、血色素、ヘマトクリット）、内科診察（白内障の有無、皮膚の検査）を行い、2 回目は健康調査票により、学医が健康診断を必要と判断した学生に、血液検査、内科診察を行う方法で実施している。

イ) 2003 年度の受検状況

実施時期	研究室数	対象人員 (人)	受検者数 (人)	受検率 (%)
1 回目 (7 月)	9	80	78	97.5
2 回目 (11 月)	9	83	83	100.0

ロ) 2004 年度の受検状況

実施時期	研究室数	対象人員 (人)	受検者数 (人)	受検率 (%)
1 回目 (7 月)	9	91	91	100.0
2 回目 (11 月)	11	97	93	95.9

11 月は、就職活動および教育実習等の時期にあたり受検することが不可能なことも多い。そのため、未受検者に関しては、担当教員を通じて健康状態の把握に努めている。

4) 健康診断書および健康診断証明書

大学院受験、就職活動、奨学金、得度、試合出場等を目的とした各種診断書（健康診断証明書を含む）を発行している。健康診断証明書は、定期健康診断の全項目を受検し異常のないものに限り、原則として 5 月 1 日以降に証明書自動発行機で発行している。証明書発行では、4 年次以上の就職活動に対する発行が最も多い。健康診断書は、各診療所で学医の診察後に直接発行している。

以上の 1) ～4) のとおり、本センターは学生のキャンパスライフの多様な局面において、学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮を適切に行っている。すなわち、学生が 4 年間を通して、健康で快適な学生生活を過ごす上で大きな貢献をしているといえる。

4. 職員の定期健康診断等の現状と評価

1) 定期健康診断

- ①学校保健法、結核予防法、労働基準法等の関係法規に基づき、毎年、実施している。本健康診断は、センター長構想と衛生委員会の意向をもとに、各種の生活習慣病の危険因子や年齢・性別などに応じたきめ細やかな検査項目で職員の健康管理を行うことをモットーにしている。
- ②検査項目としては、胸部 X 線検査（間接）、血圧検査、心電図検査、身体計測、視力検査、聴力検査、胃部 X 線検査（間接または直接）、糖尿病検査、腎臓検査、脂質検査、貧血検査、肝臓検査、腫瘍マーカー検査、骨密度検査、検尿検査、眼底検査、VDT 検査、大腸がん検査、婦人科健診と多岐にわたり、これにより現行の生活習慣病対策はほぼ達成されていると考える。
- ③職員の受検率は、次のとおりである。

イ) 2003 年度の受検率は 88%であったが、その内訳は次のとおりである。

性別等		職員数(人)	受検者数(人)	受検率(%)
教員	男性	420	340	81.0
	女性	61	46	75.4
事務	男性	208	208	100.0
	女性	113	112	99.1
計	男性	628	548	87.3
	女性	174	158	90.8
総 計		802	706	88.0

ロ) 2004 年度の受検率は 86.6%であったが、その内訳は次のとおりである。

性別等		職員数(人)	受検者数(人)	受検率(%)
教員	男性	429	352	82.0
	女性	61	41	67.2
事務	男性	204	198	97.1
	女性	148	137	92.6
計	男性	633	550	86.9
	女性	209	178	85.2
総 計		842	728	86.6

2) 特殊健康診断

- ①理工学部の教員・受託研究員を対象に、5 月に今年度研究にて使用する予定の薬品等の業務調査を行い、産業医の指示のもと以下の指定有害業務従事者健康診断の対象者を把握、検査実施している。
- 指定有害業務従事者健康診断（6 月第 1 回目、11 月第 2 回目／瀬田キャンパス）は、労働安全衛生規則等法令で義務づけられている特定業務従事者の健康診断のうち、次のとおり実施した。
- イ) 有機溶剤健康診断：対象延べ人数 42 名（トルエン、キシレン、NN ジメチルホルムアミド、スチレン、ノルマルヘキサン）
- ロ) 特定化学物質等健康診断：対象延べ人数 51 名（アクリルアミド、ベンゼン A、マンガン A、フッ化水素 A、ヨウ化メチル、硫酸ジメチル、硫化水素 A）、電離放射

線業務従事者健康診断：対象延べ人数 41 名、鉛健康診断：対象延べ人数 2 名
ハ) じん肺健康診断、四アルキル鉛健康診断等は該当者なしであった。

上記、健康診断の結果、業務によって起こりえる健康障害については問題なしとの判定であった。

- ②行政指導（通達）による VDT 作業従事者の健康診断についても、定期健康診断時に希望者に行っている。2004 年度は、281 名（非常勤講師も含む）が受検した（定期健康診断受検者の 38.0%）。

3) 非常勤講師の健康診断

非常勤講師のうち希望する者に対しては、その費用は本学が負担し、定期健康診断の時に、行っているが、2003 年度は 78 名が受検、2004 年度には 117 名が受検し増加傾向にある。健康診断の結果は専任職員と同様、メールボックス等を通じて全受検者に通知した。

以上の 1) ～3) のような健康診断を受けることによって、職員は、毎年、自己の健康状態を把握することができる。この定期健康診断に基づいて、病気の早期発見と迅速な治療、医師からの適切な指導等によって、健康を回復・維持・増進している職員も多く、本学職員の健康的な生活を維持する上で、大きな貢献をしている。

5. フォローアップの現状と評価

学生および職員健康診断後の有所見者に対する再検査と精密検査、疾病の早期発見・治療に対応するために、前述の体制でフォローアップを日常的に行っている。

1) 学生定期健康診断の事後処理

- ①胸部 X 線検査では、結核予防法に基づき、要精密検査該当者と前年度よりの経過観察者に対し、本人に連絡し、指定の医療機関で再検査および精密検査を行った後、学医が生活面、医療面の区分を決定している。検査費用は結核予防法に基づく検査内容は大学負担とし、CT 検査などは健康保険証を使用し個人負担としている。
- ②既往症・現症では、学医が、修学上、重篤と思われる疾患にあたと判断した者に対しては、学医の診察後に、指導区分・管理区分を決定している。
- ③検尿結果では、蛋白（++）、糖（+）以上を対象とし再検査を行い、再検査後に、学医の診察後、指導区分・管理区分を決定している。
- ④内科診察では、内科診察時の医師の指示内容および記載内容をもとに学医が診察後、就職用の証明書または診断書発行の可否を決定している。
- ⑤その他、健康診断を受検した学生全員に 5 月はじめにその結果を、健康診断個人結果通知書（ポステックス）としてコメントを入力して直接郵送通知している。なお、来所した学生には、診察、健康指導、再検査等を実施している。

2) 体育局健康診断の事後処理

要精密検査該当者と前年度よりの経過観察者に対して、学生部を介し体育局へ通知している。

- ①心電図では、学医診察後に、心電図検査（12 誘導・負荷心電図）と血液検査等を実施している。なお、必要時には循環器専門医ないし他医療機関を紹介、再検査および精密検査を受けた後、学医が指導区分・管理区分を決定している。
- ②血液検査では、再検査対象者と前年度からの経過観察者に対し、心電図と同様に連絡をし、再検査および精密検査を実施後、学医が指導区分・管理区分を決定している。なお、血液型判定不能者・Rh（－）者には、学医の説明後に必要な再検査の指示を行っている。

3) 教職員の健康診断の事後措置

- ①個人宛に検査結果を通知し、本学呼び出し基準（下表）に基づき、呼び出し対象者（放置危険）には、学医より事後指導を行っている。基準は一応の基準であって、個々のケースによるが、初発見者には、特に注意が払われている。このほか、事後指導に対しては学医および医務員が対応している。

検査項目	呼び出し基準（放置危険）	（※注意点）
血圧	180/100 以上 いずれか	＊脳卒中
心電図	危険不整脈、虚血性心臓病	＊突然死
胸部X線	活動性結核（疑）、肺癌（疑）	＊活動性結核、肺癌
胃部X線	胃、食道癌（疑）、胃、十二指腸潰瘍（瘢痕除く）	＊癌、潰瘍
腎臓	蛋白（3+）、潜血（3+）、クレアチニン（2.0 以上）、尿酸値（9.0 以上）	
糖尿	尿糖（3+）、空腹時血糖（150 以上）、HbA1C（7.0 以上）	
貧血	ヘモグロビン：男性 11.0 以下・女性 9.0 以下、 赤血球数：男性 370 万以下・女性 340 万以下	
肝臓	GOT, GPT 100 以上 いずれか γ-GTP 150 以上、ALP 500 以上	
肝炎ウイルス	HBs 抗原 陽性、HCV 抗体 陽性	
脂質検査	総コレステロール 300 以上、トリグリセライド 400 以上 HDL コレステロール 30 以下	
その他	白血球数 12,000 以上、2,500 以下	
腫瘍マーカー	CEA 10 以上、PSA 10 以上	
骨密度	0.620 以下	＊骨折危険域
眼底検査	増殖型糖尿病性網膜症、高血圧性変化・動脈硬化性変化Ⅲ以上 ＊視力低下、失明の危険、基礎疾患コントロール	
大腸癌検査	便潜血（+）	

- ②これらの基準に基づいて、病気の早期発見と早期治療、要精密検査者による健康指導等が適切に行われている。

以上の 1) ～3) のとおり、本センターでは職員の健康管理に関してもきめ細かなフォローアップを行っており、その体制は極めて充実しているといえる。

6. 健康相談の現状と評価

- ①学内における心身の健康相談は、診療時間内での医師による健康相談と医師不在時の看護師による健康相談で対処している。また、その場合、診診連携、病診連携、専門機関との連携等、近隣医療機関とのネットワーク化をはかりながら支援を行っている。特に学生の心の問題については、健康管理センター職員（看護師）による相談、学医による診療を行い、学生相談室のカウンセリングと連携しながら相談に対応している。しかし学内連携はまだ不十分である。

【2003 年度メンタルヘルス対応状況（延べ人数）】

	深草学舎		大宮学舎		瀬田学舎	
	学 生	教職員	学 生	教職員	学 生	教職員
医師対応	37	6	1	21	5	0
看護師対応	20	4	11	9	60	35
計	57	10	12	30	65	35

【2004 年度メンタルヘルス対応状況（延べ人数）】

	深草学舎		大宮学舎		瀬田学舎	
	学 生	教職員	学 生	教職員	学 生	教職員
医師対応	224	19	3	11	9	15
看護師対応	114	17	18	14	40	2
計	338	36	21	25	49	17

- ②メンタルクライシス・こころの健康管理の重要性など、今後、学生および教職員に対する精神保健の充実が必要である。現在、深草キャンパスでは医師、看護師による対応がなんとかできているが、大宮学舎、瀬田学舎では十分ではない。今後はメンタルヘルス対応が必要な学生および職員に対しキャンパスを移動して受診・受療することがないよう心の問題に対応できるスタッフの全学的な配置が望まれる。

7. 学内禁煙の現状と評価

本学では、健康管理センター長（学医）が喫煙問題に対して、健康科学の立場から早くから継続的に問題提起を行ってきた。その結果は、1998 年 3 月の「学内禁煙措置について」という学長通達に始まり、2000 年 5 月からは大学として、教育環境、職場環境の改善、健康管理、社会的状況などを総合的に判断し「一部の指定場所以外学舎内禁煙」の措置がとられた。その後、2003 年 7 月からは健康増進法の精神に鑑み「構内に存在する全ての建物内を禁煙とし、屋外の歩行喫煙および吸い殻のポイ捨てを禁止」する段階まで至った（分煙の徹底化）。吸う人も吸わない人もともに健康保持がなされるために学内が完全に非喫煙化されることが望まれる。このことに関する本学の積極的な取り組みは十分、評価できる。

- ①職員の非喫煙率等の推移は次のとおりである。

イ) 教育職員の喫煙率

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
非喫煙率(%)	81.4	83.5	83.1	86.0
喫煙率(%)	18.6	16.5	16.9	14.0

ロ) 事務職員の喫煙率

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
非喫煙率(%)	67.9	67.0	67.0	78.4
喫煙率(%)	32.1	33.0	33.0	21.6

- ②2003 年度・2004 年度の定期健康診断時調査によると年齢別・職種別の喫煙者数は、次のとおりである。

- イ) 2003 年度、40 歳以上の男性喫煙率が 25.0%から 2004 年度は 17.1%と大幅に低下しているものの、40 歳以下の男性喫煙率は 2003 年度は 26.7%が、2004 年度は 26.2%とほぼ横ばいで変化がみられない。
- ロ) 女性では 2003 年度は 40 歳以下の喫煙率 5.7%に対し、2004 年度は 9.5%と若い女

性の喫煙率の高さが目立つ。今後、若い人への禁煙指導を強化していくことが重要と考える。

③日々の禁煙指導は、本センターの重要な仕事の1つである。その指導・相談についての確認事項は、現在のところ次のとおりである。

- イ) 禁煙希望者に対してサポートシステムを紹介する(京都・滋賀・大阪・兵庫など)
- ロ) 来所禁煙指導の希望者には、医師の診察後、私費でニコチンパッチ、ニコチンガム等を購入してもらう
- ハ) その後、診療時間内に来所させ、2カ月間継続して指導する
- ニ) 専門職間で禁煙指導方法等について情報収集や知識の習得に努める

以上のように、本学は学内禁煙に対する取り組みを年々徐々に充実させ、現在、一定の取り組み水準に達していると考えられる。今後は、すべての学生・教職員に対して健康維持・増進の立場から禁煙を奨励し、たばこは喫煙者にも非喫煙者にも毒物であるという意識の啓発を行うことが必要である。

8. 健康啓発の状況と評価

歴代の健康管理センター長の構想と指揮のもとで、健康科学ないし人間科学に裏打ちされたからだと心の健康啓発活動とその研究について努力を続け、健康情報の発信基地として今日まで努力している。本センターでは現在、次のような健康講演会、学会発表、出版物発行等を行っている。

- ①健康講演会：職員に対する教育活動・広報の一環として、年1回3キャンパス持ち回りで定期健康診断後に開催している。
- ②「Healthy Ryukoku」の発行：年3回発行(6月、10月、2月/毎回2,000部)し、学内に配布するとともに、他大学にも送付している。本学の学生や職員の健康状況を分析し、予防、生活習慣病への対応、診察室から見た病気の傾向と注意点等を系統的に掲載し、学生・職員の健康維持・増進のニーズに対応した広報活動を行っている。2005年6月現在で、31号を数える。

【掲載内容の事例：№31(2005年6月30日発行)】

- 1) 睡眠障害について
- 2) シリーズ・診察室より一睡眠と夢の異常について
- 3) 健康を守ることは自然を守ることに等しい
- 4) 貧血
- 5) 心の病気にならないために
- 6) お知らせ

- ③報告書名「龍谷大学健康管理センター年報」年1回発行(300部発行)：健康管理センターの年間活動をまとめ、学内の健康対策立案のために役立てている。学内の各部署、保健管理施設のある他大学等に配布している。2004年で11号を数える。

【掲載内容の事例：第11号(平成15年度)の内容(2005年1月31日発行)】

- 1) 沿革
- 2) 業務の概要
- 3) 利用状況
- 4) 学生の健康管理
- 5) 職員の健康管理
- 6) その他の活動
- 7) 健康管理センター規程

- ④「龍谷大学健康管理センター利用案内」：主に新入生に対して、健康管理センターの場所、利用方法等を記載したパンフレットを配布している。
- ⑤2005年度から、全国大学保健管理研究集会での演題発表をし、今後もこれを継続する。

- ⑥その他、ホームページ*による健康啓発の発信など

以上のような広報・研究活動等を通じて、学生や職員の健康問題に対する内外の認識を深めることに貢献している。

9. 「健康管理証明書」への対応

- ①本学は、2003年度より、住友生命保険相互会社、第一生命保険相互会社、日本生命保険相互会社の3者と教職員の生命保険契約にかかる健康管理証明書取扱に関して覚書を締結、プライバシー保護のため本人が承諾したもののみ健康管理証明書を健康管理センターが作成し交付することになった。
- ②これにより職員の加入者にとって、幾分かの手間を省くことができることになる。2003年度は7件、2004年度は7件を取り扱った。

10. 今後の課題と改善方策

1) 健康管理と診療

- ①学生の健康管理では、疾病の早期発見と予防、新入生の健康データ集積、健康の保持・増進教育、就職活動のための早期健康診断証明書の発行等、従来の活動内容をさらに向上させなければならない。とくに定期健康診断については、学生生活4年間の全健康管理をめざし全員毎年受検を目標としなければならない。しかし、定期健康診断における2・3年次生（検査項目：胸部X線検査）の受検率は45～55%と低率であり、そのため全体の受検率は例年、約70%にとどまっている。その理由については、
- イ）健康診断の受検が義務づけられていないこと
 - ロ）若い＝健康との間違った意識を持っていること
 - ハ）被爆線量の問題等で受検を拒否すること
 - ニ）健康管理に対する関心と理解が得られていないこと
- 等々が考えられる。しかし、学生全員を対象とした胸部X線検査の受検率が下がることは、結核対策の不備、強いては結核の集団感染につながるおそれを否定できない。今後、受検率のアップにつなげる健康診断の実施時期の再考も課題となる。また、学生へは、先に述べた広報手段を用い受検を指導し周知しているが、前述のように2・3年次生の受検率が低いことについて今後、各種機会を通じて啓発活動に取り組まなければならない。
- ②職員が健康診断を定期に受けることは学校保健法の趣旨および就業規則上で義務になっているが、未受検者が男女とも10%以上いる。特に、女性教員の受検率が低い（2004年度／67.2%）。職員全員が受検するよう教授会や事務ラインを通じて訴えていきたい。
- ③職場をとりまく労働環境の多様化の中で精神的なストレスや日々の健康管理に関して、3キャンパスにある健康管理センターが連携し、早めに必要な問題点を取りあげフォローアップができる体制を確立する必要がある。そのためには、大宮と瀬田キャンパスを担当できる神経内科医ないし精神科医と医務員（看護師）の新たな配置を行い、心の健康支援や治療継続が必要な学生および職員に対しスムーズにその業務が行える体制を検討する必要がある。
- ④健康診断の新システム稼動が軌道にのりつつある。これまでの健診業務処理の各種段階を自前処理から委託検査機関による処理（データ作成、フロッピーディスク報告）としたことにより、データの蓄積とその管理および利用、システムの効率化ができ、手作業時代に比し大幅な時間短縮が行えた。よって、学生および教職員に対し、多くの健康情報を用い、より効果的な健康指導・支援にあたるよう工夫することが、今後の課題となる。
- ⑤3つの診療所の施設面では、健康相談室の確保、男女別の安静室スペースの確保が必要

*ホームページ : <http://www.ryukoku.ac.jp/kenkoukanrika/>

であり、各キャンパスの施設計画の中で検討していく。

2) 危機管理のあり方

2003 年度は、重症急性呼吸器症候群（SARS）の対応と広報に関わり、SARS 対応マニュアルづくりや各種活動等において、情報不足と不慣れから危機管理に苦慮した。この間、感染地域での海外プログラムは中止の範囲で、学生および職員に感染者が出なかったことは幸いであった。今後は、センター長を中心に、早めに情報分析やその対応を検討し、初動態勢を確立し関係部署との連携や情報を共有化すること等、危機管理に適切に対応できる体制を作り上げていく。

3) 学内禁煙

学内禁煙については、現状の分煙の徹底か、構内全面禁煙か、で議論があるところである。今後は、すべての学生・職員の健康増進と快適な職場環境を維持していく視点から、禁煙指導に努めていく。

第16章 管理運営（学部・大学院）

本学の設立母体は、浄土真宗本願寺派である。本学は、浄土真宗の開祖である親鸞聖人の教え（浄土真宗の精神）を建学の精神として、仏教系私立総合大学としての特色を活かした教学活動を展開している。この設立経緯と建学の精神を管理運営体制にも反映させ、法人と大学が有機的に連携してその目的を達成すべく運営している。このため、次の3原則に基づいて法人と大学の管理運営を行っている。

第1節 法人と大学の管理運営の原則

1. 管理運営の3原則

私立大学の管理運営は、大学全体の管理運営の責任を担う法人組織と大学の教学活動全般の運営を担う大学組織によって行われている。学校法人の設立目的は、設置した大学の建学の精神に基づいて教学活動を展開することにある。そのためには、前述の2つの組織の有機的な関係を維持しつつ適切に運営される必要があり、このため本学においては、次のような基本原則が設定されている。

- ①全構成員自治による責任ある管理運営の原則：この原則は、大学の教学と管理運営においては、大学の構成員である教育職員、事務職員、学生（大学院生も含む）の意見を反映させ、学長を中心とした大学構成員が責任を持って進めていくことこそが、実りある大学改革を進めていくことにつながるという認識に基づくものである。このため本学は、学長（専務理事）、副学長（常務理事）、事務局長（常務理事）、学部長（理事）、総務局長（理事）という大学の教学と管理運営に責任ある立場にある役職者が法人の理事を兼ねている。また、大学内の最高意思決定機関である「大学評議会」（法人の「評議員会」とは別、後述）には、「教授会」選出の評議員に加えて、「事務職員会^{*}」から選出された評議員も構成員となっている。さらに、学部学生は「全学協議会」を、また大学院生は「院生協議会」を通して大学運営に参加している。このような仕組みによって、この原則は機能している。
- ②全学合意による大学の管理運営の原則：本学は、長期計画の立案、予算案の作成等大学の教学と管理運営に関する重要事項は、「大学評議会」（以下「評議会」という）において審議し、大学内の意思を確定した後、理事会で審議決定を行っている。評議会における重要事項の審議決定には、時として厳しい議論が交わされ、案件によっては、評議員の選出母体である教授会や事務職員会への往復審議となることもある。このような審議には多大の時間と労力を要するが、こうした議論を通じた合意形成は、新たな政策を進める上で、教職員の力を引き出している。
- ③教学発展のための管理運営の原則：本学は長期計画方式に基づいて大学の経営方針を定め、日々の管理運営を行っている。それは、常に教学の発展方向を見据えて行うことが前提となっている。例えば「第9章 教員組織（学部・大学院）」で述べた「長期財政計画」に基づく「教員・事務職員人件費枠の設定」は、人件費の膨張によって教学財源を圧迫することなく教学と経営の適切なバランスをはかっていくことをめざしている。また、本学は、カリキュラム改革、学部・学科の新設、研究プロジェクトの立ち上げ等々、既存の教学組織・体制の充実や新たな教学分野の創造のために計画的・重点的な財政投資を行ってきた。これらは、「教学創造こそ財政」の理念に基づくものであり、この原則を財政面から具体化するものである。

^{*}事務職員会：事務職員会は、大学の正式な管理運営機関ではなく、全事務職員による「自主的組織」である。しかし、評議員をはじめ学内の諸委員会の構成員を選出する母体としての機能や評議会議案を審議して評議会にその意見を反映させる等の役割をも果たしている。

2. 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①長期計画等大学の重要政策を策定する過程において、「全構成員自治」をどのように機能させ、それを発展させていくかが基本的な課題である。
- ②増大してきた留学生、社会人院生および一般院生の要望や声を大学運営にどのように反映させて、大学の改革を進めていくか、その在り方を検討する必要がある。
- ③近年、学生の自治意識（活動）の低下が見られる。長期的な展望のもとに、大学としても教育活動を通じてその意識を高めることを追求していかなければならない。

2) その改善状況

- ①重要案件については、評議会における審議のみならず、各教授会や事務職員会との往復審議を重ねている。また、案件によっては、学生・教職員に対して説明会を開催し、全学の理解を得るよう努めている。
- ②学部においては全学協議会、大学院においては院生協議会を通して大学がその要望等をくみ上げるルートはある。しかし、留学生、社会人院生の声の汲み上げるルートは明確になっていない。留学生からの要望等は、国際センターの窓口等を通して把握しているのが現状である。
- ③「自治意識（活動）の低下」という現状に大きな変化はない。大学としては、学びの主体者として、学生が教学に関わる要望を積極的に提出してくることを期待している。

3. 今後の課題と改善方策

前述の3原則を維持しつつ、戦略的・機動的な政策決定ができるような仕組みを構築し運営をしていくことが課題である。

第2節 法人と大学の管理運営

【意思決定（学部）】

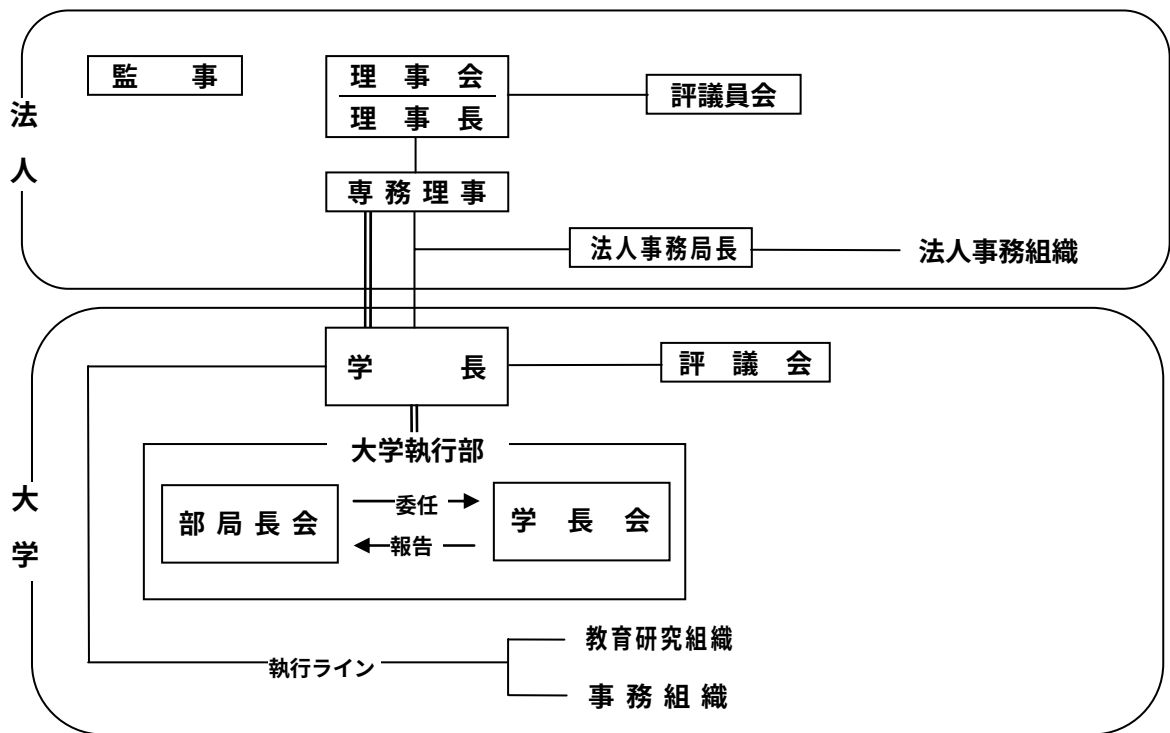
B 群・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【教学組織と学校法人理事会との関係（学部）】

A 群・教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

1．法人と大学の管理運営機構

本学における法人と大学の管理運営機構は、次表のとおりである。



<大学役職者と理事会構成の関係>

理事会（27名）		
<非常勤>		
理事長	=	浄土真宗本願寺派総長（1名）
理事	=	浄土真宗本願寺派総務（3名）
理事	=	浄土真宗本願寺派宗会議長（1名）
理事	=	総長推薦の学識経験者（8名）
理事	=	評議員から理事会が推薦する者（1名）
<常勤理事>		
専務理事	=	学長（1名）[任期4年]
常務理事	=	副学長（2名）[任期2年]
常務理事	=	事務局長（1名）
理事	=	総務局長（1名）
理事	=	学部長（8名：短大部長含む）[任期2年]

2. 法人の管理運営組織の現状と評価

1) 理事会

(1) 理事会の業務決定

- ①法人の業務決定権が理事会にあることは、私立学校法第36条第2項において定められており、本学の寄附行為第14条第2項において、法人の業務決定は理事会にて行うことが明文規定されている。また、理事会にて議決する具体的な事項は、寄附行為第16条において次の6項目と定められている。

【寄附行為】

第16条 次の事項は、理事会において議決するものとする。

- (1) 重要な資産の管理及び処分並びに担保権の設定に関する事項
- (2) 債権債務の設定及び保証に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 寄附行為の変更及び解散に関する事項
- (5) 学則及び寄附行為施行規則の制定及び変更に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する事項

- ②理事会は、2002年度9回、2003年度11回、2004年度9回開催している。いずれも、寄附行為の規定に沿って決議を行っており、法人の最高意思決定機関として適正にその機能を果たしていると評価できる。

(2) 理事会の構成と運営

- ①理事の定数は、20名以上27名以内<1名は理事長>（寄附行為第5条）と規定されており、選任区分および選任方法（寄附行為第8条第1項）に基づき、2005年5月現在、次の26名の理事により構成されている。

【寄附行為】

第8条 次の者をもって理事とする。

- (1) 浄土真宗本願寺派総長
- (2) 浄土真宗本願寺派総長の推薦する総務3名
- (3) 浄土真宗本願寺派総長の推薦する学識経験者8名（※2005年5月現在は7名）
- (4) 浄土真宗本願寺派宗会議長
- (5) 評議員のうちから理事会の推薦する者1名
- (6) 龍谷大学長
- (7) 龍谷大学事務局長
- (8) 龍谷大学副学長2名
- (9) 龍谷大学学部長（短期大学部長を含む）8名
- (10) 龍谷大学総務局長

- ②前項の(1)、(2)、(4)の理事は、浄土真宗本願寺派の役職者である。(3)については、宗派に関係が深い政財界の人、本学の学長であった者が就任することが多い。これは本学の設立経緯を踏まえた措置であり、大学運営に設立者の意向を反映することを目的としている。審議参加にあたっては、大学側の教学を尊重する姿勢で理事会の審議に加わっている。
- ③理事会は、理事長により招集され（寄附行為第14条第3項）、理事総数の過半数の出席をもって成立するものとし（寄附行為第15条第1項）、委任状による審議の委任についても、出席としてみなし処決を行っている（寄附行為第15条第3項）。
- ④議長は理事長が務め（寄附行為第14条第4項）、開催に先立って、法人事務室長から出

席理事数および委任状の提出数が報告され、その内容について議長が確認した上で理事会が開催されている。また議決については、理事総数の過半数で決することが規定されているが(寄附行為第 15 条第 2 項)、提案される議案は大学内において十分に審議され、大学の総意として提案されていることから、理事会は大学内の審議を信頼し、全会一致により議決することが多い。

- ⑤このように、理事会は、寄附行為の定めるところにより構成され、運営されている。その審議も教学を尊重する立場から行われており、全体として適正な運用がなされている。

2) 評議員会

(1) 評議員会の業務

評議員会は、寄附行為第 23 条第 2 項に定めるところにより、定例会として年間 2 回の開催が義務づけられており、議決事項は寄附行為第 25 条において、次のとおり定められている。

【寄附行為】

第 25 条 評議員会において議決する事項は、次のとおりである。

- (1) 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (4) 合併
- (5) 目的たる事業の成功が不能となり、理事の 3 分の 2 以上が同意した解散
- (6) 寄附行為の変更に関する事項
- (7) 残余財産の処分に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要な事項で寄附行為をもって定めるもの
- (9) 全各号に掲げるもののほか、理事長より提案する重要な事項

(2) 評議員会の構成と運営

- ①評議員会の構成は、寄附行為第 17 条において次のとおり定められている。

【寄附行為】

第 17 条 評議員会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) この法人の教育職員のうちから 8 名
- (2) この法人の事務職員のうちから 3 名
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから 4 名
- (4) 浄土真宗本願寺派宗会議員のうちから 7 名
- (5) 浄土真宗本願寺派部長たる宗務員のうちから 2 名
- (6) 理事（第 8 条第 1 項第 5 号の規定によって選任された者を除く。）
- (7) この法人に関係ある学識経験者 7 名

- ②前項(1)の教育職員の評議員（8 名）は、各教授会（短期大学部を含む）から 1 名ずつ選任している。また、前項(2)の事務職員の評議員（3 名）は、学長の推薦により、大学および法人全体の管理運営を統制する事務組織である法人事務室（学長室）、事務組織全体の連絡調整を行う総務部、財務を掌握する財務部の各部長職位者を選任している。
- ③前項(3)は、校友会の常任理事会で、校友会長を含む各学部の同窓会員（卒業生）の中から選任している。
- ④評議員会の構成は、私立学校法第 44 条に基づいているとともに、浄土真宗本願寺派の宗会議員や宗務員をも構成員としている点は、理事会の構成と同趣旨である。
- ⑤毎年、3 月には翌年度予算の議決を、5 月には過年度の決算を行うために定例会を開催している。その他の臨時会を含めると、2002 年度 4 回、2003 年度 4 回、2004 年度 5 回開

催している。なお、2005 年度から、「予算編成の基本方針」等も評議員会の審議事項とし、定例として 4 回開催することとした。

- ⑥いずれの評議員会においても、寄附行為の規定に沿って適正に運営され、その機能を果たしている。

3) 監事

- ①本法人の監事（3 名）については、寄附行為第 9 条に次のように規定されている。

【寄附行為】

第 9 条 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

2 監事の任期は 3 年とする。ただし、補欠者の任期は、前任者の残期とする。

3 監事は再任されることを妨げない

4 監事は、理事又は学校法人の職員（学長・教員・その他の職員を含む）を兼ねることはできない

- ②上記の規定が示すとおり、監事については、本法人の職員が兼ねることを禁止している。また、その選任は、評議員会の同意を得たうえで理事長が行うことになっている。このように寄附行為上において、監事が公正な立場でその職務を遂行できるよう規定している。

- ③監事の職務については、寄附行為第 13 条の 3 第 5 項に、次のように定められている。

【寄附行為】

第 13 条の 3（略）

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)この法人の業務を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(4)第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(5)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

(6)この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

- ④監事は、理事会および評議員会に毎回出席しており、学校法人の業務監査が常に行えるようにしている。また、財産状況の監査については、公認会計士と懇談を行い、財政上の課題や問題について理解を深めている。決算時には理事会、評議員会に対し文書にて監査報告を行っており、監査機能としての役割を果たしているといえる。

4) 関係書類の整備と供覧

- ①財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書は、法人事務室および財務部に常に備えられており、本学に在籍する者または利害関係者から請求があった場合、これらが供覧できるようになっている。
- ②「事業報告書」は、以前から理事、監事、評議員に配付し、決算時において報告を行っている。本年度からは、教育・研究・エクステンション・学生支援・学生募集・施設設備等の分野について、従来から発行しているデータ集に加えて、各事業の概要を記載した報告書を配付し、法人の役員（理事・監事）や評議員が、より具体的に大学の諸活動の実態を把握できるように改善した。

- ③私立学校法の改正に伴い、「事業計画書」を次年度予算策定時に作成し、理事会および評議委員会において審議決定している。本法人が取り組むべき重点事業・課題等を明確にし、現有資産を有効に活用した法人運営を進め、より高い事業成果を獲得できるように改善した。

3. 大学と法人の連携・協力関係の現状と評価

1) 業務決定のプロセス

- ①本学における教学組織と法人理事会との間の連携・協力は、前述のとおり学長、副学長、学部長、事務局長、総務局長という大学の主要な役職者が法人の理事を兼ねることによって保たれている。予算の編成等重要な事項は、先ず学長（専務理事）の下で原案を作成する手順をとっており、教学サイドである大学の意向が尊重されている。予算や学部・学科増、施設・設備の整備等をはじめとする重要事項の意思決定プロセスは次のとおりである。

＜大学の審議プロセス＞

イ) 基本的な検討事項を学長会・部局長会で審議決定

ロ) 評議会へ提案および審議、学内の意思決定

※課題によっては、諮問機関を設置し、諮問機関からの答申に基づき、学長会・部局長会にて審議している。

＜法人の審議プロセス＞

ハ) 理事会に提案・決議

ニ) 案件に応じて評議員会に提案・決議

このように、先ず大学内の審議と合意形成プロセスを尊重することは、大学と設立母体である浄土真宗本願寺派双方の長年にわたる努力によって築き上げられてきた信頼関係を背景としたものである。大学の主体性を尊重したこのような運営方式は、大学と理事会の「良き慣行」として定着しているといえる。

- ②理事会で決定された業務は、理事長の包括的な命令に基づき、学長（専務理事）が執行している。この学長（専務理事）の執行権限に照応する形で大学の評議会の審議決定事項が定められている。
- ③法人と大学は、このような意思決定プロセスにおいて、各々の役割や権限領域を理解した上で、信頼関係と適度な緊張感を保ちながら業務を執行しており、教学組織と理事会との間の連携・協力関係の維持と機能分担は適正に行われている。

2) 学長への権限委譲

本学の学長は、大学の教学組織を代表し、教学組織と理事会の連携協力関係および機能分担をはかる上で、重要な役割を担う位置にある。このような重要性に鑑み、本学の学長は、法人においては専務理事であり、理事長とともに法人の代表権を有している。

- ①学長たる専務理事には、「理事長の命を受けて予算の執行並びに諸規程・諸内規、その他理事会において承認された事項を執行する」（寄附行為第13条の3第2項）の規定に基づいて、大幅な法人業務の執行権限が委譲されている。
- ②学長（専務理事）は、その権限を執行する際には、大学評議会、部局長会の審議決定を経ることとしており、教学組織と理事会との連携協力関係が維持されその業務が円滑に行われるような仕組みができあがっている。

4. 今後の課題と改善方策

前述のような手続による理事会の意思決定は、「大学の総意」を活かして業務が推進できるというメリットもある。しかし、理事会を中心とした運営体制の整備を目的とした「私立学

校法」の改正をはじめ、私大を取り巻く環境が大きく変化しつつある中では、この運営方式が、これからの大学経営にとって問題となり得る要素を含んでいることも考慮しなければならない。

- ①理事会の審議決定が、大学の評議会の意向を尊重するという理由で形式的（経営責任が不明確）にならないよう、その運営に留意する必要がある。
- ②理事会が戦略的・機動的な政策決定を的確に行うためには、今後、法人と大学の運営体制をどのような方向で整備していくべきなのか検討する必要がある。大学経営に関する知識や経験をもった理事の常勤化等も検討の対象である。
- ③理事会の下におかれている管理運営体制検討委員会で問題点を整理し、大学構成員の意見等を聴取しながら検討していく。

第3節 大学の審議決定機関等と意思決定プロセス

【意思決定（学部）】

B 群・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関（学部）】

B 群・評議会、「大学協議会」など全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

1. 審議決定機関と事務協議機関

大学の意思決定機関としては、評議会、部局長会、学長会が置かれている（「大学審議決定機関に関する規程」を参照）。また、審議決定機関の決定事項を執行するために関係部署の連絡・調整を行い、円滑な業務執行に資することを目的とした事務協議機関として部長会議、課長会議も置かれている。

2. 評議会の現状と評価

本学においては、法人に置かれている「評議員会」とは別に、大学内の最高の意思決定機関として「評議会」が置かれている。

- ①評議会は、大学の教学や管理運営に関する基本的な事項を決定する。審議決定事項は、学則第 67 条において次のとおり規定されている。

【学則】

第 67 条 評議会は、次の各号の事項を審議決定する。

- (1)学長の選考基準に関する事項
- (2)学則の改正及び大学内規の制定改廃に関する事項
- (3)学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4)学部、その他学内諸機関の連絡・調整に関する事項
- (5)職員の採用及び昇任についての基準に関する事項
- (6)職員の休職に関する事項
- (7)職員の定年に関する事項
- (8)職員の処分の審査に関する事項
- (9)名誉教授の承認に関する事項
- (10)給与に関する事項
- (11)予算・決算に関する事項
- (12)その他大学における重要事項

- ②評議会は、部局長会構成員（部局長会同席者である法務研究科長を含む 14 名）、各教授会から選出された者（短期大学部、法科大学院を含む 16 名）、事務職員会から選出された者（8 名）で構成されている。議案の提案側である部局長会の構成員（14 名）より、選出評議員（24 名）の方が多いという構成になっている。この構成により、評議会が民主的な議論の中で緊張感を保ちながら運営されることを保障している。このことから、評議会が、全学合意を形成する大学の意思決定機関として適正なものであると評価できる。
- ③前述の事項について審議を行うために、評議会は 2002 年度 20 回、2003 年度 17 回、2004 年度 18 回開催されている。夏期休暇の 8 月を除いてほぼ毎月開催している。
- ④議決に当たっては、出席評議員の過半数の同意を必要とするが、採決をとることはほとんどない。これは、評議会における審議の中で、評議員の意見をよく聴いた上で全学的な合意を形成することに重点を置いているためである。重要案件については、教授会や事務職員会との往復審議を行いその意見反映に努めることも少なくない。
- ⑤評議会の審議過程においては、部局長会の提案内容に対して、評議員から厳しい意見が

提起され、その都度、部局長会は新たな資料提供、場合によっては提案内容の修正等を行い、より深い議論が進むよう努めている。このような運営方法は、評議会が全学的な合意形成機関としての実質を確保していく上で極めて重要であり、適切な運営が行われている。

3. 部局長会の現状と評価

- ①部局長会は、理事会および評議会の審議決定に基づいて、大学（法人）の通常業務の執行を審議決定している。それ故、部局長会は「大学執行部」であるということが確認されている。部局長会の審議決定事項は、次のとおりである。

【大学審議決定機関に関する規程】

第 15 条 部局長会は、次の事項を審議決定する。

- (1)大学の基本的な業務計画及び管理運営の立案に関する事項
- (2)大学の重要業務の執行に関する事項
- (3)各所管業務の重要な連絡・調整に関する事項
- (4)法人理事会及び法人評議員会に提案する議案等に関する事項
- (5)評議会に提案する議案等に関する事項
- (6)事務協議機関からの提案等に関する事項
- (7)その他大学運営に関する必要な事項

- ②部局長会は、学長、副学長（2 名）、事務局長、学部長（短期大学部長を含む 8 名）および総務局長の 13 名で構成されている。また、法務研究科長は同席している。その他、部長の職にあるものは、所管事項に関する議案が審議されるときは、部局長会に出席し、その意見を述べることができる。
- ③構成員は、事務局長と総務局長が事務職員、それ以外は教育職員であり、全員が法人の常勤理事である。部局長会は、このような体制の下で、常に教学と経営のバランスをはかり、大学の各組織体の意向を汲みながら審議を行っている。
- ④部局長会は、原則として毎週木曜日に定例的に開催され、前述の審議事項に関し各部署を所管する部長職位者等からの提案説明を受けて、審議決定を行っている。2004 年度は、42 回開催された。
- ⑤部局長会の開催は、その構成員の 3 分の 2 以上の出席、その議決は出席者の過半数の同意を必要としている。また、可否同数の場合は、議長（学長）が決定することとなっている。しかし、大学執行部としての一体性を保った運営が重要であるとの認識から、採決または学長による決定という方式はとらないよう審議を重ね、場合によっては提案内容を修正する等の適正な運営を行っている。
- ⑥部局長会の意思形成を支援するために、教学部長（教員）、法務研究科長（教員）、学長室長、総務部長、財務部長の 5 名が同席している。大学事務を総括的に把握できる立場にある事務役職者（3 名）が同席していることは、事務職員も大学の意思決定支援に積極的に参加していくという意味も込められ、「常時同席」のシステムとして、部局長会で確認されている（ただし、議決権は有しない）。
- ⑦構成員の過半数を占める学部長（8 名）は任期制（2 年）の役職であるため、毎年度、一定数の学部長が交代となる。大学執行部である部局長会の業務の継続性、問題意識の共有化という点では問題を抱えている。また、学部長は、所属教授会との関係で理事者としての意思形成が制約されやすい立場でもある。一方、第 4 次長期計画の進行に伴い、戦略的な重要案件が議案となることもしばしばおきている。今後、情勢変化に機敏に対応した部局長会の審議がどこまでできるのか、大きな課題を抱えていることも事実である。

4. 学長会の現状と評価

- ①学長会は、大学執行部である部局長会を効率的に運営するために、その内部分担機能として位置づけられている。このため、その権限関係をめぐって混乱が起きないように部局長会からの委任事項を明確にした上で運営を行っている。

【学長会の運営に関する申し合わせ】

「大学審議決定機関に関する規程」第19条第1項2号「部局長会から委任された事項」は、第15条の規定に反しない限り、次のとおりとする。

1. 法人理事会及び法人評議員会に提案する議案の作成・調整に関する事項
2. 評議会並びに法人理事会及び法人評議員会の議事録、決議録の作成に関する事項
3. 各所管業務の連絡・調整に関する事項
4. 官公署並びにマスコミ機関などとの対応（調査・情報収集、官公署からの調査依頼・指示・通達等への対処、取材への応対等）に関する事項
5. 諸委員会（主として学長の諮問委員会等）への諮問、委員指名、委員会相互の連絡・調整に関する事項
6. 弁護士、公認会計士などとの連絡、相談・協議、事務依頼等に関する事項
7. 緊急事態への対応に関する事項
8. その他、内容を特定して部局長会から委任された事項

なお、施設・設備の購入については、1990年3月22日の理事会決定により、1億円以下のものについては「専務理事及び常務理事の合議を経て専務理事の決裁に任せる」、1億円を超えるものについては「専務理事及び常務理事の所管として、理事長の決裁を得る」ものとされている。

- ②学長会は、学長、副学長（2名）、事務局長、総務局長の5名で構成されている。なお、学長会には、学長補佐（2名／後述）、学長室長、総務部長、財務部長、瀬田事務部長、教学部事務部長が同席し、学長会の意思形成を支援している。
- ③学長会は、部局長会の前日である毎週水曜日に開催され、学長が部局長会へ提案する議案の整理または前述の委任事項について審議決定を行っている。2004年度は46回開催されている。
- ④部局長会は任期制の学部長が多数を占めるが、学長会は、学長選挙時を除いては構成員の大きな変更もなく、教授会との関係で意思形成が制約される可能性もない。したがって、全学的な立場から戦略的な政策を審議しやすい条件があるため、学長の意思形成を支援するうえで効果的な機能を果たしている。学長会の役割が拡大していくことには、十分な検討を要するが、大学執行部の情勢変化に対応した政策決定を促進する上で、学長会のイニシアティブは重要である。

5. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

部局長会は、任期制（2年）の学部長が多数を占めており（構成員13名中8名）、しかもその一定数が毎年交代する。一方、私立大学の経営環境も大きく変化しつつあり、敏速に対応すべき重要事項も多くなっている今日、このような実態を持つ部局長会が大学全体の経営責任を担い、リーダーシップを発揮するには大きな困難がある。このため、学長会を独自の機関として独立させその機能の強化をはかるという意見もあるが、一方、部局長会の形骸化を危惧する声も教授会を中心に根強くある。こうした状況の中で、大学執行部たる部局長会をいかに強化するか、その事務支援体制の強化を含めて、本学の大きな課題である。

2) その改善状況

部局長会の構成は、任期制（2年）の学部長が多数を占めている（13名中8名）状況に変わりはなく、この構成は大学の教学と経営のバランスを保ちやすいというメリットがある半

面、大学経営の専門性・継続性の面からは弱点をもっている。このような実態にも大きな変化はないが、教学部長、法務研究科長、学長室長、総務部長、財務部長の5名が部局長会に同席し、その意思形成を支援する体制を整備したことは前述のとおりである。

6. 今後の課題と改善方策

- ①評議会に提案された重点政策について、評議員が、その政策的判断や全学的視野に基づいて賛否を表明することは審議を深める上で歓迎すべきことである。しかし、機械的に全学平等論的な意見が提起されたり、所属する教授会の意向に強く拘束されると、戦略的な意思決定のタイミングを逃すリスクもある。今後、評議員には、教授会の意見をも聴取しつつ、戦略的な判断に基づく意見提起や全学的な視野で審議に参加することが強く求められる。
- ②全学合意を基本とした上で、大学内外の情勢変化に的確に対応できるような大学経営を行うことも重要な課題である。そのためには、学長を中心としたガバナンスの質を高め、大学執行部がリーダーシップを発揮していくことが必要である。このことは、戦略的政策の迅速な決定等についての全学合意のあり方を検討していくことにもつながる。

第4節 学長の選任と権限

【学長、学部長の権限と選任手続（学部）】

A 群・学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

B 群・学長権限の内容とその行使の適切性

B 群・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

1. 学長の選任手続の現状と評価

学長選任手続等については、理事会で決定された「学長選挙規程」に定められている。

1) 学長の選任手続

学長の選任手続は、「学長選挙規程」によって、学長の要件、学長候補者の資格、選挙権者、選任方法等が明確に規定されている。なお、選出された学長は、短期大学部の学長を兼ねることになっている。

①学長の要件は、学長選挙規程において、次のとおり規定されている。

【学長選挙規程】

前文

（略） 学長（短期大学部学長を兼務）は、学則に定める目的を達成するために、創立以来の学風と伝統及び大学自治の慣行を尊重し、教育・研究の充実、発展に努めるとともに、円滑、適正な大学運営をはからなければならない。（略）

第1条 学長は、浄土真宗の信者であって、前文に掲げる目的を実現する意志をもち、それ遂行し得る者でなければならない。

②「信者」条項は本学の建学の精神を体現する意義として規定されている。また、学長となる者については、学内者に限らず、学内外から広く人材を求めることも可能であるが、現在まで、すべて学内の教員が学長に選任されている。

③選挙権者は、学校法人龍谷大学に雇用された専任の教育職員と事務職員であり、すべて平等に1票の投票権を有する（ただし、休職者、国外研究員等は除く）。

④選挙手続は次のとおりである。

イ) 先ず各教授会から選出された者8名と事務職員会から選出された者4名計12名で構成された「学長候補者推薦委員会」において学長候補者を選考する。また、選挙権者も10名以上の連署をもって学長候補者を推薦できる。

ロ) 選挙が行われるまでに、学長候補者の経歴や抱負等が文書として作成され、全選挙権者に配付される。

ハ) 選挙は、選挙管理委員会が招集した「選挙会」（選挙権者3分の2以上の出席で成立）における投票によって行われる。

ニ) 選挙会における投票の前に、学長候補者は、抱負等を表明する。

ホ) 選挙会の選挙は、単記無記名の投票により行われ、第1回の投票で、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。

ヘ) 前項の投票で過半数を得た者がいない場合は、第2次投票を行い、候補者が2名の場合は得票上位者をもって当選者とし、候補者が3名以上の場合は、投票総数の過半数の票を得たものを当選者とする。

ト) 選挙終了後、理事長が発令する。

⑤学長任期は4年、再選の場合は2年である。

⑥学長候補者の推薦を推薦委員会がすべて行うことについては、従前は一定の範囲で候補者を絞った方が良いとする意見と選挙権者の選択権の矮小化であるとする批判的意見の

両方があった。また、大学規模が拡大した今日、候補者の抱負や政策を知らないままで投票せざるを得ない選挙権者もいるので、候補者広報の充実を望むとの意見もあった。

これらについては、全学的な議論を経た後、前述のように、選挙権者も10名の連署をもって直接候補者を推薦できること、候補者の基本政策を文書にして全選挙権者に配付すること、選挙会場において候補者が抱負等を表明すること等が制度化され、改善された。

- ⑦本学は、法人業務の執行と大学教学に大きな権限と責任を担っている学長を、教育職員と事務職員が等しい選挙権をもって選出することを制度化している。単に学長選出方法が民主的であるというだけでなく、学長選挙の過程をととして構成員が大学の一員としての自覚と責任を培う機会としての意義をもっている。
- ⑧本学の学生（大学院生、短期大学部学生を含む）には、学長の解任請求権がある。その手続等に関しては、「学長解任請求規程」（添付資料）に定められているが、今日まで発動されたことはない。

2）前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

学長選挙は立候補制ではないので、候補者の人物・所信等がわかりにくいとの声がある。有権者に可能な限り判断材料を提供する必要がある。

（2）その改善状況

以前から、候補者の経歴と写真は公表していたが、さらに前述1)の⑤のとおり改善した。

2．学長の職務権限とその行使の現状と評価

1）学長の職務権限の行使と全学的審議機関との連携・協力

- ①本学の学長は、大学内の最高責任者であると同時に、法人においては専務理事として、理事長の命を受け、教学と経営を一体的に執行する権限と責任を有する。学長が、この権限を行使するにあたっては、前述の学内の意思決定機関（評議会・部局長会・学長会）の審議決定を経ている。
- ②このような意思決定プロセスを経ることによって、学長は全学的な調和と政策立案の正確さを維持しつつ、全学的合意を得た上で、その権限を適切に行使している。このような過程を経た決定事項は、各部署における政策実行段階における自主性を育み、かつ責任を自覚させる方法としても有効に機能している。
- ③学長の権限は、人事諸案件等専決が適切と思われる事項を除いては、大学の審議決定機関の審議決定を経て行使されている。したがって、本学の管理運営の原則が守られており、特に問題はない。会議体による合意形成と学長権限の行使が一体となっていることは、教学と経営のバランスある運営を担保する意義があり、現在、有効な運営がなされているといえる。しかし、会議体の個別的利害にこだわった審議が学長のリーダーシップを抑制するようなことがあれば問題である。大学の意思の適正・迅速な決定を実現するためには会議体の政策判断のレベルと質も問われているともいえよう。

2）今後の課題と改善方策

学長が部局長会と一体となってリーダーシップを発揮することが一層重要になろう。今後は、そのための支援機能をもった副学長、学長補佐、学長室、部局長会の常時同席者の役割を一層高めていくよう努める。

第5節 副学長および学長補佐の選任と権限

【学長、学部長の権限と選任手続（学部）】

C 群・学長補佐体制の構成と活動の適切性

1. 副学長の選任手続・職務の現状と評価

1) 選任方法

副学長の選任方法については、「副学長規程」に、次のとおり規定されている（第4章各条）。

- ①学長は、部局長会において副学長の候補者を内示する。
- ②学長は、候補者を理事長に推薦し、理事長が副学長を任命する。
- ③学長は、理事長が任命した副学長を、評議会を通じて教授会および事務職員会に報告する。
- ④副学長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ⑤副学長は、任期期間中にもかかわらず、副学長就任日に在任していた学長が任期満了した場合は、学長退任と同時に辞任するものとする。
- ⑥副学長は、法人にあっては常務理事となり、学長たる専務理事の職務を助ける。

第4次長期計画の多様な政策課題は、学長単独では、その遂行が困難である。このような状況下において、学長の職務を助ける副学長の役割は重要である。副学長は学長の意を体して担当職務を遂行していくことが重要であり、学長の意向が優先される副学長の選任手続は、学長のリーダーシップを担保する上で有効である。

2) 職務権限と行使

副学長の職務については、「副学長規程」において、次のとおり規定されている（第1章第4条）。

- ①大学の管理運営及び教学に関する学長の職務を全般的に補佐する。
- ②学長が、事故・病気などにより、長期にわたって執務できない事態になったとき、学長の職務を代理する。
- ③学長選挙規程第2条第2号、第3号、第4号または第5号に該当するときは、次期学長就任までの間は、学長の職務を代行する。

副学長（2名）は、法人にあっては常務理事となる（寄附行為第7条の2）。2名の副学長が、「大学研究等部門の総括」、「大学教学等部門の総括」をそれぞれ担当し、その業務を執行している。

また、2004年度から学長補佐（2名）が置かれているが、これにより、これまで副学長が担ってきた第4次長期計画の「特定事業の推進や特定プロジェクトの企画・立案」の役割を学長補佐が担うことになり、副学長は、今まで以上に担当業務に専念することができるようになった。

3) 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

第3長計の主要な事業をほぼ遂行し、第4次長期計画を策定する今日の段階においては、副学長の役割が一層重要になる。したがって、副学長が、次期長期計画の策定をはじめとする重要業務に集中できるよう、各部長職位者の責任を明確にしてその業務遂行力量をさらに高める必要がある。このため、各部長職位者が所管する業務は、原則として各部長職位者の責任において執行し、これにより、事務組織全体の強化を志向する。

(2) その改善方策

- ①新たに学長補佐を置いて、副学長の職務の軽減をはかった。
- ②以前は、部長職位者の中にも担当副学長の指示を待って業務の執行にあたる傾向が見られたが、現在では、そのような傾向はない。ただし、部署の問題整理と政策提案等組織運営に必要な部長職位者としてのマネジメントはさらに向上させる必要がある。
- ③今まで教員の兼務部長しかいなかった部署に事務部長を配置し、当該部署の業務の継続性と業務遂行力の一層の強化をはかっている。

4) 今後の課題と改善方策

- ①各部長職位者の業務遂行能力をさらに高める必要がある。各部署内の人員配置は部長職位者に委ねる等の権限の委譲を行い、部長職が業務に応じた適切なマネジメントが行えるような条件の整備も検討していく必要がある。
- ②学長補佐制度導入に伴って副学長の任務の達成度についても、今後、検証が必要である。

2. 学長補佐の選任手続・職務の現状と評価

1) 選任方法

学長補佐の選任手続は、「学長補佐に関する規程」に定められている（第5条）。

- ①本学に在職する専任職員から、部局長会の議を経て、学長が任命する。
- ②学長は、任命された学長補佐を、評議会を通じて教授会および事務職員会へ報告し、全学に周知している。

選任手続で、「部局長会の議を経る」ことになっている理由は、学長補佐は大学政策として重要な特定事項の企画立案等を担当することから、学部長を含む部局長会の合意を得て選任した方が、後の業務執行が円滑に行えるからである。人選は、学長の意向によって適切に行われている。現在2名の学長補佐は、いずれも教員であるが、教員に限る必要はなく、事務職員にも学長補佐への登用の道を開いたことも重要な特徴である。

2) 職務

学長補佐の職務は、「学長補佐に関する規程」において、次のように定められている（第4条）。

- ①大学政策の策定及び実現のため、情報収集、調査等を行い、学長の意思形成、政策判断等を支援する。
- ②特定プロジェクトの企画・立案を主体的に行い、大学政策に基づく諸政策の具体化をはかる。
- ③特定事項の機能を強化・推進し、関係する部署あるいは教学責任主体との連携・調整をはかる。
- ④その他、学長が認めた特定事項の業務を遂行する。

現在、学長補佐は、第4次長期計画における特定事項の企画立案、重点政策に係る情報収集活動等にあたっている。また、学長会に同席し、学長の意思決定を支援している。学長補佐を設置したことにより、第4次長期計画の重点政策である「海外拠点の開設」、「学生1人1人の目標設定と実現を助けるプロジェクト」、「ユビキタス教育環境の整備プロジェクト」、等が答申され、その具体化が進みつつある。

3) 今後の課題と改善方策

学長補佐制度が確立して約1年余りが経過した。学長補佐が中心となって立案した第4次長期計画の特定事項の具体化も開始され、その成果が2006年度以降に現れてくることが期待されている。現時点（2005年度）で、その評価を行う段階にはないが、学長補佐の今までの活動を通じて、現在進行形の課題をあげれば、次のことがいえる。

- ①授業負担の一層の軽減等学長補佐の職務に専念できる体制を構築していく必要がある。
- ②学長補佐が加わる特定事項タスクフォース体制は、本学としての新たな試みである。特定事項に対して強みのある教員・職員を集め、企画立案を推進していく体制は、今後の大学組織としてのあり方に、新たな課題を提起したといえる。評価を下すのはまだ早い。が、部署縦割りの業務推進体制から、横断的な体制への移行の試みは、職員研修の観点からも有意義であり、今後の事務組織のあり方を考える上で、1つのパイロットケースになると考えられる。今後の取り組みを注視し、事務機構改革に反映すべきであると考ええる。

第6節 学部長の選任と権限

【学長、学部長の権限と選任手続（学部）】

A 群・学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

B 群・学部長権限の内容とその行使の適切性

1. 学部長の選任手続の現状と評価

- ① 本学には7つの学部と併設の短期大学部があり、学部長と呼称される役職は短期大学部長を含む8名である。8名の学部長は、大学にあっては部局長会の構成員となり、法人にあっては理事としての職務がある。本学は、いわゆる「学部長理事制度」の方式をとっている。これは、教学と経営をバランス良く運営するための仕組みであり、本学においては長い歴史をもっている。
- ② 各学部には、学部長選挙規程が整備されている。主な事項については、次のとおり定められている。
 - イ) 被選挙権者：学部所属する専任教員
 - ロ) 学部長の任期：2年（再任を妨げない）
 - ハ) 選挙権者：学部所属する専任教員および事務職員会から選出された事務職員（学部所属専任教員数の5分の1にあたる数を選出）
 - ニ) 選出方法：選挙会（選挙権者総数の3分の2以上が出席で成立）を開催し、単記無記名の投票により、有効投票総数の過半数を得た者を当選とする。
 - ホ) 学生には解任請求権がある。

いずれの学部も、選挙管理委員会を設け、関連規程に基づいて厳正な選挙が行われており、特に問題はない。本学の学部長は理事として学部教学の執行に責任を持つとともに、法人理事として財政や大学の管理運営にも責任を持つため、事務職員会から選出された選挙人も投票権を有していることが本学の大きな特徴である。事務職員が参加する学部長選出方式は、事務職員の大学運営への参加意識を高め、教員・事務職員の共同による円滑な大学運営に貢献している。なお、学生には「解任請求権」があるが、今日まで発動された事例はない。

2. 職務権限と行使の現状と評価

学部長は、教育課程の編成、学生指導、教授会の招集、学部の教務事務等、学部の教学と運営に係わるすべての事項を執行する権限と責任を有する。同時に、法人の理事として、大学経営に係わる職責もある。学部長の職務権限は、次のようなプロセスを経て行使されている。

- ① 学部教学と運営に関する事項は、教授会の審議決定を経て執行する。
- ② 学部運営のために、各学部においては「学部執行部」（学部長、教務主任、学生生活主任、研究主任等）を置いて、教授会をはじめ学部運営に関する事項について連絡調整を行い、学部長の意思形成支援をはかっている。
- ③ 全学的に共通する教学事項は、学部長会において連絡・調整のうえ、部局長会または評議会の審議・決定を経て執行している。

以上のとおり学部長は、教授会から学部執行部の支援を得つつ、教授会における民主的な討議を経て、その職務権限を行使しており、その限りにおいては特に問題はなく適切である。

3. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

学部長が法人の理事を兼務することは、学部教学を経営に反映させるという点では積極面

を持つ。しかし、大学の規模が大きくなり、経営も含めた多様で複雑な問題の迅速な処理が学部長に要求されるようになると、そのマイナス面も強く感じられる。教授会の代表と経営者としての理事というふたつの側面を持つ学部長理事制度について、今日の情勢のもとでデメリットをできるだけ克服し、メリット面を発展させるような仕組みをどのように構築していくかが、大きな課題である。

2) その改善状況

現行の任期制による学部長理事制度は、業務の継続性や経営責任の明確化という点では問題があることは認識されている。現時点においても、抜本的な改革案を提起できる段階には至っていない。

4. 今後の課題と改善方策

- ①学部長理事制度における問題点の改善が引き続き課題である。
- ②学部長の業務執行を支援する学部教学担当の事務職員の力量の向上をはかることが重要である。事務職員の問題整理力・企画力等学部長と連携した業務力量の向上に努めていく。現在、その一環として、事務職員の能力伸張をめざした人事制度改革を検討している。

第7節 教授会

【教授会（学部）】

A 群・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

B 群・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

B 群・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

1. 教授会の権限と役割の現状と評価

教授会の権限は、学則第 64 条に定められている。

【学則】

第 64 条 教授会は次の各号を審議決定する。ただし全学的に決定を要する事項を除く。

- (1)教育職員の人事に関する事項
- (2)学部長及び評議員の選挙に関する事項
- (3)研究及び教授に関する事項
- (4)学科課程の編成、履修の方法及び課程修了の認定に関する事項
- (5)学業評価に関する事項
- (6)学生の入学、退学、休学、復学及び卒業、その他学生の身分に関する事項
- (7)学生の補導厚生に関する事項
- (8)学部内諸規程の制定改廃に関する事項
- (9)称号に関する事項
- (10)その他学部における重要な事項

各学部は、この規定に則り教授会を運営するために学部教授会規程、人事関係規程、学部長選挙規程等を定めて、適正に運営している。

- ①教授会は学部長が招集し、概ね月 2 回（第 1・3 の水曜日）に開催している（月 1 回を開催の原則としている学部もある。その場合は、学部執行部に権限が委譲されている）。
- ②教授会は、専任の教授、助教授、講師、助手によって構成されるが、学部の方針により助手を含めないこともできる（理工学部は講師以上で構成されている）。
- ③「学校法人龍谷大学就業規則」に、「職員の人事に関する事項（採用、配置転換、出向、休職、復職、退職、解雇及び免職等）は理事長がこれを行う。ただし、教育職員の人事に関する事項については、所属教授会の議決を経なければならない」（第 5 条）と規定されている。これに基づいて、専任教員の採用分野および所属教員数は、部局長会で事前に連絡・調整した上で教授会が審議決定を行うが、具体的な募集方法、採用人事および昇任人事ならびに懲戒による不利益処分等、教員の人事に関する事項は、すべて教授会に先議権がある。余程の問題がない限り、学長は教授会の意向を尊重して、理事長に人事の発令を進達しており、特に問題はない。
- ④教授会は前述の審議決定事項の他、評議会、各種委員会の報告もなされ、そこで提起された意見や要望は、選出評議員を通して評議会へ、学部長を通して部局長会へ、各種委員会委員を通して委員会へそれぞれ反映される仕組みになっている。

このように本学の教授会は、大学運営の全体的な状況を把握しつつ、主体的な運営が行われるような仕組みになっている。これは、教学を直接担っている教員の創意を活かしながら大学を運営する方法としてとられている措置であり、現在それは適切に機能している。

第 4 次長期計画等により大学の業務範囲が拡大し、教授会に報告する事項も増加しつつある。したがって、通常の事項は報告文書の配付のみに留める等の簡略化を行いつつ、重要事項は文書と口頭で報告する工夫等が行われている学部もある。また、代議員会を設置して教授会運営の効率化をはかる等の意見もあるが、それについては組織的な検討は行われていない。

2. 教授会と学部長の連携関係の現状と評価

学部長が、その職務を執行する際には、教授会との連携・協力が必須の要件であることはいうまでもない。そのための方法として、本学の各学部教授会においては、次のような措置がとられている。

- ①前述の学部執行部会議の開催
- ②学部または全学的な教学や管理運営を執行するために、評議員を含む「諸委員」を、教授会構成員に割り当てる。

1) 学部執行部と教授会運営

- ①教授会の円滑な運営をはかるために、教授会の前日や当日に「学部執行部会議」を開催し、教授会へ提案する議案の事前調整や論点整理等を行っている。学部執行部会議で、報告事項や審議事項の論点を整理することは、限られた時間の中で、教授会を効率的に運営することに役立っている。
- ②学部によっては、定型業務については学部執行部に権限を委譲することにより、学部長の業務執行の効率化をはかっている学部もある。

2) 教授会と学部長との連携・協力関係

- ①学部長は、年度の当初に、教授会構成員の中から「諸委員」の選出を行う。諸委員は、学内の各委員会に参加し、そこでの審議状況を教授会に報告する。参考までに、教授会選出または学長から指名される諸委員の主なものは、次のとおりである。

イ) 学長・学部長が構成員となる主な会議体

法人理事会、法人評議員会、評議会、部局長会、学部長会、入試委員会、全学教学会議、全学研究会議、学生生活指導会議、キャリア開発会議、大学評価会議

ロ) 学部長以外の教授会構成員が委員となる主な委員会

教務会議（京都学舎・瀬田学舎）、共同開講科目会議（京都学舎・瀬田学舎）、全学研究運営会議、学生生活連絡会議、キャリア開発主任会議、大学評価委員会、大学教育開発センター運営委員会、メディア教育委員会、図書委員会、国際センター会議、留学生別科運営会議、広報委員会、セクシュアル・ハラスメント問題委員・相談委員

他に、個別の教育・研究分野の運営、施設・設備の運営、大学政策を検討するための委員等を教授会構成員で担っている。このうち、その任務との関係の密接さから教務主任や学生主任等の学部執行部構成員が兼務する場合も少なくない。学部長や学部執行部に就いた者が、その任期中集中的に任務を負い、それらの役職者が順次交代していくことによって、負担が長期にわたり一部に集中しないよう努めている。

- ②教務主任の負担が特に重く、研究主任、学生生活主任、キャリア開発主任も相応の負担がある。こうした体制をとることによって、学部長のリーダーシップとそれを支える教授会構成員との連携がはかられており、相互の機能分担として実効があがっている。
- ③学部長には大学執行部（部局長会）の一員としての役割もあり、大学の方針と教授会の意見との調整に重要な役割を果たすことが求められている。このため教授会においては、学部長と教授会構成員との間で厳しい議論が行われることも稀ではない。しかし、このような連携・分担体制をとることによって、厳しい議論を経て、学部全体がまとまって業務を執行していくという現行体制が維持されているともいえる。

3) 前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

（1）前回相互評価申請当時の課題

大学の教育研究に対する社会的期待に応えるために、教学の充実を目指して常に改善・改

革を進めていく必要があるが、この視点から教授会の役割をいかに高めていくかを常に追求していかなければならない。

- ①時代の要請に応えるためには、各学部が独自に教学の充実を進めるとともに、教授会が連携して新たな教学改革のコンセプトを生み出していくことが重要である。
- ②本学は、学部改革のイニシアティブを活発化させ、教学の充実をはかるため、長期財政計画による独自の財源を積み立てている。この有効な利用のためには、今後は、特に学部長のイニシアティブが重要である。
- ③教授会運営の能率化をはかるためには、審議事項を整理し、定型的な事項等は学部執行部へ委任する（既に行っているところはその委任事項を増やす）ことの検討も求められている。

（２）その改善状況

本学は、学士課程の教育を担う教授会の主体的な役割を重視するとともに、時代のニーズに応えるために、学部が連携して新たな教育・研究領域を創出するよう努めてきた。

- ①教学主体としての教授会の教学改革への取り組みは、強まってきたといえる。事例をあげれば、以下のとおりである。

イ）学科増設

- ・理工学部の情報メディア学科、環境ソリューション工学科
- ・社会学部のコミュニティマネジメント学科
- ・経済学部の学科改組の検討（現代経済学科、国際経済学科／2006年度開設予定）

ロ）カリキュラム改革

- ・国際文化学部の PEC*の開講
- ・京都学舎3学部の学部共通コースに「環境サイエンスコース」の開設
- ・京都学舎における外国語履修コースの多様化

この他、2006年問題等にかかわり、学部教育のあり方についての検討が行われており、学修目標をさらに明確にしたカリキュラム改革を進める努力がなされている。なお、大学院における連携は、民際学コースや NP0・地方行政コースに見られるよう一定の進捗を見たが、学部についてはやや不十分である。時代の要請に応える、人材養成の目標を明確にした新学部の設置や履修コースの設定等について検討していく必要がある。

- ②各学部長は、学部教学の充実のために部局長会と連携して教学財源の有効活用に努めている。
- ③当面は学部執行部体制を維持して、その運営改善に努めていく。

3. 教授会と全学的審議機関等との連携・協力関係の現状と評価

本学における全学的審議決定機関である評議会、部局長会は、教授会の代表者たる学部長や教授会選出の評議員を通して教授会との連携・協力関係がはかられている。

1) 学部長を通じた連携・協力

- ①学部長は、評議会、部局長会、学部長会の構成員である。さらに法人理事として、大学経営、財政運営面を審議する理事会の構成員でもある。これらの会議において学部長は、学部教授会の代表者として学部教学の立場からその審議に加わると同時に、大学経営者の一員としての自覚に基づき意思決定を行う。
- ②学部長には、学部教学の代表者としての側面と大学経営者としての側面の双方からリーダーシップを発揮することが求められている。学部長は必要に応じて教授会の意見を聴取し、その意見を審議決定機関に反映させることにより学部と全学的審議機関との連携をはかっている。

*Professional English Course：プロフェッショナル英語コース。第5章-7参照。

2) 評議員を通じた連携・協力

- ①教授会から選出された評議員は、教学に関する審議事項においては学部教学の内容をよく理解して審議に参加するとともに、大学全般の運営、経営・財政的審議事項においては全学的な意思決定機関である評議会の一員として審議に参加することが求められている。
- ②評議会での審議事項と審議内容・結果は、教授会選出評議員により各教授会に対して報告される。必要に応じて教授会の意見を聴取し、評議会に反映させている。

本学は、以上のような両側面の性格を備えた学部長と評議員が、全学的な審議決定機関の構成員として審議に参加することによって、学部と大学、教学と経営のバランスをはかりながら大学の運営を行ってきた。

本学は、2003年度から「教員・事務職員の人件費枠」を定めて、それに基づいて毎年、人件費枠の検証を行っている。しかし、この方針が評議会の決定に至るまでには、各教授会から厳しい議論が提起された。また、専門職大学院の新設や施設整備計画等の重要議案が評議会に提案され、各教授会の意見を聴くために、その提案を持ち帰ると、各教授会においては、反対意見を含めて批判的意見が多く出る場合もある。この場合、評議員がその意見を評議会に報告し、全学的な調整がはかられることとなるが、厳しい議論が続き、審議が長時間に及ぶこともある。それでも全学調整ができない場合は、再度、往復して審議を行うこともしばしば見られる。

こうした審議過程は、前述の両側面の性格を有する学部長や教授会選出評議員にとっては、かなりの物理的・精神的負担となり、評議会の議論も緊張する。時には、学長の強い意思によって議案が了承される場合もある。この審議過程にはかなりの労力と時間が費やされる。

本学における教授会と全学的な審議決定機関との連携・協力は、このような厳しい議論を通じて構築されてきた歴史があり、これが本学の民主的運営の実質でもある。様々な検討を重ねながらも、こうした経過があったからこそ、長期計画による大学創造を可能にしてきたといえる。

4. 今後の課題と改善方策

- ①競争的環境が強まる私立大学の情勢の下では、今後は、機動的な戦略政策の策定、政策決定と執行の時期の適切性等を常に考慮しなければならない。早急な解決策の提起はむずかしいが、時代の変化に適応できる審議決定機関のあり方、教授会構成員や事務職員の役割等について検討していく必要がある。
- ②教員が担う諸委員会が多すぎるので減らすべきであるという意見もある。しかし、教学現場の意見集約を経て全学合意をはかるという現行の方式は大切である。開催の少ない委員会や部局長会が代行できる委員会等は、部局長会構成員と同一にする等の合理化措置をとることによって改善を進めている。

第8節 大学院の管理運営

【大学院の管理運営体制（大学院）】

A 群・大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

B 群・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

B 群・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

1. 研究科委員会および大学院委員会の役割の現状と評価

1) 研究科委員会の構成と審議事項

本学には、7つの学部をそれぞれ基礎にした7つの大学院研究科が設置されている。研究科の教学を管理運営するために、研究科毎に研究科委員会が置かれている。

①研究科委員会は、各学部の専攻科目担当者によって構成されている。

②研究科委員会の審議事項は、大学院学則第47条第3項に規定されている。

【大学院学則】

第47条（略）

3 研究科委員会は、その研究科に関する次の事項について審議する。

(1) 大学院の授業担当に関する事項

(2) 授業及び研究指導に関する事項

(3) 試験に関する事項

(4) 入学・退学その他学生の身分に関する事項

(5) 課程修了の認定に関する事項

(6) 第17条第3項に規定する学位の可否に関する事項

(7) その他必要な事項

③各研究科は、この規定に則り、適宜、研究科委員会を開催し、研究科の運営に必要な事項を審議決定している。この決定に基づいて、各研究科とも研究科長を中心にした適正な運営がなされている。

2) 大学院委員会の構成と審議事項

本学には7研究科と1専門職大学院（法務研究科）がある。これらの研究科の全学的な連絡・調整機関として大学院委員会が置かれている（大学院学則第48条第4項）。

①大学院委員会は、学長、副学長（2名）、教学部長、研究科長（8名）、各研究科から選出された者（8×各2=16名）、計28名により構成されている。大学院委員会の議長は学長が兼ねる。

②大学院委員会は、次の各号の事項を審議する。

(1) 大学院学則及び専門職大学院学則等の改正に関する事項

(2) 研究科（専門職大学院を含む）等の設置・廃止に関する事項

(3) 課程修了の認定・学位授与に関する事項

(4) その他各研究科（専門職大学院を含む）に共通する重要事項

③大学院委員会は、年度末に全研究科の学位授与の決定、学則や学位規程の改正等の審議、学年暦等の審議を行っている。すでに各研究科の承認手続を経た上で提案されているので、全学的な状況確認の上、審議決定している。

2. 研究科委員会と学部教授会との相互関係の現状と評価

①本学の大学院は、専門職大学院である法務研究科を除いて、学部を基礎にしている。したがって、大学院の授業科目を担当する専任教員は、学部にも所属している。また、研究科委員会の構成員も学部にも所属している教員である（専攻科目担当者）。こうした組織構

成の面から、教学の発展的連続性は保たれ、学部教学との連携も維持されている。

- ②教授会と研究科委員会の構成員が重複していることによって、学部教学の段階から大学院教学までを展望した教学改革を可能にしている。例えば、学部教育の履修コースの多様化は、発展的に修士課程の教育課程に反映され、修士課程においてもコース制の履修コースを設定しているところもある。

＜法学部と法学研究科の事例＞

法学部には学部内コースとして、法学コース、法政総合コース、政策科学コースの3つがある。修士課程では専門分化させ、法学、専修、法務、政策学、国際学、NP0・地方行政6つの履修コースがある。このことにより学修意欲のある学生は、大学院まで見通した学修に励むことができ、その成果も徐々にあがりつつある（例えば、まだ少数であるが司法試験の合格者が以前より連続してでるようになった）。

- ③日常的な研究科独自の教学課題を連絡調整するために、研究科に教務主任が置かれている。ただし、学部との連携を考慮して、学部教務主任が兼ねることもある。
- ④いずれの研究科においても、専任教員の採用および昇任等の人事権は学部教授会にあるが、大学院の教学まで展望した人事が行われている。
- ⑤いずれの研究科委員会も、原則として水曜日に開催されており、教授会の前後に開かれることが多い。

以上のとおり、教授会との相互関係には特に問題はない。しかし、今後は、大学院改革をめぐる独自課題も多くなるので、独自の運営体制をも整備・強化していかなければならない。

3. 研究科長の選任手続の現状と評価

- ①研究科長の選任手続は、各研究科の「研究科長選挙規程」に定められている。研究科長は、研究科委員会の構成員の中から、構成員の直接選挙によって選出される。任期は2年である（再任を妨げない）。
- ②以前は、研究科長は学部長と同一人物が選出されることが多かったが、大学院の教学課題が多様化してきたこともあり、現在は学部長との兼務者は少ない（2005年度は理工学研究科長のみ学部長が兼ねている）。研究科長は、独自の役割と責任を明確にして、学部との連携をとりながら運営している（研究科長は教授会の構成員）。
- ③研究科長の選挙は、いずれの研究科においても規程に則り厳正に実施されており、特に問題はない。

4. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①大学院委員会は、大学院に関する重要事項の全学的連絡・調整と審議機関として位置づけられているが、実質は各研究科で審議決定した事項の全学的な合意を手続的に行っているのが現状である。構成員も多く、一堂に会しにくい。大学院は、今後、一層充実する必要があるが、そのために実質的な審議ができるよう構成を改めることが求められる。当面は、大学院研究科長懇談会を設け、必要な検討を行いたい。
- ②現在、大学院研究科委員会の事務は、各学部教務課が処理している。今後の大学院教育の充実政策との関係で、その支援体制の在り方を検討する必要がある。

2) その改善状況

- ①大学院委員会の運営実態に基本的な変化はない。各研究科の了承を経た上での審議事項であるため形式的な審議が多く、機関としての存在意義を問う旨の意見もある。また一方では、「全研究科の代表者が集まって審議決定するというプロセスには、全学合意手続としての意味がある」との意見もある。当面は現状どおり運営していくしかない。第4次長期計画の大学院拡充政策に関する事項は、「大学院充実拡充委員会」を設けて検討し

ている。

- ②大学院教学を支援する事務体制をどのように築いていくかが課題である。特に研究科を横断する学際的な履修コースの拡充と併せて、その事務支援体制を整備していく必要があるが、この点の改善は進んでいない。

5. 今後の課題と改善方策

研究科間の連携により NP0・地方行政コース（法学研究科、経済学研究科共通コース）が設置されている。こうした新たな政策展開に対応した支援体制を強化する必要がある。この研究科横断型の履修コースに対する支援体制が不十分なため、その運営責任者である教員にしわ寄せがいく傾向がある。さらに、新学科設置と連動した研究科の専攻増設や専門職大学院の拡充等の検討が進められている。こうした多様な大学院の政策課題に対応した事務支援体制の整備は十分とはいえない。独自の事務組織の設置も含めて検討していく。

第 17 章 財務（学部・大学院）

第 1 節 財政の理念・目標

大学を取り巻く環境が激変する中で、教学の維持・発展をはかる上で、健全な財政基盤を確立していくことは必須の課題である。本学は、現在、第 4 次長期計画（以下「4 長」ともいう）に基づく諸事業を展開しているが、その各事業を財政的に裏付け、かつ長期的・安定的な財政基盤を確立するために、次のような理念に基づいて「財政基本計画」を策定している。

- ① 財政は教学を中心とした大学の運営方針に従属し、教学展開に必要な資源調達を使命とするものであるが、同時に大学運営の制約条件であることに留意する。
- ② 高等教育機関をめぐるさまざまな動向の中で、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」をはかることが、長期財政を確立する上での大きな課題であり、「教学創造こそ財政」の認識に立つ。
- ③ 第 4 次長期計画に基づき、資金を教学創造という質的发展に重点投資し、「主体性」、「安定性」、「健全性」、「社会性」のある財政を構築する。

第2節 財政の基本計画

【教育研究と財政】

B群・教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の充実度

B群・中・長期的な財政計画と総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）との関連性、適切性

1. 教学目的を実現するための財政基盤の現状と評価

1) 財政基盤の充実度

- ①直近の2004年度決算から見ると、収入の柱である学生生徒等納付金は、入学初年度の学費負担軽減をはかるといふ財政基本計画の「新学費制度」導入2年目にあたったため一時的な減収が危惧されたが、理工学部新2学科の学年進行および社会学部新学科の開設により、実際には前年度と比べ増収となった。この結果、帰属収入は234億9千万円であり、これから基本金組入額35億3千万円を控除した199億6千万円が消費収入合計額となった。
- ②一方、消費支出は219億1千万円となり、その結果19億5千万円の当年度消費支出超過が生じた。これを前年度からの繰越消費収入超過額から差し引いた63億1千万円が次年度繰越収入超過額となった。本学の財政は、計画的な財政計画のもと、4長関連事業を数多く推進しながらも累積消費収入超過の状態を維持しており、財政状況は良好である。
- ③2005年3月末日現在で資産総額は前年比7億円（0.57%）増の1,219億円、負債総額は前年比9億円（5.67%）減の147億円であり、その結果、正味財産は前年度に比べ16億円（1.50%）増の1,072億円となり、安定的な財政基盤を構築しつつあるといえる。固定負債の多くを占める日本私立学校振興・共済事業団からの借入金には高利率のものが少なく、約定返済のほか、繰上償還の受け入れを日本私立学校振興・共済事業団に求めている。この働きかけにより、2002・2003・2004年度に借入金の一部において繰上償還が実現している。今後も引き続き繰上償還の実現により、負債の圧縮に努めていく。
- ④第4次長期計画諸事業の展開を財政的に裏付けるとともに、健全な長期財政を計画的に構築するため、財政基本計画のもと、消費収支計算書レベルでの「長期財政計画」を策定している。これは、必要に応じて修正を加え、常に向こう10年間の財政計画を策定し、予算審議資料として位置づけているものである。2004年度決算確定に基づく修正で「長期財政計画」は2001年度策定時より、計14回の更新を行っている。常に最新の財政状況に基づいた向こう10年間の財政計画を示すことで、安定かつ積極的な4長事業の展開が可能となっている。
- ⑤本学が株式会社格付投資情報センター（R&I）より、「信用力は極めて高く、優れた要素がある」ことを意味する発行体格付け「AA-（ダブル A マイナス）」を取得したことは、大学経営の安定性・健全性と、教育・研究の質が高く評価されたものであるといえる。

このような安定的な財政基盤を確立してきた背景には、「教学創造こそ財政」の理念に立脚し、4長に基づく教学改革への計画的・重点的投資と安定的な学生規模の確保の連携サイクルが概ね機能してきたことによるものである。

2) 今後の課題と改善方策

- ①私立大学において、帰属収入に占める学生生徒等納付金の割合は非常に大きい。しかし一般の社会情勢から見て学生生徒等納付金の飛躍的な増加を見込むことは困難であり、受験料等の手数料についても同様である。長期にわたる安定的な財政基盤を確立するためには、帰属収入の80%近くを学生生徒等納付金が占める本学財政の構造的特徴を全構成員が明確に認識し、「教学創造こそ財政」の立場に立った教学改革を促進するとともに、補助金をはじめ、寄付金等の外部資金の獲得にも積極的に取り組んでいくことが重要である。
- ②支出においては「財政基本計画」において定められている「教員・事務職員定員枠」や

「財務比率〔財政ガイドポスト〕」による数値の検証とともに、「事業評価」に基づく事業の選択・重点化、再構築（スクラップ・アンド・ビルド）等を適正に行いながら、効果的な財政措置を講じていくことが重要である。

2. 財政基本計画と第4次長期計画の現状と評価

1) 財政基本計画の概要

財政基本計画は、財政の「主体性」、「安定性」、「健全性」、「社会性」の4つの理念に基づいて策定されており、次のような目標と計画をもっている。

理念	目 標	具体的施策
主体性	教学組織を中心とした各事業主体の自律性を促進し、的確な教学支援財政を確立するためのシステムを構築する。	①教学主体予算の充実と評価 ②事業評価システムの継続実施（事業主体の自己評価による事業成果の確認と翌年度予算配分への反映） ③事業目的別予算科目の充実（本学独自の事業目的別予算による的確な事業内容の把握）
安定性	厳しい大学環境の中であって、安定的な財源の確保と、安全な財政運営をめざす。	①学生定員の確保 ②学外資金の獲得 ③教員・事務職員定員枠の設定（教学主体の自主性確保と財政的制限設定） ④借入金の抑制（新規借入の抑制と繰上返済の実現）
健全性	指標数値に照らした長期的財政の健全性をはかるとともに、金融リスクの増大に対処するためのリスクマネジメント体制を構築する。	①財政検証システムの構築（ガイドポスト（財務比率との対比）による財政の健全性検証） ②資金運用の体制確立（安全で効率的な資金運用を行う体制の確立） ③経常的経費の総額抑制（既設予算からの捻出〈スクラップ・アンド・ビルド〉による経常的事業の新規展開） ④長期財政計画の策定
社会性	大学財政の社会的責任を自覚し、教学アカウンタビリティに対応した財政を展開するとともに、学生や社会等から理解が得られるかたちでの情報開示に努める。	①新学費制度の導入 ②財政公開の充実

①財政の主体性：第4次長期計画の事業を推進するにあたっては、各事業主体が自律性・主体性をもってその事業を推進していく必要がある。

イ）各事業主体が、新たな事業を展開する場合、その具体的計画を「新規事業」として予めその事業内容や目的、規模、手段、もたらされる効果等を検討し「計画書」を作成、予決算会、部局長会、評議会の審議・決定を経た後、翌年度予算の計上措置を講じている。

ロ）年に2回、新規事業や大型事業、予決算差異が大きく生じた事業などを対象に「事業評価」を実施している。これは、各事業主体による自己評価をもとに、その事業に対する「ニーズ」、「役割」、「経済性」、「効率性」、「有効性」、「予算規模」等の視点から検証・評価を加え、最終的に当該事業の「継続」「改善」「廃止」等を検討している。これにより、事業の選択・重点化・再構築、成果重視の事業運営・予算編成、事業の効率性の向上をめざすとともに、事業評価の結果を翌年度以降の予算編成に反映させるように努めている。

- ハ) 決算後に消費収支計算書を基礎に作成した「学部別収支状況表」を各年度の正式な決算諸表に位置づけ、適正な政策判断を下すことにより、各教学主体の財政的自律性を促進している。
- ②財政の安定性：学生生徒等納付金は本学財政の主要な財源であり安定的な学生定員確保が重要な課題となることから、教学適正規模との関係にも配慮しながら臨時定員の恒常定員化（2000年度時点の臨定の50%）をはかり、2004年度からは入学定員のすべてが恒常定員となった。
- イ) 学生生徒等納付金に次ぎ主要な財源である補助金については、現在の補助金申請状況や体制の見直しを行い、各教学主体が補助金の仕組みを理解し、主体的に補助金獲得に取り組める環境作りに努めている。
- ロ) 資産運用についても、本学の資金を安全かつ有利に運用し、その運用益を教学の発展に資することを目的に、「龍谷大学資金運用要項」を制定している。この要項に基づき、毎年「資金運用方針」を策定し、安全性を第一義としながらも経済、金融等社会情勢を考慮した資産運用を行っている。また、IR（Integrated Relations）コンサルタント会社と業務提携を行い、実行している運用内容が本学の「運用要項」、「運用方針」に準拠しているか、さらには一般的証券投資論との整合性があるかについて定期的（3カ月に1度の定期報告の他随時）に評価を受けることも制度化している。
- ハ) 財政の安定をはかるには、収入の拡大とともに支出の抑制が必要不可欠である。特に支出における人件費の占める割合は大きく、大学財政への影響は長期に及ぶ。このことから、本学では「教員・事務職員定員枠」を設定し、計画的な人事計画を策定し、かつその財政的な裏付けを確保するために教員、事務職員の人件費枠に一定の財政的制限を設定した。決算後、消費収支計算書を学部毎に細分化した「学部別収支状況表」と「財務比率表〔財政ガイドポスト〕」に基づき、各教学主体は教員人事計画を検証することとしている。この「教員・事務職員定員枠」は財政的制限であるとともに各教学主体の人事計画に対する保証でもあり、財政の安定化だけでなく、教学主体の自律性促進をはかるものとなっている。
- ニ) 借入金についてはバランスシートのスリム化をはかる意味から、新規の借入を行わないこととし、総負債比率（総負債＜前受金除く＞／総資産）を20%以下に抑えることを目標とした。借入元である日本私立学校振興・共済事業団に対しては、現在の金利情勢からみて高金利と判断される既存負債の繰上償還の申し入れを行っている。この結果、2002～2004年度には一部繰上償還が認められ、約定返済とあわせて総負債比率は着実に低下している。
- ③財政の健全性：財政の健全性を確保するには単年度だけではなく、長期的な財政見通しを立てる必要がある。このため、4長の内容を盛り込んだ向こう10年間にわたる財務状況を表す「長期財政計画」を策定している。策定当初においては各事業に未確定要素もあるため、当初計画に組み込んだ事業予算を上限としながら、個々の4長事業の内容が具体的に確定した段階で、あらためてその事業を財政的に裏付けるとともに、長期的な財政計画の更新を行っている。
- イ) 長期財政計画は、予算編成（補正予算を含む）時、決算時に加え、必要に応じ4長事業を実施する際には事業提案と同時に提示しており、常に最新の財務状況をもとにした財政的将来展望を窺うことができ、的確な政策判断の一材料となっている。
- ロ) 財政の健全性を長期にわたり確保していく手法として、予め財務比率数値にガイドポストとなる数値を設定し、その数値と対比し検証していく方法を導入した。学長のもとに設置されている大学財政の専門委員会である「財政審議会」からの答申を基に、その内容をさらに厳格に改訂した「財政ガイドポスト」を設定している。予算・決算だけでなく長期財政計画においてもガイドポストとの対比を行い、財政状況を向こう10年にわたって検証することにより、財政の自動安定装置として機能させている。

④財政の社会性：大学は学生生徒等納付金および国からの補助金が収入の大きな要素である。そのため、大学の教学活動にかかわるコストをはじめ、収支状況は社会から理解を得る必要がある。このため、社会から理解を得られる新たな学費制度を検討するため「学費検討プロジェクト委員会」を設置し、その答申に基づき「新学費制度」を策定した。これにより 2003 年度から新学費制度が導入されている。また、財務諸表等を公開し、大学の財政運営を理解してもらえよう努めている。

イ) 新学費制度の内容は、次のとおりである。

- (1) スライド制を廃止し固定制の学費とする
- (2) 現行（2002 年度）学費の額を基本的に踏襲する
- (3) 入学金、授業料等の学費の枠組みは従来どおりとし、学部学費については納入額が各年次同額となるよう入学初年度の施設費の減免措置を行う
- (4) 学部・大学院における社会人学費については減免措置等をとる

ロ) 私立大学財政は、学生からの学生生徒等納付金、国からの補助金への依存度が高い。したがって、公共的側面を持つ教育機関として、その財政状況を外部に明確に示すことは、大学の社会的責任である。本学は、年に 2 回広報誌を用いて予算、決算に関する財務諸表とともに、当該年度の主な事業を解りやすくまとめた財政公開を行っている。また、翌年度学費についても、決定後直ちに広報誌を用いて、保護者等に向け案内を行っている。また、ホームページ*上にも財務諸表等を公開するとともに、私立学校法に基づく公開対象書類を学長室・財務部に備え付け、閲覧に供している。

2) 今後の課題と改善方策

- ①すでに実施している事業については、それを充実させていく必要がある。また、これから実施を予定している事業もある。これらの事業遂行を支えるためには、より一層の強固な財政基盤が必要となる。財政ガイドポストの警告数値をクリアするよう一層厳格な予算編成と執行に努めていくことが肝要である。
- ②第 4 次長期計画においては「教学創造こそ財政」の理念に立脚し、必要な事業には積極的な投資を行ってきた。今後は、事業実施後の評価を厳格に行い、事業のビルドだけでなくスクラップをも適正に行っていく必要がある。

*ホームページ : <http://www.ryukoku.ac.jp/university/zaisei/index.html>

第3節 外部資金の獲得等

【外部資金等】

B群・文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・額の適切性…（表 33,34）

1. 外部資金等の獲得状況等と評価

本学における文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況は、「大学基礎データ表 33 科学研究費の採択状況」、「大学基礎データ表 34 学外からの研究費の総額と一人当たりの額」を参照。

- ①本学は研究活動の活性化のために、外部資金を積極的に獲得することをめざしている。
- ②特に科学研究費補助金の採択率を全学的に高めるために「説明会」等行い、各学部が積極的に申請するよう支援している。
- ③外部資金獲得状況等に関する自己点検評価は、「第 10 章 研究活動と研究環境（学部・大学院） 第 18 節 競争的研究環境の創出等（全学）」を参照。

2. 今後の課題と改善方策

外部資金の獲得状況は、本学における教学活動の活性化のバロメーターでもあり、本学は、その積極的な獲得をめざしている。そのためには第 4 次長期計画に基づく産官学連携、大学院の拡充、生涯学習推進等の教学改革を進め、社会的評価を高めていく必要がある。「教学創造こそ財政」の一層の具体化をはかっていきたい。

第4節 予算の配分と執行

【予算編成】

C 群・予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化

【予算の配分と執行】

B 群・予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

C 群・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

1. 予算配分と執行のプロセスの現状と評価

1) 予算配分と適正執行のための規程の整備

本学は、教学・財政の両立と永続性、予算執行の適切性・効率性を維持するために、予算要求、査定、予算案の作成、予算案の審議決定、執行、事業評価、監査、決算等の手続・処理基準等を定めている。

①関連規程として次のような規程等が定められている。

- イ) 学校法人龍谷大学経理規程：本法人の経理について基準を定め、経理事務の正確かつ迅速な処理をはかり、もって法人会計の能率的運営と教育研究活動の発展に資することを目的とする。
- ロ) 予算統制等に関する規程：予算編成の手続および予算執行上の権限と責任ならびに内部監査制度等を定め、大学の円滑な業務遂行に資することを目的とする。
- ハ) 学校法人龍谷大学固定資産及び物品調達規程：本法人の固定資産および固定資産以外の物品の調達または売却の手続の基準を定め、これらの適切な処理を行うことを目的とする。
- ニ) 決裁手続取扱要項：予算統制等に関する規程第 20 条に基づく予算等業務執行決裁権限の委譲等に係る取扱を定める。

②これらの規程等に基づく業務処理の適正を促すための一環として、法人の監事監査とは別に、大学内に内部監査制度が設けられている。

以上のような規程等に基づいて、適正な業務執行がなされており、特に問題はない。ただし、私立大学の財政は、教学等に関わる支出は増える傾向にあるが、学生納付金や国庫助成等の補助金に依拠する割合が高く、収入の増加を伴っていないのが現状である。引き続き規程等に沿った支出統制を厳正に行うことが求められる。

2) 予算編成のプロセス

本学の毎年度予算は、第4次長期計画の事業遂行と、その実施を裏付ける「長期財政計画」に基づいて編成している。予算は、4 長事業の計画的・効果的・効率的に実施するために重要な意味を持つものである。そのため本学では、予算編成のプロセスを重視している。この立場から、次のような予算編成手続きをとっている。

①予算編成の基本方針

次のような審議手続を経て決定している。

- イ) 事務局長が「予算編成基本方針原案」（以下「基本方針原案」）を作成
- ロ) 学長会で審議の上、基本方針原案を「予決算会」に提案・審議を経て、部局長会の「予算編成基本方針案」（以下「基本方針案」）を決定
- ハ) 学長は基本方針案を評議会に提案し、評議会にて審議決定（大学としての基本方針案を決定）
- ニ) 基本方針案を理事長に報告し、その了承を得た後、理事長が理事会に提案
- ホ) 理事会と評議員会で「予算編成基本方針」を決定

②予算は、次のような審議手続を経て決定している。

- イ) 各部署の「部門予算原案」作成の前に、前年度の新規事業等について、各部署の自己点検評価による「事業評価」（2 回）を行い、その結果を来年度予算編成に反

映させ、効果的な予算編成に資する。

ロ) 各部署から新規事業計画の提案・審議（学長会→予決算会→部局長会→評議会で大学案を決定）

a) 評議会の決定に基づいて担当部署が「部門予算原案」を作成し、予算要求を行う

b) 要求予算額については改めて学長会・評議会等の審議を経る

ハ) 各部署から「部門予算原案」の提出、財務部査定等を経て、事務局長が「予算原案」を作成

ニ) 学長会で審議の上、予算原案の「予決算会」提案・審議を経て、部局長会の「予算案」を決定

ホ) 学長は予算案を評議会に提案し、評議会で審議決定（大学としての予算案を決定）

ヘ) 予算案を理事長に報告し、その了承を得た後、理事長が理事会に提案

ト) 理事会と評議員会で「予算」を決定

③なお、例年 10～12 月に当該年度事業の見直しや変更に対応するため、補正予算を編成するとともに、必要に応じ随時補正予算を編成して当該事業への予算措置を講じ、事業遂行に支障が生じないように配慮している。編成プロセスは当初予算編成の場合に準じる。

以上のような手続を経た上で本学の予算は決定されている。その手続は、関連規程等に沿って、原案作成から決定に至るまで適正な方法で行われている。

3) 予算編成の特徴等

①予算編成に際しては、年 2 回行う事業評価（6 月・11 月実施）により当該事業の達成度や効果、影響などを評価し、効果的な予算配分を行っている。

②各部署からの予算要求を新規事業予算と経常的予算の 2 段階にわけ、4 長に基づく新規事業についてはその目的や内容、手段、効果を取りまとめた計画書に基づき前もって審議した上で経常的予算を含めた予算編成を行っており、4 長事業への重点的な予算配分を可能としている。

③部局長会が基本方針や予算案を審議する前に、「予決算会」（部長職位者で構成／学長が議長）を開催し、各部署の事業執行責任者である部長職位者による事前審議で全学調整をはかるとともに、事業部署の意思が予算編成に反映するように配慮している。

④本学の予算は事業目的別科目により編成している。これにより、事業の目的や内容を的確に捉えることができるとともに、事業担当部署においてはその事業目的毎に必要な予算を編成・執行できるため、事業の実体に即した予算措置を講じることができる。

4) 事業評価システム

(1) 事業評価システムの目的

①事業評価システムは 2000 年度から導入している。これは事業内容やその事業がもたらす結果、成果等を財政的な視点から検証・評価し、事業の選択や重点化、再構築（スクラップ・アンド・ビルド）をはかり、限られた財源の有効かつ効果的な配分を行うための手法の 1 つである。

②事業実施部署による事業の「目的」、「手段」、「成果」、「予算執行状況」等を踏まえた自己評価をもとに、その事業に対する「ニーズ」、「役割」、「経済性」、「効率性」、「有効性」、「予算規模」等の視点から検証・評価を加え、最終的には当該事業の「継続」、「改善」、「廃止」等を検討している。このことにより、予算とともに成果をも重視した財政計画への変革、評価視点とコストを常に意識した事業の企画・運営、職員の政策形成能力向上等の効果が期待される。

③事業評価システムにより以下の点をめざしている

イ) 事業の選択・重点化・再構築

事業の目的・位置づけを明確化したうえで、その成果を検証し、事業の必要性

等の評価する。また、このことを通じて事業の重点化・再構築をはかる。

ロ) 成果志向の事業運営・予算措置

事業を予算や提供したサービスの量だけで捉えるのではなく、その事業を行ったことにより、どれだけの成果が得られたかという、成果重視の事業運営と予算編成を進める。

ハ) 事業の効率性の向上

最小の経費で最大の効果をあげるよう、費用対効果の観点から事業手法を検証し、事業の効率性を高める。また、各事業が目標に対して有効に実施されているか、事業実施の方法や投入する予算額は適切かの2点から、費用対効果を客観的に判断し、次年度予算以降に反映させることを目的とする。

(2) 事業評価の時期・方法等

①第1回(6月下旬):評価対象事業は次のとおりである。

イ) 前年度の事業評価で「評価保留」となった事業

ロ) 前年度期中(補正等)に起こった新たな事業

ハ) 前年度決算にて予算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業

ニ) 収入科目で予算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業

ホ) 補正予算額が当初予算額と比べて140%以上増加した事業

ヘ) 補正予算額が当初予算額と比べて60%以下に減少した事業

ト) 特に事業評価を必要とする事業

②第2回(11月下旬):評価対象事業は次のとおりである。

イ) 当該年度の新規事業

ロ) 年次計画で進行中の大型事業

ハ) 部局長会・予算会等で今後の検討課題となった事業

以上のような内容で事業評価を行っており、年間延べ200件近い事業が評価の対象となっている。各事業担当部署は事業遂行に際し、その目的や効果を意識し緊張感を持って当たることができ、事業主体の自律性を促進することに貢献している。

2. 今後の課題と改善方策

大学激動期を迎え、より効果的・重点的な予算配分による教学創造が求められる。このためには、学生の学びの実感等とおした評価、外部評価による教学活動の客観的な評価等、より多面的な評価を行い、費用対効果による予算の適正執行に向けた取り組みが必要である。

第5節 財務監査

【財務監査】

B 群・アカウンタビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況

B 群・監査システムとその運用の適切性

1. 監査システムの確立および運用状況と評価

本学においては、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、監査法人による会計監査、内部監査人による監査の 3 つの監査システムが構築されている。

①監事監査

- イ) 監事（3 名）による財産状況の監査は、毎会計年度終了後、監事会を開催して行っている。監事は、財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書等に基づいて財務状況の監査を行っている。
- ロ) 監事は、理事会に出席することによって、理事会の業務執行状況についても監査を行っている。

②監査法人監査

- イ) 予算年度途中における各部署の予算執行状況の監査、現金・預金等の実査、決算期の監査等を行っている。
- ロ) 2004 会計年度においては、年間延べ 24 回監査を行っている

③内部監査人の会計監査

- イ) 3 人の内部監査人を学長が任命し、定期監査と臨時監査を行い、その結果を文書で学長に報告している。
- ロ) 定期監査の結果については、学内の全部署に報告され、改善点等の指摘があった部署については改善方策を提出させて、改善に努めている。

以上のとおり 3 つの監査システムにより財務監査を行っており、それぞれの監査システムが機能することによって、予算執行の適切性を保っている。

2. 今後の課題と改善方策

- ①大学の管理運営の効率化・適正化に資するために、引き続き監査機能の強化をはかっていく。そのためには、3 つの監査システムの相互連携を検討していく。
- ②監事監査については年 1 回ではなく、会計年度途中で、監査法人の公認会計士からの報告を受け、意見交換を行う等の連携をはかるシステムをつくり、監査の質を高めていくことが重要である。
- ③内部監査人の業務を支援する事務室（大学評価・内部監査室）は、事情により大学評価業務と兼ねている。内部監査業務の質を高めるために、専任体制をとることが望ましい。事務組織改革の中で検討していく。

第6節 私立大学財政の財務比率

【私立大学財政の財務比率】

A群・消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性…（表46,47）

1. 消費収支計算書関係比率

比 率	2003 年度	自 己 評 価
	2004 年度	
	2003 年度	
	全国平均	
1. 人件費比率	49.9%	2003 年度決算全国平均(2004 年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編 日本私立学校振興・共済事業団)より低い数値となっている。ここ数年上昇傾向にあるが、理工学部・社会学部新学科および法科大学院の完成および「新学費制度」の完成に伴い、本比率は低下する見込みである。
	51.1%	
	52.0%	
2. 人件費依存率	64.6%	平均より低い数値となっている。ここ数年上昇傾向にあるが、新設学科・大学院の完成および「新学費制度」の完成に伴い、本比率は低下する見込みである。本学では本比率を財政ガイドポストの1つと位置づけ、63%以上を警告・66%以上を中止数値とし、本比率の適正化に全学で取り組んでいる。
	66.0%	
	69.6%	
3. 教育研究経費比率	32.2%	平均より高い数値となっている。本比率は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、同レベルの比率を維持できるよう努める。本比率を財政ガイドポストの1つとして、30%以下を警告・25%以下を中止数値と設定している。
	33.1%	
	27.4%	
4. 管理経費比率	6.6%	平均より低い数値となっているものの、増加傾向にある。今後も同レベルの比率を維持できるように努める。
	6.8%	
	7.9%	
5. 借入金等利息比率	1.6%	日本私立学校振興・共済事業団からの借入により高比率となっている。高利息借入金の繰上償還を行い本比率の低下に努める。財政ガイドポストの1つとして借入金元利償還額を帰属収入で除したものを「借入金償還比率」とし、10%以上を警告、20%以上を中止数値と設定している。
	1.3%	
	0.6%	
6. 消費支出比率	90.5%	前年度より約3ポイント上昇し、平均より高い数値となっている。新学科、法科大学院の完成および「新学費制度」の完成とともに、本比率は低下する見込みである。本比率を財政ガイドポストの1つとして90%以上を警告、100%以上を中止数値と設定している。
	93.3%	
	89.5%	
7. 消費収支比率	97.3%	平均より高い数値となっている。理工学部新2学科、社会学部新学科、法科大学院の完成および「新学費制度」の完成により本比率は低下する見込みである。また、次期長期計画の確定による計画的な基本金組入によって、本比率の安定に努める。
	109.7%	
	105.7%	
8. 学生生徒等納付金比率	77.3%	平均より高い数値となっている。このことから、本学の学生生徒等納付金への依存度が高いことが分かる。今後は、収入の多様化をめざし、補助金や学外資金の獲得に注力する。
	77.5%	
	74.7%	

9. 寄付金比率	1.1%	ここ数年同程度の比率で、平均より低い数値となっている。学生生徒等納付金収入以外の収入の多様化をめざす上で、寄付金収入の拡大が課題の1つである。本学では、2009年に創立370周年を迎えるにあたり、記念事業寄付金の募集を行っており、寄付金収入の増加を見込んでいる。
	0.9%	
	2.3%	
10. 補助金比率	9.8%	平均より低い数値となっている。「寄付金比率」同様、学生生徒等納付金収入への依存を軽減するため、補助金の獲得に注力し、本比率の上昇に努める。
	9.4%	
	12.6%	
11. 基本金組入率	6.9%	平均より低い数値となっている。2004年度の数値が上昇したが、これは、理工学部新2学科、社会学部新学科および法務研究科（法科大学院）の開設によるものである。
	15.0%	
	15.4%	
12. 減価償却費比率	11.2%	平均と同レベルの数値となっている。今後も同レベルでの推移が見込まれる。
	10.6%	
	11.9%	

2. 貸借対照表関係比率

比 率	2003 年度	自 己 評 価
	2004 年度	
	2003 年度	
	全国平均	
1. 固定資産構成比率	93.1%	平均より高い数値となっている。本学では必要とする支払い資金以外の資金は特定資産としてその他の固定資産で保有していることから、本比率が高率となっている。
	95.0%	
	83.8%	
2. 流動資産構成比率	6.9%	平均より低い数値となっている。現金化が可能な資産が少ないとも見えるが、「固定資産構成比率」でも記載したとおり、本学では必要とする支払い資金以外の資金は特定資産としてその他の固定資産で保有していることから、本比率が低率となっている。
	5.0%	
	16.2%	
3. 固定負債構成比率	7.6%	平均より低い数値となっている。平成9年度以降、新規の借入は行っていないため、低率にとどまっている。今後も新規借入の予定はなく、本比率は低下する見込みである。
	6.6%	
	8.1%	
4. 流動負債構成比率	5.3%	平均より低い数値となっている。借入金については、約定返済以外にも繰上償還を実施できるよう努めており、本比率は低下する見込みである。
	5.5%	
	6.0%	
5. 自己資金構成比率	87.1%	平均より高い数値となっている。資金調達は今後も新規借入を行うことなく自己資金にて行うことを予定しており、本比率の上昇する見込みである。
	87.9%	
	85.9%	
6. 消費収支差額構成比率	6.8%	平均より高い数値となっている。今後も同レベルの比率を維持できるよう努める。
	5.2%	
	-1.0%	
7. 固定比率	106.8%	平均より高い数値となっている。これは未返済の借入金によるものである。今後新たな借入を行う予定は無く、未返済借入の約定返済および繰上償還を行うことで、本比率は低下する見込みである。
	108.1%	
	97.6%	
8. 固定長期適合率	98.3%	平均より高い数値となっている。これは、未返済の借入金によるものである。今後新たな借入を行う予定は無く、約定返済により本比率は低下する見込みである。
	100.5%	
	89.2%	
9. 流動比率	131.0%	平均より低い数値となっている。本学では必要とする支払い資金以外の資金は特定資産としてその他の固定資産で保有していることから、本比率が低くなっている。
	91.5%	
	270.2%	
10. 総負債比率	12.9%	平均より低い数値となっている。今後も新規借入の予定はなく、本比率はさらに低下する見込みである。
	12.1%	
	14.1%	

11. 負債比率	14.8%	平均より低い数値となっている。今後も新規借入の予定はなく、自己資金により財政運営を行っているため、本比率はさらに低下する見込みである。
	13.7%	
	16.4%	
12. 前受金保有率	206.2%	平均より低い数値となっている。これは、長期有価証券による運用に重点を置いているためである。本比率は 100%を大きく上回っており、特に問題はないと考えられる。
	153.3%	
	332.4%	
13. 退職給与引当預金率	134.8%	平均より高い数値となっている。本学において、退職給与引当金は要支給額の 50%を基に計上している。今後も同率の数値で推移していくことが見込まれる。
	139.1%	
	63.5%	
14. 基本金比率	93.0%	平均より低い数値となっている。借入金の早期償還に努め、本比率をさらに高めていく。
	94.1%	
	95.9%	
15. 減価償却比率	36.4%	平均とほぼ同率となっている。本比率は今後も同レベルの数値で推移していくことが見込まれる。
	38.4%	
	37.8%	

3. 今後の課題と改善方策

以下の方策に取り組む。

- ①事業の効率化、スクラップ・アンド・ビルドによる消費支出拡大の抑制
- ②学生納付金以外の収入の増加
- ③借入金の早期償還

第7節 財務全体の評価と課題

- ①現在、財政は4長事業を財政的に裏付けるとともに、長期的な財政を確立することを目的とした「財政基本計画」に基づき運営されており、4長に即した数多くの事業を財政面から支援してきた。
- ②従来の財政のあり方は、いわば事業を実施する際の財源確保を主目的として議論されてきたが、現在の財政運営は「財政基本計画」に述べるように「財政は教学を中心とした大学の運営方針に従属し、教学展開に必用な資源調達を使命とするものであるが、同時に大学運営の制約条件でもある」ことを大学構成員が認識し、教学主体が自律的に事業を展開することにある。この意味から、毎年決算後に提示される「学部別収支状況表」、「財務比率〔財政ガイドポスト〕」に基づき、各教学主体が今後の教学展開を検討する体制が整えられたことは、今後の財政運営にも繋がり重要な意味を持つものである。
- ③4長中盤期に至り、今後、残された事業の推進と充実に向け財政支援を行うとともに、ポスト4長をにらんだ財政基盤の確立に向け、各事業主体の自律性に基づいたより一層厳格な財政運営が必要となる。

第18章 事務組織（学部・大学院）

本学は法科大学院を除いて、大学院に関わる専属の事務組織は置いていない。学部に基づき置く各研究科に関わる業務は、学部に関わる業務とともに、「教学部（〇〇学部担当）」が分掌している。また、大学院の学年暦策定等、各研究科に共通する業務については「教学部（教学担当）」が分掌している。したがって、以下の記述は学部・大学院ともに共通するものである。

第1節 事務組織編成の基本方針（理念・目標）

第4次長期計画における事務組織編成の基本方針は、その長期計画を遂行しうる事務執行体制を整備することにある。そのためにも、大学をめぐる情勢の変化に機敏に対応し、本学の教学と経営を支える事務組織全体の力量を高めることが重要である。特に、事務職員には、大学経営や大学の3つの使命（教育・研究・社会貢献）を主体的に支援する専門的な能力を向上させること、教員との協働体制をさらに高めていくこと、が求められている。このため、本学は「事務組織の編成」と「事務職員の能力開発」の2つを一体不可分のものとして捉え、次の目標を掲げ、事務組織の改革と事務職員の能力向上をめざしている。

- ①事務組織の編成にあたっては、第4次長期計画の新規事業や既存事業の拡充に対応する事務組織の新設・拡充に重点を置く。しかし、人件費をできるだけ抑制し、事務組織全体の効率化との関連を踏まえて行うこととする。そのため、既存事務組織の再編・統合も視野に入れる。
- ②教学と経営を担う専門的な能力を持った職員（アドミニストレータ等）の育成をめざし、研修制度を含む人事制度の改革を進めていく。特に、1人ひとりが目標を持って業務に携わる仕組みを築き上げていく。
- ③定型的業務は、可能な限りアウトソーシングを行い、専任者が行う業務の力点を、調査・企画等に移していく。その中で、専任者の役割を明確にしていく。
- ④事務職員数（事務員）の上限は当面230名とし、職員（教員・事務職員）人件費^{*}、アウトソーシングの状況、新規事業への対応、既存業務の遂行に必要な人員数等を総合的に勘案し、毎年、その配置人数を見極めていく。

^{*}職員（教員・事務職員）人件費^枠：教員・事務職員それぞれの人件費に学生納付金収入額に対する割合から上限を設定したもの。第9章第1節2に詳述。

第2節 事務組織と教学組織との連携

【事務組織と教学組織との関係（学部）】

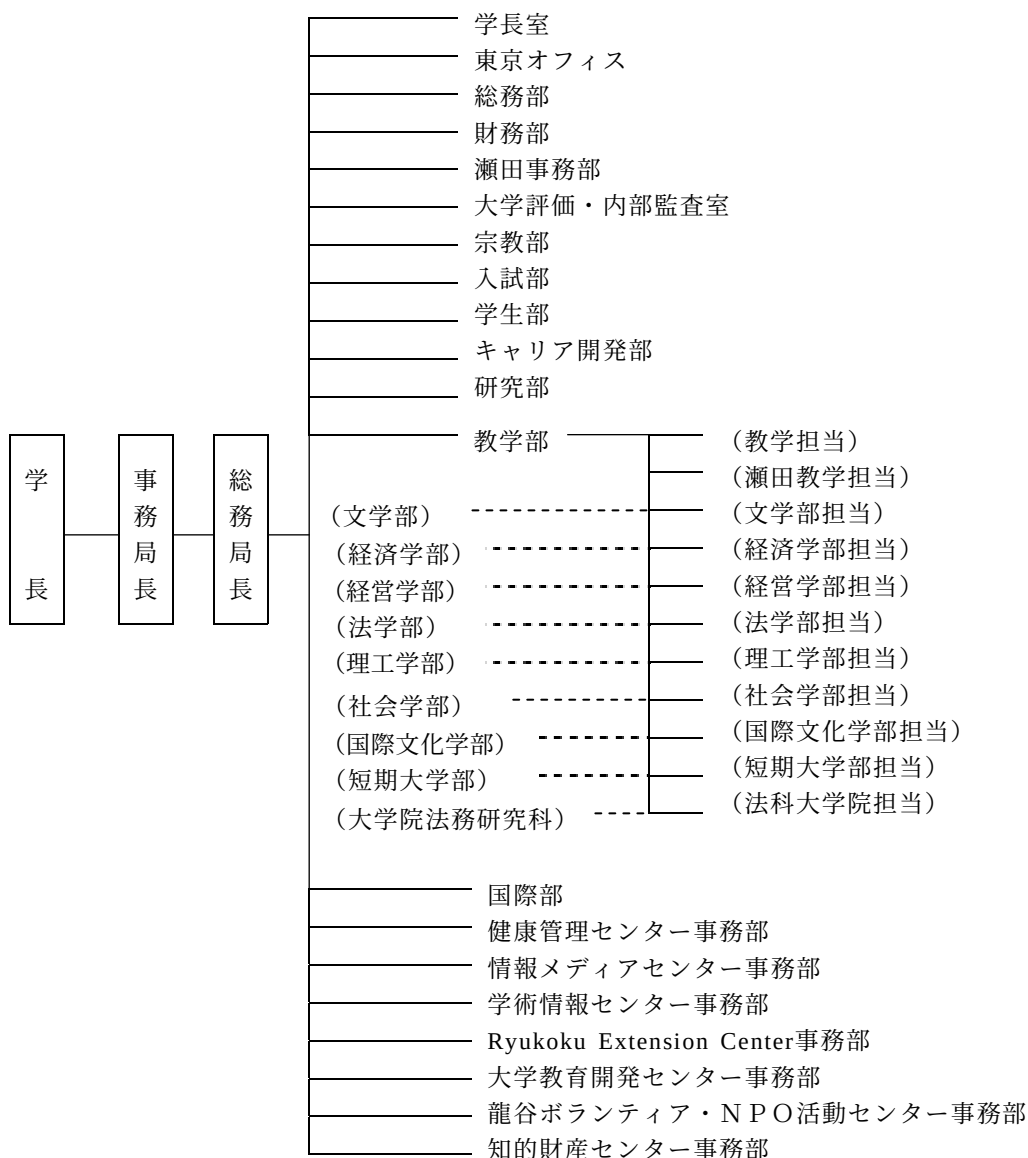
A 群・事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

B 群・大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

1. 事務組織編成の現状と評価

本学の事務組織は、次のとおりである。

【事務組織図－2005 年 5 月 1 日現在－】



（注）瀬田事務部を除くすべての事務組織は、龍谷大学短期大学部の事務組織を兼ねている。

1) 事務組織の特色

本学の事務組織は、社会情勢の変化に対応して、本学の経営と教学を統一的に運営し、各機関の意思決定を効果的に支援するとともに、効率的な事務遂行を目的として編成されており、主に次のような特色を持っている。

①法人事務組織と大学事務組織の有機的統合

本学には、大学の管理運営に関わる事務を処理する法人事務組織と、大学の教学に関わる事務を処理する大学事務組織の2つがある。しかし、実際の組織運営にあたっては、その2つの組織を峻別せず、学長が統括する大学事務組織に配置されている職員が、法人事務組織の職員を兼ねる形で運営している。これは、大学教学に配慮した大学経営を行うための事務組織上の措置であり、その趣旨に沿って適切かつ効果的に機能している。

②事務職員の役割の重視

本学は大学教学を進めるうえで果たしてきた事務職員の役割を重視し、教員と協働して大学の教学と管理運営を遂行する体制を整備している。

イ) 本学の日常的な管理運営の要である部局長会・学長会（構成員は法人理事を兼務）に提案される議案については、事前の打ち合わせ会（総務局長・学長室長・総務部長・財務部長）で論点整理を行うことによって、部局長会・学長会の効果的・効率的な審議に貢献している。

ロ) 学部・研究所等の教学を直接支援する事務組織（教学部、研究部、学術情報センター、入試部等）にも、教員部長（兼務で概ね2年任期）とともに事務部長を配置している。所管業務を一貫して把握する事務部長を配置することによって、改革を推進するための実態調査・分析・企画立案、教学との整合性を配慮した予算請求と執行等が、より高い次元で遂行できるようになりつつある。

③部単位に編成した事務組織

細分化・固定化した「課」を中心とした従来からの事務組織を、「部」を中心とした事務組織に2005年度より再編した。これは、教学改革等により組織横断的な業務が増えたことに対応するとともに、組織の細分化による管理経費の増大等を抑制し、事務部長の指揮の下で、機動的・効率的で柔軟な業務遂行ができるようにしたものである。

④教員部長と事務部長との機能分担による所管部署の円滑な業務運営

所管部署の業務を円滑かつ効率的に協働遂行するために、教員部長と事務部長の権限と役割を明確にしている（教育職員の兼務部長職位者と事務部長職位者の事務分掌に関する基準）。

イ) 教員部長の事務分掌

(1) 所管事務に関する委員会等の会議体が置かれている場合は、原則としてそれを主宰する。

(2) 所管事務に関する政策立案および予算等の重要事項の所管に関し、学内外の連絡・調整を行う。

(3) その他教員部長として必要な事務を行う。

ロ) 事務部長の事務分掌

(1) 教員部長の事務分掌を補佐する。

(2) 教員部長と協議の上、所管事務を行う。

(3) 所管事務に関する予算を所管する。

(4) その他事務部長として必要な事項を行う。

なお、事務部長には、一定の基準（決裁手続取扱要項）に基づいて、予算として認められた1件につき500万円未満の事業の執行に係わる決裁権限が、学長（専務理事）から委譲されている（他にも権限委譲項目がある）。これは、業務遂行の効率化をはかり、事務部長に業務遂行の責任を持たせるとともに、事務部長の活性化をはかることを目的とした措置である。

以上のとおり本学の事務組織は、部単位に事務組織を編成し、教員部長と事務部長が協働して所管事務を遂行している。教員部長は、教員でなければできない教学組織間の連絡調整

をするとともに、所管する委員会の運営責任を負っている。事務部長は、教学関係機関で決定された業務の予算執行、実態の把握・分析、課題の整理等所管事務を一括して掌握している。このように機能分担することによって、多様化・高度化してきた大学の業務が効率的に遂行できるようになっている。

2) 事務組織と教学組織の連携

- ①教授会は、学則に定める権限に基づいて、教員人事、教育課程の編成、履修方法、入学者の選抜、単位認定、卒業判定等の学部教学に関わる一切の事項を審議決定している。全学に関わる教学事項は、学長、副学長、学部長、各学部教務主任等で構成される「全学教学会議」で審議決定している。これらの会議の準備段階では、関連部署の職員は、単なる事務的处理にとどまらず、提案事項の整理等を行い、それぞれの会議体の効率的運営と的確な意思決定に貢献している。
- ②上記の基本的な会議体の他、教務会議、入試運営委員会等、日常的な教学事項を審議決定するために各種の委員会が置かれている。これらの会議体には関連部署の職員が構成員または同席者となり、教員とともに審議に参加し、教学と管理運営の両面の整合に配慮しながら検討し、的確な意思決定ができるよう支援している。
- ③いずれの会議体も教員が多数を占めており、教学に重きを置く意思決定と業務執行を担保しているが、各部署の業務の遂行状況は事務組織に属する職員が一括して把握しており、問題の整理と課題の提起等は主に事務職員が担っている。

以上のとおり本学の教学組織と事務組織は独自の業務領域を担いつつ、相互に協力し合いながら的確で効率的な意思決定と業務執行を行っている。特に、意思決定過程における、事務職員側からのデータ等に基づく提案議案の根拠付け、問題点と課題が的確にまとめられた提案文書の作成等は、教員側の理解を助け適正な意思決定を行ううえで大きな役割を果たしていると評価できる。

2. 今後の課題と改善方策

- ①部制への移行に伴い、事務部長全体を統括する総務局長の役割が重要になってきた。このため、総務局長は、事務部長で構成される「事務部長会議」を開催し、全学的な政策課題についての情報交換を行うとともに、大学の重要課題に対しては事務部長の意見を求めている。しかし、現段階では、部局長会の審議事項の情報開示とそれに対するコメントという形で終わっている。総務局長の役割を強化するためには、この会議体の位置づけを明確にする必要がある。
- ②事務部長のマネジメント能力の向上のために、現在行われている講演形式の研修会に加えて事務部長の独自の研修制度を整備していく必要がある。
- ③部の業務目標が必ずしも明確にされない傾向も見受けられる。この改善のためには、現在「事務職員の人事制度」の中で検討している「目標管理制度」の導入が急務である。目標管理制度とは、年度のはじめに大学の目標（長期計画等）を各部署の目標（方針、計画等）に落としこみ、その部署の目標をさらに職員1人ひとりの目標に落としこんで、具体的な業務目標あるいは個人の努力目標を設定し、年度の終わりのその目標の達成度を評価するものである。
- ④現在、高校教育から大学教育まで一貫した教育課程により新たな人材養成をめざすために高大連携の教育システムの検討が行われている。これを支援する事務組織として「高大連携推進室」を設ける予定である（2005年度中）。

第3節 事務組織の役割

【事務組織の役割（学部）】

- B 群・教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性
- B 群・学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性
- B 群・学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性
- B 群・国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況
- B 群・大学運営を経営面から支えるような事務局機能の確立状況

【事務組織（大学院）】

- B 群・大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性
- B 群・大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性
- B 群・大学院運営を経営面から支えるような事務局機能の確立状況

前述のような特徴を持った本学の事務組織の基本的な役割は、第4次長期計画の主な政策目標を達成するために、各部署が担っている役割を主体的・積極的に遂行することにある。

本学は、総務局長の下で、大学の教学と管理運営に関わる事項についての業務を全学的に調整しながら遂行する体制を整えている。

1. 大学業務を積極的に推進する事務組織体制の現状と評価

1) 教学に関わる事務組織体制

- ①教学に関わる事務組織体制は、教学部事務部長の下に「教学部」として一元化し、その下で、各学部に関する業務を担う「教学部（〇〇学部担当）」と、全学的に共通する教務（共同開講科目、学年暦、授業時間割編成の基本方針、教室管理等）を担う「教学部（教学担当）」とに機能区分することにより、大学全体としての教学を支援・補佐する体制を強化した（2005年度）。
- ②教学に関わる特定の事項を推進するための事務組織を整備した。
 - イ）基礎的な情報教育とメディア教育を開発するための「情報メディアセンター」を置き、対応する事務組織として「情報メディアセンター事務部」を設置した（システム部、総合情報ネットワークオペレーションセンター、教学部＜メディア教育課＞の統合再編、2005年度）。
 - ロ）教育内容・教育方法等、教育活動総体の向上をはかるために「大学教育開発センター」を置き、対応する事務組織として「大学教育開発センター事務部」を設置した（教学部＜教学課＞から分離再編、2002年度）。
 - ハ）高大連携を推進するために「高大連携推進室」を置き、対応する事務組織として「高大連携推進室」を設置した（教学部＜教学担当＞から分離再編、2005年度）。

以上のとおり、特定の教学事項に関わる教学組織と、それに対応する事務組織を設けたことにより、新たな領域の業務の積極的な推進が可能になった。その中、事務職員は他大学の教育改善の事例の収集、課題の整理と問題の提起等について、主体的な役割を果たしている。

2) 国際交流、入試、就職等に関わる事務組織体制

国際交流、入試（入口）、就職（出口）に関わる教学は、以前から継続している重点的政策である。そのため、独自の事務組織を整備しており、情勢変化に対応して組織の再編と拡充をはかってきた。

- ①国際交流を推進するために、「国際センター」を置き、対応する事務組織として「国際部」を設置している。国際交流事務を日常的に担当するため、語学（英語）に堪能な専任職員や、英語および中国語のネイティブ・スピーカーを配置し、留学生の教育・学生生活支援および在学生の国外への留学について助言・支援を行っている。なお、国際部は教

員部長のみで、事務部長は置いていない。

- ②入試業務を推進する事務組織として「入試部」を設置している。入試の多様化、入試広報の拡充等をめざし、2人の担当課長を置き（入試政策・入試実施担当、入試広報担当）、入試体制の強化をはかった。入試制度を見直し、多様な受験生のニーズに対応した入試制度を絶えず追求するために、従前の「入試制度検討委員会」を「入試政策・制度検討委員会」に改組した（2003年度）。入試部の人員を増やし、入試動向の分析、学内講演会の開催、入試制度改革、学生募集等の広報活動、試験実施等、多様な業務分野の遂行に事務職員が主体性を発揮し、効果をあげている。
- ③学生の就職を支援するための事務組織として「キャリア開発部」を設置している。従来から行っている卒業年次生に対するリクルート（求職）支援に加えて、低年次からのサポートプログラムを通じて、明確な職業感や目的意識を育むことを目的としたキャリア形式・能力開発支援を行うこととし、業務内容の新たな展開を期した。これにともない「就職部」から「キャリア開発部」に再編した（2002年）。キャリア開発部職員のほぼ全員がキャリア・デベロップメント・アドバイザー資格を取得し、新たなキャリア開発プログラムを展開する等、事務職員の主導的な役割が発揮されている。

以上の事務組織体制の整備は、従前の事務組織を発展させ、時代のニーズに見合う業務を展開するための取り組みを強化してきた結果であり、業務の改善につながっていると評価できる。

3) 財政・財務に関わる事務組織体制

- ①長期的な財政計画の立案、それに基づく予算編成・執行、施設計画、管財の物件調達および事業評価等の財務管理を包括的に分掌する事務組織として「財務部」を設置し、事務部長と2人の課長（経理担当、管理担当）を配置している。
- ②財務部は、長期計画に基づく、教学改革と財政計画・施設計画を統合的に実施することを目的として、毎年度、予算編成を行っている。
 - イ）長期計画の方針に沿って毎年度の予算編成の基本方針を立案するとともに、決定された基本方針に基づき各部署の事業計画を評価したうえで予算（案）を編成している。
 - ロ）予算計上された事業を評価するために「事業評価システム」を導入している。各部署は、事業の目的、手段、成果、予算執行額等を踏まえた自己点検評価を行い、財務部はそれを参考にして、その事業の必要性、役割、経済性、効率性、有効性、予算規模等の視点から検証・評価を加え、当該事業の継続、改善、廃止等を検討するための原案を作成している。
 - ハ）長期財政計画に沿って「職員（教員・事務職員）人件費枠」を設定し、毎年人件費枠の適正規模を保つために点検・評価を行っている。
- ③国庫助成金（特別補助）に関わる配分基準と本学の取り組みを検討して、教学改革と積極的な補助金獲得を両立させる立場から、教学サイドに対して改革のための課題提起を行っている。

財政・財務に関わる基本事項は、部局長会、大学評議会、理事会にはかって決定されるが、財務部が日常的に前述の業務を適正に遂行することによって、これらの機関の意思決定を的確に支援している。

事業評価システムの導入により、各事務組織が予算編成・折衝の段階から、その事業の推進による成果とコストを意識して取り組むようになり、改革の促進と費用対効果の観点から見て大きな効果があがっている。また、「教員・事務職員定員枠（人件費枠）」の設定により、各教授会や事務組織が、学費の重みを踏まえ、主体的に教学と財政のバランスを視野に入れた事業計画を立てるようになってきたことは大きな成果である。

4) 大学経営を支える事務組織体制

- ①長期計画等大学の政策の企画・立案を担う事務組織として「学長室」を設置している。
学長室は、学長をはじめとする大学役職者（大学執行部：全員が法人理事を兼ねる）の業務を支援することに主な役割があるが、具体的には次のとおりである。
 - イ）部局長会、評議会、理事会、法人評議員会の意思決定支援業務（提案議案の整理等）
 - ロ）長期計画の立案・執行状況の点検評価
 - ハ）大学広報
 - ニ）東京オフィスに係る調整
 - ホ）学長の秘書
- ②学長室は、前述の業務に携わり、学長を中心とする大学執行部が大学全体の状況を把握しながら政策課題に対する価値判断・優先順位の設定を行い、迅速に政策が展開されるように支援している。また、広報機能も有し、積極的な情報発信と情報の共有化に取り組んでいる。さらに首都東京における在学生の就職活動支援や生涯学習講座の提供、受験生の大学案内、産学連携事業等、新たな活動を展開するための拠点として「東京オフィス」を開設した（2005年）。
- ③学長室の業務は多岐にわたる。このため、学長室長のもとに担当する課長3名を配置（意思決定支援・学長秘書担当、長期計画推進担当、広報担当）し、機能分担を行っている。

以上のとおり、本学は、大学経営における重要案件等の調査、企画および審議決定を支援する機能を学長室に集中させることにより、大学経営のトップマネジメントの意思決定機能の向上をめざしている。学長室は、大学事務組織全体と連絡調整をはかりながら大学執行部の経営政策を支える役割を積極的に果たしている。

5) 学内の意思伝達システム

- ①大学の基本的事項については、すべて評議会において学内の意思決定がなされ、理事会において議決される。この評議会には、各事務組織の業務を所管する部長職（教員部長、事務部長）が出席し意見を述べるができることとしており、評議会の審議状況や決定事項が直接部に伝達されるシステムが整備されている。
- ②各教授会選出の評議員が、評議会の審議状況と結果を教授会へ報告する役割を担っており、評議会開催後直近に開催される教授会にて報告されている。必要に応じて質疑応答も行っている。
- ③評議会開催の翌日には、「課長会議」（招集は総務部長）を開催することを原則としており、評議会にて配付された資料が各課長にも配付される。総務部長から、評議会の審議状況等が詳細に報告され、必要に応じて質疑応答がなされている。
- ④各課長は、「部内担当会議」を開き、各部職員へさらに伝達されている。
- ⑤評議会は、専任職員（教育職員・事務職員）であれば、定められたルール（評議会傍聴細則）に従って自由に傍聴できる。これは、意思決定の過程をより明らかにすることにより、透明性・公平性を確保し、開かれた大学運営を一層推進するための措置である。
- ⑥部局長会の審議事項等は、開催の都度、学長室から全部長職位者に電子メールにて送信されており、現在、部局長会がどのような審議を行っているか、その概要が把握できるようになっている。
- ⑦部局長会の決定事項は、学部長から各教授会へ、総務局長から事務部長において報告（事務部長会議）されている。
- ⑧法人理事会の決定事項は、教員には学部長（理事を兼務）から教授会を通じて行われ、事務職員には総務局長（理事を兼務）から事務部長会議を通して行われる。しかし、理事会の決定内容は、事前に大学評議会の決定（学内合意）が必ず行われているため、特に変化がなければ詳細な報告は省かれる。

以上のとおり本学においては、各意思決定機関の決定事項を全学に周知する仕組みが整備されており、学内の情報共有が十分実現していると評価できる。

6) 内部監査制度

大学教学と経営が適正に行われ、その結果として予算が適切に執行されているか否か等について点検するため、内部監査制度を設けている。内部監査人（3名）は、大学業務の執行ラインからは独立した立場から、各業務が予算計上の目的に則しているか否かを検証するため、定期監査、臨時監査を行っている。

- ①監査の結果については、問題点や改善点を集約し、学長に報告している。
- ②問題点や改善点については、該当部署から改善方策の提出を義務づけ、それに基づき改善状況の点検を行っている。

内部監査を行うことにより内部牽制機能が稼働し、より適切な予算執行に努めるようになってきた。今後は、組織運営、システム管理、安全管理制度（事務組織、業務分掌、規程、権限等）等に関わる仕組みと運用状況の適切性・妥当性・効率性等を検証する業務監査が求められている。ただし、そのためには担当事務局の体制を整備する必要がある。

2. 前回相互評価申請時（1997年）にあげた課題とその改善状況

1) 前回相互評価申請当時の課題

- ①長期計画にもとづき多様化・高度化してきた大学業務を効率的に遂行できる体制をどのように構築していくかが基本的課題である。
- ②臨時定員の50%恒常化方針が明確になったが、現在検討されている第4次長期計画において、将来、本学が展開すべき教学体制と大学の規模目標をどこに置くかが、事務組織体制を検討するための前提条件である。
- ③大学教学の国際化・情報化・高度化・多様化が一層進むことが予想される。そこで、これに対応できる管理・運営体制の構築と事務職員の事務遂行の力量を高めるための計画を策定する。特に、大学の将来を担う、若手・中堅職員（34歳までで40.4%を占める）の大学問題に関する基礎知識と情報機器・語学等の基礎技能の向上を追求し、その育成に努める。
- ④専任職員の担当すべき事務の範囲を明確にして、定型業務はできるだけアウトソーシングを図る。
- ⑤当面は、夜間主コース開設（平成9年度）にともなう京都学舎の事務体制をその学年進行にあわせて整備する。また、瀬田学舎の国際文化学部（平成8年度開設）の学年進行にあわせて学生支援業務の整備を図る。

2) その改善状況

- ①第4次長期計画を促進する上で事務職員は積極的な役割を果たす必要がある。そのために事務組織の再構築、新人事制度の確立を目指し、基本方針に基づき事務機構改革に取り組んでいる。
- ②教学適正規模およびそれを支える財政基盤の確立を目指し、文学部・経済学部・経営学部・法学部・社会学部の臨時定員の50%恒常化を申請し認可された。また理工学部の臨時定員は全て返上した（2002年度末で終了）。現在、第4次長期計画の教学政策と連動して事務組織を検討している。
- ③新たな研修体制等を整備する等人材の育成に努めている。事務機構改革の一環として新人事制度の構築をめざしているが、その中でさらに検討していく。
- ④専任職員の業務分析を行い、専任職員の役割を見直し、定例・定型業務については、嘱託職員（期間付契約職員）に移行させつつあり（2002年度から本格的に開始）、効率化に貢献している。
- ⑤京都学舎における夜間主コース対応として夜間窓口（22時まで開室）を開設した。経済

学部および経営学部は夜間主コースを廃止したが、文学部の夜間主コースは継続している。そのため、夜間主コース在学学生、大学院の夜間開講受講生を対象に、全学的に統一した夜間窓口を置き、専任事務職員が交代制で対応している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①事務組織の部制への移行は、2005年度から開始したばかりであり、その実効を評価する段階には至っていない。しかし、部制事務組織の効果をあげるためには、業務の質・量に対応した職員（嘱託職員を含む）の配置等が必要であるといえよう。この点からすると兼務者により遂行している部署、異種業務を所管している部署等については、今後の業務改善の方向、組織の効果・効率性等の観点から、2006年度から順次改善をはかっていく必要がある。

イ) 異種の業務を所管している部署

- ・情報メディアセンター（情報基盤のネットワークの管理、事務システム、教育システム等を所管している。大学全体の情報化を統括的に促進する部署または担当者の拡充が必要）
- ・大学評価・内部監査室（特に全学的に大学評価業務を促進し、改革・改善に結びつけるための体制の整備、内部監査業務の分離の必要性の検討）

ロ) 役職者が兼務している部署

- ・大学教育開発センターと高大連携推進室の事務室は、教学部事務部長、教学担当課長がそれぞれ事務部長、課長を兼務しているが、専任者の配置の必要性の検討。
- ・REC と知的財産センターの事務室は、REC の事務部長と課長がそれぞれ事務部長、課長を兼務しているが、専任者の配置の必要性の検討。

- ②大学院の使命として、ロースクール等における高度専門職業人の養成が求められている。ロースクール以外の専門職大学院の設立も検討しているが、対応する事務組織についても、現行の学部を基礎とした研究科とは異なる新たな支援体制が必要となってくる。本学は、教学改革や新たな教育事業のニーズに併せて、事務組織を再編し、教学の高度化・多様化に対する支援体制を整えてきたが、このような課題に対応していくためには新たに専任事務職員の配置が必要となってくる。ただ、配置すべき専任者数は財政的側面から限界があるので、専任者が担うべき業務の明確化と共通業務を統合する等、効率化の視点を含めた事務組織のあり方を引き続き検討していく。

- ③専任者の役割を高めるために、定型・定例的業務を嘱託職員（期間付契約職員）等へ移行させてきている。しかし、専任者の質的役割をさらに高めるための意識的な取り組みは不十分さを残している。各部署における専任者が取り組むべき業務はなにか、業務実践を踏まえた具体的な抽出作業の継続が必要である。

- ④事務組織の役割を高めるためには、前述の作業とともに専任者の質的能力の向上をはかることが不可欠である。そのために研修カリキュラムを編成して育成に努めている。現在、新人事制度を検討しているが、その内容の充実をめざしたい。

第4節 事務職員育成制度

【事務組織の機能強化のための取り組み】

C群・事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

C群・教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況

1. 事務職員*の年齢構成の現状と評価

1) 年齢構成

① 本学の事務職員の年齢構成は、次表のとおりである（2005年5月1日現在）。

（単位：人）

区 分		22～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	合 計
人 数		20	35	35	39	23	14	18	32	4	220
性 別	男	12	21	23	33	23	13	17	27	4	173
	女	8	14	12	6	0	1	1	5	0	47
構成比		9.1	15.9	15.9	17.7	10.5	6.4	8.2	14.5	1.8	100.0

② 前表によると、36～40歳代の中堅層を頂点として、概ねバランスのとれた年齢構成になっている。特に、45歳以下の事務職員は全体の69.1%（約7割）を占め、かつ各年代（5年ごと）に相応数が在職しており、年齢構成上、将来における事務組織の安定した運営を担保しているといえる。

③ 35歳までの若年・中堅層は40.9%である。この年齢層の計画的な能力育成が引き続き重要である。

④ 女性の事務職員は21.4%であり、全体としては低いと評価する。これは、40歳以上の女性がかかなり少ないことに主な要因がある。ただし、40歳までは各年代とも相応数が在職している。35歳までの女性が占める割合は、90名中34人（約37.8%）であり、ほぼ適切であるといえる。引き続き意識的・計画的に女性を採用していく。

2) 今後の課題と改善方策

現時点で、年齢構成には大きな問題はないといえる。事務職員の専任枠（現段階では230名）と財政計画の整合をはかることが課題となっているが、今後は、雇用形態の多様化のあり方等（嘱託職員制度、アウトソーシング）と専任者枠を見極めながら、来年度以降の採用計画を立てていく。

2. 人事制度の現状と評価

1) 資格制度

（1）資格制度の目的と仕組み

前述の事務組織を具体的に形づくり、運営していくのは個々の事務職員である。事務組織は、事務職員の職務遂行能力と意欲の向上とが一体となつてこそ、その機能が発揮できる。本学は、事務職員の職務遂行能力を適正に評価し、処遇することによって、その意欲を引き出すとともに、その能力を一層向上させることをめざして「資格制度」を導入している。この制度の目的を達成するために、次の5つの仕組みを整備している。

① 職務遂行能力と各資格の関連を定義し、それを公表し、各自がその資格に到達するためには、どのような能力が求められているのか明らかにしている。

② 各自が資格に対応する能力を身につけるためには、各部署・各人の具体的な目標の設定が必要である。このため全員から「キャリア形成シート」の提出を求めている。

*事務職員：就業規則上、「事務職員」は事務員、医務員、守衛と規定しているが、この節では事務員のみを指す。

- ③職務遂行能力の段階的・計画的な育成をめざし、体系的な研修制度を整備している。
- ④ある部門の専門的な職務能力があると認めた場合は、事務組織の役職に就かなくても、資格（参事または参与）で処遇し、努力すれば報われる制度を設けている。
- ⑤事務組織の役職者のポストレスの緩和のために役職定年制度を設けている。
- 役職定年者には、個人の多様なライフスタイルに対応できるよう、イ）一般職員として長い職務経験を生かして必要業務に従事する、ロ）選択定年制で退職した後、嘱託職員として再雇用する、ハ）選択退職制度で退職する、という３つの選択肢を設けている。

（２）職務遂行能力の明示と目標の明確化

- ①各資格に対応する職務遂行能力は、次のとおりである。

資格	職務遂行能力	基礎職務経験年数
参与	大学の運営・管理全般の中核に参画し得るような広い視野を持ち、高度な知識・理論・企画力・判断力・指導力・統率力を有している。大学の意思決定に際しては、適切な提言を行い、政策を立案する能力を有し、決定された方針を遂行できる。	参事として５年以上勤務した者
参事	学内各組織の機能に精通すると共に、豊富な経験に培われた広範かつ高度な知識・企画力・判断力を駆使して一定の専門事項についての指導力を有している。大学の基本方針の策定に参加できる能力を持つと同時に、担当組織のモラルの向上と温かい職場環境を作り、業務全般が円滑に遂行できる。	副参事として３年以上勤務した者
副参事	学内各組織の機能を充分理解すると共に、課内業務について広範な知識と所属部の方針の策定に参画する能力を有し、基幹業務を他部署との調整・協力によりグループ活動の効果的推進を計ることができる。	主事として５年以上勤務した者
主事	課内業務を創意・工夫により自主的に遂行できると共に、グループ内のコミュニケーションの維持を計り、調査・研究を行い、一定の判断力を伴う定期的業務を遂行できる。	主事補として５年以上勤務した者
主事補	上位者の指導のもとに日常的定型業務を遂行できる。	大学卒業者
書記	業務処理の一般の手続き・方法や前例に関する概略の知識・技能を持ち、処理要領・マニュアル等に従って定型的業務を遂行できる。	高校、短大、高専の卒業者

- ②資格と事務組織の役職者との対応関係は次のとおりである。

資格	役職	役職定年	役職定年後の処遇
参与	部長・次長	満 62 歳	一般職員
参事	課長・主幹	満 60 歳	一般職員

- ③基礎職務経験年数によれば、大学卒業（22 歳）後、13 年間以上勤務すれば役職者に就くことができる年齢に達する（35 歳）。参事までの職務経験期間を最短でも 13 年としたのは、参事になるためには、人事異動（若年者は概ね 3 年サイクル）により管理運営、教学、学生等の大学業務の各分野の職務経験を積み、多角的視点から物事を判断できる能力の養成期間として必要であるとの認識からである。また、前述の役職定年者の数、年齢構成とのバランスを視野に入れつつ適正規模の資格者構成率を保つ配慮でもある。
- ④キャリア形成シートには、当年度のキャリア形成についての目標、興味のあるテーマ、自身の長所や短所などを記入し、それをもとに所属長と面談を行う。面談することによって、個々のキャリア形成に対する意識を高めるとともに、所属長の推進する OJT(On the Job Training) にも活用していく。事務職員それぞれが、自身を把握し、自己のキャリア形成に努めるべく、自主的・日常的に研修に取り組めるようにする。

⑤前出の表に基づき、毎年（概ね2～3月）、昇格候補者推薦委員会の審議を経て、学長が昇格を決定している。この委員会の構成は、次のとおりである。

イ）参与昇格候補者推薦委員会：総務局長、総務部長、現に参与の資格がある者の中から学長が指名する者若干名

ロ）参事昇格候補者推薦委員会：総務局長、総務部長、総務部（人事）課長、現に参与・参事の資格がある者の中から学長が指名する者若干名

ハ）副参事昇格資格候補者推薦委員会：総務局長、総務部長、総務部（人事）課長、現に参与・参事の資格がある者の中から学長が指名する者若干名

⑥主事までは、職務経験年数を主な判断基準として昇格していくが、副参事からは業務遂行能力を中心に評価を行っている。審査を担当する委員はすべて事務職員（参事以上の資格者）による評価である。前述の資格別職務遂行能力に基づいて、昇格資格のある者全員を慎重に審議し、昇格候補者を決定し、学長に推薦している。学長はこの推薦を尊重している。

本学の資格制度は、1994年度から開始され10年以上の実績を持っており、今日まで事務職員の能力形成を促進する上で、貴重な役割を果たしてきたといえる。しかし、資格別の職務遂行能力とはいかなる能力をいうのか、各部署の具体的な業務とそれがどのように関連するのかがあいまいであり、事務職員の主体的・具体的な目標設定を支援する方策が十分にとられず、制度運用としては不十分さを残してきた。このため、2005年度からは、前述のような「キャリア形成シート」の作成を義務化した。

もとより、主体的に自己成長に努めている事務職員は、自己分析、目標設定、業務実践、自己評価、課題の抽出を行っている。しかし、以上のような方法を制度としてとることによって若年層にとっては自主的な研修の方向付けに役立っており、中堅・熟練者にとっても、毎年自己の研修計画を見直していく機会になっている。さらに、人事担当部署が、事務職員全員のシートを集約・分析して、各年代の研修ニーズにあった研修制度を充実させていく貴重な資料としても活用できる。年度毎の評価が必要である。

（３）資格別年齢構成

①資格別年齢構成、資格別構成次表のとおりである（2005年5月1日現在、なお、事務局長は資格付けされないのを含めていない、219名）。

【資格別年齢構成】

区 分	22～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	合 計
参 与						1	6	9	1	17
参 事				12	13	8	4	15		52
副参事			13	27	10	5	8	8	2	73
主 事		25	19							44
主事補	20	10	3							33
書 記										

【資格別構成】

区 分	人 数	資格別構成率（％）	
参 与	17	7.8	31.5
参 事	52	23.7	
副参事	73	33.3	68.5
主 事	44	20.1	
主事補	33	15.1	
書 記	0	0	
合計	219	事務局長(1名)を除く	

- ②主事補から副参事までの資格については、年功的な構成となっているが、制度設計上の自然な傾向と認識している。また、課長職の基礎資格である参事については、ここ数年昇格者の若年化を進めている。このことは、年功的運用からの脱却を意味しており、若手の登用による職場の活性化を促している。一方、資格別構成を見れば、職員数に対する参与、参事資格者の占める割合は非常に高く、組織として職務を遂行する上で問題を含んでいることを認識している。

（４）今後の課題と改善方策

現行の資格制度では、前述したとおり資格別の職務遂行能力とはいかなる能力をいうのか、また、それと各部署の具体的な業務との関連があいまいである。また、資格審査の公平・公正さが保たれているか（評価方法）、審査結果のフィードバックの方法の検討、一度資格を取得すれば懲戒以外では降格は発生しないこと、昇格にあたっては規定上一定の経験年数が必要となっているため、中途採用者に対して厳しいものとなっていること等をどう考えるかが課題としてあげられる。

社会の方向としては、人事制度は年功制から能力主義へ、能力主義から能力主義プラス成果主義へと移っており、本学においても今後の資格制度検討に際して考慮すべきところである。

これらの問題に関しては、現在遂行されている事務機構改革での検討課題の1つである人事制度改革の中において、抜本的な見直しを進めることとしたい。

２）研修制度

（１）研修の理念・目標

- ①本学は、事務組織改革を推進しているが、その成否は事務職員の能力の向上如何にかかっている。事務職員はどのような役割を果たすべきなのか、それを明らかにしつつ、その能力の開発に努めていく。本学は、事務職員を次のとおり定義する。

「事務職員（専任者）とは、本学の目標である教育、研究、社会連携を深く理解し、大学目標の実現を積極的に遂行するスタッフである。その業務の遂行にあたっては、自ら担当する業務が諸政策遂行の一環業務であることを常に意識し、他の業務担当者との連携をはかり教学と経営の両視点からの政策を提案しうよう、一業務分野の第一人者として専門知識向上に努めるとともに、マネジメント能力*を育成しなければならない。」

- ②事務職員には、専門知識とマネジメント能力の習得・向上が求められている。専門知識は、近年特に必要とされ、大学の諸事業は高度化する傾向にあり、事務職員それぞれが担当業務において、その分野の第一人者としての自覚と専門知識を持つことが求められている。

- ③マネジメント能力は、本来、トップマネジメントとしての経営者だけに求められる能力ではない。トップマネジメントとして決定された基本政策は、それを実行するための具体的方策の立案が求められる。そのためには段階的にミドルマネジメントからローワーマネジメントへブレイクダウンされていくことが必要である。ミドルマネジメントは主に管理職が担うこととなり、さらにローワーマネジメントは各部署において当該業務を担当する課員が担うことになる。このように、それぞれの職位に応じたマネジメント能力を修得することが強く求められている。

2004年度以降の研修は、このような認識のもとで、従来の研修制度の見直し、新たな体系化をはかった。大学業務が高度化・多様化する中で、事務組織の機能を高めるためには、事務職員の個々の能力を協働させ、事務組織全体としての力量を高めていかなければならない。

*マネジメント能力：管理職位者の管理能力に限定しているのではなく、それ以外の専任事務職員にあっても、幅広い教養や社会状況の把握、そして大学政策に向ける視野の広さをもって企画・調整する能力をいう。

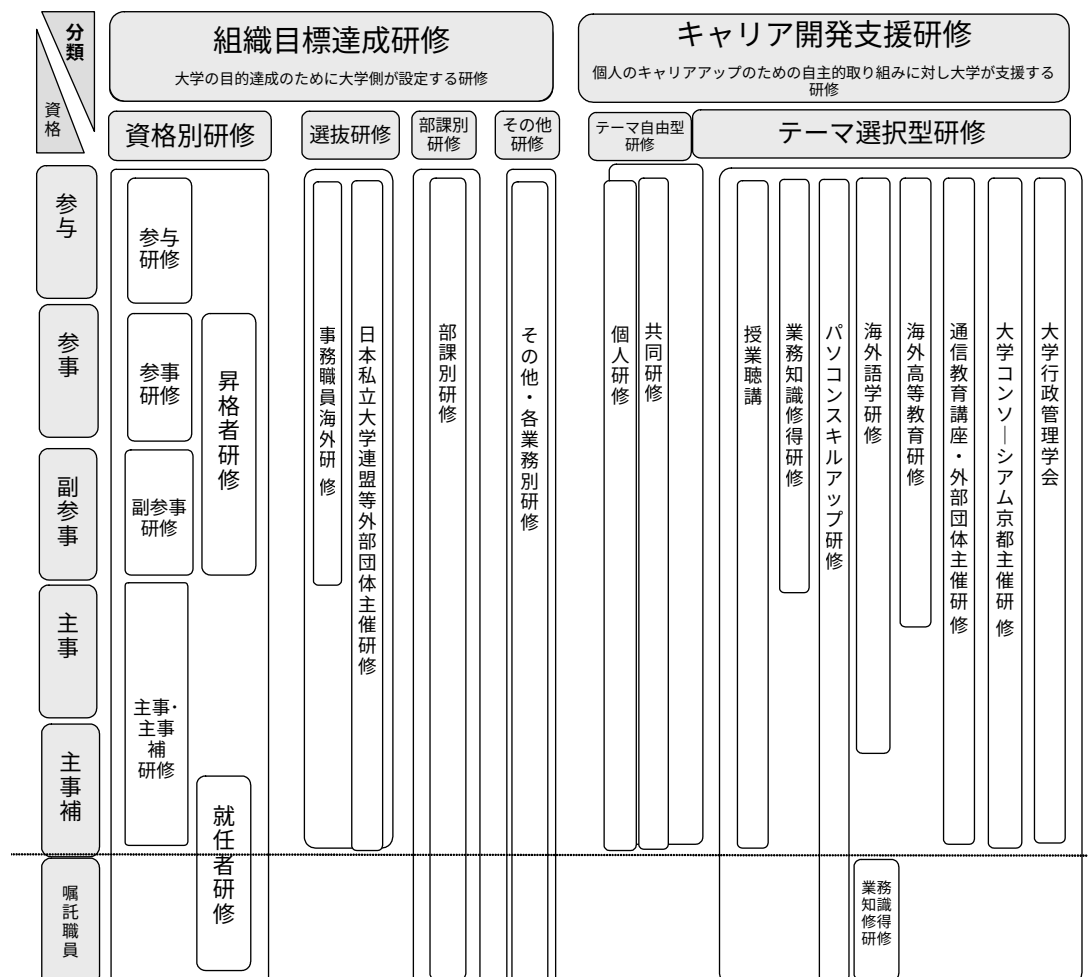
（２）研修制度の体系

本学は、前述のとおり事務職員の人事制度として資格制度を導入している。それぞれの資格に見合う職務遂行能力をさらに向上させるために、各資格に対応した研修プログラムを体系化している。

①研修は、資格に基づく必須の研修体系である「組織目標達成研修」と自主的な能力開発研修を積極的に支援する「キャリア開発支援研修」の２つに区分される。

②研修体系図は次表のとおりである。

■事務職員研修体系図



（３）研修制度の運用状況

- ①本学では、研修については、学校法人龍谷大学就業規則第34条に「職員は、その職責遂行のため自発的に研修に励み、かつ、法人の行う研修を受けなければならない。」と規定していることから、職員の義務として位置づけている。さらに、事務職員研修規程を制定し研修についての必要な事項を定めている。
- ②研修の基本計画および研修を受ける者に関する事項を審議し、研修を円滑に実施するため事務職員研修委員会を設置している。構成員は、事務局長、総務部長、総務部（人事）課長、部課長から推薦された者2名、事務職員会から推薦された者2名であり広く意見を反映させることが可能となっている。
- ③毎年、事務職員には研修委員会での検討を経て作成された「事務職員研修要項」を配付し、当年度の研修プログラム等の周知を行っている。
- ④各研修は、前述のとおり事務職員研修を大きく2つに区分して実施している。組織目標達成研修は、大学の目標達成のために大学側が設定するもので、イ）資格別研修、ロ）

選抜研修、ハ)部課別研修、ニ)その他の研修、に区分しており、いわば強制的な意味合いを持つものと位置づけられている。

一方、キャリア開発支援研修は、個人のキャリアアップのための自主的取り組みに対し大学が支援するもので、イ)テーマ自由型研修、ロ)テーマ選択型研修に区分しており、自主的な取り組みを期待している。

- ⑤2004年度以降は、上記の研修体系での実施となっており、2004年度単年度を振り返ると、詳細な部分で改善すべき点は存在するが、企画側から見れば概ね目的どおりの実施、運営が行われたと評価している。また、参加者自身への研修に関するアンケートを見ても高満足度を得ており、一定の成果を上げていると判断している。

(4) 今後の課題と改善方策

- ①社会環境の変化により大学業務が高度化・多様化する中で、時代に即応した能力をいかに早急に育成するかが重要な課題である。事務職員に求める能力・要件も拡大する一方、事務職員個々の意識や価値観も多様化していることから、大学と個人の目標を統合させる仕組みが必要となっている。

現行の研修制度についての問題点を洗い出し、改善するとともに、さらに事務職員が機能的役割を担うために必要とされる高度専門的能力の開発・資質の向上のため、研修機能を強化し研修内容の充実をはかり、本人の自由な意志を尊重しつつ、専門性の向上につながるよう十分配慮し、個々が持つニーズや特性、あるいは業務ニーズに応じた多彩な内容での研修の展開が必要である。

- ②人材育成の研修方法としては、「全員対象」、「集团的年功育成」方式から、「選抜と集中育成」の方式に移していくことも検討課題である。さらに、事務職員だけでなく医務員、守衛、嘱託職員およびアルバイトの研修についても検討することとする。

第19章 自己点検・評価（学部・大学院）

第1節 理念・目標

現在、大学は激動期にある。特に、今後も長期にわたって続く少子化傾向や国際化・情報化の進展に伴う教育・研究のグローバル化が、私立大学の教学と経営に及ぼす影響は大きい。こうした大学を取り巻く情勢の変化と今後の大学改革の方向性は、「21 世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―（大学審議会答申：1998 年 10 月）」に示されている。その特徴は、「競争的環境」の創出により、大学教育の質の向上と高等教育機関としての多様化をめざすところにある。今日の高等教育行政やほとんどの大学で進められている大学改革は、この答申の示した方向性に沿ったものと考えられる。この答申は、今や大学改革のスタンダードとして定着したかに見える。仮に本学もこのような方向に沿って大学改革を推し進めるとしても、その改革のプロセスにおいて本学の在り方を自らの責任と創意によって求めるという営為を経なければ、本学はその存立意義自体を見失うこととなろう。

本学の存立の意義は、その建学の精神に示されている。重要な点は、今日の時代において、この建学の精神を如何にして具体的な大学政策として展開していくかにある。前述（「第 1 章 大学の理念・目標等 第 4 節 建学の精神・教学理念の周知方法等」）のとおり、本学では親鸞の生き方を分かりやすく 5 項目で表現しているがその 1 つに『常にわが身をかえりみる「内省」の精神』を挙げている。現在の教学と経営の在り方のかえりみて、それらをその目的に照らして捉えることにより、今後の改善・改革課題を明らかにしていく自己点検・評価こそ大学にとっての「内省」だといえよう。ここに、本学が取り組む自己点検・評価の根本的意義があると考えられる。このような理念に基づいて本学は、次のような目標を掲げて自己点検・評価に取り組んでいく。

- ①自己点検・評価は、本学の教学と経営の改善・改革を促進するために行う。
- ②自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムを確立する。
- ③卒業生・企業・有識者等による「外部評価制度」を確立する。
- ④自己点検・評価の結果は、社会に公表することを原則とする。

第2節 自己点検・評価制度等の整備

【自己点検・評価（学部・大学院）】

A 群・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学は前述の「理念・目標」を達成するために、従来の「自己点検評価委員会規程」を廃止し、新たに「大学評価に関する規程」を定め、自己点検・評価を全学的・恒常的に推進していくことを制度化した。

1. 自己点検・評価の形態等の現状と評価

1) 自己点検・評価の基本形態

- ① 大学教学の在り方とそれを運営する経営管理のあり方がきびしく問われている。本学は、大学間競争が一層激化するであろう今後の情勢を踏まえて、教学と管理運営の改善・改革を促進するために、次の4つの形態で自己点検・評価を進めていく。
 - イ) 教学と管理運営の各分野別の自己点検・評価（大学分野別評価）
 - ロ) 認証評価（第3者評価）申請に向けた自己点検・評価（認証評価＜第3者評価＞）
 - ハ) 長期計画に基づく諸改革の到達点を総合的に把握するための自己点検・評価（大学総合評価）
- ニ) 各部署が所管する業務の自己点検・評価（所管事業に関する自己点検・評価）
- ② この自己点検・評価の形態は、今まで、本学おいて行われてきた自己点検・評価を形態別に整理し、制度化したものである。このようにあらためて制度化した目的は、本学の教職員が自己点検・評価に関する意義をよく理解し、全学的にそれを推進していくことをめざしているためである。

2) 4つの形態の自己点検・評価の概要

(1) 大学分野別評価

- ① 各学部・研究科の教学に関する事項、全学的または複数の学部等に共通する教学事項、大学の管理運営に関する事項等々、本学の多様な諸活動を分野毎に自己点検・評価を行う。
- ② 大学分野別評価は、次の2種類とする。
 - イ) 全学テーマ別評価：複数の学部・研究科または全学的に共通するテーマ毎の自己点検・評価
 - ロ) 機関別評価：学部、大学院研究科または研究所等教学の基本組織毎の自己点検・評価
- ③ この大学分野別評価の積み重ねが、認証評価と大学総合評価の準備作業にもなる。

【分野別評価の事例（予定）】

＜全学テーマ別評価＞

- ・教養教育の現状と今後の課題
- ・教学の国際化の現状と今後の課題
- ・教学の多様化・高度化と大学の管理運営

＜機関別評価＞

- ・法科大学院と法学部・法学研究科の在り方
- ・Ryukoku Extension Center (REC) の現状と今後の課題

(2) 認証評価申請に向けた自己点検・評価

法的に義務づけられた認証評価機関による評価を受け、その適格認定等を得るために、その機関が指定した評価項目に沿って自己点検・評価を行う。

- ①法令に基づく周期（大学・短大は7年周期、専門職大学院＜法科大学院＞は5年周期）に従って行う。
- ②本学の認証評価機関は、大学基準協会とする。

（３）大学総合評価

長期計画の理念と目標に基づいて、本学の到達段階を総合的に把握し、仏教系私立総合大学としての基本的・戦略的な改革課題等を明らかにするために行う自己点検・評価である。

- ①本学独自の評価項目に基づいて、大学の諸活動全般について評価を行う。
- ②認証評価機関への評価申請、大学分野別評価の実施状況、長期計画の検討時期等を総合的に勘案して、別途、実施時期を判断する。

（４）各部署が所管する業務との関連で行う評価

- ①各部署が、所管業務の実態把握と改善課題の抽出のために行っている。
- ②この自己点検・評価の結果は、「理工学部学外実習総括集」、「理工学部卒業生に対する調査報告書」、「学生による授業評価－授業アンケート（大学教育開発センターおよび文学部等）」、「龍谷大学ボランティア・NP0活動センター報告書」、「学術年鑑」、「学生実態調査」、「学生相談室報告書」、「法人の事業報告書」、「健康管理センター年報（年次報告書）」等々にまとめられている。
- ③財務部は、各部署の新規事業や既存事業の遂行状況に関して「事業評価」を行っており、予算が計上目的に沿って適切に執行されるよう努めている。その評価結果は、次年度予算編成の際に活用されている。

以上（１）～（４）のとおり、本学においては、自己点検・評価を恒常的に行うための制度を整えている。本学の自己点検・評価体制の特徴は、自己点検・評価の目的に応じて多様な形態の評価システムを整備している点にある。現在は、認証評価申請に向けた自己点検・評価活動が全学的に展開されている。

３）評価結果の公表

本学は、自己点検・評価の結果については、学生や社会に公表することを原則としている。詳細は、「第20章 情報公開・説明責任（学部・大学院） 第3節 自己点検・評価の公表」を参照。

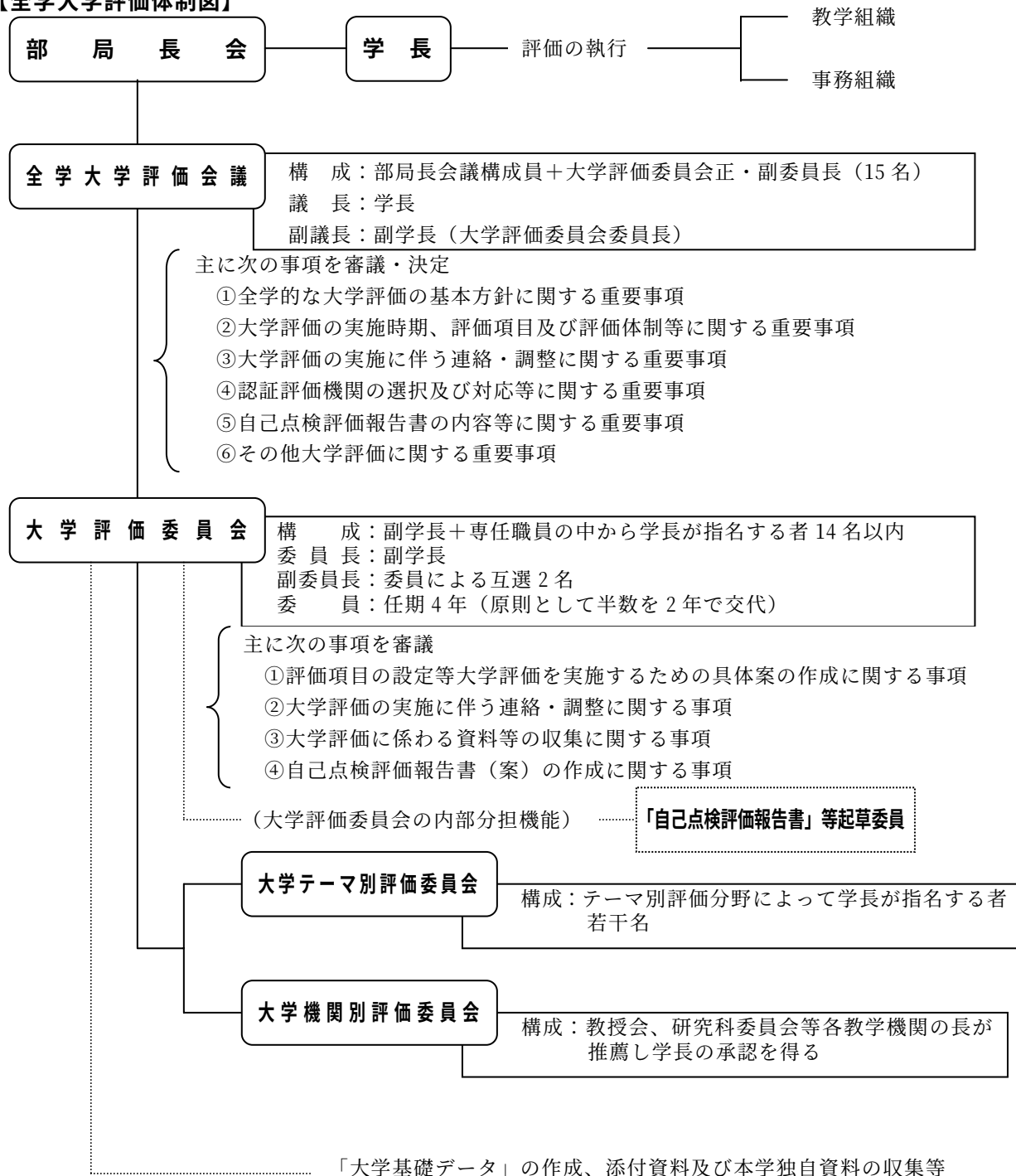
２．自己点検・評価に必要なデータの体系的蓄積の現状と評価

- ①自己点検・評価に必要なデータの体系的な蓄積は、自己点検・評価の質とその実効性を高める上で決定的に重要である。当面は大学基準協会の評価項目に係わる「大学基礎データ」を中心に本学独自のデータを付加して蓄積していく。大学基礎データの収集については、次のような方策を検討し、具体化していく。
 - イ）データ収集の効率化と利用の活性化をはかるために、「大学評価データベース（仮称）」の構築を検討する。
 - ロ）データを精選の上、ホームページ(数字で見る龍谷大学)にて公開する。
- ②自己点検・評価に関する基礎的データの体系的蓄積は、十分にできていないのが現状である。蓄積すべきデータは、事務システム上の他は、それぞれの部署で保管されており、十分な体系性をもって集められていない。このことが、効果的・効率的な自己点検・評価活動を進めていく上で障害となっており、早期に改善に取り組む必要がある。

3. 自己点検・評価の全学的体制の現状と評価

全学的な体制は、「大学評価に関する規程」に定められているが、その概要は、次のとおりである。

【全学大学評価体制図】



4．前回相互評価申請時（1997 年）にあげた課題とその改善状況

1）前回相互評価申請当時の課題

- ①大学全般にわたる網羅的な点検評価作業も大切であるが、大学執行部として問題点を集中的に点検・評価を実施した方がかえって能率的であり、かつ本質の抽出にも役立つ（効果的）のではなかろうか。
- ②今回は、学内だけで実施されたが、今後は、大学の公共性および学外者による客観評価の有効性という面からも第三者を交えた点検・評価を考える必要がある。
- ③有効な点検・評価を行うためには、基礎資料を総括的・時系列的に蓄積・管理し、点検・評価目的別に整理されたデータを提供する体制の確立が重要である。このためには、データ集積のシステム化が強く求められる。自己点検評価活動を実効あるものにするためには、更なる経験の蓄積が必要とされるであろう。
- ④有意義な点検・評価活動を行うためには、問題点の把握と課題の提起等、膨大な事務を継続的に処理する事務局の役割が特に重要である。今後は、問題意識を持った職員を配置し、これに専念できる体制を整備する必要がある。

2）その改善状況

- ①大学全般にわたる網羅的な自己点検・評価だけではなく、大学分野別評価のシステムも導入しており、時宜にかなった自己点検・評価が行えるよう制度を整備した。現在、第4次長期計画の重点政策に係わる中間総括を集中的に進めており、問題点と改善・改革の課題の明確化に努めている。
- ②大学の基本方針として外部評価（第3者評価）を行うことは確認している。しかし、認証評価機関による評価を除いてその実施は、一部の部署に限られており、全学的にはまだ不十分である。
- ③効果的な自己点検・評価活動を進めるための、データ集積のシステム化は極めて不十分である。現行の事務システムを活用して、改めて再集計等を行っているのが現状である。
- ④2003 年度から、専念できる事務体制を整備している。

5．今後の課題と改善方策

- ①最大の課題は、現在の非効率的なデータの集積方法を改善することである。現状の方法では、データの継続性・体系性は保てない。来年度から、年次計画を立てて、自己点検・評価システムの構築に取り組んでいきたい。
- ②大学基礎データのシステム化および自己点検・評価活動の全学的促進をはかるためには、事務職員による支援が不可欠である。それに専念する事務体制を維持し、自己点検・評価に関する実務的な力量を蓄積していく必要がある。

第3節 自己点検・評価と改善・改革システム

【自己点検・評価と改善・改革システムの連結（学部）】【自己点検・評価（大学院）】

A 群・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【自己点検・評価に対する学外者による検証（学部）】

B 群・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

1. 自己点検・評価結果の活用システムの現状と評価

1) 第4次長期計画立案に向けた自己点検・評価の活用

①第4次長期計画の立案とその執行に係わる自己点検・評価の結果は、評議会、部局長会および教授会等における審議決定に活用されている。その主な活用事例は、次のとおりである。

イ)「今後の教学上の課題について」(1997年度)

ロ)「私学環境の変化と本学の大学創りの到達点に関する総合評価」(1997年度)

ハ)「第4次長期計画の基本的方向」(1997年度)

ニ)「Ryukoku21 第4次長期計画基本構想」(1999年度)

ホ)「第4次長期計画後半期における展望と諸課題について」(2003年度)

②本学は、長期計画等大学の基本政策に係わる事項については、このような「報告書」にまとめ、全学的な討議にかけて決定してきている。大学の基本政策に係わる全学討議は、今後の本学の在り方を決定づけるが故に、一定期間にわたり、真剣で厳しい議論が展開され、その集約に大学執行部はかなりの労力を費やしている。しかし、こうした方法をとることによって、大学改革の基本的な方向性について、活発かつ生産的な議論を可能にしているといえる。さらには、多くの教職員が長期計画の諸課題を共有する上でも役立っている。ただし、情勢変化に対応した機敏な意思決定との関連では、全学討議の在り方等については、検討の余地がある。

2) 各部署が所管する業務との関連で行った自己点検・評価の活用

①前述のとおり、財務部（経理担当）は毎年、予算執行に係わる「事業評価」を行っており、各部署が所管する事業の適切な促進、効果的な予算の配分等に役立てている。

②「学生による授業評価－授業アンケート－」は、大学教育開発センターが全学的に行っているものと、いくつかの学部が独自に行っているものがある。これらは、カリキュラム改革等の検討資料として活用されているが、まだ不十分である。

③その他各部署で行っている業務遂行結果のまとめや実態調査報告書等を活用して、業務改善に役立てている。

以上1)～2)のとおり、本学においては自己点検・評価の結果を組織的に活用している。また、自己点検・評価を日常的に促進する「大学評価委員会」の委員長は、大学の日常的な審議決定機関である部局長会(大学執行部)の構成員である副学長が就くことになっており、委員会での審議の状況は、大学執行部に反映できる仕組みができています。

2. 外部評価制度の現状と評価

本学は、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するための方策として、認証評価機関による評価の他に「外部評価」を全学的に行う方向性を確認している。しかし、外部評価を受ける積極的な姿勢は、一部の部署に限られているといわざるを得ない。

3. 今後の課題と改善方策

- ①外部評価を受けるためには、まず、学内の各部署が、自己点検・評価を定期的に行い、「報告書」としてまとめる必要がある。しかし、現段階では、各学部・研究科の自己点検・評価活動は、まだ一部の学部・研究科に限られている。今後は、今回の認証評価申請に向けた自己点検・評価の活動成果を踏まえて、外部評価の段取りを具体的に検討していきたい。
- ②理工学部は6学科を擁するが、その内4学科は完成年度を過ぎている。このうち、「JABEE」の評価を受けたのは、物質化学科のみである。他の学科も、受けることが望ましい。
- ③「教員評価制度」の在り方については、現在、検討中である。

第4節 指摘事項への対応

【大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応（学部）】

A 群・文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

1. 文部科学省への設置認可申請と留意事項等

本学は、第4次長期計画に基づいて教学体制の拡充のために、学部の学科増設、大学院研究科の新設および入学定員の学則変更等を行ってきたが、それにとまなう留意事項と留意事項に対する本学の対応は、次のとおりである。

【過去5カ年の設置認可申請等について】

認可 年月日	認可事項	留意事項	留意事項への対応
1999.10.2	大学の期間を付した入学定員の設定に係る学則変更（臨定の延長計画）	留意事項なし	
1999.12.22	龍谷大学大学院国際文化学研究科の設置（認可申請）	国際文化学部の留学生の確保に努めること。	【2000年度の留意事項の状況及びその対応】 留学生の定員確保の方策については、以下の通り募集活動の強化を図った。 1. 日本留学フェアに参加し、アメリカ・韓国・中国・オランダにおいて入試広報を行った。 2. 4月入学の定員を確保するため、入学試験を2回実施し、受験機会を増やした。（12月と2月に実施） 3. 国内外の日本語学校協定校からの推薦者に対しては、奨学金の重点配分を行い、また大学寮へも優先的に受け入れた。 4. 協定校である関西国際学会と河合塾トライトスクールオブ・ランゲージに赴き、学生に大学案内を兼ねた入試説明を行った。 5. 財団法人日本国際教育協会主催の外国人のための入試説明会、財団法人京都市国際交流協会主催の外国人留学生のための進学相談会にて入試説明会を行った。 このような努力の結果、入学定員充足率が毎年上昇している。1999年度9月（第2学期）には14名の留学生が入学し、同年4月に入学した15名を合計すると29名が入学した。2000年4月には13名の留学生が入学した。 2000年度からは、国外応募者の入学試験の出願期間を1カ月程度に延長する。また、2000年度から本学に在学する全留学生に対して学費の50%減免を実施するとともに、成績上位者の留学生には新しく学習奨励のための奨学金制度をもうけた。 国内外の協定校および入試方法の検討等も含め、募集活動をより一層強化・徹底し、今後とも留学生の定員確保に努めることとした。 【2001年度の留意事項の状況及びその対応】 留学生の定員確保の方策については、以下の通り募集活動の強化を図った。 1. 優秀な留学生を確保するため、2000年度より全留学生に対

			して学費（入学金、授業料、施設費、実験実習費）の 50%減免を実施した。 2.国内の協定校 4 校との協定更新を行い、新たに協定校 3 校も開拓し、協定を締結した。 3.海外協定校（甘泉中学校）への訪問を行い、協定の更新を行った。 4.日本留学フェアに参加し、インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム・韓国において入試広報を行った。 5.協定校である関西国際学友会と河合塾トライデント外国語専門学校に赴き、学生に大学案内を兼ねた入試説明を行った。 6.財団法人日本国際教育協会主催の外国人のための入試説明会、財団法人京都市国際交流協会主催の外国人留学生のための進学相談会にて入試説明会を行った。 7.4 月入学の定員を確保するため、入学試験を 2 回実施した。 このような努力の結果、留学生入学定員 60 名に対し、留学生の入学者が 64 名（帰国生徒、中国引揚者等子女 8 名含む）となり、2001 年度入学者数の定員充足率は 106.7%となった。 2001 年度は留学生の入学定員数を確保できたが、今後も継続的かつ重点的に左記の方策を実施することにより、これまで以上に優秀な留学生を受け入れていくこととした。 2000 年度から本学に在学する全留学生に対して学費の 50%減免を実施するとともに、多様な奨学金制度をよりすすめることとした。また、国内外の協定校および入試方法の検討等も含め、募集活動をより一層強化・徹底し、留学生の入学定員数の確保に努めることとした。
1999.12.22	龍谷大学大学院文学研究科教育学専攻博士（後期）課程の設置（協議）	国際文化学部留学生及び帰国生徒の確保に努めること	[2000 年度の留意事項の状況及びその対応] 留学生の定員確保の方策については、以下の通り募集活動の強化を図った。 1.日本留学フェアに参加し、アメリカ・韓国・中国・オランダにおいて入試広報を行った。 2.4 月入学の定員を確保するため、入学試験を 2 回実施し、受験機会を増やした。（12 月と 2 月に実施） 3.国内外の日本語学校協定校からの推薦者に対しては、奨学金の重点配分を行い、また大学寮へも優先的に受け入れた。 4.協定校である関西国際学友会と河合塾トライデントスクールオブ・ランゲージに赴き、学生に大学案内を兼ねた入試説明を行った。 5.財団法人日本国際教育協会主催の外国人のための入試説明会、財団法人京都市国際交流協会主催の外国人留学生のための進学相談会にて入試説明会を行った。 このような努力の結果、入学定員充足率が毎年上昇している。1999 年度 9 月（第 2 学期）には 14 名の留学生が入学し、同年 4 月に入学した 15 名を合計すると 29 名が入学した。2000 年 4 月には 13 人の留学生が入学した。 2000 年度からは、国外応募者の入学試験の出願期間を 1 カ月程度に延長することとした。また、今年度から本学に在学する全留学生に対して学費の 50%減免を実施するとともに、成績上位者の留学生には新しく学習奨励のための奨学金制度をもうけた。 国内外の協定校および入試方法の検討等も含め、募集活動を

		より一層強化・徹底し、今後とも留学生の定員確保に努めることとした。 〔2001 年度の留意事項の状況及びその対応〕 留学生の定員確保の方策については、以下の通り募集活動の強化を図った。 1. 優秀な留学生を確保するため、2000 年度より全留学生に対して学費（入学金、授業料、施設費、実験実習費）の 50%減免を実施した。 2. 国内の協定校 4 校との協定更新を行い、新たに協定校 3 校も開拓し、協定を締結した。 3. 海外協定校（甘泉中学校）への訪問を行い、協定の更新を行った。 4. 日本留学フェアに参加し、インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム・韓国において入試広報を行った。 5. 協定校である関西国際学友会と河合塾トライデント外国語専門学校に赴き、学生に大学案内を兼ねた入試説明を行った。 6. 財団法人日本国際教育協会主催の外国人のための入試説明会、財団法人京都市国際交流協会主催の外国人留学生のための進学相談会にて入試説明会を行った。 7. 4 月入学の定員を確保するため、入学試験を 2 回実施した。 8. このような努力の結果、留学生入学定員 60 名に対し、留学生の入学者が 64 名（帰国生徒、中国引揚者等子女 8 名含む）となり、2001 年度入学者数の定員充足率は 106.7%となった。 2001 年度は留学生の入学定員数を確保できたが、今後も継続的かつ重点的に左記の方策を実施することにより、これまで以上に優秀な留学生を受け入れていくこととした。 2000 年度から本学に在学する全留学生に対して学費の 50%減免を実施するとともに、多様な奨学金制度をよりすすめていくこととした。また、国内外の協定校および入試方法の検討等も含め、募集活動をより一層強化・徹底し、留学生の入学定員数の確保に努めることとした。 〔2002 年度の留意事項の状況及びその対応〕 留学生の定員確保の方策については、以下のとおり募集活動の強化を図った。 1. 優秀な留学生を確保するため、2000 年度より全留学生に対して学費（入学金、授業料、施設費、実験実習費）の 50%減免を実施している。 2. 本学独自の奨学金制度を設け、留学生寮を用意する等、受け入れ環境を整備・充実させている。 3. 国外志願者は書類選考により、来日せずに受験可能にするなど、入試方法を充実させている。 4. 国内の日本語学校 7 校と協定を締結、継続中であり、推薦枠を設けることによって、優秀な留学生の確保に努めている。 5. 海外協定校（甘泉中学校）からの訪問を受け、今後の協定関係について意見交換を行うなど、更なる協定関係の向上に努めた。 6. 協定校である関西国際学友会と河合塾トライデント外国語
--	--	---

			専門学校に赴き、学生に大学案内を兼ねた入試説明を行った。 7.日本留学入試説明会に参加し、台湾において入試広報を行った。 8.外国人留学生のための進学相談会（財団法人京都市国際交流協会主催）、日本語学校生対象留学説明会（ライオンズアカデミー・さんぽう主催）等にて入試説明会を行った。 9.4月入学の定員を確保するため、入学試験を2回実施した。 このような努力の結果、2001年度は外国人留学生等の入学定員60名に対し、入学者が68名（帰国生徒、中国引揚者等子女6名含む）となり、2001年度入学者数の定員充足率は113.3%となった。 また、2002年度については同じく入学者が45名（帰国生徒、中国引揚者等子女5名含む）となり、これに加え、後期入学生は15名が入学した。																																																																																	
2000.12.21	大学の期間を付した入学定員の設定に係る学則変更（臨定の延長計画の変更）	留意事項なし																																																																																		
2000.12.21	大学の収容定員の減少に係る学則変更（経営学部経営学科夜間主コースの学生募集停止（廃止））	留意事項なし																																																																																		
2001.12.20	龍谷大学大学院国際文化学研究科博士（後期）課程の設置（協議）	国際文化学部、社会学部地域福祉学科、臨床福祉学科の編入学生の確保に努めること。	【2002年度の留意事項の状況及びその対応】 ＜国際文化学部＞ 本学部編入学試験においては、指定校および一般応募の2種による形態にて実施している。 【編入学定員50名に対する過去4年間の状況】 <table><tr><td colspan="2"></td><td>1999</td><td>2000</td><td>2001</td><td>2000</td></tr><tr><td rowspan="4">指定校</td><td>志願者数</td><td>35</td><td>27</td><td>23</td><td>13</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>35</td><td>27</td><td>23</td><td>13</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>35</td><td>27</td><td>22</td><td>13</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>35</td><td>27</td><td>22</td><td>13</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2"></td><td>1999</td><td>2000</td><td>2001</td><td>2002</td></tr><tr><td rowspan="4">一般</td><td>志願者数</td><td>48</td><td>20</td><td>14</td><td>19</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>43</td><td>18</td><td>13</td><td>18</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>25</td><td>14</td><td>13</td><td>10</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>20</td><td>13</td><td>8</td><td>6</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2"></td><td>1999</td><td>2000</td><td>2001</td><td>2002</td></tr><tr><td rowspan="4">合計</td><td>志願者数</td><td>83</td><td>47</td><td>37</td><td>32</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>78</td><td>45</td><td>36</td><td>31</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>60</td><td>41</td><td>35</td><td>23</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>55</td><td>40</td><td>30</td><td>19</td></tr></table>			1999	2000	2001	2000	指定校	志願者数	35	27	23	13	受験者数	35	27	23	13	合格者数	35	27	22	13	入学者数	35	27	22	13			1999	2000	2001	2002	一般	志願者数	48	20	14	19	受験者数	43	18	13	18	合格者数	25	14	13	10	入学者数	20	13	8	6			1999	2000	2001	2002	合計	志願者数	83	47	37	32	受験者数	78	45	36	31	合格者数	60	41	35	23	入学者数	55	40	30	19
		1999	2000	2001	2000																																																																															
指定校	志願者数	35	27	23	13																																																																															
	受験者数	35	27	23	13																																																																															
	合格者数	35	27	22	13																																																																															
	入学者数	35	27	22	13																																																																															
		1999	2000	2001	2002																																																																															
一般	志願者数	48	20	14	19																																																																															
	受験者数	43	18	13	18																																																																															
	合格者数	25	14	13	10																																																																															
	入学者数	20	13	8	6																																																																															
		1999	2000	2001	2002																																																																															
合計	志願者数	83	47	37	32																																																																															
	受験者数	78	45	36	31																																																																															
	合格者数	60	41	35	23																																																																															
	入学者数	55	40	30	19																																																																															

		指定校は本学短期大学部を含め、約 20 校と推薦・受け入れ協定を締結している。 本協定を 2 年毎に見直しを行っているが、最近の編入志願者数の落ち込み状況から 2002 年 1 月に協定校に対し、アンケート調査を実施した。その結果、半数以上の短期大学において、入学定員割れをきたしている。 アンケート回答から編入推薦枠を満たさなかった理由については、次のようなコメントがなされていた。 ・短期大学入学者数の減少により、平均学力レベルの低下から向学心の強い短期大学生が少ない傾向にあり、編入希望者が減っている。 ・英語・英文、国際文化関係の教養系学部編入希望者が少なくなっている傾向がみられる。 ・短期大学からの進学先が、留学・専門学校など多岐にわたっている。 ・経済事情の悪化に伴い編入希望者が全体として低調化している。 このアンケート結果をもとに今後の編入学生の確保を行うため、2001 年度から新カリキュラムを実施（学生の興味・関心に合わせて履修できる自由度・選択度をひろげることから、外国語重視型あるいは教養重視型などのカリキュラムを自分で組み立てられるように柔軟化をはかった。また、瀬田学舎共通科目受講可となることから選択できる科目を大幅に増設した。）し、2003 年度からの編入生に対しても選択肢の幅が増えたこと（上記カリキュラムの適用）などを具体的に説明するために協定先などを訪問し、より連携の強化をはかることとした。 編入推薦・受け入れ協定先および指定学科などを今後柔軟に対応するよう具体的な取り組みなどについて鋭意検討していくこととした。 <社会学部 地域福祉学科、臨床福祉学科> 2002 年度入学試験より、編入学指定校のうち本学短期大学部に対する推薦枠数を各学科 8 名から各学科 12 名に増やし、定員の確保に努めた。しかしながら、結果として、今年度の状況は定員各 30 名に対し、下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>地域福祉学科</th><th>臨床福祉学科</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受験者</td><td>23 名</td><td>25 名</td></tr> <tr> <td>合格者</td><td>21 名</td><td>20 名</td></tr> <tr> <td>手続者</td><td>20 名</td><td>19 名</td></tr> </tbody> </table> これまで編入学生の単位認定は、地域福祉学科・臨床福祉学科共に上限 56 単位一括認定方式を行ってきたが、2002 年度編入学生からは、その上限を両学科共に 62 単位に増やし、重ねて、従来は学科の教育理念に基づき履修を指導してきた社会福祉士国家試験受験資格取得に係る科目について、編入学生の入学後の負担を最大限考慮し、5 科目を上限として個別に科目を認定するよう変更した。		地域福祉学科	臨床福祉学科	受験者	23 名	25 名	合格者	21 名	20 名	手続者	20 名	19 名
	地域福祉学科	臨床福祉学科												
受験者	23 名	25 名												
合格者	21 名	20 名												
手続者	20 名	19 名												

		なお、入学手続き者に対しては、入学前に担当教員による任意のガイダンスを開催し、希望アンケート調査等を行うことにより入学後、円滑に実習に取り組めるよう配慮を行った。 講義履修上の配慮としては、必修科目に準ずる科目である「情報処理実習」については、本来先修制としているところを、系統のかつ効果的な履修を維持しつつ、1年間で同時履修が行えるように編入学生向けに特別な講義を開講した。 このような単位認定・履修配慮については2002年度より新たに変更を行ったものの、受験生に対し十分なアナウンスメントが行えなかった。このことから、2003年度入試に向けては、入試説明会やオープンキャンパス等にて、これら変更点を受験生に対し広報することとした。また、本学教学理念のPRや学部としての具体的取り組み等についての紹介も継続的に実施していくこととした。これらの取り組みにより、編入学志望者に対して、本学での編入学後の学習環境を整備していることが理解されるように努め、志望者の確保を図っていくこととした。 なお、従来より行っている本学科の教育理念及び趣旨を理解している本学短期大学部及び本学派立関係短期大学並びに派立関係校以外の福祉系短期大学等との連携(編入学指定校枠の拡大等)の強化についても、更に積極的にすすめていくこととした。 【2003年度の留意事項の状況及びその対応】 ＜国際文化学部＞ 本学部編入学試験においては、指定校および一般応募の2種による形態にて実施している。 編入学定員50名に対する過去4年間の状況 指定校 <table><tr><th>年度</th><th>2000</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>27</td><td>23</td><td>13</td><td>18</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>27</td><td>23</td><td>13</td><td>18</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>27</td><td>22</td><td>13</td><td>18</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>27</td><td>22</td><td>13</td><td>18</td></tr></table> 一般 <table><tr><th>年度</th><th>2000</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>20</td><td>14</td><td>19</td><td>10</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>18</td><td>13</td><td>18</td><td>8</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>14</td><td>13</td><td>10</td><td>8</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>13</td><td>8</td><td>6</td><td>5</td></tr></table> 合計 <table><tr><th>年度</th><th>2000</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>47</td><td>37</td><td>32</td><td>28</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>45</td><td>36</td><td>31</td><td>26</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>41</td><td>35</td><td>23</td><td>26</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>40</td><td>30</td><td>19</td><td>23</td></tr></table>	年度	2000	2001	2002	2003	志願者数	27	23	13	18	受験者数	27	23	13	18	合格者数	27	22	13	18	入学者数	27	22	13	18	年度	2000	2001	2002	2003	志願者数	20	14	19	10	受験者数	18	13	18	8	合格者数	14	13	10	8	入学者数	13	8	6	5	年度	2000	2001	2002	2003	志願者数	47	37	32	28	受験者数	45	36	31	26	合格者数	41	35	23	26	入学者数	40	30	19	23
年度	2000	2001	2002	2003																																																																									
志願者数	27	23	13	18																																																																									
受験者数	27	23	13	18																																																																									
合格者数	27	22	13	18																																																																									
入学者数	27	22	13	18																																																																									
年度	2000	2001	2002	2003																																																																									
志願者数	20	14	19	10																																																																									
受験者数	18	13	18	8																																																																									
合格者数	14	13	10	8																																																																									
入学者数	13	8	6	5																																																																									
年度	2000	2001	2002	2003																																																																									
志願者数	47	37	32	28																																																																									
受験者数	45	36	31	26																																																																									
合格者数	41	35	23	26																																																																									
入学者数	40	30	19	23																																																																									

		指定校は本学短期大学部を含め、21 校と推薦・受け入れ協定を締結している。本協定を2年毎に見直しを行っているが、最近の編入志願者数の落ち込み状況から2002年1月に指定校に対し、アンケート調査を実施した。 その結果、半数以上の短期大学において、入学定員割れをきたしている。 アンケート回答から編入推薦枠を満たさなかった理由については、次のようなコメントがなされていた。 ・短期大学入学者数の減少により、平均学力レベルの低下から向学心の強い短期大学生が少ない傾向にあり、編入希望者が減っている。 ・英語・英文、国際文化関係の教養系学部編入希望者が少なくなっている傾向がみられる。 ・短期大学からの進学先が、留学・専門学校など多岐にわたっている。 ・経済事情の悪化に伴い編入希望者が全体として低調化している。 上記のアンケート結果をもとに今後の編入学生の確保を図ることとし、2001 年度から新カリキュラムを実施し、学生の興味・関心に合わせて履修できる自由度・選択度をひろげ、外国語重視型あるいは教養重視型などのカリキュラムを自分で組み立てられるように柔軟化をはかった。また、瀬田学舎共通科目を受講可能とし、選択できる科目を大幅に増設した。 2002 年度は、編入学生に対しても選択肢の幅が増えたことなどを具体的に説明するために、14 の指定校先を訪問し、受験者を送ってもらえるよう依頼をするとともに、より一層の連携の強化をはかることを要請した。また、定員数を確保するために、新たに7校の指定校（計28校）を2003 年度から追加することとした。 さらに、2002 年度から、一般からの受験者増をはかるため、指定校以外の短期大学に対しても、編入学入試案内を郵送するなどして、積極的に広報活動を行った。 <社会学部 地域福祉学科・臨床福祉学科> 定員の遵守について 2003 年度入学試験より、編入学指定校のうち本学短期大学部に対する推薦依頼者数を各学科12名から各学科20名以上に増やす等、志願生の確保及び定員の遵守に努めた。その結果、各学科において以下のような志願・合格・入学者となった。 <2003 年度> <table><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>志願者</th><th>合格者</th><th>入学者</th></tr><tr><td>地域福祉学科</td><td>30 名</td><td>37 名</td><td>32 名</td><td>31 名</td></tr><tr><td>臨床福祉学科</td><td>30 名</td><td>41 名</td><td>34 名</td><td>34 名</td></tr></table> ※指定校推薦編入学を含む 上記のとおり、本学短期大学部との連携を継続するとともに、本学及び社会学部両福祉学科の教育理念及び趣旨を理解している本学派立関係短期大学並びに派立関係校以外の福祉系	学科	入学定員	志願者	合格者	入学者	地域福祉学科	30 名	37 名	32 名	31 名	臨床福祉学科	30 名	41 名	34 名	34 名
学科	入学定員	志願者	合格者	入学者													
地域福祉学科	30 名	37 名	32 名	31 名													
臨床福祉学科	30 名	41 名	34 名	34 名													

		短期大学等との連携の強化についても、これまで以上に推進していくこととした。 [2004 年度の留意事項の状況及びその対応] <国際文化学部> 本学部編入学試験においては、指定校および一般応募の 2 種による形態にて実施している。 編入学定員 50 名に対する過去 4 年間の状況 指定校 <table><tr><th>年度</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>23</td><td>13</td><td>18</td><td>21</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>23</td><td>13</td><td>18</td><td>21</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>22</td><td>13</td><td>18</td><td>20</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>22</td><td>13</td><td>18</td><td>20</td></tr></table> 一般 <table><tr><th>年度</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>14</td><td>19</td><td>10</td><td>22</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>13</td><td>18</td><td>8</td><td>21</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>13</td><td>10</td><td>8</td><td>16</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>8</td><td>6</td><td>5</td><td>11</td></tr></table> 合計 <table><tr><th>年度</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>37</td><td>32</td><td>28</td><td>43</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>36</td><td>31</td><td>26</td><td>42</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>35</td><td>23</td><td>26</td><td>36</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>30</td><td>19</td><td>23</td><td>31</td></tr></table> 指定校は本学短期大学部を含め、21 校と推薦・受け入れ協定を締結している。 本協定を 2 年毎に見直しを行っているが、最近の編入志願者数の落ち込み状況から 2002 年 1 月に指定校に対し、アンケート調査を実施した。その結果、半数以上の短期大学において、入学定員割れをきたしている。 アンケート回答から編入推薦枠を満たさなかった理由については、次のようなコメントがなされていた。 ・短期大学入学者数の減少により、平均学力レベルの低下から向学心の強い短期大学生が少ない傾向にあり、編入希望者が減っている。 ・英語・英文、国際文化関係の教養系学部編入希望者が少なくなっている傾向がみられる。 ・短期大学からの進学先が、留学・専門学校など多岐にわたっている。 ・経済事情の悪化に伴い編入希望者が全体として低調化している。 上記のアンケート結果をもとに今後の編入学生の確保を図	年度	2001	2002	2003	2004	志願者数	23	13	18	21	受験者数	23	13	18	21	合格者数	22	13	18	20	入学者数	22	13	18	20	年度	2001	2002	2003	2004	志願者数	14	19	10	22	受験者数	13	18	8	21	合格者数	13	10	8	16	入学者数	8	6	5	11	年度	2001	2002	2003	2004	志願者数	37	32	28	43	受験者数	36	31	26	42	合格者数	35	23	26	36	入学者数	30	19	23	31
年度	2001	2002	2003	2004																																																																									
志願者数	23	13	18	21																																																																									
受験者数	23	13	18	21																																																																									
合格者数	22	13	18	20																																																																									
入学者数	22	13	18	20																																																																									
年度	2001	2002	2003	2004																																																																									
志願者数	14	19	10	22																																																																									
受験者数	13	18	8	21																																																																									
合格者数	13	10	8	16																																																																									
入学者数	8	6	5	11																																																																									
年度	2001	2002	2003	2004																																																																									
志願者数	37	32	28	43																																																																									
受験者数	36	31	26	42																																																																									
合格者数	35	23	26	36																																																																									
入学者数	30	19	23	31																																																																									

		ることとし、2001 年度から新カリキュラムを実施し、学生の興味・関心に合わせて履修できる自由度・選択度をひろげ、外国語重視型あるいは教養重視型などのカリキュラムを自分で組み立てられるように柔軟化をはかった。また、瀬田学舎共通科目を受講可能とし、選択できる科目を大幅に増設した。 2002 年度は、編入学生に対しても選択肢の幅が増えたことなどを具体的に説明するために、14 の指定校先を訪問し、受験者を送ってもらえるよう依頼をするとともに、より一層の連携の強化をはかることを要請した。また、定員数を確保するために、新たに 7 校の指定校（計 28 校）を 2003 年度から追加することとした。 さらに、2002 年度から、一般からの受験者増をはかるため、指定校以外の短期大学に対しても、編入学入試案内を郵送するなどして、積極的に広報活動を行った。 2003 年度は、出願資格に専修学校生を加え、さらに留学生も対象とした。 このことから、志願者数を増やすことができた。 <社会学部 地域福祉学科・臨床福祉学科> 定員の遵守について 2004 年度入学試験より、臨時的定員を恒常定員化することにあわせて編入学定員の一部を入学定員に振り替えることにより、編入学定員を減じ志願者の確保及び定員の遵守に努めた。その結果、各学科において志願者・合格者・入学者が下記のとおりとなった。 <2004 年度> <table><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>志願者</th><th>合格者</th><th>入学者</th></tr><tr><td>地域福祉学科</td><td>20 名</td><td>35 名</td><td>27 名</td><td>27 名</td></tr><tr><td>臨床福祉学科</td><td>20 名</td><td>34 名</td><td>27 名</td><td>27 名</td></tr></table> ※指定校推薦編入学を含む 従来のとおり、本学短期大学部との連携を継続するとともに、本学及び社会学部両福祉学科の教育理念及び趣旨を理解している本学派立関係短期大学並びに派立関係校以外の福祉系短期大学等との連携の強化についても、これまで以上に推進していく。	学科	入学定員	志願者	合格者	入学者	地域福祉学科	20 名	35 名	27 名	27 名	臨床福祉学科	20 名	34 名	27 名	27 名
学科	入学定員	志願者	合格者	入学者													
地域福祉学科	20 名	35 名	27 名	27 名													
臨床福祉学科	20 名	34 名	27 名	27 名													
2002 年 7 月 30 日	龍谷大学理工学部情報メディア学科の設置	1. 文学部真宗学科夜間主コース、仏教学科夜間主コース、哲学科哲学専攻夜間主コース、史学科東洋史学専攻夜間主コース、仏教史学専攻夜間主コース、英語英米文学科夜間主コー	【2003 年度の留意事項の状況及びその対応】 2002 年度より入試制度を改革し、夜間主コース生の確保に努めた結果、徐々にではあるが下記のとおり定員の充足率が上がっている。 また、23 歳以上の社会人を対象とした社会人特別コースを新たに設け、入学志望書と面接試験のみの合否判定や、学費を大幅に軽減した優遇措置、柔軟な履修カリキュラムなど、社会人の修学意欲を引き出す制度を整えた。														

スの社会人の確保に努めること。

<単年度定員超過率>

	2001	2002	2003
真宗学科	0.15	0.61	0.53
仏教学科	0.13	0.26	0.43
哲学専攻	0.40	0.46	1.06
東洋史学専攻	0.20	0.40	0.86
仏教史学専攻	0.06	0.53	0.66
英語英米文学科	0.50	0.75	1.10

履行状況に記載したように、2002 年度より入試制度を改革し、夜間主コース生の確保を努めた結果、定員の充足率が上がってきてはいるものの、真宗学科と仏教学科においては、まだまだ充足率が低い。そのため、浄土真宗本願寺派以外の伝道を志す真宗各派や仏教各派へも募集を積極的にすすめていくこととした。

【2004 年度の留意事項の状況及びその対応】

2002 年度より入試制度を改革し、夜間主コース生の確保に努めたこと、ならびに 2004 年度より受験生のニーズにあわせて学科専攻定員の変更を行ったこと、浄土真宗本願寺派以外の伝道を志す真宗各派や仏教各派へも募集を積極的にすすめたことにより、徐々にではあるが下記のとおり定員の充足率が上がっている。

また、23 歳以上の社会人を対象とした社会人特別コースを新たに設け、入学志望書と面接試験のみの合否判定や、学費を大幅に軽減した優遇措置、柔軟な履修カリキュラムなど、社会人の修学意欲を引き出す制度を整えた。

<単年度定員超過率>

	2001	2002	2003	2004
真宗学科	0.15	0.61	0.53	0.87
仏教学科	0.13	0.26	0.43	1.13
哲学専攻	0.40	0.46	1.06	0.70
東洋史学専攻	0.20	0.40	0.86	0.94
仏教史学専攻	0.06	0.53	0.66	0.76
英語英米文学科	0.50	0.75	1.10	0.90

このように、2002 年度より入試制度を改革し、夜間主コース生の確保を努めたこと、ならびに 2004 年度より受験生のニーズにあわせて学科専攻定員の変更を行ったこと、浄土真宗本願寺派以外の伝道を志す真宗各派や仏教各派へも募集を積極的にすすめたことにより、徐々にではあるが定員の充足率が上がっている。しかしながら、未だ定員に満たない学科専攻が多いため、引き続き募集を積極的にすすめ、社会人の確保に努めていく。

		2.社会学部、国際文化学部の編入学生の確保に努めること 【2003年度の留意事項の状況及びその対応】 <社会学部> 2003 年度入学試験より、編入学指定校のうち本学短期大学部に対する推薦依頼者数を増やす等、志願者の確保に努めた。その結果、各学科において以下のような志願・合格・入学者となった。 <2003 年度> <table><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>志願者</th><th>合格者</th><th>入学者</th></tr><tr><td>社会学科</td><td>30 名</td><td>35 名</td><td>30 名</td><td>28 名</td></tr><tr><td>地域福祉学科</td><td>30 名</td><td>37 名</td><td>32 名</td><td>31 名</td></tr><tr><td>臨床福祉学科</td><td>30 名</td><td>41 名</td><td>34 名</td><td>34 名</td></tr></table> ※指定校推薦編入学を含む 上記のとおり、本学短期大学部との連携を継続するとともに、本学及び社会学部各学科の教育理念及び趣旨を理解している本学派立関係短期大学並びに派立関係校以外の短期大学等との連携の強化についてもこれまで以上に推進することとした。 また、今回定員を確保できなかった社会学科については、各短期大学との連携を継続しつつ、学部教育の特色、入学後の履修に関する配慮等について、入試説明会等において受験生への周知徹底をはかることとした。 <国際文化学部> 本学部編入学試験においては、指定校および一般応募の２種による形態にて実施している。 編入学定員 50 名に対する過去 4 年間の状況 <指定校> <table><tr><th>年度</th><th>2000</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>27</td><td>23</td><td>13</td><td>18</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>27</td><td>23</td><td>13</td><td>18</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>27</td><td>22</td><td>13</td><td>18</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>27</td><td>22</td><td>13</td><td>18</td></tr></table> <一般> <table><tr><th>年度</th><th>2000</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>20</td><td>14</td><td>19</td><td>10</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>18</td><td>13</td><td>18</td><td>8</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>14</td><td>13</td><td>10</td><td>8</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>13</td><td>8</td><td>6</td><td>5</td></tr></table> <合計> <table><tr><th>年度</th><th>2000</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>47</td><td>37</td><td>32</td><td>28</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>45</td><td>36</td><td>31</td><td>26</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>41</td><td>35</td><td>23</td><td>26</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>40</td><td>30</td><td>19</td><td>23</td></tr></table>	学科	入学定員	志願者	合格者	入学者	社会学科	30 名	35 名	30 名	28 名	地域福祉学科	30 名	37 名	32 名	31 名	臨床福祉学科	30 名	41 名	34 名	34 名	年度	2000	2001	2002	2003	志願者数	27	23	13	18	受験者数	27	23	13	18	合格者数	27	22	13	18	入学者数	27	22	13	18	年度	2000	2001	2002	2003	志願者数	20	14	19	10	受験者数	18	13	18	8	合格者数	14	13	10	8	入学者数	13	8	6	5	年度	2000	2001	2002	2003	志願者数	47	37	32	28	受験者数	45	36	31	26	合格者数	41	35	23	26	入学者数	40	30	19	23
学科	入学定員	志願者	合格者	入学者																																																																																													
社会学科	30 名	35 名	30 名	28 名																																																																																													
地域福祉学科	30 名	37 名	32 名	31 名																																																																																													
臨床福祉学科	30 名	41 名	34 名	34 名																																																																																													
年度	2000	2001	2002	2003																																																																																													
志願者数	27	23	13	18																																																																																													
受験者数	27	23	13	18																																																																																													
合格者数	27	22	13	18																																																																																													
入学者数	27	22	13	18																																																																																													
年度	2000	2001	2002	2003																																																																																													
志願者数	20	14	19	10																																																																																													
受験者数	18	13	18	8																																																																																													
合格者数	14	13	10	8																																																																																													
入学者数	13	8	6	5																																																																																													
年度	2000	2001	2002	2003																																																																																													
志願者数	47	37	32	28																																																																																													
受験者数	45	36	31	26																																																																																													
合格者数	41	35	23	26																																																																																													
入学者数	40	30	19	23																																																																																													

			指定校は本学短期大学部を含め、21 校と推薦・受け入れ協定を締結している。本協定を2年毎に見直しを行っているが、最近の編入志願者数の落ち込み状況から2002年1月に指定校に対し、アンケート調査を実施した。 その結果、半数以上の短期大学において、入学定員割れをきたしている。アンケート回答から編入推薦枠を満たさなかった理由については、次のようなコメントがなされていた。 ・短期大学入学者数の減少により、平均学力レベルの低下から向学心の強い短期大学生が少ない傾向にあり、編入希望者が減っている。 ・英語・英文、国際文化関係の教養系学部編入希望者が少なくなっている傾向がみられる。 ・短期大学からの進学先が、留学・専門学校など多岐にわたっている。 ・経済事情の悪化に伴い編入希望者が全体として低調化している。 上記のアンケート結果をもとに今後の編入学生の確保を行うため、2001年度から新カリキュラムを実施し、学生の興味・関心に合わせて履修できる自由度・選択度をひろげ、外国語重視型あるいは教養重視型などのカリキュラムを自分で組み立てられるように柔軟化をはかった。また、瀬田学舎共通科目が受講可能となることから選択できる科目を大幅に増設した。 2002年度は、編入生に対しても選択肢の幅が増えたことなどを具体的に説明するために、14の指定校先を訪問し、受験者を送ってもらえるよう依頼をするとともに、より一層の連携の強化をはかることを要請した。また、定員数を確保するために、新たに7校の指定校（計28校）を2003年度から追加することとした。 さらに、2002年度から、一般からの受験者増をはかるため、指定校以外の短期大学に対しても、編入学入試案内を郵送するなどして、積極的に広報活動を行った。 【2004年度の留意事項の状況及びその対応】 ＜社会学部＞ 2004年度入学試験より、臨時的定員を恒常定員化することにあわせて編入学定員の一部を入学定員に振り替えることにより、編入学定員を減じ志願者及び入学者の確保に努めた。 その結果、各学科において志願者・合格者・入学者が下記のとおりとなった。 ＜2004年度＞ <table><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>志願者</th><th>合格者</th><th>入学者</th></tr><tr><td>社会学科</td><td>10名</td><td>18名</td><td>12名</td><td>11名</td></tr><tr><td>地域福祉学科</td><td>20名</td><td>35名</td><td>27名</td><td>27名</td></tr><tr><td>臨床福祉学科</td><td>20名</td><td>34名</td><td>27名</td><td>27名</td></tr></table> ※指定校推薦編入学を含む	学科	入学定員	志願者	合格者	入学者	社会学科	10名	18名	12名	11名	地域福祉学科	20名	35名	27名	27名	臨床福祉学科	20名	34名	27名	27名
学科	入学定員	志願者	合格者	入学者																			
社会学科	10名	18名	12名	11名																			
地域福祉学科	20名	35名	27名	27名																			
臨床福祉学科	20名	34名	27名	27名																			

		従来のとおり、本学短期大学部との連携を継続するとともに、本学及び社会学部各学科の教育理念及び趣旨を理解している本学派立関係短期大学並びに派立関係校以外の短期大学等との連携の強化についてもこれまで以上に推進する。 <国際文化学部> 本学部編入学試験においては、指定校および一般応募の２種による形態にて実施している。 編入学定員 50 名に対する過去 4 年間の状況 <指定校> <table><tr><th>年度</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>23</td><td>13</td><td>18</td><td>21</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>23</td><td>13</td><td>18</td><td>21</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>22</td><td>13</td><td>18</td><td>20</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>22</td><td>13</td><td>18</td><td>20</td></tr></table> <一般> <table><tr><th>年度</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>14</td><td>19</td><td>10</td><td>22</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>13</td><td>18</td><td>8</td><td>21</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>13</td><td>10</td><td>8</td><td>16</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>8</td><td>6</td><td>5</td><td>11</td></tr></table> <合計> <table><tr><th>年度</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th></tr><tr><td>志願者数</td><td>37</td><td>32</td><td>28</td><td>43</td></tr><tr><td>受験者数</td><td>36</td><td>31</td><td>26</td><td>42</td></tr><tr><td>合格者数</td><td>35</td><td>23</td><td>26</td><td>36</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>30</td><td>19</td><td>23</td><td>31</td></tr></table> 指定校は本学短期大学部を含め、21 校と推薦・受け入れ協定を締結している。 本協定を 2 年毎に見直しを行っているが、最近の編入志願者数の落ち込み状況から 2002 年 1 月に指定校に対し、アンケート調査を実施した。その結果、半数以上の短期大学において、入学定員割れをきたしている。 アンケート回答から編入推薦枠を満たさなかった理由については、次のようなコメントがなされていた。 ・短期大学入学者数の減少により、平均学力レベルの低下から向学心の強い短期大学生が少ない傾向にあり、編入希望者が減っている。 ・英語・英文、国際文化関係の教養系学部編入希望者が少なくなっている傾向がみられる。 ・短期大学からの進学先が、留学・専門学校など多岐にわたっている。 ・経済事情の悪化に伴い編入希望者が全体として低調化している。 上記のアンケート結果をもとに今後の編入学生の確保を図	年度	2001	2002	2003	2004	志願者数	23	13	18	21	受験者数	23	13	18	21	合格者数	22	13	18	20	入学者数	22	13	18	20	年度	2001	2002	2003	2004	志願者数	14	19	10	22	受験者数	13	18	8	21	合格者数	13	10	8	16	入学者数	8	6	5	11	年度	2001	2002	2003	2004	志願者数	37	32	28	43	受験者数	36	31	26	42	合格者数	35	23	26	36	入学者数	30	19	23	31
年度	2001	2002	2003	2004																																																																									
志願者数	23	13	18	21																																																																									
受験者数	23	13	18	21																																																																									
合格者数	22	13	18	20																																																																									
入学者数	22	13	18	20																																																																									
年度	2001	2002	2003	2004																																																																									
志願者数	14	19	10	22																																																																									
受験者数	13	18	8	21																																																																									
合格者数	13	10	8	16																																																																									
入学者数	8	6	5	11																																																																									
年度	2001	2002	2003	2004																																																																									
志願者数	37	32	28	43																																																																									
受験者数	36	31	26	42																																																																									
合格者数	35	23	26	36																																																																									
入学者数	30	19	23	31																																																																									

			ることとし、2001 年度から新カリキュラムを実施し、学生の興味・関心に合わせて履修できる自由度・選択度をひろげ、外国語重視型あるいは教養重視型などのカリキュラムを自分で組み立てられるように柔軟化をはかった。また、瀬田学舎共通科目を受講可能とし、選択できる科目を大幅に増設した。 2002 年度は、編入学生に対しても選択肢の幅が増えたことなどを具体的に説明するために、14 の指定校先を訪問し、受験者を送ってもらえるよう依頼をするとともに、より一層の連携の強化をはかることを要請した。また、定員数を確保するために、新たに 7 校の指定校（計 28 校）を 2003 年度から追加することとした。 さらに、2002 年度から、一般からの受験者増をはかるため、指定校以外の短期大学に対しても、編入学入試案内を郵送するなどして、積極的に広報活動を行った。 2003 年度は、出願資格に専修学校生を加え、さらに留学生も対象とした。このことから、志願者数を増やすことができた。
2002 年 7 月 30 日	龍谷大学理工学部環境ソリューション工学科の設置	龍谷大学短期大学部仏教科については、2003 年 4 月 1 日付けで学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止すること	【2003 年度の留意事項の状況及びその対応】 短期大学部仏教科は、2003 年 4 月 1 日で学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。 【2004 年度の留意事項の状況及びその対応】 短期大学部仏教科は、2003 年 4 月 1 日で学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。
2002 年 7 月 30 日	短期大学の収容定員の増加に係る学則変更	仏教科については、2003 年 4 月 1 日で学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止すること	【2003 年度の留意事項の状況及びその対応】 短期大学部仏教科は、2003 年 4 月 1 日で学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。
2002 年 7 月 30 日	大学の期間を付した入学定員の設定に係る学則変更	留意事項なし	
2002 年 12 月 19 日	大学の収容定員の減少に係る学則変更	留意事項なし	
2003 年 9 月 30 日	大学の収容定員の増加に係る学則変更	理工学部情報メディア学科の定員超過の是正に努めること	【2004 年度の留意事項の状況及びその対応】 開設年度である 2003 年度に、情報メディア学科の定員超過率が 1.3 倍を超過したが、この主たる理由は、開設年度であることから受験生の歩留まりを適正に判断できなかったことにある。2004 度は、前年度の入試結果を踏まえ、受け入れ学生数について適正な数となるように努めた。その結果、2004 年度の定員超過率は次のとおり改善された。

			<table><tr><td>年度</td><td>2003</td><td>2004</td></tr><tr><td>入学定員</td><td>80</td><td>80</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>105</td><td>86</td></tr><tr><td>定員超過率</td><td>1.31</td><td>1.07</td></tr></table> 今後は、2004 年度と同様に、受け入れ学生数に細心の注意をはかり、適正な数の入学者を確保するように努める。	年度	2003	2004	入学定員	80	80	入学者数	105	86	定員超過率	1.31	1.07
年度	2003	2004													
入学定員	80	80													
入学者数	105	86													
定員超過率	1.31	1.07													
2003 年 11 月 27 日	大学の収容定員の増加に係る学則変更	理工学部情報メディア学科の定員超過の是正に努めること	【2004 年度の留意事項の状況及びその対応】 開設年度である 2003 年度に、情報メディア学科の定員超過率が 1.3 倍を超過したが、この主たる理由は、開設年度であることから受験生の歩留まりを適正に判断できなかったことにある。2004 度は、前年度の入試結果を踏まえ、受け入れ学生数について適正な数となるように努めた。その結果、2004 年度の定員超過率は次のとおり改善された。 <table><tr><td>年度</td><td>2003</td><td>2004</td></tr><tr><td>入学定員</td><td>80</td><td>80</td></tr><tr><td>入学者数</td><td>105</td><td>86</td></tr><tr><td>定員超過率</td><td>1.31</td><td>1.07</td></tr></table> 今後は、2004 年度と同様に、受け入れ学生数に細心の注意をはかり、適正な数の入学者を確保するように努める。	年度	2003	2004	入学定員	80	80	入学者数	105	86	定員超過率	1.31	1.07
年度	2003	2004													
入学定員	80	80													
入学者数	105	86													
定員超過率	1.31	1.07													
2004 年 11 月 30 日	龍谷大学法科大学院法務研究科の設置（認可時）	設置趣旨に照らして、さらに教育課程の充実に努めること。	【2005 年度の留意事項の状況及びその対応】 設置趣旨に基づき、鋭意履行している。 さらに教育課程の充実をはかるため、学生に対して、導入教育に関するアンケートを実施し、また施設利用に関する要望を聴取した。さらに 5 月下旬に授業アンケートを実施する予定である。												

2. 大学基準協会による相互評価への対応

本学は、1997 年に大学基準協会の相互評価を受けた。そのときの指摘事項（勧告・助言等）に対しては、次のように対応し、改善に努めた（当時）。

1) 「勧告」に関する改善報告について

< 勧告事項 >

1. 文学部史学科仏教史学専攻における在籍学生数の比率が高いので改善されたい。

< 勧告を受けた当時の状況や背景 >

文学部史学科仏教史学専攻の在籍学生数比率は平成 9 年度において 1.36 倍であり、昼夜開講制夜間主コースを除けば、1.3 倍を超えているのも同専攻のみである。

原因としては、次の 2 点があげられる。

- ① 文学部は編入学定員を設定していないが、同専攻は指定校編入学試験制度により、編転入生を多く受け入れている。
- ② 留年率が相対的に高い。

< 勧告を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画 >

文学部の在籍学生数の比率は、各学科・専攻は教育上の方針によって入学定員が少ないことから、合格者歩留率の変動や留年生の一時的な増加などにより、影響を受けやすいといえる。

勧告を受けた平成 9 年度のデータは 1.36 倍であったが、それ以降、在籍者総数と収容定員の比率を考慮し、計画的に入学人数を調整した結果、在籍学生数の比率が年々減少し、平成 13 年は 1.17 倍とほぼ適正化した。今後も適正な在籍学生数を保つべく努力していきたい。

< 勧告事項 >

2. 深草学舎において在籍学生 1 人当たりの講義室、演習室が狭隘であるので改善されたい。

< 勧告を受けた当時の状況や背景 >

平成 3 年度から臨時的定員の受入れにともない、特に臨時的定員の多い学部からなる深草学舎が狭隘である。

臨時的定員恒常化の方向性を鑑み、大学として適正規模を確保すべく、検討することが必要である。

< 勧告を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画 >

臨時的定員の返上及び平成 9 年度後期に深草学舎における校舎建築により、在学生 1 人当たりの面積(m²)は、平成 8 年度と比較し平成 13 年度は次のとおり改善した。

- ① 講義室(深草学舎) : 0.95 m² → 1.27 m² (+0.32 m²)
- ② 演習室(深草学舎) : 0.13 m² → 0.19 m² (+0.06 m²)

次年度以降の臨時的定員の返上により、年度を経る毎に数値は改善される見込みである。

＜勧告事項＞

3. 図書館座席数が大宮学舎において不足しているので改善されたい。

＜勧告を受けた当時の状況や背景＞

収容定員における学生一人あたりの座席数が大宮図書館で 0.08 席と深草図書館（0.10 席）、瀬田図書館（0.19 席）と比較し、不足している状況である。ただし、大学院生は、専攻科ごとの合同研究室で研究活動をおこなっていることから、数値ほど狭隘ではないと考える。

臨時的定員との関係が大きく影響しているが、今後の返上により改善の見込みはある。

併せて大宮図書館改修計画を検討する等の抜本的な検討が必要である。

＜勧告を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

大宮学舎は文学部 3 年次生以上と大学院文学研究科生が学ぶ学舎である。

文学部は平成 9 年度に昼夜開講制夜間主コースを開設したことから、平成 11 年度には夜間主コース 3 年次生を受け入れることになった。このこと及び平成 9 年の勧告に対応し、大宮学舎図書館の展覧室を閲覧室に用途変更し、平成 11 年度に 50 席を増設した経緯がある。よって、学生 1 人あたりの座席数は平成 11 年度で 0.10 席、平成 12 年度及び平成 13 年度は 0.09 席となり、平成 8 年度と比し若干改善した。なお、今後は次の将来計画により、大幅に改善する見込みがある。

①平成 13 年度昼夜開講制昼間主コースの臨時的定員を 135 名返上し(820 名→685 名)、さらに平成 15 年に 110 名を返上(685 名→575 名)する予定であること。

したがって、平成 17 年度には大宮学舎の収容定員が 1,933 名になり、一人あたりの座席数が 0.11 席と改善される。

②現在、大宮図書館の改修を機に閲覧スペースを拡張する方向で検討中である。

2) 助言（問題点の指摘に関わるもの）」に関する改善報告について

＜助言の全文＞

1. 学部によっては編入学生数のやや多いところがあるので、編入学生数の定員化等の改善措置を講じることが望まれる。

＜助言を受けた当時の状況や背景について＞

他学部と比し、文学部及び社会学部において相対的に編入学生が多い状況であった。
平成9年度では、文学部（107名）、社会学部（52名）であった。

＜助言を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

社会学部は、平成10年度に社会福祉学科を地域福祉学科、臨床福祉学科に改組転換し、従来の社会学科と併せ3学科とした。この改組に係る文部省申請の際、編入学定員をそれぞれの学科で30名設定した。なお、文学部は編入学定員枠を設定するに至っていないが、今後の教学改革において、考慮していきたい。

＜助言の全文＞

2. 学部によっては留年者数が多いところがあるので改善が望まれる。

＜助言を受けた当時の状況や背景について＞

留年生が多くなると、受講者数の増大を招き、時間割編成や教室不足等の問題が生じる側面がある。単位僅少者に対する学部としての指導体制の強化が必要である。

＜助言を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

各学部とも例年6月までに単位取得状況が思わしくない学生に対し、次のように指導している。

① 単位取得状況が思わしくない学生をリストアップし、演習担当者及び教務委員、その他の教員（学部共通コース等担当者）で懇談と指導を綿密に行っている。

また、各学部教務課においても適宜履修指導を実施している。

② 単位取得状況が思わしくない学生の保護者に対しては、成績表の写しを送付し注意を喚起している。また、全国各地で開催される保護者懇談会において、保護者と個別面談を行い、連携をもって指導を行っている。

（なお、学生をリストアップする基準については、各学部ごとに設定しており、また、①②もそれぞれ別基準である。）

平成8年度と平成12年度を比較すると、改善されている学部もあるが、留年率が増加している学部もある。今後もより一層、きめ細やかな指導体制を確立したい。

また、厳格な成績評価を含め、学生の能力向上と卒業時における質的（学力）保証の方策について、大学レベル及び学部レベルで、これまでの議論や施策を踏まえながら、より一層の有効化を図っていきたい。

＜助言の全文＞

3.学部によっては、教員一人当たりの学生数が多いのでその改善が望まれる。

＜助言を受けた当時の状況や背景について＞

臨時的定員の受入れと昼夜開講制夜間主コース設置との関係が大きい。平成9年度は全学部平均50.1人であり、学部別には、経済学部60.2人、文学部55.0人、法学部54.0人、経営学部53.9人と続いている。

＜助言を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

平成13年度の専任教員1人当たりの在籍学生数は平成9年度と比較し、理工学部を除いて、全体的に環境は改善している。改善した主たる要因は臨時的定員の返上によるものである。

文学部・経済学部・経営学部は平成9年度に昼夜開講制夜間主コースを開設したが、在籍学生数に見合った教員数の確保に努めるべく、専任教員を年次計画で採用してきた結果、改善されつつある。また、経済学部は他学部と相対して数値は高いものの、平成14年4月採用に向け未補充教員の補充に努め、改善する予定である。

＜助言の全文＞

4.大学院研究科専攻によって、学生充足率が低いところが見受けられるので改善が望まれる。

＜助言を受けた当時の状況や背景について＞

充足している専攻と充足していない専攻の隔たりが大きい。特に理工学研究科において未充足が顕著である。

＜助言を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

平成13年度データと比較しても改善されたとはいえない状況である。

いずれの場合も、学生を充足できない原因を明らかにし、充足率を高める必要がある。当該研究科・専攻の特色（例えば、高度職業人養成、社会人教育・昼夜開講制等）を明示し、それを如何に広報するかを検討していきたい。

＜助言の全文＞

5. 一部の大学院研究科においては、学位授与方針・基準の弾力化など課程博士を輩出するための改善努力が求められる。

＜助言を受けた当時の状況や背景について＞

平成8年度までの「課程博士」の学位授与件数は極めて少ない。長い大学院の歴史を持つ文学研究科においては「論文博士」が主流であり、「課程博士」の授与は1件(昭和59年度)のみであった。経済学研究科では平成元年度1件、経営学研究科及び法学研究科は平成8年度に各1件の授与があった。博士学位の授与件数が少ないことは、旧来の伝統的な考え方が残っていると思われる。

また、「論文博士」授与のためにも、まずは、「課程博士」の積極的な授与が望まれる。

＜助言を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

平成9年度以降、研究生制度の充実等、「博士学位」授与につながる環境整備を進めた結果、「論文博士」のみならず、特に助言のあった「課程博士」の授与件数が飛躍的に増した。主たる要因として社会学研究科及び理工学研究科が博士後期課程の完成年度を迎え、博士の学位を授与できる状況が整ったことがあげられる。これら研究科が牽引役となり、さらなる研究の活性化を促進したい。なお、文学研究科については昭和59年度以降「課程博士」の授与はないが、今後は授与する方向で積極的に指導している。

＜助言の全文＞

6. 研究活動の活性化を促し、教員の学位取得を促進させる体制・条件の整備が望まれる。

＜助言を受けた当時の状況や背景＞

「助言」の基礎となった「平成9年8月の龍谷大学点検・評価報告書」では、当時の状況を総括しつつ、「今後の課題」として、一層の研究活動活性化のため、「大学として特色ある研究テーマの設定と重点投資」や「総合的な研究事務体制の充実」など6項目を掲げた。そしてこれらの実現が教員の学位取得をも推進すると考えた。

＜助言を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

①研究活動の活性化については、1999年12月に「研究推進プロジェクト」を立ち上げ、このプロジェクトは、2000年2月に「21世紀における先進的研究政策の確立－国際的に評価される研究の展開と教育・研究哲学の世界への発信－」を答申し、第4次長期計画策定のなかで具体的に検討している。また、研究体制・条件の全般的改善を進めるために「研究部長(教員)」を新設するとともに、研究事務部研究事務課から、研究部研究推進課に組織を変更した。

②学位取得の条件整備については、学内者においては国内外への研究員制度の充実、出版助成の拡充、入試業務の軽減等による研究時間の確保等に努めている。

また、学外で学位を取得した者については届け出によって学内報である「月報」への記載を行っている。

＜助言の全文：相互評価報告時＞

7.教員の授業負担が過大な学部が見られるので改善が望まれる。

＜再度報告が求められている事項：理工学部及び社会学部の改善報告時＞

社会学部について

(2) 若手専任教員の授業担当が負担過重とならないよう配慮されたい。

＜助言及び再度報告を求められた当時の状況や背景について＞

負担の多い学部は平成9年度で、理工学部（教授 9.67 授業時間、講師 7.67 授業時間、助教授 5.94 授業時間）、社会学部（教授 5.71 授業時間、講師 5.63 授業時間、助教授 5.40 授業時間）である。ただし、理工学部については、実験実習科目の担当などにより授業時間数が幾分多くなっている。また、社会学部においても特に若手教員が実習系科目（情報処理実習 135 分授業 1.5 コマ）を担当する傾向があることから、持ちコマ数が多くなっていた。

＜助言及び再度報告を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

社会学部について、平成12年度と平成9年度を比較すると次のようになる。

教授：5.71→5.68(-0.03)、助教授：5.40→5.43(+0.03)、講師：5.63→5.17(-0.46)

平成13年度については、助教授・講師の負担が若干増加している。これは平成12年度退職者（教授3名分）が未補充であることが、主たる要因である。この未補充については平成14年度に補充する予定であることから、負担は軽減される。

コマ数としてはほぼ適正な範囲内に近づいていると思われるが、本学に規定されている授業時間数（教授及び助教授5コマ、講師4コマ）の基準をいずれも超えていることから、教授会における慎重な討議によって、今後も研究条件改善のため努力したい。

＜助言の全文：相互評価時＞

8.一部の学部において教員の年齢構成にアンバランスがあり、若手教員の採用に一層努められることが望まれる。

＜再度報告が求められている事項：理工学部及び社会学部の改善報告時＞

社会学部について

(1) 専任教員に高齢者が多く見受けられるので、年齢構成の適正化に十分配慮されたい。特に、若手教員の一層の充実に努力されたい。

＜助言及び再度報告を求められた当時の状況や背景について＞

平成9年度において、各学部とも極端にアンバランスがあるとは認めにくいものの、偏りがあるのは文学部と社会学部の2学部である。

文学部：専任教員総数73名の内、65歳以上の20名(27.4%)と40～45歳代の15名(20.5%)が、他の年齢と比べ突出している。

ただし、文学部は各学科専攻単位で教員が組織されていることから、学部全体として集計すると、アンバランスが出やすい状況ではある。

社会学部：専任教員総数30名の内、65歳以上と45～49歳がそれぞれ8名(26.7%)と、他の年齢と比べ突出している。一方で30歳代が1名で3.3%と少ない。

＜助言及び再度報告を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

平成9年度と平成13年度を比べると次のとおり評価できる。

文学部：65歳以上の22名(28.2%)と50～54歳の18名(23.1%)が他の年齢と比べ、依然として突出している状況は変わっていない。

しかしながら、各年齢別で見ると、65歳以上は28.2%と0.8ポイント上がっているものの、60歳以上で括ると43.6%と4.3ポイント下がり、35歳以下では12.8%と4.6ポイント上がっている。このことから、徐々にではあるが改善が認められる。

社会学部：平成9年度以降、年齢構成の偏りを是正するよう努めた。また、同学部は平成10年4月に社会福祉学科を地域福祉学科、臨床福祉学科に改組したが、教員採用の際、年齢構成を考慮した結果、平成9年度と比較し次のとおり適正化された。

①各年齢区分においてバランスの取れた人数配置となった。

②65歳以上が、平成9年度は8名(26.7%)であったのに対し平成13年度は5名(12.5%)と大幅に改善した。

③39歳以下が、平成9年度は1名(3.3%)であったのに対し平成13年度は7名(17.5%)と飛躍的に若年化した。

＜助言の全文＞

9. 図書館職員がやや少ないように見受けられるので改善が望まれる。

＜助言を受けた当時の状況や背景について＞

大学図書館実態調査(社団法人日本私立大学連盟)をもとに算出した図書館専任職員1人当たりの奉仕対象者数を見れば明らかであるが、他大学と比較し、図書館職員数が相対的に不足している。大学図書館の運営方法ならびに業務改善等を含め総合的に検討する必要がある。

＜助言を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

平成 12 年度の同調査と比較すると、図書館専任職員 1 人当たりの奉仕対象者数は増えていることから改善されているとは言えない。ただし、本学の場合、平成 9 年度に開設された昼夜開講制夜間主コースに対応し、開館時間延長を行うとともに、専任職員と臨時職員の業務をそれぞれ相対化した上で次のような業務改善及び人員配置の改善を行った。

改善内容は、従来、専任が行っていた業務のなかで、「図書の受入れ・整理」や「遡及入力」等の定型的な業務を外注化（臨時職員）することにより、閲覧事務の強化や地域開放ならびに展覧・広報にかかる事務が行えるようになったことがあげられる。

この改善を根拠とし、図書館職員数については、平成 8 年度と比較すると専任職員は 2 名減ったものの臨時職員を 10 名増員した。よって、臨時職員を含めた図書館職員 1 人当たりの奉仕対象者数に限って見ると、関西圏の私立大学と比し、平均的な位置を占めている。

専任職員数については改善はなされていないが、今後も業務内容の精査を含め、総合的に検討を重ねていきたい。

＜助言の全文＞

10. 国際文化学部においては、その理念・目的に照らして留学生・帰国生徒比率が低いので改善が望まれる。

＜助言を受けた当時の状況や背景について＞

留学生として設定されている入学定員 60 名を満たしていない状況であることから、学費及び入試広報等総合的に改善策を検討する必要がある。

＜助言を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

平成 13 年 5 月 1 日における留学生・帰国生徒の人数は以下のようになる。1 年次 67 名、2 年次 27 名、3 年次 31 名、4 年次以上 35 名。国際文化学部における留学生定員は入学定員 360 名中 60 名である。平成 13 年度 1 年次生は 67 名と大幅に改善したが、これは以下のような募集活動の強化策を実施した結果であると考えられる。

1. 優秀な留学生を確保するため、平成 12 年度より全留学生に対して学費（入学金、授業料、施設費、実験実習費）の 50% 減免を実施した。
2. 国内の協定校 4 校との協定更新を行い、新たに協定校 3 校をも開拓し、協定書を締結した。
3. 海外協定校である甘泉中学校高中部（中国上海市）への訪問を平成 12 年 5 月 29 日から 30 日に行い、協定の更新を行った。
4. 日本留学フェアに参加し、インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム・韓国において入試広報を行った。
5. 上記 2. の協定校である（財）関西国際学友会日本語学校（大阪市）と河合塾トライデント外国語専門学校（名古屋市）に赴き、学生に大学案内を兼ねた入試説明を兼ねた入試説明会を行った。
6. （財）日本国際教育協会主催の外国人のための入学説明会、財団法人（財）京都市国際交流協会主催の外国人留学生のための進学相談会にて、入試説明会を行った。
7. 4 月入学の定員を確保するため、入学試験を 2 回（1 2 月、2 月）実施する体制をとった。

上記のような努力の結果、留学生の入学定員充足率は上昇傾向にあり、特に平成 13 年度入学予定者数については、定員枠を越える結果となった。

ただし今後とも継続的に留学生・帰国生徒を一年度で 60 名以上受け入れられるようにするためには、さらなる改善策が必要であると考えられる。留学希望者の日本への志望校決定への動機については、①受け入れやすい大学の立地条件、②奨学金受給条件、③宿舍入居条件等に左右されやすい事情があり、これらの動機に応えていく継続的対策が不可欠である。

このような継続的対策は国際文化学部が受け入れていきたい留学生・帰国学生の多様化への布石であるとともに、同様に留学生・帰国学生を確保したい他大学との競合への対応策としても重要であるので、少しでも早い実現を検討していきたい。

3)「再度報告が求められている事項」に関する改善報告について

＜再度報告が求められている事項＞

一般教養的教育について

特に、外国語科目、保健体育科目の兼任教員への依存度が高いので是正されたい。

＜再度報告を受けた当時の状況や背景＞

大学設置基準の大綱化にともない、従来の一般教育、専門教育の科目区分を廃止し、また、担当者区分も廃止した。このことにより、担当者区分にとらわれず、教員個々の専門領域を生かした科目の担当が可能となった（基礎ゼミナール、外書購読等）。一方で、そのコマ数分を兼任講師に依存することとなった。

平成 9 年度は兼任教員の実人員は減少しているものの、兼任教員一人あたりの担当コマ数との関係を勘案すると、大幅な軽減とはなっていない。

＜再度報告を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

大学設置基準大綱化の趣旨や本学のカリキュラム検討経緯からすれば、増員人事を行わない限り大幅な改善は望めず、また、増員人事は財政的な側面からも容易ではない。

外国語科目については、平成 10 年度に社会学部社会福祉科を地域福祉学科、臨床福祉学科に改組したことに伴い、英語担当教員 1 名、中国語担当教員 1 名を増員した。

保健体育科目については、増員はしていないものの、必修科目「スポーツ技術学」を 2 名の専任教員が 5 コマずつ担当するなど、教育責任を持ちうる体制をとっている。

しかしながら、再度報告を求められた平成 9 年度以降、純粋な増員人事等の根本的な改善策はとっていないが、現在、大学内に瀬田学舎カリキュラム検討委員会を設置し、教養教育のあり方について検討を行っている。

勧告のあった外国語科目、特に必修科目の英語については、少人数による到達度別クラス編成による授業展開を検討しており、学生個人の到達度に応じた教育のあり方を模索している。

したがって、兼任講師に対しても従前にも増して、本学が求める教養としての英語教育を理解してもらう必要があり、授業内容や進捗状況の連絡を密にするなど、学生に対する教育内容について、専任教員と兼任教員が相互に共通した理解を得られるよう検討している。

4)「付記事項」に関する改善報告について

<付記事項>

社会学部の専任教員の研究活動の活性化について

<当時の状況や背景>

社会学部は社会学科及び地域福祉学科、臨床福祉学科で構成されているが、ともに研究領域が広範であることから、学科単位で共同研究体制をとるよりも、個人または他の関係領域の研究者と連携をとりながら研究を進めている状況である。

本学における学会活動としては、「龍谷大学社会学部学会」が設置されている。

<付記事項への対応方法、改善状況、将来計画>

研究の活性化を図るべく大学及び学部として次のような研究体制を整備した。

①「国際社会文化研究所」の設置

平成8年度、瀬田学舎において国際文化学部が開設されたことに伴い、今後、異分野の研究者との交流及び新たな共同研究テーマの設定等を促進するため、従来の「地域総合研究所」を社会学部と国際文化学部を基礎にした「国際文化研究所」に発展的に改組した。

このことにより、社会学部（特に社会学科）教員と国際文化学部教員等による学際的な共同研究が可能となった。2001年度の両学部教員による共同研究課題は「アジアの女性と家族に関する国際比較—日本・韓国・中国・タイ・インドネシアの比較研究—」「地方分権時代における市民活動と大学の連携」である。

②「福祉フォーラム」の設置

少子・高齢化問題や家族問題、過疎・過密問題が深刻となっている現代社会において、その解決が望まれるとともに、来るべき福祉社会のための新しい思想・技術・システムの開発や時代に即した社会福祉実践が強く求められている。龍谷大学福祉フォーラムは「平等・自立・内省・感謝・平和」という本学の建学の精神を基とし、社会福祉の発展をはかる場として設立され、主に次のような事業をおこなっている。

- (1) 交流事業：地域の健康福祉課や予防医学センター、義肢関係や電機関係の企業、さらには他大学で特定研究成果を報告する共同研究会を開催し、新しい福祉のあり方を研究している。
- (2) 共同事業：自治体や福祉・保健・医療関連機関などから受託した研究や調査事業を実施している。
- (3) 教育事業：RECコミュニティカレッジと共同開講で多彩な講座を開講している。

具体的には、生涯学習事業としての講座、リカレント教育事業としてのホームヘルパー、社会福祉士国家試験の対策講座などを開講している。

③社会学部としての取組みについて

社会学部では、本学部専任教員を中心として院生及び学生も含めて『龍谷大学社会学部学会』を組織しており、機関紙『龍谷大学社会学部紀要』を年二回発行するとともに、学術講演会を毎年実施しており、教員の研究活動に供しているところである。

また今年度より事業委員を設けるとともに、『龍谷大学社会学部ジャーナル』も新たに発刊する予定であり、その活動のさらなる強化を図っているところである。

5)「参考意見（付記）」に関する改善報告について

<参考意見（付記）の内容>

文学部の教育課程について、教理史、教学史、教義学と真宗学、仏教学との区別がわかりにくい、仏教学の基礎言語としてサンスクリット語、チベット語、パーリ語の教育の充実が必要ではないか、現代仏教、世界の仏教の研究が望まれる、パーリ語の文献研究、上座仏教学が弱いのではないか、との意見があった。

<参考意見（付記）を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画>

①「文学部の教育課程について、教理史、教学史、教義学と真宗学、仏教学との区別がわかりにくい」については、龍谷大学では従来より慣例的に、単に「教理史・教学史・教義学」の教科名を使用した場合は真宗学科の講義内容を指してきた。それに対して仏教学科では「インド仏教教学史」「中国仏教教学史」「日本仏教教学史」など、「教学史」の上に固有分野の名称を冠してきた。これは龍谷大学が真宗学中心の大学であることを意味してきたといえよう。

しかし、今日的に考えると、指摘のとおり上記タイトルでは真宗学と仏教学との混乱は避けられないと考える。そこで、近い将来、カリキュラム編成を大幅に再構築する必要性を感じているので、その折に改めたいと思っている。

②「仏教学の基礎言語としてサンスクリット語、チベット語、パーリ語の教育の充実が必要ではないか」については、講義題目上に語学の科目として表記されるのは「サンスクリット語Ⅰ・Ⅱ、チベット語Ⅰ・Ⅱ、パーリ語」など、5科目のみで少なくみえるが、これらはいずれも文法のみを指している。このほかに科目名として表記されていないが、インド学講読や仏教文化学講読の中から5講座を言語講読に当て、それぞれ上記の語学テキストを使用した講読を行っている。従って基礎言語に関する開講数は合わせて10科目となっている。これによって仏教学の基礎言語としては充分であろうと考えている。

③「現代仏教、世界の仏教の研究が望まれる、パーリ語の文献研究、上座仏教学が弱いのではないか」については、現代の仏教や世界の仏教に関しては「仏教と異思想」・「現代アジアの仏教と社会」という2科目を設置して上座部仏教と対比しながら講義をすすめている。

また、「パーリ語の文献研究」は②にも触れたとおり「インド学講読 A」においてパーリ本と漢訳本を対照した講義がなされている。

＜参考意見（付記）の内容＞

社会学部社会福祉学科では国家試験の合格率を高めるよう教育内容・方法の改善が必要ではないかとの意見があった。

＜参考意見（付記）を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

当初、社会福祉士国家試験対策として大学院生作成による模擬試験問題を希望学生に受けさせてきたが、ここ数年来、滋賀県社会福祉士会の協力をえて、特別研修講座「社会福祉士国家試験対策講座」として受験対策を制度化した。その結果、平成 10 年度の国家試験合格率 18.8%から、平成 11 年度には 30.4%、平成 12 年度には 32.6%とその向上をみているところである。なお、本年度（平成 13 年度）より学生自習用パソコンを利用して過去問題を解く受験対策も行う予定である。

＜参考意見（付記）の内容＞

3 キャンパスに分散した地理的難点を克服する努力や学部間の連携、研究所との連携などについて一層努力されることが期待されとの指摘があった。

＜参考意見（付記）を受けた事項への対応方法、改善状況、将来計画＞

①学生交流について

深草学舎を基点として、大宮学舎及び瀬田学舎間でスクールバスを定期的に運行している。深草学舎と大宮学舎間のスクールバスは、平日で深草→大宮間で 19 本、大宮→深草間で 20 本運行しており、乗車時間は 15 分程度である。文学部が両学舎にわたりカリキュラムを展開しているが、特に支障はないと考える。

次に深草学舎と瀬田学舎間のスクールバスは、平日で深草→瀬田間で 14 本、瀬田→深草間で 17 本運行しており、乗車時間は 35 分程度である。カリキュラム上の相互乗り入れは基本的にはないが、課外活動において学生移動やクラブ交流を促進するため、その利用頻度は高いといえる。

②学部間及び研究所との連携について

各研究所間の高度化及び連携については、全学的な研究拡充・促進機関である「全学研究委員会」が研究の高度化・活性化を図り、「研究所長等懇談会」が 4 研究所の連携強化をはかっている。

また、学際的な共同研究では、特定学部や学舎の教員に偏らず構成されている。

③学舎間高速ネットワークの構築について

3学舎間に50MbpsATMネットワークを構築し、メールを通じた意志疎通や大量の資料送付を可能とするとともに、簡易版TV会議システムを導入し、短時間でかつ少人数の遠隔会議開催を実現している。

また、教職員向けWebを立ち上げ、重要文書等情報の学内周知に活用している。

④3学舎の図書館利用について

利用者所在の学舎図書館において他学舎図書の貸し出しを受けられるよう、学内便にて図書を交換し、学生・教職員の利便性をはかっている。

第20章 情報公開・説明責任（学部・大学院）

第1節 理念・目標

- ①大学財政の社会的責任を自覚し、教学アカウンタビリティに対応した財政を展開するとともに、学生や社会等から理解が得られるかたちでの情報の公開をめざす。
 - イ）学生・保護者全員を対象にした財政公開を行う。
 - ロ）ホームページ*等にも財政を掲載し、広く社会にも公開する。
- ②情報公開を進める一方、個人情報の保護に関する規程等を定め、大学関係者の個人情報の適切な管理に努めていく。

*ホームページ： <http://www.ryukoku.ac.jp/university/zaisei/index.html>

第2節 財政公開

【財政公開（学部）】

A 群・財政公開の状況とその内容・方法の適切性

1. 財政公開の状況および内容・方法の現状と評価

- ①私立学校法の定めに基づき、学校法人龍谷大学寄附行為第31条の2において、財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書および監事による監査報告書を学長室および財務部に備え置き、閲覧に供している。特に、収支計算書については学校法人会計基準で定められている資金収支計算書・消費収支計算書の他に、本学独自の「事業目的別収支計算書」についても同様に閲覧に供しており、積極的な財政公開に努めている。
- ②大学広報誌「龍谷（学内版）」を発行して、保護者への郵送および学内配布等によって公開している。
 - イ）広報誌「龍谷（学内版）」を年3回発行し、それぞれ当年度予算（6月上旬）、前年度決算（7月中旬）、翌年度学費（8月中旬）を掲載している。学費の主な負担者である保護者に対して郵送し、保護者全員の手元にいきわたるようにしている。
 - ロ）当年度予算については事業目的別予算書総括表、資金収支予算書総括表、消費収支予算書総括表とともに、予算の使途・実施予定事業の内容を掲載し、本学の財政運営に対して理解を深めてもらうように努めている。
 - ハ）前年度決算については、事業目的別収支計算書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、独立監査人の監査報告書および監事の監査報告書を掲載している。また、決算の要点をQ&Aにまとめ、本学の財政運営に対して理解を深めてもらうように努めている。
 - ニ）翌年度学費については、決定後は前述の「龍谷（学内版）」を直ちに発行し、理解を得られるよう努めている。
- ③大学広報誌「龍谷（学内版）」発行後はホームページ上にも前述と同じ内容を掲載し、広く社会にも公開している。前年度決算については、理事会承認後5月末までに（「龍谷（学内版）」発刊前に）暫定的にホームページにその内容を公開している。なおホームページには2001年度決算以降の予算決算内容も掲載している。
- ④理事会および評議員会で報告した「事業報告書」の要約・抜粋もホームページ*に公開している。

このように本学においては、保護者・学生・教職員等の大学におけるステークホルダーのみならず、広く社会に対して本学の財政状況を公開することで、学生納付金・補助金の使途や本学財政状況の健全性を理解してもらうために努めている。特に、単なる数値のみの公開でなく、教学活動における具体的な効果を明記し、支出の意図を理解できるよう努力していることに特徴がある。

また、決算においては、学校法人会計基準で定められた計算書類である「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」に加えて本学独自の「事業目的別収支計算書」を公表している。これは、使途をより明確にし、本学の財政状況に対するより深い理解を得ることをめざしているものであり、今後も引き続き実施していく。

同時に学費についても前期・後期の納付時期だけでなく、次年度学費決定後直ちに詳細について周知をはかっており、予算公開・決算公開とあわせて、納められた学費がどのように使われているかが理解できるよう配慮している。

*ホームページ : http://www.ryukoku.ac.jp/suuji/pdf/16_h16_jigyō.pdf

2．今後の課題と改善方策

公開は既に一定の効果をあげており、引き続き継続していくことが重要である。また、より理解の促進をはかるために、公開の内容・方法の改善に努めていく必要がある。

第3節 自己点検・評価の公表

【自己点検・評価（学部・大学院）】

A 群・自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性（学部・大学院）

B 群・外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性（学部）

1. 自己点検・評価結果の学内外への発信状況と評価

- ① 本学は、自己点検・評価の結果については、学生や社会に公表することを原則としている。なお、長期計画や財務等大学の管理運営の基本に係わる事項については、部局長会の審議を経て、その公表内容・方法等を決定している場合もある。
- ② 最近は、各部署が所管する業務との関連で行った自己点検・評価を中心に公表しているが主な公表事例は次のとおりである。
 - イ) 「2004 年度事業報告書（要約・抜粋）」（ホームページに掲載）
 - ロ) 「2001 年度決算」、「2002 年度予算・決算」、「2003 年度予算・決算」、「2004 年度予算・決算」、「2005 年度予算」、「格付け<AA>」（ホームページに掲載）
 - ハ) 「2003 年度授業アンケート、学習に対する意識・実態アンケート」、「2004 年度学生による授業評価調査（授業アンケート）」の全学集計の結果をホームページに掲載<学内のみ>）なお、各部署が所管する業務との関連で行われた自己点検・評価のまとめ（実態調査や業務遂行結果の集約等）は、冊子として発行され、学内を中心に学生および教職員に公表されている。
- ③ 全学的な自己点検・評価のまとめである「開発 第1部―「教育活動」および「学術研究活動」―1993 年度」、「開発 第2部―「管理・運営」及び「財政」―1997 年度」については、いずれも各大学へ郵送等により公表してきた。今回の認証評価を受けるためにまとめた「点検・評価報告書」等についても公表していく。

2. 外部評価結果の学内外への発信状況と評価

- ① 最近行われた外部評価の公表事例は、次のとおりである。
 - イ) 「理工学部卒業生に対する調査報告書」（2001 年度）
 - ロ) 「JABEE」（理工学部物質化学科：2002 年度）
 - ハ) 「第4回 外部評価報告書」（理工学部物質化学科：2004 年度）
 - ニ) 株式会社格付投資情報センター(R&I)より「AA⁻（ダブル A マイナス）」の格付けを取得（2005 年度）
- ② 外部評価を受けた事例は、まだ少ない。

3. 今後の課題と改善方策

「外部評価」が行われた場合は、それを公表することを原則とするが、まず、各学部・研究科単位で、卒業生・企業等による外部評価を導入していく具体的な段取りを検討することが先決である。

第4節 大学関係者の情報公開請求等への対応

1. 財務資料の公開請求に対する対応の現状と評価

- ①本学は、各年度の予算・決算については、前述のとおりホームページ上で社会に公表することによって、本学の関係者（教職員・学生・父母・卒業生）からの情報公開請求に積極的に対応している。
- ②財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書については、「第16章 管理運営（学部・大学院）」で述べたとおり財務部に常に備えられており、本学の関係者は、これらを供覧できるようになっている。

2. 個人情報の保護と閲覧請求に対する対応の現状と評価

本学は、前述のような情報公開を進める一方、「個人情報の保護に関する規程」および「個人情報の保護に関する細則」を制定し、個人情報の管理が適切に行われるよう体制を整備した。

- ①前述の規程等に定められた個人が、当該の個人情報に限って、その閲覧を請求することができるようになっている。
- ②2004年度から新入学生に対して配布する「規程集」に掲載し、①の規程等の存在の周知に努めている。あわせて、ホームページ*に個人情報の保護と閲覧請求についても掲載している。

3. 今後の課題と改善方策

- ①財務資料の公開請求、個人情報の閲覧請求があった場合は適正に対応していく。
- ②大学の諸活動については、自己点検・評価活動を通じて、今後とも積極的に公開していきたい。
- ③大学の有する情報については、情報公開のための制度を整備し、情報公開請求に関する手続についても検討していきたい。

*ホームページ : http://www.ryukoku.ac.jp/web/infoshare/privacy_p.html

終章 自己点検・評価のまとめ

今回は、大学基準協会の相互評価（認証評価）を受けるために、1997 年以來の 10 年ぶりに、大学基準協会の指定する評価項目に沿って本学のほぼすべての業務にわたって自己点検・評価を行った。その結果、各部署の成果や問題点を具体的に把握することができ非常に有効であった。今後は、その成果を継承し、問題点をどのように克服していくかが、大きな課題となる。

しかし、網羅的な自己点検・評価であるが故に、成果と課題の総花的な把握に終わるリスクもある。成果と問題点を総花的に把握するだけでは、膨大なエネルギーを費やした自己点検・評価の意義が明確にならず、その後の活動にも活かさない。重要な点は、今回の活動をとおして得られた各部署の成果と問題点を包括的に把握して、本学の今後の発展を展望する上で有意義な成果(萌芽的な成果も含む)と克服すべき主な問題点を明確にすることである。この視点から、現時点で考えられる今後の課題をいくつか提起し、今回のまとめとしたい。

1. 教学の質を高める課題

1) 教育の質的充実に向けて

大学基準協会の評価項目に「各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性」を評価する個所がある。この評価項目は、単に学生の質を測る技術的な方法だけを問うているのではなく学生や卒業生の質を確保（または保証）するために大学が打つべき具体的な手立て、つまり改革の具体的な目標を見いだすためのものと解する。

このような改革目標を見いだすためには、何を教えるのか、どのように教えるのか、学生はどのように理解したのか、教育の効果はどの程度あがっているのかという、教育のプロセスとその結果について、長期的視野に立った全学的・総合的・継続的な評価活動が必要である。

本学においても学生の質の向上をめざすさまざまな取り組みが行われている。カリキュラム改革、高大連携システムの構築、留学支援、キャリア開発支援、課外活動支援、学生ベンチャー支援、学生ボランティア活動支援、情報教育と情報基盤の整備、自主学修施設の整備等々、多様な形で学生の成長を促すための活動が熱心に取り組まれている。しかし、これらの活動を全学的に集約し、それぞれの目標に沿った総合的・継続的な評価が行われてこなかったため、その成果と今後の改革の方向性(目標)が教職員に共有されているとは言い難い。

学生や卒業生の質の向上をめざす政策は多方面にわたるが、その政策の相互の関連性に留意し、一体として遂行していくことが重要である。統一的視点を欠いた政策を個別に実施しても、それは対症療法的になりがちで、政策全体の戦略的意義を低下させてしまうことにも留意しなければならない。今日においては、学生や卒業生の質の向上をめざす仕組みの構築は大学間競争の主要な側面の 1 つでもある。その達成度を把握し、その仕組みや成果を広報することは、優秀な学生を確保する上で戦略的な意義を持っている。

また、他大学の先行事例から積極的に学ぶ姿勢を持つことも必要である。ある私立工業大学は「教育付加価値日本一」をめざしており、その取り組みは容易には真似ができないレベルであると聞く。また、特色ある英語教育を行い効果をあげている女子短大の例もある。こうした先進事例の調査・分析を行い、そこから学ぶ取り組みも行うべきである。

以上のような取り組みは、FD 活動の一環としてなされるべきである。FD 活動は、優れた教育実践の集約や普及を行うとともに、教育の質的充実に向けた課題の提起ができる段階まで高めていくことが重要である。FD 活動の成果は、長期的・継続的な事例研究や実態調査・分析等を重ね、その試行錯誤の中から生まれてくるものである。

本学の FD は、「第 5 章—10 教育改善への組織的取り組み」で述べたように、萌芽的な成果はあがってはいるが、教育の質的な向上に向けた具体的な改革課題を本格的に提起できる段階には至っていない。この活動の遅れは、今後、本学の教育の質的向上をめざす上で大きな障害となりかねない。本学の FD 活動をさらに強化するために、以下の課題を提起したい。

- ①教育の質的充実とは、教育の結果としての「学生の質、卒業生の質」の向上のことである。その視点から本学における教育の質的充実をめざすためには何が必要なのか、特に学生の立場に立って総合的な評価を行い、その課題の抽出（目標の明確化）に努め、その全学的共有化をはかること。
- ②学内のみならず、他大学の事例の調査・分析も行い、そこでの先行事例からも積極的に学ぶこと。
- ③教育の総合的な評価活動も大学教育開発センターが取り組むべき課題に含めるとともに、大学教育開発センターの活動目的をさらに具体的にすること。
- ④これらの活動と併せて、「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」等の競争的企画にも積極的に応募していくこと。

2）研究活動の一層の活性化に向けて

本学は総合大学であり、多様な研究分野を持った研究者（教員）を多数擁している。その研究活動は、教員の内発的な契機と意欲に基づいて行われており、今日まで大きな成果をあげてきた。研究活動の活性化が教学の質を高めることはいうまでもない。

第4次長期計画においては、教員の多様な研究分野を支える恒常的な基盤整備を基礎にしつつ、「選択的分野においては世界水準を追求する」ことを目標にして研究活動の質的充実に努めてきた。特に、研究活動の高度化をめざす重点施策の1つとして「人間・科学・宗教総合研究センター（人間総研）」を立ち上げ、学外の競争的研究資金の積極的な獲得をめざしてきた。その結果は「第10章 研究活動と研究環境（学部・大学院）」で述べたとおり、「選択的分野においては世界水準を追求する上での新たな基盤を形成しつつある」段階に至っている。今後は、一步進めて文字通りの「世界水準」への到達が求められる。本学は、第4次長期計画が開始されてから、研究活動の高度化のために「選択的分野」に対して重点的な投資を行ってきた。こうした研究に対する戦略的な姿勢が確立できたのは、本学の長い歴史の中においては初めてのことであり、第4次長期計画の貴重な成果の1つである。ただし、こうした戦略的な重点投資は、個々の教員の内発的な動機に基づく基盤的な研究活動を重視していくことと両立させながら遂行していくことが重要であり、それなくして「選択的分野云々」もあり得ない。両者のバランスをはかりながら研究政策を遂行していくことは大学執行部である部局長会の重要な役割の1つである。また、学外の競争的研究資金を獲得した場合は、その研究活動に対する評価を行い、説明責任を果たしていくことが求められている。この経験を活かして、本学における研究評価のあり方について検討を深めていく必要もある。

以上を総合して、本学の研究活動の一層の質的充実をはかるために以下にその課題を提起する。

- ①「選択的分野においては世界水準を追求する」ためにどのような研究テーマを設定すべきかという課題は、本学の研究活動の高度化に向けた戦略的な意義を持つ。従来のボトムアップ型だけではなく、大学執行部がその研究テーマの設定に際し、イニシアティブを発揮すること。
- ②基盤研究のサポート体制とのバランスを保ちながら、研究政策に対する戦略的な姿勢を堅持していくこと。
- ③研究活動を促進する立場から、研究評価のあり方について、さらに検討を深めること。

2．情勢の変化と部局長会のリーダーシップ

本学の大学経営の特徴は、長期計画方式である。第1次長期計画から今日まで、部局長会のイニシアティブの下で、長期計画により改革すべき目標と計画を明確にし、その目標実現に向けたゆまぬ努力を続けてきたからこそ、今日の本学がある。この間の教訓として踏まえておくべきことは、本学が社会の要請と時代の変化に機敏に反応し、それに主体的に対応する能力を持っていたからこそ、適切な長期計画を策定し得たということである。

一方、本学を取り巻く情勢は一段と厳しくなっている。最近、近隣の私立総合大学2校が、新学部を創設し合せて1,000名もの入学定員の増員を行った。これによる本学への影響は少

なくないと思われる。大学全入時代に突入しつつある今日の大学間競争は、生き残りをかけた競争となりつつあり文字通り生存競争という局面を強めてきている。

さらに本学の長期計画自体の性格も変化している。第1次～第3次長期計画までは、先行する私立総合大学が擁する教学分野に追いつこうとする側面（学部・学科の増設等）が強かった。第3次長期計画により総合大学としての体制を整えてからは、教学の質的充実の必要性が学内で論議され、それは第4次長期計画の課題として引き継がれ今日に至っている。つまり長期計画による重点課題は教学の量的整備から質的充実に移行したといえる。

こうした本学を取り巻く情勢と長期計画の性格の変化に対応して、本学の新たな峰を築き上げるうえで重要なことは、本学の政策決定に責任を持つ大学執行部である部局長会のリーダーシップを一層高めることである。

部局長会が重要な政策決定に当たり、学生を含む大学構成員の意見を聴くべきことは言うまでもないことである。しかし、重要なことは、学内の総意を基礎に、激しく変化する社会情勢や高等教育情勢の先を読みとり、教学の質的充実に向けた継続的なリーダーシップを部局長会が発揮することである。

本学の大学執行部である部局長会の積極面と改善課題等については「第16章 管理運営(学部・大学院)」で述べたとおりである。特に任期制（2年）の学部長（理事）が多数を占める部局長会の構成は、教学重視の大学運営を担保してきた積極的側面と同時に政策執行の継続性や情勢への機動的対応等については問題を含んでいるという負の側面とが併せて指摘されている。ここで留意しなければならないことは、今日の本学を取り巻く情勢の下では、この負の側面が、本学の管理運営面における大きな弱点に転化する可能性も否定できないということである。

本学の部局長会を含む意思決定のあり方については、本学創設の歴史的背景をも踏まえて何度か議論されてきたが、結果として現行体制の積極面を評価し、それを維持してきた経過がある。現段階では、それに代わる具体的な提案はないが、長期的な視野に立って、現行の体制で今日の情勢変化に対応し得るのかという点も含め、本学のガバナンスのあり方を検討していく必要がある。

3. 今後の大学評価の在り方

今回の全学的な自己点検・評価活動を通じて改めて強く感じたことは、「点検・評価報告書」の各章で述べてきたとおり、本学においても教学活動の多くの領域で、今日の大学に求められるさまざまな取り組みが進められてきているということである。これらの取り組みは今後の本学の発展につながる貴重な成果である。しかし、その取り組みを大学として集約し、その中から次の改革につながるような課題や教訓を抽出しようとする試みはかなり弱い。

およそある取り組みを企画し、継続し、それを発展させようとするならば、当初の目標と比較してどのような成果をあげたのか、今後さらに発展させるためには何が課題なのか等々の評価を行い、それを方針決定に役立てるというプロセスを当然経るべきである。自ら計画したある活動の成果や優位性、問題状況を客観的なデータによって示すことは、その取り組みに対する説得性を高め、問題点を明確にするだけでなく、次に取り組むべき課題（目標）も具体的になり、教職員の姿勢も積極的になる。こうした評価活動は一部の部署で行われているが、全学的に定着しているとはいえない。こうした取り組みを促進するために、以下のとおり課題を提起する。

- ①各部署が改革目標を設定し、その目標達成のプロセス、達成度を評価する仕組みを検討すること。特に学生や卒業生の質の向上をめざす先進的な取り組みについては、必ず評価を行い成果と問題点を集約し、全学に広めること。優れた事例には優先的な予算措置も講じること。また褒賞制度の導入も検討すること。
- ②各部署の取り組みについては、毎年自己点検・評価を行い、それを学内外に公表することを原則とすること。
- ③外部評価を全学的に行っていく具体的な方針を検討すること。
- ④大学評価データベース（仮称）の構築に向けた検討を開始すること。